

会計検査院は、日本国憲法第 90 条の規定により、国の収入支出の決算を検査し、会計検査院法第 29 条の規定に基づいて平成 21 年度決算検査報告を作成し、平成 22 年 11 月 5 日、これを内閣に送付した。

この検査報告には、歳入歳出の決算に関する事項、法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めた事項、意見を表示し又は処置を要求した事項、会計事務職員に対する検定等について記載した。

また、国有財産、物品等国の財産等に関する検査事項及び会計検査院法その他の法律の規定により検査をしている政府関係機関等の会計に関する事項についても記載した。

なお、会計検査院は、平成 22 年 9 月 7 日、内閣から平成 21 年度歳入歳出決算の送付を受け、その検査を行って平成 22 年 11 月 5 日内閣に回付した。

# 平成 21 年度決算検査報告 目次

目

(不当事項の件名の後に付けてある( )内)  
の数字は不当事項の一連番号を示す。

次

	ページ
第 1 章 検査の概要	1
第 1 節 検査活動の概況	1
第 1 検査の方針	1
第 2 検査の実施	4
第 2 節 検査結果の概要	6
第 1 事項等別の検査結果	6
1 事項等別の概要	6
2 第 3 章の「個別の検査結果」の概要	9
3 第 4 章の「国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」の概要	38
第 2 観点別の検査結果	39
第 2 章 決算の確認	47
第 1 節 国の決算の確認	47
第 1 一般会計	47
第 2 特別会計	47
第 2 節 国税収納金整理資金受払計算書の検査完了	49
第 3 節 政府関係機関の決算の検査完了	49
第 4 節 国の決算金額と日本銀行の提出した計算書の金額との対照	49
第 1 一般会計	49
第 2 特別会計	49
第 5 節 国会の承諾を受ける手続を採っていない予備費の支出	50
第 3 章 個別の検査結果	51
第 1 節 省庁別の検査結果	51
第 1 国会	51
(参議院)	51
不当事項	51
予算経理	51
情報処理システム関係業務に係る請負契約において、契約相手方を決定する前に契約の対象となるべき業務の履行を開始させたり、契約の履行が完了する前に契約代金を支払ったりしていたもの[参議院](1)	51

第2 裁 判 所	54
不 当 事 項	54
目 役 務	54
清掃業務請負契約において、清掃員の人工数を誤って算出したため、契約額が割高となっていたもの〔前橋地方裁判所〕(2)	54
第3 内 閣	56
意見を表示し又は処置を要求した事項	56
府省共通業務・システムについて、最適化の実施及びその評価等を適切に行い、費用対効果を踏まえた同業務・システムの構築等を図ることができるようにするとともに、担当府省との間で所要の調整を行うよう意見を表示したもの	56
平成20年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	63
電子申請等関係システムの利用状況について	63
第4 内 閣 府	65
(内 閣 府 本 府)	65
不 当 事 項	65
予 算 経 理	65
大型電子計算機システムの賃貸借等に当たり、支出負担行為等の契約手続を経ることなく前年度中にハードウェア等の移行作業を実施させ、当年度に契約を締結して、これに係る経費を含む契約金額を当年度の歳出予算で支払っていたもの〔経済社会総合研究所〕(3)	65
工 事	67
中央防災無線網の整備に当たり、耐震施工が適切でなかったため、地震時における多重無線通信設備等の機能の維持が確保されていない状態となっていると認められたものの〔内閣府本府〕(4)	67
平成20年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	70
(1) 新設等工事により取得するなどした国有財産等の国有財産台帳等への記録について	70
(2) 内閣府本府における電子申請等関係システムの利用状況について	70
(宮 内 庁)	71
不 当 事 項	71
物 件	71
花園院宸記コロタイプ複製製造契約において、関係者との間の費用の負担割合を誤ったなどのため、予定価格が過大となり契約額が割高となっていたもの〔宮内庁〕(5)	71
(公正取引委員会)	73
平成20年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	73
電子申請等関係システムの利用状況について	73
(警 察 庁)	74
不 当 事 項	74

予算経理・補助金	74	
物品の購入等に当たり、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な会計経理を行って警察装備費、需用費等を支払っていたもの〔1 管区警察局、2 管区警察学校、9 道府県警察〕(6)–(17)	74	
平成20年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	79	目次
電子申請等関係システムの利用状況について	79	
(金融庁)	80	
意見を表示し又は処置を要求した事項	80	
株式会社整理回収機構が保有する平成11、12両年度の整理回収業務から生じた利益に係る資金について、その有効活用を図るため、預金保険機構を通じて国に納付させるなど、国の財政に寄与する方策を検討するよう意見を表示したもの	80	
第5 総務省	88	
不当事項	88	
予算経理	88	
物品の購入等に当たり、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な会計経理を行って庁費等を支払っていたもの〔5 総合通信局〕(18)–(22)	88	
補助金	90	
補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの	90	
(1) 市町村合併推進体制整備費補助金が過大に交付されていたもの〔総務本省〕(23)–(35)	91	
(2) 情報通信人材研修事業費補助金が過大に交付されていたもの〔総務本省〕(36)	93	
(3) 省エネルギー型地上デジタルテレビジョン普及加速対策費補助金等により造成した基金が過大に使用されていたもの〔総務本省〕(37)	94	
(4) 情報通信格差是正事業費補助金等の交付を受けて実施する事業の事業計画が適切でなかったなどのもの〔総務本省〕(38)–(40)	95	
その他	97	
特別交付税の交付の対象となる経費の算定に当たり、国庫補助金、県費補助金等の特定財源を控除しないで計算していたなどのため、特別交付税が過大に交付されていたもの〔総務本省〕(41)–(66)	97	
意見を表示し又は処置を要求した事項	99	
(1) 国会議員の選挙等の執行経費の交付額の算定について、投票所経費、開票所経費等の算定を選挙事務の実態に即したものとすることなどにより執行経費の適正化を図るよう意見を表示したもの	99	
(2) 地域情報通信基盤整備推進交付金等により整備した情報通信設備について、利用者の需要を喚起するための加入促進活動を積極的に行わせることなどにより、利用率の一層の向上を図り、もって地域の住民がブロードバンドサービス等の利便性を享受することができるよう意見を表示したもの	109	

	平成 19 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果 ……	114
目	独立行政法人情報通信研究機構通信・放送承継勘定における産業投資特別会計からの 出資金の規模等について ……	114
次	平成 20 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果 ……	114
	(1) 委託事業において調達する機器類のリース料について委託対象経費を算定する際 のリース期間の設定について ……	114
	(2) 電子申請等関係システムの利用状況について ……	115
第 6	法 務 省 ……	116
	不 当 事 項 ……	116
	予 算 経 理 ……	116
	刑務所の常勤医師が正規の勤務時間中に兼業を行っているのに、これにより勤務しな かった時間に係る給与を減額することなく給与を支給していたもの[宮崎刑務所] (67) ……	116
	物品の購入等に当たり、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な会計経理を行 って庁費等を支払っていたもの[2 刑務所、2 少年院、1 少年鑑別所、2 検察庁、 1 地方更生保護委員会、4 法務局、2 地方法務局、3 地方入国管理局] (68)–(84) ……	118
	意見を表示し又は処置を要求した事項 ……	121
	社会復帰促進センターの運営事業における食材費について、実際の収容人員に応じた 適切な支払を行うこととなるよう契約を変更するなどの適宜の処置を要求したもの ……	121
	平成 20 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果 ……	125
	不動産登記に要する登録免許税の額を算定するための新築建物課税標準価格認定基準 表等の改訂について ……	125
第 7	外 務 省 ……	126
	不 当 事 項 ……	126
	不 正 行 為 ……	126
	職員の不正行為による損害が生じたもの[在パラグアイ日本国大使館] (85) ……	126
	意見を表示し又は処置を要求した事項 ……	126
	(1) 政府開発援助の実施に当たり、援助の効果が十分に発現するよう意見を表示した もの ……	126
	(2) 在外公館において長期間利用されていない行政財産や用途廃止したが処分されて いない普通財産等について早期処分に向けた措置を講ずるよう意見を表示したも の ……	133
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 ……	139
	(1) 精算条項付契約において、従事者が出向者である場合の件費単価の算出方法、 従事実績に係る証拠書類等の整備方法等を定めることなどにより、件費の算定 が適切に行われるよう改善させたもの ……	139
	(2) 財団法人交流協会が補助金を財源にして引き当てていた給与税金引当金につい て、これを納税のための資金として使用する見込みは著しく低いため、取り崩し て国庫に返納するよう改善させたもの ……	141

(3) 赴任に係る航空賃の支給について、旅費法等の規定に従って航空機の運賃の級を決めるとともに、各航空会社が設定した割引運賃を利用することにより、赴任旅費の支給が適正かつ経済的に行われるよう改善させたもの	143	目次
(4) 通話実績に比べて著しく高額な料金になっている電話契約を解約することなどにより、電話料金の支払を経済的なものとするよう改善させたもの	146	
平成 20 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	148	
政府開発援助の効果の発現について	148	
第 8 財 務 省	150	
不 当 事 項	150	
租 税	150	
租税の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの [113 税務署] (86)	150	
物 件	157	
不正薬物に係る簡易試薬の購入契約において、必要がない耐冷保存用収納ケースの価格を見込んで積算していたなどのため、支払額が過大となっていたもの [横浜税関] (87)	157	
意見を表示し又は処置を要求した事項	158	
(1) 租税特別措置の趣旨に照らして有効かつ公平に機能しているかの検証を踏まえ、中小企業者に適用される租税特別措置の適用範囲について検討するなどの措置を講ずるよう意見を表示したもの	158	
(2) 中小企業者に対する法人税率の特例を定めている法人税法の趣旨に照らして有効かつ公平に機能しているかの検証を踏まえて中小企業者に対する法人税率の特例の適用範囲について検討を行うなどの措置を講ずるよう意見を表示したもの	167	
(3) 確定申告後の更正に基づく中間納付額等の還付金に係る還付加算金の計算期間について、申告納税額の過誤納金に係る還付加算金の計算期間との均衡を考慮した適切なものとするよう意見を表示したもの	173	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	178	
消費税の還付申告者に係る資料を課税資料として活用することなどにより、消費税の還付金等が支払われた場合の所得税の課税が適正なものとなるよう改善させたもの	178	
平成 18 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	181	
独立行政法人国立印刷局における土地及び土地譲渡収入などによる資金について	181	
平成 20 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	182	
(1) 賃貸マンション等の取得に係る消費税額の納付について	182	
(2) 建設国債の発行により調達された資金に係る剰余金等の用途等について	182	
(3) 電子申請等関係システムの利用状況について (財務大臣あて)	183	
(4) 電子申請等関係システムの利用状況について (国税庁長官あて)	183	
(5) 還付金の支払事務について	183	
第 9 文 部 科 学 省	185	
不 当 事 項	185	

目次	役 務	185
	地域子ども教室推進事業等の委託に当たり、支払の事実のない謝金を再委託費に含めるなどしていたため、委託費の支払額が過大となっていたもの[文部科学本省] (88)	185
	科学技術総合研究業務に係る委託費の経理が不当と認められるもの[文部科学本省] (89)	186
	芸術団体人材育成支援事業等の契約等において、実際に事業の実施に要した経費に基づかない収支計算書等により精算していたため、支払額が過大となっていたもの[文化庁] (90)	188
	調査委託契約等において、委託先が実際に負担した額に基づかない日額単価により人件費を算定するなどしていたため、委託費の支払額が過大となっていたもの[文部科学本省] (91)	190
	補 助 金	192
	補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの	192
	(1) 大学改革推進等補助金(大学改革推進事業)が過大に交付されていたもの[文部科学本省] (92)	192
	(2) 私立学校施設整備費補助金が過大に交付されていたもの[静岡県] (93)	193
	(3) 科学研究費補助金が過大に交付されていたもの[文部科学本省] (94)-(105)	194
	(4) 公立学校等施設整備費補助金が過大に交付されていたもの[3府県] (106)-(108)	195
	(5) 国宝重要文化財等保存整備費補助金が過大に交付されていたもの[栃木県] (109)	197
	意見を表示し又は処置を要求した事項	198
	(1) 公立の義務教育諸学校における休職者等の実数の確認を適切に行うことにより、義務教育費国庫負担金の交付額の算定を適正なものとするよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの	198
	(2) 国立大学法人における目的積立金の計上や用途について具体的な基準等を定めるなどすることにより、目的積立金の取扱いが合理的なものとなるよう意見を表示したもの	202
	(3) 廃校又は休校となっている公立小中学校の校舎等について、活用効果等を周知するなどして、社会情勢の変化、地域の実情等に応じた一層の有効活用を図るよう改善の処置を要求したもの	209
第10	厚生労働省	217
	不 当 事 項	217
	保 険 料	217
	労働保険の保険料の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの[17労働局] (110)	217
	健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの[厚生労働本省、16地方社会保険事務局] (111)	220
	予 算 経 理	224
	障害基礎年金等の不正受給事案に係る返納金及び延滞金について、会計法令等に基づく債権管理等を適正に行っていなかったもの[厚生労働本省] (112)	224

添加物の安全性に関する試験等及び報告書作成の業務に係る請負契約において、契約が履行期間内に履行されていないのに履行されたとする事実と異なる内容の関係書類を作成するなどの不適正な会計経理を行い、代金を支払っていたもの[国立医薬品食品衛生研究所](113)	226	目次
契約を締結せずに災害復旧に伴う工事を実施し、翌年度に架空の契約を締結してその代金を当該工事の請負代金の支払に充てるなど不適正な会計経理を行っていたもの[国立駿河療養所](114)	228	
工 事	230	
検疫所改修等工事の施行に当たり、数量を誤るなどして予定価格を積算したため、契約額が割高になっていたもの[横浜検疫所](115)	230	
物 件	232	
社会保険業務センター業務部の一部移転に伴う備品の調達等の契約において、諸経費の積算を誤ったため、契約額が割高になっていたもの[社会保険庁](116)	232	
役 務	233	
労災特別介護援護事業等に係る委託事業の実施に当たり、休職等により委託事業に従事していなかった期間に係る職員の給与等を委託費から支払うなどしていたため、委託費の支払額が過大となっていたもの[厚生労働本省](117)	233	
労災診療費審査体制等充実強化対策事業に係る委託事業の実施に当たり、委託事業の対象とは認められない経費を委託費から支払っていたため、委託費の支払額が過大となっていたもの[厚生労働本省](118)	235	
雇用保険活用援助事業及び労働保険加入促進業務に係る委託事業の実施に当たり、委託事業の対象とは認められない経費を委託費から支払っていたため、委託費の支払額が過大となっていたもの[厚生労働本省](119)	236	
「ねんきん特別便」の作成及び発送準備業務に係る委託契約において、委託業者に対する指示等が適切でなかったため、共済組合に発送した「ねんきん特別便」が組合員へ配布できずに返送されており、再度、発送するための費用を支出するなどしていたもの[社会保険庁](120)	238	
「ねんきんあんしんダイヤル」年金記録相談業務に係る委託契約において、業務に従事していない休憩時間を支払の対象に含めていたため、委託費の支払額が過大となっていたもの[社会保険庁](121)	241	
保 険 給 付	244	
雇用保険の失業等給付金の支給が適正でなかったもの[厚生労働本省、121公共職業安定所](122)	244	
雇用保険の雇用調整助成金の支給が適正でなかったもの[2労働局](123)	247	
雇用保険の特定求職者雇用開発助成金の支給が適正でなかったもの[11労働局](124)	249	
厚生年金保険の老齢厚生年金の支給が適正でなかったもの[厚生労働本省](125)	251	
年金記録相談等において判明した年金記録について、基礎年金番号への統合が適切に行われていなかったため、老齢厚生年金等が適正に支給されないなどしていたもの[厚生労働本省](126)	254	



	医 療 費	257
	国立国際医療センターにおける診療報酬の請求に当たり、手術料等の請求額に過不足 があったもの[国立国際医療センター戸山病院] (127)	257
目	医療費に係る国の負担が不当と認められるもの[厚生労働本省、社会保険庁、8 地方 厚生(支)局、35 都道府県] (128)	260
次	労働者災害補償保険の療養の給付に要する診療費の支払が過大となっていたもの[厚 生労働本省、11 労働局] (129)	270
	補 助 金	273
	補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの	273
	(1) 国民健康保険の療養給付費補助金等が過大に交付されていたもの[厚生労働本 省、東京都] (130)	274
	(2) 国民健康保険の療養給付費負担金が過大に交付されていたもの[厚生労働本省、 22 都道府県] (131)–(180)	276
	(3) 国民健康保険の財政調整交付金が過大に交付されていたもの[厚生労働本省、26 都道府県] (181)–(466)	280
	(4) 疾病予防対策事業費等補助金(がん診療連携拠点病院機能強化事業分)が過大に交 付されていたもの[奈良県] (467)	295
	(5) 次世代育成支援対策交付金が過大に交付されていたもの[厚生労働本省] (468) (469)	296
	(6) 児童保護費等負担金の国庫負担対象事業費が過大に精算されていたもの[16都府 県] (470)–(500)	298
	(7) 児童扶養手当給付費負担金が過大に交付されていたもの[厚生労働本省] (501)–(503)	301
	(8) 生活保護費等負担金が過大に交付されていたもの[8 都県] (504)–(512)	303
	(9) 地方改善事業費(隣保館運営費等) 補助金(隣保館運営等事業に係る分)が過大に交 付されていたもの[厚生労働本省、熊本県] (513)–(515)	304
	(10) 遺骨収集等派遣費補助金(慰霊友好親善事業に係る分)が過大に交付されていたも の[厚生労働本省] (516)	306
	(11) 地域生活支援事業費補助金が過大に交付されていたもの[5 県] (517)–(522)	306
	(12) 障害者自立支援給付費負担金が過大に交付されていたもの[15道府県] (523)– (549)	308
	(13) 地域支援事業交付金が過大に交付されていたもの[厚生労働本省、4 県] (550)– (553)	310
	(14) 介護給付費負担金が過大に交付されていたもの[厚生労働本省、7 県] (554)– (564)	310
	(15) 介護保険の普通調整交付金が過大に交付されていたもの[厚生労働本省、6 県] (565)–(572)	312

(16) 地域介護・福祉空間推進交付金(夜間対応型訪問介護分)が過大に交付されていたもの[九州厚生局](573)-(575) .....	314	
(17) 地域介護・福祉空間整備交付金(夜間対応型訪問介護ステーション分)が過大に交付されていたもの[九州厚生局](576) .....	315	目
(18) 厚生労働科学研究費補助金が過大に交付されていたもの[厚生労働本省](577)-(582) .....	315	次
(19) 保健事業費等負担金(健康診査費分)が過大に交付されていたもの[厚生労働本省、5府県](583)-(587) .....	317	
(20) 知的障害者施設訓練等支援費等国庫負担金が過大に交付されていたもの[3道県](588)-(590) .....	318	
(21) 障害児施設措置費(給付費等)国庫負担金が過大に交付されていたもの[2県](591)(592) .....	319	
(22) 障害者医療費負担金が過大に交付されていたもの[2県](593)(594) .....	321	
(23) 身体障害者保護費負担金が過大に交付されていたもの[2県](595)(596) .....	322	
(24) 産業雇用安定センター補助金が過大に交付されていたもの[厚生労働本省](597) .....	323	
(25) 職業能力開発校設備整備費等補助金が過大に交付されていたもの[厚生労働本省](598)-(601) .....	324	
(26) 介護労働者雇用改善援助事業等交付金が過大に交付されていたもの[厚生労働本省](602) .....	326	
(27) 児童手当交付金が過大に交付されていたもの[厚生労働本省](603) .....	326	
そ の 他 .....	328	
労働者災害補償保険の保険給付に要した費用のうち事業主から徴収すべき額を徴収していなかったり、誤って徴収する必要がない額を徴収したりなどしていたもの[3労働局](604)-(606) .....	328	
介護給付費に係る国の負担が不当と認められるもの[11府県、1広域連合](607) .....	331	
意見を表示し又は処置を要求した事項 .....	336	
(1) 概算払により交付した補助金等について、速やかに額の確定手続を完了させ、国庫に返納させるべき補助金等が補助事業者等に滞留しないよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの .....	336	
(2) 年金記録相談等において判明した年金記録について、基礎年金番号への統合を適切に行うことにより、老齢厚生年金等を適正に支給するなどするよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの .....	341	
(3) 特別会計への一般会計からの繰入れについて、繰入超過額を減額して繰り入れることとするよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに繰入れの対象となる利子の支払に実際に必要となる額のみを繰り入れることにより繰入れを適切かつ効率的なものとするよう改善の処置を要求したもの .....	347	
(4) 夜間対応型訪問介護の利用の促進を図るなど、地域介護・福祉空間整備推進交付金等による事業の効果が十分発現する措置を執るよう意見を表示したものの .....	352	

目次	<ul style="list-style-type: none"> <li>(5) 柔道整復師の施術に係る療養費について、算定基準等がより明確になるよう検討を行うとともに、適切な点検及び審査を行うよう体制を強化するなどして、支給を適正なものとするよう意見を表示したもの……………357</li> <li>(6) 労働保険事務組合に対する報奨金の交付額の算定方法について上限額を設定するなど報奨金の使途の現状等を踏まえた見直しを行うことにより交付額の縮減を図るなどして、報奨金の交付が適切かつ効果的なものとなるよう意見を表示したものの……………364</li> <li>(7) 厚生労働省が委託契約により実施している労災特別介護援護事業から生じた資産について、必要性の有無を再検討し、不要となる資産を国庫に納付させるなどするよう意見を表示したもの……………369</li> <li>(8) 厚生年金保険等の適用事業所から提出された全喪届の処理に当たり、実地調査対象事業所を的確に把握した上で事業実態の確認を確実にすることなどにより、全喪届の事務処理等を適切に実施するよう改善の処置を要求したもの……………372</li> <li>(9) 生活保護事業の実施において、厚生年金保険の脱退手当金の受給及び国民年金の任意加入による年金給付の活用を図ることにより生活保護費等負担金の交付が適切なものとなるよう改善の処置を要求したもの……………380</li> <li>(10) 生活保護事業の実施において、要保護世帯向け不動産担保型生活資金の貸付制度の利用によって被保護世帯の資産の活用を図ることにより、生活保護費等負担金の交付が適切なものとなるよう改善の処置を要求したもの……………386</li> </ul>
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項……………392
	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 検疫所で実施する予防接種の手数料が適正なものとなるよう改善させたもの……………392</li> <li>(2) 正規の勤務時間外における勤務である当直勤務に対して支給する宿日直手当又は超過勤務手当について、勤務の内容に即した適切な支給となるよう改善させたもの……………394</li> </ul>
	平成19年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果……………397
	介護保険における財政安定化基金の基金規模について……………397
	平成20年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果……………398
	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 労働保険料に係る延滞金の債権管理及び歳入徴収の事務について……………398</li> <li>(2) 生活保護事業の実施における障害者自立支援法に基づく自立支援給付の活用について……………399</li> <li>(3) 電子申請等関係システムの利用状況について……………399</li> </ul>
第11	農林水産省……………400
	不当事項……………400
	予算経理……………400
	物品の購入等に当たり、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な会計経理を行って庁費等を支払っていたもの〔4農政局〕(608)–(611)……………400
	補助金……………403
	補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの……………403

(1) 補助の対象とならないもの	405	
面的集積強化促進事業において、農用地の面的集積が行われておらず、事業の一部が補助の対象とならないもの[東北農政局] (612) (613)	405	目
集落リーダーとしての活動が行われておらず事業の一部が補助の対象とならないもの[関東農政局] (614)	406	次
漁場探索技術開発事業等の補助対象事業費に、補助の対象とならない経費を含めていたもの[水産庁] (615)	407	
集落営農育成・確保緊急整備支援事業の一部が補助の対象とならないもの[東北農政局] (616)	408	
畑地帯総合整備事業に係る成果品が補助事業期間内に納入されておらず補助の対象とならないもの[沖縄総合事務局] (617)	408	
プロジェクト融資主体型補助事業の一部が補助の対象とならないもの[関東農政局] (618)	409	
水土里情報利活用促進事業の交付対象とならない委託料を補助の対象としていたもの[中国四国農政局] (619)	409	
(2) 補助対象事業費を過大に精算するなどしていたもの	410	
飼料基盤条件整備事業の実施に当たり、補助対象事業費を過大に精算していたもの[九州農政局] (620)	410	
新農業水利システム保全対策事業の事業費を過大に精算していたもの[東北農政局] (621)	411	
食の安全・安心確保交付金事業の事業費を過大に精算していたもの[近畿農政局] (622)	411	
農地保有合理化法人機能強化事業の事業費を過大に精算していたもの[農林水産本省] (623)	412	
産学官連携経営革新技術普及強化促進事業の補助対象事業費を過大に精算するなどしていたもの[農林水産本省] (624)	413	
食品循環資源経済的処理システム実証事業の補助対象事業費を過大に精算していたもの[農林水産本省] (625)	413	
(3) 補助金の交付額の算定が適切でなかったもの	414	
緑の雇用担い手対策事業の補助金額が過大となっていたもの[林野庁] (626)	414	
生産条件不利補正交付金が過大に交付されていたもの[関東農政局] (627)	415	
農地保有合理化促進対策費補助金が過大に交付されていたもの[東北農政局] (628)	416	
(4) 補助の対象とならないもの及び補助金の交付額の算定が適切でなかったもの	417	
中山間地域等直接支払交付金が交付の対象とならない農用地について交付されるなどしていたもの[東北農政局] (629) (630)	417	
(5) 工事の設計が適切でなかったもの	418	
用排水機場の基礎杭の選定が適切でなかったもの[関東農政局] (631)	418	
非常用自家発電設備の設計が適切でなかったもの[沖縄総合事務局] (632)	419	

	(6) 補助金の交付の必要がなかったもの ……………419	
	農業経営対策事業費補助金の交付の必要がなかったもの[九州農政局] (633) ……419	
目	(7) 補助の目的を達していないもの ……………420	
次	地域産物展示販売施設が遊休化していて、補助の目的を達していないもの[水産庁] (634) ……………420	
	(8) 不適正な経理処理となっていたもの及び補助の対象とならないもの……………421	
	国庫補助事業に係る事務費等の執行に当たり、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な経理処理を行って物品の購入等に係る需用費を支払ったり、補助の対象とならない用途に需用費、賃金又は旅費を支払ったりしていたもの[農林水産本省、林野庁、水産庁、7農政局、沖縄総合事務局、16都県] (635)–(684) ……………421	
	(9) 貸付けの対象とならないもの ……………429	
	補助金で造成した資金が貸付けの対象とならない経費について貸し付けられていたもの[林野庁] (685) ……………429	
	不正行為 ……………429	
	職員の不正行為による損害が生じたもの[近畿農政局奈良農政事務所] (686) ……………429	
	意見を表示し又は処置を要求した事項 ……………430	
	(1) 委託事業における非常勤職員の賃金について、業務実態を反映させて実績報告書に適切に計上することにより委託費の適正な支払を確保するよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの ……………430	
	(2) 官用車に係る車検等請負契約について、契約の公正性、透明性及び競争性を確保するよう、契約の対象となる官用車を都道府県の単位にまとめるなどして一般競争契約とする是正改善の処置を求めたもの ……………435	
	(3) 国営土地改良事業所等において賃借して使用するパーソナルコンピュータの使用期間をより経済的な年数とすることにより、賃借料の節減を図るなどするよう是正改善の処置を求めたもの ……………439	
	(4) 特別会計への一般会計からの繰入れについて、国が実際に支払うべき国庫負担額を繰入金額とすることなどにより繰入れを適正化するよう是正改善の処置を求め、不用になる額が確定しているのにこれを翌年度の財源とするため繰入予算額全額を繰り入れることを行わないようにするための方策を検討したり、繰入れの対象となる経費に係る歳出予算の執行の見込みや不用の見込みを繰入額に確実に反映させたりすることにより、繰入れを適切かつ効率的なものとするよう意見を表示し、及び改善の処置を要求したもの ……………444	
	(5) 森林整備事業における林道整備の実施に当たり、事前評価及び新規採択の判断を行うための費用対効果分析が適切に実施されるよう意見を表示したものの ……………455	
	(6) 林業就業促進資金貸付事業の実施に当たり、事業の資金規模を貸付需要に対応した適切なものとするなどにより、資金の有効活用を図るよう改善の処置を要求したものの ……………461	

(7) 農林水産省及び独立行政法人農畜産業振興機構が公益法人等に補助金等を交付して設置造成させている基金が保有する資金について有効活用を図るよう改善の処置を要求したもの	466	目 次
(8) 農業公社が農地保有合理化法人機能強化事業の実施に伴い積み立てた準備金の収支を明確にして時価売渡経費助成事業終了後における準備金の残額に相当する額の助成金を国庫に返還させるよう改善の処置を要求したもの	476	
(9) 農地保有合理化促進事業強化基金造成事業等により造成された基金を廃止し、国庫補助金相当額を国庫に返還させることとして、財政資金の有効活用を図るよう改善の処置を要求したもの	482	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	488	
(1) 農林水産省行政情報システム等保守業務契約について、保守員の業務の実態に即した積算を行うための基準を整備することなどにより、予定価格の積算を適切なものとするよう改善させたもの	488	
(2) 委託事業及び補助事業等において、従事者が出向者、管理職等である場合の件費単価の算出方法等を定めるとともに、従事実績に係る証拠書類等の整備方法等を支出先に明示することなどにより、件費の算定が適切に行われるよう改善させたもの	491	
平成 20 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	495	
(1) 貸付けを行っている国有農地等の管理について	495	
(2) 電子申請等関係システムの利用状況について	495	
(3) 中山間地域総合整備事業により整備された活性化施設の有効利用について	495	
(4) 土地改良事業の受益農地の転用の許可に際しての取扱いについて	496	
(5) 水田・畑作経営所得安定対策の実施について	497	
(6)-(12) 農林水産省が公益法人等に補助金等を交付して設置造成させている資金等の有効活用等について	497	
(13) 国有財産の登記について(農林水産大臣あて)	501	
(14) 国有財産の登記について(林野庁長官あて)	502	
第12 経 済 産 業 省	503	
不 当 事 項	503	
役 務	503	
廃棄物等の輸出入に係る事前相談業務等の委託費の算定において、管理職の職位にあり実際に時間外手当が支給されていない者の所定労働時間外の従事時間数を人件費算定上の従事時間数に含めるなどして人件費を算定していたため、委託費の支払額が過大となっていたもの[経済産業本省](687)	503	
補 助 金	505	
補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの	505	
(1) 補助の目的外に使用していたもの	507	
補助金で造成した基金を補助の目的外に使用していたもの[中小企業庁、3 経 済産業局](688)-(692)	507	

	補助事業で造成した基金を同基金と関係のない事業に貸し付けて補助の目的外 に使用していたもの[四国経済産業局] (693) ……………	508
目	(2) 補助対象事業費を過大に精算していたもの ……………	509
次	事業主体が関係会社から機器等を調達した場合に補助対象事業費から控除すべ き当該関係会社の利益相当額の算定方法を誤ったため、補助対象事業費を過大 に精算していたもの[資源エネルギー庁] (694) (695) ……………	509
	時間外勤務に適用する時間単価を誤って人件費を算定するなどしていたため、 補助対象事業費を過大に精算していたもの[資源エネルギー庁] (696) ……………	510
	補助事業に使用しなかった原材料費等を含めるなどして補助対象事業費を過大 に精算していたもの[近畿経済産業局] (697) ……………	511
	(3) 補助金を過大に受給していたもの ……………	511
	補助事業の実施に当たり、仕入税額控除した消費税額に係る補助金を返還して いなかったもの[経済産業本省、2 経済産業局] (698)-(700) ……………	511
	(4) 補助の目的を達していないもの ……………	512
	地域イノベーション創出共同体形成事業で購入した一部の機械装置等が補助の 目的を達していないもの[2 経済産業局] (701) (702) ……………	512
	(5) 補助事業で造成した基金を無断で処分していたもの ……………	514
	補助事業で造成した基金を用途の制限がない基本財産に組み入れるなどして無 断で処分していたもの[中国経済産業局] (703) ……………	514
	(6) 補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの ……………	514
	委託費を過大に精算していたため、補助金により造成した基金が過大に使用さ れていたもの[経済産業本省] (704) ……………	514
	(7) 計画が適切でなかったもの ……………	515
	一般に利用できる研修用機材の利用を検討しないまま研修用機材を購入するな どしていたもの[九州経済産業局] (705) ……………	515
	意見を表示し又は処置を要求した事項 ……………	516
	(1) 国際博覧会事業の実施に当たり、委託先が事業者と締結した再委託契約におい て、実績額に基づく精算に向けて協議させるなどの適宜の処置を要求し及び今後 締結される再委託契約において、実績額に基づいた精算を行わせるなどの是正改 善の処置を求め並びに事業の収支状況を公表するなどの改善の処置を要求したも の ……………	516
	(2) 租税特別措置の趣旨に照らして有効かつ公平に機能しているかの検証を踏まえ、 中小企業者に適用される租税特別措置の適用範囲について検討するなどの措置を 講ずるよう意見を表示したもの ……………	521
	(3) 中小企業者に対する法人税率の特例を定めている法人税法の趣旨に照らして有効 かつ公平に機能しているかの検証を踏まえて中小企業者に対する法人税率の特例 の適用範囲について検討を行うなどの措置を講ずるよう意見を表示したもの ……………	521
	(4) 研究開発環境支援事業で購入した試験研究機器等が補助事業終了後においても補 助事業の目的に沿って十分活用されるよう意見を表示したもの ……………	522

(5) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が第2種信用基金により実施している債務保証業務について、その利用実態に応じた事業規模となるように、基金の額を適切に見直すよう意見を表示したもの	527	目 次
(6) 国から補助金の交付を受けて各信用保証協会に造成された制度改革促進基金の規模が必要額を超えた過大なものとならないよう補助金の交付の在り方等について見直しを行うなどすることにより、同基金の効果的な活用が図られるよう意見を表示したもの	532	
(7) 指定金融機関が中小企業等協同組合等の構成員に対して危機対応業務の損害担保付貸付けを実施する場合において、公庫と指定金融機関との損害担保契約の補償料率や補てん割合が当該構成員の企業規模に見合ったものとなるよう告示等の改正を行うなどして、補償金支払財源の一部である国庫負担分が信用補完等支援の必要性の程度に応じた適切なものとなるよう意見を表示したもの	538	
(8) 経済産業省が都道府県等に補助金を交付して都道府県所管の公益法人に造成させている基金について、事業継続の必要性等を検討するための基準等を都道府県等に提示し、これにより不要となる基金のうち国庫補助金相当額を国庫に返納させるなどして、適切かつ有効な活用を図るよう改善の処置を要求したもの	543	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	550	
(1) 財団法人交流協会が補助金を財源にして引き当てていた給与税金引当金について、これを納税のための資金として使用する見込みは著しく低いため、取り崩して国庫に返納するよう改善させたもの	550	
(2) 石油貯蔵施設立地対策等交付金について、石油貯蔵施設の使用状況を的確に把握し、これに即して交付限度額を算定することにより、制度をより適切に運用するよう改善させたもの	551	
平成19年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	553	
(1) 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構鉦工業承継勘定における産業投資特別会計からの出資金の規模等について	553	
(2) エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定における剰余金について	554	
平成20年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	555	
(1) エネルギー使用合理化事業者支援補助金の交付について	555	
(2) 電子申請等関係システムの利用状況について	555	
(3) 独立行政法人日本貿易振興機構が保有する保証金について	556	
(4) 中小企業金融安定化特別基金の活用について	556	
第13 国土交通省	558	
不 当 事 項	558	
予 算 経 理	558	
地下駅火災対策施設整備事業が年度内に完了していて繰越事由がないのに、明許繰越の事由に当たるとして予算の残額を繰り越し使用して、会計法令に違反しているもの[国土交通本省] (706)	558	



	物品の購入等に当たり、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な会計経理を行って庁費等を支払っていたもの〔3 地方整備局、近畿運輸局、神戸運輸監理部、2 航空交通管制部、12 事務所、2 開発建設部、4 管区海上保安本部〕(707)–(731) ……560
目	工 事 ……564
次	河川改修工事の実施に当たり、盛土工の施工が著しく粗雑となっていたため、工事の目的を達していなかったもの〔北海道開発局旭川開発建設部〕(732) ……564
	物 件 ……566
	空港用地の使用料等の算定が適切でなかったため、旅客ターミナルビル会社等に納付させた使用料等が低額となっているもの〔大阪航空局〕(733) ……566
	管理が適切でなかったため、被補償者に提供するために取得した代替地用地が第三者に使用されていたもの〔北海道開発局釧路開発建設部〕(734) ……568
	補 助 金 ……570
	補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの ……570
	(1) 補助金の交付額の算定が適切でなかったもの ……572
	交付限度額の算定が適切でなかったため、交付金が過大になっていたもの〔2 県〕(735) (736) ……572
	公営住宅の家賃の低廉化に係る対象額の算定が適切でなかったもの〔2 県〕(737) (738) ……575
	国庫補助対象事業費の算定が適切でなかったもの〔兵庫県〕(739) ……576
	委託工事に係る消費税相当額の算定が適切でなかったもの〔山梨県〕(740) ……577
	(2) 補助の対象とならないもの ……577
	補助の対象とならない電線共同溝からの引込設備の設置に係る費用について補助金等が交付されていたもの〔5 県〕(741)–(745) ……577
	所定の効果を達成していなかったため、補助の対象とならないもの〔国土交通本省、北海道運輸局〕(746) ……579
	(3) 工事の設計が適切でなかったもの ……580
	擁壁の設計が適切でなかったもの〔熊本県〕(747) ……580
	橋脚の耐震補強工の設計が適切でなかったもの〔兵庫県〕(748) ……582
	橋台の設計が適切でなかったもの〔大分県〕(749) ……583
	雨水管の設計が適切でなかったもの〔長崎県〕(750) ……585
	(4) 補償費の算定が適切でなかったもの ……586
	工場等の移転に係る補償費の算定が適切でなかったもの〔2 県〕(751) (752) ……586
	立体駐車場の移転に係る補償費の算定が適切でなかったもの〔山口県〕(753) ……587
	事務所等の移転に係る補償費の算定が適切でなかったもの〔沖縄総合事務局〕(754) ……589
	(5) 補助事業により取得した財産の処分に係る手続が適正でなかったもの ……589
	下水道用地を承認を受けずに貸し付けるなどし、貸付料等に係る国庫納付を行っていなかったもの〔2 都県〕(755) (756) ……589

(6) 工事の設計及び施工が適切でなかったもの	591	
水路工の設計及び施工が適切でなかったもの〔茨城県〕(757)	591	
(7) 工事の施工が設計と相違していたもの	593	目
公営住宅の施工が設計と相違していたもの〔東京都〕(758)	593	
(8) 残存物件に係る補助金を返還していなかったもの	595	次
補助事業により取得した物件について、残存価額に係る補助金相当額を返還し ていなかったもの〔栃木県〕(759)	595	
(9) 補助対象事業費を過大に精算していたもの	596	
補助事業に係る収入を控除していなかったため、補助対象事業費を過大に精算 していたもの〔国土交通本省、観光庁、北海道運輸局〕(760)	596	
(10) 工事費の積算が過大となっていたもの	597	
鋼矢板工費等の積算が過大となっていたもの〔秋田県〕(761)	597	
(11) 不適正な経理処理となっていたもの及び補助の対象とならないもの	598	
国庫補助事業に係る事務費等の執行に当たり、虚偽の内容の関係書類を作成す るなど不適正な経理処理を行って物品の購入等に係る需用費を支払ったり、補 助の対象とならない用途に需用費、賃金、旅費、人件費、役務費、使用料及び 賃借料等を支払ったりするなどしていたもの〔国土交通本省、10地方整備局 等、25都府県〕(762)–(810)	598	
そ の 他	609	
道路改築事業の実施に当たり、損失補償等を行う契約において建物等の移転補償に要 する費用の算定が適切でなかったため、契約額が割高になっていたもの〔九州地方整 備局熊本河川国道事務所〕(811)	609	
意見を表示し又は処置を要求した事項	610	
(1) 国営公園の維持管理業務に係る委託費について、業務従事者の勤務状況等を把握 できる資料を整備保管させるなどして適切に精算等を行うよう是正改善の処置を 求めたもの	610	
(2) 街路事業における土地開発公社等が先行取得した用地の地方公共団体による再取 得に当たり、再取得に係る補助対象事業費を算定する際の基準や範囲等を具体的 に示すことなどにより、補助対象事業費の算定を適切なものとするよう是正改善 の処置を求めたもの	617	
(3) 道路整備事業に伴う埋蔵文化財の発掘調査において、道路整備事業を行う国道事 務所等及び地方公共団体が負担する発掘調査費用の範囲を明確にするなどして、 発掘調査費用の算定を適切なものとするよう是正改善の処置を求めたもの	622	
(4) トンネル工事の実施に当たり、送風機の運転方法の選定を適切なものとするこ とにより電力消費量の低減を図り、経済的な積算となるよう是正改善の処置を求め たもの	626	
(5) 港湾工事の実施に当たり、起重機船等の艀装 <sup>き</sup> の実態を積算基準に反映させて艀装 費の積算を適切に行うよう是正改善の処置を求めたもの	631	

目 次	<ul style="list-style-type: none"> <li>(6) 航空気象観測所における運航従事者等からの照会に対応する業務に係る費用の積算が業務の実態に即した経済的なものとなるよう是正改善の処置を求めたもの ……635</li> <li>(7) 補助事業で取得した下水道用地について、必要性の見直しが適時適切に行われ、その活用が図られるよう意見を表示し、並びに今後の取得が適時適切に行われるよう、また、財産処分に当たって適正な手続がとられるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの ……640</li> <li>(8) 道路用地を取得するために保有している代替地用地について、早急に被補償者等に売買契約等の締結を求めるなどの措置を執るよう適宜の処置を要求し及び代替地用地の取得、管理、処分が適切に行われるよう是正改善の処置を求め並びに改善の処置を要求したもの ……650</li> <li>(9) 東京国際空港を離陸する国際線に係る保安料について、徴収しない取扱いをやめ、保安料設定の趣旨に沿って徴収することとするよう意見を表示したもの ……655</li> <li>(10) 高額所得者等に対する明渡しの促進等の措置を適切に実施し、公営住宅を真に住宅に困窮する低額所得者の居住の安定を確保するために有効に活用するよう意見を表示したもの ……658</li> <li>(11) ダム建設事業における費用対効果分析の算定方法を明確にするなどして、費用対効果分析が適切に実施されるよう意見を表示したもの ……664</li> <li>(12) 公共事業支援システムの最適化計画について、最適化の実施内容の再検証を行い、費用対効果に留意しつつ、最適化の実施に係る経費を有効かつ効率的に活用するために必要な見直し等を行うよう意見を表示したもの ……672</li> <li>(13) 社会資本整備事業で整備した施設に係る長寿命化事業の実施について、長寿命化計画の策定及び施設情報の管理が適切に行われ、施設の維持管理、更新が計画的かつ効率的に実施されるよう意見を表示したもの ……678</li> <li>(14) 国が実施する道路整備事業における便益及び費用の算出根拠を明確にするなどして、費用便益分析が適切に実施されるよう意見を表示したもの ……686</li> <li>(15) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の特例業務勘定における利益剰余金につき、国庫納付が可能な資金の額を把握し、将来においても、余裕資金が生じていないか適時に検討することとするとともに、これらの資金が国庫に納付されることとなるように適切な制度を整備するよう意見を表示したもの ……695</li> <li>(16) 特別会計への一般会計からの繰入れについて、歳出予算の不用の見込みを繰入額に確実に反映させることにより、繰入れを適切かつ効率的なものとするよう改善の処置を要求したもの ……719</li> </ul>
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 ……725
	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 海上保安庁の小型巡視艇に乗り組む船員に支給する船員食卓料について、航海規模の実態に適合した経済的なものとするよう改善させたもの ……725</li> <li>(2) 官用車に係る車検等請負契約に当たり、契約の公正性及び透明性を確保するとともに競争の利益を享受するため、契約の対象となる官用車を河川国道事務所等の単位にまとめるなどして一般競争契約とするよう改善させたもの ……728</li> </ul>

平成 20 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	731	
(1) 道路照明施設に使用されるランプの電気需給契約及び省電力型ランプの使用について	731	目
(2) 道路情報管理業務を集約して行うために取得した施設に係る財産の国有財産台帳等への記録について	732	次
(3) 道路附属物等の損傷事故によって必要となった復旧工事に係る負担金債権の管理について	732	
(4) 河川工事に伴う鉄道工事に係る委託費の支払について	733	
(5) 国庫補助事業において工事の委託等がある場合の事務費の算定について	733	
(6) 河川改修事業を実施するために取得した土地の管理及び活用について	734	
(7) 路面下空洞調査業務の契約及び実施について	735	
(8) 電子申請等関係システムの利用状況について	735	
(9) まちづくり交付金に係る予算の配分、事業実施状況の確認、精算等について	736	
(10) 競争入札により契約した前工事に引き続き随意契約により行う後工事の予定価格の算定について	736	
(11) 財団法人民間都市開発推進機構の土地取得・譲渡業務等に対する財政援助の規模等について	737	
第14 環 境 省	739	
不 当 事 項	739	
予 算 経 理	739	
物品の購入等及び調査・研究等の請負又は委託に当たり、事実と異なる内容の関係書類を作成するなど不適正な会計経理を行って試験研究費、公害調査等委託費等を支払っていたもの[環境本省、9事務所等](812)-(821)	739	
補 助 金	742	
補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの	742	
(1) 補助の対象とならないもの	743	
交付の対象とならない設備等の整備に要した費用について交付金が交付されていたもの[茨城県](822)	743	
補助の対象とならない既存設備の撤去に要した費用について補助金が交付されていたもの[環境本省](823)	744	
(2) 補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの	745	
委託費を過大に精算していたため、補助金により造成した基金が過大に使用されていたもの[環境本省](824)	745	
意見を表示し又は処置を要求した事項	747	
ごみ固形燃料(RDF)化施設の運営に資する情報を提供するなどして、施設の健全な運営及び市町村のごみ処理事業の安定化に資するよう意見を表示したもの	747	
平成 19 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	756	
エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定における剰余金について	756	

	平成 20 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果 ……	756
目 次	(1) 国立公園等における施設の新設等工事により取得した国有財産の台帳価格につい て ……	756
	(2) 地方環境事務所等における物品の管理等について ……	757
	(3) 地方環境事務所等における電子入札・開札システムの活用について ……	757
第15	防 衛 省 ……	759
	不 当 事 項 ……	759
	予 算 経 理 ……	759
	物品の購入等に当たり、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な会計経理を 行って庁費等を支払っていたもの〔2 大学校、5 防衛局等〕(825)–(831) ……	759
	工 事 ……	761
	駐機場の整備に当たり、コンクリート舗装工の施工が適切でなかったため、舗装にひ び割れが発生していて工事の目的を達していなかったもの〔熊本防衛支局〕(832) ……	761
	物 件 ……	764
	艦艇用編上靴等の調達に当たり、仕様書で定める要求事項を満たしていないのに、監 督及び完成検査が適切でなかったため契約金額を支払っていたもの〔装備施設本部〕 (833) ……	764
	意見を表示し又は処置を要求した事項 ……	766
	(1) 情報システムの維持整備に関する請負契約の締結に当たり、標準資料、前年度等 における調達の実例を適用することについて十分検討するなどして、予定価格の 積算を適切なものとするよう是正改善の処置を求めたもの ……	766
	(2) 自動車教習所の跡地の必要性について検討し、引き続き必要な教習所跡地は教習 所施設を撤去して演習場用地として利用するなどの利用計画を策定することな どにより、同跡地の有効活用を図るよう改善の処置を要求したもの ……	771
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 ……	774
	(1) 特地勤務手当等の支給に当たって、特地官署等の状況を報告させることなどによ り、必要な場合には官署の状況に即して速やかに指定の解除等を行い、特地勤務 手当等を支給しないことなどとするよう改善させたもの ……	774
	(2) 155mmりゅう弾砲を長期保管するために調達している倉庫の使用方法や目的を明 確にするとともに、倉庫内で保管する砲の選定を合理的に行うことにより、倉庫 を有効に活用するよう改善させたもの ……	777
	(3) 陸自指揮システムについて、ソフトウェアの各メニューの利用状況を十分に把 握・検討した上で、必要性がなくなったメニューを廃止したり、利用が低調なメ ニューの具体的な利用方法等を示したりなどすることにより有効な運用が図られ るよう改善させたもの ……	780
	(4) 貸付財産に係る国有資産等所在市町村交付金の交付に当たり、算定対象となる固 定資産の価格の算定方法等について周知を図るなどして、その事務処理を適切に 行うよう改善させたもの ……	783

平成 19 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	787	
廃電池の管理について	787	
平成 20 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	787	目
(1) アウトソーシング契約の契約方式及び予定価格の積算について	787	次
(2) 有料道路損失補償額の支払について	788	
(3) 調達した装備品等の不具合調査及び瑕疵処理について	789	
第 2 節 団体別の検査結果	790	
第 1 沖縄振興開発金融公庫	790	
平成 20 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	790	
賃貸住宅貸付けにおける賃貸条件の制限違反について	790	
第 2 株式会社日本政策金融公庫	791	
不 当 事 項	791	
貸 付 金	791	
事業資金が貸付けの対象とならない不正な借入申込者に貸し付けられていたもの[株		
会社日本政策金融公庫泉佐野支店] (834)	791	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	792	
長期出張者が他の法人の海外駐在員事務所で行っている情報収集活動の根拠となっ		
ている当該法人との業務協力協定は、活動の状況や成果からみて多額の費用を負担して		
まで継続する意義が乏しいことから廃止するよう改善させたもの	792	
第 3 日 本 銀 行	796	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	796	
バス等通勤手当の支給額を回数乗車券等による運賃の割引状況等を勘案した経済的な		
ものとするよう改善させたもの	796	
第 4 日本中央競馬会	799	
平成 18 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	799	
役務契約の実施における契約事務の適正化について	799	
第 5 東京地下鉄株式会社	800	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	800	
軌道面清掃等契約に係る委託費の積算に当たり、運転手及び作業員の職種を作業の内		
容等に応じて適切に選定することにより、委託費の節減を図るよう改善させたもの	800	
第 6 成田国際空港株式会社	804	
平成 19 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	804	
空港施設用地及び航空保安施設用地の貸付契約の有償化について	804	
平成 20 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	804	
(1) 子会社における契約事務の実施について	804	
(2) 減損処理における回収可能価額の算定について	805	

	第7 東日本高速道路株式会社、第8 中日本高速道路株式会社、第9 西日本高速道路株式会社、第10 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	806
目	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	806
次	(1)-(4) 高速道路3会社におけるトンネル内のジェットファンの設置工事に当たり、各会社が発生材として管理しているジェットファンを会社間で活用できる仕組みを構築することなどにより、工事費の節減を図るよう改善させたもの	806
	(第7 東日本高速道路株式会社、第8 中日本高速道路株式会社、第9 西日本高速道路株式会社)	810
	平成20年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	810
	(1)-(3) 道路構造物の点検及び点検結果の登録について	810
	(第9 西日本高速道路株式会社)	811
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	811
	財産整理の実施に当たり、登記申請書類作成等業務を競争契約に引き続き随意契約により同一業者に発注する場合に、競争契約時の落札比率を予定価格の積算に反映させることにより業務費の節減を図るよう改善させたもの	811
	第11 本州四国連絡高速道路株式会社	814
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	814
	料金収受実施業務委託契約の予定価格の積算に当たり、収受員等に係る扶養手当等の額を扶養親族の実態に即したものとすよう改善させたもの	814
	第12 全国健康保険協会	816
	不 当 事 項	816
	役 務	816
	健康保険被保険者証のカードケースの作成契約において、納品検査が適正でなかったため、誤植があるカードケースを受領して代金を支払ったり、カードケースの再発送等のために追加費用を支払う結果となったりしていたもの[全国健康保険協会本部](835)	816
	第13 日本年金機構	819
	意見を表示し又は処置を要求した事項	819
	(1) 年金記録相談等において判明した年金記録について、基礎年金番号への統合を適切に行うことにより、老齢厚生年金等を適正に支給するなどするよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの	819
	(2) 厚生年金保険等の適用事業所から提出された全喪届の処理に当たり、実地調査対象事業所を的確に把握した上で事業実態の確認を確実にすることなどにより、全喪届の事務処理等を適切に実施するよう改善の処置を要求したもの	819
	第14 独立行政法人家畜改良センター	820
	平成20年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	820
	精液採取用種雄牛の貸付けの有償化について	820

第15 独立行政法人国立印刷局	821	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	821	
会議録の製造請負契約において、経済的な印刷方式の普及状況や折り作業の実態を反映した単価を適用することにより、予定価格の算定を適切なものとするよう改善させたもの	821	目次
第16 独立行政法人農畜産業振興機構	824	
不 当 事 項	824	
補 助 金	824	
補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの	824	
(1) 補助金により造成した基金を補助の目的外に使用していたもの	825	
補助金により造成した基金について、機構の承認を受けて取り崩した基金の一部が当該承認を受けて支出することとした経費に充てられていなかったもの		
[独立行政法人農畜産業振興機構本部] (836)	825	
(2) 事業の一部を実施していなかったもの	826	
補助の対象となる奨励金の交付を行っていないもの[独立行政法人農畜産業振興機構本部] (837)	826	
(3) 補助金の返還措置が執られていなかったもの	827	
産業動物獣医師修学資金給付事業の実施に当たり、受給者が獣医師免許取得後に産業動物の診療業務に従事していないにもかかわらず、修学資金に係る補助金を返還させていなかったもの[独立行政法人農畜産業振興機構本部] (838)	827	
(4) 補助対象事業費を過大に精算していたもの	829	
肉用牛繁殖基盤強化総合対策事業(肉用牛ヘルパー活動推進事業)の補助対象事業費を過大に精算していたもの[独立行政法人農畜産業振興機構本部] (839)	829	
意見を表示し又は処置を要求した事項	830	
独立行政法人農畜産業振興機構が公益法人等に補助金等を交付して設置造成させている基金が保有する資金について有効活用を図るよう改善の処置を要求したもの	830	
第17 独立行政法人国際協力機構	832	
意見を表示し又は処置を要求した事項	832	
政府開発援助の実施に当たり、援助の効果が十分に発現するよう意見を表示したもの	832	
平成20年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	832	
政府開発援助の効果の発現について	832	
第18 独立行政法人科学技術振興機構	833	
意見を表示し又は処置を要求した事項	833	
独立行政法人科学技術振興機構が保有する外国特許権の特許料の代行納付について、実際に代行納付を行っている業者と直接契約することにより手数料の節減を図るよう是正改善の処置を求めたもの	833	
第19 独立行政法人日本学術振興会	836	
不 当 事 項	836	



	補助金	836
	科学研究費補助金の経理が不当と認められるもの[独立行政法人日本学術振興会]	
目	(840)-(854)	836
次	意見を表示し又は処置を要求した事項	838
	科学研究費補助事業において、研究者に対して効果的な督促を行うことなどにより、	
	研究成果報告書等を長期間提出していない事態を解消するよう適宜の処置を要求し及	
	び今後同種事態が発生しないよう是正改善の処置を求めたもの	838
第20	独立行政法人宇宙航空研究開発機構	845
	平成20年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	845
	GX ロケット及びLNGエンジンの開発について	845
第21	独立行政法人福祉医療機構	846
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	846
	承継債権に係る回収金等の入金 of 時期等を把握して、早期に運用を開始することによ	
	り運用収入の増加を図るとともに、取引先金融機関の選定に当たり競争性の拡大に努	
	めるよう改善させたもの	846
第22	独立行政法人日本貿易振興機構	850
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	850
	(1) 団体から海外事務所に受け入れる派遣職員に係る経費について、派遣元の団体に	
	全額を負担させるなど経費負担の在り方を適切なものとするよう改善させたもの	850
	(2) 契約家賃から海外職員自らが負担すべきと認められる共益費等相当額を控除する	
	などして住居手当の支給を適切なものとするよう改善させたもの	852
第23	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	854
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	854
	財産管理業務に係る委託契約の予定価格の積算に当たり、業務の内容等を踏まえ、技	
	術経費を計上しないこととするよう改善させたもの	854
第24	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	857
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	857
	石油等調査業務委託契約における業務委託料の算定について、技術経費を計上しない	
	こととするとともに業務に間接的に要する経費を個別に計上することとするなどして	
	業務の実態を反映した適切なものとするよう改善させたもの	857
第25	独立行政法人雇用・能力開発機構	860
	不当事項	860
	予算経理	860
	物品の購入等に当たり、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な会計経理を	
	行って経費を支払っていたもの[9都道府県センター等](855)	860
	役務	862
	国際能力開発支援センターの運営委託契約の実施に当たり、委託先の会計経理が適正	
	を欠いていたもの[独立行政法人雇用・能力開発機構本部](856)	862

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	863	
国際能力開発支援センターの運営委託契約において、精算条項を設けることにより委託業務で生じた剰余金等の引渡しを受けられるよう改善させたもの	863	目次
第26 独立行政法人労働者健康福祉機構	866	
不当事項	866	
医療費	866	
労災病院における診療報酬の請求に当たり、手術料等の請求額に過不足があったもの		
[4 労災病院] (857)–(860)	866	
第27 独立行政法人国立病院機構	869	
不当事項	869	
医療費	869	
独立行政法人国立病院機構病院における診療報酬の請求に当たり、入院料などの請求額に過不足があったもの[独立行政法人国立病院機構 11 病院] (861)–(871)	869	
第28 独立行政法人環境再生保全機構	872	
不当事項	872	
役務	872	
公害健康被害予防事業の調査研究業務に係る委託費の経理が不当と認められるもの		
[独立行政法人環境再生保全機構] (872)	872	
第29 独立行政法人日本学生支援機構	874	
平成 20 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	874	
学資金貸与事業における割賦金の回収及び返還期限猶予に関する指導に必要となる債権者の住所等の把握について	874	
第30 独立行政法人都市再生機構	875	
意見を表示し又は処置を要求した事項	875	
関係法人に行わせている賃貸住宅団地内の駐車場事業の経営及びその資産を承継することにより駐車場と賃貸住宅を一体的に管理して事業の一層の効率化を図るとともに、投資の利益を回収して事業運営に資するよう意見を表示したのもの	875	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	882	
(1) 単身赴任者が入居する宿舍の使用料について、使用料の減額を行わないこととする		
ことにより、使用料を適切なものとするよう改善させたもの	882	
(2) 事務所清掃等業務費の積算を清掃員の勤務時間及び業務実態に基づいて適切に行		
うよう改善させたもの	884	
第31 独立行政法人住宅金融支援機構	887	
平成 20 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	887	
(1) 賃貸住宅貸付けにおける賃貸条件の制限違反について	887	
(2) バリアフリー賃貸住宅貸付けの実施について	887	

	第32 国立大学法人東北大学、第33 国立大学法人東京学芸大学、第34 国立大学 法人東京芸術大学、第35 国立大学法人琉球大学	889
目	意見を表示し又は処置を要求した事項	889
次	(1)-(4) 国立大学法人が保有している未利用の土地や建物等について、当該資産を保有する合理的な理由の有無を検討して具体的な処分計画又は利用計画を策定するなどし、これにより資産の有効活用を図るよう改善の処置を要求したもの	889
	第36 国立大学法人山口大学	894
	不 当 事 項	894
	予 算 経 理	894
	研究用物品の購入に当たり、研究者が業者に虚偽の関係書類を作成させ大学に架空の取引に係る購入代金を支払わせるなど不適正な会計経理を行っていたもの[国立大学法人山口大学] (873)	894
	第37 日本放送協会	896
	意見を表示し又は処置を要求した事項	896
	受信契約の取次ぎ・収納等に係る業務委託について、業界団体との緊密な連携を図るとともに契約内容の見直しを検討するなどして、受信契約の促進及び受信料の公平負担の徹底という目的に対して一層有効に機能するものとなるよう意見を表示したもの	896
	第38 首都高速道路株式会社	903
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	903
	トンネル内に設置している換気設備の運用に当たり、近年の自動車排出ガス規制等に伴って変更されたトンネル換気設計方法に基づいて換気設備の運転時間を短縮することにより、電力量料金の節減を図るよう改善させたもの	903
	第39 東日本電信電話株式会社、第40 西日本電信電話株式会社	906
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	906
	(1)(2) 電話交換機の更改に当たり、撤去する旧交換機への通電期間を短縮して電気料金を節減するとともに、旧交換機に含まれる貴金属の価額を適切に算定して処分するよう改善させたもの	906
	(第40 西日本電信電話株式会社)	910
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	910
	加入者宅等へ作業員を派遣して行う工事の実施に当たり、メタルケーブルの心線を再接続する作業のみを行う非効率な工事の発生を防止して回線維持費用の節減を図るよう改善させたもの	910
	第41 郵便事業株式会社	914
	不 当 事 項	914
	物 件	914
	郵便物等実数査数機の調達に当たり、必要とされる機能を仕様書において適切に定めていなかったため、調達した査数機が目的に沿って使用できないもの[郵便事業株式会社本社] (874)	914

平成 20 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	917	
第三種郵便物制度の適正な運用について	917	
第 42 財団法人塩事業センター	919	目
意見を表示し又は処置を要求した事項	919	次
塩の備蓄量を見直すことにより、保有する投資有価証券等のうち余剰となる資産を国		
庫に納付するなどの措置を講ずるよう意見を表示したもの	919	
第 3 節 不当事項に係る是正措置等の検査の結果	925	
第 1 検査報告に掲記した不当事項に係る是正措置の状況について	925	
第 2 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項に係る処置の履行		
状況について	931	
第 4 章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関		
する報告等	935	
第 1 節 国会及び内閣に対する報告	935	
第 2 節 国会からの検査要請事項に関する報告	937	
第 1 簡易生命保険の加入者福祉施設等の譲渡等について	938	
第 2 牛肉等関税を財源とする肉用子牛等対策の施策等について	950	
第 3 在外公館に係る会計経理について	961	
第 3 節 特定検査対象に関する検査状況	972	
第 1 株式会社整理回収機構における住専勘定の財務の状況及び債権回収等業務の		
実施状況等について	972	
第 2 一般会計からの繰入金を歳入としている特別会計における当該繰入金の繰入		
れ及び繰入れの対象となるべき経費に係る歳出予算の執行の管理等について	989	
第 3 都道府県等における国庫補助事業に係る事務費等の経理の状況について	1002	
第 4 独立行政法人及び国立大学法人における会計監査人の監査の状況について	1020	
第 4 節 国民の関心の高い事項等に関する検査状況	1038	
第 5 節 特別会計財務書類の検査	1044	
第 5 章 会計事務職員に対する懲戒処分の要求及び検定	1049	
第 1 節 会計事務職員に対する懲戒処分の要求	1049	
第 2 節 国の現金出納職員に対する検定	1052	
第 3 節 国の物品管理職員に対する検定	1052	
第 4 節 政府関係機関の現金出納職員に対する検定	1053	
第 6 章 歳入歳出決算その他検査対象の概要	1055	
第 1 節 国の財政等の概況	1055	
第 1 国の会計	1055	
1 概況	1055	
2 一般会計	1055	
3 特別会計	1056	

	4 一般会計及び特別会計の債務	1058
目	第2 国が資本金の2分の1以上を出資している法人	1059
次	1 資産、負債及び純資産の状況	1060
	2 損益の状況	1061
	3 国からの補助金等及び政府出資額の状況	1061
	第3 財政投融资	1062
	1 財政投融资の概要	1062
	2 財政投融资の原資	1062
	3 財政投融资計画の実績	1062
	第2節 歳入歳出決算等検査対象別の概要	1064
	第1 歳入歳出決算	1064
	1 一般会計	1064
	2 特別会計（目次29ページ参照）	1068
	第2 国税収納金整理資金の受払	1106
	第3 法律により設置されているその他の資金の受払	1106
	1 決算調整資金	1106
	2 貨幣回収準備資金	1107
	第4 債権及び債務	1108
	1 債権	1108
	2 債務	1108
	第5 国庫金、国有財産及び物品	1110
	1 国庫金	1110
	2 国有財産	1110
	3 物品	1111
	第6 財政融資資金の長期運用	1112
	第7 政府関係機関及びその他の団体	1113
	1 概況	1113
	2 国が資本金の2分の1以上を出資している法人の決算 （目次29ページ参照）	1117
	3 日本放送協会の決算	1158

特別会計及び国が資本金の2分の1以上を出資している法人の決算記述

目次

【特別会計】

	ページ
1 交付税及び譲与税配付金特別会計	1068
2 登記特別会計	1069
3 地震再保険特別会計	1069
4 国債整理基金特別会計	1070
5 財政投融资特別会計	1071
6 外国為替資金特別会計	1073
7 特定国有財産整備特別会計	1074
8 エネルギー対策特別会計	1075
9 国立高度専門医療センター特別会計	1076
10 労働保険特別会計	1077
11 船員保険特別会計	1079
12 年金特別会計	1080
13 食料安定供給特別会計	1085
14 農業共済再保険特別会計	1090
15 森林保険特別会計	1093
16 国有林野事業特別会計	1094
17 漁船再保険及び漁業共済保険特別会計	1095
18 貿易再保険特別会計	1098
19 特許特別会計	1099
20 社会資本整備事業特別会計	1100
21 自動車安全特別会計	1103

【国が資本金の2分の1以上を出資している法人】

[政府関係機関]

1 沖縄振興開発金融公庫	1117
2 株式会社日本政策金融公庫	1118
3 独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	1125

[事業団等]

1 日本銀行	1126
2 預金保険機構	1127
3 東京地下鉄株式会社	1137

ページ

4 東日本高速道路株式会社	1138
5 中日本高速道路株式会社	1138
6 西日本高速道路株式会社	1138
7 本州四国連絡高速道路株式会社	1140
8 全国健康保険協会	1141
9 日本年金機構	1144

[独立行政法人]

国立印刷局	1146
農畜産業振興機構	1146
国際協力機構	1147
科学技術振興機構	1148
日本学術振興会	1148
福祉医療機構	1149
日本貿易振興機構	1150
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	1151
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	1152
雇用・能力開発機構	1153
労働者健康福祉機構	1153
国立病院機構	1154
環境再生保全機構	1154
都市再生機構	1155
日本高速道路保有・債務返済機構	1155

(注) 団体名中「独立行政法人」は記載を省略した。

[国立大学法人]

東北大学	1157
東京学芸大学	1157
東京芸術大学	1157
山口大学	1157
琉球大学	1157

(注) 団体名中「国立大学法人」は記載を省略した。

備考

この決算検査報告中表示されている金額の中には、単位未満を切り捨てているものがあるので各項の金額を集計しても計欄の金額と一致しないことがある。

# 第1章 検査の概要

## 第1節 検査活動の概況

### 第1 検査の方針

会計検査院は、平成22年次の検査に当たって、会計検査の基本方針を次のとおり定めた。

平成22年次会計検査の基本方針

(平成21年9月4日策定)

#### 1 会計検査院の使命

会計検査院は、内閣に対し独立の地位を有する憲法上の機関として、次の使命を有している。

会計検査院は、国の収入支出の決算をすべて毎年検査するほか、法律に定める会計の検査を行う。

会計検査院は、常時会計検査を行い、会計経理を監督し、その適正を期し、かつ、是正を図るとともに、検査の結果により、国の収入支出の決算を確認する。

会計検査院は、検査報告を作成し、これを内閣に送付する。この検査報告は、国の収入支出の決算とともに国会に提出される。

#### 2 社会経済の動向等と会計検査院をめぐる状況

##### (1) 我が国の社会経済の動向と財政の現状

近年、我が国の社会経済は、本格的な人口減少社会の到来、少子高齢化に伴う社会保障費の増大や、内外経済の構造的な変化、地球環境問題等の難しい課題に直面している。そして、今まで我が国の社会経済を支えてきた行政等のシステムはこうした変化への対応が求められている。

我が国の財政をみると、連年の公債発行により公債残高が増加の一途をたどる中、経済金融情勢の悪化に対処するための一連の景気対策による公債発行もあって、公債残高は、平成21年度末には約592兆円に達すると見込まれており、公債償還等に要する国債費は21年度予算で約20兆3千億円と、一般会計歳出の約2割を占めていて、財政の健全化が課題となっている。

また、政府は、経済、財政、行政等の各分野における改革を行うこととしている。

##### (2) 会計検査院をめぐる状況

近年、行政においては、経済成長や社会保障制度を持続可能なものとするため、今後10年以内に国・地方の基礎的財政収支黒字化を達成するなどの目標を掲げて、予算配分の重点化・効率化、行政改革の推進、無駄排除の徹底、税制の抜本的な改革の検討等による安定財源の確保等の様々な財政健全化の取組がなされている。

また、国会においても、国会による財政統制を充実・強化する観点から、予算の執行結果を把握し次の予算に反映させることの重要性等が議論されている。

会計検査院は、国会から内閣に対して決算の早期提出が要請されたことも踏まえて、検査報告の内閣への送付の早期化に努めてきており、これにより国会における決算審査の早

期化に資するとともに、検査結果の予算への一層の反映が可能となっている。そして、近年、国会法第105条の規定に基づく会計検査院に対する検査要請が行われており、会計検査院は要請に係る検査を着実に実施しその結果を国会に報告しているところである。また、17年11月に、会計検査の機能の強化及び活用を図り、もって国会における決算審査の充実に資するために、国会及び内閣への随時の報告等を内容とした会計検査院法の改正が行われており、会計検査院は毎年国会等に対して随時の報告を行ってきている。

このように財政の健全化が課題となっており、また、国民への説明責任の履行を徹底することなどが重視される中で、会計検査院の役割は一層重要となっており、会計検査機能に対する国民の期待も大きくなっていると考えられる。

### 3 会計検査の基本方針

会計検査院は、従来、社会経済の動向などを踏まえて国民の期待にこたえる検査に努めてきたところであるが、以上のような状況の下で今後ともその使命を的確に果たすために、国民の関心の所在に十分留意して、厳正かつ公正な職務の執行に努めるとともに、次に掲げる方針で検査に取り組む。

#### (1) 重点的な検査

我が国の社会経済の動向や財政の現状を十分踏まえて、主として次に掲げる施策の分野に重点を置いて検査を行う。

- (ア) 社会保障
- (イ) 公共事業
- (ウ) 教育及び科学技術
- (エ) 防衛
- (オ) 農林水産業
- (カ) 中小企業
- (キ) 経済協力
- (ク) 環境保全
- (ケ) 情報通信(IT)

また、複数の府省等により横断的に実施されている施策、あるいは複数の府省等に共通又は関連する事項に対して、横断的な検査の充実に努める。

なお、社会的関心の高い事項等については必要に応じて機動的、弾力的な検査を行うなど、適時適切に対応する。特に、経済危機対策を実施するために必要な経費の追加等について措置を講ずることなどを内容とする21年度補正予算が成立したことから、これらの経費についても留意して検査を実施する。

#### (2) 多角的な観点からの検査

不正不当な事態に対する検査を行うことはもとより、業績の評価を指向した検査を行っていく。そして、必要な場合には、制度そのものの要否も視野に入れて検査を行っていく。

すなわち、これまで会計検査院は、次の観点から検査を行ってきた。

- (ア) 決算の表示が予算執行等の財務の状況を正確に表現しているかという正確性の観点
- (イ) 会計経理が予算、法律、政令等に従って適正に処理されているかという合規性の観点



- (ウ) 事務・事業の遂行及び予算の執行がより少ない費用で実施できないかという経済性の観点
- (エ) 同じ費用でより大きな成果が得られないか、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ているかという効率性の観点
- (オ) 事務・事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、効果を上げているかという有効性の観点
- (カ) その他会計検査上必要な観点

今後も、正確性や合規性の観点からの検査を十分行い、その際には、近年一部の府省等において不正不当な事態が相次いだことも踏まえて、特に基本的な会計経理について重点的に検査を行う。また、随意契約等の契約方式は適切か、契約相手方の選定は妥当か、入札・契約事務が公正な競争入札を確保するものとなっているかなど契約の競争性、透明性にも十分留意する。さらに、近年の厳しい経済財政状況にもかんがみて、経済性、効率性及び有効性の観点からの検査を重視する。特に有効性の観点から、事務・事業や予算執行の効果及び補助金等によって造成された基金等の資産、剰余金等の状況について積極的に取り上げるように努めて、その際には、検査対象機関が自ら行う政策評価等の状況についても留意して検査を行う。そして、事務・事業の遂行及び予算の執行に問題がある場合には、原因の究明を徹底して行い、改善の方策について検討する。

このほか、行財政の透明性、説明責任の向上や事業運営の改善に資するなどのために、国の決算等の財政について、その分析や評価を行っていくとともに、特別会計、独立行政法人等については、その財務状況の検査の充実を図る。その際、企業会計の慣行を参考として作成される特別会計財務書類の検査を行うなど、公会計に関する課題に留意して検査・検討を行う。

### (3) 内部統制の状況に対応した取組

検査対象機関における内部統制の状況は、会計経理の適正性の確保に影響を与えることから、検査に際してはその実効性に十分留意する。また、内部統制が十分機能して会計経理の適正性が確保されるように、必要に応じて内部統制の改善を求めるなど適切な取組を行う。

### (4) 検査のフォローアップ

検査において不適切、不合理等とした会計経理の是正やその再発防止が確実に図られるなど、検査の結果が予算の編成・執行や事業運営等に的確に反映され実効あるものとなるように、その後の是正改善等を継続的にフォローアップする。

また、検査報告において指摘した不適切な会計経理に関しては、他の検査対象機関における同種の事態についても是正が図られるように必要な検査を行うなど適切に取り組む。

### (5) 国会との連携

検査に当たっては、国会における審議の状況に常に留意する。また、国会の要請に係る事項の検査に当たっては、国会における審査又は調査に資するものとなるように、要請の趣旨を十分踏まえて必要な調査内容を盛り込むなどの的確な検査に努める。

### (6) 検査能力の向上

社会経済の複雑化とそれに伴う行財政の変化に対応して、新しい検査手法の開拓を行うなど検査能力の向上を図り、検査を充実させていく。

すなわち、検査手法や検査領域を多様化するための調査研究、専門分野の検査に対応できる人材の育成や民間の実務経験者、専門家等の採用、検査業務のIT化の推進、検査用機器の活用等により、会計経理はもとよりそれに関連する事務・事業の全般について検査の一層の浸透を図る。

#### 4 的確な検査計画の策定

本基本方針に基づき、会計検査院に課された使命を効率的、効果的に達成するために、的確な検査計画を策定して、これにより計画的に検査を行う。

検査計画には、検査対象機関並びに施策及び事務・事業の予算等の規模や内容、内部監査、内部牽制等の内部統制の状況、過去の検査の状況や結果などを十分勘案して、検査に当たって重点的に取り組むべき事項を検査上の重点項目として設定する。

そして、検査に当たっては、検査の進行状況により、また、国民の関心の所在等にも留意しつつ、機動的、弾力的に対応して、検査の拡充強化を図る。

## 第2 検査の実施

### 1 検査の対象

会計検査院の検査を必要とするものは、会計検査院法第22条の規定により、次のとおりとされている。

- ① 国の毎月の収入支出
- ② 国の所有する現金及び物品並びに国有財産の受払
- ③ 国の債権の得喪又は国債その他の債務の増減
- ④ 日本銀行が国のために取り扱う現金、貴金属及び有価証券の受払
- ⑤ 国が資本金の2分の1以上を出資している法人の会計
- ⑥ 法律により特に会計検査院の検査に付するものと定められた会計

このほか、会計検査院は、必要と認めるとき又は内閣の請求があるときは、会計検査院法第23条第1項の規定により、次に掲げる会計経理の検査をすることができることとされている。

- ⑦ 国の所有又は保管する有価証券又は国の保管する現金及び物品
- ⑧ 国以外のものが国のために取り扱う現金、物品又は有価証券の受払
- ⑨ 国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計
- ⑩ 国が資本金の一部を出資しているものの会計
- ⑪ 国が資本金を出資したものが更に出資しているものの会計
- ⑫ 国が借入金の元金又は利子の支払を保証しているものの会計
- ⑬ 国若しくは国が資本金の2分の1以上を出資している法人(以下「国等」という。)の工事その他の役務の請負人若しくは事務若しくは業務の受託者又は国等に対する物品の納入者のその契約に関する会計

平成22年次の検査(検査実施期間 21年10月から22年9月まで)において検査の対象となったもののうち、⑤は政府関係機関、事業団、独立行政法人等214法人の会計、⑥は日本放送協会の会計、⑨は4,366の団体等の会計、⑩は7法人の会計、⑪は35法人の会計、⑫は3法人の会計、⑬は535法人の契約に関する会計である。

上記の検査の対象のうち主なものの平成21年度決算等の概要は、第6章の「歳入歳出決算  
その他検査対象の概要」に記載したとおりである。

## 2 書面検査及び実地検査

検査対象機関に対する検査の主な方法は、書面検査及び実地検査である。

書面検査は、検査対象となる会計を取り扱う機関から、会計検査院の定める計算証明規則により、当該機関で行った会計経理の実績を計数的に表示した計算書、その裏付けとなる各種の契約書、請求書、領収証書等の証拠書類等を提出させ、これらの書類について在庁して行う検査である。

また、実地検査は、検査対象機関である省庁等の官署、事務所等に職員を派遣して、実際に、関係帳簿や事務・事業の実態を調査したり、関係者から説明を聴取したりなどして行う検査である。

これらの方法により、会計検査院が22年次に実施した検査の実績は、次のとおりである。

- (ア) 書面検査については、21年度分の計算書15万8千余冊及びその証拠書類5104万余枚を対象に実施した。
- (イ) 実地検査については、次のとおり、検査対象機関である省庁等の官署、事務所等3万2千9百余箇所のうち、3千3百余箇所について実施したほか、国が補助金その他の財政援助を与えた前記4,366の団体等について実施した。これらの実地検査に要した人日数は、3万5千8百余人日となっている。

検査対象機関である省庁等の官署、事務所等	左の箇所数(A)	左のうち検査を実施した箇所数(B)	検査実施率(%) (B/A)
本省、本庁、本社等	4,312	2,003	46.4
都道府県単位の地方 出先機関等	6,823	1,170	17.1
小計	11,135	3,173	28.4
郵便局、駅等	21,795	139	0.6
計	32,930	3,312	10.0

検査の進行に伴い、検査上疑義のある事態について、疑問点を質したり、見解を求めたりなどするために、関係者に対して書面をもって質問を発しているが、22年次の検査において発した質問は1千5百余事項となっている。

## 第2節 検査結果の概要

平成22年次の検査の結果については、第2章以降に記載したとおりであり、このうち第3章及び第4章に掲記した事項等の概要は次のとおりである。

### 第1 事項等別の検査結果

#### 1 事項等別の概要

検査の結果、第3章及び第4章に掲記した事項等には、次のものがある。

##### (1) 第3章「個別の検査結果」

- ア 「不当事項」(検査の結果、法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認め<sup>(注)</sup>た事項)
- イ 「意見を表示し又は処置を要求した事項」(会計検査院法第34条又は第36条の規定により関係大臣等に対して意見を表示し又は処置を要求した事項)
- ウ 「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」(本院が検査において指摘したところ当局において改善の処置を講じた事項)
- エ 「不当事項に係る是正措置等の検査の結果」(本院が既往の検査報告に掲記した不当事項及び本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項に関して、当局において執られた是正措置の状況及び処置の履行状況についての検査の結果)

##### (2) 第4章「国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」

- ア 「国会及び内閣に対する報告」(会計検査院法第30条の2<sup>(注)</sup>の規定により国会及び内閣に報告した事項)
- イ 「国会からの検査要請事項に関する報告」(国会法第105条の規定による会計検査の要請を受けて検査した事項について会計検査院法第30条の3<sup>(注)</sup>の規定により国会に報告した検査の結果)
- ウ 「特定検査対象に関する検査状況」(本院の検査業務のうち、検査報告に掲記する必要があると認め<sup>(注)</sup>た特定の検査対象に関する検査の状況)
- エ 「国民の関心の高い事項等に関する検査状況」(本院の検査業務のうち、検査報告に掲記する必要があると認め<sup>(注)</sup>た国民の関心の高い事項等に関する検査の状況)
- オ 「特別会計財務書類の検査」(特別会計に関する法律第19条第2項の規定による特別会計財務書類の検査)

##### (注) 会計検査院法

第30条の2 会計検査院は、第34条又は第36条の規定により意見を表示し又は処置を要求した事項その他特に必要と認める事項については、随時、国会及び内閣に報告することができる。

第30条の3 会計検査院は、各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会から国会法(昭和22年法律第79号)第105条(同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。)の規定による要請があったときは、当該要請に係る特定の事項について検査を実施してその結果を報告することができる。

第34条 会計検査院は、検査の進行に伴い、会計経理に関し法令に違反し又は不当であると認める事項がある場合には、直ちに、本属長官又は関係者に対し当該会計経理について意見を表示し又は適宜の処置を要求し及びその後の経理については是正改善の処置をさせることができる。

第36条 会計検査院は、検査の結果法令、制度又は行政に関し改善を必要とする事項があると認めるときは、主務官庁その他の責任者に意見を表示し又は改善の処置を要求することができる。

上記(1)のア、イ及びウ並びに(2)のア、イ及びウの事項等の件数、金額は、表1のとおりである。

表1 事項等別検査結果の概要

事 項 等	件 数	指 摘 金 額 (背 景 金 額) <sup>注(1)</sup>
不 当 事 項	874 件	202 億 2859 万円
意見を表示し又は処置を要求した事項	第34条 <sup>注(2)</sup> 16 件	<15 件分> 119 億 2874 万円 〔 285 億 9326 万円 5 億 0025 万円 〕
	第34条及び第36条 <sup>注(2)</sup> 5 件	< 5 件分> 1658 億 3155 万円 〔 148 億 6742 万円 3235 億 3304 万円 23 億 4281 万円 〕
	第36条 <sup>注(2)</sup> 45 件	<30 件分> 1 兆 5877 億 0147 万円 〔 807 億 5169 万円 331 億 2196 万円 26 億 6754 万円 602 億 4410 万円 4222 億 2803 万円 3 億 0925 万円 108 億 0589 万円 9 億 3161 万円 44 億 9046 万円 40 億 7276 万円 1127 億 3000 万円 2042 億 3304 万円 3 兆 1366 億円 9 億 2918 万円 35 億 5216 万円 1 兆 3363 億円 584 億 0558 万円 8 億 4346 万円 483 億 0087 万円 〕
小 計	66 件	<50 件分> 1 兆 7654 億 6176 万円

事 項 等	件 数	指 摘 金 額 <sup>注(1)</sup> (背 景 金 額)
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	注(2) 39 件	<37 件分> 58 億 5701 万円 5 億 9510 万円 3 億 6888 万円 27 億 2073 万円 1 兆 3928 億円 4 億 3616 万円
事 項 計	979 件	<961 件分> <sup>注(3)</sup> 1 兆 7904 億 8354 万円
国会及び内閣に対する報告	注(4) 6 件	—
国会からの検査要請事項に関する報告	3 件	—
特定検査対象に関する検査状況	4 件	—
総 計	注(5) 986 件	<961 件分> <sup>注(3)</sup> 1 兆 7904 億 8354 万円

注(1) 指摘金額・背景金額 指摘金額とは、租税や社会保険料等の徴収不足額、工事や物品調達等に係る過大な支出額、補助金等の過大交付額、管理が適切に行われていない債権等の額、有効に活用されていない資産等の額、計算書や財務諸表等に適切に表示されていなかった資産等の額等である。

背景金額とは、検査の結果法令、制度又は行政に関し改善を必要とする事項があると認める場合や、政策上の問題等から事業が進ちよくせず投資効果が発現していない事態について問題を提起する場合等において、上記の指摘金額を算出することができないときに、その事態に関する支出額や投資額等の全体の額を示すものである。なお、背景金額は個別の事案ごとにそのとらえ方が異なるため、金額の合計はしていない。

注(2) 「意見を表示し又は処置を要求した事項」及び「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」には、指摘金額と背景金額の両方あるものが計 11 件ある。

注(3) 「不当事項」と「意見を表示し又は処置を要求した事項」の両方で取り上げているもの及び「不当事項」と「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」の両方で取り上げているものがあり、それぞれその金額の重複分を控除しているため、各事項の金額を集計しても計欄の金額とは一致しない。

注(4) 「国会及び内閣に対する報告」の 6 件は「意見を表示し又は処置を要求した事項」として、第 3 章の「個別の検査結果」に掲記しており、件数が重複している。

注(5) 件数の合計に当たっては、上記注(4)の重複分(6 件)を控除している。

## 2 第3章の「個別の検査結果」の概要

第3章の「個別の検査結果」に掲記した各事項のうち、不当事項、意見を表示し又は処置を要求した事項及び本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項について、省庁等別にその件数、金額を示すと表2のとおりである。

表2 省庁等別事項別検査結果の概要

事項 省庁又は団体名	不当事項		意見を表示し又は処置を要求した事項 注(1)		本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項		計 注(2)	
	件		件		件		件	
国(参議院)	1	9993万円					1	9993万円
裁判所	1	150万円					1	150万円
内閣			③6	1 (807億5169万円)			1	(807億5169万円)
内閣府(内閣府本府)	2	18億1357万円					2	18億1357万円
(宮内庁)	1	800万円					1	800万円
(警察庁)	12	1億4791万円					12	1億4791万円
(金融庁)			③6	1 1837億7314万円			1	1837億7314万円
総務省	49	8億4902万円 <sup>注(3)</sup>	③6	2 (331億2196万円) (26億6754万円)			51	8億4902万円 <sup>注(3)</sup> (331億2196万円) (26億6754万円)
法務省	18	2億2139万円	③4	1 5億3180万円			19	7億5319万円
外務省	1	164万円	注(4) ③6	2 22億5630万円 <sup>注(4)</sup> (602億4410万円)	注(9) 4	2億9051万円 <sup>注(9)</sup> (5億9510万円)	注(4) 注(9) 7	25億4845万円 <sup>注(4)</sup> (602億4410万円) (5億9510万円)
財務省	2	5億2118万円	注(5) ③6	3 20億8584万円 <sup>注(5)</sup>	1	8499万円	注(5) 6	26億6101万円 <sup>注(5)、注(8)</sup>
文部科学省	22	2億1364万円	③4 注(9) ③6	1 3億9339万円 2 451億9534万円 (4222億2803万円)			注(9) 25	458億0237万円 (4222億2803万円)
厚生労働省	498	93億7848万円	注(6) ③4 ③6 ③6	2 3億6065万円 <sup>注(6)</sup> 1 1198億3277万円 <sup>注(6)</sup> 7 41億4936万円 <sup>注(6)</sup> (3億0925万円) (108億0589万円) 注(6) (9億3161万円)	2	1億6004万円	注(6) 510	1336億7352万円 <sup>注(6)、注(8)</sup> (3億0925万円) (108億0589万円) 注(6) (9億3161万円)
農林水産省	79	8億4241万円	③4 ③6 注(7)、注(9) ③6	3 4億0623万円 1 409億5484万円 <sup>注(7)</sup> 5 485億3251万円 <sup>注(7)</sup> (44億9046万円) (40億7276万円)	注(9) 2	2億2111万円 <sup>注(9)</sup> (3億6888万円)	注(7) 注(9) 90	909億5710万円 <sup>注(7)</sup> (44億9046万円) (40億7276万円) (3億6888万円)

第1章 第2節 第1 事項等別の検査結果

事項 省庁又は団体名	不当事項	意見を表示し又は処置を要求した事項 注(1)		本院の指摘に基づき 当局において改善の 処置を講じた事項		計 注(2)	
		件	金額	件	金額	件	金額
経済産業省	19 5億5634万円 注(3)	注(9) ③④・③⑥ 1 注(5)、注(9) ③⑥ 7	8億7384万円 (148億6742万円) 注(5) 664億1930万円 (1127億3000万円)	2	1億2079万円	注(5) 注(9) 29	注(3)、注(5)、注(8) 678億1553万円 (148億6742万円) (1127億3000万円)
国土交通省	106 23億9456万円	③④ 6 注(9) ③④・③⑥ 2 注(9) ③⑥ 8	39億3050万円 (285億9326万円) 41億7010万円 (3235億3304万円) (23億4281万円) 1兆2031億0825万円 (2042億3304万円) (3兆1366億円) (9億2918万円) (35億5216万円) (1兆3363億円)	2	1億9577万円	注(9) 124	注(8) 1兆2131億2889万円 (285億9326万円) (3235億3304万円) (23億4281万円) (2042億3304万円) (3兆1366億円) (9億2918万円) (35億5216万円) (1兆3363億円)
環境省	13 15億7009万円 注(3)	③⑥ 1	(584億0558万円)			14	注(3) 15億7009万円 (584億0558万円)
防衛省	9 3億8874万円	注(9) ③④ 1 ③⑥ 1	2億1400万円 (5億0025万円) 45億2764万円	4	9億4225万円 (27億2073万円)	注(9) 15	60億7263万円 (5億0025万円) (27億2073万円)
株式会社日本政策金融公庫	1 500万円			1	3億9828万円	2	4億0328万円
日本銀行				1	3350万円	1	3350万円
東京地下鉄株式会社				1	3630万円	1	3630万円
東日本高速道路株式会社				1	3330万円	1	3330万円
中日本高速道路株式会社				1	3220万円	1	3220万円
西日本高速道路株式会社				2	9360万円	2	9360万円
本州四国連絡高速道路株式会社				1	8420万円	1	8420万円
全国健康協会	1 1億0990万円					1	1億0990万円
日本年金機構		注(6) ③④ 1 注(6) ③⑥ 1	注(6)			注(6) 2	注(6)
独立行政法人国立印刷局				1	6090万円	1	6090万円
独立行政法人農畜産業振興機構	4 5億7523万円	注(7) ③⑥ 1	注(7) 368億6143万円			注(7) 5	注(7) 374億3666万円



事 項 省庁又は団体名	不 当 事 項		意見を表示し又は処置を要求した事項 注(1)		本院の指摘に基づき 当局において改善の 処置を講じた事項		計 注(2)	
	件		件		件		件	
独立行政法人 国際協力機構			注(4) ③6 1	注(4)			注(4) 1	注(4)
独立行政法人 科学技術振興機構			③4 1	2797万円			1	2797万円
独立行政法人 日本学術振興会	15	3897万円	③4 1	60億6420万円			16	61億0317万円
独立行政法人 福祉医療機構					注(9) 1	1億0517万円 (1兆3928億円)	注(9) 1	1億0517万円 (1兆3928億円)
独立行政法人 日本貿易振興機構					2	2億0514万円	2	2億0514万円
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備 支援機構					1	1510万円	1	1510万円
独立行政法人 石油天然ガス・金属鉱物 資源機構					1	2億2080万円	1	2億2080万円
独立行政法人 雇用・能力開発機構	2	4646万円			1	4億9637万円	3	5億4283万円
独立行政法人 労働者健康福祉機構	4	4261万円					4	4261万円
独立行政法人 国立病院機構	11	1億3436万円					11	1億3436万円
独立行政法人 環境再生保全機構	1	395万円					1	395万円
独立行政法人 都市再生機構			③6 1	171億3512万円	2	5700万円	3	171億9212万円
独立行政法人 日本高速道路保有・債務 返済機構					1	(4億3616万円)	1	(4億3616万円)
国立大学法人 東北大学			③6 1	45億2718万円			1	45億2718万円
国立大学法人 東京学芸大学			③6 1	23億7332万円			1	23億7332万円
国立大学法人 東京芸術大学			③6 1	33億5237万円			1	33億5237万円
国立大学法人 山口大学	1	1億2674万円					1	1億2674万円
国立大学法人 琉球大学			③6 1	2億6580万円			1	2億6580万円
日本放送協会			③6 1	(8億4346万円)			1	(8億4346万円)

事項 省庁又は団体名	不当事項		意見を表示し又は処置を要求した事項 注(1)		本院の指摘に基づき 当局において改善の 処置を講じた事項		計 注(2)		
	件		件		件		件		
首都高速道路株式会社					1	3679万円	1	3679万円	
東日本電信電話株式会社					1	5110万円	1	5110万円	
西日本電信電話株式会社					2	18億8180万円	2	18億8180万円	
郵便事業株式会社	1	1億9599万円					1	1億9599万円	
財団法人塩事業センター			③	1 (483億0087万円)			1	(483億0087万円)	
合計	874	202億2859万円 注(3)	注(4)、注(5) 注(6)、注(7)	66	1兆7654億6176万円 注(7)	39	58億5701万円	注(4) 注(5) 注(6) 注(7) 979	1兆7904億8354万円 注(3)、注(7)、注(8)

注(1) 「意見を表示し又は処置を要求した事項」の件数欄の③は会計検査院法第34条によるもの、⑥は会計検査院法第36条によるものを示している。

注(2) ( )内の金額は背景金額であり、個別の事案ごとにそのとらえ方が異なるため金額の合計はしていない。

注(3) 総務省、経済産業省及び環境省のうち各1件は、総務省、経済産業省及び環境省の合同事業に係る指摘であり、金額の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(4) 外務省及び独立行政法人国際協力機構のうち各1件は、外務省及び独立行政法人国際協力機構の両方に係る指摘であり、金額は外務省のみに計上している。また、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(5) 財務省及び経済産業省のうち各2件は、財務省及び経済産業省の両方に係る指摘であり、金額は財務省のみに計上している。また、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(6) 厚生労働省及び日本年金機構のうち各2件は、厚生労働省及び日本年金機構の両方に係る指摘であり、金額は厚生労働省のみに計上している。また、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(7) 農林水産省及び独立行政法人農畜産業振興機構のうち各1件は、農林水産省及び独立行政法人農畜産業振興機構の両方に係る指摘であり、件数及び金額の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(8) 「不当事項」と「意見を表示し又は処置を要求した事項」の両方で取り上げているもの(①年金記録の基礎年金番号への統合に関するもの(254ページ及び341ページ参照)、②夜間対応型訪問介護に関するもの(314ページ、315ページ及び352ページ参照)、③補助事業で造成した基金に関するもの(508ページ、514ページ及び543ページ参照)、④補助事業で購入した機器等に関するもの(512ページ及び522ページ参照)、⑤道路事業で取得した代替地の管理等に関するもの(568ページ及び650ページ参照)、⑥補助事業で取得した下水道用地に関するもの(589ページ及び640ページ参照))と、「不当事項」と「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」の両方で取り上げているもの(⑦租税の徴収過不足に関するもの(150ページ及び178ページ参照))があり、それぞれその金額の重複分を控除しているので、各事項の金額を集計しても計欄の金額とは一致しない。

注(9) 「意見を表示し又は処置を要求した事項」及び「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」には、指摘金額と背景金額の両方あるものが計11件ある。

以上の各事項計979件について、不当事項等の別に、その件名等を示すと次の(1)、(2)及び(3)のとおりである。

(1) 不当事項 計 874 件 202 億 2859 万余円

「不当事項」を収入、支出等の別に分類して、態様別に示すと、次のとおりである。なお、「不当事項」として掲記した事態については、会計検査院法第34条の規定により適宜の処置を要求し又は是正改善の処置を求めた事項に係る事態及び「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」中会計経理に関し法令に違反し又は不当であると認める事態と併せて、同法第31条の規定等による懲戒処分の要求及び同法第32条の規定等による弁償責任の検定について検討を行うこととなる。

ア 収入に関するもの 計 25 件 24 億 9410 万余円

省庁又は団体名	予 算 理 経 理	租 税	保 険 料	物 件	医 療 費	不 行 正 為	そ の 他	計
	件	件	件	件	件	件	件	件
外 務 省						1		1
財 務 省		1						1
厚 生 労 働 省	1		2		1		3	7
国 土 交 通 省				1				1
独 立 行 政 法 人 労働者健康福祉機構					4			4
独 立 行 政 法 人 国立病院機構					11			11
計	1	1	2	1	16	1	3	25

(ア) 予算経理 1 件 8038 万余円

<会計経理が適正を欠いていたもの>

○厚生労働省

- ・障害基礎年金等の不正受給事案に係る返納金及び延滞金について、会計法令等に基づく債権管理等を適正に行っていなかったもの(1件 8038 万余円) (224 ページ記載)

(イ) 租 税 1 件 5 億 1588 万余円

<租税の徴収が適正でなかったもの>

○財 務 省

- ・租税の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの(1件 5 億 1588 万余円) (150 ページ記載)

(ウ) 保 険 料 2 件 14 億 3918 万余円

<保険料の徴収が適正でなかったもの>

○厚生労働省

- ・労働保険の保険料の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの(1件 3 億 2660 万余円) (217 ページ記載)
- ・健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの(1件 11 億 1257 万余円) (220 ページ記載)

- (エ) 物 件 1 件 2 億 4470 万円  
 <使用料等の徴収が適切でなかったもの>  
 ○国土交通省  
 ・空港用地の使用料等の算定が適切でなかったため、旅客ターミナルビル会社等に納付させた使用料等が低額となっているもの(1 件 2 億 4470 万円) (566 ページ記載)
- (オ) 医 療 費 16 件 1 億 9852 万余円  
 <診療報酬の請求が適切でなかったもの>  
 ○厚生労働省  
 ・国立国際医療センターにおける診療報酬の請求に当たり、手術料等の請求額に過不足があったもの(1 件 2153 万余円) (257 ページ記載)  
 ○独立行政法人労働者健康福祉機構  
 ・労災病院における診療報酬の請求に当たり、手術料等の請求額に過不足があったもの(4 件 4261 万余円) (866 ページ記載)  
 ○独立行政法人国立病院機構  
 ・独立行政法人国立病院機構病院における診療報酬の請求に当たり、入院料等などの請求額に過不足があったもの(11 件 1 億 3436 万余円) (869 ページ記載)
- (カ) 不正行為 1 件 164 万余円  
 <現金が領得されたもの>  
 ○外 務 省  
 ・職員の不正行為による損害が生じたもの(1 件 164 万余円) (126 ページ記載)
- (キ) そ の 他 3 件 1378 万余円  
 <保険給付に係る費用の徴収が適切でなかったもの>  
 ○厚生労働省  
 ・労働者災害補償保険の保険給付に要した費用のうち事業主から徴収すべき額を徴収していなかったり、誤って徴収する必要がない額を徴収したりなどしていたもの(3 件 1378 万余円) (328 ページ記載)

イ 支出に関するもの 計 847 件 176 億 8329 万余円

省庁又は団体名	予算 経理	予算 経理・ 補助 金	工事	物件	役務	保険 給付	医療 費	補助 金	貸付 金	不正 行為	その 他	計
国 会(参 議 院)	1											1
裁 判 所					1							1
内閣府(内閣府本府)	1		1									2
同 (宮 内 庁)				1								1
同 (警 察 庁)		12										12
総 務 省	5							18			26	49
法 務 省	18											18

省庁又は団体名	予算 経理	予算 経理・ 補助 金	工事	物件	役務	保険 給付	医療 費	補助 金	貸付 金	不正 行為	その 他	計
	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件
財 務 省				1								1
文 部 科 学 省					4			18				22
厚 生 労 働 省	2		1	1	5	5	2	474			1	491
農 林 水 産 省	4							74		1		79
経 済 産 業 省					1			18				19
国 土 交 通 省	26		1					76			1	104
環 境 省	10							3				13
防 衛 省	7		1	1								9
株 式 会 社 日本政策金融公庫									1			1
全国健康保険協会					1							1
独 立 行 政 法 人 農畜産業振興機構								4				4
独 立 行 政 法 人 日本学術振興会								15				15
独 立 行 政 法 人 雇用・能力開発機構	1											1
独 立 行 政 法 人 環境再生保全機構					1							1
国 立 大 学 法 人 山口大学	1											1
郵便事業株式会社				1								1
計	76	12	4	5	13	5	2	700	1	1	28	847

(ア) 予算経理

76件 36億9995万余円

<会計経理が適正を欠いていたもの>

○国会(参議院)

- ・情報処理システム関係業務に係る請負契約において、契約相手方を決定する前に契約の対象となるべき業務の履行を開始させたり、契約の履行が完了する前に契約代金を支払ったりしていたもの(1件 9993万余円) (51ページ記載)

○内閣府(内閣府本府)

- ・大型電子計算機システムの賃貸借等に当たり、支出負担行為等の契約手続を経ることなく前年度中にハードウェア等の移行作業を実施させ、当年度に契約を締結して、これに係る経費を含む契約金額を当年度の歳出予算で支払っていたもの(1件 2億5215万余円) (65ページ記載)

○総務省

- ・物品の購入等に当たり、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な会計経理を行って庁費等を支払っていたもの(5件 3041万余円) (88ページ記載)

○法務省

- ・ 刑務所の常勤医師が正規の勤務時間中に兼業を行っているのに、これにより勤務しなかった時間に係る給与を減額することなく給与を支給していたもの(1件 335万余円)  
(116 ページ記載)
- ・ 物品の購入等に当たり、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な会計経理を行って庁費等を支払っていたもの(17件 2億1804万余円)  
(118 ページ記載)

○厚生労働省

- ・ 添加物の安全性に関する試験等及び報告書作成の業務に係る請負契約において、契約が履行期間内に履行されていないのに履行されたとする事実と異なる内容の関係書類を作成するなどの不適正な会計経理を行い、代金を支払っていたもの(1件 5億9257万余円)  
(226 ページ記載)
- ・ 契約を締結せずに災害復旧に伴う工事を実施し、翌年度に架空の契約を締結してその代金を当該工事の請負代金の支払に充てるなど不適正な会計経理を行っていたもの(1件 2億8680万余円)  
(228 ページ記載)

○農林水産省

- ・ 物品の購入等に当たり、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な会計経理を行って庁費等を支払っていたもの(4件 1億3681万余円)  
(400 ページ記載)

○国土交通省

- ・ 地下駅火災対策施設整備事業が年度内に完了していて繰越事由がないのに、明許繰越の事由に当たるとして予算の残額を繰り越し使用していて、会計法令に違反しているもの(1件 955万余円)  
(558 ページ記載)
- ・ 物品の購入等に当たり、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な会計経理を行って庁費等を支払っていたもの(25件 2億0336万余円)  
(560 ページ記載)

○環境省

- ・ 物品の購入等及び調査・研究等の請負又は委託に当たり、事実と異なる内容の関係書類を作成するなど不適正な会計経理を行って試験研究費、公害調査等委託費等を支払っていたもの(10件 15億1738万余円)  
(739 ページ記載)

○防衛省

- ・ 物品の購入等に当たり、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な会計経理を行って庁費等を支払っていたもの(7件 2億1435万余円)  
(759 ページ記載)

○独立行政法人雇用・能力開発機構

- ・ 物品の購入等に当たり、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な会計経理を行って経費を支払っていたもの(1件 846万余円)  
(860 ページ記載)

○国立大学法人山口大学

- ・ 研究用物品の購入に当たり、研究者が業者に虚偽の関係書類を作成させ大学に架空の取引に係る購入代金を支払わせるなど不適正な会計経理を行っていたもの(1件 1億2674万余円)  
(894 ページ記載)

(イ) 予算経理・補助金 12件 1億4791万余円

<会計経理が適正を欠いていたもの及び補助事業の経理が不当なもの>

○内閣府(警察庁)

- ・物品の購入等に当たり、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な会計経理を行って警察装備費、需用費等を支払っていたもの(12件 1億4791万余円) (74ページ記載)

(ウ) 工 事 4件 17億1499万余円

<施工が適切でなかったもの>

○内閣府(内閣府本府)

- ・中央防災無線網の整備に当たり、耐震施工が適切でなかったため、地震時における多重無線通信設備等の機能の維持が確保されていない状態となっていると認められたもの(1件 15億6142万余円) (67ページ記載)

○国土交通省

- ・河川改修工事の実施に当たり、盛土工の施工が著しく粗雑となっていたため、工事の目的を達していなかったもの(1件 5692万余円) (564ページ記載)

○防 衛 省

- ・駐機場の整備に当たり、コンクリート舗装工の施工が適切でなかったため、舗装にひび割れが発生していて工事の目的を達していなかったもの(1件 9315万余円) (761ページ記載)

<積算が過大となっていたもの>

○厚生労働省

- ・検疫所改修等工事の施行に当たり、数量を誤るなどして予定価格を積算したため、契約額が割高になっていたもの(1件 350万円) (230ページ記載)

(エ) 物 件 5件 2億9363万余円

<仕様等が適切でなかったもの>

○郵便事業株式会社

- ・郵便物等実数査数機の調達に当たり、必要とされる機能を仕様書において適切に定めていなかったため、調達した査数機が目的に沿って使用できないもの(1件 1億9599万余円) (914ページ記載)

<監督及び検査が適切でなかったもの>

○防 衛 省

- ・艦艇用編上靴等の調達に当たり、仕様書で定める要求事項を満たしていないのに、監督及び完成検査が適切でなかったため契約金額を支払っていたもの(1件 8123万余円) (764ページ記載)

<契約額が割高となっていたもの>

○内閣府(宮内庁)

- ・花園院宸記コロタイプ複製製造契約において、関係者との間の費用の負担割合を誤ったなどのため、予定価格が過大となり契約額が割高となっていたもの(1件 800万円) (71ページ記載)

＜支払額が過大となっていたもの＞

○財務省

- ・不正薬物に係る簡易試薬の購入契約において、必要がない耐冷保存用収納ケースの価格を見込んで積算していたなどのため、支払額が過大となっていたもの(1件 530万円)  
(157 ページ記載)

＜積算が過大となっていたもの＞

○厚生労働省

- ・社会保険業務センター業務部の一部移転に伴う備品の調達等の契約において、諸経費の積算を誤ったため、契約額が割高になっていたもの(1件 310万円) (232 ページ記載)

(オ) 役 務

13件 5億0801万余円

＜委託費等の支払が過大となっていたもの＞

○文部科学省

- ・地域子ども教室推進事業等の委託に当たり、支払の事実のない謝金を再委託費に含めるなどしていたため、委託費の支払額が過大となっていたもの(1件 781万余円)  
(185 ページ記載)
- ・芸術団体人材育成支援事業等の契約等において、実際に事業の実施に要した経費に基づかない収支計算書等により精算していたため、支払額が過大となっていたもの(1件 6272万余円)  
(188 ページ記載)
- ・調査委託契約等において、委託先が実際に負担した額に基づかない日額単価により人件費を算定するなどしていたため、委託費の支払額が過大となっていたもの(1件 8060万余円)  
(190 ページ記載)

○厚生労働省

- ・労災特別介護援護事業等に係る委託事業の実施に当たり、休職等により委託事業に従事していなかった期間に係る職員の給与等を委託費から支払うなどしていたため、委託費の支払額が過大となっていたもの(1件 1813万余円)  
(233 ページ記載)
- ・労災診療費審査体制等充実強化対策事業に係る委託事業の実施に当たり、委託事業の対象とは認められない経費を委託費から支払っていたため、委託費の支払額が過大となっていたもの(1件 1138万余円)  
(235 ページ記載)
- ・雇用保険活用援助事業及び労働保険加入促進業務に係る委託事業の実施に当たり、委託事業の対象とは認められない経費を委託費から支払っていたため、委託費の支払額が過大となっていたもの(1件 1億1272万余円)  
(236 ページ記載)
- ・「ねんきんあんしんダイヤル」年金記録相談業務に係る委託契約において、業務に従事していない休憩時間を支払の対象に含めていたため、委託費の支払額が過大となっていたもの(1件 4432万余円)  
(241 ページ記載)

○経済産業省

- ・廃棄物等の輸出入に係る事前相談業務等の委託費の算定において、管理職の職位にあり実際に時間外手当が支給されていない者の所定労働時間外の従事時間数を人件費算定上の従事時間数に含めるなどして人件費を算定していたため、委託費の支払額が過大となっていたもの(1件 745万余円)  
(503 ページ記載)



＜委託費の会計経理が適正を欠いていたもの＞

○文部科学省

- ・ 科学技術総合研究業務に係る委託費の経理が不当と認められるもの(1件 1678 万余円) (186 ページ記載)

○独立行政法人環境再生保全機構

- ・ 公害健康被害予防事業の調査研究業務に係る委託費の経理が不当と認められるもの(1件 395 万余円) (872 ページ記載)

＜検査が適正でなかったもの＞

○全国健康保険協会

- ・ 健康保険被保険者証のカードケースの作成契約において、納品検査が適正でなかったため、誤植があるカードケースを受領して代金を支払ったり、カードケースの再発送等のために追加費用を支払う結果となったりしていたもの(1件 1 億 0990 万余円) (816 ページ記載)

＜仕様等が適切でなかったもの＞

○厚生労働省

- ・ 「ねんきん特別便」の作成及び発送準備業務に係る委託契約において、委託業者に対する指示等が適切でなかったため、共済組合に発送した「ねんきん特別便」が組合員へ配布できずに返送されており、再度、発送するための費用を支出するなどしていたもの(1件 3070 万余円) (238 ページ記載)

＜契約額が割高となっていたもの＞

○裁 判 所

- ・ 清掃業務請負契約において、清掃員の人工数を誤って算出したため、契約額が割高となっていたもの(1件 150 万円) (54 ページ記載)

(カ) 保 険 給 付 5 件 4 億 2618 万余円

＜保険の給付が適正でなかったもの＞

○厚生労働省

- ・ 雇用保険の失業等給付金の支給が適正でなかったもの(1件 9670 万余円) (244 ページ記載)
- ・ 雇用保険の雇用調整助成金の支給が適正でなかったもの(1件 6489 万余円) (247 ページ記載)
- ・ 雇用保険の特定求職者雇用開発助成金の支給が適正でなかったもの(1件 2130 万余円) (249 ページ記載)
- ・ 厚生年金保険の老齢厚生年金の支給が適正でなかったもの(1件 8528 万余円) (251 ページ記載)
- ・ 年金記録相談等において判明した年金記録について、基礎年金番号への統合が適切に行われていなかったため、老齢厚生年金等が適正に支給されないなどしていたもの(1件 1 億 5800 万余円) (254 ページ記載)

(キ) 医療費

2件 5億5452万余円

<医療費の支払が過大となっていたもの>

○厚生労働省

- ・医療費に係る国の負担が不当と認められるもの(1件 5億2940万余円)  
(260ページ記載)
- ・労働者災害補償保険の療養の給付に要する診療費の支払が過大となっていたもの(1件  
2512万余円)  
(270ページ記載)

(ク) 補助金

700件 97億3012万余円

<補助事業の実施及び経理が不当なもの>

○総務省

- ・市町村合併推進体制整備費補助金が過大に交付されていたもの(13件 3億6391万余  
円)  
(91ページ記載)
- ・情報通信人材研修事業費補助金が過大に交付されていたもの(1件 1134万余円)  
(93ページ記載)
- ・省エネルギー型地上デジタルテレビジョン普及加速対策費補助金等により造成した基金  
が過大に使用されていたもの(1件 2957万余円)  
(94ページ記載)
- ・情報通信格差是正事業費補助金等の交付を受けて実施する事業の事業計画が適切でな  
かったなどのもの(3件 3068万余円)  
(95ページ記載)

○文部科学省

- ・大学改革推進等補助金(大学改革推進事業)が過大に交付されていたもの(1件 150万  
円)  
(192ページ記載)
- ・私立学校施設整備費補助金が過大に交付されていたもの(1件 161万円)  
(193ページ記載)
- ・科学研究費補助金が過大に交付されていたもの(12件 2565万余円) (194ページ記載)
- ・公立学校等施設整備費補助金が過大に交付されていたもの(3件 1130万余円)  
(195ページ記載)
- ・国宝重要文化財等保存整備費補助金が過大に交付されていたもの(1件 563万余円)  
(197ページ記載)

○厚生労働省

- ・国民健康保険の療養給付費補助金等が過大に交付されていたもの(1件 11億1182万  
余円)  
(274ページ記載)
- ・国民健康保険の療養給付費負担金が過大に交付されていたもの(50件 9億9300万余  
円)  
(276ページ記載)
- ・国民健康保険の財政調整交付金が過大に交付されていたもの(286件 20億9152万余  
円)  
(280ページ記載)
- ・疾病予防対策事業費等補助金(がん診療連携拠点病院機能強化事業分)が過大に交付され  
ていたもの(1件 135万余円)  
(295ページ記載)
- ・次世代育成支援対策交付金が過大に交付されていたもの(2件 561万余円)  
(296ページ記載)

- ・ 児童保護費等負担金の国庫負担対象事業費が過大に精算されていたもの(31件 5505 万余円) (298 ページ記載)
- ・ 児童扶養手当給付費負担金が過大に交付されていたもの(3件 459 万余円) (301 ページ記載)
- ・ 生活保護費等負担金が過大に交付されていたもの(9件 6485 万余円) (303 ページ記載)
- ・ 地方改善事業費(隣保館運営費等)補助金(隣保館運営等事業に係る分)が過大に交付されていたもの(3件 3526 万余円) (304 ページ記載)
- ・ 遺骨収集等派遣費補助金(慰霊友好親善事業に係る分)が過大に交付されていたもの(1件 3662 万余円) (306 ページ記載)
- ・ 地域生活支援事業費補助金が過大に交付されていたもの(6件 2218 万余円) (306 ページ記載)
- ・ 障害者自立支援給付費負担金が過大に交付されていたもの(27件 1億9521 万余円) (308 ページ記載)
- ・ 地域支援事業交付金が過大に交付されていたもの(4件 1749 万余円) (310 ページ記載)
- ・ 介護給付費負担金が過大に交付されていたもの(11件 5681 万余円) (310 ページ記載)
- ・ 介護保険の普通調整交付金が過大に交付されていたもの(8件 1億1972 万余円) (312 ページ記載)
- ・ 地域介護・福祉空間推進交付金(夜間対応型訪問介護分)が過大に交付されていたもの(3件 4824 万余円) (314 ページ記載)
- ・ 地域介護・福祉空間整備交付金(夜間対応型訪問介護ステーション分)が過大に交付されていたもの(1件 152 万余円) (315 ページ記載)
- ・ 厚生労働科学研究費補助金が過大に交付されていたもの(6件 1億1564 万余円) (315 ページ記載)
- ・ 保健事業費等負担金(健康診査費分)が過大に交付されていたもの(5件 8590 万余円) (317 ページ記載)
- ・ 知的障害者施設訓練等支援費等国庫負担金が過大に交付されていたもの(3件 518 万余円) (318 ページ記載)
- ・ 障害児施設措置費(給付費等)国庫負担金が過大に交付されていたもの(2件 1204 万余円) (319 ページ記載)
- ・ 障害者医療費負担金が過大に交付されていたもの(2件 615 万余円) (321 ページ記載)
- ・ 身体障害者保護費負担金が過大に交付されていたもの(2件 736 万余円) (322 ページ記載)
- ・ 産業雇用安定センター補助金が過大に交付されていたもの(1件 3146 万余円) (323 ページ記載)
- ・ 職業能力開発校設備整備費等補助金が過大に交付されていたもの(4件 8261 万余円) (324 ページ記載)
- ・ 介護労働者雇用改善援助事業等交付金が過大に交付されていたもの(1件 3億2059 万余円) (326 ページ記載)
- ・ 児童手当交付金が過大に交付されていたもの(1件 249 万余円) (326 ページ記載)

○農林水産省

- ・補助の対象とならないもの(8件 4834 万余円) (405 ページ記載)
- ・補助対象事業費を過大に精算するなどしていたもの(6件 6525 万余円) (410 ページ記載)
- ・補助金の交付額の算定が適切でなかったもの(3件 9962 万余円) (414 ページ記載)
- ・補助の対象とならないもの及び補助金の交付額の算定が適切でなかったもの(2件 6636 万余円) (417 ページ記載)
- ・工事の設計が適切でなかったもの(2件 2309 万余円) (418 ページ記載)
- ・補助金の交付の必要がなかったもの(1件 4707 万余円) (419 ページ記載)
- ・補助の目的を達していないもの(1件 625 万余円) (420 ページ記載)
- ・不適正な経理処理となっていたもの及び補助の対象とならないもの(50件 3億 4056 万余円) (421 ページ記載)
- ・貸付けの対象とならないもの(1件 540 万余円) (429 ページ記載)

○経済産業省

- ・補助の目的外に使用していたもの(6件 3億 0296 万余円) (507 ページ記載)
- ・補助対象事業費を過大に精算していたもの(4件 7954 万余円) (509 ページ記載)
- ・補助金を過大に受給していたもの(3件 1167 万余円) (511 ページ記載)
- ・補助の目的を達していないもの(2件 1442 万余円) (512 ページ記載)
- ・補助事業で造成した基金を無断で処分していたもの(1件 1億 0489 万円) (514 ページ記載)
- ・補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの(1件 2957 万余円) (514 ページ記載)
- ・計画が適切でなかったもの(1件 581 万余円) (515 ページ記載)

○国土交通省

- ・補助金の交付額の算定が適切でなかったもの(6件 5509 万余円) (572 ページ記載)
- ・補助の対象とならないもの(6件 1068 万余円) (577 ページ記載)
- ・工事の設計が適切でなかったもの(4件 1億 9008 万余円) (580 ページ記載)
- ・補償費の算定が適切でなかったもの(4件 1174 万余円) (586 ページ記載)
- ・補助事業により取得した財産の処分に係る手続が適正でなかったもの(2件 6億 5709 万余円) (589 ページ記載)
- ・工事の設計及び施工が適切でなかったもの(1件 1569 万余円) (591 ページ記載)
- ・工事の施工が設計と相違していたもの(1件 1386 万余円) (593 ページ記載)
- ・残存物件に係る補助金を返還していなかったもの(1件 1232 万余円) (595 ページ記載)
- ・補助対象事業費を過大に精算していたもの(1件 160 万余円) (596 ページ記載)
- ・工事費の積算が過大となっていたもの(1件 102 万円) (597 ページ記載)
- ・不適正な経理処理となっていたもの及び補助の対象とならないもの(49件 8億 9065 万余円) (598 ページ記載)

○環 境 省

- ・補助の対象とならないもの(2件 2313 万余円) (743 ページ記載)
- ・補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの(1件 2957 万余円) (745 ページ記載)

○独立行政法人農畜産業振興機構

- ・補助金により造成した基金を補助の目的外に使用していたもの(1件 5億5658万余円) (825ページ記載)
- ・事業の一部を実施していなかったもの(1件 960万余円) (826ページ記載)
- ・補助金の返還措置が執られていなかったもの(1件 600万円) (827ページ記載)
- ・補助対象事業費を過大に精算していたもの(1件 304万余円) (829ページ記載)

○独立行政法人日本学術振興会

- ・科学研究費補助金の経理が不当と認められるもの(15件 3897万余円) (836ページ記載)

(ケ) 貸付金 1件 500万円

<貸付金の経理が不当なもの>

○株式会社日本政策金融公庫

- ・事業資金が貸付けの対象とならない不正な借入申込者に貸し付けられていたもの(1件 500万円) (791ページ記載)

(ク) 不正行為 1件 361万余円

<現金が領得されたもの>

○農林水産省

- ・職員の不正行為による損害が生じたもの(1件 361万余円) (429ページ記載)

(カ) その他 28件 5億9931万余円

<交付税の交付が不当なもの>

○総務省

- ・特別交付税の交付の対象となる経費の算定に当たり、国庫補助金、県費補助金等の特定財源を控除しないで計算していたなどのため、特別交付税が過大に交付されていたもの(26件 3億8308万余円) (97ページ記載)

<介護給付費の支払が過大となっていたもの>

○厚生労働省

- ・介護給付費に係る国の負担が不当と認められるもの(1件 2億0925万余円) (331ページ記載)

<補償費の算定が過大となっていたもの>

○国土交通省

- ・道路改築事業の実施に当たり、損失補償等を行う契約において建物等の移転補償に要する費用の算定が適切でなかったため、契約額が割高になっていたもの(1件 697万余円) (609ページ記載)

ウ 収入支出以外に関するもの 計 2件 5119万余円

省庁又は団体名	物件	役務	計
国土交通省	1 <sup>件</sup>	1 <sup>件</sup>	1 <sup>件</sup>
独立行政法人 雇用・能力開発機構		1	1
計	1	1	2

(ア) 物 件	1 件 1318 万余円
＜用地の管理が適切でなかったもの＞	
○国土交通省	
・管理が適切でなかったため、被補償者に提供するために取得した代替地用地が第三者に使用されていたもの(1 件 1318 万余円)	(568 ページ記載)
(イ) 役 務	1 件 3800 万余円
＜会計経理が適正を欠いていたもの＞	
○独立行政法人雇用・能力開発機構	
・国際能力開発支援センターの運営委託契約の実施に当たり、委託先の会計経理が適正を欠いていたもの(1 件 3800 万余円)	(862 ページ記載)
(2) 意見を表示し又は処置を要求した事項	計 66 件
ア 会計検査院法第 34 条の規定によるもの	16 件
(ア) 適宜の処置を要求したもの	1 件
○法 務 省	
・社会復帰促進センターの運営事業における食材費について、実際の収容人員に応じた適切な支払を行うこととなるよう契約を変更するなどの適宜の処置を要求したもの (1 件 指摘金額 5 億 3180 万円)	(121 ページ記載)
(イ) 適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの	5 件
○文部科学省	
・公立の義務教育諸学校における休職者等の実数の確認を適切に行うことにより、義務教育費国庫負担金の交付額の算定を適正なものとするよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの (1 件 指摘金額 3 億 9339 万円)	(198 ページ記載)
○厚生労働省	
・概算払により交付した補助金等について、速やかに額の確定手続を完了させ、国庫に返納させるべき補助金等が補助事業者等に滞留しないよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの (1 件 指摘金額 2 億 0265 万円)	(336 ページ記載)
○厚生労働省及び日本年金機構	
・年金記録相談等において判明した年金記録について、基礎年金番号への統合を適切に行うことにより、老齢厚生年金等を適正に支給するなどするよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの (1 件 指摘金額 1 億 5800 万円)	(341、819 ページ記載)
○農林水産省	
・委託事業における非常勤職員の賃金について、業務実態を反映させて実績報告書に適切に計上することにより委託費の適正な支払を確保するよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの (1 件 指摘金額 6828 万円)	(430 ページ記載)

○独立行政法人日本学術振興会

- ・科学研究費補助事業において、研究者に対して効果的な督促を行うことなどにより、研究成果報告書等を長期間提出していない事態を解消するよう適宜の処置を要求し及び今後同種事態が発生しないよう是正改善の処置を求めたもの

(1件 指摘金額 60億6420万円)

[本件については、会計検査院法第30条の2の規定により、平成22年7月28日に、国会及び内閣に報告している。]

(838ページ記載)

(ウ) 是正改善の処置を求めたもの

10件

○農林水産省

- ・官用車に係る車検等請負契約について、契約の公正性、透明性及び競争性を確保するよう、契約の対象となる官用車を都道府県の単位にまとめるなどして一般競争契約とする是正改善の処置を求めたもの

(1件 指摘金額 3億0479万円)

(435ページ記載)

- ・国営土地改良事業所等において賃借して使用するパーソナルコンピュータの使用期間をより経済的な年数とすることにより、賃借料の節減を図るなどするよう是正改善の処置を求めたもの

(1件 指摘金額 3316万円)

(439ページ記載)

○国土交通省

- ・国営公園の維持管理業務に係る委託費について、業務従事者の勤務状況等を把握できる資料を整備保管させるなどして適切に精算等を行うよう是正改善の処置を求めたもの

(1件 背景金額 285億9326万円)

(610ページ記載)

- ・街路事業における土地開発公社等が先行取得した用地の地方公共団体による再取得に当たり、再取得に係る補助対象事業費を算定する際の基準や範囲等を具体的に示すことなどにより、補助対象事業費の算定を適切なものとするよう是正改善の処置を求めたもの

(1件 指摘金額 26億2191万円)

(617ページ記載)

- ・道路整備事業に伴う埋蔵文化財の発掘調査において、道路整備事業を行う国道事務所等及び地方公共団体が負担する発掘調査費用の範囲を明確にするなどして、発掘調査費用の算定を適切なものとするよう是正改善の処置を求めたもの

(1件 指摘金額 9億5362万円)

(622ページ記載)

- ・トンネル工事の実施に当たり、送風機の運転方法の選定を適切なものとする事により電力消費量の低減を図り、経済的な積算となるよう是正改善の処置を求めたもの

(1件 指摘金額 1億5020万円)

(626ページ記載)

- ・港湾工事の実施に当たり、起重機船等の<sup>き</sup>艀装の実態を積算基準に反映させて艀装費の積算を適切に行うよう是正改善の処置を求めたもの

(1件 指摘金額 1億7447万円)

(631ページ記載)

- ・航空気象観測所における運航従事者等からの照会に対応する業務に係る費用の積算が業務の実態に即した経済的なものとなるよう是正改善の処置を求めたもの

(1件 指摘金額 3030万円)

(635 ページ記載)

○防 衛 省

- ・情報システムの維持整備に関する請負契約の締結に当たり、標準資料、前年度等における調達の実例を適用することについて十分検討するなどして、予定価格の積算を適切なものとするよう是正改善の処置を求めたもの

(1件 指摘金額 2億1400万円 背景金額 5億0025万円)

(766 ページ記載)

○独立行政法人科学技術振興機構

- ・独立行政法人科学技術振興機構が保有する外国特許権の特許料の代行納付について、実際に代行納付を行っている業者と直接契約することにより手数料の節減を図るよう是正改善の処置を求めたもの

(1件 指摘金額 2797万円)

(833 ページ記載)

イ 会計検査院法第34条及び同法第36条の規定によるもの 5件

- (ア) 会計検査院法第34条の規定により適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め並びに同法第36条の規定により意見を表示したのもの 1件

○国土交通省

- ・補助事業で取得した下水道用地について、必要性の見直しが適時適切に行われ、その活用が図られるよう意見を表示し、並びに今後の取得が適時適切に行われるよう、また、財産処分に当たって適正な手続がとられるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの

(1件 指摘金額 40億7311万円 背景金額 3235億3304万円)

(640 ページ記載)

- (イ) 会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求め並びに同法第36条の規定により意見を表示し及び改善の処置を要求したもの 1件

○農林水産省

- ・特別会計への一般会計からの繰入れについて、国が実際に支払うべき国庫負担額を繰入金額とすることなどにより繰入れを適正化するよう是正改善の処置を求め、不用になる額が確定しているのにこれを翌年度の財源とするため繰入予算額全額を繰り入れることを行わないようにするための方策を検討したり、繰入れの対象となる経費に係る歳出予算の執行の見込みや不用の見込みを繰入額に確実に反映させたりすることにより、繰入れを適切かつ効率的なものとするよう意見を表示し、及び改善の処置を要求したもの

(1件 指摘金額 409億5484万円)

(444 ページ記載)



ウ) 会計検査院法第 34 条の規定により適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め並びに同法第 36 条の規定により改善の処置を要求したもの 3 件

○厚生労働省

- ・特別会計への一般会計からの繰入れについて、繰入超過額を減額して繰り入れることとするよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに繰入れの対象となる利子の支払に実際に必要となる額のみを繰り入れることにより繰入れを適切かつ効率的なものとするよう改善の処置を要求したもの

(1 件 指摘金額 1198 億 3277 万円)

(347 ページ記載)

○経済産業省

- ・国際博覧会事業の実施に当たり、委託先が事業者と締結した再委託契約において、実績額に基づく精算に向けて協議させるなどの適宜の処置を要求し及び今後締結される再委託契約において、実績額に基づいた精算を行わせるなどの是正改善の処置を求め並びに事業の収支状況を公表するなどの改善の処置を要求したもの

(1 件 指摘金額 8 億 7384 万円 背景金額 148 億 6742 万円)

(516 ページ記載)

○国土交通省

- ・道路用地を取得するために保有している代替地用地について、早急に被補償者等に売買契約等の締結を求めるなどの措置を執るよう適宜の処置を要求し及び代替地用地の取得、管理、処分が適切に行われるよう是正改善の処置を求め並びに改善の処置を要求したもの

(1 件 指摘金額 9699 万円 背景金額 23 億 4281 万円)

(650 ページ記載)

ウ 会計検査院法第 36 条の規定によるもの 45 件

(ア) 意見を表示したもの 30 件

○内 閣

- ・府省共通業務・システムについて、最適化の実施及びその評価等を適切に行い、費用対効果を踏まえた同業務・システムの構築等を図ることができるようにするとともに、担当府省との間で所要の調整を行うよう意見を表示したもの

(1 件 背景金額 807 億 5169 万円)

(56 ページ記載)

○内閣府(金融庁)

- ・株式会社整理回収機構が保有する平成 11、12 両年度の整理回収業務から生じた利益に係る資金について、その有効活用を図るため、預金保険機構を通じて国に納付させるなど、国の財政に寄与する方策を検討するよう意見を表示したもの

(1 件 指摘金額 1837 億 7314 万円)

[本件については、会計検査院法第 30 条の 2 の規定により、平成 22 年 9 月 24 日に、国会及び内閣に報告している。]

(80 ページ記載)

○総務省

- ・国会議員の選挙等の執行経費の交付額の算定について、投票所経費、開票所経費等の算定を選挙事務の実態に即したものとすることなどにより執行経費の適正化を図るよう意見を表示したもの (1件 背景金額 331億2196万円)

[本件については、会計検査院法第30条の2の規定により、平成22年9月8日に、国会及び内閣に報告している。] (99ページ記載)

- ・地域情報通信基盤整備推進交付金等により整備した情報通信設備について、利用者の需要を喚起するための加入促進活動を積極的に行わせることなどにより、利用率の一層の向上を図り、もって地域の住民がブロードバンドサービス等の利便性を享受することができるよう意見を表示したもの (1件 背景金額 26億6754万円) (109ページ記載)

○外務省

- ・在外公館において長期間利用されていない行政財産や用途廃止したが処分されていない普通財産等について早期処分に向けた措置を講ずるよう意見を表示したもの (1件 指摘金額 22億5630万円) (133ページ記載)

○外務省及び独立行政法人国際協力機構

- ・政府開発援助の実施に当たり、援助の効果が十分に発現するよう意見を表示したもの (1件 背景金額 602億4410万円) (126、832ページ記載)

○財務省

- ・確定申告後の更正に基づく中間納付額等の還付金に係る還付加算金の計算期間について、申告納税額の過誤納金に係る還付加算金の計算期間との均衡を考慮した適切なものとするよう意見を表示したもの (1件 指摘金額 10億6509万円) (173ページ記載)

○財務省及び経済産業省

- ・租税特別措置の趣旨に照らして有効かつ公平に機能しているかの検証を踏まえ、中小企業者に適用される租税特別措置の適用範囲について検討するなどの措置を講ずるよう意見を表示したもの (1件 指摘金額 8億8635万円) (158、521ページ記載)
- ・中小企業者に対する法人税率の特例を定めている法人税法の趣旨に照らして有効かつ公平に機能しているかの検証を踏まえて中小企業者に対する法人税率の特例の適用範囲について検討を行うなどの措置を講ずるよう意見を表示したもの (1件 指摘金額 1億3440万円) (167、521ページ記載)

○文部科学省

- ・国立大学法人における目的積立金の計上や用途について具体的な基準等を定めるなどすることにより、目的積立金の取扱いが合理的なものとなるよう意見を表示したもの (1件 指摘金額 347億2084万円 背景金額 4222億2803万円) (202ページ記載)

○厚生労働省

- ・夜間対応型訪問介護の利用の促進を図るなど、地域介護・福祉空間整備推進交付金等による事業の効果が十分発現する措置を執るよう意見を表示したもの  
 (1件 指摘金額 16億1251万円)  
 (352ページ記載)
- ・柔道整復師の施術に係る療養費について、算定基準等がより明確になるよう検討を行うとともに、適切な点検及び審査を行うよう体制を強化するなどして、支給を適正なものとするよう意見を表示したもの  
 (1件 背景金額 3億0925万円)  
 (357ページ記載)
- ・労働保険事務組合に対する報奨金の交付額の算定方法について上限額を設定するなど報奨金の使途の現状等を踏まえた見直しを行うことにより交付額の縮減を図るなどして、報奨金の交付が適切かつ効果的なものとなるよう意見を表示したもの  
 (1件 背景金額 108億0589万円)  
 (364ページ記載)
- ・厚生労働省が委託契約により実施している労災特別介護援護事業から生じた資産について、必要性の有無を再検討し、不要となる資産を国庫に納付させるなどするよう意見を表示したもの  
 (1件 指摘金額 8億4992万円)  
 (369ページ記載)

○農林水産省

- ・森林整備事業における林道整備の実施に当たり、事前評価及び新規採択の判断を行うための費用対効果分析が適切に実施されるよう意見を表示したもの  
 (1件 背景金額 44億9046万円)  
 (455ページ記載)

○経済産業省

- ・研究開発環境支援事業で購入した試験研究機器等が補助事業終了後においても補助事業の目的に沿って十分活用されるよう意見を表示したもの  
 (1件 指摘金額 3億5551万円)  
 (522ページ記載)
- ・独立行政法人中小企業基盤整備機構が第2種信用基金により実施している債務保証業務について、その利用実態に応じた事業規模となるように、基金の額を適切に見直すよう意見を表示したもの  
 (1件 指摘金額 461億4975万円)  
 (527ページ記載)
- ・国から補助金の交付を受けて各信用保証協会に造成された制度改革促進基金の規模が必要額を超えた過大なものとならないよう補助金の交付の在り方等について見直しを行うなどすることにより、同基金の効果的な活用が図られるよう意見を表示したもの  
 (1件 指摘金額 88億3297万円)

[本件については、会計検査院法第30条の2の規定により、平成22年7月28日に、国会及び内閣に報告している。]  
 (532ページ記載)

- ・指定金融機関が中小企業等協同組合等の構成員に対して危機対応業務の損害担保付貸付けを実施する場合において、公庫と指定金融機関との損害担保契約の補償料率や補てん割合が当該構成員の企業規模に見合ったものとなるよう告示等の改正を行うなどして、補償金支払財源の一部である国庫負担分が信用補完等支援の必要性の程度に応じた適切なものとなるよう意見を表示したもの

(1件 指摘金額 2億2792万円 背景金額 1127億3000万円)

(538ページ記載)

#### ○国土交通省

- ・東京国際空港を離陸する国際線に係る保安料について、徴収しない取扱いをやめ、保安料設定の趣旨に沿って徴収することとするよう意見を表示したもの

(1件 指摘金額 2億0773万円)

(655ページ記載)

- ・高額所得者等に対する明渡しの促進等の措置を適切に実施し、公営住宅を真に住宅に困窮する低額所得者の居住の安定を確保するために有効に活用するよう意見を表示したもの

(1件 指摘金額 13億8516万円 背景金額 2042億3304万円)

(658ページ記載)

- ・ダム建設事業における費用対効果分析の算定方法を明確にするなどして、費用対効果分析が適切に実施されるよう意見を表示したもの

(1件 背景金額 3兆1366億円)

(664ページ記載)

- ・公共事業支援システムの最適化計画について、最適化の実施内容の再検証を行い、費用対効果に留意しつつ、最適化の実施に係る経費を有効かつ効率的に活用するために必要な見直し等を行うよう意見を表示したもの

(1件 背景金額 9億2918万円)

(672ページ記載)

- ・社会資本整備事業で整備した施設に係る長寿命化事業の実施について、長寿命化計画の策定及び施設情報の管理が適切に行われ、施設の維持管理、更新が計画的かつ効率的に実施されるよう意見を表示したもの

(1件 背景金額 35億5216万円)

(678ページ記載)

- ・国が実施する道路整備事業における便益及び費用の算出根拠を明確にするなどして、費用便益分析が適切に実施されるよう意見を表示したもの

(1件 背景金額 1兆3363億円)

(686ページ記載)

- ・独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の特例業務勘定における利益剰余金につき、国庫納付が可能な資金の額を把握し、将来においても、余裕資金が生じていないか適時に検討することとともに、これらの資金が国庫に納付されることとなるように適切な制度を整備するよう意見を表示したもの

(1件 指摘金額 1兆2000億円)

[本件については、会計検査院法第30条の2の規定により、平成22年9月24日に、国会及び内閣に報告している。]

(695ページ記載)

○環境省

- ・ごみ固形燃料(RDF)化施設の運営に資する情報を提供するなどして、施設の健全な運営及び市町村のごみ処理事業の安定化に資するよう意見を表示したもの

(1件 背景金額 584億0558万円)

(747ページ記載)

○独立行政法人都市再生機構

- ・関係法人に行わせている賃貸住宅団地内の駐車場事業の経営及びその資産を承継することにより駐車場と賃貸住宅を一体的に管理して事業の一層の効率化を図るとともに、投資の利益を回収して事業運営に資するよう意見を表示したもの

(1件 指摘金額 171億3512万円)

(875ページ記載)

○日本放送協会

- ・受信契約の取次ぎ・収納等に係る業務委託について、業界団体との緊密な連携を図るとともに契約内容の見直しを検討するなどして、受信契約の促進及び受信料の公平負担の徹底という目的に対して一層有効に機能するものとなるよう意見を表示したもの

(1件 背景金額 8億4346万円)

(896ページ記載)

○財団法人塩事業センター

- ・塩の備蓄量を見直すことにより、保有する投資有価証券等のうち余剰となる資産を国庫に納付するなどの措置を講ずるよう意見を表示したもの

(1件 背景金額 483億0087万円)

(919ページ記載)

(イ) 改善の処置を要求したもの

15件

○文部科学省

- ・廃校又は休校となっている公立小中学校の校舎等について、活用効果等を周知するなどして、社会情勢の変化、地域の実情等に応じた一層の有効活用を図るよう改善の処置を要求したもの

(1件 指摘金額 104億7450万円)

[本件については、会計検査院法第30条の2の規定により、平成22年9月8日に、国会及び内閣に報告している。]

(209ページ記載)

○厚生労働省

- ・生活保護事業の実施において、厚生年金保険の脱退手当金の受給及び国民年金の任意加入による年金給付の活用を図ることにより生活保護費等負担金の交付が適切なものとなるよう改善の処置を要求したもの

(1件 指摘金額 1億6696万円)

(380ページ記載)

- ・生活保護事業の実施において、要保護世帯向け不動産担保型生活資金の貸付制度の利用によって被保護世帯の資産の活用を図ることにより、生活保護費等負担金の交付が適切なものとなるよう改善の処置を要求したもの

(1件 指摘金額 15億1997万円)

(386ページ記載)

○厚生労働省及び日本年金機構

- ・厚生年金保険等の適用事業所から提出された全喪届の処理に当たり、実地調査対象事業所を的確に把握した上で事業実態の確認を確実にすることなどにより、全喪届の事務処理等を適切に実施するよう改善の処置を要求したもの

(1件 背景金額 9億3161万円)

(372、819ページ記載)

○農林水産省

- ・林業就業促進資金貸付事業の実施に当たり、事業の資金規模を貸付需要に対応した適切なものとするなどにより、資金の有効活用を図るよう改善の処置を要求したもの

(1件 指摘金額 2億0015万円)

(461ページ記載)

- ・農業公社が農地保有合理化法人機能強化事業の実施に伴い積み立てた準備金の収支を明確にして時価売渡経費助成事業終了後における準備金の残額に相当する額の助成金を国庫に返還させるよう改善の処置を要求したもの

(1件 指摘金額 10億2674万円 背景金額 40億7276万円)

(476ページ記載)

- ・農地保有合理化促進事業強化基金造成事業等により造成された基金を廃止し、国庫補助金相当額を国庫に返還させることとして、財政資金の有効活用を図るよう改善の処置を要求したもの

(1件 指摘金額 68億9695万円)

(482ページ記載)

○農林水産省及び独立行政法人農畜産業振興機構

- ・農林水産省及び独立行政法人農畜産業振興機構が公益法人等に補助金等を交付して設置造成させている基金が保有する資金について有効活用を図るよう改善の処置を要求したもの

[農林水産省 1件 指摘金額 404億0867万円]

(466ページ記載)

- ・独立行政法人農畜産業振興機構が公益法人等に補助金等を交付して設置造成させている基金が保有する資金について有効活用を図るよう改善の処置を要求したもの

[独立行政法人農畜産業振興機構 1件 指摘金額 368億6143万円]

(830ページ記載)

〔上記2件の重複を控除して、  
農林水産省及び独立行政法人農畜産業振興機構 1件 指摘金額 404億0867万円〕

○経済産業省

- ・経済産業省が都道府県等に補助金を交付して都道府県所管の公益法人に造成させている基金について、事業継続の必要性等を検討するための基準等を都道府県等に提示し、これにより不要となる基金のうち国庫補助金相当額を国庫に返納させるなどして、適切かつ有効な活用を図るよう改善の処置を要求したもの

(1件 指摘金額 108億5315万円)

(543ページ記載)

○国土交通省

- ・特別会計への一般会計からの繰入れについて、歳出予算の不用の見込みを繰入額に確実に反映させることにより、繰入れを適切かつ効率的なものとするよう改善の処置を要求したもの (1件 指摘金額 15億1536万円)  
(719ページ記載)

○防衛省

- ・自動車教習所の跡地の必要性について検討し、引き続き必要な教習所跡地は教習所施設を撤去して演習場用地として利用するなどの利用計画を策定することなどにより、同跡地の有効活用を図るよう改善の処置を要求したもの (1件 指摘金額 45億2764万円)  
(771ページ記載)

○国立大学法人東北大学、国立大学法人東京学芸大学、国立大学法人東京芸術大学、国立大学法人琉球大学

- ・国立大学法人が保有している未利用の土地や建物等について、当該資産を保有する合理的な理由の有無を検討して具体的な処分計画又は利用計画を策定するなどし、これにより資産の有効活用を図るよう改善の処置を要求したもの

{	4件 指摘金額	国立大学法人東北大学	45億2718万円
		国立大学法人東京学芸大学	23億7332万円
		国立大学法人東京芸術大学	33億5237万円
		国立大学法人琉球大学	2億6580万円

(889ページ記載)

(3) 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 計 39件

○外務省

- ・精算条項付契約において、従事者が出向者である場合の人件費単価の算出方法、従事実績に係る証拠書類等の整備方法等を定めることなどにより、人件費の算定が適切に行われるよう改善させたもの (1件 指摘金額 4854万円 背景金額 5億9510万円)  
(139ページ記載)

- ・赴任に係る航空賃の支給について、旅費法等の規定に従って航空機の運賃の級を決めるとともに、各航空会社が設定した割引運賃を利用することにより、赴任旅費の支給が適正かつ経済的に行われるよう改善させたもの (1件 指摘金額 9601万円)  
(143ページ記載)

- ・通話実績に比べて著しく高額な料金になっている電話契約を解約することなどにより、電話料金の支払を経済的なものとするよう改善させたもの (1件 指摘金額 1086万円)  
(146ページ記載)

○外務省、経済産業省

- ・財団法人交流協会が補助金を財源にして引き当てていた給与税金引当金について、これを納税のための資金として使用する見込みは著しく低いため、取り崩して国庫に返納するよう改善させたもの

〔 2件 指摘金額 外務省 1億3510万円  
経済産業省 1825万円〕

(141、550 ページ記載)

○財 務 省

- ・消費税の還付申告者に係る資料を課税資料として活用することなどにより、消費税の還付金等が支払われた場合の所得税の課税が適正なものとなるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 8499万円)

(178 ページ記載)

○厚生労働省

- ・検疫所で実施する予防接種の手数料が適正なものとなるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 7723万円)

(392 ページ記載)

- ・正規の勤務時間外における勤務である当直勤務に対して支給する宿日直手当又は超過勤務手当について、勤務の内容に即した適切な支給となるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 8281万円)

(394 ページ記載)

○農林水産省

- ・農林水産省行政情報システム等保守業務契約について、保守員の業務の実態に即した積算を行うための基準を整備することなどにより、予定価格の積算を適切なものとするよう改善させたもの

(1件 指摘金額 1億3170万円)

(488 ページ記載)

- ・委託事業及び補助事業等において、従事者が出向者、管理職等である場合の人件費単価の算出方法等を定めるとともに、従事実績に係る証拠書類等の整備方法等を支出先に明示することなどにより、人件費の算定が適切に行われるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 8941万円 背景金額 3億6888万円)

(491 ページ記載)

○経済産業省

- ・石油貯蔵施設立地対策等交付金について、石油貯蔵施設の使用状況を的確に把握し、これに即して交付限度額を算定することにより、制度をより適切に運用するよう改善させたもの

(1件 指摘金額 1億0254万円)

(551 ページ記載)

○国土交通省

- ・海上保安庁の小型巡視艇に乗り組む船員に支給する船員食卓料について、航海規模の実態に適合した経済的なものとするよう改善させたもの

(1件 指摘金額 1億3816万円)

(725 ページ記載)



- ・官用車に係る車検等請負契約に当たり、契約の公正性及び透明性を確保するとともに競争の利益を享受するため、契約の対象となる官用車を河川国道事務所等の単位にまとめるなどして一般競争契約とするよう改善させたもの

(1件 指摘金額 5761万円)

(728ページ記載)

#### ○防衛省

- ・特地勤務手当等の支給に当たって、特地官署等の状況を報告させることなどにより、必要な場合には官署の状況に即して速やかに指定の解除等を行い、特地勤務手当等を支給しないことなどとするよう改善させたもの (1件 指摘金額 5615万円)

(774ページ記載)

- ・155mmりゅう弾砲を長期保管するために調達している倉庫の使用方法や目的を明確にするとともに、倉庫内で保管する砲の選定を合理的に行うことにより、倉庫を有効に活用するよう改善させたもの (1件 指摘金額 1億2837万円)

(777ページ記載)

- ・陸自指揮システムについて、ソフトウェアの各メニューの利用状況を十分に把握・検討した上で、必要性がなくなったメニューを廃止したり、利用が低調なメニューの具体的な利用方法を示したりなどすることにより有効な運用が図られるよう改善させたもの (1件 背景金額 27億2073万円)

(780ページ記載)

- ・貸付財産に係る国有資産等所在市町村交付金の交付に当たり、算定対象となる固定資産の価格の算定方法等について周知を図るなどして、その事務処理を適切に行うよう改善させたもの (1件 指摘金額 7億5773万円)

(783ページ記載)

#### ○株式会社日本政策金融公庫

- ・長期出張者が他の法人の海外駐在員事務所で行っている情報収集活動の根拠となっている当該法人との業務協力協定は、活動の状況や成果からみて多額の費用を負担してまで継続する意義が乏しいことから廃止するよう改善させたもの

(1件 指摘金額 3億9828万円)

(792ページ記載)

#### ○日本銀行

- ・バス等通勤手当の支給額を回数乗車券等による運賃の割引状況等を勘案した経済的なものとするよう改善させたもの (1件 指摘金額 3350万円)

(796ページ記載)

#### ○東京地下鉄株式会社

- ・軌道面清掃等契約に係る委託費の積算に当たり、運転手及び作業員の職種を作業の内容等に応じて適切に選定することにより、委託費の節減を図るよう改善させたもの

(1件 指摘金額 3630万円)

(800ページ記載)

○東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

- ・高速道路3会社におけるトンネル内のジェットファンの設置工事の施行に当たり、各会社が発生材として管理しているジェットファンを会社間で利活用できる仕組みを構築することなどにより、工事費の節減を図るよう改善させたもの

4件	指摘金額	東日本高速道路株式会社	3330万円
		中日本高速道路株式会社	3220万円
		西日本高速道路株式会社	4820万円
		背景金額	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

(806 ページ記載)

○西日本高速道路株式会社

- ・財産整理の実施に当たり、登記申請書類作成等業務を競争契約に引き続き随意契約により同一業者に発注する場合に、競争契約時の落札比率を予定価格の積算に反映させることにより業務費の節減を図るよう改善させたもの

(1件 指摘金額 4540万円)

(811 ページ記載)

○本州四国連絡高速道路株式会社

- ・料金收受実施業務委託契約の予定価格の積算に当たり、収受員等に係る扶養手当等の額を扶養親族の実態に即したものとすよう改善させたもの

(1件 指摘金額 8420万円)

(814 ページ記載)

○独立行政法人国立印刷局

- ・会議録の製造請負契約において、経済的な印刷方式の普及状況や折り作業の実態を反映した単価を適用することにより、予定価格の算定を適切なものとすよう改善させたもの

(1件 指摘金額 6090万円)

(821 ページ記載)

○独立行政法人福祉医療機構

- ・承継債権に係る回収金等の入金の時期等を把握して、早期に運用を開始することにより運用収入の増加を図るとともに、取引先金融機関の選定に当たり競争性の拡大に努めるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 1億0517万円 背景金額 1兆3928億円)

(846 ページ記載)

○独立行政法人日本貿易振興機構

- ・団体から海外事務所に受け入れる派遣職員に係る経費について、派遣元の団体に全額を負担させるなど経費負担の在り方を適切なものとすよう改善させたもの

(1件 指摘金額 1億3022万円)

(850 ページ記載)

- ・契約家賃から海外職員自らが負担すべきと認められる共益費等相当額を控除するなどして住居手当の支給を適切なものとすよう改善させたもの

(1件 指摘金額 7492万円)

(852 ページ記載)

○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

- ・財産管理業務に係る委託契約の予定価格の積算に当たり、業務の内容等を踏まえ、技術経費を計上しないこととするよう改善させたもの（1件 指摘金額 1510万円）  
(854 ページ記載)

○独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

- ・石油等調査業務委託契約における業務委託料の算定について、技術経費を計上しないこととするとともに業務に間接的に要する経費を個別に計上することとするなどして業務の実態を反映した適切なものとするよう改善させたもの  
(1件 指摘金額 2億2080万円)  
(857 ページ記載)

○独立行政法人雇用・能力開発機構

- ・国際能力開発支援センターの運営委託契約において、精算条項を設けることにより委託業務で生じた剰余金等の引渡しを受けられるよう改善させたもの  
(1件 指摘金額 4億9637万円)  
(863 ページ記載)

○独立行政法人都市再生機構

- ・単身赴任者が入居する宿舍の使用料について、使用料の減額を行わないこととするにより、使用料を適切なものとするよう改善させたもの  
(1件 指摘金額 3270万円)  
(882 ページ記載)
- ・事務所清掃等業務費の積算を清掃員の勤務時間及び業務実態に基づいて適切に行うよう改善させたもの  
(1件 指摘金額 2430万円)  
(884 ページ記載)

○首都高速道路株式会社

- ・トンネル内に設置している換気設備の運用に当たり、近年の自動車排出ガス規制等に伴って変更されたトンネル換気設計方法に基づいて換気設備の運転時間を短縮することにより、電力量料金の節減を図るよう改善させたもの  
(1件 指摘金額 3679万円)  
(903 ページ記載)

○東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社

- ・電話交換機の更改に当たり、撤去する旧交換機への通電期間を短縮して電気料金を節減するとともに、旧交換機に含まれる貴金属の価額を適切に算定して処分するよう改善させたもの

〔 2件 指摘金額 東日本電信電話株式会社 5110万円 〕  
〔 西日本電信電話株式会社 4550万円 〕

(906 ページ記載)

○西日本電信電話株式会社

- ・加入者宅等へ作業員を派遣して行う工事の実施に当たり、メタルケーブルの心線を再接続する作業のみを行う非効率な工事の発生を防止して回線維持費用の節減を図るよう改善させたもの  
(1件 指摘金額 18億3630万円)  
(910 ページ記載)

(4) 不当事項に係る是正措置等の検査の結果

ア 検査報告に掲記した不当事項に係る是正措置の状況について

昭和21年度から平成20年度までの決算検査報告に掲記した不当事項に係る22年7月末現在の是正措置の状況について検査した結果、是正措置が未済となっているものは37省庁等における500件131億1539万余円であり、このうち金銭を返還させる是正措置を必要とするものは37省庁等における498件128億8083万余円となっている。(925ページ記載)

イ 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項に係る処置の履行状況について

平成20年度決算検査報告において改善の処置の履行状況を継続して検査していくこととした本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項135件に係る改善の処置の履行状況について検査した結果、改善の処置が一部履行されていなかったものが5件あり、このうち2件については、不当事項として掲記した。(931ページ記載)

3 第4章の「国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」の概要

(1) 国会及び内閣に対する報告

会計検査院法第30条の2の規定により国会及び内閣に対して報告したものは次の6件である。これらは、「第3章 個別の検査結果」に掲記している。

ア 科学研究費補助事業において、独立行政法人日本学術振興会理事長に対して、研究者に対して効果的な督促を行うことなどにより、研究成果報告書等を長期間提出していない事態を解消するよう適宜の処置を要求し及び今後同種事態が発生しないよう是正改善の処置を求めたもの (838ページ参照)

イ 国から補助金の交付を受けて各信用保証協会に造成された制度改革促進基金の規模が必要額を超えた過大なものとならないよう補助金の交付の在り方等について見直しを行うなどすることにより、同基金の効果的な活用が図られるよう経済産業大臣に対して意見を表示したもの (532ページ参照)

ウ 国会議員の選挙等の執行経費の交付額の算定について、投票所経費、開票所経費等の算定を選挙事務の実態に即したものとすることなどにより執行経費の適正化を図るよう総務大臣に対して意見を表示したもの (99ページ参照)

エ 廃校又は休校となっている公立小中学校の校舎等について、活用効果等を周知するなどして、社会情勢の変化、地域の実情等に応じた一層の有効活用を図るよう文部科学大臣に対して改善の処置を要求したもの (209ページ参照)

オ 株式会社整理回収機構が保有する平成11、12両年度の整理回収業務から生じた利益に係る資金について、その有効活用を図るため、預金保険機構を通じて国に納付させるなど、国の財政に寄与する方策を検討するよう内閣府特命担当大臣に対して意見を表示したもの (80ページ参照)

カ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の特例業務勘定における利益剰余金につき、国庫納付が可能な資金の額を把握し、将来においても、余裕資金が生じていないか適時に検討することとともに、これらの資金が国庫に納付されることとなるように適切な制度を整備するよう国土交通大臣に対して意見を表示したもの (695ページ参照)

## (2) 国会からの検査要請事項に関する報告

国会から国会法第105条の規定による会計検査の要請を受けて検査を実施し、会計検査院法第30条の3の規定により検査の結果を報告したものは次の3件である。

- ア 簡易生命保険の加入者福祉施設等の譲渡等について (938 ページ記載)
- イ 牛肉等関税を財源とする肉用子牛等対策の施策等について (950 ページ記載)
- ウ 在外公館に係る会計経理について (961 ページ記載)

## (3) 特定検査対象に関する検査状況

特定検査対象に関する検査状況として4件掲記した。

- ア 株式会社整理回収機構における住専勘定の財務の状況及び債権回収等業務の実施状況等について (972 ページ記載)
- イ 一般会計からの繰入金を歳入としている特別会計における当該繰入金の繰入れ及び繰入れの対象となるべき経費に係る歳出予算の執行の管理等について (989 ページ記載)
- ウ 都道府県等における国庫補助事業に係る事務費等の経理の状況について (1002 ページ記載)
- エ 独立行政法人及び国立大学法人における会計監査人の監査の状況について (1020 ページ記載)

## (4) 国民の関心の高い事項等に関する検査状況

国会等で議論された事項、新聞等で報道された事項その他の国民の関心の高い事項等に関する検査の状況について、「第3章 個別の検査結果」及び「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に掲記した主なものを①不適正な会計経理に関するもの、②資産、剰余金等のストックに関するもの、③特別会計に関するもの、④独立行政法人及び公益法人に関するもの、⑤行政経費の効率化、事業の有効性等に関するもの、⑥その他に区分して整理するなどした。 (1038 ページ記載)

## (5) 特別会計財務書類の検査

本院は、特別会計に関する法律の規定に基づき、平成21年11月に内閣から送付を受けた10府省が所管する21特別会計の平成20年度特別会計財務書類について正確性及び規性の観点から検査した。そして、同年12月に内閣に対して、同書類の検査を行った旨を通知し、同書類を回付した。

検査した結果、特別会計財務書類の計上金額の表示が適切とは認められないものが、財務省及び国土交通省が所管する3特別会計において見受けられた。 (1044 ページ記載)

## 第2 観点別の検査結果

会計検査院は、正確性の観点、合規性の観点、経済性の観点、効率性の観点、有効性の観点等といった多角的な観点から検査を実施した。その結果は「第1 事項等別の検査結果」で述べたとおりであるが、このうち「第3章 個別の検査結果」に掲記した事項について、検査の観点に即して事例を挙げると次のとおりである。

## 1 主に合规性の観点から検査したもの

検査対象機関の会計経理が予算や法律、政令等に従って適正に処理されているかという合规性の観点から検査した結果として次のようなものがある。

- ① 不適正な会計経理について
- ・ 情報処理システム関係業務に係る請負契約において、契約相手方を決定する前に契約の対象となるべき業務の履行を開始させたり、契約の履行が完了する前に契約代金を支払ったりしていたもの (51 ページ参照)
  - ・ 大型電子計算機システムの賃貸借等に当たり、支出負担行為等の契約手続を経ることなく前年度中にハードウェア等の移行作業を実施させ、当年度に契約を締結して、これに係る経費を含む契約金額を当年度の歳出予算で支払っていたもの (65 ページ参照)
  - ・ 物品の購入等に当たり、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な会計経理を行って庁費等を支払っていたものなど (74、88、118、400、560、739、759、860、894 ページ参照)
  - ・ 契約を締結せずに災害復旧に伴う工事を実施し、翌年度に架空の契約を締結してその代金を当該工事の請負代金の支払に充てるなど不適正な会計経理を行っていたもの (228 ページ参照)
  - ・ 地下駅火災対策施設整備事業が年度内に完了していて繰越事由がないのに、明許繰越の事由に当たるとして予算の残額を繰り越し使用して、会計法令に違反しているもの (558 ページ参照)
- ② 租税及び保険料の徴収について
- ・ 租税の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの (150 ページ参照)
  - ・ 消費税の還付申告者に係る資料を課税資料として活用することなどにより、消費税の還付金等が支払われた場合の所得税の課税が適正なものとなるよう改善させたもの (178 ページ参照)
  - ・ 労働保険の保険料の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの (217 ページ参照)
  - ・ 健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの (220 ページ参照)
- ③ 雇用対策のための給付金、助成金の支給や年金の支給について
- ・ 雇用保険の失業等給付金の支給が適正でなかったもの (244 ページ参照)
  - ・ 雇用保険の雇用調整助成金の支給が適正でなかったもの (247 ページ参照)
  - ・ 厚生年金保険の老齢厚生年金の支給が適正でなかったもの (251 ページ参照)
  - ・ 年金記録相談等において判明した年金記録について、基礎年金番号への統合を適切に行うことにより、老齢厚生年金等を適正に支給するなどするよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの (341、819 ページ参照)
- ④ 診療報酬や労災診療費の請求に対する支払について
- ・ 医療費に係る国の負担が不当と認められるもの (260 ページ参照)
  - ・ 労働者災害補償保険の療養の給付に要する診療費の支払が過大となっていたもの (270 ページ参照)
- ⑤ 工事の施工について
- ・ 中央防災無線網の整備に当たり、耐震施工が適切でなかったため、地震時における多重無線通信設備等の機能の維持が確保されていない状態となっていると認められたもの (67 ページ参照)
  - ・ 河川改修工事の実施に当たり、盛土工の施工が著しく粗雑となっていたため、工事の目的を達していなかったもの (564 ページ参照)

- ・駐機場の整備に当たり、コンクリート舗装工の施工が適切でなかったため、舗装にひび割れが発生していて工事の目的を達していなかったもの (761 ページ参照)
- ⑥ 委託費の支払や調達品の完成検査について
  - ・調査委託契約等において、委託先が実際に負担した額に基づかない日額単価により人件費を算定するなどしていたため、委託費の支払額が過大となっていたもの (510 ページ参照)
  - ・雇用保険活用援助事業及び労働保険加入促進業務に係る委託事業の実施に当たり、委託事業の対象とは認められない経費を委託費から支払っていたため、委託費の支払額が過大となっていたもの (236 ページ参照)
  - ・艦艇用編上靴等の調達に当たり、仕様書で定める要求事項を満たしていないのに、監督及び完成検査が適切でなかったため契約金額を支払っていたもの (764 ページ参照)
  - ・健康保険被保険者証のカードケースの作成契約において、納品検査が適正でなかったため、誤植があるカードケースを受領して代金を支払ったり、カードケースの再発送等のために追加費用を支払う結果となったりしていたもの (816 ページ参照)
  - ・委託事業における非常勤職員の賃金について、業務実態を反映させて実績報告書に適切に計上することにより委託費の適正な支払を確保するよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの (430 ページ参照)
- ⑦ 補助金の経理や補助事業の実施について
  - ・国民健康保険の療養給付費負担金が過大に交付されていたもの (276 ページ参照)
  - ・国民健康保険の財政調整交付金が過大に交付されていたもの (280 ページ参照)
  - ・科学研究費補助金が過大に交付されていたものなど (194、315、836 ページ参照)
  - ・不適正な経理処理となっていたもの及び補助の対象とならないもの (421、598 ページ参照)
  - ・下水道用地を承認を受けずに貸し付けるなどし、貸付料等に係る国庫納付を行っていなかったもの (589 ページ参照)
- ⑧ 制度の適正な運用について
  - ・街路事業における土地開発公社等が先行取得した用地の地方公共団体による再取得に当たり、再取得に係る補助対象事業費を算定する際の基準や範囲等を具体的に示すことなどにより、補助対象事業費の算定を適切なものとするよう是正改善の処置を求めたもの (617 ページ参照)
  - ・柔道整復師の施術に係る療養費について、算定基準等がより明確になるよう検討を行うとともに、適切な点検及び審査を行うよう体制を強化するなどして、支給を適正なものとするよう意見を表示したもの (357 ページ参照)
  - ・生活保護事業の実施において、要保護世帯向け不動産担保型生活資金の貸付制度の利用によって被保護世帯の資産の活用を図ることにより、生活保護費等負担金の交付が適切なものとなるよう改善の処置を要求したもの (386 ページ参照)
- ⑨ 国有財産の管理等について
  - ・管理が適切でなかったため、被補償者に提供するために取得した代替地用地が第三者に使用されていたもの (568 ページ参照)
  - ・道路用地を取得するために保有している代替地用地について、早急に被補償者等に売買契約等の締結を求めるなどの措置を執るよう適宜の処置を要求し及び代替地用地の取得、管理、処分が適切に行われるよう是正改善の処置を求め並びに改善の処置を要求したもの (650 ページ参照)

- ⑩ 特別会計への一般会計からの繰入れについて
- ・特別会計への一般会計からの繰入れについて、繰入超過額を減額して繰り入れることとするよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに繰入れの対象となる利子の支払に実際に必要となる額のみを繰り入れることにより繰入れを適切かつ効率的なものとするよう改善の処置を要求したもの (347 ページ参照)
  - ・特別会計への一般会計からの繰入れについて、国が実際に支払うべき国庫負担額を繰入金額とすることなどにより繰入れを適正化するよう是正改善の処置を求め、不用になる額が確定しているのにこれを翌年度の財源とするため繰入予算額全額を繰り入れることを行わないようにするための方策を検討したり、繰入れの対象となる経費に係る歳出予算の執行の見込みや不用の見込みを繰入額に確実に反映させたりすることにより、繰入れを適切かつ効率的なものとするよう意見を表示し、及び改善の処置を要求したもの (444 ページ参照)

## 2 主に経済性の観点から検査したもの

検査対象機関の事務・事業の遂行及び予算の執行がより少ない費用で実施できないかという経済性の観点から検査した結果として次のようなものがある。

- ① 職員に対する手当等の支給について
- ・海上保安庁の小型巡視艇に乗り組む船員に支給する船員食卓料について、航海規模の実態に適合した経済的なものとするよう改善させたもの (725 ページ参照)
  - ・バス等通勤手当の支給額を回数乗車券等による運賃の割引状況等を勘案した経済的なものとするよう改善させたもの (796 ページ参照)
  - ・契約家賃から海外職員自らが負担すべきと認められる共益費等相当額を控除するなどして住居手当の支給を適切なものとするよう改善させたもの (852 ページ参照)
- ② 工事の積算や施行について
- ・トンネル工事の実施に当たり、送風機の運転方法の選定を適切なものとするにより電力消費量の低減を図り、経済的な積算となるよう是正改善の処置を求めたもの (626 ページ参照)
  - ・港湾工事の実施に当たり、起重機船等の艀装<sup>き</sup>の実態を積算基準に反映させて艀装費の積算を適切に行うよう是正改善の処置を求めたもの (631 ページ参照)
  - ・高速道路3会社におけるトンネル内のジェットファンの設置工事の施行に当たり、各会社が発生材として管理しているジェットファンを会社間で活用できる仕組みを構築することなどにより、工事費の節減を図るよう改善させたもの (806 ページ参照)
  - ・加入者宅等へ作業員を派遣して行う工事の実施に当たり、メタルケーブルの心線を再接続する作業のみを行う非効率な工事の発生を防止して回線維持費用の節減を図るよう改善させたもの (910 ページ参照)
- ③ 業務等の実態に即した費用の算定等について
- ・社会復帰促進センターの運営事業における食材費について、実際の収容人員に応じた適切な支払を行うこととなるよう契約を変更するなどの適宜の処置を要求したもの (121 ページ参照)
  - ・国営土地改良事業所等において賃借して使用するパーソナルコンピュータの使用期間をより経済的な年数とすることにより、賃借料の節減を図るなどするよう是正改善の処置を求めたもの (439 ページ参照)



- ・航空気象観測所における運航従事者等からの照会に対応する業務に係る費用の積算が業務の実態に即した経済的なものとなるよう是正改善の処置を求めたもの (635 ページ参照)
- ・軌道面清掃等契約に係る委託費の積算に当たり、運転手及び作業員の職種を作業の内容等に応じて適切に選定することにより、委託費の節減を図るよう改善させたもの (800 ページ参照)
- ・石油等調査業務委託契約における業務委託料の算定について、技術経費を計上しないこととするとともに業務に間接的に要する経費を個別に計上することとするなどして業務の実態を反映した適切なものとするよう改善させたもの (857 ページ参照)
- ④ 使用料等の算定、徴収について
  - ・空港用地の使用料等の算定が適切でなかったため、旅客ターミナルビル会社等に納付させた使用料等が低額となっているもの (566 ページ参照)
  - ・東京国際空港を離陸する国際線に係る保安料について、徴収しない取扱いをやめ、保安料設定の趣旨に沿って徴収することとするよう意見を表示したもの (655 ページ参照)
  - ・単身赴任者が入居する宿舍の使用料について、使用料の減額を行わないこととすることにより、使用料を適切なものとするよう改善させたもの (882 ページ参照)
- ⑤ 費用負担の在り方について
  - ・道路整備事業に伴う埋蔵文化財の発掘調査において、道路整備事業を行う国道事務所等及び地方公共団体が負担する発掘調査費用の範囲を明確にするなどして、発掘調査費用の算定を適切なものとするよう是正改善の処置を求めたもの (622 ページ参照)
  - ・指定金融機関が中小企業等協同組合等の構成員に対して危機対応業務の損害担保付貸付けを実施する場合において、公庫と指定金融機関との損害担保契約の補償料率や補てん割合が当該構成員の企業規模に見合ったものとなるよう告示等の改正を行うなどして、補償金支払財源の一部である国庫負担分が信用補完等支援の必要性の程度に応じた適切なものとなるよう意見を表示したものの (538 ページ参照)
  - ・長期出張者が他の法人の海外駐在員事務所で行っている情報収集活動の根拠となっている当該法人との業務協力協定は、活動の状況や成果からみて多額の費用を負担してまで継続する意義が乏しいことから廃止するよう改善させたもの (792 ページ参照)
  - ・団体から海外事務所に受け入れる派遣職員に係る経費について、派遣元の団体に全額を負担させるなど経費負担の在り方を適切なものとするよう改善させたもの (850 ページ参照)

### 3 主に効率性の観点から検査したもの

検査対象機関の業務の実施に際し、同じ費用でより大きな成果が得られないか、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ているかという効率性の観点から検査した結果として次のようなものがある。

- ① 事務・事業の運営について
  - ・概算払により交付した補助金等について、速やかに額の確定手続を完了させ、国庫に返納させるべき補助金等が補助事業者等に滞留しないよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの (336 ページ参照)
  - ・国から補助金の交付を受けて各信用保証協会に造成された制度改革促進基金の規模が必要額を超えた過大なものとならないよう補助金の交付の在り方等について見直しを行うなどすることにより、同基金の効果的な活用が図られるよう意見を表示したもの (532 ページ参照)

- ・ごみ固形燃料(RDF)化施設の運営に資する情報を提供するなどして、施設の健全な運営及び市町村のごみ処理事業の安定化に資するよう意見を表示したもの (747 ページ参照)
  - ・関係法人に行わせている賃貸住宅団地内の駐車場事業の経営及びその資産を承継することにより駐車場と賃貸住宅を一体的に管理して事業の一層の効率化を図るとともに、投資の利益を回収して事業運営に資するよう意見を表示したもの (875 ページ参照)
  - ・承継債権に係る回収金等の入金の手続き等を把握して、早期に運用を開始することにより運用収入の増加を図るとともに、取引先金融機関の選定に当たり競争性の拡大に努めるよう改善させたものの (846 ページ参照)
- ② 特別会計への一般会計からの繰入れについて
- ・特別会計への一般会計からの繰入れについて、繰入超過額を減額して繰り入れることとするよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに繰入れの対象となる利子の支払に実際に必要となる額のみを繰り入れることにより繰入れを適切かつ効率的なものとするよう改善の処置を要求したもの (再掲 347 ページ参照)
  - ・特別会計への一般会計からの繰入れについて、国が実際に支払うべき国庫負担額を繰入金額とすることなどにより繰入れを適正化するよう是正改善の処置を求め、不用になる額が確定しているのにこれを翌年度の財源とするため繰入予算額全額を繰り入れることを行わないようにするための方策を検討したり、繰入れの対象となる経費に係る歳出予算の執行の見込みや不用の見込みを繰入額に確実に反映させたりすることにより、繰入れを適切かつ効率的なものとするよう意見を表示し、及び改善の処置を要求したもの (再掲 444 ページ参照)
  - ・特別会計への一般会計からの繰入れについて、歳出予算の不用の見込みを繰入額に確実に反映させることにより、繰入れを適切かつ効率的なものとするよう改善の処置を要求したもの (719 ページ参照)

#### 4 主に有効性の観点から検査したもの

検査対象機関の事務・事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、効果を上げているかという有効性の観点から検査した結果として次のようなものがある。

- ① 事業の投資効果について
- ・政府開発援助の実施に当たり、援助の効果が十分に発現するよう意見を表示したもの (126、832 ページ参照)
  - ・夜間対応型訪問介護の利用の促進を図るなど、地域介護・福祉空間整備推進交付金等による事業の効果が十分発現する措置を執るよう意見を表示したもの (352 ページ参照)
  - ・高額所得者等に対する明渡しの促進等の措置を適切に実施し、公営住宅を真に住宅に困窮する低額所得者の居住の安定を確保するために有効に活用するよう意見を表示したもの (658 ページ参照)
- ② 制度の運用について
- ・国立大学法人における目的積立金の計上や用途について具体的な基準等を定めるなどすることにより、目的積立金の取扱いが合理的なものとなるよう意見を表示したもの (202 ページ参照)

- ・労働保険事務組合に対する報奨金の交付額の算定方法について上限額を設定するなど報奨金の使途の現状等を踏まえた見直しを行うことにより交付額の縮減を図るなどして、報奨金の交付が適切かつ効果的なものとなるよう意見を表示したもの (364 ページ参照)
  - ・受信契約の取次ぎ・収納等に係る業務委託について、業界団体との緊密な連携を図るとともに契約内容の見直しを検討するなどして、受信契約の促進及び受信料の公平負担の徹底という目的に対して一層有効に機能するものとなるよう意見を表示したもの (896 ページ参照)
- ③ 保有資産や補助事業等により整備した施設の利活用について
- ・補助事業で取得した下水道用地について、必要性の見直しが適時適切に行われ、その活用が図られるよう意見を表示し、並びに今後の取得が適時適切に行われるよう、また、財産処分に当たって適正な手続がとられるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの (640 ページ参照)
  - ・地域情報通信基盤整備推進交付金等により整備した情報通信設備について、利用者の需要を喚起するための加入促進活動を積極的に行わせることなどにより、利用率の一層の向上を図り、もって地域の住民がブロードバンドサービス等の利便性を享受することができるよう意見を表示したもの (109 ページ参照)
  - ・在外公館において長期間利用されていない行政財産や用途廃止したが処分されていない普通財産等について早期処分に向けた措置を講ずるよう意見を表示したもの (133 ページ参照)
  - ・廃校又は休校となっている公立小中学校の校舎等について、活用効果等を周知するなどして、社会情勢の変化、地域の実情等に応じた一層の有効活用を図るよう改善の処置を要求したもの (209 ページ参照)
  - ・自動車教習所の跡地の必要性について検討し、引き続き必要な教習所跡地は教習所施設を撤去して演習場用地として利用するなどの利用計画を策定することなどにより、同跡地の有効活用を図るよう改善の処置を要求したもの (771 ページ参照)
  - ・国立大学法人が保有している未利用の土地や建物等について、当該資産を保有する合理的な理由の有無を検討して具体的な処分計画又は利用計画を策定するなどし、これにより資産の有効活用を図るよう改善の処置を要求したもの (889 ページ参照)
  - ・155mmりゅう弾砲を長期保管するために調達している倉庫の使用方法や目的を明確にするとともに、倉庫内で保管する砲の選定を合理的に行うことにより、倉庫を有効に活用するよう改善させたもの (777 ページ参照)
- ④ 利益剰余金等の有効活用について
- ・株式会社整理回収機構が保有する平成 11、12 両年度の整理回収業務から生じた利益に係る資金について、その有効活用を図るため、預金保険機構を通じて国に納付させるなど、国の財政に寄与する方策を検討するよう意見を表示したもの (80 ページ参照)
  - ・独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の特例業務勘定における利益剰余金につき、国庫納付が可能な資金の額を把握し、将来においても、余裕資金が生じていないか適時に検討することとするとともに、これらの資金が国庫に納付されることとなるように適切な制度を整備するよう意見を表示したもの (695 ページ参照)
- ⑤ 補助金等によって造成された基金等の有効活用について
- ・林業就業促進資金貸付事業の実施に当たり、事業の資金規模を貸付需要に対応した適切なものとするなどにより、資金の有効活用を図るよう改善の処置を要求したもの (461 ページ参照)

- ・農林水産省及び独立行政法人農畜産業振興機構が公益法人等に補助金等を交付して設置造成させている基金が保有する資金について有効活用を図るよう改善の処置を要求したもの  
(466 ページ参照)
  - ・農地保有合理化促進事業強化基金造成事業等により造成された基金を廃止し、国庫補助金相当額を国庫に返還させることとして、財政資金の有効活用を図るよう改善の処置を要求したもの  
(482 ページ参照)
  - ・経済産業省が都道府県等に補助金を交付して都道府県所管の公益法人に造成させている基金について、事業継続の必要性等を検討するための基準等を都道府県等に提示し、これにより不要となる基金のうち国庫補助金相当額を国庫に返納させるなどして、適切かつ有効な活用を図るよう改善の処置を要求したもの  
(543 ページ参照)
- ⑥ 公共事業等における費用対効果の分析等について
- ・府省共通業務・システムについて、最適化の実施及びその評価等を適切に行い、費用対効果を踏まえた同業務・システムの構築等を図ることができるようにするとともに、担当府省との間で所要の調整を行うよう意見を表示したものなど  
(56、672 ページ参照)
  - ・森林整備事業における林道整備の実施に当たり、事前評価及び新規採択の判断を行うための費用対効果分析が適切に実施されるよう意見を表示したもの  
(455 ページ参照)
  - ・ダム建設事業における費用対効果分析の算定方法を明確にするなどして、費用対効果分析が適切に実施されるよう意見を表示したもの  
(664 ページ参照)
  - ・国が実施する道路整備事業における便益及び費用の算出根拠を明確にするなどして、費用便益分析が適切に実施されるよう意見を表示したもの  
(686 ページ参照)

## 第2章 決算の確認

会計検査院は、国の収入支出の決算等を検査した。その結果、決算を確認したものなどは次のとおりである。

### 第1節 国の決算の確認

#### 第1 一般会計

会計検査院は、下記の決算額を確認した。

歳	入	107,114,243,108,424	円
歳	出	100,973,424,388,131	

#### 第2 特別会計

会計検査院は、下記の特別会計の決算額を確認した。

所管及び会計名	歳	入	円	歳	出	円
内閣府、総務省及び財務省						
交付税及び譲与税配付金						
交付税及び譲与税配付金勘定	52,134,524,330,988			51,360,804,004,424		
交通安全対策特別交付金勘定	79,876,227,748			74,360,455,396		
法務省						
登記	175,748,212,861			158,949,056,880		
財務省						
地震再保険	66,660,207,207			58,155,844		
国債整理基金	186,332,953,147,792			165,602,398,754,647		
財政投融资						
財政融資資金勘定	38,899,568,008,416			37,417,860,748,053		
投資勘定	399,556,664,442			330,859,722,931		
外国為替資金	3,105,799,869,898			183,277,168,140		
財務省及び国土交通省						
特定国有財産整備	168,404,990,535			33,437,006,592		
文部科学省、経済産業省及び環境省						
エネルギー対策						
エネルギー需給勘定	2,259,143,590,348			2,017,979,922,654		
電源開発促進勘定	391,253,382,268			343,512,372,379		
厚生労働省						
国立高度専門医療センター	208,124,303,312			167,295,302,044		
労働保険						
労災勘定	1,201,435,786,033			1,045,160,600,320		
雇用勘定	3,317,875,180,045			3,127,291,774,002		
徴収勘定	2,717,759,449,254			2,696,128,565,953		

所管及び会計名	歳入 円	歳出 円
船員保険年金	55,441,746,319	47,832,069,123
基礎年金勘定	22,088,760,526,158	20,187,692,325,280
国民年金勘定	5,134,684,236,982	5,359,750,254,848
厚生年金勘定	38,007,937,271,308	38,781,305,418,975
福祉年金勘定	7,731,891,131	7,647,075,852
健康勘定	7,908,996,860,215	7,863,138,912,075
児童手当勘定	481,097,133,586	468,759,006,512
業務勘定	2,019,692,031,267	1,943,745,611,493
農林水産省		
食料安定供給		
農業経営基盤強化勘定	24,885,082,198	12,497,242,395
農業経営安定勘定	228,017,067,385	146,536,443,403
米管理勘定	578,515,254,350	578,436,851,710
麦管理勘定	314,012,065,350	307,826,952,643
業務勘定	13,735,244,570	12,844,264,109
調整勘定	1,097,026,856,535	1,054,171,614,159
国営土地改良事業勘定	130,601,578,172	118,973,643,416
農業共済再保険		
再保険金支払基金勘定	24,225,915,156	4,637,657,000
農業勘定	23,950,714,015	22,457,091,920
家畜勘定	44,756,147,357	30,385,413,148
果樹勘定	5,462,641,016	1,421,573,237
園芸施設勘定	3,875,443,428	2,115,359,043
業務勘定	985,945,689	985,855,766
森林保険	10,628,357,334	1,712,466,997
国有林野事業	497,960,012,823	488,211,582,166
漁船再保険及び漁業共済 保険		
漁船普通保険勘定	5,892,197,744	5,754,140,984
漁船特殊保険勘定	30,752,226	0
漁船乗組員給与保険勘定	6,964,236	0
漁業共済保険勘定	7,979,168,004	7,762,584,873
業務勘定	851,117,208	851,116,871
経済産業省		
貿易再保険	148,082,723,703	61,120,406,994
特許	306,775,224,022	109,389,975,700
国土交通省		
社会資本整備事業		
治水勘定	1,673,115,837,050	1,343,861,322,262
道路整備勘定	3,925,202,876,817	3,186,636,514,322
港湾勘定	445,763,797,598	379,176,069,760
空港整備勘定	623,775,658,668	599,509,986,849
業務勘定	463,056,068,653	300,154,139,285
自動車安全		
保障勘定	70,638,854,904	10,622,540,536
自動車検査登録勘定	46,197,715,809	39,014,930,496
自動車事故対策勘定	14,083,744,829	13,722,684,985

## 第2節 国税収納金整理資金受払計算書の検査完了

会計検査院は、下記の受払額を検査完了した。

受	入	収	納	済	額	50,484,581,725,995	円		
支	払	}	支	払	命	令	済	額	10,951,023,023,354
			歳	入	組	入	額	38,822,705,112,818	

## 第3節 政府関係機関の決算の検査完了

会計検査院は、下記の政府関係機関の決算額を検査完了した。

政 府 関 係 機 関 名	収 入	支 出
	円	円
沖縄振興開発金融公庫	25,532,039,499	21,263,763,293
株式会社日本政策金融公庫		
国民一般向け業務	169,524,598,079	126,153,794,026
農林水産業者向け業務	81,247,655,301	72,678,369,987
中小企業者向け業務	125,502,943,358	80,206,389,998
信用保険等業務	305,056,468,075	879,668,153,360
国際協力銀行業務	286,801,594,782	238,177,656,907
危機対応円滑化業務	36,556,636,144	32,290,867,503
独立行政法人国際協力機構 有償資金協力部門	246,975,366,545	79,660,755,281

## 第4節 国の決算金額と日本銀行の提出した計算書の金額との対照

### 第1 一般会計

会計検査院が一般会計歳入歳出決算の金額と日本銀行の提出した計算書の金額を対照したところ符合していた。

### 第2 特別会計

会計検査院が特別会計歳入歳出決算の金額と日本銀行の提出した計算書の金額を対照したところ符合していた。

## 第5節 国会の承諾を受ける手続を採っていない 予備費の支出

平成21年度における予備費使用決定額については、すべて国会の承諾を受ける手続を了している。また、22年度における予備費使用決定額で国会の承諾を受ける手続を採っていないものは、22年10月20日現在で次のとおりである。

平成22年度分

	使用決定額 千円	
1 一般会計		2 特別会計
所 管		
ア 経済危機対応・地域活性化予備費		(該当なし)
内 閣 府	5,205,213	
総 務 省	40,307,968	
財 務 省	33,000,000	
文 部 科 学 省	102,636,038	
厚 生 労 働 省	167,333,426	
農 林 水 産 省	19,371,429	
経 済 産 業 省	207,602,154	
国 土 交 通 省	349,587,273	
環 境 省	74,630,592	
計	999,674,093	
イ 予 備 費		
総 務 省	273,384	
厚 生 労 働 省	2,749,851	
農 林 水 産 省	41,103,355	
環 境 省	40,419,115	
防 衛 省	11,530,443	
計	96,076,148	



## 第3章 個別の検査結果

### 第1節 省庁別の検査結果

#### 第1 国 会

(参 議 院)

不 当 事 項

予 算 経 理

- (1) 情報処理システム関係業務に係る請負契約において、契約相手方を決定する前に契約の対象となるべき業務の履行を開始させたり、契約の履行が完了する前に契約代金を支払ったりしていたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)参議院 (項)参議院
部 局 等	参議院
契 約 名	参議院情報ネットワーククライアント Windows Vista SP1 他適用作業役務等 11 契約
契 約 の 概 要	参議院の職員用パソコンのセキュリティの維持等のために、各種ソフトウェアの導入作業を実施するものなど
契 約 の 相 手 方	東芝 IT サービス株式会社(平成 19 年度) 東芝 IT サービス株式会社、富士通株式会社(平成 20 年度)
契 約	平成 19 年 4 月～21 年 3 月 公募実施後の随意契約、随意契約
契 約 額	99,934,275 円(平成 19、20 両年度)
支 払	平成 19 年 8 月～21 年 3 月
会計法令等に違背した会計事務 手続により支 払った金額	99,934,275 円(平成 19、20 両年度)

#### 1 情報処理システム関係業務に係る調達及び会計事務手続の概要

##### (1) 情報処理システム関係業務に係る調達の概要

参議院は、参議院の議員、秘書及び職員に電子メール、ウェブアクセス等のサービスを提供する LAN システムである参議院情報ネットワークシステム等、各種の情報処理システムを運用しており、その開発、改修等の情報処理システム関係業務(以下「システム関係業務」という。)を請負契約により多数実施している。

システム関係業務は、庶務部文書課情報化推進室(以下「推進室」という。)が所掌しており、これらに係る請負契約は、推進室が、契約事務を所掌する同部会計課(以下「会計課」という。)に調達を依頼し、これに基づいて会計課が契約手続を行って、会計課長が支出負担行為担当官として契約を締結している。

## (2) 契約等に関する会計法令等の規定等

財政法(昭和22年法律第34号)、会計法(昭和22年法律第35号)等(以下「会計法令等」という。)により、国の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までと定められており、原則として、各会計年度における経費は当該年度の歳入をもって支弁しなければならないとされている。また、国が契約を締結する際には、原則として一般競争に付することとされているが、契約の性質又は目的が競争を許さない場合等には随意契約によることができるとされており、支出負担行為担当官は、これらの契約方式により契約相手方を決定し、支出負担行為を行って契約を締結することとされている。そして、契約相手方を決定したときは、支出負担行為担当官は、原則として契約書を作成しなければならないとされている。

契約が履行された際には、支出負担行為担当官は、自ら又は補助者として任命した検査職員に命じて、契約の履行の完了を確認するため必要な検査を行い、原則として、所定の検査調書を作成しなければならないとされていて、この検査調書に基づかなければ、当該契約の代金を支払うことができないなどとされている。そして、参議院では、システム関係業務に係る請負契約については、会計課の職員を検査職員として任命している。

## (3) 公募実施の経緯

公共調達の競争性及び透明性を担保するために財務省が定めた「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日財計第2017号。以下「通達」という。)により、契約の履行に必要な特定の技術等を有する者が1者しかないことなどを理由に従来競争性のない随意契約を行ってきたものについては、一般競争に付すか又は随意契約によることとする場合には企画競争若しくは公募を行うことなどとされた。

参議院では、通達に基づいて、システム関係業務に係る請負契約について、随意契約によるときは、平成20年11月から、契約ごとに情報化統括責任者(CIO)補佐官と推進室が協議を行い、その結果を踏まえて会計課が公募を行うことが可能と判断した契約について公募を行うこととしている。そして、公募の結果、参加意思を表明する業者がいる場合は企画競争を行った上で選定した業者と、いない場合は随意契約の締結を予定していた業者と、それぞれ随意契約を締結することとしている。

## 2 検査の結果

### (1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、請負契約に係る会計事務手続が会計法令等に基づき適切に行われているかなどに着眼して、参議院において、19、20両年度に締結したシステム関係業務に係る請負契約計169件、契約金額計2,412,734,733円を対象として、契約書、仕様書、作業報告書等の書類により会計実地検査を行った。

### (2) 検査の結果

検査したところ、次のとおり、適切とは認められない事態が見受けられた。なお、以下の事態において、3件(契約金額計35,196,000円)の契約が重複している。

ア 契約相手方を決定する前に契約の対象となるべき業務の履行を開始させていたもの

契約相手方を決定する前に、システム関係業務を所掌する推進室が、随意契約の締結を予定していた業者に契約の対象となるべき業務の履行を開始させていたものが、19年度に1件、契約金額641,550円、20年度に6件、契約金額計67,684,050円あった。

その内訳は、当年度中ではあるが、公募開始前に又は公募期間中に、契約の対象となるべき業務の履行を開始させていたものが、5件、契約金額計67,011,000円、前年度中から契約の対象となるべき業務の履行を開始させていたものが、2件、契約金額計1,314,600円となっていた。

イ 契約の履行が完了する前に契約代金を支払っていたもの

契約の履行が完了していないのに、これを確認しないまま完了したとして事実と異なる検査調書を作成して、契約代金を支払っていたものが、20年度に7件、契約金額計66,804,675円あった。

検査職員は、これらの契約について、契約の履行が契約書及び仕様書のとおり行われたことを確認したとする検査調書を作成していたが、自ら契約の履行の完了を確認しておらず、実際には契約の履行がまだ完了していなかったのに、契約書に定められた履行期限日直後の日付や契約相手方から請求書が提出された日付等を検査調書に記入していた。

上記ア及びイのとおり、参議院におけるシステム関係業務に係る請負契約において、契約相手方を決定する前に契約の対象となるべき業務の履行を開始させたり、契約の履行が完了する前に契約代金を支払ったりしていたことは、会計法令等に違背しており、これらに係る契約金額計99,934,275円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、参議院において、システム関係業務に係る会計事務手続の執行に当たり、会計法令等を遵守することの認識が十分でなかったことなどによると認められる。

## 第2 裁 判 所

### 不 当 事 項

#### 役 務

- (2) 清掃業務請負契約において、清掃員の人工数を誤って算出したため、契約額が割高となっていたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)裁判所 (項)下級裁判所 (項)裁判費
部 局 等	前橋地方裁判所
契 約 名	前橋地方・家庭・簡易裁判所合同庁舎等の清掃業務
契 約 の 概 要	前橋地方・家庭・簡易裁判所合同庁舎等に係る日常清掃作業及び定期清掃作業を行うもの
契 約 の 相 手 方	キョウワプロテック株式会社
契 約	平成 21 年 4 月 一般競争契約
契 約 額	25,725,000 円(平成 21 年度)
割高となっていた契約額	150 万円(平成 21 年度)

### 1 契約等の概要

#### (1) 清掃業務請負契約の概要

前橋地方裁判所は、平成 21 年度に、前橋地方・家庭・簡易裁判所合同庁舎、管内 4 地方・家庭裁判所支部等合同庁舎及び 5 簡易裁判所庁舎に係る清掃業務を、一般競争契約により契約金額 25,725,000 円(予定価格 31,101,000 円)でキョウワプロテック株式会社に請け負わせて実施している。

この請負契約の仕様書によると、清掃業務は、作業箇所に応じて毎日、週 1 回等の頻度で事務室、廊下等の床の除塵、水拭き等を行う日常清掃作業と、年 1 回又は 2 回の頻度で床の洗浄や窓ガラスの清掃等を行う定期清掃作業に分かれている。

#### (2) 清掃業務請負契約に係る予定価格の積算

前橋地方裁判所は、上記の請負契約の予定価格を次の手順に基づくなどして、31,101,000 円と積算していた。

- ① 作業箇所、床材の種類、除塵、水拭き等の作業内容、清掃回数等により清掃作業を細分化し、細分化された作業ごとの清掃対象面積を平面図等から算出する。
- ② 細分化された作業ごとに「建築保全業務積算基準」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)から対応する清掃員の単位面積当たりの労務歩掛かりを選定する。
- ③ 市販の表計算ソフトを用いて、細分化された作業ごとの清掃回数や人工数を計算するための計算式等を入力した人工数の計算表のひな形を作成し、これに各庁舎ごとの対象面積及び労務歩掛かりを入力するなどして、人工数を算出する。
- ④ ③によって算出された人工数に、清掃員の労務単価を乗ずるなどする。

## 2 検査の結果

### (1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、前橋地方裁判所において、経済性等の観点から、予定価格の積算が適切に行われているかなどに着眼して、本件請負契約を対象に、契約書、仕様書、予定価格算定調書等の書類により会計実地検査を行った。

### (2) 検査の結果

検査したところ、次のとおり適切でない事態が見受けられた。

ア 人工数の計算表のひな形を作成する際、清掃回数、対象面積及び労務歩掛かりのそれぞれを乗ずる計算式を入力する箇所に、誤って細分化された作業ごとに算出された人工数を小計するための計算式を入力していたため、これにより作成されたひな形を使用して作成したすべての人工数の計算表により算出された人工数が過大となっていた。

イ 1 地方・家庭裁判所支部等合同庁舎に係る定期清掃作業の人工数の算出に当たり、労務歩掛かりを人工数の計算表の定期清掃作業の所定の欄に入力すべきところ、誤って日常清掃作業の欄に入力したため、日常清掃作業の労務歩掛かりが過大となり、この結果、清掃員の人工数が過大に算出されていた。

したがって、適正な計算式及び労務歩掛かりにより人工数を算出すると総人工数2,105.5人日は1,595.4人日となり、この人工数を基に清掃員の労務単価を乗ずるなどして予定価格を修正計算すると24,147,900円となることから、本件契約額25,725,000円は、これに比べて約150万円割高となっていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、前橋地方裁判所において、請負契約に係る予定価格の積算に対する審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

### 第3 内 閣

意見を表示し又は処置を要求した事項

府省共通業務・システムについて、最適化の実施及びその評価等を適切に行い、費用対効果を踏まえた同業務・システムの構築等を図ることができるようにするとともに、担当府省との間で所要の調整を行うよう意見を表示したもの

部 局 等	内閣官房
府省共通業務・システム最適化計画の概要	府省等の業務・システムについて、業務や制度の見直し、システムの共通化・一元化、業務の外部委託等を内容とし、併せてこれらによる経費や業務処理時間の削減効果を数値で明示した計画
投資額の費用対効果が最適化計画等を決定するCIO連絡会議等に示されていないなどしている7府省等が担当府省である19の府省共通業務・システムの実施の最適化の実施等に係る経費	807億5169万円(背景金額)(平成17年度～21年度)

本院は、府省共通業務・システムの最適化計画の策定や最適化の実施状況等について、平成22年10月28日に内閣総理大臣及び国土交通大臣に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

これらの意見表示の内容は、内閣及び国土交通省それぞれの検査結果に応じたものとなっており、このうち、内閣総理大臣に表示した意見は以下のとおりである。また、国土交通大臣に表示した意見は672ページの国土交通省の項に掲記している。

【意見を表示したものの全文】

#### 府省共通業務・システムの最適化計画の実施状況等について

(平成22年10月28日付け 内閣総理大臣あて)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

#### 1 府省共通業務・システムの最適化計画等の概要

##### (1) 最適化計画の策定等の状況

政府は、簡素で効率的な政府の実現を図るため、府省等の業務・システムについて、業務や制度の見直し、システムの共通化・一元化、業務の外部委託等を内容とし、併せてこれらによる経費や業務処理時間の削減効果の試算(以下「削減効果」という。)を数値で明示した最適化計画を策定し、最適化計画に定められた最適化の実施内容や最適化工程表等に基づき、業務・システムの最適化を着実に実施することとしている。

そして、業務・システムの最適化について、政府全体として整合性を確保しつつ実施していくため、最適化に係る作業の統一的な実施手順を定めた「業務・システム最適化指針

(ガイドライン)」(平成18年3月各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定。以下「最適化ガイドライン」という。)等を策定している。

最適化ガイドラインによると、業務・システムの最適化は、一過性のもではなく、最適化実施及びその評価を通じて不断の改善を行っていくことが重要であり、そのためには、PDCA(Plan(計画)-Do(実施)-Check(評価)-Act(改善))サイクルの確立が極めて重要となるとしている。

最適化計画のうち、人事・給与等業務や調達業務等の各府省等に共通する業務・システム(関係府省が一部のものを含む。以下「府省共通業務・システム」という。)の最適化計画は、政府の高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(以下「IT戦略本部」という。)に置かれている各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議(以下「CIO連絡会議」という。)で決定されている。

そして、平成21年度末には、次表のとおり、計19の府省共通業務・システムを対象とする計16の最適化計画があり、7府省等が計画の立案、実施等を担当する府省(以下「担当府省」という。)となっていて、これら担当府省等が17年度から21年度までの間に要した最適化の実施等に係る経費は、計807億5169万余円となっている。

(注1) 7府省等 人事院、内閣府本府、総務省、財務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省

(注2) 最適化の実施等に係る経費 各府省共通業務・システムに関するシステム開発費、保守・運用費、機器の賃借費等の支出金額である。

表 府省共通業務・システムの最適化計画と最適化の実施等に係る経費

最適化計画の名称	注(1) 府省共通業務・システム名	担当府省名	当初計画 決定時期	先行導入府 省等運用開 始(予定)時 期	関係全府省 等運用開始 (予定)時期	平成17年度から 21年度までの最 適化の実施等に 係る経費(千円)	備考
人事・給与等業務・システム最適化計画	人事・給与等業務	人事院、 総務省	H16.2.27	22年度	24年度	3,920,120	
災害管理業務の業務・システム最適化計画	災害管理業務	内閣府本府	H17.12.28	18年度	同左	746,901	
統計調査等業務の業務・システム最適化計画	統計調査等業務	総務省	H18.3.31	20年度	同左	3,068,560	注(2)
行政情報の電子的提供業務及び電子申請 等受付業務の業務・システム最適化計画	電子申請等受付業務	総務省	H17.8.24	18年度	22年度	8,370,479	
	行政情報の電子的提供業務	総務省		17年度	22年度		
霞が関 WAN 及び政府認証基盤(共通シ ステム)の最適化計画	共通システム	総務省	H17.3.31	19年度	20年度	12,216,032	注(3)
文書管理業務の業務・システム最適化計 画	文書管理業務	総務省	H19.4.13	20年度	24年度	1,136,345	
職員等利用者認証業務の業務・システ ム最適化計画	職員等利用者認証業務	総務省	H19.4.13	20年度	24年度	718,989	
共同利用システム基盤の業務・システ ム最適化計画	共同利用システム基盤	総務省	H20.2.13	20年度	22年度	866,545	
調達業務の業務・システム最適化計画	調達業務	総務省	(H16.9.15) H21.8.28	22年度	24年度	344,555	注(4)
共済業務・システム最適化計画	共済業務	財務省	H16.7.30	18年度	25年度	1,404,680	注(5)
予算・決算業務の業務・システム最適化 計画	予算・決算業務	財務省	H18.3.31	19年度	23年度	39,674,730	
国有財産関係業務(官庁営繕業務を除 く。)の業務・システム最適化計画	国有財産関係業務(官庁営 繕業務を除く。)	財務省	H18.3.31	21年度	同左	3,980,212	
輸出入及び港湾・空港手続関係業務の 業務・システム最適化計画	輸出入及び港湾・空港手続 関係業務	財務省	H17.12.28	20年度	21年度	526,384	注(6)
研究開発管理業務の業務・システム最 適化計画	研究開発管理業務	文部科学省	H18.3.31	19年度	同左	1,714,347	
旅費、謝金・諸手当及び物品管理の各業 務・システム最適化計画	物品管理業務	経済産業省	(H16.9.15) H21.7.1	23年度	24年度	1,133,622	注(4)
	謝金・諸手当業務	経済産業省		23年度	24年度		
	旅費業務	経済産業省					
公共事業支援システム(官庁営繕業務を 含む。)の業務・システム最適化計画	公共事業支援システム(官 庁営繕業務を含む。)	国土交通省	H18.3.31	20年度	21年度以降	929,186	注(7)
計						80,751,695	

注(1) 府省共通業務・システムの中には、複数のシステムで構成されているものがある。

注(2) 統計調査等業務のシステムは、関係府省等が支払う委託料により独立行政法人統計センターが運用を実施している。

注(3) 共通システムのうち、霞が関 WAN は、各府省や独立行政法人等が支払う霞が関 WAN 利用料金により、社団法人行政情報システム研究所が開発及び運用を実施しており、上記の経費のうち、4,628,367 千円は、各府省や独立行政法人等が支出した当該利用料である。

注(4) 当初計画決定時期の( )内は、全面改定前の「物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務・システム最適化計画」の決定時期を示す。

注(5) 共済業務のシステムは、各府省等の共済組合が開発及び運用を実施しており、上記の経費は各共済組合が支出している。

注(6) 輸出入及び港湾・空港手続関係業務のシステムは、関係府省等が支払う使用料により、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社が開発及び運用を実施している。

注(7) 国土交通省の公共事業支援システム(官庁営繕業務を含む。)のみに係る経費であり、また、他のシステムと共用している機器に係る経費等は除いている。

(2) 最適化計画の策定と最適化の実施及び評価

最適化ガイドラインによると、府省共通業務・システムの最適化に係る政府全体の管理は、IT 戦略本部に置かれている CIO 連絡会議、各府省情報化統括責任者(CIO)補佐官等連絡会議(以下「CIO 補佐官等連絡会議」という。)、貴内閣官房、総務省等が行うこととされている。そして、貴内閣官房は、CIO 連絡会議事務局として、総務省の協力を得て、



同連絡会議の庶務を処理するとともに、府省共通業務・システムの最適化の円滑かつ効果的な実施等を図るための総合調整を行うこととなっている。

最適化ガイドラインは、各最適化計画の策定、最適化の実施、最適化実施の評価の手順を定めており、その概要は以下のとおりである。

ア 担当府省において最適化計画案を作成して、総務省と調整を行った上で、CIO 補佐官等連絡会議に報告し助言を受けるなどして、CIO 連絡会議において最適化計画を決定する。

イ 最適化計画に基づき、担当府省において設計・開発や運用・保守を行うとともに、必要な対応等を行う(以下「最適化の実施」という。)

ウ 担当府省において、毎年度、最適化実施評価報告書(以下「評価報告書」という。)を取りまとめ、総務省と調整した上で、CIO 補佐官等連絡会議に報告し助言を受けて、CIO 連絡会議において毎年8月末までのできる限り早期に評価報告書を決定する。

### (3) IT 関連施策の現状(新たな情報通信技術戦略)

IT 戦略本部は、22年5月に、「新たな情報通信技術戦略」(以下「新 IT 戦略」という。)を決定し、その重点戦略の一つである国民本位の電子行政の実現については、電子行政推進の実質的な権能を有する司令塔として政府 CIO を設置し、行政刷新と連携して行政の効率化を推進するとし、その前提として、これまでの政府による情報通信技術投資の費用対効果を総括し、教訓を整理するなどとしている。

そして、新 IT 戦略等において、電子行政推進の基本方針を策定することとし、各施策に関する PDCA サイクルを確実に回すべく、IT 戦略本部に置かれた企画委員会が中心となって進ちょく状況をフォローし、必要に応じて、取組の内容の修正を行うこととしている。

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、18年10月に、参議院からの検査要請に基づき、「各府省等におけるコンピュータシステムに関する会計検査の結果について」として検査結果を報告し、今後とも多角的な観点から検査を実施していくとしている。

府省共通業務・システムは、各府省等の利用に供されることなどから、その影響は政府全体に及ぶこととなるため、最適化の実施等に当たっては、貴内閣官房による総合調整が重要となる。

また、最適化ガイドラインにおいては、削減効果の目標値に対する達成度を評価し、評価結果を予算・組織・定員要求に反映するとしていることから、削減効果の適切な算定が重要となる。

前記の検査要請に基づく検査結果の報告から3年以上が経過し、この間、運用を開始したり、最適化計画が改定されたり、削減効果等が見直されたりしている府省共通業務・システムがあることなどを踏まえて、本院は、経済性、効率性、有効性等の観点から、府省共通業務・システムの最適化計画の策定や最適化の実施は適切に行われているかなどに着眼して検査を行った。

検査に当たっては、前記19の府省共通業務・システムを対象として、IT戦略本部に関する事務を処理する貴内閣官房及び7府省等において、最適化計画の進捗状況、削減効果の算定等について関係資料により実地に検査を行うとともに、担当府省である7府省等から最適化の実施等に係る調書の提出を受けて検査を実施した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 最適化計画における投資額等について

最適化ガイドラインは、最適化計画に必ず数値により明示する「最適化共通効果指標」として、削減経費、削減業務処理時間等を掲げていて、このうち削減業務処理時間については金額換算した値も明示するとしている。CIO連絡会議事務局は、削減経費及び削減業務処理時間について、統一的な視点からの評価を可能とするため、担当府省において、府省共通業務・システムごとに業務・システム最適化効果算出票(以下「最適化効果算出票」という。)を作成するよう、16年7月に事務連絡を発している(18年8月改定)。

最適化効果算出票の主な内容は、①最適化の実施に要する投資額、②最適化実施前後の経費及び削減経費、③最適化実施前後の業務処理時間及び削減業務処理時間、④投資額を削減効果(削減経費及び金額換算した削減業務処理時間の合計額)で除した投資回収効率となっている。

PDCAサイクルによる管理を行う上で、投資額の費用対効果及び削減効果は、最適化の実施内容の検討に影響を与える重要な要因となることなどから、最適化計画の策定等における上記の指標の取扱いなどについて検査したところ、次のような状況となっていた。

ア 投資額の費用対効果についての評価が十分行われていないもの

前記事務連絡によれば、最適化効果算出票においては、投資額や投資回収効率等を記載することとされているが、すべての府省共通業務・システムの最適化に係る投資額及び投資回収効率は、最適化計画や評価報告書を決定するCIO連絡会議やCIO補佐官等連絡会議(以下、両連絡会議を合わせて「CIO連絡会議等」という。)に示されておらず、CIO連絡会議等における投資額の費用対効果の評価が十分行われていない状況となっていた。

しかし、費用対効果の観点は、今後の電子行政の推進において重要なものの一つであり、投資額及び投資回収効率は、最適化計画の決定、費用対効果の評価を行う際の重要な指標の一つとなることなどから、最適化計画等を決定するCIO連絡会議等に示す必要があると認められる。

イ 削減効果の表示が適切でないもの

前記19の府省共通業務・システムのうち、業務を外部委託することにより、業務処理時間を削減することとしている業務・システムにおいて、外部委託に伴って所要の委託費が必要となるにもかかわらず、前記事務連絡において、当該委託費を削減業務処理時間の金額換算値から控除したり、別途表記したりすることとなっていないなど、削減効果の表示に委託費が考慮されておらず、削減効果の表示が適切でないと認められる事態が、統計調査等業務及び共済業務の2の府省共通業務・システムにおいて見受けられた。その事例を示すと次のとおりである。

**<事例1>**

統計調査等業務の削減業務処理時間は、年間1,156,880時間(金額換算乗率3,125円/時間)を乗じた金額換算値は3,615,250千円とされており、このうち1,117,840時間(同3,493,250千円)については、書類受付、データ入力等の業務を外部委託することによって削減されている。

しかし、業務を外部委託する場合は所要の委託費が必要となるにもかかわらず、金額換算値から委託費を控除したり、別途表記したりしていないため、削減効果の表示が適切でない。なお、上記業務・システムの外部委託に伴って発生する経費について、公表されている人材派遣料金の単価(1,850円/時間)を基に本院が試算したところ、約20億円を要すると見込まれる。

**ウ 削減経費が過大に算定されているもの**

前記19の府省共通業務・システムのうち、最適化実施前の経費を誤って算定したなどのため、削減経費が過大に算定されていて適切でない認められる事態が、統計調査等業務、旅費業務及び謝金・諸手当業務の3の府省共通業務・システムにおいて見受けられた。その事例を示すと次のとおりである。

**<事例2>**

旅費業務及び謝金・諸手当業務の削減経費の算定に当たり、最適化実施前の経費を、貴内閣官房及び担当府省の調査に基づき、貴内閣官房等24府省等における既存システムの運用経費の年間1,100,799千円とし、最適化実施後の経費を、外部委託調査等を基に年間700,219千円として、削減経費を年間400,580千円と算定している。また、業務処理時間の削減効果については、業務一件当たりの平均的な削減業務処理時間を基にするなどして、年間7,963,764時間と算定し、これに金額換算乗率3,125円/時間を乗じて金額換算値を年間248億円としている。

しかし、削減経費の算定において、既存システムの運用経費の一部である地方部局の運用経費918千円が誤って917,700千円と報告されていたものを、そのまま計上していたため、削減経費が約9億円過大に算定されていて、正しくは削減経費が逆に△516,203千円となる。

**(2) 最適化した業務・システムにおける障害対策計画について**

最適化した業務・システムの運用に当たって、災害やサイバー攻撃等による影響に速やかに対応するためには、あらかじめ障害対策等を準備しておくことが必要である。

最適化ガイドラインによれば、担当府省は、障害対策要領を策定し、障害時における体制、影響範囲、バックアップ方法等を内容とした障害対策計画を策定することとされており、最適化の実施の評価に際して、障害対策に必要な事項を定めているかが評価の観点とされている。

22年5月現在で運用を開始している14の府省共通業務・システムについて、障害対策計画又は同計画に類する規程等(以下、これらを合わせて「障害対策計画等」という。)の策定状況等进行检查したところ、障害対策計画等が策定されていなかったり、その内容が十分でなかったりしており、障害が発生した場合の行政活動の継続性への影響を考慮すると適切でない認められる事態が、6の府省共通業務・システムにおいて見受けられた。その事例を示すと次のとおりである。

<事例3>

公共事業支援システム(官庁営繕業務を含む。以下同じ。)は、三つのシステムからなっており、これらは全国各地に所在する地方整備局等において運用されている。これら三つのシステムの障害対策計画等の策定状況等についてみると、システムを運用する大半の地方整備局等において未策定となっていた。

(注3) 6の府省共通業務・システム 電子申請等受付業務、行政情報の電子的提供業務、文書管理業務、職員等利用者認証業務、共同利用システム基盤、公共事業支援システム

(3) 公共事業支援システムの最適化の実施状況等について

最適化ガイドラインによれば、複数の府省、部局、課室等で同様の処理が行われている業務については、情報システムの一元化・集中化を図り、汎用的な一つの情報システムを関係する複数の府省、部局、課室等で共同利用することなどとされている。

しかし、CIO 連絡会議で最適化計画を決定し、国土交通省が担当府省として実施している公共事業支援システム(17年度から21年度までの最適化の実施等に係る経費計9億2918万余円)は、システムを各地域ごとに分散して運用していて、それらのシステムを一元化することによって効率化を図るための検討を行っていなかったり、部局によってシステムの利用の有無が異なるなど、システムの利用についての一元化の検討を十分に行っていなかったりして、事務処理の電子化・共通化等による簡素で効率的な政府の実現という最適化計画本来の目的を十分に達成していない状況となっていた。

(改善を必要とする事態)

前記のように、すべての府省共通業務・システム(17年度から21年度までの最適化の実施等に係る経費計807億5169万余円)の最適化に係る投資額の費用対効果がCIO 連絡会議等に示されていないため、十分な評価が行われていない事態及び2の府省共通業務・システム(同44億7324万余円)の最適化計画において、削減効果の表示に外部委託費が考慮されておらず適切なものとなっていない事態は、PDCA サイクルによる管理及びその後の府省共通業務・システムの開発等が最適化計画に基づき多額の費用を投じて実施されていくことを考慮すると適切でなく、改善の要があると認められる。

また、削減経費が過大に算定されていたり、最適化した業務・システムにおける障害対策計画等が策定されていなかったり、その内容が十分でなかったりしている事態は、本院の指摘を踏まえて、担当府省において、改善の措置を講じるなどしているが、府省共通業務・システムの最適化計画の改定が最終的にはCIO 連絡会議において決定されることとなっていることなどから、貴内閣官房においては、最適化計画の改定等に当たって、担当府省と所要の調整を図る要があると認められる。

さらに、公共事業支援システムについては、国土交通省において所要の見直しを行う必要があるが、貴内閣官房においても、最適化計画の見直し等に当たって、担当府省と所要の調整を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

## ア 貴内閣官房において

(ア) 最適化計画の決定等を行う CIO 連絡会議等において投資額の費用対効果についての評価を十分行えるようにしていないこと

(イ) 削減効果の表示の際に外部委託費を考慮することを明確にしていないこと

イ 担当府省において、削減経費の算定や障害対策計画等の策定を適切に行っていないこと、最適化の実施内容の検討を十分行っていないこと

## 3 本院が表示する意見

政府は、今後とも府省共通業務・システムの最適化の取組を進めていくとしており、最適化の実施等に必要な経費も多額に上ることが見込まれている。そうした中、最適化の取組に当たっては、PDCA サイクルを適切に確立し、最適化計画の策定、最適化の実施及びその評価等を適切に行うとともに、その最適化計画の策定や円滑かつ効果的な最適化の実施等を図るため、担当府省を始めとする関係府省の間の総合調整を適切に行うことが重要となる。

については、貴内閣官房において、府省共通業務・システムについて、最適化の取組における PDCA サイクルによる管理の中で、最適化の実施及びその評価等を適切に行い、費用対効果を踏まえた同業務・システムの構築等を図ることができるようにするとともに、所要の調整を行うよう、次のとおり意見を表示する。

ア 最適化の取組を進めていくに当たり、投資額の費用対効果についての評価を十分行うことができる方法を検討すること

イ 削減効果の表示の際に外部委託費を考慮することを明確にすること

ウ 担当府省において、削減経費の適切な算定、障害対策計画等の適切な策定等を行うことができるよう、また、公共事業支援システムについて、必要な見直し等を円滑に行うことができるよう、担当府省との間で所要の調整を行うこと

## 平成20年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果 電子申請等関係システムの利用状況について

(平成20年度決算検査報告 50 ページ参照)

## 1 本院が表示した意見

政府は、行政の情報化を積極的に推進することとしており、各府省等は、その一環として、電子申請等関係システムを整備・運用してきている。しかし、内閣に設置されている高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部が策定した施策を受け、各府省等において原則としてすべての手続を一律にオンライン化してきたこと、電子申請率が低迷しているシステムについて費用対効果の検討が十分でなく、抜本的な見直しを行っていないことなどのほか、内閣官房においてシステムを停止等させる際の基準となる指標や停止等に至るまでの手順等を明確にしていないことなどから、内閣府本府、公正取引委員会、警察庁、総務省、財務省、国税庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省(以下「10府省等」という。)が運用している12システムについて、電子申請率が10%以下と低迷していて、システムの整備・運用等に係る経費に対して効果が十分発現していない事態が見受けられた。

したがって、内閣官房において、システムの停止等の抜本的な措置を執る際の基準となる指標や当該措置を執るに至るまでの手順等を明確化することについて、各府省等と所要の調整を行うよう、内閣総理大臣に対して平成21年9月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

また、10府省等において、システムの停止、簡易なシステムへの移行等、費用対効果を踏まえた措置を執るよう、それぞれの長に対して21年9月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

## 2 当局が講じた処置及び当局の処置状況

本院は、内閣官房及び10府省等において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、10府省等においては、本院の指摘の趣旨に沿い、電子申請等関係システムについて、停止等の見直しを図るべきシステムの範囲について検討を行うことなどのため電子政府評価委員会の下に設置されたオンライン申請等手続システム評価ワーキンググループの意見等を踏まえ、10府省等のうち内閣府本府等7府省等は、21年度末までに、汎用受付等システム(内閣府本府)、オンライン共通受付システム(公正取引委員会)、電子申請・届出システム(警察庁)、総務省電子申請・届出システム(総務省)、財務省電子申請システム(財務省)、国税庁電子開示請求システム(国税庁)及び農林水産省電子申請システム(農林水産省)の7システムをそれぞれ停止する処置を講じていた。また、10府省等のうち総務省等4省は、政治資金・政党助成関係申請・届出オンラインシステム(総務省)、労働保険適用徴収システム(厚生労働省)、経済産業省汎用電子申請システム(経済産業省)、貿易管理オープンネットワークシステム(JETRAS)(経済産業省)及び国土交通省オンライン申請システム(国土交通省)の5システムについて、それぞれ運用を継続するものの、その継続に当たっては、利用の拡大、経費の節減、簡易なシステムへの移行等、費用対効果の十分な発現を図るとともに、22年度以降も引き続き利用の拡大や経費の節減を図ることとする処置を講じていた。

また、内閣官房は、電子申請率が低迷しているシステムに係る停止等の抜本的な措置に関する指標や手順等を明確にするための所要の調整について、前記の戦略本部において22年5月に決定された新たな情報通信技術戦略等を踏まえ、22年度中に取りまとめを行う予定であるとしている。

## 第4 内 閣 府

(内閣府本府)

不 当 事 項

予 算 経 理

- (3) 大型電子計算機システムの賃貸借等に当たり、支出負担行為等の契約手続を経ることなく前年度中にハードウェア等の移行作業を実施させ、当年度に契約を締結して、これに係る経費を含む契約金額を当年度の歳出予算で支払っていたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)内閣本府 (項)経済社会総合研究所
部 局 等	経済社会総合研究所
契 約 名	大型電子計算機システムの賃貸借等
契 約 の 概 要	大型電子計算機及びサーバを賃借し、プログラム・プロダクトの使用権許諾を受けるとともに、移行作業等を実施させるもの
契 約 の 相 手 方	富士通株式会社及び日本電子計算機株式会社
契 約	平成20年4月 一般競争契約
契 約 額	252,156,360円(平成20年度)
支 払	平成20年6月～21年4月 12回
会計法令に違背して支払っていた契約金額	252,156,360円(平成20年度)

### 1 大型電子計算機システムの賃貸借等に係る契約の概要等

#### (1) 賃貸借等に係る契約の概要

内閣府経済社会総合研究所(以下「研究所」という。)は、経済財政白書作成等の経済分析業務、国民経済計算等の統計作成業務及び各種報告書作成業務を行うために大型電子計算機システムを運用してきており、同システムを構成する新しい大型電子計算機、サーバの賃貸借及びプログラム・プロダクトの使用権許諾等に係る契約を、平成20年4月1日に富士通株式会社及び日本電子計算機株式会社と契約額252,156,360円で締結している。

そして、研究所は、契約の締結に当たり、上記業務の多くが大型電子計算機を使用しないサーバや端末単体による処理に移行してきていることなどを踏まえ、仕様書において、新しい大型電子計算機の処理性能を従来の6割程度とするとともに、新しい大型電子計算機等の稼働に必要となるハードウェア、ソフトウェア等の移行作業を実施することとしている。

#### (2) 契約等に関する会計法令の規定

国が行う契約から支払までの会計事務は、財政法(昭和22年法律第34号)、会計法(昭和22年法律第35号)等(以下「会計法令」という。)に従って処理することとなっている。財政法によると、国の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとされており、原則として、各会計年度における経費は当該年度の歳入をもって支弁しなければならないとされて

いる。また、会計法等によると、支出負担行為(国の支出の原因となる契約その他の行為)をするに当たっては、法令又は予算の定めるところに従って行わなければならない、支出負担行為担当官は、支出官から当該支出負担行為が示達額を超過しないことの確認を受け、関係の帳簿に登記された後でなければ、支出負担行為をすることができないなどとされている。そして、契約の相手方を決定したときは、原則として、契約の目的、契約金額、履行期限等の契約内容を記載した契約書を作成しなければならないとされており、この場合においては、契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、当該契約は、確定しないとされている。

## 2 検査の結果

### (1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、契約手続等が会計法令に従って適正に行われているかなどに着眼して、研究所において、契約書、仕様書等の書類により会計実地検査を行った。

### (2) 検査の結果

検査したところ、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

すなわち、研究所は、19年12月27日に一般競争入札を行って落札業者を決定した後、仕様書で定めていたとおり、20年4月1日からの新しい大型電子計算機等の稼働に必要となるハードウェア、ソフトウェア等の移行作業を、前年度である20年1月1日から3月31日までの間に、落札業者に実施させ、落札業者は、20年3月に移行作業を終了した旨の報告書等を研究所に提出していた。そして、研究所は、20年4月1日に本件契約について支出負担行為決議を行って契約期間を20年4月1日から21年3月31日までの間とする契約を締結し、20年6月から21年4月までの間に、この移行作業に係る経費を含む契約金額を20年度の歳出予算で支払っていた。

したがって、研究所において、上記のとおり、前年度である19年度中に一般競争入札を行った上で落札業者を決定し、支出負担行為等の契約手続を経ることなく、落札業者に移行作業を実施させた後、20年度に契約を締結して、この経費を含む契約金額252,156,360円を20年度の歳出予算で支払っていたことは、会計法令に違背しており、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、研究所において、契約の締結に当たり、会計法令を遵守することの認識が十分でなかったことなどによると認められる。



## 工 事

- (4) 中央防災無線網の整備に当たり、耐震施工が適切でなかったため、地震時における多重無線通信設備等の機能の維持が確保されていない状態となっていると認められたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)内閣本府 (項)内閣本府施設費 (項)防災政策費 (平成19年度は(項)内閣本府)
部 局 等	内閣府本府
工 事 名	中央防災無線網地上系通信施設(長距離通信用)等整備工事等 15 工事
工 事 の 概 要	防災関係機関の所定の設置箇所に中央防災無線網に係る電気通信設備を設置するもの
工 事 費	4,392,465,000 円(平成19年度～21年度)
請 負 人	日本無線株式会社、日本電気株式会社、沖電気工業株式会社、株式会社ケーネス(平成21年3月以前は建電設備株式会社)、沖ウインテック株式会社
契 約	平成19年9月～22年1月 一般競争契約(12契約) 平成20年9月、21年11月 一般競争後の随意契約(3契約)
支 払	平成20年4月～22年4月
不当と認める工事費	1,561,422,327 円(平成19年度～21年度)

### 1 工事の概要

内閣府本府は、地震等の大規模な災害が発生した場合に被害状況等の情報の集約や共有に利用するための中央防災無線網の整備の一環として、平成19年度から21年度までの間に、「中央防災無線網地上系通信施設(長距離通信用)等整備工事」等15件の工事を工事費計4,392,465,000円で実施している。

これらの工事は、内閣総理大臣官邸、中央省庁、公共公益機関(日本赤十字社等)等の72か所に多重無線通信設備、直流電源設備等の電気通信設備等を設置するものである。電気通信設備の設置に当たっては、収容架の中に電気通信設備を構成する複数の機器を収容する場合と、単体の機器を収容架を用いないで設置する場合がある(以下、電気通信設備を構成する機器を収容架も含めて「設備」という。)

内閣府本府は、設備の設置に当たっては、各工事の特記仕様書のほか、「電気通信設備工事共通仕様書平成17年版」(国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室編集。以下「共通仕様書」という。)に基づき、次のとおり、請負人に所要の耐震性を満たすよう設計及び施工(以下「耐震施工」という。)を行わせることとしている。

すなわち、共通仕様書において、請負人は、設備の設置に当たり、地震時の転倒等を防止できるよう耐震処理を行うこと、設備に作用する水平力や鉛直力<sup>(注1)</sup>に応じて適切なアンカーボルトを選定しなければならないこと、設備上部を固定するストラクチャーは、応力を計算して適切な部材、構造を決定しなければならないことなどとされている。また、共通仕様書に

示されている「電気通信設備据付標準図集」(平成11年3月社団法人建設電気技術協会発行)において、設備の固定方法に応じて、引抜力とせん断力の計算による具体的なアンカーボルトの選定方法が定められており、アンカーボルトの許容引抜力は「自家用発電設備耐震設計のガイドライン」(平成17年8月社団法人日本内燃力発電設備協会発行)によることとされている。

そして、請負人は、上記の共通仕様書等に基づき、設備上部をストラクチャー若しくは壁に振れ止め金具<sup>(注4)</sup>で固定するとともに下部をアンカーボルトで床若しくは基礎に固定する方法(以下「上下固定」という。参考図1参照)、又は、設備下部のみをアンカーボルトで床若しくは基礎に固定する方法(以下「下固定」という。参考図2参照)により、設備を新たに設置したり、既設の収容架の中に機器を増設、更新したりしている。

(注1) ストラクチャー 設備上部を固定するために室内に据え付けられた梁<sup>はり</sup>

(注2) 引抜力・許容引抜力 「引抜力」とは、設備に地震力が作用する場合に、ボルトを引き抜こうとする力が作用するが、このときのボルト1本当たりに作用する力をいう。その数値が設計上許される上限を「許容引抜力」という。

(注3) せん断力 「せん断力」とは、設備に地震力が作用する場合に、ボルトを水平方向にせん断しようとする力が作用するが、このときのボルト1本当たりに作用する力をいう。

(注4) 振れ止め金具 設備上部をストラクチャー又は壁に固定するための鋼材

## 2 検査の結果

本院は、内閣府本府において、合規性等の観点から、本件各工事の施工が適切に行われているかなどに着眼して会計実地検査を行った。そして、これらの工事について、契約書、仕様書、設計図面等の書類により検査するとともに、耐震施工を行った72か所のうち内閣府(中央合同庁舎第5号館)等の主要な39か所の218設備について実地に検査した。

検査したところ、耐震施工が次のとおり適切でなかった。

### ア 上下固定の耐震施工について

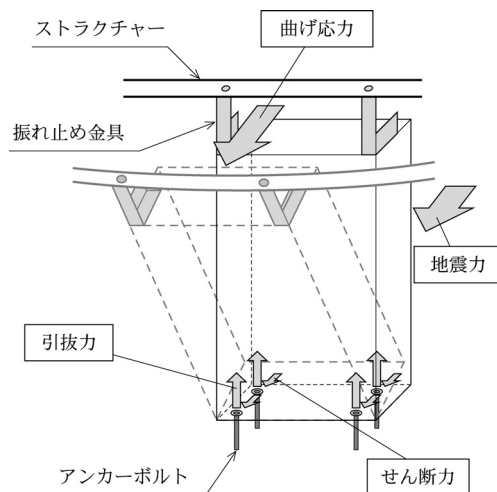
請負人は、上下固定により設備を新たに設置したり、上下固定による既設の収容架の中に機器を増設、更新したりする工事において、設備上部を固定するストラクチャー及び振れ止め金具に地震時に作用する応力を計算するなどの耐震性の確認を行っていなかった。

そこで、実際の施工状況を基に、ストラクチャー及び振れ止め金具に地震時に作用する応力について、所要の計算を行って報告するよう内閣府本府に求めて、その報告内容を確認するなどしたところ、ストラクチャー又は振れ止め金具に作用する曲げ応力度<sup>(注5)</sup>が許容曲げ応力度<sup>(注5)</sup>を上回っているなどして、計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。このため、設備上部が適切に固定されていないこととなり、下部のアンカーボルトに引抜力が生じることから、この引抜力について計算を行ったところ、28か所の105設備については、アンカーボルトに作用する引抜力が許容引抜力を上回っていて、計算上安全とされる範囲に収まっておらず、設備下部を固定しているアンカーボルトでは設備を適切に固定できない状態となっていた。

(注5) 曲げ応力度・許容曲げ応力度 「曲げ応力度」とは、材が曲げられたとき、曲がった内側に生じる圧縮力又は外側に生じる引張力の単位面積当たりの大きさをいい、その数値が設計上許される上限を「許容曲げ応力度」という。

(参考図 1)

上下固定の概念図(設備上部が適切に固定されていない場合)



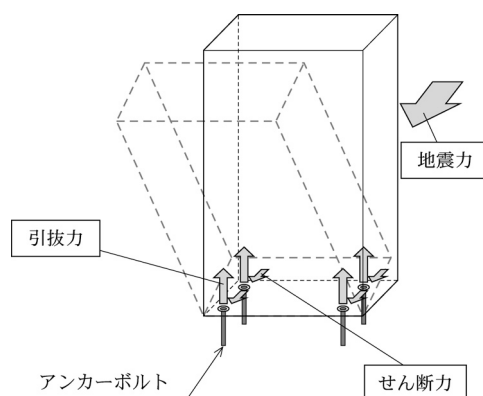
イ 下固定の耐震施工について

請負人は、下固定による既設の収容架の中に機器を増設、更新する工事において、既設の収容架のアンカーボルトに地震時に作用する引抜力を計算するなどの耐震性の確認を行っていなかった。また、下固定により設備を新たに設置する工事において、アンカーボルトに地震時に作用する引抜力についての計算は行っていたものの、計算書への記載を誤るなどしていた。

そこで、改めて下固定による場合のアンカーボルトに地震時に作用する引抜力を計算したところ、13か所の37設備については、アンカーボルトに作用する引抜力が許容引抜力を上回っていて、計算上安全とされる範囲に収まっておらず、設備を適切に固定できない状態となっていた。

(参考図 2)

下固定の概念図(設備下部が適切に固定されていない場合)



以上のことから、検査した39か所の218設備のうち33か所の計142設備については、設備を固定するストラクチャー、アンカーボルト等に地震時に作用する応力が計算上安全とされる範囲に収まっておらず、ストラクチャー等が変形することなどにより、アンカーボルトが床又は基礎から引き抜かれ、設備が傾いたり転倒したりして破損するおそれがある。したがって、上記の142設備は、地震時における中央防災無線網としての機能の維持が確保されていない状態となっていて、耐震施工が適切でなく、これらに係る工事費相当

額 1,561,422,327 円が不当と認められる。

なお、内閣府本府は、本院に対し、請負人がストラクチャーに作用する応力についての計算書を実際には作成していなかったにもかかわらず、作成していたとして、これにより設備を適切に設置したなどと虚偽の説明を行った。その後、内閣府本府は、請負人に、計算書を作成させるなどした上で、本院が設備の設置現場において実地検査を行う直前に、設備の設置が適切に行われていなかった上記 33 か所 142 設備のうち 24 か所 92 設備について、計算上安全とされる範囲に収めるようにするための補強工事を行わせていた。

このような事態が生じていたのは、請負人が、ストラクチャー等に地震時に作用する応力の計算を行わずに設備を設置していたことなどにもよるが、内閣府本府がこれに対する監督及び検査を適切に実施していなかったことなどによると認められる。

平成 20 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) 新設等工事により取得するなどした国有財産等の国有財産台帳等への記録について

(平成 20 年度決算検査報告 61 ページ参照)

1 本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置

内閣府本府が新設等工事により平成 19 年度に取得するなどした国有財産及び物品について、国有財産台帳及び物品管理簿(以下、これらを合わせて「国有財産台帳等」という。)への記録が適切に行われていないなどの事態が見受けられた。

したがって、内閣府本府において、新設等工事により取得するなどした国有財産及び物品で国有財産台帳等に記録されていないものについては速やかに記録するなどの処置を講じ、また、事務処理の状況を適切に管理して適時適切に国有財産台帳等に記録するための具体的な事務手続を明確に定めるなど、国有財産台帳等に正確な記録が行われるよう事務処理体制を整備するなどの処置を講ずるよう、内閣総理大臣に対して 21 年 7 月に、会計検査院法第 34 条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めた。

2 当局の処置状況

本院は、内閣府本府において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、内閣府本府は、本院指摘の趣旨に沿い、新設等工事により 19 年度以降に取得するなどした国有財産及び物品のうち、新設、新築等として記録すべき国有財産については国有財産台帳に、また、取得したすべての物品については物品管理簿に、それぞれ記録していた。そして、18 年度以前に取得するなどした国有財産及び物品については、必要な調査が終わり次第、記録すべきものを国有財産台帳等に記録することとしている。

また、国有財産については 21 年 8 月に、物品については 22 年 3 月に、それぞれ記録の事務に関するマニュアルを定めて、事務処理の状況を適切に管理して適時適切に国有財産台帳等に記録するための事務手続を明確化するなど事務処理体制を整備するとともに、これらを関係部局等に周知して相互に十分な連携を図るよう指導するなどの処置を講じていた。

(2) 内閣府本府における電子申請等関係システムの利用状況について

(平成 20 年度決算検査報告 66 ページ参照)

(63 ページの内閣の項に掲記)

(宮 内 庁)

不 当 事 項

物 件

- (5) 花園院宸記コロタイプ複製製造契約において、関係者との間の費用の負担割合を誤ったなどのため、予定価格が過大となり契約額が割高となっていたもの

所管、会計名及び科目	皇室費 一般会計 (組織)皇室費 (項)宮廷費
部 局 等	宮内庁
契 約 名	「花園院宸記第 22 巻」コロタイプ複製製造契約等 6 契約
契 約 の 概 要	花園院宸記の複製品を製造等するもの
契 約 の 相 手 方	株式会社便利堂
契 約	平成 17 年 2 月ほか 契約 6 件(随意契約 3 件、一般競争契約 3 件)
契 約 額	82,472,998 円(平成 16 年度～21 年度)
支 払	平成 17 年 3 月ほか
割高となっていた契約額	800 万円(平成 16 年度～21 年度)

## 1 契約の概要等

宮内庁は、皇室伝来の古文書である花園院宸記(花園天皇による日記で全 35 巻からなる。)が有する文化的価値を確実に後世に継承するなどのため、花園院宸記コロタイプ複製製造契約を、平成 16 年度から 18 年度までの間は随意契約により、19 年度から 21 年度までの間は一般競争契約により、いずれも株式会社便利堂(以下「便利堂」という。)との間で締結している。

宮内庁は、本件契約を締結するに当たり、宮内庁と同様に花園院宸記の複製品を製造発注する意向があった A 社との間で発注内容等について協議を行って、A 社は、毎年度宮内庁が発注する巻について、自らが必要とする部数を便利堂に発注している。

本件契約に当たって、宮内庁は、毎年度、便利堂から製造工程ごとの単価等が記載された見積書を徴して、この単価を基にするなどして宮内庁と A 社の発注部数の合計部数に係る製造等に要する費用の額を算定し、この額に宮内庁の発注部数の割合を乗ずるなどして予定価格を算定している。

そして、宮内庁及び A 社は、便利堂とそれぞれ別個に契約を締結していて、便利堂からの請求に基づきそれぞれ別個に代金の支払を行っている。

(注) コロタイプ 版にガラス板を使用する印刷技術で、多色刷りにより色彩の微妙なニュアンスや筆線の繊細さが原本同様に再現される印刷技術

## 2 検査の結果

### (1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性、経済性等の観点から、予定価格の積算が適切に行われているかなどに着眼して、16 年度から 21 年度までの各年度に締結した契約(予定価格計 85,731,471 円、

契約額計 82,472,998 円)を対象として、計算証明規則(昭和 27 年会計検査院規則第 3 号)に基づき本院に提出された証拠書類等により検査するとともに、宮内庁において、見積内訳明細書等の書類により会計実地検査を行った。

## (2) 検査の結果

検査したところ、次のとおり適切でない事態が見受けられた。

本件複製品の製造工程は、写真撮影、製版の製作、刷版の製作、印刷、仕立等からなっている。そして、この製造の各工程に要する費用には、製造部数の多寡にかかわらず必要となる固定費用と、製造部数の多寡に応じて増減する変動費用とがある。宮内庁は、16 年度の契約に当たって、宮内庁の発注予定部数が 100 部であったのに対し A 社の発注予定部数が 55 部であったことから、宮内庁及び A 社に便利堂を加えた三者で協議した結果、製造工程に要する費用の性質に応じて、写真撮影、紙焼の作成、製版の製作及びテスト校正に要する費用は固定費用であるとして宮内庁及び A 社が折半して負担する一方で、その他の費用は変動費用であるとして宮内庁及び A 社がそれぞれの発注部数に応じて案分して負担する旨を合意していた。そして、宮内庁は、17 年度から 21 年度の契約(各年度の発注部数は、宮内庁、A 社ともに 16 年度と同じ。)においても、この合意に基づき費用を負担することとしていた。

しかし、宮内庁は、本件契約に係る予定価格の積算に当たり、上記の合意に基づき固定費用については両方で折半して負担することとすべきであったのに、両者の発注部数に応じた案分により負担することとして過大に算定するなどしていた。

したがって、本件契約の予定価格を適正な費用負担の割合によるなどして修正計算すると、他の項目において積算過小となっていた費用を考慮しても計 74,461,725 円となり、本件契約額計 82,472,998 円はこれに比べて約 800 万円が割高となっていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、宮内庁において、本件契約の予定価格の積算における審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

(公正取引委員会)

平成 20 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

電子申請等関係システムの利用状況について

(平成 20 年度決算検査報告 68 ページ参照)  
(63 ページの内閣の項に掲記)

第 3 章  
第 1 節  
第 4  
内閣府(公正取引委員会)

(警 察 庁)

不 当 事 項

予算経理・補助金

- (6) 物品の購入等に当たり、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な会計経理を
- (17) 行って警察装備費、需用費等を支払っていたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)警察庁 (項)警察庁共通費 (項)警備警察費 (項)警察活動基盤整備費 〔平成 19 年度以前は、(項)警察庁 (項)千葉県警察成田国際空港警備隊費 (項)都道府県警察費補助〕
部 局 等 〈予算経理〉	1 管区警察局、2 管区警察学校、9 道府県警察
経費の概要	物品の購入等に係る庁費、校費及び警察装備費
不適正な会計経理により支払われた国費	(1) 管区警察経費 3,658,903 円(平成 16 年度～20 年度) (2) 国庫支弁経費 102,084,516 円(平成 16 年度～20 年度)
	計 105,743,419 円
〈補助金〉	
補助の根拠	警察法(昭和 29 年法律第 162 号)
補助事業者 (事業主体)	7 道府県警察
補助事業	千葉県警察成田国際空港警備隊費補助 都道府県警察費補助
補助事業に係る経費の概要	物品の購入等に係る需用費
不適正な会計経理により支払われた補助対象経費	79,153,359 円(平成 16 年度～21 年度)
不当と認める国庫補助金相当額	42,173,967 円(平成 16 年度～21 年度)
不当と認める国費及び国庫補助金相当額の合計額	147,917,386 円(平成 16 年度～21 年度)

1 物品の購入等に係る会計経理の概要

警察庁の管区警察局及び管区警察学校並びに都道府県警察は、警察事務等の実施に当たり、毎年度多額の予算を執行している。そして、管区警察局及び管区警察学校の警察事務等に要する経費(以下「管区警察経費」という。)は国費で支弁されており、都道府県警察の警察



事務等に要する経費については、次の区分ごとに国又は都道府県がその全部又は一部を支弁することとなっている。

- ① 警察法(昭和29年法律第162号)第37条に掲げる経費で政令で定める国庫の支弁の対象となる経費(以下「国庫支弁経費」という。)については、国庫が支弁する。
- ② 国庫支弁経費を除き都道府県が支弁する経費のうち、予算の範囲内において、政令で定めるところにより補助の対象となっている経費(以下「補助対象経費」という。)については、国が補助する。
- ③ 上記①及び②以外の経費については、都道府県が支弁する。

国庫支弁経費は、同法第37条等の規定により警視正以上の階級にある警察官の俸給や警備装備品の整備に要する経費等とされており、警察庁が予算措置を行い、都道府県警察が国費として直接執行する制度となっている。

補助対象経費は、警察法施行令(昭和29年政令第151号)第3条の規定により、警察職員の俸給その他の給与、警察官の被服費その他警察職員の設置に伴い必要となるもの以外のものとされており、これらに該当する一般の犯罪捜査、防犯活動及び交通取締りに要する経費等については、国がその一部を補助するものとされている。また、同施行令附則第24項の規定により、成田国際空港に係る警備活動を実施するために設置される部隊の警察官の俸給その他の給与、被服費その他当該警察官の設置に伴い必要となる経費については、同施行令第3条の規定にかかわらず、国は所要額を補助するものとされている。

そして、警察事務等で使用する物品の購入等に係る経費については、管区警察経費又は国庫支弁経費に該当するものは、庁費、校費、警察装備費等の国の予算科目から支払い、補助対象経費に該当するものは、需用費等の都道府県の予算科目から支払っている。

管区警察局、管区警察学校及び都道府県警察における物品の購入等に係る契約、支払等の会計事務手続は、会計法(昭和22年法律第35号)、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)等の会計法令等に基づき、おおむね次のとおり行われることとなっている。

- ① 管区警察局及び管区警察学校の会計課長並びに都道府県警察の本部長等は、各課等から物品の取得請求を受けたときは、在庫を確認し、所要の品目、規格、数量等を明らかにした上で、支出負担行為担当官として競争契約による場合は入札を、また随意契約による場合は見積合わせを行うなどした上で、契約業者を決定し、支出負担行為決議を行って契約を締結する。
- ② 支出負担行為担当官は、上記の契約が適正に履行されたかを確認するため、自ら又は補助者として委任した検査職員に命じて、納入された物品の品目、規格、数量、納品時期等について、契約書、仕様書等に基づき、必要な検査(以下「検収」という。)を行う。
- ③ 管区警察局の総務監察・広域調整部長等、管区警察学校の校長及び都道府県警察の本部長等は、それぞれ官署支出官として、業者から代金の支払請求を受けたときは、検収が適正に行われたことを確認の上、請求書等に基づき支出決定決議を行い、業者に代金を支払う。

## 2 検査の結果

### (1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、物品の購入等は会計法令等に基づき適正に行われているかなどに着眼して、4管区警察局、4管区警察学校及び12道府県警察<sup>(注1)</sup>において、平成16

年度から21年度までの間に支払っていた物品の購入等に係る警察装備費、需用費等を対象として、支出決定決議書等の書類により会計実地検査を行った。そして、不適正な会計経理による支払があった場合には、更に管区警察局、管区警察学校、道府県警察及び業者に事態の詳細について調査及び報告を求めて、その内容を確認するなどの方法により検査を行った。

(2) 検査の結果

(注2)

検査したところ、1管区警察局、2管区警察学校及び9道府県警察において、16年度から21年度までの間に、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な会計経理を行って警察装備費、需用費等を支払っていたものが、管区警察経費で3,658,903円、国庫支弁経費で102,084,516円及び補助対象経費で79,153,359円(国庫補助金相当額42,173,967円)あった。

これを態様別に示すと、次のとおりである(表参照)。

ア 預け金

業者に架空取引を指示するなどして、契約した物品が納入されていないのに納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成することなどにより庁費、校費、警察装備費及び需用費を支払い、当該支払金を業者に預け金として保有させて、後日、これを利用して契約した物品とは異なる物品を納入させていたもの

1 県警察	国庫支弁経費	8,944,186 円
	補助対象経費	8,769,399 円(国庫補助金相当額 3,568,174 円)

イ 一括払

支出負担行為等の正規の会計経理を行わないまま、随時、業者に物品を納入させた上で、後日、納入された物品とは異なる物品の請求書等を提出させて、これらの物品が納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成することなどにより庁費、校費、警察装備費及び需用費を一括して支払うなどしていたもの

2 県警察	国庫支弁経費	6,375,675 円
	補助対象経費	10,414,687 円(国庫補助金相当額 4,431,025 円)

ウ 差替え

業者に虚偽の請求書等を提出させて、契約した物品が納入されていないのに納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成することなどにより警察装備費及び需用費を支払い、実際には契約した物品とは異なる物品に差し替えて納入させていたもの

2 県警察	国庫支弁経費	1,533,381 円
	補助対象経費	543,109 円(国庫補助金相当額 283,209 円)

エ 翌年度納入

物品が翌年度に納入されているのに、支出決定決議書等の書類に実際の納品日より前の日付を検収日として記載することなどにより、物品が現年度に納入されたこととして庁費、校費、警察装備費及び需用費を支払っていたもの

1 管区警察局及び1管区警察学校	管区警察経費	3,439,768 円
8 道府県警察	国庫支弁経費	11,458,674 円
	補助対象経費	10,616,640 円(国庫補助金相当額 4,757,709 円)

オ 先払い

物品は年度内に納入されていたが、支出決定決議書等の書類に実際の納品日より前の日付を検収日として記載することなどにより、実際に物品が納入されるよりも先に校費、警察装備費及び需用費を支払っていたもの

3 県警察 国庫支弁経費 2,833,743 円  
補助対象経費 5,106,523 円(国庫補助金相当額 2,186,825 円)

カ 前年度納入

物品が前年度に納入されていたのに、支出決定決議書等の書類に実際の納品日より後の日付を検収日として記載することなどにより、物品が現年度に納入されたこととして校費、警察装備費及び需用費を支払っていたもの

4 県警察 国庫支弁経費 12,822,520 円  
補助対象経費 1,401,630 円(国庫補助金相当額 891,406 円)

キ 契約前納入

年度内において、契約手続を行わないまま物品を納入させていたのに、支出決定決議書等の書類に実際の納品日より後の日付を検収日として記載することなどにより、物品が契約締結後に納入されたこととして庁費、校費、警察装備費及び需用費を支払っていたもの

1 管区警察学校 管区警察経費 219,135 円  
8 道府県警察 国庫支弁経費 58,116,337 円  
補助対象経費 42,301,371 円(国庫補助金相当額 26,055,619 円)

表 不適正な会計経理により支払われた警察装備費、需用費等の額の箇所別・態様別内訳 (単位：円)

箇所名	ア 預け金	イ 一括払	ウ 差替え	エ 翌年度 納入	オ 先払い	カ 前年度 納入	キ 契約前 納入	計 (ア+イ+ ウ+エ+オ +カ+キ)
四国管区警察 局	— (—)	— (—)	— (—)	302,368 (—)	— (—)	— (—)	— (—)	302,368 (—)
関東管区警察 学校	— (—)	— (—)	— (—)	3,137,400 (—)	— (—)	— (—)	— (—)	3,137,400 (—)
九州管区警察 学校	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	219,135 (—)	219,135 (—)
京都府警察	— (—)	— (—)	— (—)	373,976 1,891,043 (715,207)	— (—)	— (—)	215,250 (—)	589,226 1,891,043 (715,207)
山形県警察	— (—)	— (—)	5,775 (—)	— (—)	— (—)	358,974 (—)	601,611 (—)	966,360 (—)
千葉県警察	— (—)	5,251,965 5,292,432 (2,424,688)	1,527,606 543,109 (283,209)	3,464,449 3,225,271 (1,835,688)	2,789,118 1,308,947 (667,025)	12,445,696 1,028,436 (742,052)	53,157,953 31,725,010 (21,761,151)	78,636,787 43,123,205 (27,713,813)
神奈川県警察	8,944,186 8,769,399 (3,568,174)	1,123,710 5,122,255 (2,006,337)	— (—)	4,802,537 4,557,752 (1,832,062)	29,190 3,738,776 (1,495,313)	— 373,194 (149,354)	2,469,274 9,248,854 (3,675,426)	17,368,897 31,810,230 (12,726,666)
山梨県警察	— (—)	— (—)	— (—)	836,430 (—)	15,435 58,800 (24,487)	17,850 (—)	214,189 313,523 (126,505)	1,083,904 372,323 (150,992)
島根県警察	— (—)	— (—)	— (—)	64,470 (—)	— (—)	— (—)	685,866 994,454 (483,704)	750,336 994,454 (483,704)

(単位：円)

箇所名	ア 預け金	イ 一括払	ウ 差替え	エ 翌年度 納入	オ 先払い	カ 前年度 納入	キ 契約前 納入	計 (ア+イ+ ウ+エ+オ +カ+キ)
愛媛県警察	— (—)	— (—)	— (—)	1,517,760 (—)	— (—)	— (—)	171,465 (—)	1,689,225 (—)
福岡県警察	— (—)	— (—)	— (—)	337,050 942,574 (374,752)	— (—)	— (—)	— (—)	337,050 942,574 (374,752)
北海道警察旭 川方面本部	— (—)	— (—)	— (—)	62,002 (—)	— (—)	— (—)	600,729 19,530 (8,833)	662,731 19,530 (8,833)
計	8,944,186 8,769,399 (3,568,174)	6,375,675 10,414,687 (4,431,025)	1,533,381 543,109 (283,209)	14,898,442 10,616,640 (4,757,709)	2,833,743 5,106,523 (2,186,825)	12,822,520 1,401,630 (891,406)	58,335,472 42,301,371 (26,055,619)	105,743,419 79,153,359 (42,173,967)

(注) 上段：管区警察経費又は国庫支弁経費

中段：補助対象経費

下段：うち国庫補助金相当額

これらのアからキの事態は、1管区警察局、2管区警察学校及び9道府県警察において、契約した物品が納入されていないのに納入されたこととして虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な会計経理を行って警察装備費、需用費等を支払っていたもので、これに係る管区警察経費 3,658,903 円、国庫支弁経費 102,084,516 円及び補助対象経費 79,153,359 円の国庫補助金相当額 42,173,967 円、計 147,917,386 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、物品の購入等に係る会計経理を行うに当たり、1管区警察局及び2管区警察学校においては管区警察経費の、9道府県警察においては国庫支弁経費及び補助対象経費の適正な会計経理に関する認識が十分でなかったことによると認められる。

前記のアからキを管区警察局、管区警察学校別及び道府県警察別に示すと次のとおりである。

部 局 等 年 度	不適正な会計 経理により支 払われた国費 (a)	不適正な会計 経理により支 払われた補助 対象経費	不当と認める 国庫補助金相 当額 (b)	不当と認める 国費及び国庫 補助金相当額 の合計額 (a)+(b)	摘 要
	円	円	円	円	
(6) 四国管区警察局	17、18 302,368	—	—	302,368	エ
(7) 関東管区警察学校	16、17、19 3,137,400	—	—	3,137,400	エ
(8) 九州管区警察学校	20 219,135	—	—	219,135	キ
(9) 京都府警察	17～19 589,226	1,891,043	715,207	1,304,433	エ、キ
(10) 山形県警察	16～20 966,360	—	—	966,360	ウ、カ、キ
(11) 千葉県警察	16～21 78,636,787	43,123,205	27,713,813	106,350,600	イ～キ
(12) 神奈川県警察	16～20 17,368,897	31,810,230	12,726,666	30,095,563	ア、イ、 エ～キ
(13) 山梨県警察	16～20 1,083,904	372,323	150,992	1,234,896	エ～キ
(14) 島根県警察	16～20 750,336	994,454	483,704	1,234,040	エ、キ
(15) 愛媛県警察	16、18～ 20 1,689,225	—	—	1,689,225	エ、キ
(16) 福岡県警察	17～19 337,050	942,574	374,752	711,802	エ
(17) 北海道警察旭川方 面本部	16～20 662,731	19,530	8,833	671,564	エ、キ
(6)～(17)の計	105,743,419	79,153,359	42,173,967	147,917,386	

(注1) 4管区警察局、4管区警察学校及び12道府県警察 関東、中国、四国、九州各管区  
警察局、関東、中国、四国、九州各管区警察学校、京都府、山形県、新潟県、千葉  
県、神奈川県、山梨県、愛知県、島根県、愛媛県、福岡県各警察本部、北海道警察  
旭川、北見両方面本部

(注2) 1管区警察局、2管区警察学校及び9道府県警察 四国管区警察局、関東、九州両管  
区警察学校、京都府、山形県、千葉県、神奈川県、山梨県、島根県、愛媛県、福岡  
県各警察本部、北海道警察旭川方面本部

平成20年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

電子申請等関係システムの利用状況について

(平成20年度決算検査報告75ページ参照)

(63ページの内閣の項に掲記)

(金融 庁)

意見を表示し又は処置を要求した事項

株式会社整理回収機構が保有する平成 11、12 両年度の整理回収業務から生じた利益に係る資金について、その有効活用を図るため、預金保険機構を通じて国に納付させるなど、国の財政に寄与する方策を検討するよう意見を表示したもの

部 局 等	内閣府(金融庁)
検 査 の 対 象	内閣府(金融庁)、預金保険機構、株式会社整理回収機構
業 務 の 根 拠	預金保険法(昭和 46 年法律第 34 号)等
特別資金援助等を実施するために使用された交付国債の償還金の額	10 兆 4326 億 4320 万余円(平成 10 年度～14 年度)
整理回収機構が特別資金援助の業務として買取りが行われた期間に買い取った資産の総額	6 兆 1580 億 2496 万余円(平成 8 年 11 月～15 年 3 月)
整理回収機構が保有する平成 11、12 両年度の整理回収業務から生じた利益に係る資金の額	1837 億 7314 万円(平成 21 年度末)

【意見を表示したものの全文】

株式会社整理回収機構が平成 11、12 両年度に行った整理回収業務による利益について

(平成 22 年 9 月 24 日付け 内閣府特命担当大臣あて)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 制度の概要

(1) 金融機関の破綻処理に係る施策の実施体制

金融庁は、その業務の一環として、預金保険法(昭和 46 年法律第 34 号。以下「法」という。)等の規定に基づき、金融機関の破綻処理等のための施策を、預金保険機構及び株式会社整理回収機構(以下「整理回収機構」という。)を通じて実施してきている。

(2) 整理回収機構の概要

整理回収機構は、平成 11 年 4 月、株式会社住宅金融債権管理機構が株式会社整理回収銀行(以下「整理回収銀行」という。)を吸収合併して発足した(資本金 2120 億円、預金保険機構の全額出資)。その際、預金保険機構は、法附則第 7 条に基づいて整理回収銀行との間で締結していた「整理回収業務に関する協定」(以下「協定」という。)を整理回収機構との間で改めて締結した。

そして、整理回収機構は、預金保険機構からの委託を受けて同機構に代わり破綻金融機関等から資産を買い取るとともに、協定に基づいて、買い取った資産の管理及び処分を行うなどの業務(以下「整理回収業務」という。)を実施している。

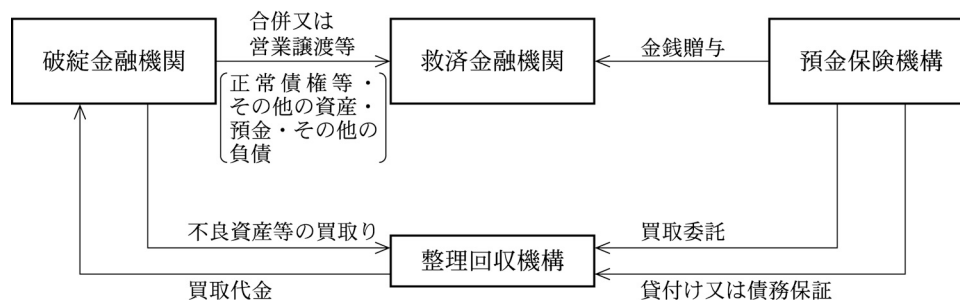
また、預金保険機構は、株式会社住宅金融債権管理機構及び整理回収銀行との間で前記の合併に際して、特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法(平成8年法律第93号。以下「住専法」という。)及び法の規定に基づき、それぞれ合併に関する協定を締結した。そして、これらの合併に関する協定に基づいて、合併後の会社は、合併前の両会社の業務に係る経理を区分し、それぞれ勘定(住専勘定及び整理回収銀行勘定)を設けて整理することとした(住専法第12条の2及び法附則第8条の2)。

### (3) 預金保険機構による金融機関の破綻処理の概要

#### ア 資金援助方式による破綻処理

法における金融機関の破綻処理の方式には、破綻した金融機関の預金者等に対して保険金の支払等を行う保険金支払方式と、破綻金融機関と合併等を行う金融機関(以下「救済金融機関」という。)等に対して資金を援助する資金援助方式とがある。我が国では、従来、資金援助方式が保険金支払方式に優先して採用されており、その標準的な枠組みを示すと図1のとおりである。

図1 資金援助方式による金融機関の破綻処理に係る標準的な枠組み



すなわち、資金援助は、預金保険機構による救済金融機関に対する金銭贈与及び破綻金融機関からの資産の買取りなどから成っている(法第59条)。このうち金銭贈与は、破綻金融機関の貸倒引当金や資本金等の自己資本を、資産の譲渡価格と簿価との差額(譲渡損)等の損失に充当しても、なお資産が預金等の負債に対して不足する場合に、救済金融機関に対してその不足額を贈与するものである。また、破綻金融機関の資産等のうち救済金融機関に承継等されなかった資産については、整理回収機構が、預金保険機構からの委託を受けて同機構に代わり買い取っており、その買取資金については、預金保険機構が、政府保証を受けて、大蔵大臣の認可を受け民間金融機関等から借り入れるなどして調達した資金を、整理回収機構に貸し付けるなどしている(法附則第20条第1項、法第42条の2)。

なお、整理回収機構も、整理回収業務として、協定に基づき、必要に応じて救済金融機関となることができるとされている。

(注1) 大蔵大臣 預金保険法の一部を改正する法律(平成10年法律第133号)の施行(平成10年10月)後は金融再生委員会及び大蔵大臣、中央省庁等改革関係法施行法(平成11年法律第160号)の施行(13年1月)後は内閣総理大臣及び財務大臣

## イ 特別資金援助の開始

我が国では、いわゆるバブル経済の崩壊後、金融機関の破綻が相次いで発生する状況となり、信用秩序の維持と国民経済の円滑な運営に重大な支障が生ずることが懸念される事態になった。そのような状況の下で、金融機関の破綻処理については、8年6月の法の改正により、預金等の全額を保護するための時限措置が執られた。そして、8年6月から13年3月末までの措置(12年の法の改正により14年3月末まで1年間延長)として、大蔵大臣が信用秩序維持のために合併等を行うことが必要と認定した場合には、預金保険機構が当該合併等を行う救済金融機関等に対してペイオフコストを超える金銭贈与、資産の買取りなどの資金援助(法附則第16条、以下「特別資金援助」という。)等の業務(以下「特例業務」という。)を行うことができることとされた。これに伴って、金融機関は通常の預金保険料のほかに、特別資金援助等の原資として特別保険料を納付することとされた(法附則第19条)。

(注2) 大蔵大臣 金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成9年法律第102号)の施行(平成10年6月)後は大蔵大臣及び内閣総理大臣、預金保険法の一部を改正する法律(平成10年法律第133号)の施行(10年10月)後は金融再生委員会及び大蔵大臣、中央省庁等改革関係法施行法(平成11年法律第160号)の施行(13年1月)後は内閣総理大臣及び財務大臣

(注3) ペイオフコスト 金融機関が破綻した場合、預金者一人当たりの保険金の支払限度額は元本1000万円とされ、これを基に計算した保険金の支払を行うときに要すると見込まれる費用

## ウ 預金保険機構特例業務勘定及び特例業務基金の設置

預金保険機構は、10年2月の法の改正により、10年2月から特例業務に係る経理を他の勘定と区分して特例業務勘定(以下「預金保険機構特例業務勘定」という。)において行うこととされた(法附則第18条)。そして、預金保険機構は、預金保険機構特例業務勘定に特別保険料を収納するとともに、同勘定に、その健全性を確保して特例業務を円滑に実施するための基金(以下「特例業務基金」という。)を設置した。この基金に充てるため、政府は国債を発行して預金保険機構に交付することとされ、10年2月及び12年7月に合計13兆円の国債を交付した(以下、交付した国債を「交付国債」という。法附則第19条の2及び第19条の4)。

特例業務基金は、預金保険機構が交付国債の全部又は一部の償還を受けることにより資金を調達して、特別資金援助等に使用することができることとされた。また、特例業務の終了の日に預金保険機構特例業務勘定に累積欠損金がある場合にも使用することができることとされた(法附則第19条の3)。

預金保険機構は、10年11月から預金保険機構特例業務勘定が廃止される15年3月末までの間に、特例業務基金に充てた交付国債13兆円のうち合計10兆4326億4320万余円の償還を受けて、特例業務の実施に要する資金等に使用した。

## エ 預金保険機構特例業務勘定の廃止

預金保険機構の特例業務は13年度末で終了し、預金保険機構特例業務勘定は14年度末で廃止された。廃止の際に同勘定に属していた資産及び負債は同機構の一般勘定に帰属することとされた(法附則第21条)。



#### (4) 整理回収機構による資産買取り及び整理回収業務

##### ア 委託による資産買取り及び協定による整理回収業務

整理回収機構は、前記のとおり、預金保険機構からの委託を受けて同機構に代わり破綻金融機関の資産等の買取りを行っているが、これらのうち特別資金援助の業務として買取りを行った期間（8年11月から15年3月末まで。11年3月末までは整理回収銀行による買取り）に買い取った資産（以下「買取資産」という。）の総額は6兆1580億2496万余円となっている。そして、整理回収機構は、協定に基づいて当該資産に係る整理回収業務を実施して、その経理を、整理回収機構の特例業務勘定（以下「整理回収機構特例業務勘定」という。）において行っている。

##### イ 利益の納付及び損失の補てん

整理回収機構は、法の規定及び協定に基づいて、上記の買取資産について、毎事業年度（以下、事業年度を「年度」という。）、買取資産のそれぞれにつきその取得価額を上回る金額で回収、処分を行ったことなどにより生じた利益等の合計額から、取得価額を下回る金額で回収、処分を行ったことなどにより生じた損失の合計額を控除した残額（以下「整理回収業務から生じた利益」という。）を預金保険機構に納付金として納付することとされている（法附則第8条及び協定）。その一方で、損失の合計額が利益等の合計額を超える場合には、その超える金額の範囲内で、預金保険機構がその損失の補てんを行うことができるとされている（法附則第10条の2及び協定）。そして、預金保険機構特例業務勘定が廃止されるまでは、当該補てんのために、特例業務基金を使用することができるとされていた（法附則第19条の3）。

上記納付金の額は、12年度までは、既往年度において特例業務基金を上記の損失の補てん等に使用した場合の当該使用額を限度とすることとされ（13年4月施行の法の改正前の法附則第8条第1項第2号の2）、協定においても同様に定められていた。

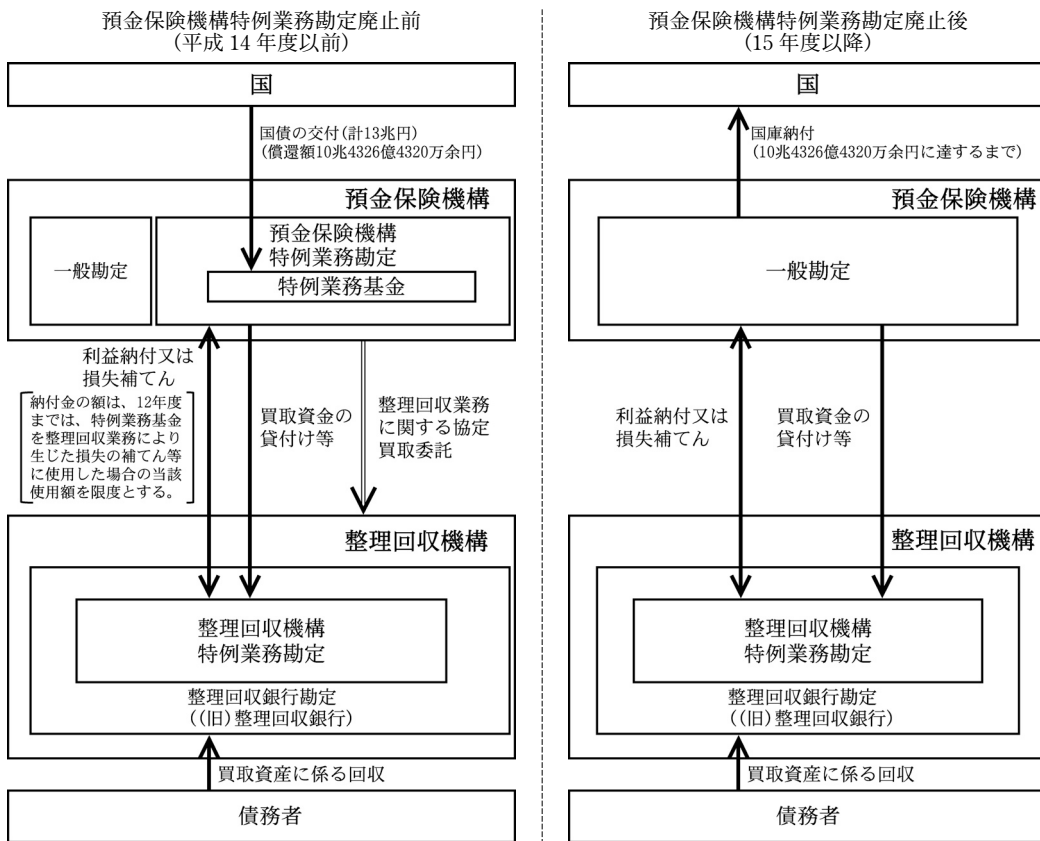
13年4月施行の法の改正により、13年度以降は、既往年度において損失の補てん等に特例業務基金を使用していなくても整理回収業務から生じた利益に相当する金額を預金保険機構に納付することとされ、協定もこれに伴い改定された。そして、施行日（13年4月1日）前に整理回収業務から生じた利益については、その取扱いは従前の例によるとされ（預金保険法等の一部を改正する法律（平成12年法律第93号）附則第10条第3項）、上記の改正後の規定を適用しないこととされた。

#### (5) 国庫納付

預金保険機構は、預金保険機構特例業務勘定の廃止に伴い同勘定に属していた資産及び負債を一般勘定に帰属させた後に、整理回収機構から納付金を収納するなどしたときには、このうち買取資産に係る納付金について、当該収納するなどした金銭の額を、前記の特例業務基金を使用した金額（10兆4326億4320万余円）に達するまで国庫に納付しなければならないとされている（法附則第21条）。

買取資産に係る整理回収業務に関する資金の流れ及び利益納付等の枠組みの概要を示すと図2のとおりである。

図2 買取資産に係る整理回収業務に関する資金の流れ及び利益納付等の枠組みの概要



## 2 本院の検査結果

### (検査の観点及び着眼点)

金融機関の破綻処理においては、預金等の全額保護の措置が執られたことに伴い、特別資金援助等を実施するための資金の一部として交付国債計10兆4326億4320万余円の償還金が使用された。本院は、このように国民負担が生じたことなどを踏まえて、経済性、有効性等の観点から、整理回収機構において、整理回収業務から生じた利益が速やかに預金保険機構を通じて国庫に納付されているか、回収された資金は適切に管理・活用されているかなどに着眼して検査した。

### (検査の対象及び方法)

本院は、計算証明規則(昭和27年会計検査院規則第3号)に基づき、預金保険機構及び整理回収機構から本院に提出された財務諸表等の書類により書面検査を行った。また、金融庁、預金保険機構及び整理回収機構において、納付金の納付状況、資金の管理状況等について、関係書類の提出を受け、説明を聴取するなどして会計実地検査を行った。

### (検査の結果)

#### (1) 買取資産に係る納付金の納付状況及び回収された資金の状況

整理回収機構における買取資産に係る整理回収業務について、預金保険機構への納付金の納付又は損失の補てんの状況をみると、損失の補てんの実績はなく、表1のとおり、13年度以降において、毎年度、整理回収業務から生じた利益が納付金として納付されており、22年度までの累計額は9071億8193万余円となっている。また、上記の納付金に係る預金保険機構からの国庫納付の状況をみると、表1のとおり、預金保険機構特例業務勘定が廃止された際に同勘定の欠損金と相殺された14年度を除き、整理回収機構から納付金が納付された各年度において、納付された額と同額が国庫納付されている。

表1 買取資産に係る納付金及び国庫納付(平成13年度～22年度) (単位:億円)

区 分	平成 13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	計
整理回収業務から 生じた利益	1,526	899	748	1,552	1,558	1,203	806	450	326	/	9,071
整理回収機構から 預金保険機構への 納付金の納付	—	1,526	899	748	1,552	1,558	1,203	806	450	326	9,071
預金保険機構から 国庫への納付	—	—	899	748	1,552	1,558	1,203	806	450	326	7,545

注(1) 整理回収機構から預金保険機構への納付は、整理回収業務の決算が確定した後、翌年度に行われる。

注(2) 平成12年度以前においては納付金の納付実績はない。

また、整理回収機構特例業務勘定について、21年度の資産、負債及び純資産の状況を見ると、表2のとおり、純資産の部に1818億円の利益剰余金が計上されており、資産の部には、現金預け金137億円、コールローン1917億円及び国債(短期国債)569億円、計2624億円の流動性の高い金融資産が計上されている。

表2 整理回収機構特例業務勘定の資産、負債及び純資産の状況(平成21年度) (単位:億円)

区 分		金 額	区 分		金 額
資 産 の 部	現 金 預 け 金	137	負 債 の 部	預 金	0
	コ ー ル ロ ー ン	1,917		借 用 金	1,170
	買 入 金 銭 債 権	10		そ の 他 負 債	355
	有 価 証 券	581		退 職 給 付 引 当 金	8
	国 債	569		役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	0
	株 式	11		支 払 承 諾	155
	貸 出 金	1,942		負 債 合 計	1,690
	そ の 他 資 産	19		資 本 金	120
	支 払 承 諾 見 返	155		利 益 剰 余 金	1,818
	貸 倒 引 当 金	△ 1,135		繰 越 利 益 剰 余 金	1,818
		純 資 産 の 部	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	0	
			純 資 産 合 計	1,938	
資 産 合 計	3,629	負 債 及 び 純 資 産 合 計	3,629		

注(1) 整理回収機構特例業務勘定は、整理回収機構が業務上使用している勘定区分であり、銀行法(昭和56年法律第59号)等に基づいて作成している財務諸表上の勘定区分ではない。

注(2) 特別資金援助終了後に株式会社足利銀行の破綻処理として買い取った資産に係る経理も含まれている。

そこで、上記の利益剰余金の計上の経緯について検査したところ、当該利益剰余金は、整理回収機構が発足した11年度及び翌12年度の整理回収業務から生じた利益に係るものであることが判明した。

すなわち、前記のとおり、11、12両年度において整理回収業務から利益が生じた場合の納付金の額は、既往年度において特例業務基金を損失の補てん等に使用した場合の当該使用額を限度とするとされていたが、実際には特例業務基金は損失の補てん等に使用されることはなかったことから当該利益は整理回収機構から預金保険機構に納付することを要しないこととされ、13年度以降、利益剰余金として計上されていた。そして、11、12両年度の整理回収業務から生じた利益の金額は、合計で1837億7314万余円となっていた。

整理回収機構は、上記の利益に係る資金について、公的な性格を有するものと考えて、当該利益が生じた年度以降、余裕資金として他の資金と区分して管理しており、その流動性を確保するためにコールローン等の短期運用の金融資産により運用していたとしている。

このように、上記の11、12両年度の整理回収業務から生じた利益に係る資金については、13年4月1日（法の改正の施行日）前に生じたものであり、法の規定及び協定上、その取扱いは従前の例によるとされたことから、現在、整理回収機構が整理回収機構特例業務勘定に余裕資金として保有している事態となっている。

(2) 11、12両年度の整理回収業務から生じた利益に係る資金の取扱い

金融庁は、13年4月1日（法の改正の施行日）前に整理回収業務から生じた利益についての取扱いが従前の例によることとされたのは、次の理由によるとしている。

ア 11、12両年度の整理回収業務から生じた利益は、法の改正当時、金融機関の破綻が相次いで発生する状況下にあつて、整理回収機構が預金保険機構と協定を締結した銀行として、経営基盤の強化等を目的として保有する必要があつたこと

イ 預金保険機構と協定を締結して業務を行っている一銀行から法の改正前に生じた利益を遡って納付させることは、企業の利益を奪うことになるため一般的に法的安定性の観点から不適切であると考えられること

しかし、法の改正当時と比べて、状況が変化してきており、以下の理由から、整理回収機構において、11、12両年度の整理回収業務から生じた利益に係る資金を余裕資金として今後も保有する必要性は低くなっていると認められる。

ア 整理回収機構は、整理回収業務から利益が生じた場合には、預金保険機構に納付金として納付する一方で、損失が生じた場合には、預金保険機構が当該損失の補てんを行うことができることとされている。このような財務上の仕組みとなっていることに加えて、整理回収機構が、必要に応じて預金保険機構と協定を締結した銀行として救済金融機関となることについても、金融機関の破綻件数が大きく減少しているなど、12年頃の金融機関の破綻が相次いで発生していた法の改正当時と比べて金融情勢等が変化してきていること

イ 整理回収機構は、株式会社の形態はとっているものの、預金保険機構の全額出資法人であり、また、11、12両年度の整理回収業務から生じた利益は、そもそも法の規定に基づいて金融機関の破綻処理のための業務の一環として、預金保険機構が政府保証を受けて調達した資金等を財源に、特別資金援助等の業務として預金保険機構からの委託を受けて買い取った資産から生じたものであること

なお、現在、上記の11、12両年度の整理回収業務から生じた利益を除くと、整理回収機構全体の決算では債務超過となるが、これは、整理回収機構の住専勘定において多額の欠損金が生じていることによるものであり、住専勘定は、前記のとおり、住専法に基づき債権処理会社としての業務に係る経理を他の業務に係る経理と区分して整理している勘定で、住専勘定における損失は住専法等の枠組みにより処理することとされている。そして、住専法に基づく債権処理会社としての業務は23年12月を目途として完了することとされている。

**（改善を必要とする事態）**

12年頃の金融機関の破綻が相次いで発生していた法の改正当時と比べて金融情勢等が変化してきているなどの状況において、11、12両年度の整理回収業務から生じた利益1837億7314万余円に係る資金が、整理回収機構において、整理回収機構特例業務勘定に余裕資金として保有されている事態は、適切とは認められず、改善の要があると認められる。

**（発生原因）**

このような事態が生じているのは、13年4月施行の法の改正において、11、12両年度の整理回収業務から生じた利益が預金保険機構への納付金の納付の対象とされなかったこと、このため、金融庁において、当該資金の取扱いは既に法的に整理済みであると認識していたことなどによると認められる。

**3 本院が表示する意見**

金融庁は、法の規定に基づいて、金融機関の破綻処理等のための施策を、預金保険機構及び整理回収機構を通じて実施してきた。整理回収機構は、金融庁及び預金保険機構による上記施策の実施の一環として、金融機関の破綻処理費用の最小化という国民の負託に応えるべく整理回収業務を実施しているところである。整理回収機構が11、12両年度に行った整理回収業務から生じた利益1837億7314万余円は、特別資金援助等の業務として預金保険機構からの委託を受けて買い取った資産から生じたものである。そして、現下の厳しい国の財政状況にかんがみると、前記のとおり金融機関の破綻が相次いで発生していた法の改正当時と比べて金融情勢等が変化してきていることなどから、上記の利益に係る資金の有効活用を図る必要がある。

については、金融庁において、上記の資金の有効活用を図るため、預金保険機構を通じて国に納付させたり、預金保険機構において今後発生し得る国庫負担に充当したりするなど、国の財政に寄与する方策を検討するよう意見を表示する。

## 第5 総 務 省

### 不 当 事 項

#### 予 算 経 理

- (18) 物品の購入等に当たり、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な会計経理を  
 (22) 行って庁費等を支払っていたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)総合通信局 (項)総合通信局共通費 (平成 19 年度以前は、(項)総合通信局) (項)電波利用料財源電波監視等実施費
部 局 等	5 総合通信局
不適正な会計経 理により支払わ れた経費の概要	物品の購入等に係る庁費等
不適正な会計経 理により支払わ れた金額	30,416,001 円(平成 16 年度～21 年度)

#### 1 物品の購入等に係る会計経理の概要

総務省の総合通信局は、一般会計において、毎年度多額の予算を執行しており、業務で使用する物品の購入等に係る経費については、庁費等の予算科目から支払っている。

そして、総合通信局における物品の購入等に係る契約、支払等の会計事務手続は、会計法(昭和 22 年法律第 35 号)、予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)等の会計法令等に基づき、おおむね次のとおり行われることとなっている。

- ① 物品管理官<sup>(注1)</sup>(総務部長)は、各課等からの払出請求を受けたときは、在庫を確認し、所要の物品の品目、規格、数量等を明らかにした上で、支出負担行為担当官<sup>(注2)</sup>(総合通信局長)に物品取得請求を行い、支出負担行為担当官は競争契約による場合は入札を、また、随意契約による場合は見積合わせを行うなどした上で、契約業者を決定し、支出負担行為決議を行って契約を締結する。
- ② 支出負担行為担当官は、上記の契約が適正に履行されたかを確認するために、自ら又は補助者として任命した検査職員に命じて、納入された物品の品目、規格、数量、納品時期等について、契約書、仕様書等に基づき、必要な検査(以下「検収」という。)を行い検査調書を作成する。
- ③ 官署支出官<sup>(注1)</sup>(総務部長)は、業者から代金の支払請求を受けたときは、検収が適正に行われたことを確認した上で、請求書等に基づき支出決定決議を行い、業者に代金を支払う手続を行う。

(注 1) 総務部長 代行機関としての総務部財務課長を含む。

(注 2) 総合通信局長 代行機関としての総務部長を含む。

## 2 検査の結果

### (1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、物品の購入等は会計法令等に基づき適正に行われているかなどに着眼して、5 総合通信局<sup>(注3)</sup>において、平成16年度から21年度までの間に締結した物品の購入等の契約を対象として、支出決定決議書等の書類により会計実地検査を行った。

(注3) 5 総合通信局 北海道、東北、関東、近畿、九州各総合通信局

### (2) 検査の結果

検査したところ、5 総合通信局において、16年度から21年度までの契約について、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な会計経理を行って庁費等を支払っていたものが、計133件、30,416,001円あった。

これを態様別に示すと次のとおりである(表参照)。

#### ア 差替え

業者に虚偽の請求書等を提出させて、契約した物品等が納入されていないのに納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成することなどにより庁費等を支払い、実際には契約した物品等とは異なる物品等に差し替えて納入させていたもの

2 総合通信局、4件、支払額 88,578 円

#### イ 翌年度納入

物品等が翌年度に納入されているのに、検査調書等の書類に実際の納品日より前の日付を検収日として記載することなどにより、物品等が現年度に納入されたこととして庁費等を支払っていたもの

5 総合通信局、25件、支払額 13,570,334 円

#### ウ 先払い

物品は年度内に納入されていたが、検査調書等の書類に実際の納品日より前の日付を検収日として記載することなどにより、実際に物品が納入されるよりも先に庁費等を支払っていたもの

1 総合通信局、1件、支払額 7,675 円

#### エ 前年度納入

物品が前年度に納入されていたのに、検査調書等の書類に実際の納品日より後の日付を検収日として記載することなどにより、物品が現年度に納入されたこととして庁費等を支払っていたもの

1 総合通信局、4件、支払額 294,577 円

#### オ 契約前納入

年度内において、契約手続を行わないまま物品等を納入させていたのに、検査調書等の書類に実際の納品日より後の日付を検収日として記載することなどにより、物品等が契約締結後に納入されたこととして庁費等を支払っていたもの

5 総合通信局、99件、支払額 16,454,837 円

表 不適正な会計経理により支払われた庁費等の総合通信局別・態様別内訳 (単位：件、円)

総合通信局名	年 度	ア 差替え		イ 翌年度納入		ウ 先払い		エ 前年度納入		オ 契約前納入		計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
(18) 北海道	平成 17～19	—	—	3	934,894	—	—	—	—	4	187,576	7	1,122,470
(19) 東 北	16～20	1	45,150	1	32,340	—	—	4	294,577	43	7,585,185	49	7,957,252
(20) 関 東	17～21	—	—	17	11,629,820	—	—	—	—	23	6,233,716	40	17,863,536
(21) 近 畿	16～20	3	43,428	1	683,741	1	7,675	—	—	15	1,470,855	20	2,205,699
(22) 九 州	16～20	—	—	3	289,539	—	—	—	—	14	977,505	17	1,267,044
計		4	88,578	25	13,570,334	1	7,675	4	294,577	99	16,454,837	133	30,416,001

これらのアからオまでの事態は、5 総合通信局において、契約した物品等が納入されていないのに納入されたこととして虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な会計経理を行って庁費等計 30,416,001 円を支払っていたもので、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、5 総合通信局において、物品の購入等に係る会計経理を行うに当たり、会計法令等を遵守することについての認識が欠如していたこと、契約事務において職務の分担による相互牽制<sup>けん</sup>が十分でないなど内部統制が十分機能していなかったこと、また、総務本省において、5 総合通信局の会計経理に対する実態把握や会計事務手続の適正な執行についての指導監督等が十分でなかったことなどによると認められる。

補 助 金

- (23) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの  
 (40)

会計名及び科目	一般会計 (組織)総務本省 (項)総務本省 (項) 地方行政制度整備費 (平成 19 年度以前は、(項) 総務本省) (項) ユビキタスネットワーク整備費 (項) 情報通信格差是正事業費
部 局 等	総務本省
補助等の根拠	予算補助
補助事業者等	市 14、町 2、第三セクター 1、団体 1、計 18 補助事業者等(市 14、町 2、団体 1、計 17 事業主体)
助成対象事業者(事業主体)	第三セクター 1
補助事業等事業費等の合計	8,798,096,390 円
上記に対する国庫補助金等交付額の合計	7,995,917,032 円



不当と認める事業費等の合計	561,362,517 円
不当と認める国庫補助金等交付額の合計	435,519,560 円

## 1 補助金等の概要

総務省所管の補助事業は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

## 2 検査の結果

本院は、合规性、経済性、有効性等の観点から、補助金等の交付額の算定が適切に行われているか、事業計画が適切に策定されているかなどに着眼して、総務本省、185市町村(広域連合を含む。以下同じ。)、2連携主体(複数の市町村で構成される事業主体)、17第三セクター及び1団体において、実績報告書等の書類により会計実地検査を行った。

その結果、18事業主体が市町村合併推進体制整備費補助金、情報通信格差是正事業費補助金等を受けて実施した事業において、補助金等が過大に交付されていたり、事業計画が適切でなかったりなどして、これらに係る国庫補助金435,519,560円が不当と認められる。

これを補助金等別に掲げると次のとおりである。

### (1) 市町村合併推進体制整備費補助金が過大に交付されていたもの

13件 不当と認める国庫補助金 363,911,985 円

市町村合併推進体制整備費補助金(以下「合併補助金」という。)は、市町村の合併を円滑に推進することを目的として、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)及び市町村合併推進体制整備費補助金要綱(平成13年総務事務次官通知。平成18年一部改正。以下「補助要綱」という。)により、17年3月31日までに都道府県知事に合併申請を行い、18年3月31日までに合併した市町村が、当該合併市町村の建設に関する基本的な計画を作成して、この計画に基づいて行う事業の実施に要する経費の一部を国が補助するものである。

一方、総務省は、地方交付税法(昭和25年法律第211号)の規定に基づき、普通交付税の算定方法によっては捕そくされなかった特別の財政需要があるなどの地方団体に特別交付税を交付している。

そして、「平成17年度における合併市町村補助金の取扱いについて」(平成18年2月総務省自治行政局合併推進課長通知)等によると、特別交付税の算定の基礎数値に含めている事業(合併補助金を特定財源として控除している場合を除く。)に係る経費は合併補助金の補助の対象とはならないこととされている。

本院が総務本省及び149市町において会計実地検査を行ったところ、13市町において、特別交付税の算定の基礎数値に含めている事業や補助の対象とならない18年4月以降の合併に係る地域を対象として実施した事業に係る経費の全部又は一部を合併補助金の補助の対象としたり、事業の実施に要した経費を過大に計上したりしており、これらに係る国庫補助金計363,911,985円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、上記の13市町において、補助要綱等の理解が十分でなかったこ

と、実績報告書を作成するに当たり事業に要した実支出額の確認を行っていなかったこと、また、総務省において実績報告書の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例1＞

長崎県諫早市(平成17年3月1日に諫早市、多良見町、森山町、飯盛町、高来町及び小長井町が合併)は、17年度に航空写真デジタルデータ作成事業、18年度にデジタル基本図作成事業を、17年度事業費18,690,000円、18年度事業費56,748,840円、計75,438,840円で実施して、18年2月及び19年2月にそれぞれ交付申請を行い、合併補助金17年度18,690,000円、18年度56,748,000円、計75,438,000円の交付を受けていた。

しかし、同市は、17年9月及び18年9月に、本件事業に係る経費の一部を統合型地理情報システム導入に要する経費として特別交付税の算定の基礎数値に含めて総務省に報告して、その措置を受けていた。

したがって、前記事業費の一部は、特別交付税の算定の基礎数値に含められていることから、これに係る合併補助金計75,285,000円は交付の要がなかった。

＜事例2＞

神奈川県相模原市(平成18年3月20日に相模原市、津久井町及び相模湖町が合併、19年3月11日に相模原市、城山町及び藤野町が合併)は、19年度に図書館ネットワーク構築事業を事業費58,627,827円で実施して、合併補助金51,569,000円の交付を受けていた。

しかし、上記の図書館ネットワーク構築事業には、補助の対象とならない18年4月以降の合併に係る地域を対象として実施した事業(事業費計16,215,263円、合併補助金計10,779,354円)が含まれていた。

したがって、この事業に係る合併補助金10,779,354円が過大に交付されていた。

以上を県別・事業主体別に示すと次のとおりである。

	県名	補助事業者 (事業主体)	補助事業	年 度	補助対象 事業費	左に対する 国庫補助 金	不当と認 める補助 対象事業 費	不当と認 める国庫 補助金	摘 要
					千円	千円	千円	千円	
(23)	青森県	八戸市	南郷区コ ミュニ ティバス 運行	18	18,320	17,200	17,192	17,192	特別交付 税の措置 と重複し て補助金 の交付を 受けてい たもの
(24)	同	むつ市	外出支援 サービス 事業の統 一	18	15,586	12,257	1,345	1,345	事業費を 上回る補 助金の交 付を受け ていたも の
(25)	同	つがる市	道路等環 境整備	17	67,960	67,945	6,379	6,379	特別交付 税の措置 と重複し て補助金 の交付を 受けてい たもの
(26)	同	上北郡 七戸町	町民バス 運行	17、18	9,539	10,000	9,539	10,000	特別交付 税の措置 と重複し て補助金 の交付を 受けてい たものな ど
(27)	茨城県	石岡市	統合型地 理情報整 備	20	92,400	31,300	78,971	7,871	特別交付 税の措置 と重複し て補助金 の交付を 受けてい たもの

県名	補助事業者 (事業主体)	補助事業	年 度	補助対象 事業費	左に對する 国庫補助 金	不当と認 める補助 対象事業 費	不当と認 める国庫 補助金	摘 要	
				千円	千円	千円	千円		
(28)	神奈川県	相模原市		58,627	51,569	16,215	10,779	補助対象 外の事業 補助金の 交付を受け たもの	第3章 第1節
(29)	長野県	長野市		15,762	15,762	9,693	9,693	特別交付 税の措置 と重複し て補助金 の交付を 受けていたもの	第5 総務省
(30)	同	安曇野市		220,500	220,500	20,010	20,010	同	
(31)	兵庫県	姫路市		54,101	54,101	3,150	3,150	同	
(32)	奈良県	奈良市		21,200	21,200	21,200	21,200	同	
(33)	愛媛県	西条市		70,921	69,337	70,921	69,337	同	
(34)	長崎県	長崎市		118,545	118,533	111,682	111,670	同	
(35)	同	諫早市		75,438	75,438	75,285	75,285	同	
(23)–(35)の計				838,903	765,142	441,584	363,911		

## (2) 情報通信人材研修事業費補助金が過大に交付されていたもの

1件 不当と認める国庫補助金 11,342,000円

情報通信人材研修事業費補助金は、情報通信分野における専門的な知識及び技能を有する人材の育成を図るために、電気通信設備等の効率的な利用を技術的に支援する業務等に関する知識及び技能の向上を図る研修事業を実施する法人(以下「助成対象事業者」という。)にその経費の一部を助成する団体(以下「補助事業者」という。)に対して、助成する額と同額が交付されるものである。

そして、補助事業者は、毎年度、国が定めた補助金交付要綱と同様の内容の助成金交付要綱において、助成金の交付の対象となる物品費、講師謝金等の経費の費目とその範囲を定め、これらに基づき、上記の研修事業に係る業務を実施している。このうち、講師謝金については、研修を担当する講師等への謝礼(謝金)とすることとされている。

本院が総務省、1補助事業者及び3助成対象事業者において会計実地検査を行ったところ、1助成対象事業者において次のとおり適切でない事態が見受けられた。

補助事業者	助成対象事業者	補助事業	年 度	補助対象経費 千円	左に対する国庫補助金交付額 千円	不当と認める補助対象経費 千円	不当と認める国庫補助金相当額 千円	摘 要
(36) 株式会社横須賀テレコムリサーチパーク	株式会社長野協同データセンター(事業主体)	情報通信人材研修事業費補助	16、17	53,162	35,430	17,013	11,342	補助金の過大交付

この補助事業は、障害者に情報通信技術者としての基本知識と技術を習得させるために、株式会社長野協同データセンター(以下「長野データ」という。)が同会社の施設で実施した研修事業に要する経費について株式会社横須賀テレコムリサーチパーク(以下「YRP」という。)が助成金を交付したものである。長野データは、研修に係るすべての講師の派遣についてA会社と講師派遣出向契約を締結しており、講師謝金として、平成16年度27,048,000円(延べ216日分)、17年度11,520,000円(延べ48日分)、計38,568,000円(延べ264日分)を助成対象経費16年度37,887,490円、17年度15,275,364円、計53,162,854円に含めて実績報告を行い、YRPから助成金16年度25,249,000円、17年度10,181,000円、計35,430,000円の交付を受けていた。

しかし、上記の講師謝金のうち、16年度14,238,000円(延べ118日分)、17年度7,920,000円(延べ33日分)、計22,158,000円(延べ151日分)に係る研修については、実際にはA会社の委託を受けたB会社等の講師が担当しており、これらの講師に支払われた謝金は16年度3,660,000円、17年度1,485,000円、計5,145,000円であったことから、講師謝金は16年度10,578,000円、17年度6,435,000円、計17,013,000円が過大となっていた。

したがって、助成対象経費は上記と同額が過大となっていることから、助成金、ひいては国庫補助金16年度7,052,000円、17年度4,290,000円、計11,342,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、長野データにおいて助成金交付要綱等の理解が十分でなかったこと、YRPにおいて長野データに対する指導が十分でなかったこと、総務省においてYRPに対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(3) 省エネルギー型地上デジタルテレビジョン普及加速対策費補助金等により造成した基金が過大に使用されていたもの 1件 不当と認める国庫補助金 29,578,575円<sup>(注)</sup>

補助事業者(事業主体)	補助事業	年 度	基金使用額 千円 <sup>(注)</sup>	左に対する国庫補助金交付額 千円 <sup>(注)</sup>	不当と認める基金使用額 千円 <sup>(注)</sup>	不当と認める国庫補助金相当額 千円 <sup>(注)</sup>	摘 要
(37) 一般社団法人環境パートナーシップ会議	グリーン家電普及促進	21	6,761,771	6,761,771	29,578	29,578	補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの

(注) 本事業は、総務省、経済産業省及び環境省の合同事業であり、各省ごとに金額を区分できないため、全額を掲記している。

(745 ページの環境省の項に掲記)

(4) 情報通信格差是正事業費補助金等の交付を受けて実施する事業の事業計画が適切でなかったなどのもの 3件 不当と認める国庫補助金 30,687,000円

情報通信格差是正事業費補助金等は、地域における情報基盤を整備して高度情報化社会の均衡ある発展を図るために、次の事業を実施する事業主体に対して施設や設備の整備に要する経費の一部について交付されるものである。

ア 地域公共ネットワーク基盤整備事業(地域情報通信ネットワーク基盤整備事業費補助金)及び地域イントラネット基盤施設整備事業(情報通信格差是正事業費補助金)

これらの補助事業は、光ファイバケーブル(以下「光ケーブル」という。)等から成る伝送施設、送受信装置等を整備して、地域における公共施設等を結ぶ情報通信ネットワーク(以下「地域公共ネットワーク」という。)を構築するものである。そして、これらの補助事業においては、地域公共ネットワークに必要な光ファイバの心数とケーブルテレビ事業者及び通信事業者(以下「ケーブルテレビ事業者等」という。)に開放するために必要な光ファイバ(以下「光ケーブル開放予定部分」という。)の心数とを合わせた心数の光ケーブルを整備することができ、光ケーブル開放予定部分については、補助事業の完了後できるだけ早期に開放し、利用を開始させることとなっている。

イ 地域情報通信基盤整備推進交付金事業(地域情報通信基盤整備推進交付金)

この交付金事業は、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)に基づき過疎地域に指定されている地域等における情報格差の是正を図るために必要となるセンター施設、光ケーブル等から成る線路設備、送受信装置等を整備するものである。

本院が総務省、60市町村等において会計実地検査を行ったところ、3事業主体において次のとおり適切でない事態が見受けられた。

補助事業者等	補助事業等	年 度	補助対象事業費等 千円	左に対する国庫補助金等交付額 千円	不当と認める補助対象事業費等 千円	不当と認める国庫補助金等相当額 千円	摘 要
(38) 石川県小松市(事業主体)	地域公共ネットワーク基盤整備、地域イントラネット基盤施設整備	16, 17	296,541	98,847	27,028	9,010	計画不適切

これらの補助事業は、小松市が、映像コミュニケーションシステム等を構築するために市役所と公民館、小中学校等の公共施設を接続する地域公共ネットワークを整備するとともに、ケーブルテレビ事業者に平成19年度を目途にケーブルテレビサービスを提供させることを目的として、地域公共ネットワークに必要な光ファイバの心数と光ケーブル開放予定部分の心数とを合わせた心数の光ケーブル等から成る伝送施設等を整備したものである。

しかし、同市は、ケーブルテレビ事業者と十分協議をしないまま本件補助事業の事業計画を策定して事業を実施したため、光ケーブル開放予定部分を整備した地域は、ケーブルテレビ事業者にとって人口の増加が見込まれないなど採算がとれないと見込んだ地区であったり、ケーブルテレビ事業者により伝送施設が既に整備された地区であったりして、光ケーブル開放予定部分が開放されず全く利用されていない状況となっていた。

したがって、同市が自らケーブルテレビ事業者になり利用するとした部分を除いた光ケーブル開放予定部分(整備費相当額計27,028,214円)は事業計画が適切でなかったため利用されておらず、これに係る国庫補助金相当額計9,010,000円が不当と認められる。

補助事業者等	補助事業等	年 度	補助対象事業費等 千円	左に対する 国庫補助金 等交付額 千円	不当と認め る補助対象 事業費等 千円	不当と認め る国庫補助 金等相当額 千円	摘 要
(39) 和歌山県 西牟婁郡 白浜町 (事業主 体)	地域イン トラネッ ト基盤施 設整備	18	312,930	156,465	37,744	18,873	計画不適 切 補助の対 象外

このような事態が生じていたのは、同市においてケーブルテレビ事業者と光ケーブル開放予定部分を利用することについて十分協議をした上で事業計画を策定することの重要性に対する認識が十分でなかったこと、総務省において同市に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

この補助事業は、白浜町が、行政、防災、生涯学習等の行政情報提供システム等を構築するために町役場と公民館、小中学校等の公共施設を接続する地域公共ネットワークを整備するとともに、ケーブルテレビサービス等を開始することを目的として、地域公共ネットワークに必要な光ファイバの心数と光ケーブル開放予定部分の心数とを合わせた心数の光ケーブル等から成る伝送施設等を整備したものである。

しかし、同町は、光ケーブル開放予定部分の利用計画を明確に策定しないまま光ケーブル開放予定部分の心数を地域公共ネットワークに必要な心数とほぼ同数とする事業計画を策定し、その後も、公募により決定したケーブルテレビ事業者等の光ケーブル開放予定部分の具体的な利用計画を徴しないまま同事業計画に基づいて光ケーブルを敷設したため、光ケーブル開放予定部分の一部等が利用されていなかった。また、同町は、公共施設以外の施設等に接続されることになる光ケーブルの整備費を誤って補助対象経費に含めていた。

したがって、光ケーブル開放予定部分のうちの利用されていない一部等及び公共施設以外の施設等に接続される光ケーブル等それぞれに係る整備費相当額 32,562,416 円及び 5,182,487 円、計 37,744,903 円、これらに係る国庫補助金相当額計 18,873,000 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同町において、ケーブルテレビ事業者等から光ケーブル開放予定部分の具体的な利用計画を徴することなどの重要性に対する認識が十分でなかったこと、また、本件補助事業に対する補助対象経費の確認が十分でなかったこと、総務省において同町に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(40) 山口県長 門市 (事業主 体)	地域情報 通信基盤 整備推進 交付金	19	534,787	178,262	8,413	2,804	契約処置 不適切
-------------------------------	-----------------------------	----	---------	---------	-------	-------	-------------

この交付金事業は、長門市が、同市の旧三隅町地区の住民に地上デジタルテレビ放送の再送信等を行うために、線路設備を同軸ケーブルから光ケーブルに更新する工事を実施するなどしたものである。そして、同市は、民間通信事業者所有の電柱 63 本(コンクリート製、長さ約 12m から 17m、重量約 900kg から 2,740kg)を建て替えることにより更新工事を行うこととしていたが、建て替えでは工期が間に合わないことから、上記の電柱よりも小さな電柱 63 本(鋼管製、長さ約 9 m、重量約 75kg 又は約 101kg)を新たに建柱していた。

しかし、同市は、上記のとおり更新工事の内容が変更されていたのに、設計図書の変更をせず、請負代金の変更をしないまま当初契約の請負代金を支払っていた。

したがって、適正な交付対象事業費は、光ケーブル等の敷設に係る経費の計上誤りなどを考慮しても 526,374,075 円となり、交付対象事業費 534,787,325 円との差額 8,413,250 円に係る交付金相当額 2,804,000 円が過大に交付されていて不当と認められる。

補助事業者等	補助事業等	年 度	補助対象事業費等 千円	左に対する 国庫補助金 等交付額 千円	不当と認め る補助対象 事業費等 千円	不当と認め る国庫補助 金等相当額 千円	摘 要
(38)-(40) の計			1,144,259	433,574	73,186	30,687	

そ の 他

- (41) 特別交付税の交付の対象となる経費の算定に当たり、国庫補助金、県費補助金等の特定財源を控除しないで計算していたなどのため、特別交付税が過大に交付されていたもの
- (66)

会計名及び科目	交付税及び譲与税配付金特別会計(交付税及び譲与税配付金勘定) (項) 地方交付税交付金
部 局 等	総務本省
交 付 の 根 拠	地方交付税法(昭和 25 年法律第 211 号)
交 付 先	市 20、町 6
特別交付税交付額	50,715,422,000 円(平成 17 年度～21 年度)
過大に交付された特別交付税の額	383,089,000 円(平成 17 年度～21 年度)

1 特別交付税の概要

総務省は、地方交付税法(昭和 25 年法律第 211 号)に基づき、普通交付税の算定方法によっては捕そくされなかった特別の財政需要がある地方団体に特別交付税を交付している。

特別交付税の額の算定方法は、特別交付税に関する省令(昭和 51 年自治省令第 35 号。以下「省令」という。)により、算定の対象となる財政需要の事項(以下「算定事項」という。)ごとに定められている。

市町村は、算定事項ごとに作成した財政需要に関する基礎資料(以下「算定資料」という。)等を都道府県に提出し、都道府県は、算定資料等を審査して、総務省に送付することとされている。そして、総務省は、送付された算定資料等の金額に所定の係数を乗ずるなどして地方団体に交付すべき特別交付税の額を算定することとされている。

省令及び算定資料の記載要領(以下「省令等」という。)によれば、特別交付税の算定事項の経費の算定に当たっては、国庫補助金、県費補助金等の特定財源を控除することとされている。

2 検査の結果

本院は、合规性等の観点から、特別交付税の額が適正に算定されているかに着眼して、総務本省及び 23 府県の 222 市町村において、平成 17 年度から 21 年度までの間に交付された特別交付税計 50,715,422,000 円を対象として、特別交付税の算定資料等により会計実地検査を行った。

検査したところ、8県の26市町において、算定事項の経費の算定に当たり、国庫補助金、県費補助金等の特定財源を控除しないで算定していたなどのため、特別交付税計383,089,000円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、上記の26市町において省令等の理解が十分でなかったこと、上記の8県において省令等の理解が十分でなく、算定資料等の審査が十分でなかったこと、総務省において地方団体に対する省令等の周知徹底が十分でなかったことなどによると認められる。

以上の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

福井県福井市は、平成19年度に、地方バス路線の運行維持を目的として民営バス事業者に補助金を交付するなどのため、特別の財政需要が生ずるとして、その経費を180,663,000円とする算定資料等を福井県に提出するなどして、特別交付税144,529,000円の交付を受けていた。

しかし、同市は、上記の経費を算定する際、同年度に民営バス事業者への補助金として交付を受けた県費補助金27,221,000円を控除していなかった。

したがって、これにより適正な特別交付税を算定すると122,754,000円となることから、特別交付税21,775,000円が過大に交付されていた。

これを県別・交付先別に示すと次のとおりである。

	県名	交付先	算定事項	年度	特別交付税交付額	過大に交付された特別交付税の額	摘要
(41)	青森県	八戸市	地方バス	19	千円 1,522,164	千円 5,600	国庫補助金を控除していなかったもの
(42)	同	十和田市	同	21	1,006,495	2,062	財政需要が生じないものを含めていたもの
(43)	富山県	富山市	地理情報システム	19	1,907,100	11,155	国庫補助金を控除していなかったものなど
(44)	石川県	能美市	地方バス	19	679,187	83,131	国庫補助金を控除していなかったもの
(45)	福井県	福井市	同	19	1,697,205	21,775	県費補助金を控除していなかったもの
(46)	同	大野市	同	19、20	2,496,734	4,749	同
(47)	同	勝山市	同	19	742,114	2,584	同
(48)	同	越前市	同	19	1,139,174	2,947	同
(49)	同	坂井市	同	19	934,063	4,375	同
(50)	同	南条郡南越前町	同	19	678,067	1,466	同
(51)	同	丹生郡越前町	同	19、20	1,900,725	12,977	県費補助金等を控除していなかったもの
(52)	奈良県	奈良市	同	17～20	3,236,088	9,912	算定方法を誤っていたものなど
(53)	徳島県	阿南市	同	20	815,661	8,517	県費補助金を控除していなかったもの
(54)	同	阿波市	同	18～20	2,495,703	5,518	同



県名	交付先	算定事項	年度	特別交付税交付額	過大に交付された特別交付税の額	摘要
(55) 徳島県	美馬市	地方バス	18～20	2,318,150	25,170	県費補助金等を控除していなかったもの
(56) 同	三好市	同	18～20	3,205,069	11,073	県費補助金を控除してなかったもの
(57) 同	那賀郡那賀町	同	19、20	1,378,384	15,761	同
(58) 同	海部郡美波町	同	19、20	880,084	4,836	同
(59) 佐賀県	佐賀市	同	18～20	4,983,547	5,945	同
(60) 同	唐津市	同	18～20	5,798,049	16,108	同
(61) 同	伊万里市	同	18～20	2,818,729	18,891	同
(62) 同	武雄市	同	18～20	2,967,121	8,896	同
(63) 同	嬉野市	同	18～20	1,521,548	4,227	同
(64) 同	神埼郡吉野ヶ里町	同	20	317,789	6,400	県費交付金を控除してなかったもの
(65) 同	杵島郡白石町	同	18～20	1,867,942	53,950	県費補助金等を控除してなかったもの
(66) 鹿児島県	曾於市	同	19、20	1,408,530	35,064	国庫補助金を控除してなかったもの
(41)～(66)の計				50,715,422	383,089	

第3章  
第1節  
第5  
総務省

### 意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) 国会議員の選挙等の執行経費の交付額の算定について、投票所経費、開票所経費等の算定を選挙事務の実態に即したものとすることなどにより執行経費の適正化を図るよう意見を表示したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織) 総務本省
	(項) 参議院議員通常選挙費(平成19年度)
	(項) 選挙制度等整備費 (平成21年度)
部局等	総務本省
執行経費の概要	都道府県及び市町村の選挙管理委員会が管理する国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費
検査の対象とした執行経費の交付先	16都府県及び管内188市町
上記に対して交付した執行経費の額	151億0592万円(背景金額)(平成19年度)
	180億1604万円(背景金額)(平成21年度)

【意見を表示したものの全文】

## 国会議員の選挙等の執行経費の適正化について

(平成22年9月8日付け 総務大臣あて)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

### 1 制度の概要

#### (1) 国会議員の選挙等に要する経費の負担

国会議員の選挙、最高裁判所裁判官の国民審査等に関する事務(以下「選挙事務」という。)は、公職選挙法(昭和25年法律第100号)等に基づき都道府県及び市町村の選挙管理委員会が行い、これに要する経費(以下「執行経費」という。)は、国が負担することとされている。執行経費については、「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」(昭和25年法律第179号。以下「基準法」という。)において、投票所経費、開票所経費、事務費等の経費の種類ごとに基本額が定められている。

#### (2) 執行経費の交付手続

貴省は、執行経費の経費の種類ごとに基本額算定表を定めて都道府県及び市町村(特別区を含む。以下同じ。)に提示するとともに、執行経費の算定に必要な様式を示している。都道府県は、これらの様式等に従って執行経費を算定した資料(以下「算定資料」という。)を当該都道府県分と管内市町村分を取りまとめの上、貴省に提出している。そして、貴省は、これらの算定資料に基づき、交付額を算定して都道府県に交付し、都道府県は、当該交付額のうち管内市町村分として交付を受けた額を市町村に交付している。そして、都道府県及び市町村は、交付を受けた金額の範囲内で、経費の種類相互間で融通して補うことができることとされている。

また、基準法においては、避けることのできない事故その他特別の事情によって執行経費の交付額をもって選挙事務を執行することができない都道府県又は市町村に対しては、執行経費の交付額の100分の5以内の額で別に予算をもって定められたものの範囲内において、必要な経費を追加して交付することができることとなっている(以下、追加して交付する経費を「調整費」という)。貴省は、調整費の交付に当たり、経費の種類ごとに金額、理由等を記載した調整費の要望を提出させ、内容を審査した上で交付している。

#### (3) 執行経費の経理

貴省は、国会議員の選挙等の実施に合わせて、毎回、選挙の管理執行について、都道府県選挙管理委員会に総務省自治行政局選挙部長通知等を発している。その中で、選挙の管理執行体制等について、従来の慣行にとらわれることなく、合理化の見地から全般的に検討を加え事前に周到な計画を樹立して、経費の適切かつ効率的な使用及び速やかな支出に努めるとともに、経費使用の明確化を図るため経理補助簿を作成すること、また、交付される金額の範囲内で経費の種類相互間の調整を図り、執行経費に不足を生じることのないよう特に配慮することを通知して、併せて管内の市町村の選挙管理委員会に対しても都道府県選挙管理委員会から通知するように求めている。

また、都道府県選挙管理委員会にあてて平成21年6月に発した「第45回衆議院議員総選挙及び第21回最高裁判所裁判官国民審査に係る執行委託費の経理について(通知)」(平成21年総行管第161号総務省自治行政局選挙部管理課長通知)の中で、選挙事務を適法に、か

つ適正に処理するためには交付された総額の範囲内で、融通して補うことはこの法律の趣旨に反するものではなく、また、委託費について精算を要するものではないとしている。

(4) 執行経費の算定方法

基準法は、投票所経費及び開票所経費について次のように定めている。

ア 投票所経費

投票所経費は、投票日が平日か休日かの別に、特別区及び指定都市の区、市並びに町村の三つの区分ごとに、投票区の選挙人の数に応じた1投票所当たりの基本額が衆議院議員選挙、参議院議員選挙のそれぞれごとに定められており、投票日が休日の場合の基本額は表1のとおりとなっている。

表1 投票所経費の基本額(投票日が休日の場合) (単位：円)

選挙の区分 選挙人の数の区分	特別区及び指定都市の区		市		町	村
	参議院議員選挙	衆議院議員選挙	参議院議員選挙	衆議院議員選挙	参議院議員選挙	衆議院議員選挙
500人未満	265,534	271,286	291,756	297,508	252,192	257,944
500人以上1,000人未満	305,430	311,182	331,652	337,404	292,088	297,840
1,000人以上2,000人未満	365,527	371,279	391,749	397,501	346,102	351,854
2,000人以上3,000人未満	384,221	389,973	397,501	403,253	391,749	397,501
3,000人以上5,000人未満	430,269	436,021	482,713	488,465	437,397	443,149
5,000人以上10,000人未満	518,132	529,636	531,412	542,916	485,764	497,268
10,000人以上15,000人未満	617,349	628,853	656,851	668,355	605,451	616,955
15,000人以上20,000人未満	870,466	881,970	975,354	986,858	765,035	776,539
20,000人以上	1,161,479	1,172,983	1,135,933	1,147,437	924,618	936,122

基本額算定表によると、投票日が休日の場合の投票所経費の基本額の内訳で大きな割合(8割程度)を占めているのは、市町村の一般職員が正規の勤務時間外に投票所の事務(以下「投票所事務」という。)に従事する(以下、投票所事務に従事する者を「投票所事務従事者」という。)ことを想定して算定されている超過勤務手当である。なお、特別区及び指定都市の区に係る投票所経費については、投票所事務従事者として賃金職員を雇い入れるのに必要な経費が計上されている。

イ 開票所経費

開票所経費は、投票日が平日か休日かの別に、また開票を投票の当日に行うか翌日に行うかの別に、投票の翌日が平日か休日かに区分して、開票区の選挙人の数に応じた1開票所当たりの基本額が定められており、投票日が休日で投票の当日に開票を行う場合の基本額は表2のとおりとなっている。なお、参議院議員選挙及び衆議院議員選挙の開票所経費の基本額は同額となっている。

表2 開票所経費の基本額  
(投票日が休日で投票当日に開票を行う場合) (単位:円)

開票区の選挙人の数	投票の翌日	
	平 日	休 日
1,000 人未満	309,416	319,208
1,000 人以上 2,000 人未満	438,051	452,739
2,000 人以上 3,000 人未満	561,637	580,677
3,000 人以上 5,000 人未満	676,368	699,760
5,000 人以上 10,000 人未満	814,588	842,876
10,000 人以上 15,000 人未満	1,029,033	1,065,481
15,000 人以上 20,000 人未満	1,281,462	1,327,158
20,000 人以上 30,000 人未満	1,453,028	1,505,252
30,000 人以上	1,581,716	1,638,836

基本額算定表によると、投票日が休日で投票当日に開票を行う場合の開票所経費の基本額の内訳で大きな割合(9割程度)を占めているのは、投票所経費の場合と同様に、市町村の一般職員が正規の勤務時間外に開票所の事務(以下「開票所事務」という。)に従事する(以下、開票所事務に従事する者を「開票所事務従事者」という。)ことを想定して算定されている超過勤務手当である。ただし、開票所経費には、開票所事務従事者として賃金職員を雇い入れるのに必要な経費は計上されていない。

また、選挙人の数が3万人以上の開票区の開票所経費については、3万人を超える選挙人の数1万人ごとに、基本額算定表に表示された選挙人の数3万人以上の区分の基本額に地域加算等をした額の100分の30相当額を加算することとされている(以下、この額の加算を「開票所加算」という。)

(5) 調整費

調整費については、貴省は、都道府県選挙管理委員会に対して事務連絡を発するなどして、その要望に係る支出が選挙事務の執行に不可欠であるか否かについて十分に検討することなどに留意するとともに、管内の市町村の選挙管理委員会に対しても周知するよう求めている。

(6) 備品の購入

基準法には選挙事務に必要な備品の購入について規定はなく、基本額算定表においても、備品の購入に係る経費は計上されていない。しかし、都道府県及び市町村は、投票所事務及び開票所事務の省力化を図るなどのため備品を購入し、執行経費として交付された額の中からその購入に係る費用の支出を行っている。

このことに関して、貴省は、前記の21年6月の通知の中で、備品の購入に当たっては、当該備品がなければ選挙の管理執行に支障を来すのかを十分に見極めた上で必要やむを得ないものに限るとし、単に耐用年数が到来したとの理由のみによる備品の買換えは、次回の選挙に備えるための経費と位置づけられるので、次回交付される執行経費で対応することとしている。

2 本院の検査結果

(検査の観点及び着眼点)

本院は、近年、市町村合併により市町村数や市町村の規模が変化していること、期日前投

票が定着したこと、また開票時間の短縮等、選挙事務の効率化・迅速化が図られていることなどにかんがみ、基準法に基づき算定され都道府県及び管内の市町村に交付された執行経費について、合规性、経済性、有効性等の観点から、投票所事務、開票所事務等の執行の実態が基準法に基づく経費の算定の内容とかい離していないか、また、備品の購入状況は適切かなどに着眼して検査した。

(検査の対象及び方法)

検査に当たっては、16都府県及び管内の188市町(19特別区及び8指定都市を含む。)において19年7月実施の第21回参議院議員通常選挙(以下「参議院選挙」という。)の際にこれらの都府県及び市町村に交付された執行経費151億0592万余円並びに21年8月実施の第45回衆議院議員総選挙及び第21回最高裁判所裁判官国民審査(以下「衆議院選挙」という。)の際の同執行経費180億1604万余円を対象として、算定資料、経理補助簿等の書類により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 投票所経費について

ア 投票所事務の従事時間

投票日が休日の場合の投票所事務の従事時間は、投票所経費の基本額算定表において、投票時間の午前7時から午後8時までの13時間に事前準備及び後始末等の各1時間30分を加算した計16時間と想定されている。しかし、実際の従事時間について検査したところ、参議院選挙及び衆議院選挙ともに、188市町のうち183市町で16時間を下回っており、188市町全体の平均従事時間は参議院選挙では13.5時間、衆議院選挙では13.6時間となっていた。

イ 配置人数

188市町が参議院選挙及び衆議院選挙の時に設置した投票所それぞれ10,942か所及び10,818か所に基本額算定表上配置されることが見込まれる投票所事務従事者の人数を算出するとそれぞれ計96,282人及び計95,737人となるが、実際に配置されていた人数(以下「実配置人数」という。)は、それぞれ計84,241人及び計88,009人であった。そして、基本額算定表に定められた選挙人の数の区分に応じた配置人数の基準(以下「基準配置人数」という。)と実配置人数とを投票所別に比較したところ、実配置人数が基準配置人数を下回っていた箇所が、参議院選挙では10,942投票所のうち7,876か所(71.9%)、衆議院選挙では10,818投票所のうち6,887か所(63.6%)となっていた。

ウ 賃金職員の導入状況

投票所事務における賃金職員の導入の状況について検査したところ、基本額算定表上賃金職員の導入が見込まれている特別区及び指定都市の区のみならず、市町においても賃金職員が幅広く導入されていて、導入の割合は市町数では参議院選挙で52.1%、衆議院選挙で54.2%、投票所事務従事者数では参議院選挙で22.4%、衆議院選挙で23.7%となっていた。

エ 投票所事務従事者に対する超過勤務手当等

以上のことなどから、投票所事務従事者に対する超過勤務手当等の実績額は、表3のとおり、基本額算定表に基づく算定額を大きく下回る結果となっていた。

表3 投票所経費における超過勤務手当等

(単位：時間、千円)

区分	基本額算定表		実績		開差		
	時間数	超過勤務手当等	時間数	超過勤務手当等	時間数	超過勤務手当等	
参議院選挙	特別区及び指定都市の区	481,440	1,144,654	421,326	945,162	60,114	199,492
	市	1,000,000	2,487,691	682,675	1,580,962	317,326	906,728
	町	59,072	136,808	39,038	83,279	20,035	53,528
	計	1,540,512	3,769,154	1,143,038	2,609,404	397,474	1,159,749
衆議院選挙	特別区及び指定都市の区	505,408	1,215,644	464,546	1,000,858	40,862	214,785
	市	972,288	2,431,302	698,637	1,622,642	273,652	808,659
	町	54,096	124,882	36,034	79,318	18,063	45,563
	計	1,531,792	3,771,828	1,199,216	2,702,819	332,576	1,069,008

(注) 計数は単位未満を切り捨てているため、各項目の計数を集計又は差し引きしても「計」欄又は「開差」欄の計数と一致しないことがある。

なお、投票所事務従事者に対して実際に支払われている超過勤務手当について検査したところ、一般職員の超過勤務手当について、基本額算定表に準じた時間単価、職員個人の俸給に応じた時間単価、一律の時間単価、一律の日額単価等を適用していたほか、超過勤務手当の支給に代えて代休を取得させている市町もあった。

(2) 開票所経費について

ア 開票所事務の従事時間

開票所事務の従事時間は、開票所経費の基本額算定表において、5時間と想定されているが、188市町における実際の従事時間について検査したところ、参議院選挙では141市町(75.0%)が、衆議院選挙では160市町(85.1%)がそれぞれ5時間を下回っており、188市町全体の平均従事時間は参議院選挙で3.7時間、衆議院選挙で3.6時間となっていた。

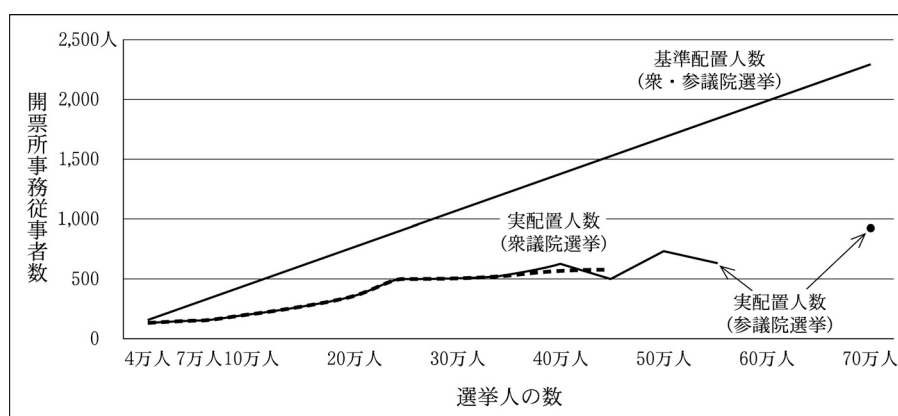
イ 配置人数

188市町における開票所数は、参議院選挙では263か所、衆議院選挙では287か所であり、このうち開票所加算を適用した開票所は参議院選挙では200か所(76.0%)、衆議院選挙では207か所(72.1%)となっていた。

前記のとおり、開票所加算は、選挙人の数が3万人以上の開票区の開票所について3万人を超える選挙人の数1万人ごとに選挙人の数3万人以上の区分の基本額に地域加算等をした額の100分の30相当額を加算することとなっていることから、開票所経費の額の算定の基になっている開票所事務従事者の基準配置人数も同様の割合で加算されるものとみなすことができるので、これにより、4万人以上となる開票所における基準配置人数を試算して、これと実配置人数とを比較したところ、図1のような状況となっていた。

すなわち、選挙人の数が4万人以上の開票所においては、実配置人数が上記により試算した基準配置人数を下回っていて、選挙人の数が多くなるにしたがってその開差が著しく拡大する状況となっていて、開票所加算の加算率が実態とかい離していると思料された。

図1 開票所事務従事者における基準配置人数(試算)と実配置人数



そして、188市町が参議院選挙及び衆議院選挙の時に設置した開票所それぞれ263か所及び287か所における基準配置人数については、基本額算定表に基づく人数(4万人未満の開票所の分)と前記の開票所加算に基づく試算による人数(4万人以上の開票所の分)とを合計すると、参議院選挙では計105,542人、衆議院選挙では計106,525人となるが、実配置人数はそれぞれ計59,608人(56.4%)及び計60,959人(57.2%)とこれらを大幅に下回っていた。これを開票所ごとに比較したところ、参議院選挙では263開票所のうち228か所(86.6%)、衆議院選挙では287開票所のうち242か所(84.3%)において実配置人数が基準配置人数を下回っていた。

ウ 賃金職員の導入状況

開票所事務については、基本額算定表上賃金職員の導入が見込まれていないが、開票所事務における賃金職員の導入状況について検査したところ、投票所事務の場合と同様に賃金職員が導入されていて、導入の割合は、投票所事務ほど高くないものの、市町数では参議院選挙で30.8%、衆議院選挙で33.5%、開票所事務従事者数では参議院選挙で5.5%、衆議院選挙で6.0%となっていた。

エ 開票所事務従事者に対する超過勤務手当等

以上のことなどから、開票所事務従事者に対する超過勤務手当等の実績額は、表4のとおり、基本額算定表に基づく算定額を大きく下回る結果となっていた。

表4 開票所経費における超過勤務手当等 (単位：時間、千円)

区分	基本額算定表		実績		開差		
	時間数	超過勤務手当等	時間数	超過勤務手当等	時間数	超過勤務手当等	
参議院選挙	特別区及び指定都市の区	229,035	713,857	83,630	287,516	145,405	426,340
	市	286,505	833,583	129,971	369,516	156,534	464,066
	町	12,170	34,007	9,130	23,157	3,041	10,850
	計	527,710	1,581,448	222,731	680,191	304,979	901,257
衆議院選挙	特別区及び指定都市の区	241,345	762,874	87,885	295,316	153,460	467,558
	市	280,565	821,872	130,106	372,239	150,459	449,633
	町	10,715	29,958	7,320	19,071	3,395	10,887
	計	532,625	1,614,706	225,311	686,627	307,314	928,078

(注) 計数は単位未満を切り捨てているため、各項目の計数を集計又は差し引きしても「計」欄又は「開差」欄の計数と一致しないことがある。

なお、開票所事務従事者に対して実際に支払われている超過勤務手当について検査したところ、一般職員の超過勤務手当について、投票所事務従事者の場合と同様の状況が見受けられた。

(3) 調整費について

参議院選挙においては、表5のとおり、11都府県管内の68市町に対して9億9527万余円の調整費が交付されていた。なお、衆議院選挙にかかる調整費は、会計実地検査時点において交付額が確定していなかったため検査していない。

表5 調整費の交付の状況  
(参議院選挙) (単位：千円)

都府県名	金額及び市町数	
	市町数	金額
山形県	—	—
栃木県	5	8,267
埼玉県	8	42,706
東京都	23	819,818
神奈川県	12	57,665
長野県	—	—
大阪府	4	21,150
兵庫県	6	24,982
島根県	1	1,961
岡山県	3	8,380
徳島県	2	7,045
愛媛県	—	—
福岡県	1	424
佐賀県	3	2,866
長崎県	—	—
熊本県	—	—
計	68	995,270

そして、調整費の交付額が最も多い東京都管内の19特別区及び4市についてみると、投票所経費、開票所経費、事務費等の多くの経費について調整費の要望が出されており、その要望内容には、国会の会期延長に伴う入場整理券の再作成費用等やむを得ない事情によると認められるもののほか、投票用紙読取分類機等の購入費用や選挙管理システム経費等があり、これらに対して調整費が交付されていた。このように多額の調整費が交付されていたが、貴省は、前記のように、その要望に係る支出が選挙事務の執行に不可欠であるか否かについて十分に検討することなどに留意するよう周知しているものの、調整費の交付に係る具体的な要件等を整備していない状況となっていた。

(4) 備品の購入について

参議院選挙及び衆議院選挙に係る備品の購入状況について検査したところ、表6のとおり、188市町のうち161市町(85.6%)において、投票用紙自動交付機、投票用紙読取分類



機、計数機、パソコン等の備品を参議院選挙で4億6116万余円、衆議院選挙で4億7680万余円購入していた。

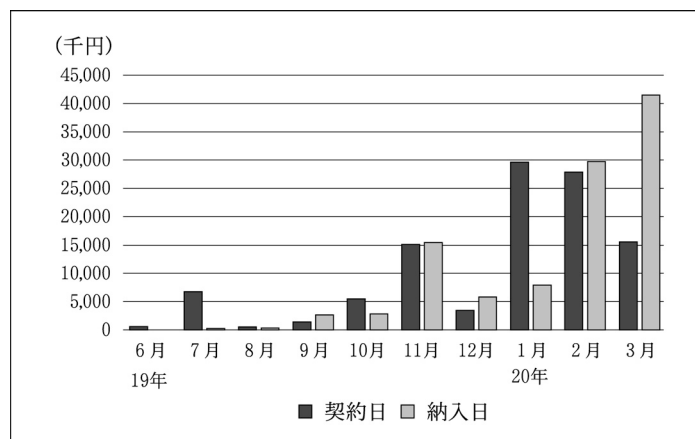
表6 備品の購入状況及び投票日後の備品の購入状況 (単位：円)

都府県名	参議院選挙					衆議院選挙				
	市町数	左のうち備品を購入していた市町数及び金額		左のうち投票日後に備品を納入していた市町数及び金額		市町数	左のうち備品を購入していた市町数及び金額		左のうち投票日後に備品を納入していた市町数及び金額	
山形県	9	7	25,165,255	4	18,150,957	9	8	7,438,761	1	191,762
栃木県	16	16	50,427,449	5	8,737,650	16	16	39,425,640	4	5,553,618
埼玉県	15	15	27,387,642	1	4,935,000	15	15	40,220,965	1	308,888
東京都	23	19	64,564,090	1	152,985	23	21	94,004,085	—	—
神奈川県	13	11	21,468,033	3	5,697,510	13	8	25,608,019	—	—
長野県	11	11	51,486,626	10	39,362,846	11	9	30,025,200	—	—
大阪府	11	11	56,961,605	—	—	11	9	82,782,282	—	—
兵庫県	14	11	34,303,674	—	—	14	12	30,411,324	1	26,250
島根県	10	7	8,934,507	—	—	10	6	3,538,500	—	—
岡山県	10	7	7,850,335	—	—	10	8	8,593,720	—	—
徳島県	9	5	13,752,917	2	1,551,000	9	7	13,042,504	1	1,442,174
愛媛県	9	6	6,705,739	1	1,689,450	9	8	20,703,648	1	4,095,000
福岡県	8	7	9,142,640	2	3,376,275	8	7	14,164,807	1	210,000
佐賀県	9	8	14,800,655	1	483,000	9	8	16,868,865	—	—
長崎県	9	8	17,733,523	3	8,363,911	9	8	14,527,870	—	—
熊本県	12	12	50,484,621	3	13,971,405	12	11	35,448,945	—	—
計	188	161	461,169,311	36	106,471,989	188	161	476,805,135	10	11,827,692

そして、備品の納入時期を検査したところ、投票日(参議院選挙19年7月29日、衆議院選挙21年8月30日)後に納入されているものが、表6のとおり、参議院選挙において36市町で1億0647万余円、衆議院選挙において10市町で1182万余円見受けられた。

さらに、これらのうち参議院選挙の投票日後に納入された備品について、その契約及び納入時期をみると、図2のとおり、選挙から5か月以上経過した翌年1月から3月に集中している状況(投票日後の備品の納入に係る金額の74.3%)となっていた。

図2 投票日後に納入された備品の契約及び納入時期



このように、投票日後の年度末に備品が多く納入されていることについて、当該市町の選挙管理委員会事務局の多くは、これら備品の購入目的を次回の選挙の用に供するためなどとしている。

(改善を必要とする事態)

投票所経費及び開票所経費の基本額の算定の基礎となっている従事時間数や配置人数等が選挙事務の執行の実態とかい離していたり、開票所加算が実態を適切に反映したものとなっていなかったり、次回の選挙の用に供する備品を購入していたりなどしている事態は適切とは認められず、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、次のことなどによると認められる。

- ア 投票所経費及び開票所経費の基本額の算定の基となっている選挙事務従事者の従事時間数、配置人数、賃金職員の導入等について、都道府県等の選挙事務の執行の実態を十分に把握しておらず、経費の算定に適切に反映させていないこと
- イ 開票所加算の措置を講ずる開票所の実態を十分に把握しておらず、加算率を基準法制定後一度も見直していないこと
- ウ 調整費の要望に係る支出を避けることのできない事故その他特別な事情により当該選挙の執行に不可欠なものに限定する具体的な手続等が整備されておらず、審査が十分でないこと
- エ 備品の購入の実態が経費の算定に反映されておらず、また、備品の購入について当該備品がなければ選挙の管理執行に支障を来すのかを十分に見極めた上で必要やむを得ないものに限るとする周知が徹底していないこと

3 本院が表示する意見

国会議員の選挙等の実施に当たっては、今後も多額の執行経費が交付されることが見込まれることから、早急に経費の見直し等を行い、執行経費の適正化を図る必要があると思料される。

については、貴省において、執行経費の交付額の算定を選挙事務の実態に即したものとすることなどにより執行経費の適正化を図るよう、次のとおり意見を表示する。

- ア 投票所経費及び開票所経費の算定の基になっている選挙事務従事者の従事時間数、配置人数及び賃金職員の導入について、実態を調査し、基本額の算定に反映させること
- イ 開票所加算の対象となる開票所の実態を調査した上で、加算率の見直し等を行うこと
- ウ 調整費による支出を避けることのできない事故その他特別な事情により当該選挙の執行に不可欠なものに限定するため、関係者に対して交付要件をあらかじめ周知するとともに、具体的な手続を定めて調整費の要望に対し十分な審査を行うこと
- エ 選挙事務における備品の購入の実態を調査し、経費の算定に適切に反映するよう検討すること、また、備品の購入に当たり、次回選挙に備えるための備品購入を行わないよう周知をより一層徹底すること

(注) 16都府県 東京都、大阪府、山形、栃木、埼玉、神奈川、長野、兵庫、島根、岡山、徳島、愛媛、福岡、佐賀、長崎、熊本各県

- (2) 地域情報通信基盤整備推進交付金等により整備した情報通信設備について、利用者の需要を喚起するための加入促進活動を積極的に行わせることなどにより、利用率の一層の向上を図り、もって地域の住民がブロードバンドサービス等の利便性を享受することができるよう意見を表示したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)総務本省 (項)総務本省 (項)沖縄特別振興対策事業費
部 局 等	総務本省
補助の根拠	予算補助
補助事業者	道県 10、市 8、町 3、村 1 (うち事業主体、市 3、町 3、村 1)
間接補助事業者 (事業主体)	市 17、町 3、村 2 (うち事業主体、市 2、町 2、村 1) 第三セクター 19(事業主体)
補助事業等	地域情報通信基盤整備推進交付金、電気通信格差是正、沖縄特別振興対策
補助事業等の概要	地域における高度情報化社会の均衡ある発展を図るため、高度情報通信ネットワーク等先導的な情報通信基盤の施設等を整備するもの
利用率が低調な 情報通信設備の 事業数	37 事業
上記に係る事業 費	93 億 9445 万余円(平成 14 年度～19 年度)
上記に対する国 庫補助金交付額	26 億 6754 万円(背景金額)

【意見を表示したものの全文】

地域情報通信基盤整備推進交付金等により整備した情報通信設備の利用率の一層の向上について

(平成 22 年 10 月 22 日付け 総務大臣あて)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 事業の概要

(1) 情報通信基盤の整備等の概要

貴省は、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(平成 12 年法律第 144 号)等に基づき、高速、大容量のデータ通信が可能なブロードバンドに係る情報通信基盤の整備を、民間主導原則の下に国庫補助事業により進展させてきている。そして、貴省が毎年実施している「通信利用動向調査」によると、調査世帯のうち過去 1 年間にブロードバンド回線の中のケーブルテレビ回線、光回線及び固定無線回線を利用したサービス(以下「ブロードバンドサービス」という。)によりインターネットを利用したことがある世帯の割合(以下「全国 BB 利用率」という。)は、平成 19 年度末 37.1%、20 年度末 45.4%、21 年度末 49.8% となっている。

また、貴省は、国庫補助金を交付して、第三セクターや市町村等が行う地域の住民に有線で映像情報を提供するサービス(以下「ケーブルテレビサービス」という。)等に必要とな

る施設及び設備の整備も推進している。そして、貴省が毎年取りまとめている「ケーブルテレビの現状」によると、全国の住民基本台帳世帯数に対するケーブルテレビ加入世帯数の割合(以下「全国CATV利用率」という。)は、19年度末41.9%、20年度末43.5%、21年度末46.2%となっている。

## (2) 補助金の概要

貴省は、地域における情報通信基盤を整備し高度情報化社会の均衡ある発展を図るため、地域情報通信基盤整備推進交付金事業、電気通信格差是正事業等の補助事業等を行う都道府県、市町村等に対し、その事業に要する経費の一部として、21年度までに、地域情報通信基盤整備推進交付金、電気通信格差是正事業費補助金等の補助金を交付している。そして、補助金の交付を受けて事業主体が実施する事業のうち、ブロードバンドサービスやケーブルテレビサービス(以下、これらを合わせて「ブロードバンドサービス等」という。)の提供に必要な光ファイバケーブル等からなる線路設備等(以下「情報通信設備」という。)の整備に係る事業として、地域情報通信基盤整備推進交付金事業、新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業、離島ブロードバンド環境整備事業及び北部広域ネットワーク整備事業の4補助事業がある。

これらの補助事業の実施や事業完了後の運用体制については、「補助事業等の適正執行に関する手引き」(平成19年7月総務省策定)等によると、次のようになっている。

ア 事業主体は、補助事業の実施に先立ち、原則として事業実施前に当該事業の整備によってブロードバンドサービス等を利用することが可能となる世帯や事業所等(以下「利用可能者」という。)の意向を調査した上で整備計画を立てること

イ 事業完了後、ブロードバンドサービス等の利用状況について、定期的に申請時に掲げた利用目標等と比較検討し、利用率が低調な場合、その原因を分析し、利用率向上のための対応策を実施すること

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性、有効性等の観点から、補助金により整備した情報通信設備は有効に利用されているか、利用が低調な事業において加入促進活動は十分に実施されているかなどに着眼して、13道県<sup>(注)</sup>における91事業主体が14年度から20年度までの間に実施した139事業(補助対象事業費計463億7301万余円、国庫補助金計148億4172万余円)を対象に、交付申請書、実績報告書等の書類により会計実地検査を行った。

(注) 13道県 北海道、岩手、石川、長野、兵庫、奈良、和歌山、山口、徳島、高知、大分、鹿児島、沖縄各県

### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

#### (1) 情報通信設備の利用率

上記の139事業のうち、ブロードバンドサービスを提供している事業は135事業、ケーブルテレビサービスを提供している事業は121事業となっている。

そして、ブロードバンドサービス等の利用可能者の数に対して、実際に当該サービスを利用している世帯や事業所等(以下「利用者」という。)の数の割合(以下「利用率」という。)は、21年度末において、次表のとおりとなっていた。

表 ブロードバンドサービス等の利用率(平成21年度末) (単位：事業、%)

利 用 率	10%	10%	30%	50%	70%	計	139事業 の平均利 用率	全国利用 率
	未満	以上 30% 未満	以上 50% 未満	以上 70% 未満	以上			
ブロードバンド サービス	29	79	20	2	5	135	17.0	49.8
128								
ケーブルテレビ サービス	4	18	21	10	68	121	52.0	46.2
42								

(注) 表中太枠の上段の「128」及び下段の「42」は全国利用率未満の事業数である。

ブロードバンドサービスを提供している135事業における同サービスの平均利用率は17.0%となっていて全国BB利用率の49.8%を大きく下回っており、このうち29事業は利用率が10%未満と著しく低調となっていた。

また、ケーブルテレビサービスを提供している121事業における同サービスの平均利用率は52.0%となっていて全国CATV利用率の46.2%を若干上回っていたが、121事業のうち42事業は全国CATV利用率を下回っており、このうち4事業は利用率が10%未満と著しく低調となっていた。

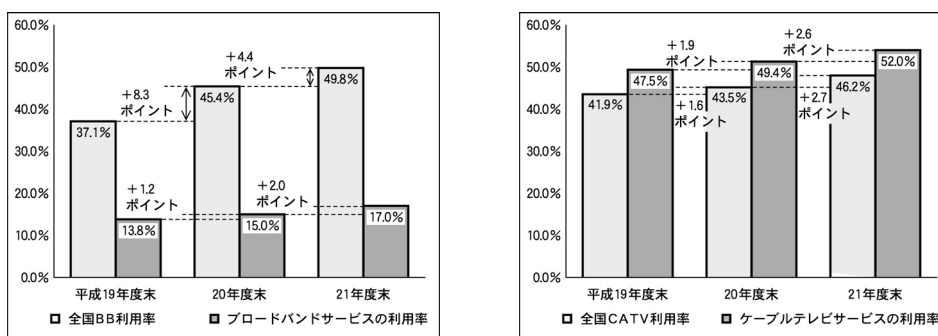
以上のように利用率が全般的に低調となっている結果、前記の139事業における21年度末の利用者1件当たりの平均国庫補助金相当額は、利用可能者1件当たりの平均国庫補助金相当額(約24,000円)の約1.9倍(約45,000円)となっており、利用率の最も低い事業においては約9,639,000円と著しく高額となっていた。

(2) 過去3年間の利用率の推移

ブロードバンドサービスの19年度末から21年度末までの各年度末の利用率についてみると、いずれの年も前記の全国BB利用率を大きく下回っており、19年度末から21年度末までの間の利用率の伸びも3.2ポイントと、全国BB利用率の伸び12.7ポイントを大きく下回っていた。

また、ケーブルテレビサービスの各年度末の利用率は、前記の全国CATV利用率をいずれも約5ポイント上回っていた。そして、2年間の利用率の伸びは4.5ポイントであり、全国CATV利用率の伸び4.3ポイントと同程度となっていた(次図参照)。

図 利用率と全国BB利用率及び全国CATV利用率の過去3年間の推移



(3) 利用率が低調な補助事業の状況

前記の139事業のうち、毎年度、利用率が全国BB利用率及び全国CATV利用率(以下「全国BB利用率等」という。)を下回っていた事業は52事業あり、このうち、20年度末か

ら21年度末までの利用率の伸びが全国BB利用率の伸び(4.4ポイント)及び全国CATV利用率の伸び(2.7ポイント)を下回っている事業が37事業(補助対象事業費計93億9445万余円、国庫補助金計26億6754万余円)見受けられた。これら37事業は、利用率が継続して低調であり、情報通信設備が十分に利用されていないまま推移していると認められた。

そして、上記の37事業を実施した事業主体では、利用率が低調な主な原因について、当該事業の実施地域において、高齢者が多かったり、他の通信事業者がブロードバンドサービス等を提供していたり、実施地域が地上波テレビ放送を個別に受信できない地域の少ない地域であったりすることなどを挙げていた。

また、複数の第三セクターでは、当該第三セクターの全サービス提供地域における利用率が営業上の目標値を満たす水準であったことなどから、利用率が低調となっている当該事業の実施地域における加入促進活動を積極的に行っていないとのことであった。

#### <事例>

A ケーブルテレビ会社は、平成14年度に補助事業により、情報通信設備の整備を補助対象事業費68,000,000円(国庫補助金17,000,000円)で実施していた。しかし、補助事業完了から7年が経過した21年度末においても、ケーブルテレビサービスへの加入が進まず、利用可能者2,440件に対して利用者は53件(利用率2.1%)と利用率が著しく低調となっていたのに、同社は積極的な加入促進活動を行っていなかった。

これらのことが背景となって、利用率の低調な事業が多数生じていると認められた。

#### (4) 利用率が高い補助事業の事業主体の活動

利用率が全国BB利用率等を上回っている補助事業の事業主体では、利用可能者に対してブロードバンドサービス等の加入促進活動を積極的かつ継続的に行っていたり、提供するサービス内容の多様化や利用料金の低廉化を図って利用可能者への需要を喚起したりなどしていた。

#### <参考事例>

B県は、平成18年度に補助事業により、情報通信設備の整備を補助対象事業費214,600,000円(国庫補助金171,680,000円)で実施していた。そして、同県は、補助事業完了後、利用率の向上を図るための加入促進活動が重要であるとして、事業実施地域の町村やサービス提供事業者等にIT講習会等の開催を促したり、自治体の防災無線による広報活動を積極的に実施させたりして、19年度に利用者を約320件、利用率を12.6ポイント増加させていた。また、同県は事業を実施した地域の町村を対象に加入促進活動の実施状況についてモニタリングを行い加入促進活動の参考としていた。

#### (5) 利用状況の調査と改善策の実施状況について

貴省は、前記のとおり、補助事業完了後、事業主体は、定期的に申請時に掲げた利用目標等と比較検討し、利用率が低調な場合、その原因を分析し、利用率向上のための対応策を実施することとしている。

しかし、事業主体は、補助事業における地域の利用率を把握していたが、その利用率の利用目標等との比較検討や、利用率が低調な原因の分析を行っておらず、利用率向上のための対応策を実施していないものが多数見受けられた。また、貴省は、補助事業における地域の利用率等を十分に把握していなかったため、前記のように多数の補助事業において

利用率が低調となっている実態を把握しておらず、事業主体に対して、原因の分析、利用率向上に向けた対応策の実施を十分に指導していない状況となっていた。

(改善を必要とする事態)

補助事業の実施地域は、民間事業者によるブロードバンドサービス等の提供が進みにくいことから、公的な事業主体によって情報通信設備の整備が実施された地域であり、補助事業の実施当初から高い利用率を期待し難い面もある。

しかし、補助事業により整備された情報通信設備には、多額の国費が投入されてきていることなどから、利用可能者がブロードバンドサービス等の利便性を享受できるようその利用率を一層向上させることが重要となる。

したがって、情報通信設備が十分に利用されていないまま、利用率が継続して低調となっているにもかかわらず、原因の分析、利用率向上のための対応策の実施を十分行っていない事業主体が多数見受けられる事態は、当該情報通信設備が国庫補助金により整備されたものであることなどを考慮すると適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、主として次のことなどによると認められる。

- ア 事業主体において、事業完了後の利用率が低調である原因の分析や利用率向上のための対応策の実施を十分に行っていなかったこと
- イ 貴省において、事業主体に対して、事業完了後、利用率が低調な原因を分析し、利用率向上のための加入促進対策を講じるよう指導するなど実効のある措置を執っていなかったこと

### 3 本院が表示する意見

情報格差を是正し、地域の活性化を図るためには、民間事業者によるブロードバンドサービス等の提供が進みにくい地域の住民がブロードバンドサービス等の利便性を享受することが重要であり、国庫補助金により整備した情報通信設備について、利用者の需要を喚起するための加入促進活動を積極的に行わせることなどにより、利用率を一層向上させることが肝要である。

については、貴省において、利用率が低調な補助事業について、次のような処置を講ずるなどして、事業の効果が十分に発現されるよう情報通信設備の利用率の一層の向上を図り、もって利用可能者がブロードバンドサービス等の利便性を享受することができるよう意見を表示する。

- ア 事業主体に、補助事業における地域の利用率を調査し、利用率が低調な原因等を分析し、加入促進対策を講じるなど、利用率の向上のための適切な対応策を講じさせること
- イ 他の事業主体の加入促進活動の実施状況に係る情報を提供するなどして、加入を一層促進させるよう指導すること

平成19年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

**独立行政法人情報通信研究機構通信・放送承継勘定における産業投資特別会計からの出資金の規模等について**

〔平成19年度決算検査報告 115 ページ参照〕  
〔平成20年度決算検査報告 89 ページ参照〕

**1 本院が表示した意見**

独立行政法人情報通信研究機構(以下「機構」という。)は、平成15年4月1日に通信・放送機構が基盤技術研究促進センターから承継した産業投資特別会計からの出資金188億6640万余円等を16年4月1日に承継している。承継した政府出資金等は、機構の通信・放送承継勘定において、承継した株式処分業務及び債権管理回収業務に必要な資金に充てるべきものとされている。そして、株式処分業務は18年6月に終了して、債権管理回収業務についても承継時38億0360万円の貸付金元本残高が19年度末時点で5億2809万円まで減少している。このように承継した業務の規模が年々縮小して、出資金の額は承継した業務量に比べて過大となっていくことが明らかであるにもかかわらず、多額の出資金を投資有価証券の形で保有して承継業務の経常費用を大きく上回る財務収益を計上し続けている事態が見受けられた。

したがって、総務省において、機構の通信・放送承継勘定における出資金の額の適切な規模を検討して、出資金の減資を行うことにより生ずる資金の国庫返納を可能とする検討を行うよう、総務大臣に対して20年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

**2 当局の処置状況**

本院は、総務本省及び機構本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、総務省は、本院指摘の趣旨に沿い、通信・放送承継勘定における出資金の額の適切な規模を検討するために、業務に必要な経費の額を機構に試算させている。そして、試算の際には、業務量に応じた人員体制の在り方や経費を精査しつつ、債権の最新の査定結果等を反映させるよう指導、助言を行っている。

また、不要な資金を国庫に返納させる制度の整備については、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」(平成22年法律第37号)が22年5月28日に公布され、6か月以内に施行されることとなったことを受けて、不要財産を国庫返納するための処理方法等について検討を行っている。

平成20年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

**(1) 委託事業において調達する機器類のリース料について委託対象経費を算定する際のリース期間の設定について**

(平成20年度決算検査報告 83 ページ参照)

**1 本院が求めた是正改善の処置**

総務省は、情報通信技術を活用して各種課題を解決するため、地域児童見守りシステム



モデル事業及び地域 ICT 利活用モデル構築事業の実施を地方公共団体等に委託して実施している。これらの委託事業において、受託者は、事業に必要な機器類は原則としてリース等により調達することとしており、委託事業の終了後は自らの負担で自らの事業用として継続してシステムを使用することとしている。しかし、委託事業に必要な機器類をリースにより調達する場合のリース料を委託対象経費とする際のその算定の対象となるリース期間について総務省が具体的に定めていなかったことなどから、受託者は委託期間をそのままリース期間として設定していたため、機器類のリース料の全額を委託対象経費として国が負担する結果になっている事態が見受けられた。

したがって、総務省において、今後、同種の委託事業を実施するに当たって当該事業に必要な機器類のリース料を委託対象経費とする場合のリース期間については、原則として、法定耐用年数のような合理的な期間に基づいて設定することを実施要領等に明記するなどして委託対象経費が適切に算定されるよう、総務大臣に対して平成 21 年 10 月に、会計検査院法第 34 条の規定により是正改善の処置を求めた。

## 2 当局が講じた処置

本院は、総務本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、総務省は、本院指摘の趣旨に沿い、同種の委託事業である平成 22 年度地域 ICT 利活用広域連携事業の実施要領(22 年 4 月策定)において、委託対象経費とする機器類のリース料は、原則として、当該機器類を国庫補助事業等により取得した場合における取得後の処分を制限されている期間以上の期間に基づき算定した料金とすることを明記するとともに、22 年 7 月に、今後、同種の委託事業を実施するに当たっては、このことに十分留意するよう、関係部局に事務連絡を発して周知する処置を講じていた。

### (2) 電子申請等関係システムの利用状況について

(平成 20 年度決算検査報告 87 ページ参照)

(63 ページの内閣の項に掲記)

## 第6 法 務 省

### 不 当 事 項

#### 予 算 経 理 (67)-(84)

- (67) 刑務所の常勤医師が正規の勤務時間中に兼業を行っているのに、これにより勤務しなかった時間に係る給与を減額することなく給与を支給していたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)矯正官署 (項)矯正官署共通費 (平成 19 年度以前は、(項)矯正官署)
部 局 等	宮崎刑務所
常勤医師の給与の概要	常勤医師に対して支給される俸給及び諸手当
常勤医師に対して支給された給与の総額	80,135,929 円(平成 17 年 1 月～22 年 6 月)
上記のうち減額すべきであった給与額及び勤労手当額の合計	3,351,242 円

### 1 常勤医師の勤務の概要

#### (1) 常勤医師の給与等の概要

##### ア 常勤医師の配置

宮崎刑務所では、刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則(平成 13 年法務省令第 3 号)により、保健、衛生、防疫、医療及び薬剤に関する事務を所掌する医務課が設置され、同課に常勤で勤務する医師(以下「常勤医師」という。)が配置されている。

##### イ 常勤医師の給与

常勤医師には、国家公務員法(昭和 22 年法律第 120 号。以下「公務員法」という。)、一般職の職員の給与に関する法律(昭和 25 年法律第 95 号。以下「給与法」という。)及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成 6 年法律第 33 号)等が適用され、同刑務所は、常勤医師の勤務時間の管理等を行い、また、所定の給与を支給している。

公務員法では、一般職の国家公務員である職員は、勤務時間中職務に専念しなければならないこととされており、給与法により、休日である場合又は休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認があった場合等を除いて正規の勤務時間中に勤務しなかった時間(以下、単に「勤務しなかった時間」という。)は、給与を減額して支給することとされている。

この減額する給与額は、給与法等によると、勤務しなかった時間数に勤務 1 時間当たりの給与額を乗じて得た額とされている。

また、職員に支給される勤労手当は、給与法等によると、当該職員の俸給の月額等に勤務期間による割合(以下「<sup>(注)</sup>期間率」という。)を乗ずるなどして算出することとされており、この期間率は、勤務期間に応じて 0 から 100/100 の割合とされている。

(注) 勤務期間 勤勉手当支給の基準日となる6月1日及び12月1日以前の6か月以内の期間において、給与法の適用を受ける職員として在職した期間から給与法により給与を減額された期間等を除算した期間

## (2) 兼業の許可の手続

公務員法第104条は、「職員が報酬を得て、営利企業以外の事業の団体の役員、顧問若しくは評議員の職を兼ね、その他いかなる事業に従事し、若しくは事務を行うにも、内閣総理大臣及びその職員の所轄庁の長の許可を要する。」と規定している。

この兼業の許可に係る申請は、職員の兼業の許可に関する内閣府令(昭和41年総理府令第5号)等により定められた兼業許可申請書を職員が提出することとなっており、また、兼業の許可については、特別の利害関係がなく、又はその発生のおそれがなく、かつ、職務の遂行に支障がないと認めるときに限り許可することができるなどとされている。

## 2 検査の結果

### (1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、常勤医師の給与は適正に算定されているか、常勤医師が兼業する場合の許可の手続は適正に行われているかなどに着眼して、給与の支給の事実が確認できる職員別給与簿が保存されている平成17年1月から21年12月までの間に常勤医師に支給された給与の総額72,905,545円を対象として、宮崎刑務所において、出勤簿、休暇簿、職員別給与簿等を確認したり、常勤医師から説明を聴取したりなどして、会計実地検査を行った。さらに、22年1月から6月までの間に支給された給与の総額7,230,384円についても、その後同刑務所に調査及び報告を求め、その報告内容を確認するなどの方法により検査を行った。

### (2) 検査の結果

検査したところ、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

すなわち、常勤医師は、兼業の許可を得ることなく、民間等の2医療機関(以下「医療機関」という。)において、17年1月から22年1月までの間の延べ273日の正規の勤務時間中に、おおむね各日2時間程度、報酬を得て検診、手術等の医療業務に従事していた。そして、常勤医師が同刑務所で勤務しなかった時間数は、医療機関において従事した時間514時間15分及び移動に要した時間243時間の計757時間15分となっていた。

したがって、勤務しなかった時間数計757時間15分については、月ごとの勤務しなかった時間数(端数処理後、1時間から43時間)にそれぞれの月ごとの勤務1時間当たりの給与額(3,838円から4,106円)を乗じた額の合計3,017,802円の給与額を減額すべきであった。

また、勤務しなかった時間については、勤務期間の算定上、給与法により給与を減額される期間となり在職した期間から除算されることから、勤勉手当の算出基礎となる期間率は当初の100/100の割合から90/100又は95/100の割合に下がることとなり、17年6月から22年6月までの間の勤勉手当額を計333,440円減額すべきであった。

したがって、上記のとおり、常勤医師が正規の勤務時間中に医療機関で報酬を得て医療業務に従事していたのに、宮崎刑務所は常勤医師に同刑務所で勤務しなかった時間に係る給与額及び勤勉手当額計3,351,242円を減額することなく給与を支給して不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、常勤医師において、国家公務員のサービスを遵守することの認識が欠けていたこと、また、宮崎刑務所において、兼業の許可の手続を遵守するように十分な指導を行っていなかったこと、勤務時間の管理等が適切に行われておらず、実際の勤務時間を把握していなかったことなどによると認められる。

(68) 物品の購入等に当たり、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な会計経理を行って庁費等を支払っていたもの  
(84)

会計名及び科目	一般会計	(組織)法務本省	(項)訟務費 等
		(組織)法務総合研究所	(項)法務総合研究所
		(組織)検察庁	(項)検察官署共通費 等
		(平成19年度以前は、	(項)検察官署 等)
		(組織)矯正官署	(項)矯正官署共通費 等
		(平成19年度以前は、	(項)矯正官署 等)
		(組織)更生保護官署	(項)更生保護官署共通費 等
		(平成19年度以前は、	(項)更生保護官署)
		(組織)法務局	(項)法務局共通費 等
		(平成19年度以前は、	(項)法務局)
		(組織)地方入国管理官署	(項)出入国管理業務費
		(平成19年度以前は、	(項)地方入国管理官署 等)
		登記特別会計	(項)事務取扱費 等
部 局 等		2 刑務所、2 少年院、1 少年鑑別所、2 検察庁、1 地方更生保護委員会、4 法務局、2 地方法務局、3 地方入国管理局	
不適正な会計経理により支払われた経費の概要		物品の購入等に係る庁費等	
不適正な会計経理により支払われた金額		218,041,967 円(平成15年度～21年度)	

1 物品の購入等に係る会計経理の概要

法務省は、基本法制の維持及び整備、法秩序の維持、国民の権利擁護、国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理並びに出入国の公正な管理を図ることを任務としていて、施設等機関として刑務所、少年院等を、特別の機関として検察庁を、地方支分部局として地方更生保護委員会、法務局等を、また、外局として公安調査庁等(以下、これらを合わせて「法務官署」という。)をそれぞれ設置している。

そして、法務官署における事務で使用する物品の購入等に係る経費は、法務官署の官署支出官(法務官署の長)から庁費等として支払われている。

また、法務官署の物品の購入等に係る契約、支払等の会計事務手続については、会計法(昭和22年法律第35号)、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)等の会計法令等に基づき、おおむね次のとおり行われることとなっている。

- ① 物品管理官(法務官署の会計課長等)は所要の物品の品目、規格、数量等を明らかにした上で、支出負担行為担当官(法務官署の長)に物品取得請求を行い、支出負担行為担当官は競争契約による場合は入札を、また、随意契約による場合は見積合わせを行うなどした上で、契約業者を決定し、支出負担行為決議を行って契約を締結する。
- ② 支出負担行為担当官は、上記の契約が適正に履行されたかを確認するために、自ら又は補助者として任命した検査職員に命じて、納入された物品の品目、規格、数量、納品時期等について、契約書、仕様書等に基づき、必要な検査(以下「検収」という。)を行う。
- ③ 官署支出官は、業者から代金の支払請求を受けたときは、検収が適正に行われたことを確認した上で、請求書等に基づいて支出決定決議を行い、業者に代金を支払う手続を行う。

## 2 検査の結果

### (1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、物品の購入等は会計法令等に基づき適正に行われているかなどに着眼して、法務本省及び186法務官署<sup>(注)</sup>において、平成15年度から21年度までの間に締結した物品の購入等に係る契約を対象として、契約書等の書類により会計実地検査を行った。

(注) 186法務官署 33刑務所、4少年刑務所、2拘置所、18少年院、16少年鑑別所、2入国者収容所、30検察庁、8矯正管区、8地方更生保護委員会、8法務局、24地方法務局、8地方入国管理局、16保護観察所、公安調査本庁、8公安調査局

### (2) 検査の結果

検査したところ、17法務官署において、15年度から21年度までの契約について、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な会計経理を行って庁費等を支払っていたものが、計308件、218,041,967円あった。

これを態様別に示すと次のとおりである(表参照)。

#### ア 差替え

業者に虚偽の請求書等を提出させて、契約した物品が納入されていないのに納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成することなどにより庁費等を支払い、実際には契約した物品とは異なる物品に差し替えて納入させるなどしていたもの

2法務官署、12件、支払額105,196円

#### イ 翌年度納入

物品が翌年度に納入されているのに、支出決定決議書等の書類に実際の納品日より前の日付を検収日として記載することなどにより、物品が現年度に納入されたこととして庁費等を支払っていたもの

17法務官署、276件、支払額214,092,607円

ウ 前年度納入

物品が前年度に納入されていたのに、支出決定決議書等の書類に実際の納品日より後の日付を検収日として記載することなどにより、物品が現年度に納入されたこととして庁費等を支払っていたもの

4 法務官署、20 件、支払額 3,844,164 円

表 不適正な会計経理により支払われた庁費等の法務官署別・態様別内訳 (単位：件、円)

	法務官署名	年度	ア 差替え		イ 翌年度納入		ウ 前年度納入		計	
			件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
(68)	横浜刑務所	平成20	—	—	5	1,280,791	—	—	5	1,280,791
(69)	富山刑務所	16～20	9	31,171	21	5,895,903	5	639,377	35	6,566,451
(70)	瀬戸少年院	17～20	—	—	22	1,049,843	—	—	22	1,049,843
(71)	丸亀少女の家	16、17、20	—	—	9	2,578,624	1	9,208	10	2,587,832
(72)	名古屋少年鑑別所	16～20	—	—	6	415,225	—	—	6	415,225
(73)	宇都宮地方検察庁	17～20	—	—	9	1,098,007	—	—	9	1,098,007
(74)	岡山地方検察庁	19、20	—	—	11	2,308,966	—	—	11	2,308,966
(75)	北海道地方更生保護委員会	17、20	—	—	8	1,591,940	—	—	8	1,591,940
(76)	東京法務局	18、20	—	—	6	48,310,521	—	—	6	48,310,521
(77)	名古屋法務局	16～20	—	—	27	11,319,350	—	—	27	11,319,350
(78)	大阪法務局	15～19	—	—	18	59,021,330	—	—	18	59,021,330
(79)	福岡法務局	18、19	—	—	7	14,129,272	—	—	7	14,129,272
(80)	横浜地方法務局	16、18～21	3	74,025	45	35,623,328	13	2,355,789	61	38,053,142
(81)	長野地方法務局	18～20	—	—	12	17,637,753	—	—	12	17,637,753
(82)	仙台入国管理局	16～19	—	—	39	4,357,648	—	—	39	4,357,648
(83)	大阪入国管理局	19、20	—	—	2	3,034,815	1	839,790	3	3,874,605
(84)	高松入国管理局	16～19	—	—	29	4,439,291	—	—	29	4,439,291
	計		12	105,196	276	214,092,607	20	3,844,164	308	218,041,967

これらのアからウの事態は、17 法務官署において、契約した物品が納入されていないのに納入されたこととして虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な会計経理を行って庁費等計 218,041,967 円を支払っていたもので、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、17 法務官署において、物品の購入等に係る会計経理を行うに当たり、会計法令等を遵守することの認識が欠如していたことなどによると認められる。

意見を表示し又は処置を要求した事項

**社会復帰促進センターの運営事業における食材費について、実際の収容人員に応じた適切な支払を行うこととなるよう契約を変更するなどの適宜の処置を要求したもの**

会計名及び科目	一般会計	(組織)法務本省	(項)法務省施設費 (項)矯正施設民間開放推進費 〔平成19年度は、(項)法務省施設費〕 (項)矯正官署 (項)矯正収容費 (項)刑務所作業費〕
部局等	法務本省		
契約の概要	PFI手法により、社会復帰促進センターの給食業務、庶務事務支援業務等の運営事業等を民間事業者を実施させるもの		
契約	平成17年6月～19年6月 一般競争契約		
契約の相手方	社会復帰サポート美祢株式会社等4会社		
契約件数及び契約金額	4件 2077億6362万余円(平成17年度～19年度)		
支払額	275億3396万余円(平成19年度～21年度)		
予定年間収容延人員に基づく食材費相当額	19億0351万余円(平成19年度～21年度)		
実際の年間収容延人員に基づく食材費相当額	13億7169万余円(平成19年度～21年度)		
食材費相当額の開差額	5億3180万円(平成19年度～21年度)		

【適宜の処置を要求したものの全文】

**社会復帰促進センターの運営事業における食材費について**

(平成22年10月26日付け 法務大臣あて)

標記について、会計検査院法第34条の規定により、下記のとおり是正の処置を要求する。

記

1 事業の概要

(1) 事業契約の概要

貴省は、刑務所等の刑事施設における過剰収容状態とそれに伴う処遇環境の悪化、職員の負担の増加等を緩和、解消するに当たり、職員の定員増のみで対応することは困難であるとして、刑務官等の職員以外の者が実施することが可能な業務を民間事業者に行わせることとしている。そして、社会復帰促進センター(以下「センター」という。)という新たな刑務所を設置することとし、その整備及び運営事業を、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)に基づくPFI手法により契約を締結した民間事業者<sup>(注)</sup>に実施させている。

貴省は、平成17年度に美祢社会復帰促進センター(以下「美祢センター」という。)、18年度に島根あさひ社会復帰促進センター(以下「島根あさひセンター」という。))それぞれの整備及び運営事業に係る契約を、19年度には播磨社会復帰促進センター(以下「播磨センター」という。))及び喜連川社会復帰促進センター(以下「喜連川センター」という。))また、これらを合わせて「4センター」という。))それぞれの運営事業に係る契約を、それぞれ異なる民間事業者と締結しており、その状況は、表1のとおりである。なお、播磨センター及び喜連川センターについては、貴省が施設の整備を実施し、施設完成後の運営事業のみを民間事業者を実施させている。

(注) PFI手法 Private Finance Initiative の略称。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法

表1 4センターの契約等の状況

センター名	美祢センター	島根あさひセンター	播磨センター	喜連川センター
項目				
契約件名	美祢社会復帰促進センター整備・運営事業	島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業	播磨社会復帰促進センター等運営事業	喜連川社会復帰促進センター等運営事業
契約年月日	平成17年6月21日	18年10月20日	19年5月31日	19年6月5日
契約終期	37年3月31日	38年3月31日	34年3月31日	34年3月31日
事業者名	社会復帰サポート美祢株式会社	島根あさひソーシャルサポート株式会社	播磨ソーシャルサポート株式会社	社会復帰サポート喜連川株式会社
契約金額(円)	52,272,356,810	92,122,018,122	24,676,745,091	38,692,499,977
運営開始年月日	19年4月1日	20年10月1日	19年10月1日	19年10月1日
収容定員	1,000人	2,000人	1,000人	2,000人
21年度までの支払額(円)	8,712,059,460	7,896,172,980	4,254,611,160	6,671,120,690

センターの運営事業は、契約書等において、運営業務と維持管理業務とで構成することとされており、このうち、運営業務は、給食業務、庶務事務支援業務、施設警備業務等から成り、貴省作成の運営業務要求水準書等において、民間事業者に要求するそれぞれの業務のサービスの水準を定めている。

(2) 収容対象及び収容人員

貴省は、契約書等において、センターに収容する対象者の条件を、刑務所への収容が初めてであること、犯罪傾向が進んでいないことなどの条件を満たす者とし、このような条件を満たす収容対象者のみを各センターに順次収容することとして、予定収容時期及び予定収容人員を表2のとおりとした。そして、民間事業者は、表2の予定収容時期のそれぞれの時期までにそれぞれに対応する人員の収容が可能となるよう維持管理・運営業務を実施することとしている。



表2 契約書等で定められている予定収容時期及び予定収容人員

センター名 予定収容時期	美祢センター	島根あさひセンター	播磨センター	喜連川センター
運営開始日まで	250人	—	—	—
3か月後まで	500人	500人	—	—
6か月後まで	750人	1,000人	1,000人	2,000人
9か月後まで	1,000人	1,500人		
12か月後まで		2,000人		

(3) 事業費の構成及び支払

本件4契約の締結に当たっては、それぞれ総合評価落札方式により落札者及び事業費が決定されており、落札者は、それぞれの契約書等で定められている予定収容時期及び予定収容人員、並びに運營業務要求水準書等で示しているサービスの水準をすべて考慮して事業費を算定しているが、契約書において、事業費は、維持管理・運營業務等に係る一切の対価とされ、一体の対価として支払われることとされており、業務ごとの内訳、明細等は明らかにされていない。

刑務所等の刑事施設における被収容者に対しては、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成17年法律第50号)に基づいて食事を支給することとなっており、事業費には予定収容人員に係る給食業務の費用である食材費等が含まれている。

事業費の支払については、原則として、契約の終了時までの毎年度四半期ごとの均等払いとしており、それぞれの契約締結以降、四半期ごとに、契約時に取り決められた金額を支払っている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、事業費は収容人員の実態を反映した適切なものとなっているかなどに着眼して、貴省本省及び4センターにおいて、前記の運営事業等のうち、特に給食業務を対象に、契約書、収容人員に係る資料、4センターの契約相手方である民間事業者4社から提出を受けた関係資料等により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

すなわち、4センターにおける給食業務は、本件事業の契約者である上記の民間事業者4社からそれぞれ委託を受けた給食業者が実施している。給食業者は、給食業務の実施に当たり、翌月1か月分の献立を作成して、各センターの長の承認を受けた後、各センターの担当部署から示される直近の収容人員及び入出所予定人員等が示された翌月の収容人員の情報を基に、おおむね1か月又は1週間単位で給食材料の調達を行っている。そして、調理の前日等に各センターの担当部署から示される翌日等の収容人員の情報に基づいて実際の給食数を決定している。

そこで、この実際の給食数の基となっている4センターにおける収容人員の状況をみると、表3のとおりとなっており、収容人員が収容定員に達していない状況が続いていて、事業費の算定の基となっている前記の予定収容人員と実際の収容人員との間には大きな開差が生じていた。

表3 4センターの収容状況等

(単位：人)

センター名 項目	美祢センター	島根あさひセンター	播磨センター	喜連川センター
運営開始年月日	平成 19年4月1日	20年10月1日	19年10月1日	19年10月1日
収容定員	1,000	2,000	1,000	2,000
収容定員に達すると 設定した時期の収容 人員	477(47.7%) (20年1月1日)	908(45.4%) (21年10月1日)	704(70.4%) (20年4月1日)	1,146(57.3%) (20年4月1日)
19年度 1日平均収容人員	309	—	361	533
年度末収容人員	567	—	704	1,146
20年度 1日平均収容人員	723	261	884	1,540
年度末収容人員	841	532	924	1,611
21年度 1日平均収容人員	795	883	795	1,437
年度末収容人員	749	1,351	699	1,372

(注) 括弧書きは、予定収容人員に対する割合である。

しかし、本件契約書には、物価変動、運營業務要求水準書の変更、債務不履行等に係る事業費の増減額については取決めがされているものの、実際の収容人員が予定収容人員に満たない場合の減額については取決めがされていない。このため、実際の収容人員が、予定収容人員を下回っているのに、食材費を減額することなく事業費を支払っていた。

そこで、貴省による各契約の予定価格の積算における契約期間中の食材費総額を総収容延人員で除した値に、落札比率(予定価格に対する契約金額の割合)を乗じた各契約それぞれの食材費単価を用いて、契約書等から算出した予定年間収容延人員に基づく食材費相当額と実際の年間収容延人員に基づく食材費相当額とを算出の上、比較すると、19年度から21年度までの間における4センターの合計で前者は19億0351万余円、後者は13億7169万余円となっていて、約5億3180万円の開差が生じていた。

したがって、食材費については予定収容人員に基づく額を事業費に含めて支払うのではなく、実際の収容人員に応じた支払にすべきであると認められる。

現に、貴省は、刑事施設の運營業務の民間委託の一環として、22年4月に、既存の静岡、笠松、黒羽各刑務所における業務の一部を契約期間7年で民間事業者に委託する契約を締結しており、この契約の委託業務にも給食業務が含まれているが、食材費については、4センターと異なり、契約書等において、実績に応じて精算払で支払うこととしており、具体的には、施設ごとの実際の収容延人員に契約で定めた食材費単価を乗じた金額を支払うこととしている。

(是正を必要とする事態)

4センターの事業契約において、実際の収容人員が予定収容人員を下回った場合の事業費の減額について取決めがされておらず、食材費が過大に支払われている事態は適切とは認められず、是正を図る要があると認められる。

**(発生原因)**

このような事態が生じているのは、貴省において、4センターの事業契約の締結時、当時の刑務所等の過剰収容状態から、各契約期間の開始後1年以内に収容定員を充足し、以後契約期間の終了時まで常に収容定員どおりの人員を収容することになると見込んでいたこと、運営開始後、各センターの収容状況から予定収容人員を下回る場合があることが判明したのに、その実態に応じて事業費の節減を図るという認識が十分でなかったことなどによると認められる。

**3 本院が要求する是正の処置**

近年、依然として収容率が高い刑務所等もあるが、過剰収容状態は一定程度解消しており、4センターにおいても、実際の収容人員は予定収容人員を下回っていて、今後も予定収容人員を下回ることがあると見込まれる。

ついでに、貴省において、実際の収容人員に対応して大きく変動する食材費については、これまでのように予定収容人員に基づく額を事業費に含めて支払うのではなく、実際の収容人員に応じた適切な支払を行うこととなるよう契約を変更するなどの是正の処置を要求する。

平成20年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

**不動産登記に要する登録免許税の額を算定するための新築建物課税標準価格認定基準表等の改訂について**

(平成20年度決算検査報告90ページ参照)

**1 本院が表示した意見**

不動産の所有権の保存登記に課される登録免許税の額の算定において、算定の基礎となる新築建物等に係る不動産の価額が、各法務局等の長が管内の登記所に通知する認定基準表における認定基準単価の設定が適切でないことから、固定資産課税台帳に登録された類似する不動産の価格を基礎として適切に認定されているとはいえない事態が見受けられた。

したがって、法務省において、各法務局等に対して、認定基準表の改訂に当たり、登録免許税の額の算定を適切なものとするために、算定の基礎となる不動産の価額は登記の時の当該不動産の価額であることなどを十分に踏まえた上で、新築建物の再建築費評点数等を集計した都道府県概要調書等を用いるなどして適切な認定基準単価を算出するように指示するよう、法務大臣に対して平成21年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

**2 当局の処置状況**

本院は、法務本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、法務省は、本院指摘の趣旨に沿い、適切な認定基準単価を算出するための方策について検討を行ってきたが、認定基準表は固定資産の評価替えに合わせて3年ごとに改訂する取扱いとしていることから、次回の改訂時期である24年4月までに、各法務局等に対して、都道府県概要調書等を用いるなどして適切な認定基準単価を算出するように指示できるよう、引き続き検討を行っていくこととしている。

## 第7 外 務 省

### 不 当 事 項

#### 不 正 行 為

##### (85) 職員の不正行為による損害が生じたもの

会計名及び科目	一般会計 (部)雑収入 (款)諸収入 (項)許可及手数料
部 局 等	在パラグアイ日本国大使館
不正行為期間	平成20年3月～22年1月
損害金の種類	旅券等の発給等に係る手数料
損 害 額	1,642,303 円(86,437,000 ガラニ)

本院は、在パラグアイ日本国大使館(以下「大使館」という。)における不正行為について、会計検査院法第27条の規定に基づく外務大臣からの報告を受けるとともに、外務本省及び大使館において、合規性等の観点から、不正行為の内容がどのようなものであるかなどに着眼して会計実地検査を行った。

本件は、大使館において、現地で採用した職員が、領事担当者の監督の下、旅券、査証及び証明書(以下、これらを合わせて「旅券等」という。)の発給等事務のうち申請受付、作成、交付、手数料受領等の事務に従事中、平成20年3月から22年1月までの間に、旅券等の交付を受けた申請者から受領した手数料計86,437,000 ガラニ(邦貨換算額1,642,303 円)を収入金として報告せずに領得したものであり、不当と認められる。

なお、本件損害額については、22年8月までに全額が同人から返納されている。

#### 意見を表示し又は処置を要求した事項

##### (1) 政府開発援助の実施に当たり、援助の効果が十分に発現するよう意見を表示したもの

所管、会計名及び科目	(1) 外務省所管 一般会計 (組織)外務本省 (項)経済協力費 (2) 独立行政法人国際協力機構 一般勘定(平成15年9月30日以前は国際協力事業団) (3) 独立行政法人国際協力機構 有償資金協力勘定(平成20年9月30日以前は国際協力銀行 海外経済協力勘定、11年9月30日以前は海外経済協力基金)
部 局 等	(1) 外務本省 (2) 独立行政法人国際協力機構(平成15年9月30日以前は国際協力事業団) (3) 独立行政法人国際協力機構(平成20年9月30日以前は国際協力銀行、11年9月30日以前は海外経済協力基金)
政府開発援助の内容	(1) 無償資金協力 (2) 技術協力 (3) 円借款

検査及び現地調査の実施事業数並びにこれらの事業に係る贈与額計、経費累計額又は貸付実行累計額	(1)	118 事業	842 億 3498 万余円(平成 10 年度～21 年度)
	(2)	35 事業	93 億 5843 万余円(平成 10 年度～21 年度)
	(3)	29 事業	4978 億 2068 万余円(昭和 61 年度～平成 21 年度)
	計	182 事業	
援助の効果が十分に発現していないと認められる事業数及びこれらの事業に係る贈与額計又は貸付実行累計額	(1)	5 事業	3 億 5496 万円(背景金額)(平成 15、16、19 各年度)
	(3)	1 事業	598 億 8914 万円(背景金額)(平成 3 年度～10 年度)
	計	6 事業	

【意見を表示したものの全文】

政府開発援助の効果の発現について

(平成 22 年 10 月 28 日付け 外務大臣(あて) 独立行政法人国際協力機構理事長) 標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 政府開発援助の概要

我が国は、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄の確保に資することを目的として、政府開発援助を実施している。我が国の政府開発援助は毎年度多額に上っており、平成 21 年度の実績は無償資金協力<sup>(注1)</sup> 2172 億 4734 万余円、技術協力<sup>(注2)</sup> 775 億 3469 万余円、円借款<sup>(注3)</sup> 7449 億 7463 万余円等となっている。

(注1) 無償資金協力 開発途上にある国又は地域の経済及び社会の開発のための事業に必要な施設の建設、資機材の調達等のために必要な資金を返済の義務を課さないで贈与するもの

(注2) 技術協力 開発途上にある国又は地域の経済及び社会の開発に役立つ技術、技能及び知識を移転し、技術水準の向上に寄与することを目的として、技術研修員受入、専門家派遣、機材供与等を行うもの

(注3) 円借款 開発途上にある国又は地域の経済及び社会の開発のための基盤造りに貢献する事業等に係る費用を対象として長期かつ低利の資金を貸し付けるもの

2 本院の検査及び現地調査の結果

(検査及び現地調査の観点及び着眼点)

本院は、政府開発援助について、外務省又は独立行政法人国際協力機構(15 年 9 月 30 日以前は国際協力事業団。以下「機構」という。)が実施している無償資金協力、機構が実施している技術協力及び機構(11 年 9 月 30 日以前は海外経済協力基金。同年 10 月 1 日から 20 年 9 月 30 日までは国際協力銀行。以下、同年 9 月 30 日までの活動に言及する場合は「銀行」という。)が実施している円借款を対象として、合规性、経済性、効率性、有効性等の観点から次の点に着眼して検査及び現地調査を実施した。

① 外務省、機構及び銀行(以下「援助実施機関」という。)は、事前の調査等において、無償資金協力、技術協力及び円借款(以下「援助」という。)の対象となる事業が、援助の相手となる国又は地域(以下「相手国」という。)の実情に適応したものであることを十分に検討しているか、また、援助を実施した後に、事業全体の状況を的確に把握、評価して、必要に

応じて援助効果発現のために追加的な措置を執っているか。

- ② 援助は交換公文、借款契約等によって実施されているか、援助実施機関は公正な競争に関する国際約束の的確な実施を確保する方策を適切に講じているか。
- ③ 援助の対象となった施設等は当初計画したとおりに十分に利用されているか、また、事業は援助実施後においても相手国によって順調に運営されているか、さらに、援助対象事業が相手国等が行う他の事業と密接に関連している場合に、その関連事業の実施に当たり、は行等が生じないよう調整されているか。

**(検査及び現地調査の対象及び方法)**

本院は、外務本省及び機構本部において基本設計調査報告書等により事業の説明を聴取するなどして会計実地検査を行うとともに、在外公館及び機構の在外事務所において事業の実施状況について説明を聴取するなどして会計実地検査を行った。

一方、援助の効果が十分に発現しているかなどを確認するためには、援助実施機関に対する検査のみでは必ずしも十分ではない。このため、本院は、22年次に13か国<sup>(注4)</sup>において、調査を要すると認めた無償資金協力118事業(贈与額計842億3498万余円)、技術協力35事業(経費累計額93億5843万余円)、円借款29事業(貸付実行累計額4978億2068万余円)、計182事業について、援助実施機関の職員等の立会いの下に相手国の協力が得られた範囲内で、相手国の事業実施責任者等から説明を受けたり、事業現場の状況の確認を行ったりなどした。また、相手国の保有している資料で調査上必要なものがある場合は、援助実施機関を通じて入手した。

(注4) 13か国 バングラデシュ、ブラジル、中国、エジプト、インド、インドネシア、ケニア、モルディブ、メキシコ、セネガル、スリランカ、シリア、タイ

**(検査及び現地調査の結果)**

検査及び現地調査を実施したところ、無償資金協力5事業(贈与額計3億5496万余円)及び円借款1事業(貸付実行累計額598億8914万余円)については、援助の効果が十分に発現していない状況となっていた。

**(1) ノン・プロジェクト無償資金協力事業：スマトラ沖大地震及びインド洋津波被害に対する事業**

**ア 事業の概要**

この事業は、16年12月に発生したスマトラ沖大地震及びインド洋津波被害に対して、ノン・プロジェクト無償資金協力(以下「ノンプロ無償」という。)の枠組みにより資金贈与を実施するものであり、外務省は、17年1月に、インドネシア共和国(以下「インドネシア」という。)政府、モルディブ共和国(以下「モルディブ」という。)政府及びスリランカ民主社会主義共和国(以下「スリランカ」という。)政府との間で取り交わした交換公文に基づき、それぞれ146億円、20億円及び80億円を贈与している。

**イ 検査及び現地調査の結果**

本院は、会計検査院法第30条の3の規定に基づき、スマトラ沖地震の緊急援助の実施状況について検査を実施し、その結果を「政府開発援助(ODA)に関する会計検査の結果について」として、18年9月、19年9月及び20年10月にそれぞれ参議院議長に報告した。そして、本院は、20年10月の報告書の検査の結果に対する所見において、外務省が事業完了後に行うとしている本件ノンプロ無償に対する事後評価を踏まえた上で、未使用額の具体的な活用結果を含めて、中長期的な事業効果について引き続き検査して

いくこととするとした。

本院は、3か国において本件ノンプロ無償に基づく契約に係る給付が21年6月にすべて完了したこと、外務省が事後評価のための調査を22年2月に行ったことから、事業効果を調査する適切な時期と判断して検査することにした。そして、被災地において建設された施設や調達された資機材が所期の目的どおりに使用されているかなどに着眼して、本件ノンプロ無償で実施したインドネシア1事業15案件、モルディブ1事業3案件及びスリランカ1事業14案件の計3事業32案件に係る施設及び資機材について検査及び現地調査を実施した。

その結果、表1のとおり、ノンプロ無償による援助の効果が十分に発現していない事態が見受けられた。

表1 援助の効果が十分に発現していない事態

国名	案件名等	案件の内容	支払額 (千円)	援助の効果が十分に発現していない 事態及び相手国事業実施機関等から 聴取した原因	左に係る 支払額 (千円)
インド ネシア	漁業支援事業のうち コンテナタイプアイス プラント及び保冷库整備 事業	クルエンラヤ港等4か所に移動可能なコンテナタイプアイスプラント1台及び保冷库1台のセットをそれぞれ1セットずつ整備したもの	62,645	4セットのうち、クルエンラヤ港等3か所に整備した3セットは、平成21年に一度も稼働していなかった。これは、地震の影響で潮流が変わり、港に砂がたい積して、中型以上の漁船が入港できなくなったため、氷の需要が減少したことなどによるとのことである。	45,757
モルデ イブ	漁業関連設備整備計画	ター環礁ガディフシ島行政事務所等7か所に85フィート漁船をそれぞれ1隻ずつ建造して整備したもの	216,048	7隻のうち、21年4月にター環礁ガディフシ島行政事務所に引き渡された1隻は、同年6月から12月までは使用されていたものの、22年1月以降は港に係留されたままで本院の現地調査実施時(22年4月)においても使用されていなかった。これは、同事務所と漁船の賃貸借契約を締結していたフェリー会社が漁船の賃借料(8か月分)を支払わなかったため、同事務所が契約を解除したことによるとのことである。	28,239
スリラ ンカ	小中学校再 建計画	被災したセントテレサ小中学校等13校を再建するなどしたもの	1,415,717	13校のうち、セントテレサ小中学校及びアンバー小学校は、計画収容児童数に対する22年4月の収容児童数の割合がそれぞれ40.5%及び48.1%と低調となっていた。これは、被災した近隣校との統合による児童数の増加を見込んだものの、被災の影響で生徒が見込みどおりに集まらないことなどによるとのことである。	149,981
	漁業用資機 材購入計画	ジャフナ港等11か所に漁業用保冷库計12台を整備したもの	109,681	12台のうち、ジャフナ港等8か所に整備した保冷库計8台は、21年の月平均稼働日数が7日から15日にすぎず、稼働率が23.3%から50.0%と低調となっていた。これは、民族紛争によって夜間の出漁禁止措置が執られたことから漁獲高が減少して施設の利用が少なくなったことなどによるとのことである。	73,120
	小計		1,525,399		223,102
	計		1,804,093		297,099

(注) 計欄は、円単位で集計したのち千円単位で表記しているため、小計等を合計したものと一致しない。

(2) 草の根・人間の安全保障無償資金協力事業：サダト・シティ保健センター建設計画

ア 事業の概要

草の根・人間の安全保障無償資金協力事業は、贈与契約締結日から1年以内に終了する比較的小規模なプロジェクト(原則1000万円以下)に対して、在外公館が中心となって資金を贈与するものである。

本事業は、エジプト・アラブ共和国サダト市において医療環境の改善を図るために、外来患者区画、事務室区画等からなるサダト・シティ保健センター(以下「センター」という。)の建設計画(平屋建て、延べ床面積2,176㎡、総事業費7,125,000エジプトポンド(邦貨換算額1億4758万余円))のうち、外来患者区画(513㎡)の建設に要する資金を贈与するものである。

この事業の実施に当たり、在エジプト日本国大使館は、事業主体であるハーバー記念病院との間で19年8月に贈与契約を締結して、外来患者区画を建設するための資金として同年11月に86,105米ドル(邦貨換算額998万余円)を贈与している。

イ 検査及び現地調査の結果

検査及び現地調査を実施したところ、同病院は、この事業において、20年5月に外来患者区画を完成させて部分的に使用開始することにして、21年秋頃にセンター全体を完成させることにしていた。

しかし、外来患者区画を含むセンターは、建設着手後に建設資材の高騰による資金不足等により、本院の現地調査実施時(22年2月)でも完成していなかった。そして、その後、同病院は、建設資金の協力が得られて完成のめどが立ったものの、外来患者区画開設に欠かせない医療機材を調達するための資金約77万エジプトポンド(邦貨換算額約1290万円)の手当てができておらず、外来患者区画は使用開始のめどが立っていなかった。

(3) 一般文化無償資金協力事業：パルミラ国立博物館に対する視聴覚機材

ア 事業の概要

この事業は、シリア・アラブ共和国(以下「シリア」という。)において、文化交流に関する国際協力の一環として、パルミラ国立博物館に、展示ケース(15セット)、テレビモニター(1セット)、音声ガイドシステム(赤外線送信機6セット、レシーバー150セット、充電器3セット等)等の視聴覚機材を整備するものである。

この事業の実施に当たり、外務省は、シリア政府と15年3月に交換公文を締結して、視聴覚機材を購入するための資金として15年度に4788万円を贈与している。

イ 検査及び現地調査の結果

検査及び現地調査を実施したところ、この事業において、贈与した資金で調達された視聴覚機材は、いずれも16年9月頃までに博物館に納入されていた。

しかし、音声ガイドシステムのうち、来館者が展示品の案内を聞くためのレシーバー150セットのうち100セット(426万円)及びレシーバー用充電器3セットのうち2セット(72万余円)は、調達数量の妥当性についての検討が十分でなかったことなどから、使用されずに地下倉庫に保管されていた。

(4) 円借款事業：メキシコ市大気汚染対策関連事業

ア 事業の概要

この事業は、メキシコ合衆国(以下「メキシコ」という。)において、メキシコシティ首



都圏における大気汚染の改善を図ることを目的として、大気汚染の原因物質の一つである二酸化硫黄の発生源になる重油及びディーゼル油を低硫黄化するために、メキシコ石油公社(以下「PEMEX」という。)のトゥーラ製油所等に脱硫プラント3基を建設するものである。銀行は、これに必要な資金として3年8月から10年4月までの間に598億8914万余円をメキシコ政府に貸し付けている。

この事業のうち、トゥーラ製油所の重油脱硫プラント1基(貸付実行額489億0686万余円)は、9年1月に完成していた。本院が、14年2月に、その稼働状況等の現地調査を実施したところ、メキシコ政府が大気汚染対策を一層強化して、重油の主な供給先であった首都圏の火力発電所が重油から天然ガスへ燃料の転換を進めて需要が減少したことなどから、脱硫された重油を首都圏に出荷することが困難になっていた。そのため、脱硫された重油は、すべて首都圏以外の地域へ出荷されていたが、それらの地域でも、重油脱硫プラントの処理能力と比較して十分な需要がないため、同プラントは、50,000バレル/日の処理能力に対して、処理量が11年18,029バレル/日、12年28,500バレル/日、13年21,098バレル/日にすぎず、円借款による援助の効果が十分発現していない状況になっていると認められた。そこで、本院は、その状況を平成13年度決算検査報告に特定検査対象に関する検査状況として掲記した。

その後、PEMEXは、メキシコ政府の新たな環境規制に対応して低硫黄ガソリンを生産する必要が生じたため、20年1月に銀行の了解を得た上で、同年9月から12月にかけて、PEMEXの費用負担により、トゥーラ製油所の重油脱硫プラント1基について、<sup>(注5)</sup>減圧軽油を脱硫するプラント(以下「減圧軽油脱硫プラント」という。)に改造する工事を行った。

(注5) 減圧軽油 重油の一種であり、脱硫して精製すると低硫黄ガソリンになる。

#### イ 検査及び現地調査の結果

減圧軽油脱硫プラントには脱硫処理系統が2系統(処理能力はそれぞれ25,000バレル/日)あり、そのうち、一方の系統については、良好に稼働していたため、21年1月から22年4月までの平均処理量が25,543バレル/日に達していた。しかし、もう一方の系統については、改造工事後にバルブやポンプの配管に不具合が相次いで発生し、これらの不具合を解消するための交換部品の調達、検査、修理等に時間を要した結果、改造工事の完了から本院の現地調査実施時(22年5月)までの1年5か月の間、一度も稼働していなかった。

なお、改造前の重油脱硫プラントについても、14年から20年の改造工事前までの7年間に修理、事故及び故障によって稼働が停止していた時間(1回の稼働停止時間が24時間以上のもの)<sup>(注6)</sup>が7年間の総時間(改造工事期間を除く。)の51.5%に達していた。

(注6) 総時間 1日を24時間、1年を365日(閏年の16年は366日)として計算した時間

#### (改善を必要とする事態)

以上のように、援助の効果が十分に発現していない事態は適切とは認められず、外務省及び機構において必要な措置を講じて効果の発現に努めるなどの改善の要があると認められる。

#### (発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

- ア スマトラ沖大地震及びインド洋津波被害に対する事業については、短期間のうちに被災後の状況を把握することは困難な面があることに加えて、外務省において、現地の状況、現地関係機関の能力、住民の需要等についての調査・検討が十分でなかったこと及びひ益効果を発現させるための事後的な対応が執られていなかったこと
- イ サダト・シティ保健センター建設計画については、外務省において、一体的に運用される施設の一部のみを援助する案件として審査した際に、施設の全体計画が資金面で実現可能か検討していなかったこと
- ウ パルミラ国立博物館に対する視聴覚機材については、外務省において、相手国が要請した機材の調達数量の妥当性についての検討が十分でなかったこと及び機材の供与後の利活用に関する助言が十分でなかったこと
- エ メキシコ市大気汚染対策関連事業については、銀行及び機構において、不具合が発生したプラントの修理等による稼働停止を最小限に抑えるための方策について、事業実施機関等との協議・検討が十分でなかったこと

### 3 本院が表示する意見

援助の効果が十分に発現するよう、次のとおり意見を表示する。

- ア スマトラ沖大地震及びインド洋津波被害に対する事業について、外務省は、低調となっている施設等の利用促進について相手国政府等に働きかけるとともに、今後、大規模な地震、津波等の被害に対する復旧支援事業の実施に当たっては、被災地の状況、現地関係機関の能力、住民等の需要等についての調査・検討を可能な限り十分に行うこと及び事業着手後の被災地の状況に柔軟に対応すること
- イ サダト・シティ保健センター建設計画については、外務省は、事業主体に対して施設を早期に完成させるよう働きかけるなどするとともに、今後、草の根・人間の安全保障無償資金協力事業において、一体的に運用される施設の一部のみを援助する案件として審査する場合は、施設の全体計画が資金面で実現可能か審査すること
- ウ パルミラ国立博物館に対する視聴覚機材については、外務省は、供与した機材が活用されるよう事業実施機関に対して助言を十分に行うとともに、機構は、今後、一般文化無償資金協力事業において新たな視聴覚機材を調達する案件を実施する際は、事業実施機関が要請する機材の調達数量等の妥当性について十分に検討すること
- エ メキシコ市大気汚染対策関連事業については、機構は、減圧軽油脱硫プラントの早期の稼働に向けて、事業実施機関等と十分に協議・検討するとともに、今後、複雑なプラント等の設備の建設事業を実施する際は、修理等による設備の稼働停止時間を最小限に抑えるよう事業実施機関等と事業完了後も稼働の状況や修理の方法等について必要に応じて十分に協議・検討すること

(2) 在外公館において長期間利用されていない行政財産や用途廃止したが処分されていない普通財産等について早期処分に向けた措置を講ずるよう意見を表示したもの

会計名	一般会計						
部局等	外務本省、11 在外公館						
在外公館が管理している国有財産等の概要	在外公館が事務所、公邸及び宿舍の用途に利用するために取得した行政財産及びリース権並びにこれらを用途廃止して普通財産等となったもの						
在外公館が管理している国有財産等の台帳価格の合計(平成21年度末)	<table> <tr> <td>国有財産</td> <td>1665 億 6704 万余円</td> </tr> <tr> <td>リース権</td> <td>126 億 4680 万余円</td> </tr> </table>	国有財産	1665 億 6704 万余円	リース権	126 億 4680 万余円		
国有財産	1665 億 6704 万余円						
リース権	126 億 4680 万余円						
上記のうち早期処分に向けた措置を講ずる必要があるものの件数及び台帳価格の合計(平成21年度末)	<table> <tr> <td>(1) 長期間利用されていない行政財産</td> <td>3 在外公館 3 件 5 億 8423 万円</td> </tr> <tr> <td>(2) 用途廃止したが処分されていない普通財産等</td> <td>8 在外公館 13 件 16 億 7206 万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>16 件 22 億 5630 万円</td> </tr> </table>	(1) 長期間利用されていない行政財産	3 在外公館 3 件 5 億 8423 万円	(2) 用途廃止したが処分されていない普通財産等	8 在外公館 13 件 16 億 7206 万円	計	16 件 22 億 5630 万円
(1) 長期間利用されていない行政財産	3 在外公館 3 件 5 億 8423 万円						
(2) 用途廃止したが処分されていない普通財産等	8 在外公館 13 件 16 億 7206 万円						
計	16 件 22 億 5630 万円						

【意見を表示したものの全文】

在外公館が管理する国有財産等の処分について

(平成 22 年 10 月 6 日付け 外務大臣あて)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 在外公館の国有財産等の概要等

(1) 在外公館が管理する国有財産

貴省は、外国において相手国政府との交渉、邦人の保護、情報収集等を行うため、平成 21 年度末現在、大使館 140 公館(兼勤の特命全権大使に代わり臨時代理大使が常駐する 7 公館を含む。)、総領事館 64 公館、日本政府代表部 7 公館、計 211 公館を設置している。211 公館のうち 127 公館は、国有財産法(昭和 23 年法律第 73 号。以下「法」という。)に基づき、土地、建物等の国有財産を管理している。

国有財産は、法により、国の事務、事業又はその職員の住居の用に供し、又は供するものと決定したものなど国の行政の用に供するために所有する行政財産と、行政財産以外の普通財産とに分類され、このうち行政財産は、各省各庁の長が管理することとされている。

また、各省各庁の長は、行政財産を用途廃止して普通財産にした場合は、法により、これを財務大臣に引き継がなければならないとされている。ただし、外国に所在する貴省所管の行政財産を用途廃止して普通財産にした場合は、財務省の出先機関が外国に設けられておらず、当該普通財産の管理及び処分を財務大臣において行うことが技術等の関係から著しく不相当と認められるものとして、財務大臣に引き継ぐことなく外務大臣がこれを管理及び処分することとされている。

貴省は、外務本省及び在外公館が管理する国有財産の取扱いについて「外務省所管国有財産取扱規程」(昭和28年外務省訓令第1号。以下「取扱規程」という。)を定めており、これにより、国有財産に関する事務の統轄については貴省大臣官房会計課長が行うこととし、各在外公館の国有財産の管理及び処分に係る事務については各在外公館の長が分掌することとしている。各在外公館の長は、その管理する各在外公館の事務所、大使又は総領事の公邸及び職員宿舎の移転・廃止等に伴い従来の用途に利用しなくなった行政財産については、その後の用途及び利用計画を検討し、利用する計画がない場合は、取扱規程により、外務大臣の承認を得て用途廃止して普通財産にするとされている。そして、用途廃止して普通財産となった国有財産についても、引き続き在外公館の長が管理することとされている。

なお、普通財産の管理及び処分については、「普通財産取扱規則」(昭和40年大蔵省訓令第2号)によれば、原則として速やかに売払いその他の処分を行うこととされている。

また、貴省は、在外公館が普通財産を売却する場合は、「在外公館所管の国有財産を売却する場合における手続きについて」(平成11年外務省在外公館課)に基づき、以下の手続きによることとしている。

- ① 現地の不動産鑑定業者に土地等の鑑定評価を依頼する。
- ② 鑑定評価額に基づき、予定価格を作成する。
- ③ 現地の信用のおける不動産仲介業者に売却の仲介を依頼するなどして、購入希望者を募集する。
- ④ 購入希望者との間で売買契約成立のめどがついた段階で、所在国の一般的な書式等に基づいて売買契約書案を作成し、これを本省に送付して承認を得る。
- ⑤ 本省の承認を得た売買契約書案により、売買契約を締結する。
- ⑥ 売却代金を受領し、売買契約書に定めた手続により土地等を引き渡す。

## (2) 在外公館が管理するリース権

上記の国有財産のほか、貴省では、土地所有が認められていない国等において、行政の用に供するために土地、建物等の使用に係る権利(リース権)を取得して管理しており、21年度末現在、リース権を管理している在外公館は、31公館(うち23公館は国有財産も管理している。)となっている(以下、国有財産とリース権を合わせて「国有財産等」という。)

貴省は、リース権を国有財産に準じて管理しており、リース権の対象となる土地、建物等について利用しなくなりその後も利用する計画がない場合は、行政財産の取扱いに準じて用途廃止することとしている(以下、普通財産と用途廃止した土地、建物等に係るリース権を合わせて「普通財産等」という。)

## (3) 平成13年度決算検査報告に掲記した事項

本院は、14年に在外公館における会計経理について検査を実施して、その結果を平成13年度決算検査報告に特定検査対象に関する検査状況として掲記した。この報告において、本院は、利用されていない国有財産等の土地(以下「未利用地」という。)が11公館において見受けられたことから、貴省において、未利用地の利活用の方針について必要な見直しを行い、施設整備を行って利用する必要があるものについては、早急にその計画を具体

化することとして、また、今後利用する計画がないものについては、速やかに売却等の手続を行うなどして、国有財産等の有効な利活用を図っていく必要があることを所見として記述した。

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性、有効性等の観点から、現在の厳しい財政状況にもかんがみ、平成13年度決算検査報告に掲記した状況を踏まえて、在外公館において未利用となっていて今後も利用計画がない行政財産やリース権はないか、在外公館が管理している普通財産等は用途廃止後速やかに処分が図られているかなどに着眼して、平成13年度決算検査報告に掲記した11公館及び21年度末現在で普通財産等を管理している17公館の計25公館(うち3公館は重複している。)について、貴省本省において、国有財産等の状況について説明を聴取するとともに、13公館において、現地の状況を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

#### (1) 長期間利用されていない行政財産

ア 施設を整備するために取得したが具体的な施設整備計画が定められていない土地

施設を整備するために取得したが、予算の制約で緊急性の高い他の在外公館の施設整備を優先せざるを得ない事情が生じたなどとして、具体的な施設整備計画が定められないまま30年以上の長期にわたり利用されていないことから用途廃止しても支障がないと認められる行政財産が、表1のとおり、2公館で2件(国有財産台帳価格計2億4139万<sup>(注)</sup>円)あった。これら2件の土地は、いずれも前記の平成13年度決算検査報告に掲記した未利用地である。

(注) 国有財産台帳価格 外国に所在する国有財産は、国有財産法施行令(昭和23年政令第246号)第23条ただし書きの規定に基づき、価格を改定することが適当でないものに指定されているため、価格の改定を行っていないことから、在外公館の国有財産台帳価格は取得価格である。

表1 施設を整備するために取得したが具体的な施設整備計画が定められていない土地

(平成21年度末現在)

在外公館名 (所在国名)	用途	取得年月	取得から21 年度末までの 経過年月	国有財産台帳価格(円)
在マナウス日本国総領事館 (ブラジル連邦共和国)	公 邸	昭和53年3月	32年	89,102,465
在ハガツニャ日本国総領事館 (アメリカ合衆国)〈事例1〉	公 邸	昭和54年3月	31年	152,295,000
計 (2公館、2件)				241,397,465

#### 〈事例1〉

在ハガツニャ日本国総領事館が管理しているグアム島に所在する土地(面積5,840㎡、国有財産台帳価格152,295,000円)は、総領事公邸の敷地用として昭和54年3月に取得したものである。同総領事館は、公邸用地として管理していたが、平成13年度決算検査報告に未利用地として掲記されたことなどを受けて、利活用の方針等を検討した結果、当初の目的どおり公邸を建設して、その敷地として利用することとした。

(注)  
しかし、貴省は、平成16年度にPFI手法による施設整備の適用可能性事前調査を実施したものの、その後、限られた予算の中で他の在外公館の施設整備を優先せざるを得ないとして、取得後31年が経過した21年度末現在においても具体的な施設整備計画がなく未利用のまま長期間保有している。

(注) PFI手法 Private Finance Initiative の略称。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法

イ 建物を用途廃止した後、利用されていない土地

在ジッダ日本国総領事館は、隣接する土地1件(国有財産台帳価格3億4284万余円)を職員宿舎の建物の敷地として利用していたが、同総領事館は、職員数の減少、当該職員宿舎の老朽化等から12年7月に当該職員宿舎の建物を用途廃止した。そして、この建物の敷地として利用していた土地については、建物の用途廃止後も、同総領事館の事務所の警備対策上必要があるとして、行政財産として管理している(表2参照)。

しかし、その後の状況をみると、警備対策上の必要性は小さくなっており、用途廃止しても支障がないと認められる。

表2 建物を用途廃止した後、利用されていない土地 (平成21年度末現在)

在外公館名 (所在国名)	旧用途	取得年月 (当該土地上の建物の用途廃止年月)	建物の用途廃止 から21年度末ま での経過年月	国有財産台帳 価格 (円)	備考
在ジッダ 日本国総領事館 (サウジアラビア 王国)	宿 舎	昭和50年5月 (平成12年7月)	9年8か月	342,841,304	用途廃止した職員 宿舎の敷地

(2) 用途廃止したが処分されていない普通財産等

在外公館が管理している普通財産等のうち、21年度末現在、用途廃止後2年以上の間処分されていない土地、建物、工作物等が、表3のとおり、8公館で13件(国有財産台帳価格等計16億7206万余円、鑑定評価額計66億1550万余円)あった。

これら13件の普通財産等のうち、在フィンランド、在ドイツ両日本国大使館が管理している土地2件(国有財産台帳価格計1億6678万余円)は、平成13年度決算検査報告に掲記した未利用の行政財産であったが、その後、用途廃止されたものである。

表3 用途廃止したが処分されていない普通財産等 (平成21年度末現在)

在外公館名 (所在国名)	旧用途 (区分)	用途廃止年月 (21年度末までの経過年月)	台帳価格 (円)	不動産仲業者等への委託の有無(委託年月)	直近の鑑定評価年月(21年度末までの経過年月)
在ペルー 日本国大使館	公邸(土地)	平成 13年8月 (8年7か月)	86,239,000	無	平成 21年2月 (1年1か月)
在フィンランド 日本国大使館	事務所(土地、 工作物)	16年12月 (5年3か月)	142,878,284	有 (21年12月)	20年3月 (2年)
在ドイツ 日本国大使館 <事例2>	事務所(分室) (土地、工作物)	17年2月 (5年1か月)	25,946,334	無	20年3月 (2年)
在マレーシア 日本国大使館	宿舎(土地、建 物、工作物)	19年3月 (3年)	67,188,203	有 (19年10月)	18年8月 (3年7か月)
在タイ 日本国大使館	事務所(土地、 立木竹、建物、 工作物)	19年3月 (3年)	658,986,038	無	20年7月 (1年8か月)
在セネガル 日本国大使館	宿舎(土地、工 作物)	19年3月 (3年)	16,604,870	無	21年6月 (9か月)
在ナッシュビル 日本国総領事館 (アメリカ合衆国)	公邸(土地、建 物、工作物)	20年3月 (2年)	94,155,592	無	21年9月 (6か月)
在ナイジェリア 日本国大使館	事務所(建物、 工作物)	20年3月 (2年)	424,608,590	有 (20年12月)	20年3月 (2年)
	宿舎(建物、工 作物)	20年3月 (2年)	16,968,620		
	宿舎(建物、工 作物)	20年3月 (2年)	20,050,717		
	宿舎(建物、工 作物)	20年3月 (2年)	16,396,208		
	宿舎(建物、工 作物)	20年3月 (2年)	102,044,944		
普通財産 計 (8公館、12件)			1,672,067,400		
在ナイジェリア 日本国大使館	事務所、宿舎 (土地)	20年3月 (2年)	0 注(1)	有 (20年12月)	20年3月 (2年)
リース権 計 (1公館、1件)			0		
合 計 (8公館、13件)			1,672,067,400	鑑定評価額合計 6,615,507,868円注(2)	

注(1) 在ナイジェリア日本国大使館のリース権は、取得時に対価を支払っていないことから「台帳価格」は0円としている。

注(2) 鑑定評価額は、直近の鑑定評価額を鑑定評価を行った日の属する年度の出納官吏レートによって邦貨換算した額である。

貴省は、普通財産等の処分に当たっては、売却代金の確実な収納、処分後の土地の利用方法等を考慮して、これらの普通財産等を管理する各在外公館が購入者の資金力や購入後の利用目的等を見極める必要があるとしている。そして、これらを見極めるには現地情勢の理解や不動産売買に関する専門知識等が必要になることから、原則として現地の事情に精通した信用のおける不動産仲業者等に処分を委託するものとするとしている。

しかし、前記の普通財産等を処分していない8公館のうち5公館は、不動産仲業者等に処分を委託していなかった(表3参照)。そして、貴省本省も委託するよう指導していな

かった。

また、予定価格作成の際に必要な鑑定評価については、当該財産の状況や現地の経済事情、不動産取引状況等を適正に反映させるため、適時に実施する必要がある。

しかし、前記の8公館のうち4公館は、直近の鑑定評価から2年以上が経過しているのに、改めて鑑定評価を実施していなかった(表3参照)。

#### <事例2>

在ドイツ日本国大使館が管理しているベルリン市内に所在する土地(面積956㎡、国有財産台帳価格25,946,334円(昭和54年12月に設置した工作物(柵)の価格482,081円を含む。))は、ドイツ連邦共和国政府に接收されていた旧陸軍事務所跡地が39年12月に返還されたものである。貴省は、限られた予算の中で他の在外公館の施設整備を優先せざるを得ないため当面事務所等を建設できないとして、当該土地を行政財産のまま管理していたが、平成13年度決算検査報告に未利用地として掲記されたことを受けて、利活用方針等を再検討した結果、売却処分することを決定した。そして、平成16年11月から17年2月にかけて鑑定評価を行った上で、17年2月にこの土地を用途廃止した。その後、複数の購入希望者が現れたため、不動産仲介業者等に委託することなく直接売却交渉を行ったが、いずれの購入希望者も資金不足等を理由に購入を辞退した。さらに、20年2月から3月にかけて再度鑑定評価を実施して購入希望者を募集したところ、21年11月に購入希望者が現れたため、不動産仲介業者に委託することなく購入希望者の代理業務を務める不動産開発会社と交渉を行ったが、22年3月に同人は購入を辞退した。

#### (改善を必要とする事態)

在外公館において、整備計画を定めないまま行政財産を長期間保有するなどしていたり、用途廃止した土地、建物等の普通財産等が処分されないままとなっていたりする事態は適切ではなく、改善を図る必要があると認められる。

#### (発生原因)

このような事態が生じているのは、在外公館が所在する各国の事情や近年の世界的な景気の低迷等にもよるが、貴省において、整備計画を定めないまま長期間保有するなどしている行政財産について用途廃止に向けた検討を十分に行っていなかったり、普通財産等の処分に当たって不動産仲介業者等への委託や鑑定評価額の適時の見直しを行っていなかったり、在外公館に対する早期処分に向けた指導及び助言が十分でなかったりなどしていることによると認められる。

### 3 本院が表示する意見

整備計画を定めないまま長期間保有するなどしている行政財産や用途廃止した土地、建物等の普通財産等については、現在の厳しい財政状況を踏まえ、所定の手続を適切にとりつつ早期に処分する必要がある。

については、貴省において、長期間利用しておらず今後も利用する見込みのない行政財産について早期に用途廃止することを検討するとともに、普通財産等についてはより積極的に不動産仲介業者等に処分を委託したり、現地の経済事情等を反映させるために鑑定評価額を適時に見直したり、在外公館に対する指導及び助言を十分に行ったりするなど、これらの国有財産等について早期処分に向けた措置を講ずるよう意見を表示する。



本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

- (1) 精算条項付契約において、従事者が出向者である場合の人件費単価の算出方法、従事実績に係る証拠書類等の整備方法等を定めることなどにより、人件費の算定が適切に行われるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計	(組織)外務本省	(項)外務本省 (項)地域別外交費 (項)分野別外交費 (項)広報文化交流及報道対策費 (項)経済協力費
部 局 等	外務本省		
契約の概要	外務本省の所管事務に関する調査・研究等の実施		
契約の相手方	14 公益法人		
契 約	平成 18 年 4 月～21 年 2 月 一般競争契約、随意契約		
支 払 額	40 億 2798 万余円(平成 18 年度～20 年度)		
(1)低減できた出向者に係る人件費の額	4854 万円(平成 18 年度～20 年度)		
(2)従事実績の確認ができない人件費の額	5 億 9510 万円(背景金額)(平成 18 年度～20 年度)		

## 1 委託事業等における経費の精算及び人件費の算定の概要

外務本省は、毎年度、多数の調査・研究の事業等を委託契約等により公益法人に行わせている。<sup>(注1)</sup>この委託契約等の中には、概算額で契約を締結し、事業完了後に、実際に事業の実施に要した経費(以下「実績金額」という。)により精算する旨の条件を付しているものがあり、このような契約については、外務本省があらかじめ定めた基準額と、実績金額とを比較して、いずれか低い額を支払額とすることとしている(以下、このような契約を「精算条項付契約」といい、この契約に基づいて実施する調査・研究等の事業を「委託事業等」という。)。そして、実績金額のうち人件費は、従事者の1日又は1時間当たりの人件費単価に、従事実績(日数又は時間数)を乗じて従事者ごとの人件費を算出し、これらを合算して算定している。

外務本省は、精算条項付契約において、契約先に、当該委託事業等に係る支出を明らかにした帳簿及び証拠書類等を整備・保管させることとしていて、これにより他の業務の会計経理と区分して当該契約の精算を行うことにしている。

(注1) 公益法人 ここでは、平成18年に改正される前の民法(明治29年法律第89号)第34条の規定に基づいて設立された社団法人及び財団法人のうち、各府省が所管する法人を指す。

## 2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、委託契約等により国から多額の支出を受けている公益法人もあることなどを踏まえて、経済性等の観点から、外務本省が公益法人に行わせている委託事業等について、人件

費が事業の従事者に対する給与支給等の実態を反映したものとなっているか、証拠書類等による従事実績の確認を経て適切に人件費の精算が行われているかなどに着眼して検査を実施した。

検査に当たっては、外務本省において、平成20年度に14公益法人と締結した精算条項付契約33件、支払額計17億3783万余円について、精算報告書等の書類を徴するなどして会計実地検査を行うとともに、上記の14公益法人のうち4公益法人及び外務本省において、18年度から20年度までに同4公益法人と外務本省との間で締結された精算条項付契約計45件、支払額計33億7495万余円について、会計帳簿やその証拠書類等により実地に検査し、合計66件、支払額合計40億2798万余円<sup>(注2)</sup>の委託事業等について検査した。

(注2) 合計66件、支払額合計40億2798万余円 外務本省で会計実地検査を実施した精算条項付契約33件と4公益法人で実地に検査した精算条項付契約45件とでは、平成20年度分12件(支払額計10億8480万余円)が重複している。

#### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

#### (1) 従事者に対する給与支給等の実態を反映していない人件費単価を用いて精算が行われていたもの

人件費単価については、契約先の多くが、正職員の給与等の額を基に職階等に応じた日単価又は時間単価を定めており(以下、この単価を「受託単価」という。)、受託単価を委託事業等における従事者の人件費単価としている。しかし、契約先が給与等の全部又は一部を負担していない他の法人からの出向者を委託事業等に従事させている場合には、受託単価をそのまま精算時に人件費単価として適用すると、当該契約は契約先が実際に負担している人件費を上回る額で精算されることになる。

前記の4公益法人に係る精算条項付契約計45件を検査したところ、8件(2公益法人)<sup>(注3)</sup>の契約において、当該委託事業等の従事者の中に契約先が給与等の全部又は一部を負担していない出向者が含まれていた。

しかし、外務本省は、このような場合の人件費単価の算出方法を具体的に定めていなかった。このため、契約先が実際に負担した給与等の額を反映して算出した人件費単価(以下「実単価」という。)を大幅に上回る受託単価がそのまま適用されて精算が行われていた。

そこで、上記の出向者に係る人件費計7191万余円について、実単価により修正計算<sup>(注4)</sup>すると計2336万余円となり、計4854万余円が低減できたと認められた。

(注3) 2公益法人 財団法人国際開発高等教育機構、財団法人国際金融情報センター

(注4) 修正計算 後掲(2)のとおり、委託事業等に係る従事実績の確認ができない契約があり、(1)と(2)に重複する契約3件については、精算報告書等に記載されている従事実績をそのまま実単価に乗じて修正計算を行った。

#### (2) 従事実績の確認ができないまま人件費の精算が行われていたもの

精算条項付契約に係る精算においては、当該委託事業等に係る支出を明らかにした帳簿及び証拠書類等により、実績金額を確認することが求められている。人件費については、前記のとおり、人件費単価に当該事業に係る従事実績を乗じて算出しているため、賃金台帳等の証拠書類等による確認に加えて、従事者ごとの当該事業に係る従事実績と他の業務

に係る従事実績との区分を明確にした業務日誌等の証拠書類等に基づき、当該事業に係る従事実績を確認する必要がある。

しかし、外務本省は、前記の計66件のすべての契約で、契約先において業務日誌等を整備することを契約書等で義務付けていなかった。そして、このうち、18件(7公益<sup>(注5)</sup>法人)の精算条項付契約(支払額計25億4453万余円、うち他の業務にも従事している従事者の人件費計5億9510万余円)においては、当該委託業務等の従事者の中に、契約期間中に他の業務にも従事していた者が含まれていたが、業務日誌等が作成されていないため、当該委託事業等に係る従事実績と他の業務の従事実績との区分が明確にされないまま、精算報告書等に記載された従事実績に基づいて人件費の精算が行われていた。

(注5) 7公益法人 財団法人国際開発高等教育機構、財団法人日本国際協力システム、社団法人青年海外協力協会、財団法人ラヂオプレス、財団法人日本国際交流センター、社団法人国際フレンドシップ協会、財団法人国際看護交流協会

上記(1)及び(2)のとおり、人件費の算定において従事者に対する給与支給等の実態を反映していない人件費単価を適用して精算が行われたり、業務日誌等の証拠書類等による従事実績の確認ができないまま精算が行われたりしている事態は適切でなく、改善を図る必要があると認められた。

**(発生原因)**

このような事態が生じていたのは、外務本省において、委託事業等の従事者が出向者である場合の人件費の算定方法や、人件費の算定の根拠となる従事実績に係る証拠書類等の整備方法を具体的に定めていなかったことなどによると認められた。

**3 当局が講じた改善の処置**

上記についての本院の指摘に基づき、外務本省は、22年9月に、精算条項付契約における人件費の算定が適切に行われるよう、次のような処置を講じた。

ア 精算条項付契約について、委託事業等の従事者が出向者等である場合の人件費単価の算出方法及び人件費の算定の根拠となる従事実績に係る証拠書類等の整備方法を示したマニュアル等を策定した。

イ 外務本省内に事務連絡を発して、上記のマニュアルを入札の公募時等に競争参加者等に対して周知することとした。

**(2) 財団法人交流協会が補助金を財源にして引き当てていた給与税金引当金について、これを納税のための資金として使用する見込みは著しく低いため、取り崩して国庫に返納するよう改善させたもの**

会計名及び科目	一般会計 (組織)外務本省 (項)地域別外交費 (平成19年度以前は、(項)外務本省)
部 局 等	外務本省
補助の根拠	予算補助
補助事業者 (事業主体)	財団法人交流協会
補助事業	交流協会補助
補助事業の概要	財団法人交流協会本部及び在外事務所における事務運営等のための経費について補助するもの

取り崩す可能性が極めて低い給与税金引当金	1億5336万余円(平成21年度末)
上記のうち外務省が交付した国庫補助金相当額	1億3510万円

## 1 交流協会補助金等の概要

### (1) 財団法人交流協会の概要

財団法人交流協会(以下「協会」という。)は、昭和47年に台湾の在留邦人、旅行者等に各種の便宜を図ること、我が国と台湾との間の民間の貿易、経済、技術交流等の諸関係が支障なく維持、遂行されるよう必要な調査を行うことなどを目的として設立された法人である。協会は、東京に本部を置くほか、台湾の台北及び高雄にそれぞれ在外事務所を置いており、両在外事務所には、我が国から赴任した職員(以下「在外職員」という。)のほか、現地採用の職員が勤務している。

### (2) 交流協会補助金等の概要

外務省は、交流協会補助金交付要綱に基づき、協会に対して、本部及び在外事務所における事務運営等の経費を補助するために交流協会補助金を交付し、同補助金の実績報告書の添付資料として決算書の提出を義務付けている。また、経済産業省(平成13年1月5日以前は通商産業省)は、交流協会事業費補助金交付要綱に基づき、協会に対して、我が国と台湾との間の貿易経済の円滑な発展に資するのに必要な経費を補助するために交流協会事業費補助金を交付しており、同補助金の交付申請の際に資産及び負債に関する事項を記載した書面の提出を義務付けて貸借対照表の提出を受けている。そして、協会は、業務の内容に応じて、これらの補助金のいずれかを財源にして職員に給与を支給している。

協会が在外職員給与規程(昭和48年交流協会規程第9号)に基づき在外職員に支給する給与には、<sup>(注1)</sup>在勤本俸、住居手当等の台湾において米ドルで支給するものと、<sup>(注2)</sup>在勤加俸、期末手当及び扶養手当の国内給与とがある。このうち、国内給与に対しては、所得税法(昭和40年法律第33号)の規定により、我が国の所得税が課されているが、在勤本俸、住居手当等に対しては、我が国の所得税は課されていない。また、台湾当局からも在外職員のこれらの給与に対して租税は課されていない。

(注1) 在勤本俸 在外での勤務に対して、国内給与に加算して支給する手当

(注2) 在勤加俸 本部で勤務する職員に対して通常支給する本俸(基本給)に相当するもの

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、有効性等の観点から、外務、経済産業両省(以下「両省」という。)が協会に交付した補助金が補助の目的に沿った効果を上げているかなどに着眼して、外務本省及び協会本部において協会の決算書等により会計実地検査を行うとともに、経済産業本省から関係書類の提出を受けるなどして検査した。

### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

協会は、在外職員給与規程により、台湾当局が在外職員の給与に対して租税を課すること

にしたときは、当該在外職員に、その租税の額に相当する額(以下「租税相当額」という。)を支給することとしている。そして、協会は、租税相当額を支給するときに備えて、昭和47年度から56年度までの間の毎年度に、両省の前記補助金を財源にして、在外職員に支給した在勤本俸、住居手当等の10%程度の額を給与税金引当金として引き当てていた。そして、協会が、47年度決算以降、毎年度の決算で貸借対照表の固定負債の部に計上してきた給与税金引当金の累計額は、平成21年度決算で153,364,737円(外務省分135,105,989円、経済産業省分18,258,748円)に上っていた。

一方、協会設立の昭和47年から現在まで、台湾当局が協会の在外職員の給与に対して租税を課して、協会が給与税金引当金を取り崩して在外職員に租税相当額として支給し、在外職員が納税したことはなかった。そして、台湾の租税関係法規によれば、台湾当局が租税をそ及して課することができるのは最長7年前までであることから、8年以上前の在外職員の給与に課税されることはないと認められる。また、今後も含め7年前以降の在外職員の給与についても、これまで課税されてこなかったことや現在の協会と台湾当局との関係等からみて、台湾当局が課税する可能性は極めて低いと認められる。

したがって、協会が、前記補助金を財源にして引き当てていた給与税金引当金について、これを取り崩して在外職員に租税相当額として支給して、在外職員が納税することになる可能性が極めて低いにもかかわらず、貸借対照表に固定負債として長期間計上するとともにこれに見合う資金を長期間にわたって保有している事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

**(発生原因)**

このような事態が生じていたのは、協会において、在外職員の給与に対して租税が課される可能性についての検討が十分でなかったことにもよるが、両省において、協会が補助金を財源にして引き当てた給与税金引当金が取崩しのないまま長期間にわたって貸借対照表に計上されているのに、給与税金引当金を計上することの必要性について十分に検討しなかったことなどによると認められた。

**3 当局が講じた改善の処置**

上記についての本院の指摘に基づき、両省は、給与税金引当金、外務省分135,105,989円、経済産業省分18,258,748円、計153,364,737円について、平成22年9月に、協会に対して、これを取り崩して国庫に返納するよう求める処置を講じ、同月及び10月に、協会から返納を受けた。

- (3) 赴任に係る航空賃の支給について、旅費法等の規定に従って航空機の運賃の級を決めるとともに、各航空会社が設定した割引運賃を利用することにより、赴任旅費の支給が適正かつ経済的に行われるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)在外公館(項)在外公館共通費
部 局 等	外務本省
赴任旅費の概要	職員が赴任する際に支給する旅費
赴任旅費のうち 支給した航空賃	2,349件 19億1731万余円(平成21年度)

旅費法で原則エコノミークラスの運賃を支給することとされている職員に支給された本邦からの赴任に係る航空賃	337 件	4 億 0606 万余円(平成 21 年度)
節減できた航空賃	321 件	9601 万円(平成 21 年度)

## 1 赴任旅費等の概要

### (1) 赴任旅費の概要

外務省は、諸外国において相手国政府との交渉、邦人保護等の事務を行うため、職員を各国に所在する大使館、総領事館及び政府代表部(以下、これらを合わせて「在外公館」という。)へ本邦や他の在外公館から転任させたり、在外公館から本邦へ帰任させたりしている(以下、これらの転任及び帰任を合わせて「赴任」という。)。そして、赴任を命じた職員に対して、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和 25 年法律第 114 号。以下「旅費法」という。)に基づき、当該職員とその同伴家族の旅費(以下「赴任旅費」という。)として航空賃等を支給している。外務省が支給する赴任旅費は、毎年度多額に上っており、平成 21 年度は延べ 2,349 人の職員に対して計 37 億 0987 万余円(同伴家族の分を含む。)が支給されており、このうち航空賃は、計 19 億 1731 万余円であった。

### (2) 職員に支給される航空賃の概要

旅費法によると、職員に支給する航空賃の額は、航空会社が設定している運賃の等級区分、職員の職務等により定められている。これによれば、11 年度以前は、航空会社が設定している運賃の等級が三つに区分されている場合には、指定職の職務にある者等は最上級(ファーストクラス)の、それ以外の職員はすべて最上級の直近下位の級(ビジネスクラス)の運賃とされていた。しかし、12 年 3 月に旅費法が改正されて、12 年度以降は、次表のとおりとされた。

表 平成 12 年 3 月の旅費法改正後の航空賃

対象となる職員	航空賃(利用クラス)	
	航空賃の等級が三つ以上に区分されている場合	航空賃の等級が二つに区分されている場合
① 指定職の職務にある者のうちの一部の者等	最上級(ファーストクラス)の運賃	上級(ビジネスクラス)の運賃
② 7 級以上の職務にある者、長時間航空路による旅行をする 6 級又は 5 級の職務にある者等	最上級の直近下位の級(ビジネスクラス)の運賃	
③ 6 級以下の職務にある者(②に該当する者を除く。)	最上級の直近下位の級の直近下位の級(エコノミークラス)の運賃	下級(エコノミークラス)の運賃

(注) 職員の職務の級は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成 17 年法律第 113 号)による改正後のものである。

すなわち、旅費法改正以前はビジネスクラスの運賃が支給されることもあった6級以下の職員については、長時間航空路による旅行をする6級又は5級の職務にある者を除き、すべてエコノミークラスの運賃が支給されることとなった。ただし、上記のエコノミークラスの運賃の支給を受ける者は、赴任のための航空旅行の場合には、国家公務員等の旅費に関する法律の運用方針について(昭和27年歳計第922号。以下「運用方針」という。)により、携帯手荷物が20kgを超える場合は、その超える部分について10kgを限度として荷物の超過料金(以下「超過料金」という。)を加算した額の支給を受けることができるとされ、さらに、超過料金の加算額を勘案すれば直近上位の級(ビジネスクラス)の運賃によることが経済的と認められる場合は、当該運賃の支給を受けることができるとされていた。

しかし、外務省は、前記の旅費法改正時に、エコノミークラスの運賃が支給されることとなる職員であっても、赴任の場合は家族が同伴することなどの事情から、ビジネスクラスの運賃を支給できるよう、財務省と協議を行い、その了承を得たとしていた。そして、外務省は、赴任の手続を定めた「発令から赴任まで」(平成13年2月大臣官房人事課作成。以下「手引」という。)において、赴任の際の航空賃について、旅費法及び運用方針の規定にかかわらず、すべての職員にビジネスクラスの運賃を支給すると定めていた。

### (3) 国際旅客航空運賃の概要

国際旅客航空運賃には、国際航空運送協会が設定した普通運賃のほか、各航空会社が設定した割引運賃(以下、この割引運賃を「キャリア運賃」という。)等がある。キャリア運賃は、日程変更等に制限があるものの普通運賃に比べて安価な運賃であり、20年度以降、日本発の路線にも片道のキャリア運賃が設定され始め、以後もこれを設定する航空会社が増えていく。

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性、経済性等の観点から、赴任旅費が旅費法等に基づき適正に支給されているか、航空賃が経済的なものになっているかなどに着眼して、外務本省において会計実地検査を行った。そして、外務省が21年度に支給した赴任旅費のうち、旅費法上原則エコノミークラスの運賃を支給することとされている職員に対して支給されたビジネスクラスの運賃による本邦からの赴任に係る航空賃337件、計4億0606万余円(同伴家族の分を含む。)について、旅費請求書等により検査した。

### (検査の結果)

検査したところ、赴任に係る航空賃が適正に支給されていないと認められる事態が次のとおり見受けられた。

赴任の際の航空賃については、前記のとおり、外務省は、財務省の了承を得たとして、手引において、職員はすべてビジネスクラスの運賃とすると定めていた。

しかし、このビジネスクラスの運賃の適用について本院から財務省に確認したところ、同省はこのことに関して了承したことはないとのことであった。

したがって、赴任の際の航空賃は、旅費法に基づき原則エコノミークラスの運賃とする必要があると認められた。そして、前記のビジネスクラスの運賃による本邦からの赴任に係る航空賃337件について、運用方針に沿って、片道のエコノミークラスの普通運賃に10kgの超過料金を加算した額とそれぞれ比較したところ、337件のうち321件は、エコノミークラ

スの普通運賃によった方が経済的であった。

また、前記のとおり、20年度から一部の路線において、より安価な片道のキャリア運賃が流通していたため、これによると、より一層経済的になると認められた。

このように、赴任に係る航空賃の支給について、運用方針に定められたとおり、エコノミークラスの運賃に超過料金を加算した額と比較することなく、ビジネスクラスの運賃を一律に支給することとし、また、より経済的なキャリア運賃の利用を検討していない事態は適正又は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

**(節減できた航空賃の額)**

上記により、赴任に係る航空賃について、旅費法及び運用方針に定められたとおり、エコノミークラスの運賃に超過料金を加算した額とすることとし、また、キャリア運賃の設定がある路線についてこれを利用することとして計算すると、前記の337件の航空賃4億0606万余円は3億1004万余円となり、21年度の赴任に係る航空賃を9601万余円節減できたと認められた。

**(発生原因)**

このような事態が生じていたのは、外務省において、赴任の場合には、家族が同伴することなどの事情に配慮した特別の扱いとして、ビジネスクラスの運賃を支給できるようにすることについて財務省の了承を得たと誤認し、これに基づいて手引を作成していたこと及び経済的なキャリア運賃の利用を検討していなかったことによると認められた。

**3 当局が講じた改善の処置**

上記についての本院の指摘に基づき、外務省は、22年8月に手引を改正するなどして、赴任に係る航空賃の支給について、運用方針どおりに旅費請求を行うなど旅費法等の規定に従い適正に、かつ、キャリア運賃等を利用して経済的に行う処置を講じた。

**(4) 通話実績に比べて著しく高額な料金になっている電話契約を解約することなどにより、電話料金の支払を経済的なものとするよう改善させたもの**

会計名及び科目	一般会計 (組織)在外公館 (項)在外公館共通費 (平成19年度は、(項)在外公館)
部 局 等	在ロシア日本国大使館
契 約 の 概 要	大使公邸の固定電話から外部と通話等を行ったり、旧大使館事務所の電話番号への着信に対して事務所が移転した旨を自動で音声案内したりするための電話回線の使用
電話料金の支払額	1172万余円(273万余ルーブル)(平成19年度～21年度)
節減できた電話料金の額	1086万円 (253万ルーブル)(平成19年度～21年度)

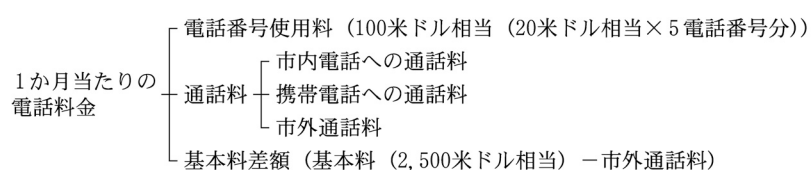
**1 在ロシア日本国大使館大使公邸の電話契約の概要**

在ロシア日本国大使館(以下「大使館」という。)は、モスクワ市カラシヌィ通りの土地及び建物を大使館事務所(以下「事務所」という。)及び大使公邸(以下「公邸」という。)として使用していたが、平成19年3月に、事務所を同市内の別の地区に移転したことから、その後は公邸としてのみ使用している。



大使館は、事務所を移転する前は、事務所及び公邸の固定電話について、通話等に係る契約(以下「電話契約」という。)を用途に応じてそれぞれ別の電話会社と締結して、外部と通話等を行っていた。

これらの電話契約のうち、公邸の固定電話からの発信用等に使用していた電話会社との電話契約に係る1か月当たりの電話料金は、次のとおり、100米ドル相当(100米ドルのルーブル換算額をいう。以下同じ。)の電話番号使用料(1電話番号分の使用料を1か月当たり20米ドル相当とする5電話番号分の使用料)、通話実績に応じて計算する市内電話、市外電話及び携帯電話への各通話料並びに基本料差額(1か月当たり2,500米ドル相当の基本料から市外電話への通話料を差し引いた額)を合計して算出することとなっていた。このうち、基本料差額は、市外電話への通話料(以下「市外通話料」という。)が基本料を上回った場合には、無料になることとなっていた。



この電話契約に基づき、大使館は、19年度から21年度までの3年間で、電話料金を計273万余ルーブル(邦貨換算額1172万余円)支払っていた。

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、事務所移転後の公邸の電話契約が経済的なものとなっているかなどに着眼して、大使館において契約書等の提示を受けるなどして会計実地検査を行った。

### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

前記の公邸の固定電話からの発信用等に使用していた電話契約(以下「本件契約」という。)は、事務所移転前に旧事務所の直通の電話番号(以下、単に「番号」という。)として使用していた26番号のうち5番号分について、事務所が移転した旨を自動で音声案内するとともに公邸の固定電話からの発信用としても使用するため、事務所移転後も継続していた。そして、電話番号使用料については、番号の数を減らしたことに伴い、1か月当たり520米ドル相当から100米ドル相当に減額されていたが、基本料については、電話契約において、番号の数や通話時間の多寡にかかわらず1か月当たり2,500米ドル相当とされていたため、従前の料金を見直すことができないこととなっていた。

また、19年3月の事務所移転後は、市外電話への通話時間が大幅に減ったため、基本料に対して市外通話料が著しく少額となっていた。

これらの結果、前記の19年度から21年度までの3年間における本件契約に係る電話料金支払額計273万余ルーブル(同1172万余円)のうち、基本料差額の支払額が計239万余ルーブル(同1024万余円)と大部分を占めていた。

しかし、事務所移転の案内は大使館のホームページ等や他の電話会社との電話契約による旧事務所の代表電話番号でも実施していること、公邸の固定電話からの発信用としては事務所移転前から電話契約を継続している他の電話会社の回線を使用することができることなど

から、事務所移転に伴い大幅に減った通話実績に比べて著しく高額な料金を支払ってまで、本件契約を継続する必要はなかったと認められた。

したがって、公邸の電話契約が通話実績に比べて著しく高額な料金になっていて、経済的なものとなっていない事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

#### (節減できた電話料金)

事務所移転と同時に本件契約を解約して、その後の通話等は事務所移転前から電話契約を継続している他の電話会社の回線を使用したこととしてその電話料金を計算すると、19年度から21年度までの3年間で計20万余ルーブル(同86万余円)となり、前記の電話料金との差額、計253万余ルーブル(同1086万余円)を節減できたと認められた。

#### (発生原因)

このような事態が生じていたのは、大使館において、公邸の電話契約について、固定電話の使用状況等に応じた経済的なものとするよう見直していなかったことなどによると認められた。

### 3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、大使館は、22年6月末に本件契約を解約して、同年7月1日からは、事務所移転前から電話契約を継続している他の電話会社の回線を使用して通話等を行うこととする処置を講じた。

平成20年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

#### 政府開発援助の効果の発現について

(平成20年度決算検査報告103、649ページ参照)

### 1 本院が表示した意見

外務省、独立行政法人国際協力機構(以下「機構」という。)等の援助実施機関が行う政府開発援助について、①フィリピン共和国(以下「フィリピン」という。)等で実施された技術協力事業と円借款事業との連携を図るための開発調査スキームにおいて、実施設計調査の成果品がその後に実施される円借款事業の入札関係図書として十分に活用されていない事態、②フィリピンに対する無償資金協力事業において、建設された浄水施設等が使用されていない事態、③フィリピンに対する円借款事業において、修復等された鉄道が運行されていない事態が見受けられた。

したがって、外務省及び機構において、援助の効果が十分に発現するよう、①従来の開発調査スキームに代わり新しいスキームで実施される詳細設計業務について、相手国の事業実施機関に対して同業務の目的、趣旨等を十分に説明したり、②浄水施設を建設するなどの事業について、計画策定時に事業の持続可能性を十分に検討するなどしたり、③鉄道の修復等の事業について、事後モニタリング等により維持管理体制等についての提言等がなされた場合は、それらを踏まえた対応を事業実施機関と十分に協議・検討したりするよう、外務大臣及び独立行政法人国際協力機構理事長に対して平成21年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

## 2 当局が講じた処置

本院は、外務本省及び機構本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、外務省は、本院指摘の趣旨に沿い、21年12月に、機構に対して通知を発して、指摘を受けた改善を要する案件の事業効果の早期発現に向けたフォローアップの徹底等を求めていた。また、外務省及び機構は、本院指摘の趣旨に沿い、類似の案件における同様の事態の再発防止のために次のような処置を講じていた。

ア 従来の開発調査スキームに代わり新しいスキームで実施される詳細設計業務について、機構は、22年4月に、関係部に文書を発して、成果品を円借款事業の入札関係図書として確実に活用することや、事業実施機関の意向を適切に詳細設計に反映させるために技術支援委員会を設立することなどを事業実施機関との間で文書で合意した上で実施するよう指示した。

イ 浄水施設を建設するなどの事業について、外務省は、22年7月に、在外公館に文書を発して、案件形成の際に必要な情報等をできる限り収集して事業の持続可能性を検討するよう指示した。また、機構は、同年6月に、無償資金協力に係る報告書等を作成するためのガイドラインを改訂して、無償資金協力の計画策定時に事業の持続可能性等を十分に検討することとするとともに、同年7月に、在外事務所へ通知を発して、事業化調査報告書等の提言をいかすため、事業実施機関に対して積極的に協議・助言を行うよう指示した。

ウ 鉄道の修復等の事業について、機構は、22年7月に、在外事務所等に通知を発して、事後モニタリング等により維持管理体制等についての提言等がなされた場合は、それらを踏まえた対応について事業実施機関と十分に協議・検討を行うよう指示した。

## 第8 財 務 省

### 不 当 事 項

#### 租 税

#### (86) 租税の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの

会計名及び科目	一般会計	国税収納金整理資金	(款)歳入組入資金受入 (項)各税受入金
部 局 等	113	税務署	
納 税 者	214	人	
徴収過不足額	徴収不足額	494,398,308 円(平成 16 年度～21 年度)	
	徴収過大額	21,489,900 円(平成 19、20 両年度)	

#### 1 租税の概要

源泉所得税、申告所得税、法人税、相続税・贈与税、消費税等の国税については、法律により、納税者の定義、納税義務の成立の時期、課税する所得の範囲、税額の計算方法、申告・納付の手続等が定められている。

納税者は、納付すべき税額を税務署に申告して納付することなどとなっている。国税局等又は税務署は、納税者が申告した内容が適正なものとなっているかについて申告審理を行い、必要があると認める場合には調査を行っている。そして、確定した税額は、税務署が徴収決定を行っている。

平成 21 年度国税収納金整理資金の各税受入金の徴収決定済額は 50 兆 8464 億余円となっている。このうち源泉所得税は 12 兆 4899 億余円、申告所得税は 2 兆 6527 億余円、法人税は 9 兆 5035 億余円、相続税・贈与税は 1 兆 4584 億余円、消費税及地方消費税は 15 兆 9102 億余円となっていて、これら各税の合計額は 42 兆 0149 億余円となり、全体の 82.6% を占めている。

#### 2 検査の結果

##### (1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、上記の各税に重点をおいて、合規性等の観点から、課税が法令等に基づき適正に行われているかに着眼して、計算証明規則(昭和 27 年会計検査院規則第 3 号)に基づき本院に提出された証拠書類等により検査するとともに、全国の 12 国税局等及び 524 税務署のうち 12 国税局等及び 131 税務署において、提出された申告書等の書類により会計実地検査を行った。そして、適正でないと思われる事態があった場合には、国税局等及び税務署に調査を求めて、その調査の結果の内容を確認するなどの方法により検査を行った。

##### (2) 徴収過不足の事態

検査の結果、113 税務署において、納税者 214 人から租税を徴収するに当たり、徴収額が、205 事項 494,398,308 円(16 年度～21 年度)不足していたり、9 事項 21,489,900 円(19、20 両年度)過大になっていたりにして、不当と認められる。

これを、税目別にみると次表のとおりである。

表

税 目	徴収不足の事項数	徴収過大の事項数	徴収不足額	徴収過大額(△)
源泉所得税	4	—	53,378,908	—
申告所得税	56	3	101,882,700	△ 5,716,900
法人税	125	4	306,492,600	△ 14,007,100
相続税・贈与税	11	2	13,300,100	△ 1,765,900
消費税	9	—	19,344,000	—
計	205	9	494,398,308	△ 21,489,900

なお、これらの徴収不足額及び徴収過大額については、本院の指摘により、すべて徴収決定又は支払決定の処置が執られた。

### (3) 発生原因

このような事態が生じていたのは、前記の113税務署において、納税者が申告書等において所得金額や税額等を誤るなどしているのに、これを見過ごしたり、法令等の適用の検討が十分でなかったり、課税資料の収集・活用が的確でなかったりしたため、誤ったままにしていたことなどによると認められる。

なお、上記事態の中には、同一事由により誤っているものがあり、これについて本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項がある(本院の指摘及び国税庁が講じた処置の内容については、後掲178ページの「消費税の還付申告者に係る資料を課税資料として活用することなどにより、消費税の還付金等が支払われた場合の所得税の課税が適正なものとなるよう改善させたもの」参照)。

### (4) 税目ごとの態様

この214事項について、源泉所得税、申告所得税、法人税、相続税・贈与税及び消費税の別に、その主な態様を示すと次のとおりである。

#### ア 源泉所得税に関するもの

源泉所得税に関して徴収不足になっていたものが4事項あった。これらは、配当、給与等(給料、賃金、賞与等をいう。以下同じ。)及び退職手当に関するものである。

配当、給与等及び退職手当の支払者は、支払の際に、所定の方法により計算した源泉所得税を徴収し、徴収の日の属する月の翌月10日までに国に納付しなければならないこととなっている。そして、この法定納期限までに納付がない場合には、税務署は支払者に対して、納税の告知をしなければならないこととなっている。

この配当、給与等及び退職手当に関して、徴収不足になっていた事態が4事項53,378,908円あった。その内容は、自己株式の取得による配当とみなされる金額、給与等の支払額及び退職手当の支払額について、法定納期限を経過した後も長期間にわたって源泉所得税が納付されていないのに、課税資料の収集・活用が的確でなかったため、納税の告知をしていなかったものである。

#### <事例1> 給与等に関する源泉所得税について納税の告知をしていなかったもの

A会社は、平成17年4月から21年11月までの給与等に関する源泉所得税を納付していなかった。

しかし、同会社から提出された法人税の申告書等によれば、上記の期間において給与等が支払われていた。したがって、給与等に対する源泉所得税が納付されていなければならないのに、上記申告書等の活用が的確でなくこの事実を把握していなかったため、納税の告知をしておらず、源泉所得税額 28,818,780 円が徴収不足になっていた。

イ 申告所得税に関するもの

申告所得税に関して徴収不足又は徴収過大になっていたものが 59 事項あった。この内訳は、不動産所得に関するもの 37 事項、譲渡所得に関するもの 12 事項及びその他に関するもの 10 事項である。

(ア) 不動産所得に関するもの

個人が不動産を貸し付けた場合には、その総収入金額から必要経費を差し引いた金額を不動産所得として、他の各種所得と総合して課税することとなっている。そして、個人が、不動産所得について、収入、経費の各項目の金額に消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)を含めた経理を行っている場合には、経費に係る消費税等の額が収入に係る消費税等の額を上回るときに生ずる消費税等の還付金を不動産所得の計算上、総収入金額に算入することとなっている。

また、個人が有する減価償却資産につきその償却費として不動産所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、当該資産について定められた償却の方法に基づいて計算した金額とすることとなっている。そして、10年4月1日以後に取得(相続を含む。)した建物の減価償却費の計算は、定額法に基づき行うこととなっている。

この不動産所得に関して、徴収不足になっていた事態が 36 事項 72,851,600 円、徴収過大になっていた事態が 1 事項 2,174,100 円あった。その主な内容は、次のとおりである。

- a 収入、経費の各項目の金額に消費税等を含めた経理を行っている場合の消費税等の還付金を総収入金額に算入していないのに、これを見過ごしたため、不動産所得の金額を過小のままとしていた(後掲 178 ページ参照)。
- b 総収入金額から差し引く減価償却費等の必要経費の額を過大に計上しているのに、これを見過ごしたため、不動産所得の金額を過小のままとしていた。

<事例 2> 不動産所得の必要経費の額を過大に計上していたもの

納税者 B は、平成 19、20 両年分の申告に当たり、不動産所得の計算において、貸付けの用に供している 2 棟の建物について、定率法に基づき計算した減価償却費を必要経費に算入し、両年分の総収入金額からこれらの必要経費等を差し引き、不動産所得の金額を算出していた。

しかし、同人の青色申告決算書等によれば、当該 2 棟の建物は 18 年 8 月に相続により取得したものであり、減価償却費の計算は定額法に基づき行わなければならない。したがって、減価償却費を定率法に基づき計算していたことにより減価償却費が過大となり不動産所得の金額が過小となっていたのに、これを見過ごしたため、申告所得税額 19 年分 6,086,800 円及び 20 年分 4,203,500 円、計 10,290,300 円が徴収不足になっていた。

(イ) 譲渡所得に関するもの

個人が資産を譲渡した場合には、その総収入金額から譲渡した資産の取得費や譲渡に要した費用の額等を差し引いた金額を譲渡所得として、他の各種所得と総合して課

税することとなっている。ただし、土地建物等の譲渡による所得については、他の所得と分離して課税することとなっている。また、個人が相続又は遺贈により取得した資産を一定の期間内に譲渡した場合には、相続税額のうち所定の方法により計算した金額を、当該譲渡した資産に係る譲渡利益金額を超えない範囲で取得費に加算する特例を適用できることとなっている。

この譲渡所得に関して、徴収不足になっていた事態が11事項16,542,900円、徴収過大になっていた事態が1事項2,953,700円あった。その主な内容は、取得費に加算できる相続税額を過大に計上しているのに、これを見過ごしたため、譲渡所得の金額を過小のままとしていたものである。

(ウ) その他に関するもの

上記(ア)及び(イ)のほか、事業所得、雑所得等に関して、徴収不足になっていた事態が9事項12,488,200円、徴収過大になっていた事態が1事項589,100円あった。

ウ 法人税に関するもの

法人税に関して徴収不足又は徴収過大になっていたものが129事項あった。この内訳は、法人税額の特別控除に関するもの38事項、受取配当等の益金不算入に関するもの16事項及びその他に関するもの75事項である。

(ア) 法人税額の特別控除に関するもの

法人税額から一定の金額を控除する各種の特別控除が設けられている。このうち、青色申告書を提出する資本金又は出資金の額が3000万円以下の中小企業者等(以下「特定中小企業者等」という。)が特定の機械等を取得して事業の用に供した場合には、その事業年度において、当該事業年度の法人税額の100分の20相当額を限度として、取得価額に一定の割合を乗じた金額を法人税額から控除できることとなっている。

また、青色申告書を提出する法人に損金の額に算入した試験研究費がある場合には、当該事業年度の法人税額の100分の20相当額を限度として、試験研究費に一定の割合を乗じた金額を法人税額から控除できることとなっている。そして、上記に加え、18年4月1日から20年3月31日までの間に開始する事業年度(以下「適用年度」という。)においては、試験研究費の額が、その法人の比較試験研究費<sup>(注1)</sup>の額及び基準試験研究費<sup>(注2)</sup>の額を超える場合には、試験研究費の額から比較試験研究費の額を控除した残額の100分の5に相当する金額を法人税額から控除できることとなっている。

(注1) 比較試験研究費 適用年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額の合計額を当該3年以内に開始した各事業年度の数で除して計算した金額

(注2) 基準試験研究費 適用年度開始の日前2年以内に開始した各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額のうち最も多い額

この法人税額の特別控除に関して、徴収不足になっていた事態が38事項99,523,500円あった。その主な内容は、次のとおりである。

a 資本金の額が3000万円を超えていて特定中小企業者等に該当しない法人が、特定中小企業者等が機械等を取得して事業の用に供した場合の法人税額の特別控除を行っているのに、これを見過ごしたため、法人税額を過小のままとしていた。

- b 試験研究費の額が比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額を超えていない法人が、試験研究費に係る法人税額の特別控除の規定を適用して、試験研究費の額から比較試験研究費の額を控除した残額の100分の5に相当する金額を法人税額から控除しているのに、これを見過ごしたり、法令等の適用の検討が十分でなかったりしたため、法人税額を過小のままとしていた。

＜事例3＞ 試験研究費に係る法人税額の特別控除の規定の適用を誤っていたもの

C会社は、平成18年6月から19年5月までの事業年度分の申告に当たり、試験研究費に係る法人税額の特別控除の規定を適用して、試験研究費の額から比較試験研究費の額を控除した残額に100分の5を乗じた金額を法人税額から控除していた。

しかし、同会社の過年度分の申告書等によれば、同事業年度の試験研究費の額は比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額を超えていないため、法人税額の特別控除の規定は適用できないのに、法令等の適用の検討が十分でなかったため、法人税額12,249,900円が徴収不足になっていた。

- (イ) 受取配当等の益金不算入に関するもの

法人が内国法人から受ける剰余金の配当等の金額、証券投資信託の収益の分配金のうち内国法人から受ける剰余金の配当等から成る部分の金額等については、所定の方法により計算した金額を所得の金額の計算上、益金の額に算入しないこととなっている。ただし、証券投資信託のうち特定外貨建等証券投資信託の収益の分配金については、その全額が益金不算入の対象とならないこととなっている。

この受取配当等の益金不算入に関して、徴収不足になっていた事態が16事項75,966,600円あった。その主な内容は、受取配当等の益金不算入の対象とならない特定外貨建等証券投資信託の収益の分配金を受取配当等の益金不算入額としているのに、これを見過ごしたり、法令等の適用の検討が十分でなかったりしたため、所得の金額を過小のままとしていたものである。

＜事例4＞ 受取配当等の益金不算入の対象とならない特定外貨建等証券投資信託の収益の分配金を受取配当等の益金不算入額としていたもの

D会社は、平成17年4月から19年3月までの2事業年度分の申告に当たり、特定外貨建等証券投資信託の収益の分配金の2分の1に相当する金額を受取配当等の益金不算入額に含めていた。

しかし、特定外貨建等証券投資信託の収益の分配金は、その全額が受取配当等の益金不算入の対象とならないため、2事業年度分の所得の金額が過小となっていたのに、法令等の適用の検討が十分でなかったため、法人税額29,967,300円が徴収不足になっていた。

- (ウ) その他に関するもの

上記(ア)及び(イ)のほか、同族会社の留保金、役員給与の損金不算入等に関して、徴収不足になっていた事態が71事項131,002,500円、徴収過大になっていた事態が4事項14,007,100円あった。

- エ 相続税・贈与税に関するもの

相続税・贈与税に関して徴収不足又は徴収過大になっていたものが13事項あった。この内訳は、相続税については相続税額の加算に関するもの7事項及び土地建物等の価額に関するもの4事項、贈与税については有価証券の価額に関するものなど2事項である。



## (ア) 相続税に関するもの

## a 相続税額の加算に関するもの

個人が相続又は遺贈により財産を取得した場合には、その取得した財産に対して相続税を課することとなっている。そして、財産を取得した者が被相続人の一親等の血族(養子を含む。)及び配偶者以外の者である場合には、所定の方法により算出した金額にその100分の20に相当する金額を加算するなどした金額をその者の相続税額とすることとなっている。ただし、被相続人の孫が養子となっている場合は、当該養子は一親等の血族に含まないものとする事となっている。

この相続税額の加算に関して、徴収不足になっていた事態が5事項6,998,800円、徴収過大になっていた事態が2事項1,765,900円あった。その主な内容は、相続により財産を取得した者が被相続人の養子となった孫である場合は一親等の血族に含まないものとされているため、相続税額の加算の必要があるのに、これを見過ごしたため、相続税額を過小のままとしていたものである。

## b 土地建物等の価額に関するもの

個人が相続又は遺贈により取得した土地建物等の相続税額の計算の基礎となる価額については、路線価、固定資産税評価額等を基にして計算することとなっている。そして、土地の利用区分が貸宅地や賃借権の目的となっている土地の場合には、それぞれ減額の補正を行って価額を評価することとなっている。

この土地建物等の価額に関して、徴収不足になっていた事態が4事項3,092,900円あった。その主な内容は、土地の利用区分を誤って貸宅地として減額の補正を行って価額を評価しているのに、これを見過ごしたため、土地の価額を過小のままとしていたものである。

## (イ) 贈与税に関するもの

個人が贈与により財産を取得した場合には、その取得した財産に対し贈与税を課することとなっている。そして、取得した財産の価額は、贈与により取得した時の時価とされている。

この贈与税に関して、徴収不足になっていた事態が2事項3,208,400円あった。その主な内容は、取引相場のない同族会社の出資の価額について時価の算定を誤っているのに、これを見過ごしたため、出資の価額を過小のままとしていたものである。

## オ 消費税に関するもの

消費税に関して徴収不足になっていたものが9事項あった。この内訳は、課税仕入れに係る消費税額の控除に関するもの6事項及びその他に関するもの3事項である。

## (ア) 課税仕入れに係る消費税額の控除に関するもの

事業者は、課税期間における課税売上高に対する消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除した額を消費税として納付し、また、課税仕入れに係る消費税額が課税売上高に対する消費税額を上回る場合には控除不足税額の還付を受けることができる事となっている。この課税仕入れに係る消費税額の控除額は、課税期間における課税売上割合(総売上高に占める課税売上高の割合)が100分の95以上のときは、課税仕入れに係る消費税額の全額、100分の95未満のときは、課税売上高に対応する課税仕入れの部分として課税売上割合に基づくなどして算出された金額に係る消費税額

相当の金額となっている。

この課税仕入れに係る消費税額の控除に関して、徴収不足になっていた事態が6事項12,323,400円あった。その主な内容は、課税売上割合の計算を誤り、同割合が100分の95未満であるにもかかわらず、同割合を100分の95以上であるとして課税仕入れに係る消費税額の全額を控除額としているのに、これを見過ごしたため、控除額を過大のままとしていたものである。

＜事例5＞ 課税仕入れに係る消費税額の控除額の計算を誤っていたもの

納税者Eは、平成18年1月から12月までの課税期間分の申告に当たり、当該課税期間の非課税売上高はなく課税売上割合は100%であるとしていた。そして、事業用建物の取得等に係る消費税額の全額を課税仕入れに係る消費税額の控除額とし、当該控除額が課税売上高に対する消費税額を上回るとして、控除不足税額の還付を受けていた。

しかし、同人の申告所得税の申告書に添付された書類等によれば、同人には課税売上高となる貸店舗等の貸付けに係る収入のほかに非課税売上高となる居住用アパートの貸付けに係る収入があり、これに基づき課税売上割合を計算すると14.7%となる。したがって、課税仕入れに係る消費税額の控除額は、同割合に基づくなどして算出すべきであるのに、これを見過ごしたため、消費税額4,279,200円が徴収不足になっていた。

(イ) その他に関するもの

上記(ア)のほか、小規模事業者に係る納税義務の免除等に関して、徴収不足になっていた事態が3事項7,020,600円あった。

これらの徴収不足額及び徴収過大額を国税局等別に示すと次のとおりである。

国税局等	税務署数	源泉所得税		申告所得税		法人税		相続税		消費税		計	
		事項数	徴収不足 徴収過大 (△) 千円	事項数	徴収不足 徴収過大 (△) 千円	事項数	徴収不足 徴収過大 (△) 千円	事項数	徴収不足 徴収過大 (△) 千円	事項数	徴収不足 徴収過大 (△) 千円	事項数	徴収不足 徴収過大 (△) 千円
札幌国税局	7			2	1,816	7	27,419	2	1,426			11	30,662
仙台国税局	7	1	18,232	1	1,051	6	11,132	1	2,088			9	32,505
関東信越国税局	10	1	1,928	5	6,781	9	9,210	3	4,706			18	22,627
東京国税局	40			31	69,061	52	131,114			8	17,033	91	217,208
金沢国税局	1			2	△ 5,127	2	△ 12,612	2	△ 1,765			6	△ 19,506
名古屋国税局	11	2	33,217	9	11,338	12	47,328	2	2,360	1	2,310	26	96,555
大阪国税局	11			2	2,712	8	16,500					10	19,212
広島国税局	7			1	△ 589							1	△ 589
高松国税局	7			8	16,371	8	16,371					8	16,371
福岡国税局	5			3	4,072	5	8,195					8	12,267
福岡国税局	4			1	1,714	6	10,308	2	2,045			9	14,068
熊本国税局	8			2	3,334	9	21,933	1	672			12	25,940
沖縄国税事務所	2					2	3,849					2	3,849
計	113	4	53,378	56	101,882	125	306,492	11	13,300	9	19,344	205	494,398
				3	△ 5,716	4	△ 14,007	2	△ 1,765			9	△ 21,489

## 物 件

- (87) 不正薬物に係る簡易試薬の購入契約において、必要がない耐冷保存用収納ケースの価格を見込んで積算していたなどのため、支払額が過大となっていたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)税関 (項)税関業務費
部 局 等	横浜税関
契 約 名	薬物簡易試薬の購入に関する単価契約
契 約 の 概 要	不正薬物の簡易鑑定に用いる試薬を調達するもの
契 約 の 相 手 方	株式会社チヨダサイエンス
契 約	平成20年5月、21年6月 一般競争契約(単価契約)
支 払 額	19,129,660 円(平成20、21両年度)
過大となっていた支払額	530 万円(平成20、21両年度)

## 1 契約の概要

横浜税関は、不正薬物等の密輸に対する監視取締りを行っており、手荷物等から不審物が発見された場合に、それが不正薬物であるかを検査する5種類の簡易試薬(以下「試薬」という。)を調達する物品購入契約を、平成20、21両年度に株式会社チヨダサイエンスと締結して、20年度9,046,200円、21年度10,083,460円を支払っている。

本件契約に当たっては、試薬ごとに単価契約することとした上で、仕様書で試薬の製造方法、梱包方法、納品方法、年間購入予定数量等を示して、その総額を入札書に記載させる方法で一般競争入札を行っている。

仕様書によると、試薬は、バイアルという容器に注入し、試薬の種類ごとにバイアルを10本ずつ箱詰めにする事、また、試薬を使用する同税関及び税関支署等27か所へ直接納品することとされており、購入予定数量は20年度11,700本、21年度9,930本とされている。また、納品時に必要な物としてバイアル10本が入るバイアル入れが指定されている。そして、同税関は、この仕様書に基づいて本件契約の予定価格を算定している。

## 2 検査の結果

## (1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、本件契約について、経済性等の観点から、予定価格の算定が適切に行われているかなどに着眼して、横浜税関において、契約書、仕様書、予定価格調書等の書類により会計実地検査を行った。

## (2) 検査の結果

検査したところ、予定価格の算定について、次のとおり適切でない事態が見受けられた。

## ア バイアル入れに係る経費の積算について

同税関は、バイアル入れについて、冷凍保存が可能な特殊加工合成樹脂製の耐冷保存用収納ケース(以下「耐冷保存用ケース」という。)の価格を見込んで積算していた。

しかし、同税関及び税関支署等においては、紙製の箱で納品されたバイアルを、箱詰

めのままで冷暗所に保管して順次使用しており、冷凍保存していないことから、本件契約において耐冷保存用ケースの価格を見込んで積算する必要はないと認められた。現に、耐冷保存用ケースは納品されていなかった。

イ 配送料金の積算について

同税関は、バイアルを10本ずつ箱詰めにする事としていることから試薬の購入予定数量の総数を10で除すなどして、箱数を20年度1,171箱、21年度993箱とし、1箱ごとにそれぞれの配送地域別の運送単価を乗じて配送料金を積算していた。

しかし、発注の実績が年2回であることから、納品先である同税関及び税関支署等27か所に複数の箱をまとめて年2回配送すればよく、上記のように1箱ごとに配送することとする積算をする必要はないと認められた。

そこで、耐冷保存用ケースに係る経費を除き、配送料金は納品先ごとに複数の箱をまとめて年2回の配送とするなどして予定価格を修正計算し、これに基づき各年度の契約単価を修正の上、支払額を計算すると、20年度6,382,720円、21年度7,304,050円となることから、両年度の支払額9,046,200円、10,083,460円は、これに比べてそれぞれ約260万円、約270万円、計約530万円が過大となっていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同税関において、予定価格の算定に当たり、試薬の梱包、納品等に要する経費の積算についての検討が十分でなかったことによると認められる。

意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) 租税特別措置の趣旨に照らして有効かつ公平に機能しているかの検証を踏まえ、中小企業者に適用される租税特別措置の適用範囲について検討するなどの措置を講ずるよう意見を表示したもの

会計名及び科目	一般会計 国税収納金整理資金 (款)歳入組入資金受入 (項)各税受入金
部 局 等	財務本省
検査の対象	財務本省 経済産業本省
中小企業者に適用される租税特別措置の概要	財務状況が脆弱な中小企業者に対して、投資を行った場合の投下資本を早期に回収して資金繰りの改善を図ることなどを目的として、税の減免又は課税の繰延べをするもの
中小企業者に適用される租税特別措置の適用を受けている中小企業者のうち検査の対象とした法人数	1,580 法人(平成20年度)
上記のうち所得金額が大企業の平均所得金額を超えている法人数	92 法人

上記の中小企業 者が中小企業者 に適用される租 税特別措置の適 用を受けていた 推計減税額	8億8635万円
--	----------

**【意見を表示したものの全文】****中小企業者に適用される租税特別措置について**(平成22年10月26日付け 財務大臣<sup>あて</sup>  
経済産業大臣)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

## 記

**1 制度の概要****(1) 租税特別措置の概要**

租税特別措置(以下「特別措置」という。)は、所得税法(昭和40年法律第33号)、法人税法(昭和40年法律第34号)等で定められた税負担に対して、租税特別措置法(昭和32年法律第26号。以下「措置法」という。)に基づいて、特定の個人や企業の税負担を軽減することなどにより、国による経済政策や社会政策等の特定の政策目的を実現するなどのための特別な政策手段であるとされている。

税収の減少(以下「減収」という。)をもたらす特別措置には、税額控除や所得計算上の特別控除等の手法を用いて税の軽減又は免除になるもの(以下「税の減免」という。)と特別償却や取得価額の損金算入等の手法を用いて一時的にその課税を猶予して課税の延期になるもの(以下「課税の繰延べ」という。)がある。

税の減免は、実質的には減免された税額相当額の補助金を交付したと同様の効果があるといわれている。また、課税の繰延べは、実質的には繰り延べられた税額相当額を無利息で貸し付けたと同様の結果になり利子補給の効果があるといわれている。

**(2) 特別措置の策定等**

特別措置を行政上の政策に導入している省庁(以下「関係省庁」という。)は、毎年行われる税制改正の審議に当たり、各政策の目的に基づき、特別措置の新設、拡充及び延長を希望する旨を記載した「税制改正(租税特別措置)要望事項(新設・拡充・延長)」(以下「要望書」という。)を財務省に提出している。それらの内容については、財務省と関係省庁との折衝、税制調査会での議論を経て、税制改正大綱の閣議決定が行われ、この大綱に沿った措置法等の改正案は、閣議決定を経た上で内閣から国会に提出されて、国会で審議・議決されることになる。

そして、措置法等に基づく国民(納税義務者)に対する課税は国税庁により執行される。

**(3) 関係省庁における政策の検証**

関係省庁は、特別措置の拡充、延長の要望がある年には、当該特別措置の効果等の検証を行い、当該特別措置によるこれまでの政策効果、減収見込額等を記載した要望書を前記のとおり財務省に提出している。さらに、平成20年度以降毎年、関係省庁は、実施されている特別措置の効果等の検証を行い、当該特別措置の政策目的、達成目標、施策の有効性、政策目的の達成状況等を記載した「租税特別措置の概要」を財務省に提出している。

#### (4) 法人税関係の特別措置の概要

##### ア 法人税関係の特別措置の状況

法人税関係の特別措置は21年6月時点で92項目あるが、このうち財務省が、「租税特別措置法の規定による特例措置(政策税制措置)」の中で、特定の政策目的を実現するために設けられたものと分類しているものは、78項目である。一方、残る14項目は租税回避の防止や課税の適正化を図るなどのために設けられているものである。

##### イ 法人税関係の特別措置の適用状況等に係る財務省及び関係省庁の把握の状況

法人が特別措置を適用して法人税の確定申告をする場合、確定申告書に当該特別措置に係る別表又は付表を添付して適用の詳細を示すこととされているため、税務署において、当該特別措置の適用の可否を検討できるようになっている。しかし、各々の特別措置ごとに、その適用法人数や減収額等について集計することとされていないため、財務省及び関係省庁ではこれらのデータ<sup>(注1)</sup>を把握していない。

このため、関係省庁は業界団体からヒアリングするなどして特別措置の適用状況を把握することとしている。そして、関係省庁は、特別措置による減収見込額の算定に当たり、個々の特別措置ごとに適用法人の割合を推測して、全体法人数にその割合を乗ずるなどして適用法人数を推計した上で、これに平均特別措置適用額を乗ずるなどして減収見込額を推計している。そして、財務省は、これを基にするなどして特別措置の減収見込額を推計しており、このうち法人税関係の特別措置による減収見込額は、21年度で1兆1380億円となっている。

21年度で減収見込額が大きい特別措置の主なものは表1のとおりである。

表1 減収見込額が大きい特別措置の主なもの

順位	特別措置名	減収見込額(億円)
1	試験研究を行った場合の法人税額の特別控除	2,540
2	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除	2,500
3	エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除	1,220
4	退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止	1,170
5	中小企業者等の法人税率の特例	1,100
6	情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除	700
7	事業革新設備等の特別償却	550
8	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例	290
9	医療用機器等の特別償却	260
10	事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除	140
10	対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例	140

(注1) 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律(平成22年法律第8号)が平成22年3月31日に公布され、23年4月1日以後に終了する事業年度から特別措置の適用を受けようとする法人は特別措置の適用額等を記載した明細書を確定申告書に添付することとなつ

た。税務署において明細書を国税総合管理システムに入力することにより、財務省及び関係省庁は適用法人数や減収額等を把握できることとなる。

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点及び着眼点)

本院は、法人税関係の特別措置につき、有効性等の観点から、特別措置の適用の状況はどのようなになっているか、また、これらの特別措置は、政策目的を実現するため、所期の目的に照らして有効かつ公平に機能しているか、関係省庁における政策の検証状況はどのようなになっているかなどに着眼して検査した。

### (検査の対象及び方法)

特定の政策目的を実現するために設けられた法人税関係の特別措置 78 項目のうち、法人に特定の投資、支出を行うことを誘導するため、税額控除等により税の減免を行うもの及び特別償却等によって課税の繰延べを行うもの計 44 項目を<sup>(注2)</sup>検査した。そして、21 年 12 月から 22 年 4 月までに<sup>(注3)</sup>会計実地検査を実施した国税庁の 51 税務署が管轄する法人の中から、本院に提出された<sup>(注3)</sup>証拠書類より抽出した 8,361 法人に対する書面検査を実施するとともに、この 8,361 法人に、国税庁が毎年実施している会社標本調査のうち、上記の 51 税務署が管轄する法人から 3 分の 1 の抽出率で選定した 2,672 法人を加えた計 11,033 法人の 20 年 4 月から 21 年 3 月までの間に終了した事業年度に係る確定申告書について、上記の 51 税務署において会計実地検査を行った。

また、政策の検証状況を検査するため、財務本省及び関係省庁である経済産業本省において会計実地検査を行った。

(注2) 51 税務署 札幌北、仙台中、仙台南、宇都宮、鹿沼、前橋、高崎、川越、秩父、所沢、春日部、新潟、長野、松本、松戸、佐原、成田、麴町、神田、日本橋、京橋、芝、麻布、四谷、新宿、東京上野、大森、世田谷、渋谷、中野、王子、板橋、藤沢、相模原、福井、岐阜北、浜松東、名古屋中村、名古屋中、昭和、下京、北、東、岸和田、豊能、門真、倉敷、広島西、高知、福岡、宮崎各税務署

(注3) 本院に提出された証拠書類 計算証明規則(昭和 27 年会計検査院規則第 3 号)に基づき国税庁から本院に提出された平成 21 年度の証拠書類のうち 6 月分として提出された一定規模以上の資本金や税額を有する法人に係る法人税の確定申告書

### (検査の結果)

#### (1) 法人税関係の特別措置の適用状況

前記の 11,033 法人に係る 20 年 4 月から 21 年 3 月までの間に終了した事業年度における特別措置の適用状況について<sup>(注4)</sup>検査したところ、所得がある 5,430 法人(納税額合計 5342 億 5297 万余円)のうち、特別措置の適用法人数、適用件数及び推計減税額は表 2 のとおり<sup>(注5)</sup>となっている。

(注4) 特別措置の適用状況 当年度に納税を行っていない欠損法人でも次年度以降、繰り越して特別措置の適用を受ける目的で、当年度に特別措置の適用を申告している場合などがある。この場合、当年度は税の軽減が基本的には発生しないので、便宜的に特別措置の適用がないものとした。

(注5) 推計減税額 特別償却等に関しては当該特別償却額等に法人税率の 30% を乗じた額を推計減税額とし、税額控除に関しては当該税額控除額を推計減税額とした。

表2 法人税関係の特別措置の適用状況

特別措置名	措置法 (条文)	適用件数		推計減税額(千円)	
		中小企業者	大企業	中小企業者	大企業
中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例	67条の5	1,406		623,879	
		1,406	対象外	623,879	対象外
中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除	42条の6	431		2,088,162	
		431	対象外	2,088,162	対象外
試験研究を行った場合の法人税額の特別控除(注)	42条の4	300		5,335,934	
		147	153	1,210,002	4,125,931
情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除	42条の11	137		982,887	
		110	27	593,018	389,868
事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除	42条の7	30		37,630	
		30	対象外	37,630	対象外
エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(注)	42条の5	17		63,070	
		14	3	34,549	28,521
特定地域における工業用機械等の特別償却	45条	4		52,331	
		2	2	5,996	46,335
特定再開発建築物等の割増償却	47条の2	2		1,005	
		2	—	1,005	—
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等	46条の2	2		589	
		2	—	589	—
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除	59条	1		2,259	
		—	1	—	2,259
特定設備等の特別償却	43条	1		384	
		1	—	384	—
合計適用件数、推計減税額		2,331		9,188,134	
		2,145	186	4,595,218	4,592,915
適用法人数		1,803			
		1,624	179		

(注) 中小企業者には特別措置の適用要件を優遇している。

すなわち、特別措置の適用法人数は1,803法人、適用件数は2,331件、推計減税額は91億8813万余円となっていた。法人の規模別にみると租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第27条の4第10項の規定に基づき、資本金等の額が1億円以下であることなどから中小企業者とされる法人(以下「中小企業者」という。)(注6)の適用が1,624法人(全体の90.0%)で2,145件(同92.0%)、推計減税額45億9521万余円(同50.0%)、中小企業者以外の大企業の適用が179法人(同9.9%)で186件(同7.9%)、推計減税額45億9291万余円(同49.9%)となっていた。

また、特別措置ごとの適用状況についてみると、検査の対象とした前記44の特別措置のうち11の特別措置(25.0%)が適用されており、最も適用件数が多かったものは、「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例(第67条の5)」の1,406件であり、次いで「中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(第42条の6)」の431件、「試験研究を行った場合の法人税額の特別控除(第42条の4)」の300件であった。そして、適用件数2,331件のうち、大企業が対象外となっている特別措置(中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例、中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除、事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除)の適用件数が計1,867件で全体の80.0%を占めていた。一方、推計減税額が最も多かったものは「試験研究を行った場合の法人税額の特別



控除(第42条の4)」の53億3593万余円となっていて、このうち大企業は、153件の適用を受け、推計減税額が41億2593万余円と同特別控除の推計減税額の77.3%を占めている。

上記のことから、中小企業者は中小企業者を対象とする特別措置を多く適用している一方、大企業は試験研究に係る税額控除等により特別措置を適用し多額の減税を受けている状況となっていた。

(注6) 中小企業者 資本金等の額が1億円以下の法人のうち、①当該法人の発行済株式等の2分の1以上が1社の大規模法人(資本金等の額が1億円を超える法人等)の所有に属している法人や②その発行済株式等の3分の2以上が複数の大規模法人の所有に属している法人以外の法人等。

## (2) 中小企業者に適用される特別措置について

### ア 中小企業者に適用される特別措置の概要及び適用状況

法人税関係の特別措置には、地域経済の柱となり雇用の大半を担っている財務状況が脆弱な中小企業者を優遇する特別措置として、前記の大企業が対象外となっている三つの特別措置以外に、大企業にも適用があるが中小企業者に対する適用においては更に優遇されることになる二つの特別措置(以下、これら五つの特別措置を併せて「中小企業者に適用される特別措置」という。)がある。これら五つの特別措置は、新規事業に取り組む意欲と技術力を有する中小企業者が投資を行った場合に、税負担を軽減させて投下資本を早期に回収できるようにして、資金繰りの改善を図ることなどを目的として設けられている。

中小企業者に適用される特別措置及びその適用状況を、前記の表2の1,624法人についてみると、表3のとおりとなっている。

表3 中小企業者に適用される特別措置の適用状況 (単位：千円)

特 別 措 置 名	措置法 (条文)	主な適用要件、優遇内容 (平成20年4月1日現在)	(件数) 推計減税額
試験研究を行った場合の法人税額の特別控除(注)	42条の4	試験研究費を支出した場合、12%の税額控除	(147) 1,210,002
エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(注)	42条の5	エネルギー需給構造改革推進設備等の取得価額の7%の税額控除	(11) 30,921
中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除	42条の6	特定の機械装置等の取得価額の30%の特別償却又は取得価額の7%の税額控除	(431) 2,088,162
事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除	42条の7	一定規模の事業基盤強化設備の取得価額の30%の特別償却又は取得価額の7%の税額控除	(30) 37,630
中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例	67条の5	取得価額30万円未満の償却資産を合計額300万円まで全額損金算入	(1,406) 623,879
合 計			(2,025) 3,990,596
適用法人数			1,580

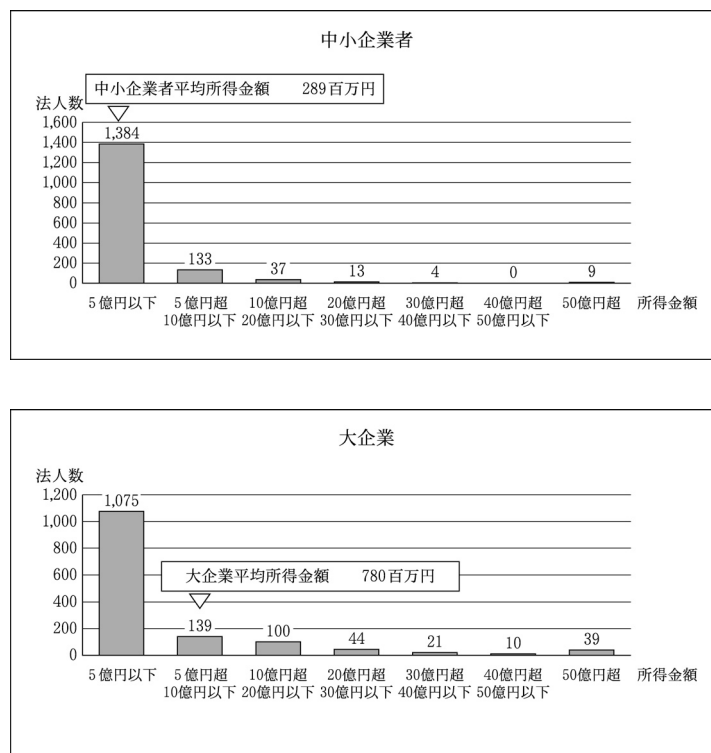
(注) 大企業も適用が可能であるが、中小企業者は特別措置の適用要件が優遇されており、件数、推計減税額は中小企業者が適用した件数、推計減税額である。

中小企業者に適用される特別措置を適用していたのは1,580法人、適用件数は2,025件、推計減税額は39億9059万余円となっていて、表2の特別措置を適用している1,624法人、2,145件、45億9521万余円に対して、それぞれ97.2%、94.4%、86.8%となっており、中小企業者においては、法人税関係の特別措置のうち中小企業者に適用される特別措置の適用が大半を占めている。

イ 特別措置を適用していた中小企業者の所得の状況

中小企業者に適用される特別措置を適用していた中小企業者の中に、所得が多額に上る法人が見受けられた。そこで、中小企業者に適用される特別措置を適用していた表3の中小企業者1,580法人の所得金額別法人数の分布状況を所得がある前記の5,430法人のうちの大企業1,428法人の所得金額別法人数の分布状況とともに示すと図1のとおりとなっている。

図1 所得がある中小企業者と大企業の所得金額別法人数



中小企業者に適用される特別措置を適用している中小企業者1,580法人のうち、所得金額が5億円以下の法人が1,384法人と全体の87.5%を占めている。また、1,580法人の平均所得金額は2億8900万円となっており、所得がある大企業1,428法人の平均所得金額7億8000万円と比較すると37.0%になっている。しかし、中小企業者1,580法人の所得金額の分布は広がっており、所得金額が5億円を超える法人は196法人で、大企業の平均所得金額7億8000万円を超える所得がある中小企業者は92法人ある状況となっている。このうち所得金額が10億円を超える法人が63法人あり、さらに、このうち50億円を超える法人が9法人ある状況となっている。そして、大企業の平均所得金額を超える所得がある92法人について、中小企業者に適用される特別措置の適用状況は表4のとおりである。

表4 所得金額別法人数、推計減税額合計等及び平均純資産額(92法人分)

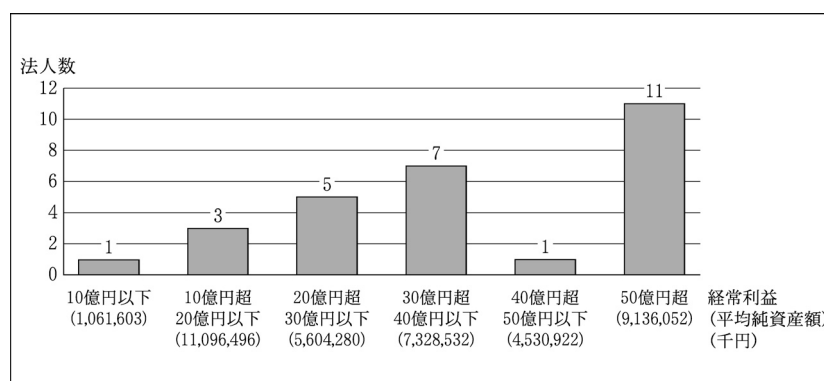
所得金額	法人数	推計減税額合計	1法人当たり推計減税額	平均純資産額
7億8000万円超10億円以下	29	千円 386,932	千円 13,342	千円 3,801,454
10億円超20億円以下	37	379,447	10,255	7,595,018
20億円超30億円以下	13	108,153	8,319	6,544,220
30億円超40億円以下	4	3,975	993	18,389,291
40億円超50億円以下	0	—	—	—
50億円超	9	7,850	872	20,481,123
合計	92	886,358		

中小企業者に適用される特別措置に係る推計減税額の合計は8億8635万余円となっている。また、所得金額が増加するに従い、法人の純資産額<sup>(注7)</sup>の平均も増加する傾向が見受けられる。これは、過去多額の所得を得ていた法人ほど、利益の一部を内部留保するなどして純資産額が大きくなる傾向にあるためと推測される。そこで、所得金額が大企業<sup>(注8)</sup>の平均所得金額を超える法人が安定した収益を上げているかについて、92法人のうち、18年4月から21年3月までの間に終了した3事業年度分の状況を把握できた8税務署が管轄する28法人の状況をみたところ、3事業年度分を通算した経常利益及び20年度に係る純資産額についての結果は図2のとおりである。

(注7) 純資産額 総資産額から総負債額を差し引いたもので、資本金に資本剰余金及び利益剰余金等を加えるなどしたもの。利益の一部を内部留保した場合、貸借対照表上、利益剰余金が積み上げられることから、純資産額が増大して財務状況の健全性が増すこととなる。このような法人は資金に余裕があることが多く、また、資金の借入れを比較的容易に行い得ることから、キャッシュフローも比較的余裕がある場合が多いと考えられる。

(注8) 8税務署 麹町、神田、京橋、芝、東京上野、渋谷、中野、板橋各税務署

図2 3事業年度分通算経常利益及び平均純資産額



28法人のうち、3事業年度分を通算した経常利益がマイナス(損失)となった法人はなく、50億円を超える法人が11法人と全体の39.2%を占めており、安定した利益を計

上している法人が多い状況となっていた。また、28法人について、その平均純資産額についてみると78億1070万余円で、過去も利益を着実に上げ、この一部を利益剰余金の形で蓄積していったことが推測される。

上記についての事例を示すと、次のとおりである。

＜事例＞

A株式会社は、資本金6000万円、平成20年9月期の売上高は134億円、所得は10億8682万余円となっている。同社は、20年9月期末時点で、資本金が1億円以下と措置法上、中小企業者の要件を満たすことから、中小企業者に適用される特別措置を適用していた18事業年度から20事業年度までの3事業年度で、次表のとおり、計9041万余円の法人税の軽減を受け、計12億5058万余円の法人税を納付していた。

表 法人税の軽減を受けた額 (単位：千円)

特 別 措 置 名	18年9月期	19年9月期	20年9月期	合 計
試験研究を行った場合の法人税額の特別控除(措置法42条の4)	21,768	18,484	19,036	59,289
中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(措置法42条の6)	10,259 (34,197)	5,092 (16,974)	13,136 (43,789)	28,488 (94,960)
中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例(措置法67条の5)	898 (2,996)	878 (2,929)	858 (2,860)	2,635 (8,786)
合 計	32,926	24,455	33,031	90,413

(注) ( )内の数字は損金算入額である。

ウ 財務省及び経済産業省における政策の検証状況

法人が特別措置を適用した場合、前記のとおり、各特別措置に関して、その適用法人数や減額等について集計することとされていないため、財務省及び経済産業省はこれらのデータを把握していない。このため、中小企業者に適用される特別措置の関係省庁である経済産業省において、業界団体からヒアリングするなどして特別措置の適用状況を把握し、税制改正のための要望書及び「租税特別措置の概要」を作成し、特別措置の効果、適用状況について検証をしているが、中小企業者に適用される特別措置の適用について中小企業者の所得の状況からみた効果の検証は行われていなかった。そして、財務省においても、上記の経済産業省の行った検証に基づき、特別措置の効果、適用状況について検証をしているが、中小企業者に適用される特別措置の適用について中小企業者の所得の状況からみた効果の検証は行われていなかった。

(改善を必要とする事態)

大企業の平均所得金額を超えるなど多額の所得を得ていて財務状況が脆弱とは認められない中小企業者が、中小企業者に適用される特別措置の適用を受けている事態は、地域経済の柱となり雇用の大半を担っている財務状況が脆弱な中小企業者を支援するという当該特別措置の趣旨に沿ったものとは認められず、また、この特別措置の適用を受けていない企業との間で公平性が損なわれていると認められ、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、経済産業省において、中小企業者に適用される特別措置についての中小企業者の所得の状況からみた効果の検証がなされておらず、また、財務省においても同様の検証が行われておらず、このため同特別措置の適用範囲の検討が十分でないことによると認められる。

3 本院が表示する意見

経済政策等の特定の政策目的のため税負担の軽減等を行う特別措置については、平成22年度税制改正大綱によると、22年度税制改正から始まる今後4年間で合理性、有効性、相当性の見地から抜本的に見直すこととされているが、法人税関係の、特に中小企業者に適用される特別措置の適用に当たっては、政策目的のため有効かつ公平に機能しているかを不断に検証することが求められる。

については、大企業の平均所得金額を超えるなど多額の所得を得ていて財務状況が脆弱とは認められない中小企業者が、中小企業者に適用される特別措置の適用を受けている事態が見受けられたことから、財務省及び経済産業省において、地域経済の柱となり雇用の大半を担っている財務状況が脆弱な中小企業者を支援するという当該特別措置の趣旨に照らして有効かつ公平に機能しているかの検証を踏まえ、中小企業者に適用される特別措置の適用範囲について検討するなどの措置を講ずるよう意見を表示する。

(2) 中小企業者に対する法人税率の特例を定めている法人税法の趣旨に照らして有効かつ公平に機能しているかの検証を踏まえて中小企業者に対する法人税率の特例の適用範囲について検討を行うなどの措置を講ずるよう意見を表示したもの

会計名及び科目	一般会計 国税収納金整理資金 (款)歳入組入資金受入 (項)各税受入金
部 局 等	財務本省
検査の対象	財務本省 経済産業本省
中小企業者に対する法人税率の特例の概要	中小企業者の税負担を軽減するために各事業年度の所得金額のうち800万円以下の部分の金額に対する法人税率を30%でなく22%にするもの
検査で確認した所得がある中小企業者の法人数	4,002 法人(平成20年度)
上記のうち所得金額が大企業の平均所得金額を超えている法人数	210 法人
上記の中小企業者が法人税率の特例により軽減されている法人税額	1億3440万円

【意見を表示したものの全文】

中小企業者に対する法人税率の特例について

(平成 22 年 10 月 26 日付け 財務大臣(あて) 経済産業大臣)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 制度の概要

(1) 法人税の概要

法人税は、法人税法(昭和 40 年法律第 34 号)に基づき、法人が納付する義務を負うものである。そして、法人税額は、国内に本店又は主たる事務所を有する法人(以下「内国法人」という。)に関しては、これらの法人の各事業年度の収益の額から収益に係る原価の額、販売費、一般管理費その他の費用等の額を控除した金額に対して、法人税法及び租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号。以下「措置法」という。)等の規定に基づく調整を行って所得金額を算出し、これに法人税法第 66 条(各事業年度の所得に対する法人税の税率)に定められた法人税率を乗ずるなどして計算した金額とすることとなっている。

(2) 法人税率の概要

内国法人に対する法人税率は、①内国法人の種類、②資本金の額又は出資金の額等、<sup>(注1)</sup>③所得金額に応じて定められている。そして、内国法人のうち普通法人に対する法人税率は、法人税法第 66 条に基づき平成 20 年 4 月 1 日現在、表 1 のとおりとなっている。

表 1 普通法人に対する法人税率

区 分	所得金額	税率(%)
普通法人(下記の普通法人を除く。)	各事業年度の所得金額	30
期末における資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下の普通法人	各事業年度の所得金額のうち年 800 万円以下の金額	22
	各事業年度の所得金額のうち年 800 万円超の金額	30

普通法人のうち期末における資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下の法人(以下「中小企業者」という。)については、表 1 のとおり当該事業年度の所得金額のうち 800 万円以下の部分の金額に対する法人税率は、特例により 22% となっている。これは、地域経済の柱となり雇用の大半を担っている中小企業者の脆弱な資金調達能力や零細な事業規模を踏まえ、中小企業者は担税力が弱いという理由によるものである。

上記 22% の税率は、11 年度の税制改正の際、経済情勢等を踏まえ、景気に最大限配慮しながら企業の国際競争力の発揮、企業活動の活性化の観点から、「経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律」(平成 11 年法律第 8 号)に定められ、その後、当該税率に関する規定は、18 年度の税制改正により、法人税法に取り入れられ、本則化されている。

なお、景気の下降局面に対処するため、20 年 10 月に新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議で決定された「生活対策」において、中小企業者に対する法人税率の特例の税率を時限的に引き下げることが盛り込まれた。これを受けて、21 年 4 月に措置法第 42 条の 3 の 2 が設けられ、21 年 4 月 1 日から 23 年 3 月 31 日までに終

了する事業年度の800万円までの所得に係る法人税率については、上記22%の税率が18%に引き下げられている。また、経済産業省においては、22年度税制改正に当たり、法人税率の特例が有効に機能しているかの検証を行い、これを踏まえ中小企業者に対する法人税率の特例について、税率は明記されていないものの、一層の税率の引下げの要望を行っている。

(注1) 普通法人 法人税法第2条第9号に基づき、公共法人、公益法人等及び協同組合等を除いた内国法人(人格のない社団等を含まない。)をいう。

### (3) 企業活動の実態を踏まえた特例の適用の見直し

前記のとおり、法人税率の特例は、中小企業者の脆弱な資金調達能力や零細な事業規模を踏まえ、中小企業者は担税力が弱いという理由により設けられたものである。この点に関し、経済産業省は、22年度税制改正要望において企業グループ内の子会社は、親会社の信用力等を背景に資金調達や事業規模を拡大する一方、法人税法の適用においては、単独の中小企業者として、法人税率の特例を受けることができる点を踏まえ、企業グループを構成する法人に関してグループの要素を反映した税制を整備するよう要望を行い、これを受けて、税制調査会において議論が行われた。その結果、22年度の税制改正において、資本金等が5億円以上の法人の100%子会社については、担税力が弱いとは認められないため、22年4月1日以後に開始する事業年度から、中小企業者に対する法人税率の特例を適用しないこととする見直しが行われた。

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点及び着眼点)

中小企業者に対する法人税率の特例の適用については上記のとおり、数次の見直しが行われているところであるが、本院としても、有効性等の観点から、その適用の状況はどのようになっているか、法人税法の趣旨に照らして有効かつ公平に機能しているかなどに着眼して検査した。

### (検査の対象及び方法)

本年次に本院が実施した中小企業者に適用される租税特別措置の適用範囲に関する検査に併せて、中小企業者に対する法人税率の特例に関する適用状況等についても検査を実施した。そして、21年12月から22年4月までに会計実地検査を実施した国税庁の51税務署<sup>(注2)</sup>が管轄する法人の中から、本院に提出された証拠書類より8,361法人を抽出するとともに、国税庁が毎年実施している会社標本調査のうち、上記の51税務署が管轄する法人から3分の1の抽出率で選定した2,672法人に上記の8,361法人を加えた計11,033法人のうち、中小企業者計7,863法人の20年4月から21年3月までの間に終了した事業年度に係る所得について、上記の51税務署において確定申告書に基づき会計実地検査を行った。そして、中小企業者との比較のため、上記11,033法人のうち中小企業者以外の普通法人(以下「大企業」という。)<sup>(注4)</sup>3,170法人について、その20年4月から21年3月までの間に終了した事業年度に係る確定申告書に基づき大企業の所得について検査を行った。

また、法人税率の特例に関する政策の検証状況を検査するため、財務本省及び当該特例に関する税制改正要望を行った経済産業本省において、会計実地検査を行った。

(注2) 51 税務署 札幌北、仙台中、仙台南、宇都宮、鹿沼、前橋、高崎、川越、秩父、所沢、春日部、新潟、長野、松本、松戸、佐原、成田、麴町、神田、日本橋、京橋、芝、麻布、四谷、新宿、東京上野、大森、世田谷、渋谷、中野、王子、板橋、藤沢、相模原、福井、岐阜北、浜松東、名古屋中村、名古屋中、昭和、下京、北、東、岸和田、豊能、門真、倉敷、広島西、高知、福岡、宮崎各税務署

(注3) 本院に提出された証拠書類 計算証明規則(昭和27年会計検査院規則第3号)に基づき国税庁から本院に提出された平成21年度の証拠書類のうち6月分として提出された一定規模以上の資本金や税額を有する法人に係る法人税の確定申告書

(注4) 3,170 法人 平成21年12月から22年4月までに会計実地検査を実施した51 税務署から、本院に提出された証拠書類に対する書面検査に基づいて抽出した大企業3,038 法人及び国税庁が毎年実施している会社標本調査の対象法人から3分の1の抽出率で選定した大企業132 法人の合計

(検査の結果)

(1) 中小企業者の所得金額の分布

検査したところ、中小企業者7,863 法人のうち、利益を計上して所得がある中小企業者4,002 法人の所得金額別法人数の分布状況は図1のとおりとなっており、また、大企業3,170 法人のうち、利益を計上して所得がある大企業1,428 法人の所得金額別法人数の分布状況は図2のとおりとなっていた。

図1 所得がある中小企業者の所得金額別法人数

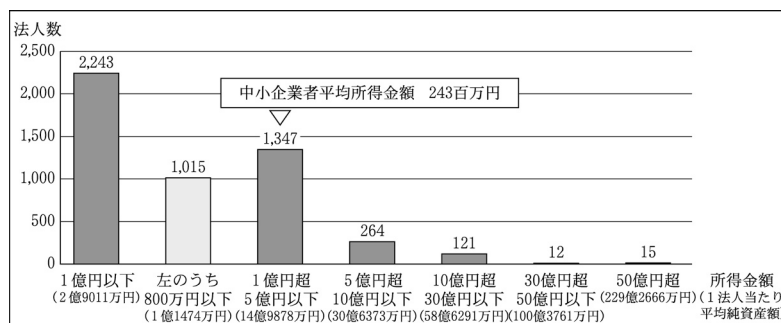
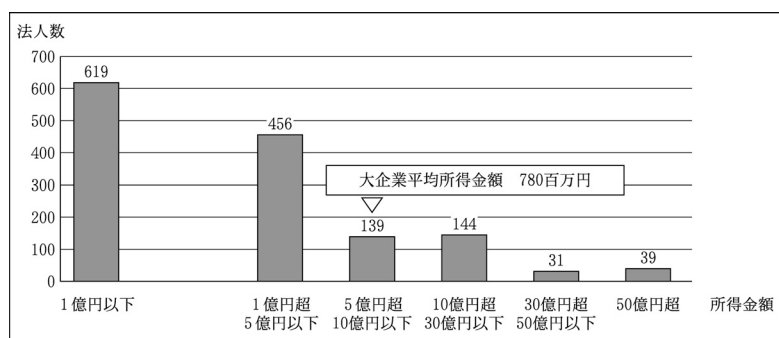


図2 所得がある大企業の所得金額別法人数



上記の図1において、所得金額が800万円以下の法人数は1,015法人で、所得がある中小企業者の25.3%を占めており、これらの中小企業者の所得金額の全額に対して22%の法人税率が適用され、残りの2,987法人については、800万円以下の所得金額に対しては22%の、800万円を超える所得金額に対しては30%の法人税率がそれぞれ適用されていた。また、所得金額が1億円以下の法人数は2,243法人で、所得がある中小企業者の



56.0% を占め、さらに、所得金額が1億円を超え5億円以下の法人数が1,347法人で、所得がある中小企業者の33.6%を占めることから、所得金額が5億円以下の中小企業者が全体の89.7%を占めていた。そして、所得がある中小企業者4,002法人の平均所得金額は2億4300万円となっており、所得がある大企業1,428法人の平均所得金額7億8000万円の31.1%になっていた。

しかし、所得がある中小企業者の所得金額の分布は広がっており、所得金額が5億円を超える中小企業者は412法人で、大企業の平均所得金額7億8000万円を超える所得がある中小企業者は210法人ある状況となっていた。このうち所得金額が10億円を超える中小企業者が148法人あり、さらに、このうち50億円を超える中小企業者が15法人ある状況となっていた。

また、<sup>(注5)</sup> 図1のとおり、所得金額が増加するに従い、法人の純資産額の平均も増加する傾向が見受けられた。これは、当期に多額の所得がある法人は、過去も多額の所得を得ていた傾向にあり、これらの法人は、利益の一部を内部留保するなどして純資産額が大きくなる傾向にあるためと推測される。このことから、大企業の平均所得金額を超えるなど、多額の所得を得ている中小企業者は、安定的な担税力を有する傾向にあるものと考えられる。

このように、中小企業者の中には大企業の平均所得金額を超えるなど、多額の所得があり、担税力が弱いとは必ずしも認められない中小企業者が一定数含まれているにもかかわらず、これらの中小企業者に対しても一律に所得金額の800万円以下の部分について22%の特例が適用されている状況であった。

(注5) 純資産額 総資産額から総負債額を差し引いたもので、資本金に資本剰余金及び利益剰余金等を加えるなどしたもので、利益の一部を内部留保した場合、貸借対照表上、利益剰余金が積み上げられることから、純資産額が増大して財務状況の健全性が増すこととなる。このような法人は資金に余裕があることが多く、また、資金の借入を比較的容易に行いことから、キャッシュフローも比較的余裕がある場合が多いと考えられる。

## (2) 中小企業者に対する法人税率の特例の適用状況

そこで、大企業の平均所得金額7億8000万円を超える中小企業者210法人について、所得金額800万円以下の部分に係る法人税率を22%とする特例を適用することにより、どの程度の減税効果が生じているかなどについて検査したところ、表2のとおり、1億3440万円の税負担が上記特例の適用により軽減されていた。

表2 法人税率の特例による推計減税額 (単位：千円)

法人数	所得金額合計 (平均所得金額)	所得金額800万円までは税率22%、800万円超は税率30%として算出された実際の税額①(注)	税率がすべて30%とした場合の推計税額②(注)	差引 ②-①
210	456,439,136 (2,173,519)	125,708,139	125,842,539	134,400

(注) 所得に所定の税率を乗じた後に外国税額控除等の調整を行っているため、所得に所定の税率を乗じて得た金額とは一致しない。

大企業の平均所得金額を超える所得のある中小企業者が特例を適用することにより納税額が減額されている事例を示すと次のとおりである。

**<事例>**

A株式会社の平成20年8月期の所得金額は15億余円となっている。同会社は、確定申告における法人税額の計算において、資本金が2400万円であり、1億円以下であることから法人税率の特例を適用し、法人税に関しては当初申告において所得金額の800万円までは176万円、800万円超は4億6078万余円、計4億6254万余円の法人税額から所得税に係る控除税額2686万余円を除いた4億3567万余円の法人税を納付していた。なお、同会社の純資産額は、同期末現在、資本金2400万円を含む194億余円となっており、同会社は同期末現在、現金及び預金を78億余円、有価証券を97億余円保有している一方、負債は流動負債のみで、税金引当金11億658万余円を含む17億2052万余円となっている。

**(3) 財務省及び経済産業省における法人税率の特例の検証状況**

経済産業省は、法人税率の特例の適用状況に関し、担税力の弱い中小企業者の税負担を軽減することを目的として設けられた法人税率の特例が有効に機能しているかの検証を行っていた。そして、財務省は、経済産業省の検証結果を踏まえ検証を行い、前記のとおり法人税率の特例が有効に機能するよう資本金等が5億円以上の法人の100%子会社について、法人税率の特例の適用の見直しを行っていた。

しかし、法人税率の特例が有効に機能しているかについて、これを法人の所得金額の状況から検証することは経済産業省において行われておらず、財務省においても同様の検証は行われていなかった。

**(改善を必要とする事態)**

担税力が弱いとは必ずしも認められない中小企業者に対して法人税率の特例が適用されている事態は、地域経済の柱となり雇用の大半を担っている財務状況が脆弱で担税力の弱い中小企業者を支援するという法人税率の特例を定めている法人税法の趣旨に照らして有効に機能しているとは認められず、また、法人税率の特例が適用されない企業との間で公平性が損なわれており、改善の要があると認められる。

**(発生原因)**

このような事態が生じているのは、中小企業関係の税制改正要望を行う経済産業省において、中小企業者に対する法人税率の特例が有効に機能しているかの検証が十分行われておらず、また、財務省においても同様の検証が十分行われておらず、このため中小企業者に対する法人税率の特例の適用範囲についての検討が十分でないことによると認められる。

**3 本院が表示する意見**

担税力の弱い法人の税負担を軽減することを目的に設けられた中小企業者に対する法人税率の特例が、真に有効かつ公平に機能するよう検証し、法人税法の趣旨に沿った課税の執行を図る必要がある。

については、大企業の平均所得金額を超えるなど多額の所得があり担税力が弱いとは必ずしも認められない中小企業者が、中小企業者に対する法人税率の特例の適用を受けている事態が見受けられたことから、財務省及び経済産業省において、地域経済の柱となり雇用の大半を担っている財務状況が脆弱で担税力の弱い中小企業者を支援するという中小企業者に対する法人税率の特例を定めている法人税法の趣旨に照らして有効かつ公平に機能しているかの検証を踏まえて中小企業者に対する法人税率の特例の適用範囲について検討を行うなどの措置を講ずるよう意見を表示する。

(3) 確定申告後の更正に基づく中間納付額等の還付金に係る還付加算金の計算期間について、申告納税額の過誤納金に係る還付加算金の計算期間との均衡を考慮した適切なものとするよう意見を表示したもの

会計名及び科目	一般会計 国税収納金整理資金 (款) 還付金 (項) 各税還付金
部 局 等	財務本省
更正に基づく還付金等の内容	確定申告後の更正に基づき、控除不足額が発生又は増加するときに還付金として還付される中間納付額、所得税額等及び仕入税額又は税額が減少するときに過誤納金として還付される申告納税額
更正に基づく還付金等支払額	560 億 6910 万余円(平成 20 年 1 月～21 年 12 月)
上記のうち還付加算金額	18 億 3989 万円
上記のうち節減できたと認められる還付加算金額	10 億 6509 万円

【意見を表示したものの全文】

法人税及び消費税の更正に基づく還付金に係る還付加算金について

(平成 22 年 10 月 20 日付け 財務大臣あて)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 制度の概要

(1) 法人税及び消費税の確定申告

ア 法人税の確定申告

内国法人は、法人税法(昭和 40 年法律第 34 号)に基づき、事業年度の終了後、2 か月以内に、税務署長に対して確定した決算に基づいて確定申告書を提出して当該確定申告書に記載した金額に相当する法人税を納付することとされている。上記の確定申告書には、①課税標準である所得の金額又は欠損金額、②①に基づいて計算した法人税の額、③各事業年度において所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)の規定により納付した利子、配当等に係る所得税額及び外国法人税額(以下「所得税額等」という。)、④②から③を控除したその事業年度の確定法人税額、⑤③が②を上回る場合には、所得税額等の控除不足額、⑥中間申告により納付した法人税額、⑦④から⑥を控除した確定申告に係る納付税額、⑧⑥が④を上回る場合にはその控除不足額の金額を記載することとされている。

そして、前記の確定申告書に上記⑤の所得税額等の控除不足額又は⑧の中間納付額の控除不足額の金額の記載がある場合は、税務署長は、記載された控除不足額を還付金として遅滞なく納税者である内国法人に支払うこととされている。

イ 消費税の確定申告

事業者は、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に基づき、課税期間終了後、2 か月以内に、税務署長に対して確定申告書を提出して当該確定申告書に記載した金額に相当する消費税を納付することとされている。確定申告書には、①課税資産の譲渡等に係る課税標準である金額の合計額、②課税標準額に対する消費税額、③仕入れに係る消費税額

(以下「仕入税額」という。)、④②から③を控除した当該課税期間の確定消費税額、⑤③が②を上回る場合には、仕入税額の控除不足額、⑥中間申告により納付した消費税額(以下、前記ア⑥の中間申告により納付した法人税額の場合と同様「中間納付額」という。)、⑦④から⑥を控除した確定申告に係る納付税額(以下、前記ア⑦の法人税の確定申告に係る納付税額の場合と同様「申告納税額」という。)、⑧⑥が④を上回る場合にはその控除不足額の金額を記載することとされている。

そして、確定申告書に上記⑤の仕入税額の控除不足額又は⑧の中間納付額の控除不足額の金額の記載がある場合は、税務署長は、記載された控除不足額を還付金として遅滞なく納税者である事業者を支払うこととされている。

## (2) 確定申告に対する更正

確定申告書を提出した納税者は、当該申告書に記載した課税標準等若しくは税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかったこと又は当該計算に誤りがあったことにより、納付すべき税額が過大であるときなどの場合、原則として申告期限から1年以内限り、税務署長に対して、その申告に係る課税標準等又は税額等について更正の請求をすることができることとされている。税務署長は、この更正の請求に対して、課税標準等又は税額等を減少させる更正(以下「更正(請求)」という。)を行うか、又は更正をすべき理由がない旨を納税者に通知することとされている。

また、税務署長は、確定申告書に記載された課税標準等又は税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていないときや税務署の調査したところと異なると認めるときは、職権によりその課税標準等又は税額等を増加又は減少させる更正(以下「更正(職権)」という。)を行うことができるとされている。更正(職権)のうち、納付すべき税額を減少させる更正(職権)は、原則として法定申告期限の翌日から起算して5年を経過する日まで行うことができるとされている。

更正により、中間納付額、所得税額等又は仕入税額の控除不足額が発生又は増加するときには、その発生又は増加する部分の金額をそれぞれ中間納付額、所得税額等又は仕入税額の還付金(以下「中間納付額等の還付金」という。)として還付することとされている。また、更正により申告納税額が減少する場合、その減少することとなった部分の金額を申告納税額の過誤納金として還付することとされている。

## (3) 還付加算金

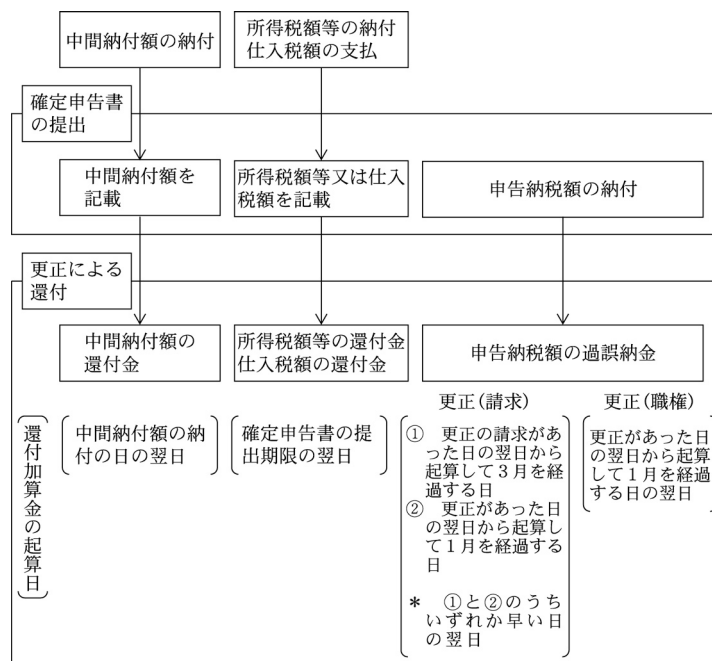
税務署長は、法人税その他の国税を還付する場合には、国税通則法(昭和37年法律第66号。以下「通則法」という。)等の規定により、還付することとなった国税の納付の日など所定の日の翌日(以下「起算日」という。)から還付金又は過誤納金(以下「還付金等」という。)の支払決定日までの期間(以下「計算期間」という。)に応じて、還付金等の額に一定の割合を乗じて算出した一種の利子に相当する還付加算金を付して還付することとされている。

そして、法人税及び消費税の還付金等に係る還付加算金の起算日は、次のとおりとされている(次図参照)。

- ① 中間納付額の還付金についてはその中間納付額の納付の日の翌日(法人税法第134条、消費税法第55条)
- ② 所得税額等及び仕入税額の還付金については確定申告書の提出期限の翌日(法人税法第133条、消費税法第54条)

- ③ 更正(請求)の場合の申告納税額の過誤納金については更正の請求があった日の翌日から起算して3月を経過する日とその更正があった日の翌日から起算して1月を経過する日とのいずれか早い日の翌日(通則法第58条)
- ④ 更正(職権)の場合の申告納税額の過誤納金については、その更正があった日の翌日から起算して1月を経過する日の翌日(通則法第58条)

図 還付金等に係る還付加算金の起算日



また、還付加算金の割合は、通則法第58条の規定により年7.3%とされているが、各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率(従来の公定歩合)に年4%の割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)が年7.3%の割合に満たない場合には、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第95条の規定により、特例基準割合によることとされており、平成20年分は年4.7%、21年分は年4.5%とされている。

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点及び着眼点)

国税庁による還付加算金を含む還付金等の20年度の支払決定済額は、7兆8986億余円となっており、そのうち、法人税が1兆4316億余円、消費税が4兆1043億余円と、これら2税で全体の70.0%を占めている。

そこで、経済性等の観点から、更正に基づく法人税及び消費税の還付金等で還付加算金が多額なものについてその支払が適切か、公平な扱いとなっているかなどに着眼して検査を実施した。

### (検査の対象及び方法)

検査に当たっては、計算証明規則(昭和27年会計検査院規則第3号)に基づき本院に提出された<sup>(注)</sup>国税収納金整理資金支払命令額計算書及びその証拠書類により、54税務署が20年1月から21年12月までの間に支払った更正に基づく法人税及び消費税の還付金等298件を選定し、これらの還付金等を対象として、当該54税務署において、更正請求書、更正通知書の写しなどの関連書類により会計実地検査を行った。

(注) 54 税務署 仙台中、仙台南、いわき、宇都宮、鹿沼、前橋、高崎、川越、川口、秩父、所沢、春日部、新潟、松本、松戸、成田、麴町、神田、日本橋、京橋、芝、麻布、四谷、新宿、東京上野、大森、渋谷、中野、王子、荒川、板橋、江戸川北、立川、藤沢、相模原、福井、岐阜北、浜松東、名古屋中村、名古屋中、昭和、中川、下京、北、東、岸和田、豊能、門真、東大阪、姫路、倉敷、広島西、土庄、福岡各税務署

(検査の結果)

上記の検査の対象とした 298 件について、法人税、消費税ごとの還付金等の件数、法人数、金額及び還付加算金の金額をみると、表 1 のとおりとなっていた。

表 1 更正に基づく還付金等の支払件数及び支払額(平成 20 年 1 月～21 年 12 月)

税目	更正(請求)に基づく還付金等			更正(職権)に基づく還付金等			合 計		
	件数 (件)	法人数 (法人)	還付金等の 金額(千円)	件数 (件)	法人数 (法人)	還付金等の 金額(千円)	件数 (件)	法人数 (法人)	還付金等の 金額(千円)
			うち還付加算 金額(千円)			うち還付加算 金額(千円)			うち還付加算 金額(千円)
法人税	46	45	4,230,663	14	11	41,729,377	60	56	45,960,041
			83,429			1,036,609			1,120,038
消費税	173	156	3,593,098	65	54	6,515,970	238	210	10,109,068
			109,832			610,019			719,851
合計	219	201	7,823,762	79	65	48,245,347	298	266	56,069,109
			193,261			1,646,628			1,839,890

(注) 還付金等の金額は支払 1 件ごとに円単位、還付加算金額は支払 1 件ごとに百円単位で集計しているが、合計の金額は千円未満を切り捨てているため、これらの金額は一致しない。

また、更正に基づく還付金等について、還付金等の種類別に還付加算金支払額及び計算期間の平均をみると、表 2 のとおりとなっていた。

表 2 還付金等の種類別の還付加算金支払額及び計算期間の平均

還付金等の種類	税目	更正(請求)		更正(職権)		計	
		還付加算金支 払額(千円)	計算期間の 平均(日)	還付加算金支 払額(千円)	計算期間の 平均(日)	還付加算金支 払額(千円)	
還 付 金	中間納付額	法人税	73,566	548	994,714	560	1,068,280
		消費税	51,051	441	266,835	917	317,886
	計		124,617		1,261,549		1,386,167
	所得税額等 仕入税額	法人税	5,141	266	41,857	470	46,999
消費税		57,717	362	343,170	736	400,887	
計		187,476		1,646,577		1,834,054	
過 誤 納 金	申告納税額	法人税	4,723	12	37	5	4,761
		消費税	1,071	8	15	1	1,087
	計		5,795		53		5,849
合 計		193,261		1,646,628		1,839,890	

(注) 還付金等の各種類の金額は円単位で集計しているが、合計の金額は百円単位で集計しているため、これらの金額は一致しない。

このように、還付加算金の計算期間は、還付金に係る場合と過誤納金に係る場合とで大きな差が生じていて、中間納付額等の還付金に係る還付加算金の計算期間の平均はいずれも申告納税額の過誤納金に係る還付加算金の計算期間の平均を大きく上回っていた。このため、中間納付額等の還付金に係る還付加算金の支払額が多額となっていた。

これは、還付加算金の起算日の違いによるものであり、前記のとおり、還付加算金の起算日は、中間納付額の還付金についてはその中間納付額の納付の日の翌日、所得税額等及び仕入税額の還付金については確定申告書の提出期限の翌日とされており、税務当局が更正に基づき還付金が発生したことを認識する更正の日より前の日までさかのぼって設定されている。

一方、申告納税額の過誤納金については、還付加算金の起算日は、更正(請求)の場合には、更正の請求があった日の翌日から起算して3月を経過する日とその更正があった日の翌日から起算して1月を経過する日とのいずれか早い日の翌日、更正(職権)の場合には、その更正があった日の翌日から起算して1月を経過する日の翌日とされており、税務当局が更正に基づき過誤納金が発生したことを認識する更正の日より後の日に設定されている。

更正に基づく中間納付額等の還付金及び申告納税額の過誤納金は、いずれも確定申告により適法に確定し納付された国税を還付するものであり、確定申告から相当期間を経過した後に行われる更正により顕在化し、更正が行われるまでは税務当局において還付金等が発生したことを認識できないものである。したがって、確定申告後の更正に基づく中間納付額等の還付金に係る還付加算金の計算期間については、申告納税額の過誤納金と同様に、税務当局が還付金の発生を認識できないなどの期間を含めないことが公平性の見地から適切であると認められ、ひいては還付加算金を節減することが可能であると認められる。

そこで、更正に基づく中間納付額等の還付金に係る還付加算金18億3405万余円について、確定申告後における還付加算金の計算期間を申告納税額の過誤納金に係る還付加算金の計算期間と同様にして修正計算すると、還付加算金の額は7億6895万余円となり、10億6509万余円節減できたと認められる。

更正に基づく還付金等の事例を示すと次のとおりである。

#### <事例>

A株式会社は、B税務署に平成19年7月2日、確定法人税額8億9026万余円、うち中間納付額6億7603万余円、申告納税額2億1422万余円とした法人税の確定申告書を提出し、申告納税額を納付した。その後、同税務署は、20年2月29日に職権により確定法人税額を4億3969万余円とした更正を行うとともに、3月24日に申告納税額の過誤納金2億1422万余円、中間納付額の還付金2億3634万余円、還付加算金1377万余円など、計4億6517万余円の支払決定を行った。

そして、還付加算金の計算に当たり、中間納付額の還付金については、法人税法の定めるところにより、起算日が中間納付額の納付の日の翌日である18年12月1日となり、その日から支払決定日(20年3月24日)までの480日分の還付加算金1377万余円が算出されるとしていた。一方、申告納税額の過誤納金については、通則法の定めるところにより、起算日が更正の日の翌日(20年3月1日)から起算して1月を経過する日の翌日である20年4月1日となり、その日が支払決定日(20年3月24日)より後であるため還付加算金は算出されないとしていた。

上記の中間納付額の還付金に係る還付加算金 1377 万余円について、確定申告後における還付加算金の計算期間を申告納税額の過誤納金に係る還付加算金の計算期間と同様にして修正計算すると、還付加算金の額は 603 万余円となる。

**(改善を必要とする事態)**

上記のとおり、確定申告により確定した法人税及び消費税が更正に基づき中間納付額等の還付金として還付される場合における還付加算金の計算期間に税務当局が還付金の発生を認識できないなどの期間が含まれているため、還付加算金が多額に支払われていて、申告納税額の過誤納金に係る還付加算金の場合と均衡を欠いている事態は適切とは認められず、改善の要があると認められる。

**(発生原因)**

このような事態が生じているのは、貴省において、確定申告により確定した法人税及び消費税が更正に基づき中間納付額等の還付金として還付される場合における還付加算金の計算期間についての検討が十分でないことによると認められる。

**3 本院が表示する意見**

還付金等の支払額は今後も多額に上ることが見込まれ、これと合わせて支払われる還付加算金も多額に上ることが見込まれることから、還付加算金の支払を公平なものとし、ひいてはその節減を図ることが重要である。

については、貴省において、確定申告により確定した法人税及び消費税が更正に基づき中間納付額等の還付金として還付される場合における還付加算金の計算期間について、申告納税額の過誤納金に係る還付加算金の計算期間との均衡を考慮した適切なものとするよう意見を表示する。

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

消費税の還付申告者に係る資料を課税資料として活用することなどにより、消費税の還付金等が支払われた場合の所得税の課税が適正なものとなるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 国税収納金整理資金 (款)歳入組入資金受入 (項)各税受入金
部 局 等	国税庁
課 税 の 根 拠	所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)
消費税の還付金等に係る所得税の課税の概要	不動産所得等の計算において消費税を含めた経理を行っている所得税の申告者に対して支払われた消費税の還付金等は、所得税の所得の計算上、原則として、還付を受けた年分の不動産所得等の総収入金額に算入することにより所得税を課するもの
所得税の課税が適正でなかった納税者	43 人
徴収不足となっていた税額	8499 万円(平成 17 年度～20 年度)



## 1 制度の概要

### (1) 所得税の所得計算

所得税は、原則として、納税者が所得税額を計算し、計算書や明細書を添付した確定申告書を税務署に提出して納付することとされている。この納税者が申告すべき所得税額は、納税者の各種所得(不動産所得、事業所得、雑所得等)ごとに総収入金額から必要経費を差し引くなどして算出される総所得金額から各種の所得控除を行って課税所得金額を算出し、これに所定の税率を乗ずるなどして算出することとされている。

土地、建物等の不動産の貸付けによって生ずる所得は不動産所得となる。不動産所得を有する個人は、消費税及び地方消費税(以下、これらを合わせて単に「消費税」という。)の課税事業者である場合、建物の取得等の仕入れに係る消費税額が賃貸料等からなる売上高に係る消費税額を上回る場合には、消費税の確定申告により、消費税が還付される。そして、個人が、不動産所得について、収入、経費の各項目の金額に消費税を含めた経理(以下「税込経理」という。)を行っている場合には、原則として、消費税の還付金は、還付を受けた年分の不動産所得の計算上、総収入金額に算入することとされている。また、個人が事業を営む場合の事業所得についても、税込経理を行っている場合の消費税の還付金は、還付を受けた年分の事業所得の計算上、総収入金額に算入することとされている。

そして、この還付金と合わせて還付加算金<sup>(注1)</sup>が支払われる場合には、還付加算金は、雑所得の総収入金額に算入することとされている。

(注1) 還付加算金 国税を還付する場合に、還付することとなった国税の申告期限の日など所定の日の翌日から還付金の支払決定日までの日数に応じ、還付金の額に一定の割合を乗じて計算した金額

### (2) 税務署における事務処理

納税者は、毎年の所得税の確定申告書(以下「所得税申告書」という。)を翌年の2月16日から3月15日までの間に税務署に提出することとされている。税務署の個人課税部門は、所得税及び個人事業者に係る消費税の賦課事務を担当し、納税者が申告した内容が適正なものとなっているかについて申告審理を行っている。

そして、個人課税部門は、申告審理を行うに当たり、納税者が税込経理を行っている場合には、消費税の還付金及び還付加算金(以下、これらを合わせて「還付金等」という。)が不動産所得等の総収入金額に算入され、適正に申告されているかについて、所得税と消費税の申告内容を比較検討するなどして確認を行うこととされている。

また、個人課税部門は、消費税を還付する際に消費税の還付申告者に係る還付内容の検討資料として、国税総合管理システムを使用して消費税還付申告者名簿を作成しており、この名簿には、消費税の還付申告を行った者の氏名、還付金の額等が記載されている。

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性等の観点から、所得税の不動産所得等の計算において、税込経理を行っている納税者に支払われた消費税の還付金等が総収入金額に算入され、適正に申告されているかなどに着眼して、平成19年10月から22年4月までの間に、301税務署において会計実地検査を行った。その結果、税込経理を行っている納税者が消費税の還付金等を不動産所得等の総収入金額に算入しておらず、申告所得税の徴収額が不足している事態を20年度決算

検査報告及び本決算検査報告に不当事項として掲記している(平成20年度決算検査報告116ページ及び前掲150ページを参照)。

そこで、税込経理を行っていて消費税の還付金等を不動産所得等の総収入金額に算入して(注2)いない事態として上記の決算検査報告に掲記した34税務署の納税者43人に係る徴収不足となっていた申告所得税額84,991,100円を対象として、合规性、効率性等の観点から、消費税の還付金等に係る課税資料の活用が適切に行われているかなどに着眼して、上記税務署の会計実地検査時に収集した関係書類により検査するとともに、国税庁において調査、報告及び関係資料の提出を求めるなどして実地に検査した。

(注2) 34税務署 土浦、長野、松本、千葉西、船橋、東金、神田、芝、品川、新宿、江東西、江東東、目黒、玉川、板橋、練馬西、武蔵府中、神奈川、緑、川崎北、川崎西、相模原、大和、昭和、半田、小牧、吹田、茨木、須磨、岡山西、広島北、福岡、西福岡、宮崎各税務署

**(検査の結果)**

検査したところ、上記34税務署の個人課税部門は、納税者43人の所得税申告書の申告審理に当たり、税込経理を行っている納税者が消費税の還付金等を不動産所得等の総収入金額に算入しているかについて、所得税と消費税の申告内容を比較検討することによる確認を行っていなかった。そして、上記の各税務署は、このことについて、所得税及び消費税の申告件数が多数に上っており、所得税の申告者に係る前年分の消費税の確定申告書の内容を個別に確認することが、必ずしも容易でないことによるとしていた。

しかし、34税務署の個人課税部門では、前記のとおり消費税還付申告者名簿を作成していたのであるから、この資料を課税資料として活用すれば、当該納税者43人に消費税の還付金等の収入があること、及び消費税の還付金等が不動産所得等の総収入金額に算入されていないことは容易に確認できると認められた。

このように、34税務署において、消費税還付申告者名簿を課税資料として活用していなかったため、申告審理が適切に行われず前記の84,991,100円が徴収不足となっていた事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

**(発生原因)**

このような事態が生じていたのは、納税者において、税込経理を行っている場合の消費税の還付金等を不動産所得等の総収入金額に算入する必要があることについての理解や認識が不足していたことにもよるが、次のことによると認められた。

- ア 国税庁において、消費税の還付金等が不動産所得等の総収入金額に算入されているかの確認を行うため、消費税還付申告者名簿を課税資料として活用することを定めていなかったこと
- イ 税務署において、納税者に消費税の還付金等の収入がある場合の所得税申告書の申告審理を適切に行うことについての認識が不足していたこと
- ウ 国税庁、国税局等及び税務署において、税込経理を行っている場合の消費税の還付金等は、不動産所得等の総収入金額に算入する必要があることについて、納税者等に対する周知が十分なものとなっていなかったこと

### 3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、国税庁は、22年6月に、国税局等に通知を発するなどして、消費税の還付金等が支払われた場合の所得税の課税が適正なものとなるよう、次のような処置を講じた。

- ア 消費税の還付金等が不動産所得等の総収入金額に算入されているかの確認を行うための課税資料として、消費税還付申告者名簿を活用する方法を定めた。
- イ 国税局等及び税務署に対して、消費税還付申告者名簿を課税資料として活用することにより、消費税の還付金等が不動産所得等の総収入金額に算入されているか確認して申告審理を適切に行うよう指示して周知徹底を図った。
- ウ 納税者が税込経理を行っている場合の消費税の還付金等を不動産所得等の総収入金額に算入する必要があることについて、納税者に配布する手引に明記するとともに、税務署等において、説明会等を通して納税者等に対する周知を図ることとした。

平成18年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

#### 独立行政法人国立印刷局における土地及び土地譲渡収入などによる資金について

平成18年度決算検査報告 100 ページ参照
平成19年度決算検査報告 186 ページ参照
平成20年度決算検査報告 156 ページ参照

#### 1 本院が表示した意見

財務省は、印刷局特別会計によって運営されていた財務省印刷局が、平成15年4月に独立行政法人国立印刷局(以下「印刷局」という。)に移行する際に、同特別会計から現金及び預金などの資金130億1774万余円、事業用の土地1934億4610万余円、賃貸土地1037億8641万余円などの資産を印刷局に承継させた。その後、印刷局は、中期目標期間の4年目である18年度末には、賃貸土地855億2767万余円を含む土地2782億4010万余円のほか、賃貸土地の譲渡などにより、中期目標期間終了時(19年度末)の資金見込額478億1500万円を300億円程度上回る785億0258万余円の資金を保有している。この資金のうち498億8629万余円が長期運用資金とされており、また、土地譲渡収入のうち売却益の2分の1相当額については中期目標期間終了後に国庫に納付される見込みであるが、土地の帳簿価額相当額については国に返納する規定がないため印刷局が保有し続けることになっており、国の特別会計から承継させた資産の有効活用の面から適切とは認められない。

したがって、財務省において、印刷局の保有資産の適正規模について検討して、不要な資産は国庫に返納させることができるように適切な制度を整備するよう、財務大臣に対して19年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

#### 2 当局の処置状況

本院は、財務本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、財務省は、本院指摘の趣旨に沿い、印刷局の保有資産の適正規模については、独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)を踏まえて20年2月に定めた同年4月から25年3月までの期間に印刷局が達成すべき業務運営に関する目標において、保有資産の見直しを定める処置を講じていた。

また、不要な資産を国庫に返納させる制度の整備については、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」(平成22年法律第37号)が22年5月28日に公布され、6か月以内に施行されることとなったことを受けて、不要財産を国庫返納するための処理方法等について検討を行っている。

平成20年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) 賃貸マンション等の取得に係る消費税額の納付について

(平成20年度決算検査報告126ページ参照)

1 本院が表示した意見

消費税法(昭和63年法律第108号)では、消費税が二重、三重に累積的に課税されないように仕入税額控除制度を採っており、仕入控除税額が課税売上げに係る消費税額より多額となる場合は、差額を事業者に還付することとなっている。賃貸マンション等の取得に当たり、免税事業者が課税事業者になることを選択した上で、自動販売機を設置するなどして、取得した課税期間における課税売上割合を95%以上にすることにより、家賃収入が非課税売上げであるため通常であれば仕入控除税額とならない賃貸マンション等の取得に係る消費税額の全額を仕入控除税額として還付を受けているのに、建物等の一定の固定資産を取得した後に課税売上割合が著しく減少した場合の消費税額の調整を免れて、調整額に相当する額が国に納付されていない事態が見受けられた。

したがって、財務省において、賃貸マンション等の取得に係る消費税額のうち非課税売上げである家賃収入に対応する部分の額が、国に適切に納付されることとなるための措置を講ずるよう、財務大臣に対して平成21年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、財務本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、財務省は、本院指摘の趣旨に沿い、消費税額の納付に係る適正化のため、免税事業者が課税事業者になることを選択した上で建物等の一定の固定資産を取得した場合においては、その取得後に課税売上割合が著しく減少した場合の消費税額の調整を行い、消費税額の納付の適正を確保することを目的とした消費税法の一部改正を含む所得税法等の一部を改正する法律案を作成した。そして、消費税法の一部改正を含む所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)は、22年3月31日に公布され、消費税法の一部改正に係る当該改正部分については同年4月1日から施行された。

(2) 建設国債の発行により調達された資金に係る剰余金等の使途等について

(平成20年度決算検査報告132ページ参照)

1 本院が表示した意見

財務省は、国の歳出需要を賄うための財源として公債を発行しており、公共事業費又は貸付金の財源に充てるために建設国債の発行により調達されて一般会計から特別会計に繰り入れられた資金については、不用により剰余金となったり、貸付先からの償還資金に使用する予定がなかったりする場合には予算で定めるところにより一般会計の歳入に繰り入れること

ができることとなっている。しかし、特別会計に繰り入れられた資金に係る剰余金等が特別会計の歳入に計上されて、消費的支出の財源に充てられたり、後年度の公共事業費等の財源に充てられたりなどしている事態が見受けられた。

したがって、財務省において、剰余金等の用途等に留意して、剰余金等が消費的支出の財源に使われて建設国債の発行に対して法律上設けられている制限を形がい化したり、一般会計に繰り入れられないまま財源が既得権化して財政の硬直化を招いたりすることがないようにするための方策を検討するよう、財務大臣に対して平成21年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

## 2 当局が講じた処置

本院は、財務本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、財務省は、本院指摘の趣旨に沿い、不用により生ずる特別会計の剰余金について、消費的支出の財源に使われて建設国債の発行に対して法律上設けられている制限を形がい化することがないように、当年度の建設国債発行額を適切に管理するという観点から、21年度以降、建設国債対象経費として一般会計から特別会計へ繰り入れられ特別会計の歳出において不用となる金額を把握し、建設国債発行額の調整を行うこととする処置を講じていた。

また、貸付金の償還等により生じた特別会計の剰余金について、一般会計に繰り入れられないまま財源が既得権化して財政の硬直化を招くことなどがないように、歳出を厳しく精査し、歳出財源として充てる見込みのない額を一般会計へ繰り入れることなどに取り組むこととする処置を講じ、22年度予算では、食料安定供給特別会計及び社会資本整備事業特別会計から一般会計への繰入れが行われた。

### (3) 電子申請等関係システムの利用状況について(財務大臣あて)

(平成20年度決算検査報告137ページ参照)  
(63ページの内閣の項に掲記)

### (4) 電子申請等関係システムの利用状況について(国税庁長官あて)

(平成20年度決算検査報告137ページ参照)  
(63ページの内閣の項に掲記)

### (5) 還付金の支払事務について

(平成20年度決算検査報告138ページ参照)

#### 1 本院が要求した改善の処置

国税庁は、税務署長が国税を還付する場合、所定の日翌日から還付金の支払決定日までの日数に応じて、還付金の額に一定の割合を乗じて計算した金額を還付加算金として当該還付金に合わせて支払うこととしている。還付加算金は、還付金額が高額であるほど、また、支払事務に多くの日数を要するほど多額となるが、税務署等において、還付金額が高額な上場法人等の還付申告や輸出業者の消費税に係る還付申告を他の還付申告と区分していないことなどから支払事務に多くの日数を要して、その結果、還付加算金を多額に支払っている事態が見受けられた。

したがって、国税庁において、還付金額が高額な申告について、他の還付申告と区分して早期に支払事務が完了するよう、国税局等及び税務署に対して十分な指導及び監督を行うことなどの処置を講ずるよう、国税庁長官に対して平成21年7月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

## 2 当局の処置状況

本院は、国税庁において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国税庁は、本院指摘の趣旨に沿い、22年7月に国税局等に対して事務連絡を発し、還付金額が高額な申告を他の申告と区分すること、この区分した高額な申告の支払を優先して処理するなどして高額還付事案の早期処理に努めることを指示するなどの処置を講じていた。

そして、上記の事務連絡では、高額な申告を区分する際の具体的な金額の基準については、各国税局等及び税務署の実情に応じて個別に設定させることとしており、各国税局等及び税務署において検討を行っている。

## 第9 文部科学省

### 不 当 事 項

#### 役 務 (88)-(91)

#### (88) 地域子ども教室推進事業等の委託に当たり、支払の事実のない謝金を再委託費に含めるなどしていたため、委託費の支払額が過大となっていたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)文部科学本省 (項)生涯学習振興費
部 局 等	文部科学本省
契 約 名	(1) 「地域子ども教室推進事業」事業実施委託(平成16年度) 「地域教育力再生プラン」事業実施委託(平成17、18両年度)
	(2) 「家庭教育支援総合推進事業」事業実施委託(平成16年度) 「家庭教育支援総合推進事業」実施委託(平成17、18両年度)
契 約 の 概 要	(1) 子どもの居場所の設置、指導員の人材の確保等を行うコーディネーターの配置等を実施するもの (2) 親等が参加する様々な機会を活用した家庭教育に関する学習機会の提供等を実施するもの
契 約 の 相 手 方	(1) 鹿児島県地域子ども教室運営協議会(平成16年度) 鹿児島県地域教育力再生プラン運営協議会(平成17、18両年度)
	(2) 鹿児島県地域家庭教育推進協議会(平成16年度～18年度)
契 約	(1) 平成16年4月ほか 随意契約 (2) 平成16年4月ほか 随意契約
支 払 額	(1) 119,464,601円(平成16年度～18年度) (2) 72,037,136円(平成16年度～18年度)
過大となっていた支払額	(1) 7,138,740円(平成16年度～18年度) (2) 680,990円(平成16年度～18年度)
	計 7,819,730円

### 1 委託事業の概要

#### (1) 委託事業の概要

文部科学省(以下「本省」という。)は、子どもの居場所の設置、指導員の人材の確保等を行うコーディネーターの配置等を実施するために地域子ども教室推進事業を、また、親等が参加する様々な機会を活用した家庭教育に関する学習機会の提供等を実施するために家庭教育支援総合推進事業を、それぞれ随意契約により、鹿児島県教育委員会を中心として組織された平成16年度から18年度までの延べ6の協議会(鹿児島県地域子ども教室運営協議会(16年度)、鹿児島県地域教育力再生プラン運営協議会(17、18両年度)及び鹿児島県地域家庭教育推進協議会(16年度から18年度)。以下、これらを合わせて「6協議会」という。)に委託して実施している。そして、6協議会は、これらの事業を実施するに当たり、その一部を、随意契約により、川辺町<sup>(注)</sup>地域子ども教室推進事業実行委員会等16年度から18年度までの延べ11の委員会(以下「11委員会」という。)に再委託して実施している。

(注) 川辺町 平成19年12月1日以降は南九州市

(2) 委託費の額の確定

6 協議会は、事業終了後、11 委員会から再委託事業に係る実績報告書、収支精算書等（以下「実績報告書」という。）の提出を受けて再委託費の額の確定を行うとともに、この再委託費を含めた委託事業全体の実績報告書を作成して、本省に提出し、委託費の額の確定を受けている。この委託費の支払額は、16 年度 80,337,059 円、17 年度 63,679,883 円、18 年度 47,484,795 円、計 191,501,737 円となっており、このうち 6 協議会が 11 委員会に対して支払った再委託費の額は、16 年度 13,981,516 円、17 年度 3,597,520 円、18 年度 2,517,340 円、計 20,096,376 円となっている。

2 検査の結果

本院は、本省において、合規性等の観点から、委託費の経理が適正に処理されているかなどに着眼して、本件事業について、実績報告書、領収書等の書類により会計実地検査を行うとともに、事業終了後に解散している 6 協議会及び 11 委員会の事務を引き継いだ鹿児島県教育委員会等から説明を聴取したり、書面を徴したりなどした。

検査したところ、6 協議会は、11 委員会から、支払の事実のない謝金や本件事業の目的とは異なる町の教育委員会の用途のために購入した物品の費用を含めるなどして、実際に事業に要した支払額より過大な金額を再委託費として計上した実績報告書の提出を受けるなどしていたのに、支払の事実を証する領収書等の有無を確認しないまま、これらの金額を委託事業全体の実績報告書の委託費の額に計上して本省に提出し、額の確定を受けていた。

したがって、上記の不適正な支払額を控除して 11 委員会が実際に事業に要した適正な再委託費の額を計算すると計 12,276,646 円となることから、前記再委託費の支払額計 20,096,376 円との差額計 7,819,730 円が過大に支払われており、ひいては本件委託費が同額過大に支払われていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、11 委員会において不適正な会計経理が行われていたのに、6 協議会において、11 委員会から提出された実績報告書に対する調査及び確認が十分でなかったこと、本省において、6 協議会から提出された実績報告書に対する調査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

(89) 科学技術総合研究業務に係る委託費の経理が不当と認められるもの

会計名及び科目	一般会計（組織）文部科学本省（項）科学技術振興調整費
部 局 等	文部科学本省
契 約 名	科学技術総合研究委託
契 約 の 概 要	細胞移植による神経機能再建の科学的バックグラウンドの確立とそれに基づいた神経移植治療法の開発等を行うもの
契 約 の 相 手 方	和歌山県（和歌山県立医科大学）
契 約	平成 14 年 4 月ほか 随意契約
支 払 額	38,907,000 円（平成 14、15 両年度）
不当と認める委託費の支払額	16,782,434 円（平成 14、15 両年度）



## 1 科学技術総合研究委託費の概要

### (1) 委託契約の概要

文部科学省は、「科学技術振興調整費の活用に関する基本方針」(平成13年3月総合科学技術会議決定)に基づき、重要政策課題とされている分野・領域への戦略的・機動的な対応等を図ることを目的として、地方公共団体、国立大学法人等に科学技術総合研究を委託して実施している。

そして、平成14年度に科学技術総合研究「パーキンソン病及びハンチントン病に対する脳細胞移植治療に関する研究」、15年度に同「パーキンソン病及びハンチントン病に対する脳細胞移植治療に関する研究及びRVV/Tet-on システム下のFGF/EphA 4 Rの発現調節と神経幹細胞の生存・増殖・分化作用」それぞれの業務を和歌山県(委託業務の実施部局は和歌山県立医科大学(18年4月1日以降は公立大学法人和歌山県立医科大学。以下「県立医科大学」という。))に委託しており、委託費として、14年度に16,229,000円、15年度に22,678,000円を支払っている。

### (2) 委託費の経理等

文部科学省が作成している「科学技術振興調整費委託業務事務処理要領」(平成14年文部科学省研究振興局制定。以下「事務処理要領」という。)等によると、委託費は設備経費、試作経費及び運営費から構成され、このうち運営費には、研究に使用する消耗品等(以下「研究用物品」という。)を購入する経費である消耗品費やその他の経費等が含まれており、その他の経費の中には旅費や一般管理費等が含まれている。そして一般管理費は、設備経費や消耗品費等の経費の合計額に一定比率を乗じて算定されている。

## 2 検査の結果

### (1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、委託費が事務処理要領等に従って適切に管理されているかなどに着眼して、文部科学省及び受託者である和歌山県(県立医科大学)において、会計実地検査を行った。そして、納品書、請求書等の書類により検査するとともに、委託費の管理が適切でないと思われる事態があった場合には、同省及び受託者に報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

### (2) 検査の結果

検査したところ、県立医科大学は、14年度に、同年度の委託業務を実施している研究者Aから、研究用物品を2,410,920円で購入したとする納品書、請求書等の提出を受け、その購入代金を業者に支払っていた。また、15年度に、同研究者と、同年度の委託業務を実施している研究者Bから、それぞれ10,429,838円、9,191,822円、計19,621,660円で研究用物品を購入したとする納品書、請求書等の提出を受け、その購入代金を業者に支払っていた。

しかし、上記の研究用物品の実際の購入代金は、15年度の研究者Bに係る9,191,822円のうちの6,742,622円にすぎず、同年度の研究者Aに係る10,429,838円については、同研究者が業者に架空の取引を指示して虚偽の納品書、請求書等を作成させ県立医科大学に架空の取引に係る購入代金を支払わせて、これを業者に預けて別途に経理していた。また14年度の研究者Aに係る2,410,920円の全額及び15年度の研究者Bに係る9,191,822円のうち6,742,622円との差額2,449,200円計4,860,120円については、両研究者が、随時、業者に研究用物品を納入させた上で、後日、納入された研究用物品とは異なる物品の請求

書等を提出させて、これらの物品が納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成することなどにより県立医科大学にその購入代金を支払わせていた。

したがって、上記の不適正な経理処理により支払われた購入代金計 15,289,958 円は本件委託業務に要した経費とは認められず、これに係る一般管理費相当額 14 年度 231,892 円、15 年度 1,260,584 円、計 1,492,476 円を含めた 14 年度 2,642,812 円、15 年度 14,139,622 円、計 16,782,434 円が過大に支払われていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、研究者において、委託費の原資は税金等であり、事実に基づく適正な会計経理を行うという基本的な認識が欠けていたこと、委託費を管理する県立医科大学において、研究用物品の納品検査等が十分でなかったこと、文部科学省において、受託者に対して委託費の不正使用の防止について必要な措置の導入や指導を行っていたものの、その周知徹底が十分でなかったことによると認められる。

(注) 研究者 A、研究者 B 県立医科大学については、本件以外にも不当事項(194 ページ、315 ページ、836 ページ、872 ページ)を掲記しており、同一の研究(代表)者名を同一のアルファベット(A~G、a~t)で表示している。

(90) 芸術団体人材育成支援事業等の契約等において、実際に事業の実施に要した経費に基づかない収支計算書等により精算していたため、支払額が過大となっていたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)文化庁 (項)文化振興費
部 局 等	文化庁
契 約 名 等	平成 19 年度芸術団体人材育成支援事業日本オペラ連盟人材育成オペラ公演「ポッペアの戴冠」等 12 契約等
契約等の概要	芸術家・芸術団体を幅広く構成員とする協会、連盟等の団体等が行う芸術家等の育成等の事業等を請け負わせるなどのもの
契約等の相手方	日本オペラ連盟(平成 19 年 6 月 12 日以前は日本オペラ団体連盟)、株式会社電通ミュージック・アンド・エンタテインメント(再委託先日本オペラ団体連盟)
契 約 等	平成 16 年 6 月ほか 随意契約等
支 払 額	1,133,745,876 円(平成 16 年度~20 年度)
過大となっていた支払額	62,727,185 円(平成 16 年度~20 年度)

1 契約等の概要

(1) 芸術団体人材育成支援事業等の概要

文化庁は、芸術家・芸術団体を幅広く構成員とする協会等団体が行う芸術家等の育成事業等を支援することにより、芸術家等の養成に資することを目的として、若手芸術家の育成公演等に対して支援を行う芸術団体人材育成支援事業等を実施している。そして、文化庁は、これらの事業を実施するため、平成 16 年度から 20 年度までに、日本オペラ連盟(19 年 6 月 12 日以前は日本オペラ団体連盟。以下「連盟」という。)及び株式会社電通ミュージック・アンド・エンタテインメント(以下「会社」という。)と、「平成 19 年度芸術団体人材育成支援事業日本オペラ連盟人材育成オペラ公演「ポッペアの戴冠」等 12 契約等<sup>(注)</sup>

を締結するなどして、これらに係る請負代金等として計1,133,745,876円を支払っている。

(注) 12契約等 12契約等の内訳は、連盟を相手方とするもの11契約等及び会社を相手方とするもの1契約であるが、後者の1契約についても、連盟が業務の一部について再委託を受けている。

## (2) 請負代金等の支払

文化庁は、事業ごとに出演費、会場費、舞台費等を支援対象経費として定め、これに支援対象外となる経費を加えた経費の総額から収入を差し引いた自己負担金の額を限度として、それぞれの事業に応じて支援対象経費の全額又は2分の1以内の額を負担するなどとしている。そして、それぞれ事業の終了後に、連盟等から事業の収支計算書等を提出させて、事業の実施に要した経費の調査を行い、請負代金等の額を確定し、支払うこととしている。

## 2 検査の結果

### (1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、文化庁及び連盟において、合規性等の観点から、事業の経理及び事業の実施に要したとする経費は適正かなどに着眼して、前記の12契約等を対象として、収支計算書、領収書等の書類により会計実地検査を行った。

### (2) 検査の結果

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

すなわち、連盟は、発注元である文化庁及び受託先である会社に提出する収支計算書等の作成に当たって、実際に当該事業に支出していないのに支払ったとして事業の実施に要した経費を水増しするなどしていた。このため、文化庁が請負代金等の額の算定の基礎とした収支計算書等の内容は、実際に事業の実施に要した経費を上回るものとなっていた。

したがって、本件12契約等について、実際に事業の実施に要した経費に基づいて適正な請負代金等の額を算定すると、計1,071,018,691円となることから、前記の支払額との差額計62,727,185円が過大に支払われていて、不当と認められる。

上記の事態について、事例を示すと、次のとおりである。

#### <事例>

文化庁は、「平成19年度芸術団体人材育成支援事業日本オペラ連盟人材育成オペラ公演「ポッペアの戴冠」」について、自己負担金62,725,000円、事業の実施に要する経費76,400,000円(支援対象経費同額)とする連盟が提出した事業計画申請書に基づき、支援対象経費の1/2である38,200,000円を請負代金額とする契約を連盟と締結していた。

そして、文化庁は、公演終了後、事業の実施に要した経費を76,797,516円とする連盟が提出した収支計算書に基づいて、請負代金の額を38,200,000円と確定して支払っていた。

しかし、収支計算書に事業の実施に要した経費として計上された出演費等は水増しされたものであり、実際に事業の実施に要した経費は41,311,038円であった。

したがって、適正な請負代金の額を算定すると、20,655,519円となり、前記の支払額との差額17,544,481円が過大に支払われていた。

このような事態が生じていたのは、連盟において、適正な会計経理に関する認識が欠けていたこと、文化庁において、審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

(91) 調査委託契約等において、委託先が実際に負担した額に基づかない日額単価により人件費を算定するなどしていたため、委託費の支払額が過大となっていたもの

第3章  
第1節  
第9  
文部科学省

会計名及び科目	(1) 一般会計 (組織)文部科学本省 (項)原子力安全対策費 (平成18年度以前は、(項)原子力平和利用研究促進費) (2) エネルギー対策特別会計(電源開発促進勘定) (項)電源立地対策費 (項)電源利用対策費  〔平成18年度以前は、 電源開発促進対策特別会計 (電源立地勘定) (項)電源立地対策費 (電源利用勘定) (項)電源利用対策費〕
部局等	文部科学本省
契約名	(1) ウラン又はトリウムを含む物の使用及び安全確保に関する調査等4件の委託(平成15年度、18年度～20年度) (2) 試験研究炉等廃止措置安全性実証等(プルトニウム燃料製造施設の廃止措置)等21件の委託(平成15年度～20年度)
契約の概要	(1) 核原料物質等の使用に関する調査及び安全上の管理方法等に係る整理・検討等 (2) 核燃料サイクル施設の廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物の処理技術の評価、安全性の実証等
契約の相手方	財団法人原子力研究バックエンド推進センター
契約	(1) 平成15年8月ほか 契約4件(随意契約2件、一般競争契約2件) (2) 平成15年4月ほか 契約21件(随意契約19件、一般競争契約2件) 計 25件
支払	(1) 平成16年4月ほか (2) 平成15年9月ほか
支払額	(1) 26,916,522円(平成15年度、18年度～20年度) (2) 1,013,056,434円(平成15年度～20年度) 計 1,039,972,956円
過大となっていた支払額	(1) 1,227,987円(平成15年度、18年度～20年度) (2) 79,381,955円(平成15年度～20年度) 計 80,609,942円

1 契約の概要

(1) 委託契約の概要

文部科学本省は、平成15年度から20年度までの各年度に、核燃料サイクル施設の廃止

措置に伴い発生する放射性廃棄物の処理技術の評価等を行って安全性を実証する「試験研究炉等廃止措置安全性実証等(プルトニウム燃料製造施設の廃止措置)」等 25 件の委託契約を、財団法人原子力研究バックエンド推進センター(以下「財団」という。)と締結しており、委託費として計 1,039,972,956 円を支払っている。

## (2) 支払額の算定等

文部科学本省は、委託契約の支払額については、委託業務の契約額と委託業務に従事する者の人件費、試験費、調査費等の委託業務に要した実支出額のいずれか低い額を委託費の額として確定して支払うこととしている。このうち人件費については、委託業務に従事した者の 1 日当たりの人件費単価(以下「日額単価」という。)に、実際に委託業務に従事した日数を乗じて算定することとしている。

そして、文部科学本省は、本件委託契約に基づき、財団から委託業務完了報告書を提出させ、委託業務の実施に要した経費を証ひょう、帳簿等により確認したとして、委託費の支払額を確定している。

## 2 検査の結果

### (1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、文部科学本省及び財団において、法規性等の観点から、委託業務の経理及び委託業務に要したとする経費は適正かなどに着眼して、前記の 25 契約を対象として、委託契約書、委託業務完了報告書等の書類により会計実地検査を行った。

### (2) 検査の結果

検査したところ、財団は、上記 25 契約の委託業務完了報告書の提出に当たり、委託業務に従事した者に支給された給与等の年間総支給額を年間所定労働日数で除して日額単価を算出し、これに委託業務に従事した日数を乗じて人件費を計 419,789,348 円と算定していた。そして、委託業務に従事していた者の中には、独立行政法人日本原子力研究開発機構(17年9月30日以前は核燃料サイクル開発機構。以下「機構」という。)からの出向者が含まれており、財団は、当該出向者の日額単価についても上記の方法により 15,187 円から 65,402 円(平均 53,623 円)と算出していた。

しかし、当該出向者の給与については、財団と機構との間で取り交わした職員の出向に関する協定書等に基づき、機構が直接出向者に全額を支給した後、財団はその一部のみを分担金として機構に支払っていた。このため、出向者の日額単価として算出された上記の額のうち、財団が実際に負担しているのは、これらを大幅に下回る 7,045 円から 37,687 円(平均 28,628 円)であった。

また、委託業務に従事した日数についても、財団は、委託業務と直接関係のない業務に従事した日を含めるなどしていた。

したがって、財団が実際に負担した額に基づく日額単価や実際に委託業務に従事した日数により人件費を算定すると計 347,738,577 円となり、これによるなどして適正な委託費を算定すると計 959,363,014 円となることから、前記委託費の支払額との差額計 80,609,942 円が過大となっていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、財団において、委託業務における人件費の算定方法についての理解及び確認が不足していたこと、文部科学本省において、委託業務完了報告書等に対する調査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

## 補助金

第3章  
第1節  
第9  
文部科学省

(92) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの  
(109)

会計名及び科目	一般会計 (組織)文部科学本省 (項)学校教育振興費 (項)私立学校助成費 (項)科学技術振興費 (項)公立文教施設整備費 (組織)文化庁 (項)文化財保存事業費
部 局 等	文部科学本省、5府県
補助の根拠	地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)、文化財保護法(昭和25年法律第214号)等
補助事業者 (事業主体)	市1、町2、学校法人2、宗教法人1、研究代表者等12、計18補助事業者
補助事業	科学研究費補助、公立学校施設整備、国宝重要文化財等保存整備等
上記に対する国庫補助金交付額の合計	314,741,000円
不当と認める国庫補助金交付額の合計	45,706,984円

### 1 補助金の概要

文部科学省所管の補助事業は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金を交付している。

### 2 検査の結果

本院は、合规性、経済性等の観点から、補助対象経費の算定が適正に行われているかなどに着眼して、11府県、8市町、15国立大学法人、20学校法人等及び4宗教法人において、実績報告書等の書類により会計実地検査を行った。

その結果、3市町、2学校法人、1宗教法人及び12研究代表者等計18事業主体が科学研究費補助金、公立学校等施設整備費補助金、国宝重要文化財等保存整備費補助金等を受けて実施した事業において、不適正な経理処理をしたり、補助対象経費を過大に計上したりなどして、これらに係る国庫補助金45,706,984円が不当と認められる。

これを補助金別に掲げると次のとおりである。

#### (1) 大学改革推進等補助金(大学改革推進事業)が過大に交付されていたもの

1件 不当と認める国庫補助金 1,500,000円

大学改革推進等補助金(大学改革推進事業)は、我が国の高等教育の活性化及び高度な人材育成に資することを目的として、大学等において組織的に行われている教育改革を推進するための事業のう

ち、特に優れた取組として特色ある大学教育支援プログラムに選定された事業を行う大学等に対し、当該事業に要する経費の一部を国が補助するものである。

この補助金の交付額は、補助事業を実施するために必要な経費のうち文部科学大臣が認める経費を補助対象経費とし、これに対して予算の範囲内で定額を交付することとなっている。

そして、補助事業の実施に要する委託業務等については、交付決定のなされた国の会計年度中に終了したものに限られることから、年度内に終了しない委託業務等に係る経費は補助の対象とはならないこととされている。

本院が、1 国立大学法人、2 学校法人計 3 法人において会計実地検査を行ったところ、次のような事態が見受けられた。

部 局 等	事業主体	補助事業	年 度	補助対象 経費	左に対す る国庫補 助金交付 額	不当と認 める補助 対象経費	不当と認 める国庫 補助金	摘 要
				千円	千円	千円	千円	
(92) 文部科学 本省	学校法人 慶應義塾	大学改革 推進事業 (特色あ る大学教 育支援プ ログラ ム)	19	16,000	16,000	1,500	1,500	補助の対 象外

学校法人慶應義塾は、上記の事業として平成 19 年度に実施した授業方法の改善向上や教材作成等に係る補助対象経費を 16,000,000 円(国庫補助金同額)としていた。

しかし、同法人は、19 年 10 月に業者に委託した教材作成業務が年度内に終了していないにもかかわらず、委託費 1,500,000 円を業者に支払って委託業務が年度内に終了したこととして、委託業務に係る経費 1,500,000 円を補助対象経費に含めていた。

したがって、適正な補助対象経費は 14,500,000 円(国庫補助金同額)となり、国庫補助金 1,500,000 円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同法人において補助事業の実施に要した委託業務の履行の確認が十分でなかったこと、文部科学省において同法人から提出された実績報告書等の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

## (2) 私立学校施設整備費補助金が過大に交付されていたもの

### 1 件 不当と認める国庫補助金 1,610,000 円

私立学校施設整備費補助金(防災機能強化施設整備事業)は、私立の高等学校等における防災機能の強化を図ることを目的として、校舎等の耐震補強工事等を行う学校法人に対して、当該事業に要する経費の一部を国が補助するものである。

この補助金の交付額は、校舎等の耐震補強工事等に係る経費を補助対象経費として、これに補助率3分の1以内を乗じて算定することとなっている。

本院が、4 県の 4 学校法人において会計実地検査を行ったところ、次のような事態が見受けられた。

部 局 等	事業主体	補助事業	年 度	補助対象 経費	左に對する 国庫補助 金交付 額	不当と認 める補助 対象経費	不当と認 める国庫 補助金	摘 要
				千円	千円	千円	千円	
(93) 静 岡 県	学校法人 静岡和洋 学園	静岡女子 高等学校 体育館防 災機能強 化施設整 備	18	69,770	22,913	4,902	1,610	補助の対 象となら ない工事 費を補助 対象経費 に含めて いたもの

学校法人静岡和洋学園は、上記の事業として平成18年度に実施した耐震補強工事等に係る経費を対象として、補助対象経費を69,770,000円(国庫補助金22,913,000円)としていた。

しかし、同法人は、補助の対象である耐震補強工事とは全く関連がないフェンスの撤去等に係る工事費を補助対象経費に含めていた。

したがって、適正な工事費により補助対象経費を算定すると64,867,651円(国庫補助金21,303,000円)となり、国庫補助金1,610,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同法人において補助対象経費についての理解が十分でなかったこと、県において実績報告書等に対する審査が十分でなかったことなどによると認められる。

### (3) 科学研究費補助金が過大に交付されていたもの

12件 不当と認める国庫補助金 25,657,484円

科学研究費補助金は、我が国の学術を振興するために、人文・社会科学から自然科学まであらゆる分野における優れた独創的・先駆的な研究を格段に発展させることを目的として、①大学、大学共同利用機関等の学術研究を行う機関(以下「研究機関」という。)に所属する研究者が1人で科学研究を行う場合は、当該研究機関の代表者、②研究者2人以上が同一の研究課題について共同して科学研究を行う場合は、当該研究者の代表者(以下「研究代表者」という。)又は研究代表者の所属する研究機関の代表者(平成16年度からは、①、②いずれの場合も研究代表者)等に対して、科学研究等に必要経費を国が補助するものである。

この補助金の交付額は、「科学研究費補助金(科学研究費及び学術創成研究費)の取扱いについて」(平成15年文科振第92号文部科学省研究振興局長通知)等により、研究に使用する消耗品等(以下「研究用物品」という。)の購入費等の研究計画の遂行等に必要経費(直接経費)のほか、一部の研究種目については、研究の実施に伴い研究機関において必要となる管理等に係る経費(間接経費)を補助対象経費とし、その全額を補助することとなっている。

本院が、31研究機関において会計実地検査を行ったところ、公立大学法人和歌山県立医科大学(18年3月31日以前は和歌山県立医科大学)の12研究代表者において、研究代表者Cが業者に架空の取引を指示して虚偽の納品書、請求書等を作成させ同大学に架空の取引に係る購入代金を支払わせて、これを業者に預けて別途に経理していたり、研究代表者Dほか10名の研究代表者が随時、業者に研究用物品を納入させた上で、後日、納入された研究用物品とは異なる物品の請求書等を提出させて、これらの物品が納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成することなどにより同大学にその購入代金を支払わせたりなどしていたため、国庫補助金計25,657,484円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、大学長及び研究代表者において、補助金の原資は税金等であり、事実に基づく適正な会計経理を行うという基本的な認識が欠けていたこと、補助金を管理する同大学において研究用物品の納品検査等が十分でなかったこと、文部科学省において研究代表者及び研



究機関に対して補助金の不正使用の防止について必要な措置の導入や指導を行っていたものの、その周知徹底が十分でなかったことによると認められる。

これを事業主体(研究代表者)<sup>(注)</sup>別に示すと次のとおりである。

部局等	事業主体 (研究代表者)	補助事業	年度	補助対象 経費	左に対する 国庫補助 金交付 額	不当と認 める補助 対象経費	不当と認 める国庫 補助金	摘 要
				千円	千円	千円	千円	
(94) 文部科学 本省	C (C)	科学研究 費補助	18	11,700	11,700	3,419	3,419	不適正な 経理処理
(95) 同	D (D)	同	18、19	12,090	12,090	4,748	4,748	同
(96) 同	大学長及 び <sup>a</sup> (a)	同	15～19	6,700	6,700	3,664	3,664	同
(97) 同	b (b)	同	18	2,300	2,300	2,074	2,074	同
(98) 同	大学長及 び <sup>c</sup> (c)	同	14～18	5,300	5,300	1,998	1,998	同
(99) 同	d (d)	同	16、17	3,400	3,400	1,846	1,846	同
(100) 同	e (e)	同	18、19	2,000	2,000	1,706	1,706	同
(101) 同	大学長及 び <sup>f</sup> (f)	同	15～19	5,000	5,000	1,680	1,680	同
(102) 同	大学長 (g)	同	14、15	2,900	2,900	1,393	1,393	同
(103) 同	h (h)	同	18	1,500	1,500	1,113	1,113	同
(104) 同	i (i)	同	17、18	3,300	3,300	1,007	1,007	同
(105) 同	j (j)	同	17、18	3,000	3,000	1,002	1,002	同
(94)～(105)の計			14～19	59,190	59,190	25,657	25,657	

(注) 研究代表者 公立大学法人和歌山県立医科大学については、本件以外にも不当事項(186 ページ、315 ページ、836 ページ、872 ページ)を掲記しており、同一の研究(代表)者名を同一のアルファベット(A～G、a～t)で表示している。

#### (4) 公立学校等施設整備費補助金が過大に交付されていたもの

3件 不当と認める国庫補助金 11,305,000 円

公立学校等施設整備費補助金(大規模改造事業)は、教育環境の改善及び建物の耐久性の確保を図ることを目的として、公立の小中学校等の建物の機能低下等に対する復旧措置及び用途変更に伴う改装等の大規模改造を行う地方公共団体に対して、当該事業に要する経費の一部を国が補助するものである。

この補助金の交付額は、耐震基準<sup>(注1)</sup>を満たしていない公立の小中学校等の校舎、屋内運動場等の柱、壁、梁等の補強に必要な耐震補強工事等に係る経費を補助対象経費として、これに原則として補助率3分の1を乗じて算定することとなっている。

(注1) 耐震基準 昭和56年6月改正時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)に定める耐震基準

そして、公立の小中学校等の木造以外の校舎について耐震補強工事を行う事業で、当該事業が地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号。以下「地震特措法」という。)に基づいて都道府県知事により作成された地震防災緊急事業五箇年計画に計上されている場合(以下、この事業を「地震補強事業」とい

う。)は、地震特措法により、上記の大規模改造事業において原則として3分の1とされている補助率が、2分の1に引き上げられている。

本院が、5府県の7市町計7事業主体において会計実地検査を行ったところ、3府県の3事業主体において、当該事業が地震特措法に基づいて作成された地震防災緊急事業五箇年計画に計上されていないのに、校舎の耐震補強工事を行う事業を誤って地震補強事業に該当するとして引き上げられた補助率2分の1を適用するなどしていたため、国庫補助金計11,305,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、上記の3事業主体において補助事業の適正な実施に対する認識が十分でなかったこと、3府県の教育委員会において実績報告書等に対する審査が十分でなかったことなどによると認められる。

これを、府県別に示すと次のとおりである。

部局等	事業主体	補助事業	年度	補助対象経費 千円	左に対する国庫補助金交付額 千円	不当と認める補助対象経費 千円 (注3)	不当と認める国庫補助金 千円	摘要
(106) 京都府	(注2) 三和町	三和中学校校舎地震補強	15	41,111	20,555	407	6,987	引き上げられた補助率を誤って適用していたもの
(107) 熊本県	八代市	文政小学校校舎地震補強	18	13,049	6,524	129	2,218	同
(106)(107)の計				54,160	27,079	536	9,205	

(注2) 平成18年1月1日以降は福知山市

(注3) 地震補強事業として実施したことにより、誤って補助対象経費に計上していた事務費相当額。それ以外の補助対象経費に誤りはなかった。

1市1町は、地震補強事業に該当するとして平成15年度又は18年度に実施した上記の校舎の耐震補強工事等に係る補助対象経費に補助率2分の1を乗じて国庫補助金計27,079,000円の交付を受けていた。

しかし、上記の事業は、地震特措法に基づいて作成された府又は県の地震防災緊急事業五箇年計画に計上されていないため、地震補強事業として実施することができず、大規模改造を行う事業として補助率3分の1を乗じて国庫補助金を算定すべきであり、これによるなどして適正な国庫補助金を算定すると計17,874,000円となることから、国庫補助金計9,205,000円が過大に交付されていた。

(108) 宮崎県	(注4) 清武町	清武中学校校舎大規模改造	17	58,679	19,559	6,300	2,100	工事費を過大に算定していたもの
-----------	----------	--------------	----	--------	--------	-------	-------	-----------------

(注4) 平成22年3月23日以降は宮崎市

清武町は、平成17年度に実施した上記の校舎の耐震補強工事等に係る補助対象経費を58,679,000円(国庫補助金19,559,000円)としていた。

しかし、同町は、耐震壁の設置工事において、当初の無収縮モルタルを使用した工法からコンクリートを2段打ちする工法に変更していたにもかかわらず、これに対応した積算の見直しを行わなかったなどのため工事費が過大となっていた。

したがって、適正な工事費により補助対象経費を算定すると52,379,000円(国庫補助金17,459,000円)となり、国庫補助金2,100,000円が過大に交付されていた。

部局等	事業主体	補助事業	年度	補助対象 経費	左に対す る国庫補 助金交付 額	不当と認 める補助 対象経費	不当と認 める国庫 補助金	摘 要
				千円	千円	千円	千円	
(106)-(108)の合計				112,839	46,638	6,836	11,305	

(5) 国宝重要文化財等保存整備費補助金が過大に交付されていたもの

1件 不当と認める国庫補助金 5,634,500 円

国宝重要文化財等保存整備費補助金(建造物保存修理事業)は、文化財の適正な保存管理とその活用を図り、もって文化財保護の充実に資することを目的として、重要文化財の管理又は修理を行う重要文化財の所有者等に対して、当該事業に要する経費の一部を国が補助するものである。

この補助金の交付額は、重要文化財の建造物の修理等に係る経費を補助対象経費として、これに原則として補助率2分の1を乗じて算定することとなっている。

本院が、3府県の1市、4宗教法人において会計実地検査を行ったところ、次のような事態が見受けられた。

部局等	事業主体	補助事業	年度	補助対象 経費	左に対す る国庫補 助金交付 額	不当と認 める補助 対象経費	不当と認 める国庫 補助金	摘 要
				千円	千円	千円	千円	
(109) 栃木県	宗教法人 輪王寺	重要文化 財輪王寺 本堂(三 仏堂)建 造物保存 修理	20	340,000	170,000	11,269	5,634	積算にお いて施工 単価を 誤ってい たもの

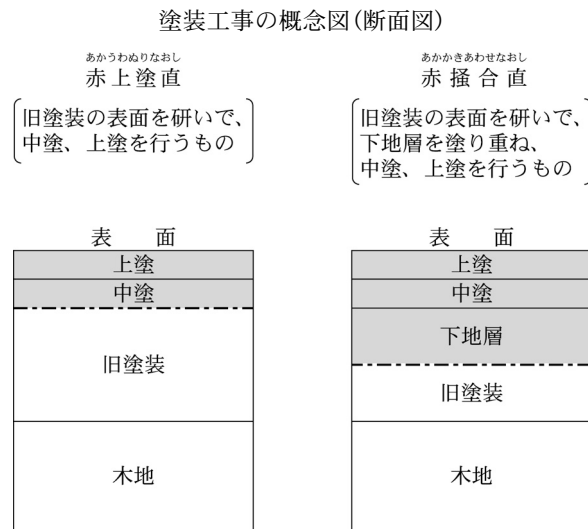
宗教法人輪王寺は、上記の事業として平成20年度に実施した建造物の修理等に係る経費を対象として、補助対象経費を340,000,000円(国庫補助金170,000,000円)としていた。

しかし、同法人は、塗装工事費のうち、本堂背面の柱等の表面に二層の漆塗りなどを<sup>あかうぬりなおし</sup>行う赤上塗直(参考図参照)の施工単価を算定するに当たり、誤って1㎡当たりの作業に必要とされる人員数がより多い<sup>あかきあわせなおし</sup>赤搔合直(参考図参照)の塗装方法により塗装するものとして算定したため施工単価が割高となり、工事費が過大となっていた。

したがって、適正な工事費により補助対象経費を算定すると328,731,000円(国庫補助金164,365,500円)となり、国庫補助金5,634,500円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同法人において、実績報告書等の提出に当たり、積算内容等についての確認が十分でなかったこと、栃木県教育委員会において実績報告書等に対する審査が十分でなかったことなどによると認められる。

(参 考 図)



意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) 公立の義務教育諸学校における休職者等の実数の確認を適切に行うことにより、義務教育費国庫負担金の交付額の算定を適正なものとするよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)文部科学本省 (項)義務教育費国庫負担金
部 局 等	文部科学本省、17 都府県
国庫負担の根拠	義務教育費国庫負担法(昭和 27 年法律第 303 号)
国庫負担の対象	公立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部に要する経費のうち教職員給与費等
17 都府県 に対する国庫負担金 交付額の合計	1 兆 3179 億 7717 万余円(平成 16 年度～19 年度)
上記のうち過大 に交付されている国庫負担金交付額	3 億 9339 万円

【適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたものの全文】

**義務教育費国庫負担金の交付額の算定における休職者等の取扱いについて**

(平成 22 年 3 月 12 日付け 文部科学大臣あて)

標記について、会計検査院法第 34 条の規定により、下記のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

記

1 事業の概要

(1) 義務教育費国庫負担金の概要

義務教育費国庫負担金(以下「負担金」という。)は、義務教育費国庫負担法(昭和 27 年法律

第303号)に基づき、義務教育について、義務教育無償の原則に則り、国民のすべてに対しその妥当な規模と内容とを保障するため、国が必要な経費を負担することにより、教育の機会均等とその水準の維持向上を図ることを目的として、公立の義務教育諸学校(小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部)に要する経費のうち、都道府県が負担する教職員の給与及び報酬等に要する経費について、その実支出額を国庫負担対象額とし、その3分の1(平成17年度以前は2分の1)を国が負担するものである。そして、教職員給与等の実支出額が「義務教育費国庫負担法第2条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令」(平成16年政令第157号。以下「限度政令」という。)により算定した額(以下「算定総額」という。)を超える都道府県については、当該算定総額の3分の1(17年度以前は2分の1)を最高限度として負担することとなっている。

## (2) 限度政令による負担金の交付額の算定方法

限度政令において、負担金の交付額は次のとおり算定することとなっている。

給与単価 [教職員の平均給与単価] を都道府県ごとに算定	×	教職員定数	×	1/3	=	負担金 の 交付額
------------------------------------	---	-------	---	-----	---	-----------------

上記の教職員定数は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」(昭和33年法律第116号)に基づき算定した教職員の標準定数に、当該年度の5月1日現在における休職者、産休代替教職員、育児休業代替教職員の実数を加えるなどして算定した数とされている。

ただし、上記の休職者のうち、一般職の国家公務員であると仮定した場合に給与が支給されないこととなる者については、教職員定数には含めないこととされている。

すなわち、国の場合、公務中でない時に生じた心身の故障(結核性疾患を除く。以下「私傷病」という。)により休職したときは、その休職の期間が満1年に達するまでの間は給与を支給するが、休職の期間が1年を超える者には支給しないこととなっていることから、都道府県において私傷病による休職の期間が1年を超える者について給与を支給している場合であっても、これらの者については教職員定数に含めないこととなる。

## (3) 負担金を算定するための資料

貴省の初等中等教育局財務課給与執行・調査係(以下「本省給与係」という。)は、都道府県の教職員の給与関係の事務を所掌する給与係等の担当者(以下「県給与担当者」という。)から「公立義務教育諸学校教職員の現員現給等調書」(以下「現員現給等調書」という。)の提出を受け、都道府県ごとの教職員の平均給与単価を算定している。そして、現員現給等調書の一部である休職者の休職事由別人員調(以下「休職者人員調」という。)には、休職の事由別に休職者の実数を記入することとなっている。ただし、私傷病による休職者については、上記(2)の理由から、休職期間が1年を超えない者の実数とすることとしている。

また、貴省の初等中等教育局財務課定数企画係(以下「本省定数係」という。)は、都道府県の教職員の実数を算定する事務を所掌する定数係等の担当者(以下「県定数担当者」という。)から「公立義務教育諸学校教職員実数調(各年度5月1日現在)」(以下「教職員実数調」

という。)の提出を受け、これを基に教職員定数を算定することになっている。そして、この教職員実数調には休職者、産休代替教職員、育児休業代替教職員及び育児休業者の実数を記入することとなっており、このうち休職者については、私傷病による休職の期間が1年を超える者等の実数が含まれている場合には、その実数を内数で記入し、上記(2)の理由から、この内数を減じたものを休職者の実数とすることとしている。

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性等の観点から、負担金の算定は適正に行われているかなどに着眼し、貴省が16年度から19年度までに負担金を交付している47都道府県を対象として、現員現給等調書、教職員実数調、教職員定数の関係資料等を照査するなどの方法により検査を行った。検査に当たっては、31都道府県については会計実地検査を行い、残りの16県については教職員定数の関係資料等の提出を受け検査した。

### (検査の結果)

検査したところ、47都道府県のうち<sup>(注1)</sup>17都府県において、次のような事態が見受けられた。

#### (1) 私傷病による休職の期間が1年を超える者を休職者に含めるなどしていたため教職員定数が過大に算定されていたもの

<sup>(注2)</sup>  
8都府県 負担金の過大交付額 2億7780万余円

これらの8都府県では、教職員実数調の提出に当たり、内数で記入することとなっている私傷病による休職の期間が1年を超える者の実数を誤ったため、休職者の実数が過大に集計されるなどして、教職員定数が計110人過大に算定されており、これに係る負担金計2億7780万余円が過大に交付されていた。

#### (2) 育児休業代替教職員等の実数の集計を誤ったため教職員定数が過大に算定されていたもの

<sup>(注3)</sup>  
9県 負担金の過大交付額 1億1559万余円

これらの9県では、県定数担当者が、育児休業代替教職員の実数が育児休業者の実数より多くなっているなど各教育事務所等から報告された育児休業代替教職員等の実数が誤っているのにこれを見過ごしたり、集計を誤ったりしたため、教職員定数が計41人過大に算定されており、これに係る負担金計1億1559万余円が過大に交付されていた。

上記(1)及び(2)のとおり、17都府県において、16年度から19年度までに交付を受けた負担金に係る教職員定数が計151人過大に算定されていて、負担金計3億9339万余円が過大に交付されていた。

### (是正及び是正改善を必要とする事態)

教職員実数調の作成に当たって、内数で記入することとなっている1年を超えて休職している者の実数を誤ったり、内容の確認が十分でなかったりなどして教職員定数が過大に算定され、負担金が過大に交付されている事態は適正とは認められず、是正及び是正改善を図る要があると認められる。

## (発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによるものと認められる。

## ア 都府県において

- (ア) 休職者人員調と教職員実数調とで休職者の実数が異なって記入されているのに、県給与担当者と県定数担当者との間で休職者の実数を照合するなどの確認が十分に行われていないこと
- (イ) 県定数担当者が、各教育事務所等から報告された育児休業代替教職員等の実数の内容の確認を十分に行っていないこと
- (ウ) 県定数担当者が、5月1日現在の休職者、産休代替教職員、育児休業代替教職員及び育児休業者の実数は負担金の交付額の算定に直接反映されるものであることについて認識が十分でないまま教職員実数調を作成していること

## イ 貴省において

- (ア) 都道府県に対する調書の作成の依頼に当たり、休職者の実数を記入する場合の国の休職制度に関する説明や注意書きの具体性が乏しく、都道府県の担当者や各教育事務所等において1年を超えて休職している者の取扱いについて誤解が生じやすいものとなっていること
- (イ) 休職者人員調と教職員実数調とで休職者の実数が異なって報告されているのに、本省給与係と本省定数係との間で休職者の実数を照合するなどの確認を十分に行っていないか、たり、育児休業代替教職員の実数が育児休業者の実数より多く報告されているのにそれぞれの実数について確認を十分に行っていないか、たりしていること

## 3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置

貴省は、今後とも都道府県に対して法令等に基づいて多額の負担金を交付していくこととなっている。

については、貴省において、前記の17都府県に対して過大に交付されている負担金の返還措置を速やかに講ずるよう是正の処置を要求し、及び負担金の算定を適正なものとするよう、次のとおり是正改善の処置を求める。

ア 1年を超えて休職している者を誤って報告させることのないよう、調書の注意書きに「一般職の国家公務員の休職期間の給与は、私傷病による場合、休職開始から1年を超える者については支給しないこととなっているので、休職開始から1年を超えて給与を支給されている者は休職者の実数に含めないこと」など国の休職制度について具体的な説明の記述をすること

イ 休職者人員調と教職員実数調との休職者の実数が一致しているかなどについて点検項目を設けるなど都道府県から報告された実数を確認するための方策を講ずること

ウ 都道府県に対して、休職者人員調と教職員実数調との休職者の実数が一致しているかなどについての点検項目を示したり、関係資料等と照合することなど各教育事務所等から報告された育児休業代替教職員等の実数を集計する際の留意事項を示したりして、実数を確認する態勢を整備させること

エ 負担金に関する説明会において、5月1日現在の休職者、産休代替教職員、育児休業代替教職員及び育児休業者の実数は負担金の交付額の算定に直接反映されるものであることを都道府県に対して周知徹底すること

(注1) 17 都府県 東京都、大阪府、岩手、宮城、秋田、栃木、千葉、神奈川、富山、長野、滋賀、兵庫、鳥取、山口、長崎、大分、宮崎各県

(注2) 8 都府県 東京都、大阪府、秋田、千葉、長野、山口、長崎、大分各県

(注3) 9 県 岩手、宮城、栃木、神奈川、富山、滋賀、兵庫、鳥取、宮崎各県

**【当局が講じた処置】**

本院は、文部科学本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、文部科学省は、本院指摘の趣旨に沿い、17 都府県に対して22年3月に、過大に交付されていた負担金に係る返還命令を発し、同年4月までに全額返還させるとともに、次のような処置を講じていた。

すなわち、同省は、1年を超えて休職している者を誤って報告させることのないよう、現員現給等調書及び教職員実数調に国の休職制度について具体的な説明を注記するとともに、都道府県から報告された休職者等の実数を確認するために点検項目を設けるなどの方策を講じ、これを都道府県に対しても示すなどして休職者等の実数を確認する態勢を整備させ、また、同年4月に説明会を開催して、休職者等の実数は負担金の交付額の算定に直接反映されるものであることを周知徹底した。

**(2) 国立大学法人における目的積立金の計上や使途について具体的な基準等を定めるなどすることにより、目的積立金の取扱いが合理的なものとなるよう意見を表示したもの**

部 局 等	文部科学本省
国立大学法人における目的積立金の概要	国立大学法人法第35条の規定により準用された独立行政法人通則法第44条の規定に基づき、文部科学大臣の承認を受けて、中期計画に定められた剰余金の使途に充てるために積み立てられたもの
目的積立金制度の対象となる国立大学法人の数	86 国立大学法人
86 国立大学法人における利益の合計	4222 億 2803 万円(背景金額)(平成16事業年度～20事業年度)
上記のうち使途が合理的となっていない目的積立金の額	347 億 2084 万円

**【意見を表示したものの全文】**

**国立大学法人における目的積立金の取扱いについて**

(平成22年9月29日付け 文部科学大臣あて)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

**1 目的積立金の概要**

**(1) 国立大学法人における利益等の処理**

国立大学法人は、国立大学法人法(平成15年法律第112号。以下「法」という。)の定めるところにより設立され、同法等に基づき教育研究等の事業を行っている。そして、その会計



は、企業会計原則によるとされているが、毎事業年度の損益計算において生じた利益については、法第35条の規定により準用される独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第44条の規定により、次のように処理することとされている。

- ① 前事業年度から繰り越した損失を埋める。
- ② なお残余があるときは、その残余の額のうち文部科学大臣の承認を受けた額について、国立大学法人が作成した中期計画に定める剰余金の使途に充てるための積立金(以下、この積立金を「目的積立金」という。)として積み立てる。
- ③ 残りの額について、独立行政法人通則法第44条第1項による通常の積立金(以下、この積立金を「1項積立金」という。)として積み立てる。

なお、毎事業年度の損益計算において損失を生じたときは、1項積立金を減額して整理するなどの処理が行われることとされている。

そして、中期目標の期間の最後の事業年度において、当該事業年度に係る損益計算において生じた利益等の処理を行った後、1項積立金又は目的積立金の残余があるときは、法第32条等の規定に基づき、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けて次の中期目標の期間に繰り越す額を除いて、これを国庫に納付することとされている。

上記の仕組みは、国立大学の法人化前における単年度主義等による無駄な支出を抑制し、国立大学法人の経営努力に対するインセンティブを付与することを目的として制度設計されたものであるとされている。

## (2) 目的積立金の計上基準

目的積立金として計上できる額は、独立行政法人に適用される独立行政法人会計基準(平成12年2月設定。独立行政法人会計基準注解等を含む。)、国立大学法人に適用される国立大学法人会計基準(平成16年文部科学省告示第37号。国立大学法人会計基準注解等を含む。)のいずれにおいても、法人の当該事業年度における経営努力により生じたとされる額とされている。具体的には、運営費交付金や国庫補助金等に基づかない収益から生じた利益に加え、運営費交付金に基づく収益から生じた利益のうち当該事業年度に行うべき業務を効率的に行ったため費用が減少した結果発生した利益を、原則として経営努力によるものとするとしている。そして、利益が経営努力により生じたものであるかどうかについては、法人が自らその根拠を示すものとされている。

そして、この経営努力の認定については、「独立行政法人の経営努力認定について」(平成18年7月21日付け総務省行政管理局)において、対象案件の利益の実績が原則として前年度実績を上回っており、収入の増加や費用の節減が、当該事業年度において新規に生じたこと及び外部要因によらず法人の自主的な活動によるものであることを合理的に説明することなどが必要であるとされている。

一方、国立大学法人における経営努力の認定については、貴省が定めた現行の「剰余金の翌事業年度への繰り越しに係る文部科学大臣の承認等について」(平成16年10月28日付け16文科高第551号。以下「文部科学省通知」という。)等において、主たる業務が教育研究であること、教育研究はそれぞれが相互に複雑に関連し合いながら実施され、個々の事業ごとに客観的な達成度を説明することは容易ではないことなどを理由として、学生収容定

員に対する在籍者の比率が90%（平成16事業年度から18事業年度までの間については85%。以下同じ。）を下回っていないことなどをもって経営努力に係る説明責任を果たしたとする取扱いとしている。

また、貴省は、「決算剰余金の翌事業年度への繰り越しについて」（平成17年文部科学省高等教育局国立大学法人支援課事務連絡）において、目的積立金は、見返りの資産として現金の裏付けがあり、事業の用に供することが可能な額に限り、計上することができるとしている。

### (3) 目的積立金の使途

国立大学法人は、法の規定により中期計画において剰余金の使途（目的積立金の使途）を定めることとされており、国立大学法人会計基準により、その使途は合理的なものでなければならないとされている。そして、貴省は、「国立大学法人等の平成20事業年度財務諸表の概要」（平成21年文部科学省発表）等において、目的積立金は、年度を超えたプロジェクトなどに計画的に使用するために自己努力により創出した資金であるとしているが、各国立大学法人は、それぞれの中期計画において、剰余金の使途について、各国立大学法人の「教育・研究・診療の質の向上及び組織運営の改善に充当する」などとしているだけで、それ以上の具体的な使途や目的を定めたり、公表したりしていない。

### (4) 目的積立金の実績額

国立大学法人は、税金を原資とする多額の運営費交付金の交付を受けて教育研究等の事業を行っているが、運営費交付金は近年、毎事業年度1%削減されている。このような経営環境の下にある全86国立大学法人の決算についてみると、国立大学法人が設立された16事業年度から20事業年度までの間の利益の合計額は4222億2803万余円に上っており、目的積立金の計上が認められている20事業年度までの間に、この利益の約54%に当たる2280億8678万余円が、目的積立金として積み立てられている。そして、上記の目的積立金のうち857億7113万余円（約37%）が、20事業年度までの4年間に取り崩されて使用されている。

なお、第1期中期目標の期間（16事業年度から21事業年度まで）の最後の事業年度である21事業年度において、1144億3862万余円（約50%）の目的積立金の取崩しが行われている。

## 2 本院の検査結果

### （検査の観点、着眼点、対象及び方法）

前記のとおり、21事業年度は、中期目標の期間の最後の事業年度であり、取り崩されていない1項積立金や目的積立金は、文部科学大臣の承認を受けて次の中期目標の期間に繰り越す額を除いて、国庫に納付されることとなる。

また、国立大学法人における目的積立金の計上の仕方についてみると、国立大学法人においては、前記のとおり、個々の事業ごとに経営努力を説明することは求められず、所定の割合の学生が在籍しているなどの条件を満たしていれば、損益計算において生じた利益は、そのまま法人の経営努力により生じたものであると認定されて、利益の過半が目的積立金として積み立てられている。

そこで、本院は、有効性等の観点から、国立大学法人における目的積立金の取扱いが、無駄な支出を抑制し、法人の経営努力に対するインセンティブを与えるという目的積立金制度の趣旨に即した合理的なものとなっているかなどに着眼して、貴省及び86国立大学法人<sup>(注1)</sup>において、財務諸表等の関係資料を検査するとともに、貴省及び24国立大学法人<sup>(注2)</sup>において、目的積立金の計上や用途に関して説明を聴取するなどして会計実地検査を行った。

(注1) 86国立大学法人 北海道、北海道教育、室蘭工業、小樽商科、帯広畜産、旭川医科、北見工業、弘前、岩手、東北、宮城教育、秋田、山形、福島、茨城、筑波、筑波技術、宇都宮、群馬、埼玉、千葉、東京、東京医科歯科、東京外国語、東京学芸、東京農工、東京芸術、東京工業、東京海洋、お茶の水女子、電気通信、一橋、横浜国立、新潟、長岡技術科学、上越教育、富山、金沢、福井、山梨、信州、岐阜、静岡、浜松医科、名古屋、愛知教育、名古屋工業、豊橋技術科学、三重、滋賀、滋賀医科、京都、京都教育、京都工芸繊維、大阪、大阪教育、兵庫教育、神戸、奈良教育、奈良女子、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、鳴門教育、香川、愛媛、高知、福岡教育、九州、九州工業、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、鹿屋体育、琉球、政策研究大学院、総合研究大学院、北陸先端科学技術大学院、奈良先端科学技術大学院の各国立大学法人

(注2) 24国立大学法人 北海道、北海道教育、東北、宮城教育、筑波、筑波技術、東京、東京医科歯科、東京外国語、東京工業、一橋、金沢、岐阜、名古屋、京都、京都教育、大阪、鳥取、広島、福岡教育、九州、九州工業、政策研究大学院、北陸先端科学技術大学院の各国立大学法人

#### (検査の結果)

検査したところ、所定の割合の学生が在籍しているなどの条件を満たしているとの理由から、業務を効率的に行ったため費用が減少した結果発生したものと認められない利益が、経営努力により生じたものとして目的積立金として計上されている事態が見受けられた。また、その積み立てられた目的積立金は、積み立てる目的が詳細に定められておらず、取崩しに当たっても一般的、日常的な経費にも区別なく使用され、また、その用途についての情報が国民に開示されていない事態となっていた。

これらの事態の詳細について、上記の目的積立金の計上時における事態と取崩し時における事態の別に示すと、次のとおりである。

#### (1) 目的積立金の計上について

<sup>(注3)</sup>  
(23国立大学法人、自主的な活動等によらない額 453億4903万余円)

前記のとおり、独立行政法人においては、①収入の増加等が当該事業年度において新規に生じたこと、②収入の増加等が外部要因によらず法人の自主的な活動により生じたことなどが、目的積立金の計上基準となっている。しかし、現行の国立大学法人の取扱いでは、所定の割合の学生が在籍していることをもって当該事業年度に行うべき業務は行われたと説明することにより、生じた利益は法人の経営努力により生じたものであると認定され、目的積立金として計上できることとなることなどから、会計実地検査を行った24国立大学法人のうち目的積立金を積み立てていない1国立大学法人を除く23国立大学法人

において、次のとおり、業務を効率的に行ったため費用が減少した結果発生したものと認められない利益、すなわち、法人の自主的な活動によるものではない利益や交付された運営費交付金を使用しなかったため生じた利益についても目的積立金として計上していた。

(注3) 23 国立大学法人 北海道、北海道教育、東北、宮城教育、筑波、筑波技術、東京、東京医科歯科、東京外国語、東京工業、一橋、金沢、名古屋、京都、京都教育、大阪、鳥取、広島、福岡教育、九州、九州工業、政策研究大学院、北陸先端科学技術大学院の各国立大学法人

ア 法人の自主的な活動によるものではない額を目的積立金として計上していたもの

18 国立大学法人<sup>(注4)</sup>において、見返りの資産として現金の裏付けがない額が、目的積立金として計上されていた(事例1参照)。また、4 国立大学法人<sup>(注5)</sup>において、最終消費者に代わって支払っていたにすぎない消費税の還付額や、予定されていた事業の計画が遅延したため、行うべき事業が実施できなかったことによって生じた当該事業の支出予算額と決算額との差額が、目的積立金として計上されていた(事例2参照)。しかし、これらの利益(16 事業年度から 20 事業年度まで 87 億 5679 万余円)は、外部要因により生じたものであり、国立大学法人の自主的な活動によって生じたとは認められない性格のものである。

#### <事例1>

国立大学法人A 大学は、法人化された平成 16 事業年度に係る授業料のうち法人化前に前納授業料として国庫に納入されたもの(10 億 9415 万余円)について、貴省の指示を受けて、現金の裏付けはないものの目的積立金として計上する取扱いを行っていた。しかし、前納授業料相当額は、法人の自主的な活動により生じたものではなく現金の裏付けがないため事業の用に供することもできないことから、目的積立金制度の趣旨に即していない。

#### <事例2>

国立大学法人B 大学は、同法人内の各部局に配分した支出予算額と決算額との差額を機械的に当該部局に係る目的積立金として計上するなどしている。しかし、差額が生じた理由についてみると、平成 18 事業年度内に事業を行うことが予定されていた遠隔講義システム事業の計画が遅延したため、行うべき事業が実施できなかった結果として支出予算額と決算額との間に差額(執行残額 725 万円)が生じたものなどであり、法人の自主的な活動により生じたものではなかった。

(注4) 18 国立大学法人 北海道、東北、宮城教育、筑波、筑波技術、東京、東京医科歯科、東京外国語、東京工業、一橋、名古屋、京都、京都教育、大阪、鳥取、広島、九州、北陸先端科学技術大学院の各国立大学法人

(注5) 4 国立大学法人 金沢、名古屋、九州、北陸先端科学技術大学院の各国立大学法人  
イ 交付された運営費交付金を使用しなかったため生じた額を目的積立金として計上していたもの

独立行政法人の場合、中期目標の期間に交付された運営費交付金を使用されずに生じた利益は、目的積立金として計上されることはない。しかし、国立大学法人の場合、個々の事業ごとに経営努力を説明することは求められずに、所定の割合の学生が在籍しているという条件等を満たせば、目的積立金として計上することができることから、21

(注6) 国立大学法人において、運営費交付金に含まれている教職員の定員の人件費に着目した場合、行政改革の推進に基づいて削減されたことなどを考慮しても、交付された運営費交付金が使用されずに生じた利益(16事業年度から20事業年度まで365億9223万余円)が目的積立金として計上されることになる。

#### <事例3>

国立大学法人C大学に交付される運営費交付金は、法人化前の直近の国立大学当時の教職員の定員4,997人を基にした人件費及び物件費の合計額を基に措置されている。この定員4,997人の人件費に着目した場合、教職員数は法人化後の最大数でも4,886人となっていて、定員4,997人を法人化当初から常に下回っている。このように、その後の運営費交付金の削減等による影響を考慮するなどしても、4,886人との開差が法人化当初において生じている。このため、これに相当する運営費交付金(平成16事業年度から20事業年度まで39億8610万余円)がそのまま利益にもなり、当該事業年度において新規に生じたものではないのに目的積立金として計上されることになる。

(注6) 21 国立大学法人 北海道、北海道教育、東北、宮城教育、筑波、東京、東京医科歯科、東京外国語、東京工業、一橋、名古屋、京都、京都教育、大阪、鳥取、広島、福岡教育、九州、九州工業、政策研究大学院、北陸先端科学技術大学院の各国立大学法人

## (2) 目的積立金の使途について

(86 国立大学法人、年度を超えたプロジェクトなどに計画的に使用されたとは言い難い額 347 億 2084 万余円)

貴省は「国立大学法人等の平成20事業年度財務諸表の概要」等において、目的積立金については年度を超えたプロジェクトなどに計画的に使用するなど、使用する目的が明確に定まっている資金であるとしている。

しかし、86 国立大学法人は、前記のとおり、857 億 7113 万余円を取り崩しているが、積み立てられた目的積立金の使途を「教育・研究・診療の質の向上及び組織運営の改善に充当する」などとしているだけで、それ以上の具体的な使途や目的を定めたり、公表したりしておらず、また、目的積立金の使途について具体的な情報を国民に開示していない状況であった。

上記のような状況の中、目的積立金を積み立てていない1国立大学法人を除く85国立大学法人における目的積立金の使途をみると、目的積立金を積み立てる目的が明確でなく、目的積立金の使途が具体的に特定されていないことから、目的積立金を取り崩して得た資金は、消耗品費、修繕費、委託費、備品費、医薬品費等の法人運営上、毎事業年度、一般的、日常的に費消される費用(347億2084万余円、目的積立金取崩額の約40%)に充てられていて、年度を超えたプロジェクトなどに計画的に使用されたとは言い難い状況となっていた。また、部局に配分した支出予算額と決算額との差額を機械的に一律に当該部局に係る目的積立金として配分の上、後年度に使用している事態も見受けられた。

以上のように、国立大学法人においては、損益計算において生じた多額の利益の過半が目的積立金となっていて、利益を繰り越し、後年度における一般的、日常的に費消される費用に充てるための手段にもなっている状況にある。そして、このことは、独立行政法人におい

て、経営努力の認定基準の明確化が図られていることと対比して考慮すると、無駄な支出を抑制し、法人の経営努力に対するインセンティブを与えるという目的積立金制度の趣旨に即していないと認められる。

(改善を必要とする事態)

各国立大学法人において、努力の成果とは認められない利益、すなわち、法人の自主的な活動によるものでない利益や交付された運営費交付金を使用しなかったため生じた利益を目的積立金として積み立てている事態がある一方で、目的積立金の詳細な使途や目的を定めたり公表したりしておらず、使途が具体的に特定されていないことから、目的積立金を運営費交付金等と同様に毎事業年度、一般的、日常的に費消される費用に充てていて、その内容について情報を国民に対して開示していない事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、次のことなどによると認められる。

- (ア) 各国立大学法人における目的積立金制度の本来の趣旨に即した計上や使途についての認識が十分でなく、実態把握が十分でないため、目的積立金の計上基準を見直したり、目的積立金の使途について基準等を定めたりしていないこと
- (イ) 各国立大学法人がそれぞれの目的積立金の使途や目的について国民に対する説明責任を十分に果たすよう助言・指導等をしていないこと

3 本院が表示する意見

国立大学法人は、大学の教育研究に対する国民の要請にこたえとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図るため、国立大学を設置して教育研究を行うことを目的として設立されたものであり、その目的に資するものになっているか否かの説明責任を国民及び社会に果たし、同時に業務実績についての適正な評価を得るため、適切な会計経理を行い、正確な財務情報を開示することが求められている。

については、国立大学法人における第1期中期目標の期間が21事業年度で終了し、第2期中期目標の期間が22事業年度から始まり、再び目的積立金の積立てが可能となることから、目的積立金の制度の趣旨に沿って無駄な支出を抑制し、法人の経営努力に対してインセンティブを与えるものとするため、貴省において、各国立大学法人における目的積立金の取扱いを明確なものとし、その透明性を高めることにより、目的積立金の取扱いが合理的なものとなるよう、次のとおり意見を表示する。

- (ア) 従前の各国立大学法人における目的積立金の計上や使途の実態を把握し、目的積立金の計上のために必要な法人の自主的な努力の成果の範囲を明確なものにするよう文部科学省通知を見直したり、目的積立金の望ましい使途について基準等を定めたり、目的積立金の承認に当たって審査を十分行ったりなどするとともに、その内容を各国立大学法人に周知・徹底すること
- (イ) 上記(ア)の内容を踏まえ、各国立大学法人に対して、目的積立金の計上や使途を目的積立金の制度の趣旨に沿ったものとするよう、目的積立金の詳細な使途や目的を定め、明確なものとするとともに、目的積立金の具体的な使途を財務諸表等に事業ごとに明示するなどして公表するよう指導等すること

(3) 廃校又は休校となっている公立小中学校の校舎等について、活用効果等を周知するなどして、社会情勢の変化、地域の実情等に応じた一層の有効活用を図るよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)文部科学本省 (項)公立文教施設整備費 〔平成 11 年度以前は、 (組織)文部本省 (項)公立文教施設整備費〕
部 局 等 補 助 の 根 拠	文部科学本省(平成 13 年 1 月 5 日以前は文部本省) 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭和 33 年法律第 81 号。平成 18 年 3 月 31 日以前は義務教育諸学校施設費国庫負担法)等
補助事業の概要	公立の小学校、中学校等の学校施設の整備を行う市町村に対してその経費の一部を補助するもの
検 査 の 対 象	47 都道府県 528 設置者 1,333 校
3 年以上未活用 となっている廃 校等施設を有す る学校	42 都道府県 137 設置者 216 校
上記の廃校等施 設に係る残存価 額	249 億 2405 万余円
上記に対する国 庫補助金相当額	104 億 7450 万円

【改善の処置を要求したものの全文】

廃校又は休校となっている公立小中学校の校舎等の有効活用について

(平成 22 年 9 月 8 日付け 文部科学大臣あて)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 廃校又は休校となっている公立小中学校の状況等

(1) 公立小中学校の施設整備に係る補助制度の概要

我が国の学校教育は、国、都道府県及び市町村がそれぞれ役割を分担することによって運営されており、公立の小学校及び中学校(以下「公立小中学校」という。)の設置、管理及び運営の事務は、市町村(特別区及び市町村学校組合を含む。以下同じ。)が行うこととされている。

そして、公立小中学校の設置等に要する経費については、原則としてその学校を設置する市町村(以下「設置者」という。)が負担することとされているが、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭和 33 年法律第 81 号。平成 18 年 3 月 31 日以前は義務教育諸学校施設費国庫負担法)等により、国は公立小中学校の校舎等の新築、増築又は改築等の事業の実施に要する経費の一部を負担することとされ、設置者に対して公立学校施設整備費負担金、公立学校等施設整備費補助金及び安全・安心な学校づくり交付金(以下、これらを合わせて「国庫補助金」という。)を交付している。

## (2) 廃校又は休校となっている公立小中学校の状況

近年、少子化、過疎化等に伴い、児童生徒数が減少している公立小中学校が増えており、規模の適正化等の視点から学校の統廃合が行われている。そして、設置者から廃止の届出があった公立小中学校(以下「廃校」という。)は、平成14年5月2日から21年5月1日までの間で47都道府県の697設置者における2,446校となっている。また、廃止の届出はないものの児童生徒が在籍しておらず学級数が0の公立小中学校(以下「休校」という。)は、21年5月1日現在で37道府県の173設置者における441校となっている。

## (3) 廃校又は休校となっている公立小中学校の校舎等の有効活用の必要性

公立小中学校の校舎等は、多額の国庫補助金を投入して整備された施設であるとともに、地域住民にとって身近な公共施設であることから、廃校又は休校となった場合には、住民の共通の財産として可能な限り積極的に有効活用されることが求められている。

本院は、これまでこのような視点から、平成8年度決算検査報告に「少子化等に伴う公立小中学校施設について有効活用が図られるよう改善の意見を表示したもの」を、また、平成15年度決算検査報告に「廃校等施設及びへき地教員宿舎の転用による有効活用が適切に促進されるよう改善させたもの」を掲記して、施設の有効活用を求めてきた。

そして、貴省では、設置者が国庫補助金の交付を受けて整備した学校施設を他の用途に活用する場合、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)に基づき原則として文部科学大臣の承認を得る手続を必要としているが、9年11月に貴省が設置者に対して発した「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について」(平成9年文教施第87号)によると、国庫補助事業完了後10年を超える期間を経過した学校施設を無償で同一地方公共団体における公共用の施設等に活用する場合のうち、福祉施設等に活用する場合には、報告書の提出により文部科学大臣の承認があったものとして取り扱うこととするなど手続を順次緩和してきており、国庫補助金で整備した施設の有効活用を求めている。

例えば、地域が必要としている公共施設としては、高齢化や女性の社会進出を背景としてその拡充が求められている介護老人福祉施設や保育所が挙げられる。すなわち、介護老人福祉施設は、20年10月現在の定員が422,703人となっている一方で、待機者が定員とほぼ同数の421,259人と多数に上っている。また、保育所についても、21年4月現在の待機児童が25,384人と多数存在している。

このように、社会情勢の変化等に伴い、介護老人福祉施設、保育所等の社会福祉施設の必要性が高まっている一方で、現在の国や地方の財政状況にかんがみれば、多額の財源を投入して新たな施設を整備することには限界があることから、既存の施設を有効に活用することがより一層重要となっている。

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点及び着眼点)

前記のように、廃校又は休校となっている公立小中学校が多数存在している一方で、社会情勢の変化等に伴い、介護老人福祉施設、保育所等の社会福祉施設等の整備が求められている状況となっている。



そこで、本院は、経済性、効率性、有効性等の観点から、これらの廃校又は休校となっている公立小中学校の校舎及び屋内運動場(以下「廃校等施設」という。)は有効に活用が図られているか、未活用となっている廃校等施設の活用に向けた検討状況はどうか、さらに、未活用となっている廃校等施設を地域の実情に応じた社会的需要の高い施設として有効活用することにより、新たに施設を整備するのに比べてどの程度費用を軽減しているかなどに着眼して検査した。

#### (検査の対象及び方法)

本院は、前記の廃校 2,446 校及び休校 441 校のうち、国庫補助金を原資として整備され、<sup>(注1)</sup> 21 年 5 月 1 日現在で耐用年数が残存し、かつ、耐震基準を満たしている 47 都道府県の 528 設置者における 1,333 校(廃校 1,139 校及び休校 194 校)の廃校等施設を対象として検査した。

検査に当たっては、47 都道府県から廃校等施設に係る調書の作成及び提出を求めてこれを分析するとともに、<sup>(注2)</sup> 貴省及び 31 都道府県において、廃校等施設の現況を確認するなどして<sup>(注3)</sup> 会計実地検査を行った。また、貴省以外の厚生労働省等 6 省庁において、廃校等施設の有効活用を図る際に利用可能な国庫補助制度の状況及びその利用状況等について検査した。

#### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

#### (1) 廃校等施設の状況

検査の対象とした 1,333 校の廃校等施設の残存耐用年数の状況は、表 1 のとおりであり、その多くが有効活用するのに十分な耐用年数を残したものとなっている。

表 1 廃校等施設の残存耐用年数の状況(平成 21 年 5 月 1 日現在)  
(単位：施設)

残存耐用年数	廃校	休校	計
20 年以上	793	124	917
10 年以上 20 年未満	459	65	524
5 年以上 10 年未満	212	48	260
5 年未満	102	16	118
計	1,566	253	1,819

(注) 1 校で複数の廃校等施設を有しているものがある。

また、1,333 校の廃校等施設の残存価額(廃校等施設の建設時から廃校又は休校となった時点までに経過した期間を耐用年数から差し引いた期間に応じた価額をいう。以下同じ。)は、表 2 のとおり、計 2138 億 1871 万余円となっており、これに対する国庫補助金相当額は計 865 億 8818 万余円となっている。

表2 廃校等施設の残存価額等

(単位：千円)

区分	設置者数	学校数	残存価額	左に対する国庫補助金相当額
廃校	464	1,139校	196,033,666	78,859,883
休校	106	194校	17,785,046	7,728,297
計	528	1,333校	213,818,713	86,588,181

注(1) 同一の設置者において廃校と休校の両方がある場合があるため、設置者数欄を足しても計とは一致しない(以下同じ。)

注(2) 残存価額及び国庫補助金相当額について、国庫補助金に係る実績報告書がなく金額が把握できないものは、公立学校建物の建築に要する経費に係る負担金及び安全・安心な学校づくり交付金の配分基礎額の算定基準として文部科学大臣が財務大臣と協議して定めた平成21年度の建築単価に基づき本院が推定した(以下同じ。)

## (2) 休校の実態

会計実地検査を行った31都道府県(これらの都道府県における21年5月1日現在の休校数は378校)において、14年度以降に休校から復校(休校となっていた公立小中学校に再び児童生徒が在籍して学級を有することをいう。以下同じ。)した学校の数17校にとどまっている。この17校のうち離島に所在する学校で再び児童生徒が在籍する場合に備えて休校としていたものが10校、将来入学を予定している幼児がいるなどの理由により休校となった時点で復校の予定があったものが6校となっていて、これらの特別な事情があるものを除いて復校したものは1校にすぎないことから、そうした特別な事情があるもの以外は、いったん休校となると復校する可能性は極めて低く、廃校にしたのと実態面では変わらないと認められる。

しかし、貴省は、廃校の施設の活用状況については、調査を行って把握しているものの、休校の施設の活用状況については、現在も学校施設であるとして調査、把握をしていない。

## (3) 未活用となっている廃校等施設の状況

表2の1,333校の廃校等施設についてみると、表3のとおり、<sup>(注4)</sup>46都道府県の292設置者における554校の廃校等施設(残存価額計646億5340万余円(国庫補助金相当額計269億3693万余円))が未活用となっている。そして、未活用となっている割合を学校数で見ると、廃校で35.9%、休校で74.7%となっていて、廃校に比べて休校は未活用となっている割合が高い。

表3 未活用となっている廃校等施設の状況 (単位：千円)

区分	設置者数	学校数	残存価額	左に対する国庫補助金相当額
廃校	227	409校 (35.9%)	51,360,685	21,106,032
休校	79	145校 (74.7%)	13,292,715	5,830,905
計	292	554校 (41.5%)	64,653,401	26,936,938

注(1) 括弧書きは、表2に記載した学校数に対するそれぞれの割合である。

注(2) 休校については、離島に所在するもの、既に復校の予定があるものを除いている。

#### (4) 未活用となっている廃校等施設の活用に向けた検討状況等

未活用となっている廃校等施設を活用することに関する設置者の検討状況等をみると、廃校409校については、活用に向けて何らかの検討を行っているものは337校(82.3%)となっている。そして、具体的な検討方法についてみると、教育委員会以外の他部局を含めて広く行政内部で検討を行っているものが268校(65.5%)ある。これは、廃校に伴い、施設の管理者が教育委員会から市町村長に替わったことから、廃校の施設の活用に関する検討がより広い範囲でできるようになったことによると認められる。

一方、休校145校については、活用に向けて何らかの検討を行っているものは82校(56.5%)にとどまっている。そして、具体的な検討方法についてみると、教育委員会以外の他部局を含めて広く行政内部で検討を行っているものは50校(34.4%)にとどまるなど、廃校に比べて活用に関する検討が十分に行われていない。これは、廃校と異なり、休校の場合は、施設の管理者が市町村長に替わることなく、引き続き教育委員会となることなどによると認められる。

したがって、長期間休校となっていて、復校の可能性が極めて低いものは、実態として廃校と変わらないのであるから、これを廃校として、管理者を教育委員会から市町村長に替えれば、より広く施設の有効活用に向けた検討を行うことが可能となる。

さらに、休校に比べて活用に関する検討が行われている廃校についてみても、地域住民の意向を聴取しているものは171校(41.8%)と半数以下であり、活用に関して公募を行っているものは64校(15.6%)となっている。

また、前記の廃校1,139校のうち、21年5月1日現在で耐用年数が残存し、かつ、耐震基準を満たしている校舎を有しているのは903校であるが、このうち校舎を活用している587校の状況を見ると廃校としてから3年未満で活用しているものが550校(全体の93.6%)となっていた。これは、活用が図られたものの大部分が、比較的早期に活用方法を決定していたことを示している。

これらのことから、廃校等施設の遊休化を防ぐためには、広く行政内部で活用に関する検討を行うとともに、活用方法が決まらない場合には、早急に地域住民の意向を聴取したり、活用に関する公募を行ったりすることなどにより、地域の実情に応じた有効活用を促進することができる。

(5) 有効活用促進のための財政支援制度の状況

貴省は、設置者に対して、廃校等施設の有効活用を図る際に利用可能な各省庁の国庫補助制度を把握して周知しているとしている。そこで、国庫補助制度を含めた財政支援制度の把握、周知の状況についてみると、貴省が把握して設置者に周知していたのは、厚生労働省等6省庁の12制度であり、このうち、6制度については利用実績がない状況であった。さらに、利用可能であるにもかかわらず貴省が把握していない制度が上記の12制度のほかに10制度あった。これらのことから、貴省における把握及び各設置者に対する周知は十分ではないと認められる。

また、これらの国庫補助制度は、廃校等施設の活用も対象としているものの、通常は新たな施設の整備に利用されることが多い。このことから、廃校等施設の有効活用を積極的に進めるためには、貴省と各省庁との間で財政支援制度の利用の促進等に関する連携、意見交換等が必要であると考えられるが、貴省が実施しているのは、主として利用可能な国庫補助制度の把握にとどまっており、十分ではないと認められる。

(6) 廃校等施設を有効活用した場合の活用効果等

廃校等施設を有効活用して施設を整備する場合は、新築により整備するのに比べると、整備期間が短期間となるだけでなく、施設整備に伴う初期費用が軽減し経済的である。

そこで、廃校等施設を有効活用して施設を整備したものについて、今回の会計実地検査で把握できた事例を活用方法別に示すと次のとおりである。

ア 老人福祉施設として活用したもの

13件 軽減された費用の推計額 約12億7600万円

これら13件の廃校等施設は老人福祉施設として活用されており、この活用により施設整備の初期費用を約12億7600万円軽減できたと推計される。

<参考事例1>

熊本県阿蘇郡産山村では、数多くの待機者を解消すべく、介護老人福祉施設を整備する必要があった。一方、同村には、廃校が予定されている小学校があったことから、廃校とする前から他の市町村の活用事例の視察を行うなど、活用を図るべく検討を行った。

その結果、社会福祉法人に廃校の施設を無償で貸与することとし、当該社会福祉法人は、厚生労働省の国庫補助制度を利用するなどして改修費約1億8600万円をもって介護老人福祉施設に改修して活用している。

これにより、介護保険事業計画・老人福祉計画で定めた介護老人福祉施設の床数のすべてが整備され、かつ、待機者全員の解消が図られた。

なお、廃校の施設を活用したことにより、同規模の介護老人福祉施設を新築した場合(約3億1800万円)に比べると6割程度の費用で施設を整備することができたと推計される。

イ 保育施設として活用したもの

6件 軽減された費用の推計額 約9億0200万円

これら6件の廃校等施設は保育施設として活用されており、この活用により施設整備の初期費用を約9億0200万円軽減できたと推計される。

<参考事例2>

奈良県山辺郡山添村では、老朽化により安全面、衛生面での問題のある保育園の園舎を建て替える必要があった。一方、同村には、廃校となった小学校が同保育園の近隣にあったこ

とから地域住民と協議を行った結果、改修費約 2700 万円をもって同保育園の園舎に改修して活用している。

これにより、保育所の安全面、衛生面での問題の解消が早期に図られた。

なお、廃校の施設を活用したことにより、同規模の保育所を新築した場合(約 9000 万円)に比べると 3 割程度の費用で施設を整備することができたと推計される。

#### ウ その他の社会福祉施設として活用したもの

15 件 軽減された費用の推計額 約 25 億 7500 万円

これら 15 件の廃校等施設はその他の社会福祉施設として活用されており、この活用により施設整備の初期費用を約 25 億 7500 万円軽減できたと推計される。

#### <参考事例 3>

北海道旭川市では、廃校となった小中学校の校舎について、教育委員会以外の部局を含めた広い範囲での検討や地域との協議を約 1 年間にわたり続けたものの活用方法が決まらなかったことから、公募により校舎の利用希望者を募ることとした。その結果、2 者からの応募があり、審査の結果、社会福祉法人に廃校の施設を無償で貸与することとし、当該社会福祉法人は、改修費約 1800 万円をもって廃校の施設を障害者の就労支援を行う施設に改修して活用している。

これにより、障害者に対する就労環境の整備を図ることができた。

なお、廃校の施設を活用したことにより、同規模の就労支援施設を新築した場合(約 2 億 5000 万円)に比べると 1 割以下の費用で施設を整備することができたと推計される。

#### (7) 有効活用されていない廃校等施設

前記のとおり、活用されている廃校の校舎についてみると廃校としてから 3 年未満に活用しているものが全体の 93.6% となっていることから、活用に関する検討期間を 3 年未満として、この検討期間を考慮したとしても、有効活用されていない廃校等施設は 42 都道府県の 137 設置者<sup>(注 5)</sup>における 216 校において見受けられ、その残存価額は計 249 億 2405 万余円、これに対する国庫補助金相当額は計 104 億 7450 万余円となっている。

##### (改善を必要とする事態)

地域において、介護老人福祉施設、保育所等の社会福祉施設等の整備が求められている一方で、耐用年数が残存し、かつ、耐震基準を満たしているにもかかわらず有効活用されていない廃校等施設が見受けられる事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

##### (発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

#### ア 設置者において

- (ア) 長期間休校となっていて復校の可能性が極めて低いものについて、廃校にすることを含め施設の有効活用に向けた検討が十分でないこと
- (イ) 廃校等施設の有効活用を図る際に利用可能な国庫補助制度を含めた財政支援制度に対する理解、検討が十分でないこと
- (ウ) 廃校等施設の有効活用を図るために地域住民の意向を聴取するなどの体制整備が十分でなく、廃校等施設を社会福祉施設等の社会的需要の高い施設として有効活用した場合の活用効果等についての認識が十分でないこと

イ 貴省において

- (ア) 休校施設の活用状況を調査、把握していないこと
- (イ) 設置者に対して、廃校等施設の有効活用を図るために地域住民の意向を聴取するなどの体制整備についての指導が十分でないこと、廃校等施設を社会福祉施設等の社会的需要の高い施設として有効活用した場合の活用効果等についての周知が十分でないこと
- (ウ) 廃校等施設の有効活用を図る際に利用可能な国庫補助制度の把握、周知が十分でないこと、また、廃校等施設を有効活用するための財政支援制度を利用することに関する各省庁との連携、意見交換等が十分でないこと

3 本院が要求する改善の処置

多額の国庫補助金を投入して整備された施設であるとともに地域住民にとって身近な公共施設である公立小中学校が廃校又は休校となった場合、現在の我が国が置かれている財政状況を考慮すると、その廃校等施設を地域の実情に応じて社会福祉施設等の社会的需要の高い施設として積極的に有効活用していくことがより一層重要となる。

については、貴省において、次の点に留意するなどして、社会情勢の変化、地域の実情等に応じた廃校等施設の一層の有効活用を図るよう改善の処置を要求する。

ア 休校施設の活用状況を調査し、把握すること

イ 設置者に対して、廃校等施設の有効活用を図るために地域住民の意向を聴取するなどの体制整備についての指導を十分に行うとともに、廃校等施設を社会福祉施設等の社会的需要の高い施設として有効活用した場合の活用効果等についての周知を十分に行うこと

ウ 廃校等施設の有効活用を図る際に利用可能な国庫補助制度の把握、周知を十分に行うこと、また、廃校等施設を有効活用するための財政支援制度を利用することに関する各省庁との連携、意見交換等を十分に行うこと

(注1) 耐震基準 昭和56年6月改正時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)に定める耐震基準

(注2) 31 都道府県 東京都、北海道、京都、大阪両府、岩手、山形、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、石川、福井、三重、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、高知、福岡、佐賀、熊本、宮崎、大分、鹿児島各県

(注3) 厚生労働省等6 省庁 厚生労働省、総務省、農林水産省、林野庁、経済産業省及び国土交通省

(注4) 46 都道府県 東京都、北海道、京都、大阪両府、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄各県

(注5) 42 都道府県 東京都、北海道、京都、大阪両府、青森、岩手、宮城、山形、福島、茨城、群馬、埼玉、千葉、神奈川、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、静岡、滋賀、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄各県

## 第10 厚生労働省

### 不 当 事 項

#### 保 険 料 (110) (111)

##### (110) 労働保険の保険料の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(徴収勘定)	(款) 保険収入 (項) 保険料収入
部 局 等	17 労働局	
保険料納付義務者	徴収不足があった事業主数	398 事業主
	徴収過大があった事業主数	112 事業主
徴収過不足額	徴収不足額	292,236,698 円(平成 19 年度～21 年度)
	徴収過大額	34,372,226 円(平成 19 年度～21 年度)

## 1 保険料の概要

### (1) 労働保険

労働保険は、労働者災害補償保険(以下「労災保険」という。)及び雇用保険を総称するものである。このうち、①労災保険は、労働者の業務上の事由又は通勤による負傷、疾病等に対する療養補償給付等を行う保険であり、原則として、事業所に使用されるすべての労働者が対象となる。また、②雇用保険は、労働者の失業等に対する失業等給付、雇用安定事業等を行う保険であり、常時雇用される一般労働者のほか、事業所で雇用されるいわゆるパートタイム労働者等の短時間就労者のうち1週間の所定労働時間が20時間以上で引き続き1年以上雇用されることが見込まれることなどの要件を満たす者が被保険者となる。

### (2) 保険料の徴収

保険料は、①労災保険分については事業主が負担して、②雇用保険分については、失業等給付に充てる部分を労働者と事業主とが折半して負担し、雇用安定事業等に充てる部分を事業主が負担して、①と②のいずれも事業主が納付することとなっている。

保険料の納付は、原則として次のとおり行われることとなっている。

ア 毎年度の初めに、事業主は、都道府県労働局(以下「労働局」という。)に対して、その年度の労働者に支払う賃金総額の見込額に保険料率<sup>(注)</sup>を乗じて算定した概算保険料を申告して、納付する。

イ 次の年度の初めに、事業主は、労働局に対して、前年度に実際に支払った賃金総額に基づいて算定した確定保険料申告書を提出する。

ウ 労働局は、この申告書の記載内容を審査して、その結果に基づき保険料の過不足分が精算される。

この労働保険の保険料の平成21年度の収納済額は2兆6012億余円に上っている。

(注) 保険料率 労災保険率と雇用保険率に分かれており、それぞれ次のとおりである。

- ① 労災保険率は、労災保険の適用を受けるすべての事業の過去3年間の業務災害及び通勤災害に係る災害率等を考慮して定められており、事業の種類ごとに平成19、20両年度の場合は最低1000分の4.5から最高1000分の118、21年度の場合は最低1000分の3から最高1000分の103となっている。
- ② 雇用保険率は、失業等給付、雇用安定事業等に要する費用を考慮して定められており、19、20両年度の場合は1000分の15(ただし、農林、水産等の事業は1000分の17、建設の事業は1000分の18)、21年度の場合は1000分の11(ただし、農林、水産等の事業は1000分の13、建設の事業は1000分の14)となっている。

## 2 検査の結果

### (1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、毎年度の決算検査報告において、短時間就労者を雇用している事業主が申告を適正に行っていなかったなどのため多額の保険料が徴収不足となっている事態を掲記している。

そこで、検査に当たっては、全国47労働局のうち、17労働局において会計実地検査を行い、管内の事業主のうち、短時間就労者を雇用している割合が高いなどと思われる615事業主を選定して、合規性等の観点から、当該事業主の雇用する労働者の保険加入が適正になされているかなどに着眼して、19年度から21年度までの間における各労働局の保険料の徴収の適否について、事業主から提出された確定保険料申告書等の書類により検査した。そして、適正でないと思われる事態があった場合には、更に当該労働局に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査を行った。

### (2) 徴収過不足の事態

検査の結果、上記615事業主のうち、398事業主について徴収額が292,236,698円不足しており、112事業主について徴収額が34,372,226円過大となっていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主が確定保険料申告書を提出するに当たり、制度を十分理解していなかったり、計算誤りをしたりなどして、賃金総額の記載が次のように事実と相違するなどしていたのに、前記の17労働局において、これに対する調査確認が十分でなかったことによると認められる。

ア 雇用保険分の保険料の算定において、同保険の加入要件を満たす短時間就労者を保険加入させていなかったため、その賃金が算入漏れとなっていた。

イ 労災保険分の保険料の算定において、事業所に使用されるすべての労働者に支払われた賃金により保険料を算定すべきところ、短時間就労者に支払われた賃金が算入漏れとなっていた。

上記アの事態について、事例を示すと次のとおりである。

#### <事例>

神奈川労働局は、ホテル業を営む事業主Aから、平成20年度の労働保険の保険料について、雇用保険の被保険者73人に対して支払った賃金総額は261,156千円、その雇用保険分の保険料は3,917,340円であるとした確定保険料申告書の提出を受けて、これに基づき、当該保険料額を徴収していた。



しかし、事業主 A は、雇用保険の加入要件を満たす短時間就労者 168 人を雇用保険に加入させておらず、確定保険料申告書において、これらの者に対して支払った賃金 403,569 千円を賃金総額に算入していなかった。このため、雇用保険分の保険料 6,053,535 円が徴収不足となっていた。

なお、これらの徴収不足額及び徴収過大額については、本院の指摘により、すべて徴収決定又は還付決定の処置が執られた。

これらの徴収不足額及び徴収過大額を労働局ごとに示すと次のとおりである。

労働局名	本院の調査に係る事業主数	徴収不足があった事業主数 徴収過大があった事業主数	徴収不足額 徴収過大額(△)
北海道	46	27 9	千円 16,871 △ 4,075
青森	37	18 7	11,076 △ 2,273
岩手	21	12 6	4,306 △ 2,885
秋田	18	11 5	7,805 △ 474
茨城	33	26 4	18,544 △ 1,321
栃木	43	30 7	17,029 △ 654
群馬	19	17 1	8,173 △ 28
千葉	54	22 6	5,994 △ 536
東京都	82	62 18	57,929 △ 6,704
神奈川県	66	43 10	41,750 △ 1,106
新潟	22	9 4	5,897 △ 710
福井	24	20 1	10,388 △ 118
京都	35	19 9	7,343 △ 5,032
大阪	57	41 10	44,750 △ 2,969
奈良	20	13 10	8,323 △ 3,893
徳島	22	17 3	9,464 △ 1,437
香川	16	11 2	16,587 △ 148
計	615	398 112	292,236 △ 34,372

上記の事態については、厚生労働省は、従来発生防止に取り組んでいるところであるが、さらに、事業主に対する関係法令等の周知徹底等を図って適正な申告・納付を励行させるとともに、確定保険料申告書等に係る調査確認の強化を図る必要があると認められる。

(111) 健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの

会計名及び科目	年金特別会計(健康勘定)	(款)保険収入
		(項)保険料収入
		(厚生年金勘定)(款)保険収入
		(項)保険料収入
部 局 等	厚生労働本省、16 地方社会保険事務局(85 社会保険事務所及び 15 地方社会保険事務局社会保険事務室)	
健康保険及び厚生年金保険の事業に関する事務の一部を委任又は委託している相手方	日本年金機構(平成 22 年 1 月 1 日以降)	
保険料納付義務者	583 事業主	
徴収不足額	健康保険保険料	381,408,395 円(平成 19 年度～22 年度)
	厚生年金保険保険料	731,164,002 円(平成 19 年度～22 年度)
	計	1,112,572,397 円

1 保険料の概要

(1) 健康保険及び厚生年金保険

厚生労働省は、平成 22 年 1 月 1 日に社会保険庁が廃止されたことに伴い、従来社会保険庁が所掌していた健康保険及び厚生年金保険の事業に関する事務を所掌することとなった。そして、同省は、当該事業に関する事務の一部を同日に設立された日本年金機構(以下「機構」という。)に委任又は委託し、機構は、同省の監督の下に、本部、全国 9 ブロック本部及び 312 年金事務所等において当該委任又は委託された事務を実施している。

健康保険は、常時従業員を使用する事業所の従業員を被保険者として、業務外の疾病、負傷等に関して医療、療養費、傷病手当金等の給付を行う保険である。また、厚生年金保険は、常時従業員を使用する事業所の 70 歳未満の従業員を被保険者として、老齢、死亡等に関して年金等の給付を行う保険である。

そして、事業所に使用される従業員のうち、いわゆるパートタイム労働者等の短時間就労者については、労働時間、労働日数等からみて当該事業所に常用的に使用されている場合には被保険者とするものとされている。

(2) 保険料の徴収

保険料は、被保険者と事業所の事業主とが折半して負担し、事業主が納付することとなっている。

そして、事業主は、年金事務所(21 年 12 月 31 日以前は、社会保険庁地方社会保険事務局の社会保険事務所又は地方社会保険事務局社会保険事務室。以下、これらを「社会保険事務所等」といい、年金事務所と合わせて「年金事務所等」という。)に対して、健康保険及び厚生年金保険に係る次の届け書を提出することとなっている。

- ① 新たに従業員を使用したときなどには、資格取得年月日、報酬月額等を記載した被保険者資格取得届
- ② 被保険者が退職等により資格を喪失したときには、資格喪失年月日等を記載した被保険者資格喪失届
- ③ 毎年7月には、同月1日現在において使用している被保険者の報酬月額等を記載した被保険者報酬月額算定基礎届
- ④ 被保険者の報酬月額が所定の範囲以上に増減したときには、変更後の報酬月額等を記載した被保険者報酬月額変更届
- ⑤ 賞与を支給したときには、被保険者の賞与額等を記載した被保険者賞与支払届

これらの届け書の提出を受けた年金事務所は、その記載内容を審査するとともに、届け書に記載された被保険者の報酬月額に基づいて標準報酬月額<sup>(注1)</sup>を、また、被保険者の賞与額に基づいて標準賞与額<sup>(注2)</sup>を、それぞれ決定してこれらに保険料率を乗じて得た額を保険料として算定している。厚生労働本省(以下「本省」という。)は、その算定した額を保険料として調査決定するなどして徴収している(21年12月31日以前は、社会保険事務所等がこれを行っていた。)

保険料の21年度の収納済額は、健康保険保険料6兆3199億余円、厚生年金保険保険料22兆2409億余円、計28兆5608億余円に上っている。

(注1) 標準報酬月額 健康保険では第1級58,000円から第47級1,210,000円まで、厚生年金保険では第1級98,000円から第30級620,000円までの等級にそれぞれ区分されている。被保険者の標準報酬月額は、実際に支給される報酬月額をこの等級のいずれかに当てはめて決定される。

(注2) 標準賞与額 各被保険者の賞与額から千円未満の端数を切り捨てた額で、健康保険では1か年度の支給累計額で540万円、厚生年金保険では1回の支給につき150万円がそれぞれ上限とされている。

## 2 検査の結果

### (1) 検査の観点、着眼点及び対象

本院は、毎年度の決算検査報告において、短時間就労者を使用している事業主や特別支給の老齢厚生年金<sup>(注3)</sup>の裁定を受けて年金の額の全部を支給されている受給権者(後掲251ページの「厚生年金保険の老齢厚生年金の支給が適正でなかったもの」参照)を使用している事業主が届出を適正に行っていなかったなどのため多額の保険料が徴収不足となっていた事態を掲記している。

そこで、検査に当たっては、21年12月末までは全国47地方社会保険事務局の312社会保険事務所等のうち16地方社会保険事務局の120社会保険事務所等並びに22年1月以降は本省及び全国9ブロック本部の管轄区域内に所在する312年金事務所のうち8ブロック本部の管轄区域内に所在する80年金事務所において、短時間就労者を多数使用している事業主に、特別支給の老齢厚生年金の裁定を受けて年金の額の全部を支給されている受給権者を使用している事業主等を含めた1,411事業主について、合規性等の観点から、被保険者資格取得届等の提出が適正になされているかに着眼して、19年度から22年度までの間における保険料の徴収の適否を検査した。

(注3) 特別支給の老齢厚生年金 厚生年金保険において行う保険給付であり、厚生年金保険の被保険者期間が1年以上あって老齢基礎年金に係る保険料納付済期間が25年以上ある者等に60歳以上65歳に達するまでの間支給される。そして、受給権者が厚生年金保険の適用事業所に使用されて被保険者である間は、その者の標準報酬月額等が一定額を超えるなどの場合には年金の額の一部又は全部の支給が停止される。

## (2) 検査の方法

本院は、本省においては、機構本部から提出された保険料の調査決定等に関する関係書類により、また、上記の120社会保険事務所等及び80年金事務所においては、事業主から提出された健康保険及び厚生年金保険に係る届け書等の書類により会計実地検査を行った。そして、適正でないと思われる事態があった場合には、更に年金事務所等に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査を行った。

## (3) 徴収不足の事態

検査の結果、16地方社会保険事務局の100社会保険事務所等及び8ブロック本部の管轄区域内に所在する76年金事務所、計176年金事務所等における1,336事業主のうち583事業主について、徴収額が1,112,572,397円(健康保険保険料381,408,395円、厚生年金保険保険料731,164,002円)不足していて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主が制度を十分に理解していなかったなどのため次のように届出を適正に行っていなかったのに、上記の176年金事務所等において、これに対する調査確認及び指導が十分でなかったこと、また、本省において機構に対する監督が十分でなかったことによると認められる。

ア 被保険者資格取得届の提出を怠っていたもの

480事業主 徴収不足額 1,017,544,705円

イ 資格取得年月日の記載が事実と相違していたもの

65事業主 徴収不足額 58,887,239円

ウ 被保険者賞与支払届の提出を怠っていたものなど

38事業主 徴収不足額 36,140,453円

徴収不足額の大部分を占める被保険者資格取得届の提出を怠っていた事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例1＞ 短時間就労者を使用している事業主が被保険者資格取得届の提出を怠っていたもの

A会社は、宿泊施設の運営等の業務に従事する従業員226人を使用していた。同会社の事業主は、これらの従業員のうち126人については勤務時間が短く常用的な使用でないなどとして、年金事務所等に対して被保険者資格取得届を提出していなかった。

しかし、上記の126人について調査したところ、同会社はこのうち25人を常用的に使用しており、被保険者資格取得届を提出すべきであった。

このため、健康保険保険料10,174,082円、厚生年金保険保険料17,322,090円、計27,496,172円が徴収不足になっていた。

＜事例2＞ 特別支給の老齢厚生年金の受給権者等を使用している事業主が被保険者資格取得届の提出を怠っていたもの

B会社は、人材派遣等の業務に従事する従業員305人を使用していた。同会社の事業主は、これらの従業員のうち年金の受給権者である2人については、被保険者資格取得届が提出され

ると受給している特別支給の老齢厚生年金が支給停止になるとの申出を受けるなどしたため、年金事務所等に対して被保険者資格取得届を提出していなかった。

しかし、上記の2人を含む被保険者でない従業員230人について調査したところ、同会社はこのうち上記の2人を含む5人を常用的に使用しており、被保険者資格取得届を提出すべきであった。

このため、健康保険保険料1,642,142円、厚生年金保険保険料2,695,683円、計4,337,825円が徴収不足になっていた。

なお、これらの徴収不足額については、本院の指摘により、すべて徴収決定の処置が執られた。

これらの徴収不足額を地方社会保険事務局及びブロック本部ごとに示すと次のとおりである。

地方社会保険事務局名	社会保険事務所等	本院の調査に係る事業主数	徴収不足があった事業主数	徴収不足額		
				健康保険料 千円	厚生年金保険料 千円	計 千円
北海道	札幌東等8	58	23	8,412	17,428	25,841
山形	山形等5	46	25	12,565	20,809	33,374
福島	東北福島等6	26	15	8,654	13,551	22,206
群馬	前橋等4	44	27	21,263	35,634	56,898
千葉	千葉等7	71	24	9,656	35,117	44,773
東京	千代田等19	69	35	20,982	79,473	100,456
新潟	新潟東等8	50	24	23,727	39,668	63,395
福井	福井等2	17	11	5,979	11,451	17,431
岐阜	岐阜南等5	43	19	31,869	53,868	85,737
愛知	中村等13	51	28	27,054	51,438	78,493
大阪	今里等3	7	3	2,347	3,812	6,160
和歌山	和歌山東等3	39	24	9,055	15,352	24,408
山口	山口等4	35	14	6,329	10,478	16,808
長崎	長崎南等4	37	11	9,117	13,532	22,649
宮崎	宮崎等3	50	16	9,370	15,124	24,495
鹿児島	鹿児島南等6	49	23	22,600	39,354	61,955
小計	100か所	692	322	228,988	456,097	685,086
ブロック本部名	年金事務所	本院の調査に係る事業主数	徴収不足があった事業主数	徴収不足額		
				健康保険料 千円	厚生年金保険料 千円	計 千円
東北	仙台東等6	45	20	23,147	39,279	62,427
北関東・信越	水戸南等18	193	74	32,514	62,735	95,249
南関東	鶴見等10	62	21	8,637	22,325	30,963
中部	富山等15	113	42	26,901	49,122	76,024
近畿	三宮等7	68	30	25,025	39,591	64,617
中国	岡山東等4	35	16	8,345	14,362	22,708
四国	高松東等3	38	17	5,726	9,733	15,459
九州	東福岡等13	90	41	22,120	37,914	60,035
小計	76か所	644	261	152,420	275,066	427,486
計	176か所	1,336	583	381,408	731,164	1,112,572

上記の事態については、社会保険庁及び機構は、発生防止に取り組んできたところであるが、さらに、機構において、事業主に対する指導・啓発の徹底を図るとともに、短時間就労者等が多いと見込まれる事業所に対する調査を重点的に実施するなどの必要があると認められる。また、本省において、機構に対する監督を適切に行う必要があると認められる。

### 予 算 経 理 (112)-(114)

#### (112) 障害基礎年金等の不正受給事案に係る返納金及び延滞金について、会計法令等に基づく債権管理等を適正に行っていないかったもの

会計名及び科目	(1) 年金特別会計(基礎年金勘定) (項) 雑収入 (厚生年金勘定) (項) 雑収入
	(2) 年金特別会計(業務勘定) (項) 雑収入
部 局 等	厚生労働本省(平成21年12月31日以前は社会保険庁)
不正に受給された障害基礎年金等の額	177,656,856円(平成15年度～20年度)
債権管理等を適正に行っていないかった返納金及び延滞金の額	(1) 返納金 67,297,902円(平成21年度) (2) 延滞金 13,088,134円(平成21年度) 計 80,386,036円

#### 1 障害基礎年金等の不正受給に係る債権管理及び徴収の事務の概要等

##### (1) 障害基礎年金等の支給手続

厚生労働省(平成21年12月31日以前は社会保険庁)は、国民年金法(昭和34年法律第141号)及び厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に基づき、障害基礎年金及び障害厚生年金(以下、これらを合わせて「障害年金」という。)の保険給付に係る事務を行っている。

障害年金の保険給付を受ける権利は、その権利を有する者(以下「受給権者」という。)の請求に基づいて、厚生労働本省(21年12月31日以前は社会保険庁)<sup>(注1)</sup>が裁定している。そして、障害年金の支給手続は、おおむね次のとおりとなっている。

- ① 障害年金の裁定を請求する者は、日本年金機構の年金事務所(21年12月31日以前は社会保険庁地方社会保険事務局の社会保険事務所及び地方社会保険事務局社会保険事務室)等に、障害年金請求書を、医師の診断書等を添えて提出する。
- ② 厚生労働本省は、これらの書類を審査、確認の上、裁定する。
- ③ 同本省は、裁定した受給権者に対して、障害の程度に応じた額の障害年金を支給する。

(注1) 裁定 年金の給付を受ける権利があることを確認すること

##### (2) 障害基礎年金等の不正受給に係る債権管理及び徴収の事務の概要

厚生労働本省は、既に裁定した障害年金について誤りがあった場合は、裁定を変更し、又は取り消すことになっている。そして、裁定を取り消した場合には、年金の給付を受け

た者は、受給した障害年金の額を返納することになっている。

また、受給権者が、偽りその他不正の手段により障害年金の給付を受けていた場合は、悪意の不当利得者となることから、「国の債権の管理等に関する法律及びこれに基く命令の実施について」(昭和32年歳計第105号。以下「通達」という。)等により、歳入徴収官は、これらの者に対する返納金債権について、遅延利息として、返納金債権の額につき所定の割合で、当該支給日の翌日からの日数に応じて計算した延滞金を徴収することとなっている。

そして、返納金債権又は延滞金債権が発生したときは、歳入徴収官は、会計法(昭和22年法律第35号)、国の債権の管理等に関する法律(昭和31年法律第114号)等の会計法令に基づき、遅滞なく、債務者の住所、氏名、債権金額等を債権管理簿に記載し、歳入の調査決定をして、債務者に対して納入の告知をしなければならないこととなっている。また、年金の不正受給に係る返納金及びこれに係る延滞金についての債権管理及び徴収の事務は、厚生労働省年金局事業管理課長(21年12月31日以前は社会保険庁総務部経理課長)が歳入徴収官として行うこととなっている。

### (3) 障害基礎年金等の不正受給事案

19年12月以降、障害の事実がないにもかかわらず、札幌市内の医師が作成した虚偽の内容の診断書により障害の認定を受け、不正に障害年金の給付を受けている者がいるとの報道がなされた。

そこで、社会保険庁は、同医師が作成した診断書により障害年金を裁定した者に対して、障害の状況について調査を行うなどした。その結果、同医師の診断書により同庁が裁定し、15年度から20年度までの間に障害年金を支給していた42人について、実際には障害年金を裁定した当初から障害の事実がなく、障害年金計177,656,856円(障害基礎年金144,138,469円、障害厚生年金33,518,387円)を不正に受給していたと認定して、同庁は、21年4月から12月までの間に順次、これらの者に係る障害年金の裁定を取り消した。

## 2 検査の結果

### (1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、厚生労働本省において、上記不正受給事案の発覚に伴って障害年金の裁定を取り消した42人に係る返納金及び延滞金について、会計法令等に基づく債権管理等が適正に行われているかなどに着眼して、債権管理簿を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

### (2) 検査の結果

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

ア 上記42人のうち17人について、厚生労働本省は、21年7月から12月までの間に障害年金の裁定を取り消していた。しかし、同本省は、これら17人が不正に受給していた障害基礎年金51,573,249円、障害厚生年金15,724,653円、計67,297,902円の返納金債権について、債権管理簿への記載はしていたものの、歳入の調査決定及び納入の告知をしていなかった。なお、この返納金債権については、延滞金が付されることとなる。<sup>(注2)</sup>

(注2) 延滞金の額は、返納金が完納された時に確定する。

イ 残る25人について、同本省は、21年4月から11月までの間に障害年金の裁定を取り消し、不正に受給していた年金の額の返納金債権について、債権の管理、歳入の調査

決定及び納入の告知を行っており、このうち22人は障害基礎年金69,398,330円、障害厚生年金11,435,993円、計80,834,323円を完納していた(残る3人は分割返納中等)。しかし、同本省は、これら22人が不正受給者であるにもかかわらず、通達等によることなく、返納金が完納されたことによりその額が確定した延滞金債権計13,088,134円(障害基礎年金分11,587,054円、障害厚生年金分1,501,080円)について、債権の管理をしておらず、歳入の調査決定及び納入の告知をしていなかった。

(注3) 残る3人に係る延滞金の額は、返納金が完納された時に確定する。

したがって、同本省において、前記不正受給事案の発覚に伴って障害年金の裁定を取り消した42人のうち、17人に係る返納金67,297,902円及び22人に係る延滞金13,088,134円、計80,386,036円について、会計法令等に基づく債権管理及び徴収の事務を適正に行っておらず、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同本省において、返納金及び延滞金に係る債権管理及び徴収の事務について、会計法令等に基づき適正に行うことについての認識が十分でなかったことなどによると認められる。

(113) 添加物の安全性に関する試験等及び報告書作成の業務に係る請負契約において、契約が履行期間内に履行されていないのに履行されたとする事実と異なる内容の関係書類を作成するなどの不適正な会計経理を行い、代金を支払っていたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)厚生労働本省 (項)食品等安全確保対策費
部 局 等	国立医薬品食品衛生研究所
契 約 名	国際的に汎用されている添加物(香料)の指定に向けた試験(90日間反復投与毒性試験)等62契約
契 約 の 概 要	添加物の安全性に関する試験等を行うものなど
契 約 の 相 手 方	10 公益法人
契 約	平成16年12月～20年12月 契約62件(随意契約39件、一般競争契約23件)
契 約 額	592,570,855円(平成16年度～20年度)
支 払	平成17年4月、18年4月、19年4月、20年4月、21年4月
不適正支払額	592,570,855円(平成16年度～20年度)

1 添加物の安全性に関する試験等及び報告書作成の業務に係る会計経理の概要

国立医薬品食品衛生研究所(以下「研究所」という。)は、平成16年度から20年度までの間に、添加物の安全性に関する試験や残留農薬の分析法開発等の業務を公益法人に請負契約により行わせている。研究所が作成した仕様書等によると、業務の内容は、添加物等に関する情報収集及び試験等を実施し、報告書を作成、提出するものであり、それぞれ請負契約を締結した日の属する年度内の定められた期限までに履行することとなっている。



国が行う会計経理については、財政法(昭和22年法律第34号)、会計法(昭和22年法律第35号)、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)等の会計法令等に基づき行うこととされている。すなわち、会計法令等では、国の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までと定められており、各会計年度における経費は、原則として当該年度の歳入をもって支弁しなければならないとされている。また、歳出の会計年度の所属については、相手方の行為の完了があった後交付するものはその支払をなすべき日の属する年度に所属するものとされている。さらに、契約が履行された場合には、原則として、給付の完了を確認するために必要な検査を行い、所定の検査調書を作成しなければならないが、この検査調書に基づかなければ当該契約の代金を支払うことができないなどとされている。

## 2 検査の結果

### (1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、契約が適正に履行されているか、会計経理が会計法令等に従って適正に行われているかなどに着眼して、研究所が16年度から20年度までの間に12公益法人与締結した91契約、契約金額計850,108,205円を対象に、契約書、検査調書、報告書等の関係書類により会計実地検査を行った。

### (2) 検査の結果

検査したところ、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

研究所は、上記の91契約すべてについて、それぞれ業務が完了し履行期間内に適正に履行されたとして、契約金額と同額の請負代金を支払っていた。

しかし、実際には、これらのうち10公益法人と締結した62契約、契約金額計592,570,855円については、履行期間内に業務が完了していないのに、業務の給付の完了を確認するための検査等を適正に行わないまま、契約が履行期間内に適正に履行されたとする事実と異なる検査調書を作成して、請負代金を支払っていた。そして、これらのうち、契約を締結した年度内に業務が完了していたと認められるものは2契約、契約金額計27,745,000円に過ぎず、残りの60契約、契約金額計564,825,855円については、業務が完了したのは翌年度以降になっていた。この中には履行期限を3年9か月以上超えて業務が完了しているものがあった。

(注) 10公益法人 財団法人化学物質評価研究機構(平成22年4月1日以降は一般財団法人化学物質評価研究機構)、財団法人残留農薬研究所、財団法人食品環境検査協会、財団法人食品農医薬品安全性評価センター、財団法人食品薬品安全センター、財団法人畜産生物科学安全研究所、財団法人日本食品化学研究振興財団、財団法人日本食品分析センター、財団法人日本冷凍食品検査協会、社団法人日本食品衛生協会

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

#### <事例>

研究所は、平成20年1月25日に、「トランスジェニックマウス遺伝子突然変異試験<sup>(注)</sup>」について、試験等を実施し、報告書を提出させることとして、公募による随意契約により、財団法人食品農医薬品安全性評価センターに契約額3,675,000円で請け負わせている。そして、研究所は、本契約が履行期限である同年3月19日までに適正に履行されたとする検査調書を同月25日に作成し、請負代金を同年4月18日に支払っていた。

しかし、試験の実施記録等によれば、同センターが試験に使用するトランスジェニックマウスを入手して試験を開始したのは履行期限を半年近く過ぎた同年9月12日であり、試験が終了したのは21年1月20日となっていて、報告書が研究所に提出されたのは同日以降であった。

(注) トランスジェニックマウス遺伝子突然変異試験 既存添加物の安全性確認のため、トランスジェニックマウス(遺伝子を人為的に導入して作られたマウス)を用いて行う遺伝毒性試験

したがって、研究所において、上記のとおり、契約が履行期間内に履行されていないのに履行されたとする事実と異なる内容の検査調書を作成するなどの不適正な会計経理を行い、契約金額計592,570,855円を支払っていたことは、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、研究所において、会計法令等を遵守することなどの基本的な会計経理を適正に行う認識が欠如していたこと、厚生労働本省において、研究所に対して、予算の執行に当たり会計法令等を遵守することなどの指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(114) 契約を締結せずに災害復旧に伴う工事を実施し、翌年度に架空の契約を締結してその代金を当該工事の請負代金の支払に充てるなど不適正な会計経理を行っていたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国立ハンセン病療養所 (項)国立ハンセン病療養所共通費 (項)国立ハンセン病療養所運営費 〔平成19年度は、(項)国立ハンセン病療養所運営費〕 (項)国立ハンセン病療養所施設費〕
部局等	国立駿河療養所
契約名	国立駿河療養所老朽配管更新等整備工事等22契約
契約の概要	災害復旧に伴い実施した工事等
契約金額計	286,808,787円(平成19、21両年度)
契約の相手方	渡邊工業株式会社等2社
不適正な会計経理により支払われた金額の計	286,808,787円(平成19、21両年度)

1 会計経理等の概要

(1) 療養所の概要

国立駿河療養所(以下「療養所」という。)は、厚生労働省設置法(平成11年法律第97号)に基づき設置された国立ハンセン病療養所であり、入所者に対して医療を行い、併せて医療の向上に寄与することを目的とした業務を行っている。

(2) 災害復旧に伴う工事等の概要

療養所は、平成19年9月に発生した台風による集中豪雨により、療養所の各所において倒木や土砂災害が発生したため、早急に災害復旧工事等を実施する必要があるとして、法面補強工事、護岸保護工事等を実施している。

### (3) 療養所における会計経理の概要

療養所が行う会計経理については、財政法(昭和22年法律第34号)、会計法(昭和22年法律第35号)、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)等の会計法令等に基づき行うこととされている。すなわち、会計法令等では、国の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までと定められており、各会計年度における経費は、原則として当該年度の歳入をもって支弁しなければならないとされている。また、歳出の会計年度の所属については、相手方の行為の完了があった後交付するものはその支払をなすべき日の属する年度に所属するものとされている。そして、契約を締結する場合には、原則として、契約書を作成しなければならないとされている。さらに、契約が履行された場合には、原則として、給付の完了を確認するために必要な検査を行い、所定の検査調書を作成しなければならず、この検査調書に基づかなければ当該契約の代金を支払うことができないなどとされている。

## 2 検査の結果

### (1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、契約は会計法令等に基づき適正に行われているかなどに着眼して、療養所が19年度及び21年度に締結した災害復旧に伴う工事等に係る25契約、支払金額計425,419,995円を対象に、契約書等の書類により会計実地検査を行った。

### (2) 検査の結果

検査したところ、上記25契約のうち、22契約、支払金額計286,808,787円において、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた(イ及びウには事態が重複しているものが2契約、計30,378,100円ある。)

ア 契約を締結せずに災害復旧に伴う工事を実施し、翌年度に架空の契約を締結してその代金を当該工事の請負代金の支払に充てていたもの

(16契約 支払金額計 6,999,300円)

療養所は、21年度に上地区除草等16契約について、渡邊工業株式会社(以下「渡邊工業」という。)と契約金額計6,999,300円で随意契約を締結し、契約に定められたとおりに履行されたとして、同額を支払っていた。

しかし、上記の契約はすべて架空の契約であり、これらに係る支払額は、契約を締結せずに渡邊工業に実施させた20年度の調整池に係る工事の未払の請負代金(同額)の支払に充てられていた。

イ 工事がしゅん工していないのにしゅん工したとして検査調書を作成し、請負代金を支払っていたもの

(3契約 支払金額計 35,086,100円)

療養所は、19年度に渡邊工業と契約を締結した国立駿河療養所調整池法面補強工事等3契約について、契約期間内にしゅん工したとして検査調書を作成し、請負代金を支払っていた。

しかし、実際には、3契約とも契約期間内にしゅん工しておらず、契約年度内においてもしゅん工していなかった。

ウ 契約の締結前に工事等を実施させるなどしていたもの

(5契約 支払金額計 275,101,487円)

療養所は、19年度の国立駿河療養所老朽配管更新等整備工事等5契約について、19年11月から20年3月までの間にそれぞれ契約を締結して、契約に定められたとおりに履行されたとして、請負代金を支払っていた。

しかし、実際には、上記の5契約は契約を締結する前から渡邊工業に工事等を実施させ、後日、同社と契約を締結するなどしていた。

上記のとおり、療養所は、会計法令等に違反して、契約を締結せずに災害復旧に伴う工事を実施し、翌年度に架空の契約を締結してその代金を当該工事の請負代金の支払に充てるなど不適正な会計経理を行っていたもので、22契約に係る支払金額計286,808,787円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、療養所において、早急に災害復旧に伴う工事等を実施しなければならない事情があったとしても、契約の締結等に当たって会計法令等を遵守することなどの基本的な会計経理を適正に行う認識が欠けていたこと、厚生労働本省において、療養所に対して予算の執行に当たり会計法令等を遵守するよう指導が十分でなかったことなどによると認められる。

## 工 事

### (115) 検疫所改修等工事の施行に当たり、数量を誤るなどして予定価格を積算したため、契約額が割高になっていたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)検疫所 (項)検疫所施設費
部 局 等	横浜検疫所
工 事 名	横浜検疫所輸入食品・検疫検査センター宿泊室改修その他工事
工 事 の 概 要	輸入食品・検疫検査センター宿泊室の検査室への改修、車路の新設等を行うもの
契 約 額	133,980,000 円
請 負 人	国際ビルサービス株式会社
契 約	平成 20 年 12 月 一般競争契約
支 払	平成 21 年 2 月、4 月 2 回
割高になっていた契約額	350 万円

## 1 工事等の概要

### (1) 工事の概要

横浜検疫所は、平成20年度に中国産冷凍餃子による薬物中毒事案を受けて、輸入食品等の検査件数が増加したため、それに見合った検査室数を確保する必要が生じたことなどから、20年12月に、横浜検疫所輸入食品・検疫検査センター宿泊室改修その他工事契約を、国際ビルサービス株式会社と一般競争契約により契約額133,980,000円で締結し、同センター宿泊室の検査室への改修、車路の新設等の工事を施行している。

そして、横浜検疫所は、本件工事の予定価格の積算に当たり、直接工事費を103,741,506円、共通費を26,818,936円として、これらの合計130,560,442円に消費税等相当額6,528,022円を加えて137,088,464円と算定していた。

(注) 共通費 共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等を合計したもの

## (2) 建築工事等における積算基準等

厚生労働省は、建築工事、電気設備工事、機械設備工事等の積算については、「公共建築工事積算基準」、「公共建築工事共通費積算基準」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)等(以下「積算基準等」という。)によることとしている。

積算基準等によると、共通仮設費は、直接工事費に共通仮設費率を乗じて算定した額に共通仮設費率を用いて算定する費用に含まれない費用を必要に応じて別途積み上げにより算定して加算することとされており、現場事務所の設置に係る費用や廃材処分費(以下、これらの費用を合わせて「現場事務所費等」という。)は、上記の共通仮設費率により算定した額に含まれることとされている。

## 2 検査の結果

### (1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、経済性等の観点から、予定価格の積算が適切に行われているかなどに着眼して、横浜検疫所において、本件工事について、契約書、仕様書、予定価格の積算内訳書等の書類により会計実地検査を行った。

### (2) 検査の結果

検査したところ、予定価格の積算が、次のとおり、積算基準等に沿ったものとなっておらず、直接工事費のうち中庭基礎工事費及び共通費のうち共通仮設費が過大に積算されていた。

ア 中庭基礎工事費について、検疫所中庭の車両の通行を可能とするために行われた車路工事については、車路の面積を110㎡とすべきところを誤って21,000㎡としたことなどから、30,498,725円が過大に積算されていた。

イ 共通仮設費について、工事の概算の見積額(根拠が明確でない直接工事費相当額)に適切でない共通仮設費率を乗じて、その額に別途現場事務所費等を加算していたことなどから、5,222,506円が過大に積算されていた。

その一方で、直接工事費のうち、前記の中庭基礎工事費を除く建築工事費等について、計上すべき排気設備工事費、給排水設備工事費等を計上していなかったことなどから、建築工事費等が27,708,149円過小に積算されていた。また、共通費のうち、現場管理費及び一般管理費等について、根拠が明確でない現場管理費率及び一般管理費等率により算定したことなどから、現場管理費及び一般管理費等が1,690,736円過小に積算されていた。

したがって、本件工事費を修正計算すると、直接工事費は100,950,930円となり、これに所定の率を乗ずるなどして算定した共通費23,287,166円及び消費税等相当額6,211,904円を加えた工事費の総額は130,450,000円となることから、本件契約額133,980,000円はこれに比べて約350万円割高になっていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、横浜検疫所において、適切な予定価格の積算を行うという認識が欠けていたこと、予定価格の積算における審査、確認が十分でなかったことなどによると認められる。

## 物 件

### (116) 社会保険業務センター業務部の一部移転に伴う備品の調達等の契約において、諸経費の積算を誤ったため、契約額が割高になっていたもの

会計名及び科目	年金特別会計(業務勘定) (項)業務取扱費
部 局 等	社会保険庁(平成22年1月1日以降は厚生労働本省)
契 約 名	社会保険業務センター業務部の一部移転に伴う備品の購入一式
契 約 の 概 要	社会保険業務センター業務部の一部が移転することに伴い、備品の調達等を行うもの
契 約 の 相 手 方	株式会社カラサワ
契 約	平成21年12月 一般競争契約
契 約 額	20,923,140円(平成21年度)
割高になっていた契約額	310万円(平成21年度)

#### 1 契約の概要

社会保険庁が従来所掌していた厚生年金保険及び国民年金の事業等に関する事務は、平成22年1月1日に同庁が廃止されたことに伴い厚生労働省が所掌することとなり、これらの事務の一部は、同日に設立された日本年金機構に委任又は委託されることとなった。

そして、同機構の本部が、それまで社会保険庁社会保険業務センターが設置されていた高井戸庁舎内に設置されることになったことから、社会保険庁は、21年10月に、それまで同庁舎に設置されていた同センター業務部の一部を近隣のビルに移転させた。

これに伴い、同庁は、移転先で新たに必要となる書棚等の備品の調達等に係る契約を、21年12月に、一般競争契約により株式会社カラサワと契約額20,923,140円で締結している。そして、本件契約の予定価格の積算に当たっては、同庁の物品調達契約における従前の例に従い、備品の調達額に、運搬、設置等に要する費用として諸経費を加えるなどして、予定価格を20,976,060円と算定していた。

#### 2 検査の結果

本院は、社会保険庁が締結した本件契約を対象として、経済性等の観点から予定価格の積算が適切に行われているかなどに着眼して、厚生労働本省において、契約書、予定価格調書等の書類により、会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切でない事態が見受けられた。

すなわち、社会保険庁は、本件契約の予定価格の積算に当たり、備品の運搬、設置等に係る諸経費について、備品の調達額15,295,540円に10%の諸経費率を乗じて1,529,554円と算定した上で、運搬、設置等の作業に3日間を要すると見込まれたことから、この額を3倍して、4,588,662円と算出していた。

しかし、諸経費は、本来、運搬、設置等に要する期間のいかににかかわらず、備品の調達に関連して必要となる運搬、設置等に要する費用として、全備品の調達額に諸経費率を乗ずることにより算出されるものであることから、上記のように備品の調達額に諸経費率を乗じ

た額を更に3倍して諸経費を算定していたのは適切とは認められない。

したがって、備品の調達額に10%の諸経費率を乗じた額を諸経費として予定価格を修正計算すると、適正な予定価格は17,763,996円となり、本件契約額20,923,140円はこれに比べて約310万円割高になっていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同庁において、適切な予定価格の積算を行うという認識が欠けていたこと、予定価格の積算における審査、確認が十分でなかったことなどによると認められる。

## 役 務 (117)-(121)

- (117) 労災特別介護援護事業等に係る委託事業の実施に当たり、休職等により委託事業に従事していなかった期間に係る職員の給与等を委託費から支払うなどしていたため、委託費の支払額が過大となっていたもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(労災勘定) (項)社会復帰促進等事業費 (平成18年度は(項)労働福祉事業費)
部 局 等	厚生労働本省
契 約 名	(1) 労災特別介護援護事業委託(平成18年度～21年度) (平成18年度は労災特別介護施設援護事業委託) (2) 労災ケアサポート事業委託(平成19年度～21年度)
契 約 の 概 要	(1) 労災特別介護施設における高齢重度被災労働者に対する施設介護業務等 (2) 重度被災労働者等が必要とする在宅介護、看護等に関する訪問形式等による指導等
契 約 の 相 手 方	財団法人労災サポートセンター(平成21年6月30日以前は(1)財団法人労災ケアセンター及び(2)財団法人労災年金福祉協会)
契 約	(1) 平成18年4月、19年4月、20年4月、21年4月 随意契約 (2) 平成19年4月、20年4月、21年4月 随意契約
支 払 額	(1) 9,725,514,155円(平成18年度～21年度) (2) 4,056,638,554円(平成19年度～21年度) 計 13,782,152,709円
過大となっていた支払額	(1) 14,308,393円(平成18年度～21年度) (2) 3,824,193円(平成19年度～21年度) 計 18,132,586円

### 1 委託事業の概要

#### (1) 委託事業の概要

厚生労働本省(以下「本省」という。)は、財団法人労災サポートセンター(平成21年7月1日に、財団法人労災ケアセンターが財団法人労災年金福祉協会を吸収合併し名称変更。

以下「センター」という。)に対して、労災特別介護援護事業(18年度は労災特別介護施設援護事業)及び労災ケアサポート事業(以下、これらを合わせて「委託事業」という。)の実施を委託している。

このうち、労災特別介護援護事業は、本省が全国8か所に設置した労災特別介護施設において、在宅での介護が困難な高齢重度被災労働者に対して、その傷病・障害の特性に応じた専門的な施設介護を実施することを目的として、施設介護業務、入退居の管理・調整業務等を実施するものである。また、労災ケアサポート事業は、重度被災労働者等の生命・生活維持に必要な援護を目的として、各都道府県に専門のスタッフとして職員、非常勤嘱託員等を配置して、訪問形式等により重度被災労働者等が必要とする介護、看護、健康管理、精神的ケア、労働者災害補償保険制度等に関する指導等を実施するものである。

## (2) 委託費の交付、精算等の手続

委託事業に係る委託費の対象経費は、職員給与、旅費等の委託事業に要した経費であり、委託費の交付、精算等の手続は、委託事業の委託要綱及び委託契約書によると、おおむね次のとおりとなっている。

- ① 本省は、事業の実施に当たり、センターから委託事業実施計画書の提出を受けて、その内容が適当と認めるときは、センターとの間で委託契約を締結する。そして、当該委託契約に基づき、概算払により委託費を交付する。
- ② センターは、委託事業が終了したときは、事業の成果を記載した委託事業実施結果報告書及び委託事業費精算報告書(以下、これらを合わせて「精算報告書」という。)を本省に提出する。
- ③ 本省は、センターから提出された精算報告書の内容を審査して、適正と認めるときは委託費の額を確定して精算する。

## 2 検査の結果

### (1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、本省及びセンターにおいて、合規性等の観点から、委託費が事業の目的に沿って適正に支払われているかに着眼して、18年度から21年度までの間にセンターに支払われた委託費を対象に、精算報告書等の書類により会計実地検査を行った。そして、適正でないと思われる事態があった場合には、更に本省及びセンターに調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査を行った。

### (2) 検査の結果

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

本省は、センターが18年度から21年度までの間に実施した労災特別介護援護事業及び19年度から21年度までの間に実施した労災ケアサポート事業について、センターから提出された精算報告書に基づき、委託費の支払額を労災特別介護援護事業9,725,514,155円、労災ケアサポート事業4,056,638,554円、計13,782,152,709円と確定して精算するなどしていた。

しかし、センターは、18年度から21年度までの間の労災特別介護援護事業において、休職等により同事業に従事していなかった期間に係る職員の給与等14,308,393円を委託費から支払っていた。また、19年度から21年度までの間の労災ケアサポート事業において、自宅と勤務地との間の交通費を日額の実費支給とすることとしていた非常勤嘱託員



が、出張により勤務地に出勤していないなどの期間にも自宅と勤務地との間の交通費 3,824,193 円を委託費から支払っていた。

したがって、センターが 18 年度から 21 年度までの間に実施した労災特別介護援護事業及び 19 年度から 21 年度までの間に実施した労災ケアサポート事業に係る委託費は、適正な委託費の額が、それぞれ 9,711,205,762 円、4,052,814,361 円、計 13,764,020,123 円となることから、前記の委託費の支払額との差額、労災特別介護援護事業 14,308,393 円、労災ケアサポート事業 3,824,193 円、計 18,132,586 円が過大に支払われており、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、センターにおいて、委託費の適正な会計経理に対する認識が十分でなかったこと、本省において、精算報告書の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

(118) 労災診療費審査体制等充実強化対策事業に係る委託事業の実施に当たり、委託事業の対象とは認められない経費を委託費から支払っていたため、委託費の支払額が過大となっていたもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(労災勘定) (項)社会復帰促進等事業費 (平成 18 年度以前は、(項)労働福祉事業費)
部 局 等	厚生労働本省
契 約 名	労災診療費審査体制等充実強化対策事業委託(平成 16 年度～20 年度) (平成 18 年度以前は労災診療費点検等業務委託)
契 約 の 概 要	労災補償行政の円滑な運営及び被災労働者への迅速・適正な労災保険給付による保護に資するため、労災診療費等審査点検、労災保険等に係る相談・情報提供等の業務の実施
契 約 の 相 手 方	財団法人労災保険情報センター
契 約	平成 16 年 4 月、17 年 4 月、18 年 4 月、19 年 4 月、20 年 4 月 随意契約
支 払 額	16,686,961,210 円(平成 16 年度～20 年度)
過大となっていた支払額	11,389,385 円(平成 16 年度～20 年度)

1 委託事業の概要

(1) 委託事業の概要

厚生労働本省(以下「本省」という。)は、労災補償行政の円滑な運営及び被災労働者への迅速・適正な労災保険給付による保護に資するため、労災診療費等の請求書等について審査点検等の業務を行うことにより、診療費の審査体制の強化等を行うことを目的として、財団法人労災保険情報センター(以下「センター」という。)に対して、労災診療費審査体制等充実強化対策事業(平成 18 年度以前は労災診療費点検等事業。以下「委託事業」という。)の実施を委託している。

(2) 委託費の交付、精算等の手続

委託事業に係る委託費の対象経費は、職員給与、旅費等の委託事業に要した経費であり、委託費の交付、精算等の手続は、委託事業の委託要綱等によると、おおむね次のとおりとなっている。

- ① 本省は、事業の実施に当たり、センターから委託事業実施計画書の提出を受けて、その内容が適当であると認めたときは、センターとの間で委託契約を締結する。そして、当該委託契約に基づき、概算払により委託費を交付する。
- ② センターは、各都道府県単位の設置している地方事務所で事業を実施するため、委託費の一部を当該地方事務所に交付する。
- ③ センターの本部は、各地方事務所から会計システム等により報告を受け、委託事業が終了したときは、事業の成果を記載した委託事業実施結果報告書及び委託事業費精算報告書(以下、これらを合わせて「精算報告書」という。)を作成して、本省に提出する。
- ④ 本省は、センターから提出された精算報告書の内容を審査して、適正と認めたときは委託費の額を確定して精算する。

## 2 検査の結果

### (1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、本省及びセンターにおいて、合規性等の観点から、委託費が事業の目的に沿って適正に支払われているかに着眼して、16年度から20年度までの間にセンターに支払われた委託費を対象に、精算報告書等の書類により会計実地検査を行った。そして、適正でないと思われる事態があった場合には、更に本省及びセンターに調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査を行った。

### (2) 検査の結果

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

本省は、本院が検査の対象とした上記の委託費について、センターから提出された精算報告書に基づき計16,686,961,210円と確定して精算していた。

しかし、センターは、46地方事務所に設置した委託事業の対象とは認められないテレビの購入費用等計11,389,385円を委託費から支払っていた。

したがって、適正な委託費の額は計16,675,571,825円となることから、前記の委託費の支払額計16,686,961,210円との差額計11,389,385円が過大に支払われていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、センターにおいて、委託費の適正な会計経理に対する認識が十分でなかったこと、本省において、精算報告書の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

- (119) 雇用保険活用援助事業及び労働保険加入促進業務に係る委託事業の実施に当たり、委託事業の対象とは認められない経費を委託費から支払っていたため、委託費の支払額が過大となっていたもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(雇用勘定)	(項)業務取扱費
	(徴収勘定)	(項)業務取扱費
部局等	厚生労働本省	

契 約 名	(1) 雇用保険活用援助事業委託(平成16年度～20年度) (2) 労働保険加入促進業務委託(平成16年度～20年度) (平成18年度以前は、労働保険適用促進業務委託)
契 約 の 概 要	(1) 中小零細事業主を対象とした雇用保険制度の周知、相談等のための説明会等の実施 (2) 労働保険の加入手続をしていない事業主に関する情報の把握及び加入勧奨活動等の実施
契 約 の 相 手 方	社団法人全国労働保険事務組合連合会
契 約	(1) 平成16年4月ほか 随意契約 (2) 平成16年4月ほか 随意契約
支 払 額	(1) 2,927,505,669円(平成16年度～20年度) (2) 3,692,227,277円(平成16年度～20年度) 計 6,619,732,946円
過大となっていた支払額	(1) 36,691,284円(平成16年度～20年度) (2) 76,033,895円(平成16年度～20年度) 計 112,725,179円

## 1 委託事業の概要

### (1) 委託事業の概要

厚生労働本省(以下「本省」という。)は、社団法人全国労働保険事務組合連合会(以下「全国労保連」という。)に対して、雇用保険活用援助事業及び労働保険加入促進業務(平成18年度以前は労働保険適用促進業務。以下、これらを合わせて「委託事業」という。)の実施を委託している。

このうち、雇用保険活用援助事業は、中小零細事業主における雇用保険の適用を促進することなどを目的として、中小零細事業主を対象とした雇用保険制度の周知、相談等のための説明会等を実施するものである。また、労働保険加入促進業務は、中小零細事業主を中心とした労働保険の加入手続をしていない事業主に対する労働保険への加入を促進することを目的として、当該事業主に関する情報を把握し、加入勧奨活動等を実施するものである。

### (2) 委託費の交付、精算等の手続

委託事業に係る委託費の対象経費は、人件費、旅費等の委託事業に要した経費であり、委託費の交付、精算等の手続は、委託事業の委託要綱及び委託契約書によると、おおむね次のとおりとなっている。

- ① 本省は、事業の実施に当たり、全国労保連から委託事業実施計画書の提出を受けて、その内容が適当と認めるときは、全国労保連との間で委託契約を締結する。そして、当該委託契約に基づき、概算払により委託費を交付する。
- ② 全国労保連は、事業が終了したときは、事業の成果を記載した委託事業実施結果報告書及び委託事業費精算報告書(以下、これらを合わせて「精算報告書」という。)を本省に提出する。

③ 本省は、全国労保連から提出された精算報告書の内容を審査して、適正と認めるときは委託費の額を確定して精算する。

## 2 検査の結果

### (1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、本省及び全国労保連において、合規性等の観点から、委託費が事業の目的に沿って適正に支払われているかに着眼して、16年度から20年度までの間に全国労保連に支払われた委託費を対象に、精算報告書等の書類により会計実地検査を行った。そして、適正でないと思われる事態があった場合には、更に本省及び全国労保連に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査を行った。

### (2) 検査の結果

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

本省は、本院が検査の対象とした上記の委託費について、全国労保連から提出された精算報告書等に基づき、雇用保険活用援助事業2,927,505,669円、労働保険加入促進業務3,692,227,277円、計6,619,732,946円と確定して精算していた。

しかし、全国労保連は、職員が委託事業に従事していなかった日数相当分の人件費、委託事業とは関係のない用務に係る旅費等計112,725,179円(雇用保険活用援助事業に係るもの36,691,284円、労働保険加入促進業務に係るもの76,033,895円)を委託費から支払っていた。

したがって、適正な委託費の額は計6,507,007,767円(雇用保険活用援助事業2,890,814,385円、労働保険加入促進業務3,616,193,382円)となることから、前記の委託費の支払額との差額計112,725,179円(雇用保険活用援助事業に係る分36,691,284円、労働保険加入促進業務に係る分76,033,895円)が過大に支払われており、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、全国労保連において、委託費の適正な会計経理に対する認識が欠けていたこと、本省において、全国労保連から提出された精算報告書等の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

(120) 「ねんきん特別便」の作成及び発送準備業務に係る委託契約において、委託業者に対する指示等が適切でなかったため、共済組合に発送した「ねんきん特別便」が組合員へ配布できずに返送されており、再度、発送するための費用を支出するなどしていたもの

会計名及び科目	年金特別会計(業務勘定) (項)業務取扱費
部 局 等	社会保険庁(平成22年1月1日以降は厚生労働本省)
契 約 名	ねんきん特別便の作成及び発送準備業務④B等10契約
「ねんきん特別便」の作成及び発送準備業務に係る委託契約の概要	社会保険庁が貸与する磁気テープに基づき「ねんきん特別便」の作成から、指定の送付先住所及び配列順による整理、郵便局への差出処理までの一連の作業を行うもの

契約の相手方	9 会社
契 約	平成 20 年 5 月、6 月、8 月 一般競争契約
委託業者に対する指示等が適切でなかったため再発送等をした「ねんきん特別便」の件数	524,441 件
上記の再発送等に係る支出額	30,700,730 円(平成 20 年度)

## 1 「ねんきん特別便」の発送の概要

### (1) 民間の被保険者及び共済組合等の組合員等に対する「ねんきん特別便」の発送の概要

社会保険庁(平成 22 年 1 月 1 日以降は厚生労働本省)は、19 年 11 月から 20 年 10 月までの間に、年金受給者、被保険者等約 1 億 0873 万人に対して、年金記録の漏れや間違いの有無を確認してもらうために、その加入履歴等を記載した「ねんきん特別便」を発送している。これらの「ねんきん特別便」のうち、20 年 6 月以降に、民間の被保険者又は共済組合等(共済組合及び私立学校教職員共済の加入者を使用する学校法人等。以下同じ。)の組合員等に対して発送するものについては、これらの者に確実に配布するために、原則として、事業主又は共済組合等を経由して行うこととされた。

このうち、共済組合等を経由して発送するものについて、同庁は、各共済組合等が指定した組合員等の所属する支所、部、課等の勤務先(以下「勤務先」という。)の順に「ねんきん特別便」を配列し、それらをまとめて各共済組合等に発送することにより、各共済組合等を経由して組合員等に配布している。

また、事業主を経由して発送するものについては、事業主から配布に協力する旨の回答を得られた場合に、その事業主名を地方社会保険事務局の社会保険事務所又は地方社会保険事務局社会保険事務室(以下、これらを合わせて「社会保険事務所等」という。)において把握する。その後、地方社会保険事務局がこれを取りまとめ、同庁に報告する。同庁は、この報告を受けて、配布の協力を得られた事業主に発送することにより、各事業主を経由して被保険者に配布している。

### (2) 「ねんきん特別便」の作成及び発送準備業務に係る委託契約の概要

社会保険庁は、「ねんきん特別便」の作成から、その送付先住所及び勤務先の配列順での整理、郵便局への差出処理までの一連の作業を民間業者に委託(以下、当該業務の委託を受けた民間業者を「委託業者」という。)している。この業務を実施するため、同庁は、20 年 5 月から 8 月までの間に、共済組合等を経由して発送するものについて 4 会社と 4 契約、事業主を経由して発送するものについて 7 会社と 7 契約、計 10 会社(うち 1 会社は重複)と 11 契約を締結して、計 3,191,333,367 円を支払っている。

そして、上記の業務を実施するため、同庁は、共済組合等から指定があった送付先住所及び勤務先の配列順に係るデータ等が記録されている磁気テープを委託業者に貸与している。

## 2 検査の結果

### (1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、年金記録問題について、20年6月に参議院から国会法(昭和22年法律第79号)第105条の規定に基づく検査要請を受け、その検査結果を21年10月に会計検査院長から参議院議長に対して報告している(「年金記録問題に関する会計検査の結果について」)。そして、その中で、共済組合経由の「ねんきん特別便」の発送に当たり、共済組合の各支部の発送先住所を誤ったり、共済組合が指定した配列順と異なるものとしたりしてしまつたため、共済組合から組合員への配布が困難となり、再発送に係る経費を社会保険庁が負担していたことについて、その事態の概要を報告している。

本年次は、引き続きその事態の詳細及び発生原因を明らかにするなどのため、合規性等の観点から、社会保険庁が締結した契約に係る仕様書等において適切な指示等がされていたかなどに着眼して、社会保険庁の業務を引き継いだ厚生労働本省等において会計実地検査を行った。検査に当たっては、前記の11契約等を対象に、委託契約書、仕様書、配布の協力依頼に対する事業主からの回答書、地方社会保険事務局及び社会保険庁への報告書等により検査した。

### (2) 検査の結果

検査したところ、9会社と締結した10契約において、次のような事態が見受けられた。

ア 共済組合経由で配布するとしていた「ねんきん特別便」について配列順や送付先住所を誤って発送したため、再度、発送するなどしていたもの

(ア) 社会保険庁は、「ねんきん特別便」を共済組合経由で配布するために締結した4契約において、共済組合が指定した勤務先の配列順に「ねんきん特別便」を発送しなければならないことを仕様書に明示していなかった。そして、このうち地方職員共済組合本部等55か所(組合員451,306人)に係る1契約において、同庁は、業務を委託した会社から、基礎年金番号順に「ねんきん特別便」を配列してよいかとの電話による照会を受けた際、共済組合が指定した勤務先の順に配列するよう、明確な回答及び適切な指示をしていなかった。

このため、上記の1契約に係る「ねんきん特別便」は、地方職員共済組合本部等が指定した勤務先の配列順ではなく、基礎年金番号順に配列して発送されていた。この結果、これを受け取った地方職員共済組合本部等は、各地に散在する勤務先への配布が困難であるとして、同庁に対して返送したり回収を依頼したりしていた。

(イ) 上記(ア)の契約とは別の2契約において、2市町村職員共済組合が指定した送付先104か所(組合員47,369人)を経由して配布するものについて、社会保険庁は誤った送付先住所が記録された磁気テープを委託業者に貸与していた。このため、上記の104か所に係る「ねんきん特別便」は、指定の送付先住所に届かず同庁に返送されていた。

上記(ア)の組合員451,306人及び(イ)の組合員47,369人、計498,675人について、社会保険庁は、同庁に返送されるなどした「ねんきん特別便」を指定の配列順に並び替えたり、あて先を正しい送付先住所に書き直したりした上で再発送しており、この経費として郵便料金等計29,553,633円を支出していた。

イ 事業主経由で配布するとしていた「ねんきん特別便」を被保険者に対して直接発送していたもの

福岡社会保険事務局管内の11社会保険事務所等は、同事務局に対し、17,220事業主(被保険者712,889人)から配布の協力を得られた旨報告していた。しかし、同事務局は、これを取りまとめる際、管内の3社会保険事務所から報告があった事業所の名称等の一部を社会保険庁に対する報告書に記載することを失念したため、社会保険庁に対して、これより1,107事業主(被保険者25,766人)少ない16,113事業主(被保険者687,123人)を配布の協力が得られた事業主として報告していた。

このため、同庁は、上記の1,107事業主からは配布の協力を得られなかったとして、当該事業主に係る被保険者25,766人に対して「ねんきん特別便」を直接発送しており、事業主を経由して配布する場合に比べて、郵便料金を1,147,097円多く支出することとなっていた。

したがって、上記ア及びイの事態に係る組合員498,675人及び被保険者25,766人、計524,441人に対する「ねんきん特別便」の再発送等の費用計30,700,730円は、社会保険庁が委託業者への指示等を適切に行っていれば支出する必要がなかったもので、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、社会保険庁及び福岡社会保険事務局において、共済組合や事業主を経由して「ねんきん特別便」を組合員や被保険者に確実に配布することの年金記録を確認する上での重要性について認識が十分でなく、本件事業をより慎重に実施するという配慮に欠けていたことによると認められる。

(121) 「ねんきんあんしんダイヤル」年金記録相談業務に係る委託契約において、業務に従事していない休憩時間を支払の対象に含めていたため、委託費の支払額が過大となっていたもの

会計名及び科目	年金特別会計(業務勘定)	(項)業務取扱費 (項)福祉施設事業費
部 局 等	社会保険庁(平成22年1月1日以降は厚生労働本省)	
契 約 名	「ねんきんあんしんダイヤル」年金記録相談業務等4契約	
契 約 の 概 要	年金記録に関する電話相談に対応する業務を行わせるもの	
契 約 の 相 手 方	4会社	
契 約	平成19年7月 随意契約	
支 払 額	2,550,315,540円(平成19年度)	
過大となっていた支払額	44,320,121円(平成19年度)	

## 1 年金記録電話相談委託業務の概要

### (1) 委託業務契約の概要

社会保険庁は、平成22年1月1日に廃止されて厚生労働省に引き継がれるまで、同庁が所掌していた厚生年金保険及び国民年金の事業に関する事務に関し、19年6月から20

年3月までの間に「ねんきんあんしんダイヤル」年金記録相談業務等を、また、20年1月から21年3月までの間にねんきん特別便電話相談に係る業務等を、それぞれ、一般競争契約又は随意契約により民間業者に委託(以下、当該業務の委託を受けた民間業者を「委託業者」という。)して実施している。

これらの委託契約は、委託業者に、年金受給者等からの年金記録に係る相談を電話によって受け付けて回答したり、相談内容を記録したりするなどの業務を行わせるものである。

## (2) 委託業務の実施並びにこれに係る対価の請求及び支払

各委託業者は、これらの年金記録電話相談業務を実施するため、仕様書に記載された履行場所において、オペレーター席、スーパーバイザー席及び管理者席の業種ごとに必要な人員を確保し、それぞれ配置することとされている。

このうち、オペレーターは相談者からの電話を受けて対応する業務に従事する者、スーパーバイザーはオペレーターを指導的に補完する業務に従事する者、管理者は当該履行場所の管理運営業務に従事する者である(以下、これらを合わせて「業務従事者」という。)

そして、各委託契約に係る仕様書において、上記の業種ごとに、契約期間における稼働日数、配置席数、業務の開始・終了時刻及び業務実施時間数が定められており、委託業者は、これらに基づき業務を実施することとされている。

委託業者に対する対価の支払は、各委託業務に係る契約書において、おおむね次の手順により行われることとされている。

- ① 委託業者は、日々の業務実施結果について報告書を作成して社会保険庁に提出し、その内容について同庁の監督職員の検査を受ける。
- ② 委託業者は、上記①の検査に合格した報告書を月単位に取りまとめた月間報告書を作成し、その内容について同庁の検査職員の検査を受ける。
- ③ 委託業者は、上記②の検査に合格したときは、請求書を作成して対価の支払を支出官(社会保険庁総務部経理課長)に月ごとに請求する。

この請求額は、業種ごとに定められた時間当たり契約単価に月ごとの実際の業務実施時間数を乗じて、月ごとの人件費を算出し、これに各月の設備使用料等を加えるなどして算出される。

- ④ 支出官は、請求書を受理した日から30日以内に当該請求書の内容を審査の上、その対価を委託業者に支払う。

## 2 検査の結果

### (1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、国会からの検査要請を受け、21年10月に、「年金記録問題に関する会計検査の結果について」として、その検査結果を報告している。その中で、各業務従事者の業務実施時間数を確認できる具体的な根拠資料を提出することなどが仕様書等において明示されておらず、支払請求の対象となる業務実施状況の確認を行うことができない事態を報告した。

そこで、本院は、引き続き、合規性等の観点から、社会保険庁が行っていた事務を引き継いだ厚生労働本省において、契約の履行状況に係る監督及び検査が、会計法令、委託契



約書等に基づいて行われ、業務の対価の支払が適正に行われているかなどに着眼して、前記の委託契約のうち8委託業者と締結した31契約(支払額計11,542,363,365円)を対象として会計実地検査を行った。検査に当たっては、社会保険庁から本院に証拠書類等として提出された契約書、仕様書、請求書等の関係書類を検査するとともに、8委託業者に赴き、業務実施時間数について各委託業者が保管している報告書、稼働実績表等を確認する方法により会計実地検査を行った。

## (2) 検査の結果

検査したところ、上記の31契約から、委託業者が稼働実績表を保存していなかったために業務実施時間数を把握できなかった2契約を除いた29契約のうち、4委託業者と締結した「ねんきんあんしんダイヤル」年金記録相談業務に係る4契約(支払額計2,550,315,540円)について、次のような事態が見受けられた。

上記の4委託業者は、人件費計1,987,512,535円に設備使用料等計441,359,416円を加えて、委託業務に係る請求額を計2,428,871,951円と算定し、これに係る消費税計121,443,589円と合わせて、計2,550,315,540円を社会保険庁に対して請求していた。

このうち人件費について、4委託業者が保管している報告書、稼働実績表等に基づき、当該請求内容の適否を確認したところ、4委託業者は、業務従事者(オペレーターのうちコンピュータシステムにより業務実施時間数を管理されている者を除く。)が、それぞれの業務の開始時刻から終了時刻までの間の拘束時間のすべての時間において業務に従事していたものとして、それぞれの拘束時間数を業務実施時間数として計上していた。

しかし、4委託業者の就業規則によれば、社員の休憩時間が、労働基準法(昭和22年法律第49号)の規定に準拠して8時間を超える場合は60分とするなどとされ、また、社員は休憩時間を自由に利用できるなどとされていて、現に各委託業者において業務従事者に対して休憩時間を与えていた。そして、稼働実績表には各業務従事者の毎日の拘束時間数が明記されており、この拘束時間のうちの休憩時間については、業務従事者は業務に従事していないので、本件委託費の支払の対象とならず、前記の4契約における人件費の算定に当たり、休憩時間を含めた拘束時間数を業務実施時間数として、これを支払の対象としていたのは適切とは認められない。

現に、4委託業者以外の1委託業者においては、各業務従事者の拘束時間数から休憩時間を差し引いた時間数を業務実施時間数とし、これを支払の対象として請求していた。

したがって、本件委託業務における請求に当たっては、各業務従事者の拘束時間から休憩時間を差し引いた時間を基にして人件費を算定すべきであり、これにより本件委託契約の適正な支払額を算出すると計2,505,995,419円となり、前記の委託費の支払額計2,550,315,540円との差額計44,320,121円が過大に支払われていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、社会保険庁において、仕様書に各業務従事者の業務実施時間数を確認できる稼働実績表等の具体的な根拠資料を提出することなどを明記していなかったこと、請求書の審査に際し、請求額の基礎となる各業務従事者の業務実施時間数の妥当性を十分確認していなかったことなどによると認められる。

保 険 給 付 (122)-(126)

(122) 雇用保険の失業等給付金の支給が適正でなかったもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(雇用勘定) (項)失業等給付費	
部 局 等	厚生労働本省(支給庁)	
	121 公共職業安定所(支給決定庁)	
支給の相手方	339 人	
失業等給付金の 支給額の合計	求職者給付	231,560,309 円(平成 18 年度～22 年度)
	就職促進給付	19,345,601 円(平成 18 年度～22 年度)
	計	250,905,910 円
不当と認める支 給額	求職者給付	77,360,373 円(平成 18 年度～22 年度)
	就職促進給付	19,345,601 円(平成 18 年度～22 年度)
	計	96,705,974 円

1 保険給付の概要

(1) 雇用保険

雇用保険は、常時雇用される労働者等を被保険者として、被保険者が失業した場合、被保険者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合等に、その生活及び雇用の安定を図るなどのために失業等給付金の支給を行うほか、雇用安定事業等を行う保険である。

(2) 失業等給付金の種類

失業等給付金には、次の求職者給付及び就職促進給付のほか、教育訓練給付及び雇用継続給付の4種がある。

ア 求職者給付には7種の手当等があり、このうち、基本手当は、失業等給付金の支給額の大半を占めており、失業者の生活の安定を図る上で基本的な役割を担うもので、受給資格者が失業している日について所定給付日数を限度として支給される。また、特例一時金は、被保険者であって季節的に雇用される者等が失業した場合に支給される。

イ 就職促進給付には5種の手当等があり、このうち再就職手当は、受給資格者が基本手当を受給できる日数を所定給付日数の3分の1以上かつ45日以上残して安定した職業に就いた場合に支給される。

(注1) 受給資格者 被保険者が、離職して労働の意思及び能力を有するにもかかわらず職業に就くことができない状態にあり、原則として、離職日以前2年間に被保険者期間が通算して12か月以上あることの要件を満たして、公共職業安定所において基本手当を受給する資格があると決定された者(倒産等により離職した者(特定受給資格者)及び特定受給資格者以外の者であって期間の定めのある労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新を希望したにもかかわらず、当該更新がないことなどにより離職した者については、離職日以前1年間に被保険者期間が通算して6か月以上あること)

(注2) 所定給付日数の3分の1以上かつ45日以上 平成21年3月31日から24年3月31日までの間は、暫定措置として「45日以上」の要件は適用されないこととなっている。

### (3) 失業等給付金の支給

上記の手当等は、公共職業安定所が次のように支給決定を行い、これに基づいて厚生労働本省が支給することとなっている。

ア 基本手当及び特例一時金については、受給資格者等から提出された失業認定申告書等に記載されている就職又は就労(臨時的に短期間仕事に就くこと)の有無等の事実について確認して、失業の認定を行った上、支給決定を行う。

イ 再就職手当については、受給資格者から提出された再就職手当支給申請書に記載されている雇入年月日等について調査確認の上、支給決定を行う。

## 2 検査の結果

### (1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、全国47都道府県労働局(以下、都道府県労働局を「労働局」という。)の437公共職業安定所(平成22年3月末現在)のうち、21労働局管内の208公共職業安定所において会計実地検査を行い、主として19年度から21年度までの間に失業等給付金の支給を受けた者(以下、失業等給付金の支給を受けた者を「受給者」という。)から12,686人を選定して、合規性等の観点から、これらの受給者に対する失業等給付金の支給決定が適正に行われているかに着眼して、受給者から提出された失業認定申告書等の書類により検査した。そして、適正でないと思われる事態があった場合には、他の年度分も含めて更に当該公共職業安定所に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査を行った。

### (2) 不適正支給の事態

検査の結果、19労働局の121公共職業安定所管内における18年度から22年度までの間の受給者339人については、再就職した後も引き続き失業等給付金の支給を受けるなどしており、これらに対する失業等給付金の支給額250,905,910円のうち96,705,974円は支給の要件を満たしていないなどしていたもので支給が適正でなく、不当と認められる。これを給付の種別に示すと次のとおりである。

#### ア 求職者給付

121公共職業安定所管内の受給者335人に対する失業等給付金の支給額231,560,309円(基本手当230,427,909円、特例一時金1,132,400円)のうち、77,360,373円(基本手当76,227,973円、特例一時金1,132,400円全額)は支給の要件を満たしていないなどしていた。

#### イ 就職促進給付

55公共職業安定所管内の受給者71人に対する再就職手当の支給額19,345,601円全額が支給の要件を満たしていないなどしていた。

このような事態が生じていたのは、受給者が誠実でなかったなどのため、失業認定申告書や再就職手当支給申請書等の記載内容が事実と相違するなどしていたのに、前記の121公共職業安定所において、これに対する調査確認が十分でないまま支給決定を行っていたことによると認められる。

なお、これらの不当と認める支給額については、本院の指摘により、すべて返還の処置が執られた。

以上を労働局ごとに示すと次のとおりである。

労働局名	公共職業安定所	本院の調査に係る受給者数	不適正受給者数	左の受給者に支給した失業等給付金	左のうち不当と認める失業等給付金
		人	人	千円	千円
北海道	札幌	7 391	29	21,702	12,044
	札幌	2 50	2	228	228
栃木	宇都宮	7 494	20	21,931	12,272
	宇都宮	6 209	11	9,218	2,755
埼玉	川口	5 395	8	2,298	2,298
	川口	3 136	4	11,516	5,053
千葉	小川	6 434	11	5,159	2,192
	小川	—	—	689	689
東京	品川	8 610	16	5,848	2,881
	品川	2 89	2	7,614	2,842
山梨	甲府	4 194	7	13,619	5,993
	甲府	—	2	455	455
長野	長野	9 628	29	14,075	6,448
	長野	6 196	7	4,775	955
岐阜	岐阜	6 373	18	522	522
	岐阜	2 45	2	5,298	1,477
愛知	名古屋	11 760	26	17,069	4,909
	名古屋	5 144	6	1,389	1,389
滋賀	長浜	5 273	15	18,459	6,298
	長浜	3 55	3	17,398	4,790
京都	京都	8 519	29	890	890
	京都	5 181	6	18,289	5,681
大阪	大阪	9 577	11	18,291	6,352
	大阪	3 133	3	2,848	2,848
兵庫	神戸	6 440	23	21,139	9,200
	神戸	4 194	6	9,945	5,780
奈良	奈良	5 311	11	1,265	1,265
	奈良	2 74	3	11,210	7,046
広島	広島	3 254	6	23,943	8,397
	広島	—	2	1,897	1,897
香川	高松	5 252	11	25,840	10,294
	高松	3 67	3	8,743	4,654
愛媛	松山	4 286	18	623	623
	松山	2 49	3	9,367	5,277
熊本	熊本	7 471	21	13,912	3,801
	熊本	4 147	5	1,323	1,323
宮崎	宮崎	6 511	27	15,236	5,125
	宮崎	—	1	8,904	2,383
求職者給付計	121か所	8,172	335	1,285	1,285
	121か所	8,172	335	10,189	3,669
就職促進給付計	55か所	1,849	71	2,185	639
	55か所	1,849	71	622	622
合計				2,807	1,262
合計				6,766	1,336
				974	974
合計				7,740	2,310
				13,647	1,462
合計				731	731
				14,379	2,194
合計				16,698	2,824
				1,192	1,192
合計				17,891	4,017
				11,962	3,245
合計				105	105
				12,067	3,350
合計				231,560	77,360
合計				19,345	19,345
合計				250,905	96,705

注(1) 上段は求職者給付に係る分、下段は就職促進給付に係る分である。

注(2) 「求職者給付計」の「本院の調査に係る受給者数」及び「不適正受給者数」は、同一の受給者が複数の労働局で失業等給付金の支給を受けているものがあり、その重複分を控除している。

注(3) 公共職業安定所数及び不適正受給者数については、各給付間で重複しているものがあり、実数はそれぞれ121か所、339人である。

上記の事態については、厚生労働省は、従来発生防止に取り組んでいるところであるが、さらに、受給資格者に対する指導を強化するとともに受給資格者から提出された失業認定申告書等に係る調査確認の強化を図る必要があると認められる。

### (123) 雇用保険の雇用調整助成金の支給が適正でなかったもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(雇用勘定) (項) 地域雇用機会創出等対策費
部 局 等	2 労働局
支給の相手方	6 事業主
雇用調整助成金の支給額の合計	126,567,390 円(平成 21、22 両年度)
不当と認める支給額	64,892,296 円(平成 21、22 両年度)

## 1 保険給付の概要

### (1) 雇用調整助成金

雇用調整助成金は、雇用保険(前掲 244 ページの「雇用保険の失業等給付金の支給が適正でなかったもの」参照)で行う事業のうちの雇用安定事業の一環として、景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合等における失業の予防その他雇用の安定を図るために、雇用する被保険者(以下「被保険者」という。)について休業若しくは教育訓練(以下「休業等」という。)又は出向により雇用調整を行った事業主に対して、休業手当等の一部を助成するものである。

### (2) 雇用調整助成金の支給

雇用調整助成金の支給要件は、休業等の場合、売上高等が一定以上減少するなどしている事業主が、労働組合等との間で休業等についての協定を結び、これに基づいて、被保険者について休業等を行うことなどとなっている。そして、支給額は、1人1日当たりの平均賃金額<sup>(注1)</sup>に上記の協定による賃金の支払率及び所定の助成率<sup>(注2)</sup>を乗ずるなどして算出される額に、休業等を行った延べ人日数を乗じて、休業等を行った期間ごとに算定することとなっている。また、教育訓練を行った場合には、上記の額に、訓練費として所定の単価<sup>(注3)</sup>に教育訓練の延べ人日数を乗じて得た額を加算することとなっている。

雇用調整助成金の支給を受けようとする事業主は、休業等を行う前に、休業等を行う期間ごとに実施計画届及び添付書類を都道府県労働局(以下「労働局」という。)に提出し、休業等を行った後に、支給申請書及び添付書類を労働局に提出することとなっている。そして、労働局は、実施計画届及び支給申請書等に記載されている休業等の実施状況、休業手当等の支払状況、事業主の過去の不正受給の有無等を審査した上、支給決定を行い、これに基づいて雇用調整助成金の支給を行うこととなっている。また、労働局は、偽りその他不正の行為により本来受けることのできない支給を受け、又は受けようとした事業主に対して、不支給又は支給の取消しなどを行うこととされている。

(注1) 1人1日当たりの平均賃金額 事業主に係る労働保険の確定保険料算定の基礎となった賃金総額を、被保険者数及び年間所定労働日数で除して算出される額

(注2) 所定の助成率 原則として、中小企業以外の事業主については3分の2、中小企業事業主については5分の4

(注3) 所定の単価 原則として、中小企業以外の事業主については1人1日当たり4,000円、中小企業事業主については1人1日当たり6,000円

## 2 検査の結果

### (1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、全国47労働局のうち、5労働局において会計実地検査を行い、平成21、22両年度に休業等に係る雇用調整助成金の支給を受けた事業主のうち64事業主を選定して、合規性等の観点から、これらの事業主に対する雇用調整助成金の支給決定が適正に行われているかに着目して、事業主から提出された支給申請書等の書類により検査した。そして、適正でないと思われる事態があった場合には、更に当該労働局に調査及び報告を求め、その報告内容を確認するなどの方法により検査を行った。

### (2) 不適正支給の事態

検査の結果、2労働局管内における6事業主については、休業等を行っていないのに行ったと偽ったり、支給額算定の基礎となる休業等の延べ人日数を誤ったりして申請しており、これら6事業主に対する雇用調整助成金の支給額126,567,390円のうち64,892,296円は支給の要件を満たしていなかったもので支給が適正でなく、不当と認められる。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

#### <事例>

東京労働局は、事業主Aから、平成21年6月から22年1月までの間に、1か月ごとに計8回、休業延べ19人日、教育訓練延べ1,461人日を行ったとする支給申請書及び添付書類の提出を受けて、これに基づき、雇用調整助成金計20,154,080円を支給していた。

しかし、実際には、事業主Aは、被保険者の勤務の状況等について事実と相違する添付書類を作成して、休業等を行っていないのに行ったと偽って申請していたことから、事業主Aに対する雇用調整助成金計20,154,080円全額が支給の要件を満たしていなかった。

このような事態が生じていたのは、事業主が誠実でなかったなどのため支給申請書等の記載内容が事実と相違するなどしていたのに、前記の2労働局において、これに対する調査確認が十分でないまま支給決定を行っていたことによると認められる。

なお、これらの不当と認める支給額については、本院の指摘により、すべて返還の処置が執られた。

以上を労働局ごとに示すと次のとおりである。

労働局名	本院の調査に係る事業主数	不適正受給事業主数	左の事業主に支給した雇用調整助成金	左のうち不当と認める雇用調整助成金
東京	17	5	89,123千円	63,851千円
愛媛	12	1	37,444	1,040
計	29	6	126,567	64,892

(124) 雇用保険の特定求職者雇用開発助成金の支給が適正でなかったもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(雇用勘定) (項) 高齢者等雇用安定・促進費 (平成19年度は、(項) 雇用安定等事業費)
部 局 等	11 労働局
支給の相手方	33 事業主
不当と認める特定求職者雇用開発助成金	特定就職困難者雇用開発助成金
特定就職困難者雇用開発助成金の支給額の合計	33,733,442 円(平成19年度～21年度)
不当と認める支給額	21,300,885 円(平成19年度～21年度)

1 保険給付の概要

(1) 特定求職者雇用開発助成金

特定求職者雇用開発助成金は、雇用保険(前掲244ページの「雇用保険の失業等給付金の支給が適正でなかったもの」参照)で行う事業のうちの雇用安定事業の一環として、特定求職者(60歳以上65歳未満の高年齢者や身体障害者等、就職が特に困難な者(以下「就職困難者」という。)、雇用に関する状況が全国的に悪化した場合等に就職支援が必要な者及び65歳以上の離職者)の雇用機会の増大を図るために、特定求職者を雇い入れた事業主に対して、当該雇用労働者の賃金の一部を助成するもので、特定就職困難者雇用開発助成金(以下「就職困難者助成金」という。)、緊急就職支援者雇用開発助成金及び高年齢者雇用開発特別奨励金の三つがある。

(2) 就職困難者助成金の支給

就職困難者助成金の支給要件は、事業主が就職困難者を公共職業安定所等の紹介により新たに常用労働者として雇い入れたことなどとなっている。そして、支給額は、60歳以上65歳未満の高年齢者を雇い入れた中小企業事業主の場合、原則として、新たに雇い入れた常用労働者1人につき6か月ごとに45万円を2回で、計90万円となっている。

就職困難者助成金の支給を受けようとする事業主は、当該助成金に係る支給申請書及び当該雇用労働者に係る出勤簿等の添付書類を都道府県労働局(以下「労働局」という。)に提出することとなっている。そして、労働局は、支給申請書等に記載されている当該雇用労働者の氏名、生年月日、雇用年月日、賃金の支払、事業主の過去の不正受給の有無等を審査した上、支給決定を行い、これに基づいて就職困難者助成金の支給を行うこととなっている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、全国47労働局のうち、21労働局において会計実地検査を行い、平成19年度から21年度までの間に就職困難者助成金の支給を受けた事業主のうち1,008事業主を選定して、合規性等の観点から、これらの事業主に対する就職困難者助成金の支給決定が適正に行われているかに着目して、事業主から提出された支給申請書等の書類により検査し

た。そして、適正でないと思われる事態があった場合には、更に当該労働局に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査を行った。

(2) 不適正支給の事態

検査の結果、11労働局管内における33事業主については、既に雇い入れている者又は事実上雇入れが決定している者に形式的に公共職業安定所の紹介を受けさせて、その紹介により雇い入れたこととして申請するなどしており、これら33事業主に対する就職困難者助成金の支給額33,733,442円のうち21,300,885円は支給の要件を満たしていなかったもので支給が適正でなく、不当と認められる。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

東京労働局は、事業主Aから、就職困難者Bを平成21年5月に公共職業安定所の紹介を受けて同月に雇い入れたとする支給申請書の提出を受けて、これに基づき、就職困難者助成金450,000円を支給していた。

しかし、実際には、就職困難者Bは20年10月から勤務しており、事業主Aは既に雇い入れている同人に形式的に公共職業安定所の紹介を受けさせていたことから、同人は就職困難者助成金の対象とならず、就職困難者助成金450,000円全額が支給の要件を満たしていなかった。

このような事態が生じていたのは、事業主が誠実でなかったなどのため支給申請書等の記載内容が事実と相違するなどしていたのに、前記の11労働局において、これに対する調査確認が十分でないまま支給決定を行っていたことによると認められる。

なお、これらの不当と認める支給額については、本院の指摘により、すべて返還の処置が執られた。

以上を労働局ごとに示すと次のとおりである。

労働局名	本院の調査に係る事業主数	不適正受給事業主数	左の事業主に支給した就職困難者助成金	左のうち不当と認める就職困難者助成金
			千円	千円
北海道	43	6	6,172	4,489
埼玉県	75	5	3,905	3,905
千葉県	74	4	3,893	2,646
東京都	62	5	5,083	1,607
神奈川県	85	1	1,447	1,447
山梨県	23	2	1,969	1,648
大阪府	42	2	1,500	1,200
兵庫県	70	2	4,027	1,702
広島県	63	2	1,243	1,243
熊本県	36	1	600	600
宮崎県	39	3	3,891	810
計	612	33	33,733	21,300

上記の事態については、厚生労働省は、従来発生防止に取り組んでいるところであるが、さらに、事業主に対する指導を強化するとともに事業主から提出された支給申請書等に係る調査確認の強化を図る必要があると認められる。



(125) 厚生年金保険の老齢厚生年金の支給が適正でなかったもの

会計名及び科目	年金特別会計(厚生年金勘定) (項) 保険給付費
部 局 等	厚生労働本省(平成 21 年 12 月 31 日以前は社会保険庁)
厚生年金保険の事業に関する事務の一部を委任又は委託している相手方	日本年金機構(平成 22 年 1 月 1 日以降)
支給の相手方	138 人
老齢厚生年金の支給額の合計	215,531,816 円(平成 19 年度～22 年度)
不当と認める支給額	85,284,186 円(平成 19 年度～22 年度)

1 保険給付の概要

(1) 厚生年金保険の給付

厚生労働省は、平成 22 年 1 月 1 日に社会保険庁が廃止されたことに伴い、従来社会保険庁が所掌していた厚生年金保険の事業に関する事務を所掌することとなった。そして、同省は、当該事業に関する事務の一部を同日に設立された日本年金機構(以下「機構」という。)に委任又は委託し、機構は、同省の監督の下に、本部、全国 9 ブロック本部及び 312 年金事務所等において当該委任又は委託された事務を実施している。

厚生年金保険(前掲 220 ページの「健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの」参照)において行う給付には、老齢厚生年金等がある。

(2) 老齢厚生年金

ア 老齢厚生年金の支給の原則

老齢厚生年金では、厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)により、厚生年金保険の適用事業所に使用された期間(以下「被保険者期間」という。)を 1 年以上有し、老齢基礎年金に係る保険料納付済期間が 25 年以上ある者等が 65 歳以上である場合に受給権者となる。

イ 特別支給の老齢厚生年金

特別支給の老齢厚生年金では、当分の間の特例として、原則 60 歳以上で被保険者期間を 1 年以上有し、老齢基礎年金に係る保険料納付済期間が 25 年以上ある者等が受給権者となっている。

ウ 特別支給の老齢厚生年金の給付額

特別支給の老齢厚生年金の給付額(以下「年金の額」という。)は、①受給権者の被保険者期間、その期間における報酬、生年月日等を基に算定される額(以下「基本年金額」という。)と②配偶者等について加算される額との合計額となっている。

エ 特別支給の老齢厚生年金の支給の停止

(ア) 特別支給の老齢厚生年金の受給権者が、厚生年金保険の適用事業所に常用的に使用されて被保険者となった場合において、総報酬月額相当額<sup>(注)</sup>と基本月額(基本年金額を 12 で除して得た額)との合計額が 280,000 円を超えるときなどには、基本年金額の一部又は年金の額の全部の支給を停止することとなっている。

(注) 総報酬月額相当額 標準報酬月額と、受給権者が被保険者である日の属する月以前1年間の標準賞与額(総額)を12で除して得た額との合算額

(イ) この場合の支給停止の手続は次のとおりである。

- ① 厚生年金保険の適用事業所の事業主は、常用的に使用している者が受給権者であるときは、その者の年金手帳により氏名、基礎年金番号等を確認した上で、資格取得年月日、報酬月額等を記載した被保険者資格取得届を年金事務所(21年12月31日以前は、社会保険庁地方社会保険事務局の社会保険事務所又は地方社会保険事務局社会保険事務室。以下、これらを「社会保険事務所等」といい、年金事務所と合わせて「年金事務所等」という。)に提出する。
- ② 年金事務所は、これを調査確認の上、届出内容を機構本部(21年12月31日以前は社会保険庁)に伝達する。
- ③ 機構本部が届出内容に基づいて算定した受給権者に係る年金の支給停止額を厚生労働本省(以下「本省」という。)が確認し、決定する(21年12月31日以前は社会保険庁がこれらの機構本部及び本省が行う事務を行っていた。)

## 2 検査の結果

### (1) 検査の観点、着眼点及び対象

全国47地方社会保険事務局の312社会保険事務所等<sup>(注1)</sup>のうち16地方社会保険事務局の88社会保険事務所等及び全国9ブロック本部の管轄区域内に所在する312年金事務所のうち8ブロック本部の72年金事務所<sup>(注2)</sup>が管轄する区域内において19年に特別支給の老齢厚生年金の裁定を受けて年金の額の全部を支給されている受給権者等667,550人のうちに、厚生年金保険の適用事業所からの給与収入が確認されて調査の必要があると認められた者が1,055人見受けられた。そこで、本院は、合規性等の観点から、これらの受給権者等を使用している620事業所について、被保険者資格取得届等の提出は適正になされているかに着目して、19年度から22年度までの間における特別支給の老齢厚生年金等の支給の適否を検査した。

(注1) 16社会保険事務局の88社会保険事務所等 社会保険庁が廃止される前の平成21年12月末までに本院が検査した箇所

(注2) 8ブロック本部の72年金事務所 日本年金機構が設立された平成22年1月以降に本院が検査した箇所

### (2) 検査の方法

本院は、本省においては、機構本部から提出された年金の支給額に関する関係書類により、また、上記の88社会保険事務所等及び72年金事務所においては、事業主から提出された厚生年金保険に係る届け書等の書類により会計実地検査を行った。そして、適正でないと思われる事態があった場合には、更に年金事務所等に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査を行った。

### (3) 不適正支給の事態

検査したところ、10地方社会保険事務局の41社会保険事務所等及び8ブロック本部の管轄区域内に所在する33年金事務所、計74年金事務所等における112事業所の138人については、当該事業所において常用的に使用されて厚生年金保険の被保険者資格要件を満たしていて、総報酬月額相当額と基本月額との合計額が280,000円を超えるなどしている

ことから、機構本部において、基本年金額の一部又は年金の額の全部の支給を停止するための手続をとるべきであったのに、被保険者資格取得届が提出されなかったなどのためこの手続がとられておらず、本省(21年12月31日以前は社会保険庁)は、これらの者について、基本年金額の一部又は年金の額の全部の支給を停止していなかった。したがって、特別支給の老齢厚生年金の受給権者138人に対する支給(支給額215,531,816円)のうち85,284,186円は支給が停止されていなかったもので、支給が適正でなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、次のようなことによると認められる。

ア 年金事務所等において、受給権者又は事業主が制度を十分理解していなかったり、誠実でなかったりして、事業主が前記の届出を怠るなどしていたのに、これに対する調査確認及び指導が十分でなかったこと

イ 本省において、機構に対する監督が十分でなかったこと

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

社会保険庁は、受給権者Aに対して平成19年10月に裁定を行ったが、AがB会社に常用的に使用され厚生年金保険の被保険者となっていたことから、基本年金額の一部の支給を停止して支給していた。その後、B会社では、Aが20年8月に退職して短時間就労者になったとして、被保険者資格喪失届を提出したため、同庁は、Aに対して同年9月分から22年1月分まで特別支給の老齢厚生年金を全額支給していた。

しかし、Aは、20年9月以降も引き続きB会社に常用的に使用されており、同人の基本年金額の一部1,826,347円の支給を停止すべきであったのに、これが行われていなかった。

なお、これらの不当と認める支給額については、本院の指摘により、すべて返還の処置が執られた。

以上を地方社会保険事務局及びブロック本部ごとに示すと次のとおりである。

地方社会保険事務局名	社会保険事務所等	本院の調査に係る受給権者等数	不適正受給権者数	左の受給権者に係る支給額	左のうち不当と認める支給額
		人	人	千円	千円
北海道	札幌西等4	18	5	3,083	884
群馬	前橋等4	51	13	23,700	9,389
千葉	幕張等6	36	11	12,950	5,829
東京	中央等5	18	6	8,209	3,834
新潟	新潟東等4	42	10	21,852	8,854
岐阜	岐阜南等3	28	4	3,096	1,794
愛知	中村等8	47	19	25,391	12,722
和歌山	和歌山東等3	27	5	8,568	4,106
宮崎	宮崎等2	26	3	5,178	1,529
鹿児島	鹿児島南等2	33	2	5,848	953
小計	41か所	326	78	117,879	49,898
ブロック本部名	年金事務所	本院の調査に係る受給権者等数	不適正受給権者数	左の受給権者に係る支給額	左のうち不当と認める支給額
		人	人	千円	千円
東北	仙台東1	14	2	1,155	401
北関東・信越	水戸南等12	102	22	42,751	14,828
南関東	川崎等3	10	4	2,733	1,298
中部	富山等7	111	18	31,807	10,015
近畿	兵庫等3	20	3	4,924	594

ブロック本部名	年金事務所	本院の調査に係る受給権者等数	不適正受給権者数	左の受給権者に係る支給額	左のうち不当と認める支給額
中国岡山等	2	26	2	千円 4,208	千円 789
四国善通寺	1	7	3	5,149	4,304
九州西福岡等	4	17	6	4,921	3,151
小計	33か所	307	60	97,652	35,385
計	74か所	633	138	215,531	85,284

上記の事態については、社会保険庁及び機構は、発生防止に取り組んできたところであるが、さらに、機構において、事業主に対する指導・啓発の強化を図るとともに、高年齢労働者等が多いと見込まれる事業所に対する調査を重点的に実施するなどの必要があると認められる。また、本省において、機構に対する監督を適切に行う必要があると認められる。

(126) 年金記録相談等において判明した年金記録について、基礎年金番号への統合が適切に行われていなかったため、老齢厚生年金等が適正に支給されないなどしていたもの

会計名及び科目	年金特別会計(厚生年金勘定) (項) 保険給付費	
部局等	厚生労働本省(平成21年12月31日以前は社会保険庁)	
厚生年金保険等の事業に関する事務の一部を委託している相手方	日本年金機構(平成22年1月1日以降)	
基礎年金番号への統合が行われていなかった年金受給者等	(1) 平成20年度決算検査報告においても統合が行われていないとして掲記した者	103人
	(2) 年金記録相談により判明した者	92人
	(3) 黄色便により判明した者	2,218人
	計	2,413人
上記に係る年金支給見込額の増加額等	(1) そ及して支給される年金の見込額	42,008,936円
	(2) 年金支給見込額の増加額(年額)	9,309,250円
	そ及して支給される年金の見込額	2,034,098円
	(3) 年金支給見込額の増加額(年額)	104,654,343円
	計	158,006,627円

1 年金記録の基礎年金番号への統合に係る処理の概要

日本年金機構(以下「機構」という。)の年金事務所(平成21年12月31日以前は地方社会保険事務局の社会保険事務所又は地方社会保険事務局社会保険事務室)又は事務センター(以下、これらを合わせて「年金事務所等」という。)は、基礎年金番号以外の年金手帳等の記号番号(以下「手帳番号」という。)に係る年金記録が判明した場合は、老齢厚生年金等を適正に支

給するため、社会保険オンラインシステムの端末装置により、当該年金記録を基礎年金番号に統合することとされている(年金記録の基礎年金番号への統合に係る処理の概要については、後掲 341 ページ「年金記録相談等において判明した年金記録について、基礎年金番号への統合を適切に行うことにより、老齢厚生年金等を適正に支給するなどするよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの」参照)。

(注1) 年金記録 年金受給者、被保険者等の手帳番号、氏名、性別、生年月日等に関する記録

## 2 検査の結果

### (1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、20、21 両年次の検査の結果、年金記録相談において判明した年金記録について基礎年金番号への統合が適切に行われていなかったため、老齢厚生年金等が適正に支給されないなどしている事態を平成 20 年度決算検査報告に不当事項として掲記した。これに対し、厚生労働省は、本院が指摘した事案について統合処理等を進めるとしていた。

そこで、本年次は、合規性等の観点から、年金記録の基礎年金番号への統合が適切に行われているかなどに着眼して、機構の全国 9 ブロック本部の管轄区域内に所在する 179 年金事務所等において、次の年金受給者(年金の裁定を受けて年金を受給している者をいう。以下同じ。)、年金受給権者又は被保険者等(以下、これらを合わせて「年金受給者等」という。)を対象として厚生年金保険被保険者加入期間照会申出書(以下「照会申出書」という。)、被保険者記録照会回答票等の関係書類により会計実地検査を行った。

- ① 平成 20 年度決算検査報告に、基礎年金番号への統合が適切に行われていなかったため老齢厚生年金等が適正に支給されていないなどとして掲記した者
- ② 年金事務所等が、年金記録相談において年金受給者等から照会申出書の提出を受けて手帳番号に係る年金記録が判明したと回答した者(平成 20 年度決算検査報告に掲記した者を除く。)
- ③ 「年金記録の確認のお知らせ(黄色い封筒)」(以下「黄色便」という。)の送付を受けた年金受給者等(以下「送付対象者」という。)が手帳番号の持ち主であると判明した者

(注2) 裁定 年金を受給する資格ができたときに必要となる手続

### (2) 検査の結果

検査したところ、117 年金事務所等において、年金受給者等 3,252 人に係る厚生年金保険の手帳番号の年金記録 3,801 件を基礎年金番号に統合する必要があるのに、統合していないなどの事態が次のとおり見受けられた。

- ① 平成 20 年度決算検査報告に掲記した年金受給者等について、本院が 22 年 5 月及び 6 月に実施した会計実地検査時点においても依然として基礎年金番号への統合を行っていないため、そ及して支払われるべき年金が支給されていないなどしていた。

565 人、678 件

- ② 年金記録相談において、平成 20 年度決算検査報告に掲記した事態と同様に、届け書又は年金再裁定申出書が未提出となつている年金受給者等(注3)に対し、これを提出するよう勧奨するなどの基礎年金番号への統合に向けた処理を行っていない。

365 人、421 件

③ 年金事務所等は、黄色便において送付対象者本人の年金記録であることが判明して、速やかに基礎年金番号に統合する必要があるのに、事務処理が遅滞しているとして統合を行っていなかったり、年金再裁定申出書を提出していない者の把握が十分でなく、この者に対する提出の勧奨が十分でないため統合の処理を行っていなかったりしていた。

2,322人、2,702件

そして、上記①、②及び③の統合の処理が行われていなかった年金受給者等3,252人に係る年金記録3,801件のうち、年金支給見込額<sup>(注4)</sup>が増加しない者839人に係る1,022件を除いた2,413人に係る2,779件の年金支給見込額の増加額及びそ<sup>レ</sup>及して支給される年金の見込額の内訳は、次のとおりである。

前記①に係る年金受給者等

103人	<sup>(注5)</sup> 139件	そ及して支給される年金の見込額	42,008,936円
------	----------------------	-----------------	-------------

前記②に係る年金受給者等<sup>(注6)</sup>

92人	102件	年金支給見込額の増加額(年額)	9,309,250円
-----	------	-----------------	------------

7人	7件	そ及して支給される年金の見込額	2,034,098円
----	----	-----------------	------------

前記③に係る年金受給者等

2,218人	<sup>(注7)</sup> 2,538件	年金支給見込額の増加額(年額)	104,654,343円
--------	------------------------	-----------------	--------------

したがって、年金記録相談及び黄色便において判明した未統合の年金記録を基礎年金番号に統合する必要があったのに、これを行っておらず、その結果、老齢厚生年金等158,006,627円が年金受給者に適正に支給されないなどしているのは適切でなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、年金事務所等において、氏名の変更(訂正)又は生年月日の訂正に係る届け書等を提出するよう年金受給者等に勧奨することや、未統合の年金記録について年金受給者等からの届出が無くとも基礎年金番号への統合の処理を行う必要があることの認識が十分でなかったこと、機構において、年金事務所等に対する指導が十分でなかったこと、厚生労働省において、機構に対する監督が十分でなかったことなどによると認められる。

(注3) 年金再裁定申出書 再裁定(当初の年金支給開始の際に行った裁定の変更をいう。)を行うための年金受給者からの申出書

(注4) 年金支給見込額 被保険者について現に加入している制度の被保険者記録を受給権発生日又は60歳のいずれか早く到来する時点まで延長した場合等の額である。この額は、必ずしも将来における実際の年金支給額となるものではない。

(注5) 103人 139件 103人(139件)に係る年金支給見込額の増加額6,650,800円(年額)は、平成20年度決算検査報告において指摘金額としており、本件指摘と重複するため含めていない。

(注6) 下段の年金受給者等7人(7件)は上段の92人(102件)と重複している。

(注7) 2,218人 2,538件 2,218人(2,538件)のうち年金受給者及び年金受給権者に係るそ及して支給される年金の見込額は、統合すべき年金記録が判明した時点では、年金事務所等においてこの額を試算していない。

医 療 費 (127)-(129)

(127) 国立国際医療センターにおける診療報酬の請求に当たり、手術料等の請求額に過不足があったもの

会計名及び科目	国立高度専門医療センター特別会計 (款) 病院収入 (項) 診療収入
部 局 等	国立国際医療センター戸山病院(平成 22 年 4 月 1 日以降は独立行政法人国立国際医療研究センター病院)
請求過不足があった診療報酬	手術料、入院料等、麻酔料など
請求過不足額	請求不足額 20,634,800 円(平成 20 年度) 請求過大額 900,160 円(平成 20 年度)

1 診療報酬の概要

(1) 診療報酬の算定及び請求

国立国際医療センター(平成 22 年 4 月 1 日以降は独立行政法人国立国際医療研究センター。以下「国際医療センター」という。)は、感染症その他の疾患であって、その適切な医療の確保のために海外における症例の収集その他国際的な調査及び研究を特に必要とするものに関して、診断・治療、調査・研究及び技術者の研修を行うために戸山病院(22 年 4 月 1 日以降は病院)、国府台病院、研究所等を設置しており、このうち両病院では保険医療機関として患者の診療を行っている。

保険医療機関は、診療報酬の算定方法(平成 20 年厚生労働省告示第 59 号。以下「厚生労働省告示」という。)等により、診療報酬として医療に要する費用を所定の診療点数(以下「点数」という。)に単価(10 円)を乗ずるなどして算定することとなっている。そして、保険医療機関は、健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)等により、診療報酬のうち患者負担分を患者に請求して、残りの診療報酬については、診療報酬請求書に診療報酬の明細を明らかにした診療報酬明細書(以下「レセプト」という。)を添付して社会保険診療報酬支払基金等に対して請求することとなっている。

(2) 診療報酬の構成

診療報酬は、厚生労働省告示により、基本診療料と特掲診療料から構成されている。

このうち、基本診療料は、初診、再診及び入院診療の際にそれぞれ行われる診療行為又は入院サービスの費用等を一括して算定するもので、初・再診料と入院料等に区分されている。

また、特掲診療料は、基本診療料として一括して算定することが妥当でない特別の診療行為に対して、厚生労働省告示において個々に定められた点数により算定するもので、注射料、処置料、手術料、麻酔料等に区分されている。

### (3) 手術料、入院料等及び麻酔料

手術料は、厚生労働省告示により、手術の種類ごとに所定の点数が定められている。そして、手術において特定保険医療材料<sup>(注1)</sup>を使用した場合は、当該手術の点数と当該特定保険医療材料の点数とを合算して算定することとなっている。また、肺悪性腫瘍手術<sup>(注2)</sup>など特定の手術において自動縫合器を使用した場合は、当該手術の点数に、使用した自動縫合器の個数に応じた点数を加算することとなっている。

入院料等には、入院基本料、入院基本料等加算などがある。この入院基本料等加算のうち、難病患者等入院診療加算は、特定の疾患のために日常生活の動作に著しい支障がある患者が入院治療中の場合に、入院基本料等の点数に所定の点数を加算して算定することとなっている。

麻酔料は、厚生労働省告示により、麻酔の種類ごとに所定の点数が定められている。そして、マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔<sup>(注3)</sup>(以下「全身麻酔」という。)を、厚生労働大臣が定める麻酔が困難な患者に対して行った場合は、それ以外の患者に対して行った場合に適用される点数より高い点数により麻酔料を算定することとなっている。

### (4) 国際医療センターにおける診療報酬の請求事務

国際医療センターは、これらの診療報酬請求事務をコンピュータシステムを使用して行っている。すなわち、手術等の診療行為を行った場合は、診療部門は手術名、使用した特定保険医療材料、医療機器、患者の状態等を伝票に記入するなどして料金算定部門に送付して、料金算定部門は、この伝票の記載内容をコンピュータに入力するなどして、これにより診療報酬の算定及び請求を行っている。

(注1) 特定保険医療材料 厚生労働大臣が手術等の点数と合算してその費用を算定することができる<sup>(注1)</sup>と定めている特定の保険医療材料で、骨セメント、脊椎固定用材料<sup>せきついでい</sup>等がこれに該当する。

(注2) 自動縫合器 胸・腹部臓器の切離と縫合閉鎖を同時に、かつ自動的に行える機器。胸・腹部の手術の際には、1ないし数個使用されることが多い。

(注3) 閉鎖循環式全身麻酔 閉鎖循環式全身麻酔器を用いて、患者の呼気中の炭酸ガスを除去しながら、麻酔ガスと酸素を補給する吸入麻酔法

## 2 検査の結果

### (1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、国際医療センター戸山病院において、合規性等の観点から、20年度の診療報酬の算定及び請求が適正に行われているかなどに着眼して、入院に係るレセプト控えなどの書類により会計実地検査を行った。

### (2) 検査の結果

検査の結果、同病院において、次表のとおり、診療報酬請求額が不足していたものが585件、20,634,800円、診療報酬請求額が過大になっていたものが47件、900,160円あり、不当と認められる。



表 診療報酬別請求過不足の件数と金額(△は請求過大分) (単位：千円)

手術料		入院料等		麻酔料		その他		計	
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
185 11	11,290 △ 605	238 11	6,122 △ 74	85 3	2,352 △ 120	77 22	868 △ 98	585 47	20,634 △ 900

(注) 1件で、複数の診療報酬について請求過不足が生じている場合は、請求過不足額が最も多い診療報酬で分類している。

これらについて、その主な態様を診療報酬の別に示すと次のとおりである。

ア 手術料に関するもの

手術において特定保険医療材料を使用しているのに、その点数を手術の点数に合算していなかったり、自動縫合器を使用しているのに、手術の点数に、使用した自動縫合器の個数に応じた点数を加算していなかったりなどしていた。このため、手術料が過小に算定されていて、診療報酬請求額が185件、11,290,890円不足していた。

また、当該患者に実施した手術等に適用される手術料等ではなく、別のより点数の高い手術料を算定するなどしていた。このため、手術料が過大に算定されていて、診療報酬請求額が11件、605,990円過大になっていた。

イ 入院料等に関するもの

難病患者等入院診療加算の算定対象となる患者が入院しているのに、所定の点数を加算していないなどしていた。このため、入院料等が過小に算定されていて、診療報酬請求額が238件、6,122,690円不足していた。

ウ 麻酔料に関するもの

全身麻酔を厚生労働大臣が定める麻酔が困難な患者に対して行っているのに、それ以外の患者に対して行った場合に適用されるより低い点数により麻酔料を算定するなどしていた。このため、麻酔料が過小に算定されていて、診療報酬請求額が85件、2,352,610円不足していた。

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められる。

ア 請求不足については、診療部門において手術等の診療内容を伝票に記入する際に、使用した特定保険医療材料、医療機器、患者の状態等に関する記入を漏らしていたこと、料金算定部門において入院料等の算定の際に患者が算定要件を満たすか否かの確認が十分でなかったり、伝票の記載内容をコンピュータに入力する際に記載内容を見落として入力していなかったりしていたこと

イ 請求過大については、料金算定部門において伝票の記載内容等を十分確認しないままコンピュータに入力していたこと

(128) 医療費に係る国の負担が不当と認められるもの

第3章  
第1節  
第10  
厚生労働省

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省	(項)医療保険給付諸費 (項)生活保護費 (項)障害保健福祉費
	年金特別会計(健康勘定)	(項)保険料等交付金
	平成20年度以前は、 年金特別会計(健康勘定)	(項)保険給付費及保険者納付金
	平成19年度以前は、 一般会計(組織)厚生労働本省	(項)児童保護費 (項)生活保護費 (項)障害者自立支援給付諸費 (項)身体障害者保護費 (項)精神保健費 (項)老人医療・介護保険給付諸費 (項)国民健康保険助成費
	年金特別会計(健康勘定)	(項)保険給付費 (項)老人保健拠出金 (項)退職者給付拠出金
	平成18年度以前は、 厚生保険特別会計(健康勘定)	(項)保険給付費 (項)老人保健拠出金 (項)退職者給付拠出金
	船員保険特別会計	(項)疾病保険給付費及保険者納付金
	平成19年度以前は、 船員保険特別会計	(項)保険給付費 (項)老人保健拠出金 (項)退職者給付拠出金
部 局 等	厚生労働本省、社会保険庁(平成21年12月末まで)、8地方厚生(支)局(指導監督庁。平成20年10月以降)、35都道府県	
国の負担の根拠	健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。平成20年3月31日以前は「老人保健法」)、生活保護法(昭和25年法律第144号)等	
医療給付の種類	健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、生活保護法等に基づく医療	
実施主体	国、全国健康保険協会、都道府県18、市419、特別区23、町238、村26、後期高齢者医療広域連合40、国民健康保険組合40、計806実施主体	

医療機関及び薬局	医療機関 155、薬局 30
過大に支払われた医療費に係る診療報酬等	入院基本料、入院基本料等加算、調剤報酬等
過大に支払われた医療費の件数	152,129 件(平成 17 年度～21 年度)
過大に支払われた医療費の額	1,110,261,210 円(平成 17 年度～21 年度)
不当と認める国の負担額	529,404,655 円(平成 17 年度～21 年度)

## 1 医療給付の概要

### (1) 医療給付の種類

厚生労働省の医療保障制度には、老人保健制度(平成 20 年 3 月以前)、後期高齢者医療制度(20 年 4 月以降)、医療保険制度及び公費負担医療制度があり、これらの制度により次の医療給付が行われている。

ア 20 年 3 月以前は、老人保健制度の一環として、市町村(特別区を含む。以下同じ。)が老人保健法に基づき、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法等(以下「医療保険各法」という。)による被保険者(被扶養者を含む。以下同じ。)のうち、当該市町村の区域内に居住する老人(75 歳以上の者又は 65 歳以上 75 歳未満の者で一定の障害の状態にある者をいう。以下同じ。)に対して行う医療

イ 20 年 4 月以降は、上記アに代わるものとして創設された後期高齢者医療制度において、高齢者の医療の確保に関する法律(以下「高齢者医療確保法」という。)に基づき、各都道府県の区域内に住所を有する後期高齢者(75 歳以上の者又は 65 歳以上 75 歳未満の者で一定の障害の状態にある者をいう。以下同じ。)に対して後期高齢者医療の事務を処理するために当該都道府県の区域内のすべての市町村が加入する後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)が行う医療

ウ 医療保険制度の一環として、医療保険各法に規定する保険者が、医療保険各法に基づき被保険者(老人及び後期高齢者を除く。)に対して行う医療

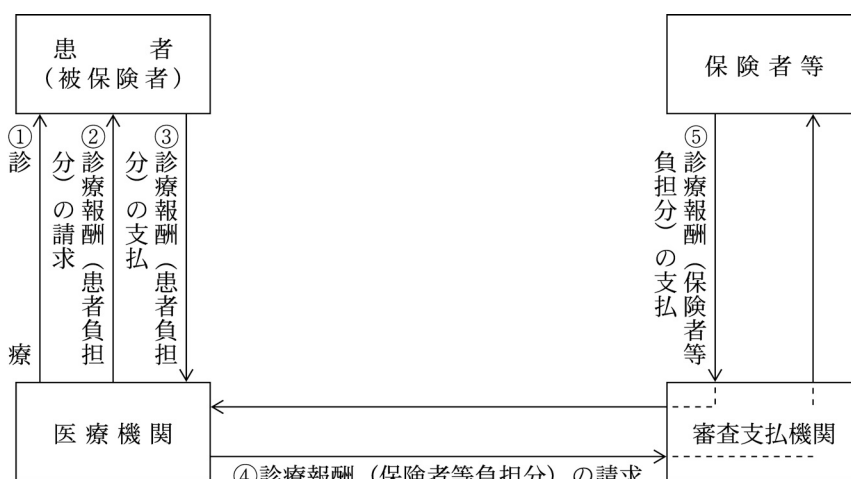
エ 公費負担医療制度の一環として、都道府県又は市町村が、生活保護法に基づき被保護者に対して行う医療等

### (2) 診療報酬又は調剤報酬

これらの医療給付においては、被保険者(上記エの被保護者等を含む。以下同じ。)が医療機関で診察、治療等の診療を受け、又は薬局で薬剤の支給等を受けた場合、市町村、保険者又は都道府県(以下「保険者等」という。)及び患者がこれらの費用を医療機関又は薬局(以下「医療機関等」という。)に診療報酬又は調剤報酬(以下「診療報酬等」という。)として支払う。

診療報酬等の支払の手続は、次のとおりとなっている(図参照)。

図 診療報酬の支払の手續



(注) 調剤報酬の支払の手續についても同様となっている。

ア 診療等を担当した医療機関等は、診療報酬等として医療に要する費用を所定の診療点数又は調剤点数に単価(10円)を乗ずるなどして算定する。

イ 医療機関等は、上記診療報酬等のうち、患者負担分を患者に請求して、残りの診療報酬等(以下「医療費」という。)については、老人保健法に係るものは市町村に、高齢者医療確保法に係るものは広域連合に、医療保険各法に係るものは各保険者に、また、生活保護法等に係るものは都道府県又は市町村に請求する。

このうち、保険者等に対する医療費の請求は、次のように行われている。

(ア) 医療機関等は、診療報酬請求書又は調剤報酬請求書(以下「請求書」という。)に医療費の明細を明らかにした診療報酬明細書又は調剤報酬明細書(以下「レセプト」という。)を添付して、これらを、国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金(以下「審査支払機関」と総称する。)に毎月1回送付する。

(イ) 審査支払機関は、請求書及びレセプトに基づき請求内容を審査点検した後、医療機関等ごと、保険者等ごとの請求額を算定して、その後、請求額を記載した書類と請求書及びレセプトを各保険者等に送付する。

ウ 請求を受けた保険者等は、それぞれの立場から医療費についての審査点検を行って金額等を確認の上、審査支払機関を通じて医療機関等に医療費を支払う。

### (3) 国の負担

保険者等が支払う医療費の負担は次のようになっている。

ア 老人保健法に係る医療費(以下「老人医療費」という。)については、老人の居住する市町村が審査支払機関を通じて支払うが、この費用は国、都道府県、市町村及び保険者が以下のように負担している。

(ア) 老人保健法により、老人医療費については、原則として、国は12分の4を、都道府県及び市町村はそれぞれ12分の1ずつを負担しており、残りの12分の6については、各保険者が拠出する老人医療費拠出金が財源となっている。

(イ) 国民健康保険法により、国は市町村等が保険者として拠出する老人医療費拠出金の納付に要する費用の額の一部を負担している。

- (ウ) 健康保険法等により、国は政府管掌健康保険等の保険者として老人医療費拠出金を納付している。
- イ 高齢者医療確保法に係る医療費(以下「後期高齢者医療費」という。)については、広域連合が審査支払機関を通じて支払うが、この費用は国、都道府県、市町村及び保険者が以下のように負担している。
- (ア) 高齢者医療確保法により、後期高齢者医療費については、原則として、国は12分の4を、都道府県及び市町村はそれぞれ12分の1ずつを負担しており、残りの12分の6については、各保険者が納付する後期高齢者支援金及び後期高齢者の保険料が財源となっている。
- (イ) 国民健康保険法により、国は市町村等が保険者として納付する後期高齢者支援金に要する費用の額の一部を負担している。
- (ウ) 健康保険法により、国は全国健康保険協会<sup>(注1)</sup>が保険者として納付する後期高齢者支援金に要する費用の額の一部を負担している。
- (エ) 船員保険法により、国は全国健康保険協会が管掌する船員保険事業に要する費用の一部を負担している。
- (注1) 平成20年10月1日から政府管掌健康保険が、全国健康保険協会管掌健康保険として全国健康保険協会へ承継され、また、22年1月1日から船員保険事業のうち職務外疾病部門が全国健康保険協会へ承継された。
- ウ 医療保険各法に係る医療費については、国は、患者が、①全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者である場合の医療費は全国健康保険協会が支払った額の13%を、②船員保険の被保険者である場合の医療費は全国健康保険協会が支払った額の一部を、③市町村が行う国民健康保険の一般被保険者である場合の医療費は市町村が支払った額の43%を、④国民健康保険組合が行う国民健康保険の被保険者である場合の医療費は国民健康保険組合が支払った額の47%を、それぞれ負担している。
- エ 生活保護法等に係る医療費については、国は都道府県又は市町村が支払った医療費の4分の3又は2分の1を負担している。

## 2 検査の結果

### (1) 検査の観点及び着眼点

国民医療費は11年度以降毎年度30兆円を超えており、このうち老人医療費(20年度以降は後期高齢者医療費。以下同じ。)は、高齢化が急速に進展する中でその占める割合が3割を超えている。このような状況の中で医療費に対する国の負担も多額に上っていることから、本院は老人医療費を中心に、合規性等の観点から、医療費の請求が適正に行われているかに着眼して検査を行っている。

そして、近年では医療機関等において、医師、看護師等の医療従事者が不足して要件を満たしていなかったり、別途介護保険制度の介護給付等として行われるものを医療費として請求したりして不適正と認められる事態が多く見受けられる。そこで、本年の検査に当たっても、合規性等の観点から、これらの点を中心に検査することとした。

(2) 検査の対象及び方法

(注2)  
 本院は、8 地方厚生(支)局、社会保険庁の11 社会保険事務局及び35 都道府県において、保険者等の実施主体による医療費の支払について、レセプト、各種届出書、報告書等の書類により会計実地検査を行った。そして、医療費の支払について疑義のある事態が見受けられた場合は、地方厚生(支)局及び都道府県に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査を行った。

(注2) 社会保険庁の地方社会保険事務局が行っていた保険医療指導監査業務等は、平成20年10月から地方厚生(支)局へ移管された。

(3) 過大となっていた支払の事態

検査の結果、35 都道府県に所在する155 医療機関及び30 薬局に対して806 実施主体が行った17 年度から21 年度までの間における医療費の支払が、152,129 件で1,110,261,210 円過大となっていて、これに対する国の負担額529,404,655 円は負担の必要がなかったものであり、不当と認められる。

これを診療報酬項目等の別に整理して示すと、次のとおりである。

診療報酬項目等	実施主体 (医療機関等数)	過大に支払われた医療費の 件数	過大に支払われた医療費 千円	不当と認める 国の負担額 千円
①入院基本料	196市区町村等 (82)	9,110	636,088	287,686
②入院基本料等加算	196市区町村等 (22)	16,546	107,326	57,971
③処置料	279市区町村等 (15)	11,776	83,699	41,191
④在宅医療料	75市区町村等 (12)	8,089	53,317	25,542
⑤医学管理料	103市区町村等 (9)	12,587	40,032	19,022
⑥初診料・再診料	99市区町村等 (8)	5,584	21,852	9,956
⑦特定入院料等	92市区町村等 (7)	3,358	93,251	53,269
①-⑦の計	701実施主体 (155)	67,050	1,035,568	494,640
⑧調剤報酬	213市区町村等 (30)	85,079	74,693	34,764
①-⑧の計	806実施主体 (185)	152,129	1,110,261	529,404

注(1) 複数の診療報酬項目について不適正と認められる請求があった医療機関については、最も多額な診療報酬項目で整理した。

注(2) 計欄の実施主体数は、各診療報酬項目等の間で実施主体が重複することがあるため、各診療報酬項目等の実施主体数を合計したものとは符合しない。

注(3) ⑦特定入院料等には、特定入院料の外に、画像診断料、検査料、入院時食事療養費・入院時生活療養費及びリハビリテーション料を含む。

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められる。

ア 実施主体及び審査支払機関において、医療機関等から不適正と認められる医療費の請求があったのにこれに対する審査点検が十分でなく、特に、診療報酬請求上の各種届出についての確認が必ずしも十分でなかったこと

イ 府県において、医療機関の医療従事者が不足していることを把握する資料があるにもかかわらず、その活用が十分でなく、また、地方厚生局等と府県との連携が必ずしも十分でなかったこと

ウ 地方厚生(支)局等及び都道府県において、医療機関等に対する指導が十分でなかったこと

#### (4) 各事態の詳細

上記の医療費の支払が過大となっていた事態について、診療報酬項目等の別に、その算定方法及び検査の結果の詳細を示すと次のとおりである。

##### ① 入院基本料

入院基本料は、患者が入院した場合に1日につき所定の点数が定められている。入院基本料のうち療養病棟入院基本料等は、患者の疾患、状態等について厚生労働大臣が定める五つの区分に従い、所定の点数を算定することとされている。

検査の結果、25都道府県に所在する82医療機関において、入院基本料等の請求が不適正と認められるものが9,110件あった。その主な態様は、療養病棟入院基本料等に定められた区分のうち、より低い点数の区分の状態等にある患者に対して高い区分の点数で算定していたものである。

このため、上記9,110件の請求に対して196市区町村等が支払った医療費が636,088,818円過大となっていて、これに対する国の負担額287,686,278円は負担の必要がなかったものである。

##### ② 入院基本料等加算

入院基本料等加算には、特殊疾患入院施設管理加算、療養病棟療養環境加算、超重症児(者)入院診療加算、難病患者等入院診療加算等があり、それぞれ所定の点数が定められている。そして、これらの加算の多くは、厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長(20年10月以降は地方厚生(支)局長。以下同じ。)に届け出た医療機関において、その基準に掲げる区分に従い所定の点数を算定することとされている。ただし、療養病棟療養環境加算等は、医師の数が医療法(昭和23年法律第205号)に定める標準となる数(以下「標準人員」という。)を満たしていないなどの場合には算定できないこととされている。

また、超重症児(者)入院診療加算等は、厚生労働大臣が定める超重症等の状態にある患者に対して算定することとされている。ただし、この加算は、一般病棟等に入院している後期高齢者の患者に対しては、算定できないこととされている。

さらに、難病患者等入院診療加算は、厚生労働大臣が定める疾患を主病として医療機関に入院している患者に対して算定することとされている。ただし、この加算は療養病棟入院基本料を算定している患者に対しては、算定できないこととされている。

検査の結果、15都道府県に所在する22医療機関において、入院基本料等加算等の請求が不適正と認められるものが16,546件あった。その主な態様は次のとおりである。

ア 地方社会保険事務局長への届出を行っていないのに、特殊疾患入院施設管理加算等を算定していた。

イ 医師の数が標準人員を満たしていないのに、療養病棟療養環境加算等を算定していた。

ウ 一般病棟等に入院している後期高齢者の患者に対して、超重症児(者)入院診療加算等を算定していた。

エ 療養病棟入院基本料を算定している患者に対して、難病患者等入院診療加算を算定していた。

このため、上記16,546件の請求に対して196市区町村等が支払った医療費が107,326,523円過大となっていて、これに対する国の負担額57,971,057円は負担の必要がなかったものである。

### ③ 処置料

処置料には、一般処置料、栄養処置料等があり、それぞれの処置の種類ごとに所定の点数が定められている。そして、特別養護老人ホーム等の職員が入所者に対して行った処置は、処置料として算定できないこととされている。

また、療養病棟入院基本料を算定している患者に対して行った鼻腔栄養等の処置の費用については、同基本料に含まれているものであるため別に算定できないこととされている。

さらに、処置に当たって薬剤を使用した場合は、実際に使用した薬剤の総量に基づいた薬剤料の点数を合算して算定することとされている。

検査の結果、10道県に所在する15医療機関において、処置料等の請求が不適正と認められるものが11,776件あった。その主な態様は次のとおりである。

ア 特別養護老人ホームの職員が入所者に対して行った創傷処置等について処置料を算定していた。

イ 療養病棟入院基本料を算定している患者に対して行った鼻腔栄養等について処置料を算定していた。

ウ 人工腎臓<sup>じん</sup>の処置に使用される薬剤について、実際に使用した量よりも多い量により薬剤料を算定していた。

このため、上記11,776件の請求に対して279市区町村等が支払った医療費が83,699,363円過大となっていて、これに対する国の負担額41,191,864円は負担の必要がなかったものである。

### ④ 在宅医療料

在宅医療料のうち在宅患者訪問看護・指導料等は、医療機関が、在宅での療養を行っている患者であって通院が困難なものに対して、看護師等を訪問させて看護又は療養上必要な指導を行った場合等に算定することとされている。また、歯科診療の訪問歯科衛生指導料等は、歯科医師が歯科訪問診療を行った患者等に対して、歯科医師の指示に基づき、歯科衛生士等が訪問して、療養上必要な実地指導を行った場合等に算定することとされている。ただし、介護保険の要介護被保険者等である患者に対しては、これらの診療が別途介護保険制度の介護給付として行われるものであることから、在宅患者訪問看護・指導料、訪問歯科衛生指導料等は算定できないこととされている。



また、在宅患者訪問診療料等は、医療機関が、在宅での療養を行っている患者であって通院が困難なものに対して、計画的な医学管理の下に定期的に訪問して診療を行った場合等に算定することとされている。ただし、特別養護老人ホーム等の入所者に対しては、在宅患者訪問診療料等は算定できないこととされている。

検査の結果、11都道府県に所在する12医療機関において、在宅医療料等の請求が不適正と認められるものが8,089件あった。その主な態様は次のとおりである。

ア 介護保険の要介護被保険者等である患者に対して、在宅患者訪問看護・指導料又は訪問歯科衛生指導料等を算定していた。

イ 特別養護老人ホームの入所者に対して行った診療について、在宅患者訪問診療料等を算定していた。

このため、上記8,089件の請求に対して75市区町村等が支払った医療費が53,317,951円過大となっていて、これに対する国の負担額25,542,639円は負担の必要がなかったものである。

#### ⑤ 医学管理料

医学管理料のうち特定疾患療養管理料等は、生活習慣病等を主病とする患者に対して、治療計画に基づき療養上必要な管理を行った場合等に算定することとされている。ただし、特別養護老人ホーム等の施設に配置されている医師(以下「配置医師」という。)が、これらの施設の入所者に対して行っている診療については、その診療が別途介護保険制度の介護給付等として行われているものであることから、特定疾患療養管理料等は算定できないこととされている。

検査の結果、9県に所在する9医療機関において、医学管理料等の請求が不適正と認められるものが12,587件あった。その主な態様は、配置医師が特別養護老人ホーム等の入所者に対して行った診療について、特定疾患療養管理料等を算定していたものである。

このため、上記12,587件の請求に対して103市区町村等が支払った医療費が40,032,186円過大となっていて、これに対する国の負担額19,022,859円は負担の必要がなかったものである。

#### ⑥ 初診料・再診料

初診料は患者の傷病について医学的に初診といわれる医師の診療行為があったときに、再診料はその後の診療行為の都度、それぞれ算定することとされている。ただし、配置医師が特別養護老人ホーム等の入所者に対して行っている診療については、その診療が別途介護保険制度の介護給付等として行われているものであることから、初診料、再診料は算定できないこととされている。

検査の結果、6府県に所在する8医療機関において、初診料、再診料等の請求が不適正と認められるものが5,584件あった。その主な態様は、配置医師が特別養護老人ホーム等の入所者に対して行った診療について、初診料、再診料を算定していたものである。

このため、上記5,584件の請求に対して99市区町村等が支払った医療費が21,852,102円過大となっていて、これに対する国の負担額9,956,423円は負担の必要がなかったものである。

⑦ 特定入院料等

特定入院料には、精神療養病棟入院料等があり、厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た医療機関において、その届出に係る所定の点数を算定することとされている。ただし、精神療養病棟入院料は、医療機関において、医師の数が標準人員を満たしていない場合には、算定できないこととされている。

検査の結果、6県に所在する7医療機関において、特定入院料等の請求が不適正と認められるものが3,358件あった。その主な態様は、医師の数が標準人員を満たしていないのに、精神療養病棟入院料を算定していたものである。

このため、上記3,358件の請求に対して92市区町村等が支払った医療費が93,251,106円過大となっていて、これに対する国の負担額53,269,305円は負担の必要がなかったものである。

⑧ 調剤報酬

調剤報酬のうち在宅患者訪問薬剤管理指導料は、在宅で療養を行っている患者に対して、医師の指示に基づき、薬剤師が患家を訪問して薬学的管理指導を行った場合に算定することとされている。ただし、介護保険の要介護被保険者等である患者に対しては、この指導が別途介護保険制度の介護給付として行われるものであることから、在宅患者訪問薬剤管理指導料は算定できないこととされている。

また、薬剤服用歴管理料の服薬指導加算は、処方された薬剤について、直接患者又はその家族等から服薬状況等の情報を収集して薬剤服用歴に記録して、これに基づき薬剤の服用等に関して必要な指導を行った場合に算定することとされている。

さらに、後期高齢者薬剤服用歴管理指導料は、後期高齢者である患者について、薬剤服用歴の記録に基づき、投薬に係る薬剤の用法等に関する主な情報を文書等により患者に提供し、薬剤の服用に関する基本的な説明や服薬に関する指導等を行った場合に算定することとされている。

検査の結果、15都道県に所在する30薬局において、調剤報酬の請求が不適正と認められるものが85,079件あった。その主な態様は次のとおりである。

ア 介護保険の要介護被保険者等である患者に対して在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定していた。

イ 薬剤服用歴の記録に基づき薬剤の服用等に関し必要な指導を行うことなどの算定要件を満たしていないのに、服薬指導加算等を算定していた。

ウ 薬剤の用法等に関する主な情報を文書等により提供し、薬剤の服用に関する基本的な説明や服薬に関する指導を行うことなどの算定要件を満たしていないのに、後期高齢者薬剤服用歴管理指導料を算定していた。

このため、上記85,079件の請求に対して213市区町村等が支払った医療費が74,693,161円過大となっていて、これに対する国の負担額34,764,230円は負担の必要がなかったものである。

以上を医療機関等の所在する都道府県別に示すと次のとおりである。

都道府県名	実施主体 (医療機関等数)	過大に支払わ れた医療費の 件数	過大に支払わ れた医療費	不当と認める 国の負担額	摘 要
		件	千円	千円	
北海道	48市町村等 (19)	9,137	96,435	46,182	①②③④⑧
青森県	4市等 (2)	490	5,300	1,594	①⑤
宮城県	6市町等 (2)	230	10,422	4,722	①⑧
秋田県	6市町等 (1)	219	2,183	1,038	③
栃木県	9市町等 (5)	780	30,244	14,250	①⑧
群馬県	23市区町村等 (2)	845	7,027	2,927	①⑤
埼玉県	77市区町村等 (9)	9,617	47,883	23,021	①②③⑤⑥⑦⑧
千葉県	86市区町村等 (10)	5,758	106,333	57,453	①③④⑦⑧
東京都	51市区町等 (4)	10,375	46,429	24,177	①②④⑧
新潟県	33市区町等 (6)	19,120	11,441	6,330	①②⑧
富山県	3市等 (1)	21	1,125	505	②
石川県	9市町等 (4)	813	23,987	10,992	①②
長野県	30市町村等 (6)	2,029	16,613	8,589	②④⑤⑥⑦⑧
岐阜県	27市区町等 (9)	3,494	30,913	13,430	①⑤⑥⑧
静岡県	19市町等 (1)	10,072	2,010	1,179	⑧
愛知県	136市区町村等 (2)	2,388	7,741	3,910	③⑤
滋賀県	10市町等 (5)	292	18,260	7,395	①
京都府	37市町等 (5)	3,011	13,159	7,612	①②④⑥
大阪府	6市等 (2)	317	3,666	1,604	④
兵庫県	42市町等 (10)	5,881	47,715	20,022	①②⑤⑥⑧
奈良県	61市町村等 (3)	6,148	30,856	16,312	③④⑤
和歌山県	17市町等 (7)	2,222	102,458	47,970	①④⑦
鳥取県	6市町等 (4)	4,651	16,711	7,387	①⑧
岡山県	11市町等 (1)	718	2,385	1,300	②
広島県	7市町等 (1)	432	1,984	806	④
山口県	5市等 (2)	332	9,406	4,031	①③
徳島県	67市町村等 (3)	9,857	30,921	16,885	①②④
愛媛県	19市町等 (6)	1,230	23,835	11,743	①②③⑤

都道府県名	実施主体 (医療機関等数)	過大に支払わ れた医療費の 件数	過大に支払わ れた医療費	不当と認める 国の負担額	摘 要
		件	千円	千円	
福 岡 県	82市町村等 (15)	17,552	47,477	26,338	①②③⑥⑧
佐 賀 県	8市町等 (2)	226	4,714	1,899	④⑦
熊 本 県	11市町村等 (3)	305	16,160	6,453	①
大 分 県	30市区町村等 (3)	7,152	9,226	4,059	①⑧
宮 崎 県	38市町等 (10)	9,862	87,092	42,980	①②⑦⑧
鹿 児 島 県	18市町等 (14)	2,042	157,800	65,445	①
沖 縄 県	23市町村等 (6)	4,511	40,334	18,848	①②③⑧
計	806市区町村等 (185)	152,129	1,110,261	529,404	

注(1) 計欄の実施主体数は、都道府県の間で実施主体が重複することがあるため、各都道府県の実施主体数を合計したものとは符合しない。

注(2) 摘要欄の①～⑧は、本文(264 ページ)の過大となっていた支払の事態の診療報酬項目等の別に対応している。

上記の事態については、厚生労働省は、従来発生防止に取り組んでいるところであるが、さらに、地方厚生(支)局及び都道府県に対して、把握した情報を有効に活用しながら医療機関等に対する指導を実施するよう努めるとともに、審査支払機関、保険者等に対する指導の徹底を図るよう助言等を行う必要があると認められる。

#### (129) 労働者災害補償保険の療養の給付に要する診療費の支払が過大となっていたもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(労災勘定) (項) 保険給付費
部 局 等	厚生労働本省(支出庁) 11 労働局(審査庁)
支払の相手方	131 医療機関
過大な支払となっていた労災診療費	手術料、入院料等
過大支払額	25,121,040 円(平成 19、20 両年度)

### 1 保険給付の概要

#### (1) 労働者災害補償保険

労働者災害補償保険は、労働者の業務上の事由又は通勤による負傷、疾病等に対して療養の給付等の保険給付を行うほか、社会復帰促進等事業を行うものである。

#### (2) 療養の給付に要する診療費の支払

療養の給付は、保険給付の一環として、負傷又は発病した労働者(以下「傷病労働者」という。)の請求に基づき、都道府県労働局長の指定する病院若しくは診療所又は労災病院等

において、診察、処置、手術等(以下「診療」という。)を行うものである。そして、診療を行ったこれらの医療機関は、都道府県労働局(以下「労働局」という。)に対して診療に要した費用(以下「労災診療費」という。)を請求することとなっており、労働局で請求の内容を審査した上で支払額を決定して、これに基づき、厚生労働本省において労災診療費を支払うこととなっている。

労災診療費は、「労災診療費算定基準について」(昭和51年基発第72号労働省労働基準局長通達。以下「算定基準」という。)に基づき算定することとなっている。算定基準によると、労災診療費は、労災診療の特殊性等を考慮して、①健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく診療報酬点数表の点数(以下「健保点数」という。)に12円(法人税等が非課税となっている公立病院等については11円50銭)を乗じて算定すること、②初診料、再診料等特定の診療項目については、健保点数とは異なる点数又は金額を別に定めて、これにより算定することとなっている。

## 2 検査の結果

### (1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、全国47労働局のうち、17労働局において会計実地検査を行い、合規性等の観点から、各労働局の審査に係る平成19年度から21年度までの間における労災診療費の支払が算定基準に基づき適正になされているかなどに着眼して、診療費請求内訳書等の書類により検査した。そして、適正でないと思われる事態があった場合には、更に当該労働局に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査を行った。

### (2) 過大な支払となっていた事態

検査の結果、11労働局の審査に係る労災診療費のうち、手術料、入院料、リハビリテーション料、初診料、再診料、麻酔料等が過大に支払われていたものが131医療機関について25,121,040円あり、不当と認められる。

これらの事態について、その主なものを示すと次のとおりである。

#### ア 手術料に関するもの

手術料は、創傷処理、植皮術等の区分ごとの健保点数により算定することとなっている。また、別途通知により算定できる要件が定められている区分については、その要件を満たす場合に、当該区分の健保点数により手術料を算定することとなっている。

しかし、11労働局管内の102医療機関では、手術料について、本来算定すべき区分の健保点数によらず、異なる区分のより高い健保点数により算定したり、算定できる要件を満たしていないのに算定したりするなどしていた。このため、手術料128件で17,466,695円が過大に支払われていた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

#### <事例>

A病院では、傷病労働者Bに対する左環指開放骨折に係る手術料について、骨折部を直接(注)修復し、内固定を行い、縫合したとして、骨折観血的手術の区分の健保点数5,610点に深夜

加算等を加算した 20,196 点に 11 円 50 銭を乗じて 232,254 円と算定していた。しかし、実際には、縫合のみが行われていたことから、当該手術料は、骨折観血的手術の区分ではなく、縫合のみを行った場合に算定する創傷処理の区分の健保点数 1,250 点に深夜加算等を加算した 4,500 点に 11 円 50 銭を乗じて 51,750 円と算定すべきであり、このため手術料 180,504 円が過大となっていた。

(注) 内固定 骨の癒合が起こるまでの間、骨折部を安定して保持するため、骨に直接、プレートやスクリューなどを用いて修復固定すること

#### イ 入院料に関するもの

入院料のうち特定入院料は、回復期リハビリテーション病棟入院料、救命救急入院料等の区分ごとに算定できる要件を満たす場合に、当該区分の健保点数により算定することとなっている。

しかし、9 労働局管内の 26 医療機関では、算定できる要件を満たしていないのに回復期リハビリテーション病棟入院料等の特定入院料を算定するなどしていた。このため、入院料 97 件で 6,185,619 円が過大に支払われていた。

このような事態が生じていたのは、医療機関が労災診療費を誤って算定し請求していたのに、11 労働局において、これに対する審査が十分でないまま支払額を決定していたことによると認められる。

上記の過大に支払われていた労災診療費の額を労働局ごとに示すと、次のとおりである。

労働局名	医療機関数	過大支払件数 件	過大支払額 千円
北海道	10	15	1,175
岩手	8	13	1,069
埼玉	17	29	3,009
東京	14	32	1,295
神奈川	16	22	1,952
長野	12	19	3,430
大阪	19	28	3,619
和歌山	10	13	1,382
島根	2	6	886
岡山	14	37	4,548
愛媛	9	71	2,751
計	131	285	25,121

上記の事態については、厚生労働省は、従来発生防止に取り組んでいるところであるが、さらに、診療費請求内訳書等に係る審査の強化を図るとともに、医療機関に対して、労災診療費算定基準等の周知徹底を図る必要があると認められる。

補助金

(130) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの  
 (603)

所管、会計名及び科目	厚生労働省所管 一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)医療保険給付諸費(平成19年度以前は、国民健康保険助成費) (項)医療費適正化推進費 (項)健康増進対策費 (項)地域子育て支援対策費(平成19年度以前は、児童保護費) (項)保育所運営費(平成19年度以前は、児童保護費) (項)児童虐待等防止対策費(平成19年度以前は、児童保護費) (項)母子家庭等対策費(平成19年度以前は、児童扶養手当給付諸費) (項)生活保護費 {平成13年1月5日以前は、 厚生省所管 一般会計 (組織)厚生本省 (項)生活保護費 } (項)社会福祉諸費 (項)厚生労働本省 (項)障害保健福祉費(平成19年度以前は、障害者自立支援給付諸費) (項)高齢者日常生活支援等推進費(平成19年度以前は、老人医療・介護保険給付諸費) (項)介護保険制度運営推進費(平成19年度以前は、老人医療・介護保険給付諸費) (項)介護保険推進費 (項)厚生労働科学研究費(平成19年度以前は、科学研究費) (項)保健衛生諸費(平成19年度まで) (項)児童保護費(平成19年度まで) (項)障害者自立支援給付諸費(平成19年度まで) (項)身体障害者保護費(平成19年度まで) 労働保険特別会計(雇用勘定) (項)地域雇用機会創出等対策費(平成19年度以前は、雇用安定等事業費) (項)職業能力開発強化費(平成19年度以前は、雇用安定等事業費)
------------	--

	年金特別会計(児童手当勘定)(平成18年度以前は、厚生保険特別会計(児童手当勘定))
	(項)児童手当交付金
部 局 等	厚生労働本省、九州厚生局、40都道府県
補助等の根拠	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)等
補助事業者等(事業主体)	府1、県8、市217、区9、町143、村17、法人7、研究者5、計407補助事業者等(うち事業主体 府1、県7、市215、区9、町143、村17、法人7、研究者5、計404事業主体)
間接補助事業者(事業主体)	市1、町1、法人5、計7事業主体
国庫補助金等	財政調整交付金、療養給付費負担金、介護労働者雇用改善援助事業等交付金等
上記の国庫補助金等交付額の合計	420,240,629,861円
不当と認める国庫補助金等交付額の合計	5,530,383,952円

## 1 補助金等の概要

厚生労働省所管の補助事業は、地方公共団体等が事業主体又は保険者となって実施するので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

## 2 検査の結果

本院は、合规性等の観点から、補助対象事業費の算定が適正に行われているか、国庫補助金等の交付額の算定が適切に行われているかなどに着眼して、44都道府県及びその管内の906市区町村並びに83法人等において、実績報告書等の書類により会計実地検査を行った。また、上記のほか、1法人について、実績報告書等の書類により書面検査を行った。

その結果、8府県及び40都道府県管内の386市区町村並びに17法人等計411事業主体が財政調整交付金、療養給付費負担金、介護労働者雇用改善援助事業等交付金等を受けて実施した事業等において、補助金等が過大に交付されているなどして、これらに係る国庫補助金5,530,383,952円が不当と認められる。

これを補助金等別に掲げると次のとおりである。

### (1) 国民健康保険の療養給付費補助金等が過大に交付されていたもの

1件 不当と認める国庫補助金 1,111,829,171円

国民健康保険は、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)又は国民健康保険組合(以下「国保組合」という。)が保険者となって、被用者保険の被保険者及びその被扶養者等を除き、当該市町村の区域内に住所を有する者等を被保険者として、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して、療養の給付、出産育児一時金の支給、葬祭費の支給等の給付を行う保険である。



このうち、国保組合は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)により、主たる事務所の所在地の都道府県知事の認可を受けて設立され、都道府県知事の認可を受けた規約において定めた同種の事業又は業務に従事する者で当該国保組合の地区内に住所を有する者を組合員として組織することとなり、国保組合が行う国民健康保険の被保険者は、これらの組合員及びその世帯に属する者とされている。

また、健康保険法(大正11年法律第70号)により、常時5人以上の従業員を使用する建設、医療等の事業を行う事業所又は法人の事業所は健康保険の適用を受けることとなり、これらの事業所(以下「適用事業所」という。)に常時使用される者等は、健康保険の被保険者となることとされている。

国民健康保険については各種の国庫助成が行われており、その一環として、国保組合が行う国民健康保険事業運営の安定化を図るなどのため、国保組合に対して、療養給付費補助金、出産育児一時金補助金、事務費負担金、特定健康診査・保健指導補助金(以下、これらを合わせて「療養給付費補助金等」という。)等が交付されている。

このうち、療養給付費補助金の交付額は、原則として、各国保組合の被保険者の療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る被保険者の一部負担金に相当する額を控除した額及び入院時食事療養費、療養費、高額療養費等の支給に要する費用の額の合算額(以下「医療給付費」という。)の100分の32に相当する額とすることとなり、また、各国保組合の財政力等を勘案して交付額を増額することができることとなっている。

療養給付費補助金等の交付手続については、①交付を受けようとする国保組合は都道府県に交付申請書を提出して、②これを受理した都道府県は、その内容を添付書類により、また、必要に応じて現地調査を行うことにより審査の上、厚生労働省に提出して、③厚生労働省はこれに基づき交付決定を行い療養給付費補助金等を交付することとなっている。そして、④当該年度の終了後に、国保組合は都道府県に実績報告書を提出して、⑤これを受理した都道府県は、その内容を審査の上、厚生労働省に提出して、⑥厚生労働省はこれに基づき交付額の確定を行うこととなっている。

全国建設工事業国民健康保険組合(以下「工事業国保」という。)は、東京都内に所在する本部及び全国の59支部で構成されており、工事業国保の規約等によると、組合員は、建設工事業に従事する者とされている。

工事業国保をめぐるのは、平成21年12月以降、市町村の国民健康保険より保険料が低額になるなどとして、実際には建設工事業に従事していないにもかかわらず工事業国保に加入しているとする無資格者加入の問題や、健康保険及び厚生年金保険の事業主負担を免れるなどのため、適用事業所となるべき法人事業所等の従業員等であるにもかかわらず従業員5人未満の個人事業所の従業員等として工事業国保に加入するなどしているとする偽装加入の問題が報道された。

本院が、東京都並びに工事業国保本部及び6支部において、会計実地検査を行ったところ、次のような事態が見受けられた。

部局等	補助事業者(保険者)	補助金等の種類	年度	国庫補助金等交付額	不当と認める国庫補助金等交付額	摘要	
(130)	厚生労働省、東京都	全国建設工事業国民健康保険組合	療養給付費補助金	16~20	70,718,409	1,089,299	無資格者等補助対象外の者を含めていたもの
			事務費負担金	16~20	854,455	11,208	
			出産育児一時金補助金	16~20	894,195	10,234	
			特定健康診査・保健指導補助金	20	36,166	1,087	
			計			72,503,225	

ア 北海道西、北海道中央、北海道札幌及び福岡県各支部では、組合員 1,590 人(被保険者 3,343 人)が、適用事業所となるべき法人事業所等の従業員等であるにもかかわらず、個人事業所の従業員等であるとしたり、従業員を 5 人未満となるように複数の個人事業所に振り分けてそれぞれの個人事業所の従業員等を装ったりなどして加入していた。

イ 徳島県支部では、加入申込時等において、組合員資格を支部の母体となっている団体の証明のみによって確認することが常態化しており、就業の実態を確認していなかったなどのため、組合員 976 人(被保険者 2,362 人)が、加入時から建設工事業に従事していなかったり、転廃業により建設工事業に従事していなかったりなどしていた。

ウ 三重県支部では、組合員 229 人(被保険者 462 人)について、法人事業所が、建設工事業以外の事業に従事する従業員を加入させたり、従業員を個人事業所の事業主と偽って加入させたりしていた。

そして、工事業国保は、療養給付費補助金等の実績報告における医療給付費等の算定に当たり、上記の無資格者等の補助対象とならない組合員計 2,795 人、これに係る被保険者計 6,167 人を含めていたため、これらの被保険者に係る医療給付費等が過大に算定されていた。

したがって、この過大に算定された医療給付費等に係る療養給付費補助金等計 1,111,829,171 円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、工事業国保において、組合員の資格確認の重要性に対する認識が十分でなかったこと及び適用事業所となるべき法人事業所等における組合員資格の適正化についての認識が欠けていたこと、また、東京都において、工事業国保に対する指導、監督が十分でなかったことなどによると認められる。

なお、本院が検査を実施した 6 支部を含めた全 59 支部に対して、厚生労働省及び東京都の指示により工事業国保が行って 22 年 8 月までに報告した調査の結果によると、被保険者 27,898 人について、建設工事業に従事していないなど加入資格がなかったことが判明したとしている。そして、この結果等を受けて厚生労働省は、22 年 9 月、工事業国保に対して是正改善命令を発して、実態の解明や追加調査等を求めた。

本院は、今後、上記の工事業国保が行った調査結果及び追加調査等の内容について検証するなど、引き続き工事業国保に対して検査を行っていくこととする。

## (2) 国民健康保険の療養給付費負担金が過大に交付されていたもの

50 件 不当と認める国庫補助金 993,005,915 円

国民健康保険は、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)等が保険者となつて、被用者保険の被保険者及びその被扶養者等を除き、当該市町村の区域内に住所を有する者等を被保険者として、その疾病、負傷、出産又は死亡に関し、療養の給付、出産育児一時金の支給、葬祭費の支給等を行う保険である。

市町村の国民健康保険の被保険者は、一般被保険者と退職被保険者<sup>(注1)</sup>及びその被扶養者(以下「退職被保険者等」という。)とに区分されている。そして、国民健康保険の被保険者の資格を取得している者が退職被保険者となるのは、当該被保険者が厚生年金等の受給権を取得した日(ただし、国民健康保険の資格取得年月日以前に年金受給権を取得している場合は国民健康保険の資格取得年月日。以下「退職者

該当年月日」という。)とされている。退職被保険者等となったときは、年金証書等が到達した日の翌日から起算して14日以内に市町村に届出をすることなどとなっている。

(注1) 退職被保険者 被用者保険の被保険者であった者で、退職して国民健康保険の被保険者となり、かつ、厚生年金等の受給権を取得した場合に65歳に達するまでの間において適用される資格を有する者である。

国民健康保険については各種の国庫助成が行われており、その一つとして、市町村が行う国民健康保険事業運営の安定化を図るため、療養給付費負担金(以下「国庫負担金」という。)が交付されている。

国庫負担金の交付の対象となるのは、一般被保険者に係る医療費(平成19年度以前は老人保健法(昭和57年法律第80号)による医療を受けることができる者に係る医療費(被用者保険の保険者等が拠出する老人保健医療費拠出金等で負担)を除く。)であり、退職被保険者等に係る医療費については、被用者保険の保険者が拠出する療養給付費等交付金等で負担することとなっていることから、国庫負担金の交付の対象とはなっていない。

毎年度の国庫負担金の交付額は、「国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令」(昭和34年政令第41号。平成20年3月以前は「国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等拠出金等の算定等に関する政令」)等により、次により算定することとなっている。

$$\begin{array}{c}
 \boxed{\text{一般被保険者に係る医療給付費}} - \boxed{\text{保険基盤安定繰入金の1/2}} + \boxed{\text{前期高齢者納付金等(20年4月以降)}} = \boxed{\text{国庫負担対象費用額}} \\
 \\
 \boxed{\text{国庫負担対象費用額}} \times \boxed{\text{国の負担割合}} = \boxed{\text{交付額}}
 \end{array}$$

(注2) 保険基盤安定繰入金 市町村が、一般被保険者の属する世帯のうち、低所得者層の負担の軽減を図るため減額した保険料又は保険税の総額について、当該市町村の一般会計から国民健康保険に関する特別会計に繰り入れた額

(注3) 前期高齢者納付金等 「高齢者の医療の確保に関する法律」(昭和57年法律第80号)の規定により社会保険診療報酬支払基金の高齢者医療制度関係業務に要する費用として納付する前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金(前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額)

(注4) 国の負担割合 平成16年度までは40/100、17年度は36/100、18年度以降は34/100

このうち一般被保険者に係る医療給付費は、療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る被保険者の一部負担金に相当する額を控除した額及び入院時食事療養費、療養費、高額療養費等の支給に要する費用の額の合算額とされている。

ただし、届出が遅れるなどしたために退職被保険者等の資格がさかのぼって確認された場合には、一般被保険者に係る医療給付費から、退職者該当年月日以降に一般被保険者に係るものとして支払った医療給付費を控除することとなっている。

国庫負担金の交付手続については、①交付を受けようとする市町村は都道府県に交付申請書を提出して、②これを受理した都道府県は、その内容を添付書類により、また、必要に応じて現地調査を行うことにより審査の上、厚生労働省に提出して、③厚生労働省はこれに基づき交付決定を行い国庫負担金を交付することとなっている。そして、④当該年度の終了後に、市町村は都道府県に実績報告書を提出して、⑤これを受理した都道府県は、その内容を審査の上、厚生労働省に提出して、⑥厚生労働省はこれに基づき交付決定を行い国庫負担金を交付することとなっている。

働省はこれに基づき交付額の確定を行うこととなっている。

本院は、40 都道府県の 230 市区町村及び 2 広域連合において、17 年度から 20 年度までの間に交付された国庫負担金について、会計実地検査を行った。その結果、22 都道府県の 49 市区町村及び 1 広域連合において、そ及して退職被保険者等の資格を取得した者(以下「そ及退職被保険者等」という。)に係るそ及期間中の医療給付費を控除していなかったり、そ及退職被保険者等に係る医療給付費の控除額の計算を誤っていたりなどして、国庫負担金交付額計 103,000,827,330 円のうち計 993,005,915 円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、上記の 49 市区町村及び 1 広域連合において制度の理解が十分でなかったり事務処理が適切でなかったりしたため、適正な実績報告等を行っていなかったこと、また、これに対する上記の 22 都道府県の審査が十分でなかったことによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例 1>

東京都足立区は、平成 18 年度の国庫負担金の実績報告に当たり、一般被保険者に係る医療給付費の算定において、そ及退職被保険者等について、退職者該当年月日以降に一般被保険者に係るものとして支払った 18 年度以前分の医療給付費の一部 1,035,867,565 円を控除していなかったため、国庫負担対象費用額を過大に算定していた。

その結果、国庫負担金が 389,766,424 円過大に交付されていた。

<事例 2>

群馬県高崎市は、平成 19 年度の国庫負担金の実績報告に当たり、そ及退職被保険者等について、18 年度以前分の医療給付費の控除額の計算において、電算処理を誤って国庫負担金を算定するなどしていた。

その結果、国庫負担金が 30,950,085 円過大に交付されていた。

以上を都道府県別・交付先(保険者)別に示すと次のとおりである。

都道府県名	交付先(保険者)	年 度	国庫負担対象費用額	左に対する国庫負担金	不当と認める国庫負担対象費用額	不当と認める国庫負担金	摘 要
			千円	千円	千円	千円	
(131) 北海道	亀田郡 七飯町	18	1,163,428	395,116	5,084	1,868	そ及退職被保険者等のそ及期間中の医療給付費を控除していなかったもの
(132) 同	勇払郡 真町	18	336,970	114,187	13,227	5,054	同
(133) 同	河東郡 音更町	19	2,078,254	706,333	85,108	31,624	同
(134) 同	大雪地区 広域連合	18	1,451,550	493,400	38,062	13,968	同
(135) 青森県	弘前市	18	8,846,403	3,005,507	11,989	3,916	同
(136) 同	西津軽郡 鰺ヶ沢町	19	816,224	277,555	15,784	5,805	同
(137) 宮城県	仙台市	19	30,877,088	10,498,302	8,275	3,061	同
(138) 同	岩沼市	19	1,371,685	466,294	5,522	1,921	同
(139) 栃木県	宇都宮市	19	17,371,709	5,904,558	203,064	75,606	同
(140) 群馬県	前橋市	19	12,157,757	4,132,864	26,970	9,863	同
(141) 同	高崎市	19	11,902,766	4,076,677	(注5) 155	30,950	そ及退職被保険者等の医療給付費の控除額の計算を誤ったもの
(142) 同	渋川市	19	3,792,608	1,289,188	25,088	8,530	そ及退職被保険者等のそ及期間中の医療給付費を控除していなかったもの

都道県名	交付先 (保険者)	年 度	国庫負担 対象費用 額	左に對す る国庫負 担金	不当と認 める国庫 負担対象 費用額	不当と認 める国庫 負担金	摘 要
			千円	千円	千円 (注6)	千円	
(143) 群馬県	北群馬郡 吉岡町	18	607,428	212,894	—	7,347	そ及退職被保険者等の医療給付費の控除額の計算を誤ったもの
(144) 同	甘楽郡 甘楽町	18	575,996	197,493	—	2,484	同
(145) 同	吾妻郡 東吾妻町	19	685,629	233,277	9,165	3,279	そ及退職被保険者等のそ及期間中の医療給付費を控除していなかったもの
(146) 同	利根郡 みなかみ町	19	1,120,818	380,649	3,022	1,027	一般被保険者の医療給付費を過大に算定していたもの
(147) 埼玉県	越谷市	19	10,629,145	3,613,466	9,287	3,242	そ及退職被保険者等のそ及期間中の医療給付費を控除していなかったもの
(148) 同	秩父郡 小鹿野町	18	496,774	168,052	9,077	3,547	同
(149) 東京都	足立区	18	34,779,934	11,827,732	1,035,867	389,766	同
(150) 神奈川県	愛甲郡 愛川町	19	2,295,413	780,492	13,210	5,066	同
(151) 富山県	高岡市	19	5,911,402	2,009,820	18,232	6,293	同
(152) 同	砺波市	19	1,248,595	424,533	8,606	3,013	同
(153) 石川県	金沢市	19	15,795,532	5,369,663	2,764	1,083	同
(154) 同	羽咋市	19	805,862	273,991	8,780	3,240	同
(155) 福井県	小浜市	18~20	2,966,380	1,008,173	—	2,560	そ及退職被保険者等の医療給付費の控除額の計算を誤ったもの
(156) 同	大野市	18	1,220,246	413,582	11,538	4,082	そ及退職被保険者等のそ及期間中の医療給付費を控除していなかったもの
(157) 同	(注7) 吉田郡 永平寺町	17	478,846	172,313	17,138	6,169	一般被保険者の医療給付費を過大に算定していたもの
(158) 岐阜県	美濃加茂市	19	1,661,116	564,779	2,858	1,041	そ及退職被保険者等のそ及期間中の医療給付費を控除していなかったもの
(159) 同	海津市	19	1,669,190	567,517	9,075	1,731	同
(160) 同	揖斐郡 池田町	19	628,396	213,654	9,061	2,667	同
(161) 愛知県	豊田市	19	8,679,792	2,960,561	(注8) △ 42	11,227	そ及退職被保険者等の医療給付費の控除額の計算を誤ったもの
(162) 同	東海市	19	3,045,423	1,036,952	(注6) —	2,231	同
(163) 三重県	尾鷲市	19	1,027,458	349,293	7,374	2,732	そ及退職被保険者等のそ及期間中の医療給付費を控除していなかったもの
(164) 同	熊野市	19	1,108,537	377,209	8,519	3,878	同
(165) 同	志摩市	19	3,129,081	1,061,380	6,666	2,666	同
(166) 同	三重郡 三越町	18	386,577	130,142	29,384	9,990	同
(167) 同	多気郡 多気町	18	542,606	183,939	3,752	1,394	同
(168) 兵庫県	淡路市	19	2,491,761	846,288	10,725	3,950	同
(169) 和歌山県	和歌山市	19	14,711,139	5,002,154	66,498	26,599	同

第3章  
第1節  
第10  
厚生労働省

	都道県名	交付先 (保険者)	年 度	国庫負担 対象費用 額	左に対す る国庫負 担金	不当と認 める国庫 負担対象 費用額	不当と認 める国庫 負担金	摘 要
				千円	千円	千円	千円	
第3章 第1節 第10 厚生労働省	(170)	鳥取県 岩美郡 岩美町	18	390,184	132,023	4,701	1,598	一般被保険者の医療給付費を過大に算定していたもの
	(171)	広島県 広島市	19	39,768,965	13,519,203	473,416	174,379	そ及退職被保険者等のそ及期間中の医療給付費を控除していなかったもの
	(172)	同 福山市	19	15,084,472	5,126,053	140,930	50,475	同
	(173)	同 大竹市	19	1,164,373	395,616	8,241	2,732	同
	(174)	同 廿日市市	19	3,815,496	1,296,145	5,975	2,121	同
	(175)	高知県 安芸市	19	1,473,205	500,554	16,433	5,777	同
	(176)	福岡県 小郡市	19	2,020,930	687,100	69,249	24,677	同
	(177)	鹿児島県 鹿児島市	20	22,050,180	7,495,158	10,655	3,444	同
	(178)	同 (注9) 始良郡 始良町	19、20	3,291,267	1,120,239	(注5) 467	1,455	そ及退職被保険者等の医療給付費の控除額の計算を誤ったもの
	(179)	沖縄県 中頭郡 読谷村	19	2,143,578	728,842	43,903	15,009	そ及退職被保険者等のそ及期間中の医療給付費を控除していなかったもの
	(180)	同 島尻郡 与那原町	19	764,394	259,890	18,869	6,843	同
	(131)–(180)の計			302,832,590	103,000,827	2,531,787	993,005	

(注5) 高崎市及び始良町は、医療給付費の集計を誤り、国庫負担対象費用額を過大に算定していて、更にその後の国庫負担金の算定に当たり集計を誤っていた。

(注6) 小浜市、東海市、吉岡町及び甘楽町は、集計を誤ったため、国庫負担金を過大に算定していたが、国庫負担対象費用額には誤りはなかったことから、本表の「不当と認める国庫負担対象費用額」欄には計数を掲げていない。

(注7) 平成18年2月12日以前は吉田郡松岡町、永平寺町及び上志比村

(注8) 豊田市は、そ及退職被保険者等に係る医療給付費の集計を誤り、国庫負担対象費用額を過小に算定していた。一方、その後の国庫負担金の算定に当たり集計を誤っていた。したがって、上表の「国庫負担対象費用額」は過小に算定した額であり、「不当と認める国庫負担対象費用額」はマイナス表示の額となることから当該金額については集計を行っていない。

(注9) 平成22年3月23日以降は始良市

上記の事態については、厚生労働省は、従来発生防止に取り組んでいるところであるが、さらに、通知等により市町村の事務処理の適正化に努めるとともに都道府県の実績報告等に係る審査等の強化を図る必要があると認められる。

### (3) 国民健康保険の財政調整交付金が過大に交付されていたもの

286件 不当と認める国庫補助金 2,091,524,000円

国民健康保険(前掲276ページの「国民健康保険の療養給付費負担金が過大に交付されていたもの」参照)については各種の国庫助成が行われており、その一つとして、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)が行う国民健康保険について財政調整交付金が交付されている。財政調整交付金は、市町村間で医療費の水準や住民の所得水準の差異により生じている国民健康保険の財政力の不均衡を調整するため、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づいて交付するもので、普通調整交付金と特別調整交付金がある。

普通調整交付金は、被保険者の所得等から一定の基準により算定される収入額(以下「調整対象収入額」という。)が、医療費、老人保健医療費拠出金等から一定の基準により算定される支出額(以下「調整

対象需要額」という。)に満たない市町村に対して、その不足を公平に補うことを目途として交付するものであり、医療費等に係るもの(以下「医療分」という。)<sup>(注1)</sup>、後期高齢者支援金等に係るもの(以下「後期分」という。)<sup>(注2)</sup>及び介護納付金に係るもの(以下「介護分」という。)の合計額が交付されている。そして、普通調整交付金の交付額は、医療分、後期分及び介護分のいずれも、それぞれ当該市町村の調整対象需要額から調整対象収入額を控除した額に基づいて算定することとなっている。

(注1) 後期高齢者支援金等 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定に基づき、各医療保険者が社会保険診療報酬支払基金に納付する支援金等

(注2) 介護納付金 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定に基づき、各医療保険者が社会保険診療報酬支払基金に納付する納付金

特別調整交付金は、市町村について特別の事情がある場合に、その事情を考慮して交付するものであり、結核・精神病特別交付金、原子爆弾被爆者特別交付金、減額解除特別交付金、保健事業特別交付金、徴収・医療改正特別交付金等がある。

財政調整交付金の交付手続については、①交付を受けようとする市町村は都道府県に交付申請書及び実績報告書を提出して、②これを受理した都道府県は、その内容を添付書類により、また、必要に応じて現地調査を行うことにより審査の上、これを厚生労働省に提出して、③厚生労働省はこれに基づき交付決定及び交付額の確定を行うこととなっている。

本院は、41都道府県の552市区町村及び2広域連合において、平成15年度から20年度までの間に交付された財政調整交付金について、会計実地検査を行った。その結果、26都道県の285市区町村及び1広域連合において、普通調整交付金の調整対象需要額を過大に算定したり、調整対象収入額を過小に算定したり、特別調整交付金のうち徴収・医療改正特別交付金を過大に算定したりなどして、交付金交付額計161,705,733,000円のうち計2,091,524,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、上記の285市区町村及び1広域連合において制度の理解が十分でなかったり、事務処理が適切でなかったりしたため適正な実績報告等を行っていなかったこと、また、これに対する上記26都道県の審査が十分でなかったことによると認められる。

前記の事態について、主な態様を示すと次のとおりである。

#### ア 普通調整交付金の調整対象需要額を過大に算定していたもの

普通調整交付金の調整対象需要額は、本来保険料で賄うべきとされている額であり、そのうち医療分に係る調整対象需要額は、一般被保険者(退職被保険者及びその被扶養者以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る医療給付費、老人保健医療費拠出金等の合計額から保険財政共同安定化事業交付金等の国庫補助金等を控除した額となっている。このうち、保険財政共同安定化事業交付金は、都道府県内における市町村の保険料の平準化や財政の安定化を図るため、各都道府県に設置されている国民健康保険団体連合会が、市町村の拠出金を財源として、一定額以上の医療費に係る医療給付費を対象として市町村に交付するものである。

また、介護分に係る調整対象需要額は、介護納付金賦課被保険者(当該市町村の国民健康保険の被保険者のうち40歳以上65歳未満の被保険者をいう。以下同じ。)に係る介護納付金から介護納付金負担金等の国庫補助金等を控除した額となっている。

24都道県の280市区町村及び1広域連合は、普通調整交付金の実績報告等に当たり、保険財政共同安定化事業交付金の金額を誤るなどしていたため、調整対象需要額を過大に算定していた。

上記の事態について一例を示すと次のとおりである。

<事例>

名古屋市は、平成18、19両年度の普通調整交付金の実績報告等に当たり、保険財政共同安定化事業交付金の交付額を用いて算定すべきところを、誤って保険財政共同安定化事業拠出金の拠出額を用いたため、医療分の調整対象需要額を過大に算定していた。

その結果、適正な医療分の調整対象需要額に基づいて普通調整交付金の交付額を算定すると、計105,158,000円が過大に交付されていた。

イ 普通調整交付金の調整対象収入額を過小に算定していたもの

19年度以前の普通調整交付金の調整対象収入額は、医療分及び介護分それぞれについて、一般被保険者又は介護納付金賦課被保険者の数を基に算定される応益保険料額と、それら被保険者の所得を基に算定される応能保険料額とを合計した額となっており、本来徴収すべきとされている保険料の額である。

このうち、医療分の応能保険料額は、一般被保険者の所得(以下「算定基礎所得金額」という。)に一定の方法により計算された率を乗じて算定される。

算定基礎所得金額は、保険料の賦課期日現在一般被保険者である者の前年における所得金額の合計額を基に算定することとなっている。

そして、介護分の応能保険料額は、介護納付金賦課被保険者について医療分と同様の方法で算定することとなっている。

4道県の4市町は、普通調整交付金の実績報告等に当たり、保険料の賦課期日現在一般被保険者である者の前年における所得金額の計算を誤るなどしていたため、調整対象収入額を過小に算定していた。

上記の事態について一例を示すと次のとおりである。

<事例>

鹿児島県肝属郡肝付町は、平成18年度の普通調整交付金の実績報告等に当たり、誤って17年度の実績報告等に使用した合併前の旧高山町の所得金額を使用したため、算定基礎所得金額を過小に計算していた。

その結果、適正な算定基礎所得金額により算出した調整対象収入額に基づいて普通調整交付金の交付額を算定すると、44,313,000円が過大に交付されていた。

ウ 特別調整交付金(徴収・医療改正特別交付金)を過大に算定していたもの

特別調整交付金のうち徴収・医療改正特別交付金は、①保険料徴収システム開発事業及び医療制度改正によるシステム改修事業、又は②住基情報等提供システム及び後期高齢者医療保険料徴収システムの開発事業に伴って、財政負担が多額となっている場合等に交付することとなっている。

そして、その交付額は、被保険者数、システム開発の契約額等から一定の計算式により、上記①及び②それぞれに係る調整基準額を算定し、いずれか金額の大きい調整基準額のみを交付額とすることとなっている。ただし、被保険者数、システム開発の契約額等を基に算出される額(以下「被保険者一人当たり負担額」という。)が所定の額未満の場合には交付の対象とならないとされている。

2都県の2市区は、徴収・医療改正特別交付金の実績報告等に当たり、被保険者一人当たり負担額を過大に算出し、上記の所定の額以上になるとして交付の必要がない同交付金の交付を受けるなどしていた。

上記の事態について一例を示すと次のとおりである。



<事例>

神奈川県藤沢市は、平成19年度の徴収・医療改正特別交付金の実績報告等に当たり、誤ってシステム改修事業の契約額を上回る当初の見込額を記載するなどしていた。

その結果、適正な被保険者一人当たり負担額は、所定の額を下回るため、交付要件を満たさないこととなり、徴収・医療改正特別交付金11,339,000円は交付の必要がなかった。

以上のア、イ、ウのほか、17都県の69市町村は、普通調整交付金の実績報告等に当たり、保険料の収納割合を事実と相違して高い割合としたり、特別調整交付金の結核・精神病特別交付金、原子爆弾被爆者特別交付金、減額解除特別交付金又は保健事業特別交付金の実績報告等に当たり、対象事業費を過大に算定したりなどしていたため、交付額を過大に算定していた。

なお、前記の285市区町村及び1広域連合のうち70市町村については事態の態様が重複している。

以上を都道県別・交付先(保険者)別に示すと次のとおりである。

	都道県名	交付先 (保険者)	交付金の種類	年 度	交付金交付額	左のうち不当と認める額	摘 要
(181)	北海道	勇払郡 厚真町	普通調整交付金	18、19	千円 130,123	千円 1,625	調整対象収入額を過小に算定していたものなど
(182)	同	河東郡 音更町	同	17、18	562,904	4,941	調整対象需要額を過大に算定していたもの
(183)	同	大雪地区 広域連合	同	18、19	565,169	2,385	同
(184)	青森県	弘前市	同	15～19	9,189,890	5,940	同
(185)	岩手県	盛岡市	同	18、19	2,705,137	11,203	同
(186)	同	宮古市	普通調整交付金、特別調整交付金(結核・精神病特別交付金)	18、19	1,333,045	14,239	調整対象需要額を過大に算定していたものなど
(187)	同	大船渡市	普通調整交付金	19	425,114	1,785	調整対象需要額を過大に算定していたもの
(188)	同	遠野市	普通調整交付金、特別調整交付金(結核・精神病特別交付金)	18、19	846,708	8,235	調整対象需要額を過大に算定していたものなど
(189)	同	陸前高田市	普通調整交付金	18、19	536,177	2,170	調整対象需要額を過大に算定していたもの
(190)	同	釜石市	普通調整交付金、特別調整交付金(結核・精神病特別交付金)	18、19	892,084	17,891	調整対象需要額を過大に算定していたものなど
(191)	同	八幡平市	普通調整交付金	18、19	719,115	6,506	調整対象需要額を過大に算定していたもの
(192)	同	岩手郡 雫石町	同	18、19	422,416	5,895	同
(193)	同	紫波郡 紫波町	同	18、19	571,815	6,457	同
(194)	同	和賀郡 西和賀町	同	18、19	158,028	4,436	同
(195)	同	胆沢郡 金ヶ崎町	同	18、19	314,896	4,153	同

	都道県名	交付先 (保険者)	交付金の種類	年 度	交付金交付 額	左のうち不当 と認める額	摘 要
(196)	岩 手 県	気 仙 郡 住 田 町	普通調整交付 金	18、19	千円 191,118	千円 4,653	調整対象需要額を過 大に算定していたも の
(197)	同	上閉伊郡 大槌町	同	18、19	413,107	15,724	同
(198)	同	下閉伊郡 岩 泉 町	普通調整交付 金、特別調整 交付金(結核・ 精神病特別交 付金)	18、19	427,097	10,771	調整対象需要額を過 大に算定していたも のなど
(199)	同	下閉伊郡 田野畑村	普通調整交付 金	18、19	117,309	2,060	調整対象需要額を過 大に算定していたも の
(200)	同	(注3) 下閉伊郡 川 井 村	同	18、19	106,731	3,294	同
(201)	同	二 戸 郡 一 戸 町	普通調整交付 金、特別調整 交付金(結核・ 精神病特別交 付金)	18	251,961	2,118	調整対象需要額を過 大に算定していたも のなど
(202)	宮 城 県	石 巻 市	普通調整交付 金	19	1,358,283	13,297	調整対象需要額を過 大に算定していたも の
(203)	同	塩 竈 市	同	19	359,007	3,187	同
(204)	同	気仙沼市	普通調整交付 金、特別調整 交付金(減額 解除特別交付 金)	18、19	1,000,638	12,712	調整対象需要額を過 大に算定していたも のなど
(205)	同	白 石 市	普通調整交付 金	18、19	611,711	14,939	調整対象需要額を過 大に算定していたも の
(206)	同	名 取 市	同	18、19	570,886	2,546	同
(207)	同	角 田 市	同	18、19	527,533	12,073	同
(208)	同	多賀城市	同	18、19	543,633	3,061	同
(209)	同	栗 原 市	同	18、19	1,552,351	5,597	同
(210)	同	東松島市	同	18、19	630,886	9,705	同
(211)	同	柴 田 郡 村 田 町	同	18、19	227,725	3,304	同
(212)	同	柴 田 郡 柴 田 町	同	18、19	418,267	6,916	同
(213)	同	柴 田 郡 川 崎 町	同	18、19	235,460	4,722	同
(214)	同	伊 具 郡 丸 森 町	同	18、19	374,589	5,228	同
(215)	同	亘 理 郡 山 元 町	普通調整交付 金、特別調整 交付金(減額 解除特別交付 金)	18~20	268,082	3,291	調整対象需要額を過 大に算定していたも のなど
(216)	同	宮 城 郡 松 島 町	普通調整交付 金	19	119,935	4,638	調整対象需要額を過 大に算定していたも の
(217)	同	黒 川 郡 大 郷 町	同	18~20	204,667	5,743	同
(218)	同	加 美 郡 色 麻 町	同	18、19	159,365	3,784	同

	都道県名	交付先 (保険者)	交付金の種類	年 度	交付金交付 額	左のうち不当 と認める額	摘 要	
(219)	宮 城 県	遠 田 郡 涌 谷 町	普通調整交付 金	18	千円 224,895	千円 2,395	調整対象需要額を過 大に算定していたも の	第3章 第1節 第10 厚生労働省
(220)	同	遠 田 郡 美 里 町	同	18、19	436,988	6,237	同	
(221)	同	(注4) 本 吉 郡 本 吉 町	同	19	106,619	1,240	同	
(222)	秋 田 県	(注5) 仙 北 市	同	16、17	311,787	15,590	保険料の収納割合を 事実と相違した高い 割合としていたもの	
(223)	栃 木 県	足 利 市	同	19	933,015	2,931	調整対象需要額を過 大に算定していたも の	
(224)	同	栃 木 市	同	19	402,467	4,741	同	
(225)	同	佐 野 市	同	18、19	1,489,510	13,969	同	
(226)	同	日 光 市	同	19	584,768	5,731	同	
(227)	同	小 山 市	同	19	697,255	3,261	同	
(228)	同	矢 板 市	普通調整交付 金、特別調整 交付金(減額 解除特別交付 金)	18~20	462,907	11,448	調整対象需要額を過 大に算定していたも のなど	
(229)	同	さくら市	普通調整交付 金	19	204,710	1,860	調整対象需要額を過 大に算定していたも の	
(230)	同	那 須 烏 山 市	同	18、19	451,603	6,966	同	
(231)	同	(注6) 芳 賀 郡 二 宮 町	同	19	111,066	2,402	同	
(232)	同	芳 賀 郡 益 子 町	同	19	175,372	4,722	同	
(233)	同	芳 賀 郡 茂 木 町	同	18、19	264,475	8,521	同	
(234)	同	芳 賀 郡 芳 賀 町	普通調整交付 金、特別調整 交付金(減額 解除特別交付 金)	18、19	233,157	4,892	調整対象需要額を過 大に算定していたも のなど	
(235)	同	(注7) 下 都 賀 郡 藤 岡 町	普通調整交付 金	19	145,415	2,953	調整対象需要額を過 大に算定していたも の	
(236)	同	(注7) 下 都 賀 郡 都 賀 町	同	19	80,185	3,587	同	
(237)	同	那 須 郡 那 須 町	同	18、19	542,842	5,104	同	
(238)	同	那 須 郡 那 珂 川 町	同	18	149,696	1,836	同	
(239)	群 馬 県	前 橋 市	普通調整交付 金、特別調整 交付金(減額 解除特別交付 金)	18、19	2,783,785	15,901	調整対象需要額を過 大に算定していたも のなど	
(240)	同	高 崎 市	普通調整交付 金	18、19	2,651,172	21,756	調整対象需要額を過 大に算定していたも の	

	都道県名	交付先 (保険者)	交付金の種類	年 度	交付金交付 額	左のうち不当 と認める額	摘 要
					千円	千円	
(241)	群馬県	館 林 市	普通調整交付 金	18、19	760,088	14,260	調整対象需要額を過 大に算定していたも の
(242)	同	渋 川 市	同	18、19	1,074,218	8,054	同
(243)	同	藤 岡 市	同	18	508,901	3,086	同
(244)	同	富 岡 市	同	18、19	569,795	1,303	同
(245)	同	安 中 市	同	18、19	748,602	8,203	同
(246)	同	北群馬郡 榛 東 村	同	18、19	147,680	3,169	同
(247)	同	(注8) 多 野 郡 吉 井 町	同	18、19	233,195	3,953	同
(248)	同	多 野 郡 上 野 村	同	18、19	43,326	2,727	同
(249)	同	多 野 郡 神 流 町	同	18、19	87,260	9,381	同
(250)	同	甘 楽 郡 下仁田町	普通調整交付 金、特別調整 交付金(結核・ 精神病特別交 付金)	18、19	202,116	3,437	調整対象需要額を過 大に算定していたも のなど
(251)	同	甘 楽 郡 南 牧 村	同	18、19	83,155	1,386	同
(252)	同	吾 妻 郡 中之条町	普通調整交付 金	18、19	224,477	4,382	調整対象需要額を過 大に算定していたも の
(253)	同	(注9) 吾 妻 郡 六 合 村	同	18、19	33,132	1,299	同
(254)	同	吾 妻 郡 高 山 村	同	18、19	90,192	3,610	同
(255)	同	吾 妻 郡 東吾妻町	同	18、19	244,285	2,731	同
(256)	同	邑 楽 郡 明 和 町	同	18、19	138,668	2,707	同
(257)	同	邑 楽 郡 千代田町	同	18、19	165,918	2,212	同
(258)	埼玉県	川 越 市	同	18	944,382	2,411	同
(259)	同	川 口 市	同	19	724,331	4,046	同
(260)	同	行 田 市	同	18、19	865,680	11,148	同
(261)	同	所 沢 市	同	18、19	655,288	18,101	同
(262)	同	飯 能 市	同	18、19	465,502	11,723	同
(263)	同	本 庄 市	同	18	588,115	7,925	同
(264)	同	東松山市	同	18	310,344	2,255	同
(265)	同	春日部市	同	18、19	1,624,127	16,325	同
(266)	同	狭 山 市	同	18、19	700,042	16,459	同
(267)	同	羽 生 市	同	18、19	671,431	8,862	同
(268)	同	深 谷 市	同	18	864,993	5,180	同
(269)	同	上 尾 市	同	19	582,765	3,654	同
(270)	同	入 間 市	同	18、19	604,235	10,507	同
(271)	同	鳩ヶ谷市	同	18、19	239,110	8,716	同

	都道県名	交付先 (保険者)	交付金の種類	年 度	交付金交付 額	左のうち不当 と認める額	摘 要
(272)	埼 玉 県	朝 霞 市	普通調整交付 金	18、19	千円 231,493	千円 8,394	調整対象需要額を過 大に算定していたも の
(273)	同	新 座 市	同	19	169,008	2,944	同
(274)	同	桶 川 市	同	18	214,945	1,675	同
(275)	同	富士見市	同	18、19	319,208	4,783	同
(276)	同	三 郷 市	同	19	300,931	6,577	同
(277)	同	鶴ヶ島市	同	18、19	231,977	2,008	同
(278)	同	日 高 市	同	18、19	287,564	8,919	同
(279)	同	吉 川 市	同	18	184,058	1,729	同
(280)	同	北足立郡 伊 奈 町	同	19	58,799	3,816	同
(281)	同	入 間 郡 三 芳 町	同	19	36,319	1,591	同
(282)	同	入 間 郡 毛呂山町	同	18	174,473	4,860	同
(283)	同	入 間 郡 越 生 町	同	18	74,436	1,466	同
(284)	同	比 企 郡 滑 川 町	同	18	65,447	3,746	同
(285)	同	比 企 郡 小 川 町	同	18	162,321	1,380	同
(286)	同	比 企 郡 川 島 町	同	18	105,991	4,013	同
(287)	同	比 企 郡 鳩 山 町	同	18、19	101,739	3,745	同
(288)	同	比 企 郡 ときがわ 町	同	18、19	133,149	1,937	同
(289)	同	秩 父 郡 皆 野 町	同	18、19	148,747	2,346	同
(290)	同	児 玉 郡 神 川 町	同	18	140,670	2,185	同
(291)	同	児 玉 郡 上 里 町	普通調整交付 金、特別調整 交付金(減額 解除特別交付 金)	18、19	342,371	2,390	調整対象需要額を過 大に算定していたも のなど
(292)	同	大 里 郡 寄 居 町	普通調整交付 金	18	278,027	5,145	調整対象需要額を過 大に算定していたも の
(293)	同	(注10) 北埼玉郡 騎 西 町	同	18	123,152	1,527	同
(294)	同	(注10) 北埼玉郡 大 利 根 町	同	18、19	177,792	2,686	同
(295)	同	南埼玉郡 宮 代 町	同	18、19	248,324	4,030	同
(296)	同	南埼玉郡 白 岡 町	同	18、19	249,830	3,462	同
(297)	同	(注11) 北葛飾郡 栗 橋 町	同	18、19	178,436	4,610	同

	都道県名	交付先 (保険者)	交付金の種類	年 度	交付金交付額	左のうち不当 と認める額	摘 要	
					千円	千円		
第3章 第1節 第10 厚生労働省	(298)	埼玉県	(注11) 北葛飾郡 鷺宮町	普通調整交付金	19	144,967	2,577	調整対象需要額を過 大に算定していたもの
	(299)	同	北葛飾郡 杉戸町	同	18、19	335,965	1,706	同
	(300)	千葉県	八街市	同	16～18	1,097,106	5,388	同
	(301)	東京都	千代田区	特別調整交付金(徴収・医療改正特別交付金)	19	2,084	2,084	調整基準額を過大に算定していたもの
	(302)	同	台東区	普通調整交付金	19	149,284	9,153	調整対象需要額を過 大に算定していたもの
	(303)	同	江東区	同	19	1,133,667	17,066	同
	(304)	同	荒川区	同	19	731,624	14,729	同
	(305)	同	板橋区	同	19	543,327	5,683	同
	(306)	同	足立区	同	19	2,654,805	13,283	同
	(307)	同	葛飾区	同	19	1,341,430	21,908	同
	(308)	同	八王子市	同	19	428,089	10,846	同
	(309)	同	昭島市	同	19	263,795	1,290	同
	(310)	同	小平市	同	19	71,054	2,081	同
	(311)	同	東村山市	同	19	278,351	13,867	同
	(312)	同	清瀬市	同	19	220,378	7,499	同
	(313)	同	武蔵村山市	同	19	234,116	12,541	同
	(314)	同	多摩市	普通調整交付金、特別調整交付金(減額解除特別交付金)	19、20	66,567	9,893	調整対象需要額を過 大に算定していたものなど
	(315)	同	あきる野市	普通調整交付金	19	87,313	7,522	調整対象需要額を過 大に算定していたもの
	(316)	同	西多摩郡 日の出町	同	19	27,954	2,684	同
	(317)	同	西多摩郡 檜原村	同	19	24,248	1,958	同
	(318)	同	西多摩郡 奥多摩町	同	19	44,395	3,925	同
	(319)	同	神津島村	同	19	26,575	1,096	同
	(320)	同	三宅村	同	19	36,867	1,546	同
	(321)	神奈川県	藤沢市	特別調整交付金(徴収・医療改正特別交付金)	19	11,339	11,339	被保険者一人当たり 負担額を過大に算出 していたもの
	(322)	同	愛甲郡 愛川町	普通調整交付金	16～19	182,423	1,887	調整対象需要額を過 大に算定していたもの
	(323)	富山県	高岡市	同	19	843,895	2,037	同
(324)	静岡県	静岡市	同	19	1,255,221	8,947	同	
(325)	同	浜松市	同	19	864,807	16,268	同	
(326)	同	三島市	同	19	117,612	3,424	同	

	都道県名	交付先 (保険者)	交付金の種類	年 度	交付金交付 額	左のうち不当 と認める額	摘 要
(327)	静岡県	富士宮市	普通調整交付 金	19	千円 244,961	千円 1,746	調整対象需要額を過 大に算定していたも の
(328)	同	掛川市	同	19	164,032	3,123	同
(329)	同	袋井市	同	19	131,643	1,142	同
(330)	同	裾野市	同	19	57,558	1,422	同
(331)	同	伊豆市	同	19	175,640	1,345	同
(332)	同	御前崎市	同	19、20	150,260	7,245	同
(333)	同	賀茂郡 東伊豆町	同	19	122,432	1,762	同
(334)	同	賀茂郡 河津町	同	19	72,699	1,051	同
(335)	同	賀茂郡 南伊豆町	同	19	127,193	5,200	同
(336)	同	賀茂郡 松崎町	同	19	70,357	2,526	同
(337)	同	賀茂郡 西伊豆町	同	19	75,180	1,880	同
(338)	同	(注12) 富士郡 芝川町	同	19	24,967	1,026	同
(339)	同	(注13) 庵原郡 比叺町	同	19	7,673	1,302	同
(340)	同	(注14) 志太郡 太田町	同	19	47,346	1,659	同
(341)	同	周智郡 森町	同	19	97,852	5,529	同
(342)	愛知県	名古屋市	同	18、19	7,344,558	105,158	同
(343)	同	豊橋市	同	18、19	1,376,492	15,949	同
(344)	同	瀬戸市	同	18、19	546,903	12,310	同
(345)	同	犬山市	同	18、19	275,044	12,400	同
(346)	同	常滑市	同	18、19	251,661	3,056	同
(347)	同	江南市	同	18、19	412,684	8,357	同
(348)	同	稲沢市	同	18、19	454,926	2,487	同
(349)	同	新城市	同	18、19	267,441	8,191	同
(350)	同	東海市	同	18	60,543	2,803	同
(351)	同	知多市	同	18	61,199	1,506	同
(352)	同	岩倉市	同	18、19	61,918	3,697	同
(353)	同	清須市	同	18	90,579	2,429	同
(354)	同	(注15) 海部郡 七宝町	同	18、19	94,967	5,420	同
(355)	同	(注15) 海部郡 美和町	同	18、19	74,661	5,224	同
(356)	同	海部郡 大治町	同	18	25,031	1,018	同
(357)	同	南知多郡 南知多町	同	18、19	351,051	10,365	同

	都道県名	交付先 (保険者)	交付金の種類	年 度	交付金交付額	左のうち不当 と認める額	摘 要
(358)	愛知県	南知多郡 美浜町	普通調整交付金	18、19	千円 180,989	千円 9,309	調整対象需要額を過 大に算定していたも の
(359)	同	幡豆郡 幡豆町	同	19	29,944	1,399	同
(360)	同	額田郡 幸田町	同	18、19	46,657	3,062	同
(361)	同	北設楽郡 設楽町	同	19	40,134	1,855	同
(362)	同	北設楽郡 東栄町	同	18、19	69,700	1,982	同
(363)	同	北設楽郡 豊根村	同	19	16,699	2,049	同
(364)	同	(注16) 宝飯郡 音羽町	同	18、19	26,459	1,938	同
(365)	三重県	津市	同	19	1,054,342	14,457	同
(366)	同	松阪市	普通調整交付金、特別調整 交付金(減額 解除特別交付 金)	19、20	1,014,819	10,753	調整対象需要額を過 大に算定していたも のなど
(367)	同	桑名市	普通調整交付金	19	323,668	1,287	調整対象需要額を過 大に算定していたも の
(368)	同	尾鷲市	同	19	219,251	5,094	同
(369)	同	熊野市	同	19	243,585	7,709	同
(370)	同	志摩市	同	17、18	1,200,629	4,969	同
(371)	同	三重郡 三川越町	同	18	36,303	5,011	同
(372)	同	多気郡 多気町	同	19	123,063	4,262	同
(373)	同	度会郡 大紀町	普通調整交付金、特別調整 交付金(結核・ 精神病特別交 付金)	19	132,034	7,267	調整対象需要額を過 大に算定していたも のなど
(374)	同	度会郡 南伊勢町	普通調整交付金	19	294,483	13,678	調整対象需要額を過 大に算定していたも の
(375)	同	北牟婁郡 紀北町	普通調整交付金、特別調整 交付金(結核・ 精神病特別交 付金)	19	274,089	10,961	調整対象需要額を過 大に算定していたも のなど
(376)	同	南牟婁郡 御浜町	同	19	136,424	2,112	同
(377)	同	南牟婁郡 紀宝町	普通調整交付金	19	128,443	4,206	調整対象需要額を過 大に算定していたも の
(378)	和歌山県	和歌山市	同	18、19	5,990,492	23,275	調整対象需要額を過 大に算定していたも のなど
(379)	同	海南市	同	19	514,127	7,872	調整対象需要額を過 大に算定していたも の
(380)	同	有田市	同	19	409,045	8,442	同



	都道県名	交付先 (保険者)	交付金の種類	年 度	交付金交付額	左のうち不当 と認める額	摘 要
(381)	和歌山県	田 辺 市	普通調整交付金	18	千円 776,001	千円 10,001	調整対象需要額を過 大に算定していたも の
(382)	同	新 宮 市	同	19	324,416	3,198	同
(383)	同	紀の川市	同	19	649,389	2,820	同
(384)	同	岩 出 市	同	19	316,238	1,307	同
(385)	同	海 草 郡 紀美野町	同	19	146,444	6,443	同
(386)	同	伊 都 郡 かつらぎ 町	同	19	268,789	3,185	同
(387)	同	西牟婁郡 すさみ町	同	19	98,422	2,796	同
(388)	同	東牟婁郡 那智勝浦 町	同	19	193,540	4,468	同
(389)	同	東牟婁郡 串 本 町	同	19	266,445	5,545	同
(390)	鳥 取 県	境 港 市	普通調整交付金、特別調整 交付金(結核・ 精神病特別交 付金)	18、19	501,262	14,698	調整対象需要額を過 大に算定していたも のなど
(391)	同	岩 美 郡 岩 美 町	同	19	105,311	2,337	同
(392)	同	八 頭 郡 八 若 桜 町	普通調整交付金	18、19	110,803	2,231	調整対象需要額を過 大に算定していたも の
(393)	同	東 伯 郡 三 朝 町	同	18、19	122,748	4,702	同
(394)	同	西 伯 郡 日 吉 津 村	同	18、19	36,881	2,999	同
(395)	同	西 伯 郡 大 山 町	同	18、19	456,185	2,352	同
(396)	同	日 野 郡 日 南 町	同	18、19	138,195	3,603	同
(397)	島 根 県	浜 田 市	普通調整交付金、特別調整 交付金(結核・ 精神病特別交 付金)	18	488,567	2,332	調整対象需要額を過 大に算定していたも のなど
(398)	同	益 田 市	同	18	455,568	3,421	同
(399)	同	大 田 市	同	18	412,767	9,216	同
(400)	同	江 津 市	同	18	235,269	4,396	同
(401)	同	邑 智 郡 美 郷 町	同	18	66,698	1,765	同
(402)	同	邑 智 郡 南 町	普通調整交付金	18	122,119	1,374	調整対象需要額を過 大に算定していたも の
(403)	岡 山 県	津 山 市	普通調整交付金、特別調整 交付金(結核・ 精神病特別交 付金)	19	844,934	1,947	調整対象需要額を過 大に算定していたも のなど
(404)	同	玉 野 市	同	19	397,652	5,576	同
(405)	同	笠 岡 市	同	19	440,796	1,723	同

	都道県名	交付先 (保険者)	交付金の種類	年 度	交付金交付額	左のうち不当 と認める額	摘 要	
第3章 第1節 第10 厚生労働省	(406)	岡山県	井原市	普通調整交付金、特別調整交付金(結核・精神病特別交付金)	19	千円 409,806	千円 9,457	調整対象需要額を過大に算定していたものなど
	(407)	同	高梁市	同	19	394,456	18,193	同
	(408)	同	新見市	普通調整交付金	19	266,542	3,070	調整対象需要額を過大に算定していたもの
	(409)	同	真庭市	普通調整交付金、特別調整交付金(結核・精神病特別交付金)	19	419,633	4,928	調整対象需要額を過大に算定していたものなど
	(410)	同	浅口市	同	19	254,254	8,770	同
	(411)	同	都窪郡 早島町	普通調整交付金	19	52,744	2,275	調整対象需要額を過大に算定していたもの
	(412)	同	真庭郡 新庄村	同	19	26,429	4,822	同
	(413)	同	苫田郡 鏡野町	同	17~20	495,044	8,333	同
	(414)	同	久米郡 米咲町	普通調整交付金、特別調整交付金(結核・精神病特別交付金)	19	166,717	3,274	調整対象需要額を過大に算定していたものなど
	(415)	同	加賀郡 吉備中央町	普通調整交付金	19	144,818	3,362	調整対象需要額を過大に算定していたもの
	(416)	広島県	安芸高田市	普通調整交付金、特別調整交付金(結核・精神病特別交付金、原子爆弾被爆者特別交付金)	19	306,441	1,620	調整対象需要額を過大に算定していたものなど
	(417)	高知県	室戸市	普通調整交付金、特別調整交付金(結核・精神病特別交付金)	18	356,670	4,165	同
	(418)	同	安芸市	普通調整交付金、特別調整交付金(減額解除特別交付金)	18~20	997,745	2,973	同
	(419)	同	南国市	普通調整交付金、特別調整交付金(結核・精神病特別交付金)	18	701,784	10,276	同
	(420)	同	土佐市	同	18	567,680	3,714	同
	(421)	同	須崎市	同	18	403,738	1,617	同
	(422)	同	安芸郡 芸西村	同	18	107,561	1,339	同
	(423)	同	長岡郡 大豊町	普通調整交付金	18	124,386	3,597	調整対象需要額を過大に算定していたもの
	(424)	同	吾川郡 いの町	普通調整交付金、特別調整交付金(結核・精神病特別交付金)	18	339,758	9,074	調整対象需要額を過大に算定していたものなど

	都道県名	交付先 (保険者)	交付金の種類	年 度	交付金交付額	左のうち不当 と認める額	摘 要
(425)	高 知 県	吾 川 郡 仁 淀 川 町	普通調整交付金、特別調整交付金(結核・精神病特別交付金)	18	千円 139,994	千円 4,041	調整対象需要額を過大に算定していたものなど
(426)	同	高 岡 郡 高 津 野 町	普通調整交付金	18	98,511	1,182	調整対象需要額を過大に算定していたもの
(427)	同	幡 多 郡 大 月 町	普通調整交付金、特別調整交付金(結核・精神病特別交付金)	18	165,186	1,822	調整対象需要額を過大に算定していたものなど
(428)	熊 本 県	八 代 市	普通調整交付金	16	1,203,308	2,199	調整対象収入額を過小に算定していたもの
(429)	大 分 県	臼 杵 市	同	18、19	921,061	27,213	調整対象需要額を過大に算定していたもの
(430)	同	津 久 見 市	同	18、19	482,390	5,810	同
(431)	同	竹 田 市	普通調整交付金、特別調整交付金(結核・精神病特別交付金)	18、19	974,546	12,641	調整対象需要額を過大に算定していたものなど
(432)	同	豊 後 高 田 市	同	18～20	1,123,833	23,480	同
(433)	同	宇 佐 市	同	18、19	1,769,448	25,984	同
(434)	同	豊 後 大 野 市	普通調整交付金	18、19	1,129,936	10,759	調整対象需要額を過大に算定していたもの
(435)	同	由 布 市	同	18、19	733,014	4,249	同
(436)	同	速 見 郡 日 出 町	普通調整交付金、特別調整交付金(減額解除特別交付金)	18～20	450,336	9,221	調整対象需要額を過大に算定していたものなど
(437)	宮 崎 県	都 城 市	普通調整交付金、特別調整交付金(結核・精神病特別交付金)	18、19	4,244,773	63,611	同
(438)	同	延 岡 市	同	18、19	3,067,224	16,793	同
(439)	同	日 南 市	普通調整交付金、特別調整交付金(結核・精神病特別交付金、減額解除特別交付金)	18～20	1,215,686	22,185	同
(440)	同	小 林 市	普通調整交付金、特別調整交付金(結核・精神病特別交付金)	18、19	1,133,129	20,182	同
(441)	同	串 間 市	同	18、19	1,073,724	32,600	同
(442)	同	え び の 市	同	19	379,359	2,954	同
(443)	同	(注17) 南 那 珂 郡 北 郷 町	普通調整交付金	19	71,278	2,507	調整対象需要額を過大に算定していたもの

第3章  
第1節  
第10  
厚生労働省

第3章 第1節 第10 厚生労働省	都道県名	交付先 (保険者)	交付金の種類	年 度	交付金交付額	左のうち不当 と認める額	摘 要
					千円	千円	
(444)	宮崎県	(注17) 南那珂郡 南郷町	普通調整交付金、特別調整交付金(結核・精神病特別交付金、減額解除特別交付金)	19、20	136,336	2,725	調整対象需要額を過大に算定していたものなど
(445)	同	北諸県郡 三股町	普通調整交付金、特別調整交付金(結核・精神病特別交付金)	18、19	484,826	5,817	同
(446)	同	西諸県郡 高原町	同	18、19	391,698	12,983	同
(447)	同	(注18) 西諸県郡 野尻町	同	18、19	298,825	2,652	同
(448)	同	東臼杵郡 諸塚村	同	18、19	96,594	4,765	同
(449)	同	東臼杵郡 美郷町	同	18、19	344,950	7,274	同
(450)	同	西臼杵郡 高千穂町	同	18、19	568,184	22,970	同
(451)	同	西臼杵郡 日之影町	同	18、19	278,716	20,654	同
(452)	同	西臼杵郡 五ヶ瀬町	同	18、19	195,996	3,991	同
(453)	鹿児島県	鹿児島市	普通調整交付金	16～18	13,290,573	39,966	調整対象需要額を過大に算定していたもの
(454)	同	鹿屋市	普通調整交付金、特別調整交付金(結核・精神病特別交付金)	18	1,320,576	13,607	調整対象需要額を過大に算定していたものなど
(455)	同	(注19) 大口市	同	18	416,391	1,296	同
(456)	同	指宿市	同	18、20	1,468,930	49,994	同
(457)	同	霧島市	普通調整交付金	18	1,330,170	14,477	調整対象需要額を過大に算定していたもの
(458)	同	志布志市	同	18	567,432	6,533	同
(459)	同	(注20) 指宿郡 姪町	普通調整交付金、特別調整交付金(結核・精神病特別交付金)	18	251,604	3,720	調整対象需要額を過大に算定していたものなど
(460)	同	肝属郡 南大隅町	普通調整交付金	18	243,400	3,860	調整対象需要額を過大に算定していたもの
(461)	同	肝属郡 肝付町	同	18	412,031	44,313	調整対象収入額を過小に算定していたもの
(462)	同	(注21) 熊毛郡 上屋久町	同	18	113,496	3,397	調整対象需要額を過大に算定していたもの
(463)	同	大島郡 龍郷町	普通調整交付金、特別調整交付金(結核・精神病特別交付金)	18	141,927	2,364	調整対象需要額を過大に算定していたものなど

都道府県名	交付先 (保険者)	交付金の種類	年 度	交付金交付額	左のうち不当と認める額	摘 要
(464)	鹿児島県 大島郡 徳之島町	普通調整交付金	18	千円 258,568	千円 2,273	調整対象需要額を過大に算定していたもの
(465)	沖縄県 中頭郡 読谷村	普通調整交付金、特別調整交付金(保健事業特別交付金)	18、19	1,095,733	18,979	保健事業の対象となる事業費を過大にしていたものなど
(466)	同 島尻郡 与那原町	普通調整交付金	16、17、 19	645,097	4,240	調整対象需要額を過大に算定していたもの
(181)–(466)の計				161,705,733	2,091,524	

第3章  
第1節  
第10  
厚生労働省

(注3) 平成22年1月1日以降は宮古市

(注4) 平成21年9月1日以降は気仙沼市

(注5) 平成17年9月19日以前は仙北郡角館町

(注6) 平成21年3月23日以降は真岡市

(注7) 平成22年3月29日以降は栃木市

(注8) 平成21年6月1日以降は高崎市

(注9) 平成22年3月28日以降は吾妻郡中之条町

(注10) 平成22年3月23日以降は加須市

(注11) 平成22年3月23日以降は久喜市

(注12) 平成22年3月23日以降は富士宮市

(注13) 平成20年11月1日以降は静岡市

(注14) 平成21年1月1日以降は藤枝市

(注15) 平成22年3月22日以降はあま市

(注16) 平成20年1月15日以降は豊川市

(注17) 平成21年3月30日以降は日南市

(注18) 平成22年3月23日以降は小林市

(注19) 平成20年11月1日以降は伊佐市

(注20) 平成19年12月1日以降は南九州市

(注21) 平成19年10月1日以降は熊本郡屋久島町

上記の事態については、厚生労働省は、従来発生防止に取り組んでいるところであるが、さらに、通知等により市町村の事務処理の適正化に努めるとともに都道府県の実績報告等に係る審査等の強化を図る必要があると認められる。

(4) 疾病予防対策事業費等補助金(がん診療連携拠点病院機能強化事業分)が過大に交付されていたもの 1件 不当と認める国庫補助金 1,351,000円

疾病予防対策事業費等補助金(がん診療連携拠点病院機能強化事業分)(以下「国庫補助金」という。)は、地域全体におけるがん診療連携の円滑な実施を図るため、厚生労働大臣が指定したがん診療連携拠点病院が行う院内がん登録促進事業、がん相談支援事業等のがん診療連携拠点病院機能強化事業に対して都道府県が補助する場合にその費用の一部を国が補助するものである。

国庫補助金の交付額は、交付要綱等に基づき次のように算定することとなっている。

① 所定の方式によって算定した基準額と、対象経費の実支出額(以下「実支出額」という。)とを比較して少ない方の額を選定する。

② ①により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを比較して最も少ない額を国庫補助基本額として、この額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

そして、上記の実支出額の対象となる経費は、がん診療連携拠点病院機能強化事業に必要な給料、職員諸手当、共済費(以下、これらを合わせて「給料等」という。)、賃金、会議費、需用費等となっている。ただし、給料等については、がん診療連携拠点病院機能強化事業のうちがん相談支援事業に限るとされている。

本院が、8府県の9事業主体において会計実地検査を行ったところ、次のような事態が見受けられた。

部局等	補助事業者	間接補助事業者(事業主体)	補助事業	年度	国庫補助基本額 千円	左に対する国庫補助金交付額 千円	不当と認める国庫補助基本額 千円	不当と認める国庫補助金交付額 千円	摘要
(467) 奈良県	奈良県	学校法人近畿大学	がん診療連携拠点病院機能強化事業	20	9,880	4,940	2,700	1,351	対象外経費を計上していたもの

学校法人近畿大学は、本件事業の実支出額の算定に当たり、実支出額の対象となる経費のうち、職員に係る給料等については、がん相談支援事業に限るとされているのに、院内がん登録促進事業に係る職員1名分の給料等3,621,122円を実支出額に含めていたため、国庫補助基本額が2,700,760円過大に算定されていた。

したがって、この過大に算定された国庫補助基本額に係る国庫補助金1,351,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同法人において、補助制度の内容についての理解が十分でなかったこと、同県において、同法人から提出された事業実績報告書の審査、確認が十分でなかったことなどによると認められる。

(5) 次世代育成支援対策交付金が過大に交付されていたもの

2件 不当と認める国庫補助金 5,619,000円

次世代育成支援対策交付金(以下「交付金」という。)は、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づき、地域における子育ての支援、母性及び乳幼児の健康の確保等の次世代育成支援対策の着実な推進を図ることを目的として、市町村(特別区を含む。以下同じ。)が5年を一期として策定する次世代育成支援対策の実施に関する計画により、毎年度策定する事業計画に掲げる家庭支援推進保育事業、育児支援家庭訪問事業等の事業を対象として、これらの事業の実施に要する経費について、その一部を国が交付するものである。

交付金の交付額は、交付要綱等において、市町村が事業計画に掲げる事業について、事業ごとの事業量に応ずるなどして定められた基準点数により算出された合計点等を基に厚生労働大臣が認めた額と、市町村が実施した各事業の総事業費の合計額から寄附金その他の収入額の合計額を控除した額に2分の1を乗じた額(以下「国庫補助基本額」という。)とを比較して、少ない方の額とすることとなっている。

そして、交付対象事業において、市町村職員等が交付金の交付対象事業の業務とそれ以外の業務に従事している場合、当該職員等が交付対象事業の業務に従事した時間等に係る人件費等に限り交付対象事業の総事業費の対象とすることができることとなっている。

交付対象事業のうち家庭支援推進保育事業は、家庭環境に対する配慮等保育を行う上で特に配慮が必要とされる保育所入所児童(以下「対象児童」という。)が入所児童の40%以上である保育所に対し、最低限配置しなければならない保育士のほかに別途保育士を配置することにより入所児童の処遇の向上を図ることを目的とするものである。そして、この事業により配置された保育士は、対象児童に対する指導計画を作成し、計画的に保育に当たるとともに、定期的に家庭訪問をするなど家庭に対する指導(以下、これらの業務を「家庭支援推進保育」という。)を行うこととしている。

本院が、17道府県の46市町において、会計実地検査を行ったところ、2県の2市において、公立保育所等で実施された家庭支援推進保育事業等の総事業費を算定するに当たり、交付の対象とならない業務に係る人件費を含めていたことなどから、総事業費が過大となっていた。

このため国庫補助基本額が過大に算定されていて、適正な国庫補助基本額に基づいて交付金の交付額を算定すると計679,336,000円となることから、交付金交付額計684,955,000円との差額計5,619,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2市において、家庭支援推進保育事業等の総事業費の算定についての理解が十分でなかったこと、また、厚生労働省において2市から提出された事業実績報告書の審査、確認が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

久留米市は、平成18年度から20年度までの間に、市立A保育園において、家庭支援推進保育を行った主任保育士1名及び保育士1名の人件費の合計額等を基にして、家庭支援推進保育事業の総事業費を計33,463,388円と計上するなどして、交付金434,765,000円の交付を受けていた。

しかし、実際は、上記の2名は家庭支援推進保育だけでなく、交付対象とならない通常業務等も行っていて、上記の総事業費には、これに係る人件費を含めていた。

したがって、上記2名の人件費を、家庭支援推進保育に従事した時間数と通常業務等に従事した時間数とで案分するなどして、適正な総事業費を算出すると計27,137,372円となり、これに基づくなどして適正な交付金を算定すると431,603,000円となることから、上記の交付金434,765,000円との差額3,162,000円が過大に交付されていた。

以上を県別・事業主体別に示すと次のとおりである。

県名	補助事業者 (事業主体)	年度	国庫補助 基本額	厚生労働 大臣が認 めた額	交付金交 付額	不当と認 める総事 業費	不当と認 める交付 金交付額	摘要
			千円	千円	千円	千円	千円	
(468) 香川県	高松市	19、20	250,191	261,897	250,190	4,914	2,457	交付対象外 の人件費を 含めていた ものなど
(469) 福岡県	久留米市	18～20	434,766	478,689	434,765	6,326	3,162	同
(468)(469)の計			684,958	740,586	684,955	11,240	5,619	

(6) 児童保護費等負担金の国庫負担対象事業費が過大に精算されていたもの

31件 不当と認める国庫補助金 55,052,901円

児童保護費等負担金(保育所運営費国庫負担金に係る分及び児童入所施設措置費等国庫負担金に係る分)は、保護者の労働又は疾病等の事由により保育に欠ける児童の保育の実施を、社会福祉法人等が設置する保育所(以下「民間保育所」という。)に委託した市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対して、その委託に要した費用(以下「保育所運営費」という。)及び児童相談所長が養育・保護を必要とする児童等を児童入所施設に措置した場合等に都道府県及び市町村が支弁した費用(以下「児童入所施設措置費」という。)の一部を国が負担するものである。

そして、この負担金の交付額は、次のとおり算定することとなっている。

$$\begin{array}{c} \boxed{\text{費用の額}} - \boxed{\text{徴収金の額}} = \boxed{\text{国庫負担対象事業費}} \\ \boxed{\text{国庫負担対象事業費}} \times \boxed{\text{国庫負担率(1/2)}} = \boxed{\text{交付額}} \end{array}$$

この費用の額及び徴収金の額は、次のとおり算定することとなっている。

- ① 費用の額は、保育所運営費については、民間保育所の所在地域、入所定員、児童の年齢等の別に1人当たり月額で定められている保育単価に、各月の入所児童数を乗ずるなどして算出した年間の額による。また、児童入所施設措置費については、児童入所施設等の所在地域、入所定員等の別に1人当たり月額で定められている保護単価に、各月の定員、措置人員数等を乗ずるなどして算出した年間の額による。

これらの保育単価又は保護単価については、民間施設給与等改善費として、当該民間保育所又は民間児童入所施設等に勤務するすべての常勤職員(勤務形態が1日6時間以上かつ月20日以上)の職員を対象として算出した当該年度の4月1日現在における職員1人当たりの平均勤続年数に応じた加算率の区分ごとに設定された額を加算している。

さらに、当該民間保育所又は民間児童入所施設等が高齢者等を非常勤職員(勤務形態が民間施設給与等改善費の加算率の算定対象となる職員を除く。)として雇用して、その総雇用人員の累積年間総雇用時間が400時間以上となる場合には、入所児童(者)処遇特別加算費として、年間総雇用時間数の区分ごとに設定された額を加算している。

- ② 徴収金の額は、保育所運営費については、児童の扶養義務者の前年分の所得税額又は前年度分の市町村民税の課税の有無等に応じて、また、児童入所施設措置費については、前年分の所得税額又は当該年度分の市町村民税の賦課状況等に応じて、それぞれ階層別に児童1人当たり月額で定められている徴収金基準額等から算出した年間の額による。この階層区分の認定については、その児童と同一世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者(家計の主宰者である場合に限る。)のすべてについて、それらの者の所得税額の合計額等により行う。なお、児童の属する世帯が母子世帯等の場合等には、階層に応じて徴収金の額を軽減する。

本院が、保育所運営費については23都道府県の98市町村、児童入所施設措置費については22都府県8市において会計実地検査を行ったところ、16都府県の31事業主体において、児童の扶養義務者の所得税額等を誤認するなどして徴収金の額を過小に算定したり、保育単価等の適用を誤るなどして費用の額を過大に算定したりしていた。



このため、国庫負担対象事業費が過大に精算されていて、国庫負担金 55,052,901 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において徴収金の額又は費用の額の算定に当たっての調査確認が十分でなかったこと、また、都府県において適正な事務処理の執行についての指導が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の徴収金の額を過小に算定していた事態及び費用の額を過大に算定していた事態について、それぞれ一例を示すと次のとおりである。

＜事例1＞ 扶養義務者の所得税額を誤認して徴収金の額を過小に算定していたもの

A 市は、平成 20 年度に、民間保育所 B に保育を委託した児童 C について、その扶養義務者である母の 19 年分の所得税額及び 19 年度分の市町村民税額がないこと、母子世帯であることから、徴収金の額を 0 円と算定していた。しかし、実際は、母のほかに児童 C の扶養義務者として祖父がいることから、祖父の 19 年分の所得税 22 万余円を基に算定すべきであり、これにより計算すると徴収金の額は 732,000 円となり、同額が過小となっていた。

そして、同市では、このように扶養義務者の所得税額を誤認して徴収金の額を過小に算定していた事態が上記を含め、20 年度児童 28 人について見受けられ、同市に係る徴収金の額が 20 年度において、計 10,893,870 円過小となっていた。

＜事例2＞ 入所児童(者)処遇特別加算費の加算を誤って費用の額を過大に算定していたもの

神戸市は、平成 20 年度に、社会福祉法人 D が設置する E 乳児院が高齢者を非常勤の技術員として雇用しているとして、その年間総雇用時間数の区分に該当する額を入所児童(者)処遇特別加算費として保護単価に加算して、同院に係る費用の額に 1,016,000 円加算していた。

しかし、当該職員は 1 日 6 時間以上かつ月 20 日以上勤務形態であり、民間施設給与等改善費の加算率の算定対象となる職員に該当するため、入所児童(者)処遇特別加算費の対象とならないことから、同院に係る費用の額が 1,016,000 円過大となっていた。

そして、同市では、上記の乳児院で、同様の事態が 19 年度 1,016,000 円見受けられて、費用の額が 19、20 両年度において、計 2,032,000 円過大となっていた。

以上を都府県別・事業主体別に示すと次のとおりである。

都府県名	補助事業者 (事業主体)	補助事業	年 度	国庫負担 対象事業 費	左に対す る国庫負 担金交付 額	不当と認 める国庫 負担対象 事業費	不当と認 める国庫 負担金交 付額	摘 要
				千円	千円	千円	千円	
(470) 秋 田 県	大 仙 市	保育所運 営費	18~20	2,064,587	1,032,293	2,607	1,303	扶養義務者 の所得税額 等を誤認し ていたもの など
(471) 栃 木 県	日 光 市	同	16~20	1,623,016	811,508	6,787	3,393	扶養義務者 の所得税額 等を誤認し ていたもの など
(472) 東 京 都	大 田 区	同	20	744,769	372,384	3,057	1,528	扶養義務者 の所得税額 を誤認し ていたものな ど
(473) 同	立 川 市	同	20	938,846	469,423	1,782	891	扶養義務者 の所得税額 等を誤認し ていたものな ど

都府県名	補助事業者 (事業主体)	補助事業	年 度	国庫負担	左に対する	不当と認	不当と認	摘 要
				対象事業 費 千円	国庫負 担金交 付額 千円	める国庫 負担対 象事 業費 千円	める国庫 負担金 交 付額 千円	
(474) 岐 阜 県	高 山 市	保育所運 営費	19、20	927,752	463,876	3,136	1,568	扶養義務者の 所得税額 を誤認して いたもの
(475) 三 重 県	松 阪 市	同	18～20	2,166,527	1,083,263	6,409	3,204	扶養義務者の 所得税額 等を誤認し ていたもの など
(476) 同	桑 名 市	同	19、20	1,311,379	655,689	3,074	1,537	同
(477) 同	伊 賀 市	同	18～20	1,484,232	742,116	2,479	1,239	扶養義務者の 所得税額 等を誤認し ていたもの
(478) 大 阪 府	枚 方 市	同	18～20	7,288,355	3,644,177	3,440	1,720	保育単価の 適用を誤っ ていたもの など
(479) 兵 庫 県	神 戸 市	同	19、20	13,316,681	6,658,340	2,614	1,307	保育単価の 適用を誤っ ていたもの
(480) 同	豊 岡 市	同	19、20	1,230,988	615,494	3,382	1,691	扶養義務者の 所得税額 等を誤認し ていたもの
(481) 同	宝 塚 市	同	20	788,537	394,268	1,178	589	扶養義務者の 所得税額 を誤認して いたもの
(482) 奈 良 県	香 芝 市	同	19、20	481,559	240,779	2,955	1,477	扶養義務者の 所得税額 等を誤認し ていたもの
(483) 和 歌 山 県	新 宮 市	同	20	280,972	140,486	2,709	1,354	扶養義務者の 所得税額 を誤認して いたもの
(484) 香 川 県	さ ぬ き 市	同	17～20	1,254,679	627,339	3,808	1,904	扶養義務者の 所得税額 等を誤認し ていたもの
(485) 同	仲 多 度 郡 多 度 津 町	同	19、20	648,739	324,369	2,343	1,171	同
(486) 高 知 県	須 崎 市	同	19、20	360,230	180,115	1,246	623	扶養義務者の 所得税額 を誤認して いたもの
(487) 福 岡 県	福 岡 市	同	20	12,241,388	6,120,694	10,893	5,446	同
(488) 同	久 留 米 市	同	20	2,999,887	1,499,943	4,133	2,066	同
(489) 同	飯 塚 市	同	20	1,027,235	513,617	3,951	1,975	扶養義務者の 所得税額 等を誤認し ていたもの など
(490) 長 崎 県	島 原 市	同	20	1,083,097	541,548	4,130	2,065	扶養義務者の 所得税額 等を誤認し ていたもの
(491) 同	諫 早 市	同	20	1,880,756	940,378	1,160	580	同
(492) 同	雲 仙 市	同	20	1,159,359	579,679	7,839	3,919	扶養義務者の 所得税額 等を誤認し ていたもの など
(493) 同	南 島 原 市	同	20	1,234,129	617,064	1,138	569	保育単価の 適用を誤っ ていたもの など

都府県名	補助事業者 (事業主体)	補助事業	年 度	国庫負担 対象事業 費	左に對す る国庫負 担金交付 額	不当と認 める国庫 負担対象 事業費	不当と認 める国庫 負担金交 付額	摘 要	
				千円	千円	千円	千円		
(494) 長崎県	南松浦郡 新上五島町	保育所運 営費	19、20	411,593	205,796	1,703	851	扶養義務者 の所得税額 を誤認して いたもの	第3章 第1節 第10 厚生労働省
(495) 熊本県	熊本市	同	20	7,069,529	3,534,764	1,016	508	保育単価の 適用を誤っ ていたもの	
(496) 鹿児島県	薩摩川内市	同	20	1,330,957	665,478	3,157	1,578	扶養義務者 の所得税額 等を誤認し ていたもの	
(497) 同	大島郡 大龍郷町	同	20	72,289	36,144	1,091	545	同	
(498) 岩手県	岩手県	児童入所 施設措置 費等	18~20	4,936,545	2,468,272	9,999	4,999	保護単価の 適用を誤っ ていたもの	
(499) 大阪府	大阪府	同	20	6,407,089	3,203,544	2,626	1,313	同	
(479) 兵庫県	神戸市	同	19、20	5,598,249	2,799,124	2,032	1,016	同	
(500) 奈良県	奈良県	同	19、20	2,883,128	1,441,564	2,217	1,108	保護単価の 適用を誤っ ていたもの など	
(470)-(500)の計				87,247,092	43,623,546	110,105	55,052		

上記の事態については、厚生労働省は、従来発生防止に取り組んでいるところであるが、さらに、都道府県を通じて事業主体に対する指導を一層徹底して、補助事業の適正な執行に万全を期する必要があると認められる。

#### (7) 児童扶養手当給付費負担金が過大に交付されていたもの

3件 不当と認める国庫補助金 4,590,547円

児童扶養手当(以下「手当」という。)は、都道府県、市(特別区を含む。)及び福祉事務所を管理する町村が、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)に基づき、父と生計を同じくしていない<sup>(注1)</sup>児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与することを目的として、児童の父母が婚姻を解消したり、父が死亡したりなどしている場合に、これらの児童を監護する母又は養育する者(以下、これらを「受給資格者」という。)に対して支給するものである。国は、手当の支給に要する費用の3分の1(平成17年度以前は4分の3)を児童扶養手当給付費負担金として交付している。

手当は、毎年4月、8月及び12月の3回、所定の額(児童1人の場合は月額で17年度41,880円、18年度から41,720円)を支給することとなっているが、受給資格者の前年の所得が、次表の「全部支給」の所得制限限度額(所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する扶養親族等の数に応じて定められている額)以上で「一部支給」の所得制限限度額未満の場合は、その所得に応じて手当を減額して支給して、「一部支給」の所得制限限度額以上の場合は、手当の全部を支給しないこととなっている。

表 受給資格者の所得制限限度額

扶養親族等の数	受給資格者の所得制限限度額	
	全部支給	一部支給
0人	190,000円	1,920,000円
1人	570,000円	2,300,000円
2人	950,000円	2,680,000円

(注) 扶養親族等が3人以上の場合、1人増えるごとにそれぞれ380,000円を加算する。

また、受給資格者が老齢福祉年金以外の公的年金(以下「公的年金」という。)の給付を受けることができる場合は、手当を支給しないこととなっている。

さらに、児童が児童養護施設等の児童福祉施設に入所している場合、当該児童の母については、当該児童を監護しないものとして、当該児童について手当を支給しないこととなっている。

(注1) 児童 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で所定の障害の状態にある者

(注2) 前年の所得 地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する総所得金額等の合計額から8万円を控除した額。なお、地方税法で規定する医療費控除等を受けている場合は、それらに相当する額を更に控除した額。また、申請が6月以前の場合は、前々年の所得とする。

事業主体は、受給資格者から児童扶養手当認定請求書(以下「認定請求書」という。)が提出された場合、受給資格者の公的年金の受給状況、児童の監護状況、受給資格者等の所得等を調査確認して、支給要件を満たすと認定したときは、手当を支給することとなっている。

また、事業主体は、毎年8月に、手当の受給者から児童扶養手当現況届(以下「現況届」という。)を提出させて、受給資格や受給者等の前年の所得等を調査確認して、支給要件を満たさない場合には、支給停止の手続を行うこととなっている。

本院が、23都道府県の147市区町において、会計実地検査を行ったところ、3県の3市において、受給者が公的年金の給付を受けることができたり、児童が児童福祉施設に入所したりして、支給要件を満たしていないにもかかわらず手当を支給していたため、国庫負担金4,590,547円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、3市において、受給者の公的年金の受給状況及び児童の監護状況の調査確認が十分でなかったこと、制度について理解が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、一例を示すと次のとおりである。

<事例>

宇都宮市は、児童Aを監護する養育者Bについて、提出された認定請求書により手当の受給資格があると認定していた。そして、養育者Bから提出された平成17年から20年までの現況届等によれば、養育者Bの16年から20年までの各年の所得がいずれも「全部支給」の所得制限限度額未満であったことなどから、同市は、18年度501,280円、19年度500,640円、20年度500,640円、21年度333,760円、計1,836,320円の手当を支給していた(21年8月に現況届が提出されなかったため、同月以降は手当を支給していない)。

しかし、実際には、養育者Bは、18年2月から公的年金給付を受けることができ、支給要件を満たしていなかったことから、18年2月から21年7月までに係る手当18年度417,520円、19年度500,640円、20年度500,640円、21年度333,760円、計1,752,560円は支給の必要がなかった。

以上を県別・事業主体別に示すと次のとおりである。

県名	補助事業者(事業主体)	年度	児童扶養手当支給額	左に対する国庫負担金	支給すべきでなかった児童扶養手当の額	不当と認める国庫負担金	摘要
(501) 栃木県	宇都宮市	18~21	千円 4,959	千円 1,653	千円 3,351	千円 1,117	支給要件を満たしていない者に対して支給していたもの
(502) 愛知県	名古屋市	17~21	4,552	1,727	3,795	1,422	同
(503) 奈良県	奈良市	17~21	6,003	2,210	5,629	2,051	同
(501)-(503)の計			15,515	5,590	12,777	4,590	

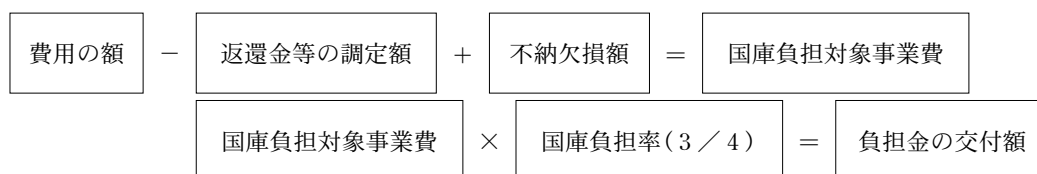
(8) 生活保護費等負担金が過大に交付されていたもの

9件 不当と認める国庫補助金 64,856,841円

生活保護費等負担金(平成19年度以前は生活保護費負担金。以下「負担金」という。)は、都道府県又は市町村(特別区を含む。)が、生活に困窮する者に対して、最低限度の生活を保障するために、その困窮の程度に応じて必要な保護を行う場合に、その費用の一部を国が負担するものである。この保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産や能力等あらゆるものを活用することを要件としている。そして、被保護者が急迫の場合等において、資力があるにもかかわらず保護を受けた場合等においては、事業主体の定める額等(以下「返還金等」という。)を返還しなければならないこととなっている。

負担金の交付額は、次により算定することとなっている。

すなわち、事業主体において、当該年度に調査、決定(以下「調定」という。)した返還金等の額(以下「返還金等の調定額」という。)を費用の額から控除して、これに過年度の返還金等の調定額に係る不納欠損額を加えて国庫負担対象事業費を算出する。そして、これに国庫負担率を乗じて負担金の交付額を算定する。



この費用の額、返還金等の調定額及び不納欠損額は、それぞれ次により算定することとなっている。

ア 費用の額は、次の①及び②に③を加えて算定する。

- ① 保護を受ける世帯(以下「被保護世帯」という。)を単位として、その所在地域、構成員の数、年齢等の別に応じて算定される生活費の額から、被保護世帯における就労収入、年金受給額等を基に収入として認定される額を控除して決定された保護費の額の合計額
- ② 被保護者が医療機関で診察、治療等の診療を受けるなどの場合の費用(診療報酬等)について、その全額又は一部を事業主体が負担するものとして決定された保護費の額の合計額
- ③ 事業主体の事務経費

イ 返還金等の調定額は、事業主体において、当該年度に納入されると否とにかかわらず調定した額とされている。

ウ 不納欠損額は、過年度の返還金の調定額のうち5年間納入されなかった場合等に不納欠損処理された額とされている。

本院が、24都道府県及び管内の237市区において会計実地検査を行ったところ、次のような事態が見受けられた。

すなわち、2県の3事業主体において、被保護者から返還金等を徴収すべき事由が発生したときは、返還金等の額を決定して、返還金等の債権額を納入義務者に告知するなど当該返還金等の債権を管理していたものの、納入可能な額についてのみ調定して、負担金の交付額の算定において返還金等の調定額の算出が適切でなかった。また、6都県の6事業主体において、被保護者が就労して収入を得たり、年金を受給したりなどしているのに、計7世帯から事実と相違した届出がなされるなどしていたため、保護費が過大に支給されていた。

このため、8都県の計9事業主体に対して負担金計64,856,841円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められる。

- ア 事業主体において、負担金の交付額の算定における返還金等の調定額の算定に係る理解が十分でなかったこと
  - イ 被保護世帯において事実と相違した届出を行っているのに、事業主体において、収入の認定等に当たって課税調査等の調査確認が十分でなかったこと
  - ウ 都県において、適正な生活保護の実施に関する指導が十分でなかったこと
- 前記の保護費が過大に支給されていた事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

A 事業主体は、平成 15 年 10 月に世帯 B を対象として保護を開始して、引き続き保護を実施している。そして、19 年 1 月から 21 年 12 月までの各月の保護費の支給に当たり、世帯主の就労収入の届出に基づき、この間の同世帯の収入を 950,628 円と認定して、保護費の額を決定していた。

しかし、実際には、世帯 B の世帯主は、この間に上記のほかにも就労収入計 3,203,630 円を得ており、このことなどのため 3,105,292 円の保護費が過大に支給されていた。

以上を都県別・事業主体別に示すと次のとおりである。

都 県 名	補助事業者 (事業主体)	年 度	国庫負担 対象事業 費	左に対す る国庫負 担金交付 額	不当と認 める国庫 負担対象 事業費	不当と認 める国庫 負担金交 付額	摘 要
			千円	千円	千円	千円	
(504) 青 森 県	青 森 市	平成 20	11,508,011	8,631,008	53,538	40,153	返還金等の調定額の算出が適切でなかったもの
(505) 同	む つ 市	20	1,957,734	1,468,301	5,502	4,126	同
(506) 愛 知 県	常 滑 市	20	215,204	161,403	2,106	1,579	同
(504)～(506) (返還金等の調定額を適切に算出していなかったもの)の計			13,680,951	10,260,713	61,147	45,860	
(507) 茨 城 県	水 戸 市	18～21	10,091	7,568	3,011	2,258	年金収入を認定していなかったもの
(508) 東 京 都	中 央 区	15～20	10,784	8,088	4,417	3,312	同
(509) 奈 良 県	奈 良 市	19～21	5,138	3,853	2,905	2,179	就労収入を認定していなかったもの
(510) 和 歌 山 県	和 歌 山 市	18～21	11,342	8,506	7,511	5,633	就労収入を過小に認定していたもの
(511) 香 川 県	香 川 県	19～21	4,467	3,350	2,900	2,175	就労収入を認定していなかったもの
(512) 長 崎 県	佐 世 保 市	昭和 55 ～ 平成 21	40,685	30,514	4,581	3,435	手当収入を認定していなかったもの
(507)～(512) (保護費が過大に支給されていたもの)の計			82,510	61,882	25,328	18,996	
合 計			13,763,461	10,322,596	86,475	64,856	

上記の事態については、厚生労働省は、従来発生防止に取り組んでいるところであるが、さらに、生活保護の適正実施について事業主体への指導を徹底するとともに都道府県等の監査等を通じて事務処理の適正化を図る必要があると認められる。

(9) 地方改善事業費(隣保館運営費等)補助金(隣保館運営等事業に係る分)が過大に交付されていたもの 3 件 不当と認める国庫補助金 35,269,000 円

地方改善事業費(隣保館運営費等)補助金(隣保館運営等事業に係る分。以下「補助金」という。)は、生活環境等の安定向上を図る必要がある地域及びその周辺地域の住民の社会的、経済的、文化的改善向上を図るとともに、生活上の課題や様々な人権課題の速やかな解決に資することを目的として、政令指定都市及び中核市(以下、これらを「指定都市等」という。)並びにその他の市町村が行う隣保館運営等事業に要する給与等の人件費、需用費等の費用について、その一部を指定都市等に対しては直接、そ

他の市町村に対しては都道府県を経由して、それぞれ国が補助するものである。

(注) 隣保館 地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行う施設

補助金の交付額は、交付要綱等に基づき、隣保館運営等事業における隣保館運営費等の種目ごとに次のように算定することとなっている。

ア 指定都市等が行う事業について補助する場合

所定の方式によって算出した基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定して、選定された額に2分の1を乗じて得た額とする。

イ 指定都市等以外の市町村の行う事業に対して都道府県が助成する事業について補助する場合

所定の方式によって算出した基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定して、選定された額に2分の1を乗じて得た額と都道府県が助成した額に3分の2を乗じて得た額とを比較して少ない方の額とする。

そして、基準額は、ア、イいずれの場合も、隣保館の館長が他の施設の長等を兼務する場合は1隣保館当たりの基準単価を兼職数で除したり、専任指導職員を配置している場合はその人数に応じて定められた額を加算したりして算出することなどとなっている。

本院が、補助金について、8府県の19市町において会計実地検査を行ったところ、2府県の3市町において、基準額の算出に当たり、隣保館の館長が兼務していることを考慮していなかったり、専任指導職員の配置人数を過大に計上したりしたことなどにより、基準額が過大に算出されていたため、補助金計 35,269,000 円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、3市町において、補助制度の内容についての理解が十分でなかったこと、厚生労働省及び熊本県において、事業実績報告書の審査、確認が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

京都市は、平成16年度から20年度までの基準額の算出に当たり、隣保館の館長が他の隣保館の館長を兼務しているのに基準単価を兼職数で除していなかったり、専任指導職員の配置人数を過大に計上して加算額が過大になっていたりしたことなどのため、基準額を計 65,886,184 円過大に算出していた。

したがって、適正な基準額に基づいて16年度から20年度までの補助金を算定すると、計 32,945,000 円が過大となっていた。

以上を府県別・事業主体別に示すと次のとおりである。

府 県 名	補助事業者	間接補助事業者	年 度	国庫補助金交付額	不当と認める国庫補助金交付額	摘 要
(513) 京 都 府	京 都 市 (事業主体)	—	16~20	千円 547,027	千円 32,945	基準額を過大に算出していたもの
(514) 熊 本 県	熊 本 県	阿 蘇 郡 小 国 町 (事業主体)	20	5,141	1,072	同
(515) 同	同	菊 池 市 (事業主体)	21	5,441	1,252	同
(513)-(515)の計				557,609	35,269	

(10) 遺骨収集等派遣費補助金(慰霊友好親善事業に係る分)が過大に交付されていたもの

1件 不当と認める国庫補助金 36,628,000円

遺骨収集等派遣費補助金(慰霊友好親善事業に係る分。以下「補助金」という。)は、財団法人日本遺族会(以下「日本遺族会」という。)が行う、先の大戦による海外等での戦没者の遺児が旧主要戦域を訪れ、同地域に居住する先の大戦の関係者等とともにその地域の実情に合った友好親善及び慰霊追悼を行う慰霊友好親善事業に要する費用について、予算の範囲内において、国が補助するものである。

補助金の交付額は、交付要綱に基づき次のように算定することとなっている。

- ① 基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- ② ①により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額(以下「差引額」という。)とを比較して少ない方の額(以下「国庫補助基本額」という。)を交付額とする。

また、対象経費は、現地戦争犠牲者等との交流会事業等を実施するために必要な旅費等の経費とされている。

本院が、補助金について、日本遺族会において会計実地検査を行ったところ、次のような事態が見受けられた。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年度	国庫補助金交付額 千円	不当と認める国庫 補助金交付額 千円	摘要
(516) 厚生労働本省	財団法人日本遺族会	16、17	359,658	36,628	寄附金その他の収入額とすべき参加費を計上していなかったもの

日本遺族会は、平成16年度及び17年度において寄附金その他の収入額を0円として差引額を算出して、基準額が対象経費の実支出額及び差引額と比較して最も少ない額であることから基準額計359,658,000円を国庫補助基本額とする事業実績報告書を厚生労働省に提出して、同額の補助金の交付を受けていた。

しかし、日本遺族会が16年度及び17年度において慰霊友好親善事業の参加者から収納した参加費は当該事業に係る収入に当たることから、これを事業実績報告書に寄附金その他の収入額として計上すべきであったのに、これをしていなかったため、差引額が過大となっていた。

したがって、適正な差引額を算定すると16年度及び17年度の差引額はいずれも基準額を下回ることから、これにより国庫補助基本額を算定すると計323,031,217円となり、国庫補助基本額が過大に算定されていた。そして、適正な国庫補助基本額に基づき補助金の交付額を算定すると計323,030,000円となることから、交付額との差額計36,628,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、日本遺族会において、総事業費から控除する寄附金その他の収入額に該当するものについての理解が十分でなかったこと、同省において、日本遺族会から提出された事業実績報告書の審査、確認が十分でなかったことなどによると認められる。

(11) 地域生活支援事業費補助金が過大に交付されていたもの

6件 不当と認める国庫補助金 22,189,000円

地域生活支援事業費補助金(平成18年度は地域生活支援事業費等補助金。以下「補助金」という。)は、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)等に基づき、障害者及び障害児の福祉の増進を図ることを目的として、都道府県が行う専門性が高い相談支援事業等の都道府県地域生活支援事業、市町村(特別区を含む。以下同じ。)が行う地域活動支援センター機能強化事業(以下「センター機能強化事



業」という。)等の市町村地域生活支援事業等に要する費用について、その一部を国が補助するものである。

センター機能強化事業は、地域活動支援センターの利用者に対して創作的活動等の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行う基礎的事業に加えて、精神保健福祉士等の専門職員の配置により、医療・福祉及び地域の社会基盤等との連携強化のための調整等を行うものである。そして、事業の実施形態としては、市町村が自ら実施するほか、社会福祉法人等の事業者等に委託して実施することもできることとなっている。

ただし、基礎的事業については、その財源は地方交付税により措置されていることから、補助金の交付対象とはならない。

補助金の交付額は、交付要綱等に基づき、次のように算定することなどとなっている。

- ① 所定の方式によって算定した基準額と、対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- ② ①により選定された額を補助対象事業費として、これに補助率 100 分の 50 を乗じて得た額を交付額とする。

本院が、24 都道府県の 187 市区町村において会計実地検査を行ったところ、5 県の 6 事業主体において、補助金の算定に当たり、誤って対象外経費を計上するなどしていたため、補助金 22,189,000 円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において、補助対象事業費の算定に当たり、対象経費の実支出額の調査確認が十分でなかったこと、県において、提出された事業実績報告書の審査、確認が十分でなかったこと、厚生労働省において、事業主体に対する適正な事務処理の執行についての指導が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

鹿屋市は、対象経費の実支出額の算定に当たり、地域活動支援センターに係る事業を委託した法人が、基礎的事業のみ実施し、センター機能強化事業を行っていなかったのに、誤って、補助対象とはならない基礎的事業に係る経費を補助対象事業費に含めるなどしていた。

この結果、補助対象事業費が平成 19 年度 7,906,778 円、20 年度 4,002,906 円、計 11,909,684 円過大に算定されており、これに係る補助金 19 年度 3,954,000 円、20 年度 2,002,000 円、計 5,956,000 円が過大に交付されていた。

以上を県別・事業主体別に示すと次のとおりである。

県名	補助事業者 (事業主体)	年度	補助対象 事業費	左に対す る国庫補 助金交付 額	不当と認 める補助 対象事業 費	不当と認 める国庫 補助金交 付額	摘 要
			千円	千円	千円	千円	
(517)	福島県 郡山市	18	112,926	56,463	9,134	4,568	対象外経費を計上していたものなど
(518)	栃木県 足利市	18	48,189	24,093	5,638	2,820	対象外経費を計上していたもの
(519)	三重県 津市	18	84,694	42,347	7,987	3,994	同
(520)	長崎県 長崎市	18	138,967	69,483	3,711	1,856	対象外経費を計上していたものなど
(521)	鹿児島県 鹿屋市	19、20	100,240	50,120	11,909	5,956	同
(522)	同 出水市	18、19	40,098	20,046	5,991	2,995	同
(517)-(522)の計			525,115	262,552	44,373	22,189	

(12) 障害者自立支援給付費負担金が過大に交付されていたもの

27件 不当と認める国庫補助金 195,211,131円

障害者自立支援給付費負担金(以下「負担金」という。)は、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)に基づき、障害者及び障害児(以下「障害者等」という。)の福祉の増進を図ることなどを目的として、市町村(特別区を含む。)が、都道府県知事の指定する障害福祉サービス事業者等から居宅介護、共同生活介護、共同生活援助等の障害福祉サービス(以下「指定障害福祉サービス」という。)等を受けた障害者等に対して、介護給付費、訓練等給付費等(以下「自立支援給付費」という。)を支給した場合に、その支給に要する費用の一部を国が負担するものである。自立支援給付費は、指定障害福祉サービス等に通常要する費用につき、厚生労働大臣が定めた基準により算定した費用の額の100分の90に相当する額となっており、残りの額は原則として障害者等が負担する(以下、この額を「利用者負担額」という。)こととなっており、この利用者負担額は負担金の交付対象とはならない。

障害者自立支援法による制度は、それまでの身体障害、知的障害等の障害の種類ごとに異なる法律に基づいて行われていた支援費制度に代えて、一元的に福祉サービス等を提供する制度として、平成18年4月に創設されたものである。そして、従来の支援費制度のうち、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)等に基づく指定施設に対する支援費(以下「旧法施設支援費」という。)、特定入所者食費等給付費等は、18年9月までは知的障害者施設訓練等支援費等国庫負担金等の交付対象であったが、同年10月からは指定障害福祉サービス費、特定障害者特別給付費等として負担金の交付対象となっている。

負担金の交付額については、交付要綱等に基づき、次のように算定することとなっている。

- ① 所定の方式によって算定した基準額と、自立支援給付費の支給に要した費用(以下「対象経費の実支出額」という。)から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- ② ①により選定された額を国庫負担対象事業費として、これに補助率100分の50を乗じて得た額を交付額とする。

本院が、24都道府県の187市区町村において、会計実地検査を行ったところ、15道府県の27市町村において、負担金の算定に当たり、誤って、対象外経費を計上したり、対象経費の実支出額を二重に計上したりなどしていたため、負担金計195,211,131円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、27市町村において、国庫負担対象事業費の算定に当たり、対象経費の実支出額の調査確認が十分でなかったこと、15道府県において、事業実績報告書の審査、確認が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1>

岡山市は、対象経費の実支出額の算定に当たり、誤って、負担金の交付対象とならない平成18年4月から9月までの分の特定入所者食費等給付費及び旧法施設支援費を計上するなどしていた。

この結果、国庫負担対象事業費が79,271,373円過大に算定されており、これに係る負担金39,635,687円が過大に交付されていた。

<事例2>

薩摩川内市は、対象経費の実支出額の算定に当たり、誤って、特定障害者特別給付費を二重に計上するなどしていた。

この結果、国庫負担対象事業費が16,739,985円過大に算定されており、これに係る負担金8,369,992円が過大に交付されていた。

以上を道府県別・事業主体別に示すと次のとおりである。

道府県名	補助事業者 (事業主体)	年 度	国庫負担 対象事業 費	左に対す る国庫負 担金交付 額	不当と認 める国庫 負担対象 事業費	不当と認 める国庫 負担金交 付額	摘 要
			千円	千円	千円	千円	
(523)	北海道 恵庭市	18、19	772,745	386,372	32,670	16,335	対象経費の集計を誤っていたものなど
(524)	青森県 弘前市	19	1,607,945	803,972	4,938	2,469	経費を二重に計上していたものなど
(525)	同 南津軽郡 藤崎町	18	69,618	34,809	4,041	2,020	対象外経費を計上していたものなど
(526)	同 北津軽郡 板柳町	18	67,803	33,901	2,391	1,195	同
(527)	秋田県 北秋田郡 上小阿仁村	18	29,396	14,698	3,989	1,994	対象経費の集計を誤っていたもの
(528)	福島県 郡山市	18～20	4,012,565	2,006,282	29,658	14,829	経費を二重に計上していたものなど
(529)	同 南相馬市	18	166,944	83,472	3,020	1,510	同
(530)	愛知県 北名古屋市	18	151,305	75,652	2,045	1,022	同
(531)	同 <sup>(注)</sup> 西春日井郡 春日町	18	8,007	4,003	3,881	1,940	対象外経費を計上していたものなど
(532)	三重県 津市	18	842,341	421,170	2,876	1,438	経費を二重に計上していたものなど
(533)	同 四日市市	18	739,551	369,775	10,127	5,063	翌年度予算で支払った経費を含めていたもの
(534)	京都府 京都市	18	5,586,814	2,793,407	37,949	18,974	対象外経費を計上していたものなど
(535)	同 城陽市	18	263,478	131,739	5,465	2,732	同
(536)	兵庫県 明石市	18	647,511	323,755	13,965	6,982	経費を二重に計上していたものなど
(537)	奈良県 大和高田市	18、19	726,827	363,413	10,271	5,135	対象外経費を計上していたものなど
(538)	和歌山県 新宮市	19	318,751	159,375	5,049	2,524	同
(539)	同 岩出市	18	142,541	71,270	10,647	5,323	同
(540)	同 <sup>むろ</sup> 東牟婁郡 那智勝浦町	18、19	297,400	148,700	8,373	4,186	同
(541)	岡山県 岡山市	18	2,076,427	1,038,213	79,271	39,635	同
(542)	同 倉敷市	19	2,789,114	1,394,557	2,642	1,321	対象経費の集計を誤っていたもの
(543)	同 津山市	19、20	1,844,095	922,047	35,137	17,568	対象外経費を計上していたものなど
(544)	福岡県 筑紫野市	20	519,242	259,621	35,627	17,813	同
(545)	長崎県 壱岐市	18	153,150	76,575	4,274	2,137	同
(546)	同 <sup>そのぎ</sup> 東彼杵郡 東彼杵町	18	69,009	34,504	3,302	1,651	同
(547)	熊本県 水俣市	19	313,081	156,540	3,478	1,739	同
(548)	鹿児島県 鹿屋市	18、19	1,432,824	716,412	18,582	9,291	同
(549)	同 薩摩川内市	18	468,308	234,154	16,739	8,369	経費を二重に計上していたものなど
(523)～(549)の計			26,116,803	13,058,401	390,422	195,211	

(注) 平成21年10月1日以降は清須市

(13) 地域支援事業交付金が過大に交付されていたもの

4 件 不当と認める国庫補助金 17,490,244 円

地域支援事業交付金(以下「交付金」という。)は、介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき、被保険者が要介護状態又は要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として交付するものであり、市町村が行う介護予防事業、包括的支援事業及びその他の地域支援事業(以下、これを「任意事業」という。)に要する費用の一部を国が負担することとなっている。

交付金の交付額は、交付要綱等に基づき、次のとおり算定することとされている。

- ① 介護予防事業、包括的支援事業及び任意事業のそれぞれについて所定の方法により算定した基準額と、交付対象となっている経費(以下「対象経費」という。)の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- ② ①によりそれぞれの事業ごとに選定された額に介護予防事業については25/100、包括的支援事業及び任意事業については40.5/100を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

介護予防事業のうち訪問型介護予防事業は、低栄養状態を改善するために特に必要と認められる者に対して、栄養改善プログラムの一環として配食の支援を実施するものとされている。また、任意事業のうち地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業は、栄養改善が必要な高齢者(介護予防事業の対象者を除く。)に対して地域の社会福祉法人等が実施している配食の支援を活用し、高齢者の状況を定期的に把握するものとされている。そして、これらの事業を実施する場合の食材料費及び調理費相当分は利用者負担とされており、これらの経費については対象経費から除くこととされている。

本院は、28都道府県の333市区町村等において会計実地検査を行った。その結果、4県の4事業主体が平成18年度から20年度までの間に実施した配食の支援又はその支援を活用する事業において、利用者負担とされている調理費相当分を対象経費に含めるなどしていたため、交付金交付額計297,733,827円のうち計17,490,244円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、上記の4事業主体において交付要綱等の理解が十分でなかったこと、4県において事業主体から提出された実績報告書の審査、確認が十分でなかったことなどによると認められる。

これを県別・補助事業者(事業主体)別に示すと次のとおりである。

県名	補助事業者(事業主体)	年度	事業費 千円	左に対する交付金交付額 千円	不当と認める交付金交付額 千円	摘要
(550)	千葉県 鎌ヶ谷市	18、19	88,947	34,452	3,226	対象経費外の調理費相当分を含めていたもの
(551)	神奈川県 藤沢市	20	423,252	151,448	3,222	対象経費を過大に算定していたもの
(552)	静岡県 磐田市	18、19	211,370	68,047	2,695	対象経費外の調理費相当分を含めていたもの
(553)	宮崎県 日向市	18、19	114,554	43,784	8,346	同
(550)-(553)の計			838,125	297,733	17,490	

(14) 介護給付費負担金が過大に交付されていたもの

11 件 不当と認める国庫補助金 56,811,233 円

介護保険は、介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)が保険者となって、市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者等を被保険者として、加齢による疾病等の要介護状態等に関して、保健医療サービス及び福祉サービスの給付を行う保険である。

介護保険については各種の国庫助成が行われており、その一つとして、市町村が行う介護保険事業運営の安定化を図るため、介護給付費負担金(以下「負担金」という。)が交付されている。

毎年度の負担金の交付額は、「介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令」(平成10年政令第413号)等に基づき、次により算定することとなっている。

$$\boxed{\text{介護給付及び予防給付に要する費用等の額}} \times \boxed{\begin{matrix} \text{国の負担割合} \\ \left[ \begin{matrix} \text{施設等分 } 15/100 \\ \text{その他分 } 20/100 \end{matrix} \right] \end{matrix}} = \boxed{\text{交付額}}$$

各算出要素については、次のとおりとされている。

ア 介護給付及び予防給付に要する費用等の額は、当該年度に、国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)が審査決定した市町村負担分の居宅介護サービス費、施設介護サービス費、特定入所者介護サービス費等及び市町村が支払決定した高額介護サービス費、居宅介護住宅改修費等の介護給付並びに予防給付に要する費用の額(以下、これらを「介護給付費等」という。)に、国保連合会に対する審査支払手数料を加えた額とされている。

イ 国の負担割合は、介護給付費等の費用の区分に応じて、次のように定める割合とされている。

(ア) 施設等分は、介護給付費等のうち、施設介護サービス費、指定施設サービス等に係る特定入所者介護サービス費、特定施設入居者生活介護費等及び介護予防特定施設入居者生活介護に係る予防給付費であり、負担割合は15/100

(イ) その他分は、介護給付費等のうち、上記施設等分以外の介護給付費等であり、負担割合は20/100

負担金の交付手続については、①交付を受けようとする市町村は都道府県に交付申請書及び事業実績報告書を提出して、②これを受理した都道府県は、その内容を添付書類により、また、必要に応じて現地調査を行うことにより審査の上、これを厚生労働省に提出して、③厚生労働省はこれに基づき交付決定及び交付額の確定を行うこととなっている。

本院が、28都道府県の314市区町村、4一部事務組合及び7広域連合において、平成18年度から20年度までに交付された負担金について会計実地検査を行ったところ、7県の10市町及び1広域連合において、介護給付費等について施設等分及びその他分の区分を誤り国の負担割合が高いその他分を過大に算定するなどして、負担金の交付額を過大に算定したため、負担金交付額計8,524,437,079円のうち計56,811,233円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、上記の10市町及び1広域連合において法令等を十分に理解していなかったこと、上記の7県において事業実績報告書の審査、確認が十分でなかったことなどによると認められる。

これを県別・交付先(保険者)別に示すと次のとおりである。

	県名	交付先(保険者)	年度	負担金交付額 千円	不当と認める負担金交付額 千円	摘要
(554)	埼玉県	児玉郡美里町	18	111,640	1,231	施設等分及びその他分の区分が誤っていたもの
(555)	神奈川県	小田原市	18	1,358,548	9,805	同
(556)	同	三浦市	18	479,870	4,307	同
(557)	同	秦野市	18、19	1,990,995	20,822	同
(558)	同	綾瀬市	18	355,262	2,559	同
(559)	滋賀県	彦根市	19、20	1,709,458	5,936	同
(560)	奈良県	北葛城郡河合町	18	154,675	1,263	同

県名	交付先 (保険者)	年度	負担金交付額	不当と認める負担金交付額	摘要
(561) 徳島県	板野郡 上板町	19, 20	千円 313,413	千円 1,892	施設等分及びその他分の区分が誤っていたものなど
(562) 同	みよし 広域連合	18, 19	1,487,704	2,511	施設等分及びその他分の区分が誤っていたもの
(563) 福岡県	大川市	18	393,340	4,347	施設等分及びその他分の集計が誤っていたもの
(564) 鹿児島県	大島郡 龍郷町	18, 19	169,527	2,132	施設等分及びその他分の区分が誤っていたもの
(554)–(564)の計			8,524,437	56,811	

上記の事態については、厚生労働省は、従来発生防止に取り組んでいるところであるが、さらに、市町村に対して適正な交付申請等のための指導の徹底を図るとともに審査、確認の徹底を図るよう、都道府県に対して指示するなどの必要があると認められる。

### (15) 介護保険の普通調整交付金が過大に交付されていたもの

8 件 不当と認める国庫補助金 119,723,000 円

介護保険は、介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)が保険者となって、市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者(以下「第1号被保険者」という。)等を被保険者として、加齢による疾病等の要介護状態等に関して、保健医療サービス及び福祉サービスの給付を行う保険である。

介護保険については各種の国庫助成が行われており、その一つとして、財政調整交付金が交付されている。財政調整交付金は、市町村が行う介護保険財政が安定的に運営され、もって介護保険制度の円滑な施行に資することを目的として、各市町村における介護給付等に要する費用の総額の5%に相当する額を国が負担して、これを各市町村に交付するもので、普通調整交付金と特別調整交付金とがある。

普通調整交付金(以下「交付金」という。)は、市町村における第1号被保険者の総数に占める75歳以上の者の割合(以下「後期高齢者加入割合」という。)及び所得段階の区分(第1段階から第6段階まで)ごとの第1号被保険者の分布状況(以下「所得段階別加入割合」という。)が、市町村間で格差があることによって生ずる介護保険財政の不均衡を是正するために交付するものである。

交付金の交付額は、次により算定することとなっている。

$$\boxed{\text{調整基準標準給付費額}} \times \boxed{\text{市町村ごとの普通調整交付金交付割合}} \times \boxed{\text{調整率}} = \boxed{\text{交付額}}$$

(注) 調整率 当該年度に交付する交付金の総額と市町村ごとに算定した交付金の総額とのかい離を調整する割合

上記のうち、調整基準標準給付費額及び普通調整交付金交付割合については、次のとおりとされている。

ア 調整基準標準給付費額は、当該市町村における前年度の1月から当該年度の12月までにおいて、①国民健康保険団体連合会が審査決定した居宅介護サービス費、施設介護サービス費等、②市町村が支払決定した高額介護サービス費等の支給を行う介護給付に要した費用、③居宅支援サービス費等の支給を行う予防給付に要した費用等の合計額とする。

イ 普通調整交付金交付割合は、後期高齢者加入割合補正係数と所得段階別加入割合補正係数を用いるなどして算出した割合であり、このうち、後期高齢者加入割合補正係数は、当該市町村におい

て、介護保険事業状況報告(月報)により報告することとされている前年度の1月報告分(12月末の人数)から当該年度の12月報告分(11月末の人数)までの後期高齢者数を基に算出される後期高齢者加入割合を、国から示されるすべての市町村における後期高齢者加入割合と比較した係数である。また、所得段階別加入割合補正係数は、当該市町村において、毎年4月1日(保険料の賦課期日)における標準的な所得段階の区分ごとの第1号被保険者数を基に算出される所得段階別加入割合を、国から示されるすべての市町村における所得段階別加入割合と比較した係数である。

交付金の交付を受けようとする市町村は都道府県に交付申請書及び事業実績報告書を提出して、これを受理した都道府県は、その内容を添付書類により、また、必要に応じて現地調査を行うことにより審査の上、これを厚生労働省に提出して、厚生労働省はこれに基づき交付決定及び交付額の確定を行うこととなっている。

本院は、28都道府県の316市区町村、4一部事務組合及び7広域連合において、平成18年度から20年度までの間に交付された交付金について会計実地検査を行った。その結果、6県の8市町において、後期高齢者加入割合補正係数の算出を誤るなどして、交付金の交付額を過大に算定したため、交付金交付額計4,174,806,000円のうち計119,723,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、上記の8市町において制度を十分に理解していなかったこと、また、6県において事業実績報告書の審査、確認が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

神奈川県茅ヶ崎市は、平成19年度の後期高齢者加入割合補正係数の算出に当たり、19年3月報告分(19年2月末の人数)の前期高齢者数と後期高齢者数を取り違えて算出していた。

このため、交付金交付額174,587,000円のうち44,413,000円が過大に交付されていた。

以上を県別・交付先(保険者)別に示すと次のとおりである。

県名	交付先(保険者)	年度	交付金交付額	左のうち不当と認める額	摘要
			千円	千円	
(565)	岩手県 遠野市	19	162,559	1,037	調整基準標準給付費額の算出を誤っていたもの
(566)	茨城県 猿島郡 境町	18	69,071	18,901	所得段階別加入割合補正係数の算出を誤っていたものなど
(567)	神奈川県 茅ヶ崎市	19	174,587	44,413	後期高齢者加入割合補正係数の算出を誤っていたもの
(568)	兵庫県 伊丹市	19	227,189	42,962	所得段階別加入割合補正係数の算出を誤っていたもの
(569)	同 加東市	19	119,556	1,330	調整基準標準給付費額の算出を誤っていたもの
(570)	宮崎県 都城市	20	940,658	1,505	同
(571)	鹿児島県 薩摩川内市	18~20	2,253,075	4,928	後期高齢者加入割合補正係数の算出を誤っていたものなど
(572)	同 いちき串木野市	18	228,111	4,647	所得段階別加入割合補正係数の算出を誤っていたものなど
(565)-(572)の計			4,174,806	119,723	

上記の事態については、厚生労働省は、従来発生防止に取り組んでいるところであるが、さらに、市町村に対して適正な交付申請等のための指導の徹底を図るとともに審査、確認の徹底を図るよう、都道府県に対して指示するなどの必要があると認められる。

(16) 地域介護・福祉空間推進交付金(夜間対応型訪問介護分)が過大に交付されていたもの

3件 不当と認める国庫補助金 48,247,000円

第3章  
第1節  
第10  
厚生労働省

地域介護・福祉空間推進交付金(夜間対応型訪問介護分)(以下「交付金」という。)は、地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律(平成元年法律第64号)に基づき、民間事業者が実施する夜間対応型訪問介護の実施のために必要な事業に対して市町村(特別区を含む。以下同じ。)が補助する場合に要する費用等を対象として市町村に交付するものであり、市町村が作成した面的整備計画に記載された施設に係る経費が対象となっている。

交付金の交付対象となる経費は、交付要綱等に基づき、利用者の心身の状況等の情報を把握し、適時適切に利用者からの通報を受け付けることができる通信機器等の購入費、事業立ち上げの初年度に必要な車両等の購入費等とされている。そして、交付金の交付額は、対象経費の実支出額の合計額と基準額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額の合計額とを比較して、少ない方の額とされている。

本院は、41市区の30事業主体において、平成18年度から20年度までに交付された交付金について会計実地検査を行った。その結果、18年度の交付金について、1市の3事業主体において、実績報告提出後、年度を越えて通信機器等が納品されるなどして対象とならない経費を計上したため、交付金48,247,000円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、3事業主体において、事業の適正な実施に対する認識等が十分でなかったこと、市において実績報告等の審査、確認が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

社会福祉法人それいゆは、平成18年度の交付金事業の実施に当たり、通信機器及び車両等をそれぞれ15,000,000円及び4,198,425円、計19,198,425円で購入したとする実績報告を19年3月に大牟田市に提出していた。

しかし、通信機器及び車両等いずれも、それぞれ実績報告提出後の19年10月及び19年12月以降に納品されていて、年度内に事業が完了していなかった。

したがって、本件交付金事業は、交付対象事業費が19,198,425円過大となっており、これに係る交付金相当額18,427,000円が過大に交付されていた。

なお、車両等については、実績報告提出後に新車から中古車に変更するなどして、実績報告を行った額より低額な1,524,429円で購入していた。

以上を事業主体別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者	間接補助事業者(事業主体)	年度	交付対象事業費	左に対する交付金交付額	不当と認める交付対象事業費	不当と認める交付金交付額	摘要
				千円	千円	千円	千円	
(573) 九州厚生局	大牟田市	社会福祉法人それいゆ	18	30,772	30,000	19,198	18,427	対象外経費を計上していたもの
(574) 同	同	社団法人大牟田医師会	18	30,000	30,000	15,000	15,000	同
(575) 同	同	社会福祉法人東翔会	18	30,180	30,000	15,000	14,820	同
(573)-(575)の計				90,952	90,000	49,198	48,247	



(17) **地域介護・福祉空間整備交付金(夜間対応型訪問介護ステーション分)が過大に交付されていたもの** 1件 不当と認める国庫補助金 1,525,000円

地域介護・福祉空間整備交付金(夜間対応型訪問介護ステーション分)(以下「交付金」という。)は、地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律(平成元年法律第64号)に基づき、民間事業者が実施する夜間対応型訪問介護ステーション等の整備等に対して市町村(特別区を含む。以下同じ。)が補助する場合に要する費用等を対象として市町村に交付するものであり、市町村が作成した面的整備計画に記載された施設に係る経費が対象となっている。

交付金の交付対象となる経費は、交付要綱等に基づき、夜間対応型訪問介護ステーションの整備等に必要な工事費及び工事事務費であり、このうち工事事務費については、工事施工のために直接必要な旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等が対象とされている。そして、交付金の交付額は、対象経費の実支出額の合計額と基準額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額の合計額とを比較して、少ない方の額とされている。

本院が、本件交付金事業について、事業主体から事業実績報告書等の資料の提出を受けて書面検査を行うとともに、九州厚生局において会計実地検査を行ったところ、次のような事態が見受けられた。

部局等	補助事業者	間接補助事業者 (事業主体)	年度	交付対象 事業費	左に対する 交付金額	不当と認める交付 対象事業 費	不当と認める交付 金交付額	摘要
				千円	千円	千円	千円	
(576) 九州厚生局	那覇市	株式会社ケアネット徳洲会沖縄	20	4,158	4,158	1,525	1,525	対象外経費を計上していたもの

株式会社ケアネット徳洲会沖縄は、上記の交付対象事業費の算定に当たり、交付対象経費とならないテーブル、プロジェクター、ノートパソコン等の事務備品等の購入代金を計上していた。

したがって、交付対象事業費1,525,639円が過大となっていて、この過大となっていた交付対象事業費に係る交付金1,525,000円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同会社において、事業の適正な実施に対する認識等が十分でなかったこと、那覇市において実績報告等の審査、確認が十分でなかったことなどによると認められる。

(18) **厚生労働科学研究費補助金が過大に交付されていたもの**

6件 不当と認める国庫補助金 115,641,000円

厚生労働科学研究費補助金は、厚生労働科学研究の振興を促し、もって、国民の保健医療、福祉、生活衛生、労働安全衛生等に関して、行政施策の科学的な推進を確保するため、技術水準の向上を図ることを目的とする研究事業又は推進事業を行う研究者又は法人に対して、厚生労働科学研究費補助金取扱規程(平成10年厚生省告示第130号)、厚生労働科学研究費補助金取扱細則(平成10年厚科第256号厚生科学課長決定)等(以下、これらを合わせて「取扱規程等」という。)に基づき、厚生労働大臣が認めた額と補助対象経費に係る実支出額とを比較して少ない方の額を国が補助するものである。

この補助金の補助対象経費等は、取扱規程等によると、次のとおりとなっている。

ア 研究事業

研究計画に基づき遂行される研究事業に関してすべての責任を負う研究者(以下「主任研究者」という。)が当該研究を他の研究者と共同で実施する場合は、①主任研究者、②主任研究者と研究項目を

分担して研究を実施する分担研究者、③主任研究者の研究計画の遂行に協力する研究協力者により研究組織を構成するものとされている。そして、補助金の交付を受けた主任研究者は、交付された補助金の一部を分担研究者に配分することができることとなっている。

研究事業に係る補助対象経費は、研究で使用する消耗品等(以下「研究用物品」という。)の購入費等の直接研究に必要な経費、研究事業の一部を他の機関に委託して行うための経費(以下、これらを合わせて「直接研究費等」という。)等となっている。また、直接研究費等に係る事務は、主任研究者及び分担研究者の事務に係る負担を軽減するため、原則として、主任研究者及び分担研究者の所属機関の長に委任されることとなっている。そして、委任を受けた所属機関の長は、直接研究費等に係る事務を適正に執行することとなっている。

#### イ 推進事業

推進事業は、研究事業に関し、外国人研究者を招へいすることなどにより、当該研究事業を支援するための事業であり、推進事業に係る補助対象経費は、外国人研究者招へい事業に要する経費、外国への日本人研究者派遣事業に要する経費及びその他別に定める事業に要する経費となっている。そして、これらの経費は非常勤職員手当等の人件費、諸謝金、旅費、日々雇用する単純労働に服する者に対する賃金等となっており、常勤職員の人件費は補助の対象とはならないこととなっている。

本院が、25 研究機関に所属する研究者 99 名が実施している 199 研究事業及び 3 法人が実施している 15 推進事業について会計実地検査を行ったところ、2 研究機関に所属する 5 研究者が実施している 28 研究事業において、研究者が架空の取引に係る購入代金を業者に預けて別途に経理するなどの不適正な経理処理を行っていたり、1 法人が実施している 5 推進事業において、法人が補助対象経費に補助対象とは認められない経費を含めていたりしていたため、国庫補助金計 115,641,000 円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、研究事業については、①研究者において、補助金の原資は税金等であり、事実に基づく適正な会計経理を行うという基本的な認識が欠けていたこと、②研究者の所属機関において、研究用物品の納品検査等が十分でなかったこと、③厚生労働省において、研究者及び研究機関に対して補助金の不正使用の防止について必要な措置の導入や指導を行っていたものの、その周知徹底が十分でなかったことなどによると認められる。また、推進事業については、①法人において、実支出額の算定に当たり、取扱規程等の理解が十分でなかったこと、②同省において、法人から提出された事業実績報告書の審査、確認が十分でなかったことなどによると認められる。

これを所属機関別・研究者別、法人別に示すと次のとおりである。

#### ア 研究事業

	所属機関名	国庫補助金の交付先(研究者)	年 度	事 業 数	国庫補助金交付額	不当と認める国庫補助金額	摘 要
(577)	(注2) 公立大学法人和歌山県立医科大学	E	16~18	9	千円 413,180	千円 6,310	不適正な経理処理

上記の研究者は、業者に架空の取引を指示して研究用物品を購入したとする虚偽の納品書、請求書等を作成させ、研究者の所属機関に架空の取引に係る購入代金を支払わせて、これを業者に預けて別途に経理していた。

	所属機関名	国庫補助金の交付先(研究者)	年 度 事 業 数	国庫補助金交付額	不当と認める国庫補助金額	摘 要	
(578)	公立大学法人和歌山県立医科大学	F	16~18	3	千円 34,000	千円 4,852	不適正な経理処理
(579)	同	G	16~18	3	145,790	1,344	同
<p>(注1) 研究者 公立大学法人和歌山県立医科大学については、本件以外にも不当事項(186ページ、194ページ、836ページ、872ページ)を掲記しており、同一の研究(代表)者名を同一のアルファベット(A~G、a~t)で表示している。</p> <p>(注2) 公立大学法人和歌山県立医科大学 平成18年3月31日以前は和歌山県立医科大学</p> <p>上記2名の研究者は、随時、業者に研究用物品を納入させた上で、後日、納入された研究用物品とは異なる虚偽の内容の納品書、請求書等を提出させて、これらの研究用物品が納入されたこととして研究者の所属機関にその購入代金を支払わせていた。</p>							
(580)	愛知県がんセンター	A	15~19	8	338,747	6,499	不適正な経理処理
(581)	同	B	15~17	5	328,720	3,381	同
<p>上記2名の研究者は、業者に架空の取引を指示して研究用物品を購入したとする虚偽の納品書、請求書等を作成させ、自らが管理する本件補助金から架空の取引に係る購入代金を支払って、これを業者に預けて別途に経理するなどしていた。</p>							
アの計			28		1,260,437	22,386	

イ 推進事業

	補助事業者(事業主体)	国庫補助金の交付先	年 度 事 業 数	国庫補助金交付額	不当と認める国庫補助金額	摘 要	
(582)	財団法人エイズ予防財団	同左	16~20	5	千円 2,167,082	千円 93,255	補助の対象外
<p>上記の法人は、補助の対象とはならない常勤職員の給与等の一部を各年度の補助対象経費に含めるなどしていた。</p>							
ア、イの合計			33		3,427,519	115,641	

上記の事態については、厚生労働省は、従来発生防止に取り組んでいるところであるが、さらに、通知等により研究者等に対する指導を徹底して、補助事業の適正な執行に万全を期する必要があると認められる。

(19) 保健事業費等負担金(健康診査費分)が過大に交付されていたもの

5件 不当と認める国庫補助金 85,907,750円

保健事業費等負担金(健康診査費分)(以下「負担金」という。)は、老人保健法<sup>(注)</sup>(昭和57年法律第80号)に基づき、壮年期からの健康についての認識と自覚の高揚を図ることを目的に、市町村(特別区を含む。以下同じ。)が、その区域内に居住地を有する40歳以上の者に対して行う基本健康診査や歯周疾患検診等の健康診査及び指導の実施に要する経費の一部を、国が負担するものである。

(注) 老人保健法は、平成20年4月に「健康保険法等の一部を改正する法律」(平成18年法律第83号)により「高齢者の医療の確保に関する法律」に改正され、これにより、保健事業は19年度をもって終了した。

負担金の交付額は、交付要綱等に基づき、次のとおり算定することとなっている。

- ① 診査の種類ごとに定められている基準単価(基本健康診査については、更に集団検診、医療機関一括方式、医療機関個別方式等の実施方法ごとに定められている。)から、受診者等から徴収する額について診査の種類ごとに定められている費用徴収基準額(基本健康診査については、更に実施方法ご

とに定められている。以下「徴収基準額」という。)を控除した額に、それぞれの受診人員数を乗じて得た額の合計額を基準額とする。そして、実際の費用徴収額(以下「徴収額」という。)が徴収基準額を上回る場合には、徴収基準額ではなく徴収額を基準単価から控除して基準額を算出する。

② ①により算出された基準額、補助対象経費の実支出額及び総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して最も少ない額に3分の1を乗じて得た額を交付額とする。

そして、健康診査は、同一人について年1回行うこととされている。また、基本健康診査の実施方法のうち、集団検診は、市町村が医師等を雇い上げるなどして、市町村保健センター、公民館等の施設で基本健康診査を実施するものであり、医療機関一括方式は、医療機関に委託して、その医療機関の施設において、期日、時間を定めて、その間専ら基本健康診査を実施するものとされている。

本院は、28都道府県の288市区町村において、平成16年度から19年度までに交付された負担金について会計実地検査を行った。その結果、5府県の5事業主体において、2回目以降の基本健康診査の受診人員数、又は40歳未満の受診人員数を負担金の算定対象に含めていたり、集団検診の基準単価(16、17両年度4,247円、18、19両年度4,240円)を適用すべきところ、医療機関一括方式の基準単価(16年度7,933円、17年度7,922円、18年度7,978円、19年度7,843円)を適用していたり、基準額を算出する際に基準単価から徴収額を控除していなかったりなどして、負担金の交付額の算定を誤ったため、負担金交付額計2,478,711,098円のうち計85,907,750円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、上記の5事業主体において交付要綱等を十分に理解していなかったこと、厚生労働省又は府県において事業主体から提出された事業実績報告書の審査、確認が十分でなかったことなどによると認められる。

これを府県別・事業主体別に示すと次のとおりである。

府 県 名	補助事業者 (事業主体)	年 度	国庫負担 対象事業 費	左に対す る国庫負 担金交付 額	不当と認 める国庫 負担対象 事業費	不当と認 める国庫 負担金交 付額	摘 要
			千円	千円	千円	千円	
(583) 神奈川県	川崎市	16~19	4,661,694	1,553,898	155,367	51,789	2回目以降の受診人員数を含めていたものなど
(584) 愛知県	名古屋市	19	1,092,939	364,313	70,353	23,451	同
(585) 滋賀県	大津市	16~19	1,494,277	498,092	15,785	5,261	基準単価の適用を誤っていたものなど
(586) 大阪府	摂津市	19	89,547	29,849	3,537	1,179	40歳未満の受診人員数を含めていたものなど
(587) 兵庫県	豊岡市	17、18	97,673	32,557	12,680	4,226	基準単価から徴収額を控除していなかったものなど
(583)-(587)の計			7,436,133	2,478,711	257,723	85,907	

## (20) 知的障害者施設訓練等支援費等国庫負担金が過大に交付されていたもの

3件 不当と認める国庫補助金 5,181,133円

知的障害者施設訓練等支援費等国庫負担金(以下「負担金」という。)は、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)に基づき、知的障害者の福祉を図ることを目的として、市町村(特別区を含む。以下同じ。)が、都道府県知事の指定する知的障害者更生施設等から知的障害者施設支援(以下「指定施設支援」という。)を受けた知的障害者に対して、指定施設支援に要した費用について施設訓練等支援費等を支給した場合等に、その費用の一部を国が負担するものである。

また、市町村は、知的障害者に支給すべき施設訓練等支援費等について、指定施設支援を行った知的障害者更生施設等に対して支払うことができることとなっており、この場合、知的障害者に対して施設訓練等支援費等の支給があったものとみなされる。

負担金の交付額は、交付要綱等に基づき、施設訓練等支援費等の費目ごとに次のように算定することとなっている。

- ① 所定の方式によって算定した基準額と、対象経費の実支出額から寄附金の額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- ② 施設訓練等支援費を含む一部の費目については、①により選定された額から、所定の方式によって算定した利用者負担基準額等を控除する。
- ③ ①又は②により算定された額を国庫負担対象事業費として、これに補助率10分の5を乗じて得た額を交付額とする。

なお、負担金の交付対象である施設訓練等支援費等は、平成18年10月以降、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)に基づく障害者自立支援給付費負担金の交付対象となり、本件負担金の交付対象ではなくなった。

本院が、24都道府県の187市区町村において会計実地検査を行ったところ、3道県の3市において、負担金の算定に当たり、対象経費の集計を誤ったり、知的障害者更生施設等からなされた施設訓練等支援費の請求取下げなどによる減額分を対象経費の実支出額から控除しなかったりなどしていたため、負担金5,181,133円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、3市において、国庫負担対象事業費の算定に当たり、対象経費の実支出額の調査確認が十分でなかったこと、3道県において、事業実績報告書の審査、確認が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

一関市は、対象経費の実支出額の算定に当たり、誤って、知的障害者更生施設等からなされた請求取下げなどによる減額分を控除していないなどしていた。

この結果、国庫負担対象事業費が2,770,191円過大に算定されており、これに係る負担金1,385,096円が過大に交付されていた。

以上を道県別・事業主体別に示すと次のとおりである。

道 県 名	補助事業者 (事業主体)	年 度	国庫負担 対象事業 費	左に対す る国庫負 担金交付 額	不当と認 める国庫 負担対象 事業費	不当と認 める国庫 負担金交 付額	摘 要
			千円	千円	千円	千円	
(588) 北 海 道	恵 庭 市	18	180,991	90,495	5,256	2,628	対象経費の集計を誤っていたものなど
(589) 岩 手 県	一 関 市	18	378,182	189,091	2,770	1,385	対象経費から減額分を控除していなかったものなど
(590) 三 重 県	津 市	18	492,166	246,083	2,335	1,167	対象経費の集計を誤っていたものなど
(588)～(590)の計			1,051,339	525,669	10,362	5,181	

(21) 障害児施設措置費(給付費等)国庫負担金が過大に交付されていたもの

2 件 不当と認める国庫補助金 12,041,288 円

障害児施設措置費(給付費等)国庫負担金(以下「負担金」という。)は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定に基づき、障害児の福祉の増進を図ることなどを目的として、都道府県等が知的障害児施設

等の障害児施設に児童を措置した場合に入所等に要する費用(以下「措置費」という。)及び児童の保護者の申込みにより都道府県知事が指定する知的障害児施設等から障害児施設支援を受けた場合に、都道府県等が当該保護者に支給する障害児施設給付費等(以下「給付費等」という。)の一部を国が負担するものである。

なお、障害児施設の利用については、平成18年10月以降、従来の措置制度から原則として契約制度に移行し、措置による入所は、保護者が不在であるなどのため利用契約の締結が困難な家庭の児童に限られることとなった。このため、18年9月までは措置費のみ支給されていたが、同年10月以降は措置費及び給付費等が支給されている。

負担金の交付額は、交付要綱等に基づき算定することとなっており、このうち措置費については、以下のとおりとなっている。

- ① 所定の方式によって算定した障害児施設への支弁総額と児童等の措置のために要した費用(以下「対象経費の実支出額」という。)から寄附金を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- ② ①により選定された額から、児童の扶養義務者の前年分の所得税等の税額等による階層区分によって定められた徴収金基準額(以下「徴収金」という。)を控除した額を国庫負担対象事業費として、これに補助率2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

そして、対象経費の実支出額の算定に当たっては、都道府県等が、管内の障害児施設に他の都道府県等が措置した児童等を受け入れた場合、当該児童等に係る措置費相当額を他の都道府県等から収入として受け入れることから、他の都道府県等が措置した児童等に係る措置費は計上しないこととされている。

また、給付費等については、障害児施設支援に要する費用につき、厚生労働大臣が定めた基準により算定した費用の額の100分の90に相当する額から寄附金その他の収入を控除した額を国庫負担対象事業費として、これに補助率2分の1を乗じて得た額を交付額とすることとなっている。そして、基準により算定した費用の額の100分の10に相当する額は、原則として障害児の扶養義務者等が負担する(以下、この額を「利用者負担額」という。)こととなっており、利用者負担額は負担金の交付対象とはならない。

本院が、5都府県において、会計実地検査を行ったところ、2県において、負担金の算定に当たり、誤って、対象経費の実支出額に他の都道府県等が措置した児童等に係る措置費等を計上したり、徴収金の算定を誤っていたり、給付費等に利用者負担額を含めて計上したりしていたため、負担金12,041,288円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2県において、国庫負担対象事業費の算定に当たり、対象経費の実支出額等の調査確認が十分でなかったこと、厚生労働省において、事業主体に対する適正な事務処理の執行についての指導が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

#### <事例>

岐阜県は、対象経費の実支出額の算定に当たり、同県の障害児施設に受け入れている他県等が措置した児童に係る措置費について計上してはならないのに、誤って、これを計上したり、徴収金について、児童の扶養義務者の税額等による階層区分によって定められた金額ではなく、誤って、実際に収納した金額で算定したりするなどしていた。

この結果、国庫負担対象事業費が12,327,338円過大に算定されており、これに係る負担金6,163,669円が過大に交付されていた。

以上を県別・事業主体別に示すと次のとおりである。

県名	補助事業者 (事業主体)	補助事業	年度	国庫負担 対象事業 費	左に対す る国庫負 担金交付 額	不当と認 める国庫 負担対象 事業費	不当と認 める国庫 負担金交 付額	摘要
(591) 岐阜県	岐阜県	障害児施設措置費	18	千円 857,543	千円 428,771	千円 12,327	千円 6,163	対象外経費を計上していたものなど
(592) 香川県	香川県	障害児施設措置費(給付費等)	17、18	2,164,913	1,082,456	11,755	5,877	徴収金の算定を誤っていたものなど
(591)(592)の計				3,022,457	1,511,228	24,082	12,041	

(22) 障害者医療費負担金が過大に交付されていたもの

2件 不当と認める国庫補助金 6,151,234 円

障害者医療費負担金(以下「負担金」という。)は、障害者自立支援法(平成17年法律第123号。以下「法」という。)に基づき、障害者及び障害児(以下「障害者等」という。)の福祉の増進を図ることなどを目的として、都道府県又は市町村(特別区を含む。以下同じ。)が、都道府県知事等の指定する医療機関から自立支援医療を受けた障害者等に対して、自立支援医療に要した費用(以下「自立支援医療費」という。)を支給した場合等に、その費用の一部を国が負担するものである。

自立支援医療は、平成18年4月の法等の施行に伴い、改正前の児童福祉法(昭和22年法律第164号)における育成医療、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)における更生医療、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)における精神通院医療が統合・再編されたもので、障害者等は、自立支援医療の種類ごとに都道府県又は市町村による支給認定を受けて、同年同月以降に自立支援医療を受けた場合に、自立支援医療費が支給される。

このうち、更生医療は、身体障害者福祉法に規定する身体障害者の自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、当該身体障害者に対して行われる更生のために必要な医療であり、市町村が実施主体となっている。

負担金の交付額は、交付要綱に基づき、次のように算定することとなっている。

- ① 所定の方式によって算定した基準額と、自立支援医療費の支給に要した費用(以下「対象経費の実支出額」という。)から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- ② ①により選定された額を国庫負担対象事業費として、これに補助率100分の50を乗じて得た額を交付額とする。

本院が、24都道府県の187市区町村において会計実地検査を行ったところ、2県の2市において、負担金の算定に当たり、対象経費の集計を誤るなどしていたため、負担金6,151,234円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2市において、国庫負担対象事業費の算定に当たり、対象経費の実支出額の調査確認が十分でなかったこと、2県において、事業実績報告書の審査、確認が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

筑紫野市は、対象経費の実支出額の算定に当たり、更生医療に係る対象経費の集計を誤って10,148,282円過大に算出していた。

この結果、国庫負担対象事業費が同額過大に算定されており、これに係る負担金 5,074,141 円が過大に交付されていた。

以上を県別・事業主体別に示すと次のとおりである。

県名	補助事業者 (事業主体)	年度	国庫負担 対象事業 費	左に対す る国庫負 担金交付 額	不当と認 める国庫 負担対象 事業費	不当と認 める国庫 負担金交 付額	摘要
			千円	千円	千円	千円	
(593) 愛知県	清須市	18	9,853	4,926	2,154	1,077	対象外経費を計上していたもの
(594) 福岡県	筑紫野市	18	21,132	10,566	10,148	5,074	対象経費の集計を誤っていたもの
(593) (594) の計			30,985	15,492	12,302	6,151	

(23) 身体障害者保護費負担金が過大に交付されていたもの

2件 不当と認める国庫補助金 7,362,658 円

身体障害者保護費負担金(以下「負担金」という。)は、身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)に基づき、身体障害者の福祉の増進を図ることを目的として、都道府県又は市町村(特別区を含む。)が、身体障害者に対して補装具の交付等をした場合、都道府県知事の指定する身体障害者更生施設等から身体障害者施設支援等(以下「指定施設支援等」という。)を受けた身体障害者に対して指定施設支援等に要した費用について施設訓練等支援費等を支給した場合等に、その費用の一部を国が負担するものである。

そして、負担金は 18 歳以上である身体障害者に係る費用を交付対象としており、18 歳未満である身体障害児に係る補装具の交付等に要する費用(以下「障害児補装具費」という。)等については、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)等により身体障害児援護費負担金の交付対象とされており、本件負担金の交付対象とはされていない。

負担金の交付額は、交付要綱等に基づき、補装具給付費、施設訓練等支援費等などの種目ごとに次のように算定することとなっている。

- ① 所定の方式によって算定した基準額と、対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- ② 施設訓練等支援費等を含む一部の種目については、①により選定された額から、所定の方式によって算定した身体障害者等が負担する額等を控除する。
- ③ ①又は②により算定された額を国庫負担対象事業費として、これに補助率 10 分の 5 を乗じて得た額を交付額とする。

なお、負担金の交付対象である補装具給付費、施設訓練等支援費等などは、平成 18 年 10 月以降、障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)に基づく障害者自立支援給付費負担金の交付対象となり、本件負担金の交付対象ではなくなった。

本院が、24 都道府県の 187 市区町村において会計実地検査を行ったところ、2 県の 2 市において、負担金の算定に当たり、誤って対象外経費を計上したり、対象経費の集計を誤ったりなどしていたため、負担金 7,362,658 円が過大に交付されており、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2 市において、国庫負担対象事業費の算定に当たり、対象経費の実支出額の調査確認が十分でなかったこと、2 県において、事業実績報告書の審査、確認が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。



<事例>

松阪市は、対象経費の実支出額の算定に当たり、誤って、負担金の交付対象とならない障害児補装具費を計上するなどしていた。

この結果、国庫負担対象事業費が11,316,889円過大に算定されており、これに係る負担金5,658,444円が過大に交付されていた。

以上を県別・事業主体別に示すと次のとおりである。

県名	補助事業者 (事業主体)	年度	国庫負担 対象事業 費 千円	左に対す る国庫負 担金交付 額 千円	不当と認 める国庫 負担対象 事業費 千円	不当と認 める国庫 負担金交 付額 千円	摘要
(595) 三重県	松阪市	18	178,407	89,203	11,316	5,658	対象外経費を計上していたものなど
(596) 熊本県	八代市	18	256,270	128,135	3,408	1,704	対象経費の集計を誤っていたものなど
(595)(596)の計			434,678	217,339	14,725	7,362	

(24) 産業雇用安定センター補助金が過大に交付されていたもの

1件 不当と認める国庫補助金 31,469,417円

産業雇用安定センター補助金(以下「補助金」という。)は、財団法人産業雇用安定センター(以下「センター」という。)が、従業員の雇用の安定を図るための措置を講ずる事業主その他の関係者に対する必要な情報の提供、相談その他の援助のための事業及びこれらに附帯する事業(以下「補助事業」という。)を実施するための経費で、厚生労働大臣が必要と認める経費(以下「補助対象経費」という。)に補助率を乗じて算定した額を、予算の範囲内で国が補助するものである。

本院が、補助金についてセンターにおいて会計実地検査を行ったところ、次のような事態が見受けられた。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年度	補助対象 経費 千円	左に対す る国庫補 助金交付 額 千円	不当と認 める補助 対象経費 千円	不当と認 める国庫 補助金交 付額 千円	摘要
(597) 厚生労働 本省	財団法人産 業雇用安定 センター	17~21	15,579,448	15,567,661	31,469	31,469	補助金の過大交付

センターは、平成17年度から20年度までの補助対象経費に、補助事業以外の業務としてセンターが実施している再就職支援セミナー等(以下「自主事業」という。)に従事していた職員等に係る人件費を含めたり、17年度から21年度までの補助対象経費に、自主事業で使用している事務所部分に係る事務所借料等を含めたりしていた。

したがって、適正な補助対象経費を算定すると計15,547,978,922円となることから、これに対する国庫補助金は計15,536,191,979円となり、前記の国庫補助金との差額計31,469,417円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、センターにおいて、補助金の適正な会計経理に対する認識が十分でなかったこと、厚生労働省において、センターから提出された事業実績報告書等の審査、確認及びセンターに対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(25) 職業能力開発校設備整備費等補助金が過大に交付されていたもの

4 件 不当と認める国庫補助金 82,619,405 円

第3章  
第1節  
第10  
厚生労働省

職業能力開発校設備整備費等補助金は、雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づいて、都道府県立職業能力開発校等の建物・機械の整備等、交付の対象となる事業の実施を円滑に行い、労働者の職業能力の開発及び向上を促進することを目的として都道府県が実施する事業に必要な経費のうち、補助金の交付の対象として厚生労働大臣が定める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内で交付するものである。

厚生労働省は、補助対象経費について、年度ごとに、「職業能力開発校設備整備費等補助金(職業能力開発校設備整備等事業費)の算定基準」(以下「算定基準」という。)を定めて都道府県知事に通知している。算定基準によれば、補助対象経費は、教室、実習場等の施設の補助対象面積に、施設の構造別、地域別区分により定められた金額を乗じて得た額とされている。そして、補助対象面積の算定に当たっては、職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)等で定める施設の種類ごとに、それぞれ定められた面積と都道府県の実施計画面積とを比較していずれか少ない面積を補助対象面積として、これらを合計することとされている。また、校舎、寄宿舎及び人材開発センターに限り玄関や通路の機能を有する共通部分(以下「共通部分」という。)の補助対象面積について認められている。

本院が、この補助事業について7府県において会計実地検査を行ったところ、4府県が実施した施設整備に関する事業において、補助対象面積を過大に算定したり、交付決定を受けていない工事費を補助対象経費に含めたりなどして、補助対象経費が過大に算定されており、国庫補助金82,619,405円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、4府県において、算定基準の内容の理解が十分でなかったこと、また、厚生労働省において、補助事業の審査、確認が十分でなかったことなどによると認められる。

これを事業主体別に示すと次のとおりである。

補助事業者 (事業主体)	補助事業	年 度	補助対象 経費	左に対す る国庫補 助金	不当と認 める国庫 補助対象 経費	不当と認 める国庫 補助金	摘 要
			千円	千円	千円	千円	
(598) 埼 玉 県	職業能力 開発校設 備整備等	16、17	137,878	68,939	3,320	1,660	補助の対象外

この補助事業は、埼玉県が、平成16、17両年度に、埼玉県立川越高等技術専門校、埼玉県立中央高等技術専門校及び埼玉県立春日部高等技術専門校の建物の改修工事等を実施したものである。

しかし、同県は、本件補助事業の補助対象経費に算定基準では認められていない設計業務委託費、設計業務の打合せなどのための旅費及び臨時職員の人件費、計3,320,610円を含めていた。

したがって、適正な補助対象経費を算定の上国庫補助金を算定すると、67,278,750円となり、国庫補助金1,660,305円が過大に交付されていた。

(599) 神 奈 川 県	職業能力 開発校設 備整備等	18、19	2,042,048	1,021,023	139,410	69,705	補助金の過大交付
---------------	----------------------	-------	-----------	-----------	---------	--------	----------

この補助事業は、神奈川県が、平成18、19両年度に、神奈川県立東部総合職業技術校の教室棟及び旧体育館棟の改修工事並びに実習棟の新築工事を実施したものである。

補助事業者 (事業主体)	補助事業	年 度	補助対象 経費	左に対す る国庫補 助金	不当と認 める国庫 補助対象 経費	不当と認 める国庫 補助金	摘 要
			千円	千円	千円	千円	

同県は、教室棟のうち介護サービス科の教室等の補助対象面積を 563.0㎡、旧体育館棟のうち共通部分の補助対象面積を 594.1㎡とするなどして本件補助事業に係る補助対象経費を 2,042,048,238 円(国庫補助金 1,021,023,000 円)としていた。

しかし、同県は、教室棟のうち介護サービス科の教室について、当初計画を変更して倉庫として整備するなどしているのに、当初計画に基づいて補助対象面積を算定するなどしていた。また、同県は旧体育館棟のうち共通部分の補助対象面積を算定する際に、算定基準では認められていない体育館の共通部分の面積を含めていた。このため、補助対象面積が計 993.8㎡過大となっていた。

したがって、適正な補助対象経費を算定の上国庫補助金を算定すると 951,318,000 円となり、国庫補助金 69,705,000 円が過大に交付されていた。

(600)	大阪府	職業能力 開発校設 備整備等	17	1,570,918	785,459	8,602	4,302	補助金の過大交付
-------	-----	----------------------	----	-----------	---------	-------	-------	----------

この補助事業は、大阪府が、平成 17 年度に、大阪府立南大阪高等職業技術専門校の管理棟、実習棟等の新築工事を実施したものである。

同府は、管理棟のうち図書室の補助対象面積を 40.0㎡とするなどして補助対象経費を 1,570,918,120 円(国庫補助金 785,459,000 円)としていた。

しかし、同府は、図書室について、当初計画を変更して就職情報室として整備しているのに、当初計画に基づいて補助対象面積を算定するなどしていたため、補助対象面積が共通部分を含めて計 56.0㎡過大となっていた。

したがって、適正な補助対象経費を算定の上国庫補助金を算定すると 781,157,000 円となり、国庫補助金 4,302,000 円が過大に交付されていた。

(601)	広島県	職業能力 開発校設 備整備等	19、20	34,588	17,294	13,904	6,952	補助金の過大交付
-------	-----	----------------------	-------	--------	--------	--------	-------	----------

この補助事業は、広島県が、平成 19 年度に、広島県立呉高等技術専門校(以下「呉校」という。)及び広島県立三次高等技術専門校(以下「三次校」という。)の建物の改修工事を、20 年度に、三次校の建物の改修工事をそれぞれ実施したものである。

同県は、19 年度に、呉校の改修工事を実施することとして補助金の交付決定を受けていたが、工事の一部を取りやめたため、本件補助金の交付決定を受けていない三次校の改修工事の工事費計 10,826,650 円を補助対象経費に含めていた。また、同県は、20 年度に、三次校の改修工事を実施することとして補助金の交付決定を受けたが、この工事の一部は前年度に実施した上記三次校の改修工事の一部として、実施済みであったことから、本件補助金の交付決定を受けていない塗装工事等の工事費計 3,077,550 円を補助対象経費に含めていた。

しかし、上記の 19 年度の三次校の改修工事費及び 20 年度の三次校の塗装工事費等については、交付決定されたものではないことから、補助対象経費とならない。

したがって、適正な補助対象経費を算定の上国庫補助金を算定すると 10,341,975 円となり、国庫補助金 6,952,100 円が過大に交付されていた。

(598)-(601)の計				3,785,432	1,892,715	165,238	82,619	
---------------	--	--	--	-----------	-----------	---------	--------	--

(注) 7府県 大阪府、福島、茨城、埼玉、神奈川、静岡、広島各県

(26) 介護労働者雇用改善援助事業等交付金が過大に交付されていたもの

1件 不当と認める国庫補助金 320,595,440 円

第3章  
第1節  
第10  
厚生労働省

介護労働者雇用改善援助事業等交付金(以下「交付金」という。)は、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成4年法律第63号、以下「法」という。)に基づき、介護労働者について、その雇用管理の改善、能力の開発及び向上等に関する措置を講ずることにより、介護業務に係る労働力の確保に資することなどを目的として、財団法人介護労働安定センター(以下「センター」という。)に対して、法第18条第1項に規定する雇用安定事業等関係業務の実施に要する経費(以下「交付対象経費」という。)の全部又は一部を国が予算の範囲内において交付するものである。

交付金の対象事業は、交付要綱等により、介護労働者の雇用の安定並びに能力の開発及び向上を図るための措置について、事業主等に対して相談、援助を行うなどの雇用安定事業等(以下「交付金事業」という。)とされている。

本院が、交付金についてセンターにおいて会計実地検査を行ったところ、次のような事態が見受けられた。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年度	交付対象経費 千円	左に対する交付 金交付額 千円	左のうち不当と 認める交付金交 付額 千円	摘要
(602) 厚生労働 本 省	財団法人介 護労働安定 センター	16~20	18,934,218	18,934,218	320,595	補助金の過大交付

センターは、平成16年度から20年度までの間に、交付金事業以外の業務としてセンターが実施している福祉共済事業等(以下「自主事業」という。)に従事していた職員等に係る人件費や自主事業で使用している事務所部分に係る事務所借料等計319,144,210円を交付対象経費に含めていた。また、20年度にセンターの職員1名が不正な経理処理を行って領得した計1,451,230円が交付対象経費に含まれていた。

したがって、適正な交付対象経費を算定すると計18,613,623,025円となることから、交付対象経費との差額計320,595,440円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、センターにおいて、交付金の適正な会計経理に対する認識が欠けていたこと、厚生労働省において、センターから提出された事業実績報告書等の審査、確認及びセンターに対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(27) 児童手当交付金が過大に交付されていたもの

1件 不当と認める国庫補助金 2,491,644 円

児童手当(以下「手当」という。)は、市町村(特別区を含む。)が、児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づき、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的として、日本国内に住所を有し、小学校修了前(平成17年度は小学校第3学年修了前)までの児童(以下「児童」という。)を監護し、かつ、生計を同じくする父母等(以下「受給資格者」という。)に対して支給するものである。国は、手当の支給に要する費用の一部を児童手当交付金として交付している(表1参照)。

表1 手当の種類別の負担割合(平成17年度以降)

手 当 の 種 類		負 担 割 合		
		国	都道府県	市町村
被 用 者	児童手当	8/10 (9/10)	1/10 (0.5/10)	1/10 (0.5/10)
	特例給付	10/10	—	—
	小学校修了前特例給付	1/3	1/3	1/3
非被用者	児童手当	1/3 (4/6)	1/3 (1/6)	1/3 (1/6)
	小学校修了前特例給付	1/3	1/3	1/3

注(1) 負担割合欄の括弧書きは、平成17年度の負担割合である。

注(2) 被用者の児童手当及び特例給付における国の負担割合は、事業主負担分を含んでいる。

注(3) 小学校修了前特例給付は、平成17年度は小学校第3学年修了前特例給付

手当は、毎年2月、6月及び10月の3回、所定の額(月額で、19年度以降は3歳未満の児童が10,000円、3歳以上の児童は第1子及び第2子が5,000円、第3子以降が10,000円、18年度以前は第1子及び第2子が5,000円、第3子以降が10,000円)を支給することとなっているが、受給資格者の前年(1月分から5月分までの手当については前々年)の所得が表2の所得制限限度額(所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する扶養親族等の数に応じて定められている額)以上の場合、手当を支給しないこととなっている。

表2 受給資格者の所得制限限度額(平成17年度以降)

扶養親族等の数	受給資格者の所得制限限度額	
	被用者	非被用者
0人	5,320,000円 (4,600,000円)	4,600,000円 (3,010,000円)
1人	5,700,000円 (4,980,000円)	4,980,000円 (3,390,000円)
2人	6,080,000円 (5,360,000円)	5,360,000円 (3,770,000円)

注(1) 扶養親族等が3人以上の場合、1人増えるごとにそれぞれ380,000円を加算する。

注(2) 括弧書きは平成17年度の所得制限限度額である。

また、父母がともに児童を監護し、かつ、生計を同じくする場合、当該児童は、父母のいずれかのうち児童の生計を維持する程度より高い者によって監護され、かつ、この者と生計を同じくするものとみなされる。

事業主体は、受給資格者から児童手当・特例給付・小学校修了前特例給付認定請求書(17年度は児童手当・特例給付・小学校第3学年修了前特例給付認定請求書。以下「認定請求書」という。)が提出された場合、受給資格者の児童の監護状況、生計の維持状況、配偶者の有無、受給資格者等の所得等を調査確認して、支給要件を満たすと認定したときは、手当を支給することとなっている。

また、事業主体は、毎年6月に、手当の受給者から児童手当・特例給付・小学校修了前特例給付現況届(17年度は児童手当・特例給付・小学校第3学年修了前特例給付現況届。以下「現況届」という。)を提出させて、受給資格や受給者等の前年の所得等について調査確認して、支給要件を満たさない場合には、支給停止の手続を行うこととなっている。

本院が、23 都道府県の 146 市区町において、会計実地検査を行ったところ、次のような事態が見受けられた。

部 局 等	補助事業者 (事業主体)	年 度	児童手当 支給額	左に対する 交付金	支給すべき でなかった 児童手当の 額	不当と認 める交付 金	摘 要
			千円	千円	千円	千円	
(603) 厚生労働 本省	倉敷市	17～21	6,145	2,744	5,595	2,491	支給要件を満たしていない者に対して支給していたもの

倉敷市は、児童 A、児童 B 及び児童 C を監護し、生計を同じくする父 D について、提出された認定請求書により手当の受給資格があると認定していた。そして、父 D から提出された 16 年から 21 年までの現況届等によれば、父 D の 15 年から 20 年までの各年の所得がいずれも所得制限限度額未満であったことなどから、17 年度 190,000 円、18 年度 230,000 円、19 年度 240,000 円、20 年度 190,000 円、21 年度 180,000 円、計 1,030,000 円の手当を支給していた。

しかし、実際には、父 D とともに児童を監護し、かつ、生計を同じくしている母 E がおり、母 E の 15 年から 20 年までの各年の所得についてみると、いずれも父 D よりも児童の生計を維持する程度が高く、かつ、所得制限限度額以上となっていることなどから、17 年度から 21 年度までに係る上記の手当は支給の必要がなかった。

そして、同市では、このような事態が、上記を含め、17 年度受給者 7 人、18 年度受給者 11 人、19 年度受給者 10 人、20 年度受給者 11 人、21 年度受給者 12 人において見受けられた。このため、17 年度から 21 年度までの間において、同市に対する交付金が計 2,491,644 円過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において、受給者の配偶者についての調査確認が十分でなかったこと、制度について理解が十分でなかったことなどによると認められる。

### そ の 他 (604)～(607)

- (604) 労働者災害補償保険の保険給付に要した費用のうち事業主から徴収すべき額を徴収し  
(606) ていなかったり、誤って徴収する必要がない額を徴収したりなどしていたもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(労災勘定) (款) 雑収入 (項) 雑収入
部 局 等	3 労働局
費用徴収の根拠	労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)
費用徴収の概要	労働者災害補償保険法第 31 条第 1 項各号で規定する労働保険に係る保険関係成立届を提出していない期間中に発生した事故等について、保険給付に要した費用の全部又は一部を事業主から徴収するもの
費用徴収をしていなかった件数及び額	29 件 10,734,285 円(平成 17 年度～22 年度)
誤って不必要な費用徴収をしていた件数及び額	4 件 3,049,708 円(平成 18 年度～21 年度)

## 1 費用徴収の概要

### (1) 費用徴収

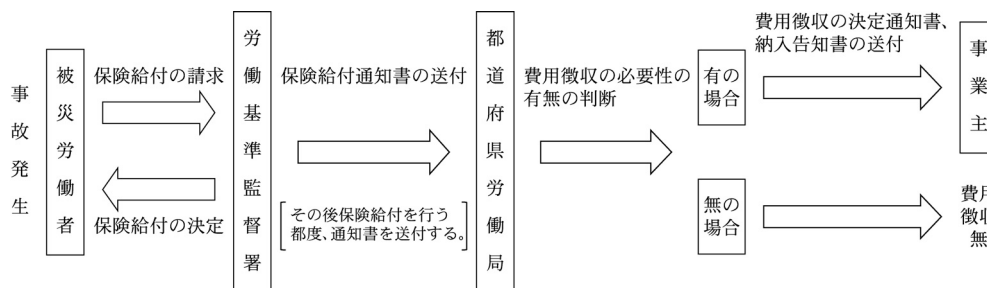
労働者災害補償保険は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。)に基づき、労働者の業務上の事由又は通勤による負傷、疾病等に対して療養の給付等の保険給付等を行うものである。

このうち、保険給付が、労災保険法第31条第1項各号で規定する労働保険に係る保険関係成立届を提出していない期間中に発生した事故等について行ったものである場合には、労災保険法の規定により、都道府県労働局(以下「労働局」という。)はその保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収すること(以下「費用徴収」という。)ができるとされている。

### (2) 費用徴収の手続

費用徴収は、<sup>(注)</sup>「労働者災害補償保険法第25条(事業主からの費用徴収)の規定の取扱いについて」(昭和47年基発第643号労働省労働基準局長通達)等に基づき、次のとおり行うこととされている(図参照)。

図 費用徴収の手続(概要)



- ① 労働基準監督署長は、事業主が労働保険に係る保険関係成立届の提出について行政機関からの指導等を受けたことがあるのにその提出を行っていないなど、通達等で定めた費用徴収の適用の範囲に含まれる事故(以下「費用徴収対象事案」という。)について保険給付を行った場合は、療養を開始した日(即死の場合は事故発生の日)の翌日から起算して3年以内の期間において、支給事由の生じた当該事故に係る休業補償給付、障害補償給付等の保険給付が行われる都度、都道府県労働局長(以下「労働局長」という。)に対してその旨の保険給付通知書(以下「通知書」という。)を送付する。
- ② 労働局長は、通知書の送付を受けた後、その内容を審査検討した上で、費用徴収の必要性の有無の判断を行い、そこで費用徴収すべきと判断した事故については、通知書の送付を受ける都度、徴収決定を行い、事業主に対して保険給付の額に厚生労働省で定めた割合を乗じて得た額(以下「費用徴収金」という。)を費用徴収する旨を通知するとともに、納入告知書を送付する。

なお、労災保険法において準用する労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)により、費用徴収金を徴収する権利は保険給付から2年を経過したときは時効によって消滅することとなっている。

## 2 検査の結果

### (1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、全国47労働局のうち14労働局において、合規性等の観点から、労災保険法等に基づき費用徴収が適正になされているかなどに着眼して、平成16年度から21年度まで

の間に発生した費用徴収対象事案 656 件を対象に、債権調査確認及び歳入調査決定決議書等の書類により会計実地検査を実施した。そして、適正でないと思われる事態があった場合には、更に当該労働局に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査を行った。

## (2) 費用徴収過不足の事態

検査の結果、千葉、神奈川及び鳥取各労働局において、費用徴収対象事案 29 件の保険給付計 62,057,676 円に係る費用徴収金計 23,350,130 円のうち計 10,734,285 円について徴収していなかったり、4 件の保険給付計 7,099,126 円は費用徴収の対象とならないのに費用徴収金計 3,049,708 円を徴収したりなどして、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、上記の3労働局及び管内の労働基準監督署において、事業主からの費用徴収の必要性についての認識が十分でなく、その取扱いが徹底されていなかったことなどによると認められる。

前記の事態を態様別に示すと、次のとおりである。

ア 費用徴収対象事案であるのに、労働局が費用徴収の必要性について検討を行っていなかったため、費用徴収金の徴収決定等が行われておらず、これを徴収していなかったり、時効により徴収することができなくなったりしていたもの

イ 労働局は費用徴収の必要性があると判断していたのに、労働基準監督署が労働局へ通知書を送付していなかったなどのため、費用徴収金の徴収決定等が行われず、これを徴収していなかったり、時効により徴収することができなくなったりしていたもの

ウ 費用徴収の対象とならない事案であるのに、労働局が費用徴収の必要性があると判断したため、費用徴収金の徴収決定等が行われて、徴収するなどしていたもの  
上記イの事態について、事例を示すと次のとおりである。

### <事例>

鳥取労働局管内の鳥取労働基準監督署は、事業主が故意又は重大な過失により生じさせた費用徴収対象事案に係る保険給付計 5,385,895 円のうち計 3,026,658 円について、同労働局へ、通知書を送付していた。そして、同労働局は、費用徴収の必要があると判断して、上記の保険給付計 3,026,658 円について費用徴収金を計 907,995 円として徴収決定等を行っていた。

しかし、同労働基準監督署は、残りの保険給付計 2,359,237 円については、特段の理由もなく通知書の送付を行っておらず、同労働局も、通知書が送付されないことに対して確認等を行っていなかった。

その結果、上記の保険給付計 2,359,237 円に係る費用徴収金計 707,767 円について徴収決定等が行われておらず、徴収されていなかった。

そして、この費用徴収金計 707,767 円については、既に時効が成立しているため、徴収することができなかった。

なお、時効が成立している費用徴収金を除いた費用徴収金及び誤った徴収決定等により既に納付されていた徴収する必要がない費用徴収金については、本院の指摘により、すべて徴収決定又は還付決定の処置が執られた。

以上を労働局別に示すと次のとおりである。



労働局名	検査の対象とした費用徴収対象事案	費用徴収をしていなかった件数	費用徴収をしていなかった件数誤って費用徴収をしていた件数	左の額 左の額(△)
(604) 千 葉	62	10	—	千円 2,847
(605) 神 奈 川	96	14	3	△ 3,690 1,376
(606) 鳥 取	14	5	1	△ 4,196 1,673
(604)–(606)の計	172	29	4	△ 10,734 3,049

第3章  
第1節  
第10

(注) 労働者災害補償保険法第25条 労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律(平成12年法律第124号)により第31条に改正され、平成13年4月1日から施行された。

厚生労働省

(607) 介護給付費に係る国の負担が不当と認められるもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)介護保険制度運営推進費 (項)介護納付金年金特別会計へ繰入 〔平成19年度以前は、 (項)老人医療・介護保険給付諸費 (項)国民健康保険助成費 (項)社会保険国庫負担金 (項)生活保護費〕
部 局 等	11 府県、1 広域連合
国の負担の根拠	介護保険法(平成9年法律第123号)、健康保険法(大正11年法律第70号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、生活保護法(昭和25年法律第144号)
実施主体	市71、区11、町46、村6、一部事務組合3、広域連合4、計141実施主体
事業者	指定通所介護事業者12、指定通所リハビリテーション事業者・介護老人保健施設1、指定介護療養型医療施設18、計31事業者
過大に支払われた介護給付費に係る介護サービスの種類	通所介護サービス、通所リハビリテーションサービス、介護老人保健施設サービス、介護療養施設サービス
過大に支払われた介護給付費の件数	35,724件(平成15年度～21年度)
過大に支払われた介護給付費の額	690,699,047円(平成15年度～21年度)
不当と認める国の負担額	209,253,407円(平成15年度～21年度)

## 1 介護給付の概要

### (1) 介護保険

介護保険は、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)が保険者となつて、市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者及び40歳以上65歳未満の医療保険加入者を被保険者として、被保険者の要介護状態等に関して、必要な保険給付を行う保険である。

### (2) 介護サービス

被保険者が、介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく居宅サービス及び施設サービス(以下、これらを「介護サービス」という。)を受けようとする場合の手続については、次のとおりとなっている。

ア 要介護者又は要支援者(以下「要介護者等」という。)に該当すること及びその該当する要介護状態区分等について、市町村の認定を受ける。

イ 介護支援専門員等に依頼するなどして、介護サービス計画を作成する。

ウ 介護サービス計画に基づいて、都道府県知事等の指定等を受けた居宅サービス事業者又は介護保険施設(以下、これらを「事業者」という。)において介護サービスを受ける。

### (3) 介護報酬の算定

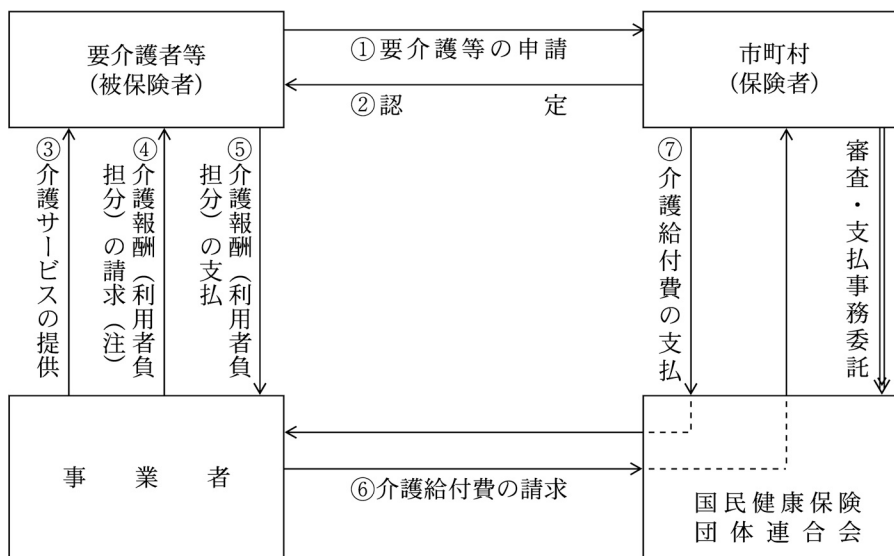
事業者が介護サービスを提供して請求することができる報酬の額(以下「介護報酬」という。)は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年厚生省告示第19号)及び「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年厚生省告示第21号)(以下、これらを「算定基準」という。)等に基づき、介護サービスの種類ごとに定められた単位数に単価(10円～11.05円)を乗ずるなどして算定することとなっている。

### (4) 介護給付費

市町村は、要介護者等が事業者から介護サービスの提供を受けたときは、当該事業者に対して介護報酬の100分の90に相当する額(以下「介護給付費」という。)を支払うこととなっている。

介護給付費の支払手続は、次のとおりとなっている(参考図1参照)。

(参 考 図 1)



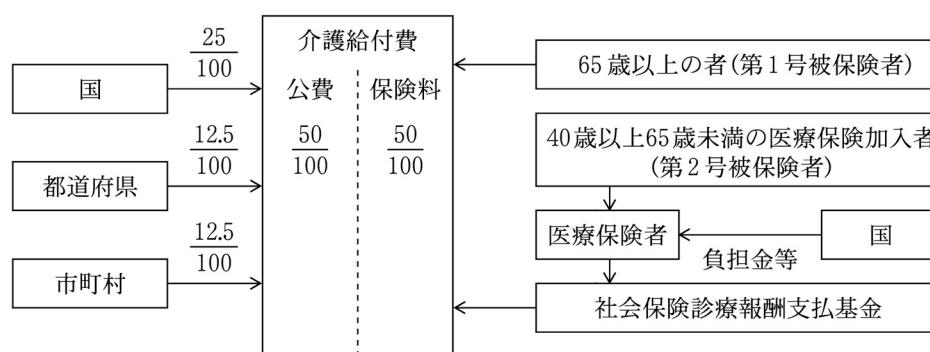
(注) 利用者は、介護報酬の100分の10に相当する額を負担する。

- ア 介護サービスの提供を行った事業者は、介護給付費を記載した介護給付費請求書等（以下「請求書等」という。）を、市町村から介護給付費に係る審査及び支払に関する事務の委託を受けた国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）に送付する。
- イ 国保連合会は、事業者から送付された請求書等の審査点検を行い、介護給付費を市町村に請求する。
- ウ 請求を受けた市町村は、金額等を確認の上、国保連合会を通じて事業者に介護給付費を支払う。

(5) 国の負担

介護給付費は、100分の50を公費で、100分の50を被保険者の保険料でそれぞれ負担することとなっている（参考図2参照）。

（参 考 図 2）



そして、公費負担については、介護保険法に基づき、国が100分の25、都道府県及び市町村がそれぞれ100分の12.5(平成18年度から施設サービス等については国が100分の20、都道府県が100分の17.5及び市町村が100分の12.5)を負担している。

また、国は、健康保険法(大正11年法律第70号)及び国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき、医療保険者<sup>(注1)</sup>が社会保険診療報酬支払基金に納付する介護給付費納付金に要する費用の額の一部を負担している。

(注1) 医療保険者 医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う市町村、全国健康保険協会、国民健康保険組合等

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、介護報酬の算定が適正に行われているかに着眼して、33都道府県において、209事業者に対する介護給付費の支払について、介護給付費の請求に係る関係書類等により会計実地検査を行った。そして、介護給付費の支払について疑義のある事態が見受けられた場合には、更に府県等に事態の詳細な報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査を行った。

(2) 過大となっていた支払の事態

検査の結果、11府県に所在する31事業者に対して20都府県の141市区町村等が行った15年度から21年度までの間における介護給付費の支払について、35,724件、690,699,047円が過大となっていて、これに対する国の負担額209,253,407円は負担の必要がなかったものであり、不当と認められる。

これらの事態について、介護サービスの種類ごとに示すと次のとおりである。

#### ア 通所介護サービス

指定通所介護事業所において要介護者等に提供する通所介護サービス<sup>(注2)</sup>については、算定基準等によると、前年度の1月当たりの平均利用延べ人員数による事業所規模が300人以内の場合は小規模型通所介護費として、300人超の場合は通常規模型通所介護費として、さらに、1日のサービスの所要時間の区分に応じてそれぞれ定められた単位数等により介護報酬を算定することとなっている。そして、上記の平均利用延べ人員数が900人を超える場合には、通常規模型通所介護費の所定の1日当たりの単位数に100分の90を乗じて得た単位数により介護報酬を算定することとなっている。また、機能訓練指導員等が利用者ごとにその目標、実施方法等を定めて作成した個別機能訓練計画に基づき個別機能訓練を行い、その効果、実施方法等について評価等を行っている場合には、個別機能訓練加算として1日につき27単位を所定の単位数に加算して介護報酬を算定することとなっている。

しかし、10指定通所介護事業者は、前年度の1月当たりの平均利用延べ人員数が300人を超えていたのに、通常規模型通所介護費の区分によらず小規模型通所介護費の区分により単位数を算定しており、1指定通所介護事業者は、前年度の1月当たりの平均利用延べ人員数が900人を超えていたのに、上記の100分の90を乗ずることなく単位数を算定していた。また、1指定通所介護事業者は、利用者ごとの個別機能訓練の効果、実施方法等についての評価等が明確となっていないなど、個別機能訓練加算の算定基準に適合していないのに、この加算を行っていた。

このため、5,018件の請求に対して23市区町等が支払った介護給付費が42,557,602円過大となっていて、これに対する国の負担額14,379,594円は負担の必要がなかったものである。

#### イ 通所リハビリテーションサービス

指定通所リハビリテーション事業所において要介護者等に提供する通所リハビリテーションサービス<sup>(注3)</sup>については、算定基準等によると、常勤の医師が1人以上配置されていない場合には、翌月の介護報酬の算定において所定の1日当たりの単位数に100分の70を乗じて得た単位数により介護報酬を算定することとなっている。

しかし、1指定通所リハビリテーション事業者は、常勤の医師が配置されていないのに、上記の100分の70を乗ずることなく単位数を算定していた。

このため、1,530件の請求に対して4市等が支払った介護給付費が34,438,986円過大となっていて、これに対する国の負担額10,767,116円は負担の必要がなかったものである。

#### ウ 介護老人保健施設サービス

介護老人保健施設において要介護者等に提供する介護老人保健施設サービス<sup>(注4)</sup>については、算定基準等によると、常勤の医師が1人以上配置されていない場合には、翌々月の介護報酬の算定において所定の1日当たりの単位数に100分の70を乗じて得た単位数により介護報酬を算定することとなっている。

しかし、1介護老人保健施設(前記イの1指定通所リハビリテーション事業者と同一)は、常勤の医師が配置されていないのに、上記の100分の70を乗ずることなく単位数を算定していた。

このため、2,232 件の請求に対して 6 市町等が支払った介護給付費が 146,686,183 円過大となっていて、これに対する国の負担額 39,095,372 円は負担の必要がなかったものである。

#### エ 介護療養施設サービス

指定介護療養型医療施設(療養病床を有する病院又は診療所)において要介護者等に提供する介護療養施設サービス<sup>(注5)</sup>については、算定基準等によると、医師等の員数が医療法(昭和 23 年法律第 205 号)等に定められている員数に満たない場合には、翌月の介護報酬の算定において所定の 1 日当たりの単位数から 85 単位(18 年 3 月までは 75 単位。以下同じ。)を減算することとなっている。そして、医師の員数が医療法等に定められている員数の 100 分の 60 に満たない場合には、翌々月の介護報酬の算定において所定の 1 日当たりの単位数に 100 分の 90 を乗じて得た単位数により介護報酬を算定することとなっている。また、医療法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 50 号)第 49 条の規定が適用されて、医師の員数が 3 人未満に緩和されている場合には、翌月の介護報酬の算定において所定の 1 日当たりの単位数から 12 単位を減算することとなっている。

しかし、14 指定介護療養型医療施設は、医師の員数が医療法等に定められている員数を満たしていないのに、85 単位を減算しておらず、1 指定介護療養型医療施設は、医師の員数が医療法等に定められている員数の 100 分の 60 に満たないのに、上記の 100 分の 90 を乗ずることなく単位数を算定していた。また、3 指定介護療養型医療施設は、医療法施行規則第 49 条の規定が適用され、医師の員数が 3 人未満に緩和されているのに、12 単位を減算していなかった。

このため、26,944 件の請求に対して 129 市区町村等が支払った介護給付費が 467,016,276 円過大となっていて、これに対する国の負担額 145,011,325 円は負担の必要がなかったものである。

(注 2) 通所介護サービス 指定通所介護事業所において、在宅の要介護者等に通ってきてもらい行う、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を送る上で必要となるサービス及び機能訓練

(注 3) 通所リハビリテーションサービス 指定通所リハビリテーション事業所において、在宅の要介護者等に通ってきてもらい、計画的な医学的管理の下に行う理学療法、作業療法等

(注 4) 介護老人保健施設サービス 介護老人保健施設に入所する要介護者等に対する看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話

(注 5) 介護療養施設サービス 指定介護療養型医療施設の療養病床等に入院する要介護者等に対する療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療

このような事態が生じていたのは、事業者において算定基準等に対する認識が十分でなかったこと、市区町村、一部事務組合、広域連合及び国保連合会において介護報酬の算定について審査点検が十分でなかったこと、府県等において事業者に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

これを府県等別に示すと次のとおりである。

府県等名	実施主体 (事業者数)	年度	過大に支払わ	過大に支払わ	不当と認める	摘 要
			れた介護給付 費の件数	れた介護給付 費	国の負担額	
			件	千円	千円	
青森県	22市町村(3)	15～21	10,931	198,163	63,586	ア、エ
茨城県	18市区町村 (2)	17～20	792	15,387	4,603	エ
埼玉県	47市区町村 等(2)	15～19	3,800	68,272	20,558	エ
石川県	4市町(1)	16～20	425	7,109	2,284	エ
福井県	16市町等(6)	15～21	9,696	202,179	56,387	ア、イ、 ウ、エ
京都府	5市町(1)	18、19	282	3,602	1,077	エ
島根県	4市町等(1)	16～20	1,477	31,206	9,945	エ
山口県	13市町(3)	15～19	2,245	51,766	15,932	エ
高知県	4市町(2)	20	490	5,603	2,069	ア
佐賀県	2連合等(2)	17～20	3,586	72,529	21,452	エ
佐賀中部 広域連合	1連合(2)	19～21	437	6,450	2,169	ア
沖縄県	11市区町等 (6)	19、20	1,563	28,428	9,185	ア、エ
計	141市区町村 等(31)	15～21	35,724	690,699	209,253	

注(1) 計欄の実施主体数は、府県等の中で実施主体が重複することがあるため、各府県等の実施主体数を合計したものとは符合しない。

注(2) 摘要欄のア、イ、ウ、エは、本文の過大となっていた支払の事態の介護サービスの種類に対応している。

上記の事態については、厚生労働省は、従来発生防止に取り組んでいるところであるが、さらに、都道府県等に対して事業者に対する指導を徹底させるなど、介護保険の適正な運営が図られるよう技術的助言を行う必要があると認められる。

#### 意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) 概算払により交付した補助金等について、速やかに額の確定手続を完了させ、国庫に返納させるべき補助金等が補助事業者等に滞留しないよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省	(項)科学研究費 (項)保健衛生諸費 (項)保健衛生施設整備費
部 局 等	厚生労働本省	
額の確定手続が完了していない補助金等のうち実績報告書上の余剰額があるもの	11件(平成18、19両年度)	
上記に係る補助金の交付先	5法人	

上記に係る実績  
報告書上の余剰  
額（平成21年  
12月末現在）

2億0265万円

【適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたものの全文】

**概算払により交付した補助金等の国庫返納等について**

（平成22年4月7日付け 厚生労働大臣あて）

標記について、会計検査院法第34条の規定により、下記のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

記

1 概算払により交付した補助金等の額の確定等の概要

(1) 概算払による支出

国が行う支出は、会計制度上、支出すべき債務金額が確定した後に行うことを原則としている。一方で、経費の性質上支出すべき債務金額の確定前において支払をしなければ事務に支障を及ぼすような経費については、会計法(昭和22年法律第35号)第22条の規定により、概算払をすることができることになっており、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条において、補助金、負担金、交付金等は、概算払をすることができる経費とされている。

また、概算払は、債務金額が確定していないものについて、事前に債務金額を概算して支出するものであるから、その性質上事後において必ず精算を行い、確定した債務金額が概算払により支出した額を下回り、余剰が生じた場合、国は支出を受けた者に対して返納を求めることになる。

(2) 補助金等の額の確定に係る手続

国の支出のうち、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)の適用を受ける補助金、負担金、交付金等(以下「補助金等」という。)については、その対象となる補助事業等の完了後に、同法第15条に規定された額の確定手続が行われることとなる。

すなわち、各省各庁の長は、補助事業者等からの補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書(以下「実績報告書」という。)の提出を受けて、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付決定の内容等に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定して、当該補助事業者等に通知しなければならないこととされており、これにより、額の確定手続が完了することとなっている。

そして、各省各庁の長は、同法第18条第2項の規定により、確定した額を超える補助金等が概算払により既に交付されているときは、期限を定めてその返還を命じなければならないとされている。

(3) ADAMSにおける概算払の処理

国の歳出に係る事務については、原則として、官庁会計システム(平成20年12月までは官庁会計事務データ通信システム。Governmental Accounting affairs Data Communication Management Systems。以下「ADAMS」という。)を用いて処理することとされており、概算払による支出を行う場合には、ADAMSで支出決定決議書を作成する

際に予算科目、支出先、金額、支払予定日等を入力するほか、概算払である旨及び精算予定日を入力することとなっている。

そして、補助金等を概算払により支出した後、当該補助金等の額の確定手続が完了した場合には、ADAMSに補助金等の確定額を入力するなどの精算処理を行うこととなっている。

また、ADAMSでは、概算払により支出したものについて、精算予定日以前に「概算払精算予定一覧表」を、また、精算予定日を経過しているが精算処理が行われていないものについては随時「概算払未精算一覧表」をそれぞれ出力できるようになっている。これらの一覧表を活用することにより、精算処理が行われていない補助金等を網羅的に把握、管理することが可能となっている。

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

概算払により交付した補助金等については、補助事業等が予定どおり実施されなかったなどのため、概算払により既に交付した額が交付すべき補助金等の額を超えた場合には、その差額は余剰となる。そして、このように余剰分が生じた場合には、額の確定手続が遅延すると、その分だけ当該余剰分が補助事業者等に滞留することとなることから、速やかに額の確定手続を完了して、国庫に返納させる必要がある。

しかし、本院が参議院から検査するよう要請を受け21年10月14日に報告した「各府省所管の公益法人に関する会計検査の結果について」の検査において、貴省所管の公益法人のうち8法人を抽出して会計実地検査を行ったところ、このうちの4法人に対して貴省が概算払により交付した補助金について、額の確定手続が長期にわたって完了していなかったために、国庫に返納すべき補助金が滞留していた事態が見受けられた。

これらの補助金については国庫返納の処置が執られたが、本院は、貴省における上記の事態を踏まえ、合规性、効率性等の観点から、概算払により交付した補助金等について、額の確定手続が遅延しているために国庫に返納させるべき補助金等が滞留しているものはないか、額の確定及び返納についての指導及び事務手続の進捗よく管理が適切になされているかなどの点に着眼して、厚生労働本省(以下「本省」という。)が18、19両年度に一般会計から公益法人に対して概算払により交付した補助金等を対象に直ちに検査することとした。

そして、検査に当たっては、前記の参議院への報告に係る検査の際に各公益法人から徴した資料を基に、参議院への報告の直後である21年10月26日(以下「調査基準日」という。)現在における概算払や額の確定の状況等に関する調書を貴省から徴して、当該調書を分析するとともに、本省等において会計実地検査を行った。

(注) 公益法人 ここでは、平成18年に改正される前の民法(明治29年法律第89号)第34条の規定に基づいて設立された社団法人及び財団法人を指す。以下同じ。

### (検査の結果)

#### (1) 概算払により交付した補助金等に係る実績報告書上の余剰額の状況

本省が、18、19両年度に公益法人に対して概算払により交付した補助金等は、表1のとおり、113法人に対する計317件(概算払による補助金等交付額計504億2802万余円)であり、これら317件の補助金等に係る額の確定手続の状況についてみると、88法人に対する185件は、補助事業等完了年度の翌年度末においてもなお額の確定手続が完了して



いなかった。さらに、18法人に対する47件は、補助事業等完了後1年6か月超を経過した調査基準日において依然として額の確定手続が完了していない状況となっていた。

表1 概算払により交付した補助金等の額の確定手続の状況

年度	概算払による補助金等			補助事業等完了年度の翌年度末において手続が完了していなかったもの			うち調査基準日においても手続が完了していないもの		
	法人数	件数	交付額(千円)	法人数	件数	交付額(千円)	法人数	件数	交付額(千円)
平成 18	92	150	23,759,237	74	96	11,582,181	11	18	5,270,497
19	102	167	26,668,783	68	89	16,465,866	18	29	9,281,415
計	113	317	50,428,021	88	185	28,048,047	18	47	14,551,912

(注) 「計」欄の法人数については、平成 18、19 両年度とも該当する法人が、「概算払による補助金等」において 81 あり、「補助事業等完了年度の翌年度末において手続が完了していなかったもの」において 54 あり、「うち調査基準日においても手続が完了していないもの」において 11 あるため、これらの重複を控除している。

そして、これら 47 件のうち 5 法人に対する 11 件については、表 2 のとおり、補助事業者である法人が貴省に提出した実績報告書において、交付を受けた補助金に余剰が生じているとされており、その余剰とされた額(以下「実績報告書上の余剰額」という。)は計 2 億 0265 万余円に上っていた。

表2 調査基準日においても額の確定手続が完了していない補助金等のうち、実績報告書上の余剰額があるもの

年度	法人数	件数	実績報告書上の余剰額 (千円)	補助事業が完了した日から調査基準日までの期間
平成 18	4	4	40,110	2年6か月超
19	5	7	162,541	1年6か月超
計	5	11	202,652	

(注) 「計」欄の法人数については、平成 18、19 両年度とも該当する法人が 4 法人あるため、この重複を控除している。

(2) 概算払により交付した補助金等に係る額の確定等についての指導等の状況

前記表 1 のとおり、本省において一般会計から公益法人に対して概算払により交付した補助金等に係る額の確定手続の完了状況をみると、18、19 両年度に交付した補助金等計 317 件のうち、補助事業等完了年度の翌年度末においてもなお額の確定手続が完了していなかったものが計 185 件と 6 割近くを占めている。

このような状況を踏まえ、本省において一般会計に係る支出事務を担当している大臣官房会計課における補助金等担当課への指導状況及び額の確定手続の進捗よく管理の状況についてみたところ、次のとおりとなっていた。

ア 補助金等担当課への指導状況

大臣官房会計課は、毎年度、各補助金等担当課に対して、過年度の補助金等の額の確定を早急に行うことを求める通知を発出しており、さらに、前記の本院の参議院への報告の後の 21 年 10 月 28 日には、20 年度以前の補助金等の額の確定について、実績報告書が適正と認められたものは早急に額の確定、返還の手続を行い、くれぐれも補助事業者等に国費が長期にわたり滞留することのないよう努めること、特に 19 年度以前分で

いまだに額の確定等の手続が完了していないものは、21年12月中に終わらせるよう速やかに手続を進めることを求める通知を改めて発出している。

しかし、実績報告書上の余剰額がありながら調査基準日においても額の確定手続が完了していない前記の補助金11件(実績報告書上の余剰額計2億0265万余円。表2参照。)について、21年12月末までの額の確定手続の完了状況についてみたところ、この間に額の確定手続が完了したものはなく、大臣官房会計課の通知により事態が改善されているとは言えない状況となっていた。

#### イ 額の確定手続の進捗管理の状況

大臣官房会計課には、補助金等担当課から補助事業者等に発出した補助金等に係る額の確定通知の写しが回付されていた。しかし、大臣官房会計課は、当該確定通知の写しと「概算払未精算一覧表」等のADAMSの概算払に係るデータを突合するなどしておらず、額の確定手続の進捗状況について網羅的な把握、管理を行っていなかった。また、同課は、毎年度、各補助金等担当課から額の確定手続が完了していない過年度分の補助金等について調書を提出させているが、一部の補助金等担当課が調書を作成していないなどのために、額の確定手続の進捗状況の管理手段としては十分なものとなっていなかった。

#### (是正及び是正改善を必要とする事態)

このように、実績報告書上の余剰額がある補助金の額の確定手続が長期にわたって完了していないため、返納させるべき補助金が補助事業者に滞留したままとなっていたり、大臣官房会計課において額の確定手続の進捗状況を網羅的に把握、管理していなかったりしている事態は適切とは認められず、是正及び是正改善を図る必要があると認められる。

#### (発生原因)

このような事態が生じているのは、本省の補助金等担当課において、速やかに補助金等を返納させることの必要性を十分に認識しておらず、額の確定手続が適時に行われるような事務処理態勢になっていないこと、大臣官房会計課において、「概算払未精算一覧表」等が有効に活用されていないなど概算払により交付した補助金等に係る額の確定手続の進捗状況を網羅的に把握、管理して支出手続を適切に執行させるのに有効な事務手続が十分に整備されていなかったことなどによると認められる。

### 3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置

概算払による補助金等の交付は、補助金等の額が確定していないものについて事前にその金額を概算して支出するものであることから、補助事業等が完了した後は、速やかに額の確定手続を完了させて、返納させるべき補助金等が補助事業者等に滞留しないようにする必要がある。

については、貴省において、実績報告書上の余剰額がありながら額の確定手続が完了していなかった前記11件の補助金を含め、20年度以前に概算払により交付された補助金等について速やかに額の確定手続を完了させ、確定した額を超える補助金等があるものについては当該補助金等を国庫に返納させる処置を講ずるよう是正の処置を要求し及び21年度以降に概算払により交付した補助金等の国庫返納等について、次のとおり是正改善の処置を求める。

ア 早期に額の確定手続を完了させることの重要性について補助金等担当課に周知徹底するとともに、特に国庫返納が必要となるものについては、可能な限り速やかに額の確定手続を完了させることができるような事務処理態勢とすること

イ 額の確定通知の写しと「概算払未精算一覧表」等の ADAMS の概算払に係るデータとを突合するなどして、補助金等の額の確定手続の進ちよく状況を網羅的に把握、管理する体制を整備すること

- (2) 年金記録相談等において判明した年金記録について、基礎年金番号への統合を適切に行うことにより、老齢厚生年金等を適正に支給するなどするよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	年金特別会計(厚生年金勘定) (項) 保険給付費	
部 局 等	厚生労働本省(平成 21 年 12 月 31 日以前は社会保険庁)	
厚生年金保険等の事業に関する事務の一部を委託している相手方	日本年金機構(平成 22 年 1 月 1 日以降)	
基礎年金番号への統合が行われていなかった年金受給者等	(1) 平成 20 年度決算検査報告においても統合が行われていないとして掲記した者	103 人
	(2) 年金記録相談により判明した者	92 人
	(3) 黄色便により判明した者	2,218 人
	計	2,413 人
上記に係る年金支給見込額の増加額等	(1) そ及して支給される年金の見込額	4200 万円
	(2) 年金支給見込額の増加額(年額)	930 万円
	そ及して支給される年金の見込額	203 万円
	(3) 年金支給見込額の増加額(年額)	1 億 0465 万円
	計	1 億 5800 万円

(前掲 254 ページの「年金記録相談等において判明した年金記録について、基礎年金番号への統合が適切に行われていなかったため、老齢厚生年金等が適正に支給されないなどしていたもの」参照)

【適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたものの全文】

年金記録相談等において判明した年金記録の基礎年金番号への統合の処理について

(平成 22 年 10 月 20 日付け 厚生労働大臣(あて) 日本年金機構理事長)

標記について、会計検査院法第 34 条の規定により、下記のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

記

## 1 年金記録の基礎年金番号への統合に係る処理の概要

### (1) 事務の実施

厚生労働省は、平成 22 年 1 月 1 日に社会保険庁が廃止されたことに伴い、従来同庁が所掌していた厚生年金保険及び国民年金の事業に関する事務を所掌することとなった。

そして、厚生労働省は、当該事業に関する事務の一部を同日に設立された日本年金機構(以下「機構」という。)に委任又は委託し、機構は、厚生労働省の監督の下に、本部並びに

全国9ブロック本部、312年金事務所及び47事務センターにおいて当該委任又は委託された事務を実施している。

厚生労働省は、厚生年金保険及び国民年金の被保険者に関する原簿をそれぞれ備えることとされており、これに氏名、資格の取得及び喪失の年月日、基礎年金番号その他厚生労働省令で定める事項等を記録しなければならないとされている。そして、厚生労働省は、この記録に係る事務を機構へ委託している。

## (2) 年金記録の基礎年金番号への統合の処理

機構の年金事務所(21年12月31日以前は地方社会保険事務局の社会保険事務所又は地方社会保険事務局社会保険事務室)又は事務センター(以下、これらを合わせて「年金事務所等」という。)は、基礎年金番号以外の年金手帳等の記号番号(以下「手帳番号」という。)に係る年金記録<sup>(注1)</sup>が判明した場合は、老齢厚生年金等を適正に支給するため、社会保険オンラインシステムの端末装置により、当該年金記録を基礎年金番号に統合することとされている。そして、このような場合には、年金事務所等は、年金受給者(年金の<sup>(注2)</sup>裁定を受けて年金を受給している者をいう。以下同じ。)、年金受給権者又は被保険者等(以下、これらを合わせて「年金受給者等」という。)からの届出を受けることなく統合の処理を行うこととしている。ただし、年金受給者等についての氏名の変更(訂正)及び生年月日の訂正の処理が必要な場合は、年金受給者等からこれらに係る変更又は訂正の届出を受けた上で上記統合の処理を行うこととしている。

(注1) 年金記録 年金受給者、被保険者等の手帳番号、氏名、性別、生年月日等に関する記録

(注2) 裁定 年金を受給する資格ができたときに必要となる手続

## (3) 年金受給者等から年金記録の照会があった場合等の事務処理

年金記録相談で年金受給者等から厚生年金保険に係る年金記録の照会があった場合や、未統合記録の一部を記載した「年金記録の確認のお知らせ(黄色い封筒)」(以下「黄色便」という。)を送付した年金受給者等(以下「送付対象者」という。)から自身の記録である旨の回答票を返送された場合の年金事務所等における事務処理方法は、おおむね次のとおりとされている。

### ア 年金記録相談により判明した年金記録に係る事務処理

年金事務所等は、年金受給者等から提出された「厚生年金保険被保険者加入期間照会申出書」(以下「照会申出書」という。)について調査した結果、年金受給者等が基礎年金番号と手帳番号の両方を保有していることが判明した場合には、手帳番号の年金記録を基礎年金番号に統合するなどした上で、その結果を年金受給者等に被保険者記録照会回答票等により回答する。

ただし、照会申出書の提出者が年金受給者であるときは、年金記録の統合により年金額に影響がある場合、年金事務所等は、統合後の年金見込額の試算を行って、その年金見込額試算結果を提示する。そして、その年金受給者から年金記録の訂正及び年金額の再裁定(当初の年金支給開始の際に行った裁定の変更をいう。以下同じ。)に係る申出書(以下「年金再裁定申出書」という。)を提出してもらって、その年金再裁定申出書に基づき年金受給者に係る年金記録の統合及び年金の再裁定を行う。

## イ 黄色便により判明した年金記録に係る事務処理

年金事務所等による調査の結果、送付対象者が黄色便に記載された手帳番号の持ち主であると判明した場合には、手帳番号の年金記録を基礎年金番号に統合するなどして、その結果を送付対象者に被保険者記録照会回答票等により回答する。ただし、送付対象者が年金受給者であるときは、年金記録の統合により年金額に影響がある場合、上記アと同様の事務処理を行う。

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点及び着眼点)

本院は、20、21 両年次の検査の結果、年金記録相談において判明した年金記録について基礎年金番号への統合の処理が適切に行われていなかったため、本来支給されるべき老齢厚生年金等が年金受給者に適正に支給されないなどしている事態を平成 20 年度決算検査報告に掲記した。これに対し、厚生労働省は、指摘のあった事案に係る統合処理等を進めることはもとより、年金記録相談において記録が判明してから相当の期間が経過しているにもかかわらず届出書等の提出がない者に対する勧奨方法を検討して対応するとともに、年金記録が判明した場合の基礎年金番号への統合処理等の取扱いを改めて明示することにより、対応の統一化及び事務の迅速化に努めるなどとしていた。

そこで、本年次においては、合规性等の観点から、年金事務所等において年金記録の基礎年金番号への統合が適切に行われているか、また、厚生労働本省及び機構本部において再発防止のための措置を講じているかなどに着眼して検査した。

### (検査の対象及び方法)

本院は、機構の全国 9 ブロック本部の管轄区域内に所在する 179 年金事務所等において、次の年金受給者等を対象として、照会申出書、被保険者記録照会回答票等の関係書類により会計実地検査を実施した。

- ① 平成 20 年度決算検査報告に、基礎年金番号への統合が適切に行われていなかったため老齢厚生年金等が適正に支給されていないなどとして掲記した者
- ② 年金事務所等が年金記録相談において年金受給者等から照会申出書の提出を受けて回答した者(平成 20 年度決算検査報告に掲記した者を除く。)
- ③ 黄色便により送付対象者が手帳番号の持ち主であると判明した者

### (検査の結果)

検査したところ、117 年金事務所等において、年金受給者等 3,252 人に係る厚生年金保険の手帳番号の年金記録 3,801 件を基礎年金番号に統合する必要があるのに、当該年金記録を統合していないなどの事態が、次のとおり見受けられた(年金事務所等数については重複しているものがある。)

#### (1) 年金記録相談における処理

ア 前記①の平成 20 年度決算検査報告に掲記した 1,133 人(1,319 件)に係る事態について、厚生労働省は、前記のとおり、届け書等の提出がない者に対する勧奨方法を検討して対応するとともに、年金記録が判明した場合の基礎年金番号への統合等の取扱いを改めて明示することにより、対応の統一化及び事務処理の迅速化に努めるなどとしてい

た。しかし、これらの対応は執られておらず、同省は、機構に対して年金記録相談において判明した未統合記録の処理状況を確認して対応するよう依頼したにとどまっている状況であった。

このため、次表のとおり、本院が22年5月及び6月に実施した会計実地検査時点においても、年金事務所等において、依然として基礎年金番号への統合が行われていなかったため、そ及して支払われるべき年金が支給されていないなどしていた。

42 年金事務所、565 人、678 件

表 基礎年金番号への統合が適切に行われていないなどとして平成20年度決算検査報告に掲記した事態について、依然として基礎年金番号への統合が行われていなかったため、そ及して支払われるべき年金が支給されていないなどしていたもの

平成20年度決算検査報告に不当事項として掲記されたもの		左のうち本年度の検査において依然として基礎年金番号への統合が行われていないなどしていたもの		左の内 訳			
				年金記録の統合により年金支給額等に増加が生じる年金記録を有するもの		年金記録の統合により年金支給額等に変動が生じない年金記録を有するもの	
人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数
人	件	人	件	人	件	人	件
1,133	1,319	565	678	103	139	462	539

イ 前記②の年金記録相談において、年金事務所等が年金受給者等から照会申出書の提出を受けて回答した者について、平成20年度決算検査報告に掲記した事態と同様、調査結果に基づく当該年金記録の統合、届出及び年金再裁定申出書の提出等の進ちよく管理を行う体制が整備されておらず、届け書が未提出になっている者に対し、これを提出するよう勧奨するなどの統合に向けた処理を行っていなかった。また、氏名の変更(訂正)及び生年月日の訂正がないなどの者については、届出がなくとも基礎年金番号への統合を行うことになっていたのに、これを行っていなかった。

65 年金事務所等、365 人、421 件

(2) 黄色便における処理

前記③の黄色便について、年金事務所等は、送付対象者本人の年金記録であると判明していて、これを速やかに基礎年金番号に統合する必要があったのに、黄色便の送付対象者が申し出た勤務先等に係る記録の調査確認、統合後の年金見込額の試算等の事務処理が遅滞しているとして統合を行っていなかったり、年金再裁定申出書が未提出になっている者に対し、これを提出するよう勧奨するなどの統合に向けた処理を行っていなかったりしていた。

40 年金事務所等、2,322 人、2,702 件

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

品川年金事務所では、黄色便に係る記録を調査確認することによって年金受給者に係る年金記録が判明したのに、246人(275件)の年金記録について、当該記録が判明してからおおむね3か月から6か経過した22年5月の会計実地検査時点においても、統合後の年金見込額の試算を行っていなかった。

しかし、年金受給者については、その年金額が増加する可能性があるため、同事務所は、これらの年金記録に係る統合後の年金見込額の試算を速やかに行い、基礎年金番号への統合を進める必要があった。

そして、本院の会計実地検査を踏まえて、その後同事務所が上記の246人の年金記録について調査したところ、そのすべてが統合を行うことにより、年金受給者の年金額が増加する者であった。

上記(1)及び(2)の統合の処理が行われていなかった年金受給者等計3,252人に係る年金記録計3,801件のうち、脱退手当金の支給を受けていたなどのため年金支給見込額<sup>(注4)</sup>が増加しない者839人に係る1,022件を除いた2,413人に係る2,779件の年金支給見込額の増加額及びそ及して支給される年金の見込額の内訳は、次のとおりである。

前記(1)アに係る年金受給者等				
	103人	139件 <sup>(注5)</sup>	そ及して支給される年金の見込額	4200万余円
前記(1)イに係る年金受給者等 <sup>(注6)</sup>				
	92人	102件	年金支給見込額の増加額(年額)	930万余円
	7人	7件	そ及して支給される年金の見込額	203万余円
前記(2)に係る年金受給者等				
	2,218人	2,538件 <sup>(注7)</sup>	年金支給見込額の増加額(年額)	1億0465万余円

(注3) 脱退手当金の支給に係る年金記録を基礎年金番号へ統合した場合、老齢厚生年金等の受給資格を満たすための期間には算入されるものの、老齢厚生年金等の額には影響しない。

(注4) 年金支給見込額 被保険者について現に加入している制度の被保険者記録を受給権発生日又は60歳のいずれか早く到来する時点まで延長した場合等の額である。この額は、必ずしも将来における実際の年金支給額となるものではない。

(注5) 103人 139件 103人(139件)に係る年金支給見込額の増加額665万余円(年額)は、平成20年度決算検査報告において指摘金額としており、本件指摘と重複するため含めていない。

(注6) 下段の年金受給者等7人(7件)は上段の92人(102件)と重複している。

(注7) 2,218人 2,538件 2,218人(2,538件)のうち年金受給者及び年金受給権者に係るそ及して支給される年金の見込額は、統合すべき年金記録が判明した時点では、年金事務所等においてこの額を試算していない。

**(是正及び是正改善を必要とする事態)**

以上のように、年金事務所等において、年金記録相談等により統合すべき年金記録が判明した場合は速やかに基礎年金番号に統合する必要があったのに、これを行っておらず、その結果、本来支給されるべき老齢厚生年金等が年金受給者に適正に支給されないなどしている事態は適切とは認められない。

そして、一昨年度から本年度までの間において会計実地検査の対象とした照会申出書、被保険者記録照会回答票等は、年金相談者から年金記録の照会の申出を受けたものなどのごく一部にすぎないことから、これ以外の照会申出等についても、上記と同様の事態が多数生じている可能性がある。

したがって、このような本来支給されるべき老齢厚生年金等が年金受給者に適正に支給されないなどしている事態を解消するため、早急に是正及び是正改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

ア 年金事務所等において

(ア) 届け書等を提出するよう年金受給者等に勧奨することや、年金受給者等からの届出が無くとも基礎年金番号への統合を行う必要があることの認識が十分でないこと

(イ) 基礎年金番号への統合や届け書及び年金再裁定申出書の提出等の進ちよく管理を十分に行っていないこと

イ 機構において、年金事務所等に対して、未統合の年金記録が判明した場合の基礎年金番号への統合の取扱いを明示していないなど年金事務所等に対する指導が十分でないこと

ウ 厚生労働省において、上記ア及びイのことについて、機構に対する監督が十分でないこと

3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置

厚生労働省及び機構において、これまでの本院の検査の結果、基礎年金番号への統合が行われていなかった年金記録について、基礎年金番号への統合を速やかに行うよう是正の処置を要求するとともに、今後、年金記録の基礎年金番号への統合を適切に行うための体制を整備するよう、次のとおり是正改善の処置を求める。

ア 機構において、年金事務所等に対して、年金記録の統合に必要な届け書等の提出についての勧奨方法等、基礎年金番号への統合に当たっての取扱いを明示するとともに、そのことについて周知徹底を図ること

イ 機構において、年金事務所等に対して、年金受給者等からの年金記録に係る照会及びその回答並びに黄色便に係る送付対象者からの回答を基にして、年金記録の統合に必要な届出の勧奨、年金見込額試算結果の提示、年金再裁定申出書の提出の勧奨及び未統合記録の統合等の各段階について、その進ちよく状況の把握が可能となるよう管理簿等に記録させるなどするとともに、関係書類を適切に管理させること

ウ 機構において、上記イの年金事務所等における未統合記録の処理状況を確実に把握するとともに、年金記録の統合の取組が十分でない年金事務所等に対して、その的確な実施を図るために指導を行うこと

エ 厚生労働省において、機構に対して、上記ア、イ及びウの処置が適切に執られるよう監督を十分行うこと



- (3) 特別会計への一般会計からの繰入れについて、繰入超過額を減額して繰り入れることとするよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに繰入れの対象となる利子の支払に実際に必要となる額のみを繰り入れることにより繰入れを適切かつ効果率的なものとするよう改善の処置を要求したもの

会計名	(1) 労働保険特別会計(雇用勘定) (2) 年金特別会計(健康勘定)
部局等	厚生労働本省
一般会計からの繰入れの概要	特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)第6条等の規定に基づき、各特別会計において経理されている事務及び事業に係る経費のうち、一般会計からの繰入れの対象となるべき経費の財源に充てるために必要があるときに限り、予算で定めるところにより、一般会計から当該特別会計に繰り入れるもの
過大になっている一般会計からの繰入金	(1) 1101億9899万円(平成20年度)
減額できた一般会計からの繰入金	(2) 96億3378万円(平成20年度)

(本件事態等の検査状況について、「第4章 第3節 特定検査対象に関する検査状況」に「一般会計からの繰入金を歳入としている特別会計における当該繰入金の繰入れ及び繰入れの対象となるべき経費に係る歳出予算の執行の管理等について」を掲記した(989ページ参照。))

【適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め並びに改善の処置を要求したものの全文】

**特別会計への一般会計からの繰入れの適正化等について**

(平成22年10月13日付け 厚生労働大臣あて)

標記について、下記のとおり、会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求め並びに同法第36条の規定により改善の処置を要求する。

記

**1 一般会計からの繰入れの概要**

**(1) 貴省所管の特別会計の概要**

国は、特別会計に関する法律(平成19年法律第23号。以下「特会法」という。)に基づき、その経理を一般会計と区分して行うため特別会計を設置しており、平成20年度における特別会計は21会計となっている。このうち、国立高度専門医療センター特別会計等4特別会計については、厚生労働大臣が、法令で定めるところに従い、管理することとされている。そして、労働保険、年金両特別会計においては、複数の事業が実施されていて、それぞれの事業収支を区分する必要があるとして勘定が設けられている(以下、勘定区分のない特別会計についても1勘定と数えることとする。))。

各特別会計の目的並びにその各勘定の20年度決算における収納済歳入額、支出済歳出額及びその差額である決算剰余金の状況は、表1のとおりとなっている。この決算剰余金は、予算額に対する歳入の増加、歳出予算の繰越、不用等が要因となって生じるものである。

表1 各特別会計の目的及びその各勘定の平成20年度決算の状況等

(単位：百万円)

特別会計名	目的	勘定名	収納済	支出済	決算剰余金
			歳入額	歳出額	
			A	B	A - B
国立高度専門医療センター	国立高度専門医療センター(国立がんセンター、国立循環器病センター、国立精神・神経センター、国立国際医療センター、国立成育医療センター及び国立長寿医療センター)の円滑な運営と経理の適正を図ることを目的として、その経理を一般会計と区分して行うため設置されているもの		169,874	152,437	17,437
労働保険	労働者災害補償保険事業及び雇用保険事業に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているもの	労災	1,447,405	1,083,402	364,002
		雇用	2,812,603	2,028,744	783,858
		徴収	3,674,833	3,641,299	33,533
船員保険	国が経営する船員保険事業に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているもの		67,391	63,360	4,030
年金	国民年金事業、厚生年金保険事業、健康保険に関し政府が行う業務及び児童手当に関する政府の経理を一般会計と区分して行うため設置されているもの	基礎年金	20,844,806	19,252,584	1,592,221
		国民年金	5,414,434	5,834,378	△ 419,943
		厚生年金	36,421,701	36,107,751	313,949
		福祉年金	9,439	9,367	72
		健康	8,810,507	8,175,814	634,692
		児童手当	484,656	462,011	22,644
		業務	534,586	463,376	71,209

(注) 国立高度専門医療センター特別会計は平成21年度末まで、船員保険特別会計は21年12月末まで、それぞれ設置されているものである。

(2) 一般会計からの繰入金

特別会計の歳入のうち、一般会計からの繰入金は、事務事業の支出に充てるための財源の一部又は全部を、一般会計から特別会計又はその勘定に繰り入れるものである。

特会法第6条では、「各特別会計において経理されている事務及び事業に係る経費のうち、一般会計からの繰入れの対象となるべき経費(以下「一般会計からの繰入対象経費」という。)が次章に定められている場合において、一般会計からの繰入対象経費の財源に充てるために必要があるときに限り、予算で定めるところにより、一般会計から当該特別会計に繰入れをすることができる。」と規定されている。また、特会法附則第390条において、「第6条の規定は、この法律の施行前に他の法令において定められた一般会計から特別会計への繰入れに関する規定の適用を妨げるものではない。」と規定されている(以下、「一般会計からの繰入対象経費」と他の法令の規定により一般会計から繰り入れた財源が充てられる経費を合わせて「繰入対象経費」という。)。そして、労働保険特別会計については特会法第101条、年金特別会計については特会法第113条等において、それぞれ繰入対象経費が規定されている。

貴省所管の特別会計では、20年度に、表2のとおり、4特別会計11勘定において、一般会計からの繰入金を歳入としている。

表2 一般会計からの繰入れの状況等(平成20年度) (単位:百万円、%)

特別会計名	勘定名	収納済歳入額 A		
			うち、一般会計からの繰入額 B	繰入率 B/A×100
国立高度専門医療センター		169,874	48,710	28.6
労働保険	労災	1,447,405	456	0.0
	雇用	2,812,603	161,188	5.7
	徴収	3,674,833	96	0.0
船員保険		67,391	3,907	5.7
年金	国民年金	5,414,434	1,855,801	34.2
	厚生年金	36,421,701	5,432,308	14.9
	福祉年金	9,439	9,325	98.7
	健康	8,810,507	421,272	4.7
	児童手当	484,656	242,149	49.9
	業務	534,586	196,779	36.8

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性、効率性等の観点から、特別会計の歳入である一般会計からの繰入れは適切かつ効率的に行われているかなどに着眼して、貴省所管の4特別会計12勘定のうち、一般会計からの繰入金を歳入としている4特別会計11勘定の20年度決算を対象に、貴省本省において会計実地検査を行った。そして、予算書、決算書等の関係書類によって、一般会計からの繰入れ及び繰入対象経費に係る歳出予算の執行はどのように管理されているかを分析するなどの方法により検査した。

### (検査の結果)

検査したところ、労働保険特別会計の雇用勘定及び年金特別会計の健康勘定において、次のような事態が見受けられた。

#### (1) 労働保険特別会計の雇用勘定

この勘定は、雇用保険事業の保険収支(徴収勘定に係るものを除く。)を経理するものである。

この勘定における繰入対象経費は、特会法第101条第2項の規定により、求職者給付、雇用継続給付及び雇用保険事業の事務の執行に要する経費で国庫が負担するものとされており、20年度に一般会計から繰り入れられた額は1611億8850万円で、出納整理期間の21年4月20日に全額が繰り入れられている。

上記の金額は、雇用保険法(昭和49年法律第116号)第66条及び第67条の規定による国庫負担金の額であり、このうち、上記の繰入対象経費のうち雇用保険事業の事務の執行に要する経費を除いた求職者給付及び雇用継続給付の財源とするための額については、貴省は、当該給付に係る18年度の予算額及び決算額並びに19年度の予算額と実績見込額から伸び率を推計するなどして20年度の給付予定額を算出した上、これに国庫負担割合を乗

ずるなどして20年度の歳入予算額を1603億6400万円と算出して、同額を一般会計から繰り入れている。

特会法第105条は、「雇用勘定において、毎会計年度一般会計から受け入れた金額が、当該年度における雇用保険法第66条及び第67条の規定による国庫負担金の額に対して超過し、又は不足する場合には、当該超過額に相当する金額は、翌年度においてこれらの規定による国庫負担金として一般会計から受け入れる金額から減額し、なお残余があるときは翌々年度までに一般会計に返還し、当該不足額に相当する金額は、翌々年度までに一般会計から補てんするものとする。」と規定している(以下、このうち超過した額を「繰入超過額」という。)。そして、前年度である19年度においては繰入超過額が1101億9899万余円あった。

貴省は、20年度においては急激な雇用・経済情勢の変動が生じており、求職者給付及び雇用継続給付の急激な増加が見込まれるなどとして、これらの給付に係る20年度の一般会計からの繰入金1603億6400万円は歳入予算額をそのまま繰り入れており、19年度の繰入超過額1101億9899万余円を減額していなかった。

しかし、19年度の繰入超過額は、上記の特会法第105条の規定に基づき、20年度に一般会計からの繰入額から減額しなければならないものであり、20年度の一般会計からの繰入金は1101億9899万余円が過大に繰り入れられていると認められる。

なお、同様に、21年度に一般会計から繰り入れられた5886億8900万円についても、20年度に生じた繰入超過額1260億5358万余円を減額したものとはなっておらず、過大に繰り入れられていると認められる。

## (2) 年金特別会計の健康勘定

この勘定は、20年9月までは、政府の管掌する健康保険事業の保険収支を経理するものとして、事業主等から徴収する保険料及び国庫負担金を主な財源に保険給付等を行っていたが、健康保険法(大正11年法律第70号)の改正により、同年10月以降、当該健康保険事業を全国健康保険協会が管掌することとされたため、引き続き政府が行うこととされた保険料の徴収及び保険給付のための財源の全国健康保険協会への交付等の収支を経理するものである。

この勘定では、①健康保険法第151条等の規定により、保険給付費等の財源に充てるための額、②特会法附則第31条の規定により、昭和48年度以前に旧厚生保険特別会計健康勘定において生じた損失の額及び旧日雇労働者健康保険法に基づく日雇労働者健康保険事業に係る損失に相当する額(以下、これらを「累積債務」という。)に対応する借入金の償還等の支払財源に充てるための額を繰入対象経費としてそれぞれ一般会計から繰り入れており、平成20年度に一般会計から繰り入れられた額は計4212億7265万余円となっている。そして、一般会計からの繰入金は、表3のとおり、20年4月、7月、9月及び21年1月に繰り入れられている。

表3 一般会計からの繰入れの状況(年金特別会計(健康勘定)) (単位:百万円)

年 月	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	
繰入額	158,129	—	—	236,565	—	1,724	—	
うち累積債務に係る利子補てん額	—	—	—	—	—	—	—	
年 月	11月	12月	21年 1月	2月	3月	4月	5月	計
繰入額	—	—	24,853	—	—	—	—	421,272
うち累積債務に係る利子補てん額	—	—	24,853	—	—	—	—	24,853

このうち、累積債務に対応する借入金の償還等の支払財源に充てるための額は、債務残高1兆4792億余円に係る利子の全額を一般会計からの繰入金で補てんするものである。利子補てん額は、借入金の借換予定額に財政投融资貸付利率の予算積算利率を乗じて得た額等を基に算出されており、20年度の予算積算利率は1.7%で、利子補てん額に係る一般会計からの繰入金は248億5315万余円と算出され、この全額が21年1月に繰り入れられている。

しかし、貴省は毎月借入金を借り換えていて、その実績利率が0.8%から1.4%と予算積算利率1.7%より低かったことから、累積債務に対応する借入金に係る利子の20年度における支払実績額は計152億1936万余円となっている。このため、利子補てん額248億5315万余円との差額96億3378万余円は健康勘定において不用になっている。

したがって、貴省は毎月借入金を借り換えているのであるから、借換えの都度支払が実際に必要となる利子補てん額を一般会計から繰り入れることとすれば資金不足にならないと認められ、これによれば、上記の差額96億3378万余円は一般会計からの繰入れを減額することができたと認められる。

**(是正及び是正改善並びに改善を必要とする事態)**

労働保険特別会計の雇用勘定において、特会法に減額するとの規定があるにもかかわらず19年度の繰入超過額が20年度に減額されておらず一般会計からの繰入金が過大に繰り入れられている事態は、適切とは認められず、是正及び是正改善を図る要があると認められる。

また、年金特別会計の健康勘定において、累積債務に係る借入金利子の支払実績額が歳出予算額を下回っているのに、一般会計からの繰入れを減額していない事態は、減額されずに繰り入れられた資金が決算剰余金となって有効に活用されないこととなるもので適切とは認められず、改善の要があると認められる。

**(発生原因)**

このような事態が生じているのは、貴省において、労働保険特別会計の雇用勘定では、繰入超過額の減額等について定める特会法の規定の趣旨を十分理解していなかったこと、年金特別会計の健康勘定では、利子の支払が必要となる都度繰入れを行うことにより一般会計からの繰入れの減額に努めることへの配慮が十分でなく、予算で定められた金額を一般会計から繰り入れることを慣行にしていることなどによると認められる。

3 本院が求める是正及び是正改善の処置並びに本院が要求する改善の処置

一般会計から特別会計への繰入れが特会法の定めるところにより適正に行われることはもとより、繰入れが特別会計における歳出予算の執行状況等に応じて適時適切に行われ、税収のほか国債の発行等により調達されて一般会計から特別会計へ繰り入れられた資金が有効に活用されることが求められる。

については、貴省において、一般会計からの繰入れを適正化するとともに、繰入額を抑制して一般会計からの繰入れを適切かつ効率的なものとするよう、次のとおり是正及び是正改善の処置を求め並びに改善の処置を要求する。

- ア 労働保険特別会計の雇用勘定において、これまでの繰入超過額を一般会計からの繰入金から速やかに減額等するとともに、今後は繰入超過額の減額等を適正に行うこと(会計検査院法第34条による是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めるもの)
- イ 年金特別会計の健康勘定において、利子の支払に実際に必要となる額のみを一般会計から繰り入れること(同法第36条による改善の処置を要求するもの)

(4) 夜間対応型訪問介護の利用の促進を図るなど、地域介護・福祉空間整備推進交付金等による事業の効果が十分発現する措置を執るよう意見を表示したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)介護保険制度運営推進費
	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;">                 平成19年度以前は、                  (項)介護保険推進費                  (項)社会福祉施設整備費             </div>
部 局 等	厚生労働本省、7 地方厚生(支)局
交付の根拠	地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律(平成元年法律第64号)
補助事業者	58 市区
間接補助事業者(事業主体)	49 事業者
交付金対象事業	面的整備計画に基づく施設等整備事業
交付金対象事業の概要	市町村が作成する面的整備計画の公的介護施設等の整備に関する面的な配置構想を達成するため、民間事業者が実施する夜間対応型訪問介護ステーション整備等事業に対して市町村が補助する事業
上記に対する交付金交付額の合計	27 億 1808 万余円(平成18年度~20年度)
上記のうち夜間対応型訪問介護の整備に係る事業効果が十分発現していない事態に係る交付金交付額	16 億 1251 万円

【意見を表示したものの全文】

地域介護・福祉空間整備推進交付金及び地域介護・福祉空間整備交付金による夜間対応型訪問介護の実施状況について

(平成22年10月22日付け 厚生労働大臣あて)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 制度の概要

(1) 介護保険制度の概要

介護保険は、介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき、市町村(特別区を含む。以下同じ。)等が保険者となり、市町村等の区域内に住所を有する65歳以上の者等を被保険者として、保健医療サービス等の給付を行う保険である。

平成18年度に、原則として当該市町村等の被保険者のみが利用できるサービスである地域密着型サービスが創設され、そのサービスには夜間対応型訪問介護等がある。

要介護者又は要支援者の認定を受けた者は、介護支援専門員等が作成する介護サービス計画に基づき保険給付を受け、原則として、所定単位数に単価(10円～11.05円)を乗じて算定された介護報酬の1割について負担することとなっている。

(2) 夜間対応型訪問介護の概要

夜間対応型訪問介護は、要介護者が、できるだけ居宅で能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように、夜間の定期的な巡回又は通報により、訪問介護員が当該居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護等の日常生活上の世話、緊急時の対応等を行い、夜間において安心して生活を送ることができるよう援助するものである。

そして、夜間対応型訪問介護の指定を受けた事業所(以下「事業所」という。)は、このサービスの利用者にケアコール端末(利用者が援助を必要とする状態となったときにオペレーションセンターに通報できる端末機器)を配布することとされており、おおむね利用者300人につきオペレーションセンターを1か所以上設置しなければならないこととなっている。

(3) 地域介護・福祉空間整備推進交付金及び地域介護・福祉空間整備交付金の概要

地域介護・福祉空間整備推進交付金(以下「推進交付金」という。)及び地域介護・福祉空間整備交付金(以下「整備交付金」という。また、推進交付金と整備交付金を合わせて「交付金」という。)は、市町村が作成する面的整備計画<sup>(注1)</sup>に基づく夜間対応型訪問介護事業を含めた基盤整備事業に要する経費に充てるために市町村に交付するものであり、民間の事業者が事業主体となって実施する施設等整備事業に対して市町村が補助金を交付する事業等を交付の対象としている。

そして、交付金の交付額は、対象経費の実支出額の合計額と基準額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額の合計額とを比較して少ない方の額とされている。

推進交付金の対象経費は、夜間対応型訪問介護については、①利用者からの通報を受け付けることができる通信機器及びシステムの導入経費、ケアコール端末の購入又はリース等の経費(基準額300万円)、②夜間対応型訪問介護の広報経費等の需用費等(基準額300万円)とされている。一方、整備交付金の対象経費は、夜間対応型訪問介護については、

面的整備計画に基づく夜間対応型訪問介護ステーションの整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(基準額 500 万円)とされている。

交付金の交付手続については、①交付を受けようとする市町村は、面的整備計画を都道府県を経由して貴省に提出し、②これを受理した貴省は、当該面的整備計画を審査して、交付金の内示を行い、③内示を受けた市町村は、交付申請書類等を地方厚生(支)局に提出して、④地方厚生(支)局は、これと面的整備計画とを審査の上、交付決定を行うこととなっている。そして、⑤事業完了後に市町村は地方厚生(支)局に事業実績報告書を提出して、⑥これを受理した地方厚生(支)局は、その内容を審査の上、交付額の確定を行うこととなっている。

(注1) 面的整備計画 住民にとって身近な日常生活圏域を単位として、市町村が作成する公的介護施設等の面的な配置構想を基に、今後3年以内に実施する基盤整備事業を明らかにする計画

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点及び着眼点)

介護サービスのうち地域密着型サービスは、18年度から導入され、特に夜間対応型訪問介護については、交付金の交付対象の範囲が広く交付額も高額となっている。

そこで、本院は、有効性等の観点から、夜間対応型訪問介護に係る交付金の交付を受けた市町村において、事業所による夜間対応型訪問介護の利用の促進等が図られて、交付金による事業効果が十分発現しているかなどに着眼して検査した。

### (検査の対象及び方法)

本院は、18年度から20年度までの間に交付金の交付を受けている8地方厚生(支)局管内の73市区(これらに対する交付金交付額計27億1808万余円)及び当該73市区が補助金を交付した65事業者の101事業所を対象として、貴省本省、3地方厚生局並びに6地方厚生局管内の41市区及び41市区が補助金を交付した30事業者の38事業所については実績報告等の書類により会計実地検査を行うとともに、それ以外の市区、事業者及び事業所についても、調書の提出を求めるなどして検査した。

(注2) 8地方厚生(支)局 北海道、東北、関東信越、東海北陸、近畿、中国四国、九州各厚生局、四国厚生支局

(注3) 3地方厚生局 関東信越、東海北陸、九州各厚生局

### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

#### (1) 夜間対応型訪問介護の利用状況

上記73市区の101事業所のうち、21年度末のケアコール端末等の利用状況(介護保険給付のサービス提供に係る契約の締結状況)が確認できた63事業者の96事業所全体における21年度末の夜間対応型訪問介護のサービスの利用割合<sup>(注4)</sup>についてみると、購入台数計13,127台に対して利用者数は計3,836人で29.2%となっていて、利用が低調となっていた。

そして、上記73市区の101事業所のうち、7地方厚生(支)局管内の58市区が補助金を交付した49事業者の73事業所において、次のとおり交付金の効果が発現していない事態が見受けられた(各態様における事業者数については重複しているものがある)。



(注4) 利用割合 推進交付金によるケアコール端末の購入台数に対する利用者数の割合。ただし、21年度末までに廃止又は休止した事業所の利用者数については、事業実施期間中で最大の月の利用者数としている。

(注5) 7地方厚生(支)局 北海道、関東信越、東海北陸、近畿、中国四国、九州各厚生局、四国厚生支局

ア 夜間対応型訪問介護のサービスの利用が低調となっていた事業所

40事業所 (39事業者)

上記の利用割合を事業所別にみたところ、利用割合が30%未満と低調であった事業所が40事業所(39事業者)見受けられた。

これらの事業所においては、利用されていないケアコール端末等は、倉庫等に保管されたままとなっていた。

イ 夜間対応型訪問介護事業を休止していた事業所 26事業所 (7事業者)

(ア) 事業の継続が困難となったことから休止していた事業所 6事業所 (6事業者)

夜間対応型訪問介護事業の開始当初から利用者が増えず、事業の継続が困難となったことから21年度末までに事業を休止していた事業所が6事業所(6事業者)見受けられた。

これらの事業所において補助金により購入したケアコール端末等は、事業の休止期間中、倉庫等に保管されたままとなっていた。

(イ) オペレーションセンターを集約するために休止していた事業所

20事業所 (1事業者)

1事業者は、夜間対応型訪問介護事業の開始当初から利用者が増えなかったことからオペレーションセンターを集約するために、21年度末までに26事業所を6事業所に集約して、20事業所を休止させていた。

この事業者は、事業開始後、5事業所について1年未満、12事業所について1年以上2年未満、3事業所について2年以上2年2か月未満といずれも短期間に事業所を休止させており、補助金によりこれらの事業所に導入したオペレーションセンターのための通信機器等は短期間しか使用されなかった。

ウ 夜間対応型訪問介護事業を廃止していた事業所 7事業所 (5事業者)

夜間対応型訪問介護事業の開始当初から利用者が増えず、事業の継続が困難となったことから21年度末までに廃止した事業所が7事業所(5事業者)見受けられた。

これらの事業所において補助金により購入したケアコール端末等は、廃棄されたり倉庫等に保管されたままとなったりしていた。

以上のとおり、夜間対応型訪問介護のサービスの利用が低調となっていた40事業所(39事業者)に係る交付金計11億1842万余円、事業の継続が困難となったことから事業を休止していた6事業所(6事業者)に係る交付金計1億5588万余円、他の事業所にオペレーションセンターを集約するために事業を休止していた20事業所(1事業者)に係る交付金計2億7816万円、夜間対応型訪問介護事業を廃止していた7事業所(5事業者)に係る交付金計6004万余円、計73事業所(49事業者)に係る交付金計16億1251万円は、効果が十分発現しているとは認められない。

## (2) 面的整備計画の作成状況及び夜間対応型訪問介護の利用が低調となっている理由

上記(1)アのとおり、夜間対応型訪問介護のサービスの利用が低調であった39事業者の40事業所について、事業所が所在する7地方厚生(支)局管内の36市区の面的整備計画の作成状況及びサービスの利用が低調となっている理由を調査したところ、次のとおりとなっていた。

### ア 面的整備計画の作成状況

上記の36市区は、いずれも、面的整備計画の作成に当たって夜間対応型訪問介護の詳細な需要調査を実施しておらず、おおむね利用者300人につきオペレーションセンターを1か所以上設置するという基準をそのまま面的整備計画の算定根拠とするなどしていた。また、面的整備計画書には事業費のみを記載することとしているため、ケアコール端末等の需要の有無等が把握できないものとなっていた。

このため、交付金を財源として整備されたケアコール端末等の台数は、需要の有無等を確認して検討された結果とは言い難く、また、必要性等の審査、確認も困難な状況であった。

### イ 夜間対応型訪問介護の利用が低調となっている理由

夜間対応型訪問介護の利用が低調となっている理由について調査したところ、多くの市区及び事業者が利用者、介護支援専門員等の理解不足や、類似する制度・事業が存在していることを挙げていた。

このうち、類似する事業については、市町村の福祉事業として実施している緊急通報体制等整備事業<sup>(注6)</sup>(17年度より一般財源化している。)等がある。この事業は、制度としては実施者、目的が夜間対応型訪問介護と異なっているものの、利用者が夜間対応型訪問介護と同様の通信機器を用いて緊急事態を受信センター等に通報することにより適切な対応を図るものである。そして、機器導入時に設置工事費等の一部を利用者が負担する場合もあるが、毎月の運用費用は大半が無料であり、夜間対応型訪問介護の自己負担が1,000円から1,105円(夜間対応型訪問介護費(I)の1月当たり基本分)であるのに比べて相当安価なものとなっている。このため、21年度末の利用割合が10%未満の19事業所が所在する15市区についてみると、夜間対応型訪問介護のケアコール端末利用者が計94人であるのに対して、緊急通報体制等整備事業等の利用者数は計10,129人(うち65歳以上で無料の者は9,660人)と、非常に多い状況となっていた。

一方、類似事業について利用者の調整を行っている市においては、夜間対応型訪問介護の利用割合が高くなっていた。

(注6) 緊急通報体制等整備事業 緊急通報装置(利用者が身に付けることが可能で、簡単な操作により緊急事態を受信センター等に通報することが可能な機器等をいう。)を利用者に配布して、ひとり暮らしの高齢者等の急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るために、消防署等により実施される連携システムの整備事業

### (改善を必要とする事態)

多数の事業所において、夜間対応型訪問介護のサービスの利用が低調であったり、短期間で休止又は廃止したりして、夜間対応型訪問介護の整備に係る事業効果が十分発現していない事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

- ア 事業者において、夜間対応型訪問介護の事業が交付金によって実施されているものであることの認識が十分でないこと、市区において、十分な需要調査を行わずに面的整備計画を作成して、これに基づき交付金の交付申請を行っており、また、交付金交付後に夜間対応型訪問介護の利用状況を把握していないこと
- イ 貴省及び地方厚生(支)局において、市町村から提出された面的整備計画及び交付申請書類等について、十分な需要調査に基づいているか、また、具体的な需要があるかを審査、確認できるような体制となっていないこと
- ウ 夜間対応型訪問介護のサービス自体が、緊急通報体制等整備事業等の類似する事業と実質的には対象者が重複しているものが多いこと

3 本院が表示する意見

今後急速な高齢化の進展が見込まれる中で、高齢者が在宅で安心して生活を営むために住み慣れた地域で必要な介護を受けることが可能となるような社会の構築が望まれており、夜間対応型訪問介護は、その一環として創設され、サービスの提供が行われている。

については、貴省において、夜間対応型訪問介護の利用の促進を図るなどして、交付金による事業効果が十分発現するよう次のとおり意見を表示する。

- ア 市町村に対して、事前に利用者の需要調査を十分に実施してその結果に基づき面的整備計画及び交付申請書類等を作成するよう助言し周知すること
- イ 市町村から提出された面的整備計画及び交付申請書類等について、十分な需要調査に基づいているか、また、具体的な需要があるかを審査、確認できるような体制とすること
- ウ 市町村に対して、夜間対応型訪問介護のサービスについて、利用が進んでいない実態を把握し、その原因を分析し、利用の促進を図られるように助言すること
- エ 市町村に対して、夜間対応型訪問介護のサービスと類似するサービスについては、各関係機関又は部署が相互に連携を密にし、調整を行うよう助言すること
- オ 交付金により購入したものの、利用がなく遊休しているケアコール端末等について、他地域の事業者で活用するなど、活用の促進を図る方策について検討すること

- (5) 柔道整復師の施術に係る療養費について、算定基準等がより明確になるよう検討を行うとともに、適切な点検及び審査を行うよう体制を強化するなどして、支給を適正なものとするよう意見を表示したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)医療保険給付諸費
	年金特別会計(健康勘定) (項)保険給付費及保険者納付金
部 局 等	厚生労働本省
国の負担の根拠	健康保険法(大正11年法律第70号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)
柔道整復師の施術の概要	骨折、脱臼、打撲及び捻挫に対してその回復を図る施術

実施主体	国(平成20年10月以降は全国健康保険協会)、25市、16後期高齢者医療広域連合、計42実施主体
施術所	208 施術所
上記の施術所において頻度が高い施術、長期にわたる施術等を受けていた患者数	21,009 人
上記に係る柔道整復療養費総額	7億7501万余円(平成20年度)
上記のうち国の負担額	3億0925万円(背景金額)

【意見を表示したものの全文】

柔道整復師の施術に係る療養費の支給について

(平成22年10月28日付け 厚生労働大臣あて)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 柔道整復師の施術に係る療養費等の概要

(1) 療養費の給付

貴省は、健康保険法(大正11年法律第70号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)等の医療保険各法及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に基づき、全国健康保険協会(以下「協会」という。)、市町村、後期高齢者医療広域連合等が行う保険給付に関して、これらの保険者に対する指導監督等を行うとともに、保険給付に要する費用の一部を負担している。

保険給付は、原則として各保険の被保険者等が、その傷病につき、保険医療機関で療養の給付を受けることによって行われている。ただし、健康保険法第87条の規定等に基づき、療養の給付等を行うことが困難であると保険者が認めるとき、又は被保険者等が保険医療機関以外の病院等から診療、手当等を受けた場合において、保険者がやむを得ないものと認めるときは、療養の給付等に代えて療養費を支給することができることとされている。その療養費の一つとして柔道整復師の施術に係る療養費(以下「柔道整復療養費」という。)がある。

(2) 柔道整復療養費

柔道整復療養費は、「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」(昭和33年保険局長通知保発第64号。以下「算定基準」という。)に基づいて算定し、支給することとされている。

既往年度の柔道整復療養費の支給額については、貴省では、全保険者の統計がないため、推計値(被保険者等の自己負担分を含む。)が用いられている。平成19年度の推計値は3377億円となっており、13年度との対比で、柔道整復療養費の伸び率(17.9%)は国民医療費の伸び率(9.8%)を大きく上回っている状況となっている。

なお、療養費の支給は、被保険者等が療養に要した費用を支払った後に保険者に支給の申請を行い、保険者がその内容を自ら点検するなどした上で行うのが原則であるが、柔道

整復療養費の支給については、地方厚生(支)局長及び都道府県知事と柔道整復師の団体との間の協定等に基づき、被保険者等が柔道整復療養費の受領を柔道整復師に委任する取扱い(以下「受領委任の取扱い」という。)が認められている。

### (3) 柔道整復師及び柔道整復の施術

柔道整復師とは、柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に基づき厚生労働大臣の免許を受けて柔道整復を業とする者である。また、柔道整復とは、骨折、脱臼、打撲及び捻挫に対してその回復を図る施術であるとされている。そして、全国の柔道整復師及び柔道整復の業務を行う施術所の数は、20年末現在で、それぞれ43,946人及び34,839か所となっており、10年末の29,087人及び23,114か所と比べて、いずれも1.5倍と著しく増加している。

柔道整復療養費の支給対象となる負傷は、急性又は亜急性の外傷性の骨折、脱臼、打撲及び捻挫であり、内科的原因による疾患は含まれないとされており、また、単なる肩こり及び筋肉疲労に対する施術は柔道整復療養費の支給対象外であるとされている。そして、施術は、療養上必要な範囲及び限度で行うものとされ、とりわけ「長期又は濃厚な施術」とならないよう努めることとされている。

### (4) 柔道整復療養費審査委員会

協会の都道府県支部(以下「協会支部」という。)は、全国健康保険協会管掌健康保険に係る柔道整復療養費支給申請書(以下「申請書」という。)を審査するため、柔道整復療養費審査委員会を設置している。また、都道府県は、国民健康保険及び後期高齢者医療に係る申請書について、当該保険者に代わり当該都道府県に所在する国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)に審査を行わせるため、国保連合会に国民健康保険等柔道整復療養費審査委員会を設置させることができるとされている。ただし、協会支部と都道府県の協議により、協会支部の柔道整復療養費審査委員会で審査を行うことができるとされている(以下、柔道整復療養費審査委員会と国民健康保険等柔道整復療養費審査委員会の両者を合わせて「柔整審査会」という。)

保険者(協会にあっては協会支部。以下同じ。)は、受領委任の取扱いに係る柔道整復療養費の支給を行う場合は、柔整審査会の審査を経ることとされている。そして、保険者は、柔道整復療養費の支給を決定する際には、適宜、当該被保険者等に施術の内容、回数等を照会して施術の事実確認に努めるとともに、柔整審査会の審査等を踏まえ、速やかに柔道整復療養費の支給の適否を判断し処理することとされている。

### (5) 貴省における柔道整復療養費適正化の取組

貴省は、21年11月に行政刷新会議が行った事業仕分けにおいて、柔道整復療養費の適正化について指摘を受けたことなどから、22年5月に算定基準等の改正を行った。その主な内容は、次のとおりである。

ア 3部位目に対する施術料(後療料等)について、所定料金の100分の80に相当する額としていたものを100分の70に相当する額に引き下げ、4部位目以降に係る施術料(後療料等)は3部位目までの料金に含まれることとした。

イ 4部位目以上の請求から申請書に部位ごとに負傷原因を記載することとされていたものを、3部位目以上の請求から記載することとした。

ウ 打撲及び捻挫に係る施術料(後療料)を470円から500円に引き上げた。

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点及び着眼点)

本院では、5年に、柔道整復療養費の支給について検査したところ、柔道整復師の施術の対象とならない傷病について請求されていたり、療養上必要な範囲及び限度を超えて行われた施術について請求されていたりなどしている事態が多数見受けられたことから、当時の厚生大臣に対して、算定基準等の改正を行うこと、審査体制の整備を図ることなどの是正改善の処置を要求した。この本院の要求に対しては、当時の厚生省において、算定基準等の改正を行ったり、全都道府県に柔整審査会を設置させたりするなどの改善が図られた。

今回、前記のとおり、柔道整復療養費の伸びが国民医療費の伸びを上回っていること、施術所の数が著しく増加していることなどを踏まえ、合规性、有効性等の観点から、柔道整復療養費の支給対象とされた施術が療養上必要な範囲及び限度を超えて行われていないか、特に長期又は濃厚な施術となっていないか、また、保険者の点検等はどのように行われているかなどに着眼して検査した。

### (検査の対象及び方法)

本院は、16道府県<sup>(注1)</sup>の各後期高齢者医療広域連合を含む41保険者<sup>(注2)</sup>及び2協会支部<sup>(注3)</sup>(以下、保険者及び協会支部を「保険者等」という。)において会計実地検査を行い、柔道整復療養費を支給した施術所のうち支給額が多い208施術所における20年4月から9月までの6か月間の柔道整復の施術を受けた被保険者等(以下「患者」という。)28,293人分の柔道整復療養費総額806,248,861円に係る申請書等を抽出して、これらを分析するなどして検査を行った。また、上記の43保険者等を含む28道府県の1,162保険者等における申請書の点検状況等及び被保険者等に対する柔道整復療養費の支給対象となる負傷の範囲の周知状況について、調書の提出を受けその内容を分析するなどして検査を行った。

(注1) 16道府県 北海道、大阪府、宮城、栃木、群馬、富山、愛知、岐阜、三重、和歌山、鳥取、広島、福岡、佐賀、熊本、沖縄各県

(注2) 41保険者 25市、16後期高齢者医療広域連合

(注3) 2協会支部 愛知、和歌山両支部(平成20年9月以前は、愛知、和歌山両社会保険事務局)

### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

#### (1) 申請書の検査結果

患者28,293人に係る申請書の検査結果を施術の態様別に示すと、表1のとおりである。

表1 態様別内訳

保険者等数	施術所数	患者数(人)						
		全体	ア 頻度が高い 施術	イ 3部位以上 の施術	ウ 長期にわたる 施術	エ 部位変更、 再度施術等	ア～ウの 一つ以上に 該当	骨折又は 脱臼に対 する施術
43	208	28,293	8,141	18,210	10,894	9,153	21,009	141
患者数全体に対する割合 (%)			28.7	64.3	38.5	(注) (84.0)	74.2	0.4

(注) ウに占めるエの割合

ア 頻度が高い施術

患者1人に対する1か月当たりの平均施術回数は7.1回となっていて、1か月に10回以上施術を受けていた患者は8,141人で、全体の28.7%となっていた。

<事例1>

A 施術所(大阪府所在。検査の対象とした6か月間の患者総数115人)では、患者1人に対する1か月当たりの平均施術回数は16.2回となっており、1か月に10回以上施術を受けていた患者は77人で、全体の66.9%に上っていた。このうち、1か月に20回以上施術を受けていた患者は50人であり、最多の施術を受けていた患者は1か月に26回となっていた。

イ 3部位以上の施術

3部位以上の施術を受けていた患者は18,210人となっていて、全体の64.3%を占めていた。

ウ 長期にわたる施術

検査の対象とした6か月間の中で、3か月を超えて施術を受けていた患者は10,894人となっていて、全体の38.5%が長期にわたる施術を受けていた。

エ 部位変更、再度施術等

上記ウの長期にわたる施術を受けていた患者10,894人のうち、当初の部位が治癒した後に別の部位の施術を受けていたり、同一部位についていったん治癒した後に別の負傷原因により再度施術を受けていたりなどしていた患者は9,153人となっていて、84.0%を占めていた。

<事例2>

B 施術所(和歌山県所在。検査の対象とした6か月間の患者総数131人)では、3か月を超えて施術を受けていた患者88人全員が当初の部位が治癒した後に別の部位の施術を受けるなどしていた。このうち、患者Cに対する施術の状況を示すと、表2のとおりであり、4月に頸部捻挫が治癒し、5月に腰部捻挫の施術が開始され、同月に右肩関節捻挫及び左膝関節捻挫が治癒し、6月に右下腿部挫傷の施術が開始され、さらに、頸部捻挫の施術が再開されているなど、7月以外はすべて施術部位が変更されていた。

表2 患者Cに対する施術の状況

施術月	負 傷 部 位 名						
4月	頸部捻挫 治癒	右肩関節捻挫	左膝関節捻挫				
5月		右肩関節捻挫 治癒	左膝関節捻挫 治癒	腰部捻挫			
6月	頸部捻挫			腰部捻挫	右下腿部挫傷		
7月	頸部捻挫			腰部捻挫	右下腿部挫傷 治癒		
8月	頸部捻挫			腰部捻挫 治癒		左肩関節捻挫	
9月	頸部捻挫 治癒					左肩関節捻挫	右肘関節捻挫

そして、上記のアからウの一つ以上に該当していた患者は、全体の患者 28,293 人のうち 21,009 人(74.2%)で、これらに係る柔道整復療養費は 7 億 7501 万余円、これに対する国の負担額は 3 億 0925 万余円となっていた。

また、医師の同意が必要とされる骨折又は脱臼に対する施術を受けていた患者は、141 人(0.4%)に過ぎず、大半が医師の同意が必要とされない打撲又は捻挫に対する施術となっていた。

(2) 患者に対する聞き取り調査結果

上記(1)のイの 3 部位以上の施術、ウの長期にわたる施術等を受けていた患者の中から、療養上必要な範囲及び限度を超えた施術が疑われる 203 施術所の 940 人を抽出して、前記の 43 保険者等に対して、直接面会又は電話等による聞き取り調査を行うよう依頼した。その結果は、表 3 のとおり、施術所が申請書に記載した負傷部位と患者からの聞き取りによる負傷部位が異なっている患者が、回答のあった 904 人中 597 人(66.0%)、また、患者からの聞き取りによる負傷原因が日常生活に起因した肩こりなどで、外傷性の骨折、脱臼、打撲及び捻挫ではない患者が、回答のあった 897 人中 455 人(50.7%)と多数に上っていた。

表3 患者に対する聞き取り調査結果

区 分	施術所数	調査患者数 (人)	申請書に記載した負傷部位と聞き取りによる負傷部位が異なっている患者数 (人)		聞き取りによる負傷原因が外傷性の骨折、脱臼、打撲及び捻挫ではない患者数 (人)	
			回答数(A)	該当患者数(B) (B)／(A)	回答数(C)	該当患者数(D) (D)／(C)
16 道府県	203	940	904	597 (66.0%)	897	455 (50.7%)



### (3) 保険者等における申請書の点検状況等の検査結果

28道府県の1,162保険者等における申請書の点検状況についてみると、保険者等においては、各道府県に所在する国保連合会に審査等を委託していることなどから、自ら点検を行っていないものが439保険者(37.7%)、自ら点検を行っているものの、被保険者の資格等についてのみ点検を行い、施術内容の点検については行っていないものが467保険者等(40.1%)と多数見受けられ、両者の合計は906保険者等(77.9%)となっていた。

一方、貴省から柔整審査会に対して審査要領の参考例は示されているが、具体的な審査に関する指針等までは示されておらず、また、28道府県の柔整審査会においては、多くの場合施術が療養上必要な範囲及び限度で行われているかに重点を置いた審査が行われておらず、保険者等から支給決定の権限の委任までは受けられないこともあり、審査の結果が柔道整復療養費の支給の適否にまで反映されている事例は極めて少ない状況であった。

### (4) 被保険者等に対する周知状況

柔道整復療養費の支給対象となる負傷の範囲を被保険者等に対して周知することが柔道整復療養費の支給の適正化を図る上で重要であることから、28道府県の1,162保険者等における柔道整復師の施術に関しての被保険者等に対する周知状況について検査した。その結果、柔道整復療養費の支給対象となる負傷の範囲が急性又は亜急性の外傷性の骨折、脱臼、打撲及び捻挫に限定されていて、内科的原因による疾患並びに単なる肩こり及び筋肉疲労に対する施術は柔道整復療養費の支給対象外であることを被保険者等に対して直接周知していたのは106保険者等(9.1%)と少ない状況であった。

#### (改善を必要とする事態)

前記のとおり、貴省では、22年5月に算定基準等の改正を行っているが、以上のように、頻度が高い施術、長期にわたる施術等の事例が多数見受けられたり、また、患者からの聞き取りによる負傷原因が外傷性の骨折、脱臼、打撲及び捻挫ではない患者に施術が行われていたりなどして請求内容に疑義があるのに、これらの施術に対して十分な点検及び審査が行われないまま柔道整復療養費が支給されている事態は適切とは認められず、改善の要があると認められる。

#### (発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

- ア 算定基準等において、柔道整復療養費の支給対象となる負傷の範囲等が必ずしも明確に示されていないため、頻度が高い施術や長期にわたる施術等が多数行われる結果となっていること
- イ 保険者等及び柔整審査会が行う点検及び審査に関する指針等が整備されていないなどのため、保険者及び柔整審査会において、多くの場合施術が療養上必要な範囲及び限度で行われているかに重点を置いた点検及び審査が行われていないこと
- ウ 被保険者等に対して、内科的原因による疾患並びに単なる肩こり及び筋肉疲労に対する施術は柔道整復療養費の支給対象外であることが周知されていないこと

### 3 本院が表示する意見

我が国の医療保険制度は、高齢化の進行もあって国民医療費が増加の一途をたどっており、柔道整復療養費も今後多額の支給が見込まれる。

については、貴省において、柔道整復療養費の支給を適正なものとするよう、次のとおり意見を表示する。

- ア 柔道整復療養費の支給対象となる負傷の範囲を例示するなどして、算定基準等がより明確になるよう検討を行うとともに、長期又は頻度が高い施術が必要な場合には、例えば、申請書にその理由を記載させるなどの方策を執ること
- イ 保険者等及び柔整審査会に対して、点検及び審査に関する指針等を示すなどして、施術が療養上必要な範囲及び限度で行われているかに重点を置いた点検及び審査を行うよう指導するなどして体制を強化すること
- ウ 保険者等に対して、内科的原因による疾患並びに単なる肩こり及び筋肉疲労に対する施術は柔道整復療養費の支給対象外であることを被保険者等に周知徹底するよう指導すること

- (6) 労働保険事務組合に対する報奨金の交付額の算定方法について上限額を設定するなど報奨金の使途の現状等を踏まえた見直しを行うことにより交付額の縮減を図るなどして、報奨金の交付が適切かつ効果的なものとなるよう意見を表示したもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(徴収勘定) (項)業務取扱費
部 局 等	厚生労働本省
報 奨 金 の 概 要	労働保険料の納付状況が著しく良好な労働保険事務組合に対して、報奨金を交付することで、労働保険事務組合制度の普及発展、労働保険事務組合における労働保険の適用促進及び委託事業主に係る労働保険料の収納率の向上・維持等を図るもの
報奨金の交付額	108億0589万円(背景金額)(平成21年度)

【意見を表示したものの全文】

**労働保険事務組合に対する報奨金制度の見直しについて**

(平成22年10月28日付け 厚生労働大臣あて)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

**1 報奨金制度の概要**

**(1) 労働保険事務組合制度の概要**

貴省は、労働者の業務上の事由又は通勤による負傷等に対する迅速かつ公正な保護を図ることを目的として労働者災害補償保険(以下「労災保険」という。)を、労働者の生活、雇用の安定等を図ることを目的として雇用保険を、それぞれ管掌している。両保険は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号。以下「徴収法」という。)の規定に基づき、労働保険と総称され、原則として、労働者を一人でも使用する事業主について適用されることとなっている。そして、労働保険には、保険料の申告・納付、各種の届出等の事務手続(以下、これらの事務手続を「労働保険事務」という。)があり、労働保険事務は、専門の担当者を置くことができない中小事業主にとって負担となることが少なくない。

そこで、貴省は、徴収法等の規定に基づき、中小事業主の事務負担を軽減し、労働保険の適用促進及び適正な労働保険料徴収の確保を図ることを目的として、労働保険事務組合制度を設けている。労働保険事務組合(以下「事務組合」という。)は、厚生労働大臣の認可を受けて、事業協同組合、商工会等の既存の事業主の団体等(以下「母体組織」という。)がその構成員等である中小事業主から委託されて労働保険事務を処理するものである。

そして、昭和60年度以降、厚生労働大臣の認可を受けようとする事務組合は、その組合の規約に、事務組合の労働保険事務に係る経理(受託手数料、人件費等)と母体組織の経理とを区分して行う旨を定めることとされている。

## (2) 報奨金制度の概要

### ア 報奨金の交付目的等

貴省は、「失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(昭和44年法律第85号。以下「整備法」という。)の規定に基づき、48年度以降、労働保険料の納付状況が著しく良好な事務組合に対して、労働保険料に係る報奨金(以下「報奨金」という。)を交付しており、平成21年度における交付額は10,152事務組合に対して108億0589万余円となっている。

報奨金の交付目的は、整備法に規定されていないものの、貴省では、①事務組合制度の普及発展(事務組合数の増加等)、②事務組合における労働保険の適用促進、③事務組合に労働保険事務を委託した事業主(以下「委託事業主」という。)に係る労働保険料の適正な徴収(収納率の向上・維持等)を図るためとしている。また、報奨金の用途は制限されていない。

報奨金の交付要件は、委託事業主のうち常時15人以下の労働者を使用するなどの事業主(以下「対象事業主」という。)について、その全対象事業主から納付された前年度の労働保険料の合計額が納付すべき額の95%以上となっていることなどとなっている。そして、委託事業主のうち報奨金の交付要件となる対象事業主が約9割とその大部分を占めている。

また、報奨金の交付額は、事務組合ごとに、①全対象事業主から納付された前年度の労働保険料の合計額に2.5%を乗じて得た額(定率分)と②対象事業主の常時使用する労働者数等に応じて定められた単価に対象事業主数を乗じて得た額(定額分)を合計したものとされている。

### イ 報奨金制度の変遷

現行の報奨金制度は、徴収法の施行(昭和47年4月1日)による事務組合制度の創設を受けて、整備法に基づき創設されたものであるが、それ以前から、同様の制度が存在していた。

33年10月に、中小事業主に対する失業保険の適用促進を図るなどのために失業保険事務組合制度が創設され、同時に、失業保険料の納付状況が著しく良好な同事務組合に対して報奨金を交付する制度が創設された。また、40年11月に、労災保険事務組合制度が創設され、同時に、同事務組合に対して報奨金を交付する制度も創設された。その後、47年4月に、失業保険及び労災保険の適用徴収事務の一元化を図った徴収法並び

に整備法が施行され、失業保険事務組合及び労災保険事務組合が一元化されて事務組合となり、併せて、報奨金制度も一元化されて、現在に至っている。

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点及び着眼点)

報奨金制度は、失業保険事務組合に対する報奨金制度の創設から半世紀以上が経過しており、近年、産業構造の変化とともに事業主の高齢化、後継者不足等により中小事業主の廃業が増加したり、国から支出された国費の用途の透明性が求められたりするなど、報奨金制度を取り巻く環境は変化している。また、報奨金の交付額は依然として多額に上っている。

そこで、本院は、経済性、有効性等の観点から、報奨金は現在においてもその交付目的に沿ったものとなっているか、その交付額の算定方法は報奨金交付の目的や用途の現状を考慮したものとなっているかなどに着眼して検査した。

### (検査の対象及び方法)

本院は、<sup>(注)</sup> 貴省及び17都道府県労働局(以下、都道府県労働局を「労働局」という。)において会計実地検査を実施するとともに、これらの会計実地検査を行った17労働局を含む全国47労働局から、管内の事務組合に対する監査の結果が記載された報告書(以下「監査報告書」という。)の提出を受け、その内容を分析するなどの方法により検査を行った。

(注) 17都道府県労働局 北海道、青森、岩手、秋田、茨城、栃木、群馬、千葉、東京、神奈川県、新潟、福井、京都、大阪、奈良、徳島、香川各労働局

### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

#### (1) 報奨金交付の意義について

##### ア 事務組合制度の普及発展の状況

報奨金は、事務組合制度の普及発展を図ることがその交付目的の一つとされている。そこで、事務組合数の推移についてみると、33年度末の失業保険事務組合数は全国でわずか171に過ぎなかったが、現行の事務組合制度となった47年度末には、事務組合数は10,625まで増加し、58年度末には13,080とピークに達した。しかし、これ以降、事務組合数は減少に転じて、近年、事業主の高齢化、後継者不足等による委託事業主の廃業に伴う事務組合の廃止が増加するなどしたため、平成21年度末には10,288まで減少している。

##### イ 事務組合における労働保険の適用促進の状況

報奨金は、事務組合における労働保険の適用促進を図ることがその交付目的の一つとされている。そこで、委託事業主数及び委託率(全適用事業主数のうち委託事業主数が占める割合をいう。以下同じ。)の推移についてみると、昭和34年末の委託事業主数及び委託率は、全国でわずか8,623及び2.5%(全適用事業主数335,000)に過ぎなかった。その後、委託事業主数及び委託率は共に増加を続け、委託事業主数は平成10年度末に1,415,575(全適用事業主数3,059,158に対する委託率46.2%)、委託率は11年度末に46.3%(全適用事業主数3,048,755、委託事業主数1,412,627)とそれぞれピークに達した。しかし、これ以降、委託事業主数及び委託率は共に減少に転じて、近年、事業主の高齢化、後継者不足等に伴う中小事業主の廃業が増加するなどしたため、21年度末には1,306,546及び44.3%(全適用事業主数2,945,265)にまでそれぞれ減少している。

#### ウ 委託事業主に係る労働保険料の収納状況

報奨金は、委託事業主に係る労働保険料の収納率(以下「事務組合の収納率」という。)の向上・維持等がその交付目的の一つとされている。そこで、事務組合(前記のとおり対象事業主が約9割を占めている。)の収納率の推移についてみると、昭和49年度において99.2%と高い収納率が既に達成されており、その後も30年間以上にわたって、ほぼ98%以上で推移し、平成21年度においても98.5%と高い収納率となっている。これに対して、事務組合に委託していない労働者数15人以下の事業主に係る労働保険料の収納率についてみると、貴省の調査結果によれば、21年度において86.4%となっている。

上記ア及びイのように、事務組合数、委託事業主数及び委託率は減少傾向にあり、事業主の高齢化、後継者不足等に伴い、今後も漸減していくことが見込まれることから、報奨金の交付目的のうち①事務組合制度の普及発展及び②事務組合における労働保険の適用促進という面からの報奨金交付の意義は、現状では希薄になっていると認められる。その一方で、上記ウのように、事務組合の収納率はほぼ98%以上で推移しているのに対し、事務組合に委託していない労働者数15人以下の事業主の収納率は90%に達していないことなどから、③事務組合の収納率の向上・維持等のうち、収納率の向上はこれ以上見込めないものの、収納率を高く維持するという面からは、現状でもその意義を有しており、事務組合の役割は今後とも重要なものになると認められる。

#### (2) 事務組合の運営における報奨金の使途及び報奨金交付額の状況について

事務組合の運営における報奨金の使途について、21年度に報奨金の交付を受けた全10,152事務組合のうち無作為に抽出した501事務組合を対象に、その収支状況等から実態調査を行ったところ、501事務組合のうち161事務組合は区分経理を行っており、報奨金を事務組合の人件費等の運営費に充当している状況となっていた。また、残りの340事務組合のうち184事務組合は、報奨金を事務組合の人件費等の運営費に充当していると認識しているとしている。このように、事務組合の多くは、その運営において報奨金を事務組合の人件費等の運営費に充当している現状にあると認められた。

しかし、報奨金の交付額は、上記のような人件費等の運営費への充当という現状を踏まえることなく、前記のとおり対象事業主から納付された労働保険料の合計額等に基づき算定されているため、その合計額が多ければ多いほどこれに比例して、多額となっている。そこで、21年度に報奨金の交付を受けた4,317事務組合に係る監査報告書等により各事務組合の職員1人当たりの報奨金の交付額についてみると、次表のとおり、報奨金の交付額が100万円未満の事務組合では40万余円に過ぎないのに対して、1000万円以上の事務組合は259万余円と6倍以上となっていた。

表 事務組合の職員1人当たりの報奨金交付額の状況 (単位：事務組合数、千円、人)

事務組合ごとの報奨金の各交付額	100万円未満	100万円以上 200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1000万円未満	1000万円以上	計
事務組合数	2,851	874	490	72	30	4,317
	66.0%	20.2%	11.3%	1.6%	0.6%	100%
各交付額の合計額(A)	1,194,082	1,240,400	1,432,124	464,925	669,664	5,001,197
	23.8%	24.8%	28.6%	9.2%	13.3%	100%
事務組合の職員数の合計(B)	2,971	1,350	1,188	274	258	6,042
職員1人当たりの報奨金交付額(A/B)	401	918	1,204	1,696	2,595	827

注(1) 職員数は、専任の場合は「1人」、兼任の場合は「0.5人」で計算している。

注(2) 平成21年度において、報奨金は、10,152事務組合に対して108億0589万余円が交付されており、1事務組合当たりの平均交付額は106万余円となる。

注(3) 割合、金額及び職員数は、表示単位以下を切り捨てているため、数値を合計しても計欄の数値と一致しない。

以上のことから、報奨金が事務組合の人件費等の運営費に充てられているなどの現状を踏まえ、その交付額の算定方法については、上限額を設定するなど事務組合の運営費に充てられている報奨金の使途の現状を考慮したものに改め、交付額の縮減を図る必要があると認められる。

また、本院が実態調査を行った前記501事務組合のうち、340事務組合は区分経理を行っていないなどしている状況となっていた。しかし、前記のとおり、昭和60年度以降、厚生労働大臣の認可を受けようとする事務組合はその規約に区分経理を行う旨を定めることとされているのであるから、事務組合において区分経理が適切に行われ、国から支出された報奨金の使途が確認できるようにする必要があると認められる。

(改善を必要とする事態)

現在の報奨金交付の意義が事務組合の収納率を高く維持することにより、また、報奨金の使途が事務組合の人件費等の運営費に充当されている現状にかんがみると、従来どおりの報奨金の交付目的のもとに、報奨金の交付額が労働保険料の納付額等に基づき上限なく算定されている事態、また、事務組合において区分経理が十分に行われていないなどして、国から支出された報奨金の使途が確認できない事態は適切とは認められず、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、次のことによると認められる。

ア 報奨金の交付目的の達成状況や報奨金の使途の現状等を踏まえた報奨金制度の見直しについて十分検討してこなかったこと

イ 事務組合に対して区分経理を適切に行うことについての指導監査が十分でなく、国から支出された報奨金の使途の透明性が確保されていないこと

### 3 本院が表示する意見

前記のとおり、近年、報奨金制度を取り巻く環境は変化しており、また、報奨金の交付額は依然として多額に上っている。

については、貴省において、報奨金の交付が適切かつ効果的なものとなるように次のとおり報奨金制度を見直すよう意見を表示する。

ア 報奨金の交付目的の達成状況や使途の現状を把握した上で、報奨金の交付目的が事務組合の収納率を高く維持することにあることを明示するとともに、交付額の算定方法を、上限額を設定するなど報奨金が事務組合の人件費等の運営費に充てられている現状を考慮したものに改め、交付額の縮減を図ること

イ 事務組合に対して区分経理を適切に行うよう指導監査を徹底し、国から支出された報奨金の使途の透明性を確保すること

#### (7) 厚生労働省が委託契約により実施している労災特別介護援護事業から生じた資産について、必要性の有無を再検討し、不要となる資産を国庫に納付させるなどするよう意見を表示したもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(労災勘定) (項) 社会復帰促進等事業費 (平成18年度以前は (項) 労働福祉事業費)
部 局 等	厚生労働本省
契 約 名	労災特別介護援護事業委託(平成16年度～21年度) (平成18年度以前は労災特別介護施設援護事業委託)
契 約 の 概 要	労災特別介護施設における高齢重度被災労働者に対する施設介護業務等を委託するもの
契 約 の 相 手 方	財団法人労災サポートセンター(平成21年6月30日以前は財団法人労災ケアセンター)
契 約	平成16年4月～21年4月 随意契約
委託先が保有していた準備資産等	8億4992万円(平成21年度末)

#### 【意見を表示したものの全文】

##### 労災特別介護援護事業から生じた資産の取扱い等について

(平成22年10月22日付け 厚生労働大臣あて)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

#### 記

#### 1 労災特別介護援護事業の概要等

##### (1) 労災特別介護援護事業の概要

貴省は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に基づき、労働者の業務上の事由又は通勤による負傷、疾病等に対し療養の給付等の保険給付を行うほか、業務災害及び通勤災害を被った労働者の受ける介護の援護等を図るため、社会復帰促進等事業(平成18年度以前は労働福祉事業)を行っている。

貴省は、社会復帰促進等事業の一環として、重度被災労働者に対する介護施策の充実を図るとともに、介護に当たる者の負担の軽減を図ることの重要性にかんがみ、労働保険特別会計における保険料等の収入を財源として、労災特別介護施設(以下「施設」という。)を21年度までに8施設設置し、貴省本省及び7道府県労働局で管理している。そして、貴省は、この8施設において、在宅での介護が困難な高齢重度被災労働者に対してその傷病・障害の特性に応じた専門的な施設介護を実施することを目的として、施設介護業務、入退居の管理・調整業務等を行う労災特別介護援護事業(18年度以前は労災特別介護施設援護事業。以下「施設介護事業」という。)を実施している。施設介護事業は、元年度から実施され、いずれの年も随意契約(19、20両年度は公募を経た随意契約、21年度は企画競争を経た随意契約)により、財団法人労災サポートセンター(21年6月30日以前は財団法人労災ケアセンター。以下「センター」という。)に委託されている。

## (2) 委託契約の内容等

貴省がセンターと締結している施設介護事業の委託契約書、仕様書等によると、同事業の内容、経理等は、各年度ともおおむね次のとおりとなっている。

ア 貴省は、施設介護事業を行うために必要な施設の土地、建物等をセンターに使用させるものとする。

イ センターは、貴省が支出する委託費と、センターが施設の入居者等から徴収する入居費等を財源として、施設介護事業を実施する。

ウ センターは、委託費の経理と入居費等の経理とを区分しなければならない。

エ 委託費は施設の職員給与手当、施設運営事業費等に使用しなければならない。また、センターの収入となる入居費等は、入居者に係る食費及び光熱水費、センター本部の運営経費等施設介護事業の円滑な実施に必要な経費等に使用しなければならない。

オ センターは、毎事業年度の終了後、委託費については精算報告書を、入居費等についてはその収支結果報告書を、貴省に提出しなければならない。

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、貴省及びセンターにおいて、経済性、有効性等の観点から、入居費等は施設介護事業に適正かつ有効に使用されているか、入居費等の収支結果及びその精算は適正かなどに着眼して、16年度から21年度までの委託契約を対象として、入居費等の収支結果報告書、決算報告書等の書類を精査することなどにより会計実地検査を行った。

### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

#### (1) 支払資金準備資産及びプログラム開発準備資産について

センターが貴省に提出している入居費等の収支結果報告書等によると、16年度から21年度までの間の入居費等の支出項目の中に、支払資金準備資産及びプログラム開発準備資産(以下、これらを合わせて「準備資産」という。)に充てるための積立額が含まれていた。

このうち支払資金準備資産は、センターの内部規程によると、労災特別介護施設運営費及び本部運営費の支払に必要となる資金を確保するための資産で、次年度に係る労災特別介護施設運営費及び本部運営費の合計見込額の6分の1に相当する額まで積み立てることができることとされている。



そして、支払資金準備資産は、表1のとおり、積立てを開始した16年度以降取崩しが行われたことはなく、21年度末の残高は7億2275万余円となっていた。

表1 支払資金準備資産の推移 (単位：千円)

年度	年度当初額	積立額	取崩額	年度末残高
平成16	0	48,075	0	48,075
17	48,075	216,393	0	264,469
18	264,469	48,873	0	313,342
19	313,342	75,716	0	389,059
20	389,059	131,286	0	520,345
21	520,345	202,409	0	722,755

また、プログラム開発準備資産は、センターの内部規程によると、センターの給与支払事務、会計事務等のコンピュータを利用した処理システムについて、次期の更新に向けて必要となる資金を確保するための資産で、8000万円を目標として積み立てるとされている。

そして、プログラム開発準備資産は、表2のとおり、システムの更新により一部取崩しを行ったものの、21年度末の残高は4687万余円となっていた。

表2 プログラム開発準備資産の推移 (単位：千円)

年度	年度当初額	積立額	取崩額	年度末残高
平成17	0	40,000	0	40,000
18	40,000	20,000	0	60,000
19	60,000	20,000	0	80,000
20	80,000	0	9,517	70,482
21	70,482	0	23,604	46,878

## (2) 入居費等に関する収支差額について

センターが貴省に提出している入居費等の収支結果報告書等によると、16年度から20年度までの間は入居費等に収支差額は生じていなかったが、21年度は8029万余円の収支差額が生じていた。これは、21年度に入居費等の額から入居費等が充てられた経費の額を差し引いた残額から支払資金準備資産として2億0240万余円を積み立てたことにより、支払資金準備資産の累計額が内部規程で積み立てることができる額に達したため、その残額のうち、その積み立てた額を超える額が収支差額となったものである。

そして、21年度の委託契約の終了時には入居費等の収支結果が報告されただけで収支差額はそのままセンターが保有していた。

しかし、前記(1)の準備資産計7億6963万余円及び(2)の収支差額8029万余円、合計8億4992万余円は、センターが入居者等から徴収した入居費等を財源としているものの、センターが、委託契約に基づき、労働保険特別会計における保険料等の収入を財源として設置された施設を使用して、国の実施する事業を行ったことにより得られたものであり、施設介護事業が単年度の委託契約により実施されていることを考えると、貴省が準備資産と収支差額

の取扱いについて十分な検討を行わないまま、これらを保有させている事態は適切とは認められない。

(改善を必要とする事態)

センターが、施設介護事業を行ったことにより得られた入居費等から準備資産を積み立てて保有していたり、委託契約の終了時に入居費等の収支結果を報告するだけで収支差額についてはセンターの資産としてそのまま保有していたりする事態は適切とは認められず、改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、準備資産の必要性の有無について十分な検討を行わないまま、センターの内部規程を根拠に準備資産を保有させていたこと、入居費等について精算の必要性の認識が十分でなく、委託契約に入居費等に関する精算条項を設けておらず、収支差額の取扱いを明確にしていなかったことなどによると認められる。

3 本院が表示する意見

貴省において、施設介護事業から生じた準備資産及び収支差額の取扱い並びに入居費等に関する精算が適切に行われるよう次のとおり意見を表示する。

- ア センターが資産として保有している準備資産及び収支差額について必要性の有無を再検討し、これにより不要となる資産については国庫に納付させること
- イ 入居費等から生じた収支差額を受託者に保有させることなく国庫に納付されるよう委託契約に入居費等に関する精算条項を設けること

(8) 厚生年金保険等の適用事業所から提出された全喪届の処理に当たり、実地調査対象事業所を的確に把握した上で事業実態の確認を確実にすることなどにより、全喪届の事務処理等を適切に実施するよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	年金特別会計(健康勘定)	(款) 保険収入
		(項) 保険料収入
	(厚生年金勘定)	(款) 保険収入
		(項) 保険料収入
部 局 等	厚生労働本省(平成21年12月31日以前は社会保険庁)	
厚生年金保険等の事業に関する事務の一部を委任又は委託している相手方	日本年金機構(平成22年1月1日以降)	
実地調査等が実施されていない事業所数	4,013 事業所	
上記事業所の全喪の処理時の被保険者に係る月額保険料相当額	9億3161万円(背景金額)	

【改善の処置を要求したものの全文】

### 全喪届の事務処理及びこれに係る業務監察の状況について

(平成22年10月28日付け 厚生労働大臣 日本年金機構理事長 へ)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

## 1 全喪届の事務処理の概要

### (1) 制度の概要

#### ア 日本年金機構への事務の委託

厚生労働省は、平成22年1月1日に社会保険庁が廃止されたことに伴い、従来同庁が所掌していた厚生年金保険等の事業に関する事務を所掌することとなった。そして、同省は、当該事業に関する事務の一部を同日に設立された日本年金機構(以下「機構」という。)に委任又は委託して、機構は、同省の監督の下に、本部並びに全国9ブロック本部及び312年金事務所等において当該委任又は委託された事務を実施している。

#### イ 全喪届の事務処理

厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)等の規定により、常時従業員を使用する事業所は、厚生年金保険等が適用される事業所(以下「適用事業所」という。)になるなどとされている。この適用事業所が解散したり休業したりするなどして、厚生年金保険等の被保険者となっている全員が被保険者資格を喪失した場合には、当該事業所の事業主は、厚生年金保険法施行規則(昭和29年厚生省令第37号)等の規定に基づき、健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届(以下「資格喪失届」という。)及び健康保険・厚生年金保険適用事業所全喪届(以下「全喪届」という。)を機構の年金事務所(21年12月31日以前は、社会保険庁地方社会保険事務局の社会保険事務所又は地方社会保険事務局社会保険事務室。以下、これらを年金事務所と合わせて「社会保険事務所等」という。)に提出することとされている。

そして、社会保険事務所等は、事業主から提出を受けた全喪届に記載内容を確認することができる書類が添付されていることを確認して、その届出内容が適正であるかの審査を行った上で、届出内容について入力処理を行うこととされている。

全喪届については、事業主から資格喪失届は提出されたが、その一方で全喪届が提出されていないなどの場合があり、このような場合には、毎月出力される厚生年金保険料等の納入告知額一覧表(以下「告知額一覧表」という。)に、当該事業所の被保険者が0人になった旨が表示されることになっている(以下、当該事業所を「0人事業所」という)。0人事業所については、社会保険事務所等は、その原因を調査して必要に応じて補正することとされている(以下、0人事業所に対する調査等の事務処理を「0人事業所の処理」という)。

#### ウ 厚生年金保険法施行規則等の改正の経緯

全喪届の事務処理(以下「全喪の処理」という。)については、休業を理由として全喪届を提出した1,048事業所のうち298事業所が、全喪の処理後も事業を継続又は再開していたのに、厚生年金保険等の適用を受けていない事態が見受けられたので、13年11月

に、本院が社会保険庁長官に対して、会計検査院法第36条の規定により、改善の処置を要求したところである。

そして、厚生労働省及び社会保険庁は、本院の改善の処置の要求に対して、15年2月に厚生年金保険法施行規則等を改正して、適用事業所に該当しなくなった場合の届出に関する規定を新たに設けて届け書の記載内容を明確に示すとともに、適用事業所に該当しなくなったことを証する書類を添付させることとするなどの処置を講じた。

その後、社会保険庁は、15年11月に、上記改正規則等の具体的内容を定めた通知(以下「15年通知」という。)を發出して、これにより、全喪届には、①雇用保険適用事業所廃止届事業主控の写、②解散登記の記載がある登記簿謄本の写のいずれかを添付させることとされた。ただし、これらのいずれかの写しの添付が困難な場合は、③給与支払事務所等の廃止届の写、④事業廃止等を議決した取締役会議事録の写等を添付させることとされた。

また、社会保険庁は、16年9月に事務連絡を發出して、これにより、第三者の確認がない上記③、④等の書類を添付している事業所については、全喪届の提出を受けた社会保険事務所等は、原則として3か月を超えない期間内に、当該事業所に電話や文書による照会を行ったり、実地調査を行ったりするなど(以下、これらを合わせて「実地調査等」という。)して、休業や廃業の実態を把握することとされた。

これらの15年通知等は、機構の成立後において、厚生労働省年金局から機構に対して発せられたものとみなすとされている。

#### エ 全喪の処理及び0人事業所の処理と年金記録の正確性

前記のとおり、本院が13年に実施した会計実地検査において、全喪届を提出した事業所が全喪の処理後も事業を継続するなどしていたのに、厚生年金保険等の適用を受けていない事態が見受けられた。また、厚生労働省等が改善の処置を講じた後の16年に社会保険庁が実施した調査によれば、全喪届に添付書類が無い事業所等10,708件のうち、事業を継続又は再開等していたものが194件見受けられるなどしていた。

そして、全喪の処理及び全喪届が提出されていない0人事業所の処理が適切に行われない場合には、事業所が事業を継続するなどして厚生年金保険等の被保険者資格を取得すべき者が存在している事態を見過ごしている可能性があり、これによって、被保険者資格を取得すべき者の年金記録の正確性が損なわれるおそれがある。

#### (2) 業務監察の実施

社会保険庁は、内部統制における監視活動の一環として、同庁の定めた社会保険庁業務監察規程(平成18年社会保険庁訓第24号。以下「監察規程」という。)に基づいて業務監察を実施していた。監察規程によれば、業務監察を実施した結果、指摘事項がある場合は、業務監察の対象である地方社会保険事務局長等に対して文書で通知することとされており、指摘を受けた地方社会保険事務局及び社会保険事務所等は、改善を要する事項に対する措置の結果又は措置の方針について取りまとめた改善報告書を本庁に提出することとされていた。

この改善報告書において、社会保険事務所等が改善の措置を講じたものは「達成済」としてその措置の結果を記載することとされていた。一方、改善報告書提出時点において改善の措置が講じられていないものについては「継続取組」又は「未着手」としてその措置の方針

を記載して、3か月経過後に、当該社会保険事務所等から、再度、本庁に対してその改善状況について改善報告書を提出することとされていた。

また、前記業務監察の実施結果については、社会保険庁長官に対して報告を行うとともに、その概要を取りまとめたものを庁内LANに掲示することにより全職員に周知しているとしていた。

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点及び着眼点)

前記のとおり、全喪の処理及び0人事業所の処理が適切に行われない場合には、厚生年金保険等の被保険者資格を取得すべき者が存在している事態を見過ごしている可能性がある。

そして、社会保険庁は、内部統制における監視活動の一環として実施した20、21両年度の業務監察の重点的な監査項目の中で、全喪の処理及び0人事業所の処理を挙げていた。この業務監察の状況については、20年6月に参議院から国会法(昭和22年法律第79号)第105条の規定に基づく検査要請を受けて、その検査結果を21年10月に会計検査院長から参議院議長に対して報告した「年金記録問題に関する会計検査の結果について」の中で記述したところである。

これらのことから、本院は、合规性、有効性等の観点から、全喪の処理及び0人事業所の処理が、前記の厚生年金保険法施行規則等や15年通知等に基づき適切に実施されているか、また、業務監察において全喪の処理及び0人事業所の処理についての指摘事項があった場合、これに対する改善の措置は的確に実施されているかなどに着眼して検査を実施した。

### (検査の対象及び方法)

札幌東等127社会保険事務所等において、①各社会保険事務所等が行った全喪の処理及び0人事業所の処理の実態を確認するとともに、②20年4月から21年12月までの間に社会保険庁が実施した業務監察の指摘事項に対する改善の状況を改善報告書により確認するなどして会計実地検査を実施した。

### (検査の結果)

検査したところ、全喪の処理及び0人事業所の処理並びにこれらに係る業務監察について、次のとおり、適切とは認められない事態が見受けられた。

#### (1) 全喪の処理及び0人事業所の処理の状況

##### ア 全喪の処理の実施状況

##### (ア) 全喪届の添付書類と実地調査等の実施

本院は、20年4月から21年12月までの間に127社会保険事務所等が処理した全喪届のうち、主として解散又は休業を原因とする全喪の処理の実施状況を確認した。

その結果、厚生年金保険法施行規則等に定められた添付書類が無いまま全喪の処理を了していたり、第三者の確認が無い書類である「給与支払事務所等の廃止届の写」等が添付されていたりして、15年通知等に基づく実地調査等を実施する必要があるのに、これを実施していないものが、108社会保険事務所等において4,013件見受けられた。

この4,013件の全喪の処理時における各事業所の被保険者数は計14,900人となっており、これらの者に係る厚生年金保険料等の合計は月額で9億3161万余円となっている。

また、上記の4,013件に添付されていた書類のうち、第三者の確認が無い書類である「給与支払事務所等の廃止届の写」及び「取締役会議事録の写」が計1,934件と約半数を占めている。これは、全喪届の様式の裏面に、上記の第三者の確認が無い書類が、全喪届の記載内容を確認できる書類として例示されていることによるものである。

(イ) 社会保険事務所等における実地調査等の実施

前記の実地調査等を実施していない全喪届4,013件のうちの367件については、各社会保険事務所等が、今回の本院の会計実地検査での指摘を踏まえて、22年4月以降に実地調査等を実施していた。

その調査結果を確認したところ、実際には事業が継続されていることが判明したものが9件見受けられた。

＜事例＞ 第三者の確認が無い書類が添付された全喪届を提出した事業所において全喪の処理後も事業が継続されていたもの

目黒社会保険事務所は、平成21年8月にA社から代表取締役が高齢であることから休業を原因とした全喪届の提出を受けて全喪の処理を了していた。この全喪届には、事業を休業する旨の取締役会議事録しか添付されていなかったが、同事務所はその後、実地調査等を行っていなかった。

しかし、目黒年金事務所が22年5月に登記簿を取り寄せたり、電話での聴取を行ったりするなどした結果、A社は全喪届の提出に先立つ21年7月に代表取締役が交代しており、同年8月以降も事業を継続していたことが判明した。

イ 0人事業所の処理の実施状況

会計実地検査の直近月に出力された告知額一覧表により確認したところ、0人事業所は、表1のとおり、127社会保険事務所等管内で計81,328事業所となっていて、同管内の厚生年金保険適用事業所の総数の約9%を占めていた。

そして、127社会保険事務所等において、告知額一覧表から、各社会保険事務所等でおおむね50事業所、全体で6,258事業所を抽出して、被保険者が0人となった時期をみると、表1のとおり、会計実地検査時から2年以上さかのぼった19年以前のものが全体の約43%を占めていた。これらについては、2年以上調査等の事務処理が十分に行われていないことになる。

また、0人事業所について、機構が22年8月に取りまとめた調査結果によれば、無作為に抽出した4,073件のうち、事業所の事業実態が認められたものが128件あり、被保険者資格を取得すべき者が212名存在することが判明したとしている。

表1 0人事業所の件数等

(単位：件、%)

社会保険事務所等数	0人事業所数(a)	適用事業所総数(b)	比率(a/b)	0人事業所の抽出数(c)	左のうち平成19年以前に被保険者が0人となった事業所数(d)	比率(d/c)
127	81,328	909,363	8.9	6,258	2,714	43.3

以上のア及びイのとおり、各社会保険事務所等において、15年通知等に基づく実地調査等が適切に行われていなかったり、0人事業所の処理が長期間にわたって十分に実施されていなかったりして、全喪の処理及び0人事業所の処理が適切に行われていないと認められる。

## (2) 業務監察の状況

## ア 業務監察の指摘の状況

社会保険庁は、20、21 両年度に 127 社会保険事務所等のうち 68 社会保険事務所等を対象として業務監察を実施した。

本院が、このうち 59 社会保険事務所等の状況を確認したところ、全喪の処理及び 0 人事業所の処理について、主として次の事態が不適切な事務処理であると指摘されている。

- ① 事業主から提出された全喪届に第三者の確認が無い書類が添付されている場合には、15 年通知等に基づく実地調査等を行う必要があるのに、社会保険事務所等においてこれを行っていない事態

20、21 両年度 計 44 社会保険事務所等

- ② 告知額一覧表に、被保険者が 0 人になった旨が表示されている場合には、その原因を調査し必要に応じて補正する必要があるのに、社会保険事務所等においてこれを行っていない事態

20、21 両年度 計 45 社会保険事務所等

## イ 業務監察の指摘事項に対する改善措置の状況

## (ア) 改善報告書において「達成済」としているもの

前記ア①の 15 年通知等に基づく実地調査等を行っていない事態について指摘を受けた 44 社会保険事務所等のうち、改善報告書で「達成済」としているものは 25 社会保険事務所等となっている。

また、前記ア②の 0 人事業所の処理を行っていない事態について指摘を受けた 45 社会保険事務所等のうち、改善報告書で「達成済」としているものは 12 社会保険事務所等となっている。

しかし、これらの「達成済」としているものの中には、業務監察で前記ア①の指摘を受けた事業所について実地調査等を行っただけであって、15 年通知等に基づく実地調査等を行う必要があるその他の事業所については、これを全く行っていなかったり、前記ア②の指摘に対して、全喪届の提出を勧奨したにとどまっていて、その後、調査等を十分に行っていなかったりしているものが見受けられている。これらについては、改善の措置として十分ではないと認められる。

## (イ) 改善報告書において「継続取組」又は「未着手」としているもの

前記ア①の指摘を受けた 44 社会保険事務所等のうち、改善報告書で「継続取組」又は「未着手」としているものが 19 社会保険事務所等と半数近くを占めている。また、前記ア②の指摘を受けた 45 社会保険事務所等のうち、「継続取組」等としているものが 33 社会保険事務所等と過半数を占めている。

そして、これらの「継続取組」等としているものの中には、その改善の措置に着手する時期及び内容を明記しておらず、改善の措置が確実に講じられることが担保されていないものが見受けられており、これらについては、改善の措置の方針として十分ではないと認められる。

(3) 業務監察の効果

社会保険庁が実施した20、21両年度の業務監察の後に、本院が実施した22年次の会計実地検査において、前記(1)のとおり、108社会保険事務所等で15年通知等に基づく実地調査等が適切に行われていなかったり、127社会保険事務所等で0人事業所の処理が長期間にわたって十分に実施されていなかったりしている事態が見受けられた。

そこで、これらの事態が見受けられた社会保険事務所等の一部について業務監察の実施状況を見ると、表2のとおりとなっていた。

表2 22年次の会計実地検査において不適切な事態が見受けられた社会保険事務所等に対する業務監察の実施状況 (単位：箇所)

事 態	会計実地検査において不適切な事態が見受けられた社会保険事務所等の数					
		業務監察について会計実地検査を実施したもの				③業務監察が実施されなかったなどのもの
		①業務監察で指摘を受けたもの	②業務監察で指摘を受けなかったもの			
			改善の措置で「達成済」としていたもの			
15年通知等に基づく実地調査等が行われていなかったもの	108	52	39	20	13	56
0人事業所の処理が行われていなかったもの	127	59	45	12	14	68

そして、表2①のとおり、15年通知等に基づく実地調査等が適切に行われていなかった108社会保険事務所等に対する業務監察の実施状況を見ると、業務監察のあった52社会保険事務所等のうち39社会保険事務所等が当該事態について指摘を受けていたが、このうち20社会保険事務所等は、指摘に対する改善の措置を「達成済」としていた。

また、0人事業所の処理が適切に行われていなかった127社会保険事務所等に対する業務監察の実施状況を見ると、業務監察のあった59社会保険事務所等のうち45社会保険事務所等が当該事態について指摘を受けていたが、このうち12社会保険事務所等は「達成済」としていた。

このように、業務監察後の22年次に実施した会計実地検査で15年通知等に基づく実地調査等及び0人事業所の処理が適切に行われていない事態が見受けられた社会保険事務所等については、その相当数が業務監察の指摘を受けていたにもかかわらず、その後も当該事務処理を適切に行っていなかったものである。特に、「達成済」としていた社会保険事務所等は、改善報告書提出後においても当該事務処理を適切に行っていなかったものである。

また、表2の②及び③のとおり、業務監察で指摘を受けなかったもの及び業務監察が実施されなかったなどのものにおいても、15年通知等に基づく実地調査等が計69社会保険事務所等で、0人事業所の処理が計82社会保険事務所等で、適切に行われていなかった。

以上のとおり、業務監察の効果が十分に波及しておらず、内部統制における監視活動が十分に機能していない事態は適切とは認められない。



**(改善を必要とする事態)**

上記のとおり、多数の社会保険事務所等において、15年通知等に基づく実地調査等が適切に行われていなかったり、0人事業所の処理が長期間にわたって十分に行われていなかったりしている事態や、内部統制における監視活動が十分に機能していない事態が見受けられている。

このような事態は、全喪届を提出した事業所が事業を継続するなどしていたり、0人事業所において被保険者資格を取得すべき者が存在していたりする可能性があるのに、社会保険事務所等においてこれを看過することになりかねず、このことは、当該事業所において厚生年金保険等の被保険者資格を取得すべき者の年金記録の正確性確保が損なわれることにもつながりかねないもので、改善の要があると認められる。

**(発生原因)**

以上のような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

- ア 各社会保険事務所等において、15年通知等に基づく実地調査等を行ったり、0人事業所の処理を行ったりすることについての認識が十分でないこと
- イ 社会保険庁において
  - (ア) 15年通知等に基づく実地調査等や0人事業所の処理が適切に行われていない事態が生じた要因を把握した上で改善策を策定し、これにより事務処理を適切に行うことを社会保険事務所等に周知徹底することが十分に行われていなかったこと
  - (イ) 法令等に基づく適切な事務処理の実施を目的として構築されるべき内部統制における監視活動が十分に機能していなかったため、業務監察における指摘事項に対する改善の措置の実施状況等を十分に確認していなかったこと

**3 本院が要求する改善の処置**

全喪の処理及び0人事業所の処理は、資格喪失届及び全喪届を提出した当該事業所に雇用されている従業員の年金記録の正確性確保に密接に関連するものであり、機構は、前記のとおり、15年通知等に基づく実地調査等を適切に実施することが求められている。

そして、機構においては、内部統制システムの構築に係る取組方針に「業務運営及び内部統制の実効的な監視及び改善」が挙げられており、監査結果に基づく、定期的なフォローアップ、不適切な事務処理への改善提言等を行うこととされている。このようなことから、機構の内部監査部門では、22年2月以降に実施した内部監査での指摘の都度、改善に向けた取組内容等を改善計画書に記載させる運営を行ったり、同年7月に機構本部の事業実施部門に対して全喪の処理及び0人事業所の処理の指摘事項に対する改善を要請したりしている。

については、厚生労働省及び機構において、全喪の処理及び0人事業所の処理を適切に実施するよう、次のとおり改善の処置を要求する。

- ア 機構において
  - (ア) 15年通知等に基づく実地調査等が適切に行われていない事態及び0人事業所の処理が長期間にわたって十分に行われていない事態が生じた要因を的確に把握した上で、次の事務処理等についての改善策を策定し、各年金事務所に対し周知徹底すること
    - a 全喪届の記載内容を確認できる書類として届け書の様式に例示されている書類を、第三者の確認があるものと第三者の確認がないものに区分すること

- b 15年通知等に基づく実地調査等の際には、あらかじめ、法人登記簿を取得して解散の登記を確認するなどして実地調査対象事業所を的確に把握した上で、事業実態の確認を確実に行うこと
  - c 告知額一覧表に0人事業所である旨が長期間にわたって出力され続けている事業所については、実地調査等による確認を行うこと
  - (イ) 次のことを内部監査規程等に定めて、内部監査の指摘事項に対する改善に向けた取組を徹底して、不適切な事務処理の再発防止を図ること
    - a 改善報告書に事務処理の改善に向けた取組内容等を記載させること
    - b 不適切な事務処理に対する改善策の策定等を事業実施部門に要請すること
  - イ 厚生労働省において
    - (ア) 機構が行う全喪の処理及び0人事業所の処理に対する監督を的確に実施すること
    - (イ) 今後も引き続き、全喪の処理及び0人事業所の処理を含む厚生年金保険の事務処理を適切に実施する観点から監査を実施するなどして、機構に内部統制の確立に向けた取組を確実に実施させること
- (9) 生活保護事業の実施において、厚生年金保険の脱退手当金の受給及び国民年金の任意加入による年金給付の活用を図ることにより生活保護費等負担金の交付が適切なものとなるよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)生活保護費 〔平成11年度以前は、 (組織)厚生本省 (項)生活保護費〕
部 局 等	厚生労働本省(平成13年1月5日以前は厚生本省)、28都道府県
国庫負担の根拠	生活保護法(昭和25年法律第144号)
補助事業者 (事業主体)	県5、市100、特別区9、計114事業主体
国庫負担対象事業	生活保護事業
国庫負担対象事業の概要	生活に困窮する者に対して最低限度の生活を保障するためにその困窮の程度に応じて必要な保護を行うもの
活用が可能な他法他施策	(1) 厚生年金保険の脱退手当金 (2) 国民年金の任意加入による年金給付
上記の年金等の活用が図られていない被保護者	(1) 脱退手当金に係る被保護者 153人 (2) 任意加入に係る被保護者 101人
上記の被保護者に対する支給済保護費のうち低減されることになる保護費	(1) 3016万余円(平成21年度) (2) 1億9245万余円(平成6年度~21年度) 計 2億2262万余円
上記に係る国庫負担金相当額	(1) 2262万円 (2) 1億4434万円 計 1億6696万円

## 【改善の処置を要求したものの全文】

## 生活保護の実施における厚生年金保険の脱退手当金の受給及び国民年金の任意加入による年金給付の活用について

(平成 22 年 10 月 20 日付け 厚生労働大臣あて)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

## 記

## 1 事業の概要

## (1) 制度の概要

生活保護は、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)に基づき、生活に困窮する者に対して、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活の保障及び自立の助長を図ることを目的として行われるものである。

生活保護法による保護(以下「保護」という。)は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。そのため、保護の実施に当たっては、各種の社会保障施策等の活用が前提となっている。

そして、貴省は、都道府県又は市町村(特別区を含む。以下、これらを合わせて「事業主体」という。)が保護を受ける者(以下「被保護者」という。)に支弁した保護費の 4 分の 3 について生活保護費等負担金(平成 19 年度以前は生活保護費負担金。以下「負担金」という。)を交付しており、全国における負担金の交付額は、20 年度で 2 兆 0083 億余円、21 年度で 2 兆 2582 億余円に上っている。

## (2) 他法他施策

事業主体が保護を実施するに当たっては、前記のとおり、各種の社会保障施策等の活用が前提となっていることから、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和 36 年厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知)等(以下「実施要領等」という。)により、他の法律又は制度による保障、援助等(以下「他法他施策」という。)を受けることができる者については極力その利用に努めさせることとなっている。

他法他施策については、実施要領等により厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)、国民年金法(昭和 34 年法律第 141 号)、生活福祉資金等 40 の法律等について、特にその活用を図ることとなっている。これらの他法他施策のうち、厚生年金保険法に基づく脱退手当金、国民年金法に基づく任意加入及び生活福祉資金貸付制度については、次のとおりとなっている。

## ア 厚生年金保険の脱退手当金について

厚生年金保険法では、老齢基礎年金に係る保険料納付済期間等が 25 年(300 月)以上ある者が 65 歳以上である場合に老齢厚生年金の受給資格があるとされている。ただし、老齢厚生年金の受給資格がない場合であっても、昭和 16 年 4 月 1 日以前に生まれた者で、厚生年金保険の被保険者期間を 5 年以上有するなどの要件を満たした場合には、裁定請求手続を行うことにより、被保険者期間等に応じて脱退手当金を受給できることとされている。

#### イ 国民年金の任意加入について

国民年金法では、老齢基礎年金に係る保険料納付済期間等が25年(300月)以上ある者が65歳以上である場合に老齢基礎年金の受給資格があるとされている。ただし、保険料納付済期間等が25年に満たない者であっても、60歳以上65歳未満の者であれば、当該不足する期間に相当する期間国民年金に任意加入し、保険料を納付することにより65歳までに保険料納付済期間等が25年となる場合には、国民年金の受給権を取得することができることとされている。さらに、平成6年の国民年金法の改正により、7年4月以降は、昭和30年4月1日以前に生まれた者について、任意加入できる対象年齢が65歳以上70歳未満に拡大された。

#### ウ 生活福祉資金貸付制度について

生活福祉資金貸付制度は、「生活福祉資金の貸付けについて」(平成21年7月厚生労働省発社援0728第9号厚生労働事務次官通知)等(以下「貸付要綱等」という。)に基づいて、都道府県社会福祉協議会(以下「都道府県社協」という。)を実施主体として、低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯(以下、これらを合わせて「低所得世帯等」という。)に対して、その経済的自立等の促進を図り安定した生活を送ることができるようにすることを目的として、低利又は無利子で生活福祉資金の貸付けを行うものであり、貸付目的により、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金及び不動産担保型生活資金の4種類がある。そして、貴省は、都道府県を通じて貸付原資の3分の2についてセーフティネット支援対策等事業費補助金を交付している。

上記のうち、福祉資金は、低所得世帯等に対して、日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために、一時的に必要であると見込まれる費用等として貸し付ける資金であり、被保護者に対しては、保護の実施機関としての事業主体において当該世帯の自立更生を促進するため必要があると認められる場合に限り、貸し付けることができることとなっている。そして、低所得世帯等の日常生活上一時的に必要な費用については、上限額50万円、据置期間6か月、償還期間3年を目安として貸付けを行うこととされており、貸付金の償還に当たっては、借受人が災害その他やむを得ない事由により貸付元利金を償還することが著しく困難になったと認められるなどの場合、1年の償還猶予が認められている。

#### (3) 保護費の支給基準及び収入の認定

保護は、厚生労働大臣の定める「生活保護法による保護の基準」(昭和38年厚生省告示第158号)により、保護を受ける世帯(以下「被保護世帯」という。)を単位として算定される生活費の額から被保護世帯における就労収入、年金受給額等を基に収入として認定される額(以下「収入認定額」という。)を控除して決定された保護費の額を支給することとなっている。

そして、貴省は、実施要領等において、国民年金の受給権を取得するために必要な任意加入保険料を世帯の収入から支払う場合は、必要経費として収入認定額から保険料相当額を控除することとしている。また、事業主体が事前に承認して、福祉資金等を借り入れて任意加入保険料を支払う場合は、被保護者の自立助長を図る観点から借入金を収入として認定しないこととしている。さらに、これらの福祉資金等の借入金を償還する場合、償還金も収入認定額から控除することとなっている。

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

平成21年度における被保護世帯の総数は約127万世帯で、そのうち高齢者世帯の数は約56万世帯と約44%を占めており、高齢者世帯の数は年々増加している。

そこで、本院は、合規性、経済性等の観点から、他法他施策のうち、高齢者世帯等における厚生年金保険の脱退手当金の受給及び国民年金の任意加入による年金給付の活用が適時適切に行われているかなどに着眼して、貴省及び28都道府県<sup>(注1)</sup>の205事業主体の212福祉事務所において、65歳以上で年金を受給していない被保護者19,353人を抽出して、負担金の事業実績報告書等の書類により会計実地検査を行った。

(注1) 28都道府県 東京都、北海道、大阪府、青森、岩手、宮城、秋田、福島、茨城、群馬、埼玉、千葉、石川、福井、山梨、愛知、三重、奈良、和歌山、岡山、香川、高知、福岡、佐賀、長崎、宮崎、鹿児島、沖縄各県

### (検査の結果)

検査したところ、28都道府県の114事業主体の119福祉事務所において、厚生年金保険の脱退手当金の受給及び国民年金の任意加入による年金給付の活用が図られていない事態が次のとおり見受けられた。

#### (1) 厚生年金保険の脱退手当金の活用が図られていないもの

22都道府県の73事業主体の75福祉事務所における被保護者153人については、老齢厚生年金の受給資格はなく、また、国民年金の受給権を取得することはできない者であった。しかし、これらの被保護者はいずれも生年月日が昭和16年4月1日以前であり、かつ厚生年金保険の被保険者期間を5年以上有することなどから、脱退手当金を受給することができることと認められた。これらについて、被保護者が裁定請求手続を行って、脱退手当金を受給したとすれば、これらの脱退手当金を収入として認定することにより、支給済保護費が3016万余円(うち負担金相当額2262万余円)低減されることになる。

#### <事例1>

A市では、被保護者B(昭和15年5月生。平成8年11月保護開始。)について、年金に係る他法他施策の活用を行っていなかった。

しかし、会計実地検査時点(21年1月)において、Bの厚生年金保険の被保険者期間は196か月であり、70歳までの17か月間国民年金に任意加入したとしても国民年金の受給要件は満たさないが、Bは、昭和16年4月1日以前に生まれた者で、5年以上の厚生年金保険の被保険者期間を有していることなどから脱退手当金を受給することができることと認められた。

したがって、Bが脱退手当金の裁定請求手続を行っていれば126万余円の脱退手当金を受給できることになり、これを収入として認定すれば支給済保護費が126万余円(負担金相当額94万余円)低減されることになる。

#### (2) 国民年金の任意加入制度の活用が図られていないもの

27都道府県の63事業主体の66福祉事務所における被保護者101人については、国民年金に任意加入して保険料を1か月から1年の間納付することにより、国民年金の受給権を取得することができることと認められた。これらを態様別に示すと以下のとおりである。

ア 被保護世帯の世帯員に就労又は年金等の収入があり、その収入から任意加入保険料を支払うことによって、国民年金の受給権を取得することができたと認められるもの

22 事業主体 22 福祉事務所 被保護者数 24 人

イ 福祉資金を借り入れて任意加入保険料を支払うことによって、福祉資金の据置期間の6か月以内に国民年金の受給権を取得することができたと認められるもの

25 事業主体 25 福祉事務所 被保護者数 28 人

ウ 福祉資金を借り入れて任意加入保険料を支払うことによって、福祉資金の据置期間の6か月以内に国民年金の受給権を取得することはできないが、償還の猶予が認められている1年以内には国民年金の受給権を取得することができたと認められるもの

42 事業主体 42 福祉事務所 被保護者数 49 人

上記の被保護者計 101 人に対して、事業主体が国民年金の受給権を取得するために国民年金に任意加入するよう指導し、福祉資金を活用するなどして国民年金の受給に必要な期間(1か月分から12か月分(平均7.7か月))保険料を納付することにより、国民年金の受給権を取得させることができ、被保護者の自立助長が図られることとなる。そして、このように国民年金の受給権を取得していたとすれば、国民年金の受給開始時から平成22年3月までに支給済保護費が1億9245万余円(うち負担金相当額1億4434万余円)低減されることになる。

(注2) 老齢基礎年金の受給見込額2億0420万余円から任意加入保険料相当額1174万余円を控除して計算した。なお、101人の被保護者のうち43人は厚生年金保険の被保険者期間があるため、国民年金の受給権を取得すれば老齢厚生年金も受給できることとなるが、老齢厚生年金の受給見込額を算出することが困難であるため、低減されることになる金額として考慮していない。

#### <事例2>

C市では、被保護者D(昭和16年8月生。平成6年12月保護開始。)について、年金に係る他法他施策の活用を行っていなかった。

しかし、Dの国民年金の保険料納付済期間(210か月)及び国民年金保険料の免除期間(88か月)は、合算すると298か月あることから、Dが国民年金に任意加入し、保険料を2か月間納付すれば、年金の受給権を取得することができた。

したがって、C市がDに対して国民年金に任意加入するよう指導し、C市の事前の承認を得て、福祉資金を3万余円借り入れて保険料を納付していたとすれば、65歳に到達して国民年金の受給が開始される18年9月から22年3月まで老齢基礎年金141万余円を受給できたこととなり、返済すべき任意加入保険料に係る借入金の3万余円を考慮しても、支給済保護費が139万余円(うち負担金相当額104万余円)低減されることになる。

#### (改善を必要とする事態)

以上のように、脱退手当金が受給できたり、国民年金の任意加入により年金受給が可能となったりするのに、これらの活用が十分に図られていない事態は、生活保護制度の趣旨からみて適切ではなく、改善を図る要があると認められる。

**(発生原因)**

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

**ア 事業主体において**

- (ア) 年金及び生活福祉資金貸付制度についての理解が必ずしも十分でないため、老齢基礎年金に係る保険料納付済期間等が受給要件を満たさない被保護者について、脱退手当金を受給できる者及び国民年金に任意加入して年金受給権を取得できる者を把握していないこと
- (イ) 他法他施策を活用して自立更生を促進することについての認識が十分でないため、脱退手当金の受給及び国民年金の任意加入について被保護者に対する周知・指導が十分でないこと、また、生活福祉資金貸付制度の活用に関して都道府県社協等との連携等が十分でないこと

**イ 貴省において**

- (ア) 脱退手当金の受給及び生活福祉資金貸付制度等を活用した国民年金の受給権の取得による年金給付の活用について、事業主体に対して具体的な指示等が十分でないこと
- (イ) 被保護者が福祉資金を借り入れることにより国民年金に任意加入して年金受給権を取得することについて、事業主体及び都道府県社協等に対する周知が十分でないこと

**3 本院が要求する改善の処置**

近年、被保護世帯数及び負担金が増加傾向にあり、引き続き保護の適正な実施が強く求められている。

については、貴省において、脱退手当金の受給及び国民年金の任意加入による年金給付の活用を図ることにより負担金の交付が適切なものとなるよう、次のとおり改善の処置を要求する。

**ア 事業主体に対して、年金及び生活福祉資金貸付制度について改めて周知徹底を図るとともに、事業主体が脱退手当金を受給できる者及び国民年金の任意加入により国民年金の受給権を取得できる者を確実に把握することができるよう、これらを確認するための様式を示すなどすること**

**イ 事業主体に対して、次のような技術的助言を行うこと**

- (ア) 脱退手当金の裁定請求手続及び国民年金の任意加入手続について被保護者に対する周知・指導を十分に行うこと
- (イ) 生活福祉資金貸付制度を活用するため、都道府県社協等との連携等を強化すること

**ウ 事業主体及び都道府県社協等に対して、被保護者が任意加入により国民年金の受給権を取得できる場合には福祉資金を貸し付けることができること及び貸付要綱等で定められた期間について貸付金の償還を猶予できることを十分に周知すること**

**エ 貴省、都道府県等が事業主体に対して行う生活保護法施行事務監査の際に、脱退手当金の受給及び国民年金の任意加入による年金給付の活用を図ることについて、事業主体に対して改めて指導を徹底すること**

(10) 生活保護事業の実施において、要保護世帯向け不動産担保型生活資金の貸付制度の利用によって被保護世帯の資産の活用を図ることにより、生活保護費等負担金の交付が適切なものとなるよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)生活保護費	
部 局 等	厚生労働本省、18 都道府県	
国庫負担の根拠	生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)	
補助事業者 (事業主体)	県 3、市 88、特別区 5、計 96 事業主体	
国庫負担対象事業	生活保護事業	
国庫負担対象事業の概要	生活に困窮する者に対して最低限度の生活を保障するためにその困窮の程度に応じて必要な保護を行うもの	
要保護世帯向け不動産担保型生活資金の貸付制度の概要	一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居を所有し、又は住み続けることを希望する要保護の高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活資金を貸し付ける制度	
要保護世帯向け不動産担保型生活資金の貸付制度が利用されていなかった被保護世帯数及び資産の額	被保護世帯数	436 世帯
	固定資産税評価額	29 億 9717 万余円
上記の被保護世帯に対して支給する必要がなかったこととなる保護費の額	20 億 2662 万余円(平成 19 年度～21 年度)	
上記に係る国庫負担金相当額	15 億 1997 万円	

【改善の処置を要求したものの全文】

生活保護における被保護世帯の資産の活用について

(平成 22 年 10 月 28 日付け 厚生労働大臣あて)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 事業の概要

(1) 生活保護制度の概要

生活保護は、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)等に基づき、生活に困窮する者に対して、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活の保障及び自立の助長を図ることを目的として行われるものである。

生活保護法による保護(以下「保護」という。)は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。そのため、保護の実施に当たっては、資産等の活用が前提となっている。



貴省は、都道府県又は市町村(特別区を含む。以下、これらを合わせて「事業主体」という。)が、保護を受ける者(以下「被保護者」という。)に支弁した保護費の4分の3について生活保護費等負担金(平成19年度以前は生活保護費負担金。以下「負担金」という。)を交付しており、全国における負担金の交付額は、20年度で2兆0083億余円、21年度で2兆2582億余円に上っている。

## (2) 資産の活用

事業主体が保護を実施するに当たっては、前記のとおり、資産の活用が前提となっていることから、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年厚生省発社第123号厚生事務次官通知)等により、最低限度の生活の内容としてその所有又は利用を容認するに適しない資産は、原則として処分の上、最低限度の生活の維持のために活用させることとなっている。

ただし、保護を受ける世帯(以下「被保護世帯」という。)の居住の用に供される建物及びこれに附属した土地(以下「居住用不動産」という。)等については、原則として、所有を認めることとなっている。

## (3) 生活福祉資金(要保護世帯向け不動産担保型生活資金)の貸付制度

### ア 貸付制度の概要

居住用不動産の取扱いに関しては、貴省の社会保障審議会福祉部会内に設置された生活保護制度の在り方に関する専門委員会及び全国知事会・全国市長会において、被保護者に対して全く援助を行っていなかった扶養義務者が当該被保護者の死亡時に土地や建物を相続することは、社会的公平の観点から問題であり、そのようなことにならないよう保護の実施に当たっては、被保護者の所有する資産の活用を徹底すべきである旨の指摘がなされている。

貴省は、この指摘を踏まえ、19年4月に、一定の居住用不動産を有する低所得の高齢者世帯がこれを担保として生活資金を借り入れることにより自立した生活を送り、結果として保護の受給を必要としないようにするため、要保護世帯向け長期生活支援資金(20年7月以降は生活福祉資金(要保護世帯向け不動産担保型生活資金)。以下「不動産担保型資金」という。)を貸し付ける制度(以下「貸付制度」という。)を創設している。貸付制度は、「生活福祉資金(要保護世帯向け長期生活支援資金)の貸付けについて」(平成19年3月厚生労働省発社援第0327002号厚生労働事務次官通知。21年7月以降は「生活福祉資金の貸付けについて」(平成21年7月厚生労働省発社援0728第9号厚生労働事務次官通知)。以下「貸付要綱」という。)等に基づいて運用されることとなっている。そして、要保護の高齢者世帯について貸付制度の利用が可能な場合、これを利用することにより資産の活用を図ることとなっている。

不動産担保型資金の貸付けは、社会福祉法(昭和26年法律第45号)に規定する都道府県社会福祉協議会(以下「都道府県社協」という。)が行うものとされており、貴省は、都道府県を通じて貸付原資の4分の3について、セーフティネット支援対策等事業費補助金を交付している。

そして、貸付要綱等では、不動産担保型資金の貸付対象は、一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居を所有し、又は住み続けることを希望する要保護の高齢者世帯であって、次の貸付要件のいずれにも該当する世帯であることとされている。

- (ア) 借入申込者が単独でおおむね 500 万円以上(固定資産税評価額で 350 万円以上)の資産価値の居住用不動産を所有していること
- (イ) 借入申込者が所有している居住用不動産に賃借権等の利用権及び抵当権等の担保権が設定されていないこと
- (ウ) 借入申込者及び配偶者が原則として 65 歳以上であること
- (エ) 借入申込者の属する世帯が、貸付制度を利用しなければ、保護の受給を要することとなる要保護世帯であると事業主体が認めた世帯であること

貸付金は、原則として1か月ごとに交付されることとなっており、その額は貸付対象となる世帯の生活扶助費に 1.5 を乗じた額から年金収入等の収入充当額を差し引いた額となっている。また、貸付限度額は、居住用不動産の評価額の 7 割となっており、貸付金を交付する期間は、貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間となっている。

#### イ 貸付制度の事務手続等

事業主体は、要保護の高齢者世帯について保護を実施するに当たり、貸付制度の利用が可能な世帯に該当するか否かを調査することとなっており、当該世帯が前記の(ア)から(エ)までの貸付要件を満たしている場合には、貸付制度の利用が可能と判断して、これを利用させることとなっている。

そして、その場合には、事業主体は、保護を申請する世帯については、原則として保護の申請を却下することとなり、また、被保護世帯が貸付制度の利用を拒む場合には、保護の要件を満たさないものとして、保護を適用しないこととなっている。

貸付制度の利用に当たっては、事業主体は、借入申込者に推定相続人がいる場合、借入者の死亡後の償還手続を円滑にするため、推定相続人の同意を得るための説明を行うこととされており、その後、貸付契約に必要な書類を作成して都道府県社協等に送付することとなっている。ただし、この推定相続人の同意は貸付要件ではなく、仮に推定相続人から同意が得られない場合には、事業主体は当該推定相続人との調整状況を記した書類を作成して都道府県社協等に送付した上で貸付制度を利用させることとなっている。

そして、都道府県社協は、必要書類を受理した後に、正式に居住用不動産の評価を行うなどした上で、貸付決定を行うこととなっている。

また、借入申込者が未登記又は表示登記のみの土地及び建物を所有している場合には、所有権保存登記等が不動産担保型資金の申請時に必要となり、これに要する費用は、保護費の支給対象とされている。

なお、保護の実施に当たって、事業主体は、被保護世帯に組織的に対応するため、被保護世帯の生活状況を踏まえて、個々の被保護者の自立に向けた課題を分析するとともに、それらの課題に応じた具体的な援助方針を策定し、また、当該被保護世帯の状況等

の変動に合わせて援助方針の見直しを行うこととなっている。そして、事業主体は、被保護世帯ごとに策定した援助方針等に基づいて、貸付制度の利用等による資産の活用についても指導等を行うこととなっている。

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

21年度における被保護世帯の総数は約127万世帯で、そのうち高齢者世帯の数は約56万世帯と約44%を占めており、その数は年々増加している。また、貸付制度は19年4月に創設されており、20年度末時点の貸付原資51億余円に対して、貸付決定額は累計で24億余円となっている。

そこで、本院は、合規性、有効性等の観点から、事業主体において、貸付制度を適時適切<sup>(注1)</sup>に利用することにより被保護世帯の資産の活用が図られているかに着眼して、18都道府県の135事業主体の152福祉事務所において、前記貸付要件のうち被保護者及びその配偶者の年齢が65歳以上であること及び所有する居住用不動産の資産価値が固定資産税評価額で350万円以上であることを満たしている、不動産担保型資金の借入れを申請していない被保護世帯計1,574世帯について、その所有する土地及び建物計1,670件(固定資産税評価額計119億0951万余円)を対象として、負担金の事業実績報告書等の書類により会計実地検査を行った。

(注1) 18都道府県 東京都、北海道、京都、大阪両府、栃木、神奈川、岐阜、愛知、兵庫、奈良、和歌山、岡山、香川、高知、福岡、長崎、熊本、鹿児島各県

### (検査の結果)

検査したところ、不動産担保型資金の貸付要件をすべて満たしており、貸付制度を利用することが可能であったのに、利用されておらず、資産の活用が図られていないものが、18都道府県の96事業主体の107福祉事務所において、被保護世帯計436世帯の所有する土地計439件(固定資産税評価額計29億9717万余円)について見受けられた。

上記の436世帯について、貸付制度が利用されていなかった事由を態様別に示すと次のとおりである。

ア 事業主体において、貸付要件を満たしているか否かの検討を行っていなかったり、貸付対象となる資産の把握を十分行っていなかったりなどしていたもの

172世帯の所有する土地計172件(固定資産税評価額計11億6345万余円)

イ 事業主体において、貸付制度の利用についての職員による働きかけに応じない被保護世帯に対して、組織的に取り組むための援助方針等に貸付制度の利用についての方針を定めていなかったなどのため、指導が十分に行われていなかったもの

10世帯の所有する土地計10件(固定資産税評価額計6373万余円)

ウ 貸付制度の事務手続等が理解しにくいものとなっているなどのため、貸付制度の内容を誤認していたり、所要の手続が行われていなかったりなどしていたもの

エ 事業主体及び都道府県社協において、貸付制度を利用するためには推定相続人の同意が必要であると誤認していたもの

86世帯の所有する土地計88件(固定資産税評価額計6億6696万余円)

(イ) 事業主体において、不動産担保型資金の貸付要件に係る不動産評価額の基準を貸付要綱等で定める350万円より高い固定資産税評価額等に設定するなどしていたもの

19世帯の所有する土地計19件(固定資産税評価額計1億5186万余円)

(ウ) 事業主体において、被保護世帯が所有する未登記の建物等について、登記の手続を行うよう指導していなかったなどのもの

56世帯の所有する土地計56件(固定資産税評価額計3億4273万余円)

(エ) 事業主体において、認知症等により判断能力が十分でない被保護者に対する後見人の選定等の検討を行っていないなどのもの

93世帯の所有する土地計94件(固定資産税評価額計6億0841万余円)

上記ウ(ア)の事態について事例を示すと次のとおりである。

#### <事例>

A市は、昭和56年7月から世帯主B(昭和5年生、女性)の単身世帯を対象として保護を実施しており、Bに対して貸付制度が開始された平成19年4月から21年12月までの間に、保護費計347万余円を支給していた。

そして、A市は、Bが固定資産税評価額714万余円の土地を所有しており、貸付制度の利用が可能であるにもかかわらず、県の事務処理手順において、本人、推定相続人等すべての者の同意を得ることが貸付要件として定められており、Bについては推定相続人の同意が得られていないとして貸付制度が利用されていなかった。

しかし、推定相続人の同意は貸付要件ではなく、推定相続人から同意が得られない場合であっても、貸付制度を利用することが可能であった。

したがって、Bが19年4月に速やかに貸付制度を利用し、資産を活用していたとすれば、前記の保護費347万余円(うち負担金相当額260万余円)は支給の必要がなかったことになる。

そして、これらの事由について、事業主体等において、貸付制度の利用の検討を十分に行うとともに、援助方針等に貸付制度の利用についての方針を定めるなどして、利用していない被保護世帯に対して適切に指導を行うことなどにより、貸付制度が適時適切に利用され、資産の活用が図られていたとすれば、前記の436世帯に係る19年4月から21年12月までの保護費計20億2662万余円(うち負担金相当額計15億1997万余円)は支給の必要がなかったことになる。

(注2) 平成21年1月1日時点の固定資産税評価額に0.7を乗じた額を1か月当たりの貸付額で除するなどして貸付金を交付する期間を算定して、その期間に支給された保護費を算出している。

#### (改善を必要とする事態)

上記のように、貸付制度の利用の検討を十分に行っていないかたり、利用していない世帯に対して指導が十分に行われていなかったりなどして、被保護世帯において、貸付制度の利用が可能であるのに、その利用が進まず保護を継続して、被保護世帯が所有する資産の活用が図られていない事態は、生活保護制度の趣旨からみて適切とは認められず、改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のようなことなどによると認められる。

- ア 事業主体において
  - (ア) 貸付制度の利用により資産の活用を図ることに対する認識が十分でないこと
  - (イ) 貸付制度の対象となる資産を把握するための体制の整備が十分でないこと
  - (ウ) 生活保護制度の趣旨に沿って資産の活用を図ることについて、被保護世帯に対する説明及び指導が十分でないこと
  - (エ) 都道府県社協等との連携が十分でないこと
- イ 事業主体及び都道府県社協において、推定相続人の同意が得られていないとして貸付制度を利用できないと誤認するなど、貸付制度についての理解が十分でないこと
- ウ 貴省において
  - (ア) 被保護世帯に貸付制度を利用させることなどについて、事業主体に対する具体的な説明、技術的助言等が十分でないこと
  - (イ) 貸付制度の運用状況の把握及びこれに基づいた事業主体に対する技術的助言等が十分でないこと

3 本院が要求する改善の処置

近年、被保護世帯数及び負担金が増加傾向にあり、引き続き保護の適正な実施が強く求められている。

ついては、貴省において、貸付制度の適時適切な利用によって、被保護世帯の資産の活用を図ることにより、負担金の交付が適切なものとなるよう、次のとおり改善の処置を要求する。

- ア 事業主体等に対して次のような技術的助言等を行うこと
  - (ア) 事業主体に対して、保護の実施において被保護世帯の所有する資産の活用を図ることについての認識を徹底させるとともに、全国会議等で、その活用が適切に行われている事業主体の事務処理、研修教材等の優良事例を取り上げるなどして、被保護世帯の所有する資産の活用の徹底を図ること
  - (イ) 事業主体において、被保護世帯の資産の状況について適時適切に把握するための体制を整備すること
  - (ウ) 被保護世帯に対する援助方針等に貸付制度の利用についての方針を定めるとともに、貸付制度を利用して資産の活用を図ることについて、被保護世帯に対して具体的な説明や指導を行うこと
  - (エ) 事業主体及び都道府県社協に対し、不動産担保型資金等の事務手続等をより分かりやすく明示することにより、貸付制度についての誤認を防止等すること
  - (オ) 事業主体と都道府県社協等との連携を強化すること
- イ 貴省、都道府県等が事業主体に対して行う生活保護法施行事務監査の際に、被保護世帯が所有する資産の実態把握及び活用状況の確認を徹底し、貸付制度の利用等が十分でない事業主体に対して改めて指導を徹底すること

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

(1) 検疫所で実施する予防接種の手数料が適正なものとなるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (部)租税及印紙収入 (款)印紙収入 (項)印紙収入
部 局 等	厚生労働本省
予防接種手数料の概要	海外渡航者等に対し検疫所が実施している黄熱等の感染症を対象とする予防接種の手数料
徴収された手数料の額	2億8567万余円(平成19、20両年度)
適時適切に改定していた場合の手数料の増加額	7723万円(平成19、20両年度)

1 制度の概要

(1) 検疫所における予防接種の実施

厚生労働省は、検疫法(昭和26年法律第201号。以下「法」という。)第26条第2項及び第26条の2の規定に基づき、検疫所(検疫所支所及び出張所を含む。以下同じ。)において、海外渡航者等が手数料を納めて予防接種を求めたときは、これに<sup>(注1)</sup>応ずることができることとなっており、10種類の感染症を対象として予防接種を実施している。

検疫所で実施する予防接種は、「検疫所で行う予防接種実施要領」(平成11年衛検第43号通知。以下「実施要領」という。)により実施されており、問診、検温及び診察により健康状態を調べた上、予防接種を行うこととされている。

(注1) 予防接種は平成11年度以降10種類の感染症(コレラ、ペスト、急性灰白髄炎、ジフテリア、A型肝炎、黄熱、狂犬病、日本脳炎、破傷風、麻しん)を対象に実施していたが、ペストについては17年2月以降一時中止しており、コレラについては19年6月に廃止した。そのため、19年4月及び5月は9感染症、19年6月からは8感染症の予防接種を実施している。

(2) 予防接種の手数料

検疫所で実施する予防接種の手数料(以下「手数料」という。)については、法第26条及び法第26条の2の規定により、実費を勘案して政令で定めることとなっており、同法施行令(昭和26年政令第377号。以下「施行令」という。)の別表第2及び別表第2の2に定められている。

そして、厚生労働省は、予防接種が、問診、注射等の診療行為であることから、手数料を、健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく医科診療報酬点数表による報酬(以下「診療報酬」という。)の算定方法に準じて、初診料、注射料、皮内反応検査料及び薬剤料を合算して算定することとしている。

このうち、初診料、注射料及び皮内反応検査料については、医科診療報酬点数表により算定することにしており、薬剤料については、薬価基準に記載されているものは薬価基準

により、同基準に記載されていないものは、調達した価格等により算定することとしている。そして、予防接種の対象となる感染症のうち黄熱の薬剤は厚生労働本省が一括して調達しているが、その他の薬剤は各検疫所がそれぞれ調達している。

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

近年、検疫所における予防接種件数は増加傾向にある。また、医科診療報酬点数表及び薬価基準は、隔年で改定されているが、現行の手数料は平成16年3月を最後に改定されていない。

そこで、本院は、経済性等の観点から、施行令に定められた手数料は適正なものとなっているかなどに着眼して検査した。検査に当たっては、19、20両年度に徴収された手数料2億8567万余円について、厚生労働本省及び5検疫所<sup>(注2)</sup>において会計実地検査を行うとともに、この5検疫所を含む19検疫所<sup>(注3)</sup>から薬剤購入に係る契約書等の関係書類の提出を受けるなどして検査を行った。

(注2) 5検疫所 仙台、東京、横浜、大阪、神戸各検疫所

(注3) 19検疫所 小樽、仙台、成田空港、東京、横浜、新潟、名古屋、大阪、関西空港、神戸、広島、福岡、那覇各検疫所、千歳空港、中部空港、福岡空港、長崎、鹿児島各検疫所支所、高知出張所

### (検査の結果)

検査したところ、手数料の算定について次のような事態が見受けられた。

#### (1) 初診料

黄熱、コレラ及びペストについては、手数料の算定に当たり初診料を算定の対象に含めていなかった。しかし、実施要領によると、これらの感染症についても、他の感染症と同様に予防接種を受ける者に対して問診等を行うこととされており、これらの行為は初診に相当することから、初診料2,700円を含めて手数料の算定を行う必要があると認められた。

また、これら以外の感染症については、初診料を含めて手数料の算定を行っていたものの、初診料を、現行の診療報酬と比べ200円安価な2,500円としていた。

#### (2) 注射料

注射料は、経口接種の急性灰白髄炎の場合を除き、これを含めて手数料の算定を行っているが、黄熱以外の感染症においては、注射料を現行の診療報酬の180円と比べて20円安価な160円としていた。

また、医科診療報酬点数表では、生物学的製剤の注射を行った場合、生物学的製剤注射加算150円を加算することとなっており、予防接種に使用される薬剤も生物学的製剤であることから、手数料の算定に当たっては同様に生物学的製剤注射加算をすべきであったのにこの加算をしていなかった。

#### (3) 薬剤料

薬剤料については、前記のとおり、薬価基準に記載されている場合は、薬価基準により算定することとしている。しかし、手数料の算定に用いている狂犬病の薬剤料3,330円は、薬価基準に基づき算定される薬剤料と比べて、19年度1,560円、20年度6,160円安価となっていた。

また、薬価基準に記載されていない薬剤の薬剤料については、厚生労働省が一括して調達している黄熱を除き、各検疫所の調達価格を加重平均した価格等と比べて、差額が発生している状況となっていた。

このように、手数料の算定に当たり、初診料を含めていなかったり、現行の医科診療報酬点数等に即したものとしていなかったりなどしている事態は適切とは認められず、改善を図る必要があると認められた。

(手数料の増加額)

黄熱等の感染症について初診料を含めるなどして適正な手数料の算定を行い、適時適切に改定していたとすれば、19、20両年度に徴収した手数料2億8567万余円は、計3億6290万余円となり、その差額計7723万余円が増加することになると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、厚生労働省において、次のことなどによると認められた。

- ア 手数料の算定が実際に行っている診療行為に即したものとなっているかなどの検討が十分でなかったこと
- イ 医科診療報酬点数表、薬価基準等の改定が行われた際に手数料の見直しを行ってこなかったこと
- ウ 各検疫所で調達している薬剤の調達価格を把握する体制を整備していなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、厚生労働省は、手数料が適正なものとなるよう、次のような処置を講じた。

- ア 22年7月に施行令を改正し、同年10月以降の手数料について、実際に行っている診療行為、最新の医科診療報酬点数、薬価基準、薬剤の調達価格等に基づくものに改定した。
- イ 医科診療報酬点数表等の改定がある場合等には、手数料について速やかに検討を行い、必要な改定を行うこととした。
- ウ 22年5月に検疫所に対して事務連絡を発し、各検疫所で調達する薬剤の調達価格を厚生労働本省が把握できるよう体制を整備した。

(2) 正規の勤務時間外における勤務である当直勤務に対して支給する宿日直手当又は超過勤務手当について、勤務の内容に即した適切な支給となるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国立ハンセン病療養所 (項)国立ハンセン病療養所共通費 (項)国立ハンセン病療養所運営費 (平成19年度は、(項)国立ハンセン病療養所運営費)
部 局 等	国立ハンセン病療養所
当直勤務の概要	正規の勤務時間外において、一般職員等が行う療養所の設備等の保全、外部との連絡、入所者へのサービス提供等の業務を行うもの



当直勤務に対して支給した宿日直手当及び超過勤務手当の合計額	3億4559万余円(平成19、20両年度)
当直勤務の勤務内容について調査した結果から算定される上記手当の合計額	2億6278万余円
開 差 額	8281万円(平成19、20両年度)

## 1 正規の勤務時間外における勤務及びこれに係る手当の概要

### (1) 国立ハンセン病療養所における勤務の概要

厚生労働省は、厚生労働省設置法(平成11年法律第97号)に基づき全国13か所に設置された国立ハンセン病療養所(以下「療養所」という。)において、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(平成20年法律第82号)第2条第3項に規定する入所者に対して、医療を行い、併せて医療の向上に寄与することを目的とした業務を行っている。

各療養所では、一般職員等が、正規の勤務時間(一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成6年法律第33号。以下「勤務時間法」という。)第5条から第8条まで、並びに第11条及び第12条の規定に定められた勤務時間である平日の午前8時30分から午後5時15分までの時間)外において、設備等の保全、外部との連絡及び文書の収受、入所者へのサービス提供等の業務を行っている(以下、正規の勤務時間外においてこれらの業務を行うことを「当直勤務」という。)

当直勤務は、人事院規則等に定めるところによるほか、各療養所の規模や実情に応じて各療養所で定めている規程(以下「当直規程」という。)に基づき行われ、当直規程では、事務本館(以下、事務本館での当直勤務を「管理当直」という。)、福祉室(以下、福祉室での当直勤務を「福祉当直」という。)等の勤務場所別に、配置人数(1名又は2名)や勤務内容が定められている。

### (2) 勤務時間法で定められた正規の勤務時間外における勤務とこれに係る手当

前記のように当直勤務は正規の勤務時間外における勤務であるが、この正規の勤務時間外の勤務について勤務時間法第13条では、その勤務内容によって、宿日直勤務と超過勤務に区分している。

そして、宿日直勤務は、設備等の保全、外部との連絡及び文書の収受を目的とする勤務その他の人事院規則で定める断続的な勤務とされ、超過勤務は、臨時又は緊急の必要がある場合に勤務時間外に行う宿日直勤務以外の勤務とされている。そして、これらの勤務を行った職員に対しては一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)等に基づき、それぞれ宿日直手当又は超過勤務手当(以下、宿日直手当と超過勤務手当を合わせて「宿日直手当等」という。)を支給することとされている。

なお、各療養所では、宿日直手当として、給与法第19条の2等に基づき勤務一回につき管理当直については4,200円を、福祉当直については5,900円を、それぞれ支給している。

また、公表されている人事院の解釈によると、宿日直勤務を命ぜられた者に対して、その宿日直勤務中に臨時又は緊急の必要がある場合には、その時間の宿日直勤務の命令を変更し超過勤務を命ずることができ、その際は、超過勤務を行った職員に対して宿日直手当に加えて超過勤務手当を支給することとしている。

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性等の観点から、当直勤務を行った際に勤務の内容に基づいて適切な手当の支給がなされているかなどに着眼して、13療養所<sup>(注1)</sup>において平成19、20両年度に当直勤務に対して支給された宿日直手当1億2822万余円及び超過勤務手当2億1737万余円、計3億4559万余円を対象として検査を行った。そして、検査に当たっては、超過勤務等命令簿、業務日誌等の関係書類の写しを徴するなどして内容を確認するとともに、7療養所<sup>(注2)</sup>において会計実地検査を実施した。

### (検査の結果)

検査したところ、10療養所<sup>(注3)</sup>では、管理当直又は福祉当直をそれぞれ2名の体制で行う際に支給する宿日直手当等について、1名には設備等の保全等の宿日直勤務に該当する業務を行うとして宿日直手当を支給していた。また、他の1名には主として入所者へのサービス提供等、宿日直勤務には該当しない業務を正規の勤務時間外に行っているとして、宿日直手当を支給せず、それぞれ一律に宿直時(17時15分から翌日の8時30分まで)は仮眠時間を除いて各療養所によって最大6時間分、日直時(8時30分から17時15分まで)は最大8時間分の超過勤務手当を支給するなどしていた。

しかし、当直勤務における勤務内容を業務日誌等により検査したところ、超過勤務に該当する業務を行った記録はあるものの、その数は少なく、また、これに要した時間はほとんど記録されていなかった。そして、管理当直者2名の間又は福祉当直者2名の間勤務内容についての明確な違いは認められず、いずれも大半は宿日直勤務に該当する業務を行っていると認められた。

そこで、本院において管理当直又は福祉当直をそれぞれ2名の体制で行っている前記の10療養所を含む13療養所における当直勤務に対して宿日直手当を支給することとした上で、21年度の一定期間の勤務内容を詳細に調査した結果から判明した超過勤務の状況が19、20両年度も同様であると仮定して超過勤務手当を算定して、これをさらに支給したとすると、19、20両年度に支給した当直勤務に係る宿日直手当等3億4559万余円は、宿日直手当2億1148万余円に当直勤務中に発生した超過勤務手当5129万余円を加えた2億6278万余円となり、8281万余円の開差を生ずることとなる。

このように、各療養所の当直勤務において、宿日直勤務に該当する業務が大半を占めているにもかかわらず、超過勤務手当を一律に支給しているなど、勤務の内容に即した支給となっていない事態は適切とは認められず、改善を図る必要があると認められた。

### (発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められた。

ア 各療養所において、当直勤務の勤務内容に関し宿日直勤務に該当する業務と超過勤務に該当する業務を当直規程で明確に区分していなかったこと

イ 厚生労働省において、各療養所における当直勤務の状況を把握しておらず、各療養所に対して当直勤務の内容に即した適切な手当を支給するように指導していなかったこと

### 3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、厚生労働省では、22年3月に各療養所に対して通知を発し、当直勤務に係る業務について、入所者に対するサービス提供に支障を及ぼさないように十分に留意した上で当直規程等の見直しを図り、勤務内容に即した適切な手当を支給することとするよう指示を行った。これを受けて、各療養所では、当直規程を改正し宿日直勤務に該当する業務と超過勤務に該当する業務を明確に区分し、勤務の実態に即した適切な手当を支給する処置を講じた。

(注1) 13 療養所 松丘保養園、東北新生園、栗生楽泉園、多磨全生園、駿河療養所、長島愛生園、邑久光明園、大島青松園、菊池恵楓園、星塚敬愛園、奄美和光園、沖縄愛楽園、宮古南静園

(注2) 7 療養所 栗生楽泉園、多磨全生園、駿河療養所、長島愛生園、邑久光明園、菊池恵楓園、沖縄愛楽園

(注3) 10 療養所 松丘保養園、栗生楽泉園、多磨全生園、駿河療養所、長島愛生園、邑久光明園、大島青松園、菊池恵楓園、星塚敬愛園、沖縄愛楽園

平成19年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

#### 介護保険における財政安定化基金の基金規模について

〔平成19年度決算検査報告354ページ参照〕  
〔平成20年度決算検査報告287ページ参照〕

### 1 本院が要求した改善の処置

財政安定化基金は、都道府県が管内の市町村の介護保険財政の財源に不足が生じた場合に資金の貸付け・交付を行うために設置するもので、国、都道府県及び市町村は、それぞれその造成額の3分の1を拠出するなどすることとなっている。そして、都道府県は、管内市町村における3年間の介護給付費の見込額の総額に国が定めた標準拠出率を参考にして条例で定めた拠出率を乗ずるなどして拠出金を算定することとなっている。検査を実施した24都道府県における造成額に対する貸付け・交付額の割合が、第1期(平成12年度から14年度まで)では17都道府県、第2期(15年度から17年度まで)では19都道府県で30%を下回っているなど、基金の保有額は多くの都道府県で基金需要に対応した規模を大きく上回るものとなっている。

したがって、厚生労働省において、財政安定化基金を適切な規模に保つために、都道府県が基金の一部を各拠出者に返還することが適切と判断した場合には基金規模を縮小できるような制度に改めたり、標準拠出率の算定の考え方を都道府県に対して示すとともに都道府県が適切な拠出率を定めるよう助言したりするなどの処置を講ずるよう、厚生労働大臣に対して20年5月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

## 2 当局の処置状況

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、20年8月に、国が定める標準拠出率の算定の考え方を都道府県に対して示すとともに、各都道府県が基金の保有状況、貸付状況等を十分に検討するなどして適切な拠出率を定めるよう助言する処置を講じていた。なお、各都道府県では、国の助言に基づくなどして、条例で定める拠出率を0とし、新たな基金積立は行わないこととしていた。

そして、基金規模を縮小できるような制度に改めることについては、引き続き検討を行っていくこととしている。

平成20年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

### (1) 労働保険料に係る延滞金の債権管理及び歳入徴収の事務について

(平成20年度決算検査報告270ページ参照)

#### 1 本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置

都道府県労働局(以下「労働局」という。)は、労働保険料が督促状に指定された納期限を経過して完納されたときには、延滞金を徴収することとされている。そして、労働保険料が完納された時点で、延滞金について調査決定等を行い、延滞金の納付がない場合には、未納となっている延滞金について債権管理等を行うこととされている。しかし、労働保険料完納時に未納となっている延滞金について、調査決定等を行っておらず、債権管理簿において管理を行っていない事態や、滞納事業主に納付書の送付がなされていないものがあるなど納入督促等を実施していない事態が見受けられた。

したがって、厚生労働省において、未納となっている延滞金について会計法令等に基づき適切に調査決定等を行うとともに、的確な納入督促等を実施させるための体制を整備するなどの処置を講ずるよう、厚生労働大臣に対して平成21年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めた。

#### 2 当局の処置状況

本院は、厚生労働本省等において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 労働局に対して、21年10月に開催した労働保険適用徴収ブロック会議(以下「ブロック会議」という。)等において、未納となっている延滞金について速やかに調査決定等を行い、債権管理簿に記載するよう指示し、22労働局で債権管理簿の記載を完了させた。

イ 労働局に対して、ブロック会議等において、会計法令等を遵守して調査決定等を行うよう周知徹底するとともに、未納となっている延滞金について納入督促等を実施するよう指導し、27労働局で納入督促等を実施させた。

ウ 21年10月に「徴収関係事務取扱手引I(徴収・収納)」(平成20年3月基発0331008号厚生労働省労働基準局長通知)の改訂を行うなどして債権管理の事務手続を整備して、これをブロック会議等において労働局に対して周知した。

エ 労働局における事務の負担を軽減するため、延滞金の額を自動的に算定するなどのプログラムを開発して、22年4月から運用を開始した。

そして、厚生労働省は、未納となっている延滞金について、調査決定等を行い、債権管理簿に記載することを完了していない24労働局に対して早期にこれを完了させるとともに、納入督促等を実施していない17労働局に対して引き続き早期にこれを実施させるよう指導するとしている。

## (2) 生活保護事業の実施における障害者自立支援法に基づく自立支援給付の活用について

(平成20年度決算検査報告275ページ参照)

### 1 本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置

生活保護の実施において、介護扶助と障害福祉サービスに係る自立支援給付との適用関係については、当該障害福祉サービスを受けられる場合は、自立支援給付が介護扶助に優先することとなっており、また、医療扶助と更生医療に係る自立支援給付との適用関係についても、同様に、自立支援給付が医療扶助に優先することとなっている。しかし、都道府県又は市町村(特別区を含む。以下、これらを合わせて「事業主体」という。)において、障害福祉サービス及び更生医療に係る自立支援給付を受けることが可能であるのに、これを活用することなく介護扶助及び医療扶助を支給して、自立支援給付の活用が行われていない事態が見受けられた。

したがって、厚生労働省において、事業主体に対して自立支援給付が未活用なものについて速やかに活用させるとともに、自立支援給付の活用が適時適切に行われるよう、介護扶助及び医療扶助と自立支援給付との適用関係や事業主体における保護担当部門と障害担当部門等との連携について運営要領等においてより明確にし、また、生活保護法施行事務監査の際に自立支援給付の活用状況の確認をするなどの処置を講ずるよう、厚生労働大臣に対して平成21年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めた。

### 2 当局が講じた処置

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、自立支援給付が未活用なものについては速やかに活用させるよう事業主体に対して指導する処置を講じ、事業主体は指導に基づきその活用を図っていた。また、22年3月に都道府県等に対して通知を発して、介護扶助及び医療扶助に係る自立支援給付の活用が適時適切に行えるよう福祉事務所において台帳を整備したり、保護担当部門と障害担当部門等との連携を明確にしたりするとともに、生活保護法施行事務監査の際に自立支援給付の活用状況についての確認等を行うこととする処置を講じていた。さらに、22年3月に運営要領を改正するなどして、介護扶助及び医療扶助と自立支援給付との適用関係を明確にするなどの処置を講じていた。

## (3) 電子申請等関係システムの利用状況について

(平成20年度決算検査報告280ページ参照)

(63ページの内閣の項に掲記)

## 第11 農 林 水 産 省

### 不 当 事 項

#### 予 算 経 理

- (608) 物品の購入等に当たり、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な会計経理を  
 (611) 行って庁費等を支払っていたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)農林水産本省共通費 等 [平成 19 年度以前は、 (組織)農林水産本省 (項)農林水産本省 等] (組織)農林水産技術会議 (項)農林水産業技術振興費 等 (組織)地方農政局 (項)地方農政局 等 食料安定供給特別会計(業務勘定) (項)事務取扱費 等 [平成 18 年度以前は、 食糧管理特別会計(業務勘定) (項)事務費 等 農業経営基盤強化措置特別会計 (項)事務取扱費 ] (国営土地改良事業勘定) (平成 19 年度以前は、国営土地改良事業 特別会計) (項)土地改良事業費
部 局 等	4 農政局
経 費 の 概 要	物品の購入等に係る庁費等
不適正な会計経 理により支払わ れた金額	136,816,756 円(平成 16 年度～20 年度)

### 1 物品の購入等に係る会計経理の概要

農林水産省の地方農政局は、一般会計及び食料安定供給特別会計(平成 18 年度以前は食糧管理特別会計、農業経営基盤強化措置特別会計及び国営土地改良事業特別会計、19 年度は食料安定供給特別会計及び国営土地改良事業特別会計。以下「食料特会」という。)において、毎年度多額の予算を執行しており、業務で使用する物品の購入等に係る経費については、庁費等の予算科目から支払っている。

そして、地方農政局における物品の購入等に係る契約、支払等の会計事務手続は、会計法(昭和 22 年法律第 35 号)、予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)等の会計法令等に基づき、おおむね次のとおり行われることとなっている。

- ① 物品管理官(一般会計においては地方農政局長、食料特会においては地方農政局長又は地方農政局食糧部長)は、物品供用官(一般会計、食料特会ともに地方農政局総務部総務課課長補佐等)等からの払出請求を受けたときは、所要の物品の品目、数量等を明らかにした上で、支出負担行為担当官(一般会計においては地方農政局長、食料特会においては地方農政局長又は地方農政局食糧部長)に物品取得請求を行い、支出負担行為担当官は競争契約による場合は入札を、また随意契約による場合は見積合わせを行うなどした上で、契約業者を決定し、支出負担行為決議を行って契約を締結する。
- ② 支出負担行為担当官は、上記の契約が適正に履行されたかを確認するために、自ら又は補助者として任命した検査職員に命じて、納入された物品の品目、数量、納品時期等について、契約書、仕様書等に基づき、必要な検査(以下「検収」という。)を行い、検査調書を作成する。
- ③ 官署支出官(一般会計においては地方農政局総務部長、食料特会においては地方農政局食糧部長又は総務部長)は、業者から代金の支払請求を受けたときは、検収が適正に行われたことを確認の上、請求書等に基づき支出決議を行い、業者に代金を支払う。
- なお、上記の会計事務手続において、物品管理官、支出負担行為担当官及び官署支出官は、それぞれの事務の一部を、地方農政局総務部会計課長等を補助者に任命するなどして行わせている。

## 2 検査の結果

### (1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、物品の購入等は会計法令等に基づき適正に行われているかなどに着眼して、4農政局<sup>(注2)</sup>において、16年度から20年度までの間に締結した物品の購入等の契約を対象として、支出決定決議書等の書類により会計実地検査を行った。

### (2) 検査の結果

検査したところ、4農政局において、16年度から20年度までの契約について、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な会計経理を行って庁費等を支払っていたものが、計851件、136,816,756円あった。

これを態様別に示すと次のとおりである(表参照)。

#### ア 一括払

支出負担行為等の正規の会計経理を行わないまま、随時、業者に物品等を納入させた上で、後日、納入された物品等とは異なる物品等の請求書等を提出させて、これらの物品等が納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成することなどにより庁費等を一括して支払っていたもの

2農政局、7件、支払額2,422,917円

#### イ 差替え

業者に虚偽の請求書等を提出させて、契約した物品等が納入されていないのに納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成することなどにより庁費等を支払い、実際には契約した物品等とは異なる物品等に差し替えて納入させていたもの

2農政局、4件、支払額306,984円

#### ウ 翌年度納入

物品等が翌年度に納入されているのに、検査調書等の書類に実際の納品日より前の日

付を検収日として記載することなどにより、物品等が現年度に納入されたこととして  
 庁費等を支払っていたもの

4 農政局、208 件、支払額 73,050,153 円

エ 先払い

物品等は年度内に納入されていたが、検査調書等の書類に実際の納品日より前の日付  
 を検収日として記載することなどにより、実際に物品等が納入されるよりも先に庁費  
 等を支払っていたもの

2 農政局、4 件、支払額 242,917 円

オ 前年度納入

物品等が前年度に納入されていたのに、検査調書等の書類に実際の納品日より後の日  
 付を検収日として記載することなどにより、物品等が現年度に納入されたこととして  
 庁費等を支払っていたもの

4 農政局、20 件、支払額 3,575,402 円

カ 契約前納入

年度内において、契約手続を行わないまま物品等を納入させていたのに、検査調書等  
 の書類に実際の納品日より後の日付を検収日として記載することなどにより、物品等  
 が契約締結後に納入されたこととして庁費等を支払っていたもの

3 農政局、608 件、支払額 57,218,383 円

表 不適正な会計経理により支払われた庁費等の農政局別、態様別内訳

(上段：件数(単位：件)、下段：金額(単位：円))

農政局名	態様 年度	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	計
		一括払	差替	翌年度納入	先払い	前年度納入	契約前納入	
(608) 東北	平成	6	1	102	2	6	211	328
	16~20	2,325,099	85,680	24,822,816	170,860	1,567,940	22,746,521	51,718,916
(609) 北陸	16、17			4		1		5
				13,311,165		85,680		13,396,845
(610) 東海	16~20			74	2	2	313	391
				9,507,123	72,057	1,175,427	27,859,508	38,614,115
(611) 中国四国	16~20	1	3	28		11	84	127
		97,818	221,304	25,409,049		746,355	6,612,354	33,086,880
計		7	4	208	4	20	608	851
		2,422,917	306,984	73,050,153	242,917	3,575,402	57,218,383	136,816,756

これらのアからカの事態は、4 農政局において、契約した物品等が納入されていないの  
 に納入されたこととして虚偽の内容の関係書類を作成するなど、不適正な会計経理を行っ  
 て庁費等計 136,816,756 円を支払っていたもので、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、4 農政局において、物品の購入等に係る会計経理を  
 行うに当たり、会計法令等を遵守することについての認識が欠如していたこと、物品の検  
 収、契約事務の決裁等に係る内部牽制<sup>けん</sup>が十分でないなど内部統制が十分機能していなかつ  
 たことなどによると認められる。

(注1) 地方農政局長 代行機関としての総務部長を含む。

(注2) 4 農政局 東北、北陸、東海、中国四国各農政局



補助金

(612) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの  
 (685)

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)総合食料対策費 (項)食の安全・消費者の信頼確保対策費(平成19年度以前は、総合食料対策費) (項)国産農畜産物競争力強化対策費(平成19年度以前は、農業・食品産業強化対策費) (項)牛肉等関税財源畜産振興費 (項)農業・食品産業強化対策費 (項)農業経営対策費 (項)農地等整備・保全推進費 (項)農業生産基盤整備・保全事業費(平成19年度以前は、農業生産基盤整備事業費) (項)農村振興費 (項)沖縄開発事業費 等 (組織)林野庁 (項)林業・木材産業等振興対策費(平成19年度以前は、林業振興費) 等 (組織)水産庁 (項)水産物安定供給対策費 (項)水産業振興費 等 食料安定供給特別会計(農業経営基盤強化勘定)(平成18年度以前は、農業経営基盤強化措置特別会計) (項)農業経営基盤強化事業費(平成19年度以前は、農地保有合理化促進対策費) 食料安定供給特別会計(農業経営安定勘定) (項)農業経営安定事業費 食糧管理特別会計(国内米管理勘定) (項)国内米管理費(平成19年度以降は、食料安定供給特別会計(米管理勘定)(項)米管理費) 森林保険特別会計(項)事務取扱費(平成19年度以前は、森林保険業務費)
部 局 等 補助等の根拠	農林水産本省、林野庁、水産庁、7農政局、沖縄総合事務局、16県 土地改良法(昭和24年法律第195号)、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)等
補助事業者等 (事業主体)	都、府2、県29、市22、団体7、その他23、計84補助事業者等 (都、府1、県13、団体5、その他23、計43事業主体)
間接補助事業者等 (事業主体)	市43、町3、村2、団体2、その他5、計55間接補助事業者等(市42、町2、村2、団体2、その他5、計53事業主体)

補助事業等	中山間地域等直接支払交付金事業、面的集積強化促進事業等
事業費の合計	20,530,661,442 円
上記に対する国庫補助金等交付額の合計	14,688,479,530 円
不当と認める事業費の合計	582,607,497 円
上記に対する不当と認める国庫補助金等相当額の合計(1)	356,014,318 円
不適正な経理処理等により支出された国庫補助事務費等の合計	674,449,489 円
上記に対する不当と認める国庫補助金等相当額の合計(2)	340,560,112 円
貸付対象事業費(貸付金額)	8,400,000 円
不当と認める貸付金額	8,109,900 円
上記のうち不当と認める国庫補助金相当額(3)	5,406,600 円
不当と認める国庫補助金等相当額の総計(1)+(2)+(3)	701,981,030 円

## 1 補助金等の概要

農林水産省所管の補助事業は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

## 2 検査の結果

本院は、合规性、経済性、有効性等の観点から、45 都道府県及びその管内の 1,174 市町村等並びに 227 団体において、実績報告書、設計図面等の書類により会計実地検査を行った。また、上記のほか、2 町村について、実績報告書等の書類により書面検査を行った。

その結果、15 都府県、25 府県管内の 51 市町村等及び 30 団体等計 96 事業主体が実施した中山間地域等直接支払交付金事業、面的集積強化促進事業等に係る国庫補助金 701,981,030 円が不当と認められる。

これを不当の態様別に示すと次のとおりである。

### (1) 補助の対象とならないもの

8 件 不当と認める国庫補助金 48,342,814 円

### (2) 補助対象事業費を過大に精算するなどしていたもの

6 件 不当と認める国庫補助金 65,257,557 円

- (3) 補助金の交付額の算定が適切でなかったもの
  - 3件 不当と認める国庫補助金 99,621,870円
- (4) 補助の対象とならないもの及び補助金の交付額の算定が適切でなかったもの
  - 2件 不当と認める国庫補助金 66,367,257円
- (5) 工事の設計が適切でなかったもの
  - 2件 不当と認める国庫補助金 23,095,360円
- (6) 補助金の交付の必要がなかったもの
  - 1件 不当と認める国庫補助金 47,075,000円
- (7) 補助の目的を達していないもの
  - 1件 不当と認める国庫補助金 6,254,460円
- (8) 不適正な経理処理となっていたもの及び補助の対象とならないもの
  - 50件 不当と認める国庫補助金 340,560,112円
- (9) 貸付けの対象とならないもの
  - 1件 不当と認める国庫補助金 5,406,600円

また、不当の態様別・事業主体別に掲げると次のとおりである。

- (1) 補助の対象とならないもの 8件 不当と認める国庫補助金 48,342,814円

**面的集積強化促進事業において、農用地の面的集積が行われておらず、事業の一部が補助の対象とならないもの (2件 不当と認める国庫補助金 14,351,000円)**

面的集積強化促進事業は、担い手にとって真のコストダウンにつながる面的なまとまりある形での農用地の利用集積(以下「面的集積」という。)を促進するため、担い手及び当該担い手への面的集積を進めることに同意する者が面的集積を行った場合に、事業主体が、農用地の所有者等で構成される農用地利用改善団体に対して面的集積を促進するための経費(以下「面的集積促進費」という。)を交付するものであり、面的集積促進費に対して国庫補助金が交付されている。

そして、面的集積促進費の算定対象となる農用地(以下「対象農用地」という。)は、同一の集積対象者(面的集積を図ろうとする農用地を利用する担い手をいう。以下同じ。)によって耕作される農用地が1ha以上(北海道については3ha以上)のまとまりを構成するなどの要件を満たす農用地であること、集積対象者に対して、所有権を移転し、又は期間6年以上の利用権を設定し、若しくは期間6年以上の農作業を委託する契約に係る農用地であることなどの要件を満たすものとされている。また、面的集積促進費の交付額は、面的集積された農用地を対象とする基本的な交付単価に対象農用地の面積を乗じて得た額に、奨励的な行為を行った場合の加算的な交付単価に基づく額を加えた額を上限とするとされている。

本院が、8道県及びその管内の15市町において会計実地検査を行ったところ、2県の2事業主体において、農用地の面的集積が行われていなかったため、事業の一部が補助の対象とならず、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2事業主体において、本件補助事業の適正な実施に対する認識が十分でなかったこと、2県において、本件補助事業に係る審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

これを部局等別・補助事業者等別に示すと次のとおりである。

部 局 等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年 度	事 業 費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(612) 東北農政局	青森県	十和田市	面的集積強化促進	19、20	117,337	64,193	20,832	10,791

十和田市は、市内 25 地区において、農用地計 730.4ha の面的集積を行ったとして、面的集積促進費計 117,337,000 円を 25 地区の農用地利用改善団体に交付し、本件補助事業を完了したとして、国庫補助金計 64,193,000 円の交付を受けていた。

しかし、上記 25 地区のうち 20 地区においては、農用地利用改善団体の構成員が、自らの所有する農用地等計 680.8ha について、期間 6 年から 10 年の農作業委託契約を締結したことなどにより、当該農用地が新たに面的集積されたとしていたが、実際には、このうち計 142.6ha については、上記の構成員自らが作付けしていたり、作物の作付けが行われていなかったりなどして、面的集積は行われていなかった。

したがって、上記 20 地区の農用地利用改善団体に交付された面的集積促進費計 110,086,000 円のうち、面的集積が行われていなかった上記の農用地 142.6ha に係る 20,832,000 円は補助の対象とは認められず、これに係る国庫補助金相当額計 10,791,000 円が不当と認められる。

(613) 東北農政局	秋田県	仙北市	面的集積強化促進	20	11,144	9,122	4,220	3,560
-------------	-----	-----	----------	----	--------	-------	-------	-------

仙北市は、市内 3 地区において、農用地計 33.7ha の面的集積を行ったとして、面的集積促進費 11,144,000 円を 3 地区の農用地利用改善団体に交付し、本件補助事業を完了したとして、国庫補助金 9,122,000 円の交付を受けていた。

しかし、上記 3 地区のうち 1 地区においては、農用地利用改善団体の構成員が、自らの所有する農用地 11.0ha について、期間 10 年の農作業委託契約を締結したことにより、当該農用地が新たに面的集積されたとしていたが、実際には、大半の農用地について、上記の構成員自らが作付けするなどして、面的集積を行って 1 ha 以上のまとまりを構成しているものはなかった。

したがって、上記 1 地区の農用地利用改善団体に交付された面的集積促進費 4,220,000 円は補助の対象とは認められず、これに係る国庫補助金 3,560,000 円が不当と認められる。

(612) (613) の計					128,481	73,315	25,052	14,351
----------------	--	--	--	--	---------	--------	--------	--------

### 集落リーダーとしての活動が行われておらず事業の一部が補助の対象とならないもの

(1 件 不当と認める国庫補助金 9,223,217 円)

部 局 等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年 度	事 業 費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(614) 関東農政局	埼玉県担い手育成総合支援協議会	—	集落営農育成・確保緊急支援	18	38,140	38,140	9,223	9,223

この補助事業は、埼玉県担い手育成総合支援協議会(以下「協議会」という。)が、集落営農経営の実現に向けた体制の確立を図るため、集落営農の組織化・法人化に向けた活動を行ったものである。

「農業経営強化対策事業推進費補助金交付要綱」(平成 12 年 12 構改 B 第 350 号農林水産事務次官依命通知)等によると、この補助事業に対する国庫補助金は、地区ごとに事業主体が公募により登用し地方農政局長等が任命した集落営農の組織化・法人化を推進するリーダー(以下「集落リーダー」という。)が当該地区において集落営農組織の設立等の活動を行った場合に、その活動に要した経費(以下「集落リーダー活動費」という。)等に対して交付(1 地区当たりの交付上限額は 40 万円)することとされている。

協議会は、埼玉県内の200地区において延べ201名の集落リーダーにより、規約等を有する集落営農組織の設立等の活動を事業費計38,140,562円で実施したとする実績報告書を関東農政局に提出して、同額の国庫補助金の交付を受けていた。

しかし、上記の延べ201名の集落リーダーのうち埼玉中央農業協同組合(以下「埼玉中央農協」という。)の推薦に基づき任命されていた25地区の17名(8名は2地区を兼務)は、協議会からの集落リーダーの公募に応じた事実はあるものの、埼玉中央農協の職員1名(以下「農協職員」という。)が関東農政局長からの任命書を隠ぺいしていたため、自らが集落リーダーに任命された事実を承知しておらず、集落リーダーとしての活動を一切実施していなかった。そして、農協職員は、上記17名の集落リーダーが集落リーダーとしての活動を実施した事実がなく、集落リーダー活動費が発生していないことを認識していたにもかかわらず、集落リーダー活動費9,223,217円が発生したとして活動終了報告書等を偽造して協議会に提出し、協議会はこれに基づき国庫補助金の交付を受け集落リーダー活動費を交付していた。そして、農協職員は交付された集落リーダー活動費を詐取したり本件補助事業とは関係のない使途に費消したりしていた。

したがって、本件補助事業により交付された上記25地区17名の集落リーダーに係る集落リーダー活動費計9,223,217円は補助の対象とは認められず、これに係る国庫補助金計9,223,217円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、農協職員が、集落リーダー活動費を詐取する目的で、活動終了報告書等を偽造して協議会に提出し、集落リーダー活動費の交付を受けていたことにもよるが、協議会において、集落リーダーの活動状況等の把握が十分でなかったこと、関東農政局において、本件補助事業の審査、確認及び協議会に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

**漁場探索技術開発事業等の補助対象事業費に、補助の対象とならない経費を含めていたもの**  
(1件 不当と認める国庫補助金 7,845,347円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(615)	水産	庁	社団法人漁業情報サービスセンター(事業主体)	—	漁場探索技術開発等3事業	19、20	498,222	464,466	10,400	7,845

これらの補助事業は、水産庁が公募により事業主体として選定した社団法人漁業情報サービスセンター(以下「センター」という。)が、我が国の漁船漁業のエネルギー消費構造の転換を促進するなどのために、衛星データと漁船からの実測データ等を用いた省エネルギー操業のための漁場位置特定の技術開発等を実施したものである。

そして、センターは、平成19、20両年度に本件補助事業を計498,222,000円(国庫補助対象事業費同額)で実施したとして、同庁に実績報告書を提出して、これにより国庫補助金計464,466,000円の交付を受けていた。

同庁が事業主体を公募するに当たって定めた公募要領等によれば、本件補助事業に係る補助対象経費のうちの賃金は、事業を実施するために事業主体が雇用した者等に対して支払う実働に応じた対価とされており、賞与、住宅手当等は補助対象から除外するとされている。

しかし、センターは、本件補助事業に要した経費の算定に当たり、補助の対象とならない賞与、住宅手当等を賃金に含めるなどして、国庫補助対象事業費計10,400,141円が過大に算定されており、これに係る国庫補助金相当額計7,845,347円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、センターにおいて、本件補助事業の補助対象事業費の算定についての理解が十分でなかったこと、同庁において、本件補助事業の審査、確認及びセンターに対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

**集落営農育成・確保緊急整備支援事業の一部が補助の対象とならないもの**

(1件 不当と認める国庫補助金 5,600,000 円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年 度	事 業 費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(616)	東北	農政局	岩手県	奥州市	集落営農育成・確保緊急整備支援 柳田営農組合 (事業主体)	19	23,572	11,786	11,200	5,600

この交付金事業は、柳田営農組合が、積極的に農業用機械の整理・合理化を進めることにより、生産性の高い水田農業を確立し作業形態の省力化を図るため、農業用機械の整理合理化計画(以下「整理合理化計画」という。)の策定及び高生産性農業用機械の購入による新規導入を行ったものである。そして、同組合は、本件交付金事業により策定した整理合理化計画に基づき、高生産性農業用機械として自脱型コンバイン及び汎用コンバイン各一式を新規に導入することとしていた。

同組合は、本件交付金事業を 23,572,679 円(交付対象事業費同額)で実施したとして、奥州市に実績報告書を提出して、これにより交付金 11,786,000 円の交付を受けていた。

しかし、同組合は、前記のコンバインのうち、自脱型コンバインについて、平成 19 年 8 月に売買契約を締結したものの、購入代金を支払わないまま、交付金の額の確定を受けた後の 20 年 12 月にこの売買契約を解除して、同月以降は、リース会社とリース契約を締結して借り受けていた。

したがって、本件交付金事業で購入により導入したとしていた自脱型コンバイン一式(事業費 11,200,000 円)については、補助の対象とは認められず、これに係る交付金相当額 5,600,000 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同組合において、交付金事業の適正な実施に対する認識が欠けていたこと、岩手県及び奥州市において、本件交付金事業の審査、確認が十分でなかったことなどによると認められる。

**畑地帯総合整備事業に係る成果品が補助事業期間内に納入されておらず補助の対象とならないもの**

(1件 不当と認める国庫補助金 5,465,250 円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年 度	事 業 費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(617)	沖縄総合事務局		沖縄県 (事業主体)	—	畑地帯総合整備	17~20	15,948,651	11,745,455	7,287	5,465

この補助事業は、沖縄県が、畑地帯における畑作経営の担い手の育成・強化を図るため、生産基盤の整備及び生産・集落環境整備を総合的に行い、畑作物の生産の振興及び畑作経営の改善・安定を図ることを目的として、農道、用排水施設、ほ場等の基盤を整備するとともに、整備した農道、用排水施設等の土地改良財産の管理を委託することになっている宮古島市及び宮古土地改良区と当該管理に関する委託協定を締結するために必要となる土地改良財産台帳の作成業務等を実施したものである。

同県は、この補助事業のうち土地改良財産台帳の作成業務については、平成 17 年度から 20 年度ま

での各年度とも、沖縄県土地改良事業団体連合会に委託して実施しており、これらの委託契約の成果品である土地改良財産台帳はすべて補助事業期間内(当該年の4月1日から翌年の3月31日まで)に同県に納入され、完了検査に合格したとして、委託費計7,287,000円を補助対象事業費に計上していた。

しかし、これらの土地改良財産台帳は、実際には、いずれも補助事業期間の終了後6か月から1年6か月を経過して納入されていたのに、同県は補助事業期間内に納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成するなどしていた。

したがって、上記の委託費計7,287,000円は、補助の対象とは認められず、これに係る国庫補助金相当額計5,465,250円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、補助事業の適正な実施に対する認識が十分でなかったことなどによると認められる。

### プロジェクト融資主体型補助事業の一部が補助の対象とならないもの

(1件 不当と認める国庫補助金 3,149,000円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年	度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
								千円	千円	千円	千円
(618)	関東農政局		旭市担い手育成総合支援協議会(事業主体)	—	プロジェクト融資主体型補助	19		489,893	139,036	11,023	3,149

この補助事業は、旭市担い手育成総合支援協議会(以下「協議会」という。)が、望ましい農業構造の実現に資するため、26の認定農業者等の担い手(以下「経営体」という。)が融資機関からの融資を活用して行った農業用機械・施設の導入等に際して、融資額を除いた自己負担部分について助成を行ったものである。

本件補助事業の実施に当たり、協議会は、あらかじめ作成して地方農政局長等の承認を受けるものとされている地域構造改革プロジェクト整備計画(以下「整備計画」という。)に、上記26の経営体が行う農業用機械・施設の導入等を含めて、平成19年6月に関東農政局長から承認を受けており、この整備計画に基づいて、本件補助事業を実施し、完了したとして、国庫補助金の交付を受けていた。

しかし、実際には、26経営体のうち1経営体が導入した無人ヘリコプター1台(事業費11,023,215円)は、協議会が整備計画の承認を受ける前の19年5月に導入が完了していたもので、補助の対象とは認められず、これに係る国庫補助金相当額3,149,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、協議会において、本件補助事業に係る助成金交付に当たっての審査及び確認が十分でなかったこと、関東農政局において、本件補助事業に係る審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

### 水土里情報利活用促進事業の交付対象とならない委託料を補助の対象としていたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 2,709,000円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年	度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
								千円	千円	千円	千円
(619)	中国四国農政局		山口県土地改良事業団体連合会(事業主体)	—	水土里情報利活用促進	20		264,000	264,000	2,709	2,709

この補助事業は、農地や水利施設等に関する地図情報及び農地情報を整備し管理・提供システムを導入するために、農地筆・区画に係る農地面積等の各種情報をデータベース化する作業等を実施するものである。

山口県土地改良事業団体連合会は、本件補助事業の実施に当たり、平成20年度に、農地に関する地理情報を整備するためのデータ作成業務3件を委託により実施したとして、これらに係る委託料計2,709,000円を含めて、事業費計264,000,000円を要したとして、同額の国庫補助金の交付を受けていた。

しかし、同連合会は、上記のデータ作成業務3件を、20年7月に委託契約を締結した後に実施したとしていたが、実際には、20年度の補助金の交付申請(20年4月)前の20年2月又は3月に受託者にデータ作成を行うよう指示していて、その後20年3月、5月又は6月には既に作成されたデータを受領していた。

したがって、前記の委託料計2,709,000円は、補助の対象とは認められず、これに係る国庫補助金相当額計2,709,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同連合会において、国庫補助事業の適正な実施に対する認識が十分でなかったことなどによると認められる。

(2) 補助対象事業費を過大に精算するなどしていたもの

6件 不当と認める国庫補助金 65,257,557円

飼料基盤条件整備事業の実施に当たり、補助対象事業費を過大に精算していたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 34,477,842円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(620)	九州	農政局	鹿児島県	鹿児島郡十島村 (事業主体)	飼料基盤条件整備	15~19	293,436	156,505	64,081	34,477

この補助事業は、十島村が、大峰地区及び第2トカラ地区において、基盤整備の推進、自給飼料生産の拡大及び生産性の向上の促進等を目的として、野草地整備改良等を実施したものである。

そして、同村は、平成15年度から19年度までの間に、本件補助事業を計293,436,000円(国庫補助対象事業費同額)で実施したとして、鹿児島県に実績報告書を提出して、これにより国庫補助金計156,505,000円の交付を受けていた。

しかし、検査したところ、同村は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備えておらず、補助事業に係る支出とそれ以外の支出との明確な区分をしていなかったり、証拠書類を十分保存していなかったりなどして、本件補助事業に係る経理が適正を欠いていた。

このため、同村の一般会計の証ひょう類から、本件補助事業に関連する科目の支出の伝票を抽出させた上で、これらの伝票から、本件補助事業の交付決定前や事業完了後に発生した経費や、本件補助事業が実施されていない島での作業に対する賃金に係るものなどを除き、補助の対象として認められるもののみを集計すると、適正な国庫補助対象事業費は計229,354,751円となり、前記の国庫補助対象事業費計293,436,000円との差額計64,081,249円が過大に精算されていて、これに係る国庫補助金相当額計34,477,842円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同村において、本件補助事業の適正な実施についての認識が欠



如していたこと、同県において、本件補助事業の審査、確認及び同村に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

### 新農業水利システム保全対策事業の事業費を過大に精算していたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 16,149,064 円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(621)	東北農政局		岩手県	胆沢平野土地改良区 (事業主体)	新農業水利システム保全対策	16~20	47,700	47,700	16,149	16,149

この補助事業は、胆沢平野土地改良区(岩手県奥州市所在)が、茂井羅、茂井羅南、寿安、西南部、穴山各地区において、農業水利施設等の機能診断、水利用と管理の在り方の技術的検討及び農業水利システム保全計画の作成を実施したものである。

同土地改良区は、本件補助事業の実施に当たり、平成16年度から18年度までの間は上記の5地区、19年度は茂井羅地区、20年度は茂井羅、寿安両地区において、その事業費として、同土地改良区の職員が本件補助事業に従事した人日数に係る給料、諸手当等の人件費を含めて計47,700,000円を要したとして、岩手県に実績報告を行っていた。そして、同土地改良区は、これに対して同県から同額の県補助金の交付を受けており、同県は、これについて同額の国庫補助金の交付を受けていた。

しかし、上記の職員が本件補助事業に従事した人日数には、職員が補助事業以外の業務に従事していたり、休暇を取得していたりなどしている日が含まれていた。

したがって、本件補助事業に実際に従事していた人日数により適正な事業費を算定すると計31,550,936円となることから、上記の事業費計47,700,000円との差額計16,149,064円が過大に精算されていて、これに係る国庫補助金計16,149,064円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同土地改良区において、補助事業の適正な実施に対する認識が十分でなかったこと、同県において、完了確認の際の審査、確認が十分でなかったことなどによると認められる。

### 食の安全・安心確保交付金事業の事業費を過大に精算していたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 5,933,394 円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(622)	近畿農政局		大阪府 (事業主体)	—	食の安全・安心確保交付金	18~20	248,796	119,974	11,866	5,933

この交付金事業は、大阪府が、農畜水産物の安全性の確保、伝染性疾病・病虫害の発生予防・まん延防止等を目的として、大阪府環境農林水産総合研究所(平成18年度は大阪府立食とみどりの総合技術センター。以下「研究所」という。)等において、病虫害の防除の推進、土壌有害物質のリスク管理の推進等を目標とする各種の事業を実施したものである。

同府は、本件交付金事業を、18年度から20年度までの間に計248,796,764円(交付対象事業費同額)で実施したとして、近畿農政局に実績報告書を提出して、これにより交付金計119,974,000円の交付を受けていた。そして、研究所は、本件交付金事業において、病虫害の防除の推進等を目標とする事業を計70,072,000円(これに係る交付金相当額35,036,000円)で実施したとしていた。

しかし、上記の事業費計 70,072,000 円のうち計 11,866,785 円については、研究所が、別途、他の法人から受託した研究に係る委託費として支払を受けていたものであるから、これを本件交付金事業に要する経費から控除すべきであったのに、同府はこれを含めて交付対象事業費を算定していた。

したがって、適正な交付対象事業費は計 236,929,979 円となり、前記の交付対象事業費計 248,796,764 円との差額計 11,866,785 円が過大に精算されていて、これに係る交付金相当額計 5,933,394 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同府において、補助事業の適正な実施に対する認識が十分でなかったことなどによると認められる。

### 農地保有合理化法人機能強化事業の事業費を過大に精算していたもの

(1 件 不当と認める国庫補助金 4,617,204 円)

農地保有合理化法人機能強化事業は、社団法人全国農地保有合理化協会(以下「全国協会」という。)が、農地保有合理化法人機能強化事業実施要綱(平成 7 年 7 構改 B 第 361 号農林水産事務次官依命通達。以下「実施要綱」という。)等に基づき、都道府県の区域を事業実施区域とする農地保有合理化法人(以下「都道府県農業公社」という。)が有する機能の強化を図り、農用地の利用の集積の一層の促進を図るため、都道府県農業公社に対して業務運営体制の整備、強化等に要する経費を助成するもの(以下「助成事業」という。)である。

そして、農林水産省は、助成事業の実施に必要な資金の財源に充てるため、全国協会に対して国庫補助金を交付し基金を造成させており、全国協会は、実施要綱に基づき、この基金を取り崩して都道府県農業公社に対して助成を行っている。

本院が、全国協会及び 20 都道府県農業公社において会計実地検査を行ったところ、次のような事態が見受けられた。

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(623)	農林水産	本省	社団法人全国農地保有合理化協会	社団法人岩手県農業公社(事業主体)	農地保有合理化法人機能強化	16~20	134,562	94,193	6,596	4,617

社団法人岩手県農業公社(以下「岩手県公社」という。)は、平成 16 年度から 20 年度までの間に、本件助成事業において、岩手県内のほ場整備実施地区における農用地の利用の集積を促進するため、各年度 10 名から 11 名の地方駐在員を雇用したとして、これに係る賃金計 78,591,000 円を助成対象事業費に含め、本件助成事業を計 134,562,340 円(助成対象事業費同額)で実施したとして、全国協会に実績報告書を提出して、これにより助成金 94,193,638 円の交付を受けていた。

しかし、上記の地方駐在員は、本件助成事業以外の業務にも従事しており、上記の賃金計 78,591,000 円には、本件助成事業以外の業務に係る賃金計 6,596,001 円が含まれていた。

したがって、助成対象事業費は計 6,596,001 円が過大に精算されており、助成金相当額計 4,617,204 円が過大に交付されていたことから、これに係る国庫補助金相当額計 4,617,204 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、岩手県公社において、本件助成事業の適正な実施に対する認識が十分でなかったこと、全国協会において、本件助成事業に対する審査、確認が十分でなかったことなどによると認められる。

産学官連携経営革新技術普及強化促進事業の補助対象事業費を過大に精算するなどしていたもの  
(1件 不当と認める国庫補助金 2,157,354 円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
(624)	農林水産	本省	岩手県 (事業主体)	—	産学官連携 経営革新技術普及 強化促進	19、20	15,724	15,724	2,157	2,157

この補助事業は、岩手県が、革新技術の導入による担い手の経営発展を図るため、産学官連携プロジェクトとして、自給飼料の安定生産等に係る新技術を活用するなどして、短角牛肉の安定的生産に向けた活動等を行ったものである。

同県は、平成 19、20 両年度において、本件補助事業を計 15,724,875 円(国庫補助対象事業費同額)で実施したとして、農林水産本省に実績報告書を提出して、これにより同額の国庫補助金の交付を受けていた。

しかし、同県は、本件補助事業の実施に当たり臨時に雇用した者(以下「臨時雇用者」という。)が、本件補助事業以外の業務にも従事していたにもかかわらず、当該業務に係る賃金及び社会保険料等の事業主負担額も含めて補助対象事業費に計上していたり、補助の対象とならないとされている通勤手当に相当する賃金の割増額等を補助対象事業費に含めていたりしていた。

したがって、臨時雇用者の本件補助事業への従事実績に基づくなどして、適正な国庫補助対象事業費を算定すると計 13,567,521 円となることから、前記の国庫補助対象事業費 15,724,875 円との差額 2,157,354 円が過大に精算されるなどして、これに係る国庫補助金相当額 2,157,354 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、補助事業の適正な実施に対する認識が欠けていたこと、同省において、本件補助事業の審査、確認が十分でなかったことなどによると認められる。

食品循環資源経済的処理システム実証事業の補助対象事業費を過大に精算していたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 1,922,699 円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
(625)	農林水産	本省	株式会社新興 (事業主体)	—	食品循環資源経済的処理システム 実証	19	10,649	5,161	3,967	1,922

この補助事業は、株式会社新興が、より効率的な食品リサイクルを目指す実験的な地域の取組等の経済性を実証するため、持ち運び型計量器を使用した効率的な食品廃棄物収集モデルの構築等を行ったものである。

同会社は、本件補助事業を 10,649,651 円(国庫補助対象事業費同額)で実施したとして、農林水産本省に実績報告書を提出して、これにより国庫補助金 5,161,000 円の交付を受けていた。そして、同会社は、事業費のうち事業従事者である同会社の役職員 3 名の人件費について、各人の前年の年収を基準に算出した給与の日額(以下「基準日額」という。)に、事業従事者に係る事務用品費等の諸経費及び食品廃棄物収集現場での作業に係る手当それぞれの日額を加算して、この合計額に本件補助事業に従事したとする日数を乗じて算出していた。

しかし、上記の諸経費及び手当それぞれの日額は、同会社が国土交通省の設計業務等標準積算基準書を参考にして基準日額に一定率を乗ずるなどして算出したものであり、実際に要した経費に基づくものとなっていなかった。

したがって、本件補助事業の実施に実際に要した経費に基づいて適正な国庫補助対象事業費を算定すると6,682,132円となり、前記の国庫補助対象事業費10,649,651円との差額3,967,519円が過大に精算されていて、これに係る国庫補助金相当額1,922,699円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同会社において、補助事業の適正な実施に対する認識が欠けていたこと、農林水産省において、本件補助事業の審査、確認が十分でなかったことなどによると認められる。

(3) 補助金の交付額の算定が適切でなかったもの

3件 不当と認める国庫補助金 99,621,870円

緑の雇用担い手対策事業の補助金額が過大となっていたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 49,020,190円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等交付額	
							千円	千円	千円	千円	
(626)	林	野	庁	全国森林組合連合会	八女森林組合(事業主体)	緑の雇用担い手対策	18~21	55,827	55,827	49,020	49,020

この補助事業は、八女森林組合(以下「組合」という。)が、林業就業に意欲のある若者等を林業の担い手として定着させることを目的として、林業への就業に必要な基本的な技術・技能を習得させるための基本研修、より高度な伐出の技術・技能を習得させるための技術高度化研修、効率的な施業に必要な技術を習得させるための森林施業効率化研修を実施したものである。

組合は、基本研修を平成18、21両年度に研修生計10名を対象に計360日、技術高度化研修を18、19両年度に研修生計6名を対象に計160日、森林施業効率化研修を20、21両年度に研修生計3名を対象にして計279日実施したとしていた。そして、これらの研修を行った指導員に対する謝金として延べ指導日数1,219日分を、また、森林施業効率化研修を通じて整備した森林面積(以下「整備面積」という。)に係る経費として計60.46ha分をそれぞれ要したなどとして、全国森林組合連合会に対して事業費の実績報告を行い、助成金18年度15,295,100円、19年度2,894,000円、20年度17,990,400円、21年度19,648,310円、計55,827,810円(国庫補助金同額)の交付を受けていた。

しかし、検査したところ、組合は、研修日数に研修生が組合の経営する木材加工施設等で研修以外の業務に従事した日数を含めたり、整備面積に組合と請負契約を結んだ林業事業体が作業を実施した森林面積を含めたりして、虚偽の実績報告を行っていたもので、実際には、基本研修は18、21両年度に計59日、技術高度化研修は18、19両年度に計61日、森林施業効率化研修は21年度に7.5日で、これらの研修に係る指導員の延べ指導日数は126.5日、整備面積は計1.08haにすぎない状況となっていた。

したがって、上記の研修日数等に基づいて、適正な事業費を算定すると計6,807,620円(18年度2,759,700円、19年度1,005,400円、20年度0円、21年度3,042,520円)となることから、前記の助成金計55,827,810円との差額計49,020,190円(国庫補助金同額)が過大に交付されており、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、組合において、本事業の適正な実施に対する認識が欠けていたこと、全国森林組合連合会において、組合に対する指導及び監督が十分でなかったことなどによると認められる。

**生産条件不利補正交付金が過大に交付されていたもの**

(1件 不当と認める国庫補助金 40,545,680 円)

部 局 等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年 度	事 業 費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円 (注3)	千円	千円	千円
(627) 関 東 農 政 局	4 農事組合法人(注1)、 3 集落営農組織(注2) 及び16個人 (事業主体)	—	生産条件不利補正交付金交付	19~21	268,824	268,824	40,545	40,545

この交付金事業は、国が、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)等に基づき、我が国における生産条件と外国における生産条件の格差から生ずる不利を補正するため、4農事組合法人、3集落営農組織及び16個人(以下「23農事組合法人等」という。)に対して、標準的な生産費と標準的な販売収入額との差額が顕在化している麦等の農産物(以下「対象農産物」という。)について、対象農産物の平成16年産から18年産までにおける生産実績(以下「過去の生産実績」という。)に基づく交付金(以下「固定払交付金」という。)及び毎年の生産量・品質に基づく交付金を交付するものである。

そして、固定払交付金の交付額は、次式のとおり算定されることとなっている。

$$\boxed{\text{過去(平成16年産~18年産)の対象農産物ごとの生産実績}} \div \boxed{\text{市町村別の単位面積当たりの収穫量}} \times \boxed{\text{農林水産省が対象農産物ごとに市町村別に定める面積当たりの単価}}$$

また、農事組合法人等が、過去の生産実績を有する他の農事組合法人等と対象農産物の生産に関する農作業受委託契約(以下「農作業受委託契約」という。)を締結して、農作業を受託した場合には、委託した農事組合法人等に係る過去の生産実績を自ら有する過去の生産実績に加えることができることとされており、加えることができる過去の生産実績は、当該法人が受託した農地面積等に基づき算定されることとなっている。

23農事組合法人等は、生産条件不利補正交付金の交付申請等の事務手続を埼玉中央農業協同組合(以下「埼玉中央農協」という。)に委託していた。そして、埼玉中央農協は、23農事組合法人等が、農地計2,843,084㎡について他の農事組合法人等と農作業受委託契約を締結し、農作業を受託したとして、委託した農事組合法人等に係る過去の生産実績計2,045,372㎡を23農事組合法人等が自ら有する過去の生産実績計7,330,747㎡に加えるなどして、19年度から21年度までの固定払交付金の交付額を計248,187,991円と算出していた。23農事組合法人等は、これに基づき、関東農政局に交付申請を行い、同農政局から同額の交付金の交付を受けていた。

しかし、上記の農作業受委託契約で対象とした農地のうち、計2,280,714㎡については、契約当事者双方に契約の意思がないにもかかわらず、埼玉中央農協の職員が働きかけることにより契約書を作成させるなどしていたもので、23農事組合法人等は、実際には当該農地において農作業を実施していなかった。

したがって、上記の農地計 2,280,714m<sup>2</sup>に係る過去の生産実績計 1,504,459m<sup>2</sup>については、23 農事組合法人等が自ら有する過去の生産実績に加えることができないものであり、これに係る固定払交付金、ひいては生産条件不利補正交付金計 40,545,680 円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、23 農事組合法人等において、埼玉中央農協の職員により実態を伴わない農作業受委託に係る契約書の作成の働きかけを受けるなどして過去の生産実績を水増ししていたことにもよるが、関東農政局において、本事業の適正な取扱いについての指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(注1) 4 農事組合法人 農事組合法人東松山、農事組合法人川島、農事組合法人吉見、農事組合法人らんざん営農

(注2) 3 集落営農組織 泉井営農組合、大豆戸集落営農組合、須江機械化組合

(注3) 事業費 平成 21 年度の生産条件不利補正交付金の交付額は、21 年 9 月末までの交付実績である。

### 農地保有合理化促進対策費補助金が過大に交付されていたもの

(1 件 不当と認める国庫補助金 10,056,000 円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(628)	東北	農政局	秋田県	社団法人秋田県農業公社 (事業主体)	農地保有合理化促進対策	17~19	667,833	536,465	16,760	10,056

この補助事業は、社団法人秋田県農業公社(以下「秋田県公社」という。)が、担い手農家の農業経営改善策等を一層促進するため、農地保有合理化促進事業(以下「合理化促進事業」という。)等を実施したもので、秋田県公社は、平成 17 年度から 19 年度までの間に、本件補助事業を計 1,086,532,353 円(国庫補助対象事業費計 667,833,000 円)で実施したとして、秋田県に実績報告書を提出して、これにより国庫補助金計 536,465,000 円の交付を受けていた。

そして、秋田県公社は、合理化促進事業に係る国庫補助対象事業費について、農地保有合理化促進対策費補助金交付要綱(昭和 48 年 48 構改 B 第 2482 号農林事務次官依命通知)等に基づき、指導推進整備費、業務費及び事業費に区分して算定しており、このうち指導推進整備費及び業務費については、合理化促進事業の実施に直接必要な経費のほか、合理化促進事業に必要な経費として、秋田県公社の各部署に共通する経費(以下「共通経費」という。)を配分して計上していた。

しかし、秋田県公社は、この共通経費に補助の対象とはならない事務所賃借料、光熱水料等の管理運営費等や、合理化促進事業と関係のない他の事業の経費を含めるなどしていた。

したがって、上記の管理運営費等や合理化促進事業と関係のない他の事業の経費を共通経費から除外するなどして、適正な補助対象事業費を算定すると計 651,073,000 円となることから、前記の国庫補助対象事業費計 667,833,000 円は計 16,760,000 円が過大に算定されており、これに係る国庫補助金相当額計 10,056,000 円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、秋田県公社において、本件補助事業の補助対象経費に対する理解が十分でなかったこと、秋田県において、本件補助事業に対する審査、確認が十分でなかったことなどによると認められる。

(4) 補助の対象とならないもの及び補助金の交付額の算定が適切でなかったもの

2件 不当と認める国庫補助金 66,367,257円

中山間地域等直接支払交付金が交付の対象とならない農用地について交付されるなどして  
いたもの (2件 不当と認める国庫補助金 66,367,257円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年 度	事 業 費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(629)	東 北	農 政 局	福 島 県	田村郡船引町 <sup>(注1)</sup> (事業主体)	中山間地域等直接支払交付金	12~16	476,022	210,303	141,362	63,926
(630)	同	同	同	田村郡都路村 <sup>(注1)</sup> (事業主体)	同	12~16	211,140	105,570	4,880	2,440
(629)	(630)の計						687,163	315,873	146,243	66,367

(注1) 船引町、都路村は平成17年3月1日に合併して田村市となったが、16年度分については、すべて船引町、都路村分を含めて記載している。

これらの交付金事業は、2町村が、集落協定を締結した農業者に対して、中山間地域等直接支払交付金(以下「中山間交付金」という。)を交付したものである。中山間交付金は、平地地域との比較における中山間地域等の農業生産条件の不利性を直接的に補正するため、中山間地域等の農業者等に対して交付されるものである。そして、交付の対象となる農用地(以下「対象農用地」という。)は、山村振興法(昭和40年法律第64号)等に基づき振興山村地域等に指定されている地域等内の農用地区域内に存する農用地であって、勾配が1/100以上1/20未満の田等(以下「緩傾斜農用地」という。)で市町村長が特に必要と認めるもの、勾配が1/20以上の田等(以下「急傾斜農用地」という。)などとされている。また、農用地の勾配の測定方法については、原則として現地にて実測することとされているが、測定作業の簡便化を図るなどの観点から地図を用いる場合には、1/2,500程度以上の縮尺の地図を用いることとされている。

しかし、2町村は、市町村長が特に必要と認めるものでないため交付の対象とならない緩傾斜農用地等を対象農用地に含めたり、対象農用地である緩傾斜農用地を急傾斜農用地としたりなどして交付額を算定していたため、中山間交付金が過大に交付されていて、これに係る国庫補助金相当額計66,367,257円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、上記の2町村において、農用地の勾配の測定方法や対象農用地の区分の判定等に対する理解が十分でなかったこと、福島県において、2町村に対する指導及び監督が十分でなかったことなどによると認められる。

(注2) 集落協定 対象農用地において農業生産活動等を行う複数の農業者等が締結する協定  
上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

船引町は、平成12年度は22集落協定、13年度は37集落協定、14、15両年度は36集落協定、16年度は37集落協定において、農用地の勾配を測定する際に、地図を用いる場合には、1/2,500程度以上の縮尺の地図を用いるべきところ1/10,000の縮尺の地図を拡大するなどして勾配を測定して急傾斜農用地と緩傾斜農用地の判定を行い、中山間交付金476,022,716円の交付を受けていた。

そこで、同町が行った実測の結果等により再判定したところ、田について勾配が1/100未満の農用地を対象農用地に含めたり、緩傾斜農用地を急傾斜農用地に含めたりしており、また、畑、草地及び採草放牧地についても田と同様に勾配の測定を誤るなどしていた。

したがって、本件中山間交付金は、適正な中山間交付金との差額141,362,163円が過大に交付されていて、これに係る国庫補助金相当額63,926,818円が不当と認められる。

(5) 工事の設計が適切でなかったもの 2件 不当と認める国庫補助金 23,095,360円

用排水機場の基礎杭の選定が適切でなかったもの

(1件 不当と認める国庫補助金 12,731,250円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(631)	関東農政局		茨城県(事業主体)	—	経営体育成 基盤整備	20~22	191,068	95,534	25,462	12,731

この補助事業は、茨城県が、東茨城郡大洗町大貫町地内において、用排水機場を新設するため、基礎杭の打設等の基礎工等を実施したものである。

同県は、「土地改良施設耐震設計の手引き」(農林水産省農村振興局整備部設計課監修。以下「手引き」という。)等に基づき、次のとおり本件用排水機場の耐震設計を行って施工していた。

ア 手引きでは、地震により被災した場合排水不良による経済活動や生活機能への影響が極めて大きい用排水機場をA種、被災による影響が大きい用排水機場又は吸水槽が建屋と一体で建設される用排水機場をB種、被災による影響が少ない用排水機場をC種とそれぞれ区分している。本件用排水機場は、吸水槽が建屋と一体で建設されることから、重要度をB種とする。

イ 本件用排水機場を施工する地盤の地震時に液状化が生ずると判定した土層に係る土質定数<sup>(注1)</sup>について、レベル2地震動<sup>(注2)</sup>に対する照査を行う際に適用する低減係数<sup>(注3)</sup>(以下「レベル2低減係数」という。)を用いて低減する。

ウ 用排水機場の基礎杭については、地震時に液状化が生じても計算上安全となるよう長さ47m、外径800mm、最大板厚16mmの鋼管杭を30本打設する。

しかし、手引きによると、重要度をB種とした用排水機場の耐震設計においては、液状化が生ずると判定された土層の土質定数を、レベル1地震動<sup>(注2)</sup>に対する照査を行う際に適用する低減係数を用いて低減することとされているのに、同県は、誤って、レベル2低減係数を用いて土質定数を低減していた。このため、基礎杭の本数等が過大になっていると認められた。

そこで、本件基礎杭について以上に基づく適正な設計計算を行うと、長さ47m、外径700mm、最大板厚12mmの鋼管杭24本を打設すれば足りることとなり、これにより適正な工事費を計算すると165,606,000円となる。

したがって、本件用排水機場の基礎工等(工事費191,068,500円)は、耐震設計に用いる土質定数を誤って過大に低減して基礎杭の選定を行ったため、その本数等が過大となっており、上記の適正な工事費との差額計25,462,500円が過大になっており、これに係る国庫補助金計12,731,250円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、耐震設計に対する理解が十分でなく、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのにこれに対する検査が十分でなかったことなどによると認められる。

(注1) 土質定数 地盤反力係数や最大周面摩擦力度等の地盤抵抗を表す定数

(注2) レベル1地震動・レベル2地震動 レベル1地震動は構造物の供用期間内に一度から二度発生する確率を有する地震動、レベル2地震動は発生の確率は極めて低いが大きな地震強度を持ち一度発生すれば大災害になり得る地震動

(注3) 低減係数 地震時の液状化により砂質土層の地盤抵抗が低下することを考慮し、設計上、その土層が液状化しないものとして求めた土質定数を低減させるための係数



非常用自家発電設備の設計が適切でなかったもの

(1件 不当と認める国庫補助金 10,364,110 円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(632)	沖縄総合事務局	沖縄	島尻郡八重瀬町	(事業主体)	村づくり交付金	20	217,896	163,422	13,818	10,364

この交付金事業は、八重瀬町が、八重瀬町字新城地内において、汚水処理施設を新設するために、放流ポンプ、流量調整ポンプ等の機械設備及び非常用自家発電設備、動力制御盤等の電気設備の設置等を実施したものである。

このうち非常用自家発電設備(以下「発電設備」という。)は、放流ポンプ等を対象負荷設備として、これらの設備を停電時に稼働させるために設置したものである。同町は、「農業集落排水施設設計指針」(農業集落排水事業諸基準等作成全国検討委員会編集)等に基づき、放流ポンプ等の負荷容量を計 24.0kW、放流ポンプの始動方式を負荷の小さいスターデルタ始動方式として、発電設備の必要容量を 32.2kVA<sup>(注1)</sup>と算出し、これらに基づき容量 50kVA の発電設備を設置していた。

しかし、放流ポンプ等の負荷容量が設計変更されていたり、別途工事で設置された中継ポンプも本件発電設備の対象負荷設備となるのにこの負荷容量を計上していなかったりしており、これらを考慮すると対象負荷設備の負荷容量は計 39.0kW となる。また、放流ポンプの始動方式は、負荷の小さいスターデルタ始動方式ではなく負荷の大きい直入始動方式<sup>(注2)</sup>となっていた。

以上により、適正な発電設備の必要容量を修正計算すると 60.7kVA となることから、本件発電設備(工事費相当額 13,818,814 円)は、発電設備の必要容量の設計が適切でなかったため、容量が不足していて、停電時において、中継ポンプ、放流ポンプ等を稼働させることができない状態となっており、これに係る交付金相当額 10,364,110 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同町において、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのにこれに対する検査が十分でなかったこと、沖縄県において、同町に対する指導及び監督が十分でなかったことなどによると認められる。

(注1) スターデルタ始動方式 電動機を始動する際、始動運転時と定格運転時で電源回路を切り替えることにより、始動時の電流を抑える始動方式

(注2) 直入始動方式 電動機に直接電圧を加える始動方式

(6) 補助金の交付の必要がなかったもの 1件 不当と認める国庫補助金 47,075,000 円

農業経営対策事業費補助金の交付の必要がなかったもの

(1件 不当と認める国庫補助金 47,075,000 円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (不当と認める国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(633)	九州農政局	大分	大分県	(事業主体)	農業経営総合対策	15~17	228,780 (94,151)	47,075	94,151 (94,151)	47,075

この補助事業は、大分県が、技術及び経営能力に優れた農業の担い手を育成、確保するために、県道の建設に伴い移転する大分県立農業大学校(以下「農業大学校」という。)の厚生棟等を新設したものである。

同県は、国土交通省の国庫補助事業により上記の県道の建設に伴う移転補償金として計 787,243,300 円の交付を受けていた。そして、同県は、この移転補償金のうち 134,629,487 円を農林水産省の国庫補助事業である本件補助事業の事業費計 228,780,987 円の一部に充当し、国庫補助対象事業費を計 94,151,500 円として、国庫補助金計 47,075,000 円の交付を受けていた。

しかし、本件農業大学の厚生棟等の新設は、すべて前記の県道の建設に伴う移転を原因とするものであるから、事業費の全額に上記の補償金を充当すべきであったのに、同県が、上記のように事業費の一部についてのみ補償金を充当して農林水産省から国庫補助金の交付を受けていたのは適切とは認められない。

したがって、本件補助事業の事業費の全額に補償金を充当できたことから、前記の国庫補助金計 47,075,000 円は交付の必要がなかったものであり、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、本件補助事業の事業費に補償金を充当するに当たっての検討が十分でなかったことなどによると認められる。

(7) 補助の目的を達していないもの 1件 不当と認める国庫補助金 6,254,460 円

地域産物展示販売施設が遊休化していて、補助の目的を達していないもの

(1件 不当と認める国庫補助金 6,254,460 円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(634)	水産	庁	福井県	丹生郡越前町 越前町漁業協同組合 (事業主体)	漁村地域活性化特別対策	3	71,436	30,000	14,893	6,254

この補助事業は、越前町漁業協同組合(以下「漁協」という。)が、越前町において、水揚げされる水産物の付加価値向上による積極的な売込み及び有効活用並びに地域の活力の増進等を図るため、水産物加工処理施設(延べ床面積 164.2㎡)及び地域産物展示販売施設(同 126㎡。以下「販売施設」という。)を整備したものである。

漁協は、事業実施計画書において、上記の2施設を整備して活魚及び加工品を展示販売することなどにより、漁業所得の向上、流通経費の削減による販売価格の低減、高齢者等の雇用の確保等の効果を上げるとしていた。

しかし、現地の状況を確認したところ、水産物加工処理施設については利用されていたが、販売施設については販売用の設備が撤去されていて、販売施設としては全く利用されていなかった。そこで、過去の利用状況について検査したところ、平成9年度から本件事業の収支が赤字に転じたことなどの理由により12年5月以降販売施設としての運営を休止していて、長期にわたり事業実施計画に沿った利用がなされていない状況となっていた。

したがって、補助事業により設置した2施設のうち販売施設(12年4月末残存価格 14,893,209 円)は補助の目的を達しておらず、これに係る国庫補助金相当額 6,254,460 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、漁協において、販売施設を補助の目的に沿って適切に利用し管理運営しなければならないことについての認識が十分でなかったこと、越前町において、漁協に対する指導が十分でなかったこと、福井県において、同町及び漁協に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

## (8) 不適正な経理処理となっていたもの及び補助の対象とならないもの

50件 不当と認める国庫補助金 340,560,112円

国庫補助事業に係る事務費等の執行に当たり、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な経理処理を行って物品の購入等に係る需用費を支払ったり、補助の対象とならない用途に需用費、賃金又は旅費を支払ったりしていたもの

(50件 不当と認める国庫補助金 340,560,112円)

国庫補助金(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。)第2条第1項に規定する「補助金等」。以下「補助金等」という。)の対象となる経費のうち事務費等(以下「国庫補助事務費等」という。)は、国庫補助事業の施行のために直接必要な事務に係る経費であり、国庫補助事業に直接従事する職員の人件費のほか、物品の購入等に係る需用費、国庫補助事業の事務補助等に従事した臨時職員に支払う賃金、職員が国庫補助事業に係る用務で出張した場合に支払う旅費等の経費がある。そして、国庫補助事務費等に係る補助金等の交付額は、補助金等の交付決定単位ごとに事業費を所定の額に区分して、各事業費の額に、それぞれの区分ごとに定められた率を乗じて得た額を上限として算出することなどとされている。

上記補助金等の交付申請、交付決定等の手続は、補助金適正化法の定めるところにより行うこととされている。そして、補助金適正化法第3条等の規定によると、補助事業者等及び間接補助事業者等は法令の定め及び補助金等の交付の目的に従って誠実に国庫補助事業を行うように努めるとともに、補助金等を他の用途に使用してはならないなどとされている。

本院が、<sup>(注1)</sup>10都県及び<sup>(注2)</sup>16政令指定都市(以下、政令指定都市を「政令市」という。)並びに<sup>(注3)</sup>11県の<sup>(注4)</sup>31市において、国から直接又は道府県を通して間接に交付された補助金等の国庫補助事務費等の経理について、需用費、賃金及び旅費を対象として会計実地検査を行ったところ、<sup>(注5)</sup>10都県及び<sup>(注6)</sup>12政令市(以下、これらを合わせて「22都県政令市」という。)並びに11県の28市において、平成13年度から20年度までの間に、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な経理処理を行って需用費を支払ったり、補助の対象とならない用途に需用費、賃金又は旅費を支払ったりしていたものが、22都県政令市で計376,506,190円(国庫補助金相当額171,343,004円)、28市で計297,943,299円(国庫補助金相当額169,217,108円)、合計674,449,489円(国庫補助金相当額340,560,112円)あった。

(注1) 10都県 東京都、宮城、千葉、神奈川、新潟、静岡、兵庫、佐賀、長崎、宮崎各県。このうち千葉県については、平成21年次において、15年度から19年度までの国庫補助事務費等について会計実地検査を行い、その検査結果を平成20年度決算検査報告の不当事項に掲記したが、その後、同県の内部調査において、20年度の事務費等についても多額の不適正な経理処理の事態が判明したことから、22年次の会計実地検査において、20年度の国庫補助事務費等について新たに検査を行った。

(注2) 16政令指定都市 札幌、仙台、さいたま、横浜、川崎、新潟、静岡、浜松、名古屋、京都、堺、神戸、岡山、広島、北九州、福岡各市

(注3) 11県 茨城、埼玉、石川、福井、岐阜、島根、岡山、愛媛、福岡、熊本、沖縄各県

(注4) 31市 水戸、石岡、筑西、熊谷、深谷、金沢、七尾、小松、輪島、福井、鯖江、越前、岐阜、高山、中津川、郡上、松江、出雲、新見、美作、松山、今治、久留米、柳川、朝倉、熊本、八代、玉名、宇城、石垣、宮古島各市

(注5) 12政令市 仙台、横浜、新潟、静岡、浜松、名古屋、京都、神戸、岡山、広島、北九州、福岡各市

(注6) 28市 水戸、石岡、筑西、熊谷、深谷、金沢、七尾、小松、輪島、福井、鯖江、越前、郡上、松江、出雲、新見、美作、松山、今治、久留米、柳川、朝倉、熊本、八代、玉名、宇城、石垣、宮古島各市

これを需用費、賃金及び旅費ごとに示すと、次のとおりである。

(なお、本件の検査の背景等については、後掲1002ページの「都道府県等における国庫補助事業に係る事務費等の経理の状況について」参照)

ア 需用費の支払

22都県政令市及び28市は、国庫補助事業の施行のために必要となる物品の購入等に当たっては、業者から見積書を徴するなどして契約業者、購入価額等を決定し、支出負担行為等の経理処理を行って、契約した物品が納入されたことを確認(以下「検収」という。)した上で、業者からの請求に基づき購入代金を支払うこととしている。

しかし、21都県政令市及び28市において、表1及び表2のとおり、不適正な経理処理を行って需用費を支払ったり、補助の対象とならない用途に需用費を支払ったりしていたものが、13年度から20年度までの間に21都県政令市で198,927,094円(国庫補助金相当額86,029,916円)、15年度から20年度までの間に28市で191,306,238円(国庫補助金相当額104,624,046円)、計390,233,332円(国庫補助金相当額190,653,962円)あった。

これを態様別に示すと、次のとおりである。

(ア) 預け金

業者に架空取引を指示するなどして、契約した物品が納入されていないのに納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成することなどにより需用費を支払い、当該支払金を業者に預け金として保有させて、後日、これを利用して契約した物品とは異なる物品を納入させていたもの

8都県政令市、支払額 28,535,609円(国庫補助金相当額 11,117,958円)  
8市、支払額 16,837,697円(国庫補助金相当額 11,200,998円)

(イ) 一括払

支出負担行為等の正規の経理処理を行わないまま、随時、業者に物品を納入させた上で、後日、納入された物品とは異なる物品の請求書等を提出させて、これらの物品が納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成することなどにより需用費を一括して支払うなどしていたもの

9都県政令市、支払額 22,011,493円(国庫補助金相当額 10,652,476円)  
7市、支払額 8,093,041円(国庫補助金相当額 5,519,616円)

(ウ) 差替え

業者に虚偽の請求書等を提出させて、契約した物品が納入されていないのに納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成することなどにより需用費を支払い、実際には契約した物品とは異なる物品に差し替えて納入させていたもの

17都県政令市、支払額 38,891,965円(国庫補助金相当額 18,652,635円)  
19市、支払額 51,419,012円(国庫補助金相当額 28,517,419円)

(エ) 翌年度納入

物品が翌年度以降に納入されているのに、支出命令書等の書類に実際の納品日より前の日付を検収日として記載することなどにより、物品が現年度に納入されたこととして需用費を支払っていたもの

21都県政令市、支払額 103,292,850円(国庫補助金相当額 42,647,176円)  
27市、支払額 44,949,730円(国庫補助金相当額 26,527,174円)

(オ) 前年度納入

物品が前年度以前に納入されていたのに、支出命令書等の書類に実際の納品日より後の日付を検収日として記載することなどにより、物品が現年度に納入されたこととして需用費を支払っていたもの

17 都県政令市、支払額 2,346,410 円(国庫補助金相当額 1,063,841 円)  
 14 市、支払額 799,059 円(国庫補助金相当額 429,061 円)

(カ) 補助の対象外

職員録等国庫補助事業の施行とは直接関係のない物品や国庫補助事業を実施していない部署で使用する物品の購入代金等について、国庫補助事務費等の支出科目から需用費を支払っていたもの

6 県政令市、支払額 3,848,767 円(国庫補助金相当額 1,895,830 円)  
 22 市、支払額 69,207,699 円(国庫補助金相当額 32,429,778 円)

表1 21 都県政令市における不適正な経理処理等により支払われた需用費の額の態様別内訳 (単位：円)

都 県 政令市名	不適正な経理処理					(カ)補助の 対象外	計
	(ア)預け金	(イ)一括払	(ウ)差替え	(エ)翌年度 納入	(オ)前年度 納入		
宮 城 県	( — )	( — )	( — )	58,905 ( 35,221)	( — )	( — )	58,905 ( 35,221)
千 葉 県	4,503,908 ( 1,964,126)	5,079,202 ( 1,932,401)	2,534,570 ( 1,091,005)	2,970,829 ( 1,243,440)	100,443 ( 39,051)	( — )	15,188,952 ( 6,270,023)
東 京 都	( — )	1,932,298 ( 485,190)	( — )	539,484 ( 138,041)	322,779 ( 78,461)	( — )	2,794,561 ( 701,692)
神 奈 川 県	8,987,199 ( 2,251,018)	260,364 ( 33,813)	1,663,768 ( 776,704)	9,004,580 ( 2,602,523)	77,638 ( 31,584)	( — )	19,993,549 ( 5,695,642)
新 潟 県	( — )	( — )	15,246 ( 7,224)	21,625,585 ( 8,775,255)	104,790 ( 47,492)	( — )	21,745,621 ( 8,829,971)
静 岡 県	18,467 ( 10,211)	55,533 ( 30,707)	213,613 ( 106,435)	1,969,279 ( 989,171)	386,883 ( 202,964)	368,122 ( 184,278)	3,011,897 ( 1,523,766)
兵 庫 県	7,397,428 ( 3,048,710)	825,734 ( 286,078)	5,164,573 ( 1,846,899)	16,296,054 ( 6,049,454)	160,343 ( 74,793)	5,985 ( 2,991)	29,850,117 ( 11,308,925)
佐 賀 県	1,341,845 ( 589,009)	955,244 ( 469,070)	1,243,168 ( 594,611)	10,449,771 ( 4,872,298)	428,337 ( 198,785)	( — )	14,418,365 ( 6,723,773)
長 崎 県	5,643,882 ( 2,889,895)	7,755,978 ( 5,306,619)	5,769,714 ( 2,516,958)	8,575,393 ( 2,795,369)	322,998 ( 195,193)	( — )	28,067,965 ( 13,704,034)
宮 崎 県	( — )	( — )	382,614 ( 224,619)	39,439 ( 8,048)	174,470 ( 83,779)	( — )	596,523 ( 316,446)
仙 台 市	( — )	( — )	81,105 ( 19,647)	176,555 ( 10,096)	3,675 ( 130)	( — )	261,335 ( 29,873)
横 浜 市	( — )	( — )	( — )	97,799 ( 4,934)	6,346 ( 120)	( — )	104,145 ( 5,054)
新 潟 市	( — )	( — )	803,460 ( 254,140)	2,900,997 ( 1,047,279)	4,221 ( 2,096)	150,355 ( 75,168)	3,859,033 ( 1,378,683)
静 岡 市	( — )	( — )	10,878,443 ( 5,349,538)	20,199,124 ( 10,527,607)	( — )	3,033,963 ( 1,466,988)	34,111,530 ( 17,344,133)
浜 松 市	( — )	( — )	457,766 ( 356,188)	1,743,255 ( 759,904)	46,020 ( 25,311)	( — )	2,247,041 ( 1,141,403)
京 都 市	( — )	( — )	78,092 ( 53,828)	165,620 ( 101,938)	27,198 ( 12,838)	( — )	270,910 ( 168,604)
神 戸 市	( — )	( — )	896,957 ( 522,597)	70,987 ( 36,389)	( — )	( — )	967,944 ( 558,986)

(単位：円)

都 県 政令市名	不適正な経理処理					(カ)補助の 対象外	計
	(ア)預け金	(イ)一括払	(ウ)差替え	(エ)翌年度 納入	(オ)前年度 納入		
岡 山 市	384,564 (197,081)	2,827,525 (878,391)	1,756,344 (666,676)	5,007,206 (1,741,201)	95,461 (30,371)	— (—)	10,071,100 (3,513,720)
広 島 市	258,316 (167,908)	2,319,615 (1,230,207)	6,769,105 (4,250,066)	1,149,333 (780,725)	35,217 (16,145)	261,299 (151,452)	10,792,885 (6,596,503)
北九州市	— (—)	— (—)	— (—)	184,332 (94,708)	— (—)	29,043 (14,953)	213,375 (109,661)
福 岡 市	— (—)	— (—)	183,427 (15,500)	68,323 (33,575)	49,591 (24,728)	— (—)	301,341 (73,803)
計	28,535,609 (11,117,958)	22,011,493 (10,652,476)	38,891,965 (18,652,635)	103,292,850 (42,647,176)	2,346,410 (1,063,841)	3,848,767 (1,895,830)	198,927,094 (86,029,916)

(注) ( )書きは国庫補助金相当額

表2 28市における不適正な経理処理等により支払われた需用費の額の態様別内訳

(単位：円)

市 名	不適正な経理処理					(カ)補助の 対象外	計
	(ア)預け金	(イ)一括払	(ウ)差替え	(エ)翌年度 納入	(オ)前年度 納入		
水 戸 市	— (—)	— (—)	— (—)	105,499 (52,749)	— (—)	— (—)	105,499 (52,749)
石 岡 市	— (—)	— (—)	— (—)	226,254 (113,127)	8,364 (—)	— (—)	234,618 (113,127)
筑 西 市	— (—)	— (—)	— (—)	144,934 (84,901)	64,992 (32,496)	3,491 (3,491)	213,417 (120,888)
熊 谷 市	— (—)	— (—)	— (—)	14,132 (4,052)	— (—)	4,377 (2,168)	18,509 (6,220)
深 谷 市	— (—)	— (—)	— (—)	14,727 (5,595)	— (—)	— (—)	14,727 (5,595)
金 沢 市	— (—)	2,555,778 (1,515,201)	339,247 (201,977)	153,930 (111,224)	4,284 (3,712)	262,972 (192,136)	3,316,211 (2,024,250)
七 尾 市	— (—)	— (—)	5,433,261 (3,078,036)	344,388 (188,781)	— (—)	460,835 (234,088)	6,238,484 (3,500,905)
小 松 市	— (—)	— (—)	— (—)	695,069 (464,205)	— (—)	2,108,483 (1,197,050)	2,803,552 (1,661,255)
輪 島 市	— (—)	— (—)	— (—)	23,430 (20,389)	— (—)	25,294 (13,896)	48,724 (34,285)
福 井 市	— (—)	— (—)	3,862,551 (2,126,990)	2,587,973 (1,929,430)	151,777 (75,888)	252,135 (149,244)	6,854,436 (4,281,552)
鯖 江 市	— (—)	— (—)	— (—)	237,462 (195,309)	— (—)	— (—)	237,462 (195,309)
越 前 市	— (—)	— (—)	133,370 (64,375)	802,906 (445,361)	— (—)	1,239,764 (936,488)	2,176,040 (1,446,224)
郡 上 市	1,916,212 (1,383,098)	4,701,123 (3,375,114)	6,055,177 (3,391,987)	361,095 (180,547)	15,550 (7,775)	71,155 (24,749)	13,120,312 (8,363,270)
松 江 市	— (—)	— (—)	302,820 (130,708)	752,128 (500,482)	— (—)	19,684,285 (9,021,218)	20,739,233 (9,652,408)
出 雲 市	30,765 (30,765)	1,303 (1,303)	8,714,459 (5,022,614)	3,576,194 (1,964,202)	73,899 (36,949)	8,678,773 (4,926,412)	21,075,393 (11,982,245)
新 見 市	289,664 (19,752)	— (—)	3,648,849 (1,197,807)	1,447,800 (488,412)	6,114 (—)	3,766,400 (88,025)	9,158,827 (1,793,996)
美 作 市	— (—)	— (—)	— (—)	1,281,411 (639,281)	— (—)	3,199,003 (1,803,954)	4,480,414 (2,443,235)

(単位：円)

市 名	不適正な経理処理					(カ)補助の 対象外	計
	(ア)預け金	(イ)一括払	(ウ)差替え	(エ)翌年度 納入	(オ)前年度 納入		
松山市	( ー ー)	( ー ー)	( 1,160,565 767,393)	( 864,258 430,085)	( ー ー)	( 225,820 154,547)	( 2,250,643 1,352,025)
今治市	( ー ー)	( ー ー)	( 906,423 473,466)	( 4,256,143 2,575,542)	( 14,196 9,039)	( 230,874 219,681)	( 5,407,636 3,277,728)
久留米市	( ー ー)	( ー ー)	( 18,060 17,500)	( ー ー)	( ー ー)	( ー ー)	( 18,060 17,500)
柳川市	( 6,976,287 4,302,389)	( ー ー)	( 4,065,896 2,473,650)	( 275,515 208,395)	( 93,660 46,830)	( 589,075 294,537)	( 12,000,433 7,325,801)
朝倉市	( ー ー)	( ー ー)	( 3,016,437 1,239,580)	( 3,536,214 1,606,380)	( 45,165 22,582)	( 2,012,235 948,435)	( 8,610,051 3,816,977)
熊本市	( ー ー)	( 20,988 ー)	( 1,198,650 687,198)	( 1,408,577 628,218)	( ー ー)	( 46,000 ー)	( 2,674,215 1,315,416)
八代市	( 235,023 31,891)	( ー ー)	( 432,856 252,159)	( 1,160,434 676,530)	( 286,805 171,722)	( 23,921,607 10,520,479)	( 26,036,725 11,652,781)
玉名市	( 929,084 580,073)	( 43,575 43,575)	( 2,042,347 1,092,767)	( 5,531,936 2,975,802)	( 4,589 2,294)	( 129,265 64,632)	( 8,680,796 4,759,143)
宇城市	( ー ー)	( ー ー)	( 788,320 486,766)	( 1,122,064 831,894)	( ー ー)	( ー ー)	( 1,910,384 1,318,660)
石垣市	( 579,368 311,715)	( 215,290 151,048)	( 4,027,596 2,439,146)	( 1,374,101 989,849)	( 6,300 4,199)	( 2,255,851 1,608,308)	( 8,458,506 5,504,265)
宮古島市	( 5,881,294 4,541,315)	( 554,984 433,375)	( 5,272,128 3,373,300)	( 12,651,156 8,216,432)	( 23,364 15,575)	( 40,005 26,240)	( 24,422,931 16,606,237)
計	( 16,837,697 11,200,998)	( 8,093,041 5,519,616)	( 51,419,012 28,517,419)	( 44,949,730 26,527,174)	( 799,059 429,061)	( 69,207,699 32,429,778)	( 191,306,238 104,624,046)

(注) ( )書きは国庫補助金相当額

## イ 貸金の支払

22 都県政令市及び 28 市は、国庫補助事業を実施している部署に配属された臨時職員が当該国庫補助事業の事務補助等に従事した場合には、当該事業に係る国庫補助事務費等の支出科目から貸金を支払うこととしている。

しかし、10 県政令市及び 8 市において、国庫補助事業を実施していない部署に配属された臨時職員に対して、国庫補助事務費等の支出科目から貸金を支払っていたものが、10 県政令市で 39,893,852 円(15 年度から 20 年度まで)、8 市で 62,809,165 円(15 年度から 20 年度まで)、計 102,703,017 円あり、これに係る国庫補助金相当額 10 県政令市で 19,671,812 円、8 市で 36,000,179 円、計 55,671,991 円を補助の対象とならない用途に使用していた。

また、8 都県及び 5 市において、臨時職員の配属された部署が所掌する国庫補助事業とは異なる事業に係る国庫補助事務費等の支出科目から貸金を支払っていたものが、8 都県で 35,049,524 円(15 年度から 20 年度まで)、5 市で 34,942,339 円(15 年度から 20 年度まで)、計 69,991,863 円あり、これに係る国庫補助金相当額 8 都県で 15,718,419 円、5 市で 23,778,211 円、計 39,496,630 円を当該補助の対象とならない用途に使用していた。

(注 7) 10 県政令市 宮城、千葉、神奈川、新潟、兵庫、佐賀、長崎各県、新潟、神戸、岡山各市

(注 8) 8 市 輪島、郡上、松江、出雲、新見、今治、石垣、宮古島各市

(注 9) 8 都県 東京都、千葉、神奈川、新潟、静岡、兵庫、佐賀、宮崎各県

(注 10) 5 市 輪島、松江、出雲、石垣、宮古島各市

ウ 旅費の支払

22 都県政令市及び 28 市は、職員が設計審査、工法協議等の国庫補助事業に係る用務で出張した場合には、当該事業に係る国庫補助事務費等の支出科目から旅費を支払うこととしている。

しかし、16 県政令市及び 23 市において、<sup>(注11)</sup> あいさつ回り、<sup>(注12)</sup> 辞令交付、県政令市の単独事業、イベントや記念式典への参加、視察随行、各種任意団体の総会への出席、内部研修への参加等国庫補助事業とは直接関係のない用務で出張した職員に対して、国庫補助事務費等の支出科目から旅費を支払っていたものが、16 県政令市で 102,635,720 円(15 年度から 20 年度まで)、23 市で 8,885,557 円(15 年度から 20 年度まで)、計 111,521,277 円あり、これに係る国庫補助金相当額 16 県政令市で 49,922,857 円、23 市で 4,814,672 円、計 54,737,529 円を補助の対象とならない用途に使用していた。

(注11) 16 県政令市 宮城、千葉、神奈川、新潟、静岡、兵庫、佐賀、長崎、宮崎各県、新潟、静岡、浜松、名古屋、岡山、北九州、福岡各市

(注12) 23 市 石岡、筑西、深谷、七尾、小松、輪島、福井、越前、郡上、松江、出雲、新見、美作、松山、今治、柳川、朝倉、熊本、八代、玉名、宇城、石垣、宮古島各市

これらのアからウの事態は、22 都県政令市及び 28 市において、契約した物品が納入されていないのに納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な経理処理を行って需用費を支払ったり、補助の対象とならない用途に需用費、賃金又は旅費を支払ったりしていたもので、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、22 都県政令市及び 28 市において、国庫補助事務費等の適正な会計経理に関する認識が十分でなかったり、国庫補助事務費等は当該年度の国庫補助事業の施行に直接必要な経費に限られることの認識が十分でなかったりしていたこと、また、19 府県において、12 政令市及び 28 市に対する指導監督が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態を都県市別に示すと次のとおりである。

都 県 市 名 (事業主体)	区 分	年 度	不適正な経理処理等 により支出された国 庫補助事務費等の額	不当と認める国 庫補助金等相当 額	摘 要
(635) 宮 城 県	需用 賃賃 費金 旅金 旅費 小費 計計	17、18	58,905	35,221	不適正な経理処理 補助の対象外 同
		15、16、18、20	227,520	100,613	
			5,641,458	2,687,009	
			5,927,883	2,822,843	
(636) 千 葉 県	需用 賃賃 費金 旅金 旅費 小費 計計	20	15,188,952	6,270,023	不適正な経理処理 補助の対象外 同
		20	708,800	366,229	
		20	635,360	313,675	
		16,533,112	6,949,927		
(637) 東 京 都	需用 賃賃 費金 旅金 旅費 小費 計計	18~20	2,794,561	701,692	不適正な経理処理 補助の対象外 同
		19	250,000	94,247	
			3,044,561	795,939	
(638) 神 奈 川 県	需用 賃賃 費金 旅金 旅費 小費 計計	15~20	19,993,549	5,695,642	不適正な経理処理 補助の対象外 同
		15~20	21,893,395	9,489,999	
		15~20	14,462,651	6,263,797	
			56,349,595	21,449,438	
(639) 新 潟 県	需用 賃賃 費金 旅金 旅費 小費 計計	15~19	21,745,621	8,829,971	不適正な経理処理 補助の対象外 同
		15~18	9,707,720	4,822,866	
		15~20	32,497,549	16,635,836	
			63,950,890	30,288,673	
(640) 静 岡 県	需用 賃賃 費金 旅金 旅費 小費 計計	15~20	3,011,897	1,523,766	不適正な経理処理等 補助の対象外 同
		15~20	2,264,120	1,130,457	
		15~20	3,004,745	1,619,480	
			8,280,762	4,273,703	
(641) 兵 庫 県	需用 賃賃 費金 旅金 旅費 小費 計計	15~20	29,850,117	11,308,925	不適正な経理処理等 補助の対象外 同
		15~20	22,536,179	10,744,948	
		15~20	27,432,807	13,223,178	
			79,819,103	35,277,051	



都 県 市 名 (事業主体)	区 分	年 度	不適正な経理処理等 により支出された国 庫補助事務費等の額	不当と認める国 庫補助金等相当 額	摘 要	
(642)	佐 賀 県	需用 費用 賃金 旅費 小計	15~20 15~20 15~20	円 14,418,365 10,275,816 9,688,113 34,382,294	円 6,723,773 5,136,962 4,653,222 16,513,957	不適正な経理処理 補助の対象外 同
(643)	長 崎 県	需用 費用 賃金 旅費 小計	13~18 15 15~20	28,067,965 817,144 2,095,528 30,980,637	13,704,034 537,680 1,036,809 15,278,523	不適正な経理処理 補助の対象外 同
(644)	宮 崎 県	需用 費用 賃金 旅費 小計	15~19 15~20 15~20	596,523 4,040,722 5,824,762 10,462,007	316,446 1,852,923 2,695,783 4,865,152	不適正な経理処理 補助の対象外 同
(645)	仙 台 市	需用 費用	16~20	261,335	29,873	不適正な経理処理
(646)	横 浜 市	需用 費用	19、20	104,145	5,054	不適正な経理処理
(647)	新 潟 市	需用 費用 賃金 旅費 小計	16~19 17 15、17	3,859,033 118,952 43,980 4,021,965	1,378,683 58,378 21,984 1,459,045	不適正な経理処理等 補助の対象外 同
(648)	静 岡 市	需用 費用 旅費 小計	15~20 15、16	34,111,530 101,260 34,212,790	17,344,133 50,861 17,394,994	不適正な経理処理等 補助の対象外
(649)	浜 松 市	需用 費用 旅費 小計	15~20 16	2,247,041 7,060 2,254,101	1,141,403 4,942 1,146,345	不適正な経理処理 補助の対象外
(650)	名 古 屋 市	旅 費	17、18	204,190	105,185	補助の対象外
(651)	京 都 市	需用 費用	15、17~20	270,910	168,604	不適正な経理処理
(652)	神 戸 市	需用 費用 賃金 小計	16、18、19 19	967,944 838,108 1,806,052	558,986 419,054 978,040	不適正な経理処理 補助の対象外
(653)	岡 山 市	需用 費用 賃金 旅費 小計	15~20 16、17 15	10,071,100 1,264,900 2,780 11,338,780	3,513,720 635,875 1,390 4,150,985	不適正な経理処理 補助の対象外 同
(654)	広 島 市	需用 費用	14~20	10,792,885	6,596,503	不適正な経理処理等
(655)	北 九 州 市	需用 費用 旅費 小計	16~19 16~18、20	213,375 208,910 422,285	109,661 122,271 231,932	不適正な経理処理等 補助の対象外
(656)	福 岡 市	需用 費用 旅費 小計	16、19 18~20	301,341 784,567 1,085,908	73,803 487,435 561,238	不適正な経理処理 補助の対象外
	22 都 県 政 令 市 の 計	需用 費用 賃金 旅費 計	13~20 15~20 15~20	198,927,094 74,943,376 102,635,720 376,506,190	86,029,916 35,390,231 49,922,857 171,343,004	不適正な経理処理等 補助の対象外 同
(657)	水 戸 市	需用 費用	16	105,499	52,749	不適正な経理処理
(658)	石 岡 市	需用 費用 旅費 小計	16、17 16	234,618 14,000 248,618	113,127 7,000 120,127	不適正な経理処理 補助の対象外
(659)	筑 西 市	需用 費用 旅費 小計	16~20 16、18、20	213,417 14,680 228,097	120,888 7,340 128,228	不適正な経理処理等 補助の対象外
(660)	熊 谷 市	需用 費用	16~19	18,509	6,220	不適正な経理処理等
(661)	深 谷 市	需用 費用 旅費 小計	17、19 16~20	14,727 91,120 105,847	5,595 44,110 49,705	不適正な経理処理 補助の対象外
(662)	金 沢 市	需用 費用	16~19	3,316,211	2,024,250	不適正な経理処理等
(663)	七 尾 市	需用 費用 旅費 小計	15~20 15~17、19、20	6,238,484 460,755 6,699,239	3,500,905 237,449 3,738,354	不適正な経理処理等 補助の対象外
(664)	小 松 市	需用 費用 旅費 小計	15、17~20 18~20	2,803,552 23,060 2,826,612	1,661,255 12,558 1,673,813	不適正な経理処理等 補助の対象外
(665)	輪 島 市	需用 費用 賃金 旅費 小計	19、20 15~18 15~20	48,724 11,171,537 509,480 11,729,741	34,285 5,603,741 264,018 5,902,044	不適正な経理処理等 補助の対象外 同

第3章  
第1節  
第11  
農林水産省

	都 県 市 名 (事業主体)	区 分	年 度	不適正な経理処理等 により支出された国 庫補助事務費等の額	不当と認める国 庫補助金等相当 額	摘 要	
第3章 第1節 第11 農林水産省	(666)	福 井 市	需用費 旅小費計	15~20	6,854,436	4,281,552	不適正な経理処理等 補助の対象外
				15~19	155,320	91,775	
					7,009,756	4,373,327	
	(667)	鯖 江 市	需用費	15~17、19	237,462	195,309	不適正な経理処理
	(668)	越 前 市	需用費 旅小費計	15~20	2,176,040	1,446,224	不適正な経理処理等 補助の対象外
				16、18~20	223,540	100,593	
					2,399,580	1,546,817	
	(669)	郡 上 市	需用費 賃旅小費計	16~20	13,120,312	8,363,270	不適正な経理処理等 補助の対象外
				16	3,344,440	1,672,220	
				17	11,800	6,320	
					16,476,552	10,041,810	同
	(670)	松 江 市	需用費 賃旅小費計	15~20	20,739,233	9,652,408	不適正な経理処理等 補助の対象外
				15~17	1,760,536	887,662	
				15、16	792,650	402,928	
					23,292,419	10,942,998	同
	(671)	出 雲 市	需用費 賃旅小費計	15~20	21,075,393	11,982,245	不適正な経理処理等 補助の対象外
				15~19	21,793,977	10,762,640	
				15、16	145,070	72,535	
					43,014,440	22,817,420	同
	(672)	新 見 市	需用費 賃旅小費計	16~20	9,158,827	1,793,996	不適正な経理処理等 補助の対象外
				18、19	2,159,200	748,357	
				16~20	292,700	142,516	
					11,610,727	2,684,869	同
	(673)	美 作 市	需用費 旅小費計	16~20 16	4,480,414 21,000	2,443,235 10,500	不適正な経理処理等 補助の対象外
					4,501,414	2,453,735	
	(674)	松 山 市	需用費 旅小費計	15~18	2,250,643	1,352,025	不適正な経理処理等 補助の対象外
				15、16、18、19	349,630	191,629	
					2,600,273	1,543,654	
(675)	今 治 市	需用費 賃旅小費計	15~20	5,407,636	3,277,728	不適正な経理処理等 補助の対象外	
			15~18	5,635,648	2,817,824		
			15~20	1,123,900	597,704		
				12,167,184	6,693,256	同	
(676)	久 留 米 市	需用費	16	18,060	17,500	不適正な経理処理	
(677)	柳 川 市	需用費 旅小費計	15~20	12,000,433	7,325,801	不適正な経理処理等 補助の対象外	
			20	1,100	549		
				12,001,533	7,326,350		
(678)	朝 倉 市	需用費 旅小費計	15~20	8,610,051	3,816,977	不適正な経理処理等 補助の対象外	
			15、16、18	26,614	9,797		
				8,636,665	3,826,774		
(679)	熊 本 市	需用費 賃旅小費計	16~20	2,674,215	1,315,416	不適正な経理処理等 補助の対象外	
			16、18	138,900	67,250		
				2,813,115	1,382,666		
(680)	八 代 市	需用費 旅小費計	15~20	26,036,725	11,652,781	不適正な経理処理等 補助の対象外	
			15~17	61,466	21,765		
				26,098,191	11,674,546		
(681)	玉 名 市	需用費 旅小費計	15~20	8,680,796	4,759,143	不適正な経理処理等 補助の対象外	
			15~19	73,202	33,300		
				8,753,998	4,792,443		
(682)	宇 城 市	需用費 旅小費計	16、17、19、20	1,910,384	1,318,660	不適正な経理処理等 補助の対象外	
			16、17	7,300	4,982		
				1,917,684	1,323,642		
(683)	石 垣 市	需用費 賃旅小費計	15~20	8,458,506	5,504,265	不適正な経理処理等 補助の対象外	
			15~20	30,462,046	22,277,167		
			16~18、20	719,100	367,094		
				39,639,652	28,148,526	同	
(684)	宮 古 島 市	需用費 賃旅小費計	15~20	24,422,931	16,606,237	不適正な経理処理等 補助の対象外	
			15~17、19、20	21,424,120	15,008,779		
			15~18、20	3,629,170	2,120,960		
				49,476,221	33,735,976	同	
	28市の計	需用費 賃旅小費計	15~20 15~20 15~20	191,306,238 97,751,504 8,885,557	104,624,046 59,778,390 4,814,672	不適正な経理処理等 補助の対象外 同	
				297,943,299	169,217,108		
	(635)-(684)の合計			674,449,489	340,560,112		

(9) 貸付けの対象とならないもの 1件 不当と認める国庫補助金 5,406,600円

補助金で造成した資金が貸付けの対象とならない経費について貸し付けられていたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 5,406,600円)

林野庁は、林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)に基づき、林業の健全な発展と林業労働者の雇用の安定に寄与することを目的として、新たに林業に就業しようとする者等にその就業の準備等に必要な資金(以下「林業就業促進資金」という。)の貸付事業を行う都道府県に対して、当該貸付事業に必要な資金の3分の2に相当する金額を国庫補助金として交付している。

都道府県は、交付された補助金に自己資金等を合わせて資金を造成して、これを都道府県知事の指定を受けた貸与機関に無利子で貸し付け、都道府県知事の認定を受けた事業主等に対する林業就業促進資金の貸付業務を行わせている。

林業就業促進資金のうち、就業の準備に必要な資金の貸付けの対象となる経費は、就業先を調査するための旅費、林業作業用具の購入費用、就業に伴う移転費用等となっている。

本院が、林業就業促進資金の貸付けについて、10道県において会計実地検査を行ったところ、次のような事態が見受けられた。

県名	貸与機関	貸付先	貸付対象	貸付年月	貸付対象事業費 (同上に対する貸付金額)	貸付対象として適切でない事業費 (同上に対する貸付金相当額)	不当と認める国庫補助金相当額	摘要
					千円	千円	千円	
(685) 三重県	財団法人三重県農林水産支援センター	林業事業主	就業の準備に必要な経費	17.10 ～ 19.10	8,400 (8,400)	8,109 (8,109)	5,406	貸付対象外

この貸付けは、借受者が平成17年度から19年度までの間に新たに雇い入れる林業労働者に支給する就業の準備に必要な資金計8,400,000円を貸し付けたものである。そして、借受者は当該資金を新たに雇い入れた林業労働者の給与及び住宅手当の支給並びに林業作業用具(チェーンソー)の購入に充てていた。

しかし、このうち給与及び住宅手当の支給は、就業の準備に必要な経費に該当しないことから、貸付けの対象とならないものであった。

したがって、適切な貸付金額を算定すると計290,100円(17年度78,000円、19年度212,100円)となり、前記の貸付金計8,400,000円との差額計8,109,900円(国庫補助金相当額計5,406,600円)が過大に貸し付けられていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、借受者の本貸付制度に対する理解が十分でなかったこと、貸与機関において、貸付申請書等に対する審査、確認が十分でなかったこと、三重県において、貸与機関に対する審査、指導監督が十分でなかったことなどによると認められる。

不正行為

(686) 職員の不正行為による損害が生じたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省
	(項)農林水産本省共通費
	(項)食の安全・消費者の信頼確保対策費

	(項) 食育推進事業費
	(項) 農林水産統計調査費
	(組織) 地方農政局
	(項) 地方農政局
部 局 等	近畿農政局奈良農政事務所
不正行為期間	平成 21 年 11 月～22 年 3 月
損害金の種類	前渡資金
損 害 額	3,617,200 円

本院は、近畿農政局奈良農政事務所(以下「事務所」という。)における不正行為について、会計検査院法第 27 条の規定に基づく農林水産大臣からの報告、会計法(昭和 22 年法律第 35 号)第 42 条の規定に基づく同大臣からの通知及び予算執行職員等の責任に関する法律(昭和 25 年法律第 172 号)第 4 条第 4 項の規定に基づく同大臣からの通知を受けるとともに、事務所において、合規性等の観点から不正行為の内容がどのようなものであるかなどに着眼して会計実地検査を行った。

本件は、事務所において、総務課経理係長が、資金前渡官吏の補助者等として小切手の作成等の事務に従事中、平成 21 年 11 月から 22 年 3 月までの間に、額面金額を水増ししたり、資金前渡官吏の会計機関印等を無断で使用したりして小切手を作成するなどして、前渡資金計 3,617,200 円を同人の郵便切手の購入代金に充て、領得したものであり、不当と認められる。

なお、本件損害額については、22 年 4 月に全額が同人から返納された。

#### 意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) 委託事業における非常勤職員の賃金について、業務実態を反映させて実績報告書に適切に計上することにより委託費の適正な支払を確保するよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織) 農林水産技術会議	(項) 農林水産業研究開発費 (項) 放射能調査研究費 (項) 原子力試験研究費 (項) 地球環境保全等試験研究費 (項) 環境研究総合推進費
部 局 等	農林水産技術会議事務局(契約庁) 農林水産本省(支出庁)	
委 託 事 業 委託事業の概要	地域活性化のためのバイオマス利用技術の開発事業等 24 件 農林水産政策上重要な研究のうち、我が国の研究勢力を結集して総合的・体系的に推進すべき課題等を独立行政法人等に委託して実施するもの	
契約の相手方	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構	
契 約	平成 20 年 4 月ほか 随意契約	
支 払 額	142 億 0931 万余円(平成 20、21 両年度)	

業務の実施状況が業務日誌に記載されていない非常勤職員の賃金	9億9784万余円(平成20、21両年度)
過大になっている支払額	6828万円(平成20、21両年度)

【適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたものの全文】

**非常勤職員が委託事業に従事する場合における委託費の支払について**

(平成22年9月29日付け 農林水産大臣あて)

標記について、会計検査院法第34条の規定により、下記のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

記

1 委託事業等の概要

(1) 委託事業の概要

貴省は、農林水産政策上重要な研究のうち、我が国の研究勢力を結集して総合的・体系的に推進すべき課題等について、貴省自らが企画・立案し、年度ごとの進行管理を行うことによって重点的に実施することなどを目的として、地域活性化のためのバイオマス利用技術の開発事業等を、独立行政法人、公立試験研究機関、大学、民間企業等(以下、これらを合わせて「独立行政法人等」という。)に委託して実施している。

そして、これらの委託事業に係る事務は、貴省農林水産技術会議事務局(以下「事務局」という。)が行っており、平成20、21両年度に支払われた委託費の額は、計349億3079万余円となっている。

(2) 委託費の額の確定等

事務局は、委託事業の実施に当たって、独立行政法人等との間で委託契約を締結しており、委託契約書によると、委託費の額の確定等の手続は、次のとおりとなっている。

- ① 独立行政法人等は、委託事業が終了したときは、事務局に対して委託事業の成果を記載した委託事業実績報告書(以下「実績報告書」という。)を提出する。
- ② 事務局は、独立行政法人等から実績報告書の提出を受けたときは、遅滞なく委託事業が契約の内容に適合するものであるかどうか検査を行う。なお、必要に応じて、その他関係書類を提出させ、又は実地に検査を行う。
- ③ 上記②の検査の結果、委託事業が契約の内容に適合すると認めたときは、委託事業に要した経費の実支出額と契約で定められた委託費の限度額のいずれか低い額を委託費の額として確定する。

また、委託契約書によると、事務局は、必要に応じ、独立行政法人等に対し、委託事業の実施状況、委託費の用途その他必要な事項について所要の調査報告を求め、又は実地に調査することができることとなっている。

(3) ジーンバンク委託事業における非常勤職員の賃金等に関する本院の指摘

本院は、平成18年度決算検査報告において、貴省が所管する独立行政法人農業生物資源研究所(以下「生物研究所」という。)が独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構(以下「機構」という。)等に委託した農業生物資源<sup>(注1)</sup>ジーンバンク事業(以下「ジーンバンク委託事

業」という。)における非常勤職員の賃金の実績報告書への計上について、機構等に研究業務の補助業務の実態を反映させるよう生物研究所に改善させた事項を掲記している。

そして、機構は、上記の本院の指摘の趣旨に沿って講じた生物研究所の処置に基づき、19年9月に事務連絡を発して、ジーンバンク委託事業における非常勤職員の賃金については、20年度から以下の取扱いとするよう内部組織である研究所等に周知している。

ア 非常勤職員が従事する業務のうちジーンバンク委託事業の業務として特定できる業務については、業務日誌を作成して業務内容を記載すること

イ 複数の事業にかかわりのある業務については、ジーンバンク委託事業に参画する研究チーム、研究室等(以下「研究チーム」という。)がかかわる委託事業費及び運営費交付金の予算規模からジーンバンク委託事業に係るみなし業務量を算出すること

また、事務局は、事務局が独立行政法人等に委託して実施している委託事業(以下「事務局委託事業」という。)を含む公的研究費の適正な管理等のため、19年10月に「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年19農会第706号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官、水産庁長官通知。以下「ガイドライン」という。)を発して、非常勤職員の勤務状況確認等の研究費管理体制を整備することなどを独立行政法人等に周知している。

(注1) 農業生物資源ジーンバンク事業 農業分野の生物遺伝資源の探索、収集、特性評価、試験研究機関への配布等を行う事業

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点及び着眼点)

事務局及び機構は、前記のとおり、機構が本院指摘の趣旨を踏まえた事務連絡を発していることなどから、委託事業における非常勤職員の賃金について、研究業務の補助業務の実態を反映させて実績報告書を作成することなどの必要性を認識していると思料される。

そこで、本院は、合規性、経済性等の観点から、事務局委託事業に係る非常勤職員の賃金の実績報告書に適切に計上されているか、また、委託費の額の確定等の手続は適切に行われているかなどに着眼して検査した。

### (検査の対象及び方法)

本院は、20、21両年度の機構における事務局委託事業(事業数24件、委託費計142億0931万余円)を対象として検査した。

検査に当たっては、機構本部及び機構の内部組織である14研究所等<sup>(注2)</sup>から委託事業に係る関係書類の提出を求めるとともに、事務局、機構本部及び12研究所等<sup>(注3)</sup>において、関係者から説明を聴取したり、実績報告書等の関係書類を確認したりするなどして会計実地検査を行った。

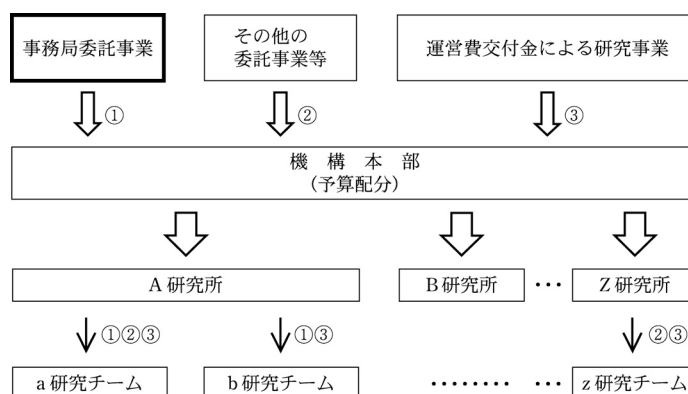
### (検査の結果)

検査したところ、次のとおり、適切とは認められない事態が見受けられた。

#### (1) 機構における事務局委託事業に係る会計経理について

機構は、事務局委託事業のほかに、その他の委託事業等及び運営費交付金による研究事業を実施していた。そして、次図のとおり、それぞれの事業に係る予算を機構本部から研究所等の研究チームに配分していた。

図 機構における研究事業費の予算配分の概要図



また、事務局委託事業の実施に当たり、非常勤職員の賃金の支払実績がある研究チームについて、事業別の予算及び事業別の賃金支払実績額の内訳をみると、次表のようになっていた。

表 事務局委託事業において賃金支払実績のある研究チームの事業費予算内訳

(単位：千円)

区分 年度	研究所数	研究チーム数	事務局委託事業	その他の委託事業等	運営費交付金による研究事業	事業費計
平成 20年度	14 か所	266 チーム	3,108,465	1,548,893	3,233,479	7,890,838
			(賃金支払実績額)			
			571,019	290,425	506,289	1,367,734
21年度	14 か所	259 チーム	3,677,100	1,489,732	3,136,440	8,303,273
			(賃金支払実績額)			
			620,316	329,815	464,697	1,414,829
計			6,785,565	3,038,626	6,369,919	16,194,111
			(賃金支払実績額)			
			1,191,336	620,240	970,986	2,782,563

(注) 事務局委託事業の額は、契約金額の中から、機構が他の独立行政法人等に再委託している分を除いた額である。

このように、研究チームは、事務局委託事業のほかに、その他の委託事業等や運営費交付金による研究事業を実施しており、それぞれの事業において非常勤職員の賃金を支払っていた。そして、これら研究事業の研究業務の補助業務に従事する非常勤職員は、複数の研究事業にかかわりのある研究業務の補助業務に従事していたり、事務局委託事業以外の業務に従事していたりしている状況となっていた。

しかし、機構が事務局に提出した事務局委託事業の実績報告書に計上されていた非常勤職員の賃金 20、21 両年度計 11 億 9133 万余円のうち、12 研究所等の 246 研究チームに係る賃金計 9 億 9784 万余円については、機構は、非常勤職員の業務の実施状況を業務日誌に記載するなどしておらず、このため、非常勤職員が実際に事務局委託事業に従事した時間数を確認することができない事態となっていた。そして、主として事務局委託事業に従事したとして月の賃金支払額のすべてを事務局委託事業に要した経費に計上していた。

このような事態は、機構において、前記の本院指摘の趣旨を踏まえて、事務局委託事業

についても、ジーンバンク委託事業と同様に非常勤職員の業務の実施状況を業務日誌に記載して適切に把握するなどの改善策を講ずるべきであったにもかかわらず、同様の改善策を事務局委託事業に講じていなかったものであり、適切とは認められない。

そこで、前記のとおり、非常勤職員が事務局委託事業に従事した時間数を確認することができないことから、前記のジーンバンク委託事業に係る事務連絡における取扱いに準じて、研究チームが行っている事務局委託事業及び複数の研究事業の予算規模に応じて非常勤職員の賃金を案分することなどにより事務局委託事業における非常勤職員の賃金相当額を算出すると、20、21両年度計11億2304万余円となり、前記の実績報告書に計上されていた非常勤職員の賃金との差額計6828万余円が過大に計上されていたと認められる。

## (2) 事務局における委託費の額の確定等について

事務局は、前記のとおり、独立行政法人等から実績報告書の提出を受けたときは、事務局委託事業が契約の内容に適合するものであるかどうか検査を行い、必要に応じて、その他関係書類を提出させ、又は実地に検査を行うこととなっている。

また、事務局は、前記のガイドラインのほか、21年3月には、事務局委託事業のより適正な執行を確保するため、「委託事業事務処理マニュアル」を作成し、事務局委託事業を含む複数の事業に従事している非常勤職員に賃金を支払う場合は、事務局委託事業に従事する時間数により算出することや、業務日誌等により十分な業務管理を行うことなどを独立行政法人等に周知していた。

しかし、前記のとおり、20、21両年度の機構における事務局委託事業について、機構が非常勤職員の賃金を事務局委託事業に従事した時間数を把握しないまま実績報告書に計上していたにもかかわらず、事務局は、機構において非常勤職員の勤務状況管理が適切に行われていない事態を把握することなく、事務局委託事業の実績報告書に対する検査を十分に行わないまま委託費の額を確定していた。その結果、前記のとおり、計6828万余円が過大に支払われていた事態は適切とは認められない。

### (是正及び是正改善を必要とする事態)

前記のとおり、機構が、事務局委託事業における非常勤職員の賃金について、ジーンバンク委託事業と同様の改善策を講じておらず、実績報告書に適切に計上していない事態及び事務局が、実績報告書に対する検査を十分に行わないまま委託費の額を確定している事態は適切とは認められず、是正及び是正改善を図る必要があると認められる。

### (発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

- ア 機構において、事務局委託事業について、ジーンバンク委託事業と同様の改善策を講じ、非常勤職員の業務の実態を反映させてその賃金を実績報告書に適切に計上することの必要性についての認識が十分でなかったこと
- イ 事務局において、事務局委託事業に係る非常勤職員の賃金を実績報告書に適切に計上させるための具体的な方法についての周知徹底が十分でなかったこと及び機構から提出された事務局委託事業に係る実績報告書の内容の検査が十分でなかったこと

## 3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置

事務局においては、今後も多数の事務局委託事業を独立行政法人等に委託することが見込まれ、これに伴い、事務局委託事業における非常勤職員の賃金の経費も多額に上ることが見込まれている。



については、貴省において、事務局委託事業における非常勤職員の賃金について、業務実態を反映させて実績報告書に適切に計上することにより委託費の適正な支払を確保するよう、アのとおり是正の処置を要求し並びにイ及びウのとおり是正改善の処置を求める。

ア 機構に対して、20、21 両年度の事務局委託事業における非常勤職員の賃金のうち、過大に支払われていたと認められる前記の賃金相当額について国庫に返還させること、また、機構と同様に事務局委託事業を実施している生物研究所等機構以外の独立行政法人等に対して同様の事態がないか 20、21 両年度の事務局委託事業について調査を行い、その結果、過大に支払われていたと認められる賃金相当額があった場合には、その賃金相当額を国庫に返還させること

イ 事務局委託事業を受託している独立行政法人等に対して、非常勤職員の業務の実施状況を業務日誌に記載することなどにより、非常勤職員が事務局委託事業に従事した時間数を把握し、事務局委託事業に係る非常勤職員の賃金を実績報告書に適切に計上させるよう周知徹底すること

ウ 委託費の適正な支払を確保するため、事務局委託事業の委託契約書に定める調査を必要に応じて実施するとともに、事務局委託事業に係る実績報告書の内容等に対する事務局の検査体制を整備すること

(注2) 14 研究所等 中央農業総合研究センター、作物、果樹、花き、野菜茶業、畜産草地、動物衛生、農村工学、食品総合各研究所、北海道、東北、近畿中国四国、九州沖縄各農業研究センター、生物系特定産業技術研究支援センター

(注3) 12 研究所等 中央農業総合研究センター、作物、果樹、花き、野菜茶業、畜産草地、動物衛生、農村工学、食品総合各研究所、北海道、九州沖縄両農業研究センター、生物系特定産業技術研究支援センター

(2) 官用車に係る車検等請負契約について、契約の公正性、透明性及び競争性を確保するよう、契約の対象となる官用車を都道府県の単位にまとめるなどして一般競争契約とする是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省	(項)農林水産本省共通費 (項)農林水産統計調査費
	(組織)地方農政局	(項)地方農政局
	〔平成19年度は、	
	一般会計 (組織)農林水産本省	(項)農林水産本省 (項)総合食料対策費 (項)農林漁業統計情報費
	(組織)地方農政局	(項)地方農政局
	食料安定供給特別会計 (業務勘定)	(項)事務取扱費
部 局 等	農林水産本省、7 地方農政局、北海道農政事務所、36 地方農政事務所、沖縄総合事務局	
契約の概要	官用車の車検及び定期点検整備を請負により実施するもの	

一般競争契約と することなく少 額随契としてい た契約件数及び 契約金額	3,980 件	3 億 0479 万円(平成 19、20 両年度)
--	---------	---------------------------

【是正改善の処置を求めたものの全文】

官用車に係る車検等請負契約の契約方式について

(平成 22 年 3 月 12 日付け 農林水産大臣あて)

標記について、会計検査院法第 34 条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。  
記

1 車検等請負契約の概要

(1) 車検及び定期点検整備の概要

貴省は、農林水産省設置法(平成 11 年法律第 98 号)に基づき、食料の安定供給の確保、農林水産業の発展等を図るため、食料の安定供給の確保に関する政策に関すること、農林水産業に係る国土の総合開発及び国土調査に関することなどの事務をつかさどっている。そして、地方農政局、北海道農政事務所、地方農政事務所等を設置して、これらの事務の一部を分掌させており、その事務の用に供するために農林水産本省(以下「本省」という。)及び地方農政局等において、国の所有に属する自動車(以下「官用車」という。)を多数保有して、管理、使用している。

自動車については、道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)により、国土交通大臣の行う検査(以下「車検」という。)を受け、有効な自動車検査証の交付を受けているものでなければ、これを運行の用に供してはならないとされている。そして、自動車検査証の有効期間は、自動車の種別、用途等や新規検査又は継続検査の別に応じて 1 年、2 年又は 3 年とされている。また、自動車の使用者は、自動車の種別、用途等に応じて、3 月、6 月又は 1 年ごとに自動車を点検して必要に応じ整備(以下「定期点検整備」という。)をすることにより、当該自動車を保安基準に適合するように維持しなければならないとされている。

このため、本省及び地方農政局等は、国土交通省地方運輸局長の指定を受けた自動車分解整備事業者(以下「指定自動車整備事業者」という。)と車検及び定期点検整備に係る請負契約(以下「車検等請負契約」という。)を締結し、それぞれが保有している官用車について車検及び定期点検整備を実施している。

(2) 車検等請負契約の締結

本省及び地方農政局等が保有している官用車は、一般会計又は食料安定供給特別会計(以下「食料特別会計」という。)等の特別会計に属している。そして、官用車を管理する物品管理官等は、車検又は定期点検整備を行う時期が近づいた官用車について、物品管理法(昭和 31 年法律第 113 号)等に基づき、それぞれの組織の契約担当官等に対して車検等請負契約の締結に係る要求を行い、これを受けて契約担当官等は、会計法(昭和 22 年法律第 35 号)等に基づき指定自動車整備事業者と車検等請負契約を締結している。

国が売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、会計法等により、原則として、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならないこととされている。ただし、工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が 100 万円を超えないものをする場合には随意契約によることができるなどとされている

(以下、予定価格が少額であることを理由とした随意契約を「少額随契」という。)

### (3) 行政効率化への取組

貴省は、行政の無駄を省き「簡素で効率的な政府」を実現するため行政効率化関係省庁連絡会議が平成16年6月に取りまとめた「行政効率化推進計画」の一環として、同月に「農林水産省行政効率化推進計画」を作成している。そして、今後の取組計画の一つとして、事務の省力化、契約の公正性の確保及びコストの削減を図る観点から、物品、役務等の一括調達の推進等を図るなどして、一般競争入札の導入・拡大に取り組んでいくこととしている。

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性、経済性等の観点から、官用車に係る車検等請負契約の契約事務が会計法等に基づき適正に処理されているか、契約方式が契約の公正性、透明性及び競争性を確保できるものになっているかなどに着眼して、本省、7地方農政局、北海道農政事務所、38地方農政事務所及び沖縄総合事務局(以下、各都道府県に置かれているこれらの地方農政局から沖縄総合事務局までを総称して「農政局等」という。)が保有する官用車(19年度末保有台数2,983台、20年度末同2,793台)に係る19、20両年度の車検等請負契約計3,990件(契約金額計3億3051万余円(支払金額同額。自動車損害賠償責任保険料及び自動車重量税を除く。以下同じ。)、契約の対象となった官用車の延べ台数10,058台)を対象として検査した。

検査に当たっては、上記の本省及び47農政局等のうち本省及び10農政局等において、契約書、見積書等の書類を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、残りの37農政局等については、貴省から契約関係書類の写し等の提出を受けて検査した。

### (検査の結果)

検査したところ、検査対象とした車検等請負契約計3,990件のうち、一般競争により契約を締結していた北陸農政局新潟、富山両農政事務所を除く本省及び45農政局等において締結された車検等請負契約計3,980件(契約金額計3億0479万余円、契約の対象となった官用車延べ台数9,367台)は、すべて少額随契により締結されていた。

この少額随契となっていた車検等請負契約計3,980件についてみると、次の①から④のような状況となっていた(複数の態様に該当している農政局等及び契約がある。)

- ① 官用車を一般会計に属するものと食料特別会計に属するものとに区分して、その官用車が属する会計ごとに契約を締結しているもの

41農政局等(契約件数3,688件、契約金額2億6610万余円、官用車延べ台数8,026台)

- ② 官用車を使用する官署の所在地ごとに区分して、その官署の所在地ごとに契約を締結しているもの

38農政局等(同3,467件、2億4766万余円、7,545台)

- ③ 官用車を車検又は定期点検整備の実施時期ごとに区分して、その実施時期ごとに契約を締結しているもの

本省及び44農政局等(同3,873件、2億9992万余円、9,232台)

- ④ 官用車1台ごとに契約を締結しているもの

3農政局等(同565件、2010万余円、565台)

上記のとおり、本省及び45農政局等が車検等請負契約の対象となる官用車を選定するに

当たり、属する会計ごと、使用する官署の所在地ごと及び車検等の実施時期ごとに区分するなどしていたことから、1件の契約の対象となる官用車の台数は比較的少数となり、その結果、車検等請負契約の予定価格が100万円を超えないものとなっていたと認められる。

しかし、車検及び定期点検整備は、いずれも道路運送車両法等で定められた共通の検査項目及び実施方法により年間を通じて定期的に行われるものであり、車検等に要する経費は保安確認検査料等及びこれらに伴って生ずる消耗物品に要する経費等に限られたものとなっていることから、各項目の単価を設定し、通年の契約とすることが可能であると認められる。

さらに、各都道府県には一般に指定自動車整備事業者が複数存在していることなどから、本省及び各農政局等の官用車を一括して契約することとして予定価格を作成し一般競争により契約を締結することが可能な状況になっていると認められる。

現に、一般競争により契約を締結していた前記の北陸農政局新潟、富山両農政事務所においては、属する会計や使用する官署の所在地等にかかわらず官用車を都道府県の単位に集約し、保安確認検査料等について単価を定めるなどして一括した予定価格を作成し、その結果予定価格が100万円を超えていることから、一般競争により車検等請負契約を締結している状況である。

**(是正改善を必要とする事態)**

上記のように、本省及び農政局等において、官用車に係る車検等請負契約について、契約の対象となる官用車を都道府県の単位にまとめるなどして一般競争契約とすることなく、属する会計ごと、使用する官署の所在地ごと、車検等の実施時期ごとに区分するなどして少額随契としている事態は契約の公正性、透明性及び競争性を確保する面から適切とは認められず、是正改善を図る要があると認められる。

**(発生原因)**

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

- ア 本省及び農政局等において、官用車に係る車検等請負契約について、一般競争契約とすることにより、契約の公正性、透明性及び競争性を確保することの重要性に対する認識が十分でなかったこと
- イ 貴省において、本省及び農政局等に対し、官用車に係る車検等請負契約について、一般競争契約とすることを検討し実施するよう十分な指導を行っていなかったこと

**3 本院が求める是正改善の処置**

貴省は、今後とも、公共調達効率化等を図るために、農林水産省行政効率化推進計画等に基づき、事務の省力化、契約の公正性の確保及びコストの削減を図る観点から、一般競争入札の一層の拡大に取り組んでいくことなどとしている。

ついては、貴省において、官用車に係る車検等請負契約について、契約の公正性、透明性及び競争性を確保するよう、契約の対象となる官用車を都道府県の単位にまとめるなどして、一般競争契約とする是正改善の処置を求める。

(注1) 7 地方農政局 東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州各農政局

(注2) 38 地方農政事務所 青森、岩手、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡、新潟、富山、福井、岐阜、三重、滋賀、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、大分、宮崎、鹿児島各農政事務所

(注3) 10 農政局等 東北農政局、北海道農政事務所、青森、岩手、秋田、山形、山梨、長野、富山、福岡各農政事務所

(注4) 45 農政局等 東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州各農政局、北海道農政事務所、青森、岩手、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡、福井、岐阜、三重、滋賀、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、大分、宮崎、鹿児島各農政事務所、沖縄総合事務局

**【当局が講じた処置】**

本院は、農林水産本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、農林水産省は、本院指摘の趣旨に沿い、車検等請負契約について、22年2月に発した事務連絡に基づいて契約の対象となる官用車を都道府県の単位にまとめるなどの検討を行い、22年度における契約から一般競争契約とする処置を講じていた。

**(3) 国営土地改良事業所等において賃借して使用するパーソナルコンピュータの使用期間をより経済的な年数とすることにより、賃借料の節減を図るなどするよう是正改善の処置を求めたもの**

会計名及び科目	食料安定供給特別会計(国営土地改良事業勘定)(平成19年度以前は国営土地改良事業特別会計) (項)土地改良事業費 (項)離島土地改良事業費 一般会計 (組織)農林水産本省 (項)農林水産本省 (項)農地等保全管理事業費 (項)農業生産基盤整備・保全事業費 (項)海岸事業費 (項)離島振興事業費 (組織)地方農政局 (項)農業生産基盤整備・保全事業工事諸費 (項)地すべり対策事業工事諸費 (項)海岸事業工事諸費
部 局 等	7 地方農政局
契 約 の 概 要	国営土地改良事業の実施等に当たり、書類の作成等のために使用するパーソナルコンピュータの賃貸借契約及びワープロソフトの使用権の購入契約
パーソナルコンピュータの賃借料相当額	1億8219万余円(平成18年度～20年度)
ワープロソフトの使用権の購入額	1161万余円(平成18年度～20年度)
節減できた賃借料相当額(1)	2920万円(平成18年度～20年度)

節減できた使用 権の購入額 <sup>(2)</sup>	395 万円(平成 18 年度～20 年度)
(1)、(2)の計	3316 万円

【是正改善の処置を求めたものの全文】

国営土地改良事業所等におけるパーソナルコンピュータの使用期間等について

(平成 22 年 10 月 13 日付け 農林水産大臣あて)

標記について、会計検査院法第 34 条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。  
記

1 国営土地改良事業所等におけるパーソナルコンピュータの賃貸借契約及びワープロソフトの使用権の購入の概要

(1) 国営土地改良事業所等におけるパーソナルコンピュータの使用状況

貴省は、国営土地改良事業を実施するなどのために、農林水産省設置法(平成 11 年法律第 98 号)等に基づき、各地方農政局に農業水利事務所、農業水利事業所等(以下、これらを「事業所等」という。)の国営土地改良事業所等を設置している。

事業所等は、国営土地改良事業の実施等に当たり、書類の作成、図面の整理等のために、多数のパーソナルコンピュータ(以下「PC」という。)を使用している。これらの PC には、A 社製のワープロソフト(以下「ワープロソフト」という。)等のソフトウェアが必要に応じてインストールされている。

(2) PC の賃貸借契約

事業所等は、PC を賃貸借契約又は購入契約を締結して調達している。このうち、賃貸借契約においては、使用する期間を想定して(以下、この想定される期間を「想定使用期間」という。)予定価格を算定するなどして、業務の遂行に必要な PC を賃借することになっている。PC の賃借料は、一般に同一の PC を賃借する期間が長くなるほど月額は安価となる。そこで、事業所等は、予定価格の算定に当たって、3 年(36 月)、4 年(48 月)等の想定使用期間の月数に基づくなどして賃借料の月額を算出し、これに使用する月数を乗じて予定価格としている。

(3) ワープロソフトの使用権の購入方法及び価格

事業所等は、ワープロソフトの使用権を購入契約を締結して調達している。ワープロソフトの使用権の購入方法としては、パッケージ及びボリュームライセンスがあり、このうちボリュームライセンスは、主に使用権を大量購入する事業者向けのものである。そして、ボリュームライセンスには、新規の購入、保有している使用権のバージョンアップ版の購入(以下「バージョンアップ」という。)等がある。これらは、購入価格がそれぞれ異なり、一般にバージョンアップが最も経済的となる。

(注 1) パッケージ 量販店等で小売されているソフトウェアの使用権を原則として 1 本単位で購入する方法

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

近年、PC 及びワープロソフトは、国営土地改良事業の実施等に当たり、書類の作成等のために事業所等において多数使用されており、PC の賃借料、ワープロソフトの使用権の購入額等は毎年多額に上っている。

そこで、本院は、経済性、効率性等の観点から、PCの賃借料算定の基となる想定使用期間及びワープロソフトの使用権の購入方法は、経済的となるよう十分に検討されているかなどの点に着眼して検査した。

(注2) として、7地方農政局管内の41事業所等及び管内の事業所等で使用するPCを原則として一括して賃貸借契約を締結するなどしている中国四国農政局が、平成18年度から20年度までの間に締結したPCの賃貸借契約199件(1,702台)、賃借料相当額計1億8,219万余円(表1参照)並びに上記の7地方農政局管内の49事業所等(上記の41事業所等のうちの26事業所等が重複している。)が、同期間中に締結したソフトウェアの使用権等の購入契約115件のうちワープロソフトの使用権1,239ライセンスの購入額計1161万余円(表2参照)を対象として検査を実施した。

(注3) 検査に当たっては、3地方農政局管内の3事業所等において会計実地検査を行って契約書等の関係書類を検査するとともに、中国四国農政局及び上記の3事業所等を除く61事業所等の契約については、7地方農政局に対して関係書類の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により検査を行った。

表1 中国四国農政局及び41事業所等におけるPCに係る契約状況

地方農政局名	事業所等数	賃貸借契約数 (件)	PCの台数 (台)	PCの賃借料相当額 (円)
東北農政局	8	42	287	33,561,557
関東農政局	10	52	400	40,610,206
北陸農政局	3	5	66	4,992,219
東海農政局	1	4	40	969,045
近畿農政局	3	6	83	10,126,734
中国四国農政局	3	4	275	14,811,637
九州農政局	14	86	551	77,121,219
計	42	199	1,702	182,192,617

(注) 中国四国農政局の事業所等数には、同農政局が含まれている。

表2 49事業所等におけるワープロソフトの使用権に係る契約状況

地方農政局名	事業所等数	契約数 (件)	ワープロソフト の使用権数 (ライセンス)	ワープロソフトの使 用権の購入額 (円)
東北農政局	7	14	134	1,258,705
関東農政局	7	13	198	2,068,593
北陸農政局	7	17	218	1,917,488
東海農政局	5	17	158	1,310,351
近畿農政局	3	12	92	945,039
中国四国農政局	10	17	129	1,475,446
九州農政局	10	25	310	2,637,324
計	49	115	1,239	11,612,946

(注2) 7地方農政局 東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州各農政局

(注3) 3事業所等 馬淵川沿岸、新矢作川用水、都城盆地各農業水利事業所

(検査の結果)

検査したところ、前記のPCの賃貸借契約199件のうち中国四国農政局及び37事業所等<sup>(注4)</sup>が締結した160件、前記のワープロソフトの使用権の購入契約115件のうち42事業所等<sup>(注5)</sup>が締結した92件について、それぞれ次のような事態が見受けられた。

ア PCの賃貸借契約における想定使用期間等について

上記のPCの賃貸借契約199件における予定価格の算定の基となる想定使用期間については、4年未満が183件(1,554台)、4年以上が16件(148台)となっていた。そして、このうち想定使用期間が4年未満となっていた183件の実際の使用期間についてみると、当該PCを想定使用期間経過後にも使用することにより4年以上となっているものが23件(129台)あったが、残りの160件(1,425台)は4年未満となっていた(表3参照)。

表3 PCの賃貸借契約における想定使用期間が4年未満のもの実際の使用期間の状況  
(単位：件)

想定使用期間	賃貸借契約数	実際の使用期間			
		想定使用期間のみ使用したもの A	想定使用期間を超えて4年未満使用したもの B	4年未満となっていたものの小計 C = A + B	想定使用期間を超えて4年以上使用したもの
3年未満	2	1	1	2	0
3年	179	126	30	156	23
3年超4年未満	2	2	0	2	0
計	183	129	31	160	23

上記の実際の使用期間が4年未満となっている160件の契約を締結した中国四国農政局及び37事業所等は、従前からの取扱いを踏襲して想定使用期間を4年未満としていたことなどから、PC1,425台の使用を4年未満で終了していた。

しかし、中国四国農政局及び37事業所等のうち19事業所等においては、購入契約を締結して調達したPC170台をPCの法定耐用年数である4年を経過して支障なく使用していたことなどから、使用期間が4年未満であったPC1,425台についても少なくとも4年間は使用できたと認められる。

イ ワープロソフトに係る使用権の購入について

前記のワープロソフトの購入契約115件において、ワープロソフトの使用権を1,239ライセンス購入しており、115件のうち、16事業所等が締結した23件、455ライセンスについてはバージョンアップによっているものの、42事業所等が締結した92件、784ライセンスについては保有している使用権があるにもかかわらず新規に使用権を購入していた。

しかし、貴省は、ワープロソフトの使用権を多数保有していることから、貴省において事業所等における使用権の保有状況を把握していたとすればバージョンアップによることができる状況であった。

前記アの実際の使用期間が4年未満となっていたPCに係る賃貸借契約160件について、購入するなどして調達したPCと同様に少なくとも法定耐用年数である4年を経過するまで使用するとしたとして賃借料相当額を修正計算すると、1億5248万余円が1億2327万余円



となり、2920 万余円節減できたと認められる。また、前記イのワープロソフトの使用権の購入契約 92 件について、保有していたワープロソフトの使用権のバージョンアップによることとしたとして購入額を修正計算すると、889 万余円が 493 万余円となり、395 万余円節減できたと認められる。

そして、これらを合計すると 3316 万余円節減できたこととなる。

(注 4) 37 事業所等 津軽、大和紀伊平野、筑後川下流各農業水利事務所、西奥羽、利根川水系、西北陸、淀川水系、北部九州、南部九州各土地改良調査管理事務所、東北、関東、北陸、近畿、九州各農政局土地改良技術事務所、いさわ南部農地整備事業所、馬淵川沿岸、平鹿平野、最上川下流沿岸、隈戸川、両総、北総中央、那珂川沿岸、神流川沿岸、大井川用水、佐渡、岡山南部、筑後川下流白石平野、尾鈴、西諸、都城盆地、曾於北部、肝属中部、徳之島用水各農業水利事業所、渡良瀬川中央、佐賀中部両農地防災事業所、有明、玉名横島両海岸保全事業所

(注 5) 42 事業所等 大和紀伊平野農業水利事務所、四国東部農地防災事務所、北奥羽、西奥羽、阿武隈、西関東、信濃川水系、西北陸、木曾川水系、淀川水系、南近畿、中国、四国、北部九州、南部九州各土地改良調査管理事務所、東北、中国四国両農政局土地改良技術事務所、中海干拓建設事業所、和賀中部、米沢平野、両総、北総中央、神流川沿岸、大井川用水、佐渡、新川流域、柏崎周辺、九頭竜川下流、新矢作川用水、宮川用水第二期、斐伊川沿岸、岡山南部、香川用水土器川沿岸、尾鈴、曾於北部、徳之島用水、沖永良部各農業水利事業所、新濃尾、那賀川、筑後川下流左岸各農地防災事業所、高知三波川帯農地保全事業所、玉名横島海岸保全事業所

#### (是正改善を必要とする事態)

中国四国農政局及び事業所等において、PC について使用期間を十分に検討せず、従前のとおり想定使用期間を 4 年未満として賃借を行うなどしていた事態、事業所等において、ワープロソフトの使用権について保有している使用権があるにもかかわらず新規に購入していた事態は、いずれも適切とは認められず、是正改善を図る要があると認められる。

#### (発生原因)

このような事態が生じているのは、中国四国農政局及び事業所等において、PC について適切な使用期間を検討することにより賃借料の節減を図ることに対する認識が十分でなかったこと、事業所等において、ワープロソフトについて保有する使用権のバージョンアップによることとして購入することにより購入額の節減を図ることに対する認識が十分でなかったことによると認められる。

また、貴省において、中国四国農政局及び事業所等における PC の使用期間の実態の把握、事業所等におけるワープロソフトの使用権の保有状況の把握、経済的な調達方法の利用の徹底を図るための指導が十分でなかったことなどによると認められる。

### 3 本院が求める是正改善の処置

事業所等においては、国営土地改良事業の実施等に当たり、書類の作成等の業務の遂行のために PC 及びワープロソフトの使用は必要不可欠なものとなっており、今後も使用を見込んでいる。

については、貴省において、PC の賃借料及びワープロソフトの使用権の購入額の節減を図るよう、次のとおり是正改善の処置を求める。

ア 事業所等に対して、PCの賃借における使用期間を少なくとも4年とすることについて周知徹底を図ること

イ 事業所等に対して、保有するワープロソフトの使用権を管理、把握して、バージョンアップにより調達することについて周知徹底を図ること

- (4) 特別会計への一般会計からの繰入れについて、国が実際に支払うべき国庫負担額を繰入金の額とすることなどにより繰入れを適正化するよう是正改善の処置を求め、不用になる額が確定しているのにこれを翌年度の財源とするため繰入予算額全額を繰り入れることを行わないようにするための方策を検討したり、繰入れの対象となる経費に係る歳出予算の執行の見込みや不用の見込みを繰入額に確実に反映させたりすることにより、繰入れを適切かつ効率的なものとするよう意見を表示し、及び改善の処置を要求したもの

会計名	(1) 食料安定供給特別会計(調整、国営土地改良事業両勘定)
	(2) 農業共済再保険特別会計(家畜、果樹、園芸施設各勘定)
	(3) 国有林野事業特別会計
部局等	(1)、(2)農林水産本省
	(3) 林野庁
一般会計からの繰入れの概要	特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)第6条等の規定に基づき、各特別会計において経理されている事務及び事業に係る経費のうち、一般会計からの繰入れの対象となるべき経費の財源に充てるために必要があるときに限り、予算で定めるところにより、一般会計から当該特別会計に繰り入れるもの
過大になっている一般会計からの繰入金	(2) 家畜勘定 18億1312万円(平成20年度) 果樹勘定 8億1656万円(平成20年度) 園芸施設勘定 5億3479万円(平成20年度) 計 31億6448万円
減額できた一般会計からの繰入金	(1) 調整勘定 311億7128万円(平成20年度) 国営土地改良事業勘定 2億5000万円(平成20年度) 計 314億2128万円
	(3) 63億6908万円(平成20年度)

(本件事態等の検査状況について、「第4章 第3節 特定検査対象に関する検査状況」に「一般会計からの繰入金を歳入としている特別会計における当該繰入金の繰入れ及び繰入れの対象となるべき経費に係る歳出予算の執行の管理等について」を掲記した(989ページ参照)。)

【是正改善の処置を求め並びに意見を表示し及び改善の処置を要求したものの全文】

特別会計への一般会計からの繰入れの適正化等について

(平成22年10月13日付け 農林水産大臣あて)

標記について、下記のとおり、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求め並びに同法第36条の規定により意見を表示し及び改善の処置を要求する。

記

1 一般会計からの繰入れの概要

(1) 貴省所管の特別会計の概要

国は、特別会計に関する法律(平成19年法律第23号。以下「特会法」という。)に基づき、その経理を一般会計と区分して行うため特別会計を設置しており、平成20年度における特別会計は21会計となっている。このうち、食料安定供給特別会計等5特別会計については、農林水産大臣が、法令で定めるところに従い、管理することとされている。そして、食料安定供給特別会計等3特別会計においては、複数の事業が実施されていて、それぞれの事業収支を区分する必要があるとして勘定が設けられている(以下、勘定区分のない特別会計についても1勘定と数えることとする。)

各特別会計の目的並びにその各勘定の20年度決算における収納済歳入額、支出済歳出額及びその差額である決算剰余金の状況は、表1のとおりとなっている。この決算剰余金は、予算額に対する歳入の増加、歳出予算の繰越、不用等が要因となって生じるものである。

表1 各特別会計の目的及びその各勘定の平成20年度決算の状況等 (単位：百万円)

特別会計名	目的	勘定名	収納済	支出済	決算剰余金
			歳入額 A	歳出額 B	
食料安定供給	農業経営基盤強化事業、農業経営安定事業、食糧の需給及び価格の安定のために行う事業及び土地改良工事等に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているもの	農業経営基盤強化	19,504	13,630	5,873
		農業経営安定	210,165	175,316	34,848
		米管理	635,290	632,305	2,984
		麦管理	466,403	460,691	5,712
		業務	13,746	13,746	—
		調整	1,275,055	1,238,471	36,584
		国営土地改良事業	119,127	108,097	11,030
農業共済再保険	国が経営する農業共済再保険事業に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているもの	再保険金支払基金	21,766	—	21,766
		農業	14,921	6,693	8,228
		家畜	45,622	31,982	13,640
		果樹	5,913	1,380	4,533
		園芸施設	4,311	2,147	2,163
		業務	963	963	0
森林保険	国が行う森林保険事業に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているもの		11,067	2,751	8,315
国有林野事業	国有林野事業を国有林野の有する公益的機能の維持増進を基本としつつ企業的に運営し、その健全な発達に資することを目的として、その経理を一般会計と区分して行うため設置されているもの		459,061	451,002	8,059

(単位：百万円)

特別会計名	目的	勘定名	収納済 歳入額 A	支出済 歳出額 B	決算剰余金
					A - B
漁船再保険及び漁業共済保険	国が経営する普通保険等再保険事業、特殊保険再保険事業、漁船乗組員給与保険再保険事業及び漁業共済保険事業に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているもの	漁船普通保険	7,253	6,806	446
		漁船特殊保険	47	—	47
		漁船乗組員給与保険	12	—	12
		漁業共済保険	8,135	7,771	363
		業務	963	963	0

(2) 一般会計からの繰入金

特別会計の歳入のうち、一般会計からの繰入金は、事務事業の支出に充てるための財源の一部又は全部を、一般会計から特別会計又はその勘定に繰り入れるものである。

特会法第6条では、「各特別会計において経理されている事務及び事業に係る経費のうち、一般会計からの繰入れの対象となるべき経費(以下「一般会計からの繰入対象経費」という。)が次章に定められている場合において、一般会計からの繰入対象経費の財源に充てるために必要があるときに限り、予算で定めるところにより、一般会計から当該特別会計に繰入れをすることができる。」と規定されている。また、特会法附則第390条において、「第6条の規定は、この法律の施行前に他の法令において定められた一般会計から特別会計への繰入れに関する規定の適用を妨げるものではない。」と規定されている(以下、「一般会計からの繰入対象経費」と他の法令の規定により一般会計から繰り入れた財源が充てられる経費を合わせて「繰入対象経費」という。)。そして、食料安定供給特別会計については特会法第129条等、農業共済再保険特別会計については特会法第143条、国有林野事業特別会計については特会法第164条等、漁船再保険及び漁業共済保険特別会計については特会法第177条において、それぞれ繰入対象経費が規定されている。

貴省所管の特別会計では、20年度に、表2のとおり、4特別会計11勘定において、一般会計からの繰入金を歳入としている。

表2 一般会計からの繰入れの状況等(平成20年度)

(単位：百万円、%)

特別会計名	勘定名	収納済歳入額 A		
			うち、一般会計からの繰入額 B	繰入率 B/A × 100
食料安定供給	調整	1,275,055	240,288	18.8
	国営土地改良事業	119,127	51,691	43.3
農業共済再保険	農業	14,921	9,272	62.1
	家畜	45,622	33,174	72.7
	果樹	5,913	3,485	58.9
	園芸施設	4,311	3,524	81.7
	業務	963	962	99.9
国有林野事業		459,061	190,168	41.4
漁船再保険及び漁業共済保険	漁船普通保険	7,253	6,680	92.0
	漁業共済保険	8,135	7,698	94.6
	業務	963	963	99.9

### (3) 歳出予算の執行過程における不用見込額等の把握

各府省は、財政法(昭和22年法律第34号)第28条に規定する予算の添付書類の作成、公債発行額の決定等のために、「決算純計額報告書、決算見込額報告書及び決算見込純計額報告書等の様式並びに送付期限等について」(昭和33年歳計第2138号)等に基づき、毎年度の12月末(第1次)、2月末(第2次)及び4月末(第3次)現在における一般会計及び特別会計の歳入歳出決算見込額を把握して、それぞれ翌月初旬に財務省に報告することとなっている。この報告においては、歳出予算現額のうち、年度内に執行しないことが確実と見込まれる「項」「目」の不用見込額について、その不用理由と併せて報告することとなっている。

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性、効率性等の観点から、特別会計の歳入である一般会計からの繰入金は適切かつ効率的に行われているかなどに着眼して、貴省所管の5特別会計20勘定のうち、一般会計からの繰入金を歳入としている4特別会計11勘定の20年度決算を対象に、貴省本省、林野庁及び水産庁において会計実地検査を行った。そして、予算書、決算書等の関係書類によって、一般会計からの繰入れ及び繰入対象経費に係る歳出予算の執行はどのように管理されているかを分析するなどの方法により検査した。

### (検査の結果)

検査したところ、食料安定供給特別会計の調整勘定及び国営土地改良事業勘定、農業共済再保険特別会計の家畜勘定、果樹勘定及び園芸施設勘定並びに国有林野事業特別会計、計3特別会計6勘定において、次のような事態が見受けられた。

### (1) 食料安定供給特別会計

#### ア 調整勘定

この勘定は、農業経営基盤強化勘定、農業経営安定勘定、米管理勘定及び麦管理勘定が必要とする資金の手当てを一括して行うとともに、米管理勘定、麦管理勘定及び業務勘定の損益を移し受けて整理するものである。

この勘定における繰入対象経費は、特会法第129条の規定により、農業経営安定事業に要する経費、農業経営安定事業の事務取扱費等とされており、20年度に一般会計から繰り入れられた額は2402億8803万余円で、表3のとおり、20年4月から21年5月までの間に20年8月及び9月を除き毎月繰り入れられている。

表3 一般会計からの繰入れの状況(食料安定供給特別会計(調整勘定)) (単位:百万円)

年月	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	
繰入額	30,435	33,946	98,659	25,082	—	—	2,488	
うち農業経営安定勘定繰入分	10,435	33,946	19,159	25,082	—	—	2,488	
年月	11月	12月	21年 1月	2月	3月	4月	5月	計
繰入額	8,536	33,166	5,900	1,386	296	2	386	240,288
うち農業経営安定勘定繰入分	8,536	6,166	400	1,386	296	2	386	108,288

この勘定では、上記の一般会計からの繰入金 2402 億 8803 万余円のうち 1082 億 8803 万余円を(項)農業経営安定事業費及び(項)事務取扱費業務勘定へ繰入の歳出予算の財源に充てるため、農業経営安定勘定に繰り入れている。

20 年度決算における農業経営安定勘定の不用額は、上記の 2「項」及び(項)予備費で計 351 億 4948 万余円となっており、その主なものは、(項)農業経営安定事業費(目)農業経営安定事業収入減少影響緩和対策交付金(以下、この交付金を単に「交付金」という。)の 311 億 7128 万余円となっている。

この交付金は、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成 18 年法律第 88 号)、同法施行規則(平成 18 年農林水産省令第 59 号)等に基づき、対象農産物に係る対象農業者の当年産の収入の額が、対象農産物に係る対象農業者の標準的<sup>(注1)</sup>な収入の額を下回った場合に、その減収額の 9 割を、国費を財源とするこの交付金の交付と農業者が自ら積み立て積立金管理者に納付している積立金の返納により翌年度に補てんするもので、交付金と積立金の割合は 3 対 1 となっている。交付金に関する事務手続等は、水田・畑作経営所得安定対策実施要領(平成 20 年 19 経営第 6631 号農林水産省経理局長通知)によれば、次のとおりとなっている。

- ① 制度に加入しようとする対象農業者は、毎年 4 月から 6 月までの間に、積立申出書を地方農政事務所長等に提出する。
- ② 地方農政事務所長等は、積立申出書を提出した対象農業者(以下「対策加入者」という。)に、当年において積立金として積み立てる額等を通知する。
- ③ 通知を受けた対策加入者は、7 月末までに、通知された額を都道府県ごとに指定された積立金管理者に納付する。
- ④ 対策加入者は、交付金の交付を受けようとするときは、翌年度の 4 月中に、前年度の生産実績数量を記載した交付申請書等を地方農政事務所長等に提出する。なお、対策加入者が交付金の交付を受けない場合には、その納付した積立金は、翌年度に引き続き制度に加入するときは翌年度の積立金に充てられ、加入しないときは返還される。
- ⑤ 地方農政局長等は、交付申請書等を審査し、実施要領に基づいて算定された交付金額をもって交付決定を行い、申請者に対し、交付申請書等が提出された年度のおおむね 7 月までに交付する。

そして、交付金の財源は、上記の③で積立金管理者に納付された積立金の総額の 3 倍の額を基本として翌年度に一般会計から繰り入れられる予算措置がなされている。20 年度の交付金の歳出予算額は 555 億 1673 万余円であり、その財源に相当する額が 20 年 7 月までに一般会計((項)農業経営安定事業費等食料安定供給特別会計へ繰入)から調整勘定を経て農業経営安定勘定に繰り入れられている。

19 年 4 月から 6 月までの間に上記①の申出がなされて 20 年度に交付された交付金の交付状況をみると、前記の実施要領に定められた事務手続等のおおむね 20 年 5 月から 7 月までに計 243 億 4683 万余円が対策加入者に交付されていて、20 年度の交付金の交付

実績額計 243 億 4544 万余円は、7 月までにほぼ確定していた。

そして、貴省は、上記のとおり 20 年 7 月までに対策加入者に交付された額計 243 億 4683 万余円と歳出予算額 555 億 1673 万余円との差額 311 億 6989 万余円は不用になることを 7 月末に把握していたにもかかわらず、農業経営安定勘定において交付金の交付に必要な額を確保していくためには、一般会計から調整勘定を経て農業経営安定勘定に繰り入れた額と実際に交付した額との差額は特別会計で保有して翌年度(21 年度)の財源の一部に充てる必要があるなどとして、不用になる額に相当する財源を含めて一般会計から繰り入れていた。

しかし、貴省が当年度に実際に交付しないことが明らかな額を一般会計から調整勘定を経由して農業経営安定勘定に繰り入れているのは、それを翌年度の財源として繰り越して保有することが目的であり、「各会計年度における経費は、その年度の歳入を以て、これを支弁しなければならない。」とする財政法第 12 条や、「国は、法律を以て定める場合に限り、特別の資金を保有することができる。」とする同法第 44 条の趣旨に沿わないと認められる。

したがって、翌年度の財源とするために不用になる額を一般会計から繰り入れることなく、交付金の交付に必要な額のみを一般会計から繰り入れることとしていけば、7 月末に不用になると把握していた 311 億 6189 万余円及びその後に戻入等された 139 万余円の計 311 億 7128 万余円については、一般会計からの繰入れを減額することができ、同額が農業経営安定勘定において保有されている事態にはならなかったと認められる。

(注 1) 標準的な収入の額 米穀、麦、大豆、てん菜、でん粉及び原料用ばれいしょの前年度以前 5 か年産の各年産における 10a 当たり収入額のうち最大のもの及び最小のものを除いたものを合算し、3 で除して得られる額等に、対象農業者の各対象農産物ごとの生産面積を乗じて得た額を合算した額である。

#### イ 国営土地改良事業勘定

この勘定は、国営土地改良事業特別会計が 20 年度から一般会計に統合されたことに伴い、10 年度以前に国営土地改良事業の事業費の一部について借入金を財源とすることとして新規着工した地区のうち 19 年度末までに工事が完了していない地区について、当該事業が完了するまでの間、借入金を事業費の財源の一部とすることができるように経過勘定として設けられたものである。

この勘定における繰入対象経費は、特会法附則第 231 条第 6 項の規定により準用される附則第 165 条の規定により、土地改良工事に要する費用で国庫が負担するもの及び当該土地改良工事に要する費用のうち都道府県に負担させる費用とされており、20 年度に一般会計から繰り入れられた額は 516 億 9170 万余円となっている。そして、この一般会計からの繰入金は、表 4 のとおり、20 年 5 月から 8 月まで及び 21 年 1 月から 3 月までの各月に繰り入れられている。

表4 一般会計からの繰入れの状況(食料安定供給特別会計(国営土地改良事業勘定)) (単位:百万円)

年月	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	
繰入額	—	4,200	362	8,898	1,703	—	—	
年月	11月	12月	21年 1月	2月	3月	4月	5月	計
繰入額	—	—	2,857	4,366	29,304	—	—	51,691

貴省は、国営土地改良事業勘定においては、特会法附則第231条第6項の規定により準用される附則第172条の規定により、土地改良事業負担金の算定の単位となる工事ごとに経理を行うこととされているため、毎年度1月末に、各地方農政局等から工事別に地区ごとの事業費の決算見込調書を提出させており、これを基に、2月末までに当該年度の歳出予算の執行見込額に対して必要となる国庫が負担する額及び借入金の額を算出している。そして、20年度においてもこの調書により、(項)土地改良事業費等3「項」の執行見込額に対して必要となる借入金の額を175億9664万余円と算出し、借入金の歳入予算額180億円との差額4億0335万余円は借入れを行わないこととしている。

一方、国庫が負担する額については、(項)土地改良事業費等3「項」の執行見込額514億4170万余円を繰り入れる必要があるとした。そして、21年2月までの繰入額が計223億8736万余円となっていることから、同年3月以降に繰入れを要する額は290億5434万余円になると把握していたにもかかわらず、地区ごとの決算で赤字とならないよう調整する必要があるとして、21年3月に上記の額に2億5000万円を加算した293億0434万余円を一般会計から繰り入れていた。

しかし、上記の2億5000万円については、執行見込額を超える額であり、一般会計から繰入れを要する額に含まれていないのであるから、繰り入れる必要はなく、21年3月に繰り入れられた293億0434万余円のうち2億5000万円は一般会計からの繰入れを減額することができたと認められる。

## (2) 農業共済再保険特別会計

この特別会計における家畜勘定、果樹勘定及び園芸施設勘定は、それぞれ、農業者が、家畜の死亡、疾病等、風水害等による果実の減収等又は園芸施設の損傷等によって受ける損害について、農業共済組合等が支払う共済金について農業共済組合連合会(以下「連合会」という。)が負う保険責任のうち、損害の一定の割合等を再保険する事業に関する経理を行うものである。

これらの勘定における繰入対象経費は、それぞれ特会法第143条第3項、第4項又は第5項の規定により、家畜共済再保険事業等、果樹共済再保険事業等又は園芸施設共済再保険事業等に関する費用で農業災害補償法(昭和22年法律第185号)第13条の2、第13条の3又は第13条の5の規定により国庫が負担するものとされており、国庫は共済加入者が支払うべき共済掛金<sup>(注2)</sup>のうち一定割合を負担することとされている。また、家畜勘定において同法附則第150条の3第3項は、同条第1項の家畜共済損害防止事業交付金に相当する金額は、毎会計年度予算で定めるところにより、一般会計から繰り入れると規定している。



(注2) 共済掛金 共済加入者ごとに、共済金額(共済事故により生じる損害の補償限度額)に共済掛金率を乗じて得た額をいう。

各勘定の一般会計からの繰入金の20年度歳入予算額は、各勘定において支払うべき共済掛金国庫負担金(以下「国庫負担金」という。)等の見積額と同額となっている。そして、それぞれのその見積額は、表5のとおり計395億4890万余円と算出され、各勘定への一般会計からの繰入金は、表6のとおり繰り入れられている。

表5 平成20年度予算における国庫負担金等の見積額の算出(農業共済再保険特別会計(家畜、果樹、園芸施設各勘定))

勘定名	見積額	見積額の算出方法
家畜	国庫負担金 325億3925万余円	平成18年度実績を基に推計された乳用牛等の家畜の種類ごとの共済加入予定頭数に、平均国庫負担対象共済金額、平均共済掛金率及び国庫負担割合を乗じて得た額の合計額
	家畜共済損害防止事業交付金 7億0200万余円	18年度実績を基に推計された乳用牛等の家畜の種類ごとの検査予定頭数に、1頭当たり損害防止事業交付金、国庫負担割合を乗じて得た額の合計額
果樹	国庫負担金 34億8515万余円	18年度実績を基に推計されたみかんなどの果樹の標準収穫量や標準収穫金額等を基に総共済金額を算出し、これに平均共済掛金率及び国庫負担割合を乗じて得た額の合計額
園芸施設	国庫負担金 35億2449万余円	18年度実績を基に推計されたプラスチックハウスなどの園芸施設の引受予定面積等を基に国庫負担対象共済金額を算定し、これに平均共済掛金率、国庫負担割合等を乗じて得た額の合計額
計	国庫負担金 家畜共済損害防止事業交付金	395億4890万余円 7億0200万余円

表6 一般会計からの繰入れの状況(農業共済再保険特別会計(家畜、果樹、園芸施設各勘定))

(単位：百万円)

年月		平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月		
繰 入 額	家畜勘定	1,469	1,526	1,580	5,699	2,021	2,304	—		
	果樹勘定	163	7	—	33	—	60	—		
	園芸施設勘定	263	173	201	—	186	386	—		
年月		11月	12月	21年 1月	2月	3月	4月	5月	計	
繰 入 額	家畜勘定	—	—	—	1,943	3,898	—	12,730	33,174	
	果樹勘定	—	—	—	—	—	—	3,220	3,485	
	園芸施設勘定	—	143	70	—	460	—	1,638	3,524	

(注) 家畜勘定の一般会計からの繰入額33,174百万円のうち国庫負担金として繰り入れている額は32,539百万円である。

本院が、連合会から毎月又は加入月に貴省に提出される家畜共済交付金交付申請書等により、各勘定において実際に共済加入者が支払うべき共済掛金のうち国が支払うべき国庫負担金の額を確認したところ、実際に農業共済組合等が引き受けた共済金額は国庫負担金の見積額の算出の基礎とした共済金額を下回っていた。このため、表7のとおり、20年度に共済加入者が支払うべき共済掛金に対する国庫負担金の額は計363億8441万余円となり、一般会計から繰り入れられた額計395億4890万余円は、この額より計31億6448万余円過大になっていると認められる。

表7 実際に国が支払うべき国庫負担金の額等(平成20年度)

(単位：百万円)

勘定名	共済加入者が支払うべき共済掛金総額に対する国庫負担金 A	国庫負担金として一般会計から繰り入れられた額 B	過大になっている額 B-A
家畜	30,726	32,539	1,813
果樹	2,668	3,485	816
園芸施設	2,989	3,524	534
計	36,384	39,548	3,164

そして、貴省は、過大になっている額については、家畜勘定及び園芸施設勘定では、21年度に特会法第146条第1項の規定により積立金として積み立てるなどしており、果樹勘定では、21年度に特会法第145条第3項において準用する同条第1項の規定により再保険金支払基金勘定へ繰り入れるなどして、20年度に国が実際に支払うべき国庫負担額を超えて繰り入れられたこれらの一般会計からの繰入金は、特別会計において保有されるなどの状況となっている。

したがって、貴省に提出される家畜共済交付金交付申請書等により共済の引受状況を把握することができるのであるから、上記の国庫負担金に係る一般会計からの繰入れは、各年度に国が実際に支払うべき国庫負担額を繰り入れることとする要があると認められる。

なお、21年度においても、家畜勘定、果樹勘定及び園芸施設勘定において同様の事態が見受けられ、この3勘定の国庫負担金の額は、貴省によれば計349億2912万余円となっており、一般会計から繰り入れられた額計387億8257万余円は、この額より計38億5344万余円過大になっている。

(3) 国有林野事業特別会計

この特別会計における繰入対象経費は、特会法第164条の規定により、①国有林野のうち公益林における松くい虫の駆除又はそのまん延の防止、標識の設置その他の森林保全に要する経費、②国有林野における保安林の指定のための調査に要する経費その他の公益林の管理に関する事務に要する経費、③森林計画の作成に要する経費、④国有林野を利用して行う森林及び林業に関する知識の普及並びに林業技術の指導に要する経費、⑤国有林野の管理経営上重要な林道の開設に要する経費その他の国有林野事業に係る事業施設費で政令で定めるもの並びに⑥直轄治山事業に関する費用で国庫が負担するもの及び災害復旧事業等に関する事務取扱費とされている。また、国有林野事業の改革のための特別措置法(平成10年法律第134号。以下「特別措置法」という。)第19条は、この特別会計の負担に属する借入金について、予算の範囲内において、⑦当該年度において支払うべき利子に充てるべき金額を、一般会計から繰り入れるものとする規定している。そして、これらの繰入対象経費に対して、20年度において一般会計から繰り入れられた額は1901億6843万余円となっており、表8のとおり、20年4月から21年3月まで毎月繰り入れられている。

表8 一般会計からの繰入れの状況(国有林野事業特別会計)

(単位：百万円)

年月	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	
繰入額	20,641	13,211	6,435	16,832	3,610	2,460	12,495	
うち特会法 に基づく分	20,641	5,462	6,435	16,832	1,503	2,460	12,495	
うち特別措 置法に基づ く分	—	7,749	—	—	2,106	—	—	
年月	11月	12月	21年 1月	2月	3月	4月	5月	計
繰入額	17,562	25,357	13,994	10,110	47,455	—	—	190,168
うち特会法 に基づく分	9,786	25,357	13,994	7,721	47,455	—	—	170,147
うち特別措 置法に基づ く分	7,775	—	—	2,389	—	—	—	20,021

一般会計からの繰入金のうち⑦の特別措置法に基づく利子の支払に充てるべき分については、その歳入予算額は財務省から指示された予算積算利率により算定した利子の支払予定額となっているが、貴省林野庁は、実際の繰入額を実績利率による利子支払実績額としている。

また、一般会計からの繰入金で特会法に基づく分のうち、前記⑥の直轄治山事業の財源となる分については、20年度決算における繰入対象経費に係る不用額は、(項)治山事業費等6「項」で計11億3611万余円となっているが、貴省林野庁は、21年2月下旬に、事業執行を行っている森林管理局等から聞き取り調査を行うなどして、これらに係る不用見込額を計9億3367万余円と把握し、この不用見込額を一般会計からの繰入額に反映させて、この不用見込額に相当する額9億3367万余円を一般会計から繰り入れないこととしていた。

他方、前記①から⑤までの直轄治山事業以外の事業の財源となる分については、20年度決算における繰入対象経費に係る不用額は、(項)国有林野事業費等4「項」で計177億6441万余円となっているが、貴省林野庁が21年2月末の時点で把握していた不用見込額は、計182億4082万余円であった(なお、決算における不用額が不用見込額を下回っているのは、貴省林野庁において、21年3月に、不用見込額に含まれていた(項)国有林野事業費の(目)職員基本給等3「目」の不用見込額計5億5431万円を(目)業績賞与に流用して支出したことなどによるものである)。

しかし、貴省林野庁は、上記のように当該年度の経費としては支出する見込みがないものとして繰入対象経費に係る不用見込額を把握していたにもかかわらず、不用見込額のうち支出負担行為実施計画未計画となっていた10億3414万余円を除いて、これを一般会計からの繰入額に反映させていなかったため、上記の不用見込額に対応する財源を含めて一般会計から繰り入れていた。その不用見込額に対応する財源の額は、上記4「項」の各「目」別の不用見込額に当該「目」別の歳出予算の財源に占める一般会計からの繰入金の割合を乗じて算出すると、73億2649万余円となる。

したがって、繰入対象経費に係る21年2月末の不用見込額182億4082万余円を一般会計からの繰入額に反映させていけば、林産物収入等の自己収入の収納額が見込額を下回るおそれを考慮しても、21年3月に繰り入れられた474億5589万余円のうち、不用見込額に対応する財源として繰り入れられた上記の73億2649万余円のうち63億6908万余円は一般会計からの繰入を減額することができたと認められる。

**(是正改善及び改善を必要とする事態)**

農業共済再保険特別会計の家畜勘定、果樹勘定及び園芸施設勘定において、一般会計からの繰入金为国庫が実際に負担すべき金額を超えて過大になっていて、この特別会計において保有されるなどの状況となっている事態は適切とは認められず、是正改善を図る必要があると認められる。

また、食料安定供給特別会計の調整勘定において、農業経営安定勘定では当年度に交付を要しないため不用になることが確実な交付金の額を、同勘定における翌年度の交付金の財源として繰り越して保有することを目的として一般会計から繰り入れている事態は、前記のとおり財政法の趣旨に沿わないもので適切とは認められず、改善の必要があると認められる。

さらに、特会法第6条によれば、一般会計からの繰入額は、特会法に定める一般会計からの繰入対象経費の財源に充てるために必要があるときに限り行うことができるとされているのに、①食料安定供給特別会計の国営土地改良事業勘定において、歳出予算の執行過程で把握していた執行見込額を一般会計からの繰入額に反映させていない事態、②国有林野事業特別会計において、歳出予算の執行過程で把握していた不用見込額を一般会計からの繰入額に反映させていない事態は、いずれも減額されずに繰り入れられた資金が決算剰余金となって有効に活用されないこととなるもので適切とは認められず、改善の必要があると認められる。

**(発生原因)**

このような事態が生じているのは、貴省において、一般会計からの繰入額は、特会法において繰入対象経費の財源に充てるために必要があるときに限り行うことができるとされていることについての認識が十分でなかったことなどのほか、次のことによると認められる。

- ア 農業共済再保険特別会計の家畜勘定、果樹勘定及び園芸施設勘定において、各勘定が実際に国が支払うべき国庫負担額とかかわりなく歳入予算額をそのまま繰り入れることを慣行にしていること
- イ 食料安定供給特別会計の調整勘定において、交付金の交付に必要な額を特別会計において継続して確保しておくことの適否についての検討が十分でなく、予算で定められたとおりの金額を一般会計から繰り入れて農業経営安定勘定に繰り入れることにしていること
- ウ 食料安定供給特別会計の国営土地改良事業勘定において、執行見込額を超える額を一般会計から繰り入れることにしていること
- エ 国有林野事業特別会計において、不用見込額を把握しているにもかかわらず、そのうちの支出負担行為実施計画未計画に係る額以外は一般会計から繰り入れることにしていること

**3 本院が求める是正改善の処置並びに本院が表示する意見及び本院が要求する改善の処置**

一般会計からの繰入額が過大にならないようにすることはもとより、繰入額が特別会計における歳出予算の執行状況等に応じて適時適切に行われ、税収のほか国債の発行等により調達されて一般会計から特別会計へ繰り入れられた資金が有効に活用されることが求められる。

については、貴省において、一般会計からの繰入を適正化するとともに、繰入額を抑制して一般会計からの繰入を適切かつ効率的なものとするよう、次のとおり是正改善の処置を求め、並びに意見を表示し、及び改善の処置を要求する。

- ア 農業共済再保険特別会計の家畜勘定、果樹勘定及び園芸施設勘定において、一般会計からの繰入金額は共済の引受けにより各年度に国が実際に支払うべき国庫負担額とすることなどにより、一般会計からの繰入を適正化すること(会計検査院法第34条による是正改善の処置を求めるもの)
- イ 食料安定供給特別会計の調整勘定において、農業経営安定勘定における交付金の支払額が予算額を下回り不用になることが確定しているのに一般会計から予算額全額を繰り入れて農業経営安定勘定に繰り入れ、同勘定において翌年度の財源として繰り越すことを行わないようにするための方策を検討すること(同法第36条による意見を表示するもの)
- ウ 食料安定供給特別会計の国営土地改良事業勘定において、歳出予算の執行過程で把握した執行の見込みを一般会計からの繰入額に確実に反映させること(同法第36条による改善の処置を要求するもの)
- エ 国有林野事業特別会計において、自己収入の収納の動向を適切に把握しつつ、歳出予算の執行過程で把握した不用の見込みを一般会計からの繰入額に確実に反映させること(同法第36条による改善の処置を要求するもの)

(5) 森林整備事業における林道整備の実施に当たり、事前評価及び新規採択の判断を行うための費用対効果分析が適切に実施されるよう意見を表示したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)林野庁 (項)森林環境保全整備事業費 (項)森林居住環境整備事業費
部 局 等	林野庁
補助の根拠	森林法(昭和26年法律第249号)
補助事業者	5道県(うち事業主体3道県)
間接補助事業者(事業主体)	市2、町1、計3事業主体
補助事業	森林環境保全整備、森林居住環境整備
補助事業の概要	森林の適正な整備を推進することなどを目的として、森林整備を行うための林道整備を実施するもの
当初計上の便益項目を正しく算定すると費用便益比が1を下回っていた林道	11路線
上記に係る事業費	89億2338万余円
上記に対する国庫補助金交付額	44億9046万円(背景金額)

【意見を表示したものの全文】

森林整備事業における林道整備の費用対効果分析について

(平成22年10月28日付け 林野庁長官あて)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

## 1 費用対効果分析等の概要

### (1) 森林整備事業の費用対効果分析

貴庁は、森林法(昭和 26 年法律第 249 号)等に基づき、森林の適正な整備を推進することなどを目的として、都道府県等が造林、間伐、保育等の森林整備とそれらの作業を行うための林道整備とを内容とする森林整備事業を実施する場合に、その事業に要する費用の一部について国庫補助を行っている。

貴庁は、行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成 13 年法律第 86 号。以下「政策評価法」という。)等に基づき、「林野公共事業の事業評価実施要領」(平成 12 年林野庁長官通知)等を策定し、これに基づき、政策評価の対象となる補助事業等について、事前評価、期中の評価及び完了後の評価からなる事業評価を費用対効果分析等の手法により行っている。そして、都道府県等は、この費用対効果分析等を行うのに必要な情報の収集等に努め、これらの情報を積極的に貴庁へ提供して協力することとなっている。

費用対効果分析は、事業の便益と当該事業を実施するために要する経費とを比較することにより、事業の効率性を測定・把握して、便益の現在価値(Benefit)を費用の現在価値(Cost)で除した費用便益比(B/C)を算定するものである。そして、森林整備事業の新規採択に当たっては、事業の効率性を審査する必須事項として、費用便益比が 1 以上であることが必要とされている。

### (2) 林道整備の費用対効果分析

前記のとおり、林道整備は森林整備事業の一部であり、林道だけが事業評価の対象となることはないものの、林道は造林等の森林整備を効率的に行うための施設であり、相当の費用を要する最も重要な林業の生産基盤である。これらのことなどから、貴庁は、林道整備を含む森林整備事業の新規採択に当たり、採択過程の透明性及び客観性を確保するとともに、事業効果の判断に資するため、都道府県等から林道整備のみを対象とした費用対効果分析に係る資料等の提出を受けることとしている。そして、貴庁は、林道整備を含む森林整備事業を新規採択する場合には、林道整備のみの費用便益比が 1 以上であり、林道整備の効果等が十分見込めることを確認している。

### (3) 林道整備の便益

貴庁は、前記の「林野公共事業の事業評価実施要領」等を受けて具体的な評価方法として、「林野公共事業における事前評価マニュアル」(平成 14 年林野庁森林整備部計画課長通知。以下「マニュアル」という。)を策定している。マニュアルでは、森林整備事業の便益の種類及び算定方法が定められており、森林整備事業の新規採択に当たり、貴庁及び都道府県等は、マニュアルを適用して林道整備の費用対効果分析を行っている。

マニュアルによれば、林道整備の便益には、木材生産等便益、森林整備経費縮減等便益、一般交通便益、森林の総合利用便益等の 8 種類の便益があり、このうち、一般交通便益は、国土交通省の道路、街路事業と算定手法が共通化されているが、その他の便益は林道整備独自の便益である。また、評価に当たっては、事業の特性に応じて事業効果を発揮する区域(以下「事業効果発揮区域」という。)を定めることとされており、事業効果発揮区域は、①既設の公道や作業道等を利用して適切な森林整備や伐採が行われてきた区域(以

下「施業実施区域」という。)、②林道が整備されることにより、新たに適切な森林整備が行われる区域(以下「新規施業実施区域」という。))とに区分される。

貴庁及び都道府県等が算定に用いている林道整備の便益と、その内容及び事業効果発揮区域は、表1のとおりである。

表1 林道整備に係る便益の種類、内容等

便益の種類		内 容	事業効果発揮区域
木材生産等便益	木材生産経費縮減便益	林道の整備により、木材輸送トラックの大型化により輸送経費が縮減されるなどの便益	施業実施区域
	木材利用増進便益	林道の整備前は切り捨てとなっていた間伐材等が林道の整備により搬出し利用される便益	施業実施区域
	木材生産確保・増進便益	林道が未整備で伐採対象とならなかった森林において、林道整備に伴うコスト縮減等により伐採が促進される便益	新規施業実施区域
森林整備経費縮減等便益	森林整備促進便益	林道が未整備で造林・保育が不十分になっていた森林において、林道の整備によって森林整備の促進が見込まれる場合の便益	新規施業実施区域
	山地保全便益	雨水の流下に伴う浸食による表土の流出を抑制する土砂流出防止便益及び山崩れ等によって短時間に大量に流出する土砂を抑制する土砂崩壊防止便益	
	炭素固定便益	森林整備を実施することによる当該森林の蓄積量の増加分から、森林による炭素固定量を推計し評価する便益	
一般交通便益		集落から通勤先への通勤等に林道を利用することによって、走行時間の短縮又は走行経費が減少する便益	—
森林の総合利用便益	フォレストアムニティ施設利用便益等	林道の整備により森林公園等(林道沿線の名勝地等を含む。)が整備され、市民への憩いの場の提供や山村と都市との交流資源として活用される便益等	—
災害等軽減便益		自然災害発生時の迂回路や防火帯としての便益	—
維持管理費縮減便益		改良、舗装等により、維持管理費が縮減される便益	—
山村環境整備便益	集落内除雪便益	林道に流雪溝、融雪パイプ等を整備することにより、除雪に係る労働力等が縮減される便益	—
その他の便益		通行の安全の確保や木材の有効活用等の便益を評価する。このほか、林道及び関連施設の整備によって生ずる便益について、それぞれの実態に応じた評価を行うものとする。	—

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点及び着眼点)

現下の厳しい財政事情の下、予算の効率的かつ効果的な執行を図るとともに、森林整備事業の採択過程の透明性、客観性を確保するためには、費用対効果分析を適切に実施することが重要である。

そこで、本院は、合规性、効率性、有効性等の観点から、林道整備の費用対効果分析及び森林整備事業の新規採択の判断は、マニュアル等に基づき適切に行われているか、マニュアルの内容、記述等に改善すべき点はないかなどに着眼して検査した。

### (検査の対象及び方法)

本院は、貴庁及び13道県及び管内の市町村において会計実地検査を行った。そして、12道県及び13道県管内の81市町村が事業主体となって、平成16年度から21年度までに森林

整備事業の新規採択の際に、費用対効果分析が実施された林道 241 路線の整備(事業費計 2125 億 3748 万余円、うち国庫補助金計 1059 億 3670 万余円)を対象に、費用対効果分析の算定書類及び現地の状況を調査するなどの方法により検査した。

**(検査の結果)**

検査したところ、7 道県及び 6 道県管内の 12 市町村が事業主体となつて、費用対効果分析が実施された林道 40 路線の整備(事業費計 443 億 3869 万余円、うち国庫補助金計 219 億 7136 万余円)について、森林整備事業の新規採択に当たり、費用便益比が過大に算定されていた。そのうち、3 道県及び 3 道県管内の 3 市町(以下「3 道県等」という。)(注 5)(注 6)が施行した林道 11 路線の整備(事業費計 89 億 2338 万余円、うち国庫補助金計 44 億 9046 万余円)については、当初に計上していた便益項目について正しく算定したところ、事前評価による便益計 122 億 3903 万余円のうち計 72 億 9940 万円が過大に算定されていて、費用便益比がいずれも 1 を下回っている事態が見受けられた。

このうち、主な事例を挙げると次のとおりである。

**<事例>**

三重県の林道木屋村山線の整備(計画期間平成 19 年度から 29 年度まで、総延長 10.0km、幅員 4 m、事業費計 10 億 2600 万円、うち国庫補助金計 5 億 1300 万円)について、同県が 18 年度に実施した事前評価の費用対効果分析は、費用 23 億 7029 万余円に対して、木材生産経費縮減便益 319 万余円、木材利用増進便益 7780 万余円、森林整備促進便益 34 億 1203 万余円を含めた便益が 37 億 3956 万余円であるため、費用便益比は 1.58 であるとしていた。

しかし、マニュアルの理解が十分でなかったため、木材生産経費縮減便益及び木材利用増進便益の事業効果発揮区域について、施業実施区域とすべきところを新規施業実施区域としていたり、新規施業実施区域を含めたりしていた。また、森林整備促進便益の事業効果発揮区域について、新規施業実施区域とすべきところを施業実施区域を含めているなど、計 26 億 4936 万余円の便益が過大に算定されていた。

したがって、事業効果発揮区域を正しく適用するなどして便益を修正して算定すると、10 億 9019 万余円となるなどのため、費用便益比は 0.46 となる。

上記の事態を受けて、3 道県等は前記の 11 路線に係る費用便益比の再調査を行い、算入対象となる便益の種類が異なっていたり、当初算入していなかった便益があったりしているとして、これを考慮すれば 11 路線の費用便益比は 1 を上回るとしている(表 2 参照)。

しかし、これらの 11 路線は、前記のとおり事前評価による便益計 122 億 3903 万余円のうち計 72 億 9940 万円が過大に算定されており、これに 3 道県等が当初算入していなかったなどとしている便益計 37 億 7309 万余円を合わせると、合計 110 億 7249 万余円という当初の便益の合計額にも相当するような額の便益の相違があることとなり、3 道県等においては政策評価法に基づく事業評価制度が適切に実施され機能しているとは言い難い状況となっていた。



表2 11路線に係る本院の検査及び3道県等の再調査の結果

事業主体	路線名 (地区名)	当局的事前 評価		本院の検査及び道県等の再調査の結果						
		便益額 (千円)	費用 便益比	本院の検査により過大に算定されて いたと認められる便益		左の 便益を 反映し た費用 便益比	本院の検査後、3道 県等が行った再調査 において、当初算入 していなかった便益		左の 便益を 反映し た費用 便益比	
				内 容	金額 (千円)		内 容	金額 (千円)		
北海道 枝幸町	オチャラベ 線	60,396	1.65	山地保全便益について、 評価期間(50年)を5年間 毎に区切り、5年間毎の便 益を合計して評価期間の便 益を算定することとしていた。 しかし、5年間分の便益 を算定する際に1年間の便 益に正しくは5を乗ずると ころ、誤って事業開始から の経過年数である15(2年 度から17年度まで)を乗ず るなどしていた。 また、炭素固定便益につ いても同様の誤りをしてい た。	44,885	0.72	土砂流出防 止便益	6,922	1.05	
						その他	70			
北海道	菊水線	1,132,978	2.19	木材生産経費縮減便益及 び木材利用増進便益の事業 効果発揮区域について、施 業実施区域とすべきところ を新規施業実施区域として いたり、新規施業実施区域 を含めたりしていた。 また、森林整備促進便益 の事業効果発揮区域につ いて、新規施業実施区域とす べきところを施業実施区域 を含めるなどしていた。	732,375	0.81	ふれあい機 会創出便益 注(1)	196,182	1.21	
						その他	1,219			
三重県	木屋村山線	3,739,560	1.58	木材生産経費縮減便益及 び木材利用増進便益の事業 効果発揮区域について、施 業実施区域とすべきところ を新規施業実施区域として いたり、新規施業実施区域 を含めたりしていた。 また、森林整備促進便益 の事業効果発揮区域につ いて、新規施業実施区域とす べきところを施業実施区域 を含めるなどしていた。	2,649,367	0.46	災害復旧経 費縮減便益 注(2)	1,027,390	1.01	
						その他	282,326			
三重県	鶴が坂線	2,319,582	1.61	木材生産経費縮減便益及 び木材利用増進便益の事業 効果発揮区域について、施 業実施区域とすべきところ を新規施業実施区域として いたり、新規施業実施区域 を含めたりしていた。 また、森林整備促進便益 の事業効果発揮区域につ いて、新規施業実施区域とす べきところを施業実施区域 を含めるなどしていた。	1,592,965	0.50	災害復旧経 費縮減便益	1,401,580	1.55	
						その他	129,308			
三重県	野又越線	1,188,418	1.80	木材生産経費縮減便益及 び木材利用増進便益の事業 効果発揮区域について、施 業実施区域とすべきところ を新規施業実施区域として いたり、新規施業実施区域 を含めたりしていた。 また、森林整備促進便益 の事業効果発揮区域につ いて、新規施業実施区域とす べきところを施業実施区域 を含めるなどしていた。	866,104	0.69	洪水防止便 益 注(3)	99,675	1.18	
						災害復旧経 費縮減便益	95,408			
						その他	30,596			
山口県 岩国市	久保田線	283,127	1.12	木材生産経費縮減便益及 び木材利用増進便益の事業 効果発揮区域について、施 業実施区域とすべきところ を新規施業実施区域として いたり、新規施業実施区域 を含めたりしていた。 また、森林整備促進便益 の事業効果発揮区域につ いて、新規施業実施区域とす べきところを施業実施区域 を含めるなどしていた。	43,285	0.88	ふれあい機 会創出便益	45,250	1.04	
						その他	89			
山口県 岩国市	大奴田線	255,753	1.15	木材生産経費縮減便益及 び木材利用増進便益の事業 効果発揮区域について、施 業実施区域とすべきところ を新規施業実施区域として いたり、新規施業実施区域 を含めたりしていた。 また、森林整備促進便益 の事業効果発揮区域につ いて、新規施業実施区域とす べきところを施業実施区域 を含めるなどしていた。	105,921	0.67	ふれあい機 会創出便益	81,336	1.04	
						その他	56			
熊本県 天草市	今田線	1,315,293	2.87	木材生産経費縮減便益及 び木材利用増進便益の事業 効果発揮区域について、施 業実施区域とすべきところ を新規施業実施区域として いたり、新規施業実施区域 を含めたりしていた。 また、森林整備促進便益 の事業効果発揮区域につ いて、新規施業実施区域とす べきところを施業実施区域 を含めるなどしていた。	816,358	0.91	炭素固定便 益	47,966	1.00	
高知県	清水三原、 中村大正、 檮原東津野 各線(四万 十川地区)	1,943,927	1.19	フォレストアメニティ施 設利用便益について、算定 対象とならない宿泊施設 (海沿いや街中にある国民 宿舎、ビジネスホテル等)を 対象にするなどしていた。	448,140	0.91	その他の便 益 注(4)	323,525	1.12	
						炭素固定便 益	4,196			
合 計 3道県 3市町	11路線	12,239,034			7,299,400			3,773,094		

注(1) 算入していなかった便益としてふれあい機会創出便益(森林の総合利用便益の一つで、新たに林道を開設した場合の市民の森林等のふれあいの機会の創出の便益)を計上している。

注(2) 算入していなかった便益として災害復旧経費縮減便益(災害等軽減便益の一つで、改良、舗装等により、災害復旧経費が縮減される便益)を計上している。

注(3) 算入していなかった便益として洪水防止便益(森林整備促進便益の一つで、降雨によって地表に達した雨水が土壌に浸透等せずに河川等へ流れるのを森林整備によって防止する便益)を計上している。

注(4) フォレストアメニティ施設利用便益として算定対象とならない宿泊施設(海沿いや街中にある国民宿舎、ビジネスホテル等)の利用料金については、「その他の便益」として計上している。また、算入していなかった便益として、炭素固定便益を計上している。

このように、事前評価における費用便益比について、当初の便益の合計額にも相当するような額の便益の相違がある事態は、森林整備事業の新規採択という予算執行の側面から、その判断の妥当性や判断に至る過程の透明性及び客観性に疑念を生じさせるものであり、当初から正確な便益の数値に基づき、費用便益比を算定する必要があると認められる。

(改善を必要とする事態)

前記のとおり、林道40路線の整備について、費用便益比が過大に算定されており、そのうち、当初に計上していた便益項目について正しく算定すると林道整備の費用便益比が1を下回っている路線が11路線あり、本院の検査後の3道県等による再調査結果も含めると、これら11路線に限ってもさらに多くの便益の相違がある事態は、事業評価制度に対する信頼性を損ね、補助事業の新規採択の判断の妥当性や判断に至る過程の透明性及び客観性に疑念を生じさせるもので適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

- ア 貴庁及び道県等において、適正な事業採択に資することを目的として、事業の採択前に費用対効果分析により行われる事前評価の意義が、適切かつ効率的な予算執行を確保する上で、極めて重要であることの認識が十分でないこと
- イ 貴庁において、事業評価の基準であるマニュアルに詳細な説明や具体的な計算方法を記述したり、道県等に対しマニュアルの内容を周知徹底したりするなどのマニュアルに対する理解を深めるための方策が十分講じられていないこと
- ウ 道県等において、マニュアルに対する理解及び費用対効果分析の適切な実施に対する認識が十分でないこと

3 本院が表示する意見

現下の厳しい財政事情の下では、公共事業の実施に当たり、費用対効果分析を適切に行って、事業採択過程の透明性、客観性を確保することが強く求められている。

ついては、貴庁において、森林整備事業における林道整備の実施に当たり、事前評価及び新規採択の判断を行うための費用対効果分析が適切に実施されるよう次のとおり意見を表示する。

- ア 森林整備事業の新規採択における事前評価の重要性を踏まえ、費用便益比の算定に際して、特に便益の算定を正しく行うよう、事業評価及び補助事業採択の実施主体として道県等を指導すること
- イ 事業評価の基準であるマニュアルについて、費用対効果分析を実施する際の指針として詳細な説明や具体的な計算方法を記述したり、都道府県等に対しその内容を周知徹底したりするなどの方策を講ずること

(注1) 13道県 北海道、栃木、富山、石川、福井、三重、和歌山、広島、山口、愛媛、高知、福岡、熊本各県

(注2) 12道県 北海道、富山、石川、福井、三重、和歌山、広島、山口、愛媛、高知、福岡、熊本各県

(注3) 7道県 北海道、富山、石川、福井、三重、山口、高知各県

(注4) 6道県 北海道、栃木、石川、三重、山口、熊本各県

(注5) 3道県 北海道、三重、高知両県

(注6) 3道県 北海道、山口、熊本両県

(6) 林業就業促進資金貸付事業の実施に当たり、事業の資金規模を貸付需要に対応した適切なものとするなどにより、資金の有効活用を図るよう改善の処置を要求したものの

会計名及び科目	一般会計(組織)林野庁 (項)林業・木材産業等振興対策費 (平成19年度以前は、(項)林業振興費)
部 局 等	林野庁
補助の根拠	林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)
補助事業者 (事業主体)	29都道府県
補助事業 補助事業の概要	林業就業促進資金貸付 新たに林業に就業しようとする者等に就業に必要な林業の技術等を習得するための研修及びその他の就業の準備に必要な資金の貸付事業を行う都道府県に対して、必要な資金の一部を助成するもの
有効活用されていない26都府県の資金残高合計	3億0022万余円(平成21年度末)
上記に対する国庫補助金相当額	2億0015万円

【改善の処置を要求したものの全文】

林業就業促進資金貸付事業における資金の有効活用について

(平成22年9月21日付け 林野庁長官あて)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 林業就業促進資金貸付事業等の概要

(1) 事業の概要

貴庁は、林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)に基づき、林業の健全な発展と林業労働者の雇用の安定に寄与することを目的として、新たに林業に就業しようとする者等にその就業に必要な林業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の就業の準備に必要な資金(以下「林業就業促進資金」という。)の貸付事業を行う都道府県に対して、当該貸付事業に必要な資金の3分の2に相当する金額を国庫補助金として交付する事業を当該貸付事業が発足した平成8年度から開始している。

そして、都道府県は、交付された国庫補助金に自己資金等を合わせて林業就業促進資金を造成して、これを都道府県知事の指定を受けた林業労働力確保支援センター(以下「センター」という。)に無利子で貸し付け、資金の貸付業務を行わせている。

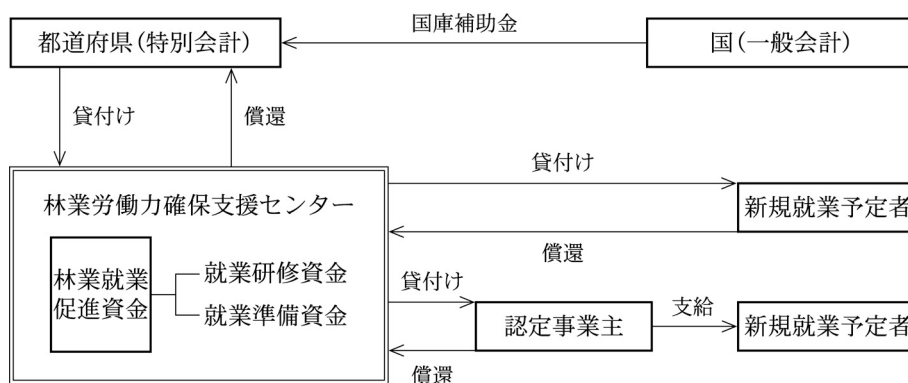
センターは、新たに、林家若しくは事業主の後継者等として、又は事業主に雇用される林業労働者として林業に就業しようとする者(以下「新規就業予定者」という。)及び新規就業予定者を雇用するなどのため、労働環境の改善その他の雇用管理の改善、森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るための改善計画を作成して都道府県知事の認定を受けた事業主(以下「認定事業主」という。)を対象に資金貸付業務を実施している。

なお、都道府県は、貸付事業を廃止した場合には、造成した資金のうち国庫補助金相当額を国に納付しなければならないこととなっている。

## (2) 林業就業促進資金の種類

林業就業促進資金の種類は、①新規就業予定者が就業に必要な林業の技術又は経営方法を実地に習得するため、センター、林業大学校等、林業試験場等における研修の受講に必要な資金(以下「就業研修資金」という。貸付限度額は、借受者が新規就業予定者本人の場合、1人当たり月額5万円から15万円、貸付利率は無利子、償還期間は20年以内(据置期間4年以内)、借受者が認定事業主の場合、雇用する新規就業予定者1人当たり月額4万円から12万円、貸付利率は無利子、償還期間は13年以内(据置期間4年以内))と、②新規就業予定者が住居の移転、林業作業用具の購入等の就業の準備に必要な資金(以下「就業準備資金」という。貸付限度額は、借受者が新規就業予定者本人の場合、1人当たり150万円、貸付利率は無利子、償還期間は20年以内(据置期間4年以内)、借受者が認定事業主の場合、雇用する新規就業予定者1人当たり120万円、貸付利率は無利子、償還期間は13年以内(据置期間4年以内))がある(次図参照)。

図 林業就業促進資金の仕組み



## (3) 貸付計画及び実績報告書

都道府県は、毎年度、センターの資金貸付業務に係る業務計画等を勘案して、就業研修資金及び就業準備資金ごとの事業計画を内容とする林業就業促進資金貸付事業計画(以下「貸付計画」という。)を策定して、林野庁長官からその承認を受けなければならないこととなっている。そして、都道府県は、貸付計画に基づいて実施した貸付事業の実績報告書を林野庁長官に提出しなければならないこととなっている。

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、有効性等の観点から、林業就業促進資金が有効に活用されているかなどに着眼し、21年度末現在で資金を造成している29都道府県(注1) (資金造成総額6億4541万余円、うち国庫補助金相当額4億3027万余円)を対象に、貴庁及び10道県において会計実地検査を行うとともに、その他の19都府県については関係資料を提出させて、各年度における資金の貸付額、年度末資金残高の状況等について分析を行うことにより検査した。また、21年度末現在で資金を造成していない18府県については、その理由を聴取した。

### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

ア 資金を造成している 29 都道府県の状況について

(ア) 29 都道府県全体の資金の貸付け及び繰越しの状況

29 都道府県全体の資金の貸付け及び繰越しの状況をみると、表 1 のとおり、21 年度末貸付残高は、17 年度の 3 億 1916 万余円から 2 億 7542 万余円に減少しており、資金造成総額に対する年度末貸付残高の比率(以下「貸付残高率」という。)も、17 年度の 50.0% から 21 年度の 42.7% に減少している。その結果、17 年度から 21 年度までの間、資金造成総額に対する年度末資金残高の比率(以下「繰越率」という。)は年々増加している状況であり、21 年度末資金残高も、17 年度の 3 億 1944 万余円から 3 億 6998 万余円(国庫補助金相当額 2 億 4665 万余円)に増加している。

表 1 各年度における資金の年度末貸付残高、繰越率等の状況

区分 年度	資金造成総額 (a) = (b) + (c) (国庫補助金相当額)				
		年度末貸付残高 (国庫補助金相当額) (b)	貸付残高率 (b/a)	年度末資金残高 (国庫補助金相当額) (c)	
					繰越率 (c/a)
平成 17	千円 638,609 (425,739)	千円 319,168 (212,778)	% 50.0	千円 319,441 (212,960)	% 50.0
18	643,463 (428,975)	309,063 (206,041)	48.0	334,400 (222,933)	52.0
19	644,877 (429,918)	299,653 (199,768)	46.5	345,224 (230,149)	53.5
20	645,153 (430,102)	281,024 (187,349)	43.6	364,128 (242,752)	56.4
21	645,416 (430,277)	275,428 (183,619)	42.7	369,987 (246,658)	57.3

(イ) 29 都道府県別の 21 年度末における貸付残高率の状況

29 都道府県別の 21 年度末における貸付残高率の状況をみると、表 2 のとおり、23 都府県において貸付残高率が 50% 未満となっており、このうち 21 都府県は 30% 未満となっていて、さらに 12 都府県は貸付残高がなかった。

表 2 29 都道府県別の平成 21 年度末における貸付残高率の状況

貸付残高率	0%	0% 超 10% 未満	10% 以上 20% 未満	20% 以上 30% 未満	30% 以上 40% 未満	40% 以上 50% 未満	50% 以上 60% 未満	60% 以上 70% 未満	70% 以上 80% 未満	80% 以上 90% 未満	90% 以上 100%
都道府県数	12	5	2	2	1	1	2	2	1	0	1
計 29			21			6					
			23								

(ウ) 29 都道府県別の貸付計画と実績

29 都道府県別の 17 年度から 21 年度までの間の貸付計画と実績の状況をみると、表 3 のとおり、26 都府県において貸付計画額に対する実績額の比率(以下「計画実施率」という。)が 50% 未満となっており、このうち 23 都府県は 30% 未満となっていて、さ

らに16都府県は貸付実績がなかった。そして、これら16都府県のうち7府県は、資金造成以降一度も貸付実績がなかった。

表3 29都道府県別の平成17年度から21年度までの間の計画実施率の状況

計画実施率	0%	0%超 10%未満	10%以上 20%未満	20%以上 30%未満	30%以上 40%未満	40%以上 50%未満	50%以上 60%未満	60%以上 70%未満	70%以上 80%未満	80%以上 90%未満	90%以上 100%	
都道府県数	16	5	1	1	1	2	2	0	0	0	1	
計29	23							3				
	26											

<事例>

京都府は、平成9、10両年度に国庫補助金計1040万円の交付を受け、520万円の自己資金を合わせて、1560万円の資金を造成している。そして、10年度から21年度までの間、毎年度、840万円から1560万円の貸付けの見込みがあるとして貸付計画を策定していた。しかし、資金造成以降一度も貸付けの実績はなく、21年度における年度末資金残高は1563万余円(国庫補助金相当額1042万余円)となっていた。

そして、貸付残高率が50%以上で、計画実施率も50%以上のものは3道県のみであり、この3道県を除く26都府県の21年度末資金残高は計3億0022万余円(国庫補助金相当額2億0015万余円)となっている。

(エ) 貸付事業が低調になっている理由

前記のように本件貸付事業の年度末残高が多額となっていることなどから、29都道府県に対して、貸付事業の利用が低調になっている理由を聴取したところ、表4のとおり、国の他の補助事業や県の単独事業等により新規就業予定者に対して研修を実施していること、道県内に、貸付けの対象となる研修を行う林業大学校等、林業試験場等がないことなどによるとしている。

表4 貸付事業が低調になっている理由

理 由	都道府県数
国の他の補助事業や県の単独事業等により新規就業予定者に対して研修を実施している	25
道県内に、貸付けの対象となる研修を行う林業大学校等、林業試験場等がない	18
地域内からの採用やUターン者が多いため、住居の移転が生じない	14
既に作業着等の作業用具を持っていたり、事業主が用意しているので準備費用が少ない	13
賃金が低いため、将来の不安から借入れをためらう	10

(注) 複数回答が可能となっているため、都道府県数を合計しても29とならない。

イ 資金を造成していない18府県の状況について

21年度末時点で資金を造成しておらず貸付事業を実施していない18府県について、事業を実施していない理由等を聴取したところ、次のような状況となっている。

18府県のうち15府県は、新規就業予定者に対しては就業の円滑化を図るための県の単独事業等により対応できることなどの理由から、貸付事業発足時の8年度から事業を実施していなかった。

また、3県は、貸付事業発足後、事業を実施したものの、このうち1県は貸付実績が1件のみであったこと、2県は貸付実績がなかったことのため、県において需要調査を行った結果、今後の貸付需要が見込めないことなどを理由として、16年度から19年度までの間に事業の廃止を決定した。そして、造成した資金のうち国庫補助金相当額を国に納付していた。

**(改善を必要とする事態)**

3道県を除く26都府県において、林業就業促進資金を造成してから一度も貸付実績がなかったり、貸付実績があっても計画実施率が低かったりなどしているため、毎年度多額の年度末資金残高が発生して資金が滞留し有効活用されていない事態は適切でなく、改善の要があると認められる。

**(発生原因)**

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

- ア 都府県において、貸付計画の策定に当たり、新規就業予定者等からの貸付需要の把握及び貸付実績に対応した適切な資金規模の検討が十分でなかったこと、及び単独事業等により新規就業予定者の就業の円滑化を図るための研修を実施するなどしているのに、これらを考慮せず、貸付事業の存続の必要性や適切な資金規模を検討していなかったこと
- イ 貴庁において、都府県における貸付事業の資金運営について現状把握が十分でなかったこと、また、このため都道府県が貸付事業の存続の必要性や適切な資金規模を検討するための基準等を策定して示していないなど、都道府県に対する指導が十分でなかったこと

**3 本院が要求する改善の処置**

本件貸付事業は、貴庁において、林業への就業の促進を図るため、都道府県に対して国庫補助金を交付し実施してきたものであるが、上記のように毎年度多額の年度末資金残高が発生して資金が滞留している状況にかんがみると、貸付需要に対応した適切な規模で資金の有効活用を図ることが必要である。

については、貴庁において、本件事業の実施状況の把握に努め、都道府県が貸付事業の存続の必要性や適切な資金規模を検討するための基準等を策定して、これを都道府県に示し、事業存続の必要性や貸付需要に対応した適切な資金規模を検討させて、造成した資金のうち適切な資金規模を超える資金については、その国庫補助金相当額を国に納付させることとするなどして、資金の有効活用を図るよう改善の処置を要求する。

(注1) 29都道府県 東京都、北海道、京都府、青森、岩手、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、三重、滋賀、兵庫、奈良、鳥取、島根、岡山、山口、愛媛、熊本、大分、宮崎各県

(注2) 23都府県 東京都、京都府、青森、岩手、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、新潟、富山、石川、山梨、岐阜、三重、滋賀、兵庫、奈良、鳥取、岡山、愛媛、大分、宮崎各県

(注3) 12都府県 東京都、京都府、青森、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、奈良、岡山、大分、宮崎各県

(注4) 26都府県 東京都、京都府、青森、岩手、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、三重、滋賀、兵庫、奈良、鳥取、岡山、愛媛、熊本、大分、宮崎各県

(注5) 16都府県 東京都、京都府、青森、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、新潟、石川、奈良、鳥取、岡山、愛媛、大分、宮崎各県

(注6) 7府県 京都府、青森、福島、茨城、栃木、奈良、大分各県

(注7) 3道県 北海道、島根、山口両県

(注8) 26都府県 (注4)の26都府県と同じ

(7) 農林水産省及び独立行政法人農畜産業振興機構が公益法人等に補助金等を交付して設置造成させている基金が保有する資金について有効活用を図るよう改善の処置を要求したもの

所管、会計名及び科目	(1) 農林水産省所管 一般会計 (組織)農林水産本省 (項)牛肉等関税財源国産畜産物競争力強化対策費 等 (2) 独立行政法人農畜産業振興機構(畜産勘定) (項)畜産振興事業費 〔平成8年10月1日から15年9月30日までは、 農畜産業振興事業団(畜産助成勘定) (項)畜産助成事業費 8年9月30日以前は、 畜産振興事業団(助成勘定) (項)助成事業費〕
部 局 等	(1) 農林水産本省 (2) 独立行政法人農畜産業振興機構(平成8年10月1日から15年9月30日までは農畜産業振興事業団、8年9月30日以前は畜産振興事業団)本部
補助の根拠	(1) 予算補助 (2) 独立行政法人農畜産業振興機構法(平成14年法律第126号) 〔平成8年10月1日から15年9月30日までは農畜産業振興事業団法(平成8年法律第53号)、8年9月30日以前は畜産物の価格安定等に関する法律(昭和36年法律第183号)〕
基金設置法人	(1) 2公益法人 (2) 10公益法人等
上記の法人に設置造成された基金のうち資金が有効活用されていない基金	(1) 2基金 (2) 14基金 計 16基金
上記基金の資金保有額(補助金等相当額)	(1) 38億9455万余円(38億9393万余円)(平成20年度末) (2) 921億3455万余円(850億3916万余円)(平成20年度末) 計 960億2911万余円(889億3310万余円)



上記の補助金等 相当額のうち有 効活用されてい ない額	(1)	35 億 4724 万円
	(2)	368 億 6143 万円
	計	404 億 0867 万円

【改善の処置を要求したものの全文】

農林水産省及び独立行政法人農畜産業振興機構が交付した補助金等により公益法人等に  
造成された基金が保有する資金の有効活用について

(平成 22 年 8 月 25 日付け 農 林 水 産 大 臣 へ  
独立行政法人農畜産業振興機構理事長 へ)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 農林水産省及び独立行政法人農畜産業振興機構が実施する補助事業等の概要

農林水産省は、肉用子牛生産の安定その他食肉に係る畜産の健全な発達を図り、農業経営の安定に資することを目的として、肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和 63 年法律第 98 号)に基づき、毎年度の牛肉等関税を財源とした肉用子牛等対策として、自ら国庫補助事業を実施するとともに、独立行政法人農畜産業振興機構(平成 8 年 10 月 1 日から 15 年 9 月 30 日までは農畜産業振興事業団、8 年 9 月 30 日以前は畜産振興事業団。以下「機構」という。)が実施する肉用子牛等対策の財源として、牛肉等関税財源畜産産業振興対策交付金(9 年度から 14 年度までは牛肉等関税財源農畜産業振興事業団交付金、8 年度以前は牛肉等関税財源畜産振興事業団交付金。以下「牛関交付金」という。)等を機構に交付している。

機構は、独立行政法人農畜産業振興機構法(平成 14 年法律第 126 号)等に基づき、牛関交付金等を財源として、畜産物の生産又は流通の合理化を図るための事業その他の畜産業の振興に資するための事業で農林水産省令で定めるものについてその経費を補助する業務(以下「畜産産業振興事業補助」という。)等を実施している。そして、畜産産業振興事業補助に係る経理は機構の畜産勘定において行われており、同勘定には調整資金及び畜産産業振興資金(8 年 10 月 1 日から 15 年 9 月 30 日までは畜産助成資金、8 年 9 月 30 日以前は助成勘定の資金)が置かれている。

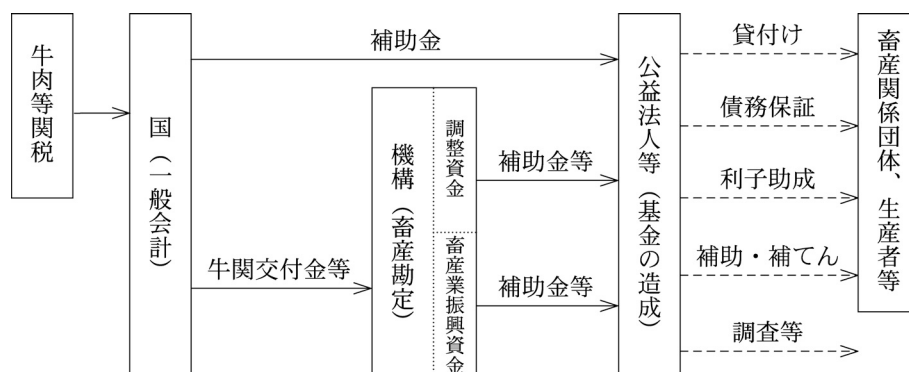
上記の調整資金には、食肉等に係る畜産産業振興事業補助等に必要な経費の財源に充てるなどのために牛関交付金が充てられており、一方、畜産産業振興資金には、酪農関係事業等の畜産全般に係る畜産産業振興事業補助等に必要な経費の財源に充てるために、牛関交付金とは別に農林水産省から交付される交付金等が充てられている。これら両資金の資金保有額(保有されている資金の額。以下同じ。)は、20 年度末において調整資金 1120 億 9474 万余円、畜産産業振興資金 700 億 4607 万余円、計 1821 億 4081 万余円となっており、また、両資金の資金保有額を合算した額は、3 年度から 20 年度までの各年度末において、最低額でも 1033 億 7469 万余円(15 年度末)と、常に 1000 億円を超えるものとなっている。

そして、農林水産省又は機構の補助金等の交付を受けて実施される事業には、補助金等の交付を受けた公益法人等(以下「法人」という。)が、当該補助金等を財源の全部又は一部として造成した基金により、畜産関係団体や生産者等に対して貸付け、債務保証、利子助成又は補助・補てんを行ったり、自ら調査等を行ったりしているものがある。

これら基金事業における財政資金の流れは次のとおりである(参考図 1 参照)。

(参考図 1)

基金事業における財政資金の流れ



## 2 本院の検査結果

### (検査の観点及び着眼点)

本院は、21年6月、参議院から国会法第105条の規定に基づき、牛肉等関税を財源とする肉用子牛等対策の施策等について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受け、これに対し検査を実施してその結果を報告することを決定した。そして、当該要請に係る会計検査の一環として、農林水産省又は機構から補助金等の交付を受けた法人が造成した基金について、有効性等の観点から、現下の厳しい国の財政事情の下で、基金が保有する財政資金は有効に活用されているか、基金の規模や必要性等の見直しは事業の進ちよく状況、社会経済情勢の変化、国の財政や機構の財務の状況等に応じて適時適切に実施されているかなどの点に着眼して検査した。

### (検査の対象及び方法)

上記の要請に係る検査において検査対象とした25法人が造成した60基金のうち、21年度末までに事業を終了した37基金を除く12法人が造成した23基金(20年度末資金保有額1271億0884万余円、補助金等相当額1205億3067万余円(うち国所管基金4基金(20年度末資金保有額109億8431万余円、補助金相当額115億0153万余円)、機構所管基金19基金(20年度末資金保有額1161億2452万余円、補助金等相当額1090億2913万余円)))を対象として、農林水産省及び機構から、これら23基金に係る3年度から20年度までの状況に関する調書を徴して分析するとともに、農林水産省、機構及び上記12法人に対する会計実地検査を行った。

(注1) 12法人 社団法人全国畜産経営安定基金協会、社団法人全国肉用牛振興基金協会、社団法人中央畜産会、社団法人全国家畜畜産物衛生指導協会、社団法人日本家畜商協会、社団法人日本ハンバーグ・ハンバーガー協会、社団法人配合飼料供給安定機構、財団法人沖縄県畜産振興基金公社、財団法人競馬・農林水産情報衛星通信機構、財団法人畜産環境整備機構、日本ハム・ソーセージ工業協同組合、ホクレン農業協同組合連合会

(注2) 国所管基金 農林水産省が牛肉等関税を財源とする肉用子牛等対策として交付した補助金を財源の全部又は一部として造成されている基金

(注3) 機構所管基金 機構が交付した補助金等を財源の全部又は一部として造成されている基金

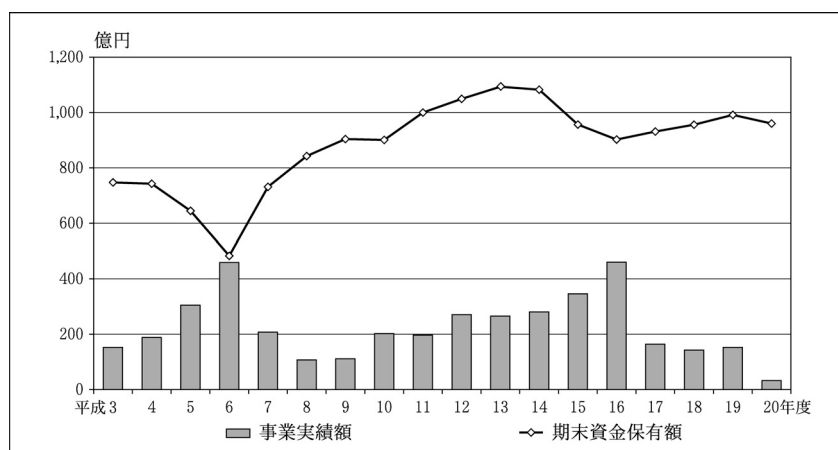
(検査の結果)

検査したところ、11 法人が造成した 16 基金において、<sup>(注4)</sup>事業実績額と比較して多額の資金を保有していて、貴重な財政資金が有効に活用されていない事態が見受けられた(参考図 2 参照)。

(注4) 事業実績額 貸付事業基金については新規貸付額、債務保証事業基金については代位弁済額、利子助成事業基金については利子助成支払額、補助・補てん事業基金については補助金等の支払額、調査等その他事業基金については調査、研究等に係る費用の支払額

(参 考 図 2)

16 基金の資金保有額及び事業実績額の推移



上記の 16 基金を態様ごとに示すと、次のとおりである。

- (1) 生産物価格の低落等の異常時に備えるためとして、必要以上に多額の資金を保有しているもの

通し番号	基金名	法人名	所管	使 途	平成 20 年度末資金保有額	
						補助金等相当額
1	備蓄基金	社団法人配合飼料供給安定機構	国	調査等その他	3 億 0477 万余円	3 億 0415 万余円
2	融資準備財産	社団法人全国肉用牛振興基金協会	機構	貸付け	535 億 3555 万余円	535 億 3555 万余円
3	家畜防疫互助基金	社団法人全国家畜畜産物衛生指導協会	機構	補助・補てん	32 億 5226 万余円	17 億 3742 万余円
3 基金 (3 法人)					570 億 9259 万余円	555 億 7713 万余円

注(1) 社団法人全国家畜畜産物衛生指導協会は、平成 21 年 4 月に社団法人中央畜産会に統合されている。

注(2) 基金名は平成 20 年度末現在のものを記載している。

これらの基金は、生産物価格の低落や病害の発生等の異常な事態が生じたときに、各法人が実施する生産者補給金の財源となる資金の貸付けや生産者の経済的損失の補償等に充てられるものである。

しかし、上記のような異常な事態が生ずる時期を予測することは困難であり、また、実際に生ずる頻度は低く、異常な事態が生じていない期間は長期にわたることが多い。そこで、3 年度から 20 年度までの期間について、これらの基金の状況をみると、上記のよう

な異常な事態が実際に生じた頻度は低く、期間の大半を占める通常時においては、事業実績額が0円であったり、資金保有額と比較して著しく少額であったりなどしている。そして、各基金が保有する資金は、各基金が農林水産省や機構の定める基金事業の実施要綱に従って特定の目的のために造成及び使用されるものであることから、異常な事態が生じていない状況下においては、使用されることなく保有されたままになることとなる。

＜事例1＞

社団法人全国肉用牛振興基金協会(以下「全国協会」という。)は、機構から補助金等の交付を受けて「融資準備財産」を造成している(平成20年度末資金保有額535億3555万余円(補助金等相当額同額))。

本基金による事業は、肉用子牛生産者補給金制度の健全な運営を図るため、都道府県知事の指定を受けた都道府県肉用子牛価格安定基金協会(以下「指定協会」という。)において肉用子牛生産者補給金の一部に充てるための生産者積立金に不足が生じた場合に、指定協会に対して資金の貸付けを行うものである。

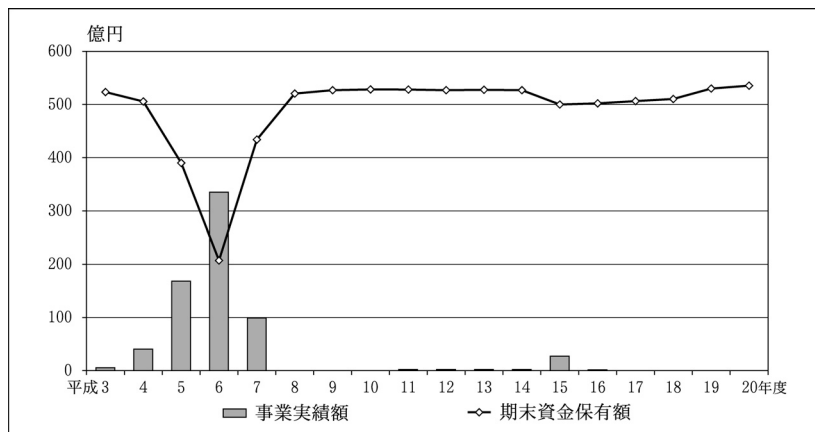
3年度から7年度までの各年度における事業実績額をみると、平均額は129億7401万余円であり、特に5、6両年度には、牛肉の輸入自由化の影響を受けて肉用子牛生産者補給金が増加したことに伴い生産者積立金が不足したため、168億3441万余円及び335億1346万余円と多額に上っている。このため3年度末には523億2045万余円であった資金保有額は6年度末には207億1587万余円と当該年度の事業実績額を下回る額にまで減少している(参考図参照)。

しかし、8年度から20年度までの各年度における事業実績額をみると、事業実績があるのは、牛海綿状脳症(BSE)の発生による影響等があった11年度から16年度までであり、この間の事業実績額は最高額でも27億1967万余円(15年度)となっている。一方、同期間の各年度末における資金保有額をみると、最低額500億0257万余円(15年度末)は、同期間の各年度における事業実績額の最高額27億1967万余円(15年度)と比較して18倍となっており、また、平均額520億6962万余円は、事業実績額の平均額2億2986万余円と比較して226倍となっていて、必要以上に多額の資金を保有している(参考図参照)。

なお、本基金については、21年度に全国協会が実施した基金の見直しの結果、同年度に437億3827万余円を機構へ返還している。しかし、本基金は、20年度末資金保有額535億3555万余円から、この返還額を差し引いても、なお97億9728万余円に上る多額の資金を保有していることとなる。

(参 考 図)

融資準備財産の資金保有額及び事業実績額の推移



このように、これら3基金では、異常な事態が実際に生じた頻度は低いのに、生ずる可能性の低い異常な事態に備えて、長期間にわたり個別の基金において必要以上に多額の資金を保有している。

(2) 当面使用する見込みのない多額の資金を保有しているもの

通し番号	基金名	法人名	所管	使 途	平成20年度末資金保有額	
						補助金等相当額
4	畜産経営維持安定特別対策基金	社団法人全国畜産経営安定基金協会	国	補助・補てん	35億8978万余円	35億8978万余円
5	家畜疾病経営維持基金	社団法人中央畜産会	機構	利子助成	10億3532万余円	10億3532万余円
6	家畜飼料特別支援基金	社団法人中央畜産会	機構	利子助成	76億5744万余円	76億5744万余円
7	家畜飼料債務保証円滑化基金	社団法人中央畜産会	機構	補助・補てん	24億7668万余円	24億7668万余円
8	畜産関係情報提供衛星通信推進事業基金	財団法人競馬・農林水産情報衛星通信機構	機構	調査等その他	1億3913万余円	1億3913万余円
5基金（3法人）					148億9838万余円	148億9838万余円

(注) 基金名は平成20年度末現在のものを記載している。

これらの基金は、畜産経営者等に対して一定の条件で貸付けを行う融資機関に対して利子補給金を交付する事業や、貸付けに対する債務保証を行う農業信用基金協会に対して保証債務の代位弁済に伴う損失を補てんする事業等に充てられるものである。

これらの基金では、利子補給や債務保証の対象となる貸付けに係る貸付残高、貸付期間、利子補給率等を把握することなどにより、次年度以降各年度に必要な資金量を一定程度予測することが可能であるのに、この各年度に必要なとなると見込まれる資金量ではなく、当該事業が終了するまでに必要となると見込まれる資金量を基金設置当初から保有するなどして、当面使用する見込みのない多額の資金を保有している。

<事例2>

社団法人中央畜産会は、機構から補助金等の交付を受けて「家畜飼料特別支援基金」を造成している(平成20年度末資金保有額76億5744万余円(補助金等相当額同額))。

本基金による事業は、畜産の生産基盤の維持と安定的発展を図るために、配合飼料価格が一定の水準を上回った場合に畜産経営者等に対して飼料購入に必要な家畜飼料特別支援資金を貸し付ける融資機関に対して、利子補給を行うものである。

本基金による利子補給の対象となる貸付けは、19年度から21年度までの3年間に行われるもので、貸付枠は3年間の合計で680億円とされている。そして、本基金は、19年度に、貸付枠680億円に利子補給率の見込みを乗ずることなどにより算定された76億1968万余円の補助金等の交付を受けて造成されている。

19年度から21年度までの事業実績額をみると、利子補給は通常貸付け後1年以上経過した後に行われることや、19年度第2四半期まで配合飼料価格が一定の水準を上回らなかったことから、19、20両年度は0円、21年度は実績報告書によれば1億2539万余円となっている。そして、20年度末の資金保有額76億5744万余円は、21年度の事業実績額1億2539万余円と比較して61倍となっている。

さらに、22年度以降の各年度に必要なと見込まれる資金量を、21年度末における利子補給の対象となる貸付けの合計額 534 億 0924 万余円(計画承認額)<sup>(注)</sup>に基づき推計すると、これらに対する利子補給率が貸付けの時期により 1.25% から 2.15% となっていることから、上記の 534 億 0924 万余円に利子補給率の最大値 2.15% を乗じた 11 億 4829 万余円が上限額となる。そして、20 年度末の資金保有額 76 億 5744 万余円は、当該上限額 11 億 4829 万余円と比較して 6.6 倍となっている。

(注) 家畜飼料特別支援資金の貸付けは、畜産経営者等が作成する生産性向上計画を都道府県知事が承認した後に行われる。計画承認額として記述しているのは、都道府県知事が承認した生産性向上計画における借入希望額である。なお、計画承認額は貸付けの限度額であり、実際の貸付額は必ずしも計画承認額とは一致しない。

(3) 事業実績額等の支出が借受者からの貸付金の回収額等の収入を下回るなどして必要以上に多額の資金を保有しているもの

通し 番号	基金名	法人名	所管	使 途	平成 20 年度末資金保有額	
						補助金等相当額
9	肥育素牛導入基金	社団法人全国畜産経営安定基金協会	機構	貸付け	8 億 4290 万余円	8 億 4290 万余円
10	貸付機械取得資金	社団法人日本ハンバーグ・ハンバーガー協会	機構	貸付け	3 億 4124 万余円	1 億 6111 万余円
11	生乳流通効率化リース基金	財団法人畜産環境整備機構	機構	貸付け	11 億 3828 万余円	11 億 3828 万余円
12	食肉リース基金	財団法人畜産環境整備機構	機構	貸付け	13 億 7594 万余円	13 億 7594 万余円
13	畜産環境整備リース基金	財団法人畜産環境整備機構	機構	貸付け	50 億 7001 万余円	50 億 7001 万余円
14	貸付機械取得資金	日本ハム・ソーセージ工業協同組合	機構	貸付け	31 億 6349 万余円	15 億 8174 万余円
6 基金 (4 法人)					119 億 3188 万余円	101 億 7001 万余円

(注) 基金名は平成 20 年度末現在のものを記載している。

これらの基金は、畜産経営者等に対する貸付けやリースを行う事業に充てられるものである。そして、これら 6 基金による事業は、借受者からの貸付金の回収額等の収入を新たな貸付けやリースの財源とする回転型としての貸付事業となっている。

しかし、これら 6 基金は、資金保有額が事業実績額である新規貸付額と比較して多額になっていたり、事業実績額等の支出が回収額等の収入を下回っていたりなどしている。

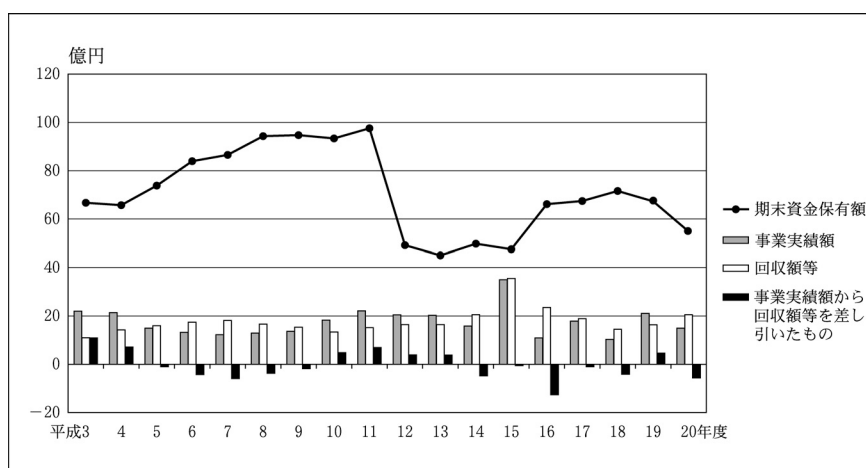
また、回転型の貸付事業基金における資金保有額、事業実績額等の状況をみるため、これら 6 基金のうち、過去に回転型の貸付事業ではない補助付きリース<sup>(注5)</sup>を実施していた食肉リース基金及び畜産環境整備リース基金<sup>(注6)</sup>を除く 4 基金を全体として、3 年度から 20 年度までの各年度末における資金保有額や各年度における事業実績額等をみると、各基金における事業実績額の年度ごとの変動が一定程度平準化されており、いずれの年度においても年度末の資金保有額は当該年度の事業実績額を上回っている。そして、当該期間内の資金保有額の平均額と事業実績額の平均額との比較では、事業実績額(15 億 2958 万余円)の

4.6 倍に相当する 70 億 8727 万余円もの資金を保有していることになり、さらに、事業実績額(注7)の平均額と回収額等の平均額との比較では、事業実績額が回収額等を 1901 万余円下回っている(参考図 3 参照)。

- (注 5) 補助付きリース リースの対象となる機械施設の取得価額の一部に補助金を充てて、取得価額と補助金の差額を回収額等の算定の基礎として貸付けを行うものである。
- (注 6) 食肉リース基金及び畜産環境整備リース基金 食肉リース基金は平成 12、13 両年度に、畜産環境整備リース基金は 9 年度から 19 年度まで、それぞれ補助付きリースを実施していた。
- (注 7) 事業実績額 貸付機械取得資金については、回収額等に利子に相当する附加貸付料等を含んでいることから、事業実績額に附加貸付料等で賄うこととなる事務費を加えている。

(参 考 図 3)

4 基金を全体としてみた場合の資金保有額、事業実績額等の推移



(注) 貸付機械取得資金については、回収額等に利子に相当する附加貸付料等を含んでいることから、事業実績額に附加貸付料等で賄うこととなる事務費を加えている。

このように、これら 4 基金を含めた前記 6 基金では、資金保有額が事業実績額と比較して多額になっていたり、事業実績額等の支出が回収額等の収入を下回っていたりなどして、必要以上に多額の資金を保有している。

<事例 3>

日本ハム・ソーセージ工業協同組合は、機構から補助金等の交付を受けて「貸付機械取得資金」を造成している(平成 20 年度末資金保有額 31 億 6349 万余円(補助金等相当額 15 億 8174 万余円))。

本基金による事業は、食肉加工業者等に対して、国産食肉及び畜産副生物の新規用途開発、製品等の品質・衛生管理並びに環境対策のために必要な成型機等の機械施設の貸付けを行うものである。そして、借受者から回収する基本貸付料等(注)を新たな貸付けの財源とする回転型としての貸付事業となっている。

3 年度から 20 年度までの各年度末における資金保有額や各年度における事業実績額等を平均してみると、事業実績額(6 億 4999 万余円)の 3.9 倍に相当する 25 億 7533 万余円もの資金を保有していることになり、さらに、事業実績額に事務費を加えた額(8 億 6422 万余円)が回収額等(8 億 7596 万余円)を 1173 万余円下回っている。

なお、本基金については、21 年度に同組合が実施した基金の見直しの結果、同年度に 6 億

3121 万余円(補助金等相当額 3 億 1560 万余円)を機構等へ返還している。しかし、本基金は、20 年度末資金保有額 31 億 6349 万余円から、この返還額を差し引いても、なお 25 億 3227 万余円に上る多額の資金を保有していることとなる。

(注) 基本貸付料 機械施設の取得価額等を貸付期間で除して得た額

**(4) 基金の運用益により事業を実施しているため、近年の低金利により縮小している事業規模と比較して著しく多額の資金を保有しているもの**

通し 番号	基金名	法人名	所管	使 途	平成 20 年度末資金保有額	
						補助金等相当額
15	食肉価格安定基金	財団法人沖縄県畜産振興基金公社	機構	補助・補てん	107 億 7582 万余円	71 億 8388 万余円

(注) 基金名は平成 20 年度末現在のものを記載している。

この基金は、基金の運用益を財団法人沖縄県畜産振興基金公社が実施する県産食肉の安定供給等に係る補助・補てん事業に充てるものである。

この基金では、近年の低金利により運用益が減少したため事業規模が縮小しており、事業実績額が大きく減少した 13 年度から 20 年度までの各年度における事業実績額の平均額は 7010 万余円となっている。そして、この事業実績額の平均額に基づき計算すると、この基金は、20 年度末において 153 か年度分もの事業実績額に相当する多額の資金を保有していることとなる。

このように、この基金は、基金の運用益により事業を実施しているため、近年の低金利状況下で、多額の資金を有効に使用することなく保有しているが、これに代えて、必要に応じて年度ごとに補助金等を交付することにより事業を実施することも可能である。

**(5) 事業実施に充てることが可能な法人の自主財源等の規模を考慮すると事業実施に必要な水準を超えた多額の資金を保有しているもの**

通し 番号	基金名	法人名	所管	使 途	平成 20 年度末資金保有額	
						補助金等相当額
16	保証基金	社団法人日本家畜商協会	機構	債務保証	13 億 3042 万余円	11 億 0369 万余円

(注) 基金名は平成 20 年度末現在のものを記載している。

この基金は、社団法人日本家畜商協会が実施する、傘下の会員組合による肉用子牛の導入に必要な資金の融通の円滑化を図るための債務保証及び代位弁済に充てられるものである。そして、事業実施要領によれば、本基金による債務保証残高は、本基金と同協会の基本財産等の額との合計額の 15 倍相当額(以下「実施要領上の債務保証限度額」という。)を超えてはならないとされている。

しかし、同協会は、実務上、債務保証残高が 59 億 6370 万円(以下、この金額を「実務上の債務保証限度額」という。)を超えないよう事業を運営しており、20 年度末の債務保証残高は 48 億 5572 万余円となっている。そして、20 年度末の実施要領上の債務保証限度額について、本基金の額を 0 円と仮定して同協会の基本財産等の額(4 億 8288 万円)のみで試算すると、その額は 72 億 4320 万円となり、実務上の債務保証限度額を上回っている。

また、同協会が債務保証を行うに当たっては、同協会の業務方法書において当該債務について組合理事長を含む過半数の理事の連帯保証人を立てる必要があるとされているこ



と、債務保証の対象は個々の畜産農家ではなく会員組合であるため保証を受ける組合の財務状況を把握しやすいことなどから、代位弁済のリスクは低く、現に、本基金が設置された10年度から20年度までに代位弁済を行った実績はない。

このように、この基金は、事業実施要領の規定や事業実績額等をみると、同協会の基本財産等だけで事業実施に必要な資金量を満たしており、事業実施に必要な水準を超えた多額の資金を保有している。

16基金(国所管基金2基金、機構所管基金14基金)の20年度末における資金保有額は、国所管基金計38億9455万余円(補助金相当額38億9393万余円)、機構所管基金計921億3455万余円(補助金等相当額850億3916万余円)、合計960億2911万余円(補助金等相当額889億3310万余円)となっている。21年度に各法人が行った基金の見直しの結果等により、16基金のうち5基金から、同年度に補助金等相当額計448億3982万余円が機構に返還されているが、16基金は、20年度末資金保有額の中の補助金等相当額から上記返還額を差し引いても、なお国所管基金計38億9393万余円、機構所管基金計401億9934万余円、合計440億9328万余円に上る多額の財政資金を保有していることになる。

また、16基金が引き続き事業を実施するために、年度ごとに農林水産省及び機構から交付される補助金等とは別に確保しておくことが必要と認められる資金保有額を、1か年度分の事業実績額に相当する金額とするなどして算定すると、国所管基金計3億4720万余円、機構所管基金計40億5201万余円、合計43億9921万余円となる。

したがって、16基金の20年度末資金保有額から上記の必要と認められる資金保有額を差し引いた国所管基金計35億4734万余円(補助金相当額35億4724万余円)、機構所管基金計880億8254万余円(補助金等相当額817億0125万余円)、合計916億2989万余円(補助金等相当額852億4849万余円)の中の補助金等相当額から前記返還額を差し引いても、なお国所管基金において計35億4724万余円、機構所管基金において計368億6143万余円、合計404億0867万余円に上る多額の財政資金を保有していることとなる。

#### (改善を必要とする事態)

上記のように、農林水産省及び機構が交付した補助金等により造成されている16基金において、事業実績額と比較して必要以上に多額の資金を保有していて、貴重な財政資金が有効に活用されていない事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

#### (発生原因)

このような事態が生じているのは、農林水産省及び機構において、事業の進捗よく状況、社会経済情勢の変化、国の財政や機構の財務の状況等に応じて、基金の規模や必要性等の見直しを適時適切に実施していなかったことなどによると認められる。

### 3 本院が要求する改善の処置

農林水産省及び機構が法人に補助金等を交付して造成させた基金のうち16基金においては、事業実績額と比較して必要以上に多額の資金を保有していて、現下の厳しい国の財政事情の下で貴重な財政資金が有効に活用されていない。

については、農林水産省及び機構において、各基金に係る事業の在り方について幅広く検討し、補助金等相当額を国又は機構に返還させた上で必要に応じて年度ごとに補助金等を交付することにより事業を実施したり、資金保有額を縮減して補助金等相当額を国又は機構に返還させたりなどして、財政資金の有効活用を図るよう改善の処置を要求する。

(8) 農業公社が農地保有合理化法人機能強化事業の実施に伴い積み立てた準備金の収支を明確にして時価売渡経費助成事業終了後における準備金の残額に相当する額の助成金を国庫に返還させるよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	農業経営基盤強化措置特別会計 (項)農地保有合理化促進対策費
部 局 等	農林水産本省
補助の根拠	予算補助
補助事業者 (事業主体)	社団法人全国農地保有合理化協会
補助事業の概要	社団法人全国農地保有合理化協会が、農地保有合理化法人機能強化事業の実施に必要な資金の財源に充てるために国庫補助金の交付を受けて造成した基金を取り崩して、農業公社に対して時価売渡経費等を対象にして助成を行うもの
時価売渡経費助成事業の助成の要件として積み立てた準備金の収支が不明となっていた農業公社数	3 農業公社
上記に対する時価売渡経費助成金交付額	40 億 7276 万余円(平成 9 年度～19 年度、21 年度)
上記に対する国庫補助金相当額	40 億 7276 万円(平成 7 年度～12 年度)(背景金額)
時価売渡経費助成事業終了後において準備金の残額を有していた農業公社数	2 農業公社
上記の農業公社における準備金の残額に相当する額の助成金	10 億 2674 万余円(平成 9 年度～19 年度、21 年度)
上記に対する国庫補助金相当額	10 億 2674 万円(平成 7 年度～12 年度)

【改善の処置を要求したものの全文】

農地保有合理化法人機能強化事業の運営について

(平成 22 年 10 月 15 日付け 農林水産大臣あて)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 農地保有合理化法人機能強化事業等の概要

(1) 農地保有合理化法人機能強化事業等の概要

貴省は、農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号。以下「基盤強化法」という。)等に基づき、農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進するため、農用地等を買入れ、又は借り受けて、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業、農用地等を売り渡すことを目的とする信託の引受けを行い、及び当該信託の

委託者に対し当該農用地等の価格の一部に相当する金額の貸付けを行う事業等の事業(以下「農地保有合理化事業」という。)を推進しており、基盤強化法の規定に基づいて農地保有合理化事業を行う主体として位置付けられた法人(以下「農地保有合理化法人」という。)等に対して様々な支援を行っている。

そして、貴省は、農地保有合理化促進対策費補助金交付要綱(昭和48年48構改B第2482号農林事務次官依命通達)に基づき、平成7年度から12年度までの間に、社団法人全国農地保有合理化協会(以下「全国協会」という。)に対して、全国協会が農地保有合理化法人の有する農用地等の中間保有機能を強化するための農地保有合理化法人機能強化事業(以下「機能強化事業」という。)を行うために必要な資金の財源に充てるための基金を造成する事業に要する経費に対し国庫補助金計150億円を交付している。

全国協会は、農地保有合理化法人機能強化事業実施要綱(平成7年7構改B第361号農林水産事務次官依命通達)等に基づき、上記により造成した基金を取り崩すことにより、機能強化事業として、都道府県の区域を事業実施区域とする農地保有合理化法人(以下「農業公社」という。)の業務運営体制の整備、強化及び財務基盤の強化に要する経費に対して助成を行っている。

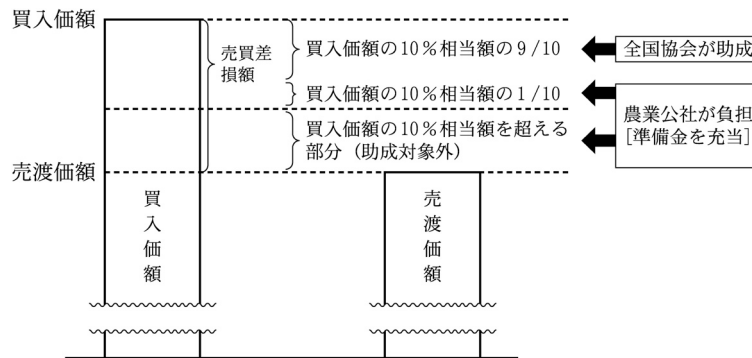
機能強化事業の助成の対象となる経費は、①農業公社の職員の資質の向上のための研修等業務運営体制の整備又は強化に要する経費、②農業公社が行う農地保有合理化事業の普及啓蒙<sup>もっ</sup>に要する経費、③農業公社が保有する農用地等について時価による売渡しを行うのに要する経費(以下「時価売渡経費」という。)とされており、全国協会は、7年度から21年度までの間に47農業公社に対して助成金計93億0611万余円を交付してきたが、21年度に機能強化事業を廃止することとし、17年度に基金の一部30億0300万余円を、21、22両年度に事業の終了に伴う基金の残額計28億9410万余円を国庫に返還している。

## (2) 時価売渡経費助成事業の概要

貴省は、全国協会が行う機能強化事業のうち時価売渡経費に対する助成を行う事業(以下「時価売渡経費助成事業」という。)については、農業公社が農地保有合理化促進特別事業実施要綱(平成5年5構改B第747号農林水産事務次官依命通達)に規定する経営転換タイプ<sup>(注1)</sup>事業により買入れた農用地等(以下「対象農用地等」という。)について時価による売渡しを行うのに要する経費を助成の対象とすることとしている。そして、その助成額は、農地保有合理化法人機能強化事業実施要領(平成7年7構改B第362号農林水産省構造改善局長通知。以下「要領」という。)に基づき、対象農用地等の買入価額から売渡価額を控除した額(以下「売買差損額」という。)の10分の9以内の額とされているが、売買差損額が買入価額の10%相当額を超える場合には、買入価額の10%相当額の10分の9以内の額とされている(図1参照)。

また、貴省は、要領において、対象農用地等を一時貸し付けている間の小作料収入等を財源に地価変動のための準備金を積み立てていることを助成の要件としている。そして、この準備金は、対象農用地等の売渡しに際して、地価変動による売買差損額が発生した場合、助成の対象とならない買入価額の10%相当額を超える部分等の農業公社が負担する売買差損額に充てるものとされている。

図1 個々の対象農用地等の売渡しの際の時価売渡経費助成事業における助成の考え方(売買差損額が買入価額の10%相当額を超える場合の例)



そして、全国協会は、7年度から21年度まで時価売渡経費助成事業を実施して6農業<sup>(注2)</sup>公社に助成金計41億1034万余円を交付している(なお、7、8、20各年度は事業実績がない)。

(注1) 経営転換タイプ事業 離農等により大幅な経営縮小をする農業者又は施設型の農業経営に転換する農業者の農用地等(開発して農地、採草放牧地又は農業用施設用地とすることが適当な土地を除く。)又は農業用施設等の買入れ、売渡し又は一時貸付けを行った後の売渡しを行う事業

(注2) 6農業公社 財団法人北海道農業開発公社、財団法人福島県農業振興公社(12年3月31日以前は財団法人福島県農業開発公社)、財団法人広島県農林振興センター(15年10月9日以前は財団法人広島県農林振興公社、15年5月31日以前は財団法人広島県農業開発公社)、財団法人福岡県農業振興推進機構(15年3月31日以前は財団法人福岡県農業総合開発公社)、財団法人長崎県農業振興公社、社団法人大分県農業農村振興公社(12年3月31日以前は社団法人大分県農地開発公社)

## 2 検査の結果

### (検査の観点及び着眼点)

本院は、有効性等の観点から、機能強化事業のうち時価売渡経費助成事業の運営状況等について、助成の要件とされている準備金の積立てなどが適切に行われているかなどに着眼して検査した。

### (検査の対象及び方法)

本院は、貴省、全国協会及び3農業<sup>(注3)</sup>公社において、農業公社の決算書類、実績報告書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、時価売渡経費助成事業の実施の対象となった前記の6農業公社から関係書類の提出を受けるなどして検査した。

(注3) 3農業公社 財団法人北海道農業開発公社、財団法人福島県農業振興公社、社団法人大分県農業農村振興公社

### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

#### (1) 貴省における時価売渡経費助成事業の運営

前記の準備金は、時価売渡経費助成事業による助成の要件として、小作料収入等を財源として積み立てられるもので、前記のとおり、対象農用地等を売り渡す際に、地価変動による売買差損額が発生した場合、時価売渡経費助成事業により助成金を交付する一方、農業公社が負担することになる売買差損額(助成の対象とならない買入価額の10%相当額を

超える部分等の売買差損額。図1参照)にこの準備金を充てるものとされている。

小作料収入は、対象農用地等を買入れしてから売り渡すまでの間に、当該農用地等を一時貸し付けたことに伴い発生する収入であるから、個々の対象農用地等の売渡しに当たっては、本来、この小作料収入を当該農用地等を売り渡す際に発生した売買差損額に充てるべきものである。しかし、時価売渡経費助成事業実施期間中に農業公社が負担することとなる全体の売買差損額が、対象農用地等の地価変動により多額に上ることも想定されたことから、時価売渡経費助成事業により助成金を交付する一方、農業公社が負担する時価売渡経費助成事業における売買差損額全体に対応するため小作料収入を財源として準備金を積み立てることとしたものである。

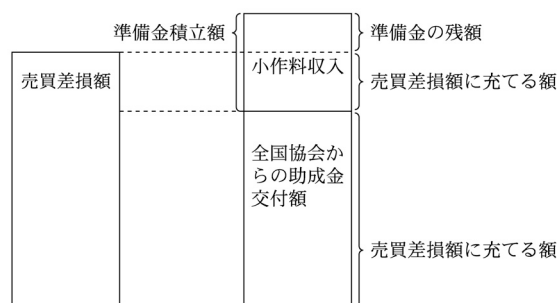
したがって、農業公社は、上記のとおり、本来、個々の対象農用地等の売買差損額に充てるべき小作料を売買差損額全体に対応するため準備金として積み立てているものであるから、時価売渡経費助成事業終了後に、小作料収入を財源とする準備金に残額がある場合には、これを優先して売買差損額に充てることとして助成金を精算すれば、全国協会は、準備金の残額に相当する額の助成金(準備金の残額が助成金交付額を上回る場合には交付された助成金の全額。以下同じ。)を結果として交付する必要がなかったことになる(図2参照)。

そして、このためには農業公社が準備金を適切に管理することはもとより、貴省においても、その管理状況を的確に把握する必要があった。

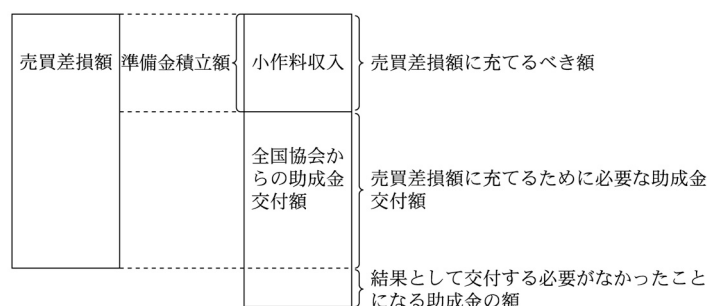
しかし、貴省は、要領において、準備金の積立てを助成の要件として定めたのみで、農業公社における準備金の区分経理、収支の明確化等については具体的な内容を定めておらず、また、準備金の収支等について農業公社から全国協会を通じて報告を徴することとしていなかった。このため、貴省は、準備金の収支及び時価売渡経費助成事業終了後における準備金の残額を把握していなかった。

図2 時価売渡経費助成事業終了後における助成金と準備金の残額との関係

【現行の考え方】



【準備金の残額を優先して売買差損額に充てることとして助成金を精算する考え方】



(2) 農業公社に対する時価売渡経費助成事業の実施状況

財団法人北海道農業開発公社(以下「北海道公社」という。)、財団法人福岡県農業振興推進機構(以下「福岡県機構」という。)及び社団法人大分県農業農村振興公社(以下「大分県公社」という。)の3農業公社は、時価売渡経費助成事業の実施期間中に、対象農用地等を売り渡す際に発生した売買差損額計53億8072万余円のうち、助成の対象となる計53億0100万余円に対して、全国協会から助成金計40億7276万余円の交付を受けていた。

そして、3農業公社は、対象農用地等を一時貸し付けている間の小作料を収入として受け入れて、これを財源として準備金の積立てを行い、この準備金を一般正味財産の一部として、公社内部に留保しているなどとしていた。

しかし、北海道公社及び福岡県機構は、準備金の区分経理を行っておらず、その収支が不明であるとして、時価売渡経費助成事業終了後の準備金の額を把握していなかった。また、大分県公社は、12年度までは準備金の区分経理を行っていたものの、13年度以降は区分経理を行っておらず、その収支が不明であるとして、時価売渡経費助成事業終了後の準備金の残額を把握していなかった。

そこで、3農業公社から提出を受けた関係書類に基づき、準備金の収支を確認したところ、時価売渡経費助成事業終了後の準備金の残額は、北海道公社10億2543万余円、福岡県機構0円、大分県公社158万余円となっていた。なお、大分県公社に対する助成金交付額は131万余円であり、上記の準備金の残額158万余円はこれを上回っていた。

したがって、北海道公社及び大分県公社において、準備金の残額を売買差損額に充てることとして助成金を精算すれば、準備金の残額に相当する額の助成金計10億2674万余円は、結果として交付する必要がなかったと認められる(表参照)。

表 3 農業公社における準備金の収支等

農業公社名	小作料収入 (千円)	売買差損額 (うち助成 対象額) (千円)	準備金の区分経理		売渡完了 年度	準備金の残 額 (千円)	準備金の残 額に相当す る助成金の 額 (千円)
			全国協会助 成額 (千円)	農業公社負 担額 (千円)			
北海道公社	2,274,089	5,314,532 (5,289,925)	4,065,873	1,248,659	平成 21	1,025,430	1,025,430
福岡県機構	22,772	64,733 (9,619)	5,577	59,156	17	—	—
大分県公社	1,732	1,463 (1,463)	1,317	146	13	1,585	1,317
計	2,298,594	5,380,729 (5,301,007)	4,072,767	1,307,961		1,027,016	1,026,748

<事例>

北海道公社は、対象農用地等の買入れを平成7年度から開始して、対象農用地等について一時貸し付けた後に売渡しを行い、21年度までに対象農用地等の売渡しを完了している。そして、9年度から19年度までの各年度及び21年度に、これらの対象農用地等を売り渡す際に発生した売買差損額計53億1453万余円のうち時価売渡経費助成事業の対象となる計52億8992万余円に対して、全国協会から助成金計40億6587万余円の交付を受けている。

一方、同公社は、対象農用地等を一時貸し付けている間の小作料収入を収入として受け入れ

て、これを財源として地価変動のための準備金の積立てを行い、この準備金を一般正味財産の一部として、公社内部に留保しているとしていた。

しかし、同公社は、準備金について区分経理を行っておらず、その収支が不明であるとして、時価売渡経費助成事業終了後の準備金の残額を把握していなかった。このため、同公社から提出を受けた関係書類に基づき、準備金の収支を確認したところ、次のような状況となっていた。

ア 収入については、対象農用地等の一時貸付けに係る小作料を収入として受け入れていて、その額は計 22 億 7408 万余円となっていた。

イ 支出については、対象農用地等を売り渡す際に、地価変動による売買差損額が発生した場合、農業公社が負担する売買差損額に準備金を充てるものとされていることから、同公社が管理している対象農用地等の売渡しなどに関するデータに基づき、同公社が負担する売買差損額を本院が算出したところ、その額は計 12 億 4865 万余円となる。

したがって、ア及びイにより、時価売渡経費助成事業が終了した 21 年度末における準備金の残額を算出すると 10 億 2543 万余円となり、これに相当する額の助成金 10 億 2543 万余円は、結果として交付する必要がなかったと認められる。

#### (改善を必要とする事態)

農業公社において、準備金の区分経理を行っておらず、その収支が不明であるとして、時価売渡経費助成事業終了後の準備金の残額を把握しておらず、この準備金の残額に相当する額の助成金が交付されたままとなっている事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

#### (発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、農業公社における準備金の区分経理、収支の明確化等についての具体的な内容を定めておらず、準備金の収支及び時価売渡経費助成事業終了後の準備金の残額を把握していなかったこと、また、この準備金の残額に相当する助成金についての取扱いを定めていなかったことなどによると認められる。

### 3 本院が要求する改善の処置

貴省は、「補助金等の交付により造成した基金の見直しについて」(平成 20 年 12 月 24 日行政改革推進本部決定)に基づき、機能強化事業については、21 年度をもって廃止し、全国協会に造成した基金については、前記のとおり、21、22 両年度に、その残額を国庫に返還させたところである。しかし、農業公社において、準備金の収支が不明であるとして、時価売渡経費助成事業終了後の準備金の残額を把握しておらず、この準備金の残額に相当する助成金が交付されたままとなっている事態が見受けられた。

については、貴省において、時価売渡経費助成事業における準備金の趣旨を踏まえて、時価売渡経費助成事業実施期間中における準備金の収支を明確にした上で、時価売渡経費助成事業終了後の準備金の残額に相当する額の助成金を国庫に返還させるよう改善の処置を要求する。

(9) 農地保有合理化促進事業強化基金造成事業等により造成された基金を廃止し、国庫補助金相当額を国庫に返還させることとして、財政資金の有効活用を図るよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	農業経営基盤強化措置特別会計 (項)農地保有合理化促進対策費 〔昭和 58、59 両年度は、 一般会計 (組織)農林水産本省 (項)農業振興費 昭和 57 年度以前は、 一般会計 (組織)農林水産本省(昭和 52 年度以前は農林本省) (項)農地利用調整助成費〕
部 局 等	農林水産本省
補助の根拠	予算補助
補助事業者	45 都道府県
間接補助事業者 (事業主体)	45 農業公社
補助事業の概要	農業公社が農地保有合理化事業に係る業務運営体制の整備強化を図るための基金を造成する事業に対して、都道府県が当該基金に充てるものとして出資又は補助する場合に、国がその出資又は補助に要する経費を補助するもの
農業公社が保有している基金の額	138 億 9440 万円(平成 21 年度末)
上記のうち農地保有合理化事業に係る業務運営体制の整備強化に資するものとなっていないと認められる額	138 億 9440 万円
上記に対する国庫補助金相当額	68 億 9695 万円(昭和 48 年度～平成 7 年度)

【改善の処置を要求したものの全文】

農地保有合理化促進事業強化基金造成事業等により造成された基金の有効活用について

(平成 22 年 9 月 29 日付け 農林水産大臣あて)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 農地保有合理化促進事業強化基金造成事業等の概要

(1) 農地保有合理化事業、農地保有合理化促進事業強化基金造成事業等の概要

貴省は、農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号。以下「基盤強化法」という。)等に基づき、農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進するため、農用地等を買入れ、又は借り受けて、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業、農用地等を売り渡すことを目的とする信託の引受けを行い、及び当該信託の



委託者に対し当該農用地等の価格の一部に相当する金額の貸付けを行う事業等(以下、これらの事業を「農地保有合理化事業」という。)を推進しており、基盤強化法の規定に基づいて農地保有合理化事業を行う主体として位置付けられた法人(以下「農地保有合理化法人」という。)等に対して様々な支援を行っている。

そして、貴省は、「農地保有合理化促進事業強化基金造成事業及び農地保有合理化促進事業推進拡充基金造成事業の実施について」(昭和48年48構改B第1699号農林省構造改善局長通知。以下「構造改善局長通知」という。)等に基づき、昭和48年度以降、都道府県の区域を事業実施区域とする農地保有合理化法人(以下「農業公社」という。)が農地保有合理化事業に係る業務運営体制の整備強化を図るための基金(以下「強化基金」という。)を造成する事業に対して、都道府県が強化基金に充てるものとして出資又は補助する場合に、その出資又は補助に要する経費の2分の1以内の額を補助することとしている。

そして、農業公社は、48年度から平成7年度までの間に、都道府県から出資又は補助された資金等により、強化基金計144億9140万円を造成しており、貴省は、上記の出資又は補助に対して国庫補助金計71億9545万円を交付した。

## (2) 強化基金の運用益の用途等

構造改善局長通知において、農業公社は、定款又は寄附行為で定めるところにより強化基金を設置するものとされており、強化基金に係る資金の運用は、金融機関への預金、国債、地方債及び金融債の取得、理事会又は総会の議決を経て指定した債券の取得等に限定されていて、その運用益は、農業公社の農地保有合理化事業に係る業務運営体制の整備強化のために必要な経費の支払に充てる場合を除き、使用してはならないとされている。

また、強化基金は、農業公社が解散した場合、農業公社が農地保有合理化事業を行う法人でなくなった場合、又は、都道府県知事が農地保有合理化事業に係る業務運営体制の整備強化の状況等を勘案して強化基金を造成する必要がないと認めて農業公社に通知した場合で、都道府県の出資又は補助に係る部分の払戻し又は納付をするなどの場合を除き、取り崩してはならないものとされている。

## 2 検査の結果

### (検査の観点及び着眼点)

本院は、有効性等の観点から、農業公社に造成された強化基金が農地保有合理化事業に係る業務運営体制の整備強化に資するものとなっているかなどに着眼して検査した。

### (検査の対象及び方法)

本院は、次表のとおり、47農業公社が、都道府県から出資又は補助された資金等により昭和48年度から平成7年度までの間に造成した前記の強化基金計144億9140万円(うち国庫補助金相当額計71億9545万円)を対象として、貴省、21道府県及び21農業公社において、決算書類等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、強化基金事業の実施状況等について、44都道府県から調書の提出を受けるなどして検査した。

表 農業公社別の強化基金の造成額等

都道府 県名	農 業 公 社 名	強化基金 造成額 (千円)	うち国庫 補助金相 当額 (千円)	造 成 期 間 (年度)	備 考
青 森	社団法人青い森農林振興公社	298,000	149,000	S48～54	○△◆
岩 手	社団法人岩手県農業公社	349,000	174,500	S48～54	○△◆
宮 城	社団法人宮城県農業公社	298,000	149,000	S48～54	○△◆
秋 田	社団法人秋田県農業公社	308,000	154,000	S48～54	○△◆※
山 形	財団法人やまがた農業支援セン ター	338,000	169,000	S48～54、H2	○△◆※
福 島	財団法人福島県農業振興公社	401,000	200,500	S48～54、63、H元	○△◆
茨 城	財団法人茨城県農林振興公社	297,000	148,500	S48～54	△◆
栃 木	財団法人栃木県農業振興公社	317,000	158,500	S48～54、H元	△◆※
群 馬	財団法人群馬県農業公社	296,000	148,000	S48～54	△◆
埼 玉	社団法人埼玉県農林公社	361,300	180,650	S48～54	△◆※
千 葉	社団法人千葉県農業開発公社	297,000	148,500	S48～54(H20 に返還)	○
東 京	公益財団法人東京都農林水産振興 財団	300,000	100,000	H3～7	△◆
神奈川	社団法人神奈川県農業公社	210,000	105,000	S48～54	○△◆※
山 梨	財団法人山梨県農業振興公社	297,000	148,500	S48～54	△◆
長 野	財団法人長野県農業開発公社	308,000	154,000	S48～54	○△◆
静 岡	社団法人静岡県農業振興公社	290,000	145,000	S58～H元	△◆
新 潟	社団法人新潟県農林公社	302,700	151,350	S48～54	○△◆※
富 山	社団法人富山県農林水産公社	295,500	147,750	S48～54	△◆
石 川	社団法人石川県農業開発公社	318,000	159,000	S48～54	○△◆
福 井	社団法人ふくい農林水産支援セン ター	295,000	147,500	S48～54	△◆
岐 阜	社団法人岐阜県農畜産公社	305,000	152,500	S48～54、H元	△◆
愛 知	社団法人愛知県農林公社	296,600	148,300	S48～54	△◆
三 重	財団法人三重県農林水産支援セン ター	296,000	148,000	S48～54	○△◆
滋 賀	財団法人滋賀県農林漁業後継者特 別対策基金	300,000	150,000	H元～6	△◆※
京 都	社団法人京都府農業開発公社	295,400	147,700	S48～54	△◆
大 阪	財団法人大阪府みどり公社	300,000	150,000	S61～H5(H15 に返還)	○
兵 庫	社団法人兵庫みどり公社	295,600	147,800	S48～54	○△◆※
奈 良	財団法人奈良県農業振興公社	296,500	148,250	S48～54	△◆※
和歌山	財団法人和歌山県農業公社	300,000	150,000	H元～6	△◆
鳥 取	財団法人鳥取県農業農村担い手育 成機構	295,000	147,500	S48～51、53、54	○△◆

都道府 県名	農 業 公 社 名	強化基金 造成額 (千円)	うち国庫 補助金相 当額 (千円)	造 成 期 間 (年度)	備 考
島 根	財団法人しまね農業振興公社	320,600	160,300	S48～54	△◆
岡 山	社団法人岡山県農地開発公社	296,700	148,350	S48～54	○△◆
広 島	財団法人広島県農林振興センター	297,000	148,500	S48～54	△◆※
山 口	財団法人やまぐち農林振興公社	297,000	148,500	S48～54	△◆
徳 島	財団法人徳島県農業開発公社	290,000	145,000	S48～53、H2	△◆※
香 川	財団法人香川県農業振興公社	300,000	150,000	S49～54、H元	△◆
愛 媛	財団法人えひめ農林漁業担い手育成公社	295,000	147,500	S48～54	○△◆※
高 知	財団法人高知県農業公社	300,000	150,000	S48、49、51、52、H元～3	△◆
福 岡	財団法人福岡県農業振興推進機構	318,000	159,000	S48～54	△◆※
佐 賀	社団法人佐賀県農地保有合理化事業公社	297,000	148,500	S48～54	△◆※
長 崎	財団法人長崎県農業振興公社	300,000	150,000	H元、3～5、7	△◆
熊 本	財団法人熊本県農業公社	299,000	149,500	S48～54	△◆
大 分	社団法人大分県農業農村振興公社	298,000	149,000	S48～54	○△◆※
宮 崎	社団法人宮崎県農業振興公社	337,000	168,500	S48～54、H元	
鹿児島	財団法人鹿児島県地域振興公社	299,000	149,500	S48～54	○△◆
沖 縄	財団法人沖縄県農業開発公社	340,500	170,000	S48～54、H2	○△◆
47 農業公社 計		14,491,400	7,195,450		
うち 21 年度末現在における 45 農業公社の保有額 計		13,894,400	6,896,950		

注(1) 農業公社名は、平成 19 年 3 月に解散した社団法人千葉県農業開発公社を除き、22 年 4 月 1 日現在の名称を記載している。

注(2) 備考欄の○は、会計実地検査の対象とした 21 道府県及び 21 農業公社を示す。

注(3) 備考欄の△は、調書の提出を受けた 44 都道府県を示す。なお、強化基金に係る国庫補助金相当額を返還した大阪府及び千葉県、口蹄疫の防疫処分等を実施していた宮崎県からは、調書の提出を求めている。

注(4) 備考欄の◆は、「農地保有合理化事業に係る業務運営体制の整備強化」を図るための具体的な計画がないまま、毎年度、強化基金事業を実施していた 44 農業公社を示す(後記(3)参照)。

注(5) 備考欄の※は、強化基金の一部期間の運用実績が不明であるとしている 16 農業公社を示す(後記(4)参照)。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 強化基金の保有額について

47 農業公社のうち、社団法人千葉県農業開発公社は、19 年 3 月に解散したことにより、財団法人大阪府みどり公社は、大阪府知事が強化基金を造成する必要がないと認めたことにより、それぞれ 20 年度末までに強化基金の全額計 5 億 9700 万円を取り崩しており、その後、両府県は国庫補助金相当額計 2 億 9850 万円を国庫に返還した。

この 2 公社を除く 45 農業公社における 21 年度末の強化基金の保有額は、計 138 億 9440 万円(うち国庫補助金相当額計 68 億 9695 万円)となっていた(表参照)。

## (2) 貴省における強化基金事業及び強化基金の運営等の状況の把握等について

貴省における強化基金の運用益を財源として実施する事業(以下「強化基金事業」という。)及び強化基金の運営等の状況の把握等については、次のとおりとなっている。

ア 農業公社ごとの強化基金の所要額については、事業実施当初の資料が保存されていないため、その算定根拠が不明である。

イ 強化基金事業の終期をいつまでとする予定であったか定めたものはない。

ウ 強化基金の運用益の用途について、構造改善局長通知において、「農地保有合理化事業に係る業務運営体制の整備強化のために必要な経費の支払に充てる」としているのみで、「農地保有合理化事業に係る業務運営体制の整備強化」の具体的な内容や「必要な経費」の範囲について定めたものはない。

エ 農業公社における「農地保有合理化事業に係る業務運営体制の整備強化」を図るための具体的な計画や強化基金の運用益の用途についての報告を徴することとしていない。

オ 強化基金の運用益の収支状況に関して、毎年度の収支の計画及び実績は把握していない。

都道府県知事は、構造改善局長通知に基づき、農地保有合理化事業に係る業務運営体制の整備強化の状況等を勘案して、農業公社に強化基金を引き続き保有させるかどうかの判断を行うこととなっているが、上記ウのとおり、貴省において、「農地保有合理化事業に係る業務運営体制の整備強化」についての具体的な内容を定めていないことなどから、都道府県知事が、強化基金を引き続き保有させるかどうかの判断を行うことが困難な状況となっていた。また、貴省は、上記エのとおり、「農地保有合理化事業に係る業務運営体制の整備強化」を図るための計画や強化基金の運用益の用途について報告を徴することとしていないことから、上記オのとおり、強化基金事業の現況等についての的確に把握しておらず、農業公社に強化基金を引き続き保有させて強化基金事業を継続させる必要があるかどうかの検証を行うことができない状況であった。

## (3) 強化基金事業の実施状況等について

(1)及び(2)を踏まえて、調書の提出を求めた44都道府県について、強化基金事業の実施状況を検査したところ、44農業公社は、「農地保有合理化事業に係る業務運営体制の整備強化」を図るための具体的な計画がないまま、毎年度、強化基金事業を実施したとしていた。

そして、44農業公社のうち財団法人熊本県農業公社を除く43農業公社は、いずれも強化基金の運用益を収入として受け入れて、これを農地保有合理化事業に係る業務運営体制の整備強化のために必要な経費の支払に充てたとしているが、この収入に対応した支出について区分経理を行っていないことから、運用益に対応した具体的な用途や使用額を特定できない状況で、各年度における運用益の使用残額や、その処理状況も不明となっていた。また、財団法人熊本県農業公社は、運用益の収入に対応した支出について区分経理を行っていたが、運用益の収入をすべて人件費に充当したとするのみで、これにより業務運営体制の整備強化がどのように図られたのかについては不明な状況となっていた。

また、上記の44農業公社に出資等を行った44都道府県は、農業公社から強化基金事業についての具体的な報告を徴していないなどのため、このような状況を把握していなかった。

(4) 強化基金の運用状況等について

44 農業公社のうち、事業開始以降、各年度における強化基金の運用実績を把握していたのは 28 農業公社にすぎず、残りの 16 農業公社は一部期間の運用実績が不明であるとしていた。

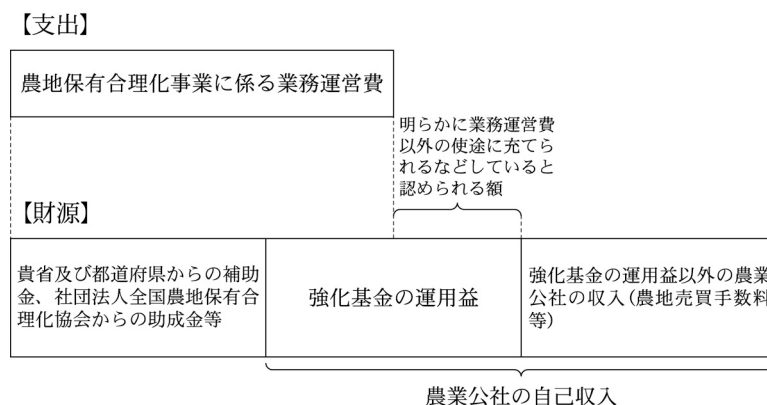
そこで、把握されている運用実績について年度別の推移をみると、44 農業公社の平均<sup>(注1)</sup>で最も運用利回りの高かった昭和 50 年度が 7.8% (運用額 38 億 0831 万余円に対する運用益の額 2 億 9951 万余円)となっていたのに対して、平成 21 年度では 1.1% (運用額 135 億 5740 万円に対する運用益の額 1 億 6181 万余円)となっていて、経済情勢の変化等に伴い、運用利回りが大きく低下していて、運用益を財源として事業を行う基金としての役割が著しく低下している状況となっていた。

(注1) 44 農業公社の平均 一部期間の運用実績が不明であるとしている農業公社は、当該期間については除外して平均を算定している。

また、44 農業公社における 19 年度から 21 年度までの間の農地保有合理化事業の実施に係る人件費、業務費等の業務運営費の財源についてみると、このうち 7 農業公社<sup>(注2)</sup>において業務運営費に、貴省及び都道府県からの補助金、貴省からの補助金を原資とする社団法人全国農地保有合理化協会からの助成金等を充ててなお不足する額を上回る強化基金の運用益を得ている年度があり、当該年度においては、強化基金の運用益の一部について、次図のとおり、明らかに業務運営費以外の用途に充てられるなどしていると認められる。

(注2) 7 農業公社 社団法人岐阜県農畜産公社、財団法人滋賀県農林漁業後継者特別対策基金、財団法人奈良県農業振興公社、財団法人徳島県農業開発公社、財団法人えひめ農林漁業担い手育成公社、財団法人高知県農業公社、財団法人長崎県農業振興公社

図 7 農業公社における強化基金の運用益と農地保有合理化事業に係る業務運営費との関係



(改善を必要とする事態)

農地保有合理化事業に係る業務運営体制の整備強化を図るための具体的な計画がなく、強化基金の運用益の用途や使用額が不明なままとなっていたり、強化基金の運用益の一部について、農地保有合理化事業に係る業務運営費以外の用途に充てていたりなどして、強化基金が農地保有合理化事業に係る業務運営体制の整備強化に資するものとなっていないと認められる事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、強化基金事業の実施状況等を把握しな

いまま、長年にわたり事業を継続して実施させており、強化基金を設置して強化基金事業を実施することの必要性についての検討が十分でなかったことなどによると認められる。

### 3 本院が要求する改善の処置

近年、予算執行の透明性の確保や財政資金の有効活用に対する要請が高まる中で、基金等を設置して行う事業については、その設置の必要性を含めて、厳しく見直すことが求められている。

については、貴省において、前記のような事業の実施状況にかんがみて、強化基金事業については原則として終了することとして強化基金を廃止し、農業公社が保有している強化基金のうち国庫補助金相当額を国庫に返還させることとして、財政資金の有効活用を図るよう改善の処置を要求する。

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

- (1) 農林水産省行政情報システム等保守業務契約について、保守員の業務の実態に即した積算を行うための基準を整備することなどにより、予定価格の積算を適切なものとするよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)農林水産本省共通費
部 局 等	農林水産本省
契 約 名	農林水産省行政情報システム等保守業務
契 約 の 概 要	農林水産省行政情報システム等を円滑に運用するため、同システム等を構成する各種機器の障害復旧、運用支援、予防保守、監視業務等を請け負わせるもの
支 払 額	9億0636万余円(平成19年度～21年度)
契 約 の 相 手 方	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
契 約	平成19年4月、20年4月、21年4月 一般競争契約
積 算 額	9億3856万余円(平成19年度～21年度)
低減できた積算額	1億3170万円(平成19年度～21年度)

#### 1 農林水産省行政情報システム等保守業務契約の概要

農林水産省は、農林水産省行政情報システム等を円滑に運用するため、同システム等を構成する各種機器の障害復旧、運用支援、予防保守、監視業務等の業務を、平成19年度から21年度までの各年度において、一般競争契約により、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下「会社」という。)と農林水産省行政情報システム等保守業務契約(以下「システム保守契約」という。)を締結して請け負わせており、計9億0636万余円を支払っている。

上記業務のうち、外部の監視センタで年間を通じて終日行う監視業務以外の業務は、システム保守契約の仕様書によると、原則としてシステムの保守員を農林水産本省(以下「本省」という。)に常駐させて行うこととしており、保守員の1日の勤務時間を8時間(閉庁日を除く。以下、この勤務時間を「常駐時間」という。)として、保守員は9名以上配置するなどとし

ている。そして、会社は、業務を行う上で、保守員では技術的に対応できない障害復旧や運用支援のため、各システムの構築業者等と保守業務契約を締結したり、保守員以外の会社の職員を配置したりしている。

農林水産省は、本件業務について予定価格を積算するための基準等を作成していないことから、仕様書に定められた内容に基づく参考見積りを会社から徴し、これを基にシステム保守契約の予定価格を積算している。

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、本省及び会社において、経済性等の観点から、システム保守契約の予定価格の積算が適切に行われているかなどに着眼して、前記の19年度から21年度までに締結した3件の契約を対象として、契約書、仕様書、参考見積りなどの書類及び業務実態を確認するなどして会計実地検査を行った。

### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

#### (1) 保守員の人数について

農林水産省は、前記のとおり、システム保守契約の仕様書では保守員の人数を9名以上としていたが、19年度に会社から徴した参考見積りで保守員の人数が11名となっていたことから、19年度契約ではこれをそのまま採用し、保守員が11名必要であるとして積算していた。一方、20、21両年度に会社から徴した参考見積りでは、保守員の人数が9名となっていたため、両年度の契約では保守員をそれぞれ9名として積算していた。

そこで、19年度における保守員の勤務状況について、会社が農林水産省の監督職員に提出することとされている各業務に関する日次報告書や保守員が会社に提出した勤務表により調査したところ、積算で見込まれた11名のうち1名は、日次報告書に保守員として作業を行ったことの記載がないなど、本省に常駐して業務を行った事実を確認することができなかった。また、他の2名は年間を通して交互に出勤しており、実質的には2名で1名分の業務しか実施していなかった。このため、業務の実態からみれば、19年度についても、他の年度と同様に9名分相当の業務であったと認められた。

#### (2) 保守員の勤務時間について

農林水産省は、保守員の勤務時間について、会社から徴した19年度から21年度までの各年度の参考見積りにおいて、保守員1名当たりの勤務時間が1日10時間(19年度の1名については1日8時間)となっていたことから、システム等に生じた突発的な障害を復旧する業務等が常駐時間外に行われることを考慮して、これをそのまま採用し、2時間に相当する人数分を保守員の人数に上乗せして積算していた。

しかし、システム等に生じた突発的な障害を復旧する業務等が発生した場合には、農林水産省と会社が協議した上で、必要があれば常駐時間外で対応させることとして、その費用は別途精算するなどして支払うべきものであり、このような業務が常態的に発生することとして、あらかじめ保守員1名当たり2時間に相当する人数分を保守員の人数に上乗せする必要はないと認められた。

#### (3) 保守員の月額単価について

農林水産省は、保守員の月額単価について、次のとおり、19、20、21各年度でそれぞれ

れ異なる方法により設定していた。

- ① 19年度においては、刊行物である積算参考資料に記載されている月額単価を用いることとし、11名のうち2名は主にシステムの管理を行い、単独での業務遂行が求められるとしてシステム管理技術者1の月額単価849,000円(諸経費込み。以下同じ。)を、<sup>(注)</sup>その他の9名は主に機器等の設定や操作支援を行うとしてシステム管理技術者2の月額単価724,000円を適用していた。一方、同年度における保守員の業務の実態をみると、前記のとおり9名分相当の業務となっていて、このうち2名についてはシステム管理技術者1の業務内容に、その他の保守員についてはシステム管理技術者2の業務内容に適合するものとなっていた。
- ② 20年度においても、同様に積算参考資料に記載されている月額単価を用いることとしたが、参考見積りで保守員の人数が19年度に比べ2名減少していたことから、各保守員が単独で業務を遂行する能力が必要であるとして、9名全員にシステム管理技術者1の月額単価883,000円を適用していた。
- ③ 21年度においては、積算参考資料に記載されている月額単価を用いることなく参考見積りに記載されていた月額単価をそのまま採用して、9名のうち2名は、システム管理技術者1の月額単価882,000円を上回る1,200,000円、その他の7名は、システム管理技術者2の月額単価754,000円を上回る950,000円としていた。

しかし、システム保守契約の仕様書によれば、19年度から21年度までの業務内容は全く同様のものとなっており、また、保守対象となっているシステム等の中に新設又は廃止されたものはあったものの、単独での業務遂行が求められる保守員の数は、いずれの年度も2名となっていた。そして、上記(1)のとおり、19年度の業務の実態は、20、21両年度と同様に9名分相当の業務であったことなどから、20年度において、9名の保守員全員にシステム管理技術者1の月額単価を適用したり、21年度において、積算参考資料に記載された月額単価を大きく上回る参考見積りの月額単価を適用したりする必要はなかったと認められた。

このように、システム保守契約の予定価格の積算に当たり、保守員の業務の実態を的確に把握しないまま、その人数、勤務時間及び月額単価を決定し、これを適用している事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(注) システム管理技術者1・システム管理技術者2 「システム管理技術者1」は、サーバやネットワーク環境の設定を行い、システムの管理を行う技術者のことであり、また、「システム管理技術者2」は、クライアント環境やパソコン及びその周辺機器の設定や操作支援を行う技術者のことである。

#### (低減できた積算額)

上記のことから、保守員の人数については業務の実態に即した人数を、勤務時間については常駐時間外の勤務を見込まない勤務時間を、月額単価については、2名にシステム管理技術者1の月額単価、7名にシステム管理技術者2の月額単価をそれぞれ用いて、19年度から21年度までの各年度におけるシステム保守契約の予定価格の積算額を修正計算すると、計8億0681万余円となり、積算額計9億3856万余円を約1億3170万円低減できたと認められた。



(発生原因)

このような事態が生じていたのは、農林水産省において、保守員の業務の実態を的確に把握していないため、業務の実態に即した仕様書の見直しが行われていなかったこと、システム保守契約の予定価格を積算するための基準等が整備されていなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、農林水産省は、保守員の業務の実態を的確に把握した上で、21年12月に業務の実態に即して仕様書の見直しを行うとともに、22年2月にシステム保守契約の予定価格を積算するための基準を整備して、同年4月以降のシステム保守契約から適用する処置を講じた。

- (2) 委託事業及び補助事業等において、従事者が出向者、管理職等である場合の person 費単価の算出方法等を定めるとともに、従事実績に係る証拠書類等の整備方法を支出先に明示することなどにより、人件費の算定が適切に行われるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省
	(項)総合食料対策費
	(項)食の安全・消費者の信頼確保対策費
	(項)農地等整備・保全推進費
	(項)農業生産基盤整備・保全事業費
	(項)農業等国際協力推進費 等
	(組織)林野庁
	(項)林業振興費
	(項)森林整備・保全費
	(組織)水産庁
	(項)水産業振興費
	(項)水産物安定供給対策費 等
	食料安定供給特別会計(国営土地改良事業勘定)
	(項)土地改良事業費 等
部 局 等	農林水産本省、林野庁、水産庁、7農政局、沖縄総合事務局
契約の概要	農林水産省の所管事務に関する調査・研究等の実施
契約の相手方	9公益法人
契約	平成18年4月～21年2月 一般競争契約、随意契約
支払額	69億0565万余円(平成18年度～20年度)
補助事業の概要	農林水産省が所管する補助事業の実施
補助事業者(事業主体)	8公益法人
国庫補助金交付年月	平成18年4月～21年3月
国庫補助金交付額	31億1199万余円(平成18年度～20年度)

(1)低減できた出向者、管理職等の従事者に係る人件費の額	委託事業	5055万円(平成18年度～20年度)
	補助事業	4052万円(平成18年度～20年度) (国庫補助金相当額3886万円)
	計	9107万円(国費相当額8941万円)
(2)従事实績の確認ができない人件費の額	委託事業	3億4826万円(平成18年度～20年度)
	補助事業	2061万円(平成19、20両年度) (国庫補助金相当額2061万円)
	計	3億6888万円(国費相当額3億6888万円(背景金額))

## 1 委託事業及び補助事業等における経費の精算等及び人件費の算定の概要

農林水産省(外局、地方支分部局等を含む。)は、毎年度、多額の委託費や補助金等を公益<sup>(注1)</sup>法人に対して支出している。

農林水産省は、委託費及び補助金等について、同省があらかじめ定めた限度額と、実際に委託事業又は補助事業等(以下、両者を合わせて「支出対象事業」という。)の実施に要した経費の額(以下、事業の実施に要した経費の額を「実績金額」という。)とを比較して、いずれか低い額を委託費又は補助対象事業費の額とすることとしている。そして、実績金額のうち人件費は、従事者の1日又は1時間当たりの人件費単価に、従事实績(日数又は時間数)を乗じて従事者ごとの人件費を算出し、これらを合算して算定している。

農林水産省は、支出対象事業において、委託先又は補助金等交付先(以下、両者を合わせて「支出先」という。)に、当該支出対象事業に係る支出を明らかにした帳簿及び証拠書類等を整備・保管させることとしていて、これにより他の業務の会計経理と区分して当該委託事業の精算又は当該補助事業等の額の確定(以下、両者を合わせて「精算等」という。)を行うことにしている。

また、農林水産省は、平成19年3月に「委託事業の検査関係マニュアル」(以下「委託事業検査マニュアル」という。)を、20年1月に「補助事業等の審査におけるチェックポイント」(以下、両者を合わせて「委託事業検査マニュアル等」という。)をそれぞれ作成している。そして、委託事業検査マニュアルにおいては、業務日誌等により従事实績を確認することを、精算等の際に確認すべき事項として例示している。

(注1) 公益法人 ここでは、平成18年に改正される前の民法(明治29年法律第89号)第34条の規定に基づいて設立された社団法人及び財団法人のうち、各府省が所管する法人を指す。

## 2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、委託費又は補助金等として国から多額の支出を受けている公益法人もあることなどを踏まえて、経済性等の観点から、公益法人が実施している支出対象事業について、人件費が事業の従事者に対する給与支給等の実態を反映したものとなっているか、証拠書類等による従事实績の確認を経て適切に人件費の精算等が行われているかなどに着眼して検査を実施した。

検査に当たっては、委託先9公益法人及び補助金交付先8公益法人(両者の重複を控除す

ると計11公益法人)において、18年度から20年度までの委託事業329件、支払額計69億0565万余円及び補助事業59件、事業費計37億0238万余円(国庫補助金交付額計31億1199万余円)について、会計帳簿やその証拠書類等を確認するなどして実地に検査するとともに、農林水産本省において精算等に関する規程類を徴するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 従事者に対する給与支給等の実態を反映していない人件費単価を用いて精算等が行われていたもの

人件費単価については、支出先において、正職員の給与等の額を基に職階等に応じた日単価又は時間単価(以下「受託単価」という。)を定めていたり、支出先が実際に負担した給与等の額を年間の所定労働時間で除した単価を算出したりして、これらの単価を支出対象事業の人件費単価としている。

このうち、受託単価については、正職員の給与等の額を基に定められていることから、支出先が給与等の全部又は一部を負担していない他の法人からの出向者等を支出対象事業に従事させている場合には、受託単価をそのまま精算等を行う際に人件費単価として適用すると、当該事業は支出先が実際に負担している人件費を上回る額で精算等が行われることとなる。

また、時間外手当の支給対象とならない管理職、研究職等の従事者が所定労働時間外に支出対象事業に従事している場合には、前記の人件費単価(年間の給与等の額を所定労働時間のみで除した単価)を所定労働時間外の従事時間を含めた実従事時間に乘じて支出対象事業の人件費を算出すると、当該事業は支出先が実際に負担している人件費を上回る額で精算等が行われることとなる。したがって、このような場合には、当該従事者の所定労働時間と所定外労働時間を合計した総労働時間から算出した人件費単価を用いて精算等を行う必要がある。

今回検査した11公益法人のうち4公益法人が実施した委託事業71件及び補助事業14件、計85件の事業において、当該公益法人がその給与等の一部を負担していない出向者等や当該公益法人の規程により時間外手当の支給対象とされていない管理職、研究職等である者が従事者の中に含まれていた。

しかし、農林水産省は、上記のような場合の人件費単価の算出方法を具体的に定めていなかった。このため、支出先が実際に負担した給与等の額を反映して算出した人件費単価を大幅に上回る受託単価がそのまま適用されていたり、時間外手当の支給対象とされていない者の所定労働時間外の従事時間を含めた実従事時間に、当該従事者の年間の給与等の額を所定労働時間のみで除した人件費単価を乘じて人件費が算出されたりなどしていた。そして、農林水産省は、このような事態を把握することができずにそのまま精算等を行っていた。

そこで、上記の事態に係る従事者の人件費計6億0839万余円(委託事業分3億7302万余円、補助事業分2億3537万余円)について、給与支給等の実態を踏まえるなどして算出した人件費単価により修正計算すると、計5億1732万余円(委託事業分3億2246万余円、補助事業分1億9485万余円)となり、委託事業分5055万余円及び補助事業分4052万

余円(うち国庫補助金相当額 3886 万余円)、計 9107 万余円(国費相当額 8941 万余円)が低減できたと認められた。

## (2) 従事実績の確認ができないまま人件費の精算等が行われていたもの

支出対象事業の精算等においては、支出を明らかにした帳簿及び証拠書類等により、実績金額を確認することが求められている。人件費については、前記のとおり、人件費単価に当該支出対象事業に係る従事実績を乗じて算出しているため、貸金台帳等の証拠書類等による確認に加えて、従事者ごとの当該支出対象事業に係る従事実績と他の業務に係る従事実績との区分を明確にした業務日誌等の証拠書類等に基づき、当該支出対象事業に係る従事実績を確認する必要がある。

農林水産省は、前記のとおり、事業完了後の精算等の際の確認に使用する目的で委託事業検査マニュアル等を作成していたものの、事業の開始前に、支出先に対して業務日誌等を整備することを周知することとはしていなかった。

そして、今回検査した 11 公益法人に係る委託事業 329 件及び補助事業 59 件、計 388 件すべてにおいて、農林水産省は、契約書、仕様書、補助金交付要綱等に業務日誌等を証拠書類等として整備することを明記していなかった。

このため、<sup>(注3)</sup> 2 公益法人が実施した委託事業 22 件(支払額計 8 億 3899 万余円、うち人件費計 3 億 4826 万余円)及び補助事業 2 件(補助金交付額計 3509 万余円、うち人件費計 2061 万余円)、計 24 件(人件費合計 3 億 6888 万余円(国費相当額同額))においては、当該支出対象事業の従事者が、事業期間中に他の業務にも従事していたが、業務日誌等が作成されていないため、当該支出対象事業に係る従事実績と他の業務の従事実績との区分が明確にされないまま、実績報告書等に記載された従事実績に基づいて人件費の精算等が行われていた。

上記(1)及び(2)のとおり、人件費の算定において従事者に対する給与支給等の実態を反映するなどしていない人件費単価を適用して精算等が行われたり、業務日誌等の証拠書類等による従事実績の確認ができないまま精算等が行われたりしている事態は適切でなく、改善を図る必要があると認められた。

### (発生原因)

このような事態が生じていたのは、農林水産省において、支出対象事業の従事者が出向者、管理職等である場合の人件費の算定方法を具体的に定めていなかったこと、人件費の算定の根拠となる従事実績に係る証拠書類等の整備の必要性について支出先に対してあらかじめ周知していなかったことなどによると認められた。

## 3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、農林水産省は、22 年 9 月に通知を発して、従事者が出向者、管理職等である場合の人件費単価の算出方法を定めるとともに、この算出方法及び人件費の算定の根拠となる従事実績に係る証拠書類等の整備方法を支出対象事業の実施要領等に明記することにより支出先に周知徹底を図ることとするなどの処置を講じた。

(注 2) 4 公益法人 財団法人日本水産総合研究所、社団法人水産土木建設技術センター、社団法人マリノフォーラム 21、財団法人林業科学技術振興所

(注 3) 2 公益法人 財団法人畜産生物科学安全研究所、財団法人残留農薬研究所

平成 20 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) 貸付けを行っている国有農地等の管理について

(平成 20 年度決算検査報告 328 ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

農林水産省は、自作農創設等のために買収して国有農地等とした農地等の管理を、農地法(昭和 27 年法律第 229 号)等に基づき都道府県知事に委託しており、都道府県知事は、管理している国有農地等の一部を貸し付けて使用料を徴収している。しかし、国有農地等の借受人が長期間にわたって使用料を滞納して滞納額が多額に上っていたり、貸付条件に違反して国有農地等を無断転貸するなどしたりしているのに、5 都道府県の知事が国有財産貸付契約解除通知書による解除をしていないなどの事態が見受けられた。

したがって、農林水産省において、国有財産貸付契約解除通知書による解除を行う場合の基準、手続等(以下「解除基準等」という。)を明確に定めるとともに、都道府県知事が、滞納額を収納するための体制整備を図ったり、借受人による国有農地等の使用実態を把握するために適宜見回り等を行ったり、借受人に耕作状況報告書又は転用借受状況報告書を適切に提出させたり、貸付条件に違反した行為を行っている借受人に対して解除基準等に基づき厳正に対処したりするなどの処置を講ずるよう、農林水産大臣に対して平成 21 年 10 月に、会計検査院法第 34 条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、農林水産本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、農林水産省は、本院指摘の趣旨に沿い、21 年 10 月に関係通知を改正するなどして、解除基準等を明確に定めるとともに、都道府県知事に対し、契約案件ごとに債権の保全等の処理計画を作成して当該計画により徴収事務の管理を行うなど滞納額を収納するための体制を整備したり、貸し付けた国有農地等について適宜見回り等を行ったり、使用料徴収等の機会を利用して借受人に耕作状況報告書又は転用借受状況報告書を提出させることとしたり、解除基準等に基づき事務を適正に処理したりなどすることを求めるなどの処置を講じていた。

(2) 電子申請等関係システムの利用状況について

(平成 20 年度決算検査報告 333 ページ参照)

(63 ページの内閣の項に掲記)

(3) 中山間地域総合整備事業により整備された活性化施設の有効利用について

(平成 20 年度決算検査報告 334 ページ参照)

1 本院が表示した意見

農林水産省は、中山間地域を対象として農業生産基盤とともに農村生活環境等の整備を併せて行うことにより、農業・農村の活性化を図り、地域における定住の促進等に資することを目的として、中山間地域総合整備事業を実施している。しかし、この事業により整備された活性化施設のうち多数の施設について、実際の利用者数が計画利用者数を下回っていて、

活性化施設の整備に係る事業効果が十分に発現していない事態が見受けられた。

したがって、農林水産省において、人口の減少、高齢化等の中山間地域を取り巻く各種の社会経済状況を十分に勘案して、活性化施設内における販売スペース等の設置に関する規制の緩和を図るとともに、活性化施設の利用者数の増加を図るために、都道府県に対して、利用状況が好調な活性化施設の事例を市町村等に紹介するなどして、販売スペース等の設置、都市部や地域外の住民との交流の拡大に向けた指導を行うことなどを要請する処置を講ずるなどして、既存の活性化施設の有効利用を促進することにより、中山間地域における農業・農村の一層の活性化を図るよう、農林水産大臣に対して平成21年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

## 2 当局が講じた処置

本院は、農林水産本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、農林水産省は、本院指摘の趣旨に沿い、21年9月及び10月に発出した通知に基づき、活性化施設内における販売スペース等の設置に関する規制の緩和を図るとともに、都道府県に対して、市町村等に活性化施設の利用者数の増加を図るための指導を行うことを要請するなどの処置を講じていた。

### (4) 土地改良事業の受益農地の転用の許可に際しての取扱いについて

(平成20年度決算検査報告338ページ参照)

#### 1 本院が表示した意見

農林水産省は、国営事業又は国庫補助事業により、農業用排水施設の新設等を行う土地改良事業を多数実施している。そして、この土地改良事業の受益農地であるかどうかにかかわらず、優良な農地の転用については、農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設の用に供する場合など、例外的に許可できる場合がある。しかし、農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設の用に供するために例外的に転用の許可を受けた受益農地に設置された施設が、転用許可後において農業従事者の就業機会の増大に十分寄与していなかったり、転用許可後、施設を設置する事業が実施されないなどのため、受益農地が転用目的に供されないまま長期間にわたり放置されていたりしている事態が見受けられた。

したがって、農林水産省において、受益農地について農業従事者の就業機会を増大させるために例外的に転用の許可を与える場合の具体的な審査方法を定めて、これを関係部局及び都道府県に示すとともに、転用許可後の事業の実施状況に問題があると認められる場合には指導を行うことなどの重要性について、関係部局及び都道府県に対して周知徹底を図る処置を講ずるよう、農林水産大臣に対して平成21年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

#### 2 当局が講じた処置

本院は、農林水産本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、農林水産省は、本院指摘の趣旨に沿い、21年12月に関係部局、都道府県等に対して農地法関係通知を発出して、転用許可後の受益農地に設置される施設が農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設であるかどうかの審査方法をより具体的に示すとともに、転用許可後の事業の実施状況を十分に把握し、問題があると認められる場合には許可を受け

た事業者に指導を行うなどして農地転用許可事務を適正に行うよう指導・助言する処置を講じていた。

## (5) 水田・畑作経営所得安定対策の実施について

(平成20年度決算検査報告342ページ参照)

### 1 本院が表示した意見

農林水産省は、米穀、麦等の土地利用型農業の担い手の経営及び所得の安定を図るための水田・畑作経営所得安定対策(以下「本対策」という。)の一環として、個人、法人等の土地利用型農業の担い手に対して、我が国における生産条件と外国における生産条件との格差から生ずる不利を補正するための生産条件不利補正交付金(以下「交付金」という。)等を交付している。しかし、18法人において、麦、大豆等の農産物の生産に関する経営体としての実質を備えていないなど、交付金の交付が土地利用型農業の担い手の育成に資するものとなっていない事態が見受けられた。

したがって、農林水産省において、本対策への加入が認められた法人に対して本対策の趣旨の十分な周知徹底を図ったり、法人の実態を把握して麦、大豆等の農産物の生産に関する経営体としての実質を備えていないと認められる場合には、当該法人が本対策の趣旨に沿った具体的な体制整備を一定期間内に図るよう所要の措置を講じたり、交付金の交付申請時の審査等に際して法人に対する交付金の交付が本対策の目的に資するものであるかどうかを検証するための体制整備を図ったりするなどの処置を講ずるよう、農林水産大臣に対して平成21年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

### 2 当局が講じた処置

本院は、農林水産本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、農林水産省は、本院指摘の趣旨に沿い、21年10月、11月及び22年3月に地方農政局等に対して通知等を発するなどして、①本対策への加入が認められた法人に対して、本対策の趣旨の十分な周知徹底を図ったり、②法人の実態を把握して、本対策の対象となる農産物の生産に関する経営体としての実質を備えていないと認められる法人に対しては業務改善計画を作成させるなど本対策の趣旨に沿った具体的な体制整備を一定期間内に図らせることとしたり、③交付金の交付申請時等に、申請を行った法人が農作業を実施する能力を有していることを確認するなど、交付金の交付が本対策の目的に資することを検証する体制を整備したりするなどの処置を講じていた。

## (6)-(12) 農林水産省が公益法人等に補助金等を交付して設置造成させている資金等の有効活用等について

(平成20年度決算検査報告350ページ参照)

本院は、平成21年10月に、農林水産大臣及び林野庁長官に対して、農林水産省が公益法人、組合及び任意団体に補助金等を交付して設置造成させている資金及び基金並びにこれらの運用益の有効活用等を図るよう、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

本院が要求した改善の処置及び当局が講じた処置又は当局の処置状況は、次のとおりである。

## 農地・水・環境保全向上対策において積み立てられた資金等の有効活用について

(平成 20 年度決算検査報告 354 ページ参照)

### 1 本院が要求した改善の処置

農林水産省は、地域ぐるみでの効果の高い共同活動等を一体的かつ総合的に支援する農地・水・環境保全向上対策を、国庫補助事業により実施している。本対策により地域協議会が積み立てた資金について検査したところ、多額の残高が生じていて、その残高が平成 20 年度末には 19 年度末より大幅に増加していたり、地域協議会から資金の交付を受けた活動組織に多額の繰越額が生じているにもかかわらず、その用途が明確になっていなかったりしている事態が見受けられた。

したがって、農林水産省において、資金に多額の年度末残高が生じた場合及び活動組織に多額の繰越額が生じた場合の取扱いを早急に定めて、地域協議会からその資金の残高の一部を国庫に返還させるなどして資金の有効活用を図るとともに、活動組織に繰越額の用途を明確化させるなどしてその透明性を十分確保する処置を講ずるよう要求した。

### 2 当局が講じた処置

本院は、農林水産本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、農林水産省は、本院指摘の趣旨に沿い、資金の残高について今後の資金の需要を改めて把握し、本対策が終了する 23 年度末に残高が生じないよう 22 年度予算を減額するとともに、21 年 11 月に、活動組織から地域協議会に対し、繰越額の使用予定の報告を行うよう農地・水・環境保全向上対策に係る実施要領の一部を改正し、地域協議会を通じて、活動組織に対し周知徹底を図るなどの処置を講じていた。

## 国庫補助金により造成された差額補填資金等の運用益の有効活用について

(平成 20 年度決算検査報告 359 ページ参照)

### 1 本院が要求した改善の処置

農林水産省は、緊急食糧支援として被援助国等へ貸し付けた米穀が金銭の償還により返済される場合に、食料安定供給特別会計に損失を発生させないため、将来発生すると見込まれる損失を貸付期間内で平準化するための差額補填資金造成事業を実施している。農林水産省が社団法人国際農林業協働協会にその全額を国庫補助金により設置造成させている差額補填資金等から生じた運用益について検査したところ、運用益を管理運営経費に充当した後の残余额(以下「運用益残額」という。)については、実施要綱において、事業終了時に国庫に返還すると定めているものの、事業終了までの間の処理方法は定めていなかった。このため、多額の運用益残額が同協会に保有されていて有効活用されていなかった。

したがって、農林水産省において、実施要綱の改正等を行い、原則として運用益残額を国庫に返還させるなどして運用益残額の有効活用を図る処置を講ずるよう要求した。

### 2 当局が講じた処置

本院は、農林水産本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、農林水産省は、本院指摘の趣旨に沿い、平成 22 年 4 月に実施要綱の改正等を行い、運用益残額を 22 年度中に国庫に返還させて、運用益残額の有効活用を図る処置を講じていた。



## 水田農業構造改革交付金により造成された資金から生じた残余資金の有効活用について

(平成20年度決算検査報告363ページ参照)

### 1 本院が要求した改善の処置

農林水産省は、水田農業構造改革対策の一環として、都道府県水田農業推進協議会(以下「県協議会」という。)に対して交付金を交付して資金を造成させており、県協議会は、この資金により、米の生産調整を実施する農業者等に助成金を交付する地域水田農業推進協議会に助成金を交付している。46県協議会が造成している資金について検査したところ、農林水産省は、地域水田農業推進協議会に対する助成金として交付されなかった多額の残余資金を県協議会に保有させたまま有効活用していなかった。また、残余資金の具体的な取扱方法を定めておらずその透明性を十分確保していなかった。

したがって、農林水産省において、水田農業構造改革対策実施要綱の改正等を行い、今後、国からの交付金により造成された資金に残余資金が生じた場合は、原則として国庫に返還させるなどして残余資金の有効活用を図るとともに、残余資金の取扱いについて透明性を十分確保する処置を講ずるよう要求した。

### 2 当局が講じた処置

本院は、農林水産本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、農林水産省は、本院指摘の趣旨に沿い、平成22年4月に新たに制定した戸別所得補償モデル対策実施要綱において水田農業構造改革対策実施要綱を廃止し、併せて県協議会が水田農業構造改革対策における資金造成事業により造成した資金に残余があるときは、当該残余資金のうち国の交付金相当額を国庫に返還するとの定めを設けて、残余資金の有効活用を図るとともに、残余資金の取扱いについて透明性を確保する処置を講じていた。

## 国庫補助金により造成された果樹対策資金から生じた運用益の有効活用について

(平成20年度決算検査報告366ページ参照)

### 1 本院が要求した改善の処置

農林水産省は、果樹対策の一環として、財団法人中央果実生産出荷安定基金協会に対して国庫補助金を交付して果樹対策資金を造成させており、同協会は、この資金により、果実の計画的生産等を実施した果実出荷事業者に補給金を交付するなどしている都道府県の区域内において果樹対策に関する業務等を行う法人に補助金を交付している。同協会が果樹対策資金の運用益の一部を積み立てた剰余積立金について検査したところ、農林水産省は、同協会が保有している多額の同積立金を有効活用していなかった。また、同協会は、同積立金から生じた運用益の額及びその用途を把握できていなかった。

したがって、農林水産省において、実施要綱の改正等を行い、原則として剰余積立金を国庫に返還させるなどして剰余積立金の有効活用を図るとともに、剰余積立金の運用益が生じた場合の取扱いについて透明性を十分確保する処置を講ずるよう要求した。

### 2 当局が講じた処置

本院は、農林水産本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、農林水産省は、本院指摘の趣旨に沿い、平成22年3月に実施要綱の改正等を行い、剰余積立金を果樹対策資金に繰り入れることとするなどして同積立金を廃止すると

ともに、果樹対策資金について所要額を除いて国庫に返還させることとして、剰余積立金の有効活用を図る処置を講じていた。

### 海外農業移住交流事業の在り方及び運用益の有効活用について

(平成20年度決算検査報告369ページ参照)

#### 1 本院が要求した改善の処置

農林水産省は、農業移住者等の営農の安定に必要な資金等の調達を円滑にするため、農業移住者等を資金面で援護しようとする者が金融機関から資金を借り入れる際の債務の保証等を8県に所在する財団法人農業拓植基金協会等(以下「地方基金協会」という。)及び社団法人中央農業拓植基金協会(以下「中央基金協会」という。)に行わせる海外農業移住交流事業を、これらの協会に国庫補助金を交付して基金を造成させることにより実施している。本事業の一環として中央基金協会等が造成した基金について検査したところ、近年、新規の債務保証が行われず、保証債務残高も大きく減少していることなどから、その基金規模が保証需要に比較して著しく過大となっている事態や地方基金協会の解散等の後に、運用益が農業移住者等に係る債務保証業務の経費に使用されないことになっている事態が見受けられた。

したがって、農林水産省において、今後の海外農業移住交流事業の実施の在り方について、事業の終了も視野に入れて十分に検討するとともに、中央基金協会等が造成した基金のうち、需要が見込まれない基金に係る国庫補助金相当額については原則として国庫に返還させること及び地方基金協会の解散時等における運用益の取扱いを明確に定めて、農業移住者等に係る債務保証業務を行っている地方基金協会に周知することなどの処置を講ずるよう要求した。

#### 2 当局の処置状況

本院は、農林水産本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、農林水産省は、本院指摘の趣旨に沿い、平成21年11月に中央基金協会の基金のうち、今後需要が見込まれない基金に係る国庫補助金相当額を国庫へ返還させるとともに、地方基金協会が解散等する場合には、国庫補助金額、運用益に係る国庫補助金相当額を合算した合計額を国庫に返還させるなどの取扱いを明確に定め、関係各県知事を通じて地方基金協会に対して周知するなどの処置を講じていた。

そして、海外農業移住交流事業については、今後の保証需要を見極めながら23年度に事業を終了させることも視野に入れ引き続き検討を行っていくこととしている。

### 緑の雇用担い手対策事業等に要する資金の有効活用について

(平成20年度決算検査報告375ページ参照)

#### 1 本院が要求した改善の処置

林野庁は、森林整備に必要な林業労働力の育成・確保及び地域の活性化を図ることなどを目的として、全国森林組合連合会に国庫補助金を交付して緑の雇用担い手対策事業等を実施している。国庫補助金により全国森林組合連合会に造成された資金について検査したところ、資金残高が毎年度多額に上っており、滞留した資金が有効活用されず、事業が完了する平成22年度末においても多額の資金残高が見込まれる事態となっていた。

したがって、林野庁において、22年度の事業の実施に当たっては、22年度末に多額の資

金残高が生ずることのないよう、21年度末の資金残高及び22年度の資金の使用見込額を的確に把握した上で、資金需要に見合った国庫補助金を交付するなど資金の有効活用を図る処置を講ずるよう要求した。

## 2 当局が講じた処置

本院は、林野庁において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、林野庁は、本院指摘の趣旨に沿い、事業完了年度である22年度の国庫補助事業の実施に当たって、年度末に資金残高が生じないよう、資金需要に見合った補助金を交付することとして資金の有効活用を図る処置を講じていた。

### 苗木需給安定基金造成事業により造成された基金の有効活用について

(平成20年度決算検査報告377ページ参照)

#### 1 本院が要求した改善の処置

林野庁は、林業用苗木の計画的な生産の確保と生産調整の円滑な実施を行い、もって計画的な造林の推進に資することを目的として、苗木生産者に対し出荷調整交付金を交付する苗木需給安定基金造成事業を、国庫補助事業により実施している。本事業により28道県の林業用苗木生産組合等(以下「苗木生産組合等」という。)に造成された基金について検査したところ、近年、苗木生産者に対する出荷調整交付金の交付実績が低調で、基金の造成に充てられた財政資金が長期間にわたり効果を発現することなく滞留して有効活用されていない事態が見受けられた。

したがって、林野庁において、基金の在り方を検討するための基準等を策定して、これを道県及び苗木生産組合等に示し、事業継続の妥当性や造成した基金を国庫に返還することの要否を検討させるとともに、本件事業の実施状況の把握に努め、その状況に応じた的確な指導を行うなどして、基金の有効活用を図る処置を講ずるよう要求した。

#### 2 当局が講じた処置

本院は、林野庁において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、林野庁は、本院指摘の趣旨に沿い、平成21年10月に通知を発出して、基金の国庫への自主納付について検討するための基準等を道県及び苗木生産組合等に示し、各道県担当者を集めた会議において、その周知徹底を図った。そして、道県から毎年度の事業実施状況等を報告させて、事業の実施状況の把握に努めるとともに、道県及び苗木生産組合等に事業継続の妥当性や造成した基金を国庫に返還することの要否を検討させるなどした上で、事業を行わないと判断した場合は基金を返還させて、基金の有効活用を図る処置を講じていた。

### (13) 国有財産の登記について(農林水産大臣あて)

(平成20年度決算検査報告381ページ参照)

#### 1 本院が要求した改善の処置

農林水産省は、所管する国有財産に関する管理等の事務を、各地方農政局長に分掌させている。しかし、各地方農政局管内の国営土地改良事業所等において、国が所有する建物は表示に関する登記の申請義務の適用が除外されているとして、地方公共団体以外の個人、法人等からの借地に新築等した建物について、財産の保全のため第三者に対する対抗要件を備え

る必要があるかどうか十分検討することなく、登記所への登記の嘱託を行わないままとなっている事態が多数見受けられた。

したがって、農林水産省において、借地に新築等した建物について、どのような場合に登記の嘱託を行わなければならないかを明確に定め、これを国営土地改良事業所等の長に周知するとともに、登記の嘱託を行うことが必要と判断された建物については、登記の嘱託を行わせるなどの処置を講ずるよう、農林水産大臣に対して平成21年9月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

## 2 当局が講じた処置

本院は、農林水産本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、農林水産省は、本院指摘の趣旨に沿い、21年4月に発出した事務連絡に基づき、国等以外の者からの借地に建物を新築等した場合は登記の嘱託を行うことを明確に定めて、これを国営土地改良事業所等の長に周知するとともに、財産の保全のために登記の嘱託を行うことが必要な建物については、登記の嘱託を行うなどの処置を講じていた。

### (14) 国有財産の登記について(林野庁長官あて)

(平成20年度決算検査報告386ページ参照)

#### 1 本院が要求した改善の処置

林野庁においては、国有林野事業特別会計に属する国有財産について、各森林管理局長等がその管理等の事務を分掌している。しかし、各森林管理局管内の森林管理署等において、国が所有する建物は表示に関する登記の申請義務の適用が除外されているとして、借地に新築等した建物について、財産の保全のため第三者に対する対抗要件を備える必要があるかどうか十分検討することなく、登記所への登記の嘱託を行わないままとなっている事態が多数見受けられた。

したがって、林野庁において、借地に新築等した建物について、どのような場合に登記の嘱託を行わなければならないかを明確に定め、これを森林管理署等の長に周知するとともに、登記の嘱託を行うことが必要と判断された建物については登記の嘱託を行わせるなどの処置を講ずるよう、林野庁長官に対して平成21年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

#### 2 当局の処置状況

本院は、林野庁において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、林野庁は、本院指摘の趣旨に沿い、21年12月に、林野庁長官通知を発して、国等以外の者からの借地に建物を新築等した場合は登記の嘱託を行うことを明確に定め、各森林管理局長等に周知するなどの処置を講じていた。

そして、借地上の既存の建物について登記の嘱託を行うことについては、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)により国有林野事業特別会計を一般会計に統合することなどについて22年度末までに検討するとされているなどのため、国有林野事業の将来の組織構成が明らかになっていないことから、林野庁は、登記に係る経費の効率的な執行の観点から、個々の組織の存続の方向を見極めながら、順次行っていくこととしている。

## 第12 経済産業省

### 不当事項

#### 役 務

- (687) 廃棄物等の輸出入に係る事前相談業務等の委託費の算定において、管理職の職位にあり実際に時間外手当が支給されていない者の所定労働時間外の従事時間数を人件費算定上の従事時間数に含めるなどして人件費を算定していたため、委託費の支払額が過大となっていたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)経済産業本省 (項)環境経営・競争力強化費 (平成19年度以前は、(項)経済産業本省)
部 局 等	経済産業本省
契 約 名	環境負荷物質対策調査等4件の委託(平成18年度～21年度)
契 約 の 概 要	有害廃棄物の不適正貿易の未然防止を図るため、事業者からの事前相談への対応業務等を行うもの
契 約 の 相 手 方	財団法人日本環境衛生センター
契 約	平成18年8月ほか 契約4件(随意契約3件、一般競争契約1件)
支 払	平成19年4月ほか
支 払 額	148,552,989円(平成18年度～21年度)
過大となっていた支払額	7,451,021円(平成18年度～21年度)

### 1 契約の概要

#### (1) 委託契約の概要

経済産業本省は、平成18年度から21年度までの間に、有害廃棄物の不適正貿易の未然防止を図るため、輸出入事業者等が輸出入しようとする貨物が「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」(平成4年法律第108号)の規定による特定有害廃棄物等に該当するか否かについて、事前に当該輸出入事業者等から提出された書類等を基に回答するなどの同法に関連する事前相談への対応業務等に係る4件の委託契約(契約額計149,617,123円)を財団法人日本環境衛生センター(以下「財団」という。)と締結している。

#### (2) 委託契約における人件費の算定等

経済産業本省は、委託費については、委託業務に従事する者の人件費、事業費、一般管理費等の経費の区分ごとに定めた上限額の範囲内で委託業務の実施に要した経費の額により確定し、支払うこととしている。このうち、人件費については、委託業務に従事した者に対する給与等の支払実績を基に算出した1時間当たりの人件費単価に、実際に委託業務に従事した時間数を乗じて算出することを原則としている。ただし、業務を受託する際の1時間当たりの人件費単価を受託者が規程等に定めていて、この単価(以下「受託時間単価」という。)の内容等を妥当と判断する場合は受託時間単価の採用を認めることとなって

おり、その際、委託業務に従事する者が受託時間単価を適用できる者であるかについても確認することになっている。また、所定労働時間外の従事時間数は、当該従事した者が管理職の職位にあるなど実際に時間外手当を支給されていない場合には、委託業務の人件費算定上の従事時間数に含めないこととなっている。

そして、経済産業本省は、委託契約に基づいて財団から提出された実績報告書に記載の委託業務の実施に要した経費を証ひょう、帳簿等により確認したとして、前記の4契約に係る委託費の支払額を計148,552,989円と確定し、同額を支払っている。

## 2 検査の結果

### (1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、経済産業本省及び財団において、合規性等の観点から、委託業務の経理及び委託業務の実施に要したとする経費は適正かなどに着眼して、上記の4契約を対象として、実績報告書等の書類により会計実地検査を行った。

### (2) 検査の結果

検査したところ、上記4契約の実績報告書に記載された人件費の算定において、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

ア 財団は、本件委託業務に従事していた正職員(延べ10名)の人件費を、財団が定めた受託時間単価に、所定労働時間内及び所定労働時間外の従事実績を記録した業務日誌に基づき集計した時間数を乗ずるなどして算定していた。しかし、上記の正職員はいずれも管理職の職位にあり、実際に時間外手当が支給されていない者であるのに、財団は、これらの者の所定労働時間外の従事時間数(18年度から21年度までの計1,287時間)を人件費算定上の従事時間数に含めていた。

イ 財団は、専ら本件委託業務に従事させることとして雇用した嘱託職員等(延べ11名)の人件費を、正職員が委託業務に従事する場合と同様に、受託時間単価に従事時間数を乗ずるなどして算定していた。しかし、財団が定めた受託時間単価は、正職員への適用を前提に設定されたものであり、財団は、これら嘱託職員等の人件費についてはこれらの者に対する給与等の実支払額を基に算定すべきであったのに、受託時間単価を適用して算定していた。

以上のことなどから、実績報告書に記載された正職員、嘱託職員等の人件費の額は、財団が本件委託業務において実際に要した経費に基づいて算定されたものとはなっていない。

したがって、管理職の正職員の従事時間数について所定労働時間外の従事時間数を除き、また、嘱託職員等の人件費について給与等の実支払額を用いるなどして適正な委託費の支払額を算定すると計141,101,968円となり、前記の委託費の支払額計148,552,989円との差額計7,451,021円が過大となっていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、財団において、委託業務における人件費の算定方法に対する理解が不足していたこと、経済産業本省において、実績報告書の内容の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

補助金

(688) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの  
 (705)

第3章  
 第1節  
 第12  
 経済産業省

所管、会計名及び科目	経済産業省所管 一般会計 (組織)経済産業本省 (項)地域経済活性化対策費(平成12年度以前は、工業再配置促進対策費) (平成11年度以前は、 通商産業省所管 一般会計 (組織)通商産業本省 (項)工業再配置促進対策費 (項)産業技術振興費 (項)中小企業新技術等振興費 (項)工業用水道事業費 (項)温暖化対策費 (組織)中小企業庁 (項)中小企業事業環境整備費(平成19年度以前は、中小企業対策費) (項)経営革新・創業促進費
	文部科学省、経済産業省及び環境省所管
	エネルギー対策特別会計
	(エネルギー需給勘定)
	(項)エネルギー需給構造高度化対策費
	(電源開発促進勘定)
	(項)電源利用対策費
	(平成18年度以前は、 財務省、経済産業省及び環境省所管 石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計(石油及びエネルギー需給構造高度化勘定) (項)エネルギー需給構造高度化対策費 財務省、文部科学省及び経済産業省所管 電源開発促進対策特別会計(電源利用勘定) (項)電源利用対策費
部 局 等	経済産業本省(平成13年1月5日以前は通商産業本省)、資源エネルギー庁、中小企業庁、6経済産業局(平成13年1月5日以前は通商産業局)
補助の根拠	予算補助
補助事業者(事業主体)	県3、町1、独立行政法人2、会社等13、計19補助事業者(県1、独立行政法人1、会社等13、計15事業主体)

間接補助事業者 (事業主体)	会社等 3
補助事業	産業再配置促進事業、制度改革促進基金造成事業等
事業費等の合計	25,068,506,419 円
補助対象事業費 等の合計	24,351,746,252 円
上記に対する国 庫補助金交付額 の合計	15,328,260,744 円
不当と認める補 助対象事業費等 の合計	760,288,597 円
不当と認める国 庫補助金相当額 の合計	548,897,211 円

## 1 補助金の概要

経済産業省(平成13年1月5日以前は通商産業省)所管の補助事業は、企業、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金を交付している。

## 2 検査の結果

本院は、合规性、経済性、有効性等の観点から、31道府県、77市町村、3独立行政法人及び351会社等において、実績報告書、決算書等の書類により会計実地検査を行った。

その結果、1県、1独立行政法人及び16会社等計18事業主体が実施した産業再配置促進事業、制度改革促進基金造成事業等に係る国庫補助金548,897,211円が不当と認められる。

これを不当の態様別に示すと次のとおりである。

- (1) 補助の目的外に使用していたもの
 

6件	不当と認める国庫補助金	302,967,252円
----	-------------	--------------
- (2) 補助対象事業費を過大に精算していたもの
 

4件	不当と認める国庫補助金	79,547,821円
----	-------------	-------------
- (3) 補助金を過大に受給していたもの
 

3件	不当と認める国庫補助金	11,674,728円
----	-------------	-------------
- (4) 補助の目的を達していないもの
 

2件	不当と認める国庫補助金	14,424,468円
----	-------------	-------------
- (5) 補助事業で造成した基金を無断で処分していたもの
 

1件	不当と認める国庫補助金	104,890,000円
----	-------------	--------------
- (6) 補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの
 

1件	不当と認める国庫補助金	29,578,575円
----	-------------	-------------
- (7) 計画が適切でなかったもの
 

1件	不当と認める国庫補助金	5,814,367円
----	-------------	------------

また、不当の態様別・事業主体別に掲げると次のとおりである。



(1) 補助の目的外に使用していたもの 6件 不当と認める国庫補助金 302,967,252 円

補助金で造成した基金を補助の目的外に使用していたもの

(5件 不当と認める国庫補助金 262,967,252 円)

制度改革促進基金造成事業は、国が実施する施策の円滑な導入及び促進を図ることなどを目的として、全国に52ある信用保証協会(以下「協会」という。)が、国から補助金の交付を受け、平成17年4月1日以降に行われた部分保証<sup>(注1)</sup>から生じた各協会の損失を優先的に処理するための制度改革促進基金(以下「促進基金」という。)を造成するものである(促進基金の概要については、後掲532ページの「国から補助金の交付を受けて各信用保証協会に造成された制度改革促進基金の規模が必要額を超えた過大なものにならないよう補助金の交付の在り方等について見直しを行うなどすることにより、同基金の効果的な活用が図られるよう意見を表示したもの」参照)。

そして、中小企業庁が定めた「制度改革促進基金事務取扱要領」(平成18・02・06財中第1号)等(以下「取扱要領」という。)に基づき、協会は、上記の17年4月1日以降に協会が行った部分保証について、当該保証から生じた求償権(株式会社日本政策金融公庫(20年9月30日以前は中小企業金融公庫。以下「公庫」という。)<sup>(注2)</sup>から補てんされた保険金等の額を除く。以下同じ。)のうち回収不能と認められるものについて償却を行うなどした額を限度として、協会の損失を補てんするために、当該年度末において促進基金を取り崩すこととなっている。

本院が中小企業庁及び14協会において会計実地検査を行い、52協会の促進基金の取崩し状況を検査したところ、5協会において、部分保証を行ったことから生じた求償権について18年度から20年度までの各年度末に償却を行うなどしたことに対応して促進基金計458,825,392円を取り崩していたが、この中には促進基金の取崩しの対象とならない17年3月31日以前に行った部分保証から生じた求償権について償却を行った額に対応して取り崩した額計262,967,252円が含まれており、促進基金造成のために交付された国庫補助金計262,967,252円が補助の目的外に使用されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、5協会において取扱要領に定められている促進基金の取崩しの対象に対する認識が不足していたり、促進基金の取崩しに当たっての審査が十分でなかったりしたこと、中小企業庁において協会に対する指導監督が十分でなかったことによると認められる。

これを事業主体別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者 (事業主体)	補助事業	年度	基金使用 額	左に対する 国庫補助金交付 額	不当と認 める基金 使用額	不当と認 める国庫 補助金額
				千円	千円	千円	千円
(688) 関東経済 産業局	埼玉県信用 保証協会	制度改革 促進基金 造成	18~20	133,597	133,597	74,058	74,058
(689) 同	横浜市信用 保証協会	同	18、19	123,989	123,989	83,470	83,470
(690) 同	川崎市信用 保証協会	同	20	116,980	116,980	59,573	59,573
(691) 近畿経済 産業局	滋賀県信用 保証協会	同	20	57,677	57,677	27,283	27,283
(692) 九州経済 産業局	大分県信用 保証協会	同	20	26,580	26,580	18,580	18,580
(688)-(692)の計				458,825	458,825	262,967	262,967

(注1) 部分保証 協会と金融機関が適切な責任共有を図るために、協会は、金融機関の行う融資の100%ではなく一定割合(80%又は90%)を保証し、残りについては金融機関が責任を負うとするもの。

(注2) 補てんされた保険金 公庫は、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)に基づいて、協会と包括保証保険契約を締結して契約金額の範囲内で保険を引き受ける信用保険を行っている。信用保証付融資を受けた中小企業者が債務不履行に陥った場合、協会は当該中小企業者に代わって金融機関に債務を弁済することにより中小企業者に対して求償権を取得し、公庫は上記の契約に基づき、協会に対して保険価額(保証した借入金の額)に一定割合(主に70%又は80%)を乗じた額を保険金として支払うこととなっている。

**補助事業で造成した基金を同基金と関係のない事業に貸し付けて補助の目的外に使用していたもの (1件 不当と認める国庫補助金 40,000,000円)**

部局等	補助事業者 (所在地)	間接補助事業者 (所在地)	補助事業	年 度	事業費 (補助対象事業費)	左に対する国庫補助金交付額	不当と認める補助対象事業費	不当と認める国庫補助金相当額
					千円	千円	千円	千円
(693) 四国経済産業局	徳島県	財団法人とくしま産業振興機構等 (徳島県徳島市) (事業主体)	工業再配置促進 (基金造成)	元	55,000 (55,000)	40,000	55,000	40,000

この補助事業は、徳島県が、平成元年度に財団法人徳島県地域産業技術開発研究機構(以下「研究機構」という。)に対して55,000,000円の出えんを行ったもので、国はこれに対して国庫補助金40,000,000円を交付している。そして、研究機構は、上記の出えん金等によって高度技術研究開発助成基金81,000,000円を造成し、その運用益により、中小企業が行う新商品及び新技術の開発事業のうち特に高度なものに対して助成を行う事業(以下「基金事業」という。)を実施していた。その後、研究機構は、13年3月31日に解散して、財団法人とくしま産業振興機構(以下「産業振興機構」という。)に同基金を含む財産及び事業を承継した。

しかし、産業振興機構は、承継後、同基金の運用益による基金事業を行うことなく、19年度に同基金の全額81,000,000円を基金事業とは関係のない自らの複数の事業会計に資金繰りのための資金として無利子で貸し付けて、その返済金を、以前から資金繰りのために使用していた口座に入金していた。そして、産業振興機構は、これ以降も、上記の81,000,000円を同基金に戻すことなく、同口座から複数の事業会計に無利子で貸し付けていた。

したがって、本件補助事業で造成された同基金は補助の目的外に使用されており、これに係る国庫補助金40,000,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、産業振興機構において補助事業の適正な執行に対する認識が十分でなかったこと、徳島県において産業振興機構に対する指導及び監督が十分でなかったことなどによると認められる。

(2) 補助対象事業費を過大に精算していたもの

4件 不当と認める国庫補助金 79,547,821円

事業主体が関係会社から機器等を調達した場合に補助対象事業費から控除すべき当該関係会社の利益相当額の算定方法を誤ったため、補助対象事業費を過大に精算していたもの

(2件 不当と認める国庫補助金 33,274,736円)

部局等	補助事業者 (所在地)	間接補助 事業者 (所在地)	補助事業	年 度	事業費 (補助対 象事業 費) 千円	左に対す る国庫補 助金交付 額 千円	不当と認 める補助 対象事業 費 千円	不当と認 める国庫 補助金相 当額 千円
(694) 資源エネルギー庁	株式会社日立製作所(東京都千代田区)及び三菱UFJリース株式会社(東京都千代田区) (事業主体)	—	新エネルギー等事業者支援対策	20	1,009,000 (969,447)	290,834	83,444	25,033
(695) 同	大山ウィンドファーム株式会社(鳥取県西伯郡大山町) (事業主体)	—	新エネルギー等事業者支援対策	17、18	2,684,105 (2,539,321)	677,152	30,905	8,241
(694)(695)の計					3,693,105 (3,508,768)	967,986	114,349	33,274

これらの補助事業は、新エネルギーの加速的な導入促進を図るため、風力発電設備等を設置したものである。

補助金の交付要綱等によると、事業主体が、その親会社、子会社、関連会社等の関係会社から機器等を調達して補助事業を実施する場合、その調達に係る取引価格から当該関係会社の利益相当額を控除した額を補助対象事業費とすることとされている。そして、この控除される利益相当額は、取引価格に次の割合を乗じて得られた額とされている(参考図参照)。

- ① 100% 同一の資本に属する関係会社から調達した場合は、当該会社の直近の事業年度の損益計算書における売上高に対する売上総利益の割合(以下「売上総利益率」という。)
- ② 上記①以外の関係会社から調達した場合は、当該会社の直近の事業年度の損益計算書における売上高に対する営業利益の割合(以下「営業利益率」という。)

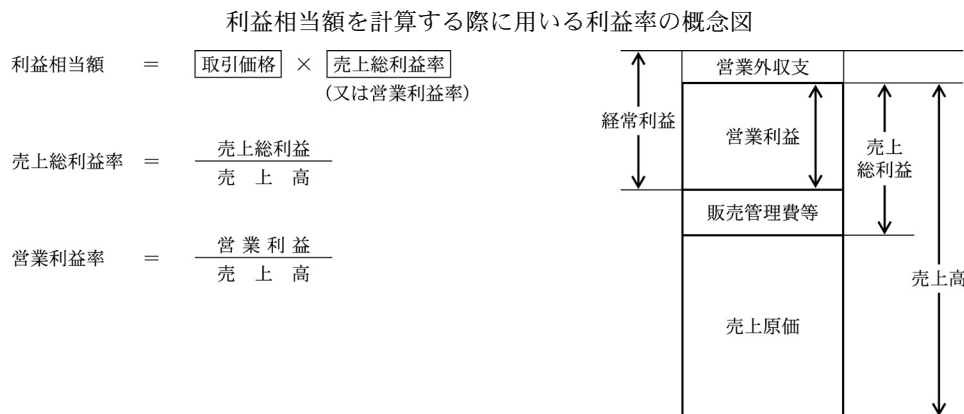
2事業主体は、関係会社から機器等を調達して補助事業を実施したことから、利益相当額を控除するなどして、補助対象事業費を計 3,508,768,523円と算定していた。

しかし、株式会社日立製作所等は取引価格に調達先の関係会社の損益計算書における売上高に対する経常利益の割合を乗じるなどして、また、大山ウィンドファーム株式会社は取引価格と調達先の関係会社における仕入価格との差額に当該会社の損益計算書における売上総利益に対する営業利益の割合を乗じるなどして、それぞれ関係会社の利益相当額を控除し、補助対象事業費を算定していた。

したがって、それぞれ売上総利益率又は営業利益率により本件補助事業の適正な補助対象事業費を算定すると計 3,394,418,796円となることから、前記の補助対象事業費計 3,508,768,523円との差額計 114,349,727円が過大に精算されていて、これらに係る国庫補助金相当額計 33,274,736円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体においてその関係会社から機器等を調達して補助事業を実施する場合に補助対象事業費から控除すべき利益相当額の算定方法についての理解が十分でなかったこと、資源エネルギー庁において事業主体に対する指導、審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

(参考図)



**時間外勤務に適用する時間単価を誤って人件費を算定するなどしていたため、補助対象事業費を過大に精算していたもの (1件 不当と認める国庫補助金 42,359,618円)**

部局等	補助事業者 (所在地)	間接補助事業者 (所在地)	補助事業	年 度	事業費 (補助対象事業費)	左に対する国庫補助金交付額	不当と認める補助対象事業費	不当と認める国庫補助金相当額
					千円	千円	千円	千円
(696)	資源エネルギー庁 日本原燃株式会社 (青森県上北郡六ヶ所村) (事業主体)	—	遠心法ウラン濃縮事業推進	16～18、20	12,860,460 (12,329,464)	6,164,732	84,719	42,359

この補助事業は、国内の濃縮ウランの安定供給等を図るため、世界最高水準の遠心分離機によるウラン濃縮<sup>(注)</sup>の技術開発を行うものである。国内で唯一のウラン濃縮事業者である事業主体は、平成16年度から18年度(17年度事業は18年度に繰越し)まで及び20年度に、新型の遠心分離機の研究開発に係る人件費等に要したとする補助対象事業費12,329,464,069円に対して、国庫補助金6,164,732,034円の交付を受けていた。

そして、事業主体は、補助対象事業費のうち、人件費については、補助事業に従事した者の給与等(時間外手当を除く。)に賞与及び法定厚生費を加えた金額を所定の労働時間数で除した1時間当たりの単価(以下、この単価を「時間内単価」という。)に、補助事業に従事した所定の労働時間内及び時間外の勤務時間の合計数を乗ずるなどして算定していた。

しかし、事業主体は、補助事業に従事した時間外勤務について、賃金規程に基づき算出した1時間当たりの単価により時間外手当を支払っており、この単価に比べて補助対象事業費の算定に用いられた時間内単価は賞与等を含めて算出されていることから高額なものとなっており、補助対象事業費のうちの人件費を実際に負担している金額より過大に算出する結果となっているなどの事態となっていた。

したがって、事業主体が実際に負担した単価によるなどして本件補助事業の適正な補助対象事業費を算定すると12,244,744,834円となり、前記の補助対象事業費12,329,464,069円との差額84,719,235円が過大に精算されており、これに係る国庫補助金42,359,618円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において補助事業に係る人件費の算定方法についての理解が十分でなかったこと、資源エネルギー庁において事業主体に対する指導、審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

(注) ウラン濃縮 天然ウランに約0.7%含まれている核分裂しやすいウラン235の濃度を3～5%に高め、ウラン燃料をより臨界させやすい状態に加工すること

**補助事業に使用しなかった原材料費等を含めるなどして補助対象事業費を過大に精算していたもの (1件 不当と認める国庫補助金 3,913,467円)**

部局等	補助事業者 (所在地)	間接補助事業者 (所在地)	補助事業	年度	事業費 (補助対象事業費) 千円	左に対する国庫補助金交付額 千円	不当と認める補助対象事業費 千円	不当と認める国庫補助金相当額 千円
(697) 近畿経済産業局	(注) 株式会社ヴァーロール (京都市) (事業主体)	—	事業化・市場化支援	20	30,772 (29,345)	19,099	6,329	3,913

(注) 平成20年6月6日以前は株式会社HERO

この補助事業は、事業主体が分野の異なる中小企業と連携して、屋上・壁面等で使用する緑化用コケマットの工業的量产を行うためのコケ培養技術の実用化事業を実施するものである。事業主体は、本件補助事業の実施に当たり、試作・実験等に要したとする事業費30,772,352円(補助対象事業費29,345,098円)に対して、国庫補助金19,099,578円の交付を受けていた。

しかし、事業主体は、試作・実験用として購入した原材料等の一部(購入価額5,768,680円)を補助事業に使用しないで他の会社に売却していたのに、この原材料費等を本件補助事業における試作・実験費に含めるなどしたため、補助対象事業費が6,329,680円過大に精算されており、これに係る国庫補助金相当額3,913,467円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において、補助事業の適正な執行に対する認識が不足していたこと及び近畿経済産業局において、事業主体に対する指導、審査及び確認が十分でなかったことによると認められる。

**(3) 補助金を過大に受給していたもの 3件 不当と認める国庫補助金 11,674,728円**

**補助事業の実施に当たり、仕入税額控除した消費税額に係る補助金を返還していなかったもの (3件 不当と認める国庫補助金 11,674,728円)**

部局等	補助事業者 (所在地)	間接補助事業者 (所在地)	補助事業	年度	事業費 (補助対象事業費) 千円	左に対する国庫補助金交付額 千円	不当と認める補助対象事業費 千円	不当と認める国庫補助金相当額 千円
(698) 経済産業本省	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 (川崎市)	タマティール株式会社 (東京都八王子市) (事業主体)	大学発事業創出実用化研究開発	15～17	492,647 (492,647)	328,431	11,834	7,889
(699) 中国経済産業局	山口県 (事業主体)	—	工業用水道	17	43,923 (43,923)	29,200	2,091	1,390

部局等	補助事業者 (所在地)	間接補助 事業者 (所在地)	補助事業	年 度	事業費 (補助対 象事業 費) 千円	左に対す る国庫補 助金交付 額 千円	不当と認 める補助 対象事業 費 千円	不当と認 める国庫 補助金相 当額 千円
第3章 第1節 第12 経済産業省	(700) 四国経済 産業局	—	少子高齢 化等対応 中小商業 活性化施 設整備	18	100,572 (100,572)	50,286	4,789	2,394
	(698)-(700)の計				637,143 (637,143)	407,917	18,715	11,674

これらの補助事業は、事業主体である民間事業者等が大学等の研究成果を企業等に技術移転することにより、その成果の事業化を促し、新たな産業や雇用を創出することなどを目的として、事業主体が実施する大学等の研究成果を活用した実用化研究開発に要する経費の一部を補助したものなどである。そして、これらの補助事業においては、経済産業本省から補助事業者を經由して又は経済産業局から直接事業主体に国庫補助金が交付されており、また、いずれもその補助対象事業費に補助事業で取得した物品、施設等に係る消費税額が含まれていた。

消費税は、事業者が課税対象となる取引を行った場合に納税義務を生ずるが、生産及び流通の各段階で重ねて課税されないように、確定申告において、課税売上高に対する消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除(以下、この控除を「仕入税額控除」という。)する仕組みが採られている。

そして、補助事業の事業主体が補助対象の物品、施設等を取得することなども課税仕入れに該当して、上記の仕組みにより確定申告の際に補助事業で取得した物品等に係る消費税額を仕入税額控除した場合には、事業主体は当該物品等に係る消費税額を実質的に負担していないことになる。

このため、補助事業の事業主体は、補助金の交付要綱等により、補助事業完了後に消費税の確定申告により仕入税額控除した消費税額に係る補助金の額が確定したときには、その金額を速やかに補助事業者又は所轄の経済産業局長に報告するとともに、当該金額を返還しなければならないこととされている。

しかし、3事業主体は、平成15年度から18年度までの各年度の消費税の確定申告の際、本件補助事業に係る消費税額計18,715,293円を仕入税額控除していたのに、これに係る国庫補助金相当額計11,674,728円の報告及び返還を行っておらず、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、3事業主体において補助事業における消費税の取扱いについての理解が十分でなかったこと、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、中国経済産業局及び四国経済産業局において補助事業における消費税の取扱いについての指導及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

(4) 補助の目的を達していないもの 2件 不当と認める国庫補助金 14,424,468円

地域イノベーション創出共同体形成事業で購入した一部の機械装置等が補助の目的を達していないもの (2件 不当と認める国庫補助金 14,424,468円)

部局等	補助事業者 (所在地)	間接補助 事業者 (所在地)	補助事業	年 度	事業費 (補助対 象事業 費) 千円	左に対す る国庫補 助金交付 額 千円	不当と認 める補助 対象事業 費 千円	不当と認 める国庫 補助金相 当額 千円
(701) 北海道経 済産業局	財団法人 北海道科 学技術総 合振興セ ンター (札幌市) (事業主 体)	—	地域イノ ベーション 創出共 同体形成	20	245,838 (245,838)	245,838	9,854	9,854

部局等	補助事業者 (所在地)	間接補助 事業者 (所在地)	補助事業	年 度	事業費 (補助対 象事業 費) 千円	左に對す る国庫補 助金交付 額 千円	不当と認 める補助 対象事業 費 千円	不当と認 める国庫 補助金相 当額 千円
(702) 関東経済 産業局	独立行政 法人産業 技術総合 研究所 (東京都 千代田 区) (事業主 体)	—	地域イノ ベーション 創出共 同体形成	20	115,312 (115,312)	115,312	4,569	4,569
(701) (702) の計					361,151 (361,151)	361,151	14,424	14,424

これらの補助事業は、地域経済の活性化等を図るため、地域のイノベーションを担う大学や公設試験研究機関等が参加する広域的連携組織の形成を通じ、各研究機関等が保有する人材、試験研究機器、研究成果等の研究開発資源の相互活用に取り組むもので、共同体形成促進事業、技術支援協働事業及び研究開発環境支援事業の3事業がある。このうち研究開発環境支援事業は、企業の技術課題の解決に資する試験・評価・分析方法を研究により確立し、マニュアル化するとともに、その方法を用いて技術支援を行うことで研究開発資源の活用促進を図るものであり、これに必要な設備物品費等が補助の対象とされている。

2事業主体は、上記の事業の実施に当たり、機械装置等をそれぞれ174,498,870円、78,656,245円で購入したとして、同額の国庫補助金の交付を受けていた。

しかし、財団法人北海道科学技術総合振興センターが企業の技術課題の解決に資するマニュアルの作成やそれを用いた技術支援を実施するために必要であるとして購入した機械装置等のうちガスクロマトグラフやモバイルパソコン等(購入費計9,854,490円)は、取得後、この目的のために利用されておらず、一部は通常業務の事務処理に使用されていた。また、独立行政法人産業技術総合研究所がマニュアルの作成のための公設試験研究機関との打合せなどのために必要であるとして購入したテレビ会議システム一式12台(購入費計4,569,978円)は、取得後、全く使用されていなかったり、補助の目的とは関係のない会議、連絡等に使用されたりなどしていた。

したがって、上記の機械装置等は補助の目的を達しておらず、これらに係る国庫補助金交付額計14,424,468円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2事業主体において、補助事業の適正な執行に対する理解が十分でなかったこと、北海道、関東両経済産業局において、事業主体に対する指導、審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

(注1) 公設試験研究機関 地元企業に対する技術支援を行う目的で都道府県等の地方公共団体が設置した機関であり、主に地元企業を対象に、技術指導、依頼に基づく分析試験、保有する機器等の利用開放、研修生の受入れ等を実施している。

(注2) ガスクロマトグラフ 試料中の各成分の含有量を測定する分析装置

(5) 補助事業で造成した基金を無断で処分していたもの

1件 不当と認める国庫補助金 104,890,000 円

第3章  
第1節  
第12  
経済産業省

補助事業で造成した基金を用途の制限がない基本財産に組み入れるなどして無断で処分していたもの (1件 不当と認める国庫補助金 104,890,000 円)

部局等	補助事業者 (所在地)	間接補助 事業者 (所在地)	補助事業	年 度	事業費 (補助対 象事業 費) 千円	左に対す る国庫補 助金交付 額 千円	不当と認 める補助 対象事業 費 千円	不当と認 める国庫 補助金相 当額 千円
(703) 中国経済 産業局	岡山県 (注1) 加賀郡吉 備中央町	財団法人 岡山県産 業振興財 団等 (岡山市) (事業主 体)	(注2) 産業再配 置 促 進 (基金造 成)	昭和60、 62、平成 元、3	168,390 (168,390)	104,890	168,390	104,890

この補助事業は、岡山県及び加賀郡吉備中央町が、昭和60年度から平成3年度までの間に財団法人岡山県新技術振興財団(以下「技術振興財団」という。)に対して計168,390,000円の出えんを行ったもので、国はこれに対して国庫補助金計104,890,000円を交付している。そして、技術振興財団は、上記の出えん金等によって技術振興基金347,903,000円を造成し、その運用益により吉備高原地域テクノポリス圏域の企業等に対する高度技術の開発・利用に関する研修事業等を実施していた。その後、技術振興財団は、13年3月31日に解散して、財団法人岡山県産業振興財団(以下「産業振興財団」という。)に同基金を含む財産及び事業を承継した。

しかし、産業振興財団は、13年度に上記の造成額と同額の347,903,000円の技術振興基金を引き継いだ際、同基金としては247,903,000円を資産計上し、残額の100,000,000円は国等に無断で用途の制限がない一般的な財源として使用していた。また、同基金として資産計上した上記の247,903,000円についても、16年度に同基金としての資産計上を取りやめて、国等に無断で用途の制限がない一般会計の基本財産に他の資産と区別することなく組み入れていた。

したがって、本件補助事業で造成された同基金は国に無断で処分されており、これに係る国庫補助金104,890,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、産業振興財団において補助事業の適正な執行に対する認識が十分でなかったこと、岡山県及び吉備中央町において産業振興財団に対する指導及び監督が十分でなかったことなどによると認められる。

(注1) 平成16年9月30日以前は御津郡加茂川町

(注2) 平成元年度以前は工業再配置(基金造成)

(6) 補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの

1件 不当と認める国庫補助金 29,578,575 円

委託費を過大に精算していたため、補助金により造成した基金が過大に使用されていたもの (注) (1件 不当と認める国庫補助金 29,578,575 円)

部局等	補助事業者 (事業主体)	補助事業 等	年 度	基金使用 額 千円 (注)	左に対す る国庫補 助金等交 付額 千円 (注)	不当と認 める基金 使用額 千円 (注)	不当と認 める国庫 補助金等 相当額 千円 (注)
(704) 経済産業 本省	一般社団法 人環境パ ートナー シップ 会議	グリーン 家電普及 促進	21	6,761,771	6,761,771	29,578	29,578

(注) 本事業は、総務省、経済産業省及び環境省の合同事業であり、各省ごとに金額を区分できないため、全額を掲記している。

(745 ページの環境省の項に掲記)



(7) 計画が適切でなかったもの 1件 不当と認める国庫補助金 5,814,367 円

一般に利用できる研修用機材の利用を検討しないまま研修用機材を購入するなどしていたもの (1件 不当と認める国庫補助金 5,814,367 円)

部局等	補助事業者 (所在地)	間接補助 事業者 (所在地)	補助事業	年 度	事業費 (補助対 象事業 費) 千円 (41,887)	左に対す る国庫補 助金交付 額 千円 41,887	不当と認 める補助 対象事業 費 千円 5,814	不当と認 める国庫 補助金相 当額 千円 5,814
(705) 九州経済 産業局	財団法人 長崎県産 業振興財 団 (長崎県 長崎市) (事業主 体)	—	人材養成 等支援	20	41,887 (41,887)	41,887	5,814	5,814

人材養成等支援事業は、地域経済の自立的発展の基盤の強化を図るため、事業主体が都道府県等と連携して企業立地又は事業高度化につながる地域の人材養成等を行うものであり、事業の実施に係る人件費、旅費、研修の実施に要する経費等が補助の対象経費とされている。

この補助事業の事業主体は、研修用機材(以下「機材」という。)を購入して、これを高等専門学校に設置し、当該高等専門学校において研修を実施するとした事業の実施計画を策定し、この実施計画に基づいて研修を実施して、平成20年度に国庫補助金41,887,160円(補助対象事業費同額)の交付を受けていた。

しかし、事業主体は、上記のとおり、高等専門学校を研修の実施箇所としたため、授業等が行われない休日等のみが研修の実施日となっていて、機材の利用は年間に数日程度となっていた。

一方、上記機材のうちセラミック材料応用技術研修に利用するとして購入したガスクロマトグラフ<sup>(注)</sup>等3点(購入費4,939,200円)と同種の機材が県内の窯業に関する産業支援を担ってきた県立の研究機関において、一般に利用できる設備として開放されており(以下、この設備を「開放設備」という。)、事業主体は、人材養成研修等を多数実施してきている同研究機関において、所定の利用料を支払うことにより、これらの開放設備を利用して研修を実施することが可能な状況となっていた。

このように、事業主体は、セラミック材料応用技術研修について、開放設備を利用することができたのに、その検討を全く行うことなく機材を購入し、これを研修の実施日が限定される高等専門学校に設置して研修を実施していたのは適切とは認められない。

また、上記のほか情報処理技術者試験資格取得研修等に利用するとして購入したノート型パソコン5台(購入費969,247円)は、私的に利用されるなどしていた。

したがって、前記機材の購入費から開放設備を利用した場合の利用料94,080円を控除するなどして、国庫補助金額を算定すると36,072,793円となり、前記の国庫補助金交付額41,887,160円との差額5,814,367円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において、補助事業の経済的、効率的な執行に対する理解が十分でなかったこと、九州経済産業局において、事業主体に対する指導、審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

(注) ガスクロマトグラフ 試料中の各成分の含有量を測定する分析装置

意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) 国際博覧会事業の実施に当たり、委託先が事業者と締結した再委託契約において、実績額に基づく精算に向けて協議させるなどの適宜の処置を要求し及び今後締結される再委託契約において、実績額に基づいた精算を行わせるなどの是正改善の処置を求め並びに事業の収支状況を公表するなどの改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)経済産業本省 (項)貿易投資促進費 エネルギー対策特別会計(エネルギー需給勘定) (項)エネルギー需給構造高度化対策費
部 局 等	経済産業本省
事業の概要	2008年サラゴサ国際博覧会及び2010年上海国際博覧会における日本館の運営等
委託契約名	平成20年度国際博覧会政府出展事業(上海国際博覧会に係る政府参加準備業務)に関する委託契約等4件(平成20年度～22年度)
委託契約の相手方	独立行政法人日本貿易振興機構
委託契約金額	39億1241万余円(平成20年度～22年度)
精算等が行えない契約となっている再委託契約の金額	29億2924万余円(平成20年度～22年度)
上記の再委託契約に基づく支払済額	9億4977万余円(平成20、21両年度)
上記の支払済額のうち国からの委託費充当額	8億7384万円(平成20、21両年度)
国際博覧会事業を実施するため委託先が受領する収入金等	23億0397万円(サラゴサ国際博覧会) 125億6344万円(上海国際博覧会)
計	148億6742万円(背景金額)

【適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め並びに改善の処置を要求したものの全文】

**国際博覧会事業の実施及び経理について**

(平成22年10月28日付け 経済産業大臣あて)

標記について、下記のとおり、会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに同法第36条の規定により改善の処置を要求する。

記

**1 国際博覧会事業等の概要**

**(1) 国際博覧会事業の概要**

我が国は、スペイン王国での2008年サラゴサ国際博覧会(以下「サラゴサ博」という。)及び中華人民共和国(以下「中国」という。)での2010年上海国際博覧会(以下「上海博」とい

う。また、以下、サラゴサ博と上海博を合わせて「両博覧会」という。)に公式参加することについて、開催国との間の友好親善に資するとともに、国際社会における我が国への理解を深める機会となるなどの意義を有するとして、平成18年10月20日に閣議了解を行い、両博覧会への公式参加表明を行っている。また、これに伴い、両博覧会への参加に要する諸準備を円滑に行うため、関係省庁からなる準備会を設けて、経済産業省設置法(平成11年法律第99号)等に基づき博覧会等に関する事務をつかさどることとされている貴省を幹事省とし、独立行政法人日本貿易振興機構法(平成14年法律第172号)等に基づき博覧会等に参加することを業務としている独立行政法人日本貿易振興機構(以下「機構」という。)を参加機関とすることが合わせて閣議了解されている。

## (2) 国際博覧会への出展に係る貴省と機構との委託契約

貴省は、日本国政府が国際博覧会に出展する事業(以下「国際博覧会事業」という。)について、その基本計画の策定並びに日本館の建築、展示及び管理運営等の各業務に係る委託契約を、サラゴサ博においては17年度から20年度までに8件、上海博においては18年度から22年度までに9件、計17件締結している。このうち、公募により民間事業者に委託した1件を除く計16件の契約は、いずれも機構を委託契約の相手方としている。

上記各契約の委託費は、委託先の当該委託業務に係る担当職員等の人件費、事務費及び委託先が業務の一部を別の事業者にも委託等した場合に必要な経費(以下「再委託費」という。)等から構成されている。

そして、貴省は、委託費の精算に当たって、貴省が定めた「委託契約に関する会計経理事務処理実施要領」(平成18・09・28会課第3号)等により、委託先が当該事業を終了したときは、この成果を記載した実績報告書の提出を受けて、委託費の総額を決定する確定検査等を行い、委託費の交付額の確定を行って当該委託費の交付を行うこととしている。また、委託先が再委託を行っている場合には、当該委託先が、再委託費について貴省が行う検査と同等の検査を行っていることを確認することとしている。

## (3) 過去の国際博覧会事業において貴省が執った処置

貴省は、17年3月から9月までの間に愛知県において開催された2005年日本国際博覧会の実施等に当たり、財団法人2005年日本国際博覧会協会(以下「協会」という。)に対し会場建設事業等を対象として補助金を交付していた。この補助金の交付を受けた協会は、地方公共団体等に対して博覧会に対応する工事等を委託していたが、委託事業に係る事業費について概算額を基に算定していたにもかかわらず、事業終了後に実際の事業費に基づいた精算をしていなかった。これについて本院が指摘したところ、貴省は、本院の指摘に基づき、17年9月に、「博覧会事業に関する予算執行の適正化のための事務マニュアル」(以下「博覧会マニュアル」という。)を整備するなどの処置を講じたことから、本院は、平成16年度決算検査報告に本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項として掲記している。

貴省が定めた博覧会マニュアルによれば、事業費が概算額で算定され、将来実績額が変動することが十分に予想される事業の場合は、その実績額の確認及び精算方法の策定について、関係者と十分な協議を行うとともに、精算条項が付されていることを確認するなどの措置を行うこととされている。

そして、貴省は、両博覧会においても、事業費の交付方式が補助金から委託費に変更されたものの、この博覧会マニュアルを適用することとしている。

#### (4) 国際博覧会事業の財源等

貴省は、サラゴサ博以前から、国際博覧会に関して、展示及び行催事の内容の充実を図るなどのため、民間企業等に協賛を依頼している。上海博においても、より効率的な事業を目指すため、民間企業等から多額の資金や技術面でより一層の協力を得て、国際博覧会事業を行うことにより「官民一体となった出展の実現」に向けて取り組むこととしている。

そして、機構は、これに賛同した民間企業等と日本館に対する協力に関し合意書を締結するなどして、民間企業等から資金(以下「協賛金」という。)等を受領している。この協賛金は、機構の規程等に基づき、機構において他の一般的な収入と同様に公金として取り扱われる。機構は、国からの委託費及び民間企業等からの協賛金を合わせて国際博覧会事業に要する経費の財源として、各種の再委託契約及び請負契約を締結し事業を実施している。

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

貴省から両博覧会に係る前記16件の契約を受託した機構は、その実施に当たり、受託した業務の大半を、別の事業者にも再委託したり請け負わせたりしている。

また、国際博覧会事業への参加は、国際社会における我が国への理解を深める機会となるとともに、国民からの注目度、期待度も高く、国費及び協賛金等を財源として事業を実施していることから、事業に係る収支状況の透明性の確保がより一層重要になってきている。

そこで、本院は、合規性、経済性等の観点から、機構と再委託業者との契約において博覧会マニュアルどおりに、精算条項が付され、事業実施後に実績額による適切な精算が行われているか、また、国際博覧会事業に係る収支状況が適切に把握され、その透明性が確保されているかなどに着眼して検査を実施した。

検査に当たっては、貴省が機構と締結した上海博に係る9件の委託契約(契約金額計63億4610万余円)のうち4件の委託契約(契約金額計39億1241万余円)に基づく日本館の運営、広報及び行催事等に係る再委託契約(再委託契約金額29億2924万余円)、及び両博覧会に係る事業の収支状況を対象として、貴省並びに機構本部及び上海博日本館事務局において、実績報告書等により会計実地検査を行った。

### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

#### (1) 再委託契約における精算等について

機構は、貴省と契約した上記4件の委託契約に係る再委託契約として、21年1月に2会社と28億2459万余円で「2010年上海国際博覧会日本館の運営・広報・行催事に係る業務」委託契約(契約期間23年3月31日まで。以下「当初契約」という。)を締結していた。そして、この再委託契約については、22年3月に、機構と2会社との間で、変更契約(変更後の契約金額29億2924万余円)が締結されていた。

この契約について検査したところ、次のような事態となっていた。

ア 当初契約の契約金額は、日本国内での調達価格から単価を推計したり、契約締結時点での計画を基に数量を算定したりするなど、契約金額の大半を概算額で算定していて、将来実績額が変動することが十分に予想されるものとなっていた。しかし、当初契約において、単価については精算の対象とはせず、数量のみを精算することとしており、20年度においては、単価について実績額に基づく精算を行わないまま2会社に対して3990万円(全額委託費を充当)を支払っていた。

イ 機構は、貴省の指示による業務内容の変更、追加及び中止が頻繁に発生したため、その都度、2会社との間で契約を変更することが困難であることを理由に、22年3月に2会社との間で契約変更を行い、数量についても精算を必要としない確定契約とし、また、変更後の契約の効力発生日を21年4月1日までさかのぼらせていた。そして、機構は、この変更契約に基づき、21年度分として2会社に対して9億0987万余円(うち委託費充当額8億3394万余円及び協賛金充当額7593万余円)を支払っていた。

ウ 上海博覧会が開催される中国において課される諸税について、中国の税務当局が定めた通知等によれば、物品の一部に課せられた諸税については、必要な支出関係書類等を提出すれば還付を受けられることとなっている。このため、当初契約においては、契約金額は税抜き金額とし、2会社が諸税を負担した場合には、別途、機構が諸税相当額を2会社に支払うこととして、代わりに、2会社は、機構に対して諸税を還付する手続に必要な支出関係書類等を提出することとされていた。また、再々委託業者等が負担する諸税についても、同様の措置が執られていた。

しかし、22年3月に契約変更を行った際に、契約金額は税込とする一方、機構が諸税を還付する手続を行うのに必要な支出関係書類等の提出について変更契約に規定していなかったため、機構が諸税の還付手続を行うことができない契約となっていた。

このような再委託契約になっているにもかかわらず、貴省は、再委託契約に精算条項が付されていることを確認するなどの措置を行うことなく、機構に、再委託費20年度3990万円、21年度8億3394万余円、計8億7384万余円を含めた委託費20年度1億9717万余円、21年度15億1049万余円、計17億0767万余円を支払っていた。

## (2) 国際博覧会事業の収支状況の公表について

我が国が参加している最近の主な国際博覧会のうち、機構が参加機関とされている国際博覧会事業は、2000年のハノーバー国際博覧会、2008年のサラゴサ博、現在実施中の上海博及び今後参加する2012年の麗水国際博覧会となっている。

前記のとおり、国際博覧会事業への参加は、国際社会における我が国への理解を深める機会となるとともに、国民からの注目度、期待度も高く、国費及び協賛金等を財源として事業を実施しているが、サラゴサ博においてその収支状況は一般に公表されていない。貴省が機構に委託して作成したサラゴサ博の公式参加記録には、収支状況の記載があるが、この記録は一部の関係者に配布されたのみであった。

なお、この収支状況の表示は、18、19両年度の支出額については委託費の確定額としていたが、20年度の支出額については当初契約の計画額を使用するなど、決算額を表示

したものとなっていなかった。そこで、20年度の支出額等を、機構において、協賛企業等との合意書及び実績報告書等により確認したところ、協賛企業等から受けた現物による給付額及び付加価値税の還付金等があったため、公式参加記録で21億4165万余円の同額としていた収支は、収入23億0397万余円、支出23億0377万余円となっていた。

一方、上海博は、事業実施中であり決算は未確定であるが、その事業規模を収支予算で見ると、18年度から22年度までの間で合計125億6344万余円に上る大規模な事業となっている。その内訳は、国からの委託費計56億7842万余円、貴省が所管している財団法人地球産業文化研究所からの委託費計6億3123万余円及び民間企業等からの協賛金等計62億5378万余円となっている。そして、支出については、機構がこれらの収入を財源として、建築、展示及び運営等の各業務を実施するとしている。

このように、上海博は、多額の国費及び協賛金等を財源とする事業が予定されているが、これらの事業に係る収支状況について、貴省及び機構は、事業実施後に決算を公表する予定はないとしている。

**(是正及び是正改善並びに改善を必要とする事態)**

前記(1)のように、再委託契約における契約金額が概算額で算定され、将来実績額が変動することが十分予想されたにもかかわらず、博覧会マニュアルに基づいた実績額による精算が行えない契約としていたり、開催国で課せられる諸税の還付手続を行うことができない契約としていたりしている事態は適切とは認められず、是正及び是正改善の要があると認められる。

また、前記(2)のように、国民からの注目度、期待度も高く、多額の国費及び協賛金等を財源として実施される国際博覧会事業の収支状況の決算額を、貴省及び機構が十分に把握していなかったり、これを公表することとしていなかったりしている事態は、事業実施に係る収支状況の透明性の確保が図られておらず、改善の要があると認められる。

**(発生原因)**

このような事態が生じているのは、国際博覧会事業が、法令、税制等の諸制度が国内と異なる海外で実施されることに伴う特殊性があるものの、次のことなどによると認められる。

- ア 貴省において、博覧会マニュアルの重要性についての認識が十分でなかったこと及び再委託契約の適正な実施についての認識が十分でなかったこと
- イ 貴省において、開催国で課せられる諸税に関する還付手続を行うよう博覧会マニュアルに明記していないなど、海外で実施される国際博覧会の特殊性に関する認識が十分でなかったこと
- ウ 貴省及び機構において、国からの委託費及び国と一体となって出展に協力した民間企業等からの協賛金等を財源として実施される国際博覧会事業について、その収支状況を的確に把握した上で、これを明らかにするという透明性の確保についての認識が十分でなかったこと

**3 本院が要求する是正の処置及び是正改善の処置並びに要求する改善の処置**

上海博については、貴省は22年10月31日の閉幕後、委託契約に基づき再委託費を含め

た委託費の交付額の確定を行うこととなる。また、24年に大韓民国で開催される2012年麗水国際博覧会についても、今回と同様に、機構を参加機関として公式参加し、貴省が幹事省となることが21年2月に閣議了解されている。

については、貴省において、国際博覧会事業における適正な予算執行及び透明性の確保を図るよう、次のとおり、是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求め並びに改善の処置を要求する。

ア 現在実施中の上海博に係る再委託契約について、機構に対して、実績額による精算の必要性を検討させるとともに、精算が必要な契約については、当該再委託業者との間で精算に向けて協議させるよう指導及び助言を行うこと(会計検査院法第34条による是正の処置を要求するもの)

イ 博覧会マニュアルの遵守が、国際博覧会事業における適正な予算執行を行う上で重要であることを再認識し、委託先等に対して周知徹底を図るとともに、今後実施される国際博覧会事業については、委託先に対して、目的又は性質上精算を要しない場合を除き、再委託契約書等に精算条項を付するなどして、実績額に基づいた精算を行わせるよう指導及び助言を行うこと。また、事業実施期間中に事業の進ちょく状況を適時、適切に確認するとともに、再委託契約の精算に当たっては、委託先とともに必要に応じて実績額の確認を行うこと(同法第34条による是正改善の処置を求めるもの)

ウ 国際博覧会事業が、主として海外で実施されることを踏まえて、海外で課される諸税に関する還付手続を行うこととし、その旨を博覧会マニュアルに明記すること(同法第34条による是正改善の処置を求めるもの)

エ 国からの委託費及び民間企業等からの協賛金等を財源として実施される国際博覧会事業の収支状況を正確に把握した上で、その収支に係る決算書等を作成してホームページ等により公表することとし、その旨を博覧会マニュアルに規定すること(同法第36条による改善の処置を要求するもの)

- (2) **租税特別措置の趣旨に照らして有効かつ公平に機能しているかの検証を踏まえ、中小企業者に適用される租税特別措置の適用範囲について検討するなどの措置を講ずるよう意見を表示したもの**

(平成22年10月26日付けで財務大臣及び経済産業大臣あてに意見を表示したものの全文は、158ページの財務省の項に掲記)

- (3) **中小企業者に対する法人税率の特例を定めている法人税法の趣旨に照らして有効かつ公平に機能しているかの検証を踏まえて中小企業者に対する法人税率の特例の適用範囲について検討を行うなどの措置を講ずるよう意見を表示したもの**

(平成22年10月26日付けで財務大臣及び経済産業大臣あてに意見を表示したものの全文は、167ページの財務省の項に掲記)

(4) 研究開発環境支援事業で購入した試験研究機器等が補助事業終了後においても補助事業の目的に沿って十分活用されるよう意見を表示したもの

第3章  
第1節  
第12  
経済産業省

会計名及び科目	一般会計 (組織)経済産業本省 (項)地域経済活性化対策費
部 局 等	6 経済産業局
補助の根拠	予算補助
補助事業者 (事業主体)	2 事業主体
補助事業	地域イノベーション創出共同体形成
補助事業の概要	地域のイノベーションを担う大学や公設試験研究機関等が参加する広域的連携組織の形成を通じ、各研究機関等が保有する人材、試験研究機器、研究成果等の研究開発資源の相互活用に取り組むもの
購入した50万円以上の機器等の点数及び購入費	65点、5億2645万余円(平成20年度)
有効に活用されていない機器等の点数及び購入費	41点、3億5551万余円(平成20年度)
上記に対する国庫補助金交付額	3億5551万円

(前掲512ページ「地域イノベーション創出共同体形成事業で購入した一部の機械装置等が補助の目的を達していないもの」参照)

【意見を表示したものの全文】

地域イノベーション創出共同体形成事業費補助金(研究開発環境支援事業)で購入した試験研究機器等の活用について

(平成22年10月22日付け 経済産業大臣あて)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 事業の概要

(1) 地域イノベーション創出共同体形成事業費補助金の概要

貴省は、地域経済の活性化等を図るため、大学や公設試験研究機関<sup>(注1)</sup>(以下「公設試」という。)等が参加する広域的連携組織(以下「共同体」という。)の形成を通じ、各研究機関等(以下「共同体構成員」という。)が保有する人材、試験研究機器、研究成果等の研究開発資源(以下「研究開発資源」という。)の相互活用に取り組むことを目的として、平成20、21両年度に、事業に要する費用の一部について、各地域における産業支援機関等の事業主体に対して地域イノベーション創出共同体形成事業費補助金を交付しており、20年度の交付額は10億1013万余円(補助対象事業費同額)となっている。

そして、本件補助事業には、共同体を管理運営しその形成を促進させるための「共同体



形成促進事業」、コーディネータ等の専門知識を有する人材により技術支援を行う「技術支援協働事業」及び企業の技術課題の解決に資する試験・評価・分析方法を研究により確立し、その方法を用いて技術支援を行うことにより研究開発資源の活用促進を図るための「研究開発環境支援事業」(以下「支援事業」という。)の3事業がある。

## (2) 支援事業の概要

貴省は、支援事業では、企業の技術ニーズに迅速かつ的確にこたえるための試験・評価・分析方法の確立及び向上が可能な研究課題であることなどを条件に、その研究成果をマニュアル化することとしており、これに必要な試験研究機器等(以下「機器等」という。)を購入するための設備物品費及び人件費等を補助の対象としている。そして、設備物品費で取得した50万円以上の財産等については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。)第22条に基づく財産の処分制限を受けるものとされている。

また、事業主体は、支援事業の実施に当たっては、従来、地元企業の技術支援を担ってきた公設試に、設備物品費で購入した機器等の大半を設置しており、公設試が中心となって事業主体、大学等と連携して研究を実施し、マニュアルの作成や技術支援等を実施することとしている。

(注1) 公設試験研究機関 地元企業に対する技術支援を行う目的で都道府県等の地方公共団体が設置した機関であり、主に地元企業を対象に、技術指導、依頼に基づく分析試験、保有する機器等の利用開放、研修生の受入れ等を実施している。

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点及び着眼点)

支援事業の実施に要した事業費は前記3事業の中でも特に多額に上っている。

そこで、本院は、有効性等の観点から、支援事業の研究成果として技術支援を行うために作成することとされているマニュアルが作成後有効に技術支援等に活用されているか、また、購入した機器等がマニュアル作成後においても機器等を設置している公設試(以下「設置公設試」という。)等において有効に活用されているかなどに着眼して検査した。

### (検査の対象及び方法)

<sup>(注2)</sup> 8 経済産業局管内で3事業主体が実施した<sup>(注3)</sup> 20年度の支援事業に要した事業費6億5633万余円のうち、支援事業で購入し21公設試等に設置している50万円以上の機器等65点に係る5億2645万余円を対象に、購入した機器等の利用簿等の関係書類を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

### (検査の結果)

検査したところ、次のような状況が見受けられた。

#### (1) 支援事業で作成したマニュアル及び購入した機器等の活用状況

検査の対象とした前記65点の機器等を用いて支援事業の研究成果として作成されたマニュアル22件の内容は、表1のとおりとなっていた。

表1 支援事業で作成したマニュアルの内容及び購入した機器等

マニュアル類型	マニュアルの内容	購入した機器等
先進機器購入型 (16件)	共同体形成地域における企業等の技術ニーズが高い、先進的な分析装置等を購入し、企業等がこれを利用することなどにより技術課題の解決に資することを想定して、当該機器等の操作手順、分析等の事例、分析等に当たっての技術的課題等をマニュアル化したもの	味認識装置、音響特性評価装置等 28点
試作型 (3件)	公設試等が研究により今までにない装置や製品を試作し、その研究成果を企業等に提供するために、これをマニュアル化したもの	高速液体クロマトグラフ、高速マイクロスコップ等 21点
信頼性向上型 (3件)	共同体構成員が保有する既存の機器等の精度を高めるための信頼性向上技術を確立してマニュアル化したもの	ボールテトラゲージ、ネットワークアナライザ等 16点

これら 22 件のマニュアルは、いずれも、事業主体が、マニュアルを広く共同体構成員や共同体形成地域の企業等に配布するなどして、共同体構成員がマニュアルを用いた技術支援を行うために作成されたものである。

さらに、先進機器購入型や試作型のマニュアルを作成するために購入した機器等は、広く共同体形成地域の企業等の利用に供され(以下「利用開放」という。)、また、信頼性向上型のマニュアルを作成するために購入した機器等は、共同体構成員に対する技術支援に活用されるなど、いずれもマニュアル及び機器等を一体として広域的な相互活用が図られることにより、技術支援や研究成果の普及がより効果的なものとなり、補助事業の目的を十分に達成できるものである。

しかし、前記 22 件のマニュアルの活用状況についてみると、事業主体が共同体構成員や共同体形成地域の企業等への配布を行っていなかったり、共同体形成促進事業で作成したホームページへの掲載を行っていなかったり、マニュアルを用いた技術支援が行われていなかったりして、十分な活用が図られていない状況となっていた。

さらに、上記 22 件のマニュアルを作成するために購入した機器等 65 点の活用状況をみても、広域的な相互活用が取組が行われていた中部、近畿両経済産業局を除く 6 経済産業局の 2 事業主体<sup>(注4)</sup>において購入し 16 公設試等に設置された機器等 41 点(購入費 3 億 5551 万余円、国庫補助金同額)については、マニュアルの作成後においても、設置公設試等の研究にのみ利用されるなどして、企業等からの依頼に基づく分析試験(以下「依頼分析」という。)や利用開放等が実施されずに広域的な相互活用が図られていない状況が表 2 のとおり見受けられた。

表2 支援事業で購入した機器等の活用状況(平成 22 年 3 月末時点)

マニュアル類型	マニュアル数 (単位：件)	機器等総数 (単位：点)		広域的な相互活用が図られていなかった機器等 (単位：点)	左に係る国庫補助金交付額 (単位：千円)	左の事態が生じていた経済産業局、事業主体及び設置箇所
		うち公設試に設置				
先進機器購入型	16	28	(28)	20	265,783	4 経済産業局 2 事業主体 9 公設試

マニュアル類型	マニュアル数 (単位：件)	機器等総数 (単位：点)		広域的な相互活用が図られていなかった機器等 (単位：点)	左に係る国庫補助金交付額 (単位：千円)	左の事態が生じていた経済産業局、事業主体及び設置箇所
			うち公設試に設置			
試作型	3	21	(16)	19	67,179	2 経済産業局 2 事業主体 7 公設試等
信頼性向上型	3	16	(0)	2	22,554	1 経済産業局 1 事業主体
計	22	65	(44)	41	355,517	6 経済産業局 2 事業主体 16 公設試等

**(2) 広域的な相互活用を阻害する要因**

上記のように購入した機器等の広域的な相互活用が図られていないのは、主として次のア及びイの要因によるものであった。

ア 設置公設試が機器等を企業等の利用に供しようとしても、機器等を所有している事業主体の資産管理に関する内部規程上、原則として共同研究契約締結先等にしか機器等の利用が認められないなどのため利用開放等が実施できないこと

イ 設置公設試が企業等からの依頼分析を受けたり、企業等が機器等を直接利用したりする際には、機器等の利用に伴い生ずる光熱費や分析結果を交付する際の諸経費等を企業等に負担させる必要があるが、これらを徴するためには、公設試の設置者である地方公共団体の条例改正により利用料の設定を行わなければならない場合があり、特に、支援事業で購入した機器等のように公設試の所有財産ではないものについては、このような手続により利用料の設定等を行うことが困難であること

**(3) 阻害要因に対する対応**

上記(2)ア及びイの要因に対して、一部の経済産業局管内の事業においては、次のような対応が執られていた。

ア 近畿経済産業局管内において、事業主体である独立行政法人産業技術総合研究所(以下「産総研」という。)は、同局管内で補助事業を実施する拠点としている産総研関西センターが、前記(2)アの要因により、設置公設試において機器等を企業の利用に供することができなかったことから、同センターからの要望を受け、21年4月に設置公設試との間で「業務委託契約書」を締結し、企業からの依頼分析を受ける場合等に限り、企業の研究開発等に供することができることとしていた。

イ 中部経済産業局は、機器等の広域的な相互活用を図るため、20年12月に事業主体である財団法人中部科学技術センター(以下「センター」という。)に対して文書を発するなどして、補助事業終了後に、支援事業で購入した機器等を利用開放し、企業等が容易に利用可能である体制を構築するように指示していた。センターは、これを受けて、21年4月に設置公設試との間で「機械器具等使用貸借契約書」を締結して企業等が一定の条件の下に機器等の利用ができる体制を構築した。しかし、前記(2)イの要因により、設置公設試にとって所有財産ではない機器等の利用開放等は困難であったことから機器等の広域的な相互活用が十分に図られるまでには至らなかった。そこで、同年9月にセンターは同局の承認を受けて設置公設試に対して機器等の無償譲渡を行い、同年11月に設置公設試は自らのホームページにおいて機器等を一般に利用できる開放設備として掲載するなどして利用開放等を実施していた。

以上のことから、上記(3)ア及びイの対応が執られていた中部、近畿両経済産業局を除く6経済産業局の2事業主体において購入し16公設試等に設置された機器等41点は、作成したマニュアルを含めて広域的な相互活用が図られておらず、補助事業の目的を十分に達成していないと認められる。

(改善を必要とする事態)

地域経済の活性化を図るためには、各研究機関同士の、あるいは産学官での連携が重要であるとして、貴省は、前記3事業において共同体の形成を通じ、各研究機関同士の連携や、産学連携機能等の強化を図ってきた。

しかし、前記のとおり、国庫補助金の交付を受けて作成したマニュアル及び購入した機器等が、補助事業終了後において広域的な相互活用やこれらを用いた技術支援が行われずに、補助事業の目的が十分に達成されていない事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、前記(2)ア及びイの要因のほか、次のことなどによると認められる。

- ア 事業主体において、研究開発資源の広域的な相互活用に取り組むなどの補助事業の目的に対する理解が十分でなかったこと
- イ 各経済産業局において、事業主体が購入した機器等が補助金適正化法の処分制限を受けることなどから、補助事業終了後の機器等の広域的な相互活用にとって同法に基づく手続等を行うことに慎重となり、これを十分に検討しなかったこと
- ウ 貴省において、支援事業で作成したマニュアル及び購入した機器等について、広域的に相互活用が図られるための統一的な活用方針やその手続等を明確に示していなかったこと

3 本院が表示する意見

近年、我が国を取り巻く厳しい経済環境の中で、限られた研究開発資源の広域的な相互活用に取り組むことにより地域経済の活性化を図ることは貴省においても重要な施策の一つと位置付けられており、また、各地域において地元企業の技術支援等を担ってきた公設試の役割は、今後持続的・自立的な地域経済の活性化を図る上で、より重要なものになっていくものと見込まれる。

ついては、貴省において、次のような措置を講ずることなどにより、支援事業で作成したマニュアル及び購入した機器等が、補助事業終了後においても補助事業の目的に沿って十分活用されるよう意見を表示する。

- ア 研究開発資源の広域的な相互活用に取り組むなどの補助事業の目的について、各経済産業局を通じて事業主体等への周知徹底を図ること
- イ マニュアル及び購入した機器等が、補助金適正化法に基づく適切な手続を経た上で、広く利用開放されるなど広域的な相互活用が図られるよう、統一的な活用方針、手続等を明確に示すこと

(注2) 8経済産業局 北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州各経済産業局

(注3) 3事業主体 独立行政法人産業技術総合研究所、財団法人北海道科学技術総合振興センター及び財団法人中部科学技術センター

(注4) 2事業主体 独立行政法人産業技術総合研究所及び財団法人北海道科学技術総合振興センター

(5) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が第2種信用基金により実施している債務保証業務について、その利用実態に応じた事業規模となるように、基金の額を適切に見直すよう意見を表示したもの

部 局 等	経済産業本省
検 査 の 対 象	経済産業本省 独立行政法人中小企業基盤整備機構
設 置 根 拠 法	独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成14年法律第147号)
中小企業基盤整備機構の第2種信用基金に対する政府出資金額	470億1206万余円(平成21年度末現在)
上記のうち事業再構築円滑化等債務保証に係る政府出資金額	461億4975万円

【意見を表示したものの全文】

独立行政法人中小企業基盤整備機構が保有している第2種信用基金の規模等について

(平成22年10月28日付け 経済産業大臣あて)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 信用基金等の概要

(1) 第2種信用基金に対する政府出資の概要

独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「機構」という。)は、平成16年7月に設立された際に、産業基盤整備基金(以下「整備基金」という。)の解散に伴って債務保証業務等を承継している。

承継した業務のうち債務保証業務は、経済産業大臣等から事業計画の認定を受けた事業者又は法律に基づく事業に対して、民間金融機関からの借入等による事業資金を円滑に調達するために行われるもので、その業務の内容により、第1種信用基金又は第2種信用基金(以下「第2種基金」という。)により実施されることとなっている。

そして、機構は、第2種基金により実施する債務保証業務のための原資として、政府出資金及び民間出えん金等を受けるなどしており、16年7月の機構設立時から21年度末までの推移は、表1のとおりとなっていて、第2種基金の残高は、機構設立時は250億5886万余円(うち政府出資金額243億4933万余円)であったが、21年度の補正予算により政府から250億円の追加出資を受けたことなどにより、21年度末現在では498億5953万余円(うち政府出資金額470億1206万余円)となっている。

表1 第2種基金に対する政府出資金等の推移

(単位：百万円)

	平成16年7月	16年度末	17年度末	18年度末	19年度末	20年度末	21年度末
政府出資金	24,349	24,349	24,349	24,349	24,080	22,800	47,012
民間出えん金等	709	1,068	1,329	1,950	2,367	2,588	2,847
基金残高	25,058	25,417	25,679	26,299	26,448	25,388	49,859

## (2) 第2種基金による債務保証業務の概要

第2種基金により実施してきた主な債務保証業務は、表2のとおり、産業活力再生特別措置法(平成11年法律第131号。以下「産業再生法」という。)の15年の改正に伴う事業革新設備導入円滑化債務保証業務や、19年の改正に伴う技術活用事業革新円滑化債務保証業務及び事業再生円滑化債務保証業務となっており、また、21年からは産業再生法が改正されて施行された産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成11年法律第131号。以下「産活法」という。)に基づき、事業再構築円滑化等債務保証業務を実施している。

そして、事業再構築円滑化等債務保証業務に係る政府出資金額(21年度末現在)は、461億4975万円となっており、前記政府出資金470億1206万余円の大部分を占めている。

表2 第2種基金による主な債務保証業務

業務の名称(根拠法の名称)	保証割合	業務開始年月	業務開始後の状況
事業革新設備導入円滑化債務保証業務 (15年改正産業再生法)	90%	平成15年4月	平成19年8月 新規受付停止
技術活用事業革新円滑化債務保証業務 (19年改正産業再生法)	70%	平成19年8月	平成21年6月 新規受付停止
事業再生円滑化債務保証業務 (19年改正産業再生法)	50%	平成19年8月	業務継続中
事業再構築円滑化等債務保証業務 (産活法)	原則50% (上限70%)	平成21年6月	業務継続中

(注) 事業革新設備導入円滑化債務保証業務は、平成15年4月から産業基盤整備基金において業務を開始していたが、16年7月に同整備基金は解散し、機構が設立した際に、機構が当該業務を承継している。

事業革新設備導入円滑化債務保証業務及び技術活用事業革新円滑化債務保証業務は、それぞれ15年4月及び19年8月に開始された業務であり、革新的な設備の取得又は製作をしようとする事業者に対し必要な資金の調達に際し債務保証を行ったり、企業連携により獲得した技術や知的財産を活用して研究開発や革新的な事業を行おうとする事業者に対し特定信用状発行契約に基づく債務に債務保証を行ったりするもので、経済産業大臣等から事業計画の認定を受けることが債務保証を受けるための前提となっていたが、それぞれ19年8月及び21年6月に新規受付を停止している。

また、事業再生円滑化債務保証業務は、19年8月に開始された業務であり、公正な第三者の関与の下で事業再生を図ろうとする事業者に対し、事業継続に必要な資金の調達に際し債務保証を行うもので、経済産業大臣等から事業計画の認定を受けることは必要とされていない。

そして、事業再構築円滑化等債務保証業務は、21年6月に開始された業務で、昨今の経済情勢の悪化により一時的に資金調達に支障を来しているものの将来的には収益性の向上が見込まれる中堅事業者を主な対象として、事業の再構築、経営資源の再活用等を行う際に必要な資金の調達に対し債務保証を行うもので、産活法で定められた要件に従って事業再構築計画等を策定し、経済産業大臣等の認定を受けることが債務保証を受けるための前提となっている。

なお、事業再構築円滑化等債務保証に係る保証条件のうち保証割合については、債務保証に係るリスクを合理的に分散し責任を共有する目的から金融機関に一定の負担を求める部分保証を基本として設定することとされたため、原則50%(上限70%)となっている。

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

近年の我が国の厳しい財政状況下において、独立行政法人に対しては、経営資源のスリム化の一環として、事業の見直しや効率化とともに、保有資産の規模の見直しや不要な資産の国庫返納等の検討が求められている。

また、本院が、整備基金の債務保証業務の実施状況等について検査を行ったところ、その実績が皆無となっていたり、著しく低調となっていたりしている状況が見受けられたことから、機構が債務保証業務を承継して実施する場合、その業務に必要な資金の額については、政策目的のみならず対象となる事業者の意向や経済情勢等も踏まえた確な額を把握することが望まれるとして、その旨を平成13年度決算検査報告に特定検査対象に関する検査状況として掲記しているところである。

このような状況を踏まえ、本院は、有効性等の観点から、機構設立の16年7月から22年7月までの間における第2種基金により実施している債務保証業務の実施状況や基金の規模の適否等に着眼して、貴省及び機構本部において、債務保証関係の書類等により会計実地検査を行った。

### (検査の結果)

検査したところ、機構が第2種基金により実施している債務保証業務について、次のような事態が見受けられた。

#### (1) 第2種基金により実施した債務保証の状況

機構が債務保証業務を承継した16年7月から19年8月まで実施していた事業革新設備導入円滑化債務保証業務は、表3のとおり、債務保証の実績が全くなく、この債務保証の新規受付を停止した後に開始した技術活用事業革新円滑化債務保証業務でも、表4のとおり、実績が全くなく21年6月に新規受付を停止していた。

そして、19年8月から開始した事業再生円滑化債務保証についても、表5のとおり、22年3月までに行った債務保証件数は3件(2社)、債務保証実行額は5億3500万円にとどまっていて、約6年にわたって第2種基金により実施している債務保証業務の実績は、極めて低調なものとなっていた。

表3 事業革新設備導入円滑化債務保証の実績

(単位：件、百万円、%)

項 目	平成16年度 (7月から)	17年度	18年度	19年度 (8月まで)
債務保証件数	—	—	—	—
債務保証計画額 (A)	72,000	72,000	72,000	72,000
債務保証実行額 (B)	—	—	—	—
債務保証の実績率(B)/(A)	—	—	—	—

表4 技術活用事業革新円滑化債務保証の実績 (単位：件、百万円、%)

項 目	平成19年度 (8月から)	20年度	21年度 (6月まで)
債務保証件数	—	—	—
債務保証計画額 (A)	—	4,851	—
債務保証実行額 (B)	—	—	—
債務保証の実績率(B)/(A)	—	—	—

表5 事業再生円滑化債務保証の実績 (単位：件、百万円、%)

項 目	平成19年度 (8月から)	20年度	21年度
債務保証件数	1	1	1
債務保証計画額 (A)	—	34,920	4,340
債務保証実行額 (B)	17	17	500
債務保証の実績率(B)/(A)	—	0.05	11.5

貴省は、事業再構築円滑化等債務保証業務について、債務保証計画額を1兆3674億円、これに必要な政府出資金額を461億4975万円と想定し、前記のとおり、機構に対し政府出資金250億円を追加出資して、21年6月から当該業務を実施させている。

しかし、表6のとおり、機構が上記業務を開始した21年6月から22年3月までの10か月間に行った債務保証件数は12件(2社)、債務保証実行額は13億2000万円で、上記の計画額に対する債務保証の実績率(債務保証実行額/債務保証計画額)は0.09%にとどまっており、22年度においても7月までの4か月間の債務保証件数は12件(4社)、債務保証実行額は29億8200万円にとどまっていた。

表6 事業再構築円滑化等債務保証の実績 (単位：件、百万円)

年 度	事業者	件 数	債務保証実行額
平成21年度 (6月から)	A	2	1,000
	B	10	320
	小 計	12	1,320
22年度(7月まで)	C	4	220
	D	3	750
	E	4	1,500
	F	1	512
	小 計	12	2,982
合 計		24	4,302

(2) 従前の債務保証業務の見直し状況

貴省は、事業革新設備導入円滑化債務保証業務、技術活用事業革新円滑化債務保証業務及び事業再生円滑化債務保証業務の実績が前記のように極めて低調であった理由について、①債務保証制度の利用の前提である経済産業大臣等の事業計画に対する認定要件が、研究開発段階から実証段階へ移行するための設備導入となっていること、②生産性向上等



の数値基準が高く設定されており、かつ、申請した事業者の外国子会社が他の国の企業と合弁し、技術、知的財産等を獲得し、研究開発等を行うことなど、限定された範囲の企業活動を対象としていたことなどにあるとしている。

そして、21年6月に事業再構築円滑化等債務保証業務を開始するに当たっては、上記の課題を踏まえ、より多くの事業者が利用可能となるよう見直しを行い、その結果を当該債務保証業務に反映したとしている。

しかし、事業再構築円滑化等債務保証を利用するためには、従前から実施していた債務保証と同様、事業計画について経済産業大臣等の認定を受ける必要があるが、認定を受けるための手続に相当の期間を要することとなり、同債務保証の業務開始後の実績でも、債務保証を受けるための機構での事前相談から実際の債務保証の実行までの期間を合わせ、約3か月を要している。

さらに、保証割合は、前記のとおり原則50%(上限70%)となっていて、従前の債務保証に比べて保証割合が低いことなどから、金融機関は、リスクのある事業者に対する自らの融資に慎重になっている面があると思料される。

#### (改善を必要とする事態)

機構が実施している第2種基金による債務保証の利用が極めて低調となっていて、政府出資金等を財源としている第2種基金が有効に活用されていない事態は適切でなく、改善を図る必要があると認められる。

#### (発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省及び機構において、第2種基金による債務保証が事業者にとって利用しやすいものとなっておらず、債務保証の実績が極めて低調になっているのに、その原因を分析し事業の見直しを行うなどの検討が必ずしも十分でなかったことなどによるものと認められる。

### 3 本院が表示する意見

貴省は、機構に係る第2期中期目標(計画期間は21年4月から26年3月まで)において、保有資産の見直し等を行うこととしており、また、機構が作成した第2期中期計画においては、事業評価が継続的に低い事業は原則廃止、効率化のための改善努力が見られない事業については原則縮小することとしている。

については、貴省及び機構において、事業再構築円滑化等債務保証等の利用実態を分析するなどした上で、債務保証制度の所期の目的が達成されるための方策を検討し、その結果、今後も債務保証の利用の増大が見込めない場合は、その利用実態に応じた事業規模となるように、基金の額を適切に見直すよう意見を表示する。

- (6) 国から補助金の交付を受けて各信用保証協会に造成された制度改革促進基金の規模が必要額を超えた過大なものとならないよう補助金の交付の在り方等について見直しを行うなどすることにより、同基金の効果的な活用が図られるよう意見を表示したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)中小企業庁 (項)中小企業事業環境整備費 (平成19年度以前は、(項)中小企業対策費)
部 局 等	中小企業庁、8 経済産業局、内閣府沖縄総合事務局
補助の根拠	予算補助
補助事業者 (事業主体)	52 信用保証協会
補助事業	制度改革促進基金造成事業
補助事業の概要	国が実施する施策の円滑な導入及び促進を図るとともに中小企業が必要とする事業資金の融通を円滑にするため信用保証協会の経営基盤を強化することなどを目的として、同協会が部分保証の実行によって生ずる損失を処理する制度改革促進基金を造成するために必要な経費を補助するもの
信用保証協会における基金造成 に対する国庫補助金交付額	195 億 3000 万円(平成17年度～20年度)
平成20年度末における信用保証協会の基金残高	170 億 3753 万余円(52 信用保証協会)
上記のうち必要額を超えて過大に保有されている額(試算額)	88 億 0502 万円(40 信用保証協会)
基金に戻入れがなされていない回収金の額	2795 万円(29 信用保証協会)

【意見を表示したものの全文】

制度改革促進基金造成事業により造成された制度改革促進基金の効果的な活用について

(平成22年7月28日付け 経済産業大臣あて)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 事業の概要

(1) 信用補完制度の概要

信用補完制度は、中小企業者が金融機関から受ける融資について、信用保証協会法(昭和28年法律第196号)に基づき設置された全国52の信用保証協会(以下「協会」という。)が同法に基づいてその債務を保証する信用保証と、当該信用保証に対して株式会社日本政策金融公庫(平成20年9月30日以前は中小企業金融公庫。以下「公庫」という。)が中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)に基づいて協会と締結した包括保証保険契約の契約金額の範囲内で保険を引き受ける信用保険とによって成り立っている。

そして、信用保証付融資を受けた中小企業者が債務不履行に陥った場合、協会は当該中小企業者に代わって金融機関に債務を弁済(以下「代位弁済」という。)し、公庫は上記の契約に基づき、協会に対して保険価額(保証した借入金の額)に一定割合(主に70%又は80%)を乗じた額を保険金として支払うこととなっている。協会は、代位弁済により取得した求償権の行使により、事後に資金を回収した場合には、回収した資金(以下「回収金」という。)に係る保険金相当額等を公庫等に納付することとなっており、公庫等に納付した後の残額については、社団法人全国信用保証協会連合会が定める経理処理要領に基づき、協会の償却求償権回収金として計上することとなっている。

## (2) 部分保証方式の導入の経緯

従来、協会が行う保証は、すべて金融機関が行う融資額の全額を保証するものとなっていたが、12年度から、特定の種類の保証について金融機関が行う融資の一定割合(80%又は90%)を保証する部分保証方式による保証(以下「部分保証」という。)が順次導入されてきた。

その後、信用補完制度は、信用保険において急速かつ構造的な赤字が発生したことなどから制度の持続性に懸念が生ずる事態に至り、制度の在り方について包括的な検討が行われるようになった。そして、17年6月に、中小企業政策審議会基本政策部会において信用補完制度の在り方に関する取りまとめがなされ、協会と金融機関とが適切な責任分担を図って、金融機関も貸し手として責任ある融資を行う必要がある旨の提言が示された。中小企業庁は、この提言の趣旨を踏まえ、19年10月から、金融機関は、その融資に対して協会から受ける保証の大部分について、部分保証方式(協会の保証割合は融資額の80%)と負担金方式(過去の代位弁済率等に基づき金融機関が協会に一定の負担金を支払う方式で金融機関の負担割合は20%)のいずれかの方式を選択しなければならないこととした。なお、上記の特定の種類の保証は、部分保証方式のみとなっている。

上記の両方式のうち部分保証方式を選択しているものの割合は極めて低く、20年度における両方式による保証承諾額8兆2247億5849万余円のうち部分保証方式によるものは2996億9221万余円(3.6%)に過ぎない状況となっていた。これは負担金方式を選択した場合、代位弁済後の債権回収は協会が行うこととなるため、部分保証方式に比べて債権管理コストが少なく済むなどの理由から、ほとんどの金融機関が負担金方式を選択していることによる。

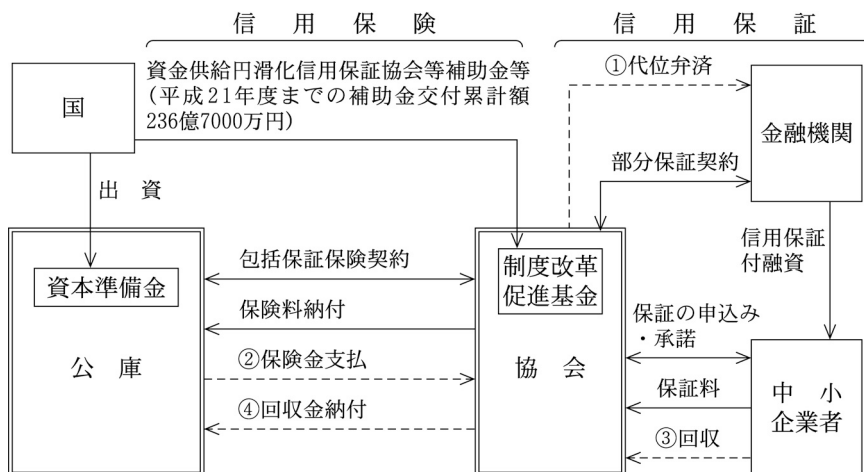
## (3) 制度改革促進基金の概要

国は、17年度から、国が実施する施策の円滑な導入及び促進を図るとともに中小企業が必要とする事業資金の融通を円滑にするため協会の経営基盤を強化することなどを目的として、協会が部分保証の実行により生じた代位弁済の額から保険金等の額を控除した損失を優先的に処理するため制度改革促進基金(以下「促進基金」という。)を造成する事業(以下「基金造成補助事業」という。)を実施する場合には、「資金供給円滑化信用保証協会基金等補助金及び流動資産担保融資関連保証対策費補助金交付要綱」(平成20年7月30日経済産業大臣制定。平成20・07・18財中第1号)等(以下「交付要綱」という。)に基づき、協会に対して、この造成に必要な経費として資金供給円滑化信用保証協会基金補助金(18年度からは

資金供給円滑化信用保証協会等補助金)及び動産等担保融資関連保証対策費補助金(20年度からは流動資産担保融資関連保証対策費補助金)(以下、これらを合わせて「補助金」という。)を交付している。そして、補助金は、17年度以降、8経済産業局及び内閣府沖縄総合事務局(以下「経済産業局等」という。)において21年度までに52協会に対して17年度42億円、18年度70億7000万円、19年度41億2000万円、20年度41億4000万円、21年度41億4000万円、計236億7000万円が交付されている。

(参考図)

信用補完制度における制度改革促進基金



①～④ 融資を受けた中小企業者が債務不履行に陥った場合の事務の流れ

各協会は、中小企業庁が定める制度改革促進基金事務取扱要領(平成18・02・06財中第1号。以下「取扱要領」という。)に基づき促進基金の管理を行うこととなっている。この取扱要領によると、協会は、17年4月1日以降の部分保証について代位弁済を行った場合には、当該代位弁済により取得した求償権の額から公庫等から補てんされた保険金等の額を控除した額について、当該年度末に求償権の償却を行った額を限度として、促進基金を取り崩すこととなっている。

部分保証が導入された12年度から20年度までの間に協会が引き受けた部分保証に係る20年度末の保証債務残高は8726億9080万余円となっており、このうち取扱要領において促進基金の取崩しの対象とされている17年度以降の部分保証に係る保証債務残高は6088億0112万余円となっている。

## 2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、平成14年度決算検査報告の特定検査対象に関する検査状況「中小企業信用保険事業における収支状況について」において、協会と金融機関との負担割合についての検討を更に行うことが望まれる旨の所見を記述した。その後、17年度に、前記のとおり、協会に部分保証の実行による損失を処理するための促進基金を造成する場合の補助事業としての基金造成補助事業が導入され、以後毎年多額の補助金が交付されている。

そこで、効率性、有効性等の観点から、各協会に対する補助金の配分は部分保証の実績や促進基金の残高等を的確に反映しているか、補助金により各協会に造成された促進基金の規

模は適正なものとなっているか、代位弁済後に回収した資金の処理は適切かなどに着眼して、17年度から各協会の決算が確定していた20年度までに交付された補助金195億3000万円を対象として検査した。検査に当たっては、中小企業庁において、各協会に対する補助金交付に係る算定根拠等に係る関係資料について説明を聴取するなどの方法により会計実地検査を行った。また、22協会において、部分保証に係る保証状況、20年度末までの促進基金の取崩し状況等について関係書類を精査するなどして会計実地検査を行うとともに、残りの30協会については調書を徴取するなどして検査した。

#### (検査の結果)

### (1) 補助金交付及び促進基金の状況

#### ア 各協会に対する補助金の配分

前記のとおり、交付要綱に定める補助金の交付対象は、部分保証の引受けから生じた損失を処理する促進基金の造成に必要な経費とされている。しかし、中小企業庁は、国が実施する施策の円滑な導入及び促進を図るとともに、中小企業庁が推進する施策を積極的に実施している協会の財政基盤の強化を図るため、部分保証採用の拡大に向けた取組のみならず、無担保保証の保証承諾、資金の回収等についても評価を加えた上で、補助金を配分してきている。そして、経済産業局等は、中小企業庁が上記のような考え方の基に決定した協会ごとの配分額に基づき補助金を交付している。

#### イ 各協会における補助金の交付、促進基金及び部分保証の状況

17年度から20年度までの促進基金の取崩額は、取崩しがなかった4協会を除いた48協会では計24億9246万余円となっていて、20年度末の促進基金の残高は52協会では計170億3753万余円となっている。

協会ごとの補助金交付額、促進基金残高及び部分保証債務残高をみたところ、補助金交付額は2億2773万余円から8億3611万余円、促進基金残高は1億2321万余円から7億8199万余円、部分保証債務残高は12億4549万余円から1108億9428万余円となっていて、特に部分保証債務残高については協会間で大きな差が見受けられた。そして、部分保証債務残高に対する補助金交付額すなわち促進基金造成額及び促進基金残高の割合は、促進基金造成のための補助金の的確な配分や促進基金の適正な規模を測る指標となることから、①部分保証債務残高に対する補助金交付額の割合と②部分保証債務残高に対する促進基金残高の割合を協会ごとにみたところ、①は0.6%から23.3%、②は0.3%から22.9%といずれも著しい差が生じていた。このような各協会における補助金交付額や促進基金残高の状況をみると、仮に部分保証債務残高のすべてが代位弁済に至った場合でも、代位弁済額のうち約80%は保険金で補てんされることから協会の損失の上限は約20%になることなどを考慮すると、補助金の配分及び促進基金の規模は、各協会の部分保証の実績に即した的確な配分や適正な規模になっていないと認められる。

#### ウ 促進基金の必要額に係る試算

部分保証は、12年度から開始され、今後も引き続き実施されることが見込まれるが、過去5か年における部分保証債務残高は、18年度末の9541億3486万余円をピー

クに、21年度末で8448億7808万余円と減少傾向がみられる。そして前記のとおり、ほとんどの金融機関が負担金方式を選択しているため現行の信用保証制度に大きな変更がない限り、今後、大幅に部分保証が増加することは見込まれないと史料される。

このことから、近年の厳しい経済情勢の下、今後も債務保証から生ずる代位弁済が多数発生する状況が続いたとしても、現行の配分方法に基づき補助金が交付された場合は、部分保証に係る保証債務残高が少ない協会において、促進基金が必要額を超えて過大に保有され続けるおそれがある。

そこで、部分保証債務残高が少ない協会においては年度ごとの部分保証債務残高に対する代位弁済額の割合の振幅が大きいことから、協会ごとではなく、52協会合計の期末の部分保証債務残高に対する期中の代位弁済額の割合の中で最も高い21年度の4.75%を用いて部分保証債務残高に対して1年間にどの程度の割合の促進基金の額が必要かを試算した。この試算によると、代位弁済額のうち保険金等で補てんされない約20%分が促進基金の取崩し対象となることから、4.75%に0.2を乗じた0.95%程度の額が必要額となる。これを踏まえ、部分保証債務残高に対する促進基金の必要額の割合を、更に不測の事態を考慮するなどして上記0.95%の2倍となる1.9%とし、促進基金の保有状況を協会ごとにみたところ、20年度末において、部分保証債務残高の1.9%以上の額の促進基金を保有している協会は52協会のうち40協会ある状況となっていた(表参照)。さらに、この40協会の中には、部分保証債務残高のすべてが代位弁済に至った場合でも、代位弁済額のうち保険金等によって補てんされず促進基金の取崩し対象となる約20%に相当する額を超える促進基金を保有している協会が3協会あった。

表 52協会の促進基金の保有状況

部分保証債務残高に対する促進基金残高の割合	0.95%を1とした場合の倍率		協会数
0.95%未満	1倍未満		2
0.95%以上1.9%未満	1倍以上2倍未満		10
1.9%以上4.75%未満	2倍以上5倍未満	部分保証債務残高の1.9%以上の額の促進基金を保有している40協会	13
4.75%以上9.5%未満	5倍以上10倍未満		10
9.5%以上14.25%未満	10倍以上15倍未満		9
14.25%以上20.0%未満	15倍以上約21倍未満		5
20.0%以上	約21倍以上		3
合 計			52

そして、上記の40協会における促進基金の必要額は、協会ごとの20年度末の部分保証債務残高に1.9%を乗じて求めた額を合算した46億1684万余円となり、40協会の促進基金残高計134億2186万余円のうち88億0502万余円は、この必要額を超えて過大に保有されているものと認められる。

(2) 促進基金取崩し後の回収金の処理の状況

前記のとおり、代位弁済により取得した求償権の行使により、事後に資金を回収した場合の経理処理方法については、回収金に係る保険金相当額等は公庫等へ納付して、残額は

前記の経理処理要領に基づき、償却求償権回収金として計上することとなっているが、同回収金は促進基金に戻し入れられておらず、協会の一般財源になっている。そして、21年9月末までに、代位弁済を実行して促進基金を取り崩した後の回収金の額は、29協会において1億5435万余円となっており、このうち公庫等へ納付した後の残額2795万余円は、促進基金には戻し入れられていない。

しかし、促進基金の財源となっている国からの補助金が代位弁済から生ずる協会の損失を処理するために交付されているものであることからみて、促進基金の取崩し後の回収金のうち公庫等の保険金等に相当する額を除いた額が、促進基金に戻し入れられることなく協会の一般財源になっている状況は適切とは認められない。

したがって、促進基金を取り崩した後の回収金のうち公庫等の保険金等に相当する額を除いた額は、促進基金に戻し入れることとする必要があると認められる。

#### (改善を必要とする事態)

各協会に対する補助金の配分が部分保証債務残高や促進基金残高等を的確に反映しておらず、多数の協会において促進基金が必要額を超えて過大に保有されている事態や促進基金を取り崩した後の回収金について保険金等に相当する部分に係る公庫等への納付額を除いた残額を促進基金に戻入れがなされていない事態は適切とは認められず、改善の要があると認められる。

#### (発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、次のことなどによると認められる。

- ア 各協会に対する補助金の配分について、部分保証債務残高や促進基金残高等を十分に反映していなかったこと
- イ 促進基金を取り崩した後の回収金の経理処理について、促進基金が補助金により造成されたものであることについて十分認識しないまま取扱要領等で具体的な方法を定めていなかったこと

### 3 本院が表示する意見

基金造成補助事業については、今後も引き続き実施され、22年度においても同事業に係る多額の補助金が交付されることが見込まれる。

ついては、貴省において、補助金を効率的に配分することなどにより、促進基金の効果的な活用が図られるよう、次のとおり意見を表示する。

- ア 各協会に対する補助金の交付に当たって、協会ごとの部分保証の実績等に基づいて配分することなどにより、各協会の促進基金が必要額を超えて過大に保有されることのないよう補助金の交付の在り方について見直しを行うとともに、必要額を超えて保有されていると認められる促進基金の額を国へ返還させるなど促進基金が適正な規模となるよう必要な措置を講ずること
- イ 促進基金を取り崩した後の回収金の経理処理について、回収金を促進基金に戻し入れる具体的な方法を定めて、協会に周知徹底すること

(注) 8 経済産業局 北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州各経済産業局

- (7) 指定金融機関が中小企業等協同組合等の構成員に対して危機対応業務の損害担保付貸付けを実施する場合において、公庫と指定金融機関との損害担保契約の補償料率や補てん割合が当該構成員の企業規模に見合ったものとなるよう告示等の改正を行うなどして、補償金支払財源の一部である国庫負担分が信用補完等支援の必要性の程度に応じた適切なものとなるよう意見を表示したもの

部 局 等	中小企業庁
損害担保付貸付けの概要	指定金融機関が危機対応業務として行う貸付けについて、株式会社日本政策金融公庫が損害担保を付与するもの
企業規模に見合っていない貸付種別の補償料率等を適用している損害担保付貸付けの件数	512件(平成20年10月～22年1月)
上記に係る貸付金額	1127億3000万円(背景金額)
上記のうち債務不履行になり実際に支払われた補償金	3件 7億9775万余円
上記について企業規模に見合った補てん割合を適用した場合の減少額	2億2792万円

【意見を表示したものの全文】

危機対応業務の損害担保付貸付けについて

(平成22年10月20日付け 経済産業大臣あて)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 損害担保付貸付けの概要

(1) 危機対応業務の概要

危機対応業務は、株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号。以下「公庫法」という。)に基づく恒久的な制度として、主務大臣(財務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣)が内外の金融秩序の混乱等、危機対応業務を行うことが必要な状況である旨を認定する場合に、主務大臣の指定する金融機関(以下「指定金融機関」という。)が、株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)から損害担保等の信用の供与を受けて、資金繰りが悪化しているなどの事業者に対して必要な資金の貸付けなどを行うものである。

株式会社商工組合中央金庫(以下「商工中金」という。)及び株式会社日本政策投資銀行(以下「政策銀行」という。)は、公庫法により、平成20年10月1日において指定金融機関の指定を受けたものとされている。そして、同年同月以降、両指定金融機関は、危機対応業務に係る各種の貸付けなどを実施しており、このうち、21年度末における危機対応業務の貸付実績は、計38,065件(貸付金額5兆8277億円)となっている。



## (2) 損害担保付貸付けの概要

指定金融機関は、危機対応業務の一環として、一定の要件に該当する事業者に対して、公庫が損害担保を引き受ける貸付け(以下「損害担保付貸付け」という。)を実施している。損害担保付貸付けは、指定金融機関が公庫と損害担保契約を締結し、危機対応業務として行った貸付けについて貸付金額に所定の補償料率等を乗じて算出した補償料をあらかじめ公庫に支払うことにより、貸付先の債務不履行等により指定金融機関に損害が生じた場合に、公庫から貸付金の残元本の一定割合(以下「補てん割合」という。)が指定金融機関に補償金として支払われるものである。そして、公庫における当該補償金支払の財源は、指定金融機関からの補償料収入及び国から公庫への出資金等(以下「国庫負担分」という。21年度末現在額 3019 億円)である。

また、損害担保付貸付けは、危機の認定に係る主務大臣告示(以下「認定告示」という。)により、危機の事案ごとに一定の要件に該当する事業者が貸付対象者として定められている。そして、20年10月以降の認定告示により、一定の要件に該当する事業者に対して、主に、以下の貸付種別<sup>(注)</sup>の損害担保付貸付けが実施されている。

- ① 法定中小企業者<sup>(注)</sup>、中小企業等協同組合等(以下「組合」という。)及び組合の構成員(以下「組合員」という。また、以下、「法定中小企業者」、「組合」及び「組合員」を合わせて「中小企業者等」という。)を対象とした貸付け(以下「中小企業等向け貸付け」という。)
- ② 資本金10億円未満の非法定中小企業者(以下「中堅企業」という。)及び資本金10億円以上の非法定中小企業者(以下「大企業」という。)であって組合員に該当する企業(以下、これらを合わせて「中堅企業等」という。)を対象とした貸付け(以下「中堅企業等向け貸付け」という。)
- ③ 大企業であって組合員に該当しない企業を対象とした貸付け(以下「大企業向け貸付け」という。)

上記のとおり、組合員に該当する企業については、中小企業、中堅企業及び大企業という企業規模にかかわらず、①の利用が可能となっており、また、大企業に該当する組合員は③の利用はできないが、①に加えて、②の利用が可能となっている。

一方、組合員でない企業については、企業規模に応じて、それぞれ①、②、③を利用することとなっている。

(注) 法定中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)に定める中小企業者であり、業種ごとに資本金の額及び常時使用する従業員の数の基準が異なる。製造業その他の業種の場合は資本金の額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社。

損害担保付貸付けの補償料率及び補てん割合は、補償料率等を定めた主務大臣告示(以下「料率告示」という。)により次表のとおり定められていて、期限の定めはなく、中小企業等向け貸付けは、大企業向け貸付けなどに比べて補償料率が低くなっていて中小企業者等の負担をより軽減していたり、補てん割合が高くなっていてより手厚い信用補完になっていたりとしている。また、貸付限度額は認定告示で定められており、21年1月に危機の認定が行われた「国際的な金融秩序の混乱に関する事案」の場合、22年9月現在、次表の「告示」欄にあるとおりとなっている。

また、国庫負担分は貴省等の予算で手当てされており、次表の「予算」欄にあるように、貸付先が債務不履行となる確率(以下「想定事故率」という。)を設定するなどした上で、指定金融機関が公庫に支払う補償料の額では補償金の支払に不足すると見込まれる額を国庫負担分として積算している。

このように、貴省等が予算において設定した想定事故率と国庫負担分をみると、中小企業等向け貸付けは、大企業向け貸付けなどに比べて国の財政負担による支援の度合いが高く設定されている。

表 損害担保付貸付種別ごとの補償料率等(国際的な金融秩序の混乱に関する事案)

区 分		中小企業等向け貸付け	中堅企業等向け貸付け	大企業向け貸付け
告 示	補償料率	0.1%	0.5%	0.3% 又は 0.5%
	補てん割合	80%	70%	50% 以下 (信用リスク区分が一定の水 準以下で貸付額 200 億円以上 の場合等は 80% 以下)
	貸付限度額	7.2 億円等	20 億円	制限なし
予 算	想定事故率	2.5%	1.5%	0.83%
	国庫負担分	2.4%	1.0%	0.53% 又は 0.33%

(注) この表の告示欄は、料率告示及び認定告示の内容の主なものを補償料率等の区分ごとに整理したものである。また、予算欄は、平成 21 年度当初予算要求等に用いられた率を整理したものである。

### (3) 商工中金における損害担保付貸付けの実施

商工中金は、株式会社商工組合中央金庫法(平成 19 年法律第 74 号。20 年 9 月 30 日以前は商工組合中央金庫法(昭和 11 年法律第 14 号))において、中小企業等協同組合、主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその構成員に対する金融の円滑化を図るために必要な業務を営むこととされている。そして、この業務としての貸付けは、20 年 10 月に商工中金が株式会社に転換する以前から、組合員の企業規模により区別することなく実施されている。

危機対応業務の実施に当たっても、商工中金は、公庫法等に基づき、従前どおり組合員に対する貸付けを実施している。そして、商工中金が 20 年 10 月から 22 年 1 月までの間に実施した損害担保付貸付けの実績は、本店及び各支店で計 27,096 件(貸付金額 1 兆 6329 億円)となっている。

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性、有効性等の観点から、損害担保付貸付けにおける補償料率、補てん割合等は、国の財政負担による支援の必要性からみて各貸付先企業の規模に見合った妥当なものとなっているかなどに着眼して、商工中金の上記の損害担保付貸付け 27,096 件(貸付金額 1 兆 6329 億円)のうち 1 件当たりの貸付金額が 1 億円以上のもの 6,213 件(貸付金額 8571 億 5739 万余円)及び政策銀行が 20 年 10 月から 22 年 3 月までの間に実施した損害担保付貸付け 33 件(貸付金額 2335 億円。全件が 1 件当たり 1 億円以上の貸付けとなっている。)を対象として、中小企業庁、商工中金本店及び 10 支店、政策銀行本店並びに公庫本店において、貸付関係書類等を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、残りの商工中金 81 支店については貸付関係書類等の提出を受けて検査した。

**(検査の結果)**

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

**(1) 指定金融機関における補償料率及び補てん割合の適用の実態**

指定金融機関の一方である政策銀行が公庫法、認定告示、料率告示(以下、両告示を合わせて「告示」という。)等に基づいて実施した損害担保付貸付け33件をみると、すべて中小企業、中堅企業及び大企業という企業規模に見合った貸付種別の貸付けを行って当該貸付種別の補償料率及び補てん割合を適用した損害担保契約を公庫と締結していた。

これに対して、同じ公庫法、告示等に基づいて商工中金が実施した前記の損害担保付貸付け6,213件をみると、大企業に該当する組員員に対して、中小企業等向け貸付けの補償料率及び補てん割合を適用していたものが84件、中堅企業等向け貸付けの補償料率及び補てん割合を適用していたものが111件見受けられた。上記計195件の中には、東京証券取引所一部に上場している企業への貸付けも53件含まれていた。また、中堅企業に該当する組員員に対して、中小企業等向け貸付けの補償料率及び補てん割合を適用していたものが315件見受けられるなどした。以上のように、商工中金においては、組員員である企業に対して企業規模に見合っていない貸付種別の補償料率及び補てん割合を適用していたものが、6,213件中512件あり、これに係る貸付金額は、1127億3000万円となっていた。

このように、商工中金は、企業規模にかかわらず、組員員であるという理由のみで、中小企業等向け貸付け又は中堅企業等向け貸付けの補償料率及び補てん割合を適用した損害担保契約を公庫と締結していた。

**(2) 中小企業等に対する信用補完等の必要性**

危機対応業務は、企業規模にかかわらず資金を必要とする企業を対象者として国の財政負担等により行われる資金繰り支援である。このうち中小企業等向け損害担保付貸付けの対象とされる中小企業の多くは、以下のような状況に置かれている。

ア 中小企業庁の「中小企業白書2010」が参考資料としている株式会社東京商工リサーチの「全国企業倒産状況」にある企業の倒産件数等から、17年度から21年度までの5年間における法定中小企業者と上場企業の平均の倒産件数の比率をみると、中小企業の場合は0.96%であるのに対して、上場企業の場合は0.38%であり、中小企業の方が比率は高くなっている。

イ 貴省がホームページ上で公表している「新しい中小企業金融研究会」報告書(18年7月)では、中小企業の財務体質のぜい弱性(自己資本の不足)が問題視され、これらを要因として信用度に劣ることが多いとされている。また、財務省が毎年公表している法人企業統計調査の結果によると、資本金が1000万円以上1億円未満の企業の自己資本比率は、15年度から19年度までの間で平均値は25.6%となっているが、資本金が10億円以上の企業の同期間における自己資本比率の平均値は38.2%となっており、10ポイント程度の差が見受けられる。

このように、一般的に中小企業と大企業等とでは信用補完等による支援の必要性の程度が異なるものと思料される。したがって、中小企業のみならず中堅企業及び大企業も対象とされている損害担保付貸付けを行うに当たっては、公庫との損害担保契約において適用する補償料率及び補てん割合がそれぞれの企業規模に見合ったものとなるようにすべきであると認められる。

(3) 企業規模に見合った貸付種別の補償料率、補てん割合等を適用した場合の国庫負担分等の試算

前記(1)の商工中金が企業規模に見合っていない貸付種別の補償料率及び補てん割合を適用している損害担保付貸付け 512 件について、商工中金が公庫へ支払う補償料の額及び国庫負担分について、現在の契約に基づく場合と、前記(2)を踏まえて貸付先の実際の企業規模に見合った貸付種別の補償料率及び補てん割合を適用することとするなどして試算した結果とを比較すると、次のとおりとなる。

ア 現在の契約において商工中金が公庫に支払った補償料は計 4 億 9786 万余円であるが、仮に実際の企業規模に見合った貸付種別の補償料率及び補てん割合を適用したとして補償料を算定すると 5 億 1509 万余円となり、現在の契約の場合に比べて公庫への支払額が 1723 万余円不足することとなる。

イ 現在の契約で、仮に想定事故率どおりに貸付先に事故が発生して公庫が商工中金に対して補償金を支払うこととなった場合、その財源として必要となる国庫負担分は 12 億 1858 万余円となるが、実際の企業規模に見合った貸付種別の補償料率及び補てん割合を適用したとして将来想定される国庫負担分を算定すると 8 億 4933 万余円となり、現在の契約の場合は、これに比べて国庫負担分が 3 億 6925 万余円大きくなることが想定されることとなる。

実際に、21 年度末現在で、大企業に該当する組合員に対して、中堅企業等向け貸付けの補てん割合 70% を適用して貸付けが行われたもののうち 3 件が債務不履行になり、公庫から商工中金に対して補償金 7 億 9775 万余円が支払われている。当該貸付けについて、仮に大企業向け貸付けの補てん割合 50% を適用したとすれば補償金の支払額は 5 億 6982 万余円となり、2 億 2792 万余円少なくなることとなる。

(改善を必要とする事態)

商工中金が実施した前記の損害担保付貸付け 512 件(貸付金額 1127 億 3000 万円)について、組合員であることのみを理由として企業規模に見合っていない貸付種別の補償料率及び補てん割合を適用した損害担保契約を締結している事態は、信用補完等による支援の必要性の程度が大企業等とは異なる中小企業に対して、より手厚い信用補完を行うなどの国の財政負担による支援の在り方からみて適切ではなく改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、損害担保付貸付けに関し、告示等により、組合員については企業規模にかかわらず中小企業等向け貸付けなどの補償料率及び補てん割合を一律に適用することとしていることなどによると認められる。

3 本院が表示する意見

危機対応業務の損害担保付貸付けは、指定金融機関に損害が生じた場合に公庫による補償金の支払を通じて国が一定の負担をすることになることから、国の財政負担による支援が信用補完等の必要性の程度に応じた適切なものとなるような制度の在り方が求められる。

また、危機対応業務は公庫法に基づく恒久的な制度であり、料率告示には期限の定めがないことから、今後も商工中金等の指定金融機関は現行の料率告示に基づいて損害担保付貸付けなどの危機対応業務を実施することとなる。

については、貴省において、指定金融機関が組合員に対して損害担保付貸付けを実施する場合でも、公庫と指定金融機関との損害担保契約の補償料率や補てん割合が中小企業、中堅企業及び大企業という企業規模に見合ったものとなるよう告示等の改正を行うなどして、公庫の補償金支払財源の一部である国庫負担分が信用補完等支援の必要性の程度に応じた適切なものとなるよう意見を表示する。

- (8) 経済産業省が都道府県等に補助金を交付して都道府県所管の公益法人に造成させている基金について、事業継続の必要性等を検討するための基準等を都道府県等に提示し、これにより不要となる基金のうち国庫補助金相当額を国庫に返納させるなどして、適切かつ有効な活用を図るよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)経済産業本省 (項)地域経済活性化対策費(平成12年度以前は、 (項)工業再配置促進対策費) 〔平成11年度以前は、 (組織)通商産業本省 (項)工業再配置促進対策費〕 (組織)中小企業庁 (項)中小企業対策費 電源開発促進対策特別会計(電源立地勘定) (項)電源立地対策費
部 局 等	経済産業本省、中小企業庁
補助の根拠	予算補助
基金の名称	(1) 技術振興基金等 (2) 債務保証基金 (3) 地域産業活性化基金 (4) 情報化基盤整備基金
基金事業の概要	(1) 技術革新の進展に即応した高度な工業技術の開発・利用に関する研修又は指導を行う事業等 (2) 新技術・新製品の研究開発を行う企業の資金借入れに対して、その債務を保証する事業 (3) 複数の中小企業者が技術革新の進展に即応した技術の製品開発等への利用について協力して行う起業化に助成するなどの事業 (4) コンピュータ等の情報機器を活用する中小企業者に対して、その情報化を支援する活動を行う事業
検査を実施した公益法人	27 道府県所管 36 公益法人
上記の法人が保有する基金数及び基金の造成額	92 基金 417 億 6464 万余円

上記のうち適切 ではない事態が 見受けられた公 益法人	25 道府県所管 33 公益法人
適切ではない事 態が見受けられ た基金数及び基 金の造成額	73 基金 324 億 0169 万余円
上記の基金に対 する国庫補助金 交付額	108 億 5315 万円 (昭和 58 年度～平成 12 年度)

(前掲 508 ページの「補助事業で造成した基金を同基金と関係のない事業に貸し付けて補助の目的外に使用していたもの」及び 514 ページの「補助事業で造成した基金を用途の制限がない基本財産に組み入れるなどして無断で処分していたもの」参照)

**【改善の処置を要求したものの全文】**

**都道府県等に補助金を交付して都道府県所管の公益法人に造成させている基金の有効活用等について**

(平成 22 年 10 月 28 日付け 経済産業大臣あて)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

**1 基金の概要**

**(1) 都道府県所管の公益法人に造成された基金の概要**

貴省は、都道府県等が、単年度で完結しない特定の目的を持つ事業を都道府県の所管する公益法人に基金を造成させて継続的に実施させる場合に、その基金への出えんなどに必要な経費の全部又は一部について国庫補助金を交付している。

(注 1) 公益法人 平成 18 年改正前の民法(明治 29 年法律第 89 号)第 34 条の規定に基づいて設立された社団法人及び財団法人

以上のようにして都道府県所管の公益法人に造成された基金には、産業再配置促進費補助金により造成された高度技術の開発・利用に関する研修又は指導事業に必要な基金(以下「技術振興基金」という。)、研究開発・研究開発助成事業に必要な基金等(以下、これらを合わせて「技術振興基金等」という。)、研究開発型企業育成のための債務保証事業に必要な基金(以下「債務保証基金」という。)、地域産業活性化推進対策費補助金により造成された技術革新の進展に即応した技術の中小企業者等による利用を支援するために必要な基金(以下「地域産業活性化基金」という。)、指導事業費補助金により造成された中小企業地域情報センターの経営基盤の整備の促進に必要な基金(以下「情報化基盤整備基金」という。)などがある。

そして、上記の各基金の概要は、表 1 のとおりとなっている。

表1 都道府県所管の公益法人に造成された基金の概要

基金名	国庫補助金名	(注) 運営形態	基金事業の概要
技術振興基金等	産業再配置促進費補助金	運用型	技術革新の進展に即応した高度な工業技術の開発・利用に関する研修又は指導を行う事業等
債務保証基金	産業再配置促進費補助金	保有型	現在の技術水準からみて新規性がある新技術・新製品の研究開発を行う企業の資金借入れに対して、その債務を保証する事業
地域産業活性化基金	地域産業活性化推進対策費補助金	運用型	複数の中小企業者が技術革新の進展に即応した技術を製品の開発等に利用するために必要な商品・デザイン開発等を協力して行う起業化に助成するなどの地域技術起業化推進事業
情報化基盤整備基金	指導事業費補助金	運用型	コンピュータ等の情報機器を活用する中小企業者に対して、コンピュータやソフトウェアに関する窓口相談、講習会の開催等の情報化を支援する活動を行う事業

(注) 運営形態については、造成された基金を運用元本としてその運用益を特定目的の事業の財源に充てていくものを「運用型」、基金を債務保証等の信用力の基盤となる財源として保有しているものを「保有型」としている。

上記の各基金については、それぞれの補助金の交付規則、交付要綱等により、基金事業以外の目的に使用することなく確実に運用し、他の資産と区別するとともに、他の経理と区分し、それぞれの基金事業に要する経費のみに運用益を充て、その収支に剰余金が生じたときは、基金に繰り入れ又は翌年度の運用財産として繰り越すこととなっている。また、基金を処分するとき又は基金事業を廃止するとき、あらかじめ、経済産業局長等の承認を受けなければならないとされており、その際、経済産業局長等は交付した補助金の全部又は一部に相当する額を国庫に返還させることができることとなっている。

## (2) 各基金の造成経緯とその後の事業環境の変化

### ア 技術振興基金等、債務保証基金及び地域産業活性化基金

技術振興基金等及び債務保証基金は、工業再配置促進法(昭和47年法律第73号。平成18年廃止。)に規定する過度に工業が集積している地域から工業の集積の程度が低いなどの地域(以下「誘導地域」という。)への工場等の移転等を促進するなどのため、産業再配置促進費補助金交付規則(昭和48年通商産業省告示第303号)等により、昭和58年度から平成14年度までの間に、道府県等に対して交付された産業再配置促進費補助金計77億余円等を財源として、高度技術工業集積地域開発促進法(昭和58年法律第35号。平成11年廃止。以下「テクノポリス法」という。)に基づく地域の開発計画の推進に必要な業務を行うため設立された法人(以下「テクノポリス財団」という。)等に道府県等が出えんするなどして造成されたものである。

また、地域産業活性化基金は、技術革新の進展に即応した技術の中小企業者等による利用を支援するため、地域産業活性化推進対策費補助金交付要綱(平成2年3月27日付2立第537号)等に基づき、元年度に、誘導地域をその区域内に含む道府県に対して交付された地域産業活性化推進対策費補助金計70億円等を財源として、道府県が各テクノポリス財団に出えんして造成されたものである。

その後、テクノポリス法は、同法に基づいて開発計画を策定した各地域において高度技術産業の集積が形成されつつあったことなどから、11年の新事業創出促進法(平成10年法律第152号)の施行により廃止され、上記の開発計画は12年度をもって終了した。そして、経済的環境の変化等により工業の再配置を促進する必要性が低下し工業再配置政策は役割を終えたとして、18年に工業再配置促進法が廃止された。

#### イ 情報化基盤整備基金

情報化基盤整備基金は、中小企業者に対する情報化支援活動の強化を図るため、指導事業費等補助金交付要綱(昭和58年4月30日付58企庁第512号)等に基づき、昭和61年度から平成5年度までの間に、道府県等に対して交付された指導事業費補助金計66億円等を財源として、道府県等が各中小企業地域情報センターに出えんするなどして造成されたものである。

その後、12年に、中小企業支援法(昭和38年法律第147号)が改正され、各都道府県等の中小企業地域情報センターは、同じ都道府県等の中小企業支援機関とともに、都道府県等中小企業支援センターに統合された。この統合に当たり、各中小企業地域情報センターが保有していた情報化基盤整備基金は、各都道府県等中小企業支援センターに承継された。また、貴省は、各都道府県等中小企業支援センターが実施する事業に対して中小企業経営資源強化対策費補助金を12年度に新設し、それ以降、情報化基盤整備基金でも事業対象としている情報化に関する窓口相談専門家の設置や講習会の開催等を補助対象に追加するなどして、都道府県等に交付した。その後、18年度の政府による国と地方の税財政改革(いわゆる三位一体の改革)により、各都道府県等中小企業支援センターの事業は、地方が行うべき事業とされて、同補助金は17年度をもって廃止され、これに伴い、同補助金に代わる財源として地方交付税措置が確保されるなど一般財源化の措置が講じられている。

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

上記のとおり、貴省が交付した補助金により都道府県所管の公益法人に造成された基金に関しては、その後、基金事業を取り巻く環境が大きく変化してきている。

そこで、本院は、有効性等の観点から、基金が有効に活用され補助の目的を達成しているか、また、貴省において基金事業の状況を適時、適切に把握し、状況の変化に応じて制度の見直しを行っているかなどに着眼して、貴省本省、中小企業庁、27道府県、2市1町及び当該基金を保有する27道府県所管の36法人<sup>(注2)</sup>において、これらの法人の決算書等の関係書類により92基金(造成額計417億6464万余円(うち国庫補助金計143億6083万余円))を対象として会計実地検査を行った。

### (検査の結果)

検査したところ、92基金のうち25道府県所管の33法人が保有する73基金<sup>(注3)</sup>(造成額計324億0169万余円(うち国庫補助金計108億5315万余円))について、表2のとおり、適切ではない事態が見受けられた。これを態様別にみると以下のとおりである。

(注2) 27道府県 北海道、大阪府、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、千葉、神奈川、新潟、富山、岡山、広島、山口、徳島、香川、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、鹿児島各県



(注3) 25道府県 北海道、大阪府、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、神奈川県、新潟、富山、岡山、広島、山口、徳島、香川、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、鹿児島各県

表2 適切ではない事態が見受けられた73基金の態様別内訳 (単位：基金、百万円)

検査実施対象			事態の態様(注)			
			ア	イ	ウ	左の計 (純計)
			基金による事業を実施していないもの	基金による事業を継続しているものの、近年、事業実績が全くないもの	基金による事業を継続しているものの、基金の運用益を他の会計に繰り入れるなどしていたもの	
技術振興基金等	基金数	32	11	—	10	21
	造成額	21,272	5,697	—	9,572	15,269
	うち国庫補助金	4,595	1,112	—	1,655	2,767
債務保証基金	基金数	15	—	15	4	15
	造成額	2,503	—	2,503	540	2,503
	うち国庫補助金	825	—	825	215	825
地域産業活性化基金	基金数	20	4	—	12	16
	造成額	10,380	2,060	—	6,160	8,220
	うち国庫補助金	5,190	1,030	—	3,080	4,110
情報化基盤整備基金	基金数	25	5	—	16	21
	造成額	7,608	1,570	—	4,838	6,408
	うち国庫補助金	3,750	750	—	2,400	3,150
計	基金数	92	20	15	42	73
	造成額	41,764	9,327	2,503	21,110	32,401
	うち国庫補助金	14,360	2,892	825	7,351	10,853

(注) 4基金については態様がイとウで重複している。

ア 基金による事業を実施していないもの

20基金(造成額計93億2721万余円(うち国庫補助金計28億9213万余円))

これらの20基金は、基金の運用益による事業を実施する運用型の基金であるが、次のとおり事業を実施していなかった。

(ア) 基金を用途の制限がない一般会計の基本財産に組み入れるなどしていたもの

2基金(造成額計4億2890万余円(うち国庫補助金計1億4489万円))については、基金を造成した法人が統廃合したことにより基金を承継した2法人が、基金の全部を、用途の制限がない一般会計の基本財産に組み入れるなどして無断で処分していたり、基金事業と関係のない事業に貸し付けて補助の目的外に使用したりしており、基金による事

業は実施していなかった。

上記の事態について、一例を示すと次のとおりである。

＜事例1＞

財団法人岡山県新技術振興財団(以下「技術振興財団」という。)は、テクノポリス財団として、昭和59年度から平成3年度までの間に技術振興基金347,903,000円(うち国庫補助金104,890,000円)を造成して、その運用益によって、吉備高原地域テクノポリス圏域の企業等に対する高度技術の開発・利用に関する研修事業等を実施していたが、その事業規模は低金利による運用益の低下もあってピーク時(7年度)に比べ約6割減少するなど9年度頃から大幅に縮小していた。

技術振興財団は、財団法人岡山県中小企業振興協会と統合して総合的な産業支援体制を確立するなどのため、13年3月末に解散し、その財産等を承継した財団法人岡山県産業振興財団は、13年度に上記の造成額と同額の347,903,000円の技術振興基金を引き継いだ際、同基金としては247,903,000円を資産計上し、残額の100,000,000円は国等に無断で用途の制限がない一般的な財源として使用していた。また、同基金として資産計上した上記の247,903,000円についても、16年度に同基金としての資産計上を取りやめて、国等に無断で用途の制限がない一般会計の基本財産に他の資産と区別することなく組み入れていて、以降、基金による事業を実施していなかった。

- (イ) 基金として他の資産と区別して管理しているものの、その運用益の全部を用途を特定しないで使用していたもの

10基金(造成額計45億3745万余円(うち国庫補助金計14億4730万余円))については、基金を造成した1法人及び統廃合により基金を承継等した6法人が、基金として他の資産と区別して管理しているものの、当該運用益の全部を用途を特定しないで一般会計等において使用しており、基金による事業は実施していなかった。

- (ウ) 基金を新たな中小企業対策等の事業を行うために新規に設置した事業資金に拠出等していたもの

8基金(造成額計43億6085万余円(うち国庫補助金計12億9994万円))については、統廃合により基金を承継等した4法人が、基金の全部を、創業又は中小企業の経営革新に関する助成等を行う新たな事業を実施するために新たに設置した運用型の事業資金の原資として拠出するなどしており、このため基金による事業は実施していなかった。

- イ 基金による事業を継続しているものの、近年、事業実績が全くないもの

15基金(造成額計25億0379万余円(うち国庫補助金計8億2539万円))

これら15基金は保有型の債務保証基金であるが、基金を造成した3法人及び統廃合により基金を承継等した12法人は、債務保証の申込みを募集するなど基金事業を継続して実施していた。

しかし、債務保証実績についてみると、18年度以降新規の債務保証実績が全くなく、特に、11基金については13年度以降債務保証実績が全くないことから、20年度末現在において債務保証残高が0円となっていた。

上記の事態について一例を示すと次のとおりである。

### <事例2>

財団法人鹿児島県産業技術振興協会(平成5年6月財団法人鹿児島県新産業育成財団に名称変更)は、テクノポリス財団として、昭和58年度から60年度までの間に債務保証基金311,690,000円(うち国庫補助金110,000,000円)を造成して、新技術・新製品の研究開発を行う国分隼人テクノポリス圏域の企業等の資金借入れに対する債務保証事業を実施していた。

しかし、平成12年4月中小企業等に対する総合的な支援機関とするなどのため同財団は他の法人と統合して財団法人かごしま産業支援センターとなり、同センターは、債務保証の申込みを募集するなど債務保証事業を継続して実施しているものの、13年度以降新規の債務保証実績が全くなく、19年度以降は債務保証残高が0円となっていた。

ウ 基金による事業を継続しているものの、基金の運用益を他の会計に繰り入れるなどしていたもの

42基金(造成額計211億1068万余円(うち国庫補助金計73億5121万余円))

これら42基金のうち38基金は運用型、4基金は保有型であるが、基金を造成した7法人及び統廃合により基金を承継等した19法人は、基金による事業を継続して実施しているものの、基金の運用益の全額を基金による事業の財源とするべきであったにもかかわらず、その一部を他の会計に繰り入れたり、他の事業経費に充てたりなどしていた。

上記の事態について、一例を示すと次のとおりである。

### <事例3>

財団法人山形県テクノポリス財団は、テクノポリス財団として、平成元年度に地域産業活性化基金900,000,000円(うち国庫補助金450,000,000円)を造成して、地域技術起業化推進事業を実施していたが、その事業規模は低金利による運用益の低下もあってピーク時(4年度)の約4分の1になるなど8年度頃から大幅に縮小していた。

そして、新事業創出促進法が施行されたことなどから12年3月末同財団は解散し、16年4月からその財産等を承継した財団法人山形県産業技術振興機構は、基金の運用益(20年度6,879,524円及び前期からの繰越金21,581,328円)のうち5,000,000円を地域産業活性化基金事業特別会計から一般会計に繰り入れるなどしていた。

また、貴省は、本件の各基金について、補助事業者から基金事業の実施状況の報告を定期的に受けていなかったり、定期的に書類が提出されていてもその内容について十分検討していなかったりして、これらの基金の見直しを行っていなかった。そして、これらの基金事業について具体的な事業内容等を定めた実施要領等を長期間改正していないなど、適時、適切な対応を行っていなかった。

#### (改善を必要とする事態)

貴省が交付した補助金により造成された前記の各基金について、事業が実施されていなかったり、基金による事業を継続しているものの、近年、事業実績が全くなかったり、基金の運用益が他の会計に繰り入れられたりなどして、基金が有効活用されていないなどしている事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

#### (発生原因)

このような事態が生じているのは、道府県等及び基金を保有する法人が補助事業者として基金事業を適切に実施することなどの認識が十分でなかったことにもよるが、貴省におい

て、国庫補助金の交付後、基金を取り巻く事業環境が大きく変化し、テクノポリス財団、中小企業地域情報センター等として基金を造成した法人が、テクノポリス法に基づく開発計画の終了や総合的機関になるなどのため統廃合されるなどしていたにもかかわらず、基金の状況を十分に把握しないまま見直しを行ってこなかったことなどによると認められる。

### 3 本院が要求する改善の処置

産業再配置促進費補助金、地域産業活性化推進対策費補助金及び指導事業費補助金により造成された前記の各基金については、事業環境が大きく変化するなどしており、基金事業を実施する必要性が低下したことなどを背景に、前記のような適切ではない事態が見受けられた。

については、貴省において、貴省所管の補助金により都道府県所管の公益法人に造成された基金について、その適切かつ有効な活用を図るよう、次のとおり改善の処置を要求する。

- ア 各基金について、基金事業として継続する必要性を十分検討した上で、基金を保有する法人が基金の存続の必要性や基金規模の妥当性を検討する際の基準等を策定し、これを都道府県等及び基金を保有する法人に示すこと
- イ 上記基準等に基づき、都道府県等及び基金を保有する法人に事業継続の必要性や基金規模の妥当性を定期的に検討させ、これにより不要となる基金のうち国庫補助金相当額を国庫に返納させること
- ウ 各基金について、基金事業の状況を十分把握するために補助事業者から定期的に報告を徴し、その状況に応じて的確な指導や助言を行うこと
- エ 新規に基金造成に関する国庫補助金を交付する場合は、交付要綱等に上記アからウの内容を盛り込むとともに、これらについての周知徹底を図ること

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

- (1) 財団法人交流協会が補助金を財源にして引き当てていた給与税金引当金について、これを納税のための資金として使用する見込みは著しく低いため、取り崩して国庫に返納するよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)経済産業本省 (項)通商政策推進費 〔平成 19 年度以前は、(項)経済産業本省〕 〔平成 13 年 1 月 5 日以前は、(組織)通商産業本省 (項)通商産業本省〕
部 局 等	経済産業本省
補助の根拠	予算補助
補助事業者 (事業主体)	財団法人交流協会
補助事業	交流協会事業費補助
補助事業の概要	財団法人交流協会が行う我が国と台湾との間の貿易経済の円滑な発展に資するための経費について補助するもの
取り崩す可能性 が極めて低い給与 税金引当金	1 億 5336 万余円(平成 21 年度末)

上記のうち経済産業省が交付した国庫補助金相当額	1825 万円
-------------------------	---------

(交流協会補助金等の概要、検査の結果及び当局が講じた改善の処置については 141 ページの外務省の項に掲記)

(2) 石油貯蔵施設立地対策等交付金について、石油貯蔵施設の使用状況を的確に把握し、これに即して交付限度額を算定することにより、制度をより適切に運用するよう改善させたもの

会計名及び科目	エネルギー対策特別会計(エネルギー需給勘定) (項)燃料安定供給対策費
部 局 等	資源エネルギー庁、8 経済産業局、内閣府沖縄総合事務局
交付金の概要	石油貯蔵施設の設置に伴い必要となる公共用施設の整備に係る経費の全部又は一部に相当する額を都道府県に対して交付するもの
交付金交付額	170 億 5159 万 余円(平成 19 年度～21 年度)
石油貯蔵施設の使用状況に即して算定した場合に低減できた交付限度額	1 億 0254 万円(平成 19 年度～21 年度)

1 石油貯蔵施設立地対策等交付金の概要

資源エネルギー庁は、「石油の備蓄の確保等に関する法律」(昭和 50 年法律第 96 号)に定める石油の備蓄を行っている国、石油精製業者及び石油輸入業者等が新設、増設又は保有する石油貯蔵施設が立地する市町村(以下「立地市町村」という。)及びこれに隣接する市町村をその区域とする都道府県に対して、石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則(昭和 53 年通商産業省告示第 434 号。以下「交付規則」という。)に基づき、石油貯蔵施設立地対策等交付金(以下「交付金」という。)を交付している。

交付金制度は、石油貯蔵施設の立地については、地元の経済的メリットが少ない反面、立地に伴い防災施設の設置及び維持が必要になることなどから、石油の備蓄を円滑に実施していくために、地元住民の理解と協力を得る必要があるとして、昭和 53 年に創設されたものである。

(注1)  
経済産業省の 8 経済産業局及び内閣府沖縄総合事務局(以下「9 経産局等」という。)は、交付規則に基づき、新增設の場合は新增設される石油貯蔵施設の貯蔵能力に応じて、既設の場合は交付年度の前年度末現在の市町村当たり石油貯蔵施設の貯蔵能力に応じて、交付限度額を算定している。そして、9 経産局等は、交付金の交付申請に際して、立地市町村をその区域とする道府県から、交付限度額の算定根拠資料として、石油貯蔵施設の貯蔵能力等を記載した貯蔵量証明書を提出させて、これを基に貯蔵能力等の確認を行って交付限度額を算定して、予算及び交付限度額の範囲内で交付金を交付している。

交付金の交付実績は、平成19年度57億7022万余円(交付限度額68億9709万余円)、20年度56億7274万余円(同69億0844万余円)、21年度56億0862万余円(同69億1165万余円)、計170億5159万余円(交付限度額計182億6919万余円)<sup>(注2)</sup>である。

(注1) 8経済産業局 北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州各経済産業局

(注2) 交付限度額は新規設の石油貯蔵施設に係る分が各年度で重複しているため合わない。

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

近年、国内における石油製品需要が減少しており、石油貯蔵施設の貯蔵能力に余剰が生じていることが想定される。

そこで、本院は、経済性、有効性等の観点から、石油貯蔵施設の使用状況が的確に把握されているか、交付限度額が石油貯蔵施設の使用状況に即して適切に算定されているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、石油貯蔵施設の使用状況を市町村等の保有する書類等により確認可能な19年度から21年度までに32都道府県<sup>(注3)</sup>に対して交付した前記の交付金計170億5159万余円を対象として、資源エネルギー庁及び9経産局等において、交付限度額の算定根拠資料等を確認するなどして会計実地検査を実施した。

(注3) 32都道府県 東京都、北海道、大阪府、青森、岩手、宮城、秋田、福島、茨城、千葉、神奈川、新潟、富山、石川、福井、静岡、愛知、三重、兵庫、和歌山、岡山、広島、山口、香川、愛媛、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、鹿児島、沖縄各県

### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

資源エネルギー庁は、使用を休止し当該市町村の条例に基づく休止届を消防本部等に提出した石油貯蔵施設(以下「休止施設」という。)について、消防法(昭和23年法律第186号)上は休止についての規定がないこと、再開が前提と想定されることなどから、「石油貯蔵施設立地対策等交付金事務処理の手引き」(平成3年資源エネルギー庁石油部備蓄課作成)により、交付限度額の算定対象としても差し支えないこととして運用している。

これを受けて、中部経済産業局を除く8経産局等は、休止中の石油貯蔵施設の貯蔵能力をそのまま含めて交付限度額を算定していた。

そこで、21年度の交付限度額の算定対象とした石油貯蔵施設約6400施設(貯蔵能力1億8241万kL)の使用状況を調査したところ、21年3月末現在、221施設が休止中であり、21年度中に使用を再開していた8施設を除き、213施設(貯蔵能力197万kL)は年度を通じて休止中であった。

これら213施設の21年3月末現在での休止期間は、1年未満が27施設、1年以上が186施設であり、半数を超える129施設は4年以上で、10年以上のものが60施設あった。また、休止届に記載された休止期間等によれば、再開の予定は、22年度までが22施設、23年度が19施設、再開未定が172施設となっていた。

上記の213施設は、調査した22年7月現在においてもすべて休止していて、21年度においては石油の備蓄の用に供されておらず、再開の予定が明らかでなかったり、再開予定時期を過ぎても再開されていなかったりなどしていた。このように年度を通じて休止施設となっているものに係る交付限度額は、19年度6402万余円、20年度8342万余円、21年度8227

万余円、計2億2972万余円となっていた。

交付限度額の算定に当たり、石油貯蔵施設が立地していることについて地元住民の理解と協力を得て、それを維持していくことなどを考慮する必要はあるとしても、前記のように、石油の備蓄を円滑に実施するための交付金であることから、石油の備蓄の用に供されていない休止施設の貯蔵能力をそのまま交付限度額の算定に含めている事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(低減できた交付限度額)

休止施設であっても防災施設の維持は必要となることなども踏まえ、前記の休止施設について、仮に貯蔵能力を2分の1に減じることとして修正計算すると、交付限度額を1億0254万余円低減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、休止施設の中には具体的な再開の予定がないまま長期間休止しているものが相当数あるにもかかわらず、資源エネルギー庁において、休止の状況を十分把握しないまま、休止施設は再開を前提としたものであるなどとして、貯蔵能力をそのまま交付限度額の算定に含めていたことなどによると認められた。

### 3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、同庁は、石油の備蓄の円滑な実施のため、地元住民の理解と協力を得て、それを維持しつつも制度をより適切に運用するよう、次のような処置を講じた。

22年9月に、9経産局等に対して通知文書を発して、23年度の交付限度額の算定から、休止施設については当該施設の貯蔵能力を2分の1に減じた取扱いとするとともに、休止の状況を的確に把握できるよう貯蔵量証明書の様式を改めるなどして、石油貯蔵施設の使用状況に即した運用とした。

平成19年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

#### (1) 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構鉦工業承継勘定における産業投資特別会計からの出資金の規模等について

〔平成19年度決算検査報告509ページ参照〕  
〔平成20年度決算検査報告424ページ参照〕

##### 1 本院が表示した意見

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「機構」という。)は、平成15年4月1日に新エネルギー・産業技術総合開発機構が基盤技術研究促進センターから承継した産業投資特別会計からの出資金183億1236万余円等を同年10月1日に承継している。承継した政府出資金等は、機構の鉦工業承継勘定において、承継した株式処分業務及び債権管理回収業務に必要な資金に充てるべきものとされている。そして、株式処分業務は19年6月に終了して、債権管理回収業務についても承継時100億0465万余円の貸付金元本残高が19年度末時点で17億0085万余円まで減少している。このように承継業務の規模が年々縮小するなどしているのに、政府出資金の大部分を投資有価証券等の形で保有し続けている事態は、現下の財政状況等にかんがみると、国の資産の有効活用の面から適切とは認められない。

したがって、経済産業省において、機構の鉱工業承継勘定における出資金の額の適切な規模を検討して、出資金の減資を行うことにより生ずる資金の国庫返納を可能とする検討を行うよう、経済産業大臣に対して20年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

## 2 当局の処置状況

本院は、経済産業本省及び機構本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、経済産業省は、本院指摘の趣旨に沿い、鉱工業承継勘定における出資金の額の適切な規模を検討するとともに、機構に対して、貸付債権の回収の最大化、経費の縮減等に向けて努力するよう引き続き指導、助言を行っている。

また、不要な資金を国庫に返納させる制度の整備については、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」(平成22年法律第37号)が22年5月28日に公布され、6か月以内に施行されることとなったことを受けて、不要財産を国庫返納するための処理方法等について検討を行っている。

## (2) エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定における剰余金について

〔平成19年度決算検査報告517ページ参照〕  
〔平成20年度決算検査報告425ページ参照〕

### 1 本院が表示した意見

石油石炭税等を財源として燃料安定供給対策及びエネルギー需給構造高度化対策を行っているエネルギー需給勘定において、剰余金が依然として高い水準で推移している。剰余金が生じている要因を分析したところ、主として、歳出における不用額等が要因になっていて、しかも、特定の費目において継続して多額の不用額が発生している状況が見受けられた。そして、過年度の実績を十分考慮しないまま予算額を見積もっていることなどにより、予算額と実績額との間にかい離が生じて不用額が継続して発生するなどして、エネルギー需給勘定で実施する事業に充てるために一般会計から繰り入れられるなどした財源が有効に活用されておらず、その結果、多額の剰余金が生じているものと認められる。

したがって、経済産業省及び環境省において、エネルギー需給勘定の剰余金を極力減少させるよう不用額の発生要因を見極めるとともに、この要因が予算額と執行実績との継続的なかい離等に起因する場合は、歳出の見積りに当たり、それらを十分考慮した適切なものにするよう、経済産業大臣及び環境大臣に対して平成20年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

### 2 当局が講じた処置

本院は、経済産業省資源エネルギー庁及び環境本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、経済産業省及び環境省は、本院指摘の趣旨に沿い、21年7月までに事務連絡を発するなどして、従前の予算の執行状況等を十分把握して不用額の発生要因を見極めるよう関係各課等に指示を行っていた。そして、22年度の歳出予算の見積りに当たって、20年度以前の決算における不用額の発生要因を分析するとともに、当該年度の執行実績を踏まえた積算を行うなどの処置を講じていた。



平成20年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) エネルギー使用合理化事業者支援補助金の交付について

(平成20年度決算検査報告405ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

経済産業省資源エネルギー庁は、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「機構」という。)にエネルギー使用合理化事業者支援補助金を交付しており、機構は、同補助金を省エネルギー効果が高く、費用対効果が優れていると認められる設備を導入しようとする者に交付している。このうち国土交通省の認定を要件とするタクシー事業者等に対するデジタル式GPS-AVMシステム(以下「D-GPSシステム」という。)の普及を図る補助事業について、導入した設備の省エネルギー率が算定できず事業効果が確認できなかつたり、国土交通省と機構との間で補助事業の執行体制が確立していなかつたり、機構において事業効果を確認、評価する体制が十分でなかつたりなどしている事態が見受けられた。

したがって、資源エネルギー庁において、国土交通省及び機構と連携して、補助事業が、補助金の趣旨に沿って適切に執行されるよう、適切な省エネルギー率の算定方法等を検討したり、国土交通省と機構との間の執行体制の見直しを検討したり、機構に事業効果の確認、評価を行うなどのための体制を整備させたりする処置を講ずるよう、また、適切な算定方法によって算定した省エネルギー率が著しく低く、補助金の効果的な執行が困難と判断された場合には、補助事業の継続の是非について検討するよう、経済産業大臣に対して平成21年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局の処置状況

本院は、経済産業省資源エネルギー庁及び機構本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、資源エネルギー庁は、本院指摘の趣旨に沿い、国土交通省及び機構と連携して、事業効果を定量的に確認するための省エネルギー率の算定方法等を検討するとともに、D-GPSシステムの導入計画の認定及び補助事業の採択等をする際の具体的な要件を統一し、これらを認定要領、公募要領等に明記させるなどの処置を22年3月までに講じていた。また、機構に対して、補助事業者であるタクシー事業者等から提出させる事業効果に係る報告の時期や書式等を公募要領等に明記させるとともに、事業効果の確認、評価を行った上で、必要に応じて指導、助言等を行う体制を整備させる処置を22年7月までに講じていた。

そして、資源エネルギー庁は、補助事業の継続の是非について、今後の実施状況を踏まえて引き続き検討を行っていくこととしている。

(2) 電子申請等関係システムの利用状況について

(平成20年度決算検査報告409ページ参照)

(63ページの内閣の項に掲記)

### (3) 独立行政法人日本貿易振興機構が保有する保証金について

(平成20年度決算検査報告410ページ参照)

#### 1 本院が表示した意見

独立行政法人日本貿易振興機構(以下「機構」という。)は、資産として保有する保証金204億5580万余円を民間業者に預託して運用させ、その利息収入によりコンテンツ産業国際展開支援等の事業を行っている。しかし、保証金の保有額が当該利息収入により実施している事業の規模に見合っていないかったり、事業の実施方法がいったん契約すると長期間同一業者との契約が継続されることになっていたりなどとしていて、資産保有の妥当性や事業の競争性、透明性確保等の面から適切とは認められない事態が見受けられた。

したがって、経済産業省において、預託した保証金の利息収入により行うという事業の実施方法について見直すとともに保証金を含めた資産の保有規模を適正なものとするよう機構に検討させて、不要となる資産は国庫に返納させることができることとする処置を講ずるよう、経済産業大臣に対して平成21年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

#### 2 当局の処置状況

本院は、経済産業本省及び機構本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、経済産業省は、本院指摘の趣旨に沿い、機構に対して、保証金を預託先に運用させ、その利息収入を事業費に充てるという事業の実施方法の見直し及び機構が保有する資産の適正な規模について検討するよう指導・助言していた。その結果、機構は、当該実施方法を見直した上で、預託先と協議するなどして保証金を順次回収するとともに、資産の保有規模を適正なものとするため204億5580万余円を国庫に返納することとした。そして、22年9月末現在、機構は、204億5580万余円のうち116億3080万余円を回収し、残余の88億2499万余円については回収に向けて預託先と調整を続けている。

また、不要な資産を国庫に返納させる制度の整備については、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」(平成22年法律第37号)が22年5月28日に公布され、6か月以内に施行されることとなったことを受けて、不要財産を国庫返納するための処理方法等について検討を行っている。

### (4) 中小企業金融安定化特別基金の活用について

(平成20年度決算検査報告414ページ参照)

#### 1 本院が要求した改善の処置

平成10年度から12年度まで実施された中小企業金融安定化特別保証(以下「特別保証」という。)から生ずる損失補てんを行うために全国52の信用保証協会(以下「協会」という。)に設置された中小企業金融安定化特別基金(以下「特別基金」という。)は、19年度末の特別保証債務残高等から試算すると、31協会に391億3005万円が取り崩されることなく保有され続けることが見込まれる状況となっていた。また、20年10月に原材料価格高騰対応等緊急保証制度(21年4月に同制度の名称は「緊急保証制度」とされた。以下、原材料価格高騰対応等緊急保証及び緊急保証を合わせて「緊急保証」という。)が創設されて以降、特別保証付借入れか

ら緊急保証付借入れへの借換えにより、特別基金が更に使用されなくなるという事態も見受けられた。しかし、現行の制度では、特別基金は特別保証の収支計算に係る欠損の補てんのみ充てることができることとされており、緊急保証に係る損失処理等には使用できないこととなっている。

したがって、経済産業省において、特別基金の用途が特別保証による欠損の補てんに限定されている現行の制度を改めて、緊急保証による欠損の補てんにも充当できるようにするなどして特別基金の有効活用を図るよう、経済産業大臣に対して21年7月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

## 2 当局が講じた処置

本院は、経済産業省中小企業庁において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、経済産業省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

すなわち、経済産業省は、内閣府と協議して、信用保証協会法施行規則(昭和28年大蔵省・通商産業省令第3号)の一部を改正する命令(平成21年内閣府・経済産業省令第2号)を定め、21年度末をもって特別基金を廃止した。そして、中小企業庁は、特別基金の有効活用を図るため、社団法人全国信用保証協会連合会(以下「連合会」という。)に対して通知を発し、同年度末の特別基金残高を各協会の21年度決算において損失補償金勘定へ振り替え、これを、22年度以降、協会における特別保証に係る損失を処理する資金としてのほか、緊急保証等に係る損失を処理する資金としても活用することができることとした。これを受けて、21年度末に特別基金残高のあった32協会は、同年度の決算において特別基金残高計410億4547万余円を損失補償金勘定へ振り替えた。

また、中小企業庁は、緊急保証等に係る損失を処理するために国の補助金(22年度当初予算額39億円)により連合会に造成中の経営安定関連保証等特別基金から受ける損失補償(21年度の損失補償額は236億余円)については、損失補償金勘定の残高がなくなるまで請求できないなどとするよう制度を改めた。

## 第13 国土交通省

### 不 当 事 項

#### 予 算 経 理 (706)–(731)

(706) 地下駅火災対策施設整備事業が年度内に完了していて繰越事由がないのに、明許繰越の事由に当たるとして予算の残額を繰り越し使用して、会計法令に違背しているもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)都市鉄道・幹線鉄道整備事業費	
部 局 等	国土交通本省	
繰り越して使用した経費の概要	国土交通省が、北大阪急行電鉄株式会社及び西大阪高速鉄道株式会社が平成18年度に実施する火災対策のための駅施設の改良工事に対して交付した補助金のうち、事業が同年度内に完了しなかったとして、19年度に繰り越して交付したもの	
繰り越して交付された国庫補助金の額	(1) 北大阪急行電鉄株式会社	5,000,000 円
	(2) 西大阪高速鉄道株式会社	4,552,196 円
	(1)、(2)の計	9,552,196 円
上記のうち会計法令に違背して繰り越して使用されていて不当と認められるもの	(1)	5,000,000 円
	(2)	4,552,196 円
	(1)、(2)の計	9,552,196 円

### 1 補助金の交付に係る会計経理等

#### (1) 補助金の交付に係る会計経理

国土交通省は、都市鉄道及び幹線鉄道の整備に必要な経費の一部を補助する都市鉄道・幹線鉄道整備事業を実施しており、その一環として、公営地下鉄を運営する地方公共団体、既存駅の改良整備及び保有を業務とする第三セクター等(以下「補助対象者」という。)が、地下駅に排煙設備等を新設するために駅施設の改良工事を行う場合、補助対象者に対して、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下「機構」という。)を通じて地下駅火災対策施設整備事業費補助(以下「補助金」という。)を交付している。

同省は、北大阪急行電鉄株式会社及び西大阪高速鉄道株式会社(以下、これらの2会社を合わせて「両会社」という。)が地下駅に排煙設備を新設するために実施した改良工事等について、機構を通じて、平成18年度に実施した工事等に係る分としてそれぞれ101,666,666円及び61,940,470円の補助金を18年度予算により交付し、また、18年度から19年度に繰り越して実施した工事等に係る分としてそれぞれ5,000,000円及び4,552,196円の補助金を18年度予算から繰り越した19年度予算により交付していた。

#### (2) 歳出予算の繰越しの制度等

国の会計制度においては、財政法(昭和22年法律第34号。以下「法」という。)第12条にお

いて、各会計年度における経費はその年度の歳入をもって支弁しなければならないこと、法第42条本文において、毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、原則として、翌会計年度において使用することができないこととされており、会計年度独立の原則が定められている。そして、この原則によると、当該年度内に使用されない金額は不用額とすることになる。

しかし、この原則どおりに処理することがかえって非効率となることもあることから、法において、会計年度独立の原則に対する例外の一つとして歳出予算の経費の繰越しの制度が認められている。

法が認める歳出予算の経費の繰越しの制度には、法第14条の3に基づく明許繰越と法第42条ただし書に基づく事故繰越とがある。このうち、明許繰越は、歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについて、あらかじめ繰越明許費として国会の議決を経た経費を翌年度に繰り越して使用することを認めるものである。そして、それぞれの経費についての繰越しを必要とする事由は、各年度の予算参照書に掲げられており、この事由に該当する場合にのみ翌年度に繰り越して経費を使用することが認められる。また、事故繰越は、歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をなし、避け難い事故のため年度内に支出を終わらなかったものを翌年度に繰り越して使用することを認めるものである。

本件補助金を含む都市鉄道・幹線鉄道整備事業に要する経費は繰越明許費とされており、予算参照書には、繰越しを必要とする事由として、「事業の性質上その実施に相当の期間を要し、かつ、事業が本年度内に終わらない場合にも引き続いて実施する必要があるものであり、計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合もあるため」とされている。

## 2 検査の結果

本院は、合规性等の観点から、補助金に係る会計経理が会計法令等に従って適正に行われているかなどに着眼して、両会社が実施した18年度の補助事業に対する補助金を対象として、国土交通省、機構等において、予算の繰越し、補助金の交付等に関する書類により会計実地検査を行った。

検査したところ、上記の補助金のうち、国土交通省が、18年度予算から19年度予算に繰り越して交付した前記の補助金5,000,000円及び4,552,196円、計9,552,196円に係る会計経理について、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

国土交通省は、18年4月に、本件補助事業について、両会社が機構に対してそれぞれ行った交付申請の内容に基づいて、補助対象経費を320,000,000円及び199,478,000円、補助金の額を106,666,666円及び66,492,666円とする補助金の交付決定を行った。

交付決定を受けた後、両会社は、本件補助事業に係る工事について、工法の変更、設計単価、数量等の見直しを行うなどした上で発注を行い、その結果、実際の工事費等に基づく補助対象経費は305,000,000円及び185,821,410円となり、交付決定を受けた上記の補助対象経費と比べて、それぞれ15,000,000円及び13,656,590円少ない額で補助事業が完了する見込みとなった。

しかし、同省は、この見込みについて両会社から報告を受けた際に、上記の差額については、不用額等とするのではなく、翌年度に繰り越して使用するよう提案するなどした。そして、同省は、19年3月に、この提案に基づき、本件補助事業について、設計の変更を生じたので設計変更、契約変更等の手続に不測の日数を要したとの事由により、これは、法第14条の3に基づいて予算参照書に規定された前記の明許繰越の事由に該当するとして、上記の補助対象経費の減少見込額15,000,000円及び13,656,590円に係る補助金相当額5,000,000円及び4,552,196円を19年度に繰り越す手続をとった。

そして、本件補助事業に係る工事等は19年3月までに前記の見込みどおりに補助対象経費305,000,000円及び185,821,410円で完了していたが、これに対して、同省は、同月、繰越しの手続をとった上記の金額を除いた補助金101,666,666円及び61,940,470円を機構を通じて両会社に概算払により交付し、その後、20年4月に、本件補助事業が交付決定の内容どおりに補助対象経費320,000,000円及び199,478,000円で完了したとして、補助金の額を106,666,666円及び66,492,666円と確定して、繰越しの手続をとった5,000,000円及び4,552,196円を機構を通じて両会社に交付した(なお、19年度に繰り越して交付されたこれらの補助金は、同年度に両会社が実施した本件補助事業とは別の補助事業である他の駅施設の改良工事等に係る事業費に充当されていた。)

このように、国土交通省は、両会社が18年度に実施するとしていた本件補助事業が交付決定を受けた補助対象経費より少ない額で年度中に完了していることを認識しながら、当該差額に係る補助金相当額について19年度に繰り越していた。

このような事態は、法等に定められた明許繰越の事由にも、事故繰越の事由にも該当せず、翌年度に繰り越して使用することが認められないにもかかわらず、明許繰越の事由に当たるとして予算の残額を翌年度に繰り越して使用したもので、法第42条本文の予算の繰越使用の制限に違背しており、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、国土交通省において、会計法令を遵守して会計経理を適正に行うことについての認識が十分でなかったことなどによると認められる。

(707)  
(731) 物品の購入等に当たり、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な会計経理を行って庁費等を支払っていたもの

会計名及び科目	一般会計	(組織)国土交通本省	(項)海岸事業費 等
		(組織)地方整備局	(項)地方整備局共通費
		(平成19年度以前は、	(項)地方整備局)
		(組織)北海道開発局	(項)北海道港湾空港整備事業工事 諸費 等
		(組織)地方運輸局	(項)地方運輸局共通費 等
		(平成19年度以前は、	(項)地方運輸局)
		(組織)船員労働委員会	(項)船員労働委員会
		(組織)海上保安庁	(項)海上保安官署共通費 等
		(平成19年度以前は、	(項)海上保安官署)
		社会資本整備事業特別会計(治水勘定)(平成19年度以前は、治水特別	

	会計(治水勘定)	(項)北海道河川整備事業費
	社会資本整備事業特別会計(道路整備勘定)(平成19年度以前は、道路整備特別会計)	(項)北海道地域連携道路事業費等
	社会資本整備事業特別会計(港湾勘定)(平成19年度以前は、港湾整備特別会計)	(項)港湾事業費等
	社会資本整備事業特別会計(空港整備勘定)(平成19年度以前は、空港整備特別会計)	(項)空港等維持運営費等
	社会資本整備事業特別会計(業務勘定)	(項)業務取扱費
	自動車安全特別会計(自動車検査登録勘定)(平成19年度以前は、自動車検査登録特別会計)	(項)業務取扱費
部 局 等	3 地方整備局、近畿運輸局、神戸運輸監理部、2 航空交通管制部、12 事務所、2 開発建設部、4 管区海上保安本部	
不適正な会計経理により支払われた経費の概要	物品の購入等に係る庁費等	
不適正な会計経理により支払われた金額	203,362,860 円(平成16年度～20年度)	

## 1 国の契約等の手続の概要

国土交通省の地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、運輸監理部、地方航空局、航空交通管制部、海上保安庁等及び内閣府沖縄総合事務局は、同省の事務の一部を分掌しており、それらの管下には当該所掌事務の一部を分掌させるため事務所等(以下、地方整備局から事務所等までを合わせて「地方支分部局等」という。)が設置されている。そして、地方支分部局等には、支出負担行為担当官等の会計機関が設置されており、一般会計、社会資本整備事業特別会計(平成19年度以前は、治水、道路整備、港湾整備、空港整備各特別会計等)及び自動車安全特別会計(19年度以前は自動車検査登録特別会計等)において毎年度多額の予算を執行している。このうち、業務で使用する備品、消耗品等の購入等(以下「物品の購入等」という。)に係る経費は、庁費等の予算科目から支払われている。

これらに係る国の会計経理については、財政法(昭和22年法律第34号)、会計法(昭和22年法律第35号)、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)等の会計法令等により、国の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までと定められており、原則として、各会計年度における経費は当該年度の歳入をもって支弁しなければならないなどとされている。また、歳出の会計年度の所属については、物件の購入代価等で相手方の行為の完了があった後交付するものはその支払をなすべき日の属する会計年度に所属するものとされている。

そして、国の会計機関が契約を締結した場合には、給付の完了の確認をするため必要な検査(以下「検収」という。)を行わなければならないと、また、検収を完了した場合には、原則として、所定の検査調書を作成し、当該検査調書に基づかなければ支払をすることができないなどとされている。

## 2 検査の結果

### (1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、物品の購入等は会計法令等に基づき適正に行われているかなどに着眼して、国土交通本省及び48地方支分部局等において、16年度から20年度までの間に締結した物品の購入等の契約を対象として、支出決定決議書等の書類により会計実地検査を行った。

### (2) 検査の結果

検査したところ、25地方支分部局等において、16年度から20年度までの契約について、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な会計経理を行って庁費等を支払っていたものが、計676件、203,362,860円あった。

これを態様別に示すと、次のとおりである(表参照)。

#### ア 差替え

業者に虚偽の請求書等を提出させて、契約した物品が納入されていないのに納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成することなどにより庁費等を支払い、実際には契約した物品とは異なる物品に差し替えて納入させていたもの

3地方支分部局等、5件、支払額411,963円

#### イ 翌年度納入

物品が翌年度に納入されているのに、関係書類に実際の納品日より前の日付を検収日として記載することなどにより、物品が現年度に納入されたこととして庁費等を支払っていたもの

23地方支分部局等、212件、支払額138,455,464円

#### ウ 先払い

物品は年度内に納入されていたが、関係書類に実際の納品日より前の日付を検収日として記載することなどにより、実際に物品が納入されるよりも先に庁費等を支払っていたもの

4地方支分部局等、22件、支払額6,955,335円

#### エ 前年度納入

物品が前年度に納入されていたのに、関係書類に実際の納品日より後の日付を検収日として記載することなどにより、物品が現年度に納入されたこととして庁費等を支払っていたもの

8地方支分部局等、9件、支払額940,817円

#### オ 契約前納入

年度内において、契約手続を行わないまま物品を納入させていたのに、関係書類に実際の納品日より後の日付を検収日として記載することなどにより、物品が契約締結後に納入されたこととして庁費等を支払っていたもの

21地方支分部局等、428件、支払額56,599,281円



表 不適正な会計経理により支払われた庁費等の地方支分部局等別、態様別内訳 (単位：件、円)

地方支分部局等名	年度	指摘の態様								合計			
		ア 差替え		イ 翌年度納入		ウ 先払い		エ 前年度納入		オ 契約前納入			
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
(707) 東北地方整備局	平成16～20			9	4,673,941					11	4,537,071	20	9,211,012
(708) 同地方整備局 秋田港湾事務所	16～20			7	2,261,240							7	2,261,240
(709) 関東地方整備局 大宮国道事務所	16、17、19			1	431,655					9	2,379,426	10	2,811,081
(710) 同地方整備局 荒川下流河川事務所	16、18、19			1	9,745					2	1,004,666	3	1,014,411
(711) 同地方整備局 東京空港整備事務所	17、18			3	1,157,037					1	396,745	4	1,553,782
(712) 北陸地方整備局	18～20			11	6,498,337							11	6,498,337
(713) 中部地方整備局 高山国道事務所	16～18							1	89,433	15	844,373	16	933,806
(714) 四国地方整備局	16～20			15	2,973,534					9	1,534,878	24	4,508,412
(715) 同地方整備局 松山港湾・空港整備 事務所	16～20			13	6,014,795					31	2,595,604	44	8,610,399
(716) 北海道開発局 札幌開発建設部 国営滝野すずらん 丘陵公園事務所	17～19	2	152,468	5	803,541					1	22,312	8	978,321
(717) 同開発局 小樽開発建設部	16～20	2	247,735	2	98,755					44	5,180,023	48	5,526,513
(718) 同開発局 稚内開発建設部	16～20	1	11,760	24	9,191,266			1	168,000	23	2,284,029	49	11,655,055
(719) 近畿運輸局	17、19、20							1	7,350	13	2,671,313	14	2,678,663
(720) 神戸運輸監理部	17、18、20			4	1,763,306			1	54,101	2	70,200	7	1,887,607
(721) 東京航空局 新千歳空港事務所	16～20			9	15,304,421	2	45,654	1	334,950	43	5,115,887	55	20,800,912
(722) 同航空局 釧路空港事務所	16～20			14	4,954,491	3	246,501	1	13,944	103	10,453,067	121	15,668,003
(723) 同航空局 仙台空港事務所	16～20			10	4,444,653	12	3,177,391	1	62,409	47	5,640,483	70	13,324,936
(724) 大阪航空局 大阪空港事務所	17～20			9	11,851,629					1	917,700	10	12,769,329
(725) 札幌航空交通管制部	17、19、20			2	1,193,430					5	1,081,222	7	2,274,652
(726) 福岡航空交通管制部	17、20			1	6,825,000					2	866,250	3	7,691,250
(727) 第一管区海上保安本部	16～20			13	17,642,469							13	17,642,469
(728) 第二管区海上保安本部	16～20			3	3,549,136					6	1,777,511	9	5,326,647
(729) 第六管区海上保安本部	20			2	1,387,420							2	1,387,420
(730) 第八管区海上保安本部	16～20			52	35,205,937	5	3,485,789	2	210,630	58	6,809,572	117	45,711,928
(731) 内閣府 沖縄総合事務局 国営沖縄記念公園 事務所	16、17、19			2	219,726					2	416,949	4	636,675
合計		5	411,963	212	138,455,464	22	6,955,335	9	940,817	428	56,599,281	676	203,362,860

これらのアからオの事態は、25 地方支分部局等において、契約した物品が納入されていないのに納入されたこととして虚偽の内容の関係書類を作成するなど、不適正な会計経理を行って庁費等計 203,362,860 円を支払っていたもので、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、25 地方支分部局等において、物品の購入等に係る会計経理を行うに当たり、会計法令等を遵守することの認識が欠如していたこと、国土交通本省において、25 地方支分部局等に対する会計事務手続の適正な執行についての指導監督等が十分でなかったことなどによると認められる。

(注1) 48 地方支分部局等 東北、関東、北陸、四国、九州各地方整備局、北海道開発局、北海道、関東、北陸信越、近畿各運輸局、神戸運輸監理部、大阪航空局、札幌、福岡両航空交通管制部、岩手河川国道、秋田港湾、大宮国道、荒川下流河川、東京空港整備、阿賀川河川、高山国道、浪速国道、姫路河川国道、日野川河川、岡山河川、

福山河川国道、国営備北丘陵公園、松山港湾・空港整備、山国川河川、鹿児島国道、国営滝野すずらん丘陵公園各事務所、函館、小樽、稚内各開発建設部、新千歳、釧路、仙台、東京、大阪、福岡各空港事務所、海上保安庁本庁、第一、第二、第六、第七、第八各管区海上保安本部、南部国道、国営沖縄記念公園両事務所

(注2) 25 地方支分部局等 東北、北陸、四国各地方整備局、近畿運輸局、神戸運輸監理部、札幌、福岡両航空交通管制部、秋田港湾、大宮国道、荒川下流河川、東京空港整備、高山国道、松山港湾・空港整備、国営滝野すずらん丘陵公園各事務所、小樽、稚内両開発建設部、新千歳、釧路、仙台、大阪各空港事務所、第一、第二、第六、第八各管区海上保安本部、国営沖縄記念公園事務所

## 工 事

(732) 河川改修工事の実施に当たり、盛土工の施工が著しく粗雑となっていたため、工事の目的を達していなかったもの

会計名及び科目	社会資本整備事業特別会計(治水勘定) (項)北海道河川整備事業費
部 局 等	北海道開発局旭川開発建設部
工 事 名	天塩川改修工事の内 <sup>おさしま</sup> 箆島築堤釜場工事
工 事 の 概 要	一級河川天塩川の水位上昇時に、排水ポンプ車等を用いて、増水する堤内排水路から排水するために、平成21年度に、盛土工、舗装工等を施工するもの
工 事 費	102,300,000 円(当初契約額 81,480,000 円)
請 負 人	株式会社騎西組
契 約	平成21年8月 一般競争契約
しゅん功検査	平成22年2月
支 払	平成21年9月、22年4月 2回
不適切な施工となっている工事費	56,923,000 円(平成21年度)

### 1 工事の概要

この工事は、北海道開発局旭川開発建設部(以下「開発建設部」という。)が、一級河川天塩川の内水対策の一環として、北海道中川郡音威子府村字<sup>おといねっぶ</sup>箆島<sup>おさしま</sup>地内において、天塩川の水位上昇時に右岸側の堤内排水路の樋門を閉めた際に、排水ポンプ車等を用いて、増水する堤内排水路から天塩川に排水するために、平成21年度に、盛土工(7,600m<sup>3</sup>、延長156.5m)、舗装工(1,450m<sup>2</sup>)、堤内排水路の付替え(延長176.9m)、進入路(延長99.1m)、排水作業ヤード及び排水ピットの新設等を工事費102,300,000円で施工したものである(参考図参照)。

このうち盛土工は、排水ポンプ車等が排水作業ヤードに降りる進入路等を新設するために、堤防の拡幅等を行うものである。

そして、盛土工の施工に当たっては、北海道開発局制定の「道路・河川工事仕様書」等の設計図書によると、次のとおり施工することなどとなっている。

- ① 締固め作業に当たっては、適切な含水比の状態<sup>(注)</sup>で施工する。
- ② 盛土箇所における締固め度の規格値は、最大乾燥密度の85%以上とする。
- ③ 堤防の盛土工における基準高の規格値は、設計値－5cmの範囲とする。

(注) 最大乾燥密度 土砂の締め固めの度合いは含水比によって異なるので、含水比を変えながら締め固めの度合いを測定する。この結果得られた最も締め固まった状態の土砂を乾燥させた場合の密度を最大乾燥密度という。

## 2 検査の結果

本院は、開発建設部において、合规性等の観点から、本件工事の施工が適切に行われているかなどに着眼して会計実地検査を行った。そして、本件工事について、設計図書、工事写真等の書類及び現地の状況を確認するなどして検査したところ、盛土工の施工が次のとおり適切でなかった。

すなわち、現地の状況を確認したところ、盛土工を施工した全域において、堤防の盛土面が沈下していたり、堤防天端、進入路及び排水作業ヤードの舗装の全面に多数の亀裂が生じていたり、堤内排水路が波打っていたりしていた。そこで、工事の起点から終点までの間の堤防盛土部の法肩等の基準高を154か所で測定したところ、このうち119か所で設計図書に定める基準高の規格値(設計値－5cmの範囲)を超えて沈下していて、最大で67cmの沈下が生じていた。また、盛土部を掘削し、盛土内部の状態を確認したところ、土の含水比が高く、ぬかるんだ状態が見受けられたことから、現場密度試験を実施して、締固め度を14点で測定したところ、このうち9点で設計図書に定める締固め度の規格値(最大乾燥密度の85%以上)を下回っていた。

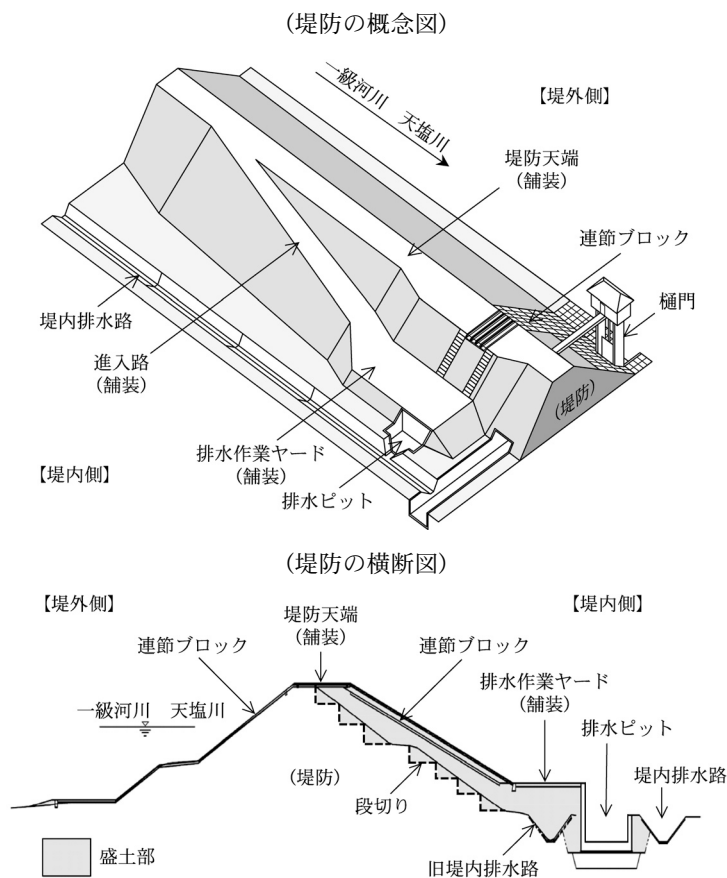
上記の事態について、工事写真等により施工状況を確認したところ、盛土工の施工に当たり、段切り部に適切な勾配をつけるなどの雨水処理をしていなかったり、盛土材の敷均し、転圧等の作業を降雪時にも実施したりしていた。

これらのことから、盛土材に雪氷が混入するなどして含水比が高くなり、適切でない含水比の状態のまま締固め作業を実施していたと認められた。

したがって、本件工事は、盛土工の施工が著しく粗雑となっていたため、排水ポンプ車等を用いて排水することができない状況となっていて、工事の目的を達しておらず、盛土工等に係る工事費相当額56,923,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、請負人が設計図書等についての理解が十分でなく、盛土工について粗雑な施工をしていたのに、これに対する開発建設部の監督及び検査が十分でなかったことなどによると認められる。

(参 考 図)



物 件 (733) (734)

(733) 空港用地の使用料等の算定が適切でなかったため、旅客ターミナルビル会社等に納付させた使用料等が低額となっているもの

会計名及び科目	社会資本整備事業特別会計(空港整備勘定)	
	(款)雑収入	(項)雑収入
	〔平成19年度以前は、 空港整備特別会計 (款)雑収入 (項)雑収入〕	
部 局 等	大阪航空局	
空港用地の使用許可等の概要	旅客ターミナルビル敷地等として空港用地の使用を許可し、又は駐車場敷地として空港用地を貸し付けるもの	
使用許可等の相手方	(1) 使用許可	4 者
	(2) 貸付契約	1 者
使用許可等	(1) 使用許可	平成17年3月～21年3月
	(2) 貸付契約	平成17年10月
使用料等	(1) 使用料	49,950,051 円(平成18年度～21年度)
	(2) 貸付料	135,861,640 円(平成18年度～21年度)
	計	185,811,691 円(平成18年度～21年度)

低額となっている使用料等	(1) 使用料	3520万円(平成18年度～21年度)
	(2) 貸付料	2億0950万円(平成18年度～21年度)
	計	2億4470万円(平成18年度～21年度)

## 1 空港用地の使用料等の概要

### (1) 使用許可等の概要

大阪航空局は、平成18年3月に供用を開始した北九州空港において、17年3月から21年3月までの間に、北九州エアターミナル株式会社等4者<sup>(注1)</sup>に対して、国有財産法(昭和23年法律第73号)に基づき、旅客ターミナルビル及び付帯施設敷地等<sup>(注2)</sup>(以下「旅客ターミナルビル敷地等」という。)として空港用地(面積19,202.6㎡～19,634.1㎡)の使用を許可しており、18年度から21年度までの使用に係る使用料として計49,950,051円を納付させている。

また、同局は、北九州空港の駐車場の整備、運営及び維持管理を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号)に基づくPFI事業<sup>(注3)</sup>として実施することとし、17年5月に、株式会社合人社計画研究所との間で新北九州空港駐車場整備等事業契約を締結している。そして、同局は、同年10月に、上記の契約に基づき、駐車場及びその他付帯施設敷地(以下「駐車場敷地」という。)として空港用地(面積51,030.2㎡)の貸付契約を同社との間で締結しており、18年度から21年度までの貸付に係る貸付料として計135,861,640円を納付させている(以下、使用料と貸付料を合わせて「使用料等」という。)

### (2) 使用料等の算定

国土交通省は、18年の改定前の空港土地等使用料算定要領(平成18年国土交通省航空局監理部予算管理官通達。以下「使用料算定要領」という。)により、17年度までは、相続税評価額を基準として空港用地の使用料を定めることとしていたが、18年度以降は、改定後の使用料算定要領により、5年に1回使用料の鑑定を行うとともに、鑑定を行った次年度以降4年間を限度として、当該鑑定評価額に変動率を乗じて各年度の使用料を算定することとしている。そして、この18年度における改定に向けて、17年度に不動産鑑定評価会社に委託して、国が管理する空港の空港用地について、鑑定評価を行っている。

また、大阪航空局は、駐車場敷地の貸付料について、同局が18年に定めた「新北九州空港駐車場整備等事業土地貸付料算定要領」に基づき、上記の使用料の算定と同様に使用料算定要領を用いて算定することとしている。

## 2 検査の結果

本院は、本件使用許可及び貸付契約について、経済性等の観点から、使用料等の算定が適切に行われているかなどに着眼して、大阪航空局において、使用料算定調書等の書類により会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切でない事態が見受けられた。

大阪航空局は、18年度以降、17年度に算定した旅客ターミナルビル敷地等及び駐車場敷地(以下「敷地」という。)の鑑定評価額に各年度の変動率を乗ずるなどして使用料等を算定していた。

しかし、この鑑定評価額は、北九州空港の供用開始前における収益性のない工事中の用地として減価率を乗じて査定された価額であることから、空港供用開始後における収益性を有する空港用地としての評価に基づく価額と比較して著しく低いものとなっていて、これを基に18年度以降の使用料等を算定していたことは適切とは認められない。

したがって、本件敷地に係る18年度から21年度までの使用料等について、収益性を有する空港用地としての評価に基づく鑑定評価額に、変動率を乗ずるなどして修正計算すると、計430,611,430円となることから、本件使用料等合計額185,811,691円はこれに比べて約2億4470万円(うち使用料約3520万円、貸付料約2億0950万円)低額となっていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、大阪航空局において、本件敷地の使用料等の算定に当たり、算定の基となる鑑定評価額の評価内容を的確に把握していなかったことなどによると認められる。

(注1) 北九州エアターミナル株式会社等4者 北九州エアターミナル株式会社、北九州市、九州電力株式会社、西日本電信電話株式会社

(注2) 旅客ターミナルビル及び付帯施設敷地等 旅客ターミナルビル及び付帯施設敷地、北九州市消防局消防航空隊基地敷地、電力管路埋設敷地、電気通信設備設置敷地

(注3) PFI事業 公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う事業。PFIはPrivate Finance Initiativeの略

(734) 管理が適切でなかったため、被補償者に提供するために取得した代替地用地が第三者に使用されていたもの

部 局 等	北海道開発局釧路開発建設部
国有財産の区分	社会資本整備事業特別会計(道路整備勘定)所属 (平成19年度以前は、道路整備特別会計所属) (分類)普通財産 (区分)土地
代替地用地の概要	事業に必要な用地の取得に際して代替地を要望する被補償者に提供するための土地
管理が適切でなかった代替地用地の面積	1,148.9㎡(平成21年度末)
上記に係る国有財産台帳価格相当額	13,189,946円

1 代替地用地の概要

北海道開発局釧路開発建設部(以下「釧路開発建設部」という。)は、一般国道335号の拡幅事業を実施するために必要な土地の所有者及び当該土地上に自己の居住の用に供する建物を所有する者等(以下、これらを合わせて「被補償者」という。)のうち、金銭による損失補償に代えて代替地を要望する被補償者に提供するための土地(以下「代替地用地」という。)を、平成7年度から12年度までの間に取得している。この代替地用地は、釧路開発建設部が所有者から買収した土地や、これに隣接する海浜地及び公有水面を埋め立てた土地を造成したものである。

そして、国有財産である代替地用地については、国有財産法(昭和23年法律第73号)により、良好な状態での維持及び保存、用途又は目的に応じた効率的な運用その他の適正な方法による管理及び処分を行わなければならないとされている。また、「建設省の直轄の公共事業の施行に伴う代替地対策に係る事務処理要領について」(昭和62年建設省経整発第51号建設事務次官通達)によると、公共事業の施行に伴い、生活再建のため必要があると認められる被補償者に対して、代替地の提供に努めるものとされている。

釧路開発建設部は、代替地を要望する被補償者に対しては、代替地用地を取得した後に、提供する代替地の面積を確定し、当該被補償者と売買契約等を締結して代替地を提供することとしている。

## 2 検査の結果

本院は、釧路開発建設部において、合规性、有効性等の観点から、代替地用地の管理が適切に行われているかなどに着眼して会計実地検査を行った。そして、釧路開発建設部が管理する10,622.2㎡の代替地用地を対象に、国有財産台帳、代替地台帳等の関係書類、現地の状況等を検査したところ、代替地用地の管理が次のとおり適切でなかった。

すなわち、釧路開発建設部が管理する上記の代替地用地のうち、1,148.9㎡、国有財産台帳価格相当額13,189,946円の用地(以下「本件用地」という。)が、被補償者ではない第三者により業務用の倉庫の敷地等として使用されていた。

このような状況となっていた経緯は以下のとおりであった。

本件拡幅事業の実施に当たり、釧路開発建設部は、被補償者Aの所有する倉庫が、事業用地とこれに隣接した海浜地を埋め立てるなどして造成することとしていた代替地用地とにまたがって建てられていたため、事業用地の取得及び代替地用地の造成に支障となることから、同倉庫を移転させる必要が生じたが、被補償者Aが同倉庫の移転先として要望したのが上記の造成が完了していない代替地用地であったため、同倉庫を仮移転することになった。この仮移転の際、仮移転先の土地の確保が困難であったことなどから、釧路開発建設部は、8年に、被補償者Aに対して、当時造成が完了していた本件用地を仮移転先として倉庫を建築することを容認した。その後、10年に、被補償者Aは、本移転先の代替地用地の造成が完了したことから、その用地に新たに倉庫を建築して移転したが、その際、本件用地上の倉庫を被補償者ではない第三者Bに譲渡し、それ以降、本件用地は、その倉庫の敷地等として第三者Bにより使用されていた。

しかし、代替地用地は、釧路開発建設部が被補償者の生活再建のために提供することを目的として取得したものであることから、釧路開発建設部は、被補償者Aが倉庫を本移転先の用地に移転させた後は、本件用地を被補償者ではない第三者に使用されることのないよう適切に管理する必要があったと認められる。

したがって、本件用地について、代替地用地の取得の目的に沿った管理が適切に行われておらず被補償者ではない第三者により長期間にわたり使用される事態となっていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、釧路開発建設部において、被補償者の生活再建のために提供するとして取得した代替地用地を適切に管理することについての認識が十分でなかったことなどによると認められる。

補助金

第3章  
第1節  
第13  
国土交通省

(735) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの  
(810)

所管、会計名及び科目 ↓ 部 局 等 補助の根拠	内閣府所管 一般会計 (組織)内閣本府 (項) 沖縄開発事業費 国土交通省所管 一般会計 (組織)国土交通本省 (項) 住宅対策事業費(平成 19 年度以前は、住宅建設等事業費) (項) 道路環境等対策費 (項) 都市公園事業費(平成 19 年度以前は、都市計画事業費) (項) 下水道防災事業費 (項) 都市再生・地域再生整備事業費(平成 19 年度以前は、揮発油税等財源都市環境整備事業費、都市環境整備事業費) (項) 地域活力基盤整備事業費 (項) 河川等災害復旧事業費 等 [平成 13 年 1 月 5 日以前は、 建設省所管 一般会計 (組織)建設本省 (項) 都市計画事業費 ] (組織) 観光庁 (項) 観光振興費 治水特別会計(平成 20 年度以降は、社会資本整備事業特別会計(治水勘定)) (項) 砂防事業費 等 道路整備特別会計(平成 20 年度以降は、社会資本整備事業特別会計(道路整備勘定)) (項) 道路事業費 (項) 離島道路事業費 (項) 道路環境整備事業費 (項) 地方道路整備臨時交付金 等 港湾整備特別会計(平成 20 年度以降は、社会資本整備事業特別会計(港湾勘定)) (項) 沖縄港湾事業費 等 空港整備特別会計(平成 20 年度以降は、社会資本整備事業特別会計(空港整備勘定)) (項) 空港整備事業費 等 社会資本整備事業特別会計 (道路整備勘定) (項) 道路環境改善事業費 (項) 道路交通安全対策事業費 (項) 地域連携道路事業費 (項) 地方道路整備臨時交付金 等 国土交通本省、10 地方整備局等、北海道運輸局、観光庁、37 都府県 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(平成 17 年法律第 79 号)、砂防法(明治 30 年法律第 29 号)、道路
-----------------------------------	---



補助事業者等 (事業主体)	整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和33年法律第34号。平成19年度以前は道路整備費の財源等の特例に関する法律)等
補助事業等	地方道路交付金事業、交通安全施設等整備事業、地域住宅交付金事業等
事業費の合計	26,631,587,891円
上記に対する国庫補助金等交付額の合計	14,230,157,816円
不当と認める事業費の合計	1,570,464,334円
上記に対する不当と認める国庫補助金等相当額の合計(1)	834,434,269円
有償貸付等により収納した貸付料等	270,223,363円
上記のうち国庫補助金相当額	134,774,686円
不当と認める貸付料等	270,223,363円
上記のうち不当と認める国庫補助金相当額(2)	134,774,686円
不適正な経理処理等により支出された国庫補助事務費等の合計	1,699,682,411円
上記に対する不当と認める国庫補助金等相当額の合計(3)	890,656,822円
不当と認める国庫補助金等相当額の総計(1)+(2)+(3)	1,859,865,777円

## 1 補助金等の概要

国土交通省(平成13年1月5日以前は、北海道開発庁、国土庁、運輸省、建設省)所管の補助事業は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

## 2 検査の結果

本院は、合規性、経済性等の観点から、47都道府県及びその管内の731市区町村等並びに103団体において、実績報告書、設計図書、補償金内訳書等の書類により会計実地検査を行った。

その結果、20都県及び27都道府県管内の48市町並びに2団体計70事業主体が実施した地方道路交付金事業、交通安全施設等整備事業、地域住宅交付金事業等に係る国庫補助金1,859,865,777円が不当と認められる。

これを不当の態様別に示すと次のとおりである。

- |                                     |     |             |              |
|-------------------------------------|-----|-------------|--------------|
| (1) 補助金の交付額の算定が適切でなかったもの            | 6件  | 不当と認める国庫補助金 | 55,090,063円  |
| (2) 補助の対象とならないもの                    | 6件  | 不当と認める国庫補助金 | 10,682,672円  |
| (3) 工事の設計が適切でなかったもの                 | 4件  | 不当と認める国庫補助金 | 190,083,877円 |
| (4) 補償費の算定が適切でなかったもの                | 4件  | 不当と認める国庫補助金 | 11,742,783円  |
| (5) 補助事業により取得した財産の処分に係る手続が適正でなかったもの | 2件  | 不当と認める国庫補助金 | 657,099,040円 |
| (6) 工事の設計及び施工が適切でなかったもの             | 1件  | 不当と認める国庫補助金 | 15,692,500円  |
| (7) 工事の施工が設計と相違していたもの               | 1件  | 不当と認める国庫補助金 | 13,863,600円  |
| (8) 残存物件に係る補助金を返還していなかったもの          | 1件  | 不当と認める国庫補助金 | 12,325,623円  |
| (9) 補助対象事業費を過大に精算していたもの             | 1件  | 不当と認める国庫補助金 | 1,608,797円   |
| (10) 工事費の積算が過大となっていたもの              | 1件  | 不当と認める国庫補助金 | 1,020,000円   |
| (11) 不適正な経理処理となっていたもの及び補助の対象とならないもの | 49件 | 不当と認める国庫補助金 | 890,656,822円 |

また、不当の態様別・事業主体別に掲げると次のとおりである。

- (1) 補助金の交付額の算定が適切でなかったもの
- 6件 不当と認める国庫補助金 55,090,063円

交付限度額の算定が適切でなかったため、交付金が過大になっていたもの

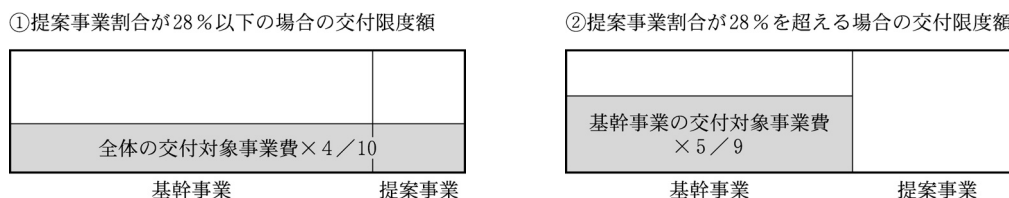
(2件 不当と認める国庫補助金 40,466,668円)

まちづくり交付金は、都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)等に基づいて、市町村(特別区を含む。以下同じ。)が一定の地区について都市再生整備計画(以下「整備計画」という。)を定めて、整備計画に基づく事業を実施する場合に、その経費に充てるため、当該市町村に対して交付するものである。

まちづくり交付金交付要綱(平成16年国都事第1号、国道企第6号、国住市第25号国土交通事務次官通知。以下「交付要綱」という。)によれば、まちづくり交付金の交付対象事業は、基幹事業と提案事業に大別されている。基幹事業は、整備計画の目標を達成するために必要な施設等の整備事業とされ、国土交通省が従来、個別の補助制度において支援してきた道路、公園、広場等の公共施設のほか、地域交流センター等の整備が事業の対象となっている。また、提案事業は、基幹事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事務又は事業で、市町村の自由な発想・提案に基づいて地域の実情を反映した幅広い事業の実施が可能となっていて、個別の補助制度がない施設や、既存の補助制度の採択基準を満たしていない施設の整備等を事業の対象にできることとなっている。

そして、交付要綱によれば、まちづくり交付金の交付限度額は、各市町村の整備計画における全体の交付対象事業費に対する提案事業の交付対象事業費の割合(以下「提案事業割合」という。)が28%以下の場合、当該全体の交付対象事業費に10分の4を乗じた額、提案事業割合が28%を超える場合は、基幹事業の交付対象事業費に9分の5を乗じた額とされており、提案事業割合が高くなるほど、全体の交付対象事業費に対する交付限度額の割合は40%より減少することとなっている(図参照)。

図 まちづくり交付金の交付限度額の算定方法



(注) 提案事業割合が28%の場合、①及び②の交付限度額は同額となる。

本院が会計実地検査を行ったところ、1市1町において、まちづくり交付金の交付限度額の算定に当たり、基幹事業の施設と提案事業の施設を合体して整備した建物の共用部分については、その延床面積をそれぞれの事業の施設に案分すべきであったのに、すべて基幹事業の施設に含めて交付対象事業費を算定したり、提案事業として区分すべき施設の整備費用を基幹事業の交付対象事業費に含めたりして、交付限度額を過大に算定していたため、交付金計40,466,668円が過大になっていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、1市1町において、まちづくり交付金事業の適正な実施及び経理に対する認識が十分でなかったこと、整備計画の策定に当たり基幹事業と提案事業の区分についての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

これを事業主体別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する国庫補助金等交付額等	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(735) 山形県	西置賜郡 白鷹町	まちづくり交付金 (高次都市施設等)	17~21	1,185,800 (1,185,800)	709,100	30,400 (30,400)	18,411

この交付金事業は、白鷹町が、鮎貝地区において、基幹事業として地域交流センター、広場等の整備を、また、提案事業としてギャラリー(絵画の常設展示場等)の整備等を行っているものである。このうち、地域交流センターとギャラリーは、合体して整備する施設となっている。そして、同町は、整備計画における全体の交付対象事業費1,687,200,000円のうち、基幹事業の交付対象事業費を1,185,800,000円、提案事業の交付対象事業費を501,400,000円とし、提案事業割合が28%を超えることから、交付限度額は基幹事業の交付対象事業費に9分の5を乗ずるなどして算定した709,100,000円であるとして、同額の交付又は交付決定を受けていた。

同町は、本件交付対象事業費のうち、合体の施設として整備した地域交流センターとギャラリーの交付対象事業費については、その整備費用の合計額に、ギャラリーの専用延床面積200㎡を建物全体の延床面積1,819㎡で除した値を乗ずるなどしてギャラリーに係る交付対象事業費を算出し、これを合計額から差し引いた額を地域交流センターに係る交付対象事業費としていた。

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費) 千円	左に対する国庫補助金等交付額等 千円	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費) 千円	不当と認める国庫補助金等相当額 千円	
(736)	山梨県	山梨市	まちづくり交付金 (地域生活基盤施設)	17~21	2,198,000 (2,198,000)	879,000	118,900 (118,900)	22,055

この交付金事業は、山梨市が、中央地区において、基幹事業として道路、多目的広場等の整備を、また、提案事業として根津記念館(以下「記念館」という。)の整備等を行っているものである。そして、同市は、整備計画における全体の交付対象事業費 2,198,000,000 円のうち、基幹事業の交付対象事業費を 1,638,000,000 円、提案事業の交付対象事業費を 560,000,000 円とし、提案事業割合が 28% 以下となることから、交付限度額は全体の交付対象事業費に 10 分の 4 を乗じた 879,200,000 円であるとして、この範囲内の交付金 879,000,000 円の交付又は交付決定を受けていた。

同市は、本件交付金事業のうち、記念館の整備事業は、観光及び生涯学習の多様化を高めるために、旧根津邸を建築当時の状況に修復、復元するものであることから、これを提案事業の地域創造支援事業として、その整備費用を提案事業の交付対象事業費としていた。一方、記念館の敷地内に整備した多目的広場については、交付要綱で基幹事業とされている地域生活基盤施設の広場に該当するとして、その整備費用 118,900,000 円を基幹事業の交付対象事業費としていた。

しかし、上記の多目的広場は、旧根津邸を修復、復元した記念館の整備に合わせて、建築当時の日本庭園を再現した造りとなっており、整備計画上も記念館と一体の観光拠点及び歴史・文化を体感できる拠点とされている。そして、同市が制定した「山梨市根津記念館設置及び管理条例」においても、多目的広場は「庭園」とされ、入館者は記念館及び庭園の観覧料を納付することとされており、入館者だけが庭園を観覧できることとなっており、両者は主に観覧目的のため一体の施設として運営、管理されている状況となっていた。これらのことから、本件多目的広場は、公共空間と一体的な空間を構成して、都市イベントなど多様な都市活動の場として利用するものとされている地域生活基盤施設の広場に該当しないものであり、記念館と同様に提案事業の施設に区分すべきものと認められる。

したがって、多目的広場を提案事業の施設に区分するなどして基幹事業及び提案事業の適正な交付対象事業費をそれぞれ算定すると、基幹事業では 1,542,500,000 円、提案事業では 655,500,000 円となり、提案事業割合は 29.8% となって 28% を超えることになることから、交付限度額は基幹事業の交付対象事業費に 9 分の 5 を乗じて算出される 856,944,444 円となり、前記の交付又は交付決定を受けていた交付金 879,000,000 円は 22,055,556 円が過大になっていた。

公営住宅の家賃の低廉化に係る対象額の算定が適切でなかったもの

(2件 不当と認める国庫補助金 11,892,600円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(737) 滋賀県	愛知郡 愛荘町	地域住宅交付金交付(公的賃貸住宅家賃低廉化)	18~20	86,794 (86,794)	39,057	20,291 (20,291)	9,130
(738) 山口県	山陽小野田市	地域住宅交付金交付(公的賃貸住宅家賃低廉化)	19, 20	26,549 (26,549)	11,947	6,137 (6,137)	2,761
(737) (738) の計				113,343 (113,343)	51,004	26,428 (26,428)	11,892

第3章 第1節 第13 国土交通省

これらの交付金事業は、愛荘町及び山陽小野田市が、それぞれ管理する新豊満団地及び平原団地について、その入居者の家賃負担軽減のために、事業費を計 113,343,000 円(交付金相当額計 51,004,350 円)として家賃の低廉化を行ったものである。

この公営住宅の家賃の低廉化に係る事業費は、公営住宅等家賃対策補助金交付要領(平成8年建設省住備発第87号)等に基づき、公営住宅の団地、管理開始年度、入居者の収入の区分等の別に、次のとおり対象となる額(以下「対象額」という。)をそれぞれ算定し、これらの対象額を合計した額とすることとされている。

$$\text{対象額} = \left( \text{近傍同種の住宅の家賃の額 (近傍住宅家賃)} - \text{入居者負担基準額} \right) \times \text{対象月数} \times \text{対象戸数}$$

このうち、近傍同種の住宅の家賃の額(以下「近傍住宅家賃」という。)は、建物部分の複成価格、敷地の時価等に基づいて算定することとされており、建物部分の複成価格については、公営住宅法(昭和26年法律第193号)等により、近傍同種の住宅の建設に要した費用の額(以下「戸当たり建設費」という。)に所定の率を乗じて得られる額から、経過年数に応じた減価相当額を控除して算出することとされている。そして、戸当たり建設費については、当該公営住宅の建設に要した実際の費用を用いるなどして算出することとされている。

また、対象戸数は、基準日現在における入居戸数とされているが、このうち、公営住宅に引き続き3年以上入居し、一定の基準額を超える収入を有する者(以下「収入超過者」という。)の入居戸数は除くこととされている。

1市1町は、前記のとおり、対象額を合計した事業費を計 113,343,000 円と算定していた。

しかし、対象額の算定に当たり、愛荘町は、近傍住宅家賃を算定する際に、戸当たり建設費として当該公営住宅の建設に要した実際の費用を用いるべきところ、誤って、これより高額な建設工事の予定価格算定の基礎である設計金額を用いるなどしていた。また、山陽小野田市は、対象戸数に空家住宅の戸数及び収入超過者の入居戸数を含めるなどしていた。このため、いずれも対象額が過大に算定されていた。

したがって、適正な対象額の合計を算定すると、計 86,915,000 円となることから、本件事業費は計 26,428,000 円が過大になっており、これに係る交付金相当額計 11,892,600 円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、1市1町において、対象額の算定に当たり、その基礎となる近傍住宅家賃の算定、対象戸数等についての理解が十分でなかったこと、また、滋賀、山口両県において、受理した交付金交付申請書等の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

### 国庫補助対象事業費の算定が適切でなかったもの

(1件 不当と認める国庫補助金 1,686,825 円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対す る国庫補 助金等交 付額	不当と認 める事業 費 (国庫補 助対象 事業費)	不当と認 める国庫 補助金等 相当額
				千円	千円	千円	千円
(739) 兵庫県	兵庫県	地域連携 推進、住 宅市街地 関連道路 環境改善	20、21	236,047 (127,567)	67,606	3,201 (3,201)	1,686

この補助事業は、兵庫県が、加古川市神野町地内において、地域高規格道路の整備事業の一環として、大型標識工等を実施したものである。

同県は、国庫補助対象事業とした上記大型標識工等のほか、遮音壁工等を県単独事業、市道部の大型標識工を加古川市からの受託事業(市単独事業)とし、これらを合わせて1件の工事としていた。

本件工事の工事費の積算は、同県制定の土木工事標準積算基準書等に基づいて行っているが、このうち本件工事の国庫補助対象事業費については、県単独事業を除いた国庫補助対象事業と受託事業の両事業に係る直接工事費等の合計額を基に共通仮設費率を 11.19%、現場管理費率を 23.42%、一般管理費率等を 10.83% と算出するなどして、127,567,650 円と算定して、これに対し国庫補助金 67,606,770 円の交付を受けていた。

しかし、本件工事は、前記のとおり、国庫補助対象事業、県単独事業及び受託事業を合わせて1件の工事として実施しており、このため、工事費の積算に当たっては、これらの事業を合わせた本件工事全体の直接工事費等を基に共通仮設費率を 8.95%、現場管理費率を 23.03%、一般管理費率等を 10.18% と算出して積算していたのであるから、国庫補助対象事業費についても、これらの共通仮設費率等を用いて算定すべきであったのに、上記のとおり、県単独事業費分を除いた直接工事費等を基に算出した共通仮設費率等を用いて国庫補助対象事業費を算定していたのは適切とは認められない。

したがって、県単独事業も合わせた本件工事全体の直接工事費等から算出した共通仮設費率等を用いて本件工事の国庫補助対象事業費を修正計算すると、124,366,200 円となることから、前記の国庫補助対象事業費 127,567,650 円はこれに比べて 3,201,450 円過大になっており、これに係る国庫補助金相当額 1,686,825 円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、国庫補助対象事業と県単独事業等を合わせて実施する場合の国庫補助対象事業費の適切な算定方法についての認識が十分でなかったことによると認められる。

委託工事に係る消費税相当額の算定が適切でなかったもの

(1件 不当と認める国庫補助金 1,043,970円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認める事業 費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫 補助金等 相当額
				千円	千円	千円	千円
(740) 山梨県	都留市	地方道路 交付金	20	50,854 (47,100)	25,905	2,049 (1,898)	1,043

この補助事業は、都留市が、同市四日市場地内において、市道四日市場桂高線が富士急行大月線と交差する月見ヶ丘踏切道を拡幅するために、軌道、電力設備、信号通信設備等を工事費 50,854,000 円（うち国庫補助対象額 47,100,000 円、国庫補助金 25,905,000 円）で鉄道事業者に委託して実施したものである。

本件委託工事は、上記踏切道の拡幅に伴う軌道敷地内の道路施設のアスファルト舗装工等と鉄道施設の軌道整備工等からなっている。

そして、委託工事費の算定に当たっては、道路施設に係る工事費（以下「道路施設工事費」という。）と鉄道施設に係る工事費（以下「鉄道施設工事費」という。）を合わせた 45,340,000 円に、この額を課税対象として算定した消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）相当額 2,267,000 円及び事務管理費等 3,247,000 円を加算していた。

しかし、上記のうち鉄道施設工事費については、鉄道事業者が所有する鉄道施設に係る工事費を同市が負担するものであり、工事を行った後の資産は鉄道事業者に帰属するものであることから、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）上の資産の譲渡等の対価に該当せず、消費税の課税対象外として処理しなければならないものである。

したがって、道路施設工事費と鉄道施設工事費とを区分することにより適正な委託工事費を算定すると、道路施設工事費は 4,351,661 円、鉄道施設工事費は 40,988,339 円、これに道路施設工事費に係る消費税相当額 217,583 円及び前記の事務管理費等 3,247,000 円を加えて 48,804,583 円となることから、前記委託工事費 50,854,000 円（うち国庫補助対象額 47,100,000 円）は 2,049,417 円（うち国庫補助対象額 1,898,129 円）が過大となっており、これに係る国庫補助金相当額 1,043,970 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において、委託工事費の算定に当たり、鉄道施設工事費に係る消費税の取扱いについての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

(2) 補助の対象とならないもの

6件 不当と認める国庫補助金 10,682,672円

補助の対象とならない電線共同溝からの引込設備の設置に係る費用について補助金等が交付されていたもの

(5件 不当と認める国庫補助金 9,682,672円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認める事業 費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫 補助金等 相当額
				千円	千円	千円	千円
(741) 鳥取県	鳥取県	地方道路 交付金	19	2,054 (2,054)	1,129	2,054 (2,054)	1,129
(742) 徳島県	徳島県	交通安全 施設等 整備	19	2,860 (2,860)	1,430	2,860 (2,860)	1,430

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認 める事業 費 (国庫補助 対象 事業費)	不当と認 める国庫 補助金等 相当額
				千円	千円	千円	千円
(743)	香川県	香川県 交通安全施設等整備	19、20	2,610 (2,610)	1,305	2,610 (2,610)	1,305
(744)	愛媛県	愛媛県 交通安全施設等整備、電線共同溝整備	19、20	160,391 (157,371)	78,685	8,844 (8,844)	4,422
(745)	高知県	高知県 住宅市街地総合整備促進、交通安全施設等整備、地方道路交付金	19、20	2,334 (2,334)	1,394	2,334 (2,334)	1,394
(741)–(745)の計				170,251 (167,232)	83,946	18,704 (18,704)	9,682

これらの補助事業等は、5県が、電線共同溝の整備に関連して、電線共同溝から沿道の建物等へ引き込む電線を保護するための管路のうち道路区域外に設けるもの(以下「引込設備」という。参考図参照)を設置する電線管理者<sup>(注)</sup>に対して、その設置に係る費用の一部を負担するなどしたものである。そして、5県は、この負担に要した費用計 18,704,937 円を補助事業等の対象として国庫補助金等の交付を受けていた。

しかし、引込設備は、上記のとおり、電線共同溝を整備する道路の区域外に設けられるものであることなどから、その設置に係る費用は補助事業等の対象とはならないとされている。

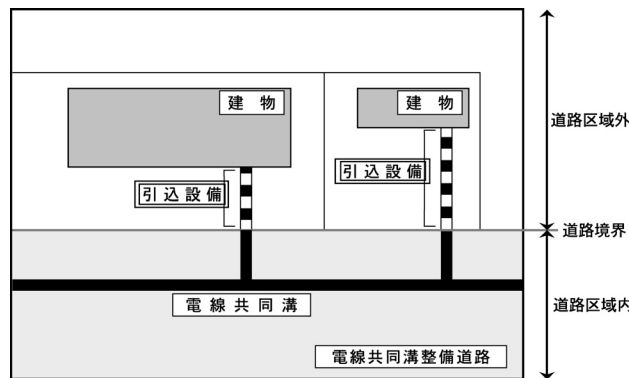
したがって、前記の5県が負担した引込設備の設置に係る費用計 18,704,937 円は、補助事業等の対象とは認められず、これに係る国庫補助金等相当額計 9,682,672 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、5県において、引込設備の設置に係る費用が補助事業等の対象とならないことについての認識が十分でなかったことなどによると認められる。

(注) 電線管理者 電線を設置して管理する者をいい、電気事業者、電気通信事業者等がこれに該当する。

(参 考 図)

電線共同溝及び引込設備の概念図



(注) 図中の太線は、電線共同溝の管路を示している。



所定の効果を達成していなかったため、補助の対象とならないもの

(1件 不当と認める国庫補助金 1,000,000 円)

部 局 等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事 業 費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(746) 国土交通 本省 (支出・審査庁) 北海道運輸局 (審査庁)	グランプリ流通サービス株式会社	中小トラック事業者構造改善支援	21	2,274 (2,274)	1,000	2,274 (2,274)	1,000

第3章  
第1節  
第13  
国土交通省

この補助事業は、グランプリ流通サービス株式会社が、トラックの燃費の向上を図り、環境の保全とトラック事業の構造改善による地域の活性化とを図ることを目的とする中小トラック事業者構造改善支援事業として、社内講習等を行ってトラックの運行に係る燃料消費量の削減に取り組む事業を事業費 2,274,543 円(国庫補助金 1,000,000 円)で実施したものである。

低公害車普及促進等対策費補助金交付要綱(平成 21 年国自総第 534 号、国自旅第 357 号、国自貨第 165 号)によると、中小トラック事業者構造改善支援事業は、燃料消費量をおおむね 5%以上削減することを目指す計画を定め、実証実験を行ってその効果を検証するものとされており、国土交通省が作成したマニュアルによると、燃料消費量を実験前の期間との比較で 4%以上削減するという効果が達成されていることが必要であるとされている(以下、実証実験の期間を「実験期間」といい、実験期間との比較の対象とされる期間を「比較対象期間」という。)。そして、同省は、実証実験の結果、燃料消費量の 4%以上削減の効果が達成されているかを実績報告書により審査し、効果が達成されていれば国庫補助金を交付し、達成されていなければ交付しないこととしている。

同会社は、実証実験の結果、実験期間の燃料消費量は 24,314.2L、比較対象期間の燃料消費量は 25,361.0L であり、燃料消費量を 4.1%削減したとする実績報告書を提出し、国庫補助金 1,000,000 円の交付を受けていた。

しかし、同会社は、実験期間を平成 21 年 9 月 1 日から同月 30 日までの 30 日間としていた一方、比較対象期間を 20 年 7 月 1 日から同月 31 日までの 31 日間としており、両者の日数が異なっていた。また、実験期間及び比較対象期間それぞれの燃料消費量について、計上漏れなどの誤りがあった。そこで、比較対象期間の燃料消費量を 30 日間分に換算するなどして修正計算すると、燃料消費量の削減率は 2.5% となった。

したがって、本件補助事業は、所定の効果が達成されていなかったため、補助の対象とならないものであり、これに係る国庫補助金 1,000,000 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同会社において補助事業の適正な実施に対する認識が十分でなかったこと、国土交通本省及び北海道運輸局において実績報告書の審査が十分でなかったことによると認められる。

(3) 工事の設計が適切でなかったもの 4件 不当と認める国庫補助金 190,083,877円

擁壁の設計が適切でなかったもの (1件 不当と認める国庫補助金 139,136,200円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する 国庫補助金等交 付額	不当と認 める事業 費 (国庫補 助対象 事業費)	不当と認 める国庫 補助金等 相当額	
				千円	千円	千円	千円	
(747)	熊本県	熊本県	河川等災害復旧	17, 18	262,598 (235,268)	156,923	217,616 (208,600)	139,136

第3章  
第1節  
第13  
国土交通省

この補助事業は、熊本県が、球磨郡五木村築切地内において、台風により被災した一般国道445号の車道部等及び一級河川川辺川の護岸を復旧するため、土工、山留工等を実施したものである。

このうち山留工は、鋼管杭(外径508.0mm、杭長20.5m~26.0m)を建て込むなどして構築する山留壁からアンカー計21本を地山に打ち込み、アンカー頭部に鋼製台座、腹起し材、ブラケット等を設置して擁壁(延長計80.0m)を築造するものである。そして、腹起し材は、鋼製台座を介して作用するアンカーの張力を山留壁に均等に伝えるためにH形鋼を水平に二段設置するものであり、ブラケットは、この腹起し材を支えるために三角形に組み立てた等辺山形鋼を上下二段に鋼管杭に溶接して固定したものである(参考図参照)。

同県は、本件擁壁の設計を「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説」(社団法人地盤工学会編)等(以下「基準等」という。)に基づいて行っている。そして、ブラケットのうち、下段ブラケットについては基準等に基づき設計計算を行い、下段ブラケットと鋼管杭との溶接部には、腹起し材を介して、アンカーの張力により最小77kN~最大106kNのせん断力が作用するとしていた。そして、このせん断力に対して安全となる必要溶接長を、溶接部の許容せん断応力度<sup>(注1)</sup>72N/mm<sup>2</sup>に基づき135mm~185mmと算定して、下段ブラケットと鋼管杭との接合部分(長さ350mm)の全長を溶接すれば、溶接長が必要溶接長を上回ることから、応力計算上安全であるとして、これにより施工していた。

しかし、下段ブラケットと鋼管杭との溶接部には、アンカーの張力による鉛直力と腹起し材の自重により、せん断力と曲げモーメント<sup>(注2)</sup>が同時に作用することとなる。そして、基準等によると、このような場合には、せん断力と曲げモーメントを合成した応力度に対して安全となるよう設計する必要があるとされているのに、同県では、せん断力のみが作用することとして設計していた。

そこで、本件下段ブラケットについて、基準等に基づき改めて設計計算を行ったところ、鋼管杭との溶接部(長さ350mm)に作用する応力度は195N/mm<sup>2</sup>~266N/mm<sup>2</sup>となり、前記の許容応力度72N/mm<sup>2</sup>を大幅に上回っていて、応力計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

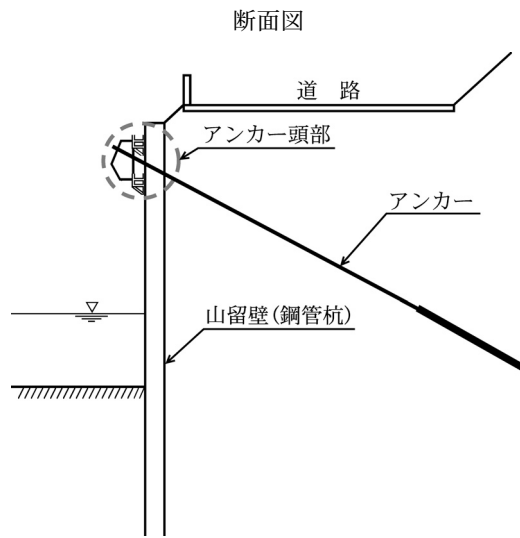
したがって、本件擁壁(工事費相当額217,616,000円、うち国庫補助対象額208,600,000円)は、設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る国庫補助金相当額139,136,200円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのに、これに対する検査が十分でなかったことなどによると認められる。

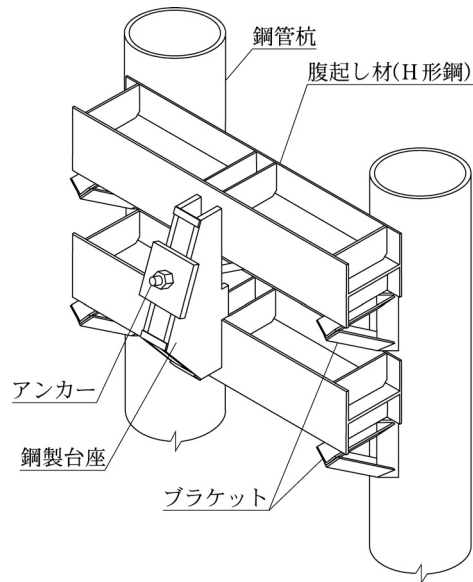
(注1) 許容せん断応力度 外力が材に作用して、これを切断しようとする力がかかったときに、そのために材の内部に生ずる力の単位面積当たりの大きさをせん断応力度といい、その数値が設計上許される上限を「許容せん断応力度」という。

(注2) 曲げモーメント 外力が材に作用し、これを曲げようとする力の大きさをいう。

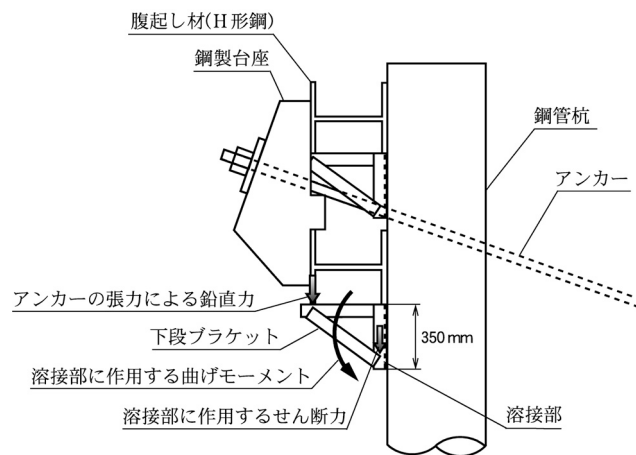
(参考図)



アンカー頭部の概念図



アンカー頭部拡大図



## 橋脚の耐震補強工の設計が適切でなかったもの

(1件 不当と認める国庫補助金 36,319,360 円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(748) 兵庫県	神戸市	地方道路交付金	20	45,444 (45,399)	36,319	45,444 (45,399)	36,319

この補助事業は、神戸市が、須磨区西落合地内において、地震時における緊急輸送道路に指定されている市道垂水妙法寺線の上に架かる市道名谷環状線の西落合橋(昭和47年度築造、橋長59.0m、幅員18.8m)の下部工として橋脚2基の耐震補強工を、また、上部工として床版の補修工等をそれぞれ実施したものである。

このうち耐震補強工は、地震時における橋脚の損傷を防止するため、鉄筋コンクリート造りの橋脚の柱部のうち鉛直方向の主鉄筋の配筋量が変化する箇所(以下「段落とし部」という。)を包含する基部からの高さが2.6mから4.3mまでの範囲(以下「補強範囲」という。)の全周に、炭素繊維を一方に配列した炭素繊維シート(以下「シート」という。)を炭素繊維の方向が鉛直方向となるように合成樹脂により接着するなどして、段落とし部の曲げ耐力を補強するものである(参考図参照)。

本件耐震補強工の設計は、「道路橋示方書・同解説」(社団法人日本道路協会編)、「既設橋梁の耐震補強工法事例集」(財団法人海洋架橋・橋梁調査会発行。以下「事例集」という。)等に基づいて行われており、これらによると、地震時における段落とし部の損傷を判定する式により算定した値(以下「判定値」という。)が1.2を下回る場合は、段落とし部の曲げ耐力が不足することになることから、当該曲げ耐力の補強が必要になるとされている。

そして、本件耐震補強工の設計計算書では、判定値が1.1となっていたことから、段落とし部の曲げ耐力を補強する必要があるとして、事例集に基づき、補強範囲に、炭素繊維の方向が鉛直方向となるように所定の規格のシートを接着した上で、更にこのシートと橋脚のコンクリートとの一体性を強化することを目的として、このシートに重ねて同じ規格のシートを炭素繊維の方向が水平方向となるように接着することとしていた。

しかし、同市は、誤って、補強範囲に、炭素繊維の方向が鉛直方向となるようにシートを接着せず、水平方向となるようにシート1層を接着することのみをもって本件耐震補強工を施工することとして設計図面を作成して、これにより施工していた。

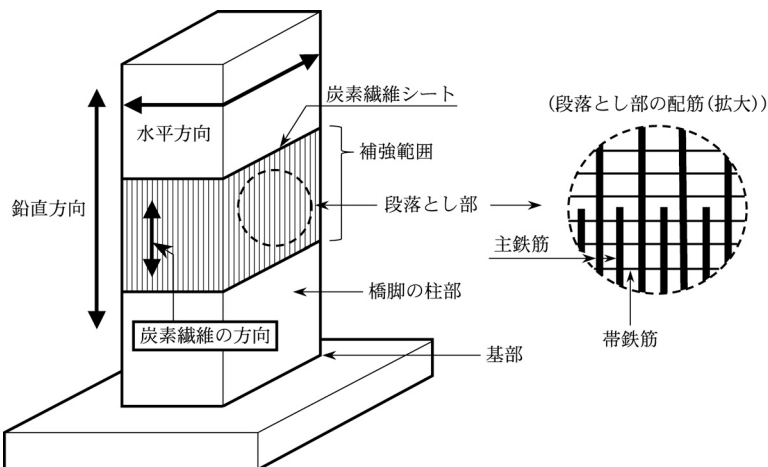
このため、本件耐震補強工により接着したシートは、段落とし部の曲げ耐力を補強するものとなっておらず、本件橋脚2基は、地震時において段落とし部の曲げ耐力が不足する状態のままとなっていた。

したがって、本件耐震補強工は設計が適切でなかったため、橋脚2基は所要の安全度が確保されていない状態になっていて、耐震補強工及び床版の補修工等(これらの工事費45,444,000円、うち国庫補助対象額45,399,200円)は工事の目的を達しておらず、これに係る国庫補助金36,319,360円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において、シートによる橋脚の耐震補強に対する認識が十分でなかったことによると認められる。

(参考図)

炭素繊維シートによる橋脚段落とし部の曲げ耐力補強の概念図



(注) 図のように炭素繊維の方向が鉛直方向となるようにシートを接着し、このシートに重ねて炭素繊維の方向が水平方向となるようにシートを接着する。

橋台の設計が適切でなかったもの

(1件 不当と認める国庫補助金 9,412,817円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(749)	大分県	大分県 地域連携推進	19, 20	66,150 (66,150)	36,382	17,114 (17,114)	9,412

この補助事業は、大分県が、佐伯市蒲江大字森崎浦地区において、二級河川森崎川に橋りょう(橋長11.9m、幅員7.5m)を新設するため、下部工として逆T式橋台2基の築造、基礎杭の打設等を、上部工としてプレテンション方式ホロー桁<sup>けた</sup>の製作、架設等を実施したものである。

このうち、左岸側橋台の基礎杭は、外径500mm、杭長33.5mの鋼管杭を6本打設するものである。

本件橋りょうの設計は、「道路橋示方書・同解説」(社団法人日本道路協会編。以下「示方書」という。)、  
「杭基礎設計便覧」(社団法人日本道路協会編。以下「設計便覧」という。)等に基づいて行われている。同県は、左岸側橋台の設計に当たって、本件橋りょうが、地震時に液状化が生じると判断される地盤上<sup>(注1)</sup>にないことから、示方書に基づき、レベル1地震動に対する照査のみを行っている。そして、基礎杭と橋台のフーチングとの結合部(以下「結合部」という。)については、杭の内側に配置する中詰め補強鉄筋とフーチング下面から10cm突出している杭の外周部に溶接する杭外周溶接鉄筋により杭頭部を補強すれば、フーチング内部の所定の断面において、鉄筋に生ずる引張応力度<sup>(注2)</sup>及びコンクリートに生ずる曲げ圧縮応力度<sup>(注3)</sup>がそれぞれ許容応力度を下回ることなどから、設計計算上安全であるとして、これにより施工することとしていた(参考図参照)。

しかし、設計便覧によると、杭外周溶接鉄筋は、フーチング下面から10cmしか突出していない杭頭部への溶接であるなど一般の場合に比べて著しく施工性に劣ることから、想定した品質が確保されない可能性があるために、レベル1地震動に対する照査においては、設計計算上これを考慮しないこととされているのに、同県は、左岸側橋台の結合部の設計に当たり、誤ってこれを考慮していた。

そこで、設計便覧に基づき、中詰め補強鉄筋のみを考慮して改めて応力計算を行ったところ、レベル1地震動時において、フーチング内部の所定の断面の鉄筋に生ずる引張応力度は $391.2\text{N}/\text{mm}^2$ となつて、許容引張応力度 $300\text{N}/\text{mm}^2$ を大幅に上回っており、また、同断面のコンクリートに生ずる曲げ圧縮応力度は $13.78\text{N}/\text{mm}^2$ となつて、許容曲げ圧縮応力度 $12\text{N}/\text{mm}^2$ を上回っており、いずれも応力計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

したがって、本件橋りょうは、左岸側橋台の結合部の設計が適切でなかったため、左岸側橋台及びこれに架設された上部工等(これらの工事費相当額 $17,114,215$ 円)は所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る国庫補助金相当額 $9,412,817$ 円が不当と認められる。

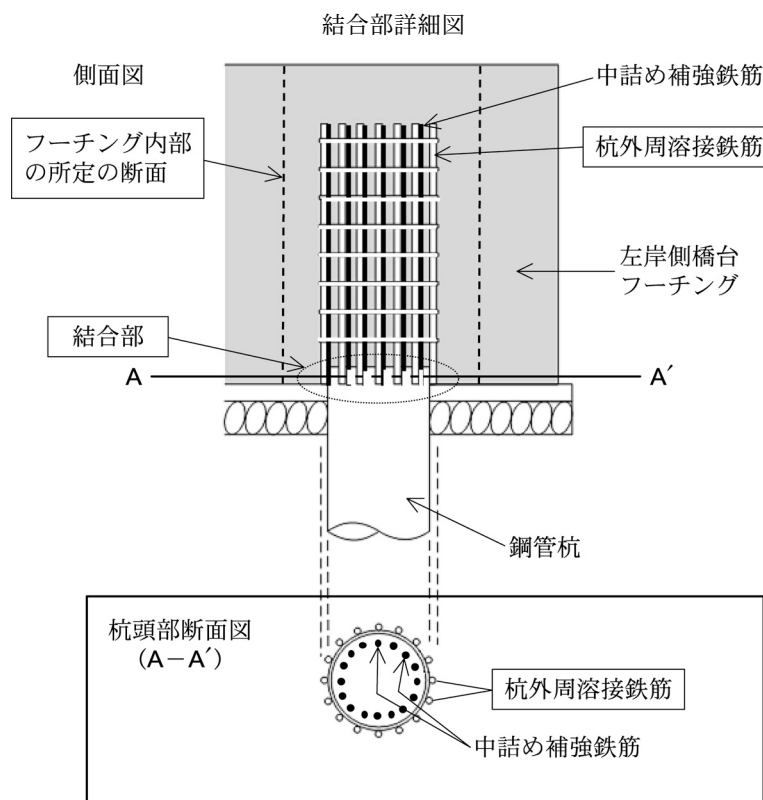
このような事態が生じていたのは、同県において、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのに、これに対する検査が十分でなかったことなどによると認められる。

(注1) レベル1地震動 橋りょうの供用期間中に発生する確率が高い地震動をいう。

(注2) 引張応力度・許容引張応力度 「引張応力度」とは、材に外から引張力が加かったとき、そのために材の内部に生ずる力の単位面積当たりの大きさをいう。その数値が設計上許される上限を「許容引張応力度」という。

(注3) 曲げ圧縮応力度・許容曲げ圧縮応力度 「曲げ圧縮応力度」とは、材に外から曲げようとする力が加かったとき、そのために材の内部に生ずる力のうち圧縮側に生ずる力の単位面積当たりの大きさをいう。その数値が設計上許される上限を「許容曲げ圧縮応力度」という。

(参 考 図)



雨水管の設計が適切でなかったもの (1件 不当と認める国庫補助金 5,215,500円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(750)	長崎県	長崎県 都市公園	19~21	358,657 (358,493)	179,246	10,431 (10,431)	5,215

この補助事業は、長崎県が、雲仙市国見町<sup>たいらぼ</sup>多比良戊地内において、都市公園を整備するために、敷地造成工、雨水排水施設工、舗装工等を実施したものである。

このうち、雨水排水施設工は、公園内の雨水を排水するため、内径300mmから1,000mmの管路(以下「雨水管」という。)を延長計811.7m埋設するなどしたものである。

この雨水管を埋設する際の設計については、「道路土工・カルバート工指針」(社団法人日本道路協会編)に基づき行うこととしていて、同指針に示されている「コンクリート製パイプカルバート基礎形式選定図」(以下「選定図」という。)により管種及び基礎形式(以下「管種等」という。)を選定している。そして、管種を遠心力鉄筋コンクリート管の1種管、基礎形式を管の外周4分の1をコンクリートで固定する90度固定基礎等とすれば、マンホールとマンホール等との間の区間計31区間とも、それぞれの両端部の土被り厚を平均した厚さ(以下「平均土被り厚」という。)が、選定図において安全であるとされている土被り厚の上限値を下回ることなどから、設計上安全であるとして、これにより施工していた(参考図参照)。

しかし、雨水管に作用する荷重は土被り厚さが最も厚くなるなどの箇所において最大となることから、管種等の選定については、各区間において荷重が最大となる土被り厚さ(以下「最大土被り厚」という。)を基に設計すべきであり、本件のように平均土被り厚を基にするのは誤りである。

そこで、設計図面において最大土被り厚が選定図の土被り厚の上限値を大幅に超えるなどしている計20区間の雨水管について、最大土被り厚による荷重を基に改めて応力計算を行ったところ、内径1,000mmの雨水管の計8区間のうち土被り厚が上限値を超える6区間の雨水管の延長計38.0mにおいて、管に生ずる最大曲げモーメントが管の許容曲げモーメントを上回っており、特に、土被り厚が最大である3.39mの箇所では、管に生ずる最大曲げモーメントが8.81kN・mとなり、管の許容曲げモーメント6.38kN・mを大幅に上回っていた。また、内径300mmから900mmの雨水管の計12区間のうち6区間の雨水管の延長計64.4mにおいても同様に、管に生ずる最大曲げモーメントが管の許容曲げモーメントを上回っていて、いずれも応力計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

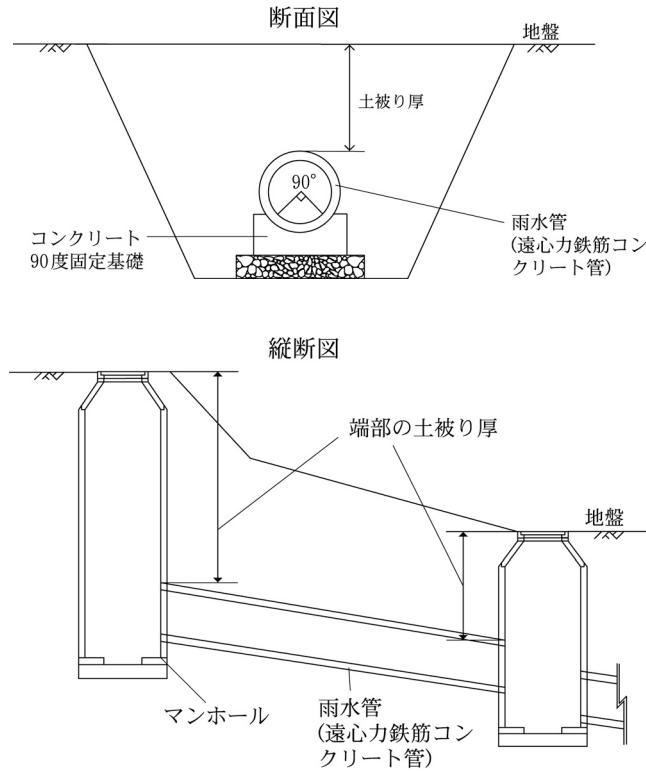
したがって、これらの計12区間の雨水管延長計102.4m等(これらの工事費相当額10,431,000円)は、設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る国庫補助金相当額5,215,500円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのに、これに対する検査が十分でなかったことなどによると認められる。

(注) 最大曲げモーメント・許容曲げモーメント 「最大曲げモーメント」とは、外力が材に作用し、これを曲げようと材に生ずる力の最大値をいう。その数値が設計上許される上限を「許容曲げモーメント」という。

(参考図)

雨水管の概念図



(4) 補償費の算定が適切でなかったもの 4件 不当と認める国庫補助金 11,742,783円

工場等の移転に係る補償費の算定が適切でなかったもの

(2件 不当と認める国庫補助金 7,712,509円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(751) 青森県	青森県	地方道路 交付金	19、20	92,395 (92,395)	52,150	7,036 (7,036)	3,971
(752) 新潟県	新潟県	地域連携 推進	18、19	188,476 (188,476)	125,650	5,611 (5,611)	3,741
(751)(752)の計				280,871 (280,871)	177,801	12,647 (12,647)	7,712

これらの補助事業は、2県が、道路用地の取得に当たり、支障となる鉄骨造り工場等(以下「本件工場等」という。)を移転させるなどのため、補償費計280,871,833円(国庫補助金計177,801,260円)で、本件工場等の所有者に建物等の移転に伴う損失補償を行ったものである。

2県は、公共事業の施行に伴う損失補償を、「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」(昭和37年閣議決定)等に準じて2県がそれぞれ制定した損失補償基準等に基づいて行うこととしている。

損失補償基準等によれば、残地以外の土地に従前の建物と同種同等の建物を建築することが合理的と認められる場合、建物移転料は、従前の建物の推定再建築費に建物の耐用年数や経過年数等から定まる再築補償率を乗ずるなどして算出することとされている。このうち、鉄骨造り建物の推定再建築費は、各地区の用地対策連絡会等が監修した「非木造建物〔I〕調査積算要領」、「非木造建物調査積算要



領の解説」等(以下、これらを「要領等」という。)により、建物の延床面積に統計数量値<sup>(注)</sup>を乗ずるなどして求めた建物のく体の鉄骨重量に、鋼材の単価を乗ずるなどしてく体の工事費を算出するなどして算出することとされている。

そして、上記の算出において、く体の鉄骨重量及び耐用年数は、柱、梁<sup>はり</sup>等の建物の主要な構造部分に使用されている鉄骨の肉厚の区分に応じて算出することとされ、その区分には、「肉厚9mm以上のもの」、「肉厚4mmを超え9mm未満のもの」及び「肉厚4mm以下のもの」がある。また、鉄骨のうちH形鋼の構成部位にはウェブとフランジがあり、それぞれの肉厚は異なっている(参考図参照)。

2県は、補償費のうち建物移転料の算出に当たり、本件工場等の主要な構造部分に使用されているH形鋼のフランジの肉厚(9mm及び11mm)により区分を「肉厚9mm以上のもの」と決定し、これに応じてく体の鉄骨重量及び耐用年数を決定するなどして、建物移転料を計104,860,321円と算出していた。

しかし、要領等によれば、鉄骨の肉厚区分は、フランジの肉厚ではなく、ウェブの肉厚により決定することとされていることから、本件工場等については、ウェブの肉厚(6mm及び7mm)により区分を「肉厚4mmを超え9mm未満のもの」と決定すべきであった。

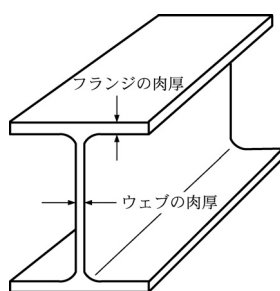
したがって、本件工場等について、上記の区分により適正な建物移転料を算出すると計92,377,485円となり、これにより本件工場等の移転等に係る適正な補償費を算定すると計268,224,000円となることから、前記補償費計280,871,833円との差額計12,647,833円が過大となっており、これに係る国庫補助金相当額計7,712,509円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2県において、委託した補償費算定業務の成果品に誤りがあったのに、これに対する検査が十分でなかったことによると認められる。

(注) 統計数量値 多数の鉄骨造り建物の補償事例等から統計処理して得られた延床面積1㎡当たりの鉄骨重量

(参考図)

H形鋼の構成部位



立体駐車場の移転に係る補償費の算定が適切でなかったもの

(1件 不当と認める国庫補助金 2,463,288円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(753) 山口県	防府市	土地区画整理	19、20	295,302 (295,302)	162,416	4,478 (4,478)	2,463

この補助事業は、防府市が、土地区画整理事業の施行に伴い支障となる鉄筋コンクリート造りの店舗、鉄骨造りのエレベータ方式の機械式立体駐車場(以下「立体駐車場」という。)等の移転に要する費用として、295,302,071円(国庫補助金162,416,139円)を所有者に対して補償したものである。

同市は、土地区画整理事業等の公共事業の施行に伴う損失補償については、「公共用地の取得に伴う損失補償基準」(昭和37年用地対策連絡会決定)、「補償金算定標準書」(昭和43年中国地区用地対策連絡会監修。以下「標準書」という。)等に基づき行っており、本件店舗、立体駐車場等の移転補償に当たっても、この損失補償基準等に基づき、従前の店舗、立体駐車場等と同等の店舗、立体駐車場等を構外に建築するとの考え方に基づいて、移転補償費を算定している。そして、同市は、移転補償費を、同市が本件補償費算定業務を委託した補償コンサルタントが成果品として標準書等に基づき作成し同市に提出した工事内訳明細書等に基づき、計295,302,071円と算定していた。

標準書等によれば、鉄骨造り建物の移転補償費は、建物のく体、機械設備等の工事費を積み上げるなどして算出することとされており、このうちく体に係る工事費は、延床面積に、共同住宅、工場等の用途等の区分ごとに定められた統計数量値<sup>(注)</sup>と建物の階層等ごとに定められた階層補正率とを乗じて鉄骨重量を算出して、これに鋼材費、工場加工・組立費等の各単価を乗ずるなどして算定することとされている。そして、標準書の統計数量値等の取扱いに当たって、標準書の用途等の区分を補償費算定の対象となる建物に適用することが困難な場合等は、原則として別途個別に鉄骨重量を算出することとされている。

同市は、鉄骨造り建物である本件立体駐車場に係る移転補償費の算定に当たり、立体駐車場の内部に鉄骨の梁<sup>はり</sup>が10段あることから、鉄骨造り11階建ての工場に相当するとしていた。そして、1階の床面積に階層数11を乗じて延床面積として、これに用途等の区分が工場等である場合の統計数量値と11階建ての場合等の階層補正率とを乗じて、鉄骨重量を84.3tと算出していた。

しかし、本件立体駐車場は、エレベータ方式の機械式で内部に床がなく吹き抜けになっているなど特殊な建物となっており、上記のように11階建ての工場に相当するとして標準書の統計数量値等を適用して鉄骨重量を算出した場合には、実態とかけ離れたものとなる。そして、前記のとおり、標準書の用途等の区分を補償費算定の対象となる建物に適用することが困難な場合等は、原則として別途個別に鉄骨重量を算出することとされていることから、本件立体駐車場について既存の図面を基に鉄骨重量を算出すると34.1tとなり、同市が算出した数量84.3tを大きく下回っていた。このことから、同市が、本件立体駐車場に係る移転補償費の算定に当たり、別途個別に鉄骨重量を算出することなく、11階建ての工場に相当するとして標準書の統計数量値等を適用していたことは適切とは認められない。

したがって、適切な鉄骨重量により本件補償費を修正計算すると、土工事における山留め数量の誤りなどの積算過小等を考慮しても290,823,364円となり、本件移転補償費295,302,071円はこれに比べて4,478,707円過大となっており、これに係る国庫補助金相当額2,463,288円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において、標準書の統計数量値等の取扱いについての理解が十分でなく、委託した補償費算定業務の成果品の内容が適切でなかったのに、これに対する検査が十分でなかったことなどによると認められる。

(注) 統計数量値 多数の鉄骨造り建物の補償事例等から統計処理して得られた延床面積1㎡当たりの鉄骨重量

事務所等の移転に係る補償費の算定が適切でなかったもの

(1件 不当と認める国庫補助金 1,566,986 円)

部 局 等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(754)	沖縄総合事務局	沖縄県 港湾環境整備	19	20,702 (20,702)	8,280	3,917 (3,917)	1,566

第3章 第1節 第13 国土交通省

この補助事業は、沖縄県が、緑地の整備に必要な用地の取得に当たり、支障となる事務所(鉄骨造り2階建て115.5㎡)、倉庫(鉄筋コンクリート造り平屋建て6.0㎡)等を移転させるなどのため、補償費20,702,400円(国庫補助対象事業費同額、国庫補助金8,280,960円)で、事務所等の所有者に移転に伴う損失補償を行ったものである。

同県は、平成17年度までに緑地の整備に必要な用地9,910.0㎡のうち9,728.6㎡(以下「県有地」という。)を国庫補助事業による買収や埋立て等により確保していた。そして、このうち10年度までに買収した県有地に隣接する残りの用地181.3㎡を19年度に買収する際に、当該用地の所有者が上記の県有地内に設置していた事務所の一部(5.9㎡)、倉庫の大部分(5.9㎡)、ブロック積塀の全部等を含めて物件移転補償契約を締結して、国庫補助金の交付を受けていた。

しかし、同県が、10年度までに国庫補助事業により買収した上記の県有地について、境界標の設置を行うなどして適切に管理を行っていれば、県有地内に事務所等を設置されることはなかったもので、これらを含めた物件移転補償契約額を対象として国庫補助金の交付を受けていたのは適切とは認められない。

したがって、県有地内に設置されていた事務所等に係る物件移転補償費3,917,467円が過大となり、これに係る国庫補助金相当額1,566,986円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、補助事業の適正な実施に対する認識が十分でなかったことなどによると認められる。

(5) 補助事業により取得した財産の処分に係る手続が適正でなかったもの

2件 不当と認める国庫補助金 657,099,040 円

下水道用地を承認を受けずに貸し付けるなどし、貸付料等に係る国庫納付を行っていなかったもの (2件 不当と認める国庫補助金交付額等 657,099,040 円)

補助事業者は、補助事業により取得した財産を補助金の交付の目的に反して使用したり、貸し付けたりなどするときは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「法」という。)第22条の規定により、当該補助事業を所掌する各省各庁の長の承認を受けなければならないこととされている。

終末処理場等の下水道用地については、流入下水量に応じて施設の整備を段階的に行うなどのため、取得後相当期間未利用となったり、地下構造物の地上部を下水道以外の施設に使用することができたりなどすることから、国土交通省は、地域の活性化等に資するため、一定の条件に該当する場合

には、下水道事業に利用するまでの間等において、本来の目的を妨げない範囲で、それらの用地(以下「未利用地等」という。)を下水道事業以外の用途に使用することを認めることとしている。そして、有償で貸し付け、又は使用させるなど(以下、これらの行為を「有償貸付等」という。)により収益が見込まれる場合においては、「都市・地域整備局所管補助事業等に係る財産処分承認基準について」(平成20年12月22日国都総第2449号国土交通省都市・地域整備局長通知)等により、貸付料、使用料等(以下、これらを合わせて「貸付料等」という。)のうち国庫補助金相当額(貸付料等に用地取得時の補助率を乗じて算出される額。以下同じ。)の国庫納付を行うことを条件とすることとしている。

本院が会計実地検査を行ったところ、東京都及び福岡市において、補助事業により取得した下水道用地の未利用地等(事業費計963,910,328円、国庫補助対象事業費計963,910,304円)について、国土交通大臣(平成13年1月5日以前は建設大臣。以下同じ。)の承認を受けずに有償貸付等を行っていた。また、これにより収納した貸付料等のうち国庫補助金相当額の国庫納付を行っていなかった。

したがって、これらの事業費に係る国庫補助金交付額計522,324,354円及び有償貸付等により収納した貸付料等のうち国庫補助金相当額計134,774,686円、計657,099,040円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、都及び同市において、補助事業で取得した下水道用地の有償貸付等に当たって、法等に基づき適正な手続をとるべきことの認識が欠如していたことなどによると認められる。

これを事業主体別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等交付額
			年 度	有償貸付等により 収納した貸付料等 千円	左のうち 国庫補助金相当額 千円	不当と認める貸付料等 千円	不当と認める国庫補助金相当額 千円
(755) 東京都	東京都	下水道	昭和48、56	19,563,081 (19,563,081)	10,687,255	868,510 (868,510)	465,473
			昭和62 ～平成21	178,580	83,494	178,580	83,494
			計				548,968

東京都は、本件補助事業により、昭和48年度に、砂町水再生センター用地の一部として土地85,995.8㎡を、また、56年度に、蔵前水再生センター用地の一部として土地17,755.0㎡をそれぞれ取得していた。都は、砂町水再生センターの未利用地等において、62年4月から、時期により993.3㎡から2,963.4㎡を民間会社に対して駐車場用地として、さらに、平成20年9月から、時期により1,060.0㎡から1,604.1㎡を都の福祉保健局に対して路上生活者緊急一時保護センター等用地として、また、蔵前水再生センターの未利用地等において、10年7月から、761.7㎡を上記の民間会社に対して駐車場用地として、それぞれ有償貸付等を行っていた。そして、21年度までに、砂町水再生センターで118,269,228円、蔵前水再生センターで60,311,279円、計178,580,507円の貸付料等を収納していた。

しかし、都は、これらの未利用地等計5,329.3㎡(事業費計868,510,468円、国庫補助対象事業費計868,510,444円、国庫補助金計465,473,874円)について、国土交通大臣の承認を受けずに有償貸付等を行っており、また、これにより収納した貸付料等のうち国庫補助金相当額(計83,494,442円)の国庫納付を行っていなかった。

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等交付額	
			年度	有償貸付等により 収納した貸付料等 千円	左のうち 国庫補助金相当額 千円	不当と認める貸付料等 千円	不当と認める国庫補助金相当額 千円	
(756)	福岡県	福岡市	下水道	昭和34、52～54 昭和63～平成21	122,924 (122,924) 91,642	66,025 51,280	95,399 (95,399) 91,642	56,850 51,280
計							108,130	

福岡市は、本件補助事業により、昭和34年度に、梅光園ポンプ場用地として土地1,826.0㎡を、また、52年度から54年度までの間に、三宅ポンプ場用地として土地1,701.7㎡をそれぞれ取得していた。同市は、平成元年4月から、梅光園ポンプ場の未利用地等92.0㎡を同市こども未来局に対して保育園の屋外遊戯場用地として、また、昭和63年4月から、三宅ポンプ場の未利用地等1,701.7㎡を同市南区に対して放置自転車の保管所用地として、それぞれ有償貸付等を行っていた。そして、平成21年度までに、梅光園ポンプ場で13,895,496円、三宅ポンプ場で77,747,360円、計91,642,856円の貸付料等を収納していた。

しかし、同市は、これらの未利用地等計1,793.7㎡(事業費計95,399,860円、国庫補助金計56,850,480円)について、国土交通大臣の承認を受けずに有償貸付等を行っており、また、これにより収納した貸付料等のうち国庫補助金相当額(計51,280,244円)の国庫納付を行っていなかった。

(755)	(756)	の計		19,686,006 (19,686,005) 270,223	10,753,281	963,910 (963,910) 270,223	522,324
計							657,099

(6) 工事の設計及び施工が適切でなかったもの

1件 不当と認める国庫補助金 15,692,500円

水路工の設計及び施工が適切でなかったもの

(1件 不当と認める国庫補助金 15,692,500円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額	
				千円	千円	千円	千円	
(757)	茨城県	石岡市	浸水対策 下水道	20	45,685 (45,685)	22,842	31,385 (31,385)	15,692

この補助事業は、石岡市が、泉町地内において、雨水等による浸水対策のために、水路工を実施したものである。

この水路工は、雨水の流出量の増大に対処するため、既設のU型水路延長43.8m、内空断面の幅1.5m、高さ2.4mを取り壊して、新たに幅4.0m、高さ3.0mの水路を築造するもので、このうち延長35.8mの区間は、側壁を既製のコンクリート矢板により、底版を現場打ち鉄筋コンクリートにより施工するもの(以下、この水路を「矢板水路」という。)となっている。

矢板水路は、設計図書によると次のように施工することとしていた(参考図参照)。

- ① 既設水路の両側壁の背面に、幅 1.0m、長さ 9.0mのコンクリート矢板計 72 枚を所定の深さまで打ち込み、既設水路を取り壊しながら、所定の深さまで土砂等を掘削し、掘削後の地盤に、碎石を敷き均して転圧する。
- ② コンクリート矢板の天端から 2.9mの位置の両端にあらかじめ埋め込んである鋼製のプレート(幅 10cm、高さ 15cm)に、山形鋼を両側壁で計 70 か所溶接(以下、この箇所を「溶接部」という。)して結合させた上で、山形鋼の上部に、鉄筋を配置した後、碎石の上にコンクリートを厚さ 25cmに打設して、この底版コンクリートとコンクリート矢板とを一体化させる。
- ③ コンクリート矢板の頭部に笠石コンクリートを打設する。

しかし、同市は、矢板水路の設計に当たって、側壁外部の水位が水路の底版より上にあり、溶接部には底版コンクリートに作用する水圧等によりせん断力<sup>(注)</sup>が生ずることから、これに対する安全性の検討が必要であったのに、その検討を行わないまま、設計図書において、プレートと山形鋼を溶接すべき旨を指示するのみで、溶接の仕様は一切示していなかった。また、溶接の施工や出来形についての管理を全く行っておらず、施工写真においても溶接が行われたかどうかを確認できない状況となっていた。

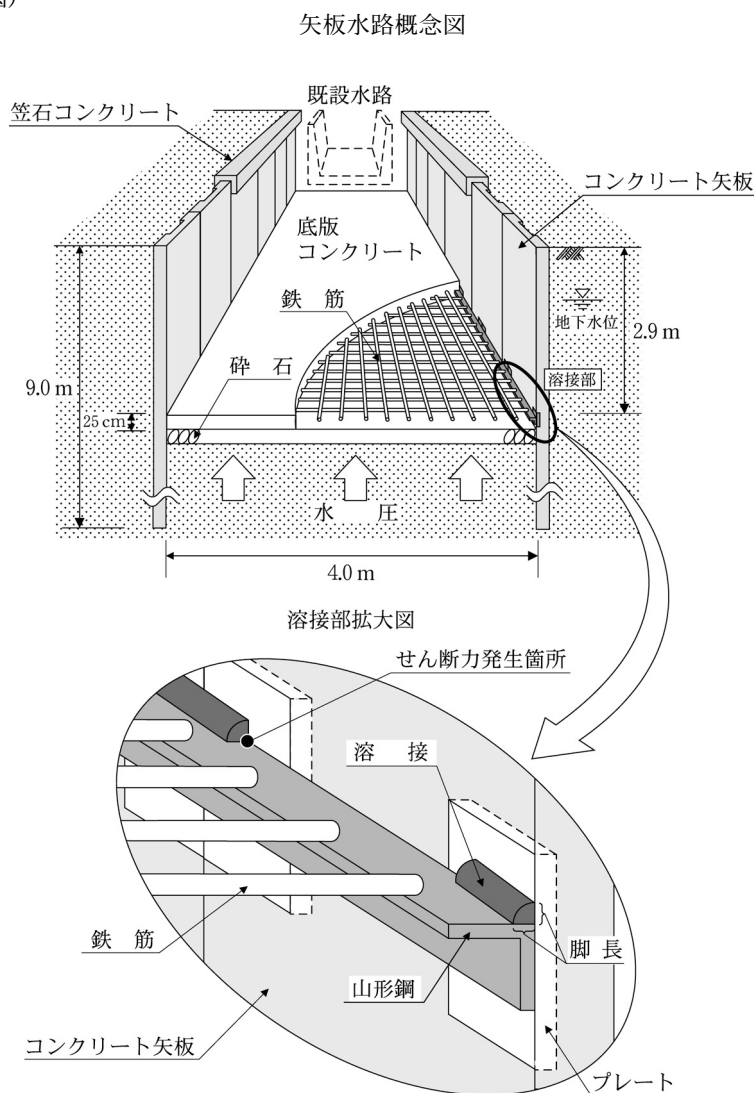
そこで、現地において、底版コンクリートをはつるなどして、溶接部 70 か所すべての溶接状況を確認したところ、このうち 35 か所においては、山形鋼がプレートより上にあったり、山形鋼とプレートとの間にすき間が生じたりなどして、溶接が全くされていなかった。また、残りの溶接部 35 か所においては、溶接した形跡はあるものの、脚長はいずれも測定することも困難なほど短いものであった。このため、矢板水路のコンクリート矢板と底版コンクリートは、全延長にわたって一体化されていない状態となっていると認められる。

したがって、矢板水路(工事費相当額 31,385,000 円)は、溶接部の設計及び施工が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態になっていて、工事の目的を達しておらず、これに係る国庫補助金相当額 15,692,500 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において、委託した設計業務の成果品の内容が適切でなかったのに、これに対する検査が十分でなかったこと、また、請負人が粗雑な施工を行っていたのに、これに対する監督及び検査が十分でなかったことなどによると認められる。

(注) せん断力 部材に作用してこれを切断しようとする力の大きさをいう。

(参考図)



(7) 工事の施工が設計と相違していたもの 1件 不当と認める国庫補助金 13,863,600 円

公営住宅の施工が設計と相違していたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 13,863,600 円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費) 千円	左に対する国庫補助金等交付額 千円	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費) 千円	不当と認める国庫補助金等相当額 千円
(758) 東京都	八丈島町	地域住宅交付金(公営住宅等整備)	20	40,488 (37,314)	16,791	33,429 (30,808)	13,863

この補助事業は、八丈町が、<sup>とうろくざと</sup>檜立地内において、町営東六里住宅1号棟及び2号棟(ともに木造平屋建て1戸)の建設工事を実施したものである。

同町は、これらの住宅について、柱、土台、筋かいなどの部材で骨組みを構成する木造軸組工法により建設することとし、建築基準法(昭和25年法律第201号)等に基づき、地震や風により生ずる水平力

に抵抗するため、柱と柱との間に筋かいを設置した壁を耐力壁として、1号棟では長辺方向、短辺方向ともに6か所、2号棟では長辺方向に8か所、短辺方向に7か所それぞれ配置することとしていた。そして、耐力壁は、建築基準法等に基づく告示「木造の継手及び仕口の構造方法を定める件」(平成12年建設省告示第1460号)において、筋かいの種類等別に定められている引寄金物等の金物や木栓を用いて、柱と土台、基礎コンクリート等とを接合することとされている(参考図参照)。

同町は、上記のように耐力壁を配置すれば、2棟それぞれの長辺方向及び短辺方向について、設計計算上の耐力壁の長さが、水平力に対して必要な耐力壁の長さをそれぞれ上回るなどから安全であるとして設計し、施工することとしていた。

しかし、請負人は、1号棟及び2号棟について、本件工事の設計計算上、柱と土台、基礎コンクリート等とを接合するために引寄金物等が必要とされている箇所について金物を全く取り付けておらず、柱と土台等とを木栓で接合しているだけであった。さらに、2号棟については、筋かいを設置することとした壁のうち2か所に筋かいを設置していないなどしていた。このため、設計計算上木栓で接合すれば足りる2か所(1号棟の長辺方向1か所、2号棟の短辺方向1か所)を除いた壁は、柱と土台、基礎コンクリート等との接合方法等が適切でなかったため耐力壁とは認められないものとなっていた。

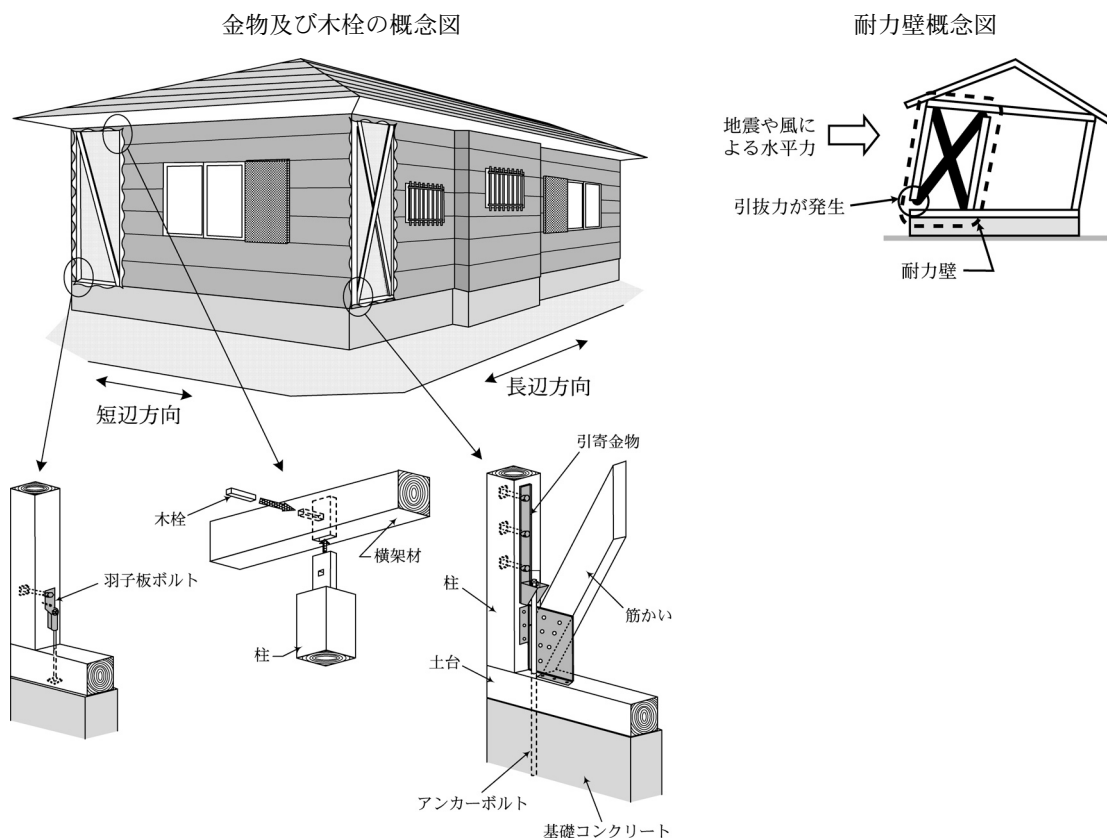
そこで、実際に施工された壁について、設計計算上の耐力壁の長さを改めて算出すると、2棟それぞれの長辺方向及び短辺方向の長さは、1号棟では1.82m及び0m、2号棟では0m及び3.64mとなり、水平力に対して必要な長辺方向及び短辺方向の耐力壁の長さ、1号棟8.22m及び15.67m、2号棟8.31m及び15.67mをそれぞれ大幅に下回っていた。

したがって、本件公営住宅2棟(工事費相当額計33,429,204円、交付対象工事費計30,808,000円)は、施工が設計と著しく相違していたため、所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る交付金相当額計13,863,600円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、請負人が設計図書、法令等についての理解が十分でないまま施工していたのに、これに対する同町の監督及び検査が十分でなかったことによると認められる。



(参考図)



(8) 残存物件に係る補助金を返還していなかったもの

1件 不当と認める国庫補助金 12,325,623 円

補助事業により取得した物件について、残存価額に係る補助金相当額を返還していなかったもの (1件 不当と認める国庫補助金 12,325,623 円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認める事業 費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫 補助金等 相当額
(759) 栃木県	栃木県	火山砂防	14~17	千円 1,469,464 (1,469,464)	千円 808,205	千円 22,410 (22,410)	千円 12,325

この補助事業は、栃木県が、日光市中宮祠<sup>ちゅうぐうし</sup>地内において、華巖の滝<sup>が</sup>周辺の急崖部の崩壊を防止するために、平成14年度から17年度までの間に、立坑工、ロックアンカー工、仮設工等を工事費1,469,464,500円(国庫補助金808,205,475円)で実施したものである。

このうち、仮設工についてみると、当初契約では、本件工事の施工に必要な仮設物のうち、給水設備、昇降設備、電力設備等の仮設備について、損料を施工業者に支払って使用し、工事完了時には撤去することとしていた。

しかし、15年7月に施工箇所の上部斜面の一部が崩壊したことから、同県は、崩壊箇所周辺の工事を取りやめ、当初18年3月までとしていた工期を17年7月までに短縮するなど契約を変更した。その際、仮設備については、撤去せずに本件工事とは別の工事として実施する予定の崩壊防止工事(以下

「後工事」という。)において継続使用することとし、本件工事の一部として、工期末に附属設備と合わせて計 66,925,496 円で取得した(以下、仮設備及び附属設備を合わせて「仮設備等」という)。

その後、同県は、17 年 12 月から 20 年 3 月までの間に補助事業として実施した後工事において仮設備等を継続使用し、工事完了時に他の不要物品と共にスクラップとして売却処分していた。

補助事業等により取得した仮設備等の物件については、「補助事業等における残存物件の取扱いについて」(昭和 34 年建設省発会第 74 号建設事務次官通知)等において、物件を同種の他の補助事業において継続使用し、以後継続使用しない場合に、当該継続使用に係る補助事業完了の際に物件が残存するときは、その時点における当該物件の残存価額(取得価額に残存価額率を乗じて得た額等)に当該物件を取得した補助事業に係る国の補助率又は負担率を乗じて得た額を返還すべきものとされている。

しかし、同県は、本件工事により取得した仮設備等について、後工事において継続使用し、その完了時に残存しているにもかかわらず、残存価額 22,410,242 円に係る国庫補助金相当額 12,325,623 円を返還しておらず、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、補助事業における残存物件の適正な取扱いについての認識が十分でなかったことなどによると認められる。

(9) 補助対象事業費を過大に精算していたもの

1 件 不当と認める国庫補助金 1,608,797 円

補助事業に係る収入を控除していなかったため、補助対象事業費を過大に精算していたもの  
(1 件 不当と認める国庫補助金 1,608,797 円)

部 局 等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する国庫補助金等 交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫補助金等 相当額
				千円	千円	千円	千円
(760) 国土交通 本省(支 出 庁)、 観光庁、 北海道運 輸局 (審査庁)	一般社団法人知床観光 コンベン ション	観光圏整 備	21	39,802 (39,494)	15,797	4,021 (4,021)	1,608

この補助事業は、一般社団法人知床観光コンベンション(以下「社団」という。)が、知床観光圏の整備を図り、国内外からの観光客の来訪及び滞在を促進することにより、地域の活性化を推進することを目的として、宿泊魅力向上事業、体験型プログラム開発事業等を事業費 39,802,327 円(国庫補助対象事業費 39,494,327 円、国庫補助金 15,797,730 円)で実施したものである。

観光圏整備事業費補助金交付要綱(平成 20 年国総観振第 55 号)等によると、この補助事業に係る収入がある場合は、国庫補助金の額の確定に当たって、国庫補助対象事業費の額から当該収入の額を控除して精算することとなっている。

社団は、前記の宿泊魅力向上事業の一部として、複数の法人が参画して実施した観光イベント(知床ファンタジア 2010)に係る業務のうち、ポスターの印刷、会場の設営、オーロラショーの制作等の業務を行って、その費用の全額を国庫補助対象事業費とする実績報告書を提出していた。

しかし、同イベントにおいては入場料として 8,640,300 円の収入があったことから、これを同イベントの実施に要した費用の総額のうち社団が負担した費用の額の割合で案分した額 4,021,991 円について、本件補助事業に係る収入として国庫補助対象事業費から控除する必要があったのに、社団はこれを控除していなかった。

したがって、適正な本件補助事業の国庫補助対象事業費を算定すると、35,472,336円となることから、前記の国庫補助対象事業費39,494,327円は4,021,991円が過大に精算されていて、これに係る国庫補助金相当額1,608,797円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、社団において、補助事業に係る収入の取扱いに関する認識が十分でなかったことなどによると認められる。

(10) 工事費の積算が過大となっていたもの 1件 不当と認める国庫補助金 1,020,000円

鋼矢板工費等の積算が過大となっていたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 1,020,000円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する国庫補助金等 交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫補助金等 相当額
				千円	千円	千円	千円
(761) 秋田県	大館市	地域活力 基盤創造 交付金	21	63,843 (63,843)	38,305	1,700 (1,700)	1,020

この交付金事業は、大館市が、比内町地内において、一級河川引欠川に橋りょうを新設するため、橋脚工、仮設工等を実施したものである。このうち仮設工は、河道内に築島<sup>(注1)</sup>を設置して、橋脚を築造する際の土留めなどのため、長さ13.5mの鋼矢板94枚を打ち込んで、埋戻し後に引き抜くなどするものである。

そして、同市は、本件工事の工事費の積算に当たり、鋼矢板の打込み及び引抜き<sup>(注2)</sup>の施工方法を台船上にクレーンを設置して施工する水上施工とし、また、鋼矢板の打込みにおいて鋼矢板1枚当たり継施工を2か所行うこととして鋼矢板工費を積算しており、鋼矢板の打込み及び引抜きに要する費用を算出し、これに鋼矢板の賃料を加えて鋼矢板1枚当たりの施工単価を94,338円と算定し、これに鋼矢板の施工枚数94を乗じて、鋼矢板工費を8,867,772円と積算していた。

しかし、本件鋼矢板の打込み及び引抜きは、築島を設置することとしていることから、築島上にクレーンを設置して施工する陸上施工によることが可能であり、同市は、設計図面においても陸上施工によることとしていた。また、施工箇所<sup>(注2)</sup>に障害物がないことなどから、継施工を行わずに鋼矢板を打ち込むことが可能であり、同市は、設計図面においても継施工を行うこととはしていなかった。

したがって、本件鋼矢板工費について、施工方法を陸上施工とし、また、継施工を行わないこととして適正な鋼矢板1枚当たりの施工単価及び鋼矢板工費を算定すると、積算過小となっていた鋼矢板の修理費等を考慮しても、それぞれ35,991円及び3,383,154円となって鋼矢板工費の積算額は5,484,618円が過大となることから、積算過小となっていた薬液注入工費等計2,369,844円等を考慮しても、工事費総額は62,089,059円となり、本件工事費はこれに比べて約170万円割高となっていて、これに係る交付金相当額1,020,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において、鋼矢板工費の積算の際の設計図面等の確認及び工事費の積算に対する審査が十分でなかったことによると認められる。

(注1) 築島 土のう等で締め切った内部を土砂で埋め立てて築いた作業用広場

(注2) 継施工 施工箇所<sup>はしげた</sup>の上空に障害物があるなどのため、複数の短い鋼矢板等を継いで施工する必要がある場合に、先行する鋼矢板等を打ち込んだ後、これに接続する鋼矢板等を建て込んだ状態で継手部を溶接するなどの方法により鋼矢板等を継ぐことをいう。

(11) 不適正な経理処理となっていたもの及び補助の対象とならないもの

49件 不当と認める国庫補助金 890,656,822円

国庫補助事業に係る事務費等の執行に当たり、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な経理処理を行って物品の購入等に係る需用費を支払ったり、補助の対象とならない用途に需用費、賃金、旅費、人件費、役務費、使用料及び賃借料等を支払ったりするなどしていたもの (49件 不当と認める国庫補助金 890,656,822円)

国庫補助金(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。)第2条第1項に規定する「補助金等」。以下「補助金等」という。)の対象となる経費のうち事務費等(以下「国庫補助事務費等」という。)は、国庫補助事業の施行のために直接必要な事務に係る経費であり、国庫補助事業に直接従事する職員の人件費のほか、物品の購入等に係る需用費、国庫補助事業の事務補助等に従事した臨時職員等に支払う賃金、職員が国庫補助事業に係る用務で出張した場合に支払う旅費、郵便料金等に係る役務費、物品等の使用料及び賃借料等の経費がある。そして、国庫補助事務費等に係る補助金等の交付額は、補助金等の交付決定単位ごとに事業費を所定の額に区分して、各事業費の額に、それぞれの区分ごとに定められた率を乗じて得た額を上限として算出することなどとされている。

上記補助金等の交付申請、交付決定等の手続は、補助金適正化法の定めるところにより行うこととされている。そして、補助金適正化法第3条等の規定によると、補助事業者等及び間接補助事業者等は法令の定め及び補助金等の交付の目的に従って誠実に国庫補助事業を行うように努めるとともに、補助金等を他の用途に使用してはならないなどとされている。また、国庫補助事務費等の各費目の内容・使途等については、国土交通省の都市・地域整備局、河川局、道路局、住宅局等の所管ごとの補助金交付申請等要領等(以下「交付要領」という。)において、それぞれ具体的に定められている。

そして、市町村(政令指定都市を除く。)が国庫補助事業の事業主体となる場合における補助金等の実績報告書の審査等の事務については、補助金適正化法第26条等の定めるところにより都道府県等が行うこととされている。

本院が、10都県<sup>(注1)</sup>及び16政令指定都市<sup>(注2)</sup>(以下、政令指定都市を「政令市」といい、これらを合わせて「26都県政令市」という。)において、需用費、賃金及び旅費を、また、11府県の23市<sup>(注3)</sup>において、需用費、賃金、旅費、人件費、役務費、使用料及び賃借料等を対象として、国から直接又は道府県を通して間接に交付された補助金等の国庫補助事務費等の経理について会計実地検査を行ったところ、平成13年度から20年度までの間に、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な経理処理を行って需用費を支払ったり、補助の対象とならない用途に需用費、賃金、旅費、人件費、役務費、使用料及び賃借料等を支払ったりするなどしていたものが、26都県政令市で計847,901,703円(国庫補助金相当額394,831,330円)、23市で計851,780,708円(国庫補助金相当額495,825,492円)、合計1,699,682,411円(国庫補助金相当額890,656,822円)あった。

(注1) 10都県 東京都、宮城、千葉、神奈川、新潟、静岡、兵庫、佐賀、長崎、宮崎各県。このうち千葉県については、平成21年次において、15年度から19年度までの国庫補助事務費等について会計実地検査を行い、その検査結果を平成20年度決算検査報告の不当事項に掲記したが、その後、同県の内部調査において、20年度の事務費等についても多額の不適正な経理処理の事態が判明したことから、22年次の会計実地検査において、20年度の国庫補助事務費等について新たに検査を行った。

(注2) 16政令指定都市 札幌、仙台、さいたま、横浜、川崎、新潟、静岡、浜松、名古屋、京都、堺、神戸、岡山、広島、北九州、福岡各市

(注3) 11 府県 京都府、茨城、石川、福井、岐阜、島根、岡山、愛媛、福岡、熊本、沖縄各県

(注4) 23 市 水戸、日立、金沢、輪島、福井、敦賀、岐阜、多治見、福知山、舞鶴、松江、出雲、倉敷、津山、松山、今治、飯塚、柳川、熊本、八代、人吉、那覇、豊見城各市

これを需用費、賃金、旅費、人件費、役務費、使用料及び賃借料等ごとに示すと、次のとおりである。

(なお、本件の検査の背景等については、後掲 1002 ページの「都道府県等における国庫補助事業に係る事務費等の経理の状況について」参照)

ア 需用費の支払

26 都県政令市及び 23 市は、国庫補助事業の施行のために必要となる物品の購入等に当たっては、業者から見積書を徴するなどして契約業者、購入価額等を決定し、支出負担行為等の経理処理を行って、契約した物品が納入されたことを確認(以下「検収」という。)した上で、業者からの請求に基づき購入代金を支払うこととしている。

しかし、26 都県政令市及び 22 市において、表 1 及び表 2 のとおり、不適正な経理処理を行って需用費を支払ったり、補助の対象とならない用途に国庫補助事務費等の支出科目から需用費を支払ったりするなどしていたものが、13 年度から 20 年度までの間に 26 都県政令市で 389,061,279 円(国庫補助金相当額 148,641,974 円)、15 年度から 20 年度までの間に 22 市で 443,239,526 円(国庫補助金相当額 255,244,333 円)、計 832,300,805 円(国庫補助金相当額 403,886,307 円)あった。

これを態様別に示すと、次のとおりである。

(ア) 預け金

業者に架空取引を指示するなどして、契約した物品が納入されていないのに納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成することなどにより需用費を支払い、当該支払金を業者に預け金として保有させて、後日、これを利用して契約した物品とは異なる物品を納入させるなどしていたもの

12 県政令市、支払額	40,705,464 円(国庫補助金相当額	11,188,096 円)
10 市、支払額	49,619,221 円(国庫補助金相当額	28,904,094 円)

(イ) 一括払

支出負担行為等の正規の経理処理を行わないまま、随時、業者に物品を納入させた上で、後日、納入された物品とは異なる物品の請求書等を提出させて、これらの物品が納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成することなどにより需用費を一括して支払うなどしていたもの

13 県政令市、支払額	96,048,135 円(国庫補助金相当額	30,367,563 円)
7 市、支払額	17,975,626 円(国庫補助金相当額	9,887,709 円)

(ウ) 差替え

業者に虚偽の請求書等を提出させて、契約した物品が納入されていないのに納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成することなどにより需用費を支払い、実際には契約した物品とは異なる物品に差し替えて納入させていたもの

22 都県政令市、支払額	71,835,257 円(国庫補助金相当額	29,018,863 円)
16 市、支払額	50,207,208 円(国庫補助金相当額	26,718,839 円)

(エ) 翌年度納入

物品が翌年度以降に納入されているのに、支出命令書等の書類に実際の納品日より前の日付を検収日として記載することなどにより、物品が現年度に納入されたこととして需用費を支払っていたもの

24 都県政令市、支払額	110,946,935 円(国庫補助金相当額	45,693,199 円)
20 市、支払額	42,280,238 円(国庫補助金相当額	20,919,159 円)

(オ) 前年度納入

物品が前年度以前に納入されていたのに、支出命令書等の書類に実際の納品日より後の日付を検収日として記載することなどにより、物品が現年度に納入されたこととして需用費を支払っていたもの

20 都県政令市、支払額 14,138,052 円(国庫補助金相当額 5,477,076 円)  
 15 市、支払額 2,453,956 円(国庫補助金相当額 1,283,131 円)

(カ) 補助の対象外

名刺、額縁等国庫補助事業の施行とは直接関係のない物品や国庫補助事業を実施していない部署で使用する物品の購入代金等について、国庫補助事務費等の支出科目から需用費を支払うなどしていたもの

14 県政令市、支払額 55,387,436 円(国庫補助金相当額 26,897,177 円)  
 22 市、支払額 280,703,277 円(国庫補助金相当額 167,531,401 円)

上記(カ)の<sup>(注5)</sup>22市のうち<sup>(注6)</sup>6市では、財政課等において国庫補助事務費等を含む需用費の予算を一元的に管理するなどした上、国庫補助事業の担当課に対し、国庫補助事業の実施と関係のない部署又は業務で使用した物品の購入経費、複写機の使用料等を国庫補助事業において使用したこととして国庫補助事務費等の支出科目から需用費を支払うよう指示するなどしていた。

また、上記のほかに<sup>(注7)</sup>1市において、実績報告書に当該国庫補助事業における需用費の支出実績額(決算額)を超過する根拠のない計数を記載しているものがあつた。

(注5) 22市 水戸、金沢、輪島、福井、敦賀、岐阜、多治見、福知山、舞鶴、松江、出雲、倉敷、津山、松山、今治、飯塚、柳川、熊本、八代、人吉、那覇、豊見城各市

(注6) 6市 金沢、輪島、松江、出雲、八代、豊見城各市

(注7) 1市 倉敷市

表1 26 都県政令市における不適正な経理処理等により支払われた需用費の額の態様別内訳

(単位：円)

都 県 政令市名	不適正な経理処理					(カ)補助の 対象外	計
	(ア)預け金	(イ)一括払	(ウ)差替え	(エ)翌年度 納入	(オ)前年度 納入		
宮 城 県	— (—)	— (—)	598,500 (299,302)	402,911 (204,154)	— (—)	214,077 (107,435)	1,215,488 (610,891)
千 葉 県	3,627,053 (1,733,965)	954,785 (445,217)	1,780,745 (937,159)	201,319 (90,820)	17,955 (8,661)	28,872 (13,781)	6,610,729 (3,229,603)
東 京 都	— (—)	— (—)	534,001 (78,216)	1,220,467 (536,660)	340,355 (79,819)	— (—)	2,094,823 (694,695)
神 奈 川 県	3,827,626 (1,401,652)	3,813,491 (1,187,960)	10,786,800 (4,731,324)	20,341,663 (9,155,751)	1,299,764 (488,253)	5,197 (2,155)	40,074,541 (16,967,095)
新 潟 県	— (—)	— (—)	696,261 (405,803)	9,916,931 (5,381,441)	1,599,739 (826,316)	— (—)	12,212,931 (6,613,560)
静 岡 県	214,052 (139,277)	224,171 (154,972)	88,526 (57,725)	202,670 (94,684)	25,701 (15,609)	263,391 (129,842)	1,018,511 (592,109)
兵 庫 県	7,140,094 (829,694)	1,544,426 (1,031,061)	6,936,345 (3,990,993)	6,417,139 (3,962,642)	133,185 (72,473)	1,836,448 (1,050,262)	24,007,637 (10,937,125)
佐 賀 県	3,769,929 (1,247,588)	611,808 (232,433)	286,571 (124,507)	1,767,992 (534,940)	734,573 (266,093)	— (—)	7,170,873 (2,405,561)
長 崎 県	17,349,058 (3,698,631)	6,695,068 (1,474,265)	7,140,590 (1,545,024)	10,437,462 (1,816,282)	347,385 (67,690)	— (—)	41,969,563 (8,601,892)

(単位：円)

都 県 政 令 市 名	不適正な経理処理					(カ)補助の 対象外	計
	(ア)預け金	(イ)一括払	(ウ)差替え	(エ)翌年度 納入	(オ)前年度 納入		
宮 崎 県	— (—)	— (—)	— (—)	567,927 (307,655)	— (—)	— (—)	567,927 (307,655)
札 幌 市	1,290,880 (657,536)	— (—)	4,171,909 (2,341,603)	1,213,362 (597,659)	1,575 (1,049)	198,388 (110,013)	6,876,114 (3,707,860)
仙 台 市	211,493 (65,276)	162,611 (79,904)	3,178,095 (976,470)	3,357,948 (753,238)	163,708 (20,790)	— (—)	7,073,855 (1,895,678)
さいたま市	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	2,100 (700)	2,100 (700)
横 浜 市	— (—)	— (—)	3,532,826 (1,358,025)	125,947 (38,506)	3,187,056 (1,122,319)	157,823 (80,848)	7,003,652 (2,599,698)
川 崎 市	— (—)	215,254 (72,482)	384,248 (133,309)	536,420 (210,237)	65,314 (32,051)	— (—)	1,201,236 (448,079)
新 潟 市	— (—)	— (—)	9,070,901 (3,113,680)	7,686,437 (1,471,034)	291,092 (104,122)	11,042,421 (4,761,881)	28,090,851 (9,450,717)
静 岡 市	— (—)	— (—)	7,349,298 (3,553,531)	11,908,254 (5,625,404)	66,342 (48,954)	34,059,340 (16,226,463)	53,383,234 (25,454,352)
浜 松 市	2,040,323 (1,034,323)	— (—)	388,905 (179,261)	16,925,455 (8,005,559)	— (—)	1,294,836 (554,737)	20,649,519 (9,773,880)
名 古 屋 市	— (—)	2,769,672 (1,448,083)	370,771 (240,545)	914,633 (475,461)	— (—)	— (—)	4,055,076 (2,164,089)
京 都 市	282,633 (103,865)	67,788 (35,959)	3,649,140 (1,735,072)	6,514,950 (3,051,074)	2,297,018 (1,170,820)	1,438,390 (922,989)	14,249,919 (7,019,779)
堺 市	— (—)	— (—)	— (—)	5,952 (4,368)	— (—)	— (—)	5,952 (4,368)
神 戸 市	— (—)	147,801 (14,287)	3,584,392 (558,084)	164,640 (14,983)	305,909 (68,358)	— (—)	4,202,742 (655,712)
岡 山 市	550,000 (51,880)	70,427,777 (20,225,593)	4,440,310 (1,200,424)	5,706,358 (1,155,071)	1,947,739 (541,275)	— (—)	83,072,184 (23,174,243)
広 島 市	402,323 (224,409)	8,413,483 (3,965,347)	2,811,523 (1,447,338)	2,445,771 (1,314,869)	514,924 (246,944)	4,768,739 (2,899,719)	19,356,763 (10,098,626)
北九州市	— (—)	— (—)	— (—)	1,964,327 (890,707)	387,329 (176,691)	77,414 (36,352)	2,429,070 (1,103,750)
福 岡 市	— (—)	— (—)	54,600 (11,468)	— (—)	411,389 (118,789)	— (—)	465,989 (130,257)
計	40,705,464 (11,188,096)	96,048,135 (30,367,563)	71,835,257 (29,018,863)	110,946,935 (45,693,199)	14,138,052 (5,477,076)	55,387,436 (26,897,177)	389,061,279 (148,641,974)

(注) ( )書きは国庫補助金相当額

表2 22市における不適正な経理処理等により支払われた需用費の額の態様別内訳 (単位：円)

市名	不適正な経理処理					(カ)補助の 対象外	計
	(ア)預け金	(イ)一括払	(ウ)差替え	(エ)翌年度 納入	(オ)前年度 納入		
水戸市	— (—)	— (—)	396,731 (198,362)	177,202 (88,601)	47,040 (23,520)	234,696 (117,755)	855,669 (428,238)
金沢市	112,126 (44,849)	— (—)	673,521 (293,519)	375,400 (173,440)	22,220 (11,109)	26,709,407 (12,772,514)	27,892,674 (13,295,431)
輪島市	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	36,113,103 (25,410,962)	36,113,103 (25,410,962)
福井市	— (—)	— (—)	1,173,568 (464,773)	11,323,514 (5,547,841)	404,559 (193,363)	10,001,343 (4,398,717)	22,902,984 (10,604,694)
敦賀市	1,987,170 (973,397)	1,052,024 (519,536)	16,634,608 (8,257,063)	783,120 (404,457)	292,029 (144,326)	1,742,740 (849,197)	22,491,691 (11,147,976)
岐阜市	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	182,045 (83,891)	182,045 (83,891)
多治見市	— (—)	— (—)	449,344 (241,521)	108,736 (43,557)	— (—)	831,463 (415,875)	1,389,543 (700,953)
福知山市	5,702,267 (4,806,005)	1,563,972 (1,363,650)	2,230,518 (1,734,177)	42,073 (16,108)	204,225 (169,778)	1,257,758 (874,102)	11,000,813 (8,963,820)
舞鶴市	— (—)	— (—)	— (—)	54,614 (26,610)	5,622 (2,811)	13,834 (6,917)	74,070 (36,338)
松江市	1,219,863 (609,930)	— (—)	1,682,874 (843,677)	3,381,531 (1,699,236)	22,399 (11,199)	38,716,052 (20,516,287)	45,022,719 (23,680,329)
出雲市	— (—)	— (—)	12,150,872 (6,483,908)	1,650,350 (819,961)	128,358 (44,336)	32,825,613 (14,833,261)	46,755,193 (22,181,466)
倉敷市	— (—)	— (—)	834,955 (434,782)	792,972 (389,801)	156,962 (77,536)	2,353,884 (1,113,286)	4,138,773 (2,015,405)
津山市	— (—)	— (—)	— (—)	59,375 (29,719)	— (—)	349,650 (174,825)	409,025 (204,544)
松山市	— (—)	— (—)	— (—)	5,397,066 (2,692,030)	— (—)	875,647 (459,532)	6,272,713 (3,151,562)
今治市	— (—)	— (—)	188,084 (89,570)	545,516 (303,820)	162,849 (89,831)	337,513 (167,170)	1,233,962 (650,391)
飯塚市	288,343 (179,054)	1,655,315 (811,066)	4,117,138 (1,929,496)	1,659,471 (839,845)	484,805 (241,070)	3,339,158 (1,594,038)	11,544,230 (5,594,569)
柳川市	11,628,250 (6,158,005)	— (—)	1,269,654 (635,809)	713,444 (355,752)	16,763 (8,381)	209,444 (103,584)	13,837,555 (7,261,531)
熊本市	16,653,292 (8,057,122)	2,253,134 (1,205,520)	1,555,618 (738,849)	11,212,858 (4,857,494)	341,836 (170,126)	18,746,950 (9,124,718)	50,763,688 (24,153,829)
八代市	898,541 (433,255)	2,052,633 (934,916)	2,729,432 (1,373,787)	1,891,815 (1,026,415)	151,059 (85,161)	14,332,759 (7,148,601)	22,056,239 (11,002,135)
人吉市	2,790,397 (1,506,497)	9,123,452 (4,862,124)	40,782 (20,597)	83,155 (42,854)	— (—)	473,489 (263,078)	12,511,275 (6,695,150)
那覇市	— (—)	— (—)	— (—)	428,104 (314,266)	13,230 (10,584)	17,385,113 (13,268,630)	17,826,447 (13,593,480)



(単位：円)

市名	不適正な経理処理					(カ)補助の対象外	計
	(ア)預け金	(イ)一括払	(ウ)差替え	(エ)翌年度納入	(オ)前年度納入		
豊見城市	8,338,972 (6,135,980)	275,096 (190,897)	4,079,509 (2,978,949)	1,599,922 (1,247,352)	— (—)	73,671,616 (53,834,461)	87,965,115 (64,387,639)
計	49,619,221 (28,904,094)	17,975,626 (9,887,709)	50,207,208 (26,718,839)	42,280,238 (20,919,159)	2,453,956 (1,283,131)	280,703,277 (167,531,401)	443,239,526 (255,244,333)

(注) ( )書きは国庫補助金相当額

## イ 賃金の支払

26 都県政令市及び 23 市は、国庫補助事業を実施している部署に配属された臨時職員等が当該国庫補助事業の事務補助等に従事した場合には、当該事業に係る国庫補助事務費等の支出科目から賃金を支払うこととしている。

しかし、14 都県政令市及び 12 市において、国庫補助事業を実施していない部署に配属された臨時職員等に対して、国庫補助事務費等の支出科目から賃金を支払っていたものが、14 都県政令市で 249,829,359 円(15 年度から 20 年度まで)、12 市で 214,716,911 円(15 年度から 20 年度まで)、計 464,546,270 円あり、これに係る国庫補助金相当額 14 都県政令市で 131,315,947 円、12 市で 125,368,799 円、計 256,684,746 円を補助の対象とならない用途に使用していた。

上記 12 市のうち 3 市では、財政課等において国庫補助事務費等を含む賃金の予算を一元的に管理するなどした上、国庫補助事業の担当課に対し、国庫補助事業の事務補助等に従事していない臨時職員等についても国庫補助事業に従事したこととして国庫補助事務費等の支出科目から賃金を支払うよう指示するなどしていた。

また、8 県政令市及び 5 市において、臨時職員等の配属された部署が所掌する国庫補助事業とは異なる事業に係る国庫補助事務費等の支出科目から賃金を支払っていたものが、8 県政令市で 50,311,996 円(15 年度から 20 年度まで)、5 市で 17,421,300 円(15 年度から 19 年度まで)、計 67,733,296 円あり、これに係る国庫補助金相当額 8 県政令市で 26,684,946 円、5 市で 9,298,952 円、計 35,983,898 円を当該補助の対象とならない用途に使用していた。

(注 8) 14 都県政令市 東京都、宮城、千葉、神奈川、新潟、静岡、兵庫、佐賀、長崎各県、札幌、新潟、静岡、岡山、福岡各市

(注 9) 12 市 福井、福知山、松江、出雲、倉敷、津山、今治、柳川、熊本、八代、那覇、豊見城各市

(注 10) 3 市 松江、出雲、豊見城各市

(注 11) 8 県政令市 神奈川、新潟、静岡、兵庫、佐賀、宮崎各県、川崎、静岡両市

(注 12) 5 市 福知山、出雲、倉敷、熊本、豊見城各市

## ウ 旅費の支払

26 都県政令市及び 23 市は、職員が設計審査、工法協議等の国庫補助事業に係る用務で出張した場合には、当該事業に係る国庫補助事務費等の支出科目から旅費を支払うこととしている。

しかし、24 都県政令市及び 21 市において、あいさつ回り、辞令交付、都県政令市又は市の単独事業、イベントや記念式典への参加、視察随行、各種任意団体の総会への出席、内部研修への参加等国庫補助事業とは直接関係のない用務で出張した職員に対して、国庫補助事務費等の支出科目から旅費を支払うなどしていたものが、24 都県政令市で 158,699,069 円(13 年度から 20 年度まで)、21 市で 8,600,466 円(15 年度から 20 年度まで)、計 167,299,535 円あり、これに係る国庫補助金相当額

24 都県政令市で 88,188,463 円、21 市で 4,273,349 円、計 92,461,812 円を補助の対象とならない用途に使用していた。

(注13) 24 都県政令市 東京都、宮城、千葉、神奈川、新潟、静岡、兵庫、佐賀、長崎、宮崎各県、札幌、仙台、さいたま、横浜、川崎、静岡、浜松、名古屋、京都、堺、岡山、広島、北九州、福岡各市

(注14) 21 市 水戸、日立、輪島、福井、敦賀、岐阜、多治見、福知山、舞鶴、松江、出雲、倉敷、津山、松山、今治、飯塚、柳川、熊本、八代、人吉、那覇各市

#### エ 人件費の支払

23 市は、補助事業に直接従事する定数職員(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 172 条第 3 項の規定に基づき条例でその定数が定められている職員をいう。)に係る人件費(給料等。以下同じ。)であって、交付要領で定めるものについては、当該事業に係る国庫補助事務費等の支出科目からこれを支払うこととしている。

しかし、<sup>(注15)</sup>10 市において、課長等の管理職その他交付要領に照らし補助の対象とならない職員に対して国庫補助事務費等の支出科目から人件費を支払うなどしていたものが 50,413,000 円(15 年度から 20 年度まで)あり、これに係る国庫補助金相当額 34,164,507 円を補助の対象とならない用途に使用していた。

(注15) 10 市 日立、敦賀、岐阜、福知山、松江、今治、柳川、熊本、那覇、豊見城各市

#### オ 役務費、使用料及び賃借料等の支払

23 市は、国庫補助事業の施行のために必要な郵便料金等の役務費、物品等の使用料及び賃借料等の経費で、交付要領に定めるものについては、当該事業に係る国庫補助事務費等の支出科目からこれを支払うこととしている。

しかし、<sup>(注16)</sup>9 市において、国庫補助事業の実施と関係のない部署又は業務で使用した郵便料金、複写機使用料等の経費を国庫補助事業において使用したこととして国庫補助事務費等の支出科目から支払うなどしていたものが 117,389,505 円(15 年度から 20 年度まで)あり、これに係る国庫補助金相当額 67,475,552 円を補助の対象とならない用途に使用していた。

上記のうち<sup>(注17)</sup>2 市では、財政課等において国庫補助事務費等を含む役務費又は使用料及び賃借料の予算を一元的に管理するなどした上、国庫補助事業の担当課に対し、国庫補助事業の実施と関係のない部署又は業務で使用したこれらの経費についても国庫補助事業において使用したこととして国庫補助事務費等の支出科目から支払うよう指示するなどしていた。

(注16) 9 市 金沢、輪島、敦賀、岐阜、津山、今治、熊本、那覇、豊見城各市

(注17) 2 市 輪島、今治両市

これらのアからオの事態は、26 都県政令市及び 23 市において、契約した物品が納入されていないのに納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な経理処理を行って需用費を支払ったり、補助の対象とならない用途に需用費、賃金、旅費、人件費、役務費、使用料及び賃借料等を支払ったりするなどしていたもので、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、26 都県政令市及び 23 市において、国庫補助事務費等の適正な会計経理に関する認識が十分でなかったり、国庫補助事務費等は当該年度の国庫補助事業の施行に直接必要な経費に限られることの認識が十分でなかったりしていたことなど、また、11 府県において、23 市に対する補助金等の実績報告書の審査等の指導監督が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態を都区市別に示すと次のとおりである。

都 県 市 名 (事業主体)	区 分	年 度	不適正な経理処理等 により支出された国 庫補助事務費等の額	不当と認める国 庫補助金等相当 額	摘 要
(762) 宮 城 県	需用費	15～18	1,215,488	610,891	不適正な経理処理等 補助の対象外 同
	賃 金	15	24,889	13,275	
	旅 費	15～20	3,544,155	1,812,026	
	小 計		4,784,532	2,436,192	
(763) 千 葉 県	需用費	20	6,610,729	3,229,603	不適正な経理処理等 補助の対象外 同
	賃 金	20	252,420	132,627	
	旅 費	20	4,320,880	2,095,820	
	小 計		11,184,029	5,458,050	
(764) 東 京 都	需用費	18～20	2,094,823	694,695	不適正な経理処理 補助の対象外 同
	賃 金	17～20	57,323,360	30,794,274	
	旅 費	15～20	51,533,867	33,841,728	
	小 計		110,952,050	65,330,697	
(765) 神 奈 川 県	需用費	15～20	40,074,541	16,967,095	不適正な経理処理等 補助の対象外 同
	賃 金	15～20	39,587,543	17,811,429	
	旅 費	15～20	26,951,809	11,024,580	
	小 計		106,613,893	45,803,104	
(766) 新 潟 県	需用費	15～20	12,212,931	6,613,560	不適正な経理処理 補助の対象外 同
	賃 金	15～20	103,224,942	56,529,430	
	旅 費	15～20	42,460,288	23,461,524	
	小 計		157,898,161	86,604,514	
(767) 静 岡 県	需用費	15～20	1,018,511	592,109	不適正な経理処理等 補助の対象外 同
	賃 金	15～20	9,659,071	6,314,908	
	旅 費	15～20	6,038,535	3,850,186	
	小 計		16,716,117	10,757,203	
(768) 兵 庫 県	需用費	15～20	24,007,637	10,937,125	不適正な経理処理等 補助の対象外 同
	賃 金	17～20	4,895,400	2,434,930	
	旅 費	15～20	3,414,825	1,747,206	
	小 計		32,317,862	15,119,261	
(769) 佐 賀 県	需用費	15～20	7,170,873	2,405,561	不適正な経理処理 補助の対象外 同
	賃 金	15～20	9,528,016	4,872,071	
	旅 費	15～20	4,644,084	2,779,658	
	小 計		21,342,973	10,057,290	
(770) 長 崎 県	需用費	13～18	41,969,563	8,601,892	不適正な経理処理 補助の対象外 同
	賃 金	15～20	17,001,155	11,549,018	
	旅 費	13～20	2,132,420	1,131,654	
	小 計		61,103,138	21,282,564	
(771) 宮 崎 県	需用費	15、18、19	567,927	307,655	不適正な経理処理 補助の対象外 同
	賃 金	17、18	446,363	256,535	
	旅 費	15～17、19	184,330	108,817	
	小 計		1,198,620	673,007	
(772) 札 幌 市	需用費	16～20	6,876,114	3,707,860	不適正な経理処理等 補助の対象外 同
	賃 金	16～18	11,971,168	4,194,166	
	旅 費	16～20	4,495,150	1,884,510	
	小 計		23,342,432	9,786,536	
(773) 仙 台 市	需用費	15～20	7,073,855	1,895,678	不適正な経理処理 補助の対象外
	旅 費	16、17	145,840	81,270	
	小 計		7,219,695	1,976,948	

	都 県 市 名 (事業主体)	区 分	年 度	不適正な経理処理等 により支出された国 庫補助事務費等の額	不当と認める国 庫補助金等相当 額	摘 要	
第3章 第1節 第13 国土交通省	(774)	さいたま市	需用費	16	円 2,100	円 700	補助の対象外 同
		旅費	18	156,000	52,000		
		小計		158,100	52,700		
	(775)	横浜市	需用費	16~20	7,003,652	2,599,698	不適正な経理処理等 補助の対象外
			旅費	18~20	43,740	22,699	
			小計		7,047,392	2,622,397	
	(776)	川崎市	需用費	16~20	1,201,236	448,079	不適正な経理処理 補助の対象外
			賃金	15	900,000	450,000	
			旅費	15~20	531,880	247,169	
	(777)	新潟市	需用費	15~20	28,090,851	9,450,717	不適正な経理処理等 補助の対象外
			賃金	16、17	744,200	419,976	
			小計		28,835,051	9,870,693	
	(778)	静岡市	需用費	15~20	53,383,234	25,454,352	不適正な経理処理等 補助の対象外
			賃金	15~20	26,227,069	13,579,296	
			旅費	15~19	2,733,560	1,364,755	
			小計		82,343,863	40,398,403	
	(779)	浜松市	需用費	15~20	20,649,519	9,773,880	不適正な経理処理等 補助の対象外
			旅費	15~20	290,220	146,064	
			小計		20,939,739	9,919,944	
	(780)	名古屋市	需用費	15、16、18~20	4,055,076	2,164,089	不適正な経理処理 補助の対象外
			旅費	15~18	277,480	128,797	
			小計		4,332,556	2,292,886	
	(781)	京都市	需用費	15~20	14,249,919	7,019,779	不適正な経理処理等 補助の対象外
			旅費	15~19	1,033,670	574,970	
			小計		15,283,589	7,594,749	
	(782)	堺市	需用費	19	5,952	4,368	不適正な経理処理 補助の対象外
旅費			18	81,520	81,520		
小計				87,472	85,888		
(783)	神戸市	需用費	16~20	4,202,742	655,712	不適正な経理処理	
(784)	岡山市	需用費	15~20	83,072,184	23,174,243	不適正な経理処理 補助の対象外	
		賃金	15~17、19、20	907,600	537,800		
		旅費	15、16、18~20	228,680	102,496		
(785)	広島市	需用費	15~20	19,356,763	10,098,626	不適正な経理処理等 補助の対象外	
		旅費	15~19	1,641,830	823,064		
		小計		20,998,593	10,921,690		
(786)	北九州市	需用費	16~20	2,429,070	1,103,750	不適正な経理処理等 補助の対象外	
		旅費	16~19	703,880	331,109		
		小計		3,132,950	1,434,859		
(787)	福岡市	需用費	17、19	465,989	130,257	不適正な経理処理 補助の対象外	
		賃金	16~20	17,448,159	8,111,158		
		旅費	18~20	1,110,426	494,841		
		小計		19,024,574	8,736,256		
26 都県政令市の計		需用費	13~20	389,061,279	148,641,974	不適正な経理処理等 補助の対象外	
		賃金	15~20	300,141,355	158,000,893		
		旅費	13~20	158,699,069	88,188,463		
		計		847,901,703	394,831,330		
(788)	水戸市	需用費	15~18	855,669	428,238	不適正な経理処理等 補助の対象外	
		旅費	15~19	196,560	164,340		
		小計		1,052,229	592,578		

都 県 市 名 (事業主体)	区 分	年 度	不適正な経理処理等 により支出された国 庫補助事務費等の額	不当と認める国 庫補助金等相当 額	摘 要	
(789)	日 立 市	旅 費	15~20	149,557	74,954	補 助 の 対 象 外 同
		人 件 費	17、19	20,000	6,666	
		小 計		169,557	81,620	
(790)	金 沢 市	需 用 費	16~20	27,892,674	13,295,431	不 適 正 な 経 理 処 理 等 補 助 の 対 象 外
		そ の 他	16	4,906,928	2,453,462	
		小 計		32,799,602	15,748,893	
(791)	輪 島 市	需 用 費	15~20	36,113,103	25,410,962	補 助 の 対 象 外 同 同
		旅 費	15~17、19、20	446,846	234,437	
		そ の 他	15~20	25,258,795	19,510,748	
		小 計		61,818,744	45,156,147	
(792)	福 井 市	需 用 費	15~20	22,902,984	10,604,694	不 適 正 な 経 理 処 理 等 補 助 の 対 象 外 同
		賃 金	16~18	4,671,929	2,279,971	
		旅 費	15~20	792,710	384,244	
		小 計		28,367,623	13,268,909	
(793)	敦 賀 市	需 用 費	15~20	22,491,691	11,147,976	不 適 正 な 経 理 処 理 等 補 助 の 対 象 外 同 同
		旅 費	15~20	345,345	178,795	
		人 件 費	18~20	4,377,942	2,405,624	
		そ の 他	15~20	8,628,469	4,517,765	
		小 計		35,843,447	18,250,160	
(794)	岐 阜 市	需 用 費	17、19	182,045	83,891	補 助 の 対 象 外 同 同 同
		旅 費	16~18	72,180	36,090	
		人 件 費	18	280,000	112,000	
		そ の 他	16~20	24,878,664	12,784,531	
		小 計		25,412,889	13,016,512	
(795)	多 治 見 市	需 用 費	15~20	1,389,543	700,953	不 適 正 な 経 理 処 理 等 補 助 の 対 象 外
		旅 費	15、16	10,900	8,450	
		小 計		1,400,443	709,403	
(796)	福 知 山 市	需 用 費	15~20	11,000,813	8,963,820	不 適 正 な 経 理 処 理 等 補 助 の 対 象 外 同 同
		賃 金	16、17、19	855,539	490,543	
		旅 費	15、17、18	311,040	164,850	
		人 件 費	16	1,100,000	689,708	
		小 計		13,267,392	10,308,921	
(797)	舞 鶴 市	需 用 費	15~18、20	74,070	36,338	不 適 正 な 経 理 処 理 等 補 助 の 対 象 外
		旅 費	15~19	160,716	78,234	
		小 計		234,786	114,572	
(798)	松 江 市	需 用 費	15~20	45,022,719	23,680,329	不 適 正 な 経 理 処 理 等 補 助 の 対 象 外 同 同
		賃 金	15~20	30,223,047	16,195,127	
		旅 費	15、16	94,520	47,260	
		人 件 費	15	177,200	88,600	
		小 計		75,517,486	40,011,316	
(799)	出 雲 市	需 用 費	15~20	46,755,193	22,181,466	不 適 正 な 経 理 処 理 等 補 助 の 対 象 外 同
		賃 金	15~20	47,443,578	24,808,172	
		旅 費	16、17	711,090	219,816	
		小 計		94,909,861	47,209,454	
(800)	倉 敷 市	需 用 費	15~20	4,138,773	2,015,405	不 適 正 な 経 理 処 理 等 補 助 の 対 象 外 同
		賃 金	15~19	11,981,992	6,922,734	
		旅 費	16~18	249,845	126,271	
		小 計		16,370,610	9,064,410	
(801)	津 山 市	需 用 費	16、17、20	409,025	204,544	不 適 正 な 経 理 処 理 等 補 助 の 対 象 外 同 同
		賃 金	15~17、19	986,693	592,891	
		旅 費	15~19	204,413	104,835	
		そ の 他	15~20	26,254,157	13,266,858	
		小 計		27,854,288	14,169,128	

		都 県 市 名 (事業主体)	区 分	年 度	不適正な経理処理等 により支出された国 庫補助事務費等の額	不当と認める国 庫補助金等相当 額	摘 要	
第3章 第1節 第13 国土交通省	(802)	松 山 市	需用費	15~20	6,272,713	3,151,562	不適正な経理処理等 補助の対象外	
			旅 費	15~17、19	312,320	104,105		
			小 計		6,585,033	3,255,667		
	(803)	今 治 市	需用費	15~20	1,233,962	650,391	不適正な経理処理等 補助の対象外	
			賃 金	15、17、19	900,628	362,454		
			旅 費	15	172,300	75,679		同
			人件費	15、16、18	8,451,628	3,055,246		同
			その他	15、17~20	20,285,017	10,863,746		同
	(804)	飯 塚 市	需用費	15~20	11,544,230	5,594,569	不適正な経理処理等 補助の対象外	
			旅 費	16~18	135,760	54,592		
			小 計		11,679,990	5,649,161		
	(805)	柳 川 市	需用費	15~20	13,837,555	7,261,531	不適正な経理処理等 補助の対象外	
			賃 金	16	572,300	381,723		
			旅 費	15~20	1,440,452	708,136		同
			人件費	15、16	1,290,719	649,578		同
			小 計		17,141,026	9,000,968		
	(806)	熊 本 市	需用費	15~20	50,763,688	24,153,829	不適正な経理処理等 補助の対象外	
			賃 金	15~20	41,923,325	20,703,880		
			旅 費	16~19	274,500	124,503		同
			人件費	16、19	1,519,181	628,167		同
			その他	16~20	4,211,281	2,264,499		同
	(807)	八 代 市	需用費	15~20	22,056,239	11,002,135	不適正な経理処理等 補助の対象外	
			賃 金	15~17	557,095	213,822		
旅 費			15~17、19、20	222,610	107,963	同		
小 計				22,835,944	11,323,920			
(808)	人 吉 市	需用費	15~20	12,511,275	6,695,150	不適正な経理処理等 補助の対象外		
		旅 費	15~17	18,450	9,225			
		小 計		12,529,725	6,704,375			
(809)	那 覇 市	需用費	15~20	17,826,447	13,593,480	不適正な経理処理等 補助の対象外		
		賃 金	16	30,240	15,120			
		旅 費	15~20	2,278,352	1,266,570		同	
		人件費	17	93,810	46,904		同	
		その他	15~17、19	1,560,698	759,821		同	
(810)	豊見城市	需用費	15~20	87,965,115	64,387,639	不適正な経理処理等 補助の対象外		
		賃 金	15~20	91,991,845	61,701,314			
		人件費	15~17	33,102,520	26,482,014		同	
		その他	18	1,405,496	1,054,122		同	
		小 計		214,464,976	153,625,089			
(762)-(810)の合計	23市の計	需用費	15~20	443,239,526	255,244,333	不適正な経理処理等 補助の対象外		
		賃 金	15~20	232,138,211	134,667,751			
		旅 費	15~20	8,600,466	4,273,349		同	
		人件費	15~20	50,413,000	34,164,507		同	
		その他	15~20	117,389,505	67,475,552		同	
計		851,780,708	495,825,492					
(762)-(810)の合計					1,699,682,411	890,656,822		

そ の 他

(811) 道路改築事業の実施に当たり、損失補償等を行う契約において建物等の移転補償に要する費用の算定が適切でなかったため、契約額が割高になっていたもの

会計名及び科目	社会資本整備事業特別会計(道路整備勘定) (項)地域連携道路事業費
部 局 等	九州地方整備局熊本河川国道事務所
契 約 名	土地売買に関する契約
契 約 の 概 要	道路改築事業に必要となる用地の取得と、支障となる建物等の移転に伴う損失補償を行うもの
契 約 の 相 手 方	酒見石油株式会社
契 約	平成 21 年 3 月 随意契約
契 約 額	224,702,724 円
割高になっていた契約額	6,970,200 円(平成 20 年度)

1 補償契約の概要

九州地方整備局熊本河川国道事務所(以下「事務所」という。)は、一般国道 57 号熊本宇土道路改築事業の実施に当たり、熊本県宇土市城塚町地内において、道路の新設に必要な用地の取得と、支障となるガソリンスタンドの鉄骨造り平屋建てキャノピー<sup>(注)</sup>、鉄骨造り中 2 階建て事務所(以下、これらを合わせて「ガソリンスタンド」という。)等を移転させるための損失補償を行う契約を、平成 21 年 3 月に契約額 224,702,724 円で、ガソリンスタンド等の所有者と締結していた。

事務所は、公共事業の施行に伴う損失の補償を、「国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準」(平成 13 年国土交通省訓令第 76 号)、「九州地方整備局用地調査等業務請負基準」等(以下、これらを合わせて「補償基準」という。)に基づいて行うこととしている。

補償基準によれば、建物の移転補償費は、建物の基礎杭、く体等について、実際に施工されている工種ごとの工事費等を積み上げるなどして算定することとされている。また、基礎杭等の建物の不可視部分の調査については、建物の建築確認申請図等の既存図を利用して行うものとされている。

事務所は、本件契約に係る用地の取得費及びガソリンスタンド等の移転補償費(以下、これらを合わせて「補償費」という。)を補償基準等に基づいて算定する補償費算定業務を補償コンサルタント等に委託して、その成果品を検査、受領して、これを基に補償費を算定していた。

そして、事務所は、補償費のうち、ガソリンスタンドの移転補償費の基礎杭分について、補償コンサルタントが作成した成果品である基礎図等に基づき、鋼管杭(外径 812.8mm、厚さ 12mm、杭長 5.5m~6.5m、計 78 本)により施工されているとして、基礎杭の工事費を 15,149,400 円と算出していた。

## 2 検査の結果

本院は、事務所において、合規性等の観点から、補償費の算定が適切に行われているかなどに着眼して、補償費の内訳書等の書類により会計実地検査を行った。

検査したところ、補償費の算定が次のとおり適切でなかった。

すなわち、補償基準によれば、基礎杭等の建物の不可視部分の調査については、既存図を利用して行うものとされていることから、ガソリンスタンドの基礎杭についてガソリンスタンドの建設時の建築確認申請図を確認したところ、基礎杭は、鋼管杭ではなくセメント系固化材による地盤改良杭(外径 800mm、杭長 5.4m～6.4m、計 78 本)により施工されていた。

したがって、ガソリンスタンドの基礎杭を実際に施工されている地盤改良杭として、その工事費を算出すると 4,069,062 円となり、これにより適正な補償費を算定すると、他の算定誤りの修正も含めて 217,732,524 円となることから、前記の契約額 224,702,724 円との差額 6,970,200 円が割高になっていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事務所において、委託した補償費算定業務の成果品に誤りがあったのに、これに対する検査が十分でなかったことによると認められる。

(注) キャンopies ガソリンスタンドの給油場所の上部に雨除けなどのために設置された屋根

意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) 国営公園の維持管理業務に係る委託費について、業務従事者の勤務状況等を把握できる資料を整備保管させるなどして適切に精算等を行うよう是正改善の処置を求めたものの

所管、会計名及び科目	内閣府所管 一般会計 (組織)内閣本府 (項) 沖縄開発事業費 国土交通省所管 一般会計 (組織)国土交通本省 (項) 都市公園事業費 (項) 北海道開発事業費
部 局 等	国土交通本省、10 地方整備局等
国営公園の維持管理業務の概要	国営公園の植物管理、建物管理等の業務を行うもの
国営公園における維持管理業務に係る委託費の精算額	285 億 9326 万円(背景金額)(平成 19 年度～21 年度)

【是正改善の処置を求めたものの全文】

国営公園の維持管理業務に係る委託費の精算等について

(平成 22 年 10 月 28 日付け 国土交通大臣あて)

標記について、会計検査院法第 34 条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。

記

### 1 国営公園の維持管理業務等の概要

#### (1) 国営公園の維持管理業務の概要

貴省は、都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号)に基づき、都市公園の健全な発達を図り、



もって公共の福祉の増進に資することを目的として、国営公園の整備を進めており、昭和49年度から平成21年度までに、計16公園を一般の利用に供している。

そして、地方整備局等は、国営公園ごとに、植物管理、建物管理、工作物管理、清掃、利用者指導・広報宣伝等の業務(以下「維持管理業務」という。)を財団法人公園緑地管理財団(以下「公園財団」という。)、財団法人河川環境管理財団(以下「河川財団」という。)及び財団法人海洋博覧会記念公園管理財団(以下「海洋博財団」という。また、これらを合わせて「各財団法人」という。)に委託している。

各財団法人は、各国営公園に管理センターを設け、所要の職員を配置して、維持管理業務を実施している。そして、地方整備局等との委託契約(以下「維持管理契約」という。)によると、各財団法人は、維持管理業務の実施に当たって、別に帳簿を備え、その収支を明らかにするとともに、証拠書類を整備保管しなければならないこととされており、維持管理業務の実施及び経理の状況について完了報告書等を作成して、地方整備局等に提出することとされている。そして、地方整備局等は、完了報告書等を受領したときは完了確認を行い、その結果に基づいて、維持管理業務に係る委託費(以下「維持管理委託費」という。)の精算を行うこととされている。維持管理委託費の精算額は、各財団法人において当該年度の維持管理業務に要した経費(以下「実支出額」という。)の合計額と維持管理委託費の契約額のいずれか低い額とすることとされている。

そして、19年度から21年度までの各年度の維持管理委託費については、表1のとおり、実支出額の合計額と契約額が同額又はほぼ同額であるとして精算しており、16公園における19年度から21年度までの間の精算額は計285億9326万余円となっている。

表1 国営公園の維持管理委託費の契約額及び精算額(平成19年度～21年度)

(上段 各年度の契約額、下段 各年度の精算額、単位：千円)

公園名	年度	契約相手方 注(2)	平成19年度	20年度	21年度	計
滝野すずらん丘陵公園		公園財団	562,000	562,000	613,600	1,737,600
			562,000	562,000	613,567	1,737,567
国営みちのく杜の湖畔公園		公園財団	418,999	443,999	411,500	1,274,499
			418,999	443,999	411,473	1,274,473
国営越後丘陵公園		公園財団	410,000	448,000	425,400	1,283,400
			410,000	448,000	424,487	1,282,487
国営常陸海浜公園		公園財団	692,000	699,000	663,000	2,054,000
			692,000	699,000	662,958	2,053,958
国営武蔵丘陵森林公園		公園財団	718,000	719,000	633,600	2,070,600
			718,000	719,000	633,405	2,070,405
国営昭和記念公園		公園財団	879,000	898,000	814,100	2,591,100
			879,000	898,000	813,700	2,590,700
国営アルプスあづみの公園		公園財団	348,000	364,369	576,000	1,288,369
			348,000	364,369	575,800	1,288,169
国営木曾三川公園		公園財団(堤内)	973,999	1,009,999	955,668	2,939,667
		河川財団(堤外)	973,999	1,009,999	953,425	2,937,424
国営飛鳥・平城宮跡歴史公園 注(1)		公園財団	199,000	199,000	183,900	581,900
			199,000	199,000	183,868	581,868
淀川河川公園		河川財団	212,993	212,993	205,832	631,819
			212,993	212,993	205,832	631,819
国営明石海峡公園		公園財団	412,000	412,000	382,500	1,206,500
			412,000	412,000	382,500	1,206,500
国営讃岐まんのう公園		公園財団	427,980	441,840	409,500	1,279,320
			427,980	441,840	409,413	1,279,233

(上段 各年度の契約額、下段 各年度の精算額、単位：千円)

公園名	年度	契約相手方 注(2)	平成 19 年度	20 年度	21 年度	計
国営備北丘陵公園		公園財団	526,000	585,000	544,500	1,655,500
			526,000	585,000	544,355	1,655,355
海の中道海浜公園		公園財団	830,999	831,999	770,399	2,433,398
			830,999	831,999	770,339	2,433,338
国営吉野ヶ里歴史公園		公園財団	401,999	431,999	393,999	1,227,999
			401,999	431,999	390,968	1,224,967
国営沖縄記念公園		海洋博財団	1,516,000	1,451,000	1,378,000	4,345,000
			1,516,000	1,451,000	1,378,000	4,345,000
計			9,528,972	9,710,200	9,361,500	28,600,673
			9,528,972	9,710,200	9,354,096	28,593,269

注(1) 平成 20 年 10 月 27 日以前は国営飛鳥歴史公園

注(2) 公園財団：財団法人公園緑地管理財団

河川財団：財団法人河川環境管理財団

海洋博財団：財団法人海洋博覧会記念公園管理財団

注(3) 金額は単位未満切捨てのため、計は一致しない場合がある。

維持管理委託費の精算額の内訳は、表 2 のとおり、維持管理業務に必要な事業費に各財団法人の本部の運営に必要な経費としての一般管理費及び消費税を加えた額となっている。事業費は、植物管理等に必要な物件費、役務費等の経費とこれらの業務に従事する管理センターの職員の人件費等の運営管理の経費から成り、一般管理費は、維持管理業務に係る各財団法人の本部の人件費、物件費等の経費を賄うもので、事業費に 10% を乗ずるなどして算定している。

表 2 維持管理委託費の精算額の内訳(平成 19 年度～21 年度、16 公園計)

(単位：千円)

項目種別	年 度	平成 19 年度	20 年度	21 年度
事業費(A)		8,313,129	8,467,961	8,144,189
植物管理		2,067,195	2,143,981	2,074,162
動物管理		98,466	98,733	101,972
建物管理		589,598	622,196	612,612
工作物管理		421,342	448,737	474,827
清掃		478,349	474,473	468,818
諸掛		2,283,435	2,317,633	2,256,350
利用者指導		1,429,476	1,514,272	1,574,774
広報宣伝費		796,239	744,092	619,231
その他		57,719	59,268	62,344
運営管理		2,374,741	2,362,204	2,155,444
人件費		2,108,609	2,104,750	1,961,102
旅費		11,613	7,625	7,304
その他		254,518	249,828	187,037
一般管理費(B)		762,082	779,849	764,473
消費税(C) = ((A) + (B)) × 0.05		453,760	462,390	445,433
維持管理委託費(D) = (A) + (B) + (C)		9,528,972	9,710,200	9,354,096

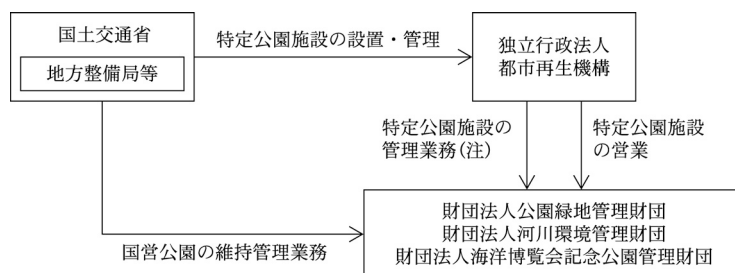
(注) 金額は単位未満切捨てのため、合計しても一致しない場合がある。

## (2) 特定公園施設に係る業務の概要

貴省は、各国営公園において、都市公園法等に基づき、レストラン、売店、駐車場、遊戯施設等の収益施設(以下「特定公園施設」という。)を独立行政法人都市再生機構(以下「都市機構」という。)に設置又は管理させており、都市機構は、各財団法人又は民間企業と営業契約を締結して、特定公園施設の営業を行わせている。すなわち、<sup>(注1)</sup> 国営公園の維持管理業務を受託している各財団法人は、都市機構との営業契約に基づき、14公園において、一部の特定公園施設の営業を行っており、この営業に従事する職員(以下「特定施設担当者」という。)を管理センターに配置している。そして、この特定施設担当者の人件費等の特定公園施設の営業に要する経費は、特定公園施設の利用料収入をもって賄うこととなっている。

また、都市機構は、特定公園施設の維持管理、営業契約の相手方である民間企業に対する指導、売上高の確認等の業務(以下「特定施設管理業務」という。)<sup>(注2)</sup>について、都市機構自らが実施している2公園を除いた14公園において、当該国営公園の維持管理業務を受託している公園財団に委託している。公園財団は、この特定施設管理業務に従事する職員(以下「特定施設管理担当者」という。)を管理センターに配置している。そして、この特定施設管理担当者の人件費等の特定施設管理業務に要する経費は、都市機構からの委託費により賄われることとなっている。

図 国営公園における維持管理業務等の実施概念図



(注) 特定公園施設の管理業務を行っているのは、各財団法人のうち財団法人公園緑地管理財団のみである。

(注1) 14公園 滝野すずらん丘陵、国営みちのく杜の湖畔、国営越後丘陵、国営常陸海浜、国営武蔵丘陵森林、国営昭和記念、国営木曾三川、淀川河川、国営明石海峡、国営讃岐まんのう、国営備北丘陵、海の中道海浜、国営吉野ヶ里歴史、国営沖縄記念各公園

(注2) 14公園 滝野すずらん丘陵、国営みちのく杜の湖畔、国営越後丘陵、国営常陸海浜、国営武蔵丘陵森林、国営昭和記念、国営アルプスあづみの、国営木曾三川、国営飛鳥・平城宮跡歴史(平成20年10月27日以前は国営飛鳥歴史)、国営明石海峡、国営讃岐まんのう、国営備北丘陵、海の中道海浜、国営吉野ヶ里歴史各公園

## (3) 各財団法人の経理区分

公園財団は、業務を公益事業部門、管理業務部門及び特定事業部門の3部門に区分して実施しており、会計規程等に基づき、公園緑地の管理運営に関する総合的な調査研究等の公益事業は公益事業会計において、国、地方公共団体、独立行政法人等から受託する国営

公園の維持管理業務、特定施設管理業務等は管理業務会計において、特定公園施設の営業等の収益事業は特定事業会計において、それぞれ経理されている。そして、河川財団及び海洋博財団においても、公園財団と同様に区分して経理されている。

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点及び着眼点)

国営公園には、国が管理・運営する公園施設と都市機構が管理・運営する特定公園施設があるが、これらの維持管理や営業は、主に各財団法人が行っている。そして、国における維持管理委託費は、毎年度多額に上っている。

そこで、本院は、経済性等の観点から、維持管理委託費の精算等は、維持管理業務の内容を適切に反映したものとなっているかなどに着眼して検査した。

### (検査の対象及び方法)

本院は、19年度から21年度までの間の16公園における維持管理契約を対象として、5<sup>(注3)</sup>公園において、契約書、完了報告書、精算報告書等の関係書類により会計実地検査を行うとともに、11<sup>(注4)</sup>公園については、上記の関係書類の提出を受けて検査した。

(注3) 5公園 滝野すずらん丘陵、国営みちのく杜の湖畔、国営越後丘陵、国営備北丘陵、国営沖縄記念各公園

(注4) 11公園 国営常陸海浜、国営武蔵丘陵森林、国営昭和記念、国営アルプスあづみの、国営木曾三川、国営飛鳥・平城宮跡歴史(平成20年10月27日以前は国営飛鳥歴史)、淀川河川、国営明石海峡、国営讃岐まんのう、海の中道海浜、国営吉野ヶ里歴史各公園

### (検査の結果)

検査したところ、維持管理委託費の精算等について、次のような事態が見受けられた。

#### (1) 管理センターの職員の人件費について

公園財団は、14<sup>(注2)</sup>公園において、国営公園の維持管理業務を地方整備局等から受託するとともに、特定施設管理業務を都市機構から受託している。また、このうち国営アルプスあづみの公園及び国営飛鳥・平城宮跡歴史公園の2公園を除いた12公園において、都市機構との営業契約に基づき、特定公園施設の営業を行っている。そして、これらの業務等を実施するため、21年度において、14<sup>(注2)</sup>公園の管理センターにセンター長以下計239人の職員を配置しており、このうち、特定公園施設の営業及び特定施設管理業務(以下、これらを合わせて「特定施設業務」という。)に従事する特定施設担当者及び特定施設管理担当者(以下、これらを合わせて「特定施設担当者等」という。)は計33人となっている。

そして、管理センターの職員の人件費の各業務への計上についてみると、管理センターの業務全般にかかわるセンター長、総務課の課長及び課員(以下、これらを合わせて「センター長等」という。)の人件費は、その全額を維持管理業務に係る実支出額に計上して維持管理委託費を精算している。

貴省及び公園財団は、その理由として、管理センターの職員として従事している特定施設担当者等は公園財団本部の指示等に基づいて特定施設業務を遂行しており、センター長等は維持管理業務上必要な範囲で特定施設業務の定型的な報告を受けるなどすることはあるが、その特定施設業務については人件費の案分の対象となる業務量ではないことなどとしている。

しかし、総務課においては、公園財団の組織規程により管理センターの事務の総合調整を行うほか、公園財団の会計規程等に従って、日常業務として公園財団が特定公園施設において徴収した利用料金を国が徴収する入園料と合わせて確認して、翌銀行営業日に預金口座に預けたり、特定施設業務に必要な物品や役務の調達について、その契約、支払等の事務を行ったりなどしている。さらに、特定施設担当者等も含めて、管理センターの職員全体の勤務時間管理や給与、手当等の計算及び支給、福利厚生等に係る事務を行っており、特定施設業務についても定型的な報告を受けるなどにとどまらず一定の業務量が発生している状況である。そして、総務課長は、これらの業務を含む総務課の業務全般を指揮監督している。

また、センター長は、上記の組織規程により管理センターの事務を総括することとされており、管理センターの責任者として、公園の業務全般を把握し指揮監督しなければ、公園の適切かつ円滑な運営は確保できないことから、各業務の実施状況等を把握し調整等を行っている。さらに、特定施設担当者等が1名しかいなかったり、他の公園と兼務していたりしていることなどから、当該特定施設担当者等が休暇等で不在の場合等には、他の職員に特定施設業務を行わせるため、所要の指示や監督等を行うなどしており、特定施設業務についても定型的な報告を受けるなどにとどまらず一定の業務量が発生している状況である。

さらに、公園財団は、維持管理業務の実施に当たって、別に帳簿を備え、その収支を明らかにするとともに、証拠書類を整備保管しなければならないこととされているものの、前記のとおり、センター長等の特定施設業務に係る業務量は案分の対象となるほどのものではないと判断していることから、センター長等の各業務への勤務状況を記録するなどしておらず、その従事割合が不明となっている。

そこで、センター長等の人件費を実態に基づいて案分できないことなどから、各管理センターの職員数に占める特定施設担当者等以外の職員数の割合等を基に人件費を案分し、これにより14公園の実支出額の合計額を試算すると、センター長等のうち管理センターの業務全般にかかわるセンター長及び総務課の業務全般にかかわる総務課長の2名の人件費に限って案分しても、21年度では計約75億3630万円となり、14公園に係る維持管理委託費の精算額計75億8265万余円との差額は約4620万円となる。

なお、河川財団及び海洋博財団が特定公園施設の営業契約を締結している淀川河川公園及び国営沖縄記念公園の維持管理契約においても、同様の事態が見受けられる。

## (2) 一般管理費の負担額について

公園財団は、前記のとおり、14公園<sup>(注2)</sup>において維持管理業務及び特定施設管理業務を受託しており、また、前記の12公園において特定公園施設の営業を行っている。

そして、維持管理委託費の精算額のうち公園財団の本部経費である一般管理費についてみると、維持管理委託費の契約額で計上できる額(事業費の10%)と同額又はほぼ同額で精算されており、その額は19年度6億5985万余円、20年度6億8063万余円、21年度6億5593万余円、計19億9642万余円となっている。

しかし、維持管理委託費の精算に当たり、公園財団は、過去の本部職員からの聞き取り調査などによる同職員1人ごとの維持管理業務への従事割合に応じて人件費等を案分して

いるとしているが、その根拠となる資料がないなど、一般管理費の実支出額の根拠は明確になっていない。

そして、表3のとおり、公園財団本部の一般管理費総額に占める維持管理委託費の精算額における一般管理費の割合(①)は、前記の3会計の事業活動収入の合計額に占める維持管理委託費の精算額の割合(③)を上回っている状況となっている。また、本部全体の人件費に占める維持管理委託費の精算額における人件費の割合(②)は、上記の公園財団本部の一般管理費総額に占める維持管理委託費の精算額における一般管理費の割合(①)を上回っている状況となっている。

表3 公園財団本部の維持管理業務に係る一般管理費の割合等(平成19年度～21年度) (単位：%)

区 分	年 度	平成19年度	20年度	21年度	3か年度平均
公園財団本部の一般管理費総額に占める維持管理委託費の精算額における一般管理費の割合(①)		76.5	80.5	72.5	76.4
本部全体の人件費に占める維持管理委託費の精算額における人件費の割合(②)		78.4	81.8	77.8	79.3
3会計の事業活動収入の合計額に占める維持管理委託費の精算額の割合(③)		60.7	61.9	59.6	60.8

そこで、公園財団における一般管理費の実支出額については、実態に基づく案分ができないこと、また、各業務の負担額を配賦する適切な方法も他にないことなどから、前記の3会計の事業活動収入の合計額に占める維持管理委託費の精算額の割合により、一般管理費に係る維持管理業務の負担額を算定し、これにより14公園<sup>(注2)</sup>の実支出額の合計額を試算すると、21年度では計約74億8140万円となり、14公園<sup>(注2)</sup>に係る維持管理委託費の精算額計75億8265万余円との差額は、約1億0120万円となる。

(是正改善を必要とする事態)

維持管理業務と特定施設業務の従事割合や負担額の根拠が明確でないまま、管理センターの職員の人件費について、センター長等の人件費の全額を、また、一般管理費の負担額について、維持管理委託費の契約額で計上できる額と同額又はほぼ同額を、それぞれ実支出額に計上して維持管理委託費を精算している事態は、国営公園の維持管理業務等に係る費用負担の公正性等が確保されていないものであり、是正改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のようなことなどによると認められる。

- ア 貴省において、特定施設業務の内容について十分把握していなかったこと、契約事務に当たる地方整備局等に対して、これまで具体的に維持管理業務と特定施設業務の従事割合を把握・確認する方法について十分指導していなかったこと、また、一般管理費の負担額の合理的な配賦方法等について把握・確認しておらず、実支出額の確認方法について地方整備局等に示していなかったこと
- イ 地方整備局等において、上記のアにより、これまで各財団法人に対して、維持管理業務と特定施設業務の従事割合や負担額を把握・確認できる証拠書類の整備保管を十分行わないまま、維持管理委託費の精算等を行っていたこと

3 本院が求める是正改善の処置

国における維持管理委託費は、毎年度多額に上っており、国営公園における維持管理業務は、今後も引き続き実施されるものである。

については、貴省において、地方整備局等に対して、各財団法人等に業務従事者の業務日誌等勤務状況を把握できる証拠書類を整備保管させたり、各財団法人等の一般管理費の負担額の合理的な配賦方法等を周知したりなどすることにより、維持管理業務の従事割合や負担額を把握し、実支出額を的確に確認する具体的な方法を指導するなどして維持管理委託費の精算等を適切に行うよう是正改善の処置を求める。

- (2) 街路事業における土地開発公社等が先行取得した用地の地方公共団体による再取得に当たり、再取得に係る補助対象事業費を算定する際の基準や範囲等を具体的に示すことなどにより、補助対象事業費の算定を適切なものとするよう是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)地域活力基盤整備事業費 等 社会資本整備事業特別会計(道路整備勘定)(平成19年度以前は、道路整備特別会計) (項)地方道路整備臨時交付金 等
部 局 等	国土交通本省、10 府県
補 助 の 根 拠	予算補助、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和33年法律第34号。平成19年度以前は道路整備費の財源等の特例に関する法律)等
補 助 事 業 者 (事 業 主 体)	府1、県5、市23、計29事業主体
街路事業の概要	地方道路整備臨時交付金等により街路を整備するため、土地開発公社等から事業用地の再取得を行うもの
街路通知のただし書を適用する特別な理由がない事業用地の再取得に係る補助対象事業費	277億6831万余円(平成19年度～21年度)
街路通知の本則を適用して算定した場合の過大な補助対象事業費	49億7505万余円(平成19年度～21年度)
上記に対する交付金等相当額	26億2191万円

【是正改善の処置を求めたものの全文】

街路事業における用地の再取得に係る補助対象事業費の算定について

(平成22年10月26日付け 国土交通大臣あて)

標記について、会計検査院法第34条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。

記

1 事業の概要

(1) 街路事業における用地取得の概要

貴省は、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和33年法律第34号)

等に基づき、都市計画において決定された道路(以下「都市計画道路」という。)の改築、新設の街路事業を実施する地方公共団体に対して、地方道路整備臨時交付金等(以下「交付金等」という。)を交付している。そして、地方公共団体は、上記街路事業の実施に伴い、土地所有者から道路の拡幅等に必要な事業用地を取得している。

その取得方法には、当該年度の予算をもって地方公共団体が土地所有者から事業用地を直接買い取る方法と、地方公共団体の土地取得に係る特別会計若しくは基金又は地方公共団体が設立した土地開発公社(以下、これらを合わせて「公社等」という。)が、あらかじめ事業用地を取得(以下「先行取得」という。)して、地方公共団体において後年度に事業が予算化されたときに、公社等から当該事業用地を買い取る方法(以下「再取得」という。)がある。

## (2) 事業用地の再取得に対する国庫補助

補助事業における事業用地の再取得には、国庫債務負担行為による複数年度にわたる交付金等を受けて実施する場合と、国庫債務負担行為によらず単年度で交付金等を受けて実施する場合がある。

このうち、国庫債務負担行為により再取得を実施する場合は、先行取得を行うことを国が認めているもので、「国庫債務負担行為により直轄事業又は補助事業の用に供する土地を先行取得する場合の取扱いについて」(平成13年国総国調第88号国土交通事務次官通知)により、再取得時までには公社等が要した、①先行取得に係る土地の取得費、②当該土地に存する物件の移転等に要した補償費、③先行取得に伴う事務費、④当該土地を管理するために要した直接管理費及び⑤先行取得した際の借入金等に係る利子支払額の合計額(以下「先行取得時の土地取得費等の合計額」という。)を補助対象事業費として計上できることとなっている。

一方、国庫債務負担行為によらない再取得を実施する場合は、先行取得を行うことについて国の関与はなく、地方公共団体の自主的な判断で先行取得が行われることになる。そして、当該事業用地を再取得する場合の補助対象事業費は、「街路事業に係る用地先行取得国庫債務負担行為等の取扱いについて」(平成2年都街発第7号建設省都市局街路課長通知。平成17年国都街第84号最終改正。以下「街路通知」という。)により、再取得時の近傍類地の取引価額を勘案した額(以下「土地評価額」という。)に補償費及び事務費を加えた額(以下「再取得時の土地評価額等の合計額」という。)と先行取得時の土地取得費等の合計額とのいずれか低い額となっている(以下「街路通知の本則」という。)

ただし、近傍類地の取引価格が下落局面にある場合においても、後年度に取得することが著しく不利又は困難であるなど先行取得を行うことについて、事業主体が有利となる以下のような合理的な理由(以下「特別な理由」という。)があるときは、国庫債務負担行為により再取得を実施する場合と同様に、先行取得時の土地取得費等の合計額を補助対象事業費に計上できることとなっている(以下「街路通知のただし書」という。)

ア 市街化の進展が著しく、建築物の建築が進むことで、用地交渉が困難化し、事業費の増大が見込まれる場合

イ 将来の土地が細分化されるおそれがある等の事情から、事業の円滑な執行上土地権者の買取りの申出に早急に應ずるべき場合



ウ 実施中の他の事業と併せて用地を取得することにより、用地交渉の困難化を避け、事業の円滑な執行に資する場合

エ 地権者の状況、事業の特性等から判断して、用地を一括取得することにより、交渉費用等を削減し、事業費の増大を避けることができる場合

貴省は、国庫債務負担行為によらない再取得を実施する場合、当該街路事業においては、事業箇所が多くが市街地にあり、建物等の建築が進み、移転を要する物件が多数存在するなど、事業の特殊性により、先行取得を行う必要性が高いことも多くあることなどから、前記の街路通知のとおり、補償費や利子支払額、地価下落に伴う時価差額(先行取得時の土地取得費と再取得時の土地評価額との差額)等も補助対象事業費に計上できることとしている。

そして、地方公共団体は、交付金等により、上記再取得等の事業を実施するとき及び事業が完了したときは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)等に基づき、地方整備局等又は都道府県に交付申請書及び完了実績報告書を提出し、地方整備局等又は都道府県は、補助事業の目的及び内容が適正であるかなどの審査を行い、また、地方公共団体に対する指導を行うこととされている。

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点及び着眼点)

地価は、三大都市圏において、昭和61年頃から平成3年までは急激に上昇していたが、4年以降は相当な下落に転じており、また、地方圏においても、4年までは上昇していたが、5年以降下落傾向が続いている状況である。

そこで、本院は、合規性、経済性等の観点から、街路事業で再取得を行った事業用地の取得価額について、地価の下落傾向が続いている中で、その補助対象事業費への計上が、街路通知に基づいて適切に行われているかなどに着眼して検査した。

### (検査の対象及び方法)

本院は、<sup>(注1)</sup>22都道府県において、管内の143事業主体が、19年度から21年度までの間に街路事業で再取得を行った1,575契約の事業用地(取得面積計458,741m<sup>2</sup>、契約金額計1342億3669万余円、補助対象事業費計1127億3447万余円、交付金等計573億7157万余円)を対象として、土地売買契約書、完了実績報告書、用地交渉記録等の書類及び現地の状況を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注1) 22都道府県 東京都、北海道、大阪府、宮城、茨城、群馬、埼玉、千葉、神奈川、新潟、山梨、岐阜、静岡、愛知、兵庫、広島、山口、徳島、福岡、長崎、熊本、大分各県

### (検査の結果)

検査したところ、<sup>(注2)</sup>10府県管内の29事業主体が再取得を行った282契約の事業用地(取得面積計85,240m<sup>2</sup>、契約金額計289億2275万余円、補助対象事業費計277億6831万余円、交付金等計147億1250万余円)において、①都市計画事業の認可後に先行取得した事業用地の再取得において、街路通知のただし書のアを適用して、先行取得時の土地取得費等の合計額を補助対象事業費に計上していたり、②地権者からの口頭による買取りの申出や要望をもつ

て先行取得した事業用地の再取得において、街路通知のただし書のイを適用して、先行取得時の土地取得費等の合計額を補助対象事業費に計上していたりするなどの事態が見受けられた。

しかし、上記①については、都市計画事業の認可後は、都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく建築制限が課せられていることから、都市計画事業の施行の障害となる建築物の建築が許可されることはなく、街路通知のただし書のアに該当しないと認められ、また、上記②については、街路通知のただし書のイの「買取りの申出」は、貴省によると、都市計画法等により一定の要件の下に行われる地権者からの書面による買取申出や買取請求等とされていることから、単なる口頭による買取りの申出や要望は、街路通知のただし書のイに該当しないものである。

さらに、貴省は、街路通知のただし書の適用に当たっては、特別な理由があることを示す根拠資料が必要であるとしているが、前記の282契約にあっては、いずれも再取得時において特別な理由があることを示す根拠資料がない状況であった。

したがって、補助対象事業費の計上に当たっては、街路通知のただし書によるのではなく、街路通知の本則により、再取得時の土地評価額等の合計額を補助対象事業費に計上すべきであったと認められる。

上記について事例を示すと、次のとおりである。

#### ＜事例1＞

広島市は、地方道路交付金事業により、平成19年度に、都市計画道路高陽可部線の改築のための用地(2,082.67㎡)を広島市用地先行取得特別会計から2億9797万余円(交付金1億6388万余円)で再取得している。

本件用地は、11年3月から12年12月までの間に、市街化の傾向が著しくなるおそれがある地域内にあるなど、都市開発資金貸付要領(平成11年建設省経整発第28号ほか、建設省建設経済局長通知ほか)に定める貸付対象の要件に該当すると判断し、貴省から、都市開発資金の貸付けを受けて先行取得したものである。そして、同市は、本件再取得に係る補助対象事業費について、上記の理由から、街路通知のただし書のアに該当すると解釈して、先行取得時の土地取得費等の合計額である上記の再取得額を計上していた。

しかし、本件先行取得は、8年の都市計画事業の認可後であって、都市計画法に基づく建築制限が課せられており、都市計画事業の施行の障害となる建築物の建築が許可されることはないことから、街路通知の本則により、再取得時の土地評価額等の合計額1億9971万余円(交付金相当額1億0984万余円)を補助対象事業費に計上するべきであったと認められる。

#### ＜事例2＞

大阪府高石市は、地域活力基盤創造交付金事業により、平成21年度に、都市計画道路南海中央線加茂地区の改築のための用地(184.43㎡)を、高石市土地開発公社から1億3579万余円(交付金7468万余円)で再取得している。

本件用地の先行取得について、同市は、地権者から口頭による買取要望があり、同公社に依頼して、4年5月に行ったとしている。そして、本件再取得に係る補助対象事業費について、地権者から口頭による買取要望があったことから、街路通知のただし書のイに該当すると解釈して、先行取得時の土地取得費等の合計額である上記の再取得額を計上していた。

しかし、街路通知のただし書のイの「買取りの申出」とは、都市計画法等に基づく書面による買取申出や買取請求等のことであって、単なる口頭による買取りの申出や要望では、街路通知のただし書のイに該当しないことから、街路通知の本則により、再取得時の土地評価額等の合計額 2434 万余円(交付金相当額 1338 万余円)を補助対象事業費に計上するべきであったと認められる。

そこで、前記の再取得契約 282 件について、街路通知の本則により補助対象事業費を修正計算すると、計 227 億 9326 万余円となり、前記補助対象事業費の計上額計 277 億 6831 万余円はこれに比べて 49 億 7505 万余円(交付金等相当額 26 億 2191 万余円)過大になっていると認められる。

(注 2) 10 府県 大阪府、群馬、神奈川、新潟、静岡、愛知、兵庫、広島、山口、福岡各県  
(是正改善を必要とする事態)

街路事業の事業用地の再取得について、街路通知のただし書を適用する特別な理由がないのにこれを適用して、補助対象事業費の計上額が過大になっている事態は、街路通知の定めに沿わないもので、ひいては、国の関与がなく地方公共団体の判断で先行取得した事業用地の地価変動に伴う危険負担を国が負うことともなるもので、適切とは認められず、是正改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のようなことなどによると認められる。

- ア 街路通知のただし書の定めが抽象的で、具体的にどのような場合が該当するかが明確にされていないか、街路通知のただし書のイの「買取りの申出」の範囲や、街路通知のただし書の適用に当たって特別な理由があることを示す根拠資料が必要であることが、街路通知等に明示されていないか、していること
- イ 事業主体において、上記のアや、街路通知の定めに対する理解が十分でないことのため、拡大解釈されていること
- ウ 地方整備局及び 10 府県において、上記のアや、特別な理由があることを示す根拠資料がないこともあって、交付金等の交付申請等に対する審査及び指導が十分行われていないこと

### 3 本院が求める是正改善の処置

街路事業における用地の再取得は、多数実施され、交付金等の交付額も多額に上っている。

については、貴省において、街路事業における用地の再取得に係る補助対象事業費の算定が適切に行われるよう、次のとおり是正改善の処置を求める。

- ア 街路通知のただし書について、適用の具体的な基準や範囲等を示すこと
- イ 地方公共団体に対して、上記アの内容を含め、街路通知の内容や趣旨を周知徹底するとともに、街路通知のただし書を適用する場合には、特別な理由があることを示す根拠資料を保存させること
- ウ 地方整備局等及び都道府県に対して、同様に周知徹底し、交付金等の交付申請等に対する審査及び指導を十分行わせること

(3) 道路整備事業に伴う埋蔵文化財の発掘調査において、道路整備事業を行う国道事務所等及び地方公共団体が負担する発掘調査費用の範囲を明確にするなどして、発掘調査費用の算定を適切なものとするよう是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)地域活力基盤整備事業費 等 社会資本整備事業特別会計(道路整備勘定) (項)地域連携道路事業費 等	
部 局 等	直轄事業	10 地方整備局等
	補助事業	17 都道県
事業及び補助の根拠	道路法(昭和27年法律第180号)、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和33年法律第34号)、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律(昭和41年法律第45号)等	
事業主体	直轄事業	28 国道事務所等
	補助事業	都、道、県 20、市 26、町 6
	計	82 事業主体
発掘調査の概要	道路整備事業を行う国及び地方公共団体が、道路整備事業により損壊等することとなる埋蔵文化財について、発掘調査を行い、その内容を記録保存するもの	
発掘調査費用	直轄事業	116 億 8344 万余円(平成 20、21 両年度)
	補助事業	74 億 2829 万余円(平成 20、21 両年度)
	(国庫補助金交付額	42 億 0164 万余円)
上記のうち原因者負担の対象とならない費用	直轄事業	9 億 0646 万円
	補助事業	8485 万余円
	(国庫補助金相当額	4716 万円)

【是正改善の処置を求めたものの全文】

道路整備事業を行う国道事務所等及び地方公共団体が負担する埋蔵文化財の発掘調査費用の算定について

(平成 22 年 10 月 26 日付け 国土交通大臣あて)

標記について、会計検査院法第 34 条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。

記

1 埋蔵文化財の発掘調査の概要

(1) 道路整備事業に伴う埋蔵文化財の発掘調査

貴省は、道路交通の安全確保とその円滑化等を図るなどのため、国が行う直轄事業又は地方公共団体が行う国庫補助事業として、道路整備事業を実施している。道路整備事業を行う国及び地方公共団体は、事業の施行地内に埋蔵文化財<sup>(注1)</sup>があり、当該事業を行うことによりやむを得ず埋蔵文化財を損壊等することとなる場合、文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)等に基づき、発掘調査を行ってその内容を記録保存している。

文化財の保護に関する事務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)等に基づき、都道府県等の教育委員会が管理し、執行することとされているが、道路整備事業に伴い埋蔵文化財が損壊等されることとなる場合に行われる発掘調査については、貴省が、昭和39年7月に、当時の文化財保護委員会(現在の文化庁)からの協力依頼に基づき発した「史跡、名勝、天然記念物及び埋蔵文化財包蔵地等の保護について」(建設省化第1号)により、その損壊等の原因となった事業を実施する者(以下「原因者」という。)が必要な費用を負担することとされている。

## (2) 発掘調査の内容及び実施方法

発掘調査は、一般に、教育委員会に委託するなどして実施されており、その内容は、①埋蔵文化財の発掘作業、②出土品の整理保存作業、③発掘調査報告書(以下「報告書」という。)の作成作業等からなっている。これらの作業は、発掘作業を指揮・監督する調査員と現場で発掘作業に従事する発掘作業員等によって行われており、発掘作業員等には、随時雇用等による労働者を充てる一方、出土品が文化財として重要なものであるかどうかなどの行政判断を行う調査員には、通常、教育委員会等の職員が充てられている。

また、上記作業のうち、報告書の作成作業は、現状保存ができなかった埋蔵文化財の内容を記録保存し、広く一般に活用するために作成、配布するもので、その作成部数は、発掘調査の委託先である教育委員会等が決定している。

## (3) 原因者が負担する発掘調査費用

道路整備事業において原因者が負担する発掘調査費用は、貴省と文化庁が46年に協議の上取りまとめた「直轄道路事業の建設工事施行に伴う埋蔵文化財の取扱いについて」(昭和46年11月建設省道一発第93号。補助事業の場合もこれに準拠している。以下「取扱通知」という。)に基づき、関係教育委員会と協議して取り決めることとされている。そして、取扱通知には、原因者は、発掘作業に直接必要な費用及び発掘され又は発見された文化財に係る必要最小限の整理保存費、報告書作成費等を負担すると記載されており、これらのうち調査員に係る費用については、日当旅費を負担すると記載されている。

## (4) 文化庁が実施する同種事業

文化庁は、教育委員会等が埋蔵文化財の記録保存を目的として行う発掘調査等を対象として、埋蔵文化財緊急調査費国庫補助事業を実施している。この補助事業は、道路整備事業に伴い実施する埋蔵文化財の発掘調査と同様に、発掘作業、整理保存作業、報告書作成作業等を行うものである。そして、報告書の作成部数については、同庁が59年11月に発した事務連絡において、重要な文化財であるなどとして特に同庁が増刷を認めた場合を除き、関係教育委員会等の所要の公的機関に配布する必要から300部を原則とすることとしている。

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点及び着眼点)

道路整備事業において原因者が負担する発掘調査費用は、取扱通知に基づき、事前に関係教育委員会と協議して取り決めることとされている。そこで、本院は、合規性、経済性等の観点から、道路整備事業において原因者が負担する発掘調査費用が取扱通知の趣旨に沿って適切に算定されているかなどに着眼して検査した。

(検査の対象及び方法)

平成 20、21 両年度に、国道事務所等及び地方公共団体が、教育委員会や専門機関等に委託するなどして実施した埋蔵文化財の発掘調査のうち、直轄事業として 10 地方整備局等管内の 28 国道事務所等<sup>(注2)</sup>が実施した 123 件(発掘調査費用計 116 億 8344 万余円)及び補助事業として 22 都道県及び管内 32 市町、計 54 地方公共団体が実施した 365 件<sup>(注3)</sup>(発掘調査費用計 74 億 2829 万余円(国庫補助金計 42 億 0164 万余円))、計 488 件の発掘調査を対象として、これらの 28 国道事務所等及び 54 地方公共団体において契約書、精算調書等の書類により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 教育委員会の職員の給与等を負担しているもの

20、21 両年度に、埋蔵文化財の発掘調査の調査員に充てられている教育委員会の職員の給与等を負担していたものが、13 国道事務所等<sup>(注4)</sup>及び 4 地方公共団体<sup>(注5)</sup>においてそれぞれ 43 件、8 億 7571 万余円及び 21 件、5550 万余円(国庫補助金 2996 万余円)あった。

しかし、前記のとおり、取扱通知においては、調査員に係る費用のうち原因者負担の対象として記載されているのは日当旅費となっていて、教育委員会の職員の給与等は、原因者が負担する発掘調査費用の対象としては記載されていない。

現に、教育委員会の職員を調査員に充てて発掘調査を実施していた上記以外の国道事務所等及び地方公共団体では、地方自治法等により、発掘調査で調査員が行う業務は、教育委員会が文化財の保護部局として自ら実施すべき事務とされているなどの理由により、教育委員会の職員の給与等を負担していなかった。

(2) 必要最小限の範囲を超えて報告書の印刷製本費用等を負担しているもの

20、21 両年度に、教育委員会等に埋蔵文化財の発掘調査を委託するなどして報告書を作成し、その印刷製本費用等を負担していたものが、21 国道事務所等及び 35 地方公共団体においてそれぞれ 78 件、1 億 1073 万余円及び 117 件、1 億 0971 万余円(国庫補助金 6508 万余円)あった。

取扱通知においては、原因者が負担する報告書の作成費用は必要最小限の費用とされているが、原因者が負担する作成部数などについての標準的な範囲は明確にされていない。一方、文化庁が実施する同種の補助事業においては、前記のとおり原則として 300 部とされている。そこで、原因者が負担していた報告書の作成部数をみたところ、最少 100 部から最大 600 部までと区々になっており、このうち、17 国道事務所等<sup>(注6)</sup>及び 23 地方公共団体<sup>(注7)</sup>は、文化庁が同種の補助事業で原則としている 300 部を超える報告書の作成費用を原因者として全額負担していた。そして、これらの報告書の作成に係る件数、作成部数及び作成費用は、それぞれ 65 件、10,170 部、3074 万余円及び 84 件、13,353 部、2935 万余円(国庫補助金相当額 1719 万余円)となっていた。

しかし、原因者が負担する報告書の作成費用は、必要最小限の費用とされているのであるから、道路整備事業に伴い実施する発掘調査と内容等が同様である文化庁の補助事業における原則的な報告書の作成部数を超えてまで作成費用を負担しているのは、原因者が負担すべき必要最小限の範囲を超えるものと認められる。

**(是正改善を必要とする事態)**

道路整備事業を行う国道事務所等及び地方公共団体が、教育委員会に委託するなどして実施した埋蔵文化財の発掘調査において、教育委員会の職員の給与等を負担したり、必要最小限の範囲を超えて報告書の作成費用を負担したりしている事態は適切とは認められず、是正改善を図る必要があると認められる。

**(発生原因)**

このような事態が生じているのは、貴省において、教育委員会の職員の給与等は原因者が負担する発掘調査費用には含まれないということを取扱通知に明確にしていないこと、また、そのことを国道事務所等及び地方公共団体に周知徹底していないこと、及び取扱通知において報告書の作成費用を負担する際の標準的な範囲について明確にしていないことなどによると認められる。

**3 本院が求める是正改善の処置**

道路整備事業の実施に伴う埋蔵文化財の発掘調査に係る費用は毎年度多額に上っており、その費用を適切に算定して発掘調査を適正に実施することが求められている。そして、その際の原因者が負担する発掘調査費用の範囲についても、原因者間で不均衡が生じないよう統一的な運用を図る必要がある。

については、貴省において、道路整備事業に伴う埋蔵文化財の発掘調査を実施するに当たり、教育委員会の職員の給与等は原因者負担の対象とならないこと及び原因者負担の対象となる報告書作成費用の標準的な範囲をそれぞれ明確にするとともに、改めて取扱通知の趣旨を地方整備局等を通じて国道事務所等に対して周知徹底し、また、地方公共団体に対しても同様に周知するなどして原因者が負担する発掘調査費用の算定を適切なものとするよう是正改善の処置を求める。

(注1) 埋蔵文化財 土地に埋蔵されている貝づか、古墳、住居跡等の遺跡及びこれらの遺跡から発見される土器、石器、陶器等

(注2) 28 国道事務所等 岩手河川、湯沢河川、酒田河川、高崎河川、大宮、北首都、首都、甲府河川、長野、高田河川、岐阜、高山、沼津河川、浪速、姫路河川、和歌山河川、紀南河川、鳥取河川、倉吉河川、岡山、福山河川、香川河川、熊本河川、八代河川、大分河川、鹿児島、南部各国道事務所、函館開発建設部

(注3) 22 都道府県 東京都、北海道、青森、秋田、群馬、神奈川、新潟、富山、山梨、岐阜、愛知、三重、滋賀、兵庫、奈良、島根、高知、佐賀、熊本、大分、宮崎、沖縄各県

(注4) 13 国道事務所等 甲府河川、岐阜、高山、姫路河川、鳥取河川、倉吉河川、岡山、香川河川、熊本河川、八代河川、大分河川、鹿児島各国道事務所、函館開発建設部

(注5) 4 地方公共団体 岐阜、兵庫両県、玉名、西都両市

(注6) 17 国道事務所等 岩手河川、湯沢河川、酒田河川、高崎河川、大宮、首都、高田河川、高山、沼津河川、和歌山河川、鳥取河川、倉吉河川、熊本河川、大分河川、鹿児島、南部各国道事務所、函館開発建設部

(注7) 23 地方公共団体 青森、群馬、神奈川、富山、愛知、三重、滋賀、兵庫、奈良、島根、高知、佐賀、大分、宮崎各県、高崎、新潟、洲本、加西、大和高田、熊本、玉名、日田各市、いの町

(4) トンネル工事の実施に当たり、送風機の運転方法の選定を適切なものとするこ  
り電力消費量の低減を図り、経済的な積算となるよう是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)地域活力基盤整備事業費 等 社会資本整備事業特別会計(道路整備勘定) (項)北海道地域連携道路事業費 等	
部 局 等	直轄事業	4 地方整備局等
	補助事業	7 道県
事業及び補助の 根拠	道路法(昭和27年法律第180号)、道路整備事業に係る国の財政上の特 別措置に関する法律(昭和33年法律第34号)等	
事業主体	直轄事業	10 国道事務所等
	補助事業	7 道県
	計	17 事業主体
工事の概要	道路交通の安全確保等を図るために、平成20、21両年度に NATM 工法により実施するトンネル工事	
工事費	直轄事業	681 億 3002 万余円
	補助事業	498 億 6432 万余円
	(国庫補助金交付額	281 億 5488 万余円)
送風機の運転に 係る電力料の積 算額	直轄事業	2 億 5603 万余円
	補助事業	1 億 9684 万余円
低減できた送風 機の運転に係る 電力料の積算額	直轄事業	1 億 0500 万円
	補助事業	8030 万円
	(国庫補助金相当額	4520 万円)

【是正改善の処置を求めたものの全文】

トンネル工事における送風機の運転方法の選定について

(平成22年10月22日付け 国土交通大臣あて)

標記について、会計検査院法第34条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。

記

1 事業の概要

(1) トンネル工事の概要

貴省は、道路交通の安全確保とその円滑化を図るために、国が行う直轄事業又は地方公  
共団体が行う国庫補助事業として、道路整備事業を実施している。

そして、国及び地方公共団体は、道路整備事業の一環として、トンネル工事を毎年度多  
数実施しており、工事に要する費用は多額なものになっている。これらのトンネル工事の  
多くは NATM<sup>(注1)</sup> 工法により実施されており、この工法による地山の掘削、ずり出し、コン  
クリートの吹付けなどの作業には、ドリルジャンボ、大型ブレーカ、コンクリート吹付機  
等の建設機械が使用されている。



そして、上記の建設機械の使用により、粉じん等が発生することなどから、坑内の良好な作業環境を保持するために、送風機等による粉じん対策等を行っている。

(注1) NATM 工法 New Austrian Tunnelling Method の略でナトム工法と呼ばれる。トンネルを掘削して、支保工を建て込んだ後、コンクリート吹付け、ロックボルト等を適宜組み合わせることで施工することにより、地山の持っている支持力を最大限に生かす工法

## (2) トンネル工事における粉じん対策

トンネル工事における粉じん対策については、「ずい道等建設工事における粉じん対策の推進について」(平成12年基発第768号の2労働省労働基準局長通知)やこの通知の具体的実施事項を定めた「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」等に基づき、切羽から坑口に向かって50m程度離れた地点における粉じん濃度目標レベルを $3\text{ mg/m}^3$ 以下と設定して、坑内において空気中の粉じん濃度を定期的に測定し、粉じん濃度目標レベルを達成することとしている。

そして、上記のガイドラインでは、発生した粉じんの効果的な排出・希釈を行い、坑内の粉じん濃度の低減に配慮することが必要であることから、坑外の清浄な空気を坑内に送り込むための送風機等により換気を行うこととしている。

## (3) 送風機の規格

トンネル工事では、自然による通風が期待できない坑内に風量及び風圧の大きい送風機により清浄な空気を送り込む必要があることなどから、貴省制定の土木工事標準積算基準書及びこれを基に都道府県等がそれぞれ制定している積算基準等(以下、これらを合わせて「積算基準等」という。)によると、送風機は換気ファンを2段組み合わせた反転軸流式ファン(以下「2段式送風機」という。)の使用を標準としている(参考図参照)。そして、貴省制定の建設機械等損料算定表(以下「損料算定表」という。)には、2段式送風機の規格は風量・風圧別に7規格(風量 $150\text{ m}^3/\text{分}$ ・風圧 $2.5\text{ kPa}$ から風量 $2,000\text{ m}^3/\text{分}$ ・風圧 $4.9\text{ kPa}$ )が記載されている。

貴省及び都道府県等は、トンネル工事の換気設備の設計に当たっては、「ずい道等建設工事における換気技術指針」(建設業労働災害防止協会編。以下「換気指針」という。)等に基づき、粉じん濃度目標レベルを達成するため、各工事におけるトンネルの断面積等から換気に必要な風量(以下「必要風量」という。)を算出することとしている。そして、トンネルの掘進に伴い送風距離が長くなるほど送風するために必要な風圧が増すことから、送風距離が最長となるトンネル工事の区間において必要となる風圧(以下「必要風圧」という。)を算出し、これらを基に損料算定表等に記載されている2段式送風機の中から必要風量・必要風圧を満足する規格の送風機を選定することとしている。

## (4) 2段式送風機の特徴

換気指針によると、2段式送風機の運転方法には、2段の換気ファンの両方を同時に運転する方法(以下「2段運転」という。)と、2段の換気ファンのうちいずれか一方を運転する方法(以下「1段運転」という。)とがある。そして、1段運転は2段運転と比べて、一方

の換気ファンのみを運転することから、電力消費量が半減し電力料の低減が図られることになる。ただし、1段運転の場合、風量は2段運転の場合と同量を確保できるものの、風圧は2段運転の場合に比べ減少し、送風可能となる区間(以下「1段運転可能区間」という。)が短くなることから、1段運転可能区間を超える区間に送風するためには、風圧の大きい2段運転とする必要がある。

#### (5) 2段式送風機の運転経費

積算基準等では、2段式送風機の運転経費の積算に当たっては、1段運転と2段運転のいずれの方法を採用した場合でも積算できることになっており、また、運転経費は、送風機の使用期間中の機械損料及び電力料を基に算出することとされている。このうち電力料は、送風機の運転方法に応じた1時間当たりの電力消費量に1日当たりの運転時間、運転日数及び電力料単価をそれぞれ乗じて算出することとされている。

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点及び着眼点)

貴省は、「国土交通省公共事業コスト構造改善プログラム」等を策定するなどして、工事コストの縮減だけでなく、工事に伴う二酸化炭素の排出の抑制等にも取り組むこととしている。

そして、トンネル工事は、工事規模が大きく、作業工程も多い長期間にわたる工事であり、また、建設機械の使用により粉じんが発生することなどから、坑内の良好な作業環境を保持するために、常に送風機を運転しており、送風機の電力料は多額に上っている。

そこで、本院は、トンネル工事に使用する送風機について、経済性等の観点から、2段式送風機の運転方法の選定が適切に行われて、工事コストの縮減や環境負荷の低減等に配慮した積算が行われているかなどに着眼して検査した。

### (検査の対象及び方法)

平成20、21両年度に施行したトンネル工事のうち、直轄事業として9地方整備局等管内<sup>(注2)</sup>の22国道事務所等が施行した54工事、工事費総額1564億3069万余円及び補助事業として<sup>(注3)</sup>20道県村が施行した100工事、工事費総額1512億6586万余円(国庫補助金860億0874万余円)、計154工事を検査の対象として、上記の計42事業主体において各工事の設計図書等の書類により会計実地検査を行うとともに、必要に応じて工事現場に赴き現地の状況を確認するなどして検査した。

### (検査の結果)

検査したところ、上記154工事のうち110工事では、換気指針等に基づき、2段式送風機の運転方法として、1段運転の可能性の検討を行い、トンネルの規模や送風距離等に応じ、トンネル工事の全区間で1段運転が可能である場合は全区間について1段運転を選定して、また、区間により2段運転が必要となる場合はその区間のみ2段運転を選定して、他の区間については1段運転を選定し、これにより送風機の電力料等を積算していたが、残りの44工事では次のとおりとなっていた。

すなわち、直轄事業として4地方整備局等管内の10国道事務所等が施行した19工事、工事費総額681億3002万余円及び補助事業として7道県が施行した25工事、工事費総額498億6432万余円(国庫補助金281億5488万余円)、計17事業主体が施行した計44工事については、2段式送風機の運転方法の選定に当たり、1段運転の可能性の検討を行わず、トンネル工事の全区間について2段運転のみを選定して、送風機の電力料を直轄事業で計2億5603万余円、補助事業で計1億9684万余円と積算していた。

しかし、上記44工事について、1段運転可能区間については1段運転とすることとして、送風機の電力料を修正計算すると、直轄事業において計1億5096万余円、補助事業において計1億1651万余円となり、上記の積算額を直轄事業で約1億0500万円、補助事業で約8030万円(国庫補助金相当額約4520万円)低減できたと認められる。

#### <事例>

北海道開発局室蘭開発建設部では、平成18年度から20年度までの間に、一般国道274号日高町新清見トンネル工事(工事費22億7995万円、工事延長901m)を施行している。この工事の換気設備の設計に当たっては、粉じん濃度目標レベルを達成するための必要風量を $1,639\text{m}^3/\text{分}$ 及びトンネル工事の全区間に送風するための必要風圧を $1.64\text{kPa}$ と算出し、これにより風量 $2,000\text{m}^3/\text{分}$ ・風圧 $4.9\text{kPa}$ の規格の2段式送風機を選定していた。そして、運転方法については全区間の換気を2段運転により行うこととし、送風機の運転に必要となる電力消費量を $753,300\text{kWh}$ と算定して、電力料を809万余円と積算していた。

しかし、換気指針等に基づき、1段運転の可能性の検討を行ったところ、同じ規格の2段式送風機を1段運転で運転させた場合の風量は $2,000\text{m}^3/\text{分}$ 及び風圧は $1.96\text{kPa}$ となり、全区間について1段運転により対応できることから、1段運転を選定できたと認められる。

これにより、送風機の電力料等を修正計算すると、電力消費量は $376,650\text{kWh}$ 、電力料は404万余円となり、本件送風機の電力料の積算額は404万余円低減できたと認められる。

#### (是正改善を必要とする事態)

上記のように、2段式送風機の運転経費を算出するための運転方法の選定に当たり、トンネルの規模、送風距離等に応じて、2段運転に比べて電力消費量が半減する1段運転により粉じん濃度目標レベルを達成できる場合には、1段運転を選定することにより電力料を低減することができるのに、トンネル工事の全区間について2段運転を選定して経済的な積算となっていない事態は適切とは認められず、是正改善を図る要があると認められる。

#### (発生原因)

このような事態が生じているのは、事業主体において、2段式送風機の運転経費を算出するための運転方法の選定に当たり、2段運転に比べて電力消費量が半減し電力料が低減できる1段運転の可能性の検討等を十分行っていなかったことにもよるが、貴省において、上記の検討の必要性について事業主体に十分周知徹底していなかったことなどによると認められる。

### 3 本院が求める是正改善の処置

トンネル工事は、今後も引き続き多数実施されることが見込まれる。

については、貴省において、2段式送風機の運転経費を算出するための運転方法の選定に当たり、トンネルの規模、送風距離等に応じて、2段運転に比べて電力消費量が半減する1段運転により粉じん濃度目標レベルを達成できる場合には、1段運転を選定することにより、電力消費量の低減を図り経済的な電力料の積算を行うよう地方整備局等に対し周知徹底を図るとともに、都道府県等に対しても同様に助言を行い、これにより適切な工事費の積算を行うよう是正改善の処置を求める。

(注2) 9 地方整備局等 東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国、九州各地方整備局、北海道開発局

(注3) 22 国道事務所等 岩手河川国道、湯沢河川国道、酒田河川国道、長野国道、甲府河川国道、高田河川国道、岐阜国道、高山国道、浪速国道、姫路河川国道、福山河川国道、岡山国道、中村河川国道、熊本河川国道、八代河川国道、鹿児島国道各事務所、札幌、函館、旭川、室蘭、釧路、留萌各開発建設部

(注4) 20 道県村 北海道、青森、群馬、神奈川、新潟、山梨、岐阜、愛知、三重、滋賀、兵庫、奈良、島根、高知、佐賀、熊本、大分、宮崎、沖縄各県、三原村

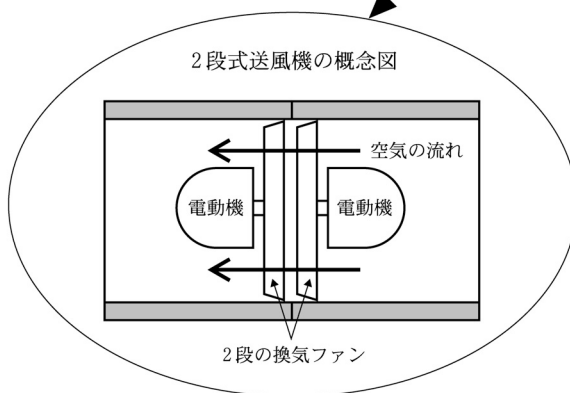
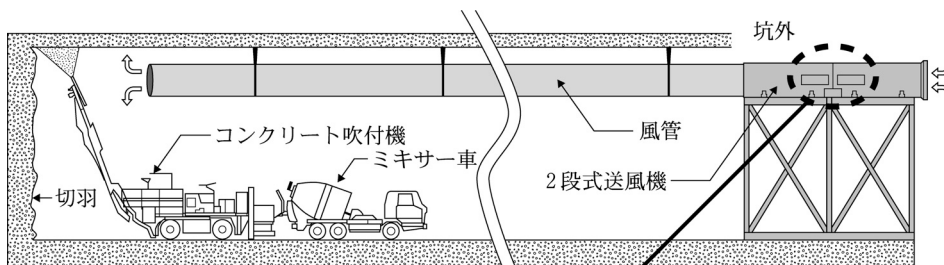
(注5) 4 地方整備局等 東北、関東、北陸各地方整備局、北海道開発局

(注6) 10 国道事務所等 湯沢河川国道、酒田河川国道、長野国道、高田河川国道各事務所、札幌、函館、旭川、室蘭、釧路、留萌各開発建設部

(注7) 7 道県 北海道、新潟、三重、兵庫、島根、高知、宮崎各県

(参 考 図)

トンネル工事における換気設備の概念図



(注) 2段運転は2段の換気ファンの両方を同時に運転

1段運転は2段の換気ファンのうちいずれか一方を運転

(5) 港湾工事の実施に当たり、起重機船等の艀装<sup>き</sup>の実態を積算基準に反映させて艀装費の積算を適切に行うよう是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)海岸事業費 等 社会資本整備事業特別会計(港湾勘定) (項)港湾環境整備事業費 等	
部 局 等	直轄事業	6 地方整備局等
	補助事業	8 地方整備局等
事業及び補助の根拠	海岸法(昭和31年法律第101号)、港湾法(昭和25年法律第218号)等	
事業主体	直轄事業	6 地方整備局等
	補助事業	県11、市1、町2、村1
	計	21 事業主体
艀装の概要	航行中の波浪等による船体の動揺に起因して、搭載している装備等が損傷等することのないよう、ワイヤーロープ等で搭載物等を台座又は船体に固縛したり、解除したりするなどの作業を実施するもの	
事業費	直轄事業	305億3926万余円(平成20、21両年度)
	補助事業	124億9608万余円(平成20、21両年度)
	(国庫補助金交付額)	87億6539万余円)
艀装費の積算額	直轄事業	4億5692万余円
	補助事業	1億6381万余円
低減できた積算額	直轄事業	1億5140万円
	補助事業	4020万円
	(国庫補助金相当額)	2307万円)

【是正改善の処置を求めたものの全文】

港湾工事において使用する起重機船等の艀装<sup>き</sup>費の積算について

(平成22年10月28日付け 国土交通大臣あて)

標記について、会計検査院法第34条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。

記

1 艀装費の概要

(1) 艀装の概要

貴省は、港湾整備事業等の主要な工事に使用する起重機船、グラブ浚<sup>しゅんせつ</sup>渫船等の作業船舶(以下「主作業船」という。)を使用して、防波堤築造等のためのケーソン据付工、床掘工等(以下「港湾工事」という。)を直轄事業として、また、地方公共団体等の港湾管理者等が行う国庫補助事業(以下「補助事業」という。)として毎年度多数行っている。

港湾工事の施工業者は、主作業船を所在港と工事現場等との間で航行(以下、この航行のうち片道25海里(約46.3km)以上のものを「回航」という。)させる際に、波浪等による船

体の動揺に起因して、搭載している装備等が損傷したり流失したりすることのないよう、あらかじめワイヤーロープ等でアンカー<sup>(注1)</sup>、グラブバケット、クレーン等を台座又は船体に固縛したり、解除したりするなどの作業(以下、これらを合わせて「艀装」という。)を行っている。

## (2) 積算基準及び艀装費の積算

貴省及び港湾管理者等は、直轄事業においては貴省が制定した「港湾請負工事積算基準」、また、補助事業においては同基準を参考にして港湾管理者等が制定した積算基準(以下、これらを合わせて「積算基準」という。)それぞれに基づき、回航に要する費用(以下「回航費」という。)の一部として、艀装に要する費用(以下「艀装費」という。)を積算している。そして、積算基準によれば、艀装費については、「船舶および機械器具等の損料算定基準」に定める船舶の基礎価格に、これに対する艀装費の割合(以下「艀装費率」という。)を乗じて積算することとされている。

一方、貴省は、港湾工事に係る実態調査を実施し、調査結果を解析するなどして積算基準における各種歩掛りなどの新設又は改正を行っている。そして、艀装費については、平成7年度及び11年度に、港湾工事で使用される主作業船等を対象として、積算基準に定めている艀装費率の検証を行うため、回航等に係る実態調査を実施しており、その結果を踏まえて、航行に必要な動力を有しない主作業船については、回航1回当たりの艀装費の算定に用いる艀装費率を0.3%と定めている。

(注1) アンカー 船を留めておくために、鎖等に付けて海底に沈めるおもり

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

貴省が11年度に実態調査を実施してから約10年が経過しており、この間、主作業船についてみると、施工中に船体が潮流に流されないよう固定する方式として、従来のアンカー方式のほか、スパッド方式<sup>(注2)</sup>(参考図参照)又はアンカーとスパッドの併用方式が増加するなど、船体構造に変化が見られ、これに伴い、艀装の内容も変化していると考えられる。また、主作業船に係る艀装費の積算額は多額に上っている。

そこで、本院は、経済性等の観点から、艀装の実態はどのように変化しているか、艀装費の積算はその実態に適合したものとなっているかなどに着眼して、6地方整備局等<sup>(注3)</sup>及び29港湾管理者<sup>(注4)</sup>において、20、21両年度に回航費を積算している港湾工事、計253件(直轄事業95件、工事費総額392億5730万余円、補助事業158件、工事費総額387億6493万余円(国庫補助金204億7732万余円))を対象として会計実地検査を実施した。また、貴省が艀装費、艀装の内容等について実施した前回の実態調査と同一の項目から成る調査票を地方整備局、港湾管理者等を通じて施工業者から徴して、主作業船の艀装の実態について調査した。

(注2) スパッド 船を留めておくために、船体から海底へ突き立てる円形又は角型の柱状体

### (検査の結果)

検査したところ、上記の港湾工事253件のうち、主作業船の艀装費を積算していないものなどを除く139件(6地方整備局等が施行した直轄事業76件、工事費総額305億3926万余

(注5)  
 円、8 地方整備局等管内の 15 港湾管理者が施行した補助事業 63 件、工事費総額 124 億 9608 万余円(国庫補助金 87 億 6539 万余円))についてみると、艀装費を直轄事業で計 4 億 5692 万余円、補助事業で計 1 億 6381 万余円、回航 1 回当たり 20 万余円から 1581 万円、平均 257 万余円と積算していた。

そして、上記の各工事における艀装の実態について、実際に主作業船を使用した施工業者のうち調査票の提出等について協力が得られた施工業者に係る 113 隻の調査票等を確認したところ、その内容は、甲板上の搭載物を固縛したり、連絡用の小型船を搭載するための架台を溶接したり、ハッチ等の防水作業を実施したり、これらを解除したりするなど、従前と大きくは変わらなかったが、回航 1 回当たりに要した艀装費は 11 万余円から 1676 万余円、平均 174 万余円となっていて、上記の積算における平均値よりも低額になっていた。

そこで、各調査票に記載された回航 1 回当たりの艀装費を当該各船舶の基礎価格で除して、艀装費率を算出したところ、次表のとおり、その平均値は 0.2% となり、積算基準に定められている 0.3% よりも低率となっているものが 80 隻見受けられた。

表 本院の実態調査から得た実際の艀装費率

船 種	協力が得られた施工業者に係る主作業船の隻数	艀装費率	積算基準に定められている 0.3% よりも低率となっている隻数
起重機船	60	0.20%	44
グラブ浚渫船	18	0.16%	12
ケーソン製作用台船	11	0.24%	6
杭打船	8	0.25%	4
サンドコンパクション船	8	0.14%	8
その他	8	0.22%	6
隻数の計及び艀装費率の平均値	113	0.20%	80

このように、本院の実態調査から得た実際の艀装費率が積算基準と比べて低率となっているのは、主として次のような理由によると認められる。

すなわち、前記のとおり、主作業船の構造についてみると、船体の固定方式として、従来のアンカー方式のほか、スパッド方式又はアンカーとスパッドの併用方式が増加しており、また、ウインチで巻き上げたアンカーを船体に収納する方式も見受けられるなど、船体構造の変化がみられる。

そして、スパッド方式又はアンカーとスパッドの併用方式の艀装についてみると、スパッドを固縛する際は、スパッドと船体を鋼材で連結して一定箇所を溶接すれば足りることから、アンカーを引き上げて固縛する従来の作業と比較して作業量が低減している。また、ウインチで巻き上げたアンカーを船体に収納する方式の艀装についてみると、アンカーを甲板上まで引き上げて固縛する作業が不要となっている。

このように、船体構造の変化に伴い艀装が効率的になっているものがあることによると認められる。

したがって、港湾工事に於いて使用する主作業船の艤装費の積算については、上記のような艤装の実態を積算基準に反映させるべきであると認められる。

本院の検査結果に基づき、艤装費率を0.2%として修正計算すると、前記の工事139件に係る艤装費は、直轄事業で計3億0544万余円、補助事業で計1億2358万余円(国庫補助金相当額6931万余円)となり、前記の積算額を直轄事業で約1億5140万円、補助事業で約4020万円(国庫補助金相当額約2307万円)それぞれ低減できたと認められる。

(是正改善を必要とする事態)

上記のとおり、船体構造の変化に伴い艤装の一部が効率的になっている主作業船も見受けられることなどにより、実際の艤装費率が積算基準と比べて低率となっているにもかかわらず、艤装の実態を積算基準に反映させていない事態は適切とは認められず、是正改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、主作業船の艤装の実態が変化しているのに、これを十分把握しておらず、積算基準に反映させていなかったことなどによると認められる。

3 本院が求める是正改善の処置

貴省は、今後も引き続き多数の港湾工事を直轄事業として、また、港湾管理者等による補助事業として行うことが見込まれる。

については、貴省において、港湾工事で使用する主作業船の艤装について実態調査を行い、その結果を積算基準に反映させて艤装費の積算を適切に行うよう是正改善の処置を求める。

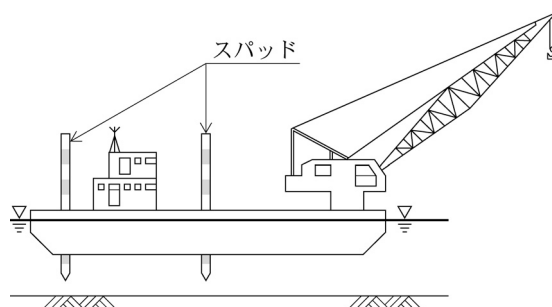
(注3) 6 地方整備局等 東北、北陸、中部、四国、九州各地方整備局、北海道開発局

(注4) 29 港湾管理者 東京都、宮城、山形、千葉、神奈川、新潟、福井、静岡、愛知、三重、兵庫、和歌山、岡山、広島、香川、福岡、大分、鹿児島、沖縄各県、呉、東広島、丸亀各市、土庄、長島、喜界、和泊各町、三島、十島両村、四日市港管理組合

(注5) 15 港湾管理者 宮城、山形、神奈川、福井、愛知、三重、和歌山、福岡、大分、鹿児島、沖縄各県、呉市、喜界、和泊両町、十島村

(参 考 図)

スパッド方式の主作業船の概念図





(6) 航空気象観測所における運航従事者等からの照会に対応する業務に係る費用の積算が業務の実態に即した経済的なものとなるよう是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	社会資本整備事業特別会計(空港整備勘定) (項)空港等維持運営費
部 局 等	気象庁本庁、5管区气象台等
契 約 名	航空気象観測所業務委託契約等 43 契約
契 約 の 概 要	地方公共団体が管理する空港における航空気象観測業務、運航従事者等からの照会に対応する業務等を当該地方公共団体に委託して実施するもの
契 約 の 相 手 方	20 地方公共団体(平成 20 年度) 21 地方公共団体(平成 21 年度)
委 託 費	1 億 7762 万余円(平成 20、21 両年度)
照会対応業務費の積算額	3281 万余円(平成 20、21 両年度)
上記のうち低減できた照会対応業務費の積算額	3030 万円

【是正改善の処置を求めたものの全文】

航空気象観測所における業務委託費の積算について

(平成 22 年 10 月 15 日付け 気象庁長官あて)

標記について、会計検査院法第 34 条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。

記

1 航空気象観測所における委託業務の概要

(1) 航空気象観測所の概要

貴庁は、気象業務法(昭和 27 年法律第 165 号)に基づき、航空機の安全な運航を支援することを目的として、各管区气象台等の下に航空地方气象台、航空気象観測所等を設置して、空港周辺の気象状態を把握するための気象観測(以下「航空気象観測」という。)を行っている。

このうち、航空気象観測所は、地方公共団体が管理する空港で国土交通省航空局の航空管制官及び運航情報官が現地に配置されていない空港に設置されているものである。このため、航空気象観測所においては、現地で航空管制官及び運航情報官に対して、空港周辺の気象状態をきめ細かに予想した飛行場予報等(以下「予報等」という。)の解説を行う必要はないことから、貴庁は、職員を常駐させずに、空港が所在している地方公共団体等に委託して観測を実施している。そして、観測成果である風向・風速、視程等のデータ(以下「観測データ」という。)は、委託を受けた地方公共団体等から各航空気象観測所を管轄する航空地方气象台等に報告されて、予報等の作成等に利用されている。

航空気象観測所には、空港の運用時間内において常時観測を行っている観測所と、原則として定められた時刻にのみ観測を行っている観測所(以下「SCAN 観測所」という。)とがあり、全国の27航空気象観測所<sup>(注1)</sup>(平成21年度末現在。運用休止中の観測所を除く。以下同じ。)のうち、SCAN 観測所が24観測所<sup>(注2)</sup>と多数を占めている。

(注1) 27航空気象観測所 紋別、奥尻、利尻、大館能代、新島、神津島、三宅島、福井、佐渡、隠岐、石見、杓岐、上五島、小値賀、与論、喜界、徳之島、沖永良部、屋久島、粟国、慶良間、南大東、北大東、波照間、与那国、多良間、久米島各航空気象観測所

(注2) 24観測所 奥尻、利尻、新島、神津島、三宅島、福井、佐渡、隠岐、杓岐、上五島、小値賀、与論、喜界、徳之島、沖永良部、屋久島、粟国、慶良間、南大東、北大東、波照間、与那国、多良間、久米島各航空気象観測所

## (2) 航空気象観測所における委託業務の内容

地方公共団体等に委託している航空気象観測所における業務(以下「委託業務」という。)は、「航空気象観測所の設置及び運用について」(昭和52年12月14日付け気航第254号気象庁長官通達)によれば、①航空気象観測、②観測データの航空地方気象台等への報告、③所在する空港に駐在する航空会社等の運航従事者又は当該空港を発着する航空機の機長(以下「運航従事者等」という。)からの照会に対する観測データの提供(以下「照会対応業務」という。)等とされている。

このうち、照会対応業務は、運航従事者等から来訪、電話等による観測データの照会を受けた場合に、当該データを観測所内に設置されたコンピュータの画面、口頭等で示すものである。なお、観測データに基づいて作成される予報等の提供や解説は、航空地方気象台等が行うこととされている。

## (3) 委託業務に係る費用の積算及び契約

委託業務に係る費用(以下「委託費」という。)の積算は、貴庁本庁が制定した「航空気象観測所業務の委託費の積算について」(平成20年12月16日付け気航第60号。それ以前は平成15年10月16日付け気航第62号。以下、これらを合わせて「積算基準」という。)等に基づき、各管区気象台等が行っている。

積算基準によると、SCAN 観測所に係る委託費は、航空気象観測業務、観測データの航空地方気象台等への報告業務、照会対応業務等の区分ごとに、それぞれの業務に要する時間に基づいて算定することとされており、このうち、照会対応業務に要する時間は、原則として、各空港における定期便の発着回数を同業務の実施回数として(以下、積算上の照会対応業務の実施回数を「積算回数」という。)、これに1回当たりの所要時間を乗じて算出することとされている。

そして、各管区気象台等は、上記のようにして算出した年間の所要時間の合計に労務単価を乗じて委託費を積算して、これに基づき、地方公共団体等と契約を締結しており、全

国の24SCAN観測所(20年度は久米島航空気象観測所を除く23観測所)に係る委託費は20年度計8598万余円(21契約)、21年度計9163万余円(22契約)、合計1億7762万余円(計43契約)となっている。

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

近年、貴庁から航空会社等へのオンラインによる情報伝達が推進されていることなどにより、運航従事者等は、航空気象観測所に照会しなくても、自らのコンピュータ端末等により、航空気象観測所の観測データや航空地方気象台等が作成する予報等の情報を取得することが可能になってきている。

そこで、本院は、経済性等の観点から、SCAN観測所に係る委託費の積算は適切に行われているか、特に、照会対応業務に係る費用の積算は実態に即したものとなっているかなどに着眼して検査した。

そして、前記の20、21両年度におけるSCAN観測所に係る委託業務の委託契約43件を対象として、貴庁本庁、東京、福岡両管区気象台及び沖縄気象台において契約書等により会計実地検査を行うとともに、札幌、大阪両管区気象台については、貴庁本庁から関係書類の提出を受けるなどして検査した。

### (検査の結果)

検査したところ、照会対応業務に係る費用の積算について、各管区気象台等は、積算基準に基づくなどして、積算回数を20年度計33,378回、積算額計1536万余円、21年度積算回数計37,380回、積算額計1744万余円、合計積算回数計70,758回、積算額計3281万余円と算定していた。

一方、実際の照会対応業務の実施回数(以下「実施回数」という。)は、委託業務に係る契約書、仕様書等において報告されることとなっていないことなどから、いずれの管区気象台等においても把握されていなかった。

そこで、受託者である地方公共団体計21団体に対して照会対応業務の実施状況等について調査したところ、次表のとおり、実施回数は20年度計2,882回(積算回数の8.6%)、21年度計2,469回(同6.6%)、合計5,351回(同7.5%)と積算回数を大幅に下回っていて、20年度では2観測所、21年度では1観測所において全く実施されていなかった。

表 照会対応業務の実施状況

航空気象観測所名	平成 20 年度				21 年度			計		
	積算回数 (A)	実施回数 (B)		積算回数 (A)	実施回数 (B)		積算回数 (A)	実施回数 (B)		
		積算回数に対する実施率 (B/A)			積算回数に対する実施率 (B/A)			積算回数に対する実施率 (B/A)		
奥 尻	730.0	0	0%	730.0	0	0%	1,460.0	0	0%	
利 尻	730.0	365	50.0%	730.0	365	50.0%	1,460.0	730	50.0%	
新 島	2,920.0	12	0.4%	2,920.0	12	0.4%	5,840.0	24	0.4%	
神 津 島	2,190.0	6	0.3%	2,555.0	9	0.4%	4,745.0	15	0.3%	
三 宅 島	680.0	0	0%	730.0	1	0.1%	1,410.0	1	0.1%	
福 井	1,460.0	1,272	87.1%	1,460.0	1,211	82.9%	2,920.0	2,483	85.0%	
佐 渡	1,464.0	508	34.7%	0	4	—	1,464.0	512	35.0%	
隠 岐	1,460.0	60	4.1%	1,460.0	40	2.7%	2,920.0	100	3.4%	
老 岐	1,423.5	30	2.1%	1,387.0	60	4.3%	2,810.5	90	3.2%	
上 五 島	0	37	—	0	34	—	0	71	—	
小 値 賀	0	17	—	0	21	—	0	38	—	
与 論	2,737.5	120	4.4%	2,810.5	144	5.1%	5,548.0	264	4.8%	
喜 界	3,613.5	154	4.3%	3,613.5	135	3.7%	7,227.0	289	4.0%	
徳 之 島	2,920.0	10	0.3%	2,956.5	10	0.3%	5,876.5	20	0.3%	
沖 永 良 部	1,820.0	130	7.1%	3,540.5	260	7.3%	5,360.5	390	7.3%	
屋 久 島	1,820.0	30	1.6%	3,613.5	60	1.7%	5,433.5	90	1.7%	
粟 国	2,190.0	24	1.1%	2,190.0	24	1.1%	4,380.0	48	1.1%	
慶 良 間	0	52	—	0	24	—	0	76	—	
南 大 東	1,460.0	10	0.7%	1,460.0	15	1.0%	2,920.0	25	0.9%	
北 大 東	730.0	12	1.6%	730.0	10	1.4%	1,460.0	22	1.5%	
波 照 間	0	10	—	0	5	—	0	15	—	
与 那 国	1,569.5	20	1.3%	1,569.5	20	1.3%	3,139.0	40	1.3%	
多 良 間	1,460.0	3	0.2%	1,460.0	3	0.2%	2,920.0	6	0.2%	
久 米 島				1,464.1	2	0.1%	1,464.1	2	0.1%	
計	33,378.0	2,882	8.6%	37,380.1	2,469	6.6%	70,758.1	5,351	7.5%	

- 注(1) 実施回数には、定期便以外の航空機(以下「不定期便」という。)に係るものを含む。
- 注(2) 積算回数が0となっている観測所は、定期便が就航していないことから、積算基準に基づき、積算回数を0としていたものである。
- 注(3) 福井航空気象観測所については、定期便は就航していないが、不定期便が多く発着していることから、これらの発着回数に基づいて積算回数を算定しており、また、これらの不定期便に係る照会対応業務を多く実施しているため、実施回数も大きくなっている。
- 注(4) 久米島航空気象観測所は、平成 21 年度に開所した。

このような状況となっている背景として、前記のように運航従事者等は航空気象観測所に照会しなくても観測データ等を自ら取得することが可能になってきていることが考えられたことから SCAN 観測所の所在する空港に定期便を就航させるなどしている航空会社等の空港事務所等(以下「事務所」という。)23 か所に対して観測データの取得方法について調査するなどした。

その結果、23 事務所のすべてにおいて、通常、事務所のコンピュータ端末を利用して観測データ等を取得していた。そして、3 事務所は航空気象観測所に照会して観測データを取得することもあるとしていたが、19 事務所は、航空気象観測所に照会して観測データを取得することは通常していないとしていた(1 事務所は不明)。また、23 事務所のうち 18 事務所は、貴庁に申請して承認を得た上で貴庁の情報通信システムを利用しており、このうち 10 事務所は貴庁が積算基準を制定した 15 年 10 月以降に利用を開始していた。

以上のとおり、近年、運航従事者等が航空気象観測所に観測データを照会することは少なくなってきたことから、SCAN 観測所における委託業務のうち照会対応業務については、定期便の発着回数に基づいて積算するのではなく、観測所ごとに過去の実施回数により積算するなどすべきであると認められる。

そして、実際の業務の実施回数に基づくなどして、照会対応業務に係る費用を算定すると、20 年度計 132 万余円、21 年度計 115 万余円、合計 247 万余円となり、前記の照会対応業務に係る費用の積算額 20 年度計 1536 万余円、21 年度計 1744 万余円、合計 3281 万余円を 20 年度計 1404 万余円、21 年度計 1629 万余円、合計 3030 万余円低減できたと認められる。

#### (是正改善を必要とする事態)

上記のように、照会対応業務に係る費用の積算が業務の実態に即していない事態は適切とは認められず、是正改善を図る要があると認められる。

#### (発生原因)

このような事態が生じているのは、近年、運航従事者等において貴庁の情報通信システムの利用が増加していることなどから照会対応業務の実施回数が少なくなっているにもかかわらず、貴庁において、照会対応業務の実態を把握しておらず、積算基準に実態を反映させていないことなどによると認められる。

### 3 本院が求める是正改善の処置

貴庁は、航空気象観測は航空機の安全な運航を支援するために不可欠であるとしており、委託業務は今後も引き続き実施していくとしている。そして、運航従事者等の中には貴庁とのオンラインによる情報伝達を受けていないものもあることなどから、照会対応業務についても今後も一定程度は実施していくとしている。

については、貴庁において、委託費のうち照会対応業務に係る費用の積算が業務の実態に即した経済的なものとなるよう積算基準を改正し、管区气象台等に対して周知するなどして、照会対応業務に係る費用の積算が適切に行われるよう是正改善の処置を求める。

- (7) 補助事業で取得した下水道用地について、必要性の見直しが適時適切に行われ、その活用が図られるよう意見を表示し、並びに今後の取得が適時適切に行われるよう、また、財産処分に当たって適正な手続がとられるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)下水道事業費 等
部 局 等	24 都道府県
補助の根拠	下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)
事業主体	410 事業主体
下水道事業の概要	都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資することを目的として、管きよの敷設、ポンプ場の設置、終末処理場の整備、施設に必要な用地の取得等を行う事業
平成 21 年度末 現在下水道事業 に利用されてい ない用地の面積 及び取得価格	17,014,926m <sup>2</sup> 6593 億 8732 万余円(昭和 21 年度～平成 21 年度)
上記に対する国 庫補助金交付額	3235 億 3304 万円(背景金額)
(1)計画面積等を 超えた用地の面 積及び取得価格	176,223m <sup>2</sup> 34 億 4960 万余円
上記に対する国 庫補助金交付額	18 億 6140 万円
(2)財産処分の承 認を受けずに目 的外使用を行っ ていた用地の面 積及び取得価格 等	182,017m <sup>2</sup> 42 億 6136 万余円
上記に対する国 庫補助金交付額 等	22 億 3515 万円
(1)及び(2)の純計	348,135m <sup>2</sup> 76 億 7032 万余円
上記に対する国 庫補助金交付額 等	40 億 7311 万円

(上記(2)の事態については、前掲 589 ページの「下水道用地を承認を受けずに貸し付けるなどし、貸付料等に係る国庫納付を行っていなかったもの」を参照)

【意見を表示し並びに適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたものの全文】

補助事業で取得した下水道用地の利用状況等について

(平成 22 年 10 月 28 日付け 国土交通大臣あて)

標記について、下記のとおり、会計検査院法第 36 条の規定により意見を表示し、並びに同法第 34 条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

記

## 1 事業の概要

### (1) 下水道事業の概要

都道府県、市町村等(以下「事業主体」という。)は、下水道法(昭和33年法律第79号)等に基づき、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資することを目的として下水道事業を実施しており、貴省は、これらの下水道事業に多額の国庫補助金を交付している。

下水道事業は、各家庭等から発生する汚水や雨水等の下水を流下させる管きよの敷設、下水を揚排水するポンプ場の設置、下水を処理するための水処理施設、高度処理施設、汚泥処理施設等の構造物を建設するなどの終末処理場の整備、これらの各施設に必要な用地の取得等を行うものである。

### (2) 下水道事業の計画

#### ア 計画の概要

事業主体は、下水道事業の実施に当たり、「下水道施設計画・設計指針と解説」(社団法人日本下水道協会編。以下「設計指針」という。)に準拠して、計画区域における計画目標年次(おおむね20年後から30年後)の人口、汚水量、流入水質等の予測を行って、この予測値を基に、終末処理場及びポンプ場(以下「終末処理場等」という。)の施設並びに管きよのそれぞれの配置、構造、能力等を定めた下水道計画(以下「全体計画」という。)を策定している。この全体計画は、水質環境基準が定められている河川その他の公共の水域又は海域で、主として下水道の整備によってこの水質環境基準を達成させる必要がある場合、都道府県が定める流域別下水道整備総合計画に適合させることなどとされている。

全体計画における計画汚水量の算定については、できるだけ実測に基づいて予測することが望ましいとされており、このうち生活汚水量については、水道計画等に定める1人1日当たりの給水量を基に1人1日当たりの生活汚水量を算定し、これに計画人口を乗ずることにより算定することとされている。また、計画人口は、計画区域における人口の現状及び将来の動向を勘案するなどして定めることとされている。

そして、事業主体は、全体計画のうち必要性が高くおおむね5年から7年の間に整備可能な区域及び施設について、事業計画を策定して、国土交通大臣又は都道府県知事の認可を受けて事業を実施している。

#### イ 全体計画等の見直し

人口、汚水量等の予測値は、計画策定時点から年数を経る間に、社会情勢の変化等によって全体計画と大きくかけ離れることがあるため、設計指針によれば、その地域に合った汚水量等の実測値を参考にして、可能な限り正確な予測値に修正して全体計画を見直し、併せて施設の建設計画の見直しを行うことが必要であるとされている。そして、貴省は、都道府県等に対して、平成19年に「人口減少等の社会情勢の変化を踏まえた都道府県構想の見直しの推進について」(平成19年9月国都下事第226号国土交通省都市・地域整備局下水道部下水道事業課長ほか通知)を発して、5年を基本として定期的に内容を点検するほか、社会情勢の変化等に合わせて適宜見直しを行うことなどを求めている。

### (3) 用地の取得と国庫補助の範囲

終末処理場等の水処理施設、汚泥処理施設等については、管きよの敷設の進ちよく状況等に応じて流入下水量が経年的に増加することから、段階的に建設していくことになる

が、終末処理場等の整備に必要な用地は、事業の初期の段階で、事業計画の認可を受けて、全体計画において将来必要と見込まれるすべての用地を先行的に取得するケースが多くなっている。

これらの下水道用地の国庫補助対象となる範囲は、下水道事業採択基準等により、原則として下水の処理又は排水に直接必要な構造物面積の4.5倍以内(終末処理場用地の場合)又は3倍以内(ポンプ場用地の場合)の面積等とされている。

#### (4) 終末処理場等の施設・用地に係る財産処分の取扱い

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「補助金等適正化法」という。)によれば、補助事業者等が、補助事業等により取得した財産(以下「補助対象財産」という。)を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、又は貸し付けるなどする(以下、これらの行為を「財産処分」という。)ときは、各省各庁の長の承認を受けなければならないこととされている。

そして、貴省は、従来、地域の活性化、経済的効果等に資することを目的として、一定の条件に該当する場合においては、施設等の建設に着手するまでの間、下水道事業本来の目的を妨げない範囲で下水道事業以外の用途での使用(以下「目的外使用」という。)を承認することとしており、その場合において、有償で貸付けなどを行うときは、当該貸付料等のうち国庫補助金相当額の国庫納付を条件とすることとしている。

また、20年には「都市・地域整備局所管補助事業等に係る財産処分承認基準について」(平成20年12月国都総第2449号国土交通省都市・地域整備局長通知。以下「都市局承認基準」という。)を定め、既存の資産を効率的に活用した地域活性化を図るなどのため、補助事業等の完了後10年経過した補助対象財産については、補助目的を達成したものとみなし、当該財産処分の承認については、原則、報告等をもってその承認があったものとみなすこととしている。

都市局承認基準では、目的外使用に当たり、管理上の責任を明確にするなどのため、使用予定者との間で補助対象財産に係る管理協定等を締結することを承認の条件としている。

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

下水道事業においては、前記のとおり、水処理施設等の構造物は、管きよの敷設の進ちよくなどに応じて段階的に建設するが、下水道用地については、事業の初期の段階で、将来必要と見込まれるすべての用地を先行的に取得するケースが多い。一方、我が国においては、人口減少社会が現実のものとなっており、貴省は、全体計画等について、5年を基本として定期的に内容を点検し、社会情勢の変化等に合わせて見直すよう事業主体に対して求めている。

そこで、本院は、法規性、有効性等の観点から、補助事業で取得した下水道用地の利用状況はどのようになっているか、今後の利用見込みや必要な規模について見直しがされているか、目的外使用に際して財産処分の手続は適正に行われているかなどに着眼して、24都道府県管内<sup>(注)</sup>の522事業主体において、21年度末までに取得した2,276終末処理場等の用地計52,678,650㎡(取得価格計1兆9560億9968万余円、国庫補助金計9517億2412万余円)を対象として、全体計画書、事業計画書等の関係書類及び現地を確認するなどして、会計実地検査を行った。



(注) 24 都道府県 東京都、北海道、大阪府、宮城、山形、茨城、群馬、埼玉、千葉、神奈川県、新潟、山梨、岐阜、静岡、愛知、兵庫、広島、山口、徳島、愛媛、福岡、長崎、熊本、大分各県

(検査の結果)

(1) 下水道用地の利用状況について

下水道用地の利用状況について検査したところ、表1のとおり、21年度末現在、下水道事業に利用されていない用地(以下「未利用地」という。)は、393事業主体の952終末処理場等で計17,014,926㎡(昭和21年度から平成21年度までの間に取得した用地。取得価格計6593億8732万余円、国庫補助金計3235億3304万余円)となっていた。

上記のうち、終末処理場の用地で取得後30年以上未利用地となっているものが、129事業主体の184終末処理場で計4,463,921㎡(取得価格計1093億8658万余円、国庫補助金計467億7622万余円)、また、ポンプ場の用地で取得後10年以上未利用地となっているものが、100事業主体の190ポンプ場で計299,078㎡(取得価格計209億2533万余円、国庫補助金計98億8348万余円)見受けられ、投資効果が長期間発現していない状況となっていた(保存期限経過等により書類が保存されていないため、国庫補助金等が不明のものがあり、その額は含めていない。以下同じ。)

表1 未利用地の状況(平成21年度末現在)

取得区分		事業主体数	箇所数(箇所)	未利用地面積(千㎡)	左の用地取得価格(百万円)	国庫補助金(百万円)
終末処理場	用地取得後10年未満	114	163	1,648	83,824	40,852
	用地取得後10年以上20年未満	188	292	3,798	229,460	110,065
	用地取得後20年以上30年未満	152	222	4,175	170,567	90,842
	用地取得後30年以上	129	184	4,463	109,386	46,776
	用地取得時期が不明なもの	37	58	2,513	38,817	22,188
	計	364 (429)	693 (997)	16,599 (49,031)	632,055 (1,657,459)	310,724 (820,720)
ポンプ場	用地取得後10年未満	47	78	110	6,344	2,905
	用地取得後10年以上20年未満	58	103	115	10,302	4,880
	用地取得後20年以上30年未満	46	57	80	7,448	3,276
	用地取得後30年以上	36	44	103	3,173	1,727
	用地取得後10年以上の小計	100	190	299	20,925	9,883
	用地取得時期が不明なもの	3	4	5	61	19
計	121 (327)	259 (1,279)	415 (3,647)	27,331 (298,640)	12,808 (131,004)	
合計		393 (522)	952 (2,276)	17,014 (52,678)	659,387 (1,956,099)	323,533 (951,724)

注(1) 用地を複数年にわたって取得しているものがあり、各取得区分の事業主体数及び箇所数には重複があるため、計は一致しない。

注(2) 未利用地面積及び金額は、千㎡未満及び百万円未満をそれぞれ切り捨てているため、集計しても計の欄とは一致しない。

注(3) 計欄及び合計欄の括弧書きは検査の対象の数を表示している。

(2) 未利用地の今後の下水道用地としての利用見込みについて

未利用地となっている下水道用地の今後の必要性についてみると、今後とも利用が見込まれなかったり、見込まれないこととなる可能性があったりしているなどの用地が次のとおり見受けられた。

ア 事業主体の全体計画の見直しによる施設規模の縮小等に伴い、全体計画上、下水道用地としての利用見込みがなくなっているもの

145 事業主体の 225 終末処理場等(施設の構造物面積計 11,130,230㎡)については、事業主体において、全体計画における計画人口や計画汚水量を近年の人口データ等を基に見直したり、汚泥の処理方法をより効率的なものに変更したりなどした結果、水処理施設や汚泥処理施設等の規模を縮小したり、建設を取りやめたりしていた。

そして、これにより、全体計画上、今後、下水道事業に利用する見込みがなくなっている用地が計 2,457,880㎡(取得価格計 862 億 1160 万余円、国庫補助金計 455 億 7653 万余円)発生していた。

イ 全体計画を適切に見直すこととすれば、施設の規模が縮小するなどして、下水道用地として利用が見込まれない用地が生じ、又は見込まれないこととなる可能性があるもの

(ア) 水処理施設等の建設予定地について

全体計画上、今後も水処理施設等の増設を予定している 255 事業主体の 398 終末処理場の中には、21 年度末現在において、5 年以上全体計画の見直しを行っていないものが 158 終末処理場あり、このうち 10 年以上全体計画の見直しを行っていないものが 34 終末処理場で見受けられた。また、残りの 240 終末処理場においては、全体計画の見直しは行っているものの、計画人口を定めるに当たって、近年の人口減少を反映せずに、見直し前の計画人口を据え置き又は増加させているなど、全体計画の見直しが適切に行われていない事態が見受けられた。

a 計画人口について

上記 255 事業主体の 398 終末処理場の計画区域について、国立社会保障・人口問題研究所が公表している将来の市町村別人口及び指数の最新のものをを用いるなどして、目標年次における人口を試算し、この試算値(以下「推計人口」という。)と計画人口を比較したところ、241 事業主体の 350 終末処理場において、近年の人口減少を反映していなかったことなどから、推計人口の方が少ないものとなっており、計画人口に対する推計人口の割合別の終末処理場数は表 2 のとおりとなっていた。

表 2 計画人口に対する推計人口の割合別の終末処理場数 (単位：箇所)

水処理施設等の増設を予定している終末処理場	計画人口より推計人口が少ない終末処理場	割合別			計画人口より推計人口が多い終末処理場
		60% 未満	60% 以上 80% 未満	80% 以上 100% 未満	
398 (255)	350 (241)	19 (19)	106 (90)	225 (160)	48 (35)

(注) 括弧書きは事業主体数であり、各欄で重複しているものがある。

b 1人1日当たりの計画生活汚水量について

近年、生活用品の節水化や住民の節水意識の向上等により、生活用水使用量は横ばいか減少傾向にある。そこで、前記255事業主体の398終末処理場について、21年度の上水道の給水量実測値等を基に1人1日当たりの生活汚水量を試算し、この試算値(以下「実測給水量」という。)と1人1日当たりの計画生活汚水量を比較したところ、149事業主体の219終末処理場において、実測給水量の方が少ないものとなっており、1人1日当たりの計画生活汚水量に対する実測給水量の割合別の終末処理場数は表3のとおりとなっていた。

表3 1人1日当たりの計画生活汚水量に対する実測給水量の割合別の終末処理場数 (単位：箇所)

水処理施設等の増設を予定している終末処理場	1人1日当たりの計画生活汚水量より実測給水量が少ない終末処理場				1人1日当たりの計画生活汚水量より実測給水量が多い終末処理場
		60%未満	60%以上80%未満	80%以上100%未満	
398 (255)	219 (149)	15 (13)	89 (64)	115 (95)	179 (135)

(注) 括弧書きは事業主体数であり、各欄で重複しているものがある。

そして、上記aの推計人口、bの実測給水量、全体計画における工場排水量等を基に汚水量を試算し、この試算値(以下「実測推計汚水量」という。)と計画汚水量を比較したところ、183事業主体の265終末処理場(未利用地計6,580,578m<sup>2</sup>、取得価格計2025億8608万余円、国庫補助金計1058億0090万余円)において、実測推計汚水量の方が少ないものとなっており、計画汚水量に対する実測推計汚水量の割合別の終末処理場数は表4のとおりとなっていた。

表4 計画汚水量に対する実測推計汚水量の割合別の終末処理場数 (単位：箇所)

水処理施設等の増設を予定している終末処理場	計画汚水量より実測推計汚水量が少ない終末処理場				計画汚水量より実測推計汚水量が多い終末処理場
		60%未満	60%以上80%未満	80%以上100%未満	
398 (255)	265 (183)	18 (16)	94 (75)	153 (118)	133 (100)

(注) 括弧書きは事業主体数であり、各欄で重複しているものがある。

したがって、これらの終末処理場においては、最新の人口データ、近年の給水量の実測値等を参考として、その地域にあった全体計画に見直すことにより、水処理施設等の規模を縮小できる可能性があり、これに伴って、同施設等用地として利用が見込まれない用地が生ずると思料される。

<事例1>

北海道余市町は、昭和57年度から平成15年度にかけて、余市下水処理場の用地35,311m<sup>2</sup>を取得して、元年度より供用開始している。そして、同町は、昭和53年度に当初の全体計画策定後、平成4年度に見直しを行い、計画人口を28,200人、計画汚水量を15,510m<sup>3</sup>/日(水処理施設の能力約3,880m<sup>3</sup>/日×4系列)としていたが、その後、計画人口及び計画汚水量を据え置いたままとしていた。

そこで、改めて21年度末現在の定住人口19,494人により目標年次である27年度の推計人口を算出すると、計画人口28,200人に対して18,394人となり、また、実測給水量を算出すると、全体計画における1人1日当たりの計画生活污水量 $0.45\text{m}^3$ に対して $0.25\text{m}^3$ となる。そして、推計人口、実測給水量、全体計画における工場排水量等を基に実測推計汚水量を算出すると $7,541\text{m}^3/\text{日}$ となり、同町の計画汚水量 $15,510\text{m}^3/\text{日}$ を $7,969\text{m}^3/\text{日}$ 下回ることから、全体計画上、今後増設を予定している水処理施設2系列分等の規模を縮小できると思料される。

(イ) 高度処理施設の建設予定地について

54事業主体の61終末処理場においては、流域別下水道整備総合計画に水質の目標値等が定められていたり、将来水質規制が厳しくなった場合を想定したりなどして、高度処理施設用地として、 $1,008\text{m}^2$ から $21,808\text{m}^2$ 、計 $363,788\text{m}^2$ (取得価格計125億4395万余円、国庫補助金計65億9848万余円)を保有しているが、流入下水量が少ないなどのことから、具体的な施設の能力や規模等の検討を行っておらず、必要面積が明確でないまま13年から57年の長期間未利用地となっていた。さらに、近年の同施設は、技術の進歩等により、従来のように大きな沈殿池等を必要とせず十分な高度処理を行うことが可能となってきており、引き続き広大な用地を保有する必要性がなくなっていることから、適切に見直しを行うことにより、同施設用地として利用が見込まれない用地が生ずると思料される。

(ウ) コンポスト施設の建設予定地について

42事業主体の47終末処理場においては、汚泥の資源化等を図るため、コンポスト(汚泥を脱水・発酵させたたい肥)化する施設の用地として、 $1,100\text{m}^2$ から $24,100\text{m}^2$ 、計 $247,735\text{m}^2$ (取得価格計23億6164万余円、国庫補助金計12億9067万余円)を保有しているが、コンポストの需要量等に関する調査や予測等を行っておらず、同施設の能力や規模等の検討も行っていなかった。このため、これらの用地は、その必要面積等が明確でないまま10年から48年の長期間未利用地となっていた。そして、これらの事業主体は、汚泥を民間のコンポスト工場やセメントの材料としてセメント工場(以下、これらを合わせて「民間工場」という。)に搬出するなどしていた。

一方、他の終末処理場においては、採算性を考慮するなどして見直しを行った結果、同施設の建設計画を取り止めて、将来とも民間工場で汚泥を処理することとしているものが多いことから、その必要性や規模について適切に見直しを行うことにより、同施設用地として利用が見込まれない用地が生ずると思料される。

(エ) 施設が全く建設されていない終末処理場等の施設予定地について

用地を取得しておおむね5年から7年の間に施設を建設するとして事業計画の認可を受けていながら、事業主体における予算の制約等の理由により、終末処理場の施設が用地取得後10年から28年にわたり全く建設されていないものが、5事業主体の6終末処理場の用地計 $234,666\text{m}^2$ (取得価格計364億0588万余円、国庫補助金計182億

7648 万余円)で、また、受け持つ排水区域の土地区画整理事業が進ちよくしていないなどの理由により、雨水ポンプ場が用地取得後 10 年から 54 年にわたり全く建設されていないものが、18 事業主体の 22 ポンプ場の用地計 74,337m<sup>2</sup>(取得価格計 55 億 8546 万余円、国庫補助金計 28 億 5152 万余円)で見受けられた。

#### <事例 2>

徳島県那賀郡那賀川町(平成 18 年 3 月以降は市町村合併により阿南市)は、平島浄化センターの用地として平成 8 年度から 11 年度までの間に 17,004m<sup>2</sup>を取得していた。しかし、金融機関に信託した町有地において経営されていたゴルフ場の負債の処理及び運営の継続のため、12 年度に多額の財政支出を行い、財政状況が悪化したことから、下水道事業を休止して、終末処理場の建設に全く着手されていない状況となっていた。

これらの終末処理場等については、事業認可後、長期間が経過しており、この間に、計画区域において社会情勢等が変化している可能性もあることから、当該施設の必要性も含めて、十分検討する必要があるものと認められる。そして、その検討に当たっては、前記の(ア)から(ウ)のことも留意すべきであり、それらの検討を適切に行うことにより、今後、利用が見込まれない用地が生ずると思料される。

#### (オ) 計画面積等を超えた終末処理場等の用地について

21 年度末現在において、事業主体が下水道用地を取得した際の施設等の大まかな配置等を示す図面はあるものの、国庫補助申請時における下水の処理又は排水に直接必要となる施設等に係る構造物面積が明確でなかったことから、今回、改めて、各事業主体に対して用地取得時の全体計画を基に構造物面積の算定を依頼し、これにより補助事業で取得した下水道用地の面積を除すなどしたところ、68 事業主体の 149 終末処理場等(用地面積計 849,550m<sup>2</sup>)において、用地取得費の国庫補助対象の範囲の原則である下水の処理又は排水に直接必要な構造物面積の 4.5 倍又は 3 倍を超えるものとなっており、その超える用地は計 133,754m<sup>2</sup>(取得価格計 24 億 4439 万余円、国庫補助金計 13 億 5409 万余円)となっていた。

また、54 事業主体の 87 終末処理場等(用地面積計 1,255,908m<sup>2</sup>)においては、事業計画の認可を受けた用地面積を上回る面積を国庫補助対象として取得しており、その上回る用地は計 46,927m<sup>2</sup>(取得価格計 10 億 6946 万余円、国庫補助金計 5 億 4154 万余円)となっていた。

(これらの事態については、重複しているものがあり、重複分を除いた用地は計 176,223m<sup>2</sup>(取得価格計 34 億 4960 万余円、国庫補助金計 18 億 6140 万余円)となる。)

### (3) 下水道用地における目的外使用について

#### ア 財産処分の承認を受けているもの

150 事業主体の 238 終末処理場等の未利用地計 2,914,111m<sup>2</sup>において、補助金等適正化法の規定に基づく財産処分の承認を受けて、施設等の建設に着手するまでの間等に、道路、公園、グラウンド等として目的外使用を行っており、その用途別の箇所数の内訳は表 5 のとおりとなっていた。

表5 財産処分承認を受けて目的外使用を行っているものの用途別内訳

	事業主体数	箇所数 (箇所)	目的外使用の用途(箇所)							計
			道路	公園等	グラウンド等	駐車場等	工事ヤード等	し尿処理施設等	その他	
終末処理場	146	221	28 (77)	42 (577)	147 (1,703)	22 (96)	32 (295)	9 (7)	43 (128)	323 (2,887)
ポンプ場	14	17	0 (0)	6 (15)	6 (8)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (3)	18 (26)
計	150	238	28 (77)	48 (592)	153 (1,712)	22 (96)	32 (295)	9 (7)	49 (132)	341 (2,914)

注(1) 終末処理場、ポンプ場の事業主体数は、それぞれ重複しているものがある。

注(2) 1か所で複数の目的外使用を行っている場合があるため、箇所数と用途別の箇所数の計とは一致しない。

注(3) 括弧書きは目的外使用に係る面積であり、単位は千㎡である。また、千㎡未満を切り捨てているため、各用途の面積を合計しても計欄とは一致しない。

このうち、48事業主体の80終末処理場等の計1,114,514㎡(取得価格計592億1316万余円、国庫補助金計296億2096万余円)においては、進入道路、外周道路等を一般交通の用に供し、市町村道として道路管理者に管理を行わせていたり、公園、グラウンド等を整備して地域住民等に開放し、これらを下水道事業者以外の者に管理を行わせていたりしていたが、管理協定等を締結していなかった。

イ 財産処分承認を受けていないもの

37事業主体の46終末処理場等においては、未利用地等計182,017㎡(取得価格計39億9114万余円、国庫補助金計21億0038万余円)について、財産処分承認を受けずに、道路、グラウンド等として目的外使用を行っていた。このうち、2事業主体の4終末処理場等の計7,123㎡(取得価格計9億6391万余円、国庫補助金計5億2232万余円)については、駐車場等として有償で貸し付けるなどしており、当該貸付料等(270,223,363円)のうち国庫補助金相当額(134,774,686円)の国庫納付を行っていなかった。

(改善並びに是正及び是正改善を必要とする事態)

前記のように、下水道事業で取得した土地利用に関して、社会情勢の変化等を適時適切に反映して全体計画を見直したり、今後の必要性について十分検討したりしないまま、利用が見込まれない、又は見込まれないこととなる可能性がある未利用地を保有している事態は、投資効果が発現しないこととなるもので適切でなく、改善の要があると認められる。また、用地の取得に際して、計画面積等を超えた用地を国庫補助対象としている事態や、財産処分の手続が適正に行われていない事態は適切でなく、是正及び是正改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

ア 事業主体において、

(ア) 土地利用に関して、施設については、段階的に整備していくものであり、引き続き財政措置が必要であることから、整備の必要性や規模の見直しが行われるものの、用地については、すべての用地を先行的に取得することが多いため、見直しの機会がほとんどなく、その意識が働きにくいこと

- (イ) 用地の取得に関して、原則として構造物面積の4.5倍又は3倍まで補助対象となることなどから、施設整備の見込みや規模等の検討を十分行わないまま取得していること、また、先行的な用地取得では、取得時点で構造物の面積を十分正確に算定できないこと
- (ウ) 補助金等適正化法等に基づく適正な手続により財産処分を行うことについて、認識が十分でないこと

イ 貴省において、全体計画等を見直し、社会情勢の変化等に適合したものとなるよう、事業主体に対して助言等を行っているものの、用地については、未利用地の状況を把握するための報告やその利活用についての検討を十分促してこなかったこと

### 3 本院が表示する意見並びに要求する是正の処置及び求める是正改善の処置

下水道事業においては、これまで多額の財政資金により用地の取得が行われてきたが、多くの用地が未利用のまま投資効果が発現していない事態となっており、このままでは、今後とも未利用地として推移するものが相当数に上ることが見込まれる。一方、下水道財政を含めて国及び地方公共団体の財政状況は極めて厳しく、社会情勢の変化等に応じた施策の充実、拡大等のため、既存の資産の有効活用が求められている。また、下水道の未普及地における事業着手等に伴って、今後も下水道用地の取得が行われることになる。

については、貴省において、未利用となっている下水道用地について、下水道事業における必要性の見直しが適時適切に行われ、その活用が図られるよう、また、今後の下水道用地の取得が適時適切に行われるよう、さらに、財産処分に当たって適正な手続がとられるよう、次のとおり意見を表示し並びに是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

#### (1) 未利用地の取扱いについて(会計検査院法第36条による意見を表示するもの)

ア 事業主体に対して、社会情勢の変化、現状における給水実績等の最新データなどを的確に反映した全体計画等を見直しを早急に行うよう周知徹底し、建設予定の施設等の必要性、適正な規模、配置等の具体的な検討を求めること。その際、終末処理場等の用地についても、建設予定の施設等に必要面積と不要面積とを区分するなどの具体的な検討を求めること。さらに、これらの具体的な検討状況、未利用地の状況等の報告を適宜求め、下水道用地の適切かつ有効な管理・利用を図ること

イ 事業主体に対して、全体計画等を見直しなどにより、将来も下水道事業に利用する見込みがなくなった用地については、可能な限り他事業又は他事業者等に譲渡するなどしてその資産の有効活用を図らせること

#### (2) 用地の取得について(同法第34条による是正改善の処置を求めるもの)

事業主体に対して、用地の取得に当たっては、補助の目的に沿った利用が早期に図られるものを可能な限り優先するとともに、補助対象の範囲を十分確認の上、国庫補助申請を行うよう周知徹底すること

#### (3) 用地の財産処分について(同法第34条による是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めるもの)

事業主体に対して、国土交通大臣の承認を受けずに財産処分を行っていたり、管理協定等を締結していなかったりしている下水道用地について、速やかに補助金等適正化法、都市局承認基準等にのっとりた必要の承認手続等をとらせるとともに、有償のものについては、国庫補助金相当額の国庫納付をさせること。また、今後、財産処分に当たっては、これらの法令等を遵守して、適正な手続及び必要の国庫納付を行うよう周知徹底すること

- (8) 道路用地を取得するために保有している代替地用地について、早急に被補償者等に売買契約等の締結を求めるなどの措置を執るよう適宜の処置を要求し及び代替地用地の取得、管理、処分が適切に行われるよう是正改善の処置を求め並びに改善の処置を要求したもの

部 局 等	関東地方整備局、北海道開発局釧路開発建設部	
国有財産の区分	社会資本整備事業特別会計(道路整備勘定)所属 (平成19年度以前は、道路整備特別会計所属) (分類)普通財産 (区分)土地	
代替地用地の概要	事業に必要な用地の取得に際して代替地を要望する被補償者に提供するための土地	
保有している代替地用地の面積及び国有財産台帳価格	35,054.1m <sup>2</sup> 24億2461万余円(平成21年度末)	
上記のうち管理が適切でなかった代替地用地の面積及び国有財産台帳価格相当額	6,912.1m <sup>2</sup>	9699万円
具体的な提供の可能性が確認できないまま保有している代替地用地の面積及び国有財産台帳価格相当額	29,291.8m <sup>2</sup>	23億4281万円(背景金額)(平成21年度末)

(前掲568ページの「管理が適切でなかったため、被補償者に提供するために取得した代替地用地が第三者に使用されていたもの」参照)

【適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め並びに改善の処置を要求したものの全文】

**道路整備事業の実施に伴う代替地用地の取得、管理及び処分について**

(平成22年10月28日付け 国土交通大臣あて)

標記について、下記のとおり、会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに同法第36条の規定により改善の処置を要求する。

記

**1 事態の概要**

貴省は、道路整備事業の実施に伴い、道路として必要な用地(以下「道路用地」という。)の取得を行っており、その取得に当たっては、道路用地の所有者、道路用地の上に自己の居住の用に供する建物を所有する者等(以下、これらを合わせて「被補償者」という。)に対して、適正な損失補償を行うこととしている。



そして、貴省は、原則として、金銭により損失補償を行うこととしているが、「建設省の直轄の公共事業の施行に伴う代替地対策に係る事務処理要領について」(昭和62年建設省経整発第51号建設事務次官通達。以下「要領」という。)等により、被補償者が金銭による損失補償に代えて代替地の提供を要望する場合には、必要に応じて代替地のあっせん及び提供に努めることとしている。また、貴省は、代替地の要望が多く、個々の被補償者の要望に対する適宜のあっせん及び提供では代替地の確保が困難であると認められる場合等には、将来、代替地として提供するための土地(以下「代替地用地」という。)をあらかじめ取得して保有し、これを提供することとしている。この代替地用地の取得及び提供に当たっては、代替地の位置、面積、価格及び取得資金に関する被補償者の希望等についての調査(以下「意向調査」という。)を必要に応じて反復して行うこととしている。

貴省は、要領等に基づき意向調査を行い、その結果を踏まえて被補償者の土地の利用状況、他の道路整備事業における代替地の提供の実績を調査するなどして代替地の必要面積等を決定し、これにより代替地用地を取得している。そして、この代替地用地は、道路用地の取得に当たり、貴省と被補償者が売買契約又は交換契約(以下「売買契約等」という。)を締結するなどして、当該被補償者に代替地として提供される。

上記の代替地用地は、貴省が、将来、被補償者に代替地として提供するという特定の目的を持って取得する普通財産であり、取得してから代替地として提供するまでの間、国有財産法(昭和23年法律第73号)により、良好な状態で維持及び保存を行い、用途又は目的に応じた効率的な運用その他の適正な方法による管理及び処分を行わなければならないこととされている。また、要領によると、取得した代替地用地のうち、代替地として提供されない土地が生じた場合は、関係地方公共団体等の事業の代替地として活用するなど、適切に処理するものとされている。

貴省は、平成21年度末現在で、前記のようにあらかじめ取得した代替地用地を、北海道開発局釧路開発建設部(以下「釧路開発建設部」という。)及び関東地方整備局首都国道事務所(以下「首都国道事務所」という。)において保有している。

このうち、釧路開発建設部においては、北海道<sup>めなし</sup>目梨郡<sup>らうす</sup>羅臼町における一般国道335号の拡幅事業の実施に伴う代替地の要望に対応するため、7年度から12年度までの間に、買収した土地や、これに隣接する海浜地等を埋め立てた土地を造成するなどして、計19,186.8㎡の代替地用地を取得している。そして、21年度末現在で保有する代替地用地の面積は10,622.2㎡(国有財産台帳価格1億4245万余円)となっている。

また、首都国道事務所においては、一般国道298号の道路整備事業の実施に伴う代替地の要望に対応するため、昭和55年度から平成10年度までの間に、千葉県松戸市及び市川市において用地買収を行い、計39,505.5㎡の代替地用地を取得している。そして、21年度末現在で保有する代替地用地の面積は計24,431.8㎡(国有財産台帳価格計22億8216万余円)となっている。

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点及び着眼点)

道路整備事業の実施に伴う代替地用地の取得には多額の費用が投入されていることから、その取得、管理及び処分は適切に行うことが求められている。

そこで、本院は、法規性、経済性、効率性等の観点から、貴省が道路整備事業の実施に伴い取得した代替地用地について、取得、管理及び処分が事業の実施に伴い適時適切に行われているかなどに着眼して検査した。

### (検査の対象及び方法)

釧路開発建設部及び首都国道事務所(以下「2 開発建設部等」という。)において、2 開発建設部等が21 年度末現在保有する代替地用地計 35,054.1㎡(国有財産台帳価格計 24 億 2461 万余円)を対象として、国有財産台帳等の書類、現地の状況等を確認するなどして会計実地検査を行った。

### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

#### (1) 釧路開発建設部における代替地用地の取得、管理及び処分の状況

##### ア 代替地用地の管理の状況について

前記のとおり、釧路開発建設部は、21 年度末現在、代替地用地 10,622.2㎡を保有しているが、このうち、1,148.9㎡(国有財産台帳価格相当額 1318 万余円)について、10 年以降、被補償者ではない第三者により、業務用の倉庫の敷地等として長期間にわたり使用されていた。また、このほかに、近隣の漁業者等により資材置場等に使用されている代替地用地もあった。

##### イ 代替地に係る売買契約等の締結について

釧路開発建設部は、造成した代替地用地について、不動産登記法(平成 16 年法律第 123 号。16 年 6 月全部改正。)に基づく表示に関する登記等が完了するまでに数年を要することなどから、事業の早期の進捗を図るため、造成が完了した代替地用地から順次被補償者に対して代替地として提供し、代替地用地の表示に関する登記等が完了した後に被補償者と売買契約等を締結することにしてきた。そして、7 年度から前記の一般国道 335 号の拡幅工事が完了した 10 年度までの間に、順次代替地を提供して、家屋等を移転させていた。

しかし、上記の代替地として被補償者に提供した代替地用地のうち、計 5,763.1㎡(国有財産台帳価格相当額計 8380 万余円)については、12 年度に表示に関する登記等が完了していたが、その後速やかに当該被補償者と売買契約等を締結していなかった。そして、22 年 5 月の会計実地検査時においても売買契約等を締結しないまま長期間にわたり使用させている状況となっていた。

##### ウ 代替地用地の取得及び処分の状況について

釧路開発建設部が取得した前記の計 19,186.8㎡の代替地用地の取得の経緯をみると、釧路開発建設部は、3 年度に、被補償者に対して代替地の要望の有無についての意向調査を行ったものの、要望する面積等については調査しておらず、代替地を要望する被補償者の所有地又は借地の面積に当該被補償者が業務に使用している海浜地等の面積を加

えるなどした面積を取得することにしていて。また、6年度に、代替地の位置等の要望を確認するため、2回目の意向調査を行っていた。そして、この意向調査によると、3年度の意向調査においては代替地を要望していたものの、その要望を撤回した者がいて、代替地用地として必要となる面積が減少するなどしていたが、これを代替地用地の取得面積に十分に反映させることなく、前記のとおり、計19,186.8㎡の代替地用地を取得していた。

一方、この代替地用地の処分の状況をみると、被補償者と売買契約等を締結して代替地として提供した代替地用地の面積は、21年度末現在、計8,564.5㎡となっていて、前記イの売買契約等を締結しないまま提供している5,763.1㎡を含めても、提供した面積は、計14,327.7㎡にとどまっており、残りの計4,860.0㎡については、未提供のまま保有している状況となっていた。

そして、前記のとおり、拡幅工事は10年度に完了していて、今後、新たに道路用地を取得する計画はないことから、上記の未提供のまま長期間保有している代替地用地計4,860.0㎡(国有財産台帳価格相当額計6065万余円)は、今後も、代替地として提供する見込みのないものとなっていた。また、釧路開発建設部は、羅臼町と7年に協定を締結して、代替地として提供されない代替地用地を同町に売り渡すこととしていたが、22年5月の会計実地検査時においても、同町と売買契約を締結するための具体的な計画は策定されていなかった。

## (2) 首都国道事務所における代替地用地の取得、管理及び処分の状況

首都国道事務所が取得した前記の計39,505.5㎡の代替地用地の取得の経緯をみると、松戸市内分については、昭和55年に意向調査を行い、これに基づくなどして計18,007.5㎡を取得していた。一方、市川市内分については、地元調整等の状況により意向調査を行うことが困難であったことから、過去に市川市内で実施された公共事業に伴う代替地の要望、提供の実績や関係機関との協議等に基づくなどして計21,498.0㎡を取得していた。

そして、平成21年度末現在で、前記の一般国道298号の道路整備事業に係る道路用地の全体計画面積の約97%(面積963,904.5㎡)が取得済みとなっている一方で、上記の代替地用地計39,505.5㎡のうち、代替地として提供した面積は計10,557.3㎡(松戸市内分9,703.3㎡、市川市内分853.9㎡)で、取得面積(39,505.5㎡)に対する割合は26.7%(松戸市内分53.8%、市川市内分3.9%)にとどまっていた。なお、このほかに、市川市内分については、本件道路整備事業の道路区域の変更に伴い、道路用地となった代替地用地が4,519.1㎡あった。

その結果、21年度末現在で未提供のまま保有している代替地用地面積は計24,431.8㎡(松戸市内分8,307.4㎡、市川市内分16,124.3㎡)で、取得面積に対する割合は61.8%(松戸市内分46.1%、市川市内分75.0%)となっていた。

そして、本件道路整備事業については、未取得の道路用地に係る被補償者の意向調査等を現時点においても行うまでに至っていないことなど、これまでの用地交渉の経緯等を考慮すると、上記の未提供のまま保有している代替地用地計24,431.8㎡(国有財産台帳価格計22億8216万余円)は、今後、代替地として提供する具体的な可能性が確認できない状況となっていた。

なお、この代替地用地については、除草作業等を毎年度実施しており、20、21両年度の除草費用として計440万余円を要していた。

したがって、このままの状況で推移すると、取得した代替地用地の多くが代替地として提供されないまま長期間にわたって遊休するだけでなく、今後も除草費用が発生するなどの事態が生ずるおそれがあると認められる。

(是正及び是正改善並びに改善を必要とする事態)

上記のように、代替地用地が被補償者ではない第三者等により使用されていたり、売買契約等を締結しないまま被補償者に代替地用地を長期間にわたり使用させていたりしている事態は適切とは認められず、是正及び是正改善を図る必要があると認められる。また、代替地用地の取得に当たり、被補償者に対する意向調査の結果が代替地用地の取得に十分に反映されていない事態及び代替地としての具体的な提供の可能性が確認できないまま代替地用地を長期間にわたって保有している事態は適切とは認められず、改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、釧路開発建設部において、代替地用地を適切に管理することなどについての認識及び代替地用地の取得を適切に行うことについての検討が十分でなかったこと、2開発建設部等において、長期間にわたり未処分のまま保有することがないよう代替地用地を計画的、効率的に処分していくことについての検討が十分でなかったことなどによると認められる。

### 3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置並びに要求する改善の処置

道路整備事業の実施に伴う代替地用地の取得には、多額の費用が投入されていることから、取得した代替地用地については、長期間にわたり未処分のまま保有するなどの事態がないよう、その取得、管理及び処分を適時適切に行う必要がある。

については、貴省において、第三者等に使用されていたり、売買契約等を締結しないまま被補償者に使用させていたりしている代替地用地については、早急に被補償者等に売買契約等の締結を求めるなどの措置を執るよう是正の処置を要求するとともに、代替地用地の取得、管理及び処分が適切に行われるよう、次のとおり是正改善の処置を求め及び改善の処置を要求する。

ア 取得した代替地用地を国有財産法等の規定に基づいて適切に管理するよう、地方整備局等を通じて国道事務所等に対して周知徹底すること(会計検査院法第34条による是正改善の処置を求めるもの)

イ 代替地用地の取得に当たっては、可能な限り被補償者に対する意向調査を行い、その結果を代替地用地の取得に適切に反映させるよう、地方整備局等を通じて国道事務所等に対して周知徹底すること(同法第36条による改善の処置を要求するもの)

ウ 未提供のまま保有している代替地用地については、道路整備事業の用地交渉の進捗よく状況や将来の代替地としての提供の可能性を十分検討した上、効率的な処分計画等を定めるなどして、長期間にわたり未処分のまま保有することがないよう、地方整備局等を通じて国道事務所等に対して周知徹底すること(同法第36条による改善の処置を要求するもの)

(9) 東京国際空港を離陸する国際線に係る保安料について、徴収しない取扱いをやめ、保安料設定の趣旨に沿って徴収することとするよう意見を表示したもの

会計名及び科目	社会資本整備事業特別会計(空港整備勘定) (項) 空港使用料収入 〔平成19年度以前は、 空港整備特別会計 (項) 空港使用料収入〕
部 局 等	国土交通本省
保安料の概要	空港保安対策に要する費用の一部を賄うため、国の管理する空港を航空機が離陸する場合の施設の使用料として旅客等の数に応じて算定した額を航空会社から徴収するもの
検査の対象とした空港	25 空港
東京国際空港を離陸する国際線について保安料を徴収することとした場合の徴収額	2億0773万円(平成19、20両年度)

【意見を表示したものの全文】

東京国際空港における保安料の徴収について

(平成22年9月21日付け 国土交通大臣あて)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 事業の概要

(1) 空港保安対策の概要

我が国には、平成20年度末現在、空港法(昭和31年法律第80号。平成20年6月17日以前は空港整備法)に定める空港で供用中のものが97空港あり、これらの空港の管理者等は、ハイジャック、航空機爆破等の不法な行為の未然防止を図るため、各種の空港保安対策を講じている。

貴省は、上記97空港のうち国が管理する<sup>(注1)</sup>25空港(以下「国管理空港」という。)において、空港保安対策として、航空会社等が旅客及び旅客の手荷物あるいは貨物に対してX線透視手荷物検査装置、金属探知機等を使用して実施する保安検査業務及びこれらの保安検査機器の設置等に要する経費の1/2をそれぞれ分担及び補助するほか、立入りが制限されている区域への不法侵入防止対策等を実施している。そして、貴省は、これらの空港保安対策に要する費用を、社会資本整備事業特別会計空港整備勘定(19年度以前は空港整備特別会計。以下「空港整備勘定」という。)において経理しており、これを空港管理規則(昭和27年運輸省令第44号)に基づき航空会社等から徴収する着陸料、保安料等の空港使用料や一般会計からの受入れなどの収入により賄っている。

(注1) 25 空港 稚内、釧路、札幌、新千歳、函館、三沢、仙台、新潟、東京国際、小松、大阪国際、美保、広島、徳島、高松、松山、高知、福岡、北九州、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、那覇各空港

## (2) 保安料の設定

13年9月の米国同時多発テロ事件の発生以降、空港保安対策が格段に強化されたことに伴い、空港保安対策に要する費用が飛躍的に増大している。

また、交通政策審議会航空分科会は、14年4月、「今後の空港及び航空保安施設の整備に関する方策について」とする国土交通大臣の諮問を受けて、同年12月に答申を行い、空港整備勘定の収入と支出等の透明性の向上を求めている。

貴省は、空港保安対策に要する費用の増大及び上記の答申を踏まえて、空港保安対策に係る受益と負担の関係を明確にするとともに、空港整備勘定からの支出である空港保安対策に要する費用の一部を賄うことを目的として、16年6月に空港管理規則を改正して、航空機が国管理空港を離陸する場合の空港使用料として、従来設定していた着陸料等に加えて、保安料を旅客等の数に応じた額となるように設定して航空会社から徴収することとした。

この保安料の額について貴省は、「国土交通大臣が設置し、及び管理する公共用飛行場の使用料に関する告示」(以下「告示」という。)において定めており、19年4月以降の保安料についてみるとジェット機が空港を離陸する場合、旅客1人当たり100円又は貨物1トン当たり300円となっている。ただし、告示の特則により、東京国際空港を離陸する国際線については、国際線に係る保安料の設定当初から保安料を徴収しないこととしている。

そして、保安料の収納額は、19年度80億6131万余円、20年度78億7882万余円、計159億4013万余円となっている。

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

貴省が空港保安対策を実施するために支出している費用の額は、19年度約96億円、20年度約81億円と毎年多額に上っている。

そこで、本院は、保安料の徴収について、経済性、効率性等の観点から、保安料設定の趣旨に沿ったものとなっているかなどに着眼して、国管理空港における保安料を対象として、貴省航空局において、保安料算定に係る基礎資料等の関係書類により会計実地検査を行った。

### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

貴省は、前記のとおり、東京国際空港を離陸する国際線については保安料を徴収しないこととしているが、他の空港を離陸するものについては国際線、国内線の別を問わずすべて保安料を徴収していた。

東京国際空港を離陸する国際線について保安料を徴収してこなかった経緯についてみると、貴省によれば、①国内線の基幹空港である東京国際空港の国際線の着陸料について成田国際空港株式会社(以下「成田会社」という。)が管理する首都圏における国際線の拠点空港である成田国際空港の国際線の着陸料と同額(航空機の重量1トン当たり2,400円)となるよう<sup>(注2)</sup>従来設定していたこと及び②成田会社は当時保安料を設定していなかったことから、こうした空港使用料についての両空港におけるこれまでの取扱いとの整合性を図るため、東京国際空港を離陸する国際線についても保安料を徴収しないこととしたことよるとしている。

しかし、空港保安対策は、安全確保のため東京国際空港を含めていずれの国管理空港においても実施されているのであるから、保安料については、空港の別や国際線、国内線の別を問わず、受益者負担の公平性の観点から統一的に設定する必要がある、国管理空港のうち東京国際空港を離陸する国際線についてのみ保安料を徴収しないこととしていることは、空港保安対策に係る受益と負担の関係を明確にすることなどとしている保安料設定の趣旨に沿ったものになっていないと認められる。

そこで、東京国際空港を離陸する国際線について保安料を徴収することとして、19、20両年度の旅客数及び貨物取扱量を基にその徴収額を計算すると、19年度9293万余円、20年度1億1479万余円、計2億0773万余円となる。

(注2) 成田会社は、保安料を平成21年11月から徴収している。

#### (改善を必要とする事態)

航空会社から徴収する保安料の設定に当たり、東京国際空港を離陸する国際線について保安料を徴収しないこととしている事態は、保安料設定の趣旨に沿ったものになっていないと認められ、改善を図る要があると認められる。

#### (発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、保安料設定の趣旨に沿って保安料を徴収することについての検討が十分でなかったことなどよると認められる。

### 3 本院が表示する意見

貴省は、国管理空港において、今後も引き続き、空港の別や国際線、国内線の別を問わず空港保安対策を実施し、その費用の一部を賄うために保安料を徴収することとしており、また、東京国際空港については22年10月に第4滑走路、新国際線旅客ターミナルビル及び新国際線貨物ターミナルの供用が開始されることに伴い、国際線の旅客数及び貨物取扱量の増大が見込まれている。

については、貴省において、東京国際空港を離陸する国際線に係る保安料を、保安料設定の趣旨に沿って徴収することとするよう意見を表示する。

(10) 高額所得者等に対する明渡しの促進等の措置を適切に実施し、公営住宅を真に住宅に困窮する低額所得者の居住の安定を確保するために有効に活用するよう意見を表示したものの

所管、会計名及び科目	内閣府所管 一般会計 (組織)内閣本府 (項)沖縄開発事業費 〔平成13年1月5日以前は、 総理府所管 一般会計 (組織)沖縄開発庁 (項)沖縄開発事業費〕 国土交通省所管 一般会計 (組織)国土交通本省 (項)住宅対策事業費(平成19年度以前は、住宅建設等事業費) (項)都市再生・地域再生整備事業費(平成19年度以前は、揮発油税等財源都市環境整備事業費、都市環境整備事業費) (項)北海道開発事業費(平成19年度以前は、北海道住宅建設等事業費) 〔平成13年1月5日以前は、 総理府所管 一般会計 (組織)北海道開発庁 (項)北海道住宅建設等事業費 建設省所管 一般会計 (組織)建設本省 (項)住宅建設等事業費〕
部 局 等	国土交通本省(平成13年1月5日以前は、建設本省及び総理府北海道開発庁) 沖縄総合事務局(平成13年1月5日以前は、総理府沖縄開発庁沖縄総合事務局)
補助の根拠	公営住宅法(昭和26年法律第193号)、都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(平成17年法律第79号)
補助事業者(事業主体)	都、道、府1、県21、市352、特別区21、町248、村32、計677事業主体
補助事業	公営住宅整備
補助事業の概要	住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸等することを目的として公営住宅を整備するもの
検査の対象とした高額所得者等が入居している住戸	高額所得者 3,042戸(平成20年度末) 連続収入超過者 35,421戸(平成20年度末) 収入未申告者 8,173戸(平成20年度末)
上記に係る事業費相当額	3900億1234万余円(整備年度：昭和45年度～平成20年度)
上記に対する国庫補助金相当額	2042億3304万円(背景金額)



特別の事情がないのに明渡請求が行われていない高額所得者が入居している住戸	318 戸(平成 21 年度末)
上記に係る事業費相当額	26 億 3175 万余円(整備年度：昭和 48 年度～平成 19 年度)
上記に対する国庫補助金相当額	13 億 8516 万円

【意見を表示したものの全文】

公営住宅における高額所得者等に対する明渡し等の促進等の措置の実施について

(平成 22 年 10 月 28 日付け 国土交通大臣あて)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 制度の概要

(1) 公営住宅の概要

貴省は、住宅施策の一環として、公営住宅法(昭和 26 年法律第 193 号)等に基づき、公営住宅の整備を行う地方公共団体(以下「事業主体」という。)に対して、毎年度多額の国庫補助金(交付金を含む。以下同じ。)を交付している。これら公営住宅は、国及び地方公共団体が協力して、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸等することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的として整備するものであり、事業主体が平成 20 年度末において管理している公営住宅は約 218 万戸と多数に上っている。

(2) 公営住宅の入居者資格及び家賃

公営住宅の入居者は、公営住宅法及び同法施行令(昭和 26 年政令第 240 号。以下「政令」という。)において、1 か月当たりの収入が政令等(注1)で定める基準(以下「入居収入基準」という。)を超えないことなどの条件を具備する者でなければならないとされている。

入居収入基準は、一般の者については 15 万 8 千円、高齢者、障害者等の特に居住の安定を図る必要がある者については 21 万 4 千円以下で事業主体が定める金額とされている(21 年 3 月 31 日以前はそれぞれ 20 万円、26 万 8 千円以下で事業主体が定める金額)。

また、公営住宅の毎月の家賃は、毎年度、入居者からの収入の申告に基づき、当該入居者の収入及び当該公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数等に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で、事業主体が政令で定めるところにより算定することとされている。

(3) 収入超過者及び高額所得者

入居後に収入が増加して入居収入基準を超える収入がある者については、法令において、本来の施策の対象としている、入居収入基準以下の入居者とは異なる取扱いをすることとされている。このうち、入居者が、公営住宅に引き続き 3 年以上入居していて、入居収入基準を超える収入がある者(以下「収入超過者」といい、後述する「高額所得者」を除く。以下同じ。)である場合、当該収入超過者は公営住宅を明け渡すように努めなければならないこととされている。また、入居者が、公営住宅に引き続き 5 年以上入居していて、

最近2年間連続して政令で定める基準(以下「高額収入基準」という。31万3千円。21年3月31日以前は39万7千円)を超える高額の収入のある者(以下「高額所得者」という。)である場合は、事業主体は、当該高額所得者に対し、期限を定めて、当該公営住宅の明渡しを請求することができることとされている。

そして、事業主体は、必要があると認めるときは、収入超過者及び高額所得者が他の適当な住宅に入居することができるようにあつせんするなど、その者の入居している公営住宅の明渡しを容易にするように努めなければならないこととされている。

#### (4) 収入未申告者

事業主体は、入居者から収入の申告がない場合には、当該入居者に対して収入の申告を請求することができることとされている。そして、この請求を行ったにもかかわらず、応じなかった者(以下、この者を「収入未申告者」という。)について、必要があると認めるときは、課税台帳の閲覧等により当該収入未申告者の収入状況を調査することができることとされている(以下、この調査を「収入調査」という。)

#### (5) 事業主体に対する周知

貴省は、本院が平成14年度決算検査報告において特に掲記を要すると認めた事項として「公営住宅における収入超過者、高額所得者等に対する措置の実施について」を掲記したことを踏まえて、16年6月に、事業主体に対して通知を發した。これにより、収入超過者、高額所得者及び収入未申告者(以下「高額所得者等」という。)への対策として、①収入超過者及び高額所得者としての認定及びその旨の文書による通知、②収入超過者及び高額所得者に対する面談、他の公的資金による住宅等のあつせん、③高額所得者に対する明渡請求、④収入未申告者に対する収入調査、⑤当該収入調査実施後の収入超過者、高額所得者としての認定等それぞれの措置を適切に実施するよう周知している。

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点及び着眼点)

近年、世帯収入の減少等に伴い、公営住宅の応募倍率が上昇し、住宅に困窮する多数の入居希望者が入居できない状況となってきた。このため、貴省は、19年に政令を改正し、入居収入基準及び高額収入基準の引下げ等を行った。そして、この効果として、住宅の困窮度合いの高い者に対してよりの確に公営住宅の供給が可能となるとしている。なお、入居収入基準及び高額収入基準は、21年4月1日において現に公営住宅に入居している者(以下「既入居者」という。)等については、その居住の安定を図るため、経過措置として26年3月31日までの5年間は、それぞれ改正前の基準(以下、これを「旧基準」といい、改正後の基準を「新基準」という。)が適用されることとされている。

既入居者の収入が旧基準以下で新基準を超えるものである場合は、当該既入居者は、26年4月から、新たに高額所得者又は収入超過者となることとなる。このため、既に高額所得者及び収入超過者となっている既入居者について公営住宅の円滑な明渡しが行われない限り、26年4月以降、高額所得者及び収入超過者の入居割合は一層高いものとなる。

そこで、本院は、合規性、有効性等の観点から、公営住宅の需要や入居者の事情等を踏まえた上で、高額所得者等に該当する既入居者に対して、明渡しの促進等の措置が適切に実施されているか、そして、これまでに整備された公営住宅が真に住宅に困窮している低額所得者のために有効に活用されているかなどに着眼して検査した。

**(検査の対象及び方法)**

<sup>(注2)</sup>  
24 都道府県及び管内の 653 市区町村の計 677 事業主体が管理している公営住宅のうち、昭和 45 年度から平成 20 年度までの間に整備された公営住宅に 20 年度末現在において入居している、①高額所得者 3,042 戸(事業費相当額(その住戸の現在価格に相当する金額をいう。以下同じ。)253 億 5757 万余円、国庫補助金相当額 131 億 5628 万余円)、②3 年以上連続して収入超過者としての認定を受けている者(以下「連続収入超過者」という。)35,421 戸(事業費相当額 2963 億 4331 万余円、国庫補助金相当額 1546 億 7846 万余円)及び③収入未申告者 8,173 戸(事業費相当額 683 億 1145 万余円、国庫補助金相当額 363 億 9829 万余円)、計 46,636 戸に係る事業費相当額計 3900 億 1234 万余円、国庫補助金相当額計 2042 億 3304 万余円を対象として検査した。

検査に当たっては、24 都道府県及び管内の 281 市区町村において会計実地検査を行うとともに、高額所得者等が入居している公営住宅を管理している事業主体から、明渡しの促進等の措置の実施状況等に係る調書を徴するなどして検査を行った。

**(検査の結果)**

<sup>(注3)</sup>  
検査したところ、11 都道府県及び 24 都道府県管内の 206 市区町村の計 217 事業主体が管理している公営住宅(整備年度：昭和 47 年度から平成 20 年度)に 21 年度末において入居している、高額所得者 1,123 戸、連続収入超過者 1,472 戸及び収入未申告者 799 戸について、次のような事態が見受けられた((1)から(3)の各事態には、事業主体が重複しているものがある。))。

**(1) 高額所得者に対する明渡請求の状況**

事業主体は、高額所得者に対して明渡請求を行う権限が与えられているが、明渡請求を行うかどうかの判断については、当該高額所得者の健康状態の悪化等の明渡請求を猶予すべき特別の事情がない限り、原則として明渡請求を行うことが必要である。

しかし、面談等により明渡請求を猶予すべき特別の事情がないことを把握しているのに明渡請求を行っていないものが、65 事業主体で 318 戸(検査対象の高額所得者 3,042 戸に対する割合 10.5 %、事業費相当額 26 億 3175 万余円、国庫補助金相当額 13 億 8516 万余円)見受けられた。また、そもそも明渡請求を猶予すべき特別の事情の有無を把握すらしていないものも、102 事業主体で 805 戸(同 26.5 %)見受けられた。

上記の事態について事例を示すと次のとおりである。

**<事例 1>**

徳島県板野郡板野町は、平成 20 年度末において町営住宅に入居している高額所得者 11 戸に対して、明渡請求を行う旨を文書で通知しているものの、町内に転居先となる適当な住宅がないことを理由として明渡請求を行っていなかった。そして、明渡請求を猶予すべき特別の事情の有無について把握すらしていなかった。同町が把握している 11 年度以降の認定状況をみると、この 11 戸のうち 5 戸は、20 年度まで 10 年連続して高額所得者又は収入超過者として認定されていた。

一方、明渡請求を猶予すべき特別の事情が認められない高額所得者に対して適切に明渡請求を行っているものが 72 事業主体で 787 戸あった。その明渡実績をみると、22 年 3 月末までに退去しているものが 314 戸で、退去していない 473 戸のうち、明渡期限が到来していないものが 118 戸、明渡期限を経過しているものが 355 戸となっていた。

上記について事例を示すと次のとおりである。

＜参考事例＞

山口県は、毎年度、新たに認定した高額所得者と面談を行い、県営住宅の明渡計画や明渡請求を猶予すべき特別の事情の有無等を聴取し、特に明渡請求を猶予すべき特別の事情がないと認められる者に対しては、速やかに明渡請求を行うこととしている。そして、平成20年度末の高額所得者17戸のうち退去予定の1戸を除く16戸に対して21年3月に明渡請求を行い、21年度末までにすべての者が退去していた。

(2) 収入超過者に対する面談、あっせん等の状況

収入超過者は、高額所得者と異なり、本人に対して明渡努力義務が課されているにすぎないが、公営住宅に対する需要が高い地域に所在する公営住宅に収入超過者が引き続き入居している場合には、住宅に困窮する多数の低額所得者の入居機会が阻害されることとなる。

そして、検査の対象とした677事業主体が管理している公営住宅のうち17年度から21年度までの間に入居者の募集が行われた公営住宅について、その所在する市区町村ごとに平均の応募倍率を調査したところ、0.1倍から162.1倍となっていた。

そこで、応募倍率が30.0倍以上となっており、公営住宅に対する需要がより高いと考えられる32市区のうち、連続収入超過者が入居している29市区の2,600戸について、17年度から21年度までの間における措置の実施状況を検査した。その結果、5年以上連続して認定されている収入超過者に対して、公営住宅の明渡しを促進するための面談や公的資金により整備された住宅等のあっせんなどを行っていないものが、9事業主体で1,472戸(29市区の連続収入超過者2,600戸に対する割合56.6%)見受けられた。

上記の事態について事例を示すと次のとおりである。

＜事例2＞

東京都江東区は、平成17年度から21年度までの間に、空家となった37戸の区営住宅について入居者を募集しており、その募集戸数に対する応募倍率は96.0倍となっていた。しかし、同区は、20年度末現在で5年以上連続して認定されている収入超過者23戸に対して、明渡努力義務がある旨の文書による通知や、明渡しのための面談、区内に整備されている他の公的資金により整備された住宅のあっせんなどの措置をいずれも行っておらず、これらの収入超過者は、引き続き21年度末においても入居していた。また、この23戸のうち12戸は、20年度まで10年以上連続して収入超過者として認定されていた。

(3) 収入未申告者に対する収入超過者又は高額所得者の認定の状況

事業主体は、収入を適切に申告して収入超過者又は高額所得者として認定された者との公平を欠くことのないよう、収入未申告者に対して確実に収入調査を行うとともに、その結果、これらの者の要件を満たす収入があることを把握した場合にはその認定を適切に行う必要がある。

しかし、収入調査により収入超過者又は高額所得者の要件を満たす収入があることを把握していながらその認定を行っていないものが、37事業主体で645戸(検査対象の収入未申告者8,173戸に対する割合7.9%)見受けられた。また、103事業主体の990戸(同12.1%)については、収入調査自体を行っていないかった。そこで、本院が改めて調査を求めたところ、収入超過者又は高額所得者の要件を満たす収入があるものが、40事業主体

で154戸(収入調査が行われていなかった収入未申告者990戸に対する割合15.6%)見受けられた。

(改善を必要とする事態)

上記のとおり、高額所得者等に対する明渡しの促進等の措置が適切に実施されておらず、本来の施策対象者ではない入居収入基準を超える者が入居し続けていて、整備された公営住宅が住宅に困窮する低額所得者のために有効に活用されていない事態は適切とは認められず、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

- ア 事業主体において、公営住宅法の趣旨を踏まえて高額所得者等に対する明渡しの促進等の措置を適切に実施し、整備した公営住宅を住宅に困窮する低額所得者のために有効に活用することについての認識が十分でないこと
- イ 貴省において、公営住宅に対する高い需要や高額所得者等の特別の事情の有無等を踏まえて高額所得者等に対する明渡しの促進等の措置を適切に実施することについての事業主体に対する周知徹底が十分でないこと、また、その措置の確実な実施を確保するための方策を講じていないこと

3 本院が表示する意見

国及び地方公共団体の協力の下に整備されている公営住宅は、これまで住宅に困窮する低額所得者等の居住の安定を確保する住宅セーフティネットとして中心的な役割を果たしてきており、長期にわたる景気の低迷や高齢者世帯の増加等を背景として、今後ともその重要性は増していくものと思料される。

については、貴省において、次のような処置を講ずることにより、公営住宅を真に住宅に困窮する低額所得者の居住の安定を確保するために有効に活用するよう意見を表示する。

- ア 事業主体に対して、地域における公営住宅の需要や入居者の特別の事情の有無等を踏まえて、高額所得者等に対する明渡しの促進等の措置を適切に実施し、公営住宅の管理を適正に行うようより一層の周知徹底を図ること
- イ 事業主体に対して、高額所得者等に対する明渡請求等の措置の実施状況やこれらの明渡しの促進等の措置を講じたことによる明渡実績等を定期的に報告させること
- ウ イの報告内容や措置が十分に実施されていないと認められる事業主体を公表したり、当該事業主体に対して適切に措置を実施するよう技術的な助言を行ったりするなどして、法令等に定める措置の確実な実施を促すこと

(注1) 1か月当たりの収入 入居者及び同居者の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例に準じて算出した所得金額の合計から一定の控除をした額を12で除した額

(注2) 24都道府県 東京都、北海道、大阪府、秋田、栃木、千葉、神奈川、新潟、山梨、静岡、愛知、三重、滋賀、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、高知、福岡、佐賀、熊本、大分、沖縄各県

(注3) 11都道府県 東京都、北海道、大阪府、栃木、神奈川、愛知、滋賀、和歌山、岡山、山口、大分各県

(11) ダム建設事業における費用対効果分析の算定方法を明確にするなどして、費用対効果分析が適切に実施されるよう意見を表示したもの

所管、会計名及び科目	国土交通省所管 一般会計 (組織)国土交通本省(平成 11 年度以前は建設省所管 一般会計 (組織)建設本省) (項)都市水環境整備事業費 等 社会資本整備事業特別会計(治水勘定)(平成 19 年度以前は、治水特別会計(特定多目的ダム建設工事勘定)) (項)多目的ダム建設事業費 等 独立行政法人水資源機構(平成 15 年 9 月 30 日以前は水資源開発公団)一般勘定 (項)ダム等建設費 等	
部 局 等	国土交通本省(平成 13 年 1 月 5 日以前は建設本省)	
事業及び補助の根拠	河川法(昭和 39 年法律第 167 号)等	
ダム建設事業の概要	流水を貯留することにより河川水量の調節を行って下流域の洪水被害を軽減させるなどのためにダムを建設する事業	
費用対効果分析を行っている建設中のダム数	66 ダム(直轄 23 ダム、機構 5 ダム、補助 38 ダム)	
上記のダムに係る平成 21 年度末までに支出された事業費	直轄 23 ダム	2 兆 3650 億円(背景金額)
	機構 5 ダム	4841 億円(背景金額)
	補助 38 ダム	6120 億円
	うち国庫補助金交付額	2875 億円(背景金額)

【意見を表示したものの全文】

ダム建設事業における費用対効果分析について

(平成 22 年 10 月 28 日付け 国土交通大臣あて)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 ダム建設事業における費用対効果分析等の概要

(1) ダム建設事業の概要

貴省及び独立行政法人水資源機構(以下「機構」という。)は、河川法(昭和 39 年法律第 167 号)、特定多目的ダム法(昭和 32 年法律第 35 号)等に基づき、ダムの建設事業を実施している。また、都道府県も、河川法に基づき自ら管理する一級河川の指定区間及び二級河川において国庫補助金の交付を受けてダムの建設事業を実施している。

ダムを建設する目的は、河川水量の調節を行って下流域の洪水被害を軽減させるための容量を確保すること、ダム下流域の河川の流水の正常な機能を維持するため、必要に応じて流水の占用、舟運、漁業、観光、流水の清潔の保持等を総合的に考慮して定められた流量を補給することができる容量(以下「不特定容量」という。)を確保することである。さらに、多目的ダムでは、ダムに貯水した流水を発電、水道用水、工業用水等に用いるための容量を確保することもその目的としている。

## (2) 費用対効果分析等の概要

### ア 再評価制度の概要

貴省は、公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の向上を図るため、平成10年以降、順次、事業評価に関する実施要領等を定めて、貴省所管の公共事業について、新規事業採択時評価、再評価及び完了後の事後評価を行うこととしている。

このうち、再評価は、現行の「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」(以下「再評価実施要領」という。)によると、事業採択後3年(直轄事業等)又は5年(補助事業)が経過した時点で未着工の事業、再評価実施後3年又は5年が経過している事業等について、費用対効果分析を含めた事業評価を行うものである。

再評価実施要領等によると、ダム建設事業の再評価は、直轄事業については貴省の関係地方整備局等が、機構が施行する事業については機構等が、補助事業については都道府県がそれぞれ実施主体となって行われるものである。再評価の実施主体は、学識経験者等の第三者から構成される事業評価監視委員会の意見を聴くなどして、施設規模等内容の見直しを含む事業の継続の方針又は中止の方針を決定するなどしている。そして、10年度から21年度までの間に行われた再評価の結果、事業の投資効果、社会経済情勢の変化、代替案の可能性等の評価項目ごとの評価を踏まえ、中止が決定されたダム建設事業等は104件に上っている。

ダム建設事業の再評価を実施する際の評価項目のうち事業の投資効果については費用対効果分析により評価することとされており、したがって、費用対効果分析は、再評価において事業の方針を決定する際の重要な評価項目の一つとなっている。

### イ 費用対効果分析等の概要

貴省は、費用対効果分析の実施に係る計測手法、考え方等に関して各事業分野において共通的に考慮すべき事項について、「公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針(共通編)」(以下「技術指針」という。)を策定している。

そして、貴省河川局は、河川事業及びダム建設事業について費用対効果分析を実施するための標準的な調査方法を定めた「治水経済調査マニュアル(案)」(以下「治水マニュアル」という。)を策定している。

ダム建設事業の費用対効果分析は、治水マニュアルによると、次のとおり行うこととされている。

- ① ダムの整備期間及びダム完成から50年間を評価対象期間とする。
- ② 費用については、ダム建設費(ダム建設に係る事業費のうち河川管理者として負担する費用。以下同じ。)をダムの整備期間中の各年に計上するとともに、ダム完成から50年間の各年における維持管理費を計上する。
- ③ 便益については、ダム完成から50年間の各年における年平均被害軽減期待額(ダムが完成することによって防止し得る洪水の被害額を毎年の便益として算定したもの)及び評価対象期間終了時点におけるダムの残存価値を計上する。
- ④ 費用及び便益については、計上した各年の金額を評価時点の金銭価値に換算(以下「現在価値化」という。)した額をそれぞれ合計して総費用と総便益を求め、その比率(費用便益比)を算出する。

また、不特定容量の便益については、治水マニュアルには記載されていないものの、貴省河川局の事務連絡「不特定容量、渇水対策容量を有するダムの事業評価について」によると、原則として代替法により算出して費用対効果分析を実施することとされている。<sup>(注1)</sup>

(注1) 代替法 評価対象とする事業と同様な便益をもたらす他の市場財で代替する場合に必要な費用で当該事業のもたらす便益を計測する手法

なお、貴省は、「できるだけダムにたよらない治水」への政策転換を進めるとの考え方にに基づき、21年12月に「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」を設置して、ダム本体工事に着手済みのものなどを除いたダムについて、同会議が示す「中間とりまとめ」に沿って個別に検証を行った上で、その後の事業の進め方について判断することとしている。

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点及び着眼点)

貴省では、10年度以降、貴省所管の公共事業について再評価を実施しているが、厳しい財政状況の下で、公共事業の見直しなどについて国民の関心が高まっていることから、ダム建設事業の再評価についても注目されている状況にある。そして、再評価においては、費用対効果分析が事業の継続又は中止の方針を決定する際の重要な評価項目の一つとなっている。

そこで、本院は、合規性、効率性、有効性等の観点から、ダム建設事業の再評価等における費用対効果分析は適切に行われているか、特に、費用及び便益の現在価値化は適切に行われているか、主要な便益である年平均被害軽減期待額及び不特定容量の便益の算定方法は適切か、維持管理費の算定方法は適切かなどに着眼して検査した。

### (検査の対象及び方法)

検査に当たっては、貴省本省、9地方整備局等<sup>(注2)</sup>、機構本社及び18道府県<sup>(注3)</sup>において会計実地検査を行った。

そして、費用対効果分析を行っている建設中の66ダム(国が事業主体となる23ダム(21年度末までの執行済額2兆3650億円)、機構が事業主体となる5ダム(同4841億円)、道府県が事業主体となる38ダム(同6120億円。このうち国庫補助金2875億円))を対象として、事業評価に関する資料等の書類により、費用及び便益の各項目の算定方法等について検査した。

(注2) 9地方整備局等 東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国、九州各地方整備局、北海道開発局

(注3) 18道府県 北海道、大阪府、青森、岩手、宮城、山形、千葉、新潟、岐阜、滋賀、和歌山、島根、岡山、広島、高知、福岡、佐賀、熊本各県

### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

#### (1) 現在価値化の方法について

技術指針等によると、費用対効果分析では、費用及び便益についてそれぞれ計上した金額を、再評価年度以前、以降にかかわらず、社会的割引率4%を用いて現在価値化することとされている。したがって、現在価値化すると、評価時点より前(過去)の年に計上され



た費用等は大きく算定されることとなり、他方、評価時点より後(将来)の年に計上された費用等は小さく算定されることとなる。

(注4) 社会的割引率 費用対効果分析において、費用や便益を現在(評価時点)の価値として統一的に評価するために用いられる比率

一方、治水マニュアルでは、評価時点より後に計上される費用及び便益を現在価値化する際に用いる社会的割引率については4%とするとされているものの、評価時点より前に計上される費用等を現在価値化する際に社会的割引率を用いることとするのかどうかについては明確に示されていない。

そして、評価時点より後に計上された費用及び便益については社会的割引率4%を用いて現在価値化しているものの、評価時点より前に計上されたダム建設費等については現在価値化していない事態が17ダム(直轄6ダム、機構1ダム、補助10ダム)において見受けられた。

しかし、技術指針等の記載を踏まえると、上記17ダムの評価時点より前に計上されたダム建設費等についても、社会的割引率4%を用いて現在価値化する必要があると認められる。

そこで、この17ダムの費用対効果分析について、評価時点より前に計上されたダム建設費等についても社会的割引率4%を用いて現在価値化することとして試算すると、現在価値化前の額に比べて総費用が最小で5.2%、最大で73.0%増加することとなり、中には費用便益比が大きく低下するダムや1.0を下回るダムが下記事例のとおり見受けられた。

#### <事例1>

九州地方整備局は、計画事業費425億円で昭和54年度から立野ダム建設事業に着手しており、平成32年度完成予定となっている。そして、同局は、20年度に同事業の再評価を行い、評価基準年を20年度として費用対効果分析を実施して、総便益2544億円、総費用450億円と算定し、費用便益比を5.7としていた。

この費用対効果分析において、評価時点より前に計上されたダム建設費については現在価値化していなかったことから、社会的割引率4%を用いて現在価値化することとして試算すると、総費用が754億円と増加することから費用便益比は3.4となり、同局が算定した費用便益比より2.3低下することとなる。

#### <事例2>

中国地方整備局は、計画事業費950億円で昭和60年度から殿ダム建設事業に着手しており、平成23年度完成予定となっている。そして、同局は、20年度に同事業の再評価を行い、評価基準年を19年度として費用対効果分析を実施して、総便益1008億円、総費用944億円と算定し、費用便益比を1.1としていた。

この費用対効果分析において、評価時点より前に計上されたダム建設費については現在価値化していなかったことから、社会的割引率4%を用いて現在価値化することとして試算すると、総費用は1069億円と増加することから、総費用が総便益を上回り、費用便益比は0.9となることとなる。

なお、貴省では、再評価の費用対効果分析において事業の継続又は中止の判断を行う場合には、事業継続による投資効率性を評価する「残事業の投資効率性」(事業を継続した場合に今後追加的に必要になる事業費と追加的に発生する便益のみを対象とした費用便益比)を用いると

しており、同事業の残事業の投資効率性は1.0以上となるとしている。また、同ダムでダム完成後の評価期間等の各年度に割り振って計上している不特定容量の便益(後記(2)参照)について、計上方法を変えてダム整備期間中の各年に割り振って計上すると、費用便益費は1.4となるとしている。

(2) 不特定容量の便益の算定及び計上方法について

前記の事務連絡では、不特定容量を有するダムの事業評価に当たっては、原則として、不特定容量の便益については代替法により算出することとされているが、その具体的な算定及び計上方法について記載はなく、治水マニュアルにおいても何ら言及されていない。

そして、不特定容量を有する61ダム(直轄20ダム、機構5ダム、補助36ダム)において、不特定容量の便益が総便益に占める割合は最小で1%、最大で81%となっており、また、不特定容量の便益の算定及び計上方法をみると、表1のとおりとなっている。すなわち、代替法により当該不特定容量のみを貯水するためのダムを建設する費用(以下「身替り建設費」という。)を推定して不特定容量の便益として算定しているもの、また、河川の水量を確保することによる河川環境の改善の効果等を不特定容量の便益としてCVM等<sup>(注5)</sup>により算定しているもののほか、不特定容量の便益を算定していないものも見受けられた。

(注5) CVM 仮想的市場評価法(Contingent Valuation Method)の略称。アンケート等を用いて事業効果に対する住民等の支払意思額を把握し、これをもって便益を計測する手法

表1 不特定容量の便益の算定及び計上方法 (単位: ダム数)

態 様	区 分	直轄	機 構	補 助	計
不特定容量の便益を算定しているもの		20	4	33	57
身替り建設費を推定して便益を算定しているもの		18	2	33	53
身替り建設費をダム整備期間中の各年度に割り振って計上して現在価値化しているもの		8	—	19	27
身替り建設費をダム完成の翌年度等にまとめて計上して現在価値化しているもの		—	—	5	5
身替り建設費をダム完成後の評価期間等の各年度に割り振って計上して現在価値化しているもの		7	—	—	7
身替り建設費をダム整備期間中に割り振り、当該不特定容量のダムの維持管理費を加えるなどして計上しているもの		1	—	8	9
その他		2	2	1	5
CVM等により便益を算定しているもの		2	2	—	4
不特定容量の便益を算定していないもの		—	1	3	4
合 計		20	5	36	61

そして、上記のうち、身替り建設費を推定して不特定容量の便益を算定しているダムについて、当該便益が計上される時点及び方法をみると、身替り建設費をダム整備期間中の各年度に割り振って計上したり、ダム完成の翌年度等にまとめて計上したり、ダム完成後の評価期間(50年間)等の各年度に割り振って計上したりしている状況となっていた。

その結果、身替り建設費をダム整備期間中の各年度に割り振って計上すると評価時点より前の期間が含まれるため現在価値化後の便益は比較的大きく算定されるのに対し、ダム

完成の翌年度等にまとめて計上すると評価時点より後であるため現在価値化後の便益はこれより小さく算定されることとなる。また、身替り建設費をダム完成後の評価期間(50年間)等の各年度に割り振って計上すると、現在価値化後の便益は更に小さく算定されることとなる。

これらについて事例を示すとともに、各事例のダムの不特定容量の便益について、他の事例の方法により便益を計上し現在価値化することとして試算すると、現在価値化後の便益と費用便益比は、表2のとおりとなり、計上方法によっては費用便益比が1.0を下回るものも見受けられた。

表2 不特定容量の便益についての事例及び試算

事例 ①実施 主体名 ②ダム名 ③評価年度 ④身替り建設費	方法等		<事例4>の方法 ダム完成の翌年度に まとめて計上		<事例5>の方法 ダム完成後の評価期 間の各年度に割り 振って計上	
	<事例3>の方法 整備期間中の各年度 に割り振って計上	費用便 益比	現在価値化 後の不特定 容量の便益 (増減比率)	費用便 益比	現在価値化 後の不特定 容量の便益 (増減比率)	費用便 益比
<事例3> ①宮城県 ②長沼ダム ③20年度 ④460億円	707億円 (1.5倍)	1.1	363億円 (0.7倍)	0.9	162億円 (0.3倍)	0.7
<事例4> ①大阪府 ②安威川ダム ③19年度 ④254億円	245億円 (0.9倍)	3.7	164億円 (0.6倍)	3.7	73億円 (0.2倍)	3.6
<事例5> ①北海道開発局 ②新桂沢ダム及び 三笠ぼんべつダム ③17年度 ④313億円	300億円 (0.9倍)	1.8	203億円 (0.6倍)	1.7	90億円 (0.2倍)	1.6

注(1) 太線枠内は各実施主体の算定

注(2) 増減比率は、現在価値化後の不特定容量の便益を身替り建設費で除した比率

このように、不特定容量の便益については、事業評価の実施主体において算定及び計上方法が区々となっており、その相違により費用対効果分析の結果が大きく異なってくることから、算定及び計上方法を確立するよう検討する必要があると認められる。

(3) <sup>たい</sup>堆砂除去費の計上方法について

治水マニュアルでは、ダム建設事業の費用対効果分析における費用として、ダム建設費及びダム完成から50年間の維持管理費を計上することとなっている。また、「毎年定常的に支出される除草等の維持管理費とポンプの運転経費や10年毎等定期的に支出される設備交換費等の費用(突発的・定期的な維持管理費)を50年間にわたり見積ることを基本とする」とされているが、ダムに堆積する土砂の除去費を計上すべきかどうかについては明確に示されていない。

そして、建設中の66ダムの費用対効果分析における維持管理費は、周辺ダムの年間維持管理費の平均を参考にするなどして算定されているが、当該年間維持管理費の中に堆砂除去費が含まれているかどうかは明確でなく、また、堆砂除去費を当該年間維持管理費の算定とは別途に見積って計上しているダムは見受けられなかった。

そこで、管理中の293ダム(直轄81ダム、機構22ダム、補助190ダム)の土砂の堆積状況をみると、表3のとおり、堆砂を想定している堆砂容量内だけではなく、有効貯水容量内にも堆積している状況となっていた(参考図参照)。

(参考図)

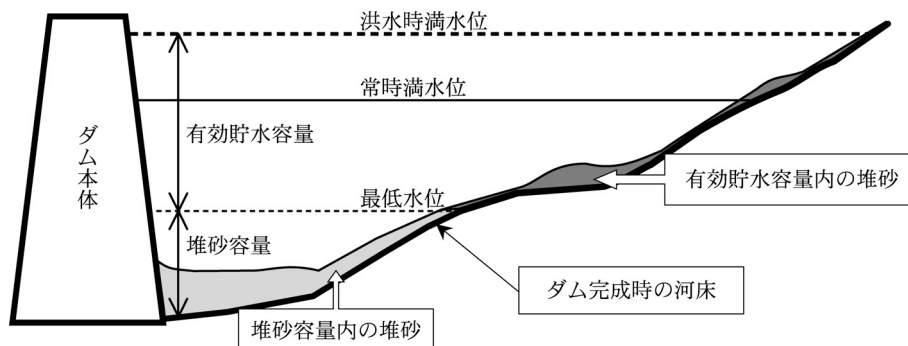


表3 ダムごとの有効貯水容量内に堆砂の占める割合の平均 (単位: %)

管理開始からの経過期間	経過期間				
	10年以下	10年超 20年以下	20年超 30年以下	30年超 40年以下	40年超 50年以下
堆砂の割合	1.2	1.4	1.9	3.2	6.4

一方、堆砂量の増加状況等に応じて、その堆積した土砂の一部を除去している事態が、67ダム(直轄28ダム、機構12ダム、補助27ダム)において計2885万 $\text{m}^3$ 見受けられた。そして、この堆砂の除去費用については、21年度に20,500 $\text{m}^3$ の堆砂を除去した工事の1 $\text{m}^3$ 当たり単価(直接工事費で3,000円)を用いて試算すると865億円となる。

このように、管理中のダムにおいて、有効貯水容量内に堆砂していること及び堆砂を除去しているものがあることを踏まえ、費用対効果分析を行う際の堆砂除去費の取扱いについて検討する必要があると認められる。

#### (4) 生起確率が高い降雨に伴う洪水の想定被害額と実際の水害被害額との比較について

治水マニュアルによると、年平均被害軽減期待額の具体的な算定方法は、次のとおりとされている。

- ① 生起確率が異なる6ケース程度の洪水の流量等を設定する。すなわち、一定の期間中に起こることが想定される降雨、具体的には、5年に1回、10年に1回等の生起確率が異なる6ケース程度の降雨に伴う洪水の流量等について、流域における雨水の流出状況等を考慮して算定する。
- ② 各ケースについて、計画上被害最大となる状況を想定して洪水による破堤地点等を設定し、氾濫シミュレーション等により洪水の被害額(以下「想定被害額」という。)を算定する。そして、想定被害額がダム建設事業の実施によりどれだけ軽減するかを算定し、確率処理をすることにより年平均被害軽減期待額を算定する。

この年平均被害軽減期待額の算定に当たり、5年に1回の生起確率の降雨に伴う洪水被害が発生すると想定している39ダム(直轄16ダム、機構2ダム、補助21ダム)の想定被害額について、<sup>(注6)</sup>水害統計により、過去10年間の当該ダムの下流域の水害の実績と対比したところ、次のとおりとなっていた。

(注6) 水害統計 貴省河川局が、毎年、全国で発生した水害による被害状況を取りまとめた統計資料

すなわち、10年から19年までの10年間に発生した水害のうち、特定の台風に伴う降雨等、一連の降雨に伴う被害額が最大のもの(以下「最大水害被害額」という。))を選定し、ダム建設事業を実施しない場合の想定被害額のうち生起確率が5年に1回の降雨に伴う想定被害額(以下「1/5想定被害額」という。))と比較したところ、表4のとおりとなっていた。

表4 最大水害被害額と1/5想定被害額の比較

最大水害被害額が1/5想定被害額を下回っているダム数	28
うち最大水害被害額が1/5想定被害額の10%未満	20
最大水害被害額が1/5想定被害額を上回っているダム数	11
合                    計	39

上表のとおり、39ダムのうち28ダムについては、年平均被害軽減期待額の算定に当たり、5年に1回の生起確率の降雨に伴い発生すると想定している洪水被害が過去10年間において一度も発生しておらず、このうち20ダムについては、過去10年間における最大水害被害額が1/5想定被害額の10%に満たない状況となっていた。

また、年平均被害軽減期待額の算定に当たり、2年に1回の生起確率の降雨に伴う洪水でも被害が発生すると想定している8ダムのうち6ダムについては、過去10年間における最大水害被害額が2年に1回の生起確率の降雨に伴う想定被害額を下回っていた。

このように、年平均被害軽減期待額の算定の基礎となる生起確率が高い降雨に伴う想定被害額については、過去における実際の水害の被害額を上回っているものが多く見受けられた。

想定被害額は、特定の生起確率の降雨に伴う洪水の被害額について、計画上被害最大となる状況を想定して破堤地点を設定するなど、一定の条件に基づき氾濫シミュレーションを行うなどして想定されるものであり、実際に発生した水害の被害額と単純に比較できるものではないが、上記の状況を踏まえ、年平均被害軽減期待額の便益の算定方法をより合理的なものとするよう検討する必要があると認められる。

#### (改善を必要とする事態)

ダム建設事業の費用対効果分析において、評価時点より前に計上されたダム建設費等について社会的割引率を用いて現在価値化していなかったり、不特定容量の便益の算定及び計上方法が区々となっていたりしている事態は適切とは認められず、改善の要があると認められる。また、維持管理費の算定に当たり堆砂除去費を計上しているかどうか明確でなかったり、年平均被害軽減期待額の算定の基礎となる生起確率が高い降雨に伴う想定被害額が過去における実際の水害の被害額を上回っているものが多く見受けられたりしている事態についても改善の要があると認められる。

#### (発生原因)

このような事態が生じているのは、事業評価の実施主体において費用対効果分析の適切な実施についての認識等が必ずしも十分でないことにもよるが、貴省において、費用対効果分析の適切な算定方法について検討が必ずしも十分でなく、これを明確に示していないことなどによると認められる。

### 3 本院が表示する意見

ダム建設事業は、長期にわたり実施され事業費も多額に上ることから、再評価等の公共事業評価の際に事業の必要性等について適切に検討することが重要であり、そのためには、事業の投資効果を分析する費用対効果分析が適切な算定方法に基づき行われることが必要不可欠である。

については、貴省において、ダム建設事業の費用対効果分析がより適切な算定方法に基づき行われるようにするため、次のような処置を講ずるよう意見を表示する。

- ア 評価時点より前に計上されるダム建設費等について、社会的割引率を用いて現在価値化することを明確にすること
- イ 不特定容量の便益について、算定及び計上方法を確立するよう検討すること
- ウ 費用対効果分析における堆砂除去費の取扱いについて検討すること
- エ 年平均被害軽減期待額の便益の算定方法をより合理的なものとするよう検討すること
- オ 費用対効果分析における費用及び便益の各項目の具体的な算定方法等について、事業評価の実施主体に対して周知徹底するとともに、費用対効果分析の算定が適切に行われていることを検証する仕組みを整備すること

- (12) 公共事業支援システムの最適化計画について、最適化の実施内容の再検証を行い、費用対効果に留意しつつ、最適化の実施に係る経費を有効かつ効率的に活用するために必要な見直し等を行うよう意見を表示したもの

会計名及び科目	一般会計（組織）国土交通本省（項）国土交通本省共通費 等 社会資本整備事業特別会計（治水勘定） （項）都市水環境整備事業費 等 （道路整備勘定） （項）道路環境改善事業費 等 （港湾勘定） （項）港湾事業費 等 （空港整備勘定） （項）空港整備事業費 等 （業務勘定） （項）業務取扱費
	〔平成19年度以前は、 一般会計（組織）国土交通本省（項）国土交通本省 等 治水特別会計（治水勘定）（項）河川事業費 等 道路整備特別会計（項）道路事業費 等 港湾整備特別会計（港湾整備勘定） （項）北海道港湾事業費 空港整備特別会計（項）北海道空港整備事業費〕

部 局 等	国土交通本省
府省共通業務・システム最適化計画の概要	府省等の業務・システムについて、業務や制度の見直し、システムの共通化・一元化、業務の外部委託等を内容とし、併せてこれらによる経費や業務処理時間の削減効果を数値で明示した計画
システムを分散して運用しているなど、最適化が十分でない公共事業支援システムの最適化の実施等に係る経費	9億2918万円(背景金額)(平成17年度～21年度)

本院は、府省共通業務・システムの最適化計画の策定や最適化の実施状況等について、平成22年10月28日に内閣総理大臣及び国土交通大臣に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

これらの意見表示の内容は、内閣及び国土交通省それぞれの検査結果に応じたものとなっており、このうち、国土交通大臣に表示した意見は以下のとおりである。また、内閣総理大臣に表示した意見は56ページの内閣の項に掲記している。

【意見を表示したものの全文】

府省共通業務・システムである公共事業支援システムの最適化計画の実施状況等について

(平成22年10月28日付け 国土交通大臣あて)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 府省共通業務・システムの最適化計画等の概要

(1) 最適化計画の策定等の状況

政府は、簡素で効率的な政府の実現を図るため、府省等の業務・システムについて、業務や制度の見直し、システムの共通化・一元化、業務の外部委託等を内容とし、併せてこれらによる経費や業務処理時間の削減効果の試算(以下「削減効果」という。)を数値で明示した最適化計画を策定し、最適化計画に定められた最適化の実施内容や最適化工程表等に基づき、業務・システムの最適化を着実に実施することとしている。

そして、業務・システムの最適化について、政府全体として整合性を確保しつつ実施していくため、最適化に係る作業の統一的な実施手順を定めた「業務・システム最適化指針(ガイドライン)」(平成18年3月各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定。以下「最適化ガイドライン」という。)等を策定している。

最適化ガイドラインによると、業務・システムの最適化は、一過性のものではなく、最適化実施及びその評価を通じて不断の改善を行っていくことが重要であり、そのためには、PDCA(Plan(計画)-Do(実施)-Check(評価)-Act(改善))サイクルの確立が極めて重要となるとしている。

最適化計画のうち、各府省等に共通する業務・システム(関係府省が一部のものを含む。以下「府省共通業務・システム」という。)の最適化計画は、政府の高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部に置かれている各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議で決定されている。そして、貴省が担当府省として最適化計画案の作成、システムの開発等を行っている公共事業支援システム(官庁営繕業務を含む。以下同じ。)について、平成17年度から21年度までの間に要した最適化の実施等に係る経費は、計9億2918万余円となっている。

(注) 最適化の実施等に係る経費 各府省共通業務・システムに関するシステム開発費、保守・運用費、機器の賃借費等の支出金額で、貴省の公共事業支援システムのみに係る経費であり、他のシステムと共用している機器に係る経費等は除いている。

## (2) 公共事業支援システムの最適化計画

### ア 最適化の実施内容

公共事業支援システムの最適化の実施内容の概要は、以下のとおりとなっている。

#### ① 入札情報公表サイトの一元化

既存の一元公表システムを活用して、各府省の入札情報を横断的に検索が可能なウェブサイトを設置し、国民及び入札参加希望者の情報収集の手間を軽減する。

#### ② 入札関連情報の電子的配布による提供

入札説明書及び図面等を入札参加希望者に電子的に配布するシステムを整備し、入札説明書等の配布窓口への訪問に要する手間を軽減する。また、貴省で構築する「入札説明書等ダウンロードシステム」を他府省に提供し、システム開発費用の重複を軽減する。

#### ③ 契約手続において共通化し得る業務の電子化

各府省における契約に係る事務手続について、共通化し得る手続を電子化する一元的な「電子契約システム(工事・業務)」を構築・管理し、システム開発費用等の重複投資を排除する。また、総務省が開発する「電子契約システム(物品・役務)」の利用や調達関連システムとの連携によって、更なるシステム開発費用の軽減等を図る。

#### ④ 業務・工事に関する電子成果品の保管管理システムの改良・導入

電子成果品の保管管理システムを導入していない省に対し、安価にシステム導入が図れるよう、既に構築されたシステムを無償公開し、重複して発生するシステム開発費用を軽減する。

### イ 最適化の実施による効果

入札情報公表サイトの一元化及び入札関連情報の電子的配布による提供によって、年間約1.3億円の運用経費及び約4.2億円の開発経費の削減が、また、契約手続において共通化し得る業務の電子化及び業務・工事に関する電子成果品の保管管理システムの改



良・導入によって、年間約 18.0 億円の運用経費及び約 23.4 億円の開発経費の削減並びに年間延べ約 510 日の削減業務処理時間が見込まれるとしている。

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、18 年 10 月に、参議院からの検査要請に基づき、「各府省等におけるコンピュータシステムに関する会計検査の結果について」として検査結果を報告し、今後とも多角的な観点から検査を実施していくとしている。

前記の検査要請に基づく検査結果の報告から 3 年以上が経過し、この間、運用を開始したり、最適化計画が改定されたり、削減効果等が見直されたりしている府省共通業務・システムがあることなどを踏まえて、本院は、経済性、効率性、有効性等の観点から、公共事業支援システムの最適化計画の策定や最適化の実施は適切に行われているかなどに着眼して検査を行った。

検査に当たっては、担当府省である貴省及び高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部に関する事務を処理する内閣官房において、最適化計画の進ちょく状況、削減効果の算定等について関係資料により実地に検査を行うとともに、貴省から最適化の実施等に係る調書の提出を受けて検査を実施した。

### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

#### (1) 公共事業支援システムの最適化の状況

貴省が、入札情報公表サイトの一元化のために運用している公共調達検索ポータルサイト、入札関連情報の電子的配布による提供のために運用している入札説明書等ダウンロードシステム及び業務・工事に関する電子成果品の保管管理のために運用している電子納品・保管管理システムの 3 システムについて、貴省における利用の状況等を検査したところ、以下のような事態が見受けられた。

##### ア システムの運用について一元化による効率化を検討していないもの

システムの運用についてみると、入札説明書等ダウンロードシステムは全国 11 か所に、また、電子納品・保管管理システムは全国 12 か所に、それぞれサーバ等の機器が分散して設置されており、各地方整備局等がそれぞれ独自に運用していた(表参照)。

そして、貴省は、最適化に当たり、上記のようにサーバ等の機器を地方整備局等に分散して設置して運用する場合と、本省等に集約するなどして全国を一元化したシステムを運用する場合との経済性や効率性等の比較、検討を行っていないかった。

表 国土交通省における公共事業支援システムの利用状況

国土交通省の部局		システム名	公共調達検索ポータルサイト(一元的な入札情報公表サイト)	入札説明書等ダウンロードシステム	電子納品・保管管理システム
本省	大臣官房官庁営繕部	入札情報サービス	入札情報サービス	電子入札施設管理センター(1か所)	<利用せず>
	航空局	<利用せず>	<利用せず>	<利用せず>	<利用せず>
地方整備局(全国8か所)	港湾空港部	港湾空港関連入札・契約情報	港湾空港関連入札・契約情報	国土技術政策総合研究所(1か所)	国土技術政策総合研究所(1か所)注(1)
	営繕部	入札情報サービス	入札情報サービス	各地方整備局(8か所)	<利用せず>
	上記以外の部局				各地方整備局(8か所)
北海道開発局	港湾空港部	入札情報サービス	入札情報サービス	北海道開発局(1か所)	国土技術政策総合研究所(1か所)注(2)
	営繕部				<利用せず>
	上記以外の部局				北海道開発局(1か所)
地方航空局(全国2か所)		<利用せず>	<利用せず>	<利用せず>	各地方航空局(2か所)注(3)
海上保安庁		<利用せず>	<利用せず>	<利用せず>	<利用せず>
備考		入札情報公表サイトは2種類	入札情報公表サイトは2種類	( )内はサーバの設置箇所数 計11か所	( )内はサーバの設置箇所数 計12か所 注(1)、注(2)は同一サーバ 注(3)地方整備局及び北海道開発局の港湾空港部が行った空港関係分も各地方航空局で保管管理している。

イ システムの利用について一元化の検討を十分に行っていないもの

前記3システムの利用実態について検査したところ、次のように、システムの利用が区々となっていて、最適化に当たって、システムの利用について一元化の検討を十分に行っていない状況となっていた(表参照)。

① 入札情報公表サイトは、全国の8地方整備局の港湾空港部が発注する港湾空港関係の公共事業に関するサイトとそれ以外の公共事業に関するサイトとに分かれていて、二つの異なるシステムが運用されており、相互に検索ができないシステムとなっている。また、本省航空局、地方航空局及び海上保安庁が発注する公共事業は、上記いずれのサイトにおいても検索することができない状況となっている。

② 入札説明書等ダウンロードシステムは、本省航空局、地方航空局及び海上保安庁が

利用していない。ただし、このうち本省航空局及び地方航空局については同システムの導入を検討中であるとしている。

- ③ 電子納品・保管管理システムは、本省大臣官房官庁営繕部、本省航空局、各地方整備局営繕部、北海道開発局営繕部及び海上保安庁が利用していない。ただし、このうち、海上保安庁を除く各部局は今後の対応について検討中であるとしている。

## (2) 公共事業支援システムの最適化計画についての見直しの必要性

最適化ガイドラインによれば、複数の府省、部局、課室等で同様の処理が行われている業務については、当該業務の全部又は一部について情報システムを活用し、同一の業務処理方法を適用する場合は、情報システムの一元化・集中化を図り、汎用的な一つの情報システムを関係する複数の府省、部局、課室等で共同利用することとされている。

しかし、現状の公共事業支援システムの最適化は、前記のように、システムを各地域ごとに分散して運用していて、それらのシステムを一元化することによって効率化を図るための検討を行っていなかったり、システムの利用の一元化の検討を十分に行っていなかったりして、事務処理の電子化・共通化等による簡素で効率的な政府の実現という最適化計画本来の目的を十分に達成していない状況にあり、最適化の実施内容についての再検証とともに最適化計画の見直しが必要であると認められる。

### (改善を必要とする事態)

公共事業支援システム(17年度から21年度までの最適化の実施等に係る経費計9億2918万余円)において、各システムを分散して運用しているなどの事態は、最適化が十分でなく、改善の要があると認められる。

### (発生原因)

このような事態が生じているのは、PDCAサイクルによる管理の中で、貴省において、公共事業支援システムにおける最適化の実施内容の検討を十分行っていないことなどによると認められる。

## 3 本院が表示する意見

政府は、今後とも府省共通業務・システムの最適化の取組を進めていくとしており、最適化の実施等に必要な経費も多額に上ることが見込まれている。そして、最適化の取組において、PDCAサイクルを適切に確立し、最適化計画の策定や最適化の実施を適切に行うことが求められる。

については、貴省において、公共事業支援システムの最適化計画について、最適化の実施内容の再検証を行い、費用対効果に留意しつつ、最適化の実施に係る経費を有効かつ効率的に活用するために必要な見直し等を行うよう意見を表示する。

- (13) 社会資本整備事業で整備した施設に係る長寿命化事業の実施について、長寿命化計画の策定及び施設情報の管理が適切に行われ、施設の維持管理、更新が計画的かつ効率的に実施されるよう意見を表示したもの

会計名及び科目	(1) 社会資本整備事業特別会計(道路整備勘定) (項) 地域連携道路事業費 (項) 北海道地域連携道路事業費 (項) 沖縄地域連携道路事業費 (平成19年度は、道路整備特別会計 (項) 道路事業費)
	(2) 社会資本整備事業特別会計(港湾勘定) (項) 港湾事業費 (項) 北海道港湾事業費 (項) 離島港湾事業費 (項) 沖縄港湾事業費
	(3) 一般会計 (組織) 国土交通本省 (項) 港湾事業費 社会資本整備事業特別会計(港湾勘定) (平成19年度は、港湾整備特別会計(港湾整備勘定)) (項) 港湾事業費 (項) 北海道港湾事業費 (項) 沖縄港湾事業費 (項) エネルギー・鉄鋼港湾施設工事費 〔平成19年度は、港湾整備特別会計(特定港湾施設工事勘定)〕 (項) エネルギー港湾施設工事費
部 局 等	9 地方整備局等
補助及び事業の根拠	(1) 道路法(昭和27年法律第180号)、予算補助 (2) 港湾法(昭和25年法律第218号)等 (3) 港湾法(昭和25年法律第218号)等
補助事業者(事業主体)	(1) 19都府県、11政令指定都市、256市町村 計286事業主体 (2) 14都府県、5政令指定都市、4市等 計23事業主体 (1)及び(2)の純計 290事業主体
長寿命化事業等の概要	(1)(2) 事業主体が整備した道路橋及び係留施設等の予防保全的管理のために、施設ごとの点検、調査及び補修の実施時期等を定めた長寿命化計画を策定等するもの (3) 国が整備した港湾施設について、長寿命化計画を策定等するもの
上記の事業主体が実施した長寿命化事業の事業費	(1) 41億8587万余円(平成19年度～21年度) (2) 5億9598万余円(平成20、21両年度) 計 47億8186万余円(平成19年度～21年度)

上記に対する国庫補助金交付額	(1)	20億6610万円
	(2)	2億5378万円
	計	23億1989万円(背景金額)
国が整備した港湾施設に係る長寿命化計画の策定等事業費	(3)	12億3227万円(背景金額)(平成19年度～21年度)

【意見を表示したものの全文】

**社会資本整備事業で整備した施設に係る長寿命化事業の実施について**

(平成22年10月28日付け 国土交通大臣あて)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 施設の維持管理及び更新の概要

(1) 施設の維持管理

国は、社会資本整備重点計画法(平成15年法律第20号)に基づき、社会資本整備事業を重点的、効果的かつ効率的に推進するため、平成20年度から24年度までを計画期間とする「社会資本整備重点計画」(平成21年3月31日閣議決定)を策定している。

そして、貴省は、上記の計画に基づき、社会資本整備事業で整備した道路施設、港湾施設、下水道施設、河川管理施設等の維持管理や更新の在り方について、施設に損傷等が発生した後に対処する従来の事後的な管理から、施設を定期的に点検、調査して、致命的欠陥が発現する前に速やかに対処する予防保全的管理への転換を図り、施設の寿命を延ばし、ライフサイクルコストの縮減を図ることとしている。

(2) 社会資本整備事業における長寿命化の取組

貴省は、社会資本整備事業で整備した施設について、その重要性や規模に応じた計画的な維持管理を行い、長寿命化を実現するために、期間を限って長寿命化のための計画を策定したり、計画的な改築を行ったりすることとしている。

そして、道路整備事業及び港湾整備事業(以下、これらを合わせて「2事業」という。)においては、他の社会資本整備事業に先行して、道路橋及び係留施設等の土木構造物を対象に予防保全的管理の基本となる長寿命化のための計画(以下「長寿命化計画」という。)の策定に要する費用等を補助する国庫補助事業をおおむね5年間の期間に限り導入している。

この長寿命化計画には、今後に行われる施設ごとの点検、調査及び補修の内容や実施時期等を具体的に定めることとなっている。また、同計画策定のために行った点検結果から得られた施設の損傷状況、劣化の進行予測や計画策定によるコストの縮減効果についても記載することとなっている。そして、施設管理者は同計画に基づき優先順位の高いものから点検、調査及び補修を行うなど計画的に施設の維持管理を行うこととされ、これにより、施設のライフサイクルコストの縮減を図っていくこととしている。

なお、長寿命化計画の策定には、上記のようにコストの縮減効果を算出するなど専門知識が必要とされることから、一般に、計画の策定は専門業者へ委託して行われている。

2 事業における施設管理者及び長寿命化のための国庫補助事業の概要は、以下のとおりである。

#### ア 道路整備事業

道路橋等の道路施設は、道路法(昭和27年法律第180号)に基づき、政令で指定する国土交通大臣が維持管理する区間以外の一般国道と都道府県道については都道府県及び政令指定都市(以下、政令指定都市を「政令市」という。)が、市町村道については市町村が各々道路管理者として維持管理することとされている。

そして、貴省は、19年度に、都道府県及び政令市は23年度までを、市町村は25年度までを事業期間として、事業主体ごとに策定する道路橋の長寿命化計画の策定及び同計画策定のために行う施設の点検に要する費用の一部を補助する長寿命化修繕計画策定事業(以下「長寿命化事業」という。)を導入している。

#### イ 港湾整備事業

港湾施設は、港湾法(昭和25年法律第218号)に基づき、地方公共団体等が港湾管理者として維持管理することとされている。そして、地方公共団体等は、自ら設置した港湾施設のほか、国が整備した港湾施設(以下「国有港湾施設」という。)についても、国との間で締結した管理委託契約に基づいて維持管理することとされている。

また、港湾の施設の技術上の基準を定める省令(平成19年国土交通省令第15号)の改正(平成19年4月1日施行)に伴い、港湾管理者は、港湾施設の設置者が策定した長寿命化計画に基づき当該施設を維持管理することとされた。これにより、国有港湾施設については、国が長寿命化計画を策定し、港湾管理者は国が策定した同計画に基づき国有港湾施設を維持管理することとなった。

そして、貴省は、20年度に、原則として24年度までを事業期間として、港湾管理者が自ら設置した係留施設等について、施設ごとに策定する長寿命化計画の策定及び同計画策定のために行う施設の損傷や劣化状況の点検、調査に要する費用の一部を補助する長寿命化計画策定事業(以下、道路整備事業における長寿命化修繕計画策定事業と同様に「長寿命化事業」という。)を導入している。

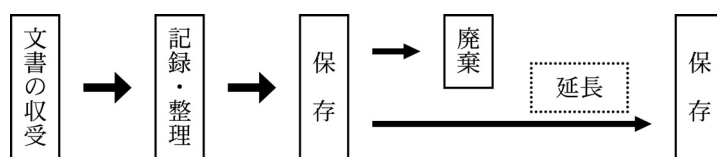
### (3) 維持管理、更新に必要なデータの管理

長寿命化事業の実施に当たっては、長寿命化計画の内容をよりの確なものとするため、施設の諸元データのほか、過去に実施した点検データや計画策定のために行った点検、調査結果のデータ、施設の補修内容等の施設情報を適切に記録、整理し、保存することが重要であり、また、策定した長寿命化計画に基づく施設の維持管理に当たっても、今後の長寿命化計画の検証、見直しに資するために、点検データ等の重要な施設情報を適切に記録、整理し、保存することが重要となる。このことから、これらの重要な施設情報については、施設を維持管理し、更新するまでの期間にわたって適時適切に活用されるよう、事業主体において記録、整理していくことが必要である。

また、地方公共団体等においては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)の制定を契機として、職務上使用する文書(以下「公文書」という。)の管理

について定めた文書管理規程等において、公共事業の実施に伴って取得した書類、設計図書等についても公文書としてその内容に応じた保存期間や保存場所を一般に定めている。

図 地方公共団体における一般的な文書管理の流れ



## 2 本院の検査結果

### (検査の観点及び着眼点)

我が国の厳しい財政状況の下、高度経済成長期に多数整備された施設は、老朽化が進行し、その割合が増大していく状況にあることから、今後は、従来の事後的管理から予防保全的管理を前提とした効率的な施設の維持管理をより着実に推進して、施設の寿命を延ばし、ライフサイクルコストの縮減を図ることが必要とされている。

そこで、本院は、長寿命化事業が先行して導入され、比較的進ちよくしている2事業において、効率性、有効性等の観点から、長寿命化計画は適切に策定されているか、また、点検データ等の重要な施設情報は適切に管理され、有効に活用されて、今後の効率的な維持管理、更新に資するものとなっているかなどに着眼して検査した。

### (検査の対象及び方法)

<sup>(注1)</sup> 20 都道府県、<sup>(注2)</sup> 11 政令市及び 760 市町村等計 791 事業主体(道路整備事業は 787 事業主体、港湾整備事業は 31 事業主体であり、重複する事業主体を控除している。)が 2 事業により整備し、22 年 3 月末において維持管理している道路橋及び係留施設等は計 289,863 施設ある。

このうち、290 事業主体が 19 年度から 21 年度までの間に実施した計 53,358 施設(うち道路橋 52,545 施設、係留施設等 813 施設)に係る長寿命化事業(事業費計 47 億 8186 万余円、国庫補助金計 23 億 1989 万余円)を対象として、290 事業主体において、長寿命化計画の策定状況、予防保全的管理の取組状況等について、長寿命化計画等の書類及び現地を確認するなどして会計実地検査を行った。また、国有港湾施設については、国が当該施設の長寿命化計画を策定することとなっていることから、9 地方整備局等が整備し、14 都府県、5 政令市及び 11 市等の事業主体が維持管理している国有港湾施設 1,043 施設のうち、国において長寿命化計画が策定されるなどしている 574 施設(国の長寿命化計画の策定及び計画策定のための点検、調査に要した事業費計 12 億 3227 万余円)について、29 事業主体において会計実地検査を行った。

(注1) 20 都道府県 東京都、北海道、大阪府、秋田、栃木、千葉、新潟、山梨、静岡、三重、滋賀、奈良、和歌山、岡山、山口、福岡、佐賀、熊本、大分、沖縄各県

(注2) 11 政令市 札幌、横浜、川崎、新潟、静岡、浜松、大阪、堺、岡山、北九州、福岡各市

(注3) 9 地方整備局等 東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、九州各地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局

(注4) 14 都府県 東京都、大阪府、秋田、千葉、新潟、静岡、和歌山、岡山、山口、福岡、佐賀、熊本、大分、沖縄各県

(注5) 5 政令市 横浜、川崎、大阪、北九州、福岡各市

(検査の結果)

検査したところ、長寿命化計画の策定及び施設情報の管理について、次のような事態が見受けられた。

(1) 道路整備事業における長寿命化計画の策定

19年度から21年度までの間に、19都府県<sup>(注6)</sup>、11政令市及び256市町村等計286事業主体が、道路橋52,545橋を対象に実施している長寿命化事業(事業費41億8587万余円、国庫補助金20億6610万余円)についてみたところ、長寿命化計画の策定状況は次のようになっていた。

ア 既存の点検結果の活用

国は、道路橋について重大な損傷や事故が発生した場合に、事業主体に対して、緊急点検を実施し、施設に関する重要な情報として点検結果の報告を求めるなどしている。

そして、都道府県及び政令市は、道路構造令(昭和45年政令第320号)が5年11月に改正され、道路橋の設計荷重が20tから25tに引き上げられたことに伴い、維持管理する道路橋について耐荷力照査を実施している。この耐荷力照査は、既設の道路橋に対する補修工事の必要性の有無等を新しい設計荷重に基づいて検討するものであり、その結果は、施設の点検、補修を今後実施していく上で重要な施設情報である。

しかし、19都府県及び11政令市のうちの25事業主体においては、長寿命化計画の策定を業者に委託して実施するに当たり、今後の点検、補修の実施時期の優先順位に影響を与える耐荷力照査の結果の情報を業者に提供していなかった。このため、長寿命化計画の策定において耐荷力照査の結果が活用されず、今後の点検、補修の実施に当たり、時期の優先順位が必ずしも的確なものになっていないなど予防保全的管理を推進する上で十分なものとなっていない状況となっていた。

<事例1>

A県は、平成19年度から21年度までに長寿命化事業を事業費2億0335万余円(国庫補助金9982万余円)で実施している。実施に当たっては、既存の点検データ等の施設情報を委託業者に提供することとしていた。しかし、同県では、補修工事等が必要とされた42橋に係る耐荷力照査の結果の情報を提供していなかった。このため、長寿命化計画は、42橋の耐荷力照査の結果が活用されないまま策定されていて、42橋のうち35橋は、同計画において31年度までの10年間に補修工事を実施するとしている185橋に含まれていない状況となっていた。

イ 移管に伴う点検データ等の引継ぎ

109事業主体は、道路の新設、政令市への移行等による道路管理者の変更に伴い、17年度から21年度までの間に旧道路管理者から道路橋2,999橋の移管を受けている。



しかし、このうち38事業主体では、施設の維持管理を行う上で引き継ぐ必要のある施設情報の範囲について認識が十分でなかったことなどから、移管を受けた297橋について、既存の点検データ等の重要な施設情報が適切に引き継がれていなかった。このため、長寿命化計画の策定に当たって、過去に実施された点検データ等が活用できず、精度の高い劣化の進行予測が的確に行えないなど予防保全的管理を推進する上で十分なものとなっていない状況となっていた。

#### <事例2>

B市は、平成20、21両年度に長寿命化事業を事業費1億7789万余円(国庫補助金8894万余円)で実施しており、同事業における長寿命化計画の策定に当たっては、19年4月の政令市への移行に伴ってC県から移管を受けた道路橋523橋を計画の対象に含めていた。一方、同県は、道路橋の損傷状況を把握するための定期的な点検を9年度以降実施しており、同市に移管した道路橋の一部も定期点検の対象となっていた。

しかし、同市は、移管を受けるに当たって、上記の定期点検の対象となっていた道路橋を含めた144橋の施設情報を引き継いでいなかった。このため、当該既存の点検データ等を、同市が長寿命化計画策定のために実施した点検結果により把握した施設の損傷状況等と比較するなどの活用ができず、精度の高い劣化の進行予測が的確に行えない状況となっていた。

(注6) 19都府県 東京都、大阪府、秋田、栃木、千葉、新潟、山梨、静岡、三重、滋賀、奈良、和歌山、岡山、山口、福岡、佐賀、熊本、大分、沖縄各県

(注7) 11政令市 札幌、横浜、川崎、新潟、静岡、浜松、大阪、堺、岡山、北九州、福岡各市

## (2) 港湾整備事業における長寿命化計画の策定

19年度から21年度までの間に、国において長寿命化計画の策定を進めているなどして、29事業主体が維持管理している国有港湾施設574施設(国の長寿命化計画の策定及び計画策定のための点検、調査に要した事業費計12億3227万余円)についてみたところ、長寿命化計画の策定状況は次のようになっていた。

港湾施設の長寿命化計画は、施設ごとに策定されるため、事業主体が自ら設置した施設の長寿命化計画については、施設ごとの点検、補修の実施時期の平準化や事業主体における港湾整備事業以外の事業の実施状況等との調整を図りつつ計画を策定している。また、国有港湾施設の長寿命化計画については、国が策定しているため、事業主体は、同計画に基づく維持管理を行うこととした管理委託契約を更新する際などに、国との間で計画の内容について協議を行うなどしている。そして、上記の574施設のうち、21年3月末までに国において長寿命化計画が策定済みのものは、23事業主体が維持管理する国有港湾施設181施設となっている。

しかし、上記のうち16事業主体の150施設については、長寿命化計画の策定に当たって、国と事業主体との間で十分な協議が行われておらず、同計画は、港湾施設の点検、補修の内容や実施時期等について両者の意向が十分反映されたものとなっていなかった。このため、長寿命化計画の策定から1年以上経過した22年3月末においても、国が策定した長寿命化計画に基づいた点検が行われていないなど長寿命化計画に基づく予防保全的管理を推進する上で十分なものとなっていない状況となっていた。

また、3事業主体が維持管理する19施設については、国と事業主体との連携が十分でないことから、事業主体が自ら設置した港湾施設とともに実施した国有港湾施設に係る点検、調査結果が国有港湾施設の長寿命化計画の策定に活用されていない状況となっていた。

＜事例3＞

D市は、自ら設置した51港湾施設のほか国有港湾施設を116施設維持管理している。そして、国は平成20年度に、116施設のうち86施設を対象に事業費8263万余円で長寿命化計画を策定していた。しかし、これらの86施設について長寿命化計画で実施することとした点検の内容や実施時期は、同市と国との間で十分な調整が図られていなかったことなどから、同市が直ちに対応できるものとなっておらず、翌21年度末においても同市と国との間で管理委託契約が更新されていなかった。このため、国が策定した長寿命化計画に示された施設の点検が行われていない状況となっていた。

(3) 施設情報の管理

19年度から21年度までの間に、道路橋の長寿命化事業を実施している前記286事業主体及び、20、21両年度に、係留施設等813施設を対象に長寿命化事業(事業費5億9598万余円、国庫補助金2億5378万余円)を実施している14都府県、5政令市及び4市等の計23事業主体(2事業の純計290事業主体)についてみたところ、長寿命化事業における施設情報の管理は、次のような状況となっていた。

道路橋及び係留施設等の点検データ等は、道路橋が供用開始と同時に大型車両等による繰り返し荷重作用を受けたり、係留施設等が供用開始と同時に海水の影響を受けたりするなど、構造物の劣化が進行しやすい厳しい環境条件にあることなどから、予防保全的管理のために欠かせない重要な施設情報となっている。

しかし、2事業の146事業主体においては、長寿命化事業における点検データ等の管理に当たって、施設を維持管理し、更新するまでの期間にわたって点検データ等を適時適切に活用できるよう、地方公共団体等が定めた文書管理規程等に基づく公文書として保存期間や保存場所を定めるなどの組織的な記録、整理が十分行われていない状況となっていた。このため、今後施設を長期間維持管理していく間に、点検データ等が所在不明となったり、誤って廃棄されたりすると、予防保全的管理を推進する上で支障を来すことになると認められた。

(注8) 14都府県 東京都、大阪府、秋田、千葉、新潟、静岡、三重、和歌山、岡山、山口、福岡、佐賀、大分、沖縄各県

(注9) 5政令市 横浜、川崎、大阪、北九州、福岡各市

(改善を必要とする事態)

上記のように、道路整備事業において、長寿命化計画の策定や予防保全的管理を実施する上で重要な施設情報の活用や引継ぎが適切に行われていない事態や、国有港湾施設の長寿命化計画の策定に当たり、貴省と事業主体との協議、調整が十分でないため、計画に基づく施設の維持管理が実施されていなかったり、点検、調査結果が活用されていなかったりしている事態、また、2事業において、長寿命化事業における点検データ等の重要な施設情報について、適時適切に活用できるよう記録、整理が十分行われていない事態は、今後長期にわ

たって長寿命化計画に基づいた施設の予防保全的管理を推進していく上で支障を来すもので、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のようなことなどによると認められる。

ア 長寿命化計画の策定

- (ア) 道路整備事業の事業主体において、長寿命化計画の策定や予防保全的管理の実施に必要となる重要な施設情報の活用についての認識が十分でないこと
- (イ) 道路整備事業の事業主体において、施設の移管に当たって、施設の維持管理を行う上で引き継ぐべき重要な施設情報の範囲についての認識が十分でないこと
- (ウ) 貴省及び港湾整備事業の事業主体において、国有港湾施設の長寿命化計画に基づいて予防保全的管理を実施していくための協議、調整及び連携が十分でないこと

イ 施設情報の管理

2事業の事業主体において、長寿命化事業における点検データ等の重要な施設情報を適時適切に活用できるよう記録、整理することなどについての認識が十分でないこと

3 本院が表示する意見

社会資本整備事業で整備した施設の効率的な維持管理、更新は、高度経済成長期に多数整備され、老朽化が進行している施設の割合が今後増大していくことから、ますます重要となってくる。そして、公共事業費が縮減されている状況の下、従来の事後的管理から予防保全的管理に転換することにより、施設の寿命を延ばし、ライフサイクルコストの縮減を図ることが重要である。このため、既に長寿命化事業を実施している事業主体だけでなく、今後長寿命化事業を開始する多くの事業主体においても、予防保全的管理のための的確な長寿命化計画を策定し、これに基づいて適切に施設の維持管理を実施していくことが必要となってくる。

については、貴省において、長寿命化計画の策定及び施設情報の管理が適切に行われ、施設の維持管理、更新が計画的かつ効率的に実施されるよう、次のとおり意見を表示する。

ア 長寿命化計画の策定

- (ア) 道路整備事業の事業主体に対し、長寿命化計画の策定や予防保全的管理を実施するに当たり、今後の長寿命化計画の策定や検証、見直しの際に十分活用できるよう、重要な施設情報の範囲を明確にした上で周知すること
- (イ) 道路整備事業の事業主体に対し、施設の移管に当たって、移管後も適切な維持管理ができるよう長寿命化事業の実施に必要な重要な施設情報を整理、提供し、これらが確実に引き継がれるよう周知すること
- (ウ) 国有港湾施設の長寿命化計画に基づいた維持管理が確実に実施できるように、港湾整備事業の事業主体との間で、協議、調整及び予防保全的管理の実施が円滑に進ちよくする実施体制を整備し、併せて長寿命化計画の策定に重要な施設情報が活用できるよう緊密に連携すること

イ 施設情報の管理

2事業の事業主体に対し、長寿命化事業における点検データ等の重要な施設情報については、施設を維持管理し、更新するまでの期間にわたって、適時適切に活用できるよう管理する必要があることを周知すること

- (14) 国が実施する道路整備事業における便益及び費用の算出根拠を明確にするなどして、費用便益分析が適切に実施されるよう意見を表示したものの

会計名及び科目	社会資本整備事業特別会計(道路整備勘定) (項)道路環境改善事業費 等
部 局 等	国土交通本省、10 地方整備局等
事業の根拠	道路法(昭和 27 年法律第 180 号)
道路整備事業の概要	道路網の整備を図って交通の発達に寄与し、公共の福祉を増進するため、一般国道等を整備する事業
平成20、21両年度に費用便益分析を行った道路整備事業数	574 事業
上記の574事業について20年度に執行された事業費	1 兆 3315 億円(背景金額)
平成20、21両年度における費用便益分析業務の延べ件数	676 件(20 年度の点検に係る 574 件、20 年度の点検結果により 21 年度に行った再評価に係る 18 件、21 年度の再評価に係る 84 件)
上記の延べ676件の費用便益分析業務等に係る契約件数及び契約金額	165 件 48 億円(背景金額)

【意見を表示したものの全文】

国が実施する道路整備事業における費用便益分析について

(平成 22 年 10 月 28 日付け 国土交通大臣あて)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 国が実施する道路整備事業における費用便益分析の概要

(1) 道路整備事業における事業評価の概要

貴省は、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)に基づき、一般国道等の整備事業を実施している。

そして、貴省は、所管する公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の向上を図るため、平成 10 年以降、順次、事業評価に関する実施要領等を定めて、新規事業採択時評価、再評価及び完了後の事後評価を行うこととしている。このうち、再評価は、事業採択後 3 年が経過した時点で未着工の事業、再評価実施後 3 年が経過している事業等について、費用対効果分析を含めた事業評価を行うものである。

貴省が、道路整備事業について、上記の各評価を実施する場合には、貴省の道路局及び都市・地域整備局が制定した「費用便益分析マニュアル」(以下「マニュアル」という。)に基づき、事業実施に伴う便益と費用を算出した上、総便益を総費用で除して費用便益比を算定するなどの費用便益分析を行うことなどとしている。

## (2) 道路整備事業に係る費用便益分析の動向

道路整備事業に係る費用便益分析に関しては、20年2月の国会審議において、近年、交通量は減少傾向にあり、過大な推計となっているのではないかなどの質疑が行われた。そして、貴省は、同年11月に、17年に行った全国道路・街路交通情勢調査による一般交通量調査及び自動車起終点調査の結果(以下「17年センサス」という。)を公表するとともに、国会での議論も踏まえて、最新のデータと知見に基づきマニュアルの改訂を行った。また、21年1月に、将来の交通量推計の対象年とする42年の時点での交通量推計に基づくODデータ<sup>(注1)</sup>(以下「42年ODデータ」という。)を作成した。

貴省は、上記を踏まえ、21年度に実施予定であった直轄事業等617事業について、20年度中に改めて費用便益比を算定する点検を実施し、その結果を21年3月に公表した。そして、この点検で費用便益比が1.0以下と算定された18事業については、21年度の事業執行を当面見合わせることにし、速やかにコスト縮減等の事業内容の見直しなどを行うとともに、再評価を実施して事業継続の可否を決定することとした。そして、再評価を実施した結果、上記18事業のうち1事業は中止し、残る17事業は事業を継続することとした。

(注1) ODデータ Origin-Destination の意味で、出発地から目的地までの交通量を示すデータ

## (3) 道路整備事業における費用便益分析の手法

マニュアルによれば、費用便益分析は、社会・経済的な側面から事業の妥当性を評価することなどを企図するものであるとされている。そして、費用便益分析は、評価の対象となる道路について、整備が行われない場合と行われる場合のそれぞれにおいて、ある年次を基準年とした一定期間(供用開始後50年まで)の便益及び費用を算出して、道路整備に伴う便益の増分と費用の増分を比較することにより、分析及び評価を行うものとされている。

道路の整備には多種多様な効果が伴うが、マニュアルにおいては、現時点における知見により、十分な精度で計測及び金銭表現が可能であるとして、これらの効果のうち走行時間短縮、走行経費減少及び交通事故減少の3項目について、便益を算出することとしている。

費用便益比の具体的な算出方法は、以下のとおりである。

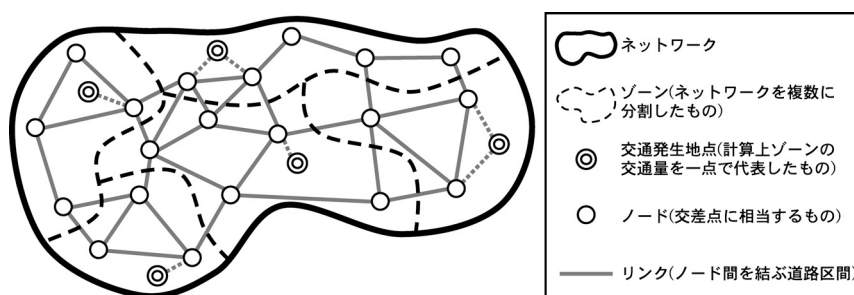
### ア 交通量の推計

- ① 電子計算機によるモデル解析(シミュレーション)を行うため、解析モデルとなる道路網(以下「ネットワーク」という。)を設定する(参考図参照)。
- ② 17年センサスのODデータを用いてネットワーク上で交通量を路線別に配分する計算を行って、ネットワークを構成する道路の一区間(以下「リンク」という。)ごとの交通量を推計する。

- ③ 将来の道路網のモデルとして、今後整備する予定である道路が42年時点で存在しているという仮定の下で、それらを現況ネットワークの中に取り込んで将来ネットワークを設定し、42年ODデータを用いて同様の路線別配分計算を行い、リンクごとの42年の交通量推計値を算出する。

(参考 図)

ネットワークの概念図



#### イ 便益の算出

- ① 前記3項目のうち走行時間短縮の便益は、42年の交通量推計値を基に、リンクごとの延べ走行時間にマニュアルで定められた時間価値原単位<sup>(注2)</sup>を乗ずるなどしてすべてのリンクについて算出した総走行時間費用を、道路の整備が行われない場合と行われる場合のそれぞれについて算出し、前者から後者を減じた差を42年における便益として算出する。

また、走行経費減少の便益及び交通事故減少の便益についても同様に、道路の整備が行われない場合と行われる場合の総走行経費及び交通事故損失の差を42年における便益として算出する。

- ② 上記の①で算出した42年における3項目の便益にそれぞれ各年次の車種別の走行台キロの伸び率<sup>(注3)</sup>を乗ずるなどして、道路の供用開始後の耐用年数である50年間分の便益を算出する。

#### ウ 費用の算出

費用の算出に当たっては、道路整備に要する総事業費及び維持管理に要する費用を計上する。このうち、総事業費は、事業開始から評価の時点までに確定しているものについてはその実績額を、将来にわたって支出される予定のものについてはその計画額を計上する。また、維持管理に要する費用については、既存路線での実績を参考に算出した単位延長当たりの1年間の維持管理に係る単価を整備予定の道路延長に乗じて算出し、この費用を道路供用開始後50年間分計上する。

#### エ 費用便益比の算定

上記イ及びウのとおり便益及び費用を年次ごとに算出し、それらを評価時点を基準年として社会的割引率<sup>(注4)</sup>(4%)を用いて現在価値に換算した上、その総計をそれぞれ総便益及び総費用とし、費用便益比を算定する。

そして、以上のようにして算出された総便益が総費用を上回り、費用便益比が1.0を超えることが、事業採択及び事業継続の要件の一つとされている。

(注2) 時間価値原単位 乗用車、バス、小型貨物車等の車種別の自動車1台の走行時間が1分短縮された場合におけるその時間の価値(人、車両及び貨物の単位時間(1分)当たりの費用)を貨幣評価したもの

(注3) 走行台キロ 自動車の交通量(台)と走行距離(キロ)を乗じて、自動車の走行距離の総和を示したもの

(注4) 社会的割引率 費用便益分析において、費用や便益を現在(評価時点)の価値として統一的に評価するために用いられる比率

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点及び着眼点)

国が実施する道路整備事業の事業評価における費用便益分析は、事業採択及び事業継続の前提条件として重要な要件の一つとなっている。また、前記の21年3月に公表された費用便益比の点検結果及びその点検結果を受けての事業内容の見直し、再評価等が、事業の実施に影響を与えるとともに、社会的な関心を集めることになった。

そこで、本院は、合規性、効率性、有効性等の観点から、費用便益比の算定における便益及び費用は適切に算出されているかなどの点に着眼して検査した。

### (検査の対象及び方法)

検査に当たっては、20年度中に費用便益比の点検を実施した前記の617事業のうち、東日本高速道路株式会社等5会社が事業主体となっている高速道路事業の43事業を除いた574事業(20年度分の事業費計1兆3315億円)に係る574件の点検と、この点検結果において費用便益比が1.0以下となった18事業及び21年度に再評価を行った84事業の計102事業に係る102件の再評価との合計676件に係る費用便益分析業務(以下「分析業務」という。)を対象とするとともに、この分析業務等に係る業務契約165件(契約金額計48億円)を対象として、<sup>(注5)</sup> 貴省本省、10地方整備局等及び<sup>(注6)</sup> 26河川国道事務所等において、費用便益分析の方法、内容等に関する書類により会計実地検査を行った。また、分析業務等の発注先であるコンサルタント会社等の5者において、これらの業務を行う際の具体的な作業内容等について、担当者から説明を徴するなどして会計実地検査を行った。

(注5) 10地方整備局等 東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国、九州各地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局

(注6) 26河川国道事務所等 岩手河川国道、湯沢河川国道、酒田河川国道、大宮国道、首都国道、長野国道、高崎河川国道、甲府河川国道、高田河川国道、岐阜国道、高山国道、沼津河川国道、岡山国道、鳥取河川国道、倉吉河川国道、福山河川国道、香川河川国道、中村河川国道、鹿児島国道、熊本河川国道、八代河川国道、大分河川国道、南部国道各事務所、函館、留萌、釧路各開発建設部

### (検査の結果)

上記676件の分析業務について検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 分析業務に係る成果品について

ア 分析業務に係る成果品の内容について

貴省は、事業評価に係る分析業務において、この分析業務の発注先に対し、成果品の一部として、貴省が示した所定の様式に分析結果を記載したもの(以下、分析結果が記載されたこの様式を「整理表」という。)を求めている。この整理表は、①費用便益分析の結果を取りまとめたもの、②走行時間短縮の便益の主な周辺道路ごとの内訳等を記載したもの、③費用便益分析を行った際の条件を整理したもの、④各年次の費用を現在価値化してこれを一覧表にした費用の現在価値算定表、⑤各年次の便益を現在価値化してこれを一覧表にした便益の現在価値算定表からなっている。そして、貴省は、分析業務の発注先から受領した成果品に記載された数値及びその計算過程について、整理表により説明することが可能であるとしている。

しかし、整理表がすべて提出されていた328件について、その内容を検査したところ、これらに係る整理表は、分析の条件を整理したもののほかは、交通量推計等の計算を行った結果や、それを用いて各年次の便益を一覧表にしたものなどの所要の計算結果のみを整理したものとなっていて、各年次の便益の計算過程や算出方法等を具体的に示したものはなかった。

そして、貴省は、分析業務において、整理表以外には、交通量推計を行ったネットワーク内の各道路の交通量の推計値等の分析データやそれを基に計算した便益の具体的な計算過程に係る資料等を成果品として入手しておらず、費用便益比の計算過程や算出方法等について、具体的な説明ができない状況となっていた。

さらに、分析業務に係るデータ等は、会計実地検査を実施した発注先の各コンサルタント会社等においても、成果品を各国道事務所等に納入してから一定期間保持した後、これを破棄していて、成果品の内容の適否が確認できない状況となっていた。

イ 分析業務に係る整理表の提出状況について

貴省が費用便益比の数値についての説明を可能とするためのものであるとしている整理表の提出状況を前記の676件についてみると、次表のとおりとなっていた。

表 676件の分析業務に係る整理表の提出状況 (単位：件)

態 様	区 分	点 検	再評価	計
検査の対象とした分析業務		574	102	676
うち整理表が全く提出されていなかったもの		131	0	131
うち整理表の一部しか提出されていなかったもの		217	0	217
うち整理表がすべて提出されていたもの		226	102	328

上記表のうち再評価の102件の分析業務においては、発注先に対し、成果品の一部として整理表の提出を求めており、その提出を受けて、これを公表していた。

一方、上記表の点検に係る574件の分析業務については、事業評価に係る費用便益分析ではないことから、貴省は、この整理表を成果品の一部として提出するよう求めている



いなかった。このため、このうちの131件については、整理表が全く提出されていないため、費用便益比を算定する際に用いた総便益及び総費用の数値を把握することができず、点検結果における費用便益比の数値や計算過程の根拠が明確になっていない状況となっていた。

#### <事例1>

近畿地方整備局近畿幹線道路調査事務所は、64件分の費用便益比の点検に当たり、その分析業務を一括してコンサルタント会社に請け負わせ、その成果品を受領している。この成果品の内容をみると、当該64件のうち再評価を実施していた11件については整理表が提出されていたが、残る53件については、事業名と費用便益比の数値を一覧表にしたものが提出されているだけで、いずれも具体的な計算過程や算出方法等を示しているものとはなっていない。

#### ウ 公表された数値と成果品の数値について

貴省が21年3月に公表した前記の点検結果には、各事業ごとの道路延長、総事業費、計画交通量及び費用便益比の数値が示されている。

そこで、前記表の点検574件の分析業務に係る成果品の内容について検査したところ、次のような事態が見受けられた。

#### (ア) 公表された道路延長等と成果品の記載内容とが相違していたもの

上記574件の分析業務のうち9件<sup>(注7)</sup>については、点検結果として公表された事業全体の道路延長や総事業費の数値と成果品に記載されている数値とが相違していた。

この相違について、貴省は、発注先による成果品の記載ミスであるなどとしているが、これが記載ミスであるなどとする根拠は十分に確認できなかった。

(注7) 9件 東北中央自動車道(米沢～米沢北)、一般国道13号上山バイパス、一般国道4号郡山バイパス、一般国道357号東京湾岸道路(千葉県区間)、一般国道468号首都圏中央連絡自動車道(大栄～横芝)、一般国道163号精華拡幅、一般国道2号神戸西バイパス、一般国道24号大和御所道路、一般国道169号奥瀬道路(II期)

#### <事例2>

近畿地方整備局近畿幹線道路調査事務所は、一般国道24号大和御所道路の費用便益比の点検を行い、その点検結果として、道路延長27.2km、総事業費4600億円、計画交通量41,300台/日、費用便益比の数値を1.5と公表している。一方、この分析業務の成果品の内容をみると、道路延長は7.8kmと記載されており、公表された事業全体の道路延長27.2kmと記載内容が相違していた。

#### (イ) 公表された費用便益比の数値と成果品の記載内容とが相違していたもの

前記574件の分析業務のうち2件<sup>(注8)</sup>については、点検結果として公表された費用便益比等の数値と成果品に記載されている数値とが相違していた。

この相違について、貴省は、成果品の受領後に、国道事務所等において必要な見直しを行った結果であるとしているが、分析結果を見直さなければならない具体的な根拠及びその見直しの計算過程等については十分に確認できなかった。

(注8) 2件 一般国道192号徳島南環状道路、今治小松自動車道一般国道196号今治道路

<事例3>

四国地方整備局松山河川国道事務所は、今治小松自動車道一般国道196号今治道路の費用便益比の点検を行い、その結果、総事業費670億円、費用便益比を1.1等と公表している。一方、この分析業務の成果品の内容をみると、総事業費は732億円、費用便益比は1.0と記載されていた。これについて同事務所は、成果品に記載されている総事業費732億円の一部に不確定なものが含まれているとして、成果品が提出された後、総事業費の見直しを行い、これを62億円減額して670億円とし、これに基づき費用便益比を1.1と算定し、これを公表していた。

しかし、総事業費の一部が不確定であるとした根拠及びその計算過程については、十分に確認できなかった。

(2) 分析業務における費用便益比の算定内容等について

上記のように、分析業務の内容についてみると、貴省は、成果品に記載されている数値について、その具体的な算出の根拠資料を入手しておらず、費用便益比の算定根拠については、十分に確認が行えない状況となっていた。そこで、分析業務の発注先から提出された成果品に記載されている限られたデータや、残されていた一部の資料を基に、その算定内容等について検査したところ、次のような事態が見受けられた。

ア 便益

(ア) 各年次の便益の算出について

前記のとおり、各年次の便益は、42年次の便益を算出した後、年次ごとの車種別の走行台キロの伸び率を乗ずるなどして算出することとなっている。

そこで、走行時間短縮、走行経費減少及び交通事故減少の3項目の便益が確認できた466件に係る成果品の内容をみたところ、このうち6件については、便益の現在価値算定表に計上する各年次の便益として、独自に設けた手法により、一定の年数分の災害時等の通行止めに係る迂回損失便益を計上し、これが総便益のほとんどを占めているものが見受けられた。しかし、その迂回損失便益の計算過程については十分に確認できなかった。

(注9) 6件 一般国道229号積丹防災、一般国道231号雄冬防災、一般国道277号雲石道路、一般国道334号宇登呂道路、一般国道334号真鯉道路、一般国道336号襟広防災

(注10) 迂回損失便益 災害や異常気象時の道路の途絶により、利用者は道路の迂回を強いられることになるが、防災対策を施すことにより迂回を要しないこととなる場合に、短縮された時間や減少した経費等を便益としたもの

(イ) 交通量推計の設定について

費用便益分析の実施に当たっては、42年ODデータを用いるなどして路線別配分計算を行い、リンクごとの42年の交通量推計値を算出することとされている。

そこで、前記676件の分析業務に係る成果品の内容をみたところ、立体交差を平面交差に変更するなどの事業内容の見直しによる道路構造の変更により、費用は大幅に低減している一方で、この変更が便益の算出に与える具体的な影響が確認できないものが2件、また、配分交通量を求めるためのデータとして、最新のものではない古いデータやマニュアル改訂前の高い単価の時間価値原単位を使用することになっているものが1件見受けられた。これらについて、分析業務等を発注した国道事務所では、

ネットワーク内の路線別配分計算の結果等の根拠資料を入手しておらず、その計算過程を十分に確認できない状況となっていた。

#### <事例4>

沖縄総合事務局南部国道事務所は、平成21年度に一般国道329号与那原バイパス及び同南風原バイパスについて、立体交差箇所を平面交差とすることなどの事業内容の見直しなどを行うとともに再評価を行った。この再評価時の分析業務に係る成果品の内容をみると、費用については、約110～150億円を低減していたものの、便益については、立体交差を平面交差とすることによる影響は小さいとして、立体交差を想定した当初の交通量推計結果に基づく便益をそのまま用いていた。

#### <事例5>

九州地方整備局北九州国道事務所は、一般国道201号行橋インター関連について、平成20年度の点検及び21年度の再評価に係る分析業務をそれぞれ別のコンサルタント会社に請け負わせ、その成果品を受領している。これらの成果品の内容をみると、高速道路と一般道の配分交通量を推計するための転換率を求めるためのパラメータ(関数)は、20年度の点検においては、最新の17年センサスのデータを用いることとしていたが、21年度の再評価においては、パラメータはその前の11年センサスのデータを、また、転換率を求めるための時間価値原単位は、現行のマニュアル改訂前の15年8月制定のマニュアルにおける15年価格(現行のマニュアルにおける価格の1.18～1.58倍)を用いることとしていた。

そして、同事務所では、実際の計算は17年センサスのデータ及び現行のマニュアルの価格を使用したとしているが、これらを使用したとする根拠は十分に確認できなかった。

### イ 費用

#### (ア) 総事業費の算出方法について

総事業費は、工事費、用地費、補償費及び間接経費等を対象として設定するとされており、費用便益分析における総事業費の算出は、各国道事務所等において行っている。

そこで、前記676件の分析業務に係る総事業費の算出方法をみたところ、このうち55件は、各工種等ごとの数量計算を行い、これに単価を乗ずるなどして総事業費を算出していた。

しかし、これ以外の621件は、事業の開始当初においては上記のように総事業費を算出したとしているが、このうち5件については、その後の事業の進捗に伴い、これまでの類似事業や既存路線での実績を参考にして上記の総事業費を修正するなどして、概略の工事費、設計費、用地補償費及び間接費等の費目別の金額を示したもののみが保存されていて、残る616件については、それらの概略の費目別の金額を示したもののすら保存されておらず、これらはいずれも総事業費の算出方法を十分に確認できない状況となっていた。

#### (イ) 残事業費の算出方法、各年次への配分方法等について

実施中の事業に係る残事業費の算出方法、各年次への配分方法等をみたところ、次のような状況となっていた。

すなわち、貴省は、前記676件のすべてにおいて、事業開始以降から評価時点までに確定している費用の支出実績額を、総事業費から差し引いたものを残事業費としていた。

しかし、総事業費は、新規事業採択時において工種等ごとに積算を行っていたとしても、その後の事業の進ちよく状況により工事内容が変動して経費の増減が発生するなどの不確定要素を伴うものであり、この結果、残事業費も変動するものである。したがって、再評価等を実施する際には、事業の進ちよく状況等を考慮して最新の事業内容を反映した残事業費を算出する必要があると認められる。

また、残事業費の各年次への配分方法については、事業特性、進ちよく状況等を勘案しつつ配分したとしているが、676件のうち事業を中止した1件を除き、過去の類似事業の実績等を参考に割り振ったものが554件、残事業期間の年度別に均等に割り振ったものが121件となっていた。しかし、その配分方法の相違の理由や配分額の内訳の根拠資料は十分に確認できなかった。

**(改善を必要とする事態)**

分析業務の成果品として、整理表以外には分析結果の算出の根拠資料を入手しておらず、便益の具体的な計算過程について確認できない状況となっている事態及び残事業費を含めた総事業費の具体的な算出方法や算出根拠が明確でない上、費用の具体的な算出内訳についても明確な根拠資料により確認できない状況となっている事態は適切とは認められず、改善を図る必要があると認められる。

**(発生原因)**

このような事態が生じているのは、貴省において、次のようなことなどによると認められる。

- ア 費用便益分析の実施に当たり、その分析内容の具体的な算出の根拠資料を保存する必要性についての認識が十分でなく、発注先であるコンサルタント会社等に便益の具体的な算出の根拠資料を成果品として提出するよう求めていなかったこと
- イ 費用便益比の算定の基礎となる総事業費の具体的な算出方法及び算出根拠を明確にしていな上、費用の算出内容等を説明する上で具体的な算出の根拠資料を保存する必要性についての認識が十分でなく、実際に根拠資料を保存していなかったこと

**3 本院が表示する意見**

貴省は、道路整備事業の実施に当たり、費用便益分析を行っているが、費用便益比を算定した際の具体的な算出の根拠資料を入手又は保存しておらず、費用便益分析の具体的な計算過程について確認できない状況となっている。

については、貴省において、公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の向上を図り、毎年度多額の費用が投下される道路整備事業の有効性が十分担保されたものとするため、次の処置を講ずるなどして、費用便益分析が適切に実施されるよう意見を表示する。

- ア 費用便益比等の数値の算出方法等について、第三者に具体的な説明ができるよう、分析業務の発注先に、成果品として交通量推計や便益の算出根拠となる分析データ等の提出を求め、便益の算出根拠を明確にして、その根拠資料を保存すること
- イ 費用便益比の算定の基礎となる総事業費について、第三者に具体的な説明ができるよう、費用の算出方法及び算出根拠を明確にして、その根拠資料を保存すること

- (15) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の特例業務勘定における利益剰余金につき、国庫納付が可能な資金の額を把握し、将来においても、余裕資金が生じていないか適時に検討することとするとともに、これらの資金が国庫に納付されることとなるように適切な制度を整備するよう意見を表示したもの

部 局 等	国土交通本省
検査の対象	国土交通本省 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
設置等の根拠法	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成14年法律第180号) 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成10年法律第136号)
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の特例業務の概要	日本国有鉄道の職員であった者等に係る年金の給付に要する費用等の支払、及びその支払の資金に充てるために日本国有鉄道等から承継した土地、株式等の資産の処分を行うなどの業務
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の特例業務勘定における平成21年度末の利益剰余金の額	1兆4534億円
上記のうち余裕資金の額(試算値)	1兆2000億円

【意見を表示したものの全文】

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の特例業務勘定における利益剰余金について

(平成22年9月24日付け 国土交通大臣あて)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 特例業務の概要

(1) 特例業務の経緯

ア 日本国有鉄道の分割民営化と長期債務等の処理の枠組み

日本国有鉄道(以下「国鉄」という。)は、昭和62年4月に日本国有鉄道改革法(昭和61年法律第87号)に基づき、旅客会社6社、貨物会社1社(以下、これらの7会社を合わせて「JR各社」という。)等に分割されて、その際にJR各社等に承継されない資産の処分及び債務等の処理並びに国鉄職員の再就職促進に関する業務等は、日本国有鉄道清算事業団(以下「清算事業団」という。)において行われることとなった。

これにより、清算事業団が、国鉄の長期借入金及び鉄道債券に係る債務等(以下「長期債務」という。)19兆8629億余円の償還と国鉄の職員であった者等に係る共済年金追加

(注1)  
費用等の将来費用(以下「年金の給付に要する費用」という。)5兆6622億円、計25兆5251億余円の支払を行うこととなった。

そして、「日本国有鉄道清算事業団の債務の償還等に関する基本方針について」(昭和63年1月26日閣議決定)によって、長期債務の償還及び年金の給付に要する費用の支払に当たっては、清算事業団に帰属した土地及びJR各社の株式を処分するなどしてこれらに充てることとされて、これらの資産処分による充当によってもなお残る債務等については、最終的に国において処理するものとされた。

(注1) 共済年金追加費用 公共企業体職員等共済組合法(昭和31年法律第134号)の施行に伴い、恩給等の各種の旧年金制度は共済年金制度に統合されたが、その際に恩給等の加入期間も共済年金の対象とされたため、国鉄が追加的に負担することとなった年金給付の費用である。

#### イ 長期債務等の増加とその本格的処理のための新たな枠組みの下での特例業務の開始

清算事業団は上記の方針の下に資産の処分及び長期債務の償還等に当たったが、61年末から平成3年ごろまでのいわゆるバブル経済期における地価高騰時に「緊急土地対策要綱」(昭和62年10月16日閣議決定)により土地売却の凍結が行われたこと、4年のいわゆるバブル経済崩壊後の土地、株式市況の低迷等により土地等の資産処分収入が伸び悩んだことなどから、多額の金利負担が生ずるなどして、長期債務及び年金の給付に要する費用の残高は増加して、清算事業団が解散した10年10月には、長期債務24兆1875億余円、年金の給付に要する費用(厚生年金移換金を含む)<sup>(注2)</sup>4兆1087億余円、計28兆2963億余円となった。

このような事態に対処するため、「国鉄長期債務及び国有林野累積債務の処理のための具体的方策」(平成9年12月17日財政構造改革会議決定。以下「処理方策」という。)等が策定された上、長期債務の処理の実現を図るべく、「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律」(平成10年法律第136号。以下「処理法」という。)が制定されて、これにより解散する清算事業団の資産は日本鉄道建設公団(以下「公団」という。)が承継することとするとともに、公団国鉄清算事業本部が年金の給付に要する費用の支払等の業務を特例業務として行うこととなった。

そして、上記の清算事業団解散時の長期債務24兆1875億余円のうち24兆1628億余円については、処理法の施行に伴い、国の一般会計が有利子債務16兆0301億余円を承継して、残りの無利子債務8兆1327億余円の返済は免除された。この一般会計が承継した有利子債務16兆0301億余円と、昭和61年度から平成9年度までの間に一般会計が承継した国鉄等の債務9兆0005億余円に係る清算事業団解散時の残高7兆9864億余円とを合わせた24兆0166億余円については、国が60年で全額現金償還するという、いわゆる60年償還ルールで償還されることとなった。そして、処理方策においては、この一般会計が承継した有利子債務の元本償還のための財源については、一般会計の歳出・歳入両面にわたる努力等のほか、最終的には、年金負担が縮小していくことに伴い確保される財源等により対応することとされた。

そして、清算事業団解散時の長期債務のうち上記の一般会計が承継するなどした債務に係る残高24兆1628億余円を除いた246億余円、及び年金の給付に要する費用4兆

1087億余円のうちJR各社等が負担する分を除く3兆9317億余円については公団が負担することとなった。

(注2) 厚生年金移換金 平成9年4月に鉄道共済年金が厚生年金に統合された際に、厚生年金に対して負担することとなった統合期間(昭和31年7月から平成9年3月まで)に対応する積立金相当額のことであり、日本鉄道共済組合の積立金を充てることとされ、不足分は事業主(清算事業団(現在の機構)、JR各社等)の負担とされた。

なお、この厚生年金移換金については、その後、18年度までに支払が完了した。

ウ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の発足と同機構による特例業務の実施  
その後、公団は、特殊法人改革に伴い15年10月に解散して、旧運輸施設整備事業団と統合して、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下「機構」という。)となり、機構は、特例業務について、公団と同様に機構内に国鉄清算事業本部(以下「事業本部」という。20年4月1日以降は、国鉄清算事業管理部等。)を設置して、機構の他の業務と区分して行っている。

特例業務の主な内容は、機構が負担することとされた年金の給付に要する費用の支払を行うこと、及び年金の給付に要する費用等の支払の資金に充てるために土地やJR各社の株式等の資産処分を行うこと(以下「資産処分業務」という。)であり、このほか、機構は、特例業務の一環として、資産処分業務を効果的に推進するため、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社(以下、これらの4会社を合わせて「JR4社」という。)の経営基盤の強化を図るための無利子貸付等も行っている。

15年10月の機構発足時においては、年金の給付に要する費用の支払に備えるため、共済年金追加費用3兆6767億余円、恩給負担金<sup>(注3)</sup>261億余円、業務災害補償費<sup>(注4)</sup>511億余円及び厚生年金移換金1718億余円、計3兆9258億余円等が引当金等として計上されており、このほかに事業本部の運営のための管理費等が毎年必要になるとされていた。一方、それらの支払のための財源としては、土地(15年10月の時価評価額1424億余円)及びJR各社の株式(同1兆2632億余円)の売却収入、助成勘定長期貸付金<sup>(注5)</sup>(15年10月の元本残高1兆8864億余円)の元利償還収入等のほか、国の一般会計からの国庫補助金を充てることとなっていた。この国庫補助金は、処理法第26条の規定に基づき、特例業務の確実かつ円滑な実施を図るために交付されるもので、10年度から18年度までの間に累計で5525億円が交付され、当該各年度における業務の実施に要する費用の支払に充てられている。

なお、年金の給付については、9年に日本電信電話公社、日本専売公社及び国鉄の旧3公社の共済年金が厚生年金に統合された後は、日本鉄道共済組合が一部直接支給するものを除き、厚生年金から年金の給付がなされるようになり、日本鉄道共済組合が厚生年金へその費用として共済年金追加費用を納付している。そして、機構は、この日本鉄道共済組合が直接支給している年金や共済年金追加費用の大半を負担している。

(注3) 恩給負担金 公共企業体職員等共済組合法の施行(昭和31年7月)前に退職した国鉄職員のうち官吏に相当する者及びその遺族については、旧年金制度である恩給制度の適用を受けることとされており、これらの者に対して国から支給される恩給の支

払に充てるべき金額については国鉄が負担することとされていた。国鉄分割民営化以降は、国鉄の権利義務を承継した清算事業団がこれを負担することとなり、平成10年10月の同事業団解散後は公団が、さらに15年10月の公団解散後は、機構が負担することとなった。

(注4) 業務災害補償費 国鉄は国と同様に労働者災害補償保険の対象外とされたことから、業務中になり災した職員に対しては、国鉄が直接補償を行っていた。これらの国鉄時代に生じた業務災害に係る補償については、恩給負担金と同様に、平成15年10月以降は機構が支払を行うこととなった。

(注5) 助成勘定長期貸付金 新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律(平成3年法律第45号)第1条及び第2条の規定に基づき、新幹線鉄道保有機構(以下「保有機構」という。)が東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社の3社(以下、これらの3会社を合わせて「JR本州3社」という。)に対して譲渡した新幹線鉄道施設の譲渡代金約9.2兆円のうち、清算事業団(現在の機構の特例業務勘定)が負担することとされた年金の給付に要する費用に充てるために保有機構(現在の機構の助成勘定)が清算事業団(現在の機構の特例業務勘定)に対して負った約1.9兆円に相当する額

(注6) 日本鉄道共済組合 昭和23年7月に国鉄共済組合として発足し、62年の国鉄分割民営化に伴って日本鉄道共済組合となった。平成9年4月における鉄道共済年金の厚生年金への統合後は、厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成8年法律第82号)に基づく存続組合として、厚生年金に統合されなかった昭和31年6月以前の加入期間を基礎とする年金の給付業務を行っている。

## (2) 特例業務勘定の概要

機構は、処理法第27条第1項の規定により、上記の特例業務に係る経理については、他の経理と区分して特例業務勘定を設けて整理している。

そして、共済年金追加費用、恩給負担金、業務災害補償費、土地等及び株式の処分に係る費用等の費用については、処理法第13条の規定等により、土地売却収入、JR各社の株式売却収入、国庫補助金収入、助成勘定長期貸付金に係る元利償還等の収入をその支払財源とすることとしている。

上記の費用のうち、共済年金追加費用については、その将来の給付負担に備えるために共済年金追加費用引当金(以下「年金引当金」という。)を計上していて、これが特例業務勘定の負債のほとんどを占めている。その額は、21年度末についてみると、年金数理上適当と思われる失権率等の基礎率に基づき、支払が74年度まで続くとして、昭和31年から平成21年までの物価上昇率(消費者物価指数、異常値を除く。)の平均値2.4%を用いて22年度から74年度までの名目支払見込総額を算出した上で、これをその支払までの平均期間に応じた直近の国債の利回りを基に計算した割引率1.0%で割り引いて算出している。

同様に、恩給負担金、業務災害補償費等については、将来の給付負担に備えるためにそれぞれ恩給負担金引当金(以下「恩給引当金」という。)、業務災害補償費引当金(以下「業務災害引当金」という。)等の引当金を計上している。



### (3) 機構の積立金の処理

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第44条の規定によれば、毎事業年度、損益計算を行った後に残余がある場合には、積立金として整理して(同条第1項)、積立金の処分については、個別法で定めることとされている(同条第5項)。

なお、独立行政法人会計基準(平成22年3月改訂。独立行政法人会計基準研究会等)によれば、利益剰余金は、通則法第44条第1項の規定に基づく積立金のほか、当期末処分利益等に区分され、損失が発生して積立金を減額整理することなどがなければ、当期末処分利益が翌期の積立金に加算される。

そして、機構の特例業務勘定以外の勘定における積立金の処分については、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成14年法律第180号)第18条の規定により、通則法第29条の規定に基づく中期目標の期間が終了して利益及び損失の処理を行った後に積立金があるときは、その額に相当する金額のうち国土交通大臣の承認を受けた金額を次の中期目標の期間における業務の財源に充てることなどができるとされており、業務の財源に充てるなどしてもなお残余がある場合には国庫に納付しなければならないこととされている。これに基づき、機構は、第1期中期目標の期間(15年10月1日から19年度末まで)の終了後の20年7月に、特例業務勘定以外の勘定における積立金について、第2期中期目標の期間(20年度から24年度まで)における業務の財源に充てるため繰り越した金額を除き、基礎的研究等勘定においては3451万余円を、また、助成勘定においては1191万余円をそれぞれ国庫に納付している。

一方、特例業務勘定に関しては、通則法第44条及び処理法第27条の規定により損益計算後の残余の全額を積立金として整理することとされており、国庫納付の規定はない。これについて、貴省は、現時点の物価上昇率、失権率等の基礎率に基づいて算出される年金引当金は計上されているものの、現役世代がおらず保険料収入が見込めない中で今後50年以上の長期間にわたる年金等の支払額が変動する可能性等を考慮しつつ支払に備える必要があり、ある時点で剰余金が発生したとしても、これを他の用途に充てるべきではないからであると説明している。

機構発足時、特例業務勘定では、負債の額が資産の額を上回っており、欠損金が計上されていたが、その後、資産売却の進展等により利益が生じた結果、資産の額は負債の額を大きく上回るようになった。そして、第1期中期目標の期間の終了時である19年度末には1兆3441億余円の利益剰余金が計上されていたが、この全額が積立金として第2期中期目標の期間に繰り越されている。さらに、20、21両年度にも利益が発生したことから、21年度末においては第1期中期目標の期間から繰り越された積立金を含めて計1兆4534億余円の利益剰余金が計上されており、22年度にはこの全額が積立金として整理されることになる。

### (4) 平成19年度決算検査報告に掲記した概要

本院は、機構の特例業務勘定について、平成19年度決算検査報告に特定検査対象に関する検査状況として「国鉄清算業務に係る財務について」を掲記している。

この中で本院は、特例業務勘定は、今後50年以上の長期にわたり年金等の支払を確実に行っていくために、処理法の規定により損益計算後の残余の全額を積立金として整理す

ることとされており、国庫納付の規定はないが、国庫の厳しい財政状況、これまで国の一般会計が多額の債務等を負担しているなどの状況及び現在多額の積立金を計上している状況にかんがみれば、年金の支払等を確実に行っていく上での不確定要素の状況を見極めつつ、長期収支見込みを作成して積立金の適正水準について検討して、仮にその結果残余が見込まれる場合には、当該残余を国庫に納付することが可能となるようにすることが肝要であり、そのため、貴省及び機構において今後、特段の取組が必要とされるとしている。そして、本院としては、特例業務勘定の積立金に関して、貴省及び機構における取組状況について引き続き検査していくこととしている。

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

上記の平成19年度決算検査報告から約2年が経過して、この間に年金の支払等が進行することなどにより、不確定要素の影響度は当時より小さくなってきている。また、21年度末の特例業務勘定の利益剰余金は19年度末より更に増加して1兆4534億余円となっている一方、国の財政状況は一層厳しさを増しており、一般会計が承継した国鉄等の債務についても、21年度末時点でなお19兆5232億余円の残高が存在している。しかし、21年度末現在、貴省及び機構においては、本院が平成19年度決算検査報告で記述した国庫納付の検討の前提となる長期収支見込みを作成するに至っていない。

そこで、本院は、有効性等の観点から、引き続き、機構の特例業務勘定に国庫に納付することが可能な余裕資金はないかなどに着眼して、貴省及び機構において、同勘定の財務状況等について会計実地検査を実施した。そして、機構においては、今後の収入支出等の見込み、特に物価変動等による共済年金追加費用の増大や偶発債務の発生等により今後の支払が増大する可能性等について、また、貴省においては、積立金の処分等に対する考え方等について、見解を徴したり、関係資料の提出を受けたりするなどして検査した。

### (検査の結果)

検査したところ、特例業務勘定の財務状況については下記(1)のとおりとなっており、また、今後の傾向の予想を踏まえて特例業務に係る将来の収入及び支出についてその見込み及び物価変動等による影響の程度等を本院において検討した結果については下記(2)のとおりとなった。

#### (1) 特例業務勘定の財務状況

##### ア 収入及び支出

##### (ア) 収入及び支出の推移

15年度(機構が発足した15年10月1日から16年3月31日まで。以下同じ。)から21年度までの6年6か月間の特例業務勘定の収入及び支出の推移は表1及び図1のとおりであり、収入については土地等と株式の売却収入が過半を占めているほか、助成勘定長期貸付金の元利償還金である「助成勘定より受入」が毎年度1600億円程度計上されている。また、支出の大部分は「共済年金追加費用」である。そして、15年度から21年度までの収入及び支出それぞれの合計額は2兆9318億余円及び1兆7726億余円で、収入が支出を1兆1591億余円上回っている。

表1 特例業務勘定の収入及び支出の推移

<収入>

(単位：億円)

科目 \ 年度	平成 15	16	17	18	19	20	21	合計
国庫補助金受入	650	650	650	325	—	—	—	2,275
特例業務収入	2,754	668	5,282	3,679	3,330	11	8	15,734
うち土地等売却収入	146	668	512	389	3,330	11	8	5,067
うち株式売却収入	2,607	—	4,770	3,289	—	—	—	10,666
助成勘定より受入	676	1,419	1,633	1,674	1,673	1,671	1,660	10,409
その他	44	78	73	84	139	173	306	899
うち利息収入	0	13	26	43	133	163	167	548
計	4,124	2,815	7,639	5,763	5,143	1,855	1,975	29,318

<支出>

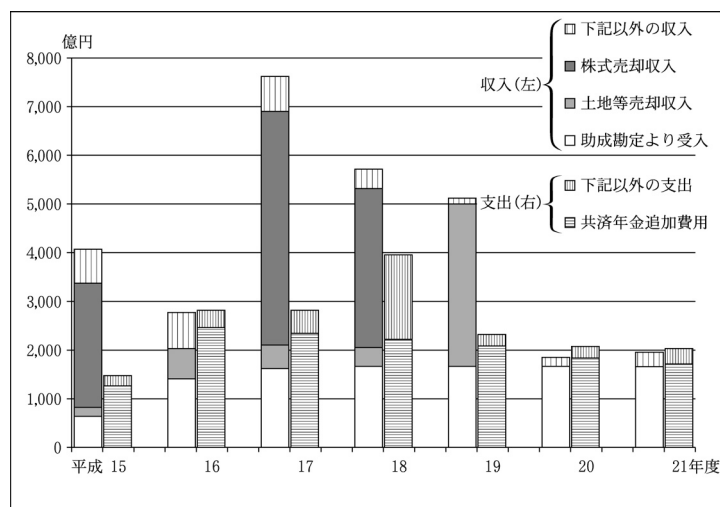
科目 \ 年度	平成 15	16	17	18	19	20	21	合計
業務経費	1,467	2,823	2,835	3,955	2,337	2,083	2,016	17,519
うち共済年金追加費用	1,295	2,509	2,388	2,260	2,115	1,856	1,725	14,151
うち恩給負担金	36	31	28	23	20	17	15	172
うち業務災害補償費	27	54	53	58	64	64	78	401
うち用地対策費	64	81	137	118	132	139	196	870
うち株式対策費	43	0	49	0	0	0	0	94
一般管理費	16	32	28	27	23	25	20	173
その他	3	9	4	3	4	4	3	33
計	1,486	2,865	2,868	3,986	2,365	2,112	2,041	17,726
収支差	2,637	△ 49	4,770	1,776	2,778	△ 256	△ 65	11,591

注(1) 利息収入は、投資有価証券の運用収入等である。

注(2) 平成 18 年度の業務経費には、厚生年金移換金負担金の残額の一括償還に係る 1339 億円が含まれる。

注(3) 各項目において端数整理のため、集計しても計が一致しないことがある。(以下の表においても同様。)

図1 特例業務勘定の収入及び支出の推移



(注) 本図における収入及び支出の区分は、表1の科目のうち主要なもののみを示しており、また、比較の便宜のために科目の順序を変更している。

(イ) 収入及び支出の今後の傾向

17年度から19年度までは、土地等と株式の売却収入が大きかったため大幅な収入超過となったが、20、21両年度は、資産売却が少なかったため、それぞれ256億余円及び65億余円の支出超過となっている。そして、既に資産処分がかなり進展していることなどから、今後は、助成勘定長期貸付金の元利償還金を主な収入として、共済年金追加費用、用地対策費等の業務経費や一般管理費の支出を賄っていくことになるが、22、23両年度には、共済年金追加費用について、見込まれていた年金制度の変更がなされなかったため20、21両年度の支払が結果的に過小となった分の精算が予定されていることなどもあって共済年金追加費用の額が助成勘定長期貸付金の元利償還金の額を上回ることで、土地処分のための基盤整備工事に係る用地対策費の大規模な支出が予定されていることなどのため、支出超過になると見込まれる。しかし、23年度に共済年金追加費用についての上記の精算が行われた後は、基本的には助成勘定長期貸付金の元利償還金の額が共済年金追加費用の額を上回るようになること、土地処分の進行に伴い基盤整備工事は減少することなどのため、収入超過の傾向に転ずると見込まれる。

イ 損益

(ア) 損益の推移

15年度から21年度までの6年6か月間における特例業務勘定の損益の推移は表2及び図2のとおりであり、表1及び図1の収入及び支出との大きな差異は、資産処分に係る原価が「資産処分業務費」として費用に計上されていること、共済年金追加費用の支払が計上されておらず、共済年金追加費用引当金戻入益が経常収益及び臨時利益に計上されるなどしていることである。そして、収益及び費用それぞれの合計額は3兆4186億余円及び1兆6437億余円で、収益が費用を上回り、その結果、当期純利益の合計額は1兆7749億余円となっている。

なお、16年度には、公的年金制度改正によって将来の年金給付額の伸び率を抑制するマクロ経済スライド<sup>(注7)</sup>が導入された結果、将来の年金追加費用の支払見込総額が大

幅に減少したことに伴い年金引当金も大幅に減少したことにより、同引当金の戻入が発生して、臨時利益 3317 億余円が計上されている。

(注7) マクロ経済スライド 厚生年金等の保険料水準による負担の範囲内で年金財政が安定する見通しが立つまでの間(調整期間)においては、公的年金被保険者数の減少率と平均寿命の伸び率を勘案した率(スライド調整率)を乗じて年金給付水準を調整する仕組み。

表2 特例業務勘定の損益の推移

<収益の部>

(単位：億円)

科目 \ 年度	平成 15	16	17	18	19	20	21	合計
経常収益	4,048	4,164	8,228	6,033	5,552	1,294	1,409	30,730
うち処分用資産売却収入	2,754	726	5,651	3,679	3,330	11	8	16,162
うち補助金等収益	650	650	650	325	—	—	—	2,275
うち共済年金追加費用引当金戻入益	—	1,514	670	808	812	—	169	3,976
うち財務収益	637	1,240	1,222	1,210	1,262	1,250	1,215	8,039
臨時利益	11	3,317	—	—	—	—	126	3,456
計	4,060	7,482	8,228	6,033	5,552	1,294	1,535	34,186

<費用の部>

科目 \ 年度	平成 15	16	17	18	19	20	21	合計
経常費用	3,264	1,064	6,546	3,266	531	1,179	361	16,214
うち資産処分業務費	2,944	424	6,068	2,819	99	23	23	12,403
うち共済関係業務費	282	579	419	394	401	1,129	308	3,515
うち一般管理費	21	38	36	34	30	26	29	217
臨時損失	0	0	25	—	0	5	190	222
計	3,264	1,065	6,571	3,266	531	1,185	552	16,437
当期純利益	795	6,416	1,656	2,766	5,021	109	983	17,749

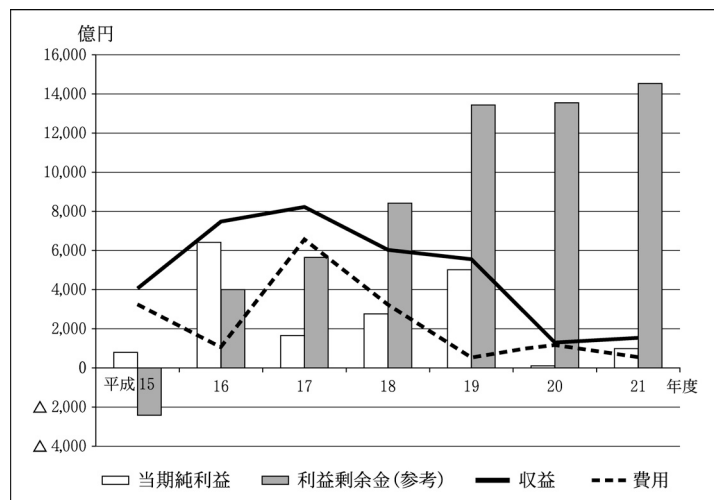
注(1) 収入支出ベースでは表1のとおり毎年度の共済年金追加費用の支払額が支出として計上されているが、引当の範囲内であるため損益計算書には費用として計上されていない。本表における共済関係業務費は、年金引当金に係る利息費用(期首(前期末)に割引計算により計算された共済年金追加費用等の債務について、期末までの時の経過により発生する計算上の利息)、共済年金追加費用引当金の追加繰入れが生じた場合の費用等である。

注(2) 共済年金追加費用引当金戻入益は、年金引当金算出時に使用した物価上昇等による年金給付額の改定に係るスライド率より実際の率が低かったことや、年金引当金算出時に適用するスライド率を引き下げたことなどによる戻入益である。

注(3) 財務収益は、助成勘定長期貸付金に係る利息、投資有価証券に係る利息等である。

注(4) 平成19年度の処分用資産売却収入が資産処分業務費に比べて大きくなっているのは、同年度に売却した処分用資産(梅田駅(北)の土地等)の原価(簿価)が小さかったことなどによる。

図2 特例業務勘定の損益の推移



(イ) 損益の今後の傾向

20年度の損益は、処分用資産売却収入が大きく減少したこと、年金受給者に係る基礎率の見直し等により共済年金追加費用引当金繰入788億余円が生じて共済関係業務費が多額となったことなどから、当期純利益が19年度までに比べて小さくなっているものの、引き続き利益を計上している。そして、21年度は、処分用資産売却収入は20年度と同様に小さくなっているが、共済年金追加費用引当金戻入益169億余円が生じ、また、共済関係業務費が19年度以前と同様の水準にとどまったことなどから、20年度より大きい983億余円の当期純利益を計上している。

既に資産処分がかなり進展していることなどから、今後は、助成勘定長期貸付金に係る利息収入を主とする財務収益を主たる収益として、共済関係業務費その他の費用を賄っていくことになるが、20年度には、処分用資産売却収入の減少に加えて、年金引当金に係る基礎率の見直し等により多額の費用が発生したにもかかわらず、財務収益が費用を上回って当期純利益が生じており、21年度には、基礎率の見直し等が行われなかったことから、20年度を上回る当期純利益が生じている。このように、共済関係業務費の更に著しい増加や多額の臨時損失の発生等がなければ、今後も、当期純利益が生ずる傾向が続くことが見込まれる。

ウ 資産、負債等

(ア) 資産、負債等の推移

15年度末から21年度末までの特例業務勘定の資産、負債等の推移は表3及び図3のとおりであり、資産は15年度末の3兆6793億余円から21年度末の3兆3810億余円へ2983億余円減少したが、負債も共済年金追加費用の支払が進んだことなどにより3兆8929億余円から1兆9275億余円へと1兆9654億余円減少している。そして、15年度末には2419億余円の繰越欠損金を計上していたが、表2のとおり、16年度から21年度までの当期純利益の合計額が1兆6953億余円となったことから、繰越欠損金を解消して利益剰余金が大幅に増加しており、利益剰余金の額は前記のとおり21年度末現在1兆4534億余円となっている。

表3 特例業務勘定の資産、負債等の推移

<資産の部>

(単位：億円)

科目 \ 年度末	平成 15	16	17	18	19	20	21
流動資産	16,694	14,247	12,242	4,247	5,377	5,502	5,563
うち現金及び預金	5,200	1,994	2,466	1,207	1,325	1,217	1,175
うち有価証券	—	1,191	4,115	766	1,782	1,930	1,881
うち処分用資産	11,484	11,054	5,649	2,255	2,216	2,315	2,466
固定資産	20,098	21,833	22,749	28,892	29,656	28,813	28,246
うち投資有価証券	303	2,268	3,647	10,323	11,662	11,416	11,479
うち助成勘定長期貸付金	18,787	18,557	18,094	17,561	16,993	16,392	15,762
計	36,793	36,081	34,991	33,140	35,033	34,316	33,810

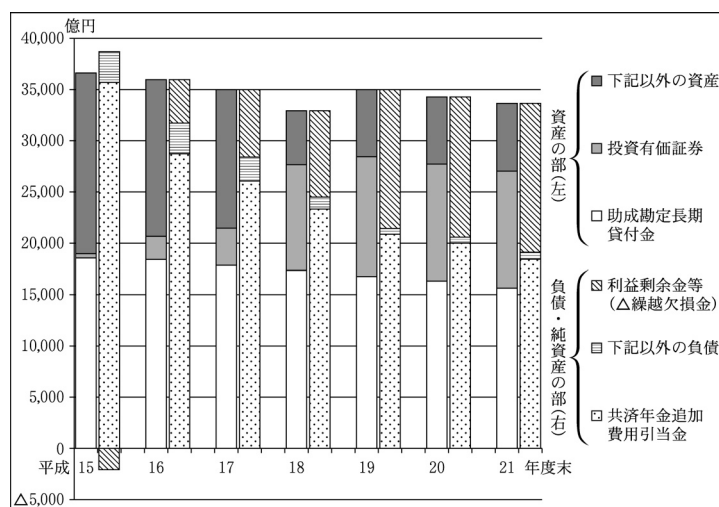
<負債・純資産の部>

科目 \ 年度末	平成 15	16	17	18	19	20	21
流動負債	136	591	241	369	63	86	282
固定負債	38,793	31,279	28,334	24,351	21,528	20,678	18,993
うち共済年金追加費用引当金	35,748	28,941	26,287	23,560	20,961	20,208	18,555
うち恩給負担金引当金	230	200	170	155	128	107	84
うち業務災害補償費引当金	485	465	409	395	397	348	332
(負債合計)	38,929	31,871	28,576	24,720	21,592	20,765	19,275
利益剰余金(△繰越欠損金)	△ 2,419	3,997	5,653	8,420	13,441	13,551	14,534
うち積立金	—	—	3,997	5,653	8,420	13,441	13,551
うち当期末処分利益(△当期末処理損失)	△ 2,419	3,997	1,656	2,766	5,021	109	983
その他有価証券評価差額金	283	212	760	—	—	—	—
(純資産合計)	△ 2,135	4,210	6,414	8,420	13,441	13,551	14,534
計	36,793	36,081	34,991	33,140	35,033	34,316	33,810

注(1) 独立行政法人会計基準の改定以前の平成18年度末までは、<負債・純資産の部>は<負債・資本の部>、(純資産合計)は(資本合計)である。

注(2) 平成20年度末以降の積立金には前中期目標期間繰越積立金を含む。

図3 特例業務勘定の資産、負債等の推移



(注) 本図における資産及び負債等の区分は、表3の科目のうち主要なもののみを示しており、また、比較の便宜のために科目の順序を変更している。

(イ) 資産の内容等

21年度末現在、特例業務勘定の資産の約8割は、助成勘定長期貸付金1兆5762億余円と投資有価証券1兆1479億余円である。このうち、助成勘定長期貸付金は63年度上期まで半年賦による償還が続くものであり、その残高は、償還に伴い減少していき、機構の第2期中期計画の最終年度である24年度末においては1兆3583億余円となる。また、投資有価証券は、機構が保有する資産を運用しているものであり、21年度末現在、その約6割は国債で、残りは地方債等で運用されており、その平均運用利回りは1.43%(21年度。1年以内に満期が到来するため流動資産に計上されている有価証券も含めての平均運用利回り)となっている。

処分用資産についてみると、表3のとおり、15年度末の1兆1484億余円から21年度末の2466億余円へ減少しており、資産処分が進んでいる状況である。この21年度末の処分用資産の大半は処分用有価証券1958億余円であり、JR4社の株式である。また、処分用土地及び土地に附帯する構築物である処分用その他資産は508億余円であり、この処分用土地については、国鉄等から承継した時点で約9,238haであったものが、機構発足時には約303ha、21年度末では約90ha(国鉄等からの承継時の1%未満)と処分が進展しており、機構は、25年度までに処分がほぼ終了する見通しであるとしている。

(2) 特例業務に係る将来の収入及び支出(本院による試算)

前記のとおり、特例業務勘定には、21年度末において1兆4534億余円の利益剰余金が計上されており、一方、利益剰余金及び年金引当金等の負債に見合いの資産として、現金及び預金1175億余円、有価証券1881億余円、処分用資産2466億余円、投資有価証券1兆1479億余円、助成勘定長期貸付金1兆5762億余円等が計上されている。

特例業務に係る支出には、表1のとおり、共済年金追加費用、恩給負担金、業務災害補償費、用地対策費、株式対策費等がある。このうち、将来発生すると見込まれる共済年金追加費用、恩給負担金、業務災害補償費(以下、これらを合わせて「年金費用等」という。)



等については、機構は、前記のとおり、年金引当金等の引当金を計上し、その支払に備えている。しかし、これらのほかにも、一般管理費や人件費等の支出が毎年度発生するほか、将来発生する金額を合理的に見積もることができないとして引当金が計上されている<sup>(注8)</sup>偶発債務に係る支出や、引当金が計上されている共済年金追加費用等について、年金受給者の余命が伸びたり物価が想定を超えて上昇したりすることなどにより引当額の範囲を超える支出が発生する可能性がある。

そして、これらの支出の財源となる収入としては、前記のとおり、土地等と株式の売却収入、助成勘定長期貸付金の元利償還金等があり、これらの収入で支出を賄えない場合には、前記の資産を取り崩すなどして対応することになる。

そこで、貴省及び機構は、これらの将来の支出の発生又は増大のリスクに備えるため、利益剰余金を積み立てた積立金を処分することなく保有し続ける必要があるとしている。

しかし、特例業務を確実かつ円滑に実施し終了させるためには、年金の支払が終了するとされる74年度までの各年度における収入及び支出の状況を検討した上で、資金不足が生じないようにするのに必要な最小限の積立金を保有すれば十分であり、これを超える余裕資金を保有することが見込まれる場合には、これまで国の一般会計が長期債務の処理等のために多額の負担をしていることなどの状況等にかんがみ、これを国庫に納付することを可能にして、資金の有効活用を図ることが必要であると認められる。

そこで、本院は、これらの将来の支出及びその財源となる収入について、その見込み及び物価変動等による影響の程度等の検討を行った。

物価変動による影響について、前記のとおり、機構は、昭和31年から平成21年までの54年間の異常値を除いた平均値である年2.4%を年金引当金の算出において用いている。また、同期間の異常値を含めた単純平均値は年3.4%となっている。一方、日本銀行等によれば、当面、大きな物価上昇は想定されておらず、むしろ、過去の平均値を下回るとの見方が多くなっている<sup>(注9)</sup>。

そこで、以下の検討においては、前記のとおり、特例業務における年金費用等の支払について現役世代がおらず保険料収入が見込めない中で確実かつ円滑に実施していく必要があることから、物価上昇のリスクも十分に考慮して、基準とする物価上昇率を、機構が年金引当金の算出に使用している過去の平均値である年2.4%(この場合の10年間の物価上昇率の累計は26.8%、50年間では227.3%)<sup>(注10)</sup>とした。なお、物価変動による影響の程度を検証するため、物価上昇率平均年2.4%を上下それぞれ1ポイントずつ増減させた平均年3.4%(異常値を含めた過去の平均値と一致する。10年間の物価上昇率の累計は39.7%、50年間では432.1%)及び1.4%(10年間の物価上昇率の累計は14.9%、50年間では100.4%)の場合についても試算することとした。

(注8) 独立行政法人会計基準第17の1によれば「将来の支出の増加又は将来の収入の減少であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合には、当該金額を引当金として流動負債又は固定負債に計上するとともに、当期の負担に帰すべき金額を費用に計上する」とされており、偶発債務については金額を合理的に見積もることが困難であるとして、引当金は計上されていない。

(注9) 日本銀行は、「中長期的な物価安定の理解」として、「消費者物価指数の前年比で2%以下のプラスの領域にあり、委員の大勢は1%程度を中心と考えている」としている(「中長期的な物価安定の理解」の明確化(平成21年12月18日))。また、内閣府は、「経済財政の中長期方針と10年展望比較試算」(平成21年1月16日経済財政諮問会議提出)において、「世界経済底ばい継続」、「2010年世界経済順調回復」及び「2010年世界経済急回復」の3シナリオについて試算を行っており、例えば、平成30年度の物価上昇率(消費者物価指数)は1.3%から2.8%になるものと試算されている。さらに、民間調査機関による今後10年程度の物価上昇率の予測もいくつか見受けられ、最大でも平均年1%を若干上回る程度となっている。

(注10) ただし、22年度の物価上昇率については、「平成22年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(平成22年1月22日閣議決定)において22年度の物価上昇率(見通し)がマイナス0.8%とされていることなども踏まえ、0.0%とした。物価上昇率を平均年3.4%又は1.4%として試算した場合も同じ。

## ア 将来の支出

### (ア) 年金費用等

#### a 共済年金追加費用

21年度末における年金引当金の額は1兆8555億余円である。

この年金引当金は、将来の年金給付額について、次のとおり推計を行うことにより算出されている。

- ① 年金受給者の共済組合加入期間等の情報及び過去の実績に基づく失権率等の基礎率等に基づき、個人ごとに将来の各年度の共済年金追加費用の名目支払見込額を算出する。

その際、物価上昇等による年金給付額の改定に係るスライド率を過去の物価上昇率の平均値に基づき平均年2.4%と仮定する。ただし、このスライド率については、物価スライド特例措置及びマクロ経済スライドによる調整が行われるものとして、22、23両年度は0.0%、24年度から35年度までは1.5%とする(以下、マクロ経済スライド等による調整を行う前のスライド率を「基準スライド率」という。)

- ② ①で算出した額を合計して名目支払見込総額を求めた上で、その支払までの平均期間を算出し、当該平均期間に応じて直近の国債の利回りを基に計算した割引率1.0%で、将来の各年度の名目支払見込額を割り引いて現在価値を算出し、これに相当する金額を年金引当金とする。

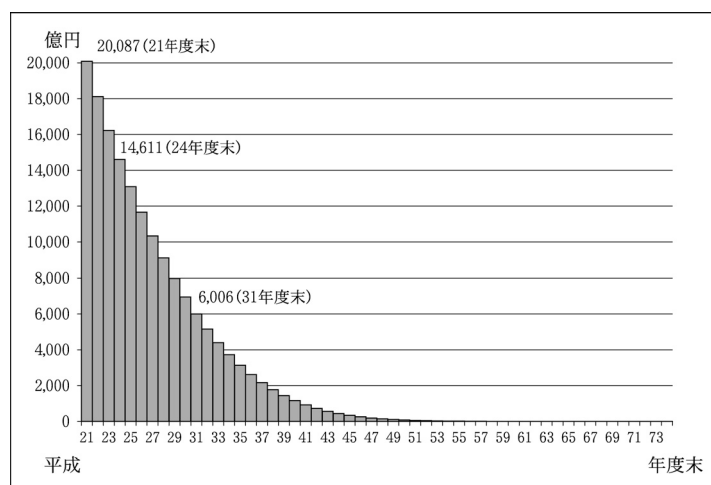
(注11) 物価スライド特例措置 12年度から14年度までの物価上昇率は合計マイナス1.7%であったが、これをスライドせず年金額を据え置く物価スライド特例措置が執られた。このため、現在の年金額は本来水準よりも高い特例水準の年金額となっており、物価上昇等によりこの特例水準が解消されるまでは、プラスの年金改定はなされず、したがってマクロ経済スライドによる調整も行われないこととなっている。

上記の計算による共済年金追加費用の22年度から74年度までの名目支払見込総額は約2兆0087億円である。

機構が負担している共済年金追加費用は、基本的に昭和31年6月以前に国鉄職員として年金加入期間を有している職員本人又はその遺族(配偶者及び一定の障害を有する子等)に係るものであり、これに該当する職員本人はすべて既に年金受給年齢に達していることから、今後は、職員本人が死亡して遺族が受給権者となることにより受給者が変わることはあるものの、実質的に新たに支給対象となる者が発生することはほとんどなく、受給者の死亡等による失権により共済年金追加費用の支払額は逡減していくことになる。

このため、上記の名目支払見込総額は、毎年の年金支払に伴って減少し、現在の想定においては、機構の第2期中期目標の期間の最終年度である平成24年度(2012年度)の年度末における名目支払見込総額は図4のとおり約1兆4611億円となり、これを1.0%で割り引いた年金引当金は約1兆3183億円となることから、21年度末の年金引当金1兆8555億円の7割程度まで減少すると見込まれている。また、10年後となる31年度末における名目支払見込総額は約6006億円となり、これを割り引いた年金引当金は約5130億円となることから21年度末の3割程度まで減少すると見込まれている。

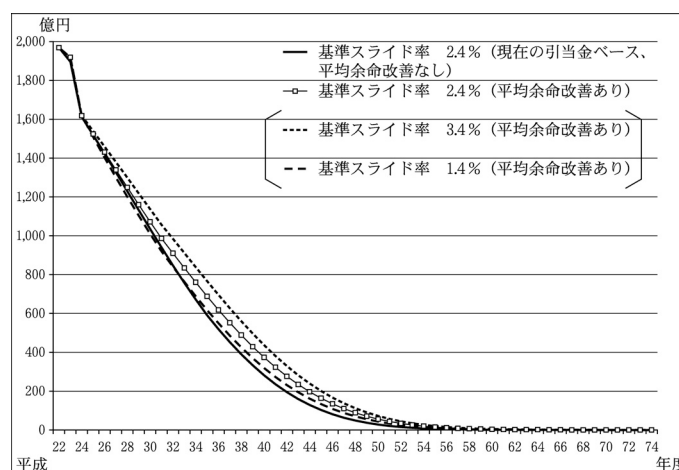
図4 共済年金追加費用の名目支払見込総額の推移(機構による計算を基に本院作成)



前記のように、特例業務勘定に計上されている年金引当金の額は、物価の上昇等を見込み、年金数理上適当と思われる基礎率等に基づき算出されているものであるが、年金受給者の余命が過去の実績に比べて伸びた場合等には、上記の引当ての範囲を超える支出が発生する可能性がある。

そこで、21年度末における年金引当金の算出に用いられているデータを基に、平均余命の一定の伸びを見込んだ上で、物価変動の影響の程度について、基準スライド率2.4%を基本として、更に参考として上下にそれぞれ1ポイントずつ増減させた場合についても試算し、現在算定されている年金引当金における想定と比較すると、それぞれのケースの将来の各年度における共済年金追加費用の名目支払見込額の推移は図5のとおりとなる。

図5 共済年金追加費用の名目支払見込額の推移(本院による試算)



注(1) 平成22年度のスライド率は0.0%と設定している。また、「平成22年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(平成22年1月22日閣議決定)における22年度の物価上昇率(見通し)がマイナス0.8%とされていることなどを踏まえ、23年度のスライド率についても0.0%と設定している。

注(2) 物価スライド特例措置によるスライド率の調整については、平成22年度における本来水準と特例水準の間の差がマイナス2.2%であることを踏まえて調整を行っている。マクロ経済スライドによるスライド率の調整については、厚生労働省の「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し」(平成21年2月)における基本ケースに基づき、24年度から31年度までの間、マイナス0.9%からマイナス1.4%までの調整率による調整を行っている。

注(3) 平均余命については、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口」(平成18年12月)における将来生命表のうち死亡低位仮定のものに基づき、現在の想定に対して、例えば、男性の場合、平成21年度において本制度に基づく年金受給者数が最も多い昭和3年生まれの者(平成20年度末現在の年齢80歳)については、現在8.7年とされている平均余命が、67年には11.7年になるなどと仮定している。

現在計上されている年金引当金の算出においては、前記のとおり、物価上昇による基準スライド率を2.4%と想定するなどして、共済年金追加費用の名目支払見込総額は約2兆0087億円とされている。これに対して、平均余命の伸びを見込むなどして試算した場合は、共済年金追加費用の名目支払見込総額は約2兆1763億円となり、計算上、約1675億円増大することになる。

なお、平均余命の伸びを見込んだ上で、物価が想定を更に毎年1ポイント上回って上昇するとして基準スライド率を3.4%とした場合は共済年金追加費用の名目支払見込総額は約2兆3175億円、逆に物価が想定を毎年1ポイント下回って上昇するとして基準スライド率を1.4%とした場合は約2兆0508億円となり、それぞれ、現在の想定に対して約3087億円及び約420億円増大することになる。

b 恩給負担金

21年度末における恩給引当金の額は84億余円である。

これは、総務省から示された恩給負担金の額及び失権率等に基づき、支払が73

年度まで続くとして、過去10年間の恩給の改定率の平均値である0.1%を用いて、将来の各年度における恩給負担金の名目支払見込額を推計し、これを同省から示された割引率3.2%で割り引いて現在価値を算出したものである。

一方、今後の恩給額の改定については、19年の恩給法(大正12年法律第48号)の改正により、同年10月以降は、過去の据置分を調整後、国民年金の改定率により自動的に改定されることとなっている。そして、共済年金追加費用の国民年金部分は国民年金のスライド率により改定されることから、将来の実際の恩給額は、過去の据置分を調整した上で、このスライド率により改定されることになる。

そこで、21年度末の恩給引当金の算出に用いられているデータを基に、平均余命の一定の伸びを見込んだ上で、物価変動による影響について、前記aの共済年金追加費用のスライド率に準じて試算すると、現在計上されている恩給引当金の算出において恩給負担金の名目支払見込総額は約101億円とされているのに対して、基準スライド率2.4%を用いるなどして試算した場合は約111億円となり、約9億円増大することになる。

〔 なお、平均余命の伸びを見込んだ上で、基準スライド率を3.4%とした場合は約117億円、1.4%とした場合は約107億円となり、それぞれ、現在の想定に対して約15億円及び約5億円増大することになる。 〕

#### c 業務災害補償費

21年度末における業務災害引当金の額は332億余円である。

これは、業務災害補償(偶発債務とされている石綿健康被害補償を除く。以下同じ。)の受給額、受給者の実績により算定した失権率等に基づき、支払が54年度まで続くとして、恩給の改定率に準じた改善率0.1%を用いて、将来の各年度における業務災害補償費の名目支払見込額を推計し、年金引当金の場合と同様に、支払までの平均期間に応じて計算した割引率0.7%で割り引いて、現在価値を算出したものである。

そこで、21年度末の業務災害引当金の算出に用いられているデータを基に、平均余命の一定の伸びを見込んだ上で、物価変動による影響について、前記aの共済年金追加費用のスライド率に準じて試算すると、現在計上されている業務災害引当金の算出において業務災害補償費の名目支払見込総額は約347億円とされているのに対して、基準スライド率2.4%を用いるなどして試算した場合は約381億円となり、約34億円増大することになる。

〔 なお、平均余命の伸びを見込んだ上で、基準スライド率を3.4%とした場合は約400億円、1.4%とした場合は約368億円となり、それぞれ、現在の想定に対して約53億円及び約21億円増大することになる。 〕

#### (イ) 用地対策費等

特例業務のうち資産処分業務には、株式の処分と土地等の処分がある。このうち株式の処分については、JR本州3社の株式の処分は完了しており、今後JR4社の株式を処分していくこととなるが、昨今の経済情勢の影響等もあり、JR4社の経営状況は厳しく、当面、株式の処分のめどは立っていない。また、土地の処分については、前記のとおり、25年度までにほぼ終了することが見込まれている。

したがって、資産処分業務の業務量は、今後、土地処分の終了等に伴い減少すると見込まれることから、用地対策費(土壌汚染処理費及びPCB廃棄物処理費を除く。以下同じ。)及び株式対策費(以下、これらを合わせて「用地対策費等」という。)についても減少することが見込まれる。

用地対策費には、土地等の売却に資するため鉄道施設の撤去、移設等を行い更地化するなどの基盤整備工事の実施に係る基盤整備工事費と業務諸費等があり、土地の処分がほぼ終了するとされている25年度より後の年度には原則として発生しなくなることが見込まれる。

また、株式対策費については、17年度には株式の売却に係る多額の手数料を支出しているが、株式の売却のない年度についてはほとんど支出を要していない。

したがって、用地対策費のうち、基盤整備工事費については、工事計画どおりに支出がなされ、業務諸費等の支出については、21年度の支出額と同規模の支出が25年度まで継続すると仮定し、また、株式対策費については、21年度の支出額と同規模の支出が年金の支払が完了するとされる74年度まで継続すると仮定した上で、物価上昇率を平均年2.4%として試算すると、22年度以降の用地対策費等の名目支出見込総額は約716億円となる。

〔 なお、物価上昇率を平均年3.4%とした場合は約726億円、1.4%とした場合は約708億円となる。 〕

(ウ) 一般管理費等

特例業務勘定では、特例業務に係る一般管理費及び人件費(以下、これらを合わせて「一般管理費等」という。)を支出している。

一般管理費等は、特例業務に従事する職員の減少、業務の効率化等により減少傾向にあり、今後も特例業務の業務量は土地処分の終了等に伴い漸減していくと見込まれることから、一般管理費等についても漸減していくことが見込まれる。

したがって、一般管理費等については、21年度の支出額を基に、機構の現在の中期計画に沿って、土地の処分がほぼ終了するとされている25年度までは一般管理費については年3%、人件費については年1%ずつ逓減すると仮定し、また、26年度以降は、土地処分の終了を踏まえ、土地等処分業務に係る一般管理費等相当額を減じて、残る一般管理費等が74年度まで漸減していくと仮定した上で、物価上昇率を平均年2.4%として試算すると、22年度以降の一般管理費等の名目支出見込総額は約438億円となる。

〔 なお、物価上昇率を平均年3.4%とした場合は約531億円、1.4%とした場合は約368億円となる。 〕

(エ) 偶発債務

機構は、JR各社等が承継しなかった国鉄の一切の権利義務を承継していることから、上記の支出のほかにも、国鉄時代に起因して、表4のような様々な事柄に係る支出が発生する可能性があるとしている。これらは、基本的には、将来発生する可能性が高いが、その金額を合理的に見積もることができないとして、引当金の計上の対象とならない偶発債務としている。

表4 偶発債務の一覧

① JR不採用問題に係る解決金	国鉄職員であった者のうち、国鉄民営化に伴い、日本国有鉄道清算事業団法(昭和61年法律第90号)附則第2条の規定により清算事業団の職員となり、平成2年4月1日付けで同事業団から解雇された者から機構に対して雇用関係存在確認等請求訴訟が提起されるなどしていた問題に係る解決金
② 石綿健康被害補償費	国鉄職員であった者に係る石綿(アスベスト)ばく露に起因する業務災害について、機構が支払う一時金や年金等の補償費
③ 土壌汚染処理費	国鉄から承継した処分用土地について、土壌汚染があった場合に機構が負担する処理費
④ PCB廃棄物処理費	国鉄から承継したPCB廃棄物について、機構が処分を実施することに係る処理費
⑤ その他の偶発債務	不用トンネル管理費、旧国鉄志免炭鉱鉱害補償費、訴訟賠償費等

なお、表4の①については、機構は、従来、偶発債務としていたが、22年5月に貴職から解決案を承諾した原告等との間で和解を行うよう指示があったことを受け、21年度決算において170億余円を引当金として計上している。そして、その後、22年6月に原告等の大多数との間で和解が成立して、機構は和解金等170億余円を支払い、和解に応じた原告は訴訟を取り下げている。また、④についても、機構は、従来、偶発債務としていたが、その一部について、21年度決算において20億余円を引当金として計上している。

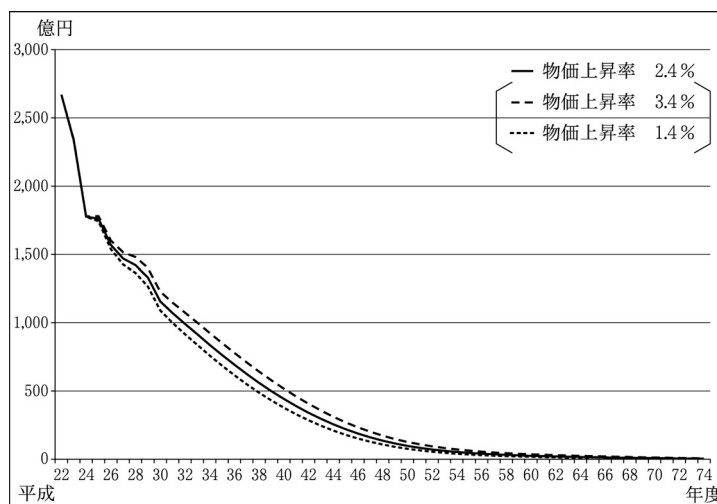
このように、従来、偶発債務とされていたものの一部については引当金が計上されることになったものの、依然、偶発債務として今後支出が発生する可能性があるものは多く残っており、これらについて将来発生する支出を見積もることは困難ではあるが、②については、国鉄職員であった者に係る過去の石綿関連業務災害の認定や補償費の支払の実績を基にした上で、今後、対象者が大幅に増加する可能性を考慮し、③については、各土地の履歴(工場、機関区、検修庫等)や汚染調査の結果を踏まえるなどして、汚染の可能性を検討し、④については、現在処理業務を実施している団体の処理単価を参考にし、⑤のうち不用トンネル管理費等については、過去の支払実績を基にし、訴訟賠償費については、仮に請求金額によることとするなど、それぞれの偶発債務の項目について一定の条件を仮定した上で、物価上昇率を平均年2.4%として試算すると、22年度から74年度までの名目支出見込総額は、①を含めて約2316億円となる。

〔 なお、物価上昇率を平均年3.4%とした場合は約2651億円、1.4%とした場合は約2075億円となる。 〕

(オ) 将来の支出の総額

上記の(ア)から(エ)までのとおり、特例業務に係る将来の支出の見込み及び物価変動等による影響の程度等について、将来のリスクを踏まえ、一定の仮定を置いた上で試算したところ、各年度の支出額の見込みは、計算上、図6のとおりとなる。

図6 将来の各年度における支出額(本院による試算)



すなわち、将来の支出の総額は、物価上昇率を平均年2.4%とするなどして試算すると約2兆5728億円(物価上昇率を平均年3.4%とした場合は約2兆7601億円、1.4%とした場合は約2兆4137億円)となる。

また、将来の支出を21年度末の現在価値に<sup>(注12)</sup>換算して、引当金による引当ての範囲を超える部分を試算すると、物価上昇率を平均年2.4%とすると約3452億円(物価上昇率を平均年3.4%とした場合は約4917億円、1.4%とした場合は約2181億円)となり、21年度末の利益剰余金1兆4534億余円を大幅に下回っている。

(注12) 現在価値への換算に当たっては、年金費用等については「退職給付に係る会計基準」(平成10年企業会計審議会)に準じて算出した割引率(例えば、共済年金追加費用については1.0%)により、他の支出については、原則として機構の21年度の投資有価証券の平均運用利回りを踏まえた割引率1.4%によっている。また、用地対策費等のうち資本的支出である基盤整備工事費については、その額に相当する額が処分用土地等の額に加算され、資産の額も増加するので、現在価値の試算から除いている。

#### イ 将来の収入

特例業務勘定における収入には、前記のとおり、土地等と株式の売却収入、助成勘定長期貸付金の元利償還金等による収入のほか、投資有価証券の運用収入等がある。また、25年度からは、処理法第13条第2項の規定に基づきJR4社に貸し付けられている無利子貸付金の償還も予定されている。

##### (ア) 処分用土地等の売却収入

処分用土地等の売却収入の見込みについて、機構が現在想定している売却時期及び売却価格(売却価格が想定されていない物件については、現在の簿価に今後予定されている基盤整備工事費等の額に相当する額を加算した売却原価)を基に試算すると、処分がほぼ終了するとされている25年度までの総額で約943億円となる。

##### (イ) 処分用株式の売却収入

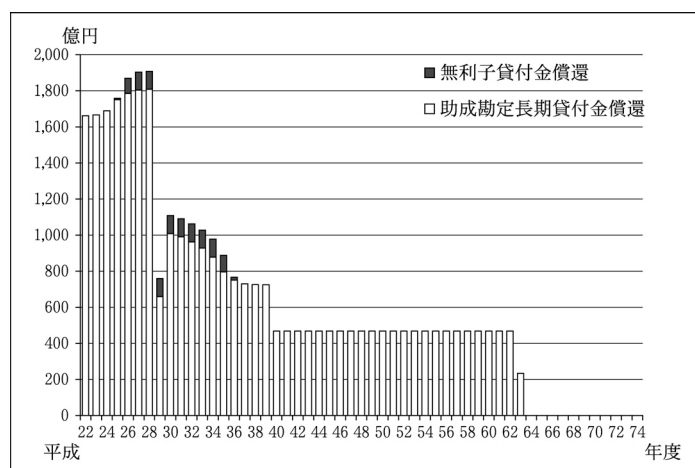
JR4社に係る処分用株式については、前記のとおり、当面処分のめどは立っておらず、確実な収入として見込むことは困難な状況である。



(ウ) 助成勘定長期貸付金等の償還による収入

助成勘定長期貸付金の元利償還及び無利子貸付金の償還の予定は図7のとおりである。

図7 助成勘定長期貸付金等の償還による収入の予定(機構の償還計画等を基に本院作成)



(注) 平成29年度の助成勘定長期貸付金償還額が次年度等に比べて少額となっているのは、償還計画上、29年度上期には元本の償還がなく利息の償還のみとなっているためである。

助成勘定長期貸付金の元利償還による収入は、22年度から63年度までの各年度1808億余円から234億余円となっていて、総額3兆2328億余円の予定である。また、無利子貸付金は総額1000億円で、25年度から36年度まで償還が続く予定である。なお、助成勘定長期貸付金の金利は固定金利となっていることから、物価上昇等により影響を受けることはない。

(エ) 投資有価証券の運用収入

投資有価証券の運用収入については、将来の支出額に応じて運用資産を取り崩す必要が生ずるなど運用資産額が変動することが想定される。前記の支出及び他の収入の試算等に基づき各年度における運用資産額の状況を想定して、さらに、機構の21年度の平均運用利回りを参考として平均年1.4%以上の利回りで運用できるものと仮定し、また、物価が上昇する場合は一般に金利も上昇することが想定されることから、物価が上昇した場合は利回りも少なくとも実質長期金利がマイナスとならない程度には上昇すると仮定した上で、物価上昇率を平均年2.4%として試算すると、投資有価証券の運用収入は総額約3兆9248億円となる。

〔 なお、物価上昇率を平均年3.4%とした場合は約6兆6341億円、1.4%とした場合は約1兆9638億円となる。 〕

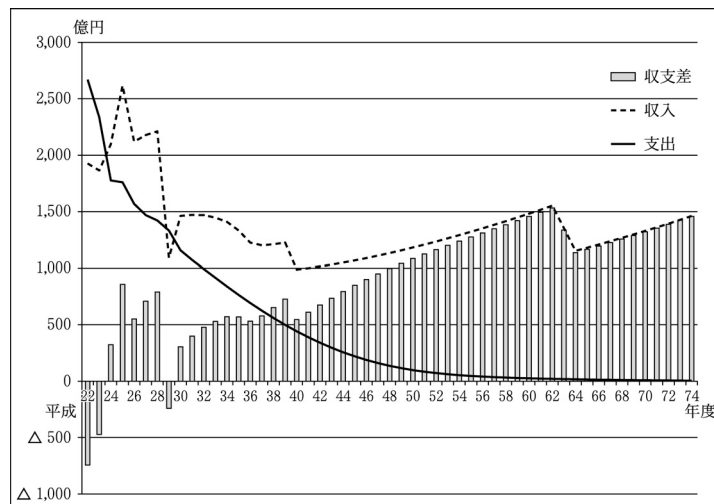
(オ) 将来の収入の総額

上記の(ア)から(エ)までのとおり、特例業務に係る将来の収入の見込みについて、一定の仮定を置いた上で試算したところ、将来の収入の総額は、物価上昇率を平均年2.4%とするなどして算定すると約7兆3520億円(物価上昇率を平均年3.4%とした場合は約10兆0612億円、1.4%とした場合は約5兆3910億円)となる。

### ウ 長期収支見込み

上記の将来の支出及び収入の試算に基づき、物価上昇率を平均年2.4%として長期収支見込み及び各年度における収支差を試算すると、図8のとおりである。

図8 長期収支見込み(本院による試算)



(注) この試算は、以下のような仮定を置いて行ったものである。

- ① 物価上昇率及び基準スライド率を平均年2.4%とする。ただし、物価上昇率は平成22年度は0.0%とし、また、スライド率は、22、23両年度は0.0%とするなど所要の調整を行う。
- ② 年金費用等について、平均余命の伸びとして、例えば、男性の場合、80歳時の平均余命が20年度からの47年間で約3年伸びるなどとする。
- ③ 土地の処分は25年度までに終了し、用地対策費のうち基盤整備工事費の支出も終了する。
- ④ 一般管理費等は、25年度までは機構の中期計画に沿って減少し、26年度以降は土地等処分業務に係る部分はなくなり、残りの部分も漸減する。
- ⑤ 石綿健康被害補償費は、過去の実績を基にした上で、対象者が大幅に増加する可能性も踏まえて算出する。その他の偶発債務に係る支出は、過去の実績を基にするなどして算出する。
- ⑥ 土地等は、機構が想定している売却価格又は簿価等を基にした売却原価により売却する。
- ⑦ 株式売却収入は見込まない。
- ⑧ 投資有価証券の運用収入について、運用資産額は支出等の試算に基づき想定したものによる。利回りは、機構の21年度の平均運用利回りを参考としつつ、物価が上昇した場合は利回りも実質長期金利がマイナスとにならない程度に上昇するとする。

すなわち、22年度から74年度までの期間全体としての収支の総額をみると、支出の総額が約2兆5728億円となるのに対し、収入の額は、助成勘定長期貸付金の元利償還金収入だけで約3兆2328億円となることから、期間全体としては、21年度末の利益剰余金1兆4534億余円を充当しなくても、この間の収入だけで特例業務の確実かつ円滑な実施に十分な財源が確保されることになると認められる。

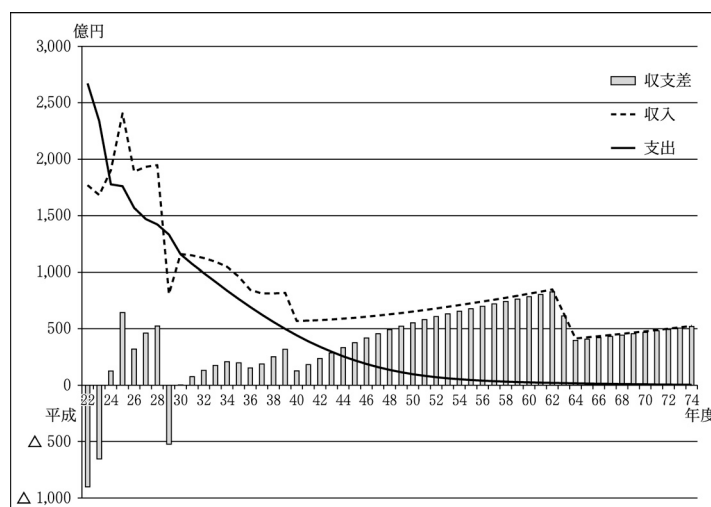
一方、単年度ごとの収支をみると、23年度までは、支出が収入を上回ることが見込まれ、その後は、29年度を除き収入が支出を上回ることが見込まれる。

〔 なお、これらの状況は、仮に物価上昇率を平均年3.4%又は1.4%として試算しても同様であった。 〕

そこで、22、23両年度に見込まれる支出超過等に対して、資金繰りに問題を生じさせないよう現在保有している資産を取り崩して補てんすることで対応することとした場合、現時点においてどの程度の積立金が必要であるかを検討すると、余裕資金を処分した場合にはそれに係る運用収入もなくなることから、運用収入を見込まないとした場合の22、23両年度の支出超過額が計約1579億円となること、24年度の支出額約1775億円のうち、半年賦償還である助成勘定長期貸付金の上半期の元利償還金収入が9月末に入金されるまでの約半年分の支出を賄う必要があることなどを考慮しても、2500億円程度を留保しておけば十分に対応可能であると考えられる。したがって、21年度末の利益剰余金(22年度に積立金として整理される。)1兆4534億余円は、この額よりも約1兆2000億円大きくなっていて、これに相当する額の余裕資金が生じていると認められる。

そして、この約1兆2000億円に相当する資産に係る運用収入を見込まないこととして、期間全体にわたる長期収支見込みを改めて試算すると、図9のとおりとなる。

図9 運用資産の額から約1兆2000億円を除いた場合の長期収支見込み(本院による試算)



このように、21年度末の利益剰余金の額のうち、当面の資金繰りなどのために必要となる可能性がある2500億円程度を留保し、残りの約1兆2000億円に相当する資産は国庫に納付することとしても、支出超過額は納付を行わない場合より増加するものの、22、23両年度の支出超過額の合計はこの留保額の範囲内となり、また、29年度の支出超過額も24年度から28年度までの収入超過額の合計の範囲内となることから、年金の給付に要する費用等の支払に必要な資金が不足することはなく、将来の特例業務の確実かつ円滑な実施に支障を生ずることはないと認められる。

〔 なお、このように2500億円程度の資金を留保すれば、物価上昇率を平均年3.4%又は1.4%として試算しても、資金不足になることはなかった。 〕

また、前記のとおり、22、23両年度には支出超過が見込まれるものの、その後は基本的に収入超過となることが見込まれ、将来、余裕資金も再度累積していくことが予想される。

さらに、この試算は、前記のとおり、支出についてリスクを相当程度見込んでおり、また、収入についても保守的に見込んでいることから、リスク等をそれほど見込まない場合には余裕資金の額はこの試算より大きいものとなる。

#### (改善を必要とする事態)

将来、特に数十年後における物価の状況や偶発債務の発生の状況を正確に予測することは困難であるが、上記のように、共済年金追加費用の増大や偶発債務の発生等のリスクを相当程度見込むなどした上で必要な積立金の水準を試算したとしても、現在の利益剰余金の規模は過大となっていて余裕資金が生じていると認められる状況であるにもかかわらず、当該資金について国庫に納付することができないこととなっている事態は、資金の有効活用の面から適切とは認められず、改善の要があると認められる。

#### (発生原因)

このような事態が生じているのは、①これまでに国の一般会計から多額の国庫補助金が交付されたり、資産処分の進展により多額の処分用資産の売却収入が得られたり、マクロ経済スライドの導入等の影響で当初の想定よりも年金支払額が減少したりして特例業務勘定の利益剰余金が多額となっていること、②本院が、平成19年度決算検査報告において、積立金の適正水準について検討するなど特段の取組が必要であるとの所見を示した後、更なる業務の進行や時の経過に伴い不確定要素の影響度が小さくなっていること、といった状況であるにもかかわらず、貴省及び機構において、特例業務勘定における余裕資金の有効活用について検討が十分でなかったことなどによると認められる。

### 3 本院が表示する意見

上記のように、共済年金追加費用の増大や偶発債務の発生等の不確定要素はなお存在するものの、年金の支払が進んできていることなどからその不確定要素の影響度は従来より小さくなってきており、本院の試算によれば、現在、これらのリスクを相当程度見込むなどしてもなお多額の余裕資金が生じており、また、将来においても生ずることが予想される。

そして、国の財政状況が一層厳しくなっていること、これまでに国鉄債務処理のために国の一般会計は24兆0166億余円もの巨額の債務を承継して現在もその償還を続けていること、さらに、一般会計による債務の承継後も、機構は、特例業務の確実かつ円滑な実施のために一般会計からこれまでに計5525億円と多額の国庫補助金の交付を受けていることにかんがみれば、年金の支払が完了し特例業務が終了すると見込まれる74年度を待つことなく、特例業務勘定における余裕資金を国庫に納付することを可能にして、資金の有効活用を図ることが必要であると認められる。

については、貴省において、機構と共に、国庫納付が可能な資金の額を速やかに把握し、将来においても、特例業務の終了を待つことなく、余裕資金が生じていないか適時に検討することとするとともに、これらの資金が国庫に納付されることとなるように適切な制度を整備するよう意見を表示する。

- (16) 特別会計への一般会計からの繰入れについて、歳出予算の不用の見込みを繰入額に確実に反映させることにより、繰入れを適切かつ効率的なものとするよう改善の処置を要求したもの

会 計 名	(1) 社会資本整備事業特別会計(治水、道路整備、港湾各勘定) (2) 自動車安全特別会計(自動車検査登録勘定)
部 局 等	国土交通本省
一般会計からの繰入れの概要	特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)第6条等の規定に基づき、各特別会計において経理されている事務及び事業に係る経費のうち、一般会計からの繰入れの対象となるべき経費の財源に充てるために必要があるときに限り、予算で定めるところにより、一般会計から当該特別会計に繰り入れるもの
減額できた一般会計からの繰入金	(1) 治水勘定 3249万円(平成20年度) 道路整備勘定 11億5830万円(平成20年度) 港湾勘定 3億0448万円(平成20年度) 計 14億9528万円 (2) 2008万円(平成20年度)

(本件事態等の検査状況について、「第4章 第3節 特定検査対象に関する検査状況」に「一般会計からの繰入金を歳入としている特別会計における当該繰入金の繰入れ及び繰入れの対象となるべき経費に係る歳出予算の執行の管理等について」を掲記した(989ページ参照)。)

**【改善の処置を要求したものの全文】**

**特別会計への一般会計からの繰入れの抑制について**

(平成22年10月13日付け 国土交通大臣あて)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

**1 一般会計からの繰入れの概要**

**(1) 貴省所管の特別会計の概要**

国は、特別会計に関する法律(平成19年法律第23号。以下「特会法」という。)に基づき、その経理を一般会計と区分して行うため特別会計を設置しており、平成20年度における特別会計は21会計となっている。このうち、社会資本整備事業、自動車安全両特別会計については、国土交通大臣が、法令で定めるところに従い、管理することとされている。そして、両特別会計においては、複数の事業が実施されていて、それぞれの事業収支を区分する必要があるとして勘定が設けられている。

両特別会計の目的並びにその各勘定の20年度決算における収納済歳入額、支出済歳出額及びその差額である決算剰余金の状況は、表1のとおりとなっている。この決算剰余金は、予算額に対する歳入の増加、歳出予算の繰越、不用等が要因となって生じるものである。

表1 両特別会計の目的及びその各勘定の平成20年度決算の状況等 (単位：百万円)

特別会計名	目的	勘定名	収納済	支出済	決算剰余金 A-B
			歳入額 A	歳出額 B	
社会資本整備事業	治水事業、道路整備事業、港湾整備事業、空港整備事業及び都市開発資金の貸付け並びに社会資本整備関係事業等に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているもの	治水	1,390,023	1,184,409	205,613
		道路整備	4,557,516	3,699,582	857,934
		港湾	379,685	346,034	33,651
		空港整備	630,647	584,186	46,461
		業務	262,386	225,141	37,244
自動車安全	国が行う自動車損害賠償保障事業、自動車検査登録等事務、自動車事故対策事業等に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているもの	保障	79,060	17,432	61,628
		自動車検査登録	50,002	39,608	10,394
		自動車事故対策	14,935	14,477	457

(2) 一般会計からの繰入金

特別会計の歳入のうち、一般会計からの繰入金は、事務事業の支出に充てるための財源の一部又は全部を、一般会計から特別会計又はその勘定に繰り入れるものである。

特会法第6条では、「各特別会計において経理されている事務及び事業に係る経費のうち、一般会計からの繰入れの対象となるべき経費(以下「一般会計からの繰入対象経費」という。)が次章に定められている場合において、一般会計からの繰入対象経費の財源に充てるために必要があるときに限り、予算で定めるところにより、一般会計から当該特別会計に繰入れをすることができる。」と規定されている(以下、「一般会計からの繰入対象経費」を単に「繰入対象経費」という。)。そして、社会資本整備事業特別会計については特会法第203条、自動車安全特別会計については特会法第215条において、それぞれ繰入対象経費が規定されている。

貴省所管の特別会計では、20年度に、表2のとおり、2特別会計6勘定において、一般会計からの繰入金を歳入としている。

表2 一般会計からの繰入れの状況等(平成20年度) (単位：百万円、%)

特別会計名	勘定名	収納済歳入額 A		
			うち、一般会計からの繰入額 B	繰入率 B/A × 100
社会資本整備事業	治水	1,390,023	822,626	59.1
	道路整備	4,557,516	2,196,989	48.2
	港湾	379,685	238,331	62.7
	空港整備	630,647	164,433	26.0
	業務	262,386	3,087	1.1
自動車安全	自動車検査登録	50,002	885	1.7

(3) 歳出予算の執行過程における不用見込額等の把握

各府省は、財政法(昭和22年法律第34号)第28条に規定する予算の添付書類の作成、公債発行額の決定等のために、「決算純計額報告書、決算見込額報告書及び決算見込純計額報告書等の様式並びに送付期限等について」(昭和33年歳計第2138号)等に基づき、毎年度

の12月末(第1次)、2月末(第2次)及び4月末(第3次)現在における一般会計及び特別会計の歳入歳出決算見込額を把握して、それぞれ翌月初旬に財務省に報告することとなっている。この報告においては、歳出予算現額のうち、年度内に執行しないことが確実と見込まれる「項」「目」の不用見込額について、その不用理由と併せて報告することとなっている。

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、効率性等の観点から、特別会計の歳入である一般会計からの繰入金は適切かつ効率的に行われているかなどに着眼して、貴省所管の2特別会計8勘定のうち、一般会計からの繰入金を歳入としている2特別会計6勘定の20年度決算を対象に、貴省本省において会計実地検査を行った。そして、予算書、決算書等の関係書類によって、一般会計からの繰入れ及び繰入対象経費に係る歳出予算の執行はどのように管理されているかを分析する方法により検査した。

### (検査の結果)

検査したところ、社会資本整備事業特別会計の治水勘定、道路整備勘定及び港湾勘定並びに自動車安全特別会計の自動車検査登録勘定、計2特別会計4勘定において、次のような事態が見受けられた。

#### (1) 社会資本整備事業特別会計

##### ア 治水勘定

この勘定は、国が施行する直轄治水事業、都道府県知事が施行する治水事業に係る負担金又は補助金の交付等に関する経理を行うものである。

この勘定における繰入対象経費は、特会法第203条第1項の規定により、①治水事業に要する費用で国が負担するもの、②河川等に係る治水関係災害復旧事業等の事業若しくは工事又は管理に要する事務費、③河川法に関する事業等に係る負担金、補助金及び交付金、④独立行政法人水資源機構が施行する事業に係る交付金で国が負担するもの並びに⑤民間資金等を活用した治水関係事業に係る貸付金に要する費用とされており、20年度に一般会計から繰り入れられた額は8226億2636万余円となっている。そして、一般会計からの繰入金は、表3のとおり、20年4月から21年3月まで毎月繰り入れられており、地方公共団体工事費負担金収入等の他の歳入と合わせて歳出予算の財源になっている。

表3 一般会計からの繰入れの状況(社会資本整備事業特別会計(治水勘定)) (単位：百万円)

年月	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	
繰入額	115,819	65,305	104,685	61,106	20,246	14,147	46,173	
年月	11月	12月	21年 1月	2月	3月	4月	5月	計
繰入額	18,767	49,006	18,955	56,930	251,479	△ 0	—	822,626

20年度決算における繰入対象経費に係る不用額は、(項)都市水環境整備事業費等19「項」で計27億0095万余円となっているが、貴省は、21年2月末の時点では、これらに係る不用見込額を計3351万余円と把握していた。

しかし、貴省は、このように当該年度の経費としては支出する見込みがないものとして繰入対象経費に係る不用見込額を把握していたにもかかわらず、これを一般会計からの繰入額に反映させていなかったため、上記の不用見込額に対応する財源を含めて一般会計から繰り入れていた。その不用見込額に対応する財源の額は、上記19「項」の各「目」別の不用見込額に当該「目」別の歳出予算の財源に占める一般会計からの繰入金割合を乗じて算出すると、3249 万余円となる。

したがって、繰入対象経費に係る 21 年 2 月末の不用見込額 3351 万余円を一般会計からの繰入額に反映させていれば、21 年 3 月に繰り入れられた 2514 億 7999 万余円のうち、不用見込額に対応する 3249 万余円は一般会計からの繰入額を減額することができたと認められる。

#### イ 道路整備勘定

この勘定は、国が施行する道路の新設、改築、維持及び修繕に関する事業並びに道路の整備に関する事業についての国の負担金その他の経費の交付及び資金の貸付けに関する経理を行うものである。

この勘定における繰入対象経費は、特会法第 203 条第 2 項の規定により、道路整備事業に要する費用で国が負担するものとされており、20 年度に一般会計から繰り入れられた額は 2 兆 1969 億 8943 万余円となっている。そして、一般会計からの繰入金は、表 4 のとおり、20 年 4 月から 21 年 3 月まで毎月繰り入れられており、地方公共団体工事費負担金収入等の他の歳入と合わせて歳出予算の財源になっている。

表 4 一般会計からの繰入額の内訳(社会資本整備事業特別会計(道路整備勘定)) (単位：百万円)

年月	平成 20 年 4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	
繰入額	253,370	189,140	264,980	284,206	59,593	90,710	139,591	
年月	11 月	12 月	21 年 1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	計
繰入額	142,889	133,733	170,389	83,438	384,944	△ 0	—	2,196,989

(注) 一般会計から繰り入れられた 2 兆 1969 億 8943 万余円のうち 1 兆 9343 億 0068 万余円は、道路特定財源である揮発油税及び石油ガス税が一般会計経由でこの勘定に繰り入れられたものである。

20 年度決算における繰入対象経費に係る不用額は、(項)道路環境改善事業費等 19 「項」で計 66 億 0005 万余円となっているが、貴省は、21 年 2 月末の時点では、これらに係る不用見込額を計 13 億 5251 万余円と把握していた。

しかし、貴省は、このように当該年度の経費としては支出する見込みがないものとして繰入対象経費に係る不用見込額を把握していたにもかかわらず、不用見込額のうち支出負担行為実施計画未計画となっていた 330 万余円を除いて、これを一般会計からの繰入額に反映させていなかったため、上記の不用見込額に対応する財源を含めて一般会計から繰り入れていた。その不用見込額に対応する財源の額は、上記 19「項」の各「目」別の不用見込額に当該「目」別の歳出予算の財源に占める一般会計からの繰入金の割合を乗じて算出すると、11 億 5830 万余円となる。

したがって、繰入対象経費に係る 21 年 2 月末の不用見込額 13 億 5251 万余円を一般会計からの繰入額に反映させていれば、21 年 3 月に繰り入れられた 3849 億 4422 万余



円のうち、不用見込額に対応する 11 億 5830 万余円は一般会計からの繰入を減額することができたと認められる。

ウ 港湾勘定

この勘定は、国が施行する港湾整備事業及び港湾管理者が施行する港湾整備事業に対する負担金又は補助金の交付等に関する経理を行うものである。

この勘定における繰入対象経費は、特会法第 203 条第 3 項の規定により、①港湾整備事業に要する費用で国が負担するもの、②一般会計所属港湾関係工事に要する事務費、③港湾施設の建設等で港湾管理者が施行するものに係る負担金及び補助金、④広域臨海環境整備センターの事業に対する補助金、⑤港湾法等の規定による貸付けに要する費用並びに⑥民間資金等を活用した港湾施設の建設又は改良に係る貸付けに要する費用とされており、20 年度に一般会計から繰り入れられた額は 2383 億 3177 万余円となっている。そして、一般会計からの繰入金は、表 5 のとおり、20 年 4 月から 21 年 3 月まで毎月繰り入れられており、港湾管理者工事費負担金収入等の他の歳入と合わせて歳出予算の財源になっている。

表 5 一般会計からの繰入りの状況(社会資本整備事業特別会計(港湾勘定)) (単位：百万円)

年月	平成 20 年 4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	
繰入額	25,896	27,847	1,204	29,809	19,533	14,209	9,341	
年月	11 月	12 月	21 年 1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	計
繰入額	14,608	14,926	20,299	12,411	48,243	—	—	238,331

20 年度決算における繰入対象経費に係る不用額は、(項)港湾環境整備事業費等 9「項」で計 7 億 8148 万余円となっているが、貴省は、21 年 2 月末の時点では、これらに係る不用見込額を計 3 億 8761 万余円と把握していた。

しかし、貴省は、このように当該年度の経費としては支出する見込みがないものとして繰入対象経費に係る不用見込額を把握していたにもかかわらず、不用見込額のうち支出負担行為実施計画未計画等となっていた 4932 万余円を除いて、これを一般会計からの繰入額に反映させていなかったため、上記の不用見込額に対応する財源を含めて一般会計から繰り入れていた。その不用見込額に対応する財源の額は、上記 9「項」の各「目」別の不用見込額に当該「目」別の歳出予算の財源に占める一般会計からの繰入金の割合を乗じて算出すると、3 億 0448 万余円となる。

したがって、繰入対象経費に係る 21 年 2 月末の不用見込額 3 億 8761 万余円を一般会計からの繰入額に反映させていれば、21 年 3 月に繰り入れられた 482 億 4347 万余円のうち、不用見込額に対応する 3 億 0448 万余円は一般会計からの繰入を減額することができたと認められる。

(2) 自動車安全特別会計の自動車検査登録勘定

この勘定は、自動車検査登録等事務(自動車の検査、登録等)に関する経理を行うものである。

この勘定における繰入対象経費は、特会法第 215 条第 2 項の規定により、自動車重量税の納付の確認及び税額の認定の事務に要する経費とされており、20 年度に一般会計から繰り入れられた額は 8 億 8526 万余円となっている。

また、特会法附則第 65 条及び附則第 63 条の規定による読替え後の特会法第 216 条の規定により、自動車損害賠償保障事業及び自動車事故対策計画に基づく交付等に係る業務の取扱いに要する経費に充てるための財源として、当該経費に相当する金額を保障勘定及び自動車事故対策勘定からこの勘定に繰り入れるものとされており、20 年度に両勘定から繰り入れられた額は、それぞれ 7 億 5803 万余円及び 2 億 0618 万余円となっている。

自動車重量税の納付の確認等の事務を含む自動車検査登録等事務、自動車損害賠償保障事業及び自動車事故対策計画に基づく交付等に係る業務に必要な人件費、事務費等については、この勘定の(項)業務取扱費から支出することとされており、その経費に充てるための財源については、各勘定において経理される事務又は事業の予算定員を基に各「目」の歳出予定額を案分するなどして一般会計又は保障勘定若しくは自動車事故対策勘定ごとの負担額が算出されている。そして、一般会計及び両勘定からの繰入金は、表 6 のとおり、20 年 4 月から 21 年 4 月までおおむね四半期ごとに同勘定に繰り入れられている。

表 6 一般会計等からの繰入りの状況(自動車安全特別会計(自動車検査登録勘定)) (単位：千円)

年月		平成 20 年 4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月		
繰 入 額	一般会計	—	—	267,252	—	—	177,523	—		
	保障勘定	311,864	2	1,009	191,456	338	—	250,879		
	自動車事 故対策勘 定	78,809	1	197	57,553	66	—	69,056		
年月		11 月	12 月	21 年 1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	計	
繰 入 額	一般会計	—	—	267,426	—	—	173,065	—	885,266	
	保障勘定	52	338	—	—	—	2,101	—	758,039	
	自動車事 故対策勘 定	10	66	—	—	—	427	—	206,185	

20 年度決算における繰入対象経費に係る不用額は、(項)業務取扱費で 25 億 3242 万余円となっているが、貴省は、21 年 2 月末の時点では、これらに係る不用見込額を 10 億 9916 万余円と把握していた。

しかし、貴省は、このように当該年度の経費としては支出する見込みがないものとして繰入対象経費に係る不用見込額を把握していたにもかかわらず、これを保障勘定及び自動車事故対策勘定からの繰入額にのみ反映させていて、一般会計からの繰入額には反映させていなかったため、上記の不用見込額に対応する財源を含めて一般会計から繰り入れていた。その不用見込額に対応する財源の額は、上記の「項」における「目」別の不用見込額に当該「目」別の歳出予算の財源に占める一般会計からの繰入金金の割合を乗じて算出すると、2008 万余円となる。

したがって、繰入対象経費に係る 21 年 2 月末の不用見込額 10 億 9916 万余円を一般会計からの繰入額に反映させていれば、21 年 4 月に繰り入れられた 1 億 7306 万余円のうち、不用見込額に対応する 2008 万余円は一般会計からの繰入金を減額することができたと認められる。

**(改善を必要とする事態)**

特会法第6条によれば、一般会計からの繰入れは、特会法に定める一般会計からの繰入対象経費の財源に充てるために必要があるときに限り行うことができるとされているのに、社会資本整備事業特別会計の治水勘定、道路整備勘定及び港湾勘定並びに自動車安全特別会計の自動車検査登録勘定において、歳出予算の執行過程で把握していた不用見込額を一般会計からの繰入額に反映させていない事態は、減額されずに繰り入れられた資金が決算剰余金となって有効に活用されないこととなるもので適切とは認められず、改善の要があると認められる。

**(発生原因)**

このような事態が生じているのは、貴省において、一般会計からの繰入れは、特会法において繰入対象経費の財源に充てるために必要があるときに限り行うことができるとされていることについての認識が十分でなく、不用見込額を把握しているにもかかわらず、社会資本整備事業特別会計の上記3勘定では、そのうち支出負担行為実施計画未計画等に係る額以外は一般会計から繰り入れることにしていること、自動車安全特別会計の自動車検査登録勘定では、予算で定められたとおりの金額を一般会計から繰り入れることを慣行にしていることなどによると認められる。

**3 本院が要求する改善の処置**

一般会計からの繰入れが特別会計における歳出予算の執行状況等に応じて適時適切に行われ、税収のほか国債の発行等により調達されて一般会計から特別会計へ繰り入れられた資金が有効に活用されることが求められる。

については、貴省において、特別会計における歳出予算の執行過程で把握した不用の見込みを一般会計からの繰入額に確実に反映させることにより、繰入額を抑制して一般会計からの繰入れを適切かつ効率的なものとするよう改善の処置を要求する。

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

**(1) 海上保安庁の小型巡視艇に乗り組む船員に支給する船員食卓料について、航海規模の実態に適合した経済的なものとするよう改善させたもの**

会計名及び科目 部 局 等	一般会計 (組織)海上保安庁 (項)船舶交通安全及海上治安対策費 国土交通本省(船員食卓料制度の所掌部局) 11 管区海上保安本部(支払部局)
船員食卓料の概要	国土交通省に勤務する船員に対して、職務旅費として、船舶での勤務が発令されている間、支給される食卓料
海上保安庁の小型巡視艇に乗り組む船員に対する船員食卓料支給額	4 億 2758 万余円(平成 20、21 両年度)
上記のうち節減できたと認められる船員食卓料支給額	1 億 3816 万円

## 1 船員食卓料の概要

国土交通省は、船舶に乗り組む職員(以下「船員」という。)に対して、「国土交通省に勤務する船員等に対する職務旅費支給規則」(平成13年国土交通省訓令第92号。以下「規則」という。)に基づき、職務旅費として、航海日当、船員食卓料等を支給することとしている。

このうち船員食卓料については、船員に対し、船舶での勤務が発令されている間(船舶への異動の発令日から当該船舶から他の船舶又は部署等への異動の発令の前日等まで)の毎日を対象として支給することとされている。

ただし、船舶での勤務が発令されている期間中であっても、港での停泊中には船内で食事をとらないこと(以下「欠食」という。)があることから、欠食分について船員食卓料を支給し(注1)ていることにならないよう、同省は、規則において、船舶を航海規模等から4種類の区分(以下「船舶区分」という。)に分類し、各区分ごとに、当該船舶に乗り組む船員の勤務形態等を想定して1年間の食事数のうち欠食となるものの割合(以下「欠食率」という。)を想定した上で、船員食卓料の1日当たりの単価を欠食率が大きいほど小さくなるように定めている(次表参照)。

(注1) 航海規模 船舶の航海日数等を表すもので、次の式により算出される。

$$\text{航海規模} = 365 \text{ 日} - \text{定けい港停泊日数} - \text{出入港日数} \times 1/2$$

なお、定けい港とは、船舶が通常停泊し、又は係留する港のことである。

表 船員食卓料の単価等

適用対象・単価	船舶区分				
	一 種	二 種 甲	二 種 乙	三 種	
適用対象	海上保安庁所属のヘリコプター搭載型の巡視船等の船員等	海上保安庁所属の巡視船(ヘリコプター搭載型のものを除く。)等の船員等	海上保安庁所属の巡視艇等の船員	一種適用者及び二種適用者以外の船員	
単価 注(1)	1,152 円/日	1,058 円/日	981 円/日	注(2) 664 円/日	
単価の算定の基礎とされた欠食率の想定値	20%	25%	30%	—	
欠食率の算定の基礎とされた航海規模等	航海規模	180 日以上	150 日以上	120 日以上	100 日以上
	定けい港停泊日数	120 日未満	150 日未満	180 日未満	—

注(1) 単価には、食料配達手数料等附帯費(一種70円/日、二種甲及び二種乙62円/日、三種なし)を含む。

注(2) 三種の単価は、欠食率によるのではなく、航海規模が二種甲の2/3程度であるため、二種甲の単価(食料配達手数料等附帯費を除く。)の2/3として定められている。

そして、海上保安庁の巡視船及び巡視艇(以下、これらを合わせて「巡視船艇」という。)に乗り組む船員については、巡視船艇の種別等が同じであれば航海規模等も同程度であると判断して、規則において、上記の表のとおりヘリコプター搭載型の巡視船の船員は一種、ヘリコプター搭載型以外の巡視船の船員は二種甲、巡視艇の船員は二種乙とするなどと巡視船艇の種別等ごとに同一の船舶区分を適用することとされている。ただし、巡視艇のうち、職員グループが複数編成されて交替勤務が行われている(以下、このような勤務形態を「複数クルー制」という。)ものの船員に支給する船員食卓料の額は三種の額とするとされている。

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

国土交通省における船員食卓料の支給額は毎年度多額に上っており、そのほとんどは海上保安庁に勤務する船員に対して支給するものである。そして、各船舶にどの船舶区分を適用するかの定めは基本的に昭和38年度までに定められたものであり、巡視船艇についての船舶区分の適用は前記のとおり種別等によって定められていて、その多くはその後見直しがなされていない。

そこで、本院は、経済性等の観点から、海上保安庁に勤務する船員に対する船員食卓料の支給は適切なものとなっているか、特に、巡視船艇についての船舶区分の適用は航海規模等の実態に適合したものとなっているかなどの点に着眼して検査した。

そして、海上保安庁の巡視船艇(複数クルー制が導入された巡視艇を除く。以下同じ。平成21年度末現在278隻)に乗り組む船員に支給した船員食卓料20年度16億2846万余円、21年度15億9653万余円、計32億2500万余円を対象として、国土交通本省、海上保安庁本庁及び11の管区海上保安本部のうち6管区海上保安本部<sup>(注2)</sup>において旅費請求書等の書類により会計実地検査を行うとともに、残る5管区海上保安本部<sup>(注3)</sup>については、同本庁を通じて関係書類の提出を受けるなどして検査した。

(注2) 6管区海上保安本部 第一、第二、第六、第七、第八、第十一各管区海上保安本部

(注3) 5管区海上保安本部 第三、第四、第五、第九、第十各管区海上保安本部

### (検査の結果)

検査したところ、二種乙の船舶区分が適用されている巡視艇の一部について、次のような事態が見受けられた。

すなわち、巡視艇は主に定けい港内や沿岸部付近で行動するものであり、その中でも小型の巡視艇(全長20m未満のもの。以下「小型巡視艇」という。21年度末現在103隻。小型巡視艇に乗り組む船員に対する船員食卓料の支給額は20年度2億2600万余円、21年度2億0157万余円、計4億2758万余円)の航海規模等の実態をみると、定けい港停泊日数は平均184.2日(想定は180日未満)と想定に近いものとなっているものの、航海規模は平均94.5日(想定は120日以上)となっており、想定されている航海規模を大幅に下回っている状況となっていた。

これは、小型巡視艇以外の巡視船艇は数泊から十数泊の連続した行動期間が標準となっているのに対して、小型巡視艇は、他の巡視船艇に比べて航続距離が短い一方、近年は速力等の性能が向上していることなどから、以前であれば宿泊を伴って運航していた海域へも日帰りで運航するようになってきていること、小型巡視艇に乗り組む船員は、近年、陸上での捜査、取調べ等の業務が増加し、海上保安部等の事務所にも執務場所を有してそこで業務を行うなどして、船外で執務する機会が増えていることなどのため、日帰り運航が標準となっていて、出入港日数が以前よりも増えていることによると認められた。

したがって、海上保安庁の小型巡視艇に乗り組む船員に支給する船員食卓料については、小型巡視艇の航海規模の実態が想定されている規模を大幅に下回っており、二種乙ではなく三種の船舶区分を適用して支給するのが適切であると認められた。

以上のように、海上保安庁の小型巡視艇に乗り組む船員に支給する船員食卓料についての船舶区分の適用が航海規模の実態に適合したものとなっていない事態は適切とは認められず、改善を図る必要があると認められた。

(節減できた船員食卓料)

小型巡視艇に乗り組む船員の船員食卓料について、三種の船舶区分の単価により算定すると、20年度1億5297万余円、21年度1億3643万余円、計2億8941万余円となり、前記の支給額を20年度7303万余円、21年度6513万余円、計1億3816万余円節減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、国土交通省において、船員食卓料の支給に当たり、近年、小型巡視艇の航海規模の実態が変化してきていたのに、これを踏まえた船舶区分の適用の見直しを十分に行っていなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、国土交通省は、22年9月に規則を改正して、海上保安庁の小型巡視艇に乗り組む船員に支給する船員食卓料について、三種の船舶区分を適用することとして、23年1月以降これにより支給することとする処置を講じた。

- (2) 官用車に係る車検等請負契約に当たり、契約の公正性及び透明性を確保するとともに競争の利益を享受するため、契約の対象となる官用車を河川国道事務所等の単位にまとめるなどして一般競争契約とするよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)国土交通本省共通費 社会資本整備事業特別会計 (治水勘定) (項)河川整備事業費 等 (道路整備勘定) (項)道路交通安全対策事業費 等 (業務勘定) (項)業務取扱費
部 局 等	国土交通本省、5河川国道事務所等、沖縄総合事務局南部国道事務所
契約の概要	官用車の車検及び定期点検整備を請負により実施するもの
一般競争契約とすることなく少額随契としていた契約件数及び契約金額	357件 5761万円(平成20、21両年度)

1 車検等請負契約の概要

(1) 車検及び定期点検整備の概要

国土交通省は、国土交通省設置法(平成11年法律第100号)に基づき、地方整備局、北海道開発局、地方整備局の事務所等(出張所を含む。以下、これらを総称して「地方整備局等」という。)を設置している。そして、国土交通本省(以下「本省」という。)及び各地方整備局等は、その事務の用に供するため国の所有に属する自動車(以下「官用車」という。)を多数保有して、管理、使用している。

自動車については、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)により、国土交通大臣の行う検査(以下「車検」という。)を受け、有効な自動車検査証の交付を受けているものでなければ、これを運行の用に供してはならないとされている。そして、自動車検査証の有効期間は、自動車の種別、用途等や新規検査又は継続検査の別に応じて1年、2年又は3年とされている。また、自動車の使用者は、自動車の種別等に応じて、3月、6月又は1年ごとに自動車を点検して必要に応じ整備(以下「定期点検整備」という。)をすることにより、当該自動車を保安基準に適合するように維持しなければならないとされている。

このため、本省及び地方整備局等は、国土交通省地方運輸局長の指定を受けた自動車分解整備事業者(以下「指定自動車整備事業者」という。)等と車検及び定期点検整備に係る請負契約(以下「車検等請負契約」という。)を締結し、それぞれが保有している官用車について車検及び定期点検整備を実施している。

## (2) 車検等請負契約の締結

本省及び地方整備局等が保有している官用車は、一般会計又は社会資本整備事業特別会計等の特別会計に属している。そして、官用車を管理する本省及び各地方整備局等の物品管理官等は、車検又は定期点検整備を行う時期が近づいた官用車について、物品管理法(昭和31年法律第113号)等に基づき、それぞれ契約担当官等に対して車検等請負契約の締結に係る要求を行い、これを受けて契約担当官等は、会計法(昭和22年法律第35号)等に基づき指定自動車整備事業者等と車検等請負契約を締結している。

国が売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、会計法等により、原則として、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならないこととされている。ただし、工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が100万円を超えないものをする場合には随意契約によることができるなどとされている(以下、予定価格が少額であることを理由とした随意契約を「少額随契」という。)

## (3) 行政効率化への取組

国土交通省は、行政の無駄を省き「簡素で効率的な政府」を実現するため行政効率化関係省庁連絡会議が平成16年6月に取りまとめた「行政効率化推進計画」の一環として、同月に「国土交通省行政効率化推進計画」を作成している。そして、今後の取組計画の一つとして、契約の公正性の確保及びコストの縮減を図るなどの観点から、物品、役務等の一括調達の推進等を図るなどして、一般競争入札の導入・拡大に取り組んでいくこととしている。

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性、経済性等の観点から、官用車に係る車検等請負契約の契約事務が会計法等に基づき適正に処理されているか、契約方式が契約の公正性及び透明性を確保するとともに競争の利益を享受できるものになっているかなどに着眼して、本省、北海道開発局の3開発建設部、<sup>(注1)</sup>8地方整備局の27河川国道事務所等及び<sup>(注2)</sup>沖縄総合事務局南部国道事務所(以下、北海道開発局開発建設部、河川国道事務所等及び沖縄総合事務局管内の国道事務所を総称して「河川国道事務所等」という。)が締結した20、21両年度の車検等請負契約計698件、契約金額計20億5618万余円(支払金額同額。自動車損害賠償責任保険料及び自動車重量税を除く。以下同じ。契約の対象となった官用車の延べ台数6,041台)を対象として検査した。

検査に当たっては、上記の本省及び31河川国道事務所等において、支出決定決議書、請求書等の書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

**(検査の結果)**

検査したところ、検査対象とした車検等請負契約計698件のうち、21年度中に一般競争によることとして契約を締結するなどしていた25河川国道事務所等を除く本省及び6河川国道事務所等<sup>(注3)</sup>において締結された車検等請負契約計357件(契約金額計5761万余円、契約の対象となった官用車延べ台数731台)は、すべて少額随契により締結されていた。

この少額随契となっていた車検等請負契約計357件についてみたところ、本省及び上記の6河川国道事務所等は、車検等請負契約の対象となる官用車を選定するに当たり、官用車を使用する管内の出張所等の所在地ごと、車検等の実施時期ごと及び一般車両又は特殊車両ごとに区分していたことから、1件の契約の対象となる官用車の台数は比較的少数となり、その結果、車検等請負契約の予定価格が100万円を超えないものとなっていたと認められた。

しかし、車検及び定期点検整備は、いずれも道路運送車両法等で定められた共通の検査項目及び実施方法により年間を通じて定期的に行われるものであり、車検等に要する経費は保安確認検査料等及びこれらに伴って生ずる消耗物品に要する経費等に限られたものとなっていることから、検査項目ごとに単価を設定するなどして一括した予定価格を作成し、通年の契約とすることが可能であると認められた。

さらに、各都道府県には一般に指定自動車整備事業者等が多数存在していることなどから、本省及び各河川国道事務所等のそれぞれにおいて官用車を一括して契約することとして予定価格を作成し、一般競争により契約を締結することが可能な状況になっていると認められた。

現に、一般競争により契約を締結していた前記の25河川国道事務所等においては、使用する出張所等の所在地等にかかわらず官用車を河川国道事務所等の単位に集約し、保安確認検査料等について単価を定めるなどして一括した予定価格を作成し、その結果予定価格が100万円を超えていることから、一般競争により車検等請負契約を締結している状況であった。

したがって、上記のように、本省及び6河川国道事務所等において、官用車に係る車検等請負契約について、契約の対象となる官用車をそれぞれ本省及び河川国道事務所等の単位にまとめるなどして一般競争契約とすることなく、官用車を使用する出張所等の所在地ごと、車検等の実施時期ごと及び一般車両又は特殊車両ごとに区分して少額随契としている事態は契約の公正性及び透明性を確保するとともに競争の利益を享受する面から適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

**(発生原因)**

このような事態が生じていたのは、国土交通省において、本省及び河川国道事務所等に対し、官用車に係る車検等請負契約について、一般競争契約とすることにより、契約の公正性及び透明性を確保するとともに競争の利益を享受できるように、十分な指導を行っていなかったことなどによると認められた。



### 3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、本省は、22年8月に関係部局に通知を発し、官用車に係る車検等請負契約に当たっては、契約の公正性及び透明性を確保するとともに競争の利益を享受できるように、契約の対象となる官用車を河川国道事務所等の単位にまとめるなどして、一般競争契約とするよう周知、指導するなどの処置を講じた。

(注1) 3 開発建設部 釧路、函館、留萌各開発建設部

(注2) 27 河川国道事務所等 岩手河川国道、湯沢河川国道、酒田河川国道、高崎河川国道、大宮国道、北首都国道、首都国道、甲府河川国道、長野国道、高田河川国道、沼津河川国道、岐阜国道、高山国道、浪速国道、紀南河川国道、和歌山河川国道、姫路河川国道、鳥取河川国道、倉吉河川国道、岡山国道、福山河川国道、香川河川国道、中村河川国道、熊本河川国道、八代河川国道、大分河川国道、鹿児島国道各事務所

(注3) 6 河川国道事務所等 香川河川国道、中村河川国道、熊本河川国道、大分河川国道、鹿児島国道各事務所、沖縄総合事務局南部国道事務所

平成20年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

#### (1) 道路照明施設に使用されるランプの電気需給契約及び省電力型ランプの使用について

(平成20年度決算検査報告469ページ参照)

##### 1 本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置

国土交通省は、国道事務所等において、道路照明施設の維持管理業務としてランプの交換等を行うとともに、電力会社と電気需給契約を締結して、電気料金を支払っている。そして、道路照明施設に使用するランプには、水銀ランプと比べて経済性と環境負荷の低減に優れている高圧ナトリウムランプ等の省電力型ランプがあり、点灯しなくなった水銀ランプをその都度省電力型ランプに交換するなどしている。しかし、省電力型ランプに交換した際に電気需給契約の契約容量を見直していなかったり、水銀ランプを速やかに省電力型ランプに交換するための具体的な方策を定めていないためになお多数の水銀ランプを使用していたりなどして、電気料金の節減が図られていない事態が見受けられた。

したがって、国土交通省において、契約容量が過大となっている電気需給契約について直ちに見直しを行うとともに、速やかに省電力型ランプに交換するための具体的な方策を定めるなどの処置を講ずるよう、国土交通大臣に対して平成21年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めた。

##### 2 当局が講じた処置

本院は、国土交通本省、地方整備局等において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、22年3月までに、契約容量が過大となっていた道路照明施設の電気需給契約の契約容量を見直して契約変更を行うとともに、水銀ランプを速やかに省電力型ランプに交換するなどのための具体的な方策を国道事務所等において定めるなどの処置を講じていた。

(2) 道路情報管理業務を集約して行うために取得した施設に係る財産の国有財産台帳等への記録について (平成20年度決算検査報告473ページ参照)

1 本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置

国土交通省は、道路管理業務の一環として道路情報センターの整備を行っている。しかし、同センターを整備した2国道事務所において、整備のために取得した土地、建物等及び情報・通信設備について、国有財産法(昭和23年法律第73号)等に従った国有財産台帳等への記録を行っていない事態が見受けられた。

したがって、国土交通省において、国有財産台帳等に記録されていない上記の土地、建物等及び情報・通信設備を国有財産台帳等に正確に記録するとともに、道路情報センターのように担当者が常駐して専ら国の事務又は事業の用に供する管理施設を取得した場合、これに係る財産を国有財産台帳等に記録する必要があることを明確にするなどの処置を講ずるよう、国土交通大臣に対して平成21年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、国有財産台帳等に記録されていなかった前記の土地、建物等及び情報・通信設備を22年4月までに国有財産台帳等に記録していた。また、21年10月に事務連絡を発して、担当者が常駐する道路情報センターのように専ら国の事務又は事業の用に供する管理施設を整備する場合には、関係部局間で緊密に連絡調整を行い、当該施設の土地、建物等の財産を国有財産台帳等に記録する必要があることを明確にして、国道事務所等に周知する処置を講じていた。

(3) 道路附属物等の損傷事故によって必要となった復旧工事に係る負担金債権の管理について (平成20年度決算検査報告477ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

国土交通省は、道路法(昭和27年法律第180号)の規定に基づき、損傷事故を起こした者等に復旧工事に係る費用に相当する額の全部又は一部を負担させることとしている。しかし、負担金債権の管理に当たり、督促状を適切に発行していなかったり、滞納処分をほとんど実施していなかったり、破産手続に伴う債権の申出を適切に行っていなかったりして、負担金債権が不納欠損として処理されるなどしている事態が見受けられた。

したがって、国土交通省において、督促状による督促を適時適切に実施するよう各地方整備局等に周知徹底するとともに、滞納処分の実施方法や手続等に関する具体的な実施要領等を整備して周知徹底し、その実施に向けた体制整備を図ったり、破産手続に伴う債権の申出の方法等に関する具体的な実施要領等を整備して周知徹底し、申出を適切に行ったりするよう各地方整備局等に指示する処置を講ずるよう、国土交通大臣に対して平成21年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

## 2 当局が講じた処置

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、21年12月及び22年3月に各地方整備局等に対して事務連絡を発し、督促状による督促を法令に基づき適時適切に実施するよう周知徹底するとともに、滞納処分の実施方法や手続に関して具体的に定めた実施のための要領を周知徹底して、その実施に向けた体制整備を図ったり、破産手続に伴う債権の申出の方法等に関して具体的に定めた実施のための要領を周知徹底して、申出を適切に行ったりするよう指示する処置を講じていた。

### (4) 河川工事に伴う鉄道工事に係る委託費の支払について

(平成20年度決算検査報告481ページ参照)

#### 1 本院が求めた是正改善の処置

国土交通省は、河川工事に伴う鉄道工事の施行を鉄道事業者に委託している事業主体に対して補助金を交付している。この工事の工期は長期にわたることが多いことから、事業主体は、鉄道事業者との間で、全体の工事の内容、総事業費等を記した協定(以下「全体協定」という。)を締結し、さらに、年度内に施行可能な工事内容等を明確にするための協定(以下「年度協定」という。)を締結して、年度協定ごとに、出来高等を把握した後に委託費を支払い、これに係る国庫補助金の交付を受けている。そして、年度協定に基づく工事が年度内に完了できない場合には工期を延伸して翌年度に工事を繰り越すなど年度協定を変更することとしている。

しかし、事業主体は、この延伸した工期が終了していないうちに、全体協定に基づいて新たな翌年度の年度協定を締結していたため、両年度協定における工期の一部が重複していて、年度協定ごとの工事の出来高の把握を的確に行えない状況であるのに、年度協定に基づく工事がすべて完了したとして鉄道事業者に委託費を支払っている事態が見受けられた。

したがって、国土交通省において、事業主体に対して、当該年度と翌年度の年度協定における工期を重複させないよう助言するなど指導を徹底し、もって、委託した鉄道工事に係る支払を適切に行わせるよう、国土交通大臣に対して平成21年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

## 2 当局が講じた処置

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、21年11月に地方整備局等に事務連絡を発し、事業主体に対して、鉄道事業者との複数年度にわたる委託事業の実施に当たり当該年度と翌年度の年度協定における工期を重複させないことなどを助言し、これを周知徹底する処置を講じていた。

### (5) 国庫補助事業において工事の委託等がある場合の事務費の算定について

(平成20年度決算検査報告484ページ参照)

#### 1 本院が求めた是正改善の処置

国庫補助事業による道路整備事業において工事の委託等がある場合の補助対象事務費の算定に当たり、委託事務費を適正に控除していなかったり、交付申請要領において例示されて

いない委託先に係る委託事務費等を控除の対象としていなかったりしているため、国庫補助金が過大に交付されている事態や、委託費の中に実質的に事務費的なものがあることを正確に把握していないため、控除すべき委託事務費が適切に控除されていない事態が見受けられた。

したがって、国土交通省において、委託事務費等を控除する趣旨、委託先等のいかににかかわらず委託事務費等を控除すべきこと及び控除する委託事務費等については実質的な内容で判断する必要があることを交付申請要領等において明確にするとともに、事業主体に対して、国庫補助金の交付申請に当たって、控除すべき委託事務費等の額を適正に計上するよう周知徹底する処置を講ずるよう、国土交通大臣に対して平成21年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

## 2 当局が講じた処置

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、21年11月に補助事業者である都道府県等に対して通知を発して、委託事務費等を控除する趣旨は、委託により事業主体が自ら行う事務が軽減され、その分の事務費を要しないことなどによるものであることを明確にするとともに、控除の対象となる委託先等には交付申請要領において例示されていない委託先も含まれること及び控除する委託事務費等について費目にかかわらず実質的な内容で判断する必要があることを明確にして、控除すべき委託事務費等の額を適正に計上するよう周知徹底を行う処置を講じていた。

なお、国土交通省は、補助事業の実施に伴う、人件費、旅費、庁費及び工事雑費の補助事業者に係る事務費については、22年4月に「道路局所管補助金等交付申請について」(平成13年国道総第589号)を改正して、22年度予算から補助対象としないこととした。

### (6) 河川改修事業を実施するために取得した土地の管理及び活用について

(平成20年度決算検査報告489ページ参照)

#### 1 本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置並びに表示した意見

河川管理者は、河川改修事業を実施するために必要な土地を取得しているが、長期間工事に未着手となっている事業用地の面積が膨大なものとなっている。これらのうち5年以上工事に未着手となっている事業用地についてみたところ、旧地権者等に無断で使用されていたり、公共の目的等のために活用されていなかったりしている事態が見受けられた。

したがって、国土交通省において、河川改修事業における工事に未着手となっている事業用地について、事業主体に対して、巡視や無断使用者に対する是正の指導等を行うなどの適切な管理が行われるよう指導を行い、これを周知徹底したり、活用に対する認識、理解等を促し、かつ、工事着手までの間の事業用地の活用に資するものとなるように、活用についての基準等を示したりするよう、国土交通大臣に対して平成21年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに同法第36条の規定により意見を表示した。

## 2 当局が講じた処置

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 21年11月に各地方整備局等及び都道府県等に対して事務連絡を発して、河川改修事業における工事に未着手となっている事業用地について、適切な管理が行われるよう巡視や無断使用者に対する是正の指導等を行うなどの管理方法を通知するとともに、22年4月の全国補助河川事業等担当者会議等においてその内容を周知徹底した。
- イ 21年11月に各地方整備局等及び都道府県等に対して事務連絡を発して、有効な利用が行われるよう利用についての基準や必要な手続等を通知した。

### (7) 路面下空洞調査業務の契約及び実施について

(平成20年度決算検査報告494ページ参照)

#### 1 本院が要求した改善の処置及び求めた是正改善の処置

国土交通省は、国道管理の一環として路面下空洞調査業務を実施している。しかし、平成20年度に実施した路面下空洞調査業務において、当該業務で求める成果の内容を明確にしていなかったり、一次調査のすべての探査データの提出を求めていなかったり、価格面の競争を取り入れた契約方式を導入していなかったり、調査業務に要した費用の増額に伴い占用企業者(地下埋設物を設置している企業等)に対して求める負担金の増額の変更協議を年度内に速やかに行っていなかったりしている事態が見受けられた。

したがって、国土交通省において、抽出すべき異常箇所具体的な抽出基準等を定めるなどして、調査業務で求める成果の内容を明確にしたり、一次調査の探査データのすべてを契約上の成果品として提出させることとしたり、価格面の競争を取り入れた契約方式を導入したりするとともに、調査業務の費用の増額に伴って各占用企業者の負担額に不足が生じた場合には、不足額の追徴に向けた協議を速やかに行うよう各地方整備局等に対して周知するなどの処置を講ずるよう、国土交通大臣に対して21年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求し及び同法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

#### 2 当局が講じた処置

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 21年度に発注する業務から、一次調査の結果に基づく抽出すべき異常箇所の判定は、地方整備局等が設ける「判定会議」で行うこととして調査業務で求める成果の内容を明確にしたり、一次調査のすべての探査データを成果品として提出させたり、総合評価落札方式を導入することにより、価格面の競争を取り入れた。たりした。
- イ 21年9月に地方整備局等に対して事務連絡を発して、調査業務の費用の増額に伴って、各占用企業者の負担額に不足が生じた場合には、不足額の追徴に向けた協議を速やかに実施するよう周知した。

### (8) 電子申請等関係システムの利用状況について

(平成20年度決算検査報告499ページ参照)

(63ページの内閣の項に掲記)

(9) まちづくり交付金に係る予算の配分、事業実施状況の確認、精算等について

(平成 20 年度決算検査報告 500 ページ参照)

1 本院が表示した意見

まちづくり交付金事業の実施に当たり、国土交通省が市町村からの予算要望額を上回る額の予算内示を行っていたことなどにより、交付要綱に反して単年度交付限度額を上回る交付申請及び交付決定が行われている事態や、交付期間の最終年度の前年度までに交付期間全体の交付限度額以上の交付金を受けていて、最終年度等において、交付金の充当がなく、交付金の交付申請等が行われていないことから、事業実施状況の確認、交付金の精算等の手続を「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和 30 年法律第 179 号。以下「補助金等適正化法」という。)等に基づいて行うことができないこととなっている事態等が見受けられた。

したがって、国土交通省において、まちづくり交付金の交付が、交付要綱の定めるところに従って、実態に即して適時に適切な額により行われ、その効果が十分発現するよう、市町村の予算要望額を考慮した予算の配分方法への見直しなどを行うとともに、交付金の充当がない年度であっても補助金等適正化法等に基づく事業実施状況の確認や精算等の手続をとることができるよう規定の整備等を行うよう、国土交通大臣に対して平成 21 年 10 月に、会計検査院法第 36 条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、22 年度のまちづくり交付金に係る予算の配分に当たって、市町村の予算要望額を考慮するとともに、単年度交付限度額の見込額の範囲内とし、22 年 3 月に、交付金の充当がない年度における交付金事業の実施状況の報告、交付金の精算等について補助金等適正化法等に基づく手続をとることができるよう規定を整備し、地方整備局等及び都道府県等に通知を発してその旨を周知徹底するなどの処置を講じていた。

(注) まちづくり交付金は、平成 22 年度から、国土交通省所管の地方公共団体向けの他の個別補助金等と一括して、新たに創設された社会資本整備総合交付金に統合された。

(10) 競争入札により契約した前工事に引き続き随意契約により行う後工事の予定価格の算定について

(平成 20 年度決算検査報告 508 ページ参照)

1 本院が表示した意見

国土交通省又は地方公共団体が実施している工事のうち、競争入札により契約した前工事に引き続き随意契約により行う後工事の予定価格の算定において、前工事の競争の利益を反映させる方法として、設計金額に前工事の落札率を乗ずる落札率方式や、前工事に含まれる工種について単価等の合意を行って後工事の積算に使用する単価合意方式がある。しかし、いずれの方法も採っていない後工事について、落札率が前工事より高率となっている事態が見受けられた。

したがって、国土交通省において、前工事のみならず、後工事も含めた工事全体として競争による経済性等が図られるよう、後工事の予定価格の算定に当たって、落札率方式、単価合意方式等の競争の利益を反映できる方法を検討して、その方法や運用の在り方を積算基準等において定めたり、国庫補助事業を実施する地方公共団体に対して、工事の内容や規模、実施体制等の実情に応じて落札率方式、単価合意方式等の競争の利益を反映できる方法を採用して運用できるように助言したりするよう、国土交通大臣に対して平成21年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

## 2 当局が講じた処置

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、随意契約により後工事を前工事と同じ請負人に発注する場合には、後工事の予定価格の算定に当たって競争の利益を反映させる方法として、総価契約単価合意方式<sup>(注)</sup>によることとして、22年3月にその実施要領を制定し、同年4月以降に発注する工事から適用するとともに、地方公共団体に対して、同年3月及び4月に、会議等を通じて、上記方式の内容や趣旨を周知し、各地方公共団体が工事の内容や規模、実施体制等の実情に応じて競争の利益を反映できる方法を採用して運用できるよう助言するなどの処置を講じていた。

(注) 総価契約単価合意方式 請負金額の総額で契約を締結するとともに、設計変更による請負代金額の変更があった場合の金額の算定や部分払金額の算定を行うための各工種の単価等を前もって協議し、合意しておく方式。この実施方式としては、各工種の単価等を個別に合意する方式と、当初契約の予定価格に対する請負代金の比率に基づき各工種の単価等を包括的に合意する方式がある。

### (11) 財団法人民間都市開発推進機構の土地取得・譲渡業務等に対する財政援助の規模等について

(平成20年度決算検査報告512ページ参照)

#### 1 本院が表示した意見

財団法人民間都市開発推進機構(以下「機構」という。)の土地取得・譲渡業務等に対する国からの無利子貸付金及び国庫補助金により造成されている事業促進支援基金の額が、業務の規模が年々縮小するなどして、過大になるおそれがあるにもかかわらず、今後見込まれる業務の支出額を上回る積立金等を保有しているなどの事態や、上記の無利子貸付金及び事業促進支援基金並びに国庫補助金により造成されているまち再生参加業務円滑化基金について、運用収入の残額の経理上等の取扱い及び帰属が明確でないなどの事態が見受けられた。

したがって、国土交通省において、今後の事務費等の所要額について検討の上、必要のない無利子貸付金の額を国に償還させたり、必要のない事業促進支援基金の額に係る国庫補助金相当額を国に返納させたり、無利子貸付金、事業促進支援基金及びまち再生参加業務円滑化基金の運用収入の残額について、経理上等の取扱い及び業務廃止時に国庫に納付する旨を明確にしたりするなどして財政資金の有効活用等を図るよう、国土交通大臣に対して平成21年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

## 2 当局が講じた処置

本院は、国土交通本省及び機構において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、土地取得・譲渡業務等に対する無利子貸付金 1097 億円及び事業促進支援基金の国庫補助金相当額 60 億円について、22 年 4 月までにその全額を国に償還又は返納させるとともに、無利子貸付金、事業促進支援基金及びまち再生参加業務円滑化基金の運用収入の残額について、21 年度以降、独立した科目を創設して整理させるなどして財務諸表等に記載させて明確にし、また、22 年 4 月に制度要綱等を改正して、業務廃止時に残余の額があるときは国庫に納付させる旨を定めるなどの処置を講じていた。



## 第14 環 境 省

### 不 当 事 項

#### 予 算 経 理

- (812) 物品の購入等及び調査・研究等の請負又は委託に当たり、事実と異なる内容の関係書類を作成するなど不適正な会計経理を行って試験研究費、公害調査等委託費等を支払っていたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)環境本省 (項)環境政策基盤整備費 等 (組織)地方環境事務所 (項)地方環境対策費 等 (平成19年度以前は、(項)地方環境事務所)
	エネルギー対策特別会計 (勘定)エネルギー需給勘定 (項)エネルギー需給構造高度化対策費 等
部 局 等	環境本省、9事務所等
経 費 の 概 要	物品の購入等及び調査・研究等の請負又は委託に係る試験研究費、公害調査等委託費等
不適正な会計経理により支払われた金額	1,517,384,839円(平成18年度～21年度)

### 1 国の契約等の手続の概要

環境省は、環境本省(以下「本省」という。)、地方環境事務所等において、支出負担行為担当官等の会計機関を設置し、廃棄物・リサイクル対策、地球温暖化対策、生物多様性の保全、水俣病に関する国際的な調査・研究等の業務の実施に必要な物品の購入等に係る契約及び調査・研究等の請負又は委託に係る契約を多数締結しており、その経費を物品の購入等に係る契約については試験研究費等から、調査・研究等の請負又は委託に係る契約については、公害調査等委託費等から支払っている。

これらに係る国の会計経理については、財政法(昭和22年法律第34号)、会計法(昭和22年法律第35号)、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)等の会計法令等により、国の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までと定められており、原則として、各会計年度における経費は当該年度の歳入をもって支弁しなければならないなどとされている。また、歳出の会計年度所属区分が定められており、物件の購入代価等で相手方の行為の完了があった後交付するものはその支払をなすべき日の属する年度とされている。

そして、国の会計機関が契約を締結した場合には、原則として、給付の完了を確認するため必要な検査(以下「検収」という。)を行い、所定の検査調書を作成しなければならず、この検査調書に基づかなければ当該契約の代金を支払うことができないなどとされている。

## 2 検査の結果

### (1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、物品の購入等及び調査・研究等の請負又は委託は会計法令等に基づき適正に行われているかなどに着眼して、平成18年度から21年度までの物品の購入等に係る契約及び調査・研究等の請負又は委託に係る契約を対象として、本省及び6事務所等<sup>(注1)</sup>において支出決定決議書等の書類により会計実地検査を行うとともに、4事務所等<sup>(注2)</sup>については書類の提出を受けて検査した。

### (2) 検査の結果

検査したところ、本省及び9事務所等<sup>(注3)</sup>において、18年度から21年度までの契約について、事実と異なる内容の関係書類を作成するなど不適正な会計経理を行って試験研究費、公害調査等委託費等を支払っていたものが、計150件、1,517,384,839円あった。

これを契約別、態様別に示すと次のとおりである(表参照)。

#### ア 物品購入等契約について

本省及び3事務所等<sup>(注4)</sup>において、物品の購入等に係る契約について、不適正な会計経理を行って試験研究費等を支払っていたものが、次のとおり、計98件、21,476,694円あった。

##### (ア) 翌年度納入

物品等が翌年度に納入されているのに、検査調書等の書類に実際の納品日より前の日付を検収日として記載することなどにより、物品等が現年度に納入されたこととして試験研究費等を支払っていたもの

3事務所等、83件、支払額19,229,629円

##### (イ) 契約前納入

年度内において、契約手続を行わないまま物品等を納入させていたのに、検査調書等の書類に実際の納品日より後の日付を検収日として記載することなどにより、物品等が契約締結後に納入されたこととして試験研究費等を支払っていたもの

本省、2事務所等、15件、支払額2,247,065円

#### イ 調査・研究等契約について

本省及び7事務所等<sup>(注5)</sup>において、調査・研究等の請負又は委託に係る契約の成果物(調査・研究等の成果を取りまとめた紙媒体と電子媒体(CD-ROM等)の報告書)が翌年度以降に納入されているのに、検査調書等の書類に実際の納入日より前の日付を検収日として記載することなどにより、現年度に納入されたこととする不適正な会計経理を行って公害調査等委託費等を支払っていたものが、計52件、1,495,908,145円あった。この中には、年度を越えてから2年5か月後に納入されている成果物があった。

表 不適正な会計経理により支払われた試験研究費、公害調査等委託費等の事務所等別・態様別内訳

事務所等名	年 度	ア 物品購入等に係るもの						イ 調査・研究等に係るもの		合 計	
		(ア) 翌年度納入		(イ) 契約前納入		小 計		翌年度納入		件数	金 額
		件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額		
(812) 環境本省	平成 19、20	0	0	2	171,392	2	171,392	36	1,192,306,045	38	1,192,477,437
(813) 皇居外苑管理事務所	19							1	4,200,000	1	4,200,000
(814) 生物多様性センター	19、20							2	30,591,000	2	30,591,000
(815) 国立水俣病総合研究センター	19、20	64	17,870,201	11	1,971,965	75	19,842,166	0	0	75	19,842,166
(816) 関東地方環境事務所	21							1	4,455,000	1	4,455,000
(817) 近畿地方環境事務所	19、20							2	32,015,000	2	32,015,000
(818) 中国四国地方環境事務所	18～20	7	518,333	2	103,708	9	622,041	5	87,393,100	14	88,015,141
(819) 高松事務所	18～20	12	841,095	0	0	12	841,095	0	0	12	841,095
(820) 九州地方環境事務所	19、20							2	10,195,000	2	10,195,000
(821) 那覇自然環境事務所	20、21							3	134,753,000	3	134,753,000
計		83	19,229,629	15	2,247,065	98	21,476,694	52	1,495,908,145	150	1,517,384,839

これらの事態は、本省及び9事務所等において、契約した物品、成果物等が納入されていないのに納入されたこととして事実と異なる内容の関係書類を作成するなど、不適正な会計経理を行って試験研究費、公害調査等委託費等計 1,517,384,839 円を支払っていたもので、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、本省及び9事務所等において、物品の購入等及び調査・研究等の請負又は委託に係る会計経理を行うに当たり、会計法令等を遵守することの認識が欠如していたこと及び内部牽制が十分機能していなかったこと、また、本省において、本省各部署及び9事務所等の会計経理に対する実態把握や会計事務処理手続の適正な執行についての指導監督等が十分でなかったことなどによると認められる。

(注1) 6事務所等 皇居外苑管理事務所、生物多様性センター、国立水俣病総合研究センター、中国四国、九州両地方環境事務所及び高松事務所

(注2) 4事務所等 関東、中部、近畿各地方環境事務所及び那覇自然環境事務所

(注3) 9事務所等 皇居外苑管理事務所、生物多様性センター、国立水俣病総合研究センター、関東、近畿、中国四国、九州各地方環境事務所、那覇自然環境事務所及び高松事務所

(注4) 3事務所等 国立水俣病総合研究センター、中国四国地方環境事務所及び高松事務所

(注5) 7事務所等 皇居外苑管理事務所、生物多様性センター、関東、近畿、中国四国、九州各地方環境事務所及び那覇自然環境事務所

補助金

第3章  
第1節  
第14  
環境省

(822) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの  
(824)

所管、会計名及び科目	環境省所管 一般会計 (組織)環境本省 (項)廃棄物処理施設整備費 (項)環境・経済・社会の統合的向上費 文部科学省、経済産業省及び環境省所管 エネルギー対策特別会計(エネルギー需給勘定) 〔平成18年度以前は、 財務省、経済産業省及び環境省所管 石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計(石油及びエネルギー需給構造高度化勘定)〕 (項)エネルギー需給構造高度化対策費
部 局 等	環境本省、茨城県
補助等の根拠	予算補助
補助事業者(事業主体)	一部事務組合1、団体2
補助事業等	グリーン家電普及促進事業、循環型社会形成推進交付金事業、二酸化炭素排出抑制対策事業
事業費等の合計	9,507,936,032 円
上記に対する国庫補助金等交付額の合計	7,666,585,032 円
不当と認める事業費等の合計額	98,996,668 円
不当と認める国庫補助金等交付額の合計額	52,714,506 円

1 補助金等の概要

環境省所管の補助事業は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

2 検査の結果

本院は、合规性等の観点から、24都道府県及びその管内の96市町村等並びに97団体において、実績報告書等の書類により会計実地検査を行った。

その結果、3事業主体が実施したグリーン家電普及促進事業、循環型社会形成推進交付金事業及び二酸化炭素排出抑制対策事業に係る国庫補助金52,714,506円が不当と認められる。

これを不当の態様別に示すと次のとおりである。

(1) 補助の対象とならないもの

2件 不当と認める国庫補助金 23,135,931円

(2) 補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの

1 件 不当と認める国庫補助金 29,578,575 円

また、不当の態様別・事業主体別に掲げると次のとおりである。

(1) 補助の対象とならないもの 2 件 不当と認める国庫補助金 23,135,931 円

交付の対象とならない設備等の整備に要した費用について交付金が交付されていたもの

(1 件 不当と認める国庫補助金 19,873,931 円)

部 局 等	補助事業者 (事業主体)	補助事業 等	年 度	事業費 (国庫補 助対象 事業費)	左に対す る国庫補 助金等交 付額	不当と認 める事業 費 (国庫補 助対象 事業費)	不当と認 める国庫 補助金等 相当額
				千円	千円	千円	千円
(822) 茨 城 県	さしま環境 管理事務組 合	循環型社 会形成推 進交付金 (マテリ アルリサ イクル推 進施設)	18、19	2,476,165 (2,444,443)	814,814	59,621 (59,621)	19,873

この交付金事業は、さしま環境管理事務組合(以下「組合」という。)が、廃棄物の排出の抑制、再生利用等のための廃棄物処理施設であるマテリアルリサイクル推進施設として、不燃ごみ、びん類等の処理・再資源化施設、ごみの資源化・減量化の情報発信のための啓発施設、これらの施設の運営、維持等を行う管理施設等からなるリサイクルプラザを事業費2,476,165,000円(うち交付対象事業費2,444,443,000円、交付金交付額814,814,000円)で整備したものである。

マテリアルリサイクル推進施設の整備においてこの交付金の交付の対象となる設備等の範囲は、「循環型社会形成推進交付金交付取扱要綱の取扱いについて」(平成17年環廃対発第050411002号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知)等により、受入・供給設備、選別設備・梱包設備等ごみの資源化に必要な設備、再生利用に必要な展示・交換のための設備、これらを補完する設備としての管理棟等とされている。

そして、組合は、リサイクルプラザの整備において、環境問題への啓発のための展示物や太陽光発電設備を設置し、また、机、いす、陶芸用器具等の備品類を購入しており、これらの整備に要した費用計59,621,793円を交付対象事業費に含めていた。

しかし、これらの展示物や太陽光発電設備、備品類は、前記のマテリアルリサイクル推進施設において交付の対象となるごみの資源化に必要な設備や再生利用に必要な展示・交換のための設備等には該当しないものである。

したがって、前記展示物、備品類及び太陽光発電設備の整備に要した費用計59,621,793円を交付対象事業費に含めていたのは適切とは認められず、これに係る交付金相当額19,873,931円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、組合において、交付金の交付の対象となる設備等の範囲についての理解が十分でなかったこと、また、茨城県において、本件交付金事業の審査及び組合に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

補助の対象とならない既存設備の撤去に要した費用について補助金が交付されていたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 3,262,000円)

部局等	補助事業者 (事業主体)	補助事業 等	年 度	事業費 (国庫補 助対象 事業費)	左に対す る国庫補 助金等交 付額	不当と認 める事業 費 (国庫補 助対象 事業費)	不当と認 める国庫 補助金等 相当額
				千円	千円	千円	千円
(823) 環境本省	NTTファイ ナンス株式 会社  学校法人兵 庫医科大学	二酸化炭 素排出抑 制対策	18	270,000 (270,000)	90,000	9,784 (9,784)	3,262

第3章  
第1節  
第14  
環境省

この補助事業は、学校法人兵庫医科大学(以下「兵庫医科大学」という。)がNTTファイナンス株式会社(以下「NTTファイナンス」という。)と共同で、兵庫医科大学の西宮キャンパスにおいて、自主的に設定した二酸化炭素排出削減目標の達成のために、医学部や大学病院等の冷暖房等に利用する既存のボイラー、冷温水ポンプ等を高効率の設備に更新したものである。

「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(民間団体)交付要綱(平成15年10月環境大臣通知)」及び「温室効果ガスの自主削減目標設定に係る設備補助事業公募要領」によると、リースを利用して設備の整備を行う場合は、設備の所有者となるリース事業者が代表事業者として当該設備の整備事業について国庫補助金の交付申請等を行って国庫補助金の交付を受け、設備を実際に使用する共同事業者が二酸化炭素の排出削減に取り組むこととされている。そして、補助対象事業費は、設備の整備を行うために必要な本工事費、付帯工事費等とされ、既存設備の撤去費は補助対象外となっている。

本件事業の実施に当たり、NTTファイナンスは、兵庫医科大学との間でリース契約を締結し、同大学が決定した設備の規格、仕様等並びに施工業者及び工事費に基づき、設備工事を工事費270,000,000円で施工業者に発注して設備を買い取るとともに、代表事業者として、その工事費と同額を補助対象事業費として実績報告を行い、国庫補助金90,000,000円の交付を受けていた。

本件設備の整備に当たり、兵庫医科大学は、当初、既存設備の撤去を上記の設備工事とは別の契約により行う予定であったが、設備工事の施工業者が同大学とかねて取引のある業者であったことから、この業者に対して、NTTファイナンスが発注した設備工事の中で既存設備の撤去を行うよう要請し、施工業者は、この要請に応じて、既存設備の撤去の費用9,784,725円を含めて前記の工事費270,000,000円で設備工事を行っていた。

しかし、兵庫医科大学は、上記の事実を代表事業者であるNTTファイナンスに報告しておらず、このため、NTTファイナンスは、上記の事実を認識しないまま、前記のとおり本件設備工事の実績報告を行っていた。

したがって、本件補助対象事業費には、補助対象外である既存設備の撤去費9,784,725円が含まれており、これに係る国庫補助金相当額3,262,000円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、兵庫医科大学において、補助事業の適正な実施及び経理に対する認識が十分でなかったこと、NTTファイナンスにおいて、代表事業者として実績報告を行うに当たり工事費に既存設備の撤去費が含まれていないかどうかを十分確認しなかったことなどによると認められる。

(2) 補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの

1件 不当と認める国庫補助金 29,578,575 円

委託費を過大に精算していたため、補助金により造成した基金が過大に使用されていたもの  
(注1)  
 (1件 不当と認める国庫補助金 29,578,575 円)

部局等	補助事業者 (事業主体)	補助事業 等	年 度	基金使用 額	左に対す る国庫補 助金等交 付額	不当と認 める基金 使用額	不当と認 める国庫 補助金等 相当額
				千円 (注1)	千円 (注1)	千円 (注1)	千円 (注1)
(824) 環境本省	一般社団法人環境パートナーシップ会議	グリーン家電普及促進	21	6,761,771	6,761,771	29,578	29,578

この補助事業は、省エネ性能の高い家電製品(以下「グリーン家電」という。)の普及促進を通じた地球温暖化対策の推進、経済の活性化及び地上デジタル放送対応テレビの普及を図ることを目的として、一般社団法人環境パートナーシップ会議(以下「基金設置法人」という。)が、グリーン家電の購入に対してエコポイントを付与するなどのグリーン家電普及促進事業(以下「グリーン家電事業」という。)の実施に要する費用に充てるため、グリーン家電普及促進基金(以下「基金」という。)を造成するものである。

基金設置法人は、グリーン家電事業の実施をエコポイント事務局(以下「事務局」という。)に委託している。事務局は、幹事会社及び5会社により構成されており、同事業に係る申請書類の受付・審査業務、コールセンター業務等の各種業務を行っている。

基金設置法人が行う事務局に対する委託費の支払については、原則として月次精算とすることとなっている。そして、委託費のうち、事務局の各構成会社が業務に要した費用(以下「事務局費用」という。)については、毎月、幹事会社が各構成会社の前月分の費用の請求を取りまとめ、これに各構成会社からの当該請求を証明する書類を添えるなどして、基金設置法人に請求し、基金設置法人は、その請求の内容を審査、確認して、環境省、経済産業省及び総務省の了解を得た上で、基金を取り崩して支払っている。この事務局費用の平成21年6月分から22年2月分までの支払額は計6,761,771,032円となっている。

事務局が行う前記の業務のうち、グリーン家電を購入してエコポイントの付与を申請する者(以下「申請者」という。)から送付される申請書類の受付・審査業務において、構成会社は、申請者等に大量の郵便物を発送している。そして、21年6月から22年2月までの毎月の受付・審査業務に係る費用の請求に当たって、構成会社は、郵便局所定の1通当たりの郵便料金の定額(はがき50円、手紙・定形25gまで80円、手紙・定形25g超50gまで90円等。以下「定額」という。)から消費税相当額を差し引いた額に、それぞれの発送通数を乗ずるなどして郵便料金を計165,066,898円と計算し、これと申請書類のデータ入力費等郵便料金以外の費用との合算額に消費税額を加えて、幹事会社への請求額としていた。

そして、幹事会社は、各構成会社の請求額のうち消費税額を加える前の額の合計額に、所定の管理費及び消費税額を加えた額を基金設置法人に請求し、基金設置法人は幹事会社の請求額と同額の事務局費用を基に委託費を精算して幹事会社に支払っていた。

しかし、受付・審査業務において発送された郵便物のうち発送通数が大量である郵便物の郵便料金については、(注2)バーコード割引又は区分郵便物割引の適用により、(注3)定額の5%から18%の割引を受けていて、その割引料金等は郵便物の種類に応じ、それぞれ次のようになっていた。

- ① 申請書類に不備がある場合に申請者に発送する「不備案内状(封書)」(発送通数計 661,290 通)  
定額 80 円、割引料金 67.2 円又は 68.8 円、割り引かれた金額計 852 万余円
- ② 取得したエコポイントから商品等に交換したポイントを差し引いた残ポイントを申請者に知らせる「エコポイント残高通知(はがき)」(発送通数計 2,235,021 通)  
定額 50 円、割引料金 41.0 円から 43.0 円、割り引かれた金額計 1905 万余円
- ③ グリーン家電の購入者に対してそのエコポイントと交換で地デジアンテナ工事、省エネ電球等を提供した家電販売店に送付する「サポート店明細書(封書)」(発送通数計 21,555 通)  
定額 80 円、割引料金 76.0 円、割り引かれた金額計 16 万余円
- ④ エコポイントの付与の対象となる購入の期間等が延長になったことなどを家電販売店に知らせる「サポート店向発送(封書)」(発送通数計 40,416 通)

定額 90 円、割引料金 79.2 円、割り引かれた金額計 43 万余円

そして、これらにより、実際に支払われていた受付・審査業務に係る郵便料金(消費税抜き)の総額は、138,238,253 円であった。

したがって、前記定額の郵便料金により計算した額 165,066,898 円は 26,828,645 円過大となっており、これを基にした事務局費用の請求額も過大となることから、基金設置法人が幹事会社の請求額と同額の事務局費用を基に委託費を精算していたのは、適切とは認められない。そして、基金設置法人が事務局費用として支払うべき受付・審査業務に係る郵便料金(消費税抜き)は上記のとおり 138,238,253 円となり、これを基にした適正な事務局費用は計 6,732,192,457 円となることから、差し引き 29,578,575 円(国庫補助金相当額同額)が基金から過大に取り崩され支払われていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、基金設置法人において、事務局費用の請求額についての審査、確認及び事務局に対する指導監督が十分でなかったこと、環境省、経済産業省及び総務省において、基金設置法人に対する指導監督が十分でなかったことによると認められる。

(注1) 本事業は、総務省、経済産業省及び環境省の合同事業であり、各省ごとに金額を区分できないため、全額を掲記している。

(注2) バーコード割引 定形郵便物及び郵便はがきに、受取人の住所等を表す所定のバーコードを記載して一度に 1,000 通以上差し出す場合、5%割引引くなどの制度

(注3) 区分郵便物割引 基本割引と特別割引があり、基本割引は、差出人が受取人の住所又は居所の郵便番号ごとに郵便物を区分して一度に 2,000 通以上差し出す場合、差出通数に応じて 5%から 9%割引引く制度で、特別割引は、基本割引の適用を受ける差出人が送達に 3 日又は 7 日程度の余裕を承諾した場合、基本割引の割引率に 4%から 7%加算した割引率により割引引くなどの制度



意見を表示し又は処置を要求した事項

**ごみ固形燃料(RDF)化施設の運営に資する情報を提供するなどして、施設の健全な運営及び市町村のごみ処理事業の安定化に資するよう意見を表示したもの**

会計名及び科目	一般会計 (組織)環境本省 (項)廃棄物処理施設整備費 〔平成 11 年度以前は、 (組織)厚生本省 (項)環境衛生施設整備費〕
部 局 等	環境本省(平成 13 年 1 月 5 日以前は厚生本省)、20 道県
補助の根拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)
補助事業者 (事業主体)	県 1、市 16、町 9、広域連合 1、一部事務組合 23、会社 2、計 52 事業主体
補助事業の概要	廃棄物の円滑かつ適正な処理を行うことにより生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的として、ごみ処理施設の整備を行う市町村、一部事務組合等の整備事業等に対し事業等の実施に要する経費に充てるため、国が交付するもの
RDF 化施設等の整備に係る総事業費	1988 億 6167 万余円(平成 5 年度～18 年度)
RDF 化施設等の整備に係る補助対象事業費	1741 億 0623 万余円(平成 5 年度～18 年度)
上記に対する補助金等の額	584 億 0558 万円(背景金額)

**【意見を表示したものの全文】**

**国庫補助金により整備されたごみ固形燃料(RDF)化施設の運営について**

(平成 22 年 10 月 28 日付け 環境大臣あて)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

**1 事業の概要**

**(1) RDF 化施設の概要**

貴省(平成 13 年 1 月 5 日以前は厚生省)は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。)に基づき、廃棄物の円滑かつ適正な処理を行うことにより生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的として、ごみ処理施設等の廃棄物処理施設の整備を行う市町村、一部事務組合等(以下「事業主体」という。)に対して、平成 16 年度までは廃棄物処理施設整備費国庫補助金<sup>(注1)</sup>を、17 年度からは循環型社会形成推進交付金(以下、これらを合わせて「補助金等」という。)を交付している。

そして、6 年度から、廃棄物の排出の抑制、再生利用等のための廃棄物処理施設であるごみ燃料化施設の一つとして、ごみ固形燃料(Refuse Derived Fuel、以下「RDF」という。)を生成する RDF 化施設の整備事業を補助対象事業としており、また、10 年度から、専ら

RDFを燃料として発電を行う施設(以下「RDF発電施設」という。)の整備も補助対象事業としている。

RDFは、家庭等から収集した生ごみ、紙ごみ、プラスチックごみなどを粉砕し、乾燥させてから、石灰を加えて圧縮成形機で固形化したものである。形状は、暗褐色のクレヨン状で、直径1.5cm×長さ5cmから直径5cm×長さ15cmの範囲のものが多く、重量は生ごみ等の約半分、体積は5分の1から8分の1程度になる。

(注1) 平成16年度以前に交付決定された事業で、17年度以降も継続しているものについては、同年度以降も廃棄物処理施設整備費国庫補助金が交付されている。

## (2) RDF化施設の整備を巡る動向

### ア RDFに関する有識者等の意見

RDF化施設の整備事業が補助対象事業とされた頃においては、有識者等の中から、RDFは、燃焼効率が良く、内容も均質化されており、安定した燃焼が得られ、発熱量は低質の石炭にも匹敵することから、燃料として利用者に引き渡すことが可能であるとする意見が公表されていた。

### イ ダイオキシン規制及びごみ処理の広域化とRDF化施設

我が国では、昭和58年に、ごみ焼却施設の集じん灰から人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるダイオキシン類<sup>(注2)</sup>が検出されたとの報告があり、社会的に大きな関心を呼び、住民の不安等から一部市町村においては、ごみ処理の円滑な実施に支障が生じるなどした。

そして、ごみ焼却施設では、焼却炉の立上げ時や立下げ時の燃焼温度200～600度、特に300度前後でダイオキシン類が最も多く生成することから、貴省は、平成2年12月に「ダイオキシン類の発生を防止するためのガイドライン」(平成2年12月26日衛環第260号)を策定し、燃焼管理、排ガスの処理方法等を通知した。

その後、貴省は、9年1月に「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」(平成9年1月28日衛環第21号、以下「新ガイドライン」という。)を策定して、ダイオキシン類の排出を削減するために数値目標を定め、濃度を定期的に測定するなどして対策を強力に推進することとし、その一環として、新設するごみ焼却施設は、ダイオキシン類の発生を低く抑えるよう24時間連続運転の焼却施設(以下「全連続式焼却施設」という。)とすることとしている。そして、全連続式焼却施設として稼働するためには、一定量以上のごみがなければならぬことから、「ごみ処理の広域化計画について」(平成9年5月28日衛環第173号)において、各都道府県は、10年度から19年度までの10年間で、可能な限り焼却能力が300t/日以上(最低でも100t/日以上)の全連続式焼却施設を設置できるよう市町村を広域ブロック化することとしたごみ処理の広域化計画を策定するとともに、同計画に基づいて市町村を指導することとしている。さらに、10年度から12年度までの間は、焼却能力100t/日未満のごみ焼却施設は補助金等の交付の対象としないこととしたが、その後、13年度以降は、100t/日未満のごみ焼却施設についても、ダイオキシン類の対策が十分に講じられていることを条件に、補助金等の交付の対象としている。

また、新ガイドラインの中で、RDFの引渡先での燃焼に当たっては、ごみ焼却施設と同様の措置を講じることとしている。このため、ダイオキシン対策が講じられた燃焼炉等を有する施設でなければ、RDFを引き渡すことはできなくなった。

(注2) ダイオキシン類 有機塩素化合物の生産過程や廃棄物の焼却過程等で非意図的に生成される化学物質であり、その発生源は多岐にわたり、毒性が強い。化学的には、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン(PCDDs)及びポリ塩化ジベンゾフラン(PCDFs)の総称で、210種類の異性体を持つ有機物と塩素の化合物群である。平成2年に、我が国におけるダイオキシン類の総排出量のうち、8～9割をごみ焼却炉からの排出が占めているという報告がある。

### (3) 廃棄物の処理に係る市町村及び国の責務

廃棄物処理法において、国民及び事業者の責務とともに、国及び地方公共団体の責務が定められている。そして、市町村は、区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集、運搬及び処分しなければならないとされ、その処理事業の実施に当たっては、施設の整備及び作業方法の改善を図るなどその能率的な運営に努めなければならないとされている。また、国は、廃棄物に関する情報の収集、整理及び活用並びに廃棄物の処理に関する技術開発の推進を図り、並びに国内における廃棄物の適正な処理に支障が生じないよう適切な措置を講ずるとともに、市町村及び都道府県に対し必要な技術的及び財政的援助を与えること並びに広域的な見地からの調整を行うことに努めなければならないとされている。

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点及び着眼点)

我が国のごみ処理は、従来、焼却処理が主であったが、環境問題への意識の高まりなどに伴い、ごみ燃料化施設であるRDF化施設も整備されるようになった。しかし、RDF化施設の中には、整備後の様々な事情により運営に支障を来し、休止するなどしている施設も散見される状況にある。

そこで、本院は、効率性、有効性等の観点から、RDF化施設はどのような理由により選択されたのか、補助金等により整備されたRDF化施設におけるRDFの生成から引渡しまでの一連の運営はどのような状況となっているか、生成されたRDFは燃料として有効に利用されているか、効率的な運営のために改善すべき点はないかなどに着眼して検査した。

### (検査の対象及び方法)

(注3)  
20道県管内の48事業主体が5年度から18年度までの間に整備したRDF化施設50施設(処理能力計3,043t/日)、整備事業費1608億6695万余円(補助対象事業費1498億4125万余円、補助金等495億2433万余円)及び(注4)  
4県管内の4事業主体が12年度から15年度までの間に整備したRDF発電施設4施設(処理能力計1,029t/日)、整備事業費379億9472万余円(補助対象事業費242億6497万余円、補助金等88億8125万余円)、整備事業費計1988億6167万余円(補助対象事業費計1741億0623万余円、補助金等計584億0558万余円)を対象として、(注5)  
14道県において整備計画書、決算書等の関係書類により会計実地検査を行うとともに、6県については上記の関係書類の提出を受けるなどして検査した。

(注3) 20 道県 北海道、茨城、群馬、富山、石川、山梨、岐阜、三重、滋賀、兵庫、奈良、和歌山、島根、広島、山口、愛媛、高知、福岡、熊本、大分各県

(注4) 4 県 石川、三重、広島、福岡各県

(注5) 14 道県 北海道、富山、石川、山梨、岐阜、兵庫、奈良、和歌山、島根、広島、山口、愛媛、高知、福岡各県

(検査の結果)

検査したところ、RDF 化施設等の整備や運営は、次のような状況となっていた。

(1) RDF 化施設の選択理由等について

検査の対象とした RDF 化施設 50 施設を着工した年度別に見ると、5 年度から 9 年度までが 14 施設、焼却能力が 100t/日未満のごみ焼却施設が補助対象ではなかった 10 年度から 12 年度までに着工したものが 19 施設、それ以降の 13 年度から 16 年度までに着工したものが 17 施設となっている。

そして、これらの RDF 化施設を整備した事業主体が、ごみ焼却施設でなく RDF 化施設を選択した理由について調査したところ、次のようになっている。

- ① 10 年度から 12 年度までの間は、広域化計画に参画しない市町村が処理能力が 100t/日未満のごみ処理施設を整備する場合において、補助金等の交付を受けようとするれば、補助対象に処理能力の制限がなかった RDF 化施設を選択せざるを得なかったこと
- ② ごみを RDF 化し、発電や熱供給の燃料とすることなどにより、未利用エネルギーを活用でき、循環型社会形成に資することができると思ったこと
- ③ ごみを RDF 化し RDF の利用施設で燃焼させる処理方法は、ごみを直接燃焼する方法よりも住民の同意が比較的得られやすいと思ったこと
- ④ 有識者等の中から、RDF は、発熱量が低質の石炭にも匹敵するとされ、燃料として引き渡せるとの意見が公表されていたことなどから、RDF を利用者に容易に有償で引き渡せるものと考えていたこと

しかし、多くの事業主体では、RDF の品質や引渡先、RDF 化施設の運営に係る収支等について、十分な検討が行われていなかった。

(2) RDF 化施設の運営状況等について

RDF の生成費、引渡単価及び運送費の状況は、以下のようになっている。

ア RDF の生成費について

RDF 化施設では、ごみを粉砕する破砕機、ごみを高温の熱風で乾燥させる乾燥機、加圧押出しする成形機、成形直後の生成品を冷却する空気送風機等の各種機械の稼働に要する電力料や石油等の燃料費、これらの各種機械の修繕費等の維持管理経費が RDF の生成のために必要となっていた。そして、46 施設における 19 年度の生成費を生成量で除した RDF 1t 当たりの生成費の状況は、表 1 のとおりであり、最低で 27,352 円、最高で 170,721 円、平均 62,606 円となっており、施設間で相当な開差が生じていた。

表1 RDF 1t 当たりの生成費(46 施設、平成 19 年度)

RDF 1t 当たり生成費	施設数	RDF 1t 当たり生成費	施設数
30,000 円未満	3	70,000 円以上 80,000 円未満	7
30,000 円以上 40,000 円未満	6	80,000 円以上 90,000 円未満	2
40,000 円以上 50,000 円未満	8	90,000 円以上 100,000 円未満	1
50,000 円以上 60,000 円未満	8	100,000 円以上	4
60,000 円以上 70,000 円未満	7		
平均 62,606 円			

(注6) 46 施設 検査対象とした 50 施設から、一旦生成した RDF を炭化して出荷する 2 施設、平成 18 年 5 月で活動を休止している 1 施設、19 年度の稼働が短期となっている 1 施設を除外して集計している。以下同じ。

このように開差が生じるのは、RDF の製造方式、施設規模、施設稼働率等の要因によると思料されるが、ごみの内容や性状等により、乾燥工程で必要な石油等の燃料費が多額に上ったり、ごみの中にひも、布、金属、引火性の高い危険物等が混入していて、破碎工程で機械に巻き付いたり、損傷させたり、乾燥工程で発火したりなど、作業上の不具合に伴う維持修繕費が多額に上ったりして、経費がかさんでいるものも多く見受けられた。

イ 引渡単価について

46 施設における RDF 1t 当たりの引渡単価は、表 2 のとおりであり、有償の場合は、最低で 10 円、最高で 2,625 円、平均 545 円となっており、逆有償(金銭を支払って引き取ってもらうこと)の場合は、最低で 525 円、最高で 15,000 円、平均 9,083 円となっていた。

表2 RDF 1t 当たりの引渡単価(46 施設、平成 19 年度)

引 渡 単 価		施設数	引 渡 単 価		施設数
有 償	1 円以上 500 円未満	6	逆有償	± 0 円 500 円未満	0
	500 円以上 1,000 円未満	11		500 円以上 1,000 円未満	1
	1,000 円以上 1,500 円未満	2		1,000 円以上 1,500 円未満	0
	1,500 円以上 2,000 円未満	0		1,500 円以上 2,000 円未満	0
	2,000 円以上 2,500 円未満	0		2,000 円以上 2,500 円未満	0
	2,500 円以上 3,000 円未満	1		2,500 円以上 3,000 円未満	0
	—	—		3,000 円以上 5,000 円未満	0
	—	—		5,000 円以上 10,000 円未満	13
	—	—		10,000 円以上	12
	平均 545 円	(計 20)		平均 9,083 円	(計 26)

(ア) 有償の場合

有償の場合の引渡先は、主に民間の製鉄工場、製紙工場、セメント工場等で、引渡単価は、上記のとおり 1,000 円未満がほとんどとなっている。このように低額となっているのは、引渡先において RDF の燃焼により発生する焼却灰等の処理費や燃焼炉

のダイオキシン対策の費用などを要することのほか、次のことなどによると思料された。

① RDF の材料に水分の多い生ごみ等が含まれていることや、ごみの分別化が進みプラスチックが混入される割合が少なくなったことなどから、発熱量が想定より低いものとなっていること(貴省が21年度に行った調査結果によると、調査に回答したRDF化施設18施設のうち5施設が20年度に生成したRDFの発熱量は、生ごみ等を焼却した場合の発熱量1,000から3,000kcal/kgを上回っていたが、13施設のRDFは、それと同程度となっている。)

② RDFは、生ごみ等を固めたものであることから塩分濃度が高く、通常のボイラーで燃焼させると腐食がおき、燃焼炉を傷めること

また、中にはRDFの品質上の問題等から、引渡先が限定され、引渡先における追加の加工費を負担して、実質的には逆有償となっているものも見受けられた。

#### (イ) 逆有償の場合

逆有償となっている26施設のうち24施設は、生成したRDFの引渡先がRDF発電施設となっていた。

このRDF発電施設は、4県で12、13両年度に4施設が着工されており、RDF化施設を建設する参画市町村の合意により、生成されたRDFの有効利用や安定的引渡先の確保の観点から、県等により広域的なモデル施設として整備が進められたものであり、参画市町村は、RDF生成量に応じて一定額の負担金を支払うこととなっている。

この負担金の額は、RDF発電施設の運営に係る維持管理経費と売電収入等を基に算定されており、各RDF発電施設のRDF1t当たりの額は5,058円から12,100円となっていて、19年度までに3施設が、稼働開始年度よりも増額していた。

そして、負担金の増額理由の一つに、家庭ごみの減量化や資源化によりRDFの原料となるごみが減少し、RDFの搬入量が少なくなったことから、RDF発電施設の稼働率が低下(4施設の15年度から19年度までの間の稼働率は5年間の平均で54%～86%)し、想定していた発電量を下回り、売電収入が減少したことがあると認められた。

このように、RDF発電施設の稼働状況には余裕があることから、参画市町村以外の市町村のRDF化施設で生成されたRDFを受け入れることができれば、RDF発電施設の稼働率が向上し、売電収入の増収により負担金の低減を図ることができると考えられる。

#### ウ 運送費について

RDFは、水分等の影響により発酵、発熱し爆発するおそれがあるため、安全な管理が求められ、特殊な車両で運送する必要があるため、運送経路に制限があったりして、一般の資材等に比べて運送費が全般的に割高になっていると思料されるが、その中でRDF発電施設にRDFを引き渡しているRDF化施設とそれ以外のRDF利用施設にRDFを引き渡しているRDF化施設における引渡先までの運送費を比較すると、表3のとおり、後者の方が高額となっていた。

表3 RDF 1t 当たりの運送費の比較(46 施設、平成 19 年度)

引 渡 先	RDF 発電施設		左記以外の RDF 利用施設	
	施設数	平均単価(円)	施設数	平均単価(円)
無 償	3	0	4	0
1 円以上 1,000 円未満	2	763	0	0
1,000 円以上 2,000 円未満	7	1,506	3	1,312
2,000 円以上 4,000 円未満	9	3,259	4	2,621
4,000 円以上 6,000 円未満	1	5,145	3	4,658
6,000 円以上 8,000 円未満	1	7,350	2	6,195
8,000 円以上 10,000 円未満	1	8,190	5	9,209
10,000 円以上	0	0	1	12,600
平 均	(計 24)	2,587	(計 22)	4,519

これは、引渡先が RDF 発電施設である 24RDF 化施設は、両施設が同じ県内等であるのに対し、それ以外の 22RDF 化施設は、整備の際に RDF の引渡先を確保していなかったり、引渡しを予定していた施設で RDF の品質上のメリットがないなどとして、引渡しの継続ができなくなったりして、引渡先の確保に苦慮し、県外等遠方の利用施設まで運送しなければならなくなっていることなどによると思料された。

以上のアからウまでのことから、各 RDF 化施設の運営に係る経費には開差が生じており、また、その経費がかさんでいる施設が多い状況となっていた。そして、茨城、兵庫両県において、県内の RDF 化施設 4 施設における RDF の生成から引き渡しまでに要する経費と、これら RDF 化施設とほぼ同時期に着工されたごみ焼却施設 13 施設における焼却経費とを比較したところ、灰処理費用等は焼却経費には含まれないが RDF の経費には含まれ、また、施設規模にも差があるものの、ごみ 1t 当たりの平均で RDF 化施設の経費は 32,716 円、ごみ焼却施設の経費は 20,632 円となっていて、ごみの焼却処理に比べて、RDF 化する方が経費が高いものとなっていた。

また、貴省が公表している統計資料である「廃棄物処理に関する統計・状況」によると、20 年度における国民一人当たり年間ごみ処理事業経費は 14,200 円となっている。これに対し、今回、検査の対象とした RDF 化施設 50 施設の 48 事業主体における 88 市町村のうち、主として RDF 化施設で可燃ごみを処理している 31 施設に係る 53 市町村については、本院の試算によると、20 年度 9,200 円から 38,200 円、平均 19,500 円となり、上記の国民一人当たりの年間ごみ処理事業経費を上回っているものが 41 市町村となっており、多くの市町村で RDF 化施設の運営に伴う財政負担が重い傾向にあることがうかがえた。

そして、事業主体の中には、RDF 化施設の運営を休止して他の市町村にごみ処理事業を委託しているものや、生成した RDF を多額の費用を負担して一般廃棄物として廃棄物処理事業者等に引き取らせたり、焼却して埋立処理したりして、RDF が燃料として有効に利用されていないものも見受けられた。

以上のような RDF 化施設の運営状況について事例を示すと、次のとおりである。

#### <事例1>

山梨県内のA事業主体は、他の市町村との広域化計画に参画できなかったこと、同県がRDFを燃料として使用するRDF発電施設等を整備し、県内で生成されたRDFを利用していたことなどから、平成9、10両年度にRDF化施設(処理能力10t/日)を総事業費10億7131万余円(国庫補助金2億5987万余円)で整備している。

しかし、13年度から焼却能力が100t/日未満の焼却施設も国庫補助の対象となったことなどから、県内の他の市町村がRDF化施設を整備しなかったため、同県はRDFを燃料として使用するRDF発電施設等の施設を整備しないこととなった。

そして、同事業主体のRDFは生ごみ等を含むものとなっていて、生成費は93,469円/tとなっているが、他にRDFの引渡先を求めて、十数施設に生成したRDFを見本として提出し打診するなどした結果、愛知県の引渡先に500円/tで引き渡すこととなり、その運送費は4,200円/tとなっていた。また、この引渡先はRDFを転売することとしており、RDFに含まれる塩分濃度が高いため、転売先のボイラー燃料用に塩分濃度を調整するための加工費、転売先までの運送費等計17,000円/tを同事業主体が負担することとなっていた。

#### <事例2>

和歌山県内のB事業主体は、他の市町村との広域化計画に参画できず、焼却能力が100t/日未満のごみ焼却施設には補助金等が交付されないなどの理由により、平成12、13両年度にRDF化施設(処理能力30t/日)を総事業費35億9691万余円(国庫補助金8億4155万余円)で整備している。

同事業主体は、14年4月より同施設の稼働を開始させたものの、施設から漏れる臭気対策や設備の不具合に起因する火災事故等により維持修繕費が増大していた。

そして、同事業主体のRDFは生ごみ等を含むものとなっており、生成量の3分の2は、自家消費のための発電に利用していて、生成費は17年度で90,339円/tとなっていた。また、生成量の残りの3分の1については、施設整備後に施工業者に引渡先の確保を依頼した結果、その引渡単価が525円/t、運送費が15,540円/tとなるなど運営経費が増大したなどのため、稼働開始後4年1か月が経過した18年5月に施設を休止させ、その後は近隣の事業主体等に可燃ごみの処理を委託している。

一方、RDFの原料となるごみについて、水分、塩分濃度等の成分分析を行うことで品質の良いRDFを生成したり、生成されたRDFを継続的に有効利用する引渡先を確保したりなどすることにより、効率的・効果的なごみ処理が行われている事業主体も見受けられた。

#### <参考事例>

北海道内のC事業主体は、平成13年度にRDF化施設(処理能力7t/日)を総事業費2億7300万余円(国庫補助金5220万余円)で整備している。

同事業主体では、従前もRDF化施設を有していて、その知識・経験から、収集された可燃ごみの成分分析を実施して、RDFの原料となるごみに水分の多い生ごみを使わないこととして、ごみを分別するなどしていた。このような取組により、RDFの生成に要する燃料費が抑制され、かつ、発熱量が高く品質の良いものとなっており、引渡先も道内に確保していた。



そして、生成費は46施設の平均62,606円/tに対して27,352円/t、引渡単価は有償で引き渡している20施設の平均545円/tに対して2,625円/t、運送費はRDF発電施設以外の利用施設に引き渡している22施設の平均4,519円/tに対して3,255円/tとなっていた。

このように運営が比較的順調となっているRDF化施設も見受けられたが、これらの施設における情報は、他の事業主体等に十分認識されていないと認められた。

### (3) 発電設備等の余熱利用設備を整備したごみ焼却施設の利用について

貴省は、8年度以降に整備する全連続式焼却施設には、極力すべての施設に発電設備等を整備することとするなど、地球温暖化対策の一環として、ごみ焼却施設において発電設備の整備促進や高効率化を図ってきており、貴省が公表している「日本の廃棄物処理」(平成20年度版)によれば、発電設備を備えたごみ焼却施設は、11年度が215施設であったものが、20年度には300施設となっている。そして、20年3月に閣議決定された「廃棄物処理施設整備計画」では、24年度にごみ焼却施設の総発電能力を20年度の1,615MWから約2,500MWまで向上させることが目標とされている。

一方、ごみの減量化、資源化等に伴い、発電設備等の余熱利用設備を整備した既存のごみ焼却施設の処理能力に余裕が生じていることから、これらの施設でRDFを利用できるようにすれば、ごみ焼却施設におけるRDFの受入貯蔵設備等が必要となるものの、引渡先の確保に苦慮しているRDF化施設にとっても、余熱利用設備を整備したごみ焼却施設にとっても有益な場合があると考えられる。

#### (改善を必要とする事態)

補助金等の交付を受けてRDF化施設を整備した多くの事業主体において、多額の燃料費や維持修繕費、運送費を要する一方、品質や引渡先の問題等により引渡単価が低額となっているなどして、財政負担が重くなっている事態は、補助金等により整備されたRDF化施設が効率的・効果的に運営されておらず、また、ごみ処理事業の安定的な実施や循環型社会形成の推進にも支障を来しかねないものであり、改善の要があると認められる。

#### (発生原因)

このような事態が生じているのは、ダイオキシン類の規制、ごみの分別化、燃料費の高騰等の要因も大きく、また、事業主体の取組方にもよるものの、貴省において、RDF化施設の運営状況等を調査・把握等することにより、生成費等の経費削減、RDFの高品質化、引渡先の確保等の面で、一定の役割を果たすことができると考えられるが、一般廃棄物処理事業は自治事務であるとしても、RDF化施設の運営を効率的・効果的なものにする事への配慮が十分でなく、循環型社会形成の取組が円滑に行われるような十分な対策を講じてこなかったことによると認められる。

### 3 本院が表示する意見

市町村においては、家庭等から日々ごみが発生し、その処理を適正・確実に行わなければならないものである。そして、廃棄物処理法では、廃棄物の円滑かつ適正な処理のため、前記のとおり、市町村の責務として、一般廃棄物処理事業の能率的な運営に努めることとされ、また、国の責務として、地方公共団体に対して、補助金等の財政的な援助のほか、情報面等の技術的な援助や広域的な見地からの調整を行うことに努めることとされている。

については、貴省において、補助金等により整備されたRDF化施設の健全な運営及び市町村のごみ処理事業の安定化に資するよう、次のとおり意見を表示する。

- ア RDF 化施設の中で運営状況が良好な施設について、その要因を調査・分析したり、民間の工場、RDF 発電施設、発電設備等の余熱利用設備を整備したごみ焼却施設等の RDF の利用が見込まれる施設における受入条件(品質、規格、数量、価格等)を調査したりするなどして、それらの情報を RDF 化施設を運営する市町村等の事業主体に提供するとともに、今後のごみ処理事業や RDF 化施設の運営の在り方について検討するよう促すこと
- イ 市町村等が整備・運営する発電設備等の余熱利用設備を備えたごみ焼却施設において RDF が利用可能となる設備を整備する場合も、循環型社会形成推進交付金の交付対象事業とするなどの方策を検討すること
- ウ 今後、RDF 化施設も含め、燃料化施設の整備に当たっては、事業主体において施設整備後における燃料の安定的な引渡先が確保されていることや、収支の見積りを精確に行うことを条件とするなど、交付要綱等の改正を検討すること

平成 19 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

**エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定における剰余金について**

〔平成 19 年度決算検査報告 698 ページ参照〕  
〔平成 20 年度決算検査報告 555 ページ参照〕  
(554 ページの経済産業省の項に掲記)

平成 20 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

**(1) 国立公園等における施設の新設等工事により取得した国有財産の台帳価格について**

(平成 20 年度決算検査報告 543 ページ参照)

**1 本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置**

環境省は、国立公園等における施設の新設等工事により取得した国有財産を各地方環境事務所に管理させている。しかし、新設等工事に係る事業実施要領に定める国有財産台帳への登録価格の算定方法が適切でないため、直接仮設費等及び間接工事費のうち国有財産の価格を形成する上で必要不可欠な費用に該当するものが国有財産台帳の価格から登録漏れとなっている事態が見受けられた。

したがって、環境省において、登録漏れとなっている国有財産の価格について、速やかに登録するとともに、事業実施要領を改正して、価格の登録を適正かつ確実に行うことを周知徹底する処置を講ずるよう、環境大臣に対して平成 21 年 10 月に、会計検査院法第 34 条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めた。

**2 当局の処置状況**

本院は、環境本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、環境省は、本院指摘の趣旨に沿い、19、20 両年度に取得した国有財産で国有財産台帳の価格から登録漏れとなっていたものについて、22 年 6 月までに登録を行うとともに、21 年 10 月に、事業実施要領を改正して、登録価格の算定方法を適切なものとし、

地方環境事務所等に通知を発して、その内容を周知徹底するなどの処置を講じていた。

そして、18年度以前に取得した国有財産についても、順次、国有財産台帳に正確に価格が登録されているか調査して、登録漏れ等があったものについて登録価格の修正を行っている。

## (2) 地方環境事務所等における物品の管理等について

(平成20年度決算検査報告546ページ参照)

### 1 本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置

環境省は、地方環境事務所等(以下「事務所等」という。)の所長を物品管理官等に指定して物品を管理させている。しかし、事務所等において、物品管理簿に記録されている物品の所在が確認できなかつたり、取得した物品や現に使用している物品が物品管理簿に記録されていなかたりして物品管理簿が物品の現況を反映した正確なものとなっていない事態や、物品を亡失又は損傷しているのに、環境大臣に報告しておらず、財務大臣及び本院への通知も行われていないなどの事態が見受けられた。

したがって、環境省において、物品の現況を調査把握して、物品管理簿の記録の修正等所要の手続をとるとともに、物品の亡失又は損傷等の環境大臣への報告が行われていないものについて速やかに報告させて、財務大臣及び本院に通知し、また、事務所等の職員に対して、物品管理等の基本認識や物品管理法(昭和31年法律第113号)等に定める手続について周知徹底させるなどの処置を講ずるよう、環境大臣に対して平成21年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めた。

### 2 当局の処置状況

本院は、環境本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、環境省は、本院指摘の趣旨に沿い、21年12月に事務所等の物品管理官等に対して文書を発し、物品の現況を調査把握して、物品管理簿の記録の修正等を行うよう指示するとともに、22年3月に、報告漏れとなっていた物品亡失(損傷)通知書を財務大臣及び本院に提出する処置を講じていた。また、同月に「環境省物品管理事務マニュアル」を作成して、事務所等の職員に示して、物品管理等の基本認識や物品管理法等に定める手続について周知徹底するなどの処置を講じていた。

そして、事務所等は、上記の環境本省からの指示に従い、物品の現況調査を実施し、順次、物品管理簿の修正等を行っており、引き続きこの作業を実施していくとともに、この結果により必要に応じて物品の亡失(損傷)通知書を提出するなどとしている。

## (3) 地方環境事務所等における電子入札・開札システムの活用について

(平成20年度決算検査報告550ページ参照)

### 1 本院が求めた是正改善の処置

環境省は、国民の利便性の向上等に資するため電子入札・開札システムを整備している。しかし、電子入札の実施が可能な調達案件について、本省はすべて電子入札を実施していたが、地方環境事務所等(以下「事務所等」という。)においては、電子入札の実施が著しく低調となっている事態が見受けられた。

したがって、環境省において、電子入札の実施が可能な調達案件についてすべて電子入札・開札システムを活用して電子入札を実施すべき旨を契約事務に関する要領等において明確にしたり、事務所等に対して電子入札の目的・意義を周知したりするなどして、システムの投資効果が発現する処置を講ずるよう、環境大臣に対して平成21年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

## 2 当局が講じた処置

本院は、環境本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、環境省は、本院指摘の趣旨に沿い、22年7月に事務所等に対して通知を発し、電子入札の実施が可能な調達案件についてはすべて電子入札を実施すること及び入札公告においてもその旨の記載を行うことを明確にするとともに、電子入札の目的・意義を周知し、同年2月にシステムの操作方法を指導するためのマニュアルを作成して、事務所等の入札担当者に配布するなどの処置を講じていた。

## 第15 防 衛 省

### 不 当 事 項

#### 予 算 経 理

- (825)  
(831) 物品の購入等に当たり、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な会計経理を行って庁費等を支払っていたもの

会計名及び科目	一般会計	(組織)防衛本省 (平成19年度は、	(項)防衛本省共通費 (項)防衛本省) (項)艦船整備費 (項)施設整備費 (項)施設整備等附帯事務費 (項)人材確保育成費 (平成19年度は、 (項)防衛本省) (項)防衛施設安定運用関連諸費 (平成19年度は、 (項)施設運営等関連諸費) (組織)地方防衛局 (項)地方防衛局
部 局 等	2 大学校、5 防衛局等		
不適正な会計経理により支払われた経費の概要	物品の購入等に係る庁費等		
不適正な会計経理により支払われた金額	214,357,445 円(平成19年度～21年度)		

### 1 国の契約等の手続の概要

防衛省は、施設等機関として防衛大学校及び防衛医科大学校(以下「2大学校」という。)を、また、地方支分部局として地方防衛局等(以下「防衛局等」という。)をそれぞれ設置している。そして、これらの2大学校及び防衛局等に支出負担行為担当官等の会計機関を設置して、その所掌する業務の実施に必要な物品の購入等を多数行い、その経費を庁費や営舎費等の予算科目から支出している。

これらに係る国の会計については、財政法(昭和22年法律第34号)、会計法(昭和22年法律第35号)、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)等により、国の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までと定められており、原則として、各会計年度における経費は当該年度の歳入をもって支弁しなければならないなどとされている。また、歳出の会計年度所属区分が定められており、物件の購入代価等で相手方の行為の完了があった後交付するものはその支払をなすべき日の属する年度とされている。

そして、国の会計機関が契約を締結した場合には、原則として、給付の完了を確認するため必要な検査(以下「検収」という。)を行い、所定の検査調書を作成しなければならないなど、この検査調書に基づかなければ当該契約の代金を支払うことができないなどとされている。

## 2 検査の結果

### (1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、物品の購入等は会計法令等に基づき適正に行われているかなどに着眼して、2 大学校及び16 防衛局等<sup>(注1)</sup>において、平成19年度から21年度までの間に締結した物品の購入等の契約を対象として、支出決定決議書等の書類により会計実地検査を行った。

### (2) 検査の結果

検査したところ、2 大学校及び5 防衛局等<sup>(注2)</sup>において、19年度から21年度までの契約について、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な会計経理を行って庁費等を支払っていたものが、計177件、214,357,445円あった。

これを態様別に示すと次のとおりである(表参照)。

#### ア 差替え

業者に虚偽の請求書等を提出させて、契約した物品が納入されていないのに納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成することなどにより営舎費を支払い、実際には契約した物品とは異なる物品に差し替えて納入させていたもの

1 大学校、1 件、支払額 204,750 円

#### イ 翌年度納入

物品等が翌年度になって納入されているのに、関係書類に実際の納品日より前の日付を検収日として記載することなどにより、物品等が現年度に納入されたこととして庁費等を支払っていたもの

2 大学校、5 防衛局等、151 件、支払額 208,723,120 円

#### ウ 契約前納入

年度内において、契約手続を行わないまま物品を納入させていたのに、関係書類に実際の納品日より後の日付を検収日として記載することなどにより、物品が契約締結後に納入されたこととして庁費等を支払っていたもの

2 大学校、2 防衛局等、25 件、支払額 5,429,575 円

表 不適正な会計経理により支払われた庁費等の大学校、防衛局等別・態様別内訳

	大学校及び防衛局等名	年度	ア 差替え		イ 翌年度納入		ウ 契約前納入		計	
			件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
		平成	件	円	件	円	件	円	件	円
(825)	防衛大学校	19、20	—	—	86	96,186,009	4	897,729	90	97,083,738
(826)	防衛医科大学校	19、20	1	204,750	48	17,573,466	2	96,726	51	17,874,942
(827)	東北防衛局	19、20	—	—	4	2,007,180	—	—	4	2,007,180
(828)	北関東防衛局	19、20	—	—	5	45,450,882	—	—	5	45,450,882
(829)	南関東防衛局	19～21	—	—	4	42,035,985	6	1,828,302	10	43,864,287
(830)	東海防衛支局	19、20	—	—	3	5,391,804	—	—	3	5,391,804
(831)	三沢防衛事務所	19～21	—	—	1	77,794	13	2,606,818	14	2,684,612
	計		1	204,750	151	208,723,120	25	5,429,575	177	214,357,445

これらのアからウの事態は、2 大学校及び5 防衛局等において、契約した物品が納入されていないのに納入されたこととして虚偽の内容の関係書類を作成するなど、不適正な会計経理を行って庁費等計 214,357,445 円を支払っていたもので、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2 大学校及び5 防衛局等において、物品の購入等に係る会計経理を行うに当たり、会計法令等を遵守することの認識が欠如していたこと、防衛本省において、2 大学校及び5 防衛局等に対する会計事務処理手続の適正な執行についての指導監督等が十分でなかったことなどによると認められる。

(注1) 16 防衛局等 北海道、東北、北関東、南関東、近畿中部、中国四国、九州、沖縄各防衛局、帯広、東海、熊本各防衛支局、千歳、三沢、横須賀、浜松、岩国各防衛事務所

(注2) 5 防衛局等 東北、北関東、南関東各防衛局、東海防衛支局及び三沢防衛事務所

## 工 事

(832) 駐機場の整備に当たり、コンクリート舗装工の施工が適切でなかったため、舗装にひび割れが発生していて工事の目的を達していなかったもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)防衛本省 (項)施設整備費
部 局 等	熊本防衛支局
工 事 名	鹿屋(19)駐機場新設土木工事
工 事 の 概 要	海上自衛隊鹿屋航空基地において、P-3C型航空機の駐留、給油、整備等を行うための駐機場を整備するもの
工 事 費	165,039,000 円(当初契約額 98,385,000 円)
請 負 人	日本道路株式会社
契 約	平成 20 年 2 月 一般競争契約
しゅん功検査	平成 21 年 7 月
支 払	平成 21 年 3 月、9 月 2 回
不適切な施工となっていた工事費	93,154,334 円(平成 21 年度)

### 1 工事の概要

この工事は、熊本防衛支局(以下「支局」という。)が、海上自衛隊鹿屋航空基地において、P-3C型航空機の駐留、給油、整備等を行うための駐機場(46,932㎡)を新設する一環として、平成 19 年度に、このうち 11,586㎡の舗装工等の工事を工事費 165,039,000 円で実施したものである。

このうち舗装工は、航空機の安全な運用に資するよう、「飛行場基本施設等の設計要領」(平成 19 年装技調第 48 号。以下「設計要領」という。)等に基づき、駐機場の表面を厚さ 30cm のコンクリートで舗装するものである。

そして、舗装工の施工に当たっては、自走式の舗装機械によりコンクリートを打設することから、機械の走行方向に打ち継ぎ目(以下「施工目地」という。)ができることとなる(以下、施工目地によって分割されるブロックを「舗装版」という。)。この舗装版の幅は、設計要領において、舗装の厚さが30cmの場合は7.5m以下を標準とすることとされていることから、支局は、本件工事の舗装版の幅を7.5mとするよう設計していた(参考図参照)。

また、設計要領等では、舗装の厚さが30cmの場合の施工目地はかぎ型構造として隣接する舗装版と接続させることにより、コンクリート舗装が航空機の荷重を伝達する能力(以下「荷重伝達能力」という。)を有する構造とすることなどと規定されている。そして、施工目地の地表面部については、雨水の浸入を防止するなどのため、幅8mm、深さ20mmの溝状に切削し、目地材を注入することとされている(参考図参照)。

そして、支局は、設計図書等に基づき、舗装工の施工面積(11,586㎡)を8舗装版に分けて、また、施工目地の総延長を1,544mとすることとして、請負人は、次のような手順により施工することとしていた。

ア かぎ型付きの型枠(以下「型枠」という。)を間隔が7.5mになるように設置して、移動しないように鉄ピンで固定する。

イ 型枠上のレールを走行する舗装機械によりコンクリートを打設して、コンクリートが硬化した後に、型枠を取り外し、かぎ型が形成された面を次に打設する舗装版との施工目地とする。

ウ 同様に、隣接する舗装版のコンクリートを打設して、コンクリートが硬化した後に、施工目地の地表面部を切削して、目地材を注入する。

## 2 検査の結果

本院は、支局において、合規性等の観点から、施工が設計図書等に基づき適切に行われているかなどに着眼して、21年12月に会計実地検査を行った。そして、本件工事について、設計図書、工事写真等の書類及び現地の状況を検査したところ、コンクリート舗装工の施工が次のとおり適切でなかった。

すなわち、目地材に沿って、幅0.1mmから3.0mmのひび割れが広範囲にわたって、その延長は計233mに達していたことから、現地において、46本のコアを採取するなどして施工状況を確認したところ、次のように施工が行われていたと認められた(参考図参照)。

ア 型枠は、コンクリートの打設作業中に移動しないよう鉄ピンで固定することができるようになっているのに、一部の鉄ピンしか使用しないところがあるなど、型枠が十分に固定されていなかった。

イ 上記により、舗装機械の振動等により型枠が移動して舗装版の幅が7.5mを超えるものとなっていた部分があったことから、請負人は、舗装版の地表面部のみを幅が設計どおり7.5mとなるように舗装版の上部をコンクリートカッターで切りそろえていた。また、表面の粗くなっていた型枠を使用したことなどから、かぎ型が損傷していた。このため、46本のコアのうち31本のコアにおいて、かぎ型構造が十分に形成されていなかった。

ウ 目地材は、設計図書によると、施工目地の地表面部に注入することとされているのに、46本のコアのうち26本のコアにおいて、上記イで切りそろえた位置に注入されていた。

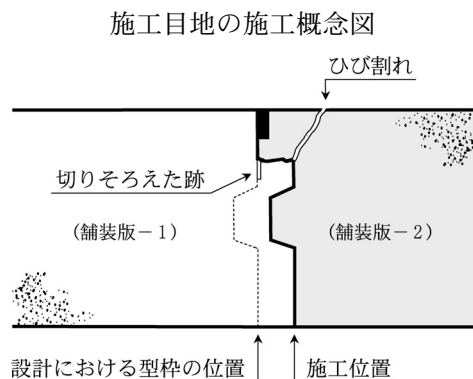
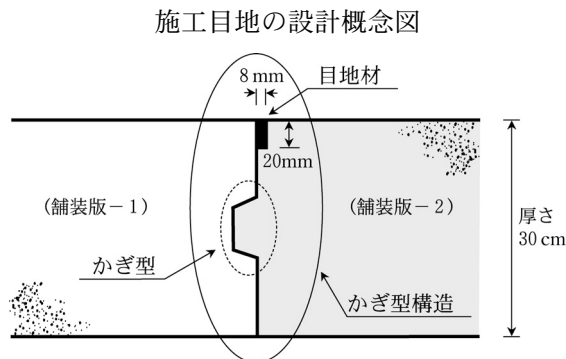
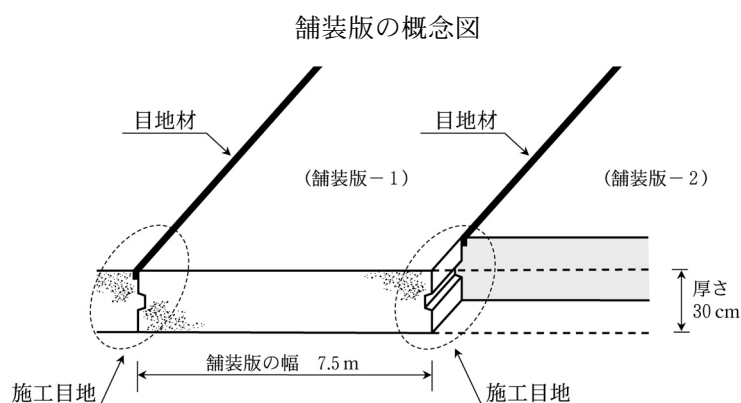
そして、22年1月に行った再度の会計実地検査において確認したところ、ひび割れが生じていたり新たな箇所が生じていたりして、ひび割れの総延長は254mとなっていた。



したがって、本件コンクリート舗装工(11,586m<sup>2</sup>)は、施工が適切でなかったため、放置しておく、ひび割れにより生ずるコンクリート片が駐機場内に散乱して航空機のタイヤを損傷したりエンジンに吸入されたり、また、施工目地のかぎ型構造が十分に形成されていないことにより舗装版の荷重伝達能力が低下したりなどして、航空機の安全な運用に支障が生ずるおそれがある状態となっていて、工事の目的を達しておらず、これに係る工事費相当額93,154,334円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、請負人がコンクリート舗装工を設計図書等に基づき適切に施工する認識に欠けていたこと、支局の監督及び検査が十分でなかったことなどによると認められる。

(参考図)



物 件

(833) 艦艇用編上靴等の調達に当たり、仕様書で定める要求事項を満たしていないのに、監督及び完成検査が適切でなかったため契約金額を支払っていたもの

第3章  
第1節  
第15  
防衛省

所管、会計名及び科目	防衛省所管 一般会計 (組織)防衛本省 (項)防衛本省共通費 (項)武器車両等整備費 (項)平成16年度甲Ⅲ型警備艦建造費 平成16年度継続費 内閣府所管 一般会計 (組織)防衛本庁 (項)平成16年度甲Ⅲ型警備艦建造費
部 局 等	装備施設本部
契 約 名	(1)(2) 艦艇用編上靴製造請負(平成20年度) (3) 艦艇用編上靴製造請負(平成21年度) (4) 中編上安全靴製造請負(平成20年度)
調 達 数 量	(1) 2,068 足 (2) 358 足 (3) 1,611 足 (4) 4,611 足
契 約 の 概 要	海上自衛官が着用する艦艇用編上靴等を調達するもの
契 約 の 相 手 方	株式会社ノサックス
契 約	(1)(2) 平成20年10月 一般競争後の随意契約 (3) 平成21年10月 一般競争後の随意契約 (4) 平成20年9月 一般競争後の随意契約
契 約 額	(1) 28,228,200 円 (2) 4,886,700 円 (3) 22,074,727 円 (4) 26,047,539 円 計 81,237,166 円
完 成 検 査	(1)(4) 平成21年1月 (2) 平成21年2月 (3) 平成22年2月
支 払	(1)(4) 平成21年2月 (2) 平成21年3月 (3) 平成22年3月
適切を欠くと認められた支払額	(1) 28,228,200 円(平成20年度) (2) 4,886,700 円(平成20年度) (3) 22,074,727 円(平成21年度) (4) 26,047,539 円(平成20年度) 計 81,237,166 円

## 1 艦艇用編上靴及び中編上安全靴の調達概要

### (1) 製造請負契約の概要

装備施設本部(以下「装本」という。)は、海上幕僚監部からの調達要求に基づき、平成20、21両年度に艦艇用編上靴の製造請負契約3件、20年度に中編上安全靴の製造請負契約1件の計4件の契約(契約金額計81,237,166円)を一般競争後の随意契約により株式会社ノサックス(以下「ノサックス」という。)と締結している。これらの契約は、海上自衛隊が作成した仕様書に基づき艦艇用編上靴等を製造し、各部隊に納入するもので、品質の担保等のために調達品に要求する事項については、次のとおりとしている。

ア 上記4件の契約の仕様書においては、作業者及び履物の静電気帯電が原因となって発生する災害・障害を防止するため、調達する艦艇用編上靴及び中編上安全靴の帯電防止性能に関し、「JIS T 8103(静電気帯電防止靴)」で定められた試験において所定の数値を満たすものとするとしている。

イ 20年9月に契約した中編上安全靴の調達に係る仕様書においては、さらに、工業標準化法(昭和24年法律第185号)の規定に基づく「JIS T 8101(安全靴)」及び「JIS T 8103(静電気帯電防止靴)」に適合する旨の表示の許可を受けたものとするとしている。

なお、上記イの表示の許可に関しては、16年6月の工業標準化法の改正に伴い、製造業者等は、17年10月1日以降、登録の申請をして国から登録を受けた認証機関からJISへの適合性の認証を受けることにより、新たなJISマークを表示することができることとなっており、一方、同法の改正前の認定による古いJISマーク(以下「旧JISマーク」という。)は、20年10月1日以降は表示することができないこととなっている。

### (2) 監督及び検査

契約担当官等は、製造等の請負契約を締結した場合は、会計法(昭和22年法律第35号)等により、自ら又は補助者に命じて、契約の適正な履行を確保するために必要な監督及び給付の完了の確認をするために必要な検査をしなければならないこととなっている。そして、装本は、ノサックスの工場が所在する地域を管轄する中国四国防衛局の職員を補助者に任命して、前記4件の契約に係る監督及び品質確認のための完成検査を実施させている。

## 2 検査の結果

### (1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、装本及び海上自衛隊横須賀地方総監部において、前記4件の契約について、合規性等の観点から、調達品が仕様書で定める要求事項を満たしているかなどに着眼して、契約関係書類、契約担当官等の補助者が作成した監督及び完成検査を実施した際の書類及び部隊に納入された現物を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

### (2) 検査の結果

検査したところ、次のとおり適切でない事態が見受けられた。

ア 帯電防止性能に関する要求事項について

前記のとおり、4件の契約の仕様書においては、帯電防止性能に関し、「JIS T 8103(静電気帯電防止靴)」に定められた試験、すなわち、試験環境温度 $40 \pm 2^{\circ}\text{C}$ 、 $20 \pm 2^{\circ}\text{C}$ 、 $0 + 2^{\circ}\text{C}$ の順序で実施する試験において、それぞれ所定の数値を測定することを要求事項としていた。しかし、調達品の完成検査においては、 $16^{\circ}\text{C}$ 又は $19^{\circ}\text{C}$ の試験環境

下における測定のみとなっていて、仕様書で定められた試験方法に従って実施されたものとなっていなかった。このように、調達品は仕様書で定める要求事項を満たしていないのに、完成検査を実施した職員は、これを看過して合格と判定した旨の完成検査調書を作成していた。

イ JIS への適合性の認証に関する要求事項について

20 年度に契約した中編上安全靴については、仕様書において「JIS T 8101(安全靴)」及び「JIS T 8103(静電気帯電防止靴)」に適合する旨の表示の許可を受けたものとしていた。しかし、ノサックスは、調達品の製造に当たって、16 年 6 月改正後の工業標準化法に基づく JIS への適合性の認証を受けていないのに、監督を実施した職員は、ノサックスが JIS への適合性の認証を受けているかどうかの確認を行っていなかった。また、21 年 1 月の完成検査時には、20 年 10 月 1 日以降は表示することができないこととなっている旧 JIS マークが調達品に表示されていて、改正後の工業標準化法に基づく JIS への適合性の認証を受けていないことが容易に確認できたのに、完成検査を実施した職員は、これを看過していた。

したがって、仕様書で定める要求事項を満たしていないのに契約が履行されたとして、前記 4 件の艦艇用編上靴等の製造請負契約に係る契約金額を支払っていた事態は適切でなく、支払額計 81,237,166 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、装本において、監督及び完成検査を適切に行うことについて認識が十分でなかったことなどによると認められる。

意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) 情報システムの維持整備に関する請負契約の締結に当たり、標準資料、前年度等における調達の実例を適用することについて十分検討するなどして、予定価格の積算を適切なものとするよう是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)防衛本省	(項)防衛本省共通費 (項)武器車両等整備費 (項)研究開発費 (項)在日米軍等駐留関係諸費
部 局 等	内部部局等 6 機関	
契 約 の 概 要	行政事務等の効率化を目的とした各種情報システムの維持整備に関する役務を行わせるもの	
契 約 の 相 手 方	5 会社	
検査対象とした契約件数及び支払額	29 件	39 億 0480 万余円(平成 20、21 両年度)
上記に係る積算額	39 億 3034 万余円	
低減できた積算額	2 億 1400 万円(平成 20、21 両年度)	

<p>予定価格の積算に作業実績を反映できない契約件数及び積算額</p>	<p>3件</p>	<p>5億0025万円(背景金額)(平成20、21両年度)</p>
-------------------------------------	-----------	-----------------------------------

【是正改善の処置を求めたものの全文】

### 情報システムの維持整備に関する請負契約の予定価格の積算について

(平成22年10月28日付け 防衛大臣あて)

標記について、会計検査院法第34条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。

記

## 1 情報システムの維持整備等の概要

### (1) 情報システムの維持整備の概要

貴省は、会計処理等の行政事務、部隊間における通信、防衛上の情報収集等の効率化を目的として各種の情報システムを導入している。これらの情報システムは、別途製作したソフトウェアをインストールしたアプリケーションサーバやデータベースサーバ等と、これらを利用するパソコンをネットワークで接続する方式となっている。

そして、貴省は、今後の行政改革の方針(平成16年閣議決定)等により、各府省共通業務のほか、各府省固有の事務・事業についても民間への委託を積極的に推進して、行政の効率化を図ることとされたことなどを受けて、これらの情報システムの維持整備に関する役割について、毎年度多数の請負契約を締結して行わせている。これらの請負契約において、請負業者は、①情報システムの稼働状況の監視、操作支援等のシステム運用業務、②情報システムの安定稼働のために行うメールサーバ等の容量確認、バックアップ、ウィルス対策、機器やネットワークの障害発生時の対応、ヘルプサービス等のシステム管理業務を実施することとされており、その業務の実施は、システム管理技術者等(以下「技術者」という。)が行うこととなっている。

また、これらの業務は必要に応じ、貴省の庁舎内に常駐して情報システムの稼働状況の監視等を実施するものと、庁舎内に常駐することなく専用の電話窓口等を設置して、障害が発生した場合に速やかに連絡を取り、対処ができる体制を整えるものがある。そして、請負業者は仕様書等に基づき、作業内容等を記載した作業報告書等を作成して提出している。

### (2) 予定価格の積算方法

貴省における予定価格は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)等の会計法令のほか、調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令(昭和37年防衛庁訓令第35号。以下「訓令」という。)等により、調達要求書、仕様書等、契約方式その他の契約条件に基づいて積算することとなっている。また、予定価格の積算方式は、原則として市場価格方式によるものとし、これにより難しい場合には原価計算方式によることとなっている。

そして、訓令によれば、予定価格の積算は次の方法により行うこととなっている。

ア 市販の積算参考資料等、適当と認められる標準資料がある場合は、適当と認められる数値を適用して算定する。

イ 適当と認められる標準資料がない場合は、見積資料の提出を求めるなどして当該資料に基づき適当と認められる数値を適用して算定することができる。

ウ 前年度等に調達の実例がある場合は、その実例に基づいて標準資料又は見積資料に基づく数値を補正する方法により、算定することができる。

また、原価計算方式による場合は、会社等の加工費、直接材料費及び直接経費を積み上げた製造原価に適正利益等を付加するなどして積算することとなっている。

このうち、加工費については、見積資料に基づく数値等により決定した工数(以下「作業時間」という。)に作業時間当たり労務単価等(以下「時間単価」という。)を乗ずるなどして、契約ごとに算定することとなっている。また、契約実績の多い会社等については、各会社等の労務費等を基にした固有の時間単価をあらかじめ算定することとしている。

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点及び着眼点)

貴省は、毎年度、各種の情報システムの維持整備に関する請負契約(以下「システム維持整備請負契約」という。)を多数締結している。

そこで、本院は、経済性等の観点から、システム維持整備請負契約に係る予定価格の積算は、市場価格方式を原則として適切に行われているかなどに着眼して検査した。

### (検査の対象及び方法)

本院は、貴省内部部局等6機関が平成20、21両年度に支払を行ったシステム維持整備請負契約のうち、広く一般に実施されている情報システムの運用、管理に関する業務を契約内容のすべて又は一部としている契約29件(支払額計39億0480万余円、予定価格の積算額計39億3034万余円)を対象として、契約に関する資料の提出を受け、その内容を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注1) 6機関 内部部局、統合幕僚監部、情報本部、技術研究本部、装備施設本部、陸上自衛隊補給統制本部

### (検査の結果)

上記29件のシステム維持整備請負契約の予定価格の積算方法について検査したところ、次のとおり、標準資料の適用、前年度等における調達の実例の適用及び作業実績の積算への反映についての検討が十分でない事態が見受けられた。

#### (1) 標準資料の適用状況

前記のとおり、訓令では、適当と認められる標準資料がある場合は、これを適用して予定価格を積算することとされている。

前記29件のシステム維持整備請負契約のうち貴省内部部局等6機関が締結した24件の契約の予定価格の積算(積算額計33億6200万余円)についてみると、技術者の時間単価について、一般競争入札又は公募を実施したが応札等の意思を示した業者が1者のみであったなどのため、原価計算方式による固有の時間単価が算定されている場合は当該業者の固有の時間単価を適用するなどの方法により、また、固有の時間単価が算定されていない場合は当該業者から提出された参考見積書の価格を査定するなどの方法により予定価格を積算していた。

しかし、これらの契約の仕様書等に記載されている業務は、いずれも、そのすべて又は一部が広く一般に実施されている情報システムの運用、管理に関する業務であり、契約相手方を特定する必要がないなどの理由により一般競争契約等としているものである。したがって、貴省内部部局等6機関が、技術者の時間単価の適用に当たって、固有の時間単価

を適用するなどして予定価格を積算するのは適切ではなく、訓令に基づき、市販の積算参考資料に掲載されている時間単価を適用して予定価格を積算すべきであると認められる。

そこで、前記24件の契約について、市販の積算参考資料に掲載されている技術者の時間単価等を適用して積算額計33億6200万余円を修正計算すると計31億5614万余円となり、積算額は計約2億0580万円低減できたと認められる。

#### <事例1>

技術研究本部は、平成20、21両年度に、「防衛省中央OAネットワーク・システム(技本システム)の運用支援役務」に関する契約(20年度支払額10,762,500円、21年度同18,511,500円)を20年度にA社と、21年度にB社とそれぞれ締結しており、技術者の時間単価については、両年度とも契約相手方の固有の時間単価(約9,600円及び約9,900円)を適用していた。

しかし、この業務は、情報システムの運用状況を把握したり、障害の対応や情報システムの管理を行ったりするなどの業務であり、技術者の時間単価については、市販の積算参考資料に掲載されているサーバ及びネットワーク環境の設定を行い情報システムの管理を行う技術者である「システム管理技術者1」の時間単価(20年度5,518円、21年度5,512円)を適用して予定価格を積算すべきであると認められる。

なお、同本部においては、22年度の契約に当たり、本院の検査結果を踏まえるなどして、市販の積算参考資料に掲載されている時間単価を適用して予定価格を積算し、これにより契約している。

### (2) 前年度等における調達の実例の適用状況

前記のとおり、訓令では、前年度等に調達の実例がある場合は、その実例に基づいて標準資料又は見積資料に基づく数値を補正する方法により、予定価格を積算することができるとされている。

前記29件のシステム維持整備請負契約のうち、貴省内部部局が21年度に締結した「防衛省中央OAネットワーク・システム(内局・施設庁システム)の運用支援役務」に関する契約の予定価格の積算(積算額38,154,847円)についてみると、技術者の時間単価については、契約相手方が固有の時間単価を算定している業者であったことなどから、契約相手方の固有の時間単価(約9,700円等)を適用したり、契約相手方から提出された参考見積書に記載されていた外注業者の時間単価(約6,200円等)を適用したりしていた。

しかし、貴省内部部局は、20年度にも同様の業務について、同一の契約相手方と契約を締結していて、この契約における技術者の時間単価(約4,900円)は、21年度の契約において適用した時間単価(約9,700円等及び約6,200円等)を大きく下回っているものとなっていた。したがって、このような契約に当たっては、前年度における調達実例を調査するなどして、予定価格を積算すべきであると認められる。

そこで、21年度の契約について、20年度の調達実例に基づく技術者の時間単価を適用して積算額3815万余円を修正計算すると2992万余円となり、積算額は約820万円低減できたと認められる。

### (3) 作業実績の積算への反映状況

システム維持整備請負契約は、契約相手方の技術者が貴省の庁舎内に常駐するなどして実施した業務量に応じた対価を支払うものであることから、予定価格の積算に当たっては業務に必要な作業時間を適切に見込んで算定する必要がある。このため、具体的な作業内

容ごとの技術者数や作業時間等が記載された作業報告書等を確実に提出させてその作業実績を確認するとともに、これを次回の予定価格の積算に適切に反映させる必要がある。

前記29件のシステム維持整備請負契約のうち、貴省統合幕僚監部等<sup>(注2)</sup>2機関が締結した3件の契約の予定価格の積算(積算額計5億0025万余円)についてみると、一般競争入札又は公募を実施したが応札等の意思を示した業者が1者のみであったため、当該業者から徴した参考見積書に示された技術者数や作業時間等を基に積算するなどしていた。

しかし、請負業者が仕様書等に基づき提出している作業報告書には、システム運用業務やシステム管理業務等の作業内容ごとの技術者数や作業時間が記載されていないことなどから、これらの実績が確認できない状況となっていた。

したがって、仕様書等に業務内容を明確に記述するとともに、作業内容ごとの技術者数や作業時間を記載した作業報告書等を提出させることなどにより、上記3件の契約の締結に当たって、作業実績を確認して、これを適切に反映させた積算を行う必要があると認められる。

#### <事例2>

陸上自衛隊補給統制本部は、平成20年度に、「陸幕システム等システム維持支援」に関する契約(支払額180,600,000円)をC社と締結しており、予定価格の積算(積算額181,034,000円)に当たっては、公募を実施したが応募した業者が1者のみであったため、当該業者から徴した参考見積書に示された見積額を基に積算していた。

しかし、請負業者が仕様書等に基づき提出している作業報告書には、システム運用業務やシステム管理業務等の作業内容ごとの技術者数や作業時間が記載されていないことなどから、請負業者から徴した参考見積書に示された見積額の妥当性について、実績により確認できない状況となっていた。

以上のとおり、検査の対象としたシステム維持整備請負契約29件のうち、前記(1)及び(2)の契約計25件に係る予定価格の積算額計34億0015万余円について、標準資料や前年度等の調達実例に基づく技術者の時間単価を適用するなどして修正計算すると計31億8607万余円となり、積算額は計約2億1400万円低減できたと認められる。

(注2) 2機関 統合幕僚監部、陸上自衛隊補給統制本部

#### (是正改善を必要とする事態)

前記のとおり、システム維持整備請負契約の予定価格の積算に当たり、市場価格方式により標準資料や調達実例に基づく技術者の時間単価を適用すること、また、作業報告書等により作業内容ごとの技術者数や作業時間等の作業実績を確認してこれを次回の積算に反映させることなどについての検討が十分ではない事態は適切とは認められず、是正改善を図る必要があると認められる。

#### (発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省内部部局等6機関において、予定価格の積算に当たり、標準資料や調達実例に基づく技術者の時間単価を適用すること及び作業報告書等により作業実績を確認してこれを次回の積算に適切に反映させることについての認識が十分でなかったこと、また、貴省において、これらの機関に対する指導が十分でなかったことによると認められる。



### 3 本院が求める是正改善の処置

貴省は、近年、各種の情報システムの維持整備に関する役務を積極的に民間に行わせており、これらに係る請負契約が増加している。

については、貴省において、予定価格の積算を適切なものとするよう次のとおり是正改善の処置を求める。

ア システム維持整備請負契約の技術者の時間単価の適用に当たっては、

(ア) 訓令等に基づき、原則として、市場価格方式によるものとし、標準資料と見積資料とを比較することなどについて十分検討すること

(イ) 前年度等において調達の実例がある場合には、これを調査するなどして、調達実例等に基づく時間単価を適用することについて十分検討すること

イ 仕様書等において、業務内容を明確に記述するとともに作業内容ごとの技術者数や作業時間を記載した作業報告書等を確実に提出させることを明記するなどして、作業実績を確認しその実績を次回の積算に反映できるようにすること

- (2) 自動車教習所の跡地の必要性について検討し、引き続き必要な教習所跡地は教習所施設を撤去して演習場用地として利用するなどの利用計画を策定することなどにより、同跡地の有効活用を図るよう改善の処置を要求したもの

会 計 名	一般会計
部 局 等	陸上幕僚監部、陸上自衛隊 8 駐屯地
国有財産の分類	(分類)行政財産(種類) 公用財産(区分)土地
検査対象とした国有財産の概要	陸上自衛隊の 21 駐屯地が管理している、平成 10 年度から 21 年度までの間に廃止された自動車教習所の跡地
有効に活用されていない教習所跡地の面積及び国有財産台帳価格	163,046m <sup>2</sup> 45 億 2764 万円(平成 22 年 3 月末)

#### 【改善の処置を要求したものの全文】

##### 廃止された自動車教習所における跡地の利用状況について

(平成 22 年 10 月 20 日付け 防衛省陸上幕僚長あて)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

#### 記

### 1 廃止された自動車教習所の概要

#### (1) 貴自衛隊における自動車教習所の概要

貴自衛隊は、災害派遣等のために直ちに部隊を運用できるよう、部隊ごとに、運行車両の準備、操縦手の待機等の即応体制を保持し、このためには、各部隊の所在する駐屯地等内において、保有する大型自動車等の各種車両を運行できることが必要であるとしている。

貴自衛隊の新隊員は、教育終了後に一般部隊へ配属されるため、車両操縦手としての早期戦力化を図る必要がある。そこで、貴自衛隊は、車両操縦手を継続的に養成することな

どを目的とした自動車教習所(以下「教習所」という。)を常時運営している。教習所は、駐屯地又は駐屯地が管理する訓練場の敷地に設置され、技能教習及び技能検定のための設備を有しており、その面積は8,000㎡以上必要とされているなどのため、駐屯地等内で広い敷地を占めている。

## (2) 教習所の廃止状況

貴自衛隊は、「平成8年度以降に係る防衛計画の大綱」(平成7年11月安全保障会議・閣議決定)において、従来の18万人体制を抜本的に見直し、16万人体制に移行することとしている。そして、これに基づく「中期防衛力整備計画(平成8年度～平成12年度)」(平成7年12月安全保障会議・閣議決定)において、防衛力の合理化、効率化、コンパクト化等を基本として防衛力整備を進めることとし、師団の改編等を通じて体制を縮小化しており、これに伴い、教習所の教習体制についても統合・集約化する見直しを行い、平成10年度以降、教習所を順次廃止してきた。

また、財政当局から、教習所については、原則として海上自衛隊、航空自衛隊を含む3自衛隊間で教習所を共同使用することなどを前提に、19年度以降の教習所の最適な配置の在り方について検討し、既存の施設の統廃合を強力に推進することが求められていることから、引き続き教習所を計画的に廃止している。

教習所を廃止するに当たり、教習所を管理する駐屯地は、教習所を廃止する際に、明確な根拠規程はないものの、廃止理由、廃止する施設の現況、跡地の利用方法等を記載した教習所廃止計画(以下「廃止計画」という。)を作成し、上級部隊から承認を受けることとしている。そして、貴自衛隊において10年度から21年度までの間に廃止された教習所は計21か所に上っており、当該教習所の跡地(以下「教習所跡地」という。)を21駐屯地がそれぞれ管理している。

(注1) 21駐屯地 滝川、美幌、函館、青森、仙台、秋田、郡山、久里浜、北富士、松本、金沢、久居、福知山、信太山、日本原、山口、松山、小倉、久留米、竹松、国分各駐屯地

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、有効性等の観点から、上記の21駐屯地が管理する教習所跡地が有効に利用されているかなどに着眼して、防衛省内部部局、陸上幕僚監部、4方面総監部及び4駐屯地において会計実地検査を行うとともに、それ以外の17駐屯地については教習所跡地の利用実績等の関係書類を提出させるなどして検査を実施した。

### (検査の結果)

検査したところ、次のような状況となっていた。

すなわち、貴自衛隊における前記21駐屯地の教習所跡地(面積計428,064㎡、国有財産台帳価格計134億8451万余円)のうち、12駐屯地の教習所跡地については、廃止計画に車両整備工場や宿舎を整備するなど記載されており、いずれも教習所のコースや建物等の施設(以下、これらを「教習所施設」という。)を撤去するなどした後、廃止計画に記載のとおり利用されていた。

しかし、残りの9駐屯地の教習所跡地については、教習所施設の一部を撤去するなどしていたが、ほとんどの教習所施設が残置されたままとなっていた。このうち20年3月に廃止

された滝川駐屯地の教習所を除く8駐屯地の教習所跡地(面積計163,046㎡、国有財産台帳価格計45億2764万余円)は、5年以上の長期間にわたり教習所施設が残置されたままとなっており、この中の2駐屯地の教習所跡地は、残置期間が10年以上となっていた。

そして、上記8駐屯地の廃止計画についてみると、このうち6駐屯地<sup>(注6)</sup>については、廃止計画が保存年限経過により既に廃棄されていたため、同計画における教習所跡地の利用方法を<sup>(注7)</sup>確認することができなかった。また、残りの2駐屯地の廃止計画においては、車両操縦訓練等に利用するとされていたが、訓練等による具体的な利用計画がほとんど策定されていなかった。

さらに、前記8駐屯地の教習所跡地の利用状況についてみると、利用状況が記録されていないなどのため、訓練等による利用実績は書類上確認できない状況であった。また、本院が陸上幕僚監部を通じるなどして各駐屯地から報告を受けた教習所跡地の利用実績についても、書類上で確認することができない上に、仮にこれらを認めたとしても利用実績は低調であり、十分に利用されているとは認められなかった。

#### <事例>

小倉駐屯地の曾根訓練場内にある小倉自動車教習所(面積12,702㎡、国有財産台帳価格447,019,169円)は、平成14年3月に廃止されたが、教習所施設が残置されたままとなっていた。また、廃止計画が既に廃棄されていたため、同計画における教習所跡地の利用方法を確認することはできなかった。そして、教習所跡地を含む演習場全体の利用状況の記録によれば、21年度に53日間利用したとなっていたが、教習所跡地の利用実績は確認できなかった。さらに、同駐屯地から受けた教習所跡地の利用実績に関する報告では、十分に利用されているとは認められなかった。

#### (改善を必要とする事態)

前記のとおり、8駐屯地の教習所跡地について、教習所施設が長期間にわたり残置されていて、廃止計画における今後の利用方法が確認できなかったり、具体的な利用計画がほとんど策定されていなかったりなどしたまま、有効に活用されていない事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

#### (発生原因)

このような事態が生じているのは、貴自衛隊において、次のことなどによると認められる。

- ア 教習所跡地は国有財産であって有効に利用しなければならないとの認識が十分でなく、廃止計画の作成やその見直しについての根拠規程がないなど有効活用に向けた方策が十分執られていないこと
- イ 廃止計画に基づく具体的な利用計画を策定することにより教習所跡地の利用の実効性を図ることが徹底されていないこと
- ウ 教習所跡地の利用状況を記録する体制が整備されておらず、利用状況を十分に確認できる体制となっていないこと

### 3 本院が要求する改善の処置

教習所跡地は国民共通の貴重な資源である国有財産であり、教習所部分にかかる敷地の価額は高額となっていることなどから、有効に活用する必要がある。

については、貴自衛隊において、教習所跡地の有効活用を図るために、次のとおり改善の処

置を要求する。

ア 教習所跡地については、その利用方法等を適時適切に見直すことができるように、廃止計画の作成等についての具体的な定めを設けることなどにより、同跡地の取扱いを明確にすること

イ 教習所跡地のうち、長期間利用されていないなど十分な有効活用がなされていない教習所跡地については、その必要性の検討を行った上で、不要な教習所跡地については、用途廃止に向けて所要の手続を執るなどすること、また、引き続き必要な教習所跡地については、教習所施設を撤去して演習場用地として利用するなどの同跡地の利用計画を策定することなどにより今後の利用の実効性を図ること

ウ 教習所跡地の利用方法等の見直しができるよう、同跡地の利用状況を適切に記録するなどの体制を整備すること

(注2) 4方面総監部 北部、東北、東部、中部各方面総監部

(注3) 4駐屯地 仙台、松本、松山、小倉各駐屯地

(注4) 12駐屯地 函館、青森、仙台、秋田、郡山、久里浜、北富士、金沢、久居、日本原、松山、久留米各駐屯地

(注5) 9駐屯地 滝川、美幌、松本、福知山、信太山、山口、小倉、竹松、国分各駐屯地

(注6) 6駐屯地 福知山、信太山、山口、小倉、竹松、国分各駐屯地

(注7) 2駐屯地 美幌、松本両駐屯地

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

- (1) 特勤手当等の支給に当たって、特勤官署等の状況を報告させることなどにより、必要な場合には官署の状況に即して速やかに指定の解除等を行い、特勤手当等を支給しないことなどとするよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)防衛本省 (項)防衛本省共通費 (項)自衛官給与費
部 局 等	内部部局
特勤手当等の概要	離島その他の生活の著しく不便な地に所在する官署等に勤務する自衛官等に対して、精神的な負担や生活の不便等に給与上の対処を行うために支給するもの
14分屯基地における特勤手当等の支給額	7億8849万余円(平成21年度)
上記のうち特勤官署等の指定解除を行わなかったため2分屯基地において支給された特勤手当等の支給額	5615万円

## 1 特地勤務手当等の概要

### (1) 特地勤務手当等の支給手続

防衛省は、防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和27年法律第266号)等に基づき、離島その他の生活の著しく不便な地に所在する官署(以下「特地官署」という。)、また、これに準ずる官署(以下「準特地官署」という。また、特地官署と合わせて「特地官署等」という。)に勤務する自衛官等に対して、精神的負担や生活の不便等に給与上の対処をするため、一般職の国家公務員に準じて、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当(以下、これらを「特地勤務手当等」という。)を支給している。

特地勤務手当等が支給される官署は、防衛省の職員の給与等に関する法律施行令(昭和27年政令第368号。以下「給与政令」という。)により、1級から6級までに区分されるなどしており、特地勤務手当基礎額に各級別に定められた率を乗ずるなどして算出された月額が特地勤務手当等として毎月支給されることとされている。また、各官署の属する級の区分(以下「級地区分」という。)は、防衛大臣が定め、防衛省職員給与施行細則(昭和30年防衛庁訓令第52号)に掲げることとされている。

### (2) 級地区分の決定方法及び手当の支給についての経過措置

防衛省内部部局は、級地区分の決定に当たって、人事院の級地区分の決定方法に準じて、官署から最寄りの公共施設等までの距離等の調査を定期的に行い、その距離等を点数化するなどしている。また、定期調査等の結果、特地官署等としての指定の解除又は級地区分の格下げ(以下「指定の解除等」という。)があった場合には、人事院規則9-55(特地勤務手当等)に準じて設けた経過措置により、特地勤務手当等の支給額を3年間で段階的に引き下げていくこととしている。

なお、人事院によると、この経過措置は、官署の周辺環境が変化するなど他律的な要因である場合に適用されるものであり、官署が移転するなどの自律的な要因である場合には適用しない取扱いとされている。

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性等の観点から、特地勤務手当等の支給が制度の趣旨に沿って適切に行われているかに着眼して検査した。

検査に当たっては、固定式警戒管制レーダー装置(以下「レーダー装置」という。)により監視管制業務を行う航空警戒管制部隊が配備されている基地の多くが特地官署等に指定されていることから、これにより特地勤務手当等が支給されている14分屯基地(注)(離島に所在するものを除く。平成21年度の特地勤務手当等の支給額7億8849万余円)を対象として、防衛省内部部局、航空幕僚監部、航空自衛隊輪島分屯基地において、級地区分の決定方法や、分屯基地の勤務実態を確認するなどして会計実地検査を行った。また、輪島分屯基地以外の13分屯基地については、公共施設等までの距離等の調査結果が記載された報告書(以下「実情調査報告書」という。)等を徴し、その内容を精査するなどして検査を行った。

(注) 14分屯基地 網走、当別、襟裳、大湊、山田、加茂、大滝根山、峯岡山、輪島、笠取山、きょうがみさき経ヶ岬、せふりやま高尾山、背振山及び高畑山各分屯基地

**(検査の結果)**

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

輪島及び高尾山両分屯基地(以下「2分屯基地」という。)は、いずれも、レーダー装置のアンテナ等が山頂に設置されているが自衛官等が常駐していない地区(以下「山頂地区」という。)と、山を下った場所に所在し、庁舎にレーダー装置の表示制御装置等が設置されていて自衛官等が常駐している地区(以下「市街地区」という。)とに分かれていた。

そして、実情調査報告書によると、2分屯基地は、山頂地区を官署の測定基点として最寄りの公共施設等までの距離を計測しており、防衛省内部部局は、この距離等により決定された級地区分(輪島分屯基地は2級、高尾山分屯基地は準特地官署)に基づき、21年度における特地勤務手当等をそれぞれ4941万余円及び674万余円、計5615万余円支給していた。

しかし、前記のとおり、2分屯基地の山頂地区には自衛官等は常駐しておらず、自衛官等が常駐している市街地区は、生活の著しく不便な地には該当しないと思料されたことから、防衛省内部部局等に対して、市街地区を官署の測定基点として最寄りの公共施設等までの距離等を計測させ、これを精査したところ、2分屯基地とも公共施設等に近接しており、特地官署等には該当せず指定を解除すべきものと認められた。

このことについて、防衛省内部部局では、人事院が級地区分の決定方法を21年4月に改正するとの情報を受けて20年4月に実施した各官署の実態調査の結果、同年12月には、2分屯基地の級地区分を見直す必要があると認識していたが、21年1月、人事院からの同年4月の改正を見送るとの情報を受け、級地区分の見直しに向けた手続を中断したとしていた。

そして、人事院が改正を行った22年4月に、2分屯基地の級地区分を見直したものの、それ以降も、経過措置を適用して見直しにより引き下げた額の特地勤務手当等を支給していた。

しかし、前記のとおり、防衛省内部部局において、20年12月には2分屯基地の指定の解除の必要性について認識しており、また、指定の解除は、測定基点を山頂地区から市街地区に変更したことによるものであって、前記の人事院の取扱いの趣旨に照らせば、周辺環境の変化等の他律的要因ではなく、測定基点の変更という自律的要因に基づくものであるから、2分屯基地の級地区分の見直しの必要性を認識した20年12月以降速やかに特地官署等の指定の解除をするとともに、解除後は経過措置を適用しないこととすべきものと認められた。

以上のように、官署の級地区分の見直しにおいて、特地官署等としての指定の解除等を速やかに行っていなかったり、測定基点を変更したことによる指定の解除等であるのに経過措置を適用して特地勤務手当等を支給したりしている事態は適切とは認められず、改善を図る必要があると認められた。

**(発生原因)**

このような事態が生じていたのは、防衛省内部部局において、航空自衛隊の各分屯基地の実態把握が十分でなかったこと、測定基点を変更した場合における特地勤務手当等の支給に経過措置は適用されないことについての認識が十分でなかったことなどによると認められた。

### 3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、防衛省は、22年10月に、各幕僚監部等に通知を発して、防衛省内部部局に特地官署等の状況を報告させることなどについて周知徹底を図り、必要な場合には官署の状況に即して速やかに指定の解除等を行うようにするとともに、給与政令等の改正を行い、測定基点の変更があった分屯基地等については、経過措置による特地勤務手当等を支給しないこととするなどの処置を講じた。

- (2) 155mmりゅう弾砲を長期保管するために調達している倉庫の使用方法や目的を明確にするとともに、倉庫内で保管する砲の選定を合理的に行うことにより、倉庫を有効に活用するよう改善させたもの

所管、会計名及び科目	防衛省所管 一般会計 (組織)防衛本省 (項)武器車両等整備費
	平成 18、19 両年度は、
	防衛省所管 一般会計 (組織)防衛本省 (項)武器車両等購入費
	平成 17 年度は、
	内閣府所管 一般会計 (組織)防衛本庁 (項)武器車両等購入費
部 局 等	陸上幕僚監部
倉庫の概要	155mmりゅう弾砲を長期保管するための組立式の倉庫
有効に活用されていなかった倉庫の物品管理簿上の価格	22 式 1 億 2837 万円(平成 21 年度末)

#### 1 155mmりゅう弾砲及び保管倉庫の概要

##### (1) 155mmりゅう弾砲の概要

陸上自衛隊は、有事の際に大量の火力を随時随所に集中して広い地域を制圧するための装備品の一つとして、155mmりゅう弾砲 FH70(以下「砲」という。)を多数保有している。

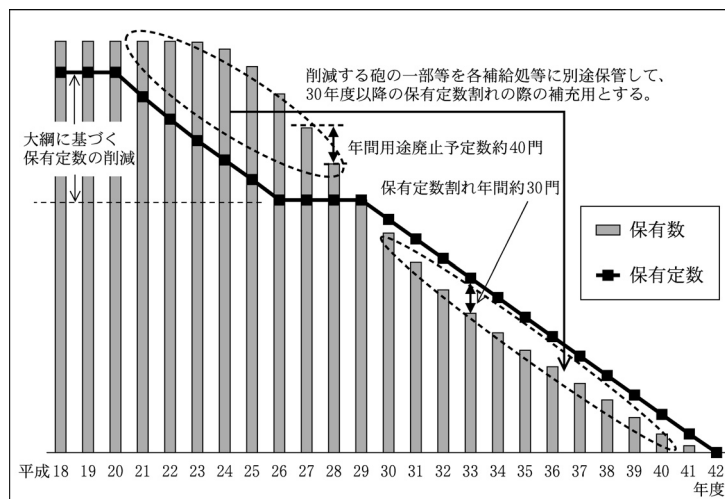
しかし、砲を含む主要特科装備については、防衛力の在り方を定めている「平成 17 年度以降に係る防衛計画の大綱について」(平成 16 年 12 月閣議決定。以下「大綱」という。)において、その保有定数が約 900 門(両)から約 600 門(両)に見直されたことから、陸上幕僚監部は、砲についても平成 18 年度から順次、保有定数を削減することにした。このため、陸上幕僚監部は、残存耐用年数が短い砲を優先するなどして削減する砲等を選定し、これを各年度に補給統制本部、3 補給処<sup>(注1)</sup>、1 支処<sup>(注2)</sup>等に対して通知している。

そして、陸上幕僚監部は、砲の保有定数を上記大綱の見直しに合わせて削減した上で、その後は各年度一定数を削減していき、42 年度にそのすべてを用途廃止することとしている。

一方、実際の砲の保有数についてみると、昭和 60 年度から平成 12 年度までの間に調達した砲が、耐用年数の経過に伴い順次自然損耗していくことが見込まれており、特に、昭和 62 年度から平成 4 年度頃に多数調達された砲の自然損耗による用途廃止が 28 年度頃に年間約 40 門とピークを迎えることになることから、30 年度以降において、保有数が保有定数を年間最大約 30 門下回るなど、大幅な保有定数割れを生ずる見込みとなっている(図参照)。

そこで、陸上幕僚監部は、上記の大幅な保有定数割れに対処するため、大綱により削減することとされた砲の一部及び各駐屯地の部隊で運用している砲の一部を各補給処等で別途に長期間使用に供さずに保管させ(以下、別途に保管させている砲を「保管砲」という。)、これを30年度以降に活用して、保有定数割れの際の補充用とすることとした。

図 砲の保有数と保有定数の関係



注(1) 保有数は、調達時期や使用状況等、主として自然損耗による用途廃止の数を考慮したものである。

注(2) 保有定数は、大綱や野戦特科部隊における運用等により、陸上幕僚監部が定めるものである。

## (2) 保管倉庫の概要

陸上自衛隊は、保管砲の保管に有用な資材として、多用途維持管理用資材(以下「倉庫」という。)を調達し、既存の建屋と併用して保管砲の保管を行うこととしている。倉庫は、ドイツ製の樹脂性天幕等と金属製骨組等からなる組立式で、1式につき砲を1門格納し、気密性が高く、除湿装置を備えるなど、建屋での保管に比べて、長期保管に適したものとなっている。そして、17年度から21年度までの間に倉庫計23式が4補給処及び1支処に納入されている。<sup>(注3)</sup>

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、有効性等の観点から、倉庫が保管砲の長期保管用として有効に使用されているかなどに着眼して、陸上幕僚監部、4補給処及び1支処において、倉庫の使用状況及び倉庫内に保管する砲の選定方法を確認するなどして会計実地検査を行った。

### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

### (1) 倉庫の使用状況

各補給処における倉庫の使用状況をみると、次表のとおり、倉庫7式が一度も使用されずに、3補給処及び1支処において梱包されたままの状態でも保管されていて、このうちの2式はその期間が1年を超えていた。

また、倉庫の使用目的が十分に理解されていなかったことなどから、3補給処及び1支処において、倉庫8式が本来の目的と異なる他の補給品等の一時保管場所や車両の保管場



所として使用されていたり、倉庫4式が納入された直後に砲を保有しない他の駐屯地の部隊へ管理換されたりしていた。

そして、保管砲は21年度末において2補給処<sup>(注4)</sup>及び1支処に13門あったが、倉庫に保管されていた砲は1補給処<sup>(注5)</sup>及び1支処の3門のみであり、残りの10門は建屋で保管されていた。

＜事例＞

関東補給処は、平成21年度末までに倉庫計3式が納入されていたが、2式については一度も使用されずに、梱包された状態のまま保管されており、このうちの1式はその期間が約1年5か月となっていた。また、使用目的が十分に理解されていなかったことなどから、倉庫1式が納入後約4年2か月間、他の車両の保管場所等となっていて、本来の目的とは異なる目的で使用されていた。

一方、関東補給処は21年度末において保管砲を2門保有していたが、いずれも建屋で保管していた。

表 平成21年度末における倉庫の使用状況 (単位：式)

補給処	使用している			使用していない			不用決定 ③	計 (①+②+③)
	保管砲用 で使用	他用途で 使用	小計 ①	補給処で 保管	他駐屯地 へ管理換	小計 ②		
北海道	—	—	—	—	—	—	—	—
東北	0	3	3	2	0	2	1	6
関東	0	1	1	2	0	2	0	3
関西(桂支処)	1	0	1	1	4	5	0	6
九州	2	4	6	2	0	2	0	8
計	3	8	11	7	4	11	1	23

(注) 不用決定の1式は強風により破損したものである。

(2) 保管砲の選定状況

保管砲は、前記のとおり、30年度以降に見込まれる砲の保有定数割れの補充用として保管されるため、耐用年数の延長を図るオーバーホールを実施した後の砲等、保管後の供用時に十分な残存耐用年数を有する砲を選定することが合理的な方法である。

そこで、陸上幕僚監部が22年度に保管砲として選定している40門についてみると、オーバーホールが行われていないなど、残存耐用年数が短い砲が大部分となっていた。このため、これら40門は31年度から順次用途廃止が開始されることが見込まれ、このままでは、33年度以降大幅な定数割れを生ずるおそれがあり、砲が計画的かつ効率的に保管されていない状態となっていた。

また、1補給処及び1支処の倉庫に保管されていた前記の保管砲3門についても、いずれもオーバーホールが実施されていない砲が選定されていたため、合理的な選定となっていなかった。

したがって、21年度末現在で調達された倉庫23式のうち、不用決定された1式を除く22式(物品管理簿上の価格計1億2837万余円)の倉庫が保管砲用として適切に使用されていなかったり、保管砲の選定が合理的に行われていなかったりして、倉庫が有効に活用されていない事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、陸上幕僚監部において、補給統制本部、3補給処及び1支処等に対して倉庫の使用方法や目的を明確に示していなかったこと、また、保管砲の選定について残存耐用年数等を十分に考慮して合理的な選定を行っていなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、陸上幕僚監部は、22年3月に補給統制本部及び各方面総監部等に対して通達を発するなどして、倉庫の使用方法や目的を明確にするとともに、保管砲の選定について残存耐用年数等を十分に考慮して合理的な選定を行うこととし、これにより選定した砲を22年9月に補給統制本部及び各方面総監部等に通知するなどして、倉庫を有効に活用する処置を講じた。

(注1) 3補給処 東北、関東、九州各補給処

(注2) 1支処 関西補給処桂支処

(注3) 4補給処 北海道、東北、関東、九州各補給処

(注4) 2補給処 関東、九州両補給処

(注5) 1補給処 九州補給処

- (3) 陸自指揮システムについて、ソフトウェアの各メニューの利用状況を十分に把握・検討した上で、必要性がなくなったメニューを廃止したり、利用が低調なメニューの具体的な利用方法等を示したりなどすることにより有効な運用が図られるよう改善させたもの

所管、会計名及び科目	防衛省所管 一般会計 (組織)防衛本省 (項)武器車両等整備費
	〔平成18、19両年度は、 防衛省所管 一般会計 (組織)防衛本省 (項)装備品等整備諸費
	〔平成17年度は、 内閣府所管 一般会計 (組織)防衛本庁 (項)装備品等整備諸費
部 局 等	陸上幕僚監部
陸自指揮システムの概要	各級指揮官の指揮・統制及び情報伝達・処理の正確性、迅速性等を向上させるため、各部隊等の各種状況を報告したり、幕僚活動を支援したりなどする機能を有するシステム
上記システムのソフトウェアに係るメニュー数	72個
上記システムのソフトウェアの改修に要した経費	27億2073万円(背景金額)(平成17年度～21年度)

## 1 陸自指揮システムの概要

陸上自衛隊は、陸上幕僚長、方面総監等の各級指揮官の指揮・統制及び情報伝達・処理の正確性、迅速性等を向上させる目的で、平成5年度から陸自指揮システムを導入している。この陸自指揮システムは、サーバ、ネットワーク、端末等の各種機器及びソフトウェアで構成されており、指揮下にある部隊等の各種状況を報告したり、幕僚活動を支援したりなどする機能を有するものである。

陸自指揮システムには細分化された72個のメニューがあり、これらは①主に有事や演習訓練等における利用を前提としたメニュー(以下「有事メニュー」という。)と、②主に平時の利用を前提としたメニュー(以下「平時メニュー」という。)の2種類に分類され、その数はそれぞれ51個及び21個となっている。そして、陸上幕僚監部は、各メニューの具体的な利用方法等について、メニューの運用計画の策定、業務処理規則の制定等を行う各メニューの責任者が定める通達等にゆだねている。

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、有効性等の観点から、陸自指揮システムが有効に利用されているかなどに着眼し、<sup>(注1)</sup>陸上幕僚監部等において、20、21両年度の各メニューの利用状況に関する調書等を作成・提出させて、その内容を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(注1) 陸上幕僚監部等 陸上幕僚監部、北部、東北、東部、中部、西部各方面総監部

### (検査の結果)

陸自指揮システムのソフトウェアは、その利便性を向上させるなどのため、システム開発以降、適宜に改修が行われており、17年度から21年度までに改修に要した経費は、次表のとおり計27億2073万余円となっている。

表 陸自指揮システムのソフトウェアの改修に要した経費 (単位：千円)

年 度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	計
経 費	665,151	537,390	555,024	472,500	490,665	2,720,731

そして、陸自指揮システムの利用状況等を検査したところ、次のような事態が見受けられた。

### (1) 陸自指揮システムの運用及び管理の状況

陸上幕僚監部は、陸自指揮システムの運用及び管理のために、陸自指揮システムの運用及び管理要領(平成17年陸幕情研第233号。以下「要領」という。)を制定している。要領によると、各方面総監部から陸上幕僚監部に対して四半期ごとに陸自指揮システムの稼働状況を報告することとなっており、各方面総監部は、この報告により、各メニューのアクセスログ数等を報告していた。

しかし、陸上幕僚監部は、アクセスログ数等の統一的な報告様式及び集計方法を要領に定めていなかったため、各方面総監部から提出された報告書において、一部のメニューがまとめて報告されていたり、アクセスログ数の集計方法が区々となっていたりして、各メニューの利用状況を十分に把握・検討することができない状況となっていた。このため、今後の陸自指揮システムの利活用に十分反映できない状況になっていると認められた。

## (2) 陸自指揮システムのメニューの利用状況

上記のような状況となっていたことから、本院は、陸上幕僚監部等に対して、アクセスログ数については、20、21両年度のうち、サーバに記録が残っていて集計が可能な21年10月から12月までの3か月分を対象として、大臣直轄部隊及び5方面隊<sup>(注2)</sup>(以下「6方面隊等」という。)に属する各部隊等のメニューごとのアクセスログ数を統一的な報告様式及び集計方法を示して作成・提出させるとともに、20、21両年度の演習訓練等における上記各部隊等のメニューの利用状況に関する調書等を作成・提出させた。そして、有事メニュー51個については主に演習訓練等での利用状況を、また、平時メニュー21個については主に各メニューの責任者による通達等の整備状況や利用状況をそれぞれ確認したところ、次のような状況となっていた。

(注2) 大臣直轄部隊及び5方面隊 大臣直轄部隊、北部、東北、東部、中部、西部各方面隊  
ア 有事メニューの利用状況

有事メニュー51個のうち、極めて専門的で利用する部隊等が限定されるなどの特殊な事情を有する15個を除いた36個を対象として利用状況を確認したところ、有事メニューを利用することが想定される演習訓練等において、6方面隊等のうち半数未満しか利用がないなど利用が低調となっていたメニューが14個あった。

そして、これらのメニュー14個と残りのメニュー22個とのメニュー1個当たりの平均アクセスログ数を比較すると、後者の26,042件に対して、前者はわずか459件となっていた。

また、上記のメニュー14個は、ソフトウェアの改修により機能が拡充された他のメニュー等で代替できるようになっていたなどのため必要性がない状況となっていたり(11個)、部隊等において利用方法が十分に理解されていないことなどから、演習訓練等における利用がほとんどない状況となっていたり(3個)していた。

イ 平時メニューの利用状況

平時メニュー21個のうち、特殊な事情を有する6個を除いた15個を対象として、通達等の整備状況及び利用状況を確認したところ、各メニューの責任者が具体的な利用方法等を通達等で定めていなかったり(6個)、導入後の事情変更等により利用できなくなっていたり(2個)していたメニューがあった。

そして、上記のメニュー計8個と残りのメニュー7個とのメニュー1個当たりの平均アクセスログ数を比較すると、後者の36,933件に対して、前者はわずか1,606件となっていた。

### <事例>

メニューAは、各駐屯地医務室において発生した患者の衛生統計データを入力、表示して、そのデータを多様な形式で集計して、衛生統計の基礎資料とするものである。しかし、同メニューの責任者である陸上幕僚監部衛生部長は利用方法等についての通達を発しておらず、平成21年10月から12月までの間の同メニューのアクセスログ数は、わずか136件となっていた。

上記のように、指揮・統制の正確性、迅速性等を向上させる目的で導入されている陸自指揮システムが、メニューの利用状況を十分に把握・検討することができない状況となっていて今後の利活用に十分反映できない状況となっていたり、メニューの利用が低調となってい

たりなどしている事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、陸上幕僚監部において、次のことなどによると認められた。

- ア 各方面総監部から陸上幕僚監部に四半期ごとに報告させている各メニューのアクセスログ数等の統一的な報告様式及び集計方法を要領に定めていなかったこと
- イ メニューの必要性について見直しを十分検討していなかったこと
- ウ メニューの具体的な利用方法等について、メニューの責任者に通達等を適時適切に発するよう指導していなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、陸上幕僚監部は、22年7月に各方面総監部等に通達を発するなどして、陸自指揮システムのより有効な運用が図られるよう、次のような処置を講じた。

- ア 要領を改正して、各方面総監部から陸上幕僚監部に四半期ごとに報告させている各メニューのアクセスログ数等の報告様式及び集計方法を統一させ、各メニューの利用状況を十分に把握・検討できるようにした。
- イ 他のメニューの機能拡充や導入後の事情変更等により必要性がなくなったメニュー13個を廃止した。
- ウ メニューの具体的な利用方法等について、メニューの責任者から通達が発せられていない各種報告等に関するメニュー及び利用方法が十分に理解されていないなどのため演習訓練等での利用が低調なメニューについて、それぞれ具体的な利用方法等を示した通達を発して利用の促進を図ることとした。

(4) 貸付財産に係る国有資産等所在市町村交付金の交付に当たり、算定対象となる固定資産の価格の算定方法等について周知を図るなどして、その事務処理を適切に行うよう改善させたもの

所管、会計名及び科目	防衛省所管 一般会計	(組織)防衛本省 (組織)地方防衛局	(項)防衛本省共通費 (項)地方防衛局
	平成19年度は、		
	防衛省所管 一般会計	(組織)防衛本省 (組織)防衛施設庁	(項)防衛本省 (項)防衛施設庁
	平成18年度は、		
	防衛省所管 一般会計	(組織)防衛本省 (組織)防衛施設庁	(項)防衛本庁 (項)防衛施設庁
	平成17年度は、		
	内閣府所管 一般会計	(組織)防衛本庁 (組織)防衛施設庁	(項)防衛本庁 (項)防衛施設庁
部 局 等	内部部局(交付金事務の所掌部局) 12 地方防衛局等(交付部局)		

交付の根拠	国有資産等所在市町村交付金法(昭和31年法律第82号) 〔平成19年9月30日以前は、 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律〕		
国有資産等所在市町村交付金の概要	国が所有する固定資産で国以外の者が使用するものについて、固定資産税に代わるものとして、当該固定資産が所在する市町村に交付するもの		
国有資産等所在市町村交付金の交付額	87億7541万余円(平成17年度～21年度)		
貸付財産に係る交付金の額の算定を誤っていたもの	過大となっていた交付金の額	計1,680件	6556万円 (平成17年度～21年度)
	過小となっていた交付金の額	計3,835件	6億9217万円 (平成17年度～21年度)

## 1 国有資産等所在市町村交付金の概要

### (1) 交付金制度の概要

防衛省は、国有資産等所在市町村交付金法(昭和31年法律第82号。平成19年9月30日までは国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律。以下「交付金法」という。)に基づき、国が所有する固定資産で国以外の者が使用している土地、建物等(以下「貸付財産」という。)について、原則として国有資産等所在市町村交付金(以下「交付金」という。)を、貸付財産が所在する市町村(以下「所在市町村」という。)に対して毎年度交付している。交付金は、国の所有する固定資産については、固定資産税が非課税となっていることから、これに代わるものとして、所在市町村に対して交付されるものである。防衛省は、17年度から21年度までの間に、延べ1,304市町村に対して、計87億7541万余円の交付金を交付している。

交付金の額は、原則として、交付年度の前々年度の末日の国有財産台帳価格を交付金算定標準額として集計し、この合計額に100分の1.4を乗じて得た額とされている。

### (2) 交付金の交付に係る事務処理

防衛省は、交付金を交付するに当たり、次のような事務処理を行っている。

- ① 地方防衛(支)局(19年8月31日以前は防衛施設(支)局。長崎防衛支局を除く。以下同じ。)等(以下「地方防衛局等」という。)は、職員に貸与する宿舍の供用事務を担当している供用事務担当官等に対して、交付金の算定等に係る資料(以下「交付金の算定等資料」という。)の作成を依頼する。また、所在市町村に対して、近傍類似地の固定資産の価格等について調査を依頼する。
- ② 地方防衛局等は、上記①による交付金の算定等資料等の内容を踏まえ、交付金の算定対象となる貸付財産を確定させ、固定資産通知書等を所在市町村に対して送付する。
- ③ 所在市町村は、この通知書等を基に交付金の額を算定し、地方防衛局等に請求する。そして、地方防衛局等は、この請求に基づいて交付金を交付する。

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

前記のとおり、防衛省は、所在市町村に対し毎年度多額の交付金を交付しており、今後とも引き続き多額の交付金を交付することが見込まれる。

そこで、本院は、合規性等の観点から、交付金の算定対象となる固定資産の価格(以下「対象固定資産価格」という。)の算定は適切に行われているかなどに着眼して、内部部局及び12地方防衛局等<sup>(注1)</sup>において、前記の交付額計87億7541万余円を対象に、国有財産台帳等を確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 宿舎に係る交付金の額の算定について

防衛省が職員に貸与する宿舎には、無料宿舎と有料宿舎がある。無料宿舎は、本来の職務に伴って、通常の勤務時間外において、国民の生命、財産を保護するための非常勤務などに従事するため、その勤務する官署等の構内又はこれらに近接する場所に居住する必要がある者などに無料で貸与する宿舎であり、交付金の交付対象とはならない。

そして、有料宿舎と無料宿舎が混在している集合住宅の場合は、それぞれの専用面積比で案分計算することにより、有料宿舎部分の対象固定資産価格を算定することとなっている。

しかし、8地方防衛局等<sup>(注2)</sup>は、交付金の算定等資料の内容が十分でなかったなどのため、無料宿舎部分を交付金の算定対象としたり、専用面積比ではなく戸数比によって案分計算したりしていた。このため、交付金が過大となっているものが計202件、2541万余円、過小となっているものが計47件、627万余円あった。

(2) 工作物に係る交付金の額の算定について

ア 特別借受宿舎に附帯して設置した工作物に係る交付金について

防衛省は、国が所有する土地を国家公務員共済組合連合会(以下「連合会」という。)に無償で使用させた上で、連合会が建設した建物を借り受けて宿舎(以下、この宿舎を「特別借受宿舎」という。)として使用している。特別借受宿舎については、連合会に対して固定資産税が課せられており、交付金の算定対象とはならない。しかし、防衛省が、国費により、特別借受宿舎に附帯して別途設置した門、電気設備等の工作物については、国有財産として管理されることとなることから、交付金の算定対象に含まれることとなる。

しかし、6地方防衛局等<sup>(注3)</sup>は、上記工作物の全部又は一部について交付金の算定対象に含めていないなどしていた。このため、交付金が過小となっているものが計494件、8485万余円あった。

イ 国が所有する宿舎における工作物に係る交付金について

国が所有する宿舎のうち有料宿舎に関して、宿舎に係る家屋及びその家屋の用に供する土地については、それらの国有財産台帳価格の5分の2の額等をもって交付金算定標準額とする特例が設けられている。そして、当該家屋に取り付けられ、家屋と構造上一体となって家屋の効用を高める工作物は当該家屋に含まれ、その特例の適用を受けることとなるが、これらに該当しない門、囲障等については特例の適用はなく、国有財産台帳価格をもって交付金算定標準額とされている。

しかし、12地方防衛局等は、特例の適用を受けない工作物の全部又は一部についてもこの特例を適用するなどしていた。このため、交付金が過小となっているものが計3,251件、5億9360万余円あった。

### (3) 福利厚生用に供する貸付財産に係る交付金の額の算定について

貸付財産には、各自衛隊の基地等において、売店、現金自動預払機等を設置するために使用を許可している土地、建物等がある。そして、これらのうち福利厚生用に供するものについては、交付金の算定対象から除外することとされている。

しかし、11 地方防衛局等<sup>(注4)</sup>は、これらの福利厚生用に供する貸付財産の全部又は一部を交付金の算定対象に含めるなどしていた。このため、交付金が過大となっているものが計 1,267 件、1512 万余円あった。

このほかに、対象固定資産価格の算定に当たり計算誤りをするなどしていたものを合わせると、12 地方防衛局等において 17 年度から 21 年度までの 5 か年度で、交付金が過大となっているものが計 1,680 件、6556 万余円、過小となっているものが計 3,835 件、6 億 9217 万余円あった。このように、対象固定資産価格の算定が適切に行われておらず、これにより交付金の額が過大又は過小となっているものが多数生じている事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

#### (発生原因)

このような事態が生じていたのは、防衛省において、次のことなどによると認められた。

- ア 対象固定資産価格等の算定方法や交付金法等の解釈等について地方防衛局等に十分な周知をしていないこと
- イ 交付金の算定等に必要な事項が記載されることとなっていないなど、交付金の算定等資料の内容が十分ではないこと
- ウ 交付金の事務処理について地方防衛局等との連絡調整の体制を整備していないこと

### 3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、防衛省は、22 年 8 月に各地方防衛局等へ事務連絡を発するなどして、次のような処置を講じた。

- ア 対象固定資産価格等の算定方法や交付金法等の解釈等を明確にして、地方防衛局等に周知した。
- イ 交付金の算定等に必要な事項を追加するなどして、交付金の算定等資料の内容を見直した。
- ウ 交付金の事務処理について地方防衛局等との連絡調整の体制を整備した。

(注1) 12 地方防衛局等 北海道、東北、北関東、南関東、近畿中部、中国四国、九州、沖縄各防衛局及び帯広、東海、熊本各防衛支局、本省経理装備局会計課

(注2) 8 地方防衛局等 東北、北関東、近畿中部、中国四国、九州、沖縄各防衛局及び東海、熊本両防衛支局

(注3) 6 地方防衛局等 北関東、南関東、近畿中部、中国四国、九州各防衛局及び熊本防衛支局

(注4) 11 地方防衛局等 北海道、東北、北関東、南関東、近畿中部、中国四国、九州、沖縄各防衛局及び帯広、東海、熊本各防衛支局



平成 19 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

### 廃電池の管理について

〔平成 19 年度決算検査報告 704 ページ参照〕  
〔平成 20 年度決算検査報告 582 ページ参照〕

#### 1 本院が要求した適宜の処置

海上自衛隊は、潜水艦救難母艦等に搭載されている深海救難艇等に電力を供給するために使用している銀電池が使用済みなどになった場合には、その廃電池から粗銀を回収して、この粗銀を精製した精製銀を銀電池製作時の官給品として使用するが、廃電池から回収が見込まれる粗銀の精製銀換算量が 5 か年分の官給所要量を超えた場合には、超えた量に相当する廃電池について、年度処分計画を定めて売り払うこととしている。しかし、年間の官給所要量から推計すると、粗銀及び精製銀は約 10 か年分に相当する量が、また、廃電池から回収が見込まれる粗銀は約 17 か年分に相当する量がそれぞれ舞鶴地方総監部等に保管されていて、保管量が 5 か年分の官給所要量を大幅に超えているにもかかわらず、廃電池の売払いが行われていない事態が見受けられた。

したがって、海上自衛隊補給本部において、粗銀、精製銀及び廃電池の保管状況を勘案した銀回収サイクルを十分に検討した上で、5 か年分の官給所要量を超える廃電池について全体保管数を対象とした処分計画を作成するなどして、これらの廃電池を速やかに売り払う処置を講ずるよう、海上自衛隊補給本部長に対して平成 20 年 10 月に、会計検査院法第 34 条の規定により是正の処置を要求した。

#### 2 当局が講じた処置

本院は、海上自衛隊補給本部及び舞鶴地方総監部等において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、海上自衛隊補給本部は、本院指摘の趣旨に沿い、21 年 8 月以降、舞鶴地方総監部での売払いを順次実施するとともに、同年 12 月に、「海上自衛隊補給実施要領」(平成 18 年補本装補第 2072 号)を改正し、他の地方総監部地区での売払いを可能にすることなどにより廃電池の全体保管数をほぼ 5 年で処分することを内容とする中期処分計画を策定して、22 年 2 月以降、同計画に基づき、舞鶴、呉、横須賀各地方総監部において、廃電池を売り払う処置を講じていた。

平成 20 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

#### (1) アウトソーシング契約の契約方式及び予定価格の積算について

(平成 20 年度決算検査報告 556 ページ参照)

##### 1 本院が求めた是正改善の処置

海上自衛隊が行っている行政補助的な業務に係るアウトソーシング契約について、一般競争契約への移行や競争性及び透明性の確保が十分に図られていない事態や、予定価格の積算に当たり、標準資料や実例等を適用することについての検討が十分でなかったり、作業の実績を工数の算定に反映していなかったりしている事態が見受けられた。

したがって、海上自衛隊において、競争性及び透明性を確保するために、入札条件等が必要以上に制限的なものとならないよう十分検討して一般競争契約を一層推進するとともに、予定価格の積算を経済的なものとするよう標準資料や実例等の適用を十分考慮したり、作業実績を積算に反映させたりするなどの処置を講ずるよう、防衛省海上幕僚長に対して平成21年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

## 2 当局が講じた処置

本院は、防衛省海上幕僚監部及び海上自衛隊の部隊等において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、海上自衛隊は、本院指摘の趣旨に沿い、公募等を行っているアウトソーシング契約について、その契約内容等を再度検討し、21年12月に部隊等に対して事務連絡を発するなどして一般競争契約への移行等について指導する処置を講じていた。そして、22年度から、入札条件、応募条件等が必要以上に制限的なものとならないよう仕様書等の内容を整備して、一般競争契約を積極的に導入するとともに、予定価格の積算に当たって、標準資料、実例等の単価を適用したり、作業実績を工数の算定に反映させたりするなどの処置を講じていた。

### (2) 有料道路損失補償額の支払について

(平成20年度決算検査報告562ページ参照)

#### 1 本院が要求した改善の処置

防衛省は、駐留軍が軍用車両により移動する際には、日米地位協定に基づき道路使用料が課されないこととされていることから、有料道路事業者に対して、有料道路の通行料金相当額を補償している。しかし、駐留軍が有料道路を使用した際に提出した通行証において、発行責任者の署名及び官職等の必要事項が記載されていなかったり、レンタカーで休日等に使用されていたりしているのに、記載状況の確認や、駐留軍に対する事実確認の照会等の調査が十分行われず、「公の目的」のために使用されたものであることなどが確認されないまま補償額が支払われている事態が見受けられた。

したがって、防衛省において、駐留軍が使用した通行証について、記載状況を十分確認するとともに、駐留軍側と調整を図り、「公の目的」のために使用されていることを確認するなどのための調査体制を整備する処置を講ずるよう、防衛大臣に対して平成21年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

#### 2 当局の処置状況

本院は、防衛本省、地方防衛局等において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、防衛省は、本院指摘の趣旨に沿い、22年5月に事務連絡を発し、各地方防衛局等において通行証に記入すべき項目について記載漏れがないかなどを確認する手順を指示するとともに、駐留軍と調整を図り、発行責任者の署名又は官職等が記載されていないなどの通行証について、その写しを駐留軍に送付して事実を確認するなどの調査体制を整備する処置を講じていた。

そして、防衛省は、「公の目的」のための通行証の使用について、関係機関とも協議の上、個人的なレジャーや観光等の目的による使用に対しては、通行証の発給を行わないよう駐留軍に申し入れており、引き続き適切な対応を図っていくこととしている。

### (3) 調達した装備品等の不具合調査及び瑕疵処理について

(平成20年度決算検査報告 567 ページ参照)

#### 1 本院が要求した改善の処置

航空自衛隊は、部隊等が保有する装備品等に不具合を発見したときは、その内容等を記録した不具合通報を担当の各補給処へ送付して、各補給処は、通報の内容を審査し、必要に応じて不具合が生じた品目の在庫品等を対象として同種の不具合の有無についての不具合調査を実施することとしている。しかし、瑕疵担保期間内に不具合が複数個報告された時点での確な不具合調査が実施されていないため、瑕疵担保期間経過後に発見された不具合について、瑕疵処理が行えないこととなっている事態が見受けられた。

したがって、航空自衛隊において、同種の不具合等が報告された際には、同一品目で瑕疵担保期間内にある在庫品等に対して重点的、優先的に不具合調査を実施することとする具体的な処理基準を定め、各補給処において、的確に不具合調査を実施することができるよう検査器材等を有する部隊等との間で相互に協力する体制を整備するなどの処置を講ずるよう、防衛省航空幕僚長に対して平成21年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

#### 2 当局が講じた処置

本院は、防衛省航空幕僚監部及び航空自衛隊の部隊等において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、航空自衛隊は、本院指摘の趣旨に沿い、21年9月に航空自衛隊物品管理補給手続の改正を行い、同種の不具合等が報告された際には、瑕疵担保期間内にある在庫品等に対して重点的、優先的に不具合調査を実施することとする具体的な処理基準を定め、また、同年12月に「装備品等のかし処理について(通知)」、22年3月に「装備品等の不具合に関する情報の通知要領等について(通達)」をそれぞれ発するなどして、各補給処において、的確に不具合調査を実施することができるよう検査器材等を有する部隊等との間で相互に協力する体制を整備するなどの処置を講じていた。

## 第2節 団体別の検査結果

### 第1 沖縄振興開発金融公庫

平成20年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

#### 賃貸住宅貸付けにおける賃貸条件の制限違反について

(平成20年度決算検査報告585ページ参照)

##### 1 本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置

沖縄振興開発金融公庫(以下「公庫」という。)は、公庫の賃貸住宅貸付けについて、借受者が住宅の賃貸に当たり、賃借人から礼金等の金品を受領したり、その他賃借人の不当な負担となることを賃貸の条件としたりしてはならないこととしている。しかし、借受者等において賃貸条件の制限があることについての認識が欠如していたり、公庫において借受者に賃貸条件の制限を遵守させるための体制を整備していなかったりなどしたため、借受者が賃借人から礼金を受領しているなど賃貸条件の制限に違反している事態が見受けられた。

したがって、公庫において、賃貸条件の制限に違反している10件の貸付けについて借受者に対して賃借人に礼金の返還等を行わせ、また、他のすべての賃貸住宅貸付けについて賃貸条件の制限違反の有無を調査して、違反しているものがあれば速やかに同様の処置を講ずるとともに、借受者等に賃貸条件の制限が遵守されるよう周知を図り、マニュアル等を整備して実態調査を毎年確実に実施するなどの処置を講ずるよう、沖縄振興開発金融公庫理事長に対して平成21年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めた。

##### 2 当局が講じた処置

本院は、公庫本店において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、公庫は、本院指摘の趣旨に沿い、賃貸条件の制限に違反していた10件の貸付けについて、借受者に対し、21年12月までに賃借人に礼金の返還等を行わせるとともに、上記10件を含む既に調査を終了していたもの以外の賃貸住宅貸付けについて賃貸条件の制限違反の有無を調査して、その結果、違反が判明したものについては是正させることとする処置を講じていた。また、今後、賃貸条件の制限が遵守されるよう、借受者等に対して、賃貸条件の制限に関する文書を郵送したり、公庫ホームページに賃貸条件の制限を掲載したりするなどして周知徹底を図るとともに、22年5月に「民間賃貸住宅資金に係る実態調査の実施について」(融資第三部長通達)を発して、これに基づき、同年7月から実態調査を開始し、賃貸条件の制限違反の有無の確認を毎年確実に実施する処置を講じていた。

## 第2 株式会社日本政策金融公庫

## 不 当 事 項

## 貸 付 金

## (834) 事業資金が貸付けの対象とならない不正な借入申込者に貸し付けられていたもの

科 目	貸出金
部 局 等	株式会社日本政策金融公庫泉佐野支店
貸付けの根拠	株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)
貸付金の種類	事業資金
貸付けの内容	材料仕入れ、諸経費等の支払に必要な運転資金の貸付け
貸 付 先	建設業を創業したとする者
貸 付 金 額	5,000,000 円
不当貸付金額	5,000,000 円

## 1 貸付金の概要

株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)は、株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)等に基づき、国民一般向け業務において、雇用の創出を伴う事業等を新たに営もうとする者、これらの事業開始後おおむね5年以内の者を対象として、その創業等を支援するなどのため、事業資金を貸し付けている。

そして、公庫は、事業を新たに営もうとするなどの法人・個人からの初回借入申込みについては、企業実在又は創業見込みの確認に必要な書類等を徴するなどして審査を行うこととなっている。

公庫は、事業資金の貸付けについて、創業を装って不正な借入申込みをしていた事案3件(以下「偽装申込3事案」という。)に対する貸付けが判明したことから、平成20年6月に、全支店に対して注意喚起の通達を発している。通達では、偽装申込3事案に類似する事案への対応として、偽装申込3事案の具体例を示すとともに、企業実在に疑義があると判断される申込事案については、支店において企業実在の確認を慎重に行うよう指示している。そして、公庫の各支店は、この通達が発せられた以降に、全国で14件の偽装申込3事案と類似した不正な借入申込みに対して通達で示された具体例と照合するなどして、その貸付けを防止していた。

## 2 検査の結果

本院は、22年4月に、公庫の総裁から会計検査院法第27条の規定に基づく報告(会計に関係のある犯罪の報告)を受けた。報告の内容は、公庫泉佐野支店が21年4月に行った事業資金の貸付けが建設業の創業を装った不正な借入申込みに対するものであり、貸付残高について延滞が発生しているなどとするものであった。

これを受けて、本院は、上記の貸付けが通達を発した20年6月以降に行われたものであることから、合規性等の観点から、この通達を踏まえた審査が適切に行われているかなどに着眼して、同支店において、貸付けに係る関係書類により実地に検査した。

検査したところ、同支店は、21年3月に初回申込みがあった建設業を創業したとする個人に対して、その借入申込みに関する書類等が偽装申込3事案の具体例と多くの点で同一の内容となっているなど酷似していたにもかかわらず、その審査時に、通達で示された上記の具体例との照合を行うことなく、企業実在に疑義を持たないまま、同年4月に、材料仕入れ、諸経費等の支払に必要な運転資金として事業資金5,000,000円(年利率3.95%、貸付期間4年11か月)を無担保・無保証で貸し付けていた。

したがって、本件貸付金5,000,000円は、貸付時の審査における具体的な対応が通達により指示されているにもかかわらず、その対応をせずに貸付けの対象とならない不正な借入申込者に貸し付けられたものであり、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同支店において、偽装申込3事案に対する認識及び類似事案への対応の徹底が十分でなく、審査が適切に行われなかったことなどによると認められる。

#### 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

長期出張者が他の法人の海外駐在員事務所で行っている情報収集活動の根拠となっている当該法人との業務協力協定は、活動の状況や成果からみて多額の費用を負担してまで継続する意義が乏しいことから廃止するよう改善させたもの

科 目	(国際協力銀行業務勘定)業務諸費(平成20年9月30日以前は国際協力銀行(国際金融等勘定)業務諸費)
部 局 等	株式会社日本政策金融公庫(平成11年10月1日から20年9月30日までは国際協力銀行、11年9月30日以前は日本輸出入銀行)本店、シンガポール、ロンドン、パリ、ワシントン各駐在員事務所
業務協力協定の概要	国際協力銀行の長期出張者と財団法人の駐在員が、より効率的な情報収集活動を行うため、原則として同一事務所において互いの業務に支障のない範囲内で相手方の業務への協力を行い、その結果を国際協力銀行と財団法人に報告するもの
業務協力における国際協力銀行の負担額	3億9828万円(平成17年度~21年度)

### 1 業務協力協定等の概要

#### (1) 国際協力銀行の概要

株式会社日本政策金融公庫の国際金融の業務を行う部門である国際協力銀行(平成11年10月1日から20年9月30日までは旧国際協力銀行。11年9月30日以前は日本輸出入銀行)は、株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)に基づき、設備の輸出、重要物資の輸入等に必要な資金の貸付けを行ったり、海外で事業を行う者に対して必要な資金を出資したりする出融資業務を行っている。また、国際協力銀行が設置している海外駐在

(注) 員事務所 19 か所では、出融資業務の一環としてそれぞれの事務所が管轄する国等における金融市場の状況等に関する情報の収集等を行うこととなっている。

(注) 海外駐在員事務所 19 か所 北京、香港、バンコク、ハノイ、ジャカルタ、マニラ、シンガポール、ニューデリー、シドニー、モスクワ、フランクフルト、ロンドン、パリ、ドバイ、ニューヨーク、ワシントン、ブエノスアイレス、メキシコシティ、リオデジャネイロ

## (2) 財団法人国際金融情報センターの概要等

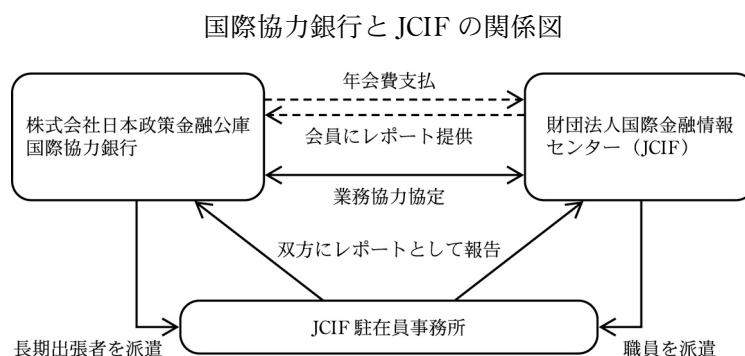
財団法人国際金融情報センター (Japan Center for International Finance。以下「JCIF」という。) は、諸外国の経済及びこれに関連する諸事情について総合的な調査研究等を行うなどして、我が国経済及び国際金融の健全な発展に寄与することを目的として昭和 58 年に設立された公益法人であり、原則として年会費 240 万円で会員に対して調査研究等の成果であるレポートをホームページを通じて提供するなどしている。そして、国際協力銀行は、年会費を支払って JCIF の会員となっていて、会員用ホームページから情報を得ている。

## (3) JCIF との業務協力協定

国際協力銀行は、国際経営企画部国際調査室に所属する主任研究員等を、長期出張者として JCIF がワシントン、ロンドン、ブリュッセル及びシンガポールの各都市に設置した事務所 (以下、これらの事務所を「JCIF 駐在員事務所」という。) に派遣しており (以下、派遣した主任研究員等を「長期出張者」という。)、長期出張者は、JCIF が JCIF 駐在員事務所に派遣した職員 (以下「JCIF 駐在員」という。) とともに諸外国の経済金融情勢等の情報収集活動を行っている。

JCIF 駐在員事務所における情報収集活動について、国際協力銀行が平成 10 年に JCIF と締結した業務協力協定では、長期出張者と JCIF 駐在員は、より効率的な情報収集活動を行うため、原則として同一事務所において互いの業務に支障のない範囲内で相手方の業務への協力を行い、その結果をレポートとして国際協力銀行及び JCIF の双方に報告することと規定されている。そして、国際協力銀行では同レポートを出融資案件の与信判断等に活用するなどとしている (参考図参照)。

(参 考 図)



また、長期出張者及び JCIF 駐在員が共同で使用する JCIF 駐在員事務所を維持・運営するために必要な賃借料等の費用は、業務協力協定に基づき、長期出張者と JCIF 駐在員の人数比等を総合的に勘案した上で、国際協力銀行と JCIF で分担している。そして、17 年度から 21 年度までの国際協力銀行の費用負担額は 3 億 9828 万余円となっている。

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性、有効性等の観点から、国際協力銀行における海外での情報収集活動は経済的なものとなっているか、特に多額の費用負担を伴う業務協力協定は国際協力銀行の情報収集活動に有効なものとなっているかなどに着眼して、本店及びシンガポール駐在員事務所において、経理関係書類や長期出張者及びJCIF 駐在員が作成したレポート等により実地に検査を行った。

### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

#### (1) 長期出張者の情報収集活動の状況

長期出張者及びJCIF 駐在員の勤務状況を検査したところ、4JCIF 駐在員事務所のうち、ロンドンのJCIF 駐在員事務所においては13年7月1日から15年8月5日まで及び18年8月31日から現在まで、シンガポールのJCIF 駐在員事務所においては21年4月1日から現在まで、JCIF 駐在員が不在となっていて、長期出張者とJCIF 駐在員が同一事務所で互いの業務への協力を行うという業務協力協定に規定された内容の活動が実施されておらず、国際協力銀行が設置している海外駐在員事務所と別にJCIF 駐在員事務所に長期出張者を勤務させる意義は見受けられなくなっている。そして、この間、JCIF は本来JCIF 駐在員が作成すべきJCIF が定期的に会員に提供する一部のレポートの作成を、これら2JCIF 駐在員事務所に派遣している長期出張者に依頼して提出させていた。

一方、長期出張者の情報収集活動に対する国際協力銀行の管理状況についてみると、国際協力銀行は、長期出張者に、情報収集の対象地域、分野、テーマ等の内容が、国際協力銀行にとって、より有意義なものとなるよう適宜の指示をしていなかったり、長期出張者から情報収集活動のために行った出張記録を提出させていなかったりしているなど、長期出張者の使用者として長期出張者に対する管理を十分行っていない。

#### (2) 業務協力による情報収集活動の成果

長期出張者及びJCIF 駐在員が作成したレポートは、18年度以降に作成されたものが現存しており、18年度から21年度までのレポートの作成件数は、長期出張者が作成したものの505件、JCIF 駐在員が作成したものの569件、計1,074件となっていた。

そして、JCIF は、JCIF 駐在員が作成したすべてのレポート569件と、長期出張者が作成したレポート505件のうち344件を、JCIF のホームページ等を通じて会員に提供していた。そして、長期出張者が作成した344件の中には、前記(1)のとおり、JCIF の業務として定期的に提供する一部のレポートも含まれていた。

一方、国際協力銀行は、多額の費用負担を伴う業務協力協定によらなくても、JCIF の会員として、12年度以降、JCIF 駐在員が作成したすべてのレポートをJCIF の会員用ホームページから取得できる状況となっており、現に取得していた。

上記(1)及び(2)のとおり、国際協力銀行において、長期出張者の使用者として長期出張者に対する管理を十分行っていない中で、JCIF 駐在員が不在となっている一部のJCIF 駐在員事務所において、本来JCIF 駐在員が作成すべきレポートを長期出張者が作成していたこと、一方、国際協力銀行はJCIF の会員として、JCIF 駐在員が作成したすべてのレポートを取得していたことなどから、JCIF との業務協力協定は多額の費用を負担(17年度から21年度ま



で計3億9828万余円)してまで継続する意義が乏しいものと認められ、これを継続して長期出張者をJCIF 駐在員事務所に派遣している事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、国際協力銀行において、海外の情報を収集するに当たり、多額の費用を負担してまで業務協力協定を継続することの必要性について検討を行っていなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、国際協力銀行は、22年8月に、JCIFと業務協力協定を廃止する合意書を締結した。そして、長期出張者に対して駐在員の辞令を発し、12月を目途にJCIF 駐在員事務所で勤務している駐在員を国際協力銀行の海外駐在員事務所で勤務させることとするなどの処置を講じた。

### 第3 日本銀行

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

バス等通勤手当の支給額を回数乗車券等による運賃の割引状況等を勘案した経済的なものとするよう改善させたもの

科 目	給与等
部 局 等	日本銀行本店
通勤手当の概要	職員のうち通勤のため公共交通機関を常時利用しその運賃を負担する者等に支給するもの
本店及び全国32支店の職員に対して支給した通勤手当の額	13億0464万余円(平成20、21両事業年度)
事業年度中にバス等の通勤経路に変更がなかった職員に対するバス等の利用に係る通勤手当の要支給額	2億4806万余円(平成20、21両事業年度)
上記の要支給額と割引後の要支給額との開差額	3350万円

#### 1 制度の概要

##### (1) 通勤手当の概要

日本銀行は、「給与準則および同取扱要項」(昭和32年人第249号)に基づき、職員に定例給与、諸手当等を支給している。諸手当のうち通勤手当は、通勤手当支給規程(昭和51年文第168号)及び通勤手当支給規程取扱要項(昭和51年文第169号。以下、これらを合わせて「規程等」という。)に基づき、職員のうち通勤のため公共交通機関を常時利用しその運賃を負担する者等に支給することとなっている。

規程等によると、通勤手当は、支給額(6か月分)を、年2回定例給与と合算して支給することとなっており、このうちバス等(路面電車を含む。以下同じ。)の公共交通機関を利用する場合(以下、この場合の通勤手当を「バス等通勤手当」という。)の支給額は、次のように算定することとなっている。

往復運賃(片道運賃×2)×支給開始日から6か月間の日本銀行の営業日数

また、通勤手当の支給事由が消滅した場合は、その職員は、当該手当の未使用期間について算定した払戻し相当額等を返納することとなっている。

##### (2) バス等通勤手当の支給額について前記の算定方法とした経緯

日本銀行は、平成11年12月に、事務の合理化・効率化を行うため、運賃計算等のパッケージソフトを導入し、通勤手当の支給額算定事務を本店で集中処理することとした。この際、バス等通勤手当の支給額の算定については、原則として定期券代により支給額を算定するそれまでの方法から前記の方法に変更したが、日本銀行はその理由を次のとおりとしている。

ア バス事業者等によっては、定期券に係る運賃の割引率が低いため、定期券代が前記の方法で算出した額より割高になる場合や定期券を中途解約したときの払戻し額が大きく減額される場合があること

イ バス等については、全国のバス事業者等の運賃等の割引率の情報を網羅しているパッケージソフト等がなく、ホームページを開設して運賃の割引状況等の情報を提供しているバス事業者等が少なかったことなどから、本店において、当該情報を効率的に把握することが極めて困難であること

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、日本銀行が本店及び全国の32支店(国内事務所を含む。以下同じ。)の職員に対して20、21両事業年度に支給した通勤手当13億0464万余円について、経済性等の観点から、バス等通勤手当の支給額の算定方法が経済的かつ合理的なものとなっているかなどに着眼して、本店及び14支店<sup>(注1)</sup>において、通勤手当申請書等の関係書類により会計実地検査を行った。

(注1) 14支店 釧路、仙台、新潟、金沢、名古屋、京都、岡山、広島、松山、福岡、長崎、熊本、鹿児島、那覇各支店

### (検査の結果)

検査したところ、日本銀行の本店及び全国の32支店の職員のうち、通勤のためバス等を利用する職員(以下「バス等利用職員」という。)で上記の各事業年度を支給対象期間として当該各事業年度中に通勤経路の変更がなかったバス等利用職員(20事業年度1,081人、21事業年度1,063人)について、規程等に定められた算出方法によるバス等通勤手当の要支給額は計2億4806万余円となっていた。

しかし、本院が、インターネット等により、バス事業者等のホームページ等を調査して把握したバス等の回数乗車券等及び定期券による運賃の割引状況等が、20、21両事業年度においても22年3月末時点と同様であるとすれば、上記のバス等利用職員ごとに、回数乗車券等による割引後の片道運賃<sup>(注2)</sup>を基にした金額と定期券代を基にした金額のうち、より経済的な金額を集計すると、20、21両事業年度の要支給額は計2億1456万余円となり、前記の要支給額2億4806万余円と3350万余円の開差が認められた(開差が生じたバス等利用職員は20事業年度1,079人、21事業年度1,059人)。

(注2) 回数乗車券等による割引後の片道運賃は、原則として次の算式により算出した。

$$\frac{\text{回数乗車券等による割引後の片道運賃(円未満切上げ)}}{\text{回数乗車券等利用可能金額}} = \frac{\text{回数乗車券等発売金額}}{\text{回数乗車券等利用可能金額}} \times \text{片道運賃}$$

このように、バス事業者等のホームページ等から運賃の割引状況等を把握することが容易になっているなどの近年の状況下において、回数乗車券等及び定期券による運賃の割引状況等を勘案せずに、多数のバス等利用職員に対して通常の片道運賃を基にバス等通勤手当を算出し支給している事態は、運賃の割引状況等の確認等に伴う事務量の増加等を考慮したとしても適切とは認められず、改善を図る必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、日本銀行において、運賃の割引状況等を容易に把握することが可能となっているにもかかわらず、より経済的な支給額の算定方法の検討を適時に行っていなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、日本銀行は、22年4月に規程等を改正して、同年6月以降に支給する分から、バス等通勤手当を割引後の運賃等を基に算出して支給することとする処置を講じた。

## 第4 日本中央競馬会

平成18年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

**役務契約の実施における契約事務の適正化について**

〔平成18年度決算検査報告513ページ参照〕  
〔平成19年度決算検査報告766ページ参照〕  
〔平成20年度決算検査報告595ページ参照〕

**1 本院が求めた是正改善の処置**

日本中央競馬会(以下「競馬会」という。)において、役務契約の実施に当たり、競馬の公正確保上特段の支障もなく、競争性のある契約であるため、随意契約から競争契約へ移行することが可能であると認められる事態が見受けられた。また、業務全体を一体として随意契約としていたが、競争契約を実施した場合に競馬の公正確保上支障が生ずる業務と特段の支障がない業務とに区分するなどにより、業務の一部を競争契約へ移行することが可能であると認められる事態が見受けられた。

したがって、競馬会において、競馬の公正確保上特段の支障がないと認められる業務については、施設や業務の状況を踏まえて競争契約に移行し、また、業務全体を一体として随意契約としているものについて、競争契約を実施した場合の競馬の公正確保上の支障の有無や対応策を検討して支障がないと認められる業務については、競争契約への移行の時期や手順を明確にするよう、日本中央競馬会理事長に対して平成19年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

**2 当局が講じた処置**

本院は、競馬会本部、競馬場及び場外勝馬投票券発売所(以下「ウインズ」という。)において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、競馬会は、本院指摘の趣旨に沿い、競争契約を実施した場合の競馬の公正確保上の支障の有無等について検討を行うなどして、22年6月までに、ウインズ周辺の交通警備、ウインズ館内の案内・清掃、競馬場内の案内・スタンドファンエリア清掃、競馬場の入場券等発売、成績表の印刷製本各業務を競争契約に移行するとともに、ウインズ館内の開催警備・平日払戻警備、ウインズの不動産総合管理、競馬場内の常駐警備・開催警備各業務の一部を競争契約に移行する処置を講じていた。

## 第5 東京地下鉄株式会社

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

軌道面清掃等契約に係る委託費の積算に当たり、運転手及び作業員の職種を作業の内容等に応じて適切に選定することにより、委託費の節減を図るよう改善させたもの

科 目	鉄道事業営業費
部 局 等	東京地下鉄株式会社本社
契 約 名	銀座線ほか3線軌道面清掃その他業務委託契約等6契約
契 約 の 概 要	高圧洗浄車を使用して軌道面の汚れ等を高圧の水流で除去する方法で清掃するなどの作業を行わせるもの
契 約 の 相 手 方	日本ハイウェイ・サービス株式会社、管清工業株式会社
契 約	平成19年1月、20年3月、21年3月 見積合わせ競争契約
委 託 費	6億0320万余円(平成19年度～21年度)
節減できた委託費	3630万円(平成19年度～21年度)

### 1 委託契約の概要

#### (1) 軌道面清掃等業務委託契約の概要

東京地下鉄株式会社(以下「東京メトロ」という。)は、地下駅構内の軌道面を美化することによって地下鉄の快適な利用に資することなどを目的として、高圧洗浄車を使用して軌道面の汚れ等を高圧の水流で除去する方法で清掃するなどの業務(以下「軌道面清掃等業務」という。)を実施している(参考図参照)。

東京メトロは、軌道面清掃等業務を委託するに当たり、年間の業務量を考慮して、毎年度、2契約に分割して発注しており、平成19、20、21各年度に、見積合わせ競争契約により、日本ハイウェイ・サービス株式会社及び管清工業株式会社との間で、それぞれ軌道面清掃等業務に係る委託契約(以下「軌道面清掃等契約」という。)を単価(軌道面延長1m当たり等)契約で締結して軌道面清掃等業務を行わせている。軌道面清掃等契約に係る契約件数及び委託費の支払額は、19年度2件、1億9620万余円、20年度2件、2億0759万余円、21年度(22年1月27日までに履行された業務に係る分。以下同じ。)2件、1億9940万余円、計6件、6億0320万余円となっている。

#### (2) 委託費の積算

東京メトロは、軌道面清掃等契約を締結するに当たり、軌道面清掃等業務に従事する運転手、作業員等の労務費に機械損料、材料費、諸経費等を加えるなどして委託費を積算している。そして、このうち運転手、作業員等の労務費については、毎年度農林水産省及び国土交通省が決定して公表している「公共工事設計労務単価(基準額)」(以下「公共工事設計労務単価」という。)に定められた職種ごとの労務単価を基にするなどして算定している。

公共工事設計労務単価によれば、作業内容に応じて、運転手は「運転手(特殊)」及び「運転手(一般)」に、また、作業員は「特殊作業員」、「普通作業員」及び「軽作業員」にそれぞれ区分されており、これらの職種の定義・作業内容は、おおむね次表のとおりとなっている。

表 公共工事設計労務単価における職種の定義・作業内容

職 種		定 義・作 業 内 容
運転手	運転手(特殊)	重機械(主として道路交通法(昭和35年法律第105号)第84条に規定する大型特殊自動車免許又は労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第61条第1項に規定する免許、資格若しくは技能講習の修了を必要とし、運転及び操作に熟練を要するもの(機械重量3t以上のブルドーザ等))の運転及び操作について相当程度の技能を有して、主として重機械を運転又は操作して作業の主体的業務を行うもの
	運転手(一般)	道路交通法第84条に規定する運転免許(大型自動車免許、普通自動車免許等)を有して、主として機械(貨物自動車、路面清掃車(4輪式)等)を運転又は操作して作業の主体的業務を行うもの
作業員	特殊作業員	相当程度の技能及び高度の肉体的条件を有して、主として軽機械(機械重量3t未満のブルドーザ等)を運転又は操作して行う土砂等の掘削、積込み又は運搬、人力による合材の敷均し及び舗装面の仕上げ等の各種作業の主体的業務を行うもの
	普通作業員	普通の技能及び肉体的条件を有して、主として人力による土砂等の掘削、積込み、運搬、敷均し等の各種作業を行うもの
	軽作業員	主として人力による軽易な清掃、後片付け等の各種作業を行うもの

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

東京メトロは、軌道面清掃等業務を地下鉄の重要な保守管理業務の一つと位置付けて実施しており、その委託費は毎年度多額に上っている。

そこで、本院は、経済性等の観点から、軌道面清掃等契約に係る委託費の積算は作業の内容等に適合した適切なものとなっているかなどに着眼して、東京メトロにおいて、19、20、21各年度の前記軌道面清掃等契約計6件を対象に、契約書、積算書、委託業務完了届等の書類を確認するとともに、作業現場に赴いて軌道面清掃等業務の実施状況等を把握するなどして会計実地検査を行った。

### (検査の結果)

検査したところ、東京メトロは、委託費の積算に当たり、高圧洗浄車の運転手については「運転手(特殊)」、高圧で散水して洗浄するためのノズルの操作等を行う作業員(以下「ノズル作業員」という。)については「特殊作業員」、ノズル作業員の補助等を行う者(以下「補助作業員」という。)については「普通作業員」の職種をそれぞれ適用していた。

しかし、実際の作業の内容等からみて、これらの職種の適用は、次のとおり適切でないと思われる。

#### (1) 高圧洗浄車の運転手について

高圧洗浄車の運転手は、貨物自動車の車台上に高圧洗浄機を装備した車両である高圧洗浄車を作業現場付近の路上まで運転するとともに、軌道面清掃等業務の実施中には、路上で高圧洗浄機の操作等を行っているが、この高圧洗浄車は、道路交通法等に規定する大型特殊自動車には該当しないことから、高圧洗浄車を道路上で運転するには大型特殊自動車免許を有している必要はなく、大型自動車免許等を有していれば足りる。また、高圧洗浄機の操作等については、労働安全衛生法上、免許、資格又は技能講習の修了は必要とされ

ていない。

したがって、高圧洗浄車の運転手については、前記の表の職種の定義・作業内容によれば「運転手(特殊)」とする必要はなく、「運転手(一般)」とすれば足りると認められた。

#### (2) ノズル作業員について

ノズル作業員は、ノズルの先端部から高圧で噴出する水を軌道面に向けて散水して洗浄するなどしているが、この作業は、前記の表の軽機械を運転又は操作して行うなどの作業には該当しない。また、相当程度の技能及び高度の肉体的条件を有することを必要とせず、普通の技能及び肉体的条件を有していれば行うことができるものである。

したがって、ノズル作業員については、「特殊作業員」とする必要はなく、「普通作業員」とすれば足りると認められた。

#### (3) 補助作業員について

補助作業員は、高圧洗浄機とノズルをつなぐホースの動きを抑えたり、高圧洗浄に付帯するその他の簡易な作業を行ったりなどしているが、この作業は、前記の表の土砂等の掘削等の作業には該当しないものであり、人力による軽易な作業であると認められた。

したがって、補助作業員については、「普通作業員」とする必要はなく、「軽作業員」とすれば足りると認められた。

現に、同種作業を委託して実施している他の団体においては、高圧洗浄車の運転手は「運転手(一般)」として積算したり、ノズル作業員は「普通作業員」として積算したりしている状況であった。

以上のように、軌道面清掃等契約に係る委託費の積算に当たり、作業の内容等を十分考慮せずに職種を適用している事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

#### (節減できた委託費)

上記のことから、前記の軌道面清掃等契約6件について、作業の内容等に適合した職種により委託費を修正計算すると、19年度1億8551万余円、20年度1億9448万余円、21年度1億8682万余円、計5億6682万余円となり、前記の委託費計6億0320万余円を約3630万円節減できたと認められた。

#### (発生原因)

このような事態が生じていたのは、東京メトロにおいて、作業の内容等に適合した職種に基づいて軌道面清掃等契約に係る委託費の積算を行うことについての検討が十分でなかったことによると認められた。

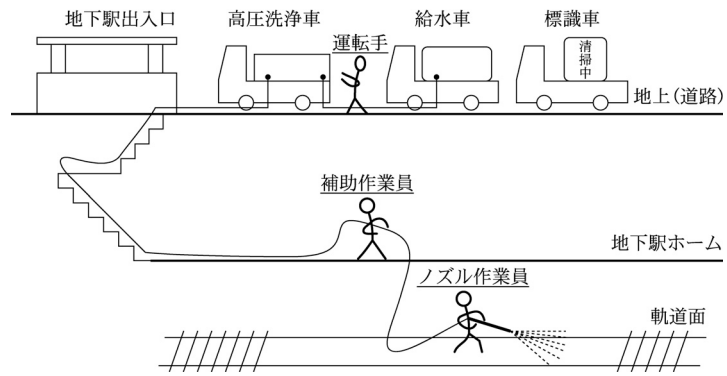
### 3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、東京メトロは、22年1月25日に関係部署に通知を発して、軌道面清掃等契約に係る委託費の積算に当たっては、作業の内容等に適合した職種を適用することとし、同月28日に21年度の契約を変更して、同日以降の履行分から適用する処置を講じた。



(参考 図)

### 軌道面清掃等業務の概念図



## 第6 成田国際空港株式会社

平成19年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

### 空港施設用地及び航空保安施設用地の貸付契約の有償化について

〔平成19年度決算検査報告775ページ参照〕  
〔平成20年度決算検査報告605ページ参照〕

#### 1 本院が要求した適宜の処置

成田国際空港株式会社(以下「成田会社」という。)が所有する空港施設用地等の土地の貸付けについては、成田会社の規程に基づき適正な対価によることとされている。しかし、成田会社は、新東京国際空港公団が国の官署と無償の貸付契約を締結して貸し付けていた土地を成田会社が設立された平成16年度以降も引き続き無償で貸し付けていたり、新規に国の官署と無償の貸付契約を締結して貸し付けたりして、土地の貸付けが成田会社の規程に適合したものとはなっていない事態が見受けられた。

したがって、成田会社において、無償の貸付契約の有償化に向けて、借受者である国の官署と速やかに協議を行うなどして、貸付契約を成田会社の規程に適合したものとするよう、成田国際空港株式会社代表取締役社長に対して20年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求した。

#### 2 当局が講じた処置

本院は、成田会社本社において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、成田会社は、本院指摘の趣旨に沿い、国の官署と協議等を行うなどして、22事業年度から貸付契約を有償化し、同会社の規程に適合したものとする処置を講じていた。

平成20年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

#### (1) 子会社における契約事務の実施について

(平成20年度決算検査報告597ページ参照)

#### 1 本院が表示した意見

成田国際空港株式会社(以下「成田会社」という。)は、連結子会社等管理規程(平成19年規程第17号)を定め、子会社等の経営の自主性を尊重するとともに緊密な連携と協力の下、成田会社と子会社等が構成する企業グループの収益向上を図ることとしている。そして、子会社等各社の経理規程等の重要な規程等の制定及び改廃に関することなどについて、適正であると認めるときはこれを承認することとしている。

成田会社は、契約に当たり、公正性、透明性等を確保するために、調達規程(平成18年規程第22号)等において契約に係る基本的事項を定めており、これによれば業務を民間会社等へ発注する場合の契約は、原則として競争契約によることとしている。しかし、子会社が民間会社等へ発注する場合の契約の方式等については、成田会社から特段の指示等はなく各社の裁量にゆだねられており、業務に必要な作業マニュアル等を整備することなどにより競争

に付することが可能であると認められる一般的な業務内容等の契約についても随意契約によっている事態が見受けられた。

したがって、成田会社において、子会社が行う業務の発注について競争の利益をより享受できるよう競争的な契約方式の導入を図らせるよう、成田国際空港株式会社代表取締役社長に対して平成21年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

## 2 当局が講じた処置

本院は、成田会社本社において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、成田会社は、本院指摘の趣旨に沿い、21年11月までに、連結子会社等管理規程を見直すとともに、子会社に調達規程を制定又は改正させるなどして、子会社が行う業務の発注について競争の利益をより享受できるよう競争的な契約方式の導入を図らせる処置を講じていた。

### (2) 減損処理における回収可能価額の算定について

(平成20年度決算検査報告601ページ参照)

#### 1 本院が表示した意見

成田国際空港株式会社(以下「成田会社」という。)は、平成16事業年度に、保有する代替地用地のうち時価が著しく下落した地区について、固定資産の減損に係る会計基準及び同基準の適用指針(以下「減損基準等」という。)に基づいて減損処理を行っている。そして、減損基準等によれば、重要性が乏しい不動産に該当しない不動産の回収可能価額の算定は鑑定評価額によることとなっている。しかし、成田会社は、市街化区域以外にある代替地用地等12地区について、帳簿価額が高額であることから、その減損額は当期純利益の額に重要な影響を与えるなどしているのに、市場性が低いことをもって重要性が乏しい不動産に該当するものと判断したなどとして、鑑定評価を行うことなく固定資産税評価額により回収可能価額を算定していて、減損基準等の趣旨に沿った減損処理を行っていないと認められる事態が見受けられた。

したがって、成田会社において、回収可能価額の算定を減損基準等の趣旨に沿って行うよう、成田国際空港株式会社代表取締役社長に対して21年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

#### 2 当局が講じた処置

本院は、成田会社本社において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、成田会社は、本院指摘の趣旨に沿い、22年2月に「代替地の減損処理に係る運用基準」を制定して資産の重要性の判断基準を明確にするなどして、減損基準等の趣旨に沿った合理的な回収可能価額の算定を行うこととする処置を講じていた。

第7 東日本高速道路株式会社、第8 中日本高速道路株式会社、第9 西日本高速道路株式会社、第10 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

(1)-(4) 高速道路3会社におけるトンネル内のジェットファンの設置工事の施行に当たり、各会社が発生材として管理しているジェットファンを会社間で利活用できる仕組みを構築することなどにより、工事費の節減を図るよう改善させたもの

会社名及び法人名	(1) 東日本高速道路株式会社 (2) 中日本高速道路株式会社 (3) 西日本高速道路株式会社 (4) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
科目	(1)~(3)道路資産完成原価 (4) 機械装置
部局等	(1) 本社、3支社 (2) 本社、3支社 (3) 本社、4支社 (4) 本部
ジェットファンの保有及び貸付けの根拠	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)
ジェットファンの概要	自動車の排出ガス等によってトンネルの利用者に悪影響を及ぼさないようにすることなどを目的として、トンネル内の空気の流れを促進することにより換気を行う設備
ジェットファンの設置工事費	(1) 7件 8億0861万余円(平成18年度~21年度) (2) 5件 6億8364万余円(平成18年度~21年度) (3) 2件 4億7529万余円(平成18年度~21年度) 計 14件 19億6755万余円
節減できた工事費	(1) 1件 3330万円(平成18年度) (2) 2件 3220万円(平成19年度~21年度) (3) 2件 4820万円(平成18年度~21年度) 計 5件 1億1370万円
利活用されず廃棄処分されたジェットファンの残存価額	(4) 52基 4億3616万円(背景金額)(平成18年度~21年度)

1 換気設備の概要

(1) 機構及び3会社が行う高速道路事業の概要

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」という。)、東日本高速道路株式会社(以下「東会社」という。)、中日本高速道路株式会社(以下「中会社」という。)及び西

日本高速道路株式会社(以下「西会社」という。また、これらの会社を総称して「3会社」という。)は、平成17年10月に設立され、解散した旧日本道路公団(以下「公団」という。)の一切の権利及び義務を承継している。

機構は、高速道路に係る道路資産を保有して、これを3会社に貸し付けることなどを業務とし、3会社は、機構から借り受けた高速道路に係る道路資産について維持、修繕、災害復旧その他の管理を行うことなどを業務としている。そして、機構が3会社に貸し付ける高速道路のうち、全国路線網に属する高速道路については、機構が3会社全体の業務実施計画を策定している。

## (2) 換気設備の設置目的等

3会社は、機構と締結した高速道路の管理等に関する協定等に基づいて、トンネル内に設置している換気設備、照明設備等の各種設備の管理運用を行っている。このうち、換気設備は、トンネル内を走行する自動車の排出ガス等によってトンネル内の空気が汚染されることなどから、トンネルの利用者に悪影響を及ぼさないようにすることなどを目的として設置されている。

そして、3会社は、公団時代から制定されている「設計要領第三集トンネル編」等(以下「設計要領」という。)に基づいて、必要な換気設備の規格、設置基数等を算定して、新たに整備するトンネルに換気設備を新設するなどの設置工事を施行している。

## (3) 換気設備の必要性の見直し

近年の自動車排出ガス規制等によって、自動車から排出されるばい煙量等の換気対象物質は大幅に減少したことから、17年7月に設計要領が変更された。そして、3会社は、変更後の設計要領に基づいて供用中のトンネル内における換気設備の必要性について見直しを行った結果、東会社14基、中会社18基及び西会社76基と多数に上るジェットファン<sup>(注1)</sup>(参考図参照)が設置しておく必要がなくなったことから、17年度末以降、これらのジェットファンを発生材として管理することとした(以下「発生材としてのジェットファン」という。)

## (4) 道路資産の発生材の管理

東会社は、機構と「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が東日本高速道路株式会社に貸し付ける発生材の管理に関する覚書」を締結しており、中会社及び西会社も、機構と同内容の覚書(以下、これらを「覚書」という。)をそれぞれ締結している。この覚書では、上記のジェットファンのような発生材の管理は、3会社それぞれが行うこととなっている。そして、おおむね1年以内に発生材を使用する見込みがない場合等には、3会社それぞれが不用決定をして廃棄処分することができることとなっている。

## 2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)  
<sup>(注2)</sup>

本院は、機構及び3会社の10支社管内において、経済性、有効性等の観点から、ジェットファンの設置工事の施行に当たり、発生材としてのジェットファンの管理状況を的確に把握し、計画的な利活用がなされているかなどに着眼して会計実地検査を行った。そして、3会社が18年度から21年度までの間に施行したジェットファンの設置工事(東会社7件、工

事費8億0861万余円、中会社5件、工事費6億8364万余円、西会社2件、工事費4億7529万余円、3会社計14件、工事費計19億6755万余円)等を対象として、同工事によるジェットファンの設置状況や発生材としてのジェットファンの管理状況等を現地に赴いて確認するなどして検査した。

#### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

#### (1) 各会社における発生材としてのジェットファンの利活用状況

発生材としてのジェットファンについて、東会社は14基全数、中会社は18基のうち4基、西会社は76基のうち24基をそれぞれ各支社管内で供用中のジェットファンの老朽化に備える予備機又は突発的な故障時等の代替機として管理していた。そして、残りのジェットファンについては、中会社は、14基すべてをオーバーホール<sup>(注3)</sup>を行うことにより設置工事に利活用していたのに対し、西会社は、前記2件の設置工事(工事費4億7529万余円)に利活用することを検討することなく、18年12月から21年8月までに52基すべてを廃棄処分していた。

#### (2) 3会社間における発生材としてのジェットファンの利活用状況

3会社は、覚書による発生材の管理を、それぞれが所掌する発生材に対してのみの取扱いであると解釈して、3会社間で、各会社が管理する発生材としてのジェットファンについての情報を交換していなかった。

しかし、3会社が借り受けている道路資産は、機構が一元的に保有しているものであり、機構が3会社全体の業務実施計画に基づいて3会社に貸し付けている全国路線網に属する高速道路に関しては、会社間で発生材の保管転換を行っても支障が生じないことから、西会社が廃棄処分した前記52基のジェットファンについても、自社管内での設置工事への利活用を検討した上で、必要な場合には3会社間で保管転換を行って設置工事に利活用することが可能であったと認められた。

したがって、西会社において自社管内で施行する設置工事に利活用することを検討することなく、また、3会社間において利活用の協議を行うことなく、機構が保有する前記のジェットファン52基(廃棄処分時の残存価額計4億3616万余円)が廃棄処分されていた事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

#### (節減できた工事費)

西会社が廃棄処分したジェットファン52基について、3会社がそれぞれ施行した設置工事の現場条件等に応じて利活用を検討したとすれば、東会社で5基、中会社で12基及び西会社で31基計48基が利活用できることとなるので、これによれば、オーバーホールによる保守費等を考慮しても、3会社が施行したジェットファンの設置工事(東会社1件、工事費9118万余円、中会社2件、工事費計3億0916万余円、西会社2件、工事費計4億7529万余円)に係る工事費は、それぞれ東会社5786万余円、中会社計2億7687万余円及び西会社計4億2705万余円となり、東会社約3330万円、中会社約3220万円及び西会社約4820万円、3会社計約1億1370万円節減できたものと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のようなことなどによると認められた。

- ア 西会社において、発生材としてのジェットファンを各支社管内で供用中のジェットファンの予備機等として利活用する計画策定に終始して、残りのジェットファンを設置工事に積極的に利活用していくことについての認識が十分でなかったこと
- イ 機構及び3会社において、覚書に3会社間で発生材の保管転換を行う場合の手続を明確に定めていなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構及び3会社は、次のような処置を講じた。

- ア 西会社は、22年8月に、各支社で保有するジェットファン等の道路資産の発生材に関する情報を共有化して発生材の利活用を促進する「発生材管理システム」を導入した。
- イ 機構及び3会社は、22年8月に、3会社間で発生材の保管転換を行うことが可能であることを覚書の条項に追加付記するとともに、3会社は確認書を締結し、設置の必要がなくなったジェットファンについてその発生状況の情報を交換して相互に調整して利活用できる仕組みを構築するなどした。

なお、3会社は、上記の覚書及び確認書に基づき、同年8月に、西会社管内で利活用する予定がないジェットファン2基を東会社に1基、中会社に1基それぞれ保管転換を行っており、設置工事に利活用することとしている。

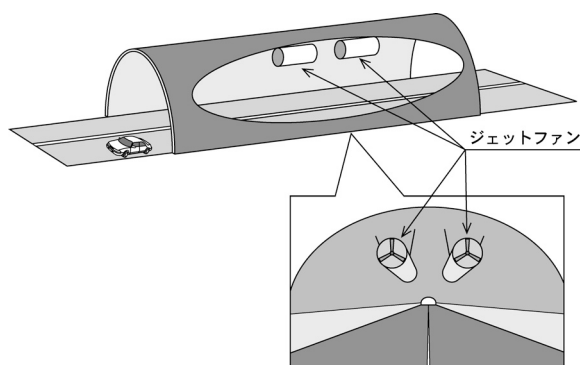
(注1) ジェットファン トンネル内の空気の流れを促進することにより換気を行う設備

(注2) 3会社の10支社 北海道、東北及び新潟の各支社(東会社)、東京、八王子及び名古屋の各支社(中会社)、関西、中国、四国及び九州の各支社(西会社)

(注3) オーバーホール 機械製品を部品単位まで分解して清掃・再組立てを行い、新品時の性能状態に戻す作業

(参 考 図)

ジェットファンの概念図



(第7 東日本高速道路株式会社、第8 中日本高速道路株式会社、第9 西日本高速道路株式会社)

平成20年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1)-(3) 道路構造物の点検及び点検結果の登録について

(平成20年度決算検査報告 607 ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社(以下、これらの会社を総称して「3会社」という。)は、共通の保全点検要領等に基づき、道路構造物の点検を実施するとともに、点検から補修に至る情報を確実に登録することを目的とする点検データ管理システムを運用している。しかし、詳細点検、安全点検及び簡易診断の点検データ等が適切に登録されていないなどの事態が見受けられた。

したがって、3会社において、道路構造物が計画的かつ効率的に管理されるよう、支社等に対して点検結果の登録は保全点検要領等に基づき確実に実施されなければならないことを周知するとともに、点検データ管理システムに登録すべき事項等を契約等の関係書類に具体的に記載するよう指示すること、また、保全点検要領等において、簡易診断を実施する道路構造物の損傷状況、点検手法等を明確にすることなどの処置を講ずるよう、3会社の代表取締役社長に対して平成21年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、3会社の本社、支社等において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、3会社は、本院指摘の趣旨に沿い、支社等に点検結果の登録は保全点検要領等に基づき確実に実施されなければならないことを周知し、22年5月までに、登録されていなかった点検データ等の登録を完了するとともに、点検データ管理システムに登録すべき事項等を22年度の支社の契約関係書類において明確に定め、また、簡易診断を実施する道路構造物の損傷状況、点検手法等を明確にした実施基準を作成して支社等に周知するなどの処置を講じていた。



(第9 西日本高速道路株式会社)

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

財産整理の実施に当たり、登記申請書類作成等業務を競争契約に引き続き随意契約により同一業者に発注する場合に、競争契約時の落札比率を予定価格の積算に反映させることにより業務費の節減を図るよう改善させたもの

科目	管理費用、仕掛道路資産
部局等	西日本高速道路株式会社本社、中国支社、3事務所
契約名	平成20年度山口高速道路事務所管内登記申請書作成業務(単価契約)等12契約
契約の概要	財産整理を実施する上で必要となる調査及び測量と併せて、登記申請書類の作成等を請け負わせるもの
契約の相手方	エボシ技工調査設計株式会社等6会社
契約	平成20年4月～21年3月 随意契約(単価契約) 平成21年4月～22年3月 随意契約(単価契約)
上記契約に係る支払額	2億6780万余円(平成20、21両年度)
落札比率を反映させることにより節減できた支払額	4540万円(平成20、21両年度)

1 財産整理に伴う登記申請書類作成等業務の概要

(1) 財産整理の概要

西日本高速道路株式会社(以下「西会社」という。)は、高速道路の建設に伴い、道路、水路等既存施設の機能が廃止される場合に、原因者として代替施設を建設し、これを既存施設の管理者等に移管(以下、移管された代替施設を「移管施設」という。)することによりその機能回復を図っており、高速道路の建設に当たっては、高速道路用地と併せて代替施設用地を取得している。そして、代替施設の移管後に管理者等と協議を行って、廃止された既存施設の土地及び移管施設の土地の権利関係を整理している(以下、代替施設の移管後に行う権利関係の整理に係る手続を「財産整理」という。)

(2) 登記申請書類作成等業務の概要

西会社は、平成17年10月の民営化に伴い財産整理が完了していない供用区間の移管施設敷地を旧日本道路公団等から承継するなどしており、19年度以降、特にこれらについて財産整理の進ちよくを図っている。

このうち、中国支社が財産整理を行う敷地は、用地取得年度や施設移管年度が古いことから、現地において境界杭が欠損していたり、用地取得時に行っていた境界測量の精度が低かったりなどしているため、隣接地及び高速道路敷地との境界が不明確となっている場合が多いことから、財産整理の協議に先立って境界を確定させるための測量を行う必要があった。

(注)  
このため、同支社管内の3事務所は、隣接地及び高速道路敷地との境界を確定し移管施設敷地の面積を確定するための調査及び測量と併せて、分筆登記の際に必要な書類の作成等を行う業務(以下「登記申請書類作成等業務」という。)を測量業者に発注することとし、19年度に指名競争契約により6件の業務(支払額計1億1609万余円)をエボシ技工調査設計株式会社等6会社に請け負わせて実施している。そして、20、21両年度においては、19年度に登記申請書類作成等業務を実施していて本件業務に精通している同一業者に継続して履行させる必要があるとして、登記申請書類作成等業務12件(支払額計2億6780万余円)を随意契約により同一業者に請け負わせて実施している。

### (3) 登記申請書類作成等業務費の積算

中国支社は、登記申請書類作成等業務のうちの調査及び測量業務の積算に当たっては、これらの業務が比較的小規模であるなどのため、本社制定の「調査等積算要領」(以下「要領」という。)に定められている用地測量の各歩掛かりは適用できないとして、19年5月に「財産整理に伴う登記申請書類作成等業務積算基準」を新たに制定して同積算基準に基づき積算することとした。

また、登記申請書類作成等業務のうちの分筆等の表示に関する登記を法務局等に申請する業務については、本社制定の「用地関係調査等業務費積算基準第4編不動産登記(表示に関する登記)業務費積算基準」(以下、「財産整理に伴う登記申請書類作成等業務積算基準」と合わせて「両積算基準」という。)に基づき積算することとした。

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、登記申請書類作成等業務について競争契約に引き続き随意契約により同一業者に業務を発注する場合の予定価格の積算が競争契約時における競争の利益を反映したものとなっているかなどに着眼して、本社、中国支社及び3事務所において、3事務所が19年度から21年度までの間に実施した前記の18契約を対象として、契約書、設計書等の書類を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

3事務所は、20、21両年度に発注した12契約の予定価格については、両積算基準等に基づき算出した業務の項目ごとの積算単価にそれぞれの予定数量を乗ずるなどして算定していた。そして、両積算基準では競争契約に引き続き随意契約により同一業者に業務を発注する場合を想定していなかったため、そのような場合の予定価格の積算方法について特段の定めを設けておらず、3事務所は、19年度の指名競争契約時の競争の利益を反映させることなく予定価格を積算していた。

しかし、本件業務における調査及び測量業務が比較的小規模であるなどのため要領に定められている用地測量の各歩掛かりは適用できないとしても、要領では、本件契約のように競争契約に引き続き随意契約により同一業者に業務を発注する場合を想定して、競争契約時の落札比率を随意契約により発注する業務の予定価格の積算に反映させるための規定が設けられているのであるから、本件業務についてもこれに準じて予定価格の積算に当たっては、競争契約時の落札比率を反映させて算定すべきであると認められた。

このように、競争契約に引き続き随意契約により同一業者に業務を発注しているのに、予定価格の積算に競争の利益を反映させていない事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

**(節減できた業務費)**

3事務所の登記申請書類作成等業務契約12件について、要領の規定に準じて、19年度の各業務の落札比率63.5%から92.4%を20、21両年度の各業務の積算単価に乗ずるなどして業務費を修正計算すると、20年度計1億4762万余円、21年度計7471万余円、合計2億2233万余円となり、前記支払額との差額約4540万円が節減できたと認められた。

**(発生原因)**

このような事態が生じていたのは、本社及び中国支社において、登記申請書類作成等業務について、競争契約に引き続き随意契約により同一業者に発注する場合の予定価格の積算方法を検討しないまま両積算基準を制定していたことなどによると認められた。

**3 当局が講じた改善の処置**

上記についての本院の指摘に基づき、本社及び中国支社は、22年4月に、競争契約に引き続き随意契約により同一業者に登記申請書類作成等業務を発注する場合には、競争契約時の落札比率を予定価格の積算に反映させるよう両積算基準を改正して、同月以降、随意契約により同一業者に発注する業務から適用することとするなどの処置を講じた。

(注) 3事務所 津山工事(平成22年7月以降は津山高速道路)、広島高速道路、山口高速道路(19年6月以前は小郡管理)各事務所

## 第11 本州四国連絡高速道路株式会社

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

料金收受実施業務委託契約の予定価格の積算に当たり、収受員等に係る扶養手当等の額を扶養親族の実態に即したものとすよう改善させたもの

科 目	管理業務費
部 局 等	本州四国連絡高速道路株式会社本社、3管理センター
契 約 名	神戸淡路鳴門自動車道料金收受実施業務委託(その1)等16契約
契 約 の 概 要	料金所に収受員等を配置して、高速道路を通行する利用者から通行料金を収受するなどの業務を行わせるもの
契 約 金 額	40億3579万余円(平成20、21両年度)
契 約 の 相 手 方	明石大橋総合サービス株式会社(平成21年10月1日以降は淡路ルートサービス株式会社)等8会社
契 約	平成20年4月、21年4月 随意契約
料金收受実施業務委託契約における収受員等の扶養手当等の積算額	9億1578万余円(平成20、21両年度)
上記のうち低減できた積算額	8420万円

### 1 料金收受実施業務の概要

本州四国連絡高速道路株式会社(以下「本四会社」という。)の神戸、岡山、しまなみ尾道各管理センター(以下、これらを「3管理センター」という。)は、毎年度、各料金所の料金收受実施業務を、「本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法」(昭和56年法律第72号)等による転業・転職対策として設立された明石大橋総合サービス株式会社(平成21年10月1日以降は淡路ルートサービス株式会社)等8会社に随意契約により委託して行わせており、20、21両年度における契約件数及び契約金額は、20年度8件、20億2761万余円、21年度8件、20億0817万余円、計16件、40億3579万余円となっている。

この料金收受実施業務は、本四会社が管理する34か所の料金所にそれぞれ事務長、収受長、収受員等(以下、これらを合わせて「収受員等」という。)を適宜配置して、高速道路を通行する利用者から通行料金を収受するなどの業務を行うものである。

3管理センターは、料金收受実施業務委託契約(以下「委託契約」という。)の予定価格について、本四会社制定の「料金收受業務委託実施基準」(以下「実施基準」という。)に基づいて積算している。

### 2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、本四会社本社及び3管理センターにおいて、経済性等の観点から、委託契約の予定価格の積算が適切に行われているかなどに着眼して、前記の16件の契約を対象として、契約書、仕様書、設計書等の書類等を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

**(検査の結果)**

検査したところ、委託契約に係る収受員等の扶養手当及び特別手当(本俸及び扶養手当を基に夏季及び年末に支給される手当。以下、扶養手当と合わせて「扶養手当等」という。)の積算において、次のような事態が見受けられた。

本四会社は、実施基準において、収受員等の標準的な扶養親族の構成を配偶者及び子又は父母等1人と想定し、これらに本四会社の社員給与規程で定められている扶養手当の月額(配偶者分13,000円、子又は父母等1人分6,500円)を適用して、収受員等1人当たりの扶養手当の月額を19,500円と定めていた。そして、3管理センターは、実施基準に基づき、収受員等の扶養手当等を、20年度計4億6205万余円、21年度計4億5373万余円、合計9億1578万余円と積算していた。

しかし、本四会社では、本州四国連絡橋の建設に伴う転業・転職対策の実状を把握する目的で、前記の8会社における収受員等の扶養親族の人数等を毎年度調査していることから、より実態に即した収受員等1人当たりの扶養手当の月額を算定することが可能な状況となっていた。そして、20年度の調査の結果によると、収受員等397人について、扶養親族となる配偶者のいる収受員等は225人、扶養親族となる子及び父母等の総数は243人となっており、本四会社が実施基準において想定していた収受員等の標準的な扶養親族の構成に基づく人数よりも少ない状況となっていた。

したがって、実施基準において、上記の調査の結果を反映させることなく、収受員等の標準的な扶養親族の構成を想定するなどして収受員等1人当たりの扶養手当の月額を定め、これにより委託契約の予定価格の積算を行っていた事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

**(低減できた積算額)**

収受員等の扶養親族に係る調査の結果を反映させるなどして、20、21両年度の収受員等1人当たりの扶養手当の月額を算定すると、両年度とも13,000円となり、これにより委託契約に係る扶養手当等の額を修正計算すると、20年度計4億1947万余円、21年度計4億1203万余円、合計8億3151万余円となることから、前記の積算額を20年度計約4250万円、21年度計約4160万円、合計約8420万円低減できたと認められた。

**(発生原因)**

このような事態が生じていたのは、本四会社において、実施基準における収受員等1人当たりの扶養手当の月額について、毎年度行っている収受員等の扶養親族に係る調査の結果を反映させるなどして、より実態に即したものとする認識が十分でなかったことなどによると認められた。

**3 当局が講じた改善の処置**

上記についての本院の指摘に基づき、本四会社は、収受員等の扶養親族に係る調査の結果を反映させるなどして、収受員等1人当たりの扶養手当の月額を13,000円とする実施基準の改正を22年2月に行うとともに、この改正された実施基準を3管理センターに通知し、3管理センターはこれに基づいて22年度の委託契約を締結するなどの処置を講じた。

## 第12 全国健康保険協会

### 不 当 事 項

#### 役 務

- (835) 健康保険被保険者証のカードケースの作成契約において、納品検査が適正でなかったため、誤植があるカードケースを受領して代金を支払ったり、カードケースの再発送等のために追加費用を支払う結果となったりしていたもの

科 目	(健康保険勘定)業務経費	
部 局 等	全国健康保険協会本部	
契 約 名	(1) 健康保険被保険者証一括更新にかかるカードケースの作成業務 (平成 21 年度)	
	(2) カードケースの送付に係る宛名ラベルの作成・封入・仕分作業等 15 契約(平成 21 年度)	
契 約 の 概 要	(1) 健康保険被保険者証を 1 枚ずつ収納しそれを発送する際の梱包材 を兼ねて使用するカードケースの作成業務を行わせるもの	
	(2) カードケースの再発送業務を行わせるものなど	
支 払 の 相 手 方	(1) 日本ユニシス・サプライ株式会社	
	(2) 14 会社	
契 約	(1) 平成 21 年 4 月	一般競争契約
	(2) 平成 21 年 7 月ほか	一般競争契約及び随意契約
契 約 額	(1)	19,785,150 円(平成 21 年度)
	(2)	103,758,411 円(平成 21 年度)
	計	123,543,561 円
不 当 と 認 め る 支 払 額	(1) 誤植があった カードケース に対する支払 額	6,461,349 円(平成 21 年度)
	(2) カードケース の再発送費等 の追加費用	103,441,461 円(平成 21 年度)
	計	109,902,810 円

### 1 委託契約の概要

全国健康保険協会(以下「協会」という。)は、平成 20 年 10 月 1 日に、社会保険庁から健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)に基づく政府管掌健康保険事業を承継して、保険者として健康保険事業を運営している。

そして、協会は、上記の業務承継に伴い国に替わって協会が保険者となるため、健康保険被保険者証(以下「保険証」という。)を切り替える必要が生じたことから、21 年 6 月から 10 月までの間に、すべての保険証を一括で更新して順次事業所に発送し、事業所が被保険者に保険証を配布している。

協会は、上記保険証の発送に必要なカードケース<sup>(注)</sup> 3300万枚の作成業務を、21年4月に一般競争契約により、日本ユニシス・サプライ株式会社(以下「作成業者」という。)に契約額19,785,150円で委託している。また、協会は、保険証をカードケースに挿入してこれを事業所ごとに分けて封筒に封入する業務等を別の業者(以下、この業務等を行う業者を「封入業者」という。)に委託しており、本件カードケースについては作成業者から封入業者に6回に分けて直接納品させることとしていた。

(注) カードケース 保険証の表面に印字されている被保険者等の氏名等が摩耗するのを防止するための梱包材を兼ねているもので、縦9.9cm、横7.6cmの紙製の台紙に保険証を1枚収納できるポケット様のフィルムが貼<sup>は</sup>り付けられていて、表面に保険証の臓器提供意思表示欄の記入についての注意事項、裏面に保険証の取扱いについての注意事項がそれぞれ印字されている。

## 2 検査の結果

### (1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

協会が発送したカードケースに印刷された臓器移植に関する問い合わせ先について、正しくは「(社)日本臓器移植ネットワーク」とすべきところを「(株)日本臓器移植ネットワーク」とする誤植があったことが、21年6月に外部からの通報によって判明したため、協会は、誤植があるまま事業所に発送していたカードケース約295万枚を作成し直した上で再発送することを公表した。

そこで、本院は、合規性等の観点から、前記のカードケース作成業務契約における納品検査が適正に実施されているかなどに着眼して、協会において、説明を聴取したり、契約書、仕様書等の関係書類を確認したりするなどして会計実地検査を行った。

### (2) 検査の結果

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

協会では、一般に、印刷を伴う業務委託契約の納品検査を行うに当たっては、印刷前に受託業者から校正原稿を提出させ、その印刷内容を複数人で確認することとしている。また、納品の際には、全国健康保険協会会計規程(平成20年規程第38号)等に基づき、給付の完了の確認をするため契約書、仕様書その他関係書類により検査を行い、その結果、給付が契約の内容に適合しないものであるときは、その旨及びその対応措置についての意見を検査調書に記載することとしている。そして、本件カードケース作成業務についても、仕様書において、作成業者は、カードケースの校正原稿を作成して協会に提出し、また、カードケースの完成品を封入業者に納品する際には、そのサンプル品を協会に提出することとされていた。

しかし、協会では、作成業者から提出された校正原稿の印刷内容の確認や納品の際のサンプル品の検査を担当者が単独で行うなどして、誤植を見逃して、21年6月に契約書、仕様書に定められたとおりに納品された旨の検査調書を作成していた。

この結果、協会は、誤植が判明した時点で既に納品されていた第2回納品分までの1077万7000枚を受領して代金6,461,349円を支払っていた。

そして、協会は、この誤植が前記の社団法人が営利目的で臓器移植を行っているとの誤解を生じさせ、適正な移植医療の推進を阻害する状況を招来しかねないとして、誤植が判明した時点で封筒に封入されていたものについては、開封して保険証を正しい表記のカー

ドケースに挿入し直した上で再度封入したり、事業所に発送済みとなっていたものについては正しい表記のカードケースを再発送したりするなどの業務を封入業者等 14 会社に委託するなどして、これらに係る費用計 103,441,461 円を当初予定していた保険証等の発送にかかる費用とは別に支払っていた。

したがって、協会において、誤植を見過ごしたままカードケースを受領して代金 6,461,349 円を支払ったり、納品検査を適正に行っていれば必要がなかったカードケースの再発送等に 103,441,461 円の追加費用を支払う結果となったりしていたことは適切でなく、計 109,902,810 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、協会において、作成業者が提出した校正原稿やサンプル品に誤植があったのに、これに対する納品検査が適正を欠いていたことなどによると認められる。



## 第13 日本年金機構

意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) 年金記録相談等において判明した年金記録について、基礎年金番号への統合を適切に行うことにより、老齢厚生年金等を適正に支給するなどするよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの

(平成22年10月20日付けで厚生労働大臣及び日本年金機構理事長あてに適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたものの全文は、341ページの厚生労働省の項に掲記)

- (2) 厚生年金保険等の適用事業所から提出された全喪届の処理に当たり、実地調査対象事業所を的確に把握した上で事業実態の確認を確実にすることなどにより、全喪届の事務処理等を適切に実施するよう改善の処置を要求したもの

(平成22年10月28日付けで厚生労働大臣及び日本年金機構理事長あてに改善の処置を要求したものの全文は、372ページの厚生労働省の項に掲記)

## 第14 独立行政法人家畜改良センター

平成 20 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

### 精液採取用種雄牛の貸付けの有償化について

(平成 20 年度決算検査報告 621 ページ参照)

#### 1 本院が要求した改善の処置

独立行政法人家畜改良センター(以下「センター」という。)は、所有する精液採取用種雄牛(以下「種雄牛」という。)を自らの費用で一定の段階まで育成し、その後種雄牛を社団法人家畜改良事業団(以下「事業団」という。)のみを貸付先として無償で貸し付けている。一方、事業団は、センターから貸付けを受けた種雄牛に係る凍結精液の生産・販売を独占的に行って多額の販売収入を得ていた。しかし、種雄牛の貸付先は他にもあると認められるのに、センターが事業団に貸付先を限定して、貸付けの対価を得ていない事態は適切とは認められない。

したがって、センターにおいて、種雄牛の貸付けについて、貸し付けた種雄牛から生産される凍結精液の販売収入に応じ対価を徴収するなど有償化するとともに、貸付先の選定に当たっては対象を事業団に限定することなく凍結精液の全国販売を行っている他の団体も含めて競争入札を行うなど契約の競争性を確保して増収を図るよう、独立行政法人家畜改良センター理事長に対して平成 21 年 9 月に、会計検査院法第 36 条の規定により改善の処置を要求した。

#### 2 当局が講じた処置

本院は、センター本所において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、センターは、本院指摘の趣旨に沿い、種雄牛の貸付けについて、22 年 1 月までに、独立行政法人家畜改良センター業務方法書の変更を行うなどして貸し付けた種雄牛から生産される凍結精液の販売収入に応じ対価を徴収することとし、貸付先について一般競争入札により選定する処置を講じていた。

## 第15 独立行政法人国立印刷局

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

会議録の製造請負契約において、経済的な印刷方式の普及状況や折り作業の実態を反映した単価を適用することにより、予定価格の算定を適切なものとするよう改善させたもの

科 目	外注加工費
部 局 等	独立行政法人国立印刷局本局
契 約 名	速記録製造加工請負契約
契 約 の 概 要	国会の委員会会議録の印刷物を製造するもの
契 約 の 相 手 方	株式会社朝陽会、株式会社山越、株式会社トーコー印刷、中和印刷株式会社、蔦友印刷株式会社、株式会社光文社及び朝日印刷工業株式会社
契 約	平成 20 年 3 月、21 年 3 月 企画競争による随意契約
積 算 額	6 億 7064 万余円(平成 20、21 両年度)
低減できた積算額	6090 万円(平成 20、21 両年度)

### 1 契約の概要

#### (1) 会議録の製造請負契約の概要

独立行政法人国立印刷局(以下「印刷局」という。)は、国会からの委託を受けて、国会の委員会会議録(以下「会議録」という。)を印刷局虎の門工場国会分工場で製造しているが、同時期に製造業務が集中し印刷局のみでは対応できない場合には、外部の印刷事業者と契約を締結して会議録の製造業務の一部(以下「製造業務」という。)を請け負わせることとしている。

製造業務は、印刷局が貸与する会議録の印刷原稿を基に、データ作成、編集、校正、印刷出力、刷版、印刷、製本・諸加工等を行い、製品としての印刷物を納入させるものである。また、製品の仕様は、仕様書において、印刷原稿の種類及び納期によって「普通」「特急」「手書」の3種類に区分されており、会議録1部当たりの標準のページ数は、平成21年度の普通、特急両仕様がA4判で24ページ、手書仕様が同12ページとなっている。

そして、印刷局は、製造業務を請け負わせるに当たり、印刷物1枚(A4判2ページ)当たりの単価を各仕様ごとに定めた単価契約によることとしていて、20、21両年度は、印刷事業者7社と計14件の単価契約を締結している。

#### (2) 予定価格の算定方法について

印刷局は、製造業務に係る請負契約の予定価格の算定に当たり、会議録1号分の標準的な製造部数(以下「標準部数」という。)が1,220部であることから、この部数を基に、刊行物である積算参考資料等に基づき算出した製版費、印刷費及び製本費を合計し、この金額に諸経費及び材料費を加えることにより算定していた。

そして、製版費のうち印刷出力、刷版両工程に要する費用については、編集及び校正が

終了したデータをいったんフィルムに出力し、フィルムをプレゼンシタイズ・プレート<sup>(注)</sup>(以下「PS版」という。)に焼き付け印刷用刷版を作成する方式(以下「フィルム製版方式」という。)によることとして金額を算出していた。

また、製本費のうち、刷り上がったA3判の紙(以下「刷本」という。)を二つ折りにしてA4判にする作業(以下「折り作業」という。)に要する費用については、刷本が1,220枚単位で作成されるものであることから、この1,220枚ごとに折り作業を行うものとして金額を算出していた。

印刷局は、上記のとおり会議録1号分の製造に要する費用を算出した上で、この費用を標準部数である1,220部で除し、更に各仕様ごとに定めた会議録1部当たりの印刷物の標準的な枚数(21年度では12枚又は6枚)で除することにより、前記の印刷物1枚当たりの単価を算出していた。そして、この単価に各仕様ごとの発注予定枚数を乗じて得た金額を合計するなどして、予定価格を20年度は4億1,320万余円、21年度は2億5,744万余円と算定していた。

(注) プレゼンシタイズ・プレート アルミ板に感光性樹脂が塗布されている版材

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、印刷局本局において、経済性等の観点から、予定価格の算定が作業の実態を反映したものとなっているかなどに着眼して、前記14件の会議録の製造請負契約について、契約書、予定価格調書等の書類により会計実地検査を行った。

### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

#### (1) 製版費について

積算参考資料には、製版費のうち、印刷出力、刷版両工程に要する費用について、前記のフィルム製版方式の費用のほかに、コンピュータ・トゥ・プレート方式(以下「CTP版方式」という。)の費用が掲載されている。CTP版方式は、編集及び校正が終了した電子データをフィルムに出力することなく、PS版に直接出力することから、データをフィルムに出力する工程が不要であり、フィルム製版方式に比較して、経済的(21年度の普通仕様の印刷物1枚当たりでは0.98円の減)となる。印刷局は、過去の実績から契約の相手方は中小規模の印刷事業者であり、設備投資の面から中小規模の印刷事業者にはCTP版方式が普及していないと判断し、フィルム製版方式によることとして費用を算出していた。

しかし、CTP版方式は、現在、中小規模の印刷事業者も含め一般に普及していると認められるものであり、現に本件契約の契約相手方である7社から提出されている作業工程表等においても、5社はCTP版方式により作業を行うとしていた。

#### (2) 製本費について

積算参考資料には、製本費に含まれる製本・諸加工の工程のうち折り作業に要する費用について、折り作業を行う紙の枚数に応じた単価表が掲載されており、折り作業をまとめて行う枚数が増加すれば、1枚当たりの折り作業に要する費用は低減することになっている。そして、印刷局は、前記のとおり、刷本1,220枚ごとに折り作業を行うものとして、上記の単価表における1,000枚以上2,000枚未満の単価(21年度では2.62円/枚)を採用し、これにより折り作業の費用を算出していた。

しかし、刷本は会議録1号分がまとめて印刷され、その判型、紙質等は同一であることから、折り作業も標準部数に会議録1部当たりの刷本の枚数(21年度は6枚又は3枚)を乗じた会議録1号分の刷本の総枚数(21年度は7,320枚又は3,660枚)ごとに行うのが通例であり、現に本件契約の契約相手方である7社における折り作業は、会議録1号分の刷本の総枚数をまとめて行っていた。したがって、会議録1号分の刷本の総枚数に応じた単価(21年度では1.10円/枚又は1.35円/枚)を採用すべきであった。

このように、印刷局が、会議録の製造請負契約の予定価格の算定に当たり、印刷出力、刷版両工程についてフィルム製版方式によることとして費用を算出したり、折り作業について刷本の総枚数でなく1,220枚に応じた単価を採用して費用を算出したりしている事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

#### (低減できた積算額)

上記のとおり、本件契約の予定価格を印刷出力、刷版両工程に要する費用についてCTP版方式によることとし、折り作業に要する費用について会議録1号分の刷本の総枚数に応じた単価を採用して修正計算すると、諸経費対象額に材料費を含めていなかったことなどによる積算過小を考慮しても、20年度は3億7289万余円、21年度は2億3675万余円となり、印刷局が算定していた予定価格、20年度4億1320万余円、21年度2億5744万余円をそれぞれ4030万余円、2068万余円、計約6090万円低減できたと認められた。

#### (発生原因)

このような事態が生じていたのは、印刷局において、経済的な印刷方式の普及状況や印刷事業者が行う折り作業の実態を十分に把握していなかったことによると認められた。

### 3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、印刷局は22年9月以降に締結される会議録の製造請負契約の予定価格の算定に当たっては、製版費の算出についてはCTP版方式によることとし、折り作業に要する費用の算出については会議録1号分の刷本の総枚数に応じた単価を採用することにより、予定価格の算定を適切に行うこととする処置を講じた。

第16 独立行政法人農畜産業振興機構

第3章 第2節 第16 独立行政法人農畜産業振興機構

不 当 事 項

補 助 金

(836) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの  
(839)

科 目	(畜産勘定) (項) 畜産振興事業費 〔平成8年10月1日から15年9月30日までは、 農畜産業振興事業団(畜産助成勘定) (項) 畜産助成事業費 8年9月30日以前は、 畜産振興事業団(助成勘定) (項) 助成事業費〕
部 局 等	独立行政法人農畜産業振興機構(平成8年10月1日から15年9月30日までは農畜産業振興事業団、8年9月30日以前は畜産振興事業団)本部
補 助 の 根 拠	独立行政法人農畜産業振興機構法(平成14年法律第126号) 〔平成8年10月1日から15年9月30日までは農畜産業振興事業団法(平成8年法律第53号)、8年9月30日以前は畜産物の価格安定等に関する法律(昭和36年法律第183号)〕
補 助 事 業 者	社団法人2、財団法人1(事業主体)、計3補助事業者
間接補助事業者(事業主体)	社団法人2、その他の団体1、計3間接補助事業者
補 助 事 業 事業費等の合計	畜産環境整備リース事業、中核肉用牛繁殖経営育成対策事業等 1,126,944,140 円
上記に対する機構の補助金相当額の合計	1,107,813,555 円
不当と認める事業費等の合計	584,286,439 円
上記に対する不当と認める機構の補助金相当額の合計	575,236,604 円

1 補助事業の概要

独立行政法人農畜産業振興機構(平成8年10月1日から15年9月30日までは農畜産業振興事業団、8年9月30日以前は畜産振興事業団。以下「機構」という。)は、国から交付される交付金等を財源として、独立行政法人農畜産業振興機構法(平成14年法律第126号。8年10月1日から15年9月30日までは農畜産業振興事業団法(平成8年法律第53号)、8年9月30日以前は畜産物の価格安定等に関する法律(昭和36年法律第183号))に基づき、畜産物の生産又は流通の合理化を図るための事業その他の畜産業の振興に資するための事業で農林水産省令で定めるものについてその経費を補助している。

## 2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、機構が直接又は間接に補助金を交付している49社団法人、3財団法人及び181農業協同組合等において、実績報告書等の書類により会計実地検査を行った。

その結果、4事業主体が実施した畜産環境整備リース事業、中核肉用牛繁殖経営育成対策事業等に係る機構の補助金相当額575,236,604円が不当と認められる。

これを不当の態様別に示すと次のとおりである。

- |                                  |    |              |              |
|----------------------------------|----|--------------|--------------|
| (1) 補助金により造成した基金を補助の目的外に使用していたもの | 1件 | 不当と認める機構の補助金 | 556,583,799円 |
| (2) 事業の一部を実施していなかったもの            | 1件 | 不当と認める機構の補助金 | 9,602,970円   |
| (3) 補助金の返還措置が執られていなかったもの         | 1件 | 不当と認める機構の補助金 | 6,000,000円   |
| (4) 補助対象事業費を過大に精算していたもの          | 1件 | 不当と認める機構の補助金 | 3,049,835円   |

また、不当の態様別・事業主体別に掲げると次のとおりである。

- |                                  |    |              |              |
|----------------------------------|----|--------------|--------------|
| (1) 補助金により造成した基金を補助の目的外に使用していたもの | 1件 | 不当と認める機構の補助金 | 556,583,799円 |
|----------------------------------|----|--------------|--------------|

**補助金により造成した基金について、機構の承認を受けて取り崩した基金の一部が当該承認を受けて支出することとした経費に充てられていなかったもの**

(1件 不当と認める機構の補助金 556,583,799円)

畜産環境整備リース事業等3事業は、機構が、畜産経営の健全な発展に資するなどのため、畜産環境整備リース事業実施要綱(平成15年15農畜機第48号。15年9月以前は、畜産環境整備リース事業貸付機械取得資金造成事業助成実施要綱(昭和51年51畜A第4956号)等。以下、これらを「実施要綱」という。)等に基づき、畜産経営者等に対して、たい肥化施設等の機械施設の貸付けを行う事業(以下「リース事業」という。)を実施する財団法人畜産環境整備機構(以下「畜環機構」という。)に対して補助金を交付するものである。

畜環機構は、たい肥化施設等の整備の推進を図るなどのため、この補助金により「畜産環境整備リース基金」等3基金(以下「リース基金」という。)を造成し、これらによりリース事業を実施している。そして、リース事業の実施に当たっては、畜環機構の一般会計と区分して特別会計で経理することとし、リース基金を取り崩してリース事業に要する経費に充てるとともに、機械施設の借受者から徴収する基本貸付料<sup>(注1)</sup>、附加貸付料<sup>(注2)</sup>等をリース基金に繰り入れている。

また、畜環機構は、実施要綱等により、次の場合を除き、リース基金を取り崩してはならないとされている。

ア リース事業に要する経費に充てる場合

イ リース基金の資金運用により果実を得たとき及び機械施設の借受者から附加貸付料を得たとき、それらの額の合計額を限度として機構の理事長の承認を受けて支出する経費に充てる場合

本院が、機構及び畜環機構において会計実地検査を行ったところ、次のような事態が見受けられた。

補助事業者	補助事業	年度	基金取崩額	左に対する機構の補助金相当額	不当と認める基金取崩額	不当と認める機構の補助金相当額
			千円	千円	千円	千円
(836) 財団法人畜産環境整備機構(事業主体)	畜産環境整備リース等3事業	5～20	1,067,500	1,067,500	556,583	556,583

畜環機構は、平成5年度から20年度まで(10年度から14年度まで及び17年度を除く。)の毎年度、リース事業から生じた附加貸付料等の収入の一部をリース事業を推進するための経費に充てるとして機構の理事長の承認を受けてリース基金を取り崩し、畜環機構の一般会計に計1,067,500,000円(機構の補助金相当額同額)を繰り入れていた。

しかし、畜環機構が一般会計に繰り入れた上記の金額計1,067,500,000円のうち、16,583,799円については、機構の理事長の承認を受けて支出することとしたリース事業を推進するための経費とは関係のない経費に充てられていた。また、540,000,000円については、機構の理事長の承認を受けて支出することとしたリース事業を推進するための経費に充てられることなく一般会計に積み立てられたままとなっていた。

したがって、本件リース基金から取り崩した計1,067,500,000円のうち556,583,799円(機構の補助金相当額同額)は、機構の理事長の承認を受けて支出することとした経費に充てられておらず、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、畜環機構において、本件事業の適正な実施に対する認識が十分でなかったこと、機構において、本件補助事業の審査、確認及び畜環機構に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(注1) 基本貸付料 機械施設の取得価額等を貸付期間で除して得た額

(注2) 附加貸付料 機械施設の取得価額から前年度までに納付された基本貸付料を控除するなどして得た額に、畜環機構が別に定める利率を乗ずるなどして得た額

## (2) 事業の一部を実施していなかったもの

1件 不当と認める機構の補助金 9,602,970円

### 補助の対象となる奨励金の交付を行っていないかったもの

(1件 不当と認める機構の補助金 9,602,970円)

中核肉用牛繁殖経営等育成対策事業等は、中核肉用牛繁殖経営等育成対策事業実施要綱(平成15年15農畜機第48号)等に基づき、社団法人全国肉用牛振興基金協会(平成16年3月31日以前は社団法人全国肉用子牛価格安定基金協会。以下「全国協会」という。)が、中核肉用牛繁殖経営育成対策事業等3事業を行うのに必要な資金に充てるための基金を造成する事業等に対して、これに必要な費用の全額を機構が補助するものである。

中核肉用牛繁殖経営育成対策事業等3事業は、都道府県知事の指定を受けた都道府県肉用子牛価格安定基金協会(以下「指定協会」という。)が、肉専用種繁殖雌牛(以下「繁殖雌牛」という。)の飼養者(肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和63年法律第98号)第6条第1項に規定する生産者補給金交付契約を指定協会との間で締結している生産者であって、新たに飼養を開始する者を含む。以下「生産者」という。)に対して、所定の要件を満たす繁殖雌牛の増頭を行った場合に、毎年度、繁殖雌牛の増頭した頭数に応じて1頭当たり60,000円又は80,000円の奨励金を交付するものなどである。そして、全国協会は、機構が交付した補助金により造成した基金を取り崩して、指定協会が交付した奨励金の額と同額を補助している。



本院が、機構及び4事業主体において会計実地検査を行ったところ、1事業主体において次のような事態が見受けられた。

補助事業者	間接補助事業者	補助事業	年度	事業費	左に対する機構の補助金相当額	不当と認める事業費	不当と認める機構の補助金相当額
				千円	千円	千円	千円
(837) 社団法人全国肉用牛振興基金協会	社団法人鹿児島県畜産協会 (事業主体)	中核肉用牛繁殖経営育成対策等3事業	12～16	21,182	21,182	9,602	9,602

指定協会である社団法人鹿児島県畜産協会(平成15年6月30日以前は社団法人鹿児島県肉用牛価格安定基金協会。以下「県協会」という。)は、鹿児島県鹿児島郡十島村内の生産者に対する奨励金の交付に当たり、十島村内における金融機関の利用が著しく不便なことなどから、奨励金を、生産者で組織する十島村畜産組合(同組合の事務局は、組合の規約に基づき鹿児島市内にある十島村役場に設置されていて、組合の経理等は、十島村職員が行っている。以下「畜産組合」という。)の金融機関口座へ一括して振り込んでおり、生産者に対する奨励金の交付は、十島村職員が行うことにしていた。

しかし、畜産組合の経理等を実質的に取り扱っていた十島村職員は、12年度から16年度までの間に、生産者に対して交付すべきものとして県協会から畜産組合へ振り込まれた奨励金計21,182,970円のうち計9,602,970円を生産者に対して交付していなかった。そして、生産者に対して交付されていなかった奨励金の大半は、畜産組合の別口座に移し替えられてプールされ、畜産組合の活動経費として使用されるなどしていた。

したがって、生産者に対して交付されていなかった奨励金に係る機構の補助金相当額計9,602,970円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、畜産組合の事務局として奨励金の交付に関する経理を行っていた十島村職員において、奨励金の適正な交付に対する認識が十分でなかったことにもよるが、県協会において、本件補助事業の実施状況の確認が十分でなかったこと、機構及び全国協会において、県協会に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

### (3) 補助金の返還措置が執られていなかったもの

1件 不当と認める機構の補助金 6,000,000円

産業動物獣医師修学資金給付事業の実施に当たり、受給者が獣医師免許取得後に産業動物の診療業務に従事していないにもかかわらず、修学資金に係る補助金を返還させていなかったもの (1件 不当と認める機構の補助金 6,000,000円)

(注1) 産業動物獣医師修学資金給付事業(平成15年8月18日以前は産業動物獣医師確保特別修学資金給付事業)は、機構が、産業動物獣医師修学資金給付事業実施要綱(平成15年15農畜機第48号。以下「実施要綱」という。)等に基づき、社団法人中央畜産会(以下「中央畜産会」という。)が、産業動物獣医師修学資金(以下「修学資金」という。)を給付する事業(以下「給付事業」という。)を行うのに要する経費を補助する事業等に充てるため産業動物獣医師修学資金基金を造成する事業に対して、これに必要な費用の全額を補助するものである。

(注1) 産業動物 畜産農業において扱っている牛、豚、鶏等の動物

(注2) 産業動物獣医師修学資金基金 この基金は平成21年度末に閉鎖され、22年度からは基金を造成せず機構の補助により事業を継続している。

上記の中央畜産会が実施している、給付事業を行うのに要する経費を補助する事業は、一般社団法人又は一般財団法人であって都道府県知事が適当と認める団体(以下「県団体」という。)が、地域における産業動物獣医師の確保を図るため、修学資金の給付に関する契約を締結した者(以下「受給者」という。)に対し月額10万円以内の修学資金を給付する給付事業に要する経費の2分の1以内の補助金を交付するものである。また、修学資金の給付を受けることができる者は、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学において獣医学を専攻する学生であって、産業動物の診療業務に従事しようとする者とされている。

そして、受給者は、獣医師免許を取得後、診療施設等に就業した際に産業動物診療業務就業届(以下「就業届」という。)を、また、就業後は修学資金給付期間の2分の3の期間に達するまで毎年度末に産業動物診療業務従事状況届(以下「従事状況届」という。)を、それぞれ県団体に提出することとされている。また、受給者が獣医師免許を取得後、実施要綱等で定められた期間以内に診療施設等で産業動物の診療業務に従事しなかった場合や、従事した期間が修学資金給付期間の2分の3の期間に満たなかった場合などには、給付した修学資金を返還させることとされている。

本院が、機構、中央畜産会及び2事業主体(県団体)において会計実地検査を行ったところ、1事業主体において次のような事態が見受けられた。

補助事業者	間接補助事業者	補助事業	年度	事業費	左に対する機構の補助金相当額	不当と認める事業費	不当と認める機構の補助金相当額
				千円	千円	千円	千円
(838) 社団法人中央畜産会	社団法人熊本県畜産協会(事業主体)	産業動物獣医師修学資金給付	10～18	25,200	12,600	12,000	6,000

社団法人熊本県畜産協会(平成15年6月30日以前は社団法人熊本県畜産会。以下「熊本県畜産協会」という。)は、10年度から18年度までに6名に対して計25,200,000円の修学資金の給付を行っていた。

しかし、上記6名のうち2名は、16年4月及び19年4月にそれぞれ獣医師免許取得後、熊本県内の産業動物の診療施設に就業し、引き続き同施設において診療業務に従事しているとして就業届や従事状況届を熊本県畜産協会へ提出していたが、実際には、産業動物の診療業務とは関係のない東京都内の動物看護師等養成専門学校やペットの診療施設に就業していた。

したがって、熊本県畜産協会がこれら2名に給付した修学資金計12,000,000円は返還させる必要があるのに、これを返還させていなかったことは適切でなく、この修学資金に対して中央畜産会が交付した補助金相当額計6,000,000円に係る機構の補助金相当額計6,000,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、受給者において、本事業の趣旨や内容等の認識が十分でなく、適正な届出を行うなどの誠実な対応を執っていなかったこと、熊本県畜産協会において、本事業の趣旨や内容等の周知及び就業届等の記載内容の確認が十分でなかったこと、中央畜産会において、本事業の実施に係る審査確認及び熊本県畜産協会に対する指導が十分でなかったこと、機構において、中央畜産会に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(4) 補助対象事業費を過大に精算していたもの

1件 不当と認める機構の補助金 3,049,835 円

肉用牛繁殖基盤強化総合対策事業(肉用牛ヘルパー活動推進事業)の補助対象事業費を過大に精算していたもの (1件 不当と認める機構の補助金 3,049,835 円)

肉用牛繁殖基盤強化総合対策事業(平成16年度から18年度までは地域肉用牛振興対策事業、15年度以前は肉用牛生産基盤安定化支援対策事業)は、肉用牛繁殖基盤強化総合対策事業実施要綱(平成19年19農畜機第323号)等に基づき、社団法人全国肉用牛振興基金協会(16年3月31日以前は社団法人全国肉用牛協会。以下「全国協会」という。)が、肉用牛ヘルパー活動推進事業(15年度は肉用牛ヘルパー組織支援対策事業。以下「ヘルパー事業」という。)を行うのに必要な資金に充てるための基金を造成する事業等に対して、これに必要な費用の全額を機構が補助するものである。

ヘルパー事業は、肉用牛生産の労働負担の軽減を図るために、民法法人等であって都道府県の区域ごとに都道府県知事が適当と認める団体(以下「指定団体」という。)が、肉用牛生産者の互助組織として設立された肉用牛ヘルパー利用組合が諸活動を実施するのに要する経費について、その2分の1以内の額の補助金を交付するものである。そして、全国協会は、機構が交付した補助金により造成した基金を取り崩して、指定団体が交付した補助金の額と同額を補助している。

本院が、機構及び5事業主体において会計実地検査を行ったところ、1事業主体において次のような事態が見受けられた。

補助事業者	間接補助事業者	補助事業	年度	事業費	左に対する機構の補助金相当額	不当と認める事業費	不当と認める機構の補助金相当額
				千円	千円	千円	千円
(839) 社団法人全国肉用牛振興基金協会	社団法人鹿児島県畜産協会 十島村肉用牛ヘルパー組合 (事業主体)	肉用牛ヘルパー活動推進	15~19	13,061	6,530	6,099	3,049

十島村肉用牛ヘルパー組合(以下「ヘルパー組合」という。)は、平成15年度から19年度までの間に、肉用牛ヘルパー(以下「ヘルパー」という。)に対する賃金の支払や会議の開催等に計13,061,170円の事業費を要したとして、指定団体である社団法人鹿児島県畜産協会(15年6月30日以前は社団法人鹿児島県畜産会。以下「県協会」という。)に実績報告書を提出し、これにより県協会から補助金計6,530,585円の交付を受けていた。そして、ヘルパー組合は、上記事業費の算定に当たり、組合員が鹿児島中央家畜市場(以下「家畜市場」という。)で開催される競り市へ子牛を出荷する際に、①<sup>てい(注)</sup> 削蹄、②家畜市場への搬入・管理、③家畜市場への上場・引渡しの各作業をヘルパーが代行した場合、ヘルパー組合制定の規約(以下「規約」という。)に基づき、1頭当たり①の作業に1,000円、②の作業に1,500円(19年度のみ1,000円)、③の作業に2,000円の賃金をヘルパーに支払ったとして、この1頭当たりの賃金の単価に出荷頭数を乗じてヘルパーに対する賃金の支払額を算定するなどしていた。また、ヘルパー組合の経理は規約に基づいて十島村職員が行っていた。

(注) <sup>てい</sup> 削蹄 牛の肢勢を整えたり、<sup>てい</sup> 蹄病を予防したりするために、<sup>ひづめ</sup> 伸びた蹄を削ること

しかし、ヘルパー組合は、実際には、ヘルパーに支払う賃金の単価を、削蹄作業については規約よりも低額な1頭当たり500円としたり、家畜市場への搬入・管理及び上場・引渡し作業については出荷頭数によらずに競り市に参加した生産者1人につき1日当たり7,000円としたりするなどしており、ヘルパー組合が15年度から19年度までの間に実際に要した事業費は計6,961,500円にすぎなかった。

したがって、前記の事業費 13,061,170 円との差額計 6,099,670 円が過大に精算されており、これに係る県協会の補助金相当額計 3,049,835 円と同額の機構の補助金相当額計 3,049,835 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、ヘルパー組合及びその経理を担当していた十島村職員において、事業の適正な執行に対する認識が十分でなかったこと、県協会において、本件補助事業の審査及び確認が十分でなかったこと、機構及び全国協会において、県協会に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

意見を表示し又は処置を要求した事項

独立行政法人農畜産業振興機構が公益法人等に補助金等を交付して設置造成させている基金が保有する資金について有効活用を図るよう改善の処置を要求したもの

科 目	(畜産勘定) (項)畜産振興事業費
	〔平成 8 年 10 月 1 日から 15 年 9 月 30 日までは、 農畜産業振興事業団(畜産助成勘定) (項) 畜産助成事業費 8 年 9 月 30 日以前は、 畜産振興事業団(助成勘定) (項)助成事業費〕
部 局 等	独立行政法人農畜産業振興機構(平成 8 年 10 月 1 日から 15 年 9 月 30 日までは農畜産業振興事業団、8 年 9 月 30 日以前は畜産振興事業団)本部
補 助 の 根 拠	独立行政法人農畜産業振興機構法(平成 14 年法律第 126 号) 〔平成 8 年 10 月 1 日から 15 年 9 月 30 日までは農畜産業振興事業団法(平成 8 年法律第 53 号)、8 年 9 月 30 日以前は畜産物の価格安定等に関する法律(昭和 36 年法律第 183 号)〕
基金設置法人	10 公益法人等
上記の法人に設置造成された基金のうち資金が有効活用されていない基金	14 基金
上記基金の資金保有額(補助金等相当額)	921 億 3455 万余円(850 億 3916 万余円)(平成 20 年度末)
上記の補助金等相当額のうち有効活用されていない額	368 億 6143 万円

【改善の処置を要求したものの全文】

農林水産省及び独立行政法人農畜産業振興機構が交付した補助金等により公益法人等に  
造成された基金が保有する資金の有効活用について

(平成 22 年 8 月 25 日付け 農 林 水 産 大 臣 〔あて〕  
独立行政法人農畜産業振興機構理事長)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

(466 ページの農林水産省の項に掲記)

## 第17 独立行政法人国際協力機構

第3章  
第2節  
第17  
独立行政法人  
国際協力機構

意見を表示し又は処置を要求した事項

**政府開発援助の実施に当たり、援助の効果が十分に発現するよう意見を表示したもの**  
(平成22年10月28日付けで外務大臣及び独立行政法人国際協力機構理事長あてに  
意見を表示したものの全文は、126ページの外務省の項に掲記)

平成20年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

**政府開発援助の効果の発現について**

(平成20年度決算検査報告103、649ページ参照)  
(148ページの外務省の項に掲記)

第18 独立行政法人科学技術振興機構

意見を表示し又は処置を要求した事項

独立行政法人科学技術振興機構が保有する外国特許権の特許料の代行納付について、実際に代行納付を行っている業者と直接契約することにより手数料の節減を図るよう是正改善の処置を求めたもの

科 目	(一般勘定) 経常費用
部 局 等	独立行政法人科学技術振興機構
契 約 名	独立行政法人科学技術振興機構保有知的財産管理業務ほか
契 約 の 概 要	独立行政法人科学技術振興機構が保有する特許権の維持管理を行うもの
契 約 の 相 手 方	(1) 72 国内特許事務所 (2) 社団法人新技術協会
契 約	(1) 平成 19 年 4 月ほか 随意契約 (2) 平成 19 年 4 月～22 年 3 月 随意契約、一般競争契約
支 払 額	(1) 1 億 4654 万余円(平成 19 年度～21 年度) (2) 7403 万余円(平成 19 年度～21 年度) 計 2 億 2057 万余円
節減できた支払額	(1) 1847 万円(平成 19 年度～21 年度) (2) 950 万円(平成 19 年度～21 年度) 計 2797 万円

【是正改善の処置を求めたものの全文】

単独で保有する外国特許権の特許料の代行納付について

(平成 22 年 10 月 28 日付け 独立行政法人科学技術振興機構理事長あて) 標記について、会計検査院法第 34 条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。  
記

1 特許権管理業務の概要等

(1) 特許権管理業務の概要

貴機構は、独立行政法人科学技術振興機構法(平成 14 年法律第 158 号)に基づき、科学技術の振興を図ることを目的として、新技術の創出に資することとなる科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発等を行っている。そして、これらの研究開発活動の成果の一つとして国内及び外国において特許権を取得するとともに、その特許権の管理(以下「特許権管理業務」という。)を行っている。

貴機構は、自らが保有する外国で登録された特許権(以下「外国特許権」という。)に係る特許権管理業務のうち外国特許権を維持するために必要となる特許料の納付業務を国内特許事務所に委託し、又は社団法人新技術協会(以下「協会」という。)に請け負わせている。

外国特許権には、貴機構が単独で保有するものと、共同研究等において他の機関等と共

同で取得して保有するものがある。そして、特許権を維持するために必要な特許料は、貴機構が単独で保有する場合には自らが納付し、共同で保有する場合にはあらかじめ共有者間で契約等で定めた持分比率に応じ負担し、代表者が他の共有者から維持の要否の確認を取るとともに特許料を徴収して納付している。

このうち貴機構が単独で保有する外国特許権の維持管理に係る特許料等の平成19年度から21年度までの支払額は、国内特許事務所に対して1億4654万余円、協会に対して7403万余円、計2億2057万余円となっている。

## (2) 外国特許権の特許料の代行納付業務の概要

特許権は、各国の特許法に基づき付与される属地主義が採られており、特許権者が特許権を維持するためには、特許権ごとに期限管理を行い、期限までに特許料を各国特許庁に納付する必要がある。しかし、特許権者が特許料を外国の特許庁に直接納付することは、国内の特許権の場合と異なり困難を伴うため、特許料の納付を弁理士等に手数料を支払うことにより委託することが一般的な取扱いとなっていた。そして、弁理士法(平成12年法律第49号)の全部改正に伴い、特許料の納付に係る手続が弁理士の独占業務でなくなったことにより、特許権者は、経費削減のために特許権管理業務を一元化し、特許料の納付を代行して行う業務(以下「代行納付業務」という。)を主力事業とする法人等(以下「代行人」という。)に行わせることが増加するなど、外国だけでなく国内においても代行納付業務を取り巻くビジネス環境は変化してきている。

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、貴機構の特許権管理業務について、単独で保有する外国特許権の特許料の納付に係る手数料の支払が経済的なものとなっているかなどに着眼して、貴機構本部において、契約書、支払伝票等の書類により会計実地検査を行った。

### (検査の結果)

貴機構が単独で保有する外国特許権の代行納付業務の状況を検査したところ、次のような事態が見受けられた。

#### ア 国内特許事務所への代行納付業務の委託について

貴機構は、外国への特許の出願を国内特許事務所に委託し、特許権の代行納付業務をその後も慣行的に当該国内特許事務所に委託しているが、国内特許事務所は当該業務を自ら行わず、外国特許事務所や代行人に行わせていた。そこで、国内特許事務所からの手数料の請求の内訳をみたところ、国内特許事務所は外国特許事務所や代行人の手数料に自らの手数料を加えて請求していて、代行人に直接請け負わせた場合と比較して割高な手数料となっていた。

#### イ 協会との代行納付業務の請負について

貴機構は、外国への特許の出願を委託した国内特許事務所が代行納付業務を取り扱わなかった場合等には代行納付業務を一括して協会に請け負わせているが、協会は当該業務を自ら行わず、代行人を下請けとして行わせていた。そこで、協会からの手数料の請求の内訳をみたところ、協会は代行人の手数料に自らの手数料を加えて請求していて、代行人に直接請け負わせた場合と比較して割高な手数料となっていた。

以上のことから、貴機構が国内特許事務所に委託したり、協会に請け負わせたりしている



単独で保有する外国特許権の代行納付業務について、代行法人に直接請け負わせることとすれば、手数料を節減できると認められる。

したがって、国内特許事務所に委託している代行納付業務を代行法人に直接請け負わせることとして手数料を計算すると、19年度496万余円、20年度612万余円、21年度738万余円、計1847万余円が節減できたと認められる。また、協会に請け負わせている代行納付業務についても代行法人に直接請け負わせることとして手数料を計算すると、19年度358万余円、20年度313万余円、21年度277万余円、計950万余円が節減できたと認められ、合計で2797万余円が節減できたと認められる。

#### (是正改善を必要とする事態)

貴機構が単独で保有する外国特許権の代行納付業務について、国内特許事務所が当該業務を自ら行わず外国特許事務所や代行法人に再委託等していたり、協会が当該業務を自ら行わず代行法人を下請けとして行わせていたりしていることから、代行法人と直接契約を締結した場合と比較して割高な手数料を支払っている事態は適切とは認められず、是正改善を図る必要があると認められる。

#### (発生原因)

このような事態が生じているのは、貴機構において、前記のような代行納付業務を取り巻くビジネス環境の変化への対応が十分でなかったことにもよるが、主として次のことによると認められる。

- ア 外国への特許の出願を委託した国内特許事務所に引き続き代行納付業務を委託していることについて見直しを行うことなく、慣行的に国内特許事務所に委託していること
- イ 国内特許事務所が代行納付業務を取り扱わなかった場合等に一括して請け負わせている協会の代行納付業務について、協会の業務実態を考慮しないまま請け負わせていること

### 3 本院が求める是正改善の処置

貴機構は、研究開発活動に伴い、今後も引き続き代行納付業務を外部に発注することが見込まれる。

については、貴機構において、国内特許事務所に委託し、又は協会に請け負わせている単独で保有する外国特許権の代行納付業務について、代行法人と直接契約して手数料を節減するよう是正改善の処置を求める。

第19 独立行政法人日本学術振興会

第3章  
第2節  
第19

不 当 事 項

補 助 金

- (840) 科学研究費補助金の経理が不当と認められるもの  
(854)

科 目	(項) 科学研究費補助事業費
部 局 等	独立行政法人日本学術振興会(平成15年9月30日以前は日本学術振興会)
補 助 の 根 拠	独立行政法人日本学術振興会法(平成14年法律第159号)(平成15年9月30日以前は日本学術振興会法(昭和42年法律第123号))
補 助 事 業 者 (事 業 主 体)	大学長1、研究代表者15、計16事業主体
補 助 事 業 補助事業の概要	科学研究費補助 我が国の学術を振興するために、あらゆる分野における優れた独創的・先駆的な学術研究を行うもの
上記に対する国 庫補助金交付額 の合計	110,030,000円(平成14年度～19年度)
不当と認める国 庫補助金交付額	38,977,323円(平成14年度～19年度)

1 補助金の概要

(1) 科学研究費補助金の概要

独立行政法人日本学術振興会(平成15年9月30日以前は日本学術振興会。以下「振興会」という。)は、独立行政法人日本学術振興会法(平成14年法律第159号。15年9月30日以前は日本学術振興会法(昭和42年法律第123号))等に基づき、文部科学省が所掌する科学研究費補助金の交付対象となる一部の研究種目等について、11年度から国の補助金を財源として、科学研究費補助金(以下「補助金」という。)を交付している。

この補助金は、我が国の学術を振興するために、人文・社会科学から自然科学まであらゆる分野における優れた独創的・先駆的な研究を格段に発展させることを目的として交付するものであり、交付対象となる研究種目等には基盤研究等がある。

この補助金の交付の申請をすることができる者は、「独立行政法人日本学術振興会科学研究費補助金(基盤研究等)取扱要領」(平成15年規程第17号)等(以下「取扱要領」という。)により、①大学、大学共同利用機関等の学術研究を行う機関(以下「研究機関」という。)に所属する研究者が1人で科学研究を行う場合は、当該研究機関の代表者、②研究者2人以上が同一の研究課題について共同して科学研究を行う場合は、当該研究者の代表者(以下「研究代表者」という。)又は研究代表者の所属する研究機関の代表者(16年度からは、①、②いずれの場合も研究代表者)等とされている。

補助の対象となる経費は、「科学研究費補助金(科学研究費及び学術創成研究費)の取扱について」(平成15年文科振第92号文部科学省研究振興局長通知)等(以下「局長通知」という。)により、研究で使用する消耗品等(以下「研究用物品」という。)の購入費等の研究計画の遂行等に必要な経費(直接経費)のほか、一部の研究種目については、研究の実施に伴い研究機関において必要となる管理等に係る経費(間接経費)とされている。

## (2) 補助金の管理方法

交付された補助金の管理方法については、局長通知等により、研究代表者等は、所属する研究機関に補助金の管理を行わせることとされている。

## 2 検査の結果

### (1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、交付された補助金が研究機関において取扱要領、局長通知等に従って適切に管理されているかなどに着眼して、振興会及び33研究機関に係る569事業主体(1大学長及び568研究代表者等)において会計実地検査を行った。そして、これらの事業主体が行っている984研究課題について納品書、請求書等の書類により検査するとともに、補助金の管理が適切でないと思われる事態があった場合には、研究機関に報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

### (2) 検査の結果

検査したところ、次のとおり不適正な経理処理を行っている事態が見受けられた。

振興会は、公立大学法人和歌山県立医科大学(18年3月31日以前は和歌山県立医科大学)に所属する研究者Aを研究代表者とする研究課題を対象として、15、16両年度に補助金計9,200,000円を交付しており、同大学が補助金の管理を行っていた。そして、同大学は、研究代表者から研究用物品を8,988,593円で購入したとする納品書、請求書等の提出を受けるなどして、その購入代金を業者に支払っていた。

しかし、その全額の8,988,593円について、研究代表者Aは業者に架空の取引を指示して虚偽の納品書、請求書等を作成させ同大学に架空の取引に係る購入代金を支払わせて、これを業者に預けて別途に経理していた。また、研究代表者Aを含む15名の研究代表者は、14年度から19年度までの間に研究用物品の購入代金計29,988,747円について、随時、業者に研究用物品を納入させた上で、後日、納入された研究用物品とは異なる物品の請求書等を提出させて、これらの物品が納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成することなどにより同大学にその購入代金を支払わせるなどしていた。このため、補助金計38,977,323円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同大学の大学長及び上記15名の研究代表者において、補助金の原資は税金等であり、事実に基づく適正な会計経理を行うという基本的な認識が欠けていたこと、補助金を管理する同大学において、研究用物品の納品検査等が十分でなかったこと、振興会において、研究代表者及び研究機関に対して補助金の不正使用の防止について必要な措置の導入や指導を行っていたものの、その周知徹底が十分でなかったことによると認められる。

これを研究代表者等別に示すと、以下のとおりである。

	研究機関名	研究代表者等	年 度	事業数	補助金交付額 千円	不当と認め る補助金額 千円
(840)	公立大学法人和歌山県立医科大学	大学長及び研究代表者 A	14～16	3	10,800	10,588
(841)	同	研究代表者 d	16～18	3	6,300	4,345
(842)	同	大学長及び研究代表者 k	14～18	5	32,150	3,210
(843)	同	研究代表者 l	18、19	2	3,890	2,427
(844)	同	大学長及び研究代表者 j	14～18	5	15,400	2,282
(845)	同	大学長及び研究代表者 m	14、16～19	5	5,740	2,239
(846)	同	研究代表者 g	17～19	3	5,970	2,197
(847)	同	大学長及び研究代表者 n	14～16	3	3,100	1,775
(848)	同	大学長及び研究代表者 o	14、15、17、18	4	4,700	1,760
(849)	同	大学長及び研究代表者 p	15、18、19	3	5,290	1,643
(850)	同	大学長及び研究代表者 q	14～17	4	6,100	1,640
(851)	同	大学長及び研究代表者 r	15、16	2	3,600	1,334
(852)	同	研究代表者 s	16、17	2	2,100	1,271
(853)	同	研究代表者 t	18、19	2	3,890	1,258
(854)	同	研究代表者 b	19	1	1,000	1,000
(840)～(854)の計				47	110,030	38,977

(注) 研究代表者 公立大学法人和歌山県立医科大学については、本件以外にも不当事項(186ページ、194ページ、315ページ、872ページ)を掲記しており、同一の研究(代表)者名を同一のアルファベット(A～G、a～t)で表示している。

意見を表示し又は処置を要求した事項

科学研究費補助事業において、研究者に対して効果的な督促を行うことなどにより、研究成果報告書等を長期間提出していない事態を解消するよう適宜の処置を要求し及び今後同種事態が発生しないよう是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	(項) 科学研究費補助事業費 〔平成10年度以前は、 一般会計 (組織) 文部本省 (項) 科学振興費〕
部 局 等	独立行政法人日本学術振興会(平成15年9月30日以前は日本学術振興会。平成10年度以前は、文部本省)
補助の根拠	独立行政法人日本学術振興会法(平成14年法律第159号。平成15年9月30日以前は日本学術振興会法(昭和42年法律第123号)。平成10年度以前は、予算補助)

補助事業	科学研究費補助
補助事業の概要	我が国の学術の振興に寄与するために、あらゆる分野における優れた独創的・先駆的な学術研究を格段に発展させるもの
平成22年1月現在の督促リストに記載されている長期未提出課題数	164研究機関における長期未提出者593人の658件(研究期間終了年度平成11年度～19年度)
上記に対する国庫補助金交付額の合計	57億8253万円(平成9年度～19年度)
上記の長期未提出者のうち新規に研究課題の採択を受けていた者及びその研究課題数	69人の72件(平成21年度)
上記に対する国庫補助金交付額の合計	2億8167万円

【適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたものの全文】

**科学研究費補助事業における研究成果報告書等の提出について**

(平成22年6月21日付け 独立行政法人日本学術振興会理事長あて)

標記について、会計検査院法第34条の規定により、下記のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

記

1 事業の概要

(1) 科学研究費補助金の概要

貴振興会(平成15年9月30日以前は日本学術振興会。以下同じ。)は、独立行政法人日本学術振興会法(平成14年法律第159号。15年9月30日以前は日本学術振興会法(昭和42年法律第123号))等に基づき、我が国の学術の振興に寄与するために、人文・社会科学から自然科学まであらゆる分野における優れた独創的・先駆的な学術研究を格段に発展させることを目的として、科学研究費補助事業を実施している。この事業は、学術研究を行う大学、研究所等(以下「研究機関」という。)の研究者又は研究者グループが計画する基礎的研究のうち、学術研究の動向に即して特に重要なものについて、研究費用を助成するために科学研究費補助金(以下「科研費」という。)を交付するものである。

(2) 科研費の交付等の業務

科学研究費補助事業の公募及び審査並びに科研費の交付業務は、10年度までは文部科学省(13年1月5日以前は文部省。以下同じ。)がすべての研究種目について実施していたが、11年度以降は段階的に文部科学省から貴振興会に業務の移管が行われており、現在では、貴振興会が科研費の交付対象となる研究種目のうち基盤研究、挑戦的萌芽研究、奨励研究等に係る交付等の業務を実施している。

科研費の交付を新規に受けようとする者は、独立行政法人日本学術振興会科学研究費補助金(基盤研究等)取扱要領(平成15年規程第17号。以下「取扱要領」という。)等により、研

研究計画初年度の前年度の9月以降に公募される研究種目ごとに、所属する研究機関を通じて、研究課題等を記載した応募書類を貴振興会に提出することとなっている。そして、科学研究費補助事業の採択に当たっては、応募書類に基づき、貴振興会に設置された科学研究費委員会が審査を行うこととなっている。

**(3) 研究成果報告書等の提出と公開**

取扱要領等により、科研費の交付を受けた研究者は、研究期間終了後に、貴振興会における科研費交付対象研究種目のうち挑戦的萌芽研究、奨励研究等に係るものを除き、科研費による研究成果を冊子体に取りまとめた研究成果報告書並びにその概要を記した和文及び英文の研究成果報告書概要を作成して、これらを研究計画最終年度の翌年度の6月20日から同月30日までの間に、貴振興会等に提出することが義務付けられている(以下、科研費による研究成果の提出が義務付けられた研究者を「研究成果提出義務者」という。)

ただし、研究成果提出義務者は、上記の提出期限までに研究成果を取りまとめられない場合には、その理由、取りまとめ予定時期等を記した研究経過報告書を提出して、研究成果の取りまとめができ次第速やかに(19年度以前は原則として1年以内。)、研究成果報告書及び研究成果報告書概要(以下、これらを合わせて「研究成果報告書等」という。)を提出することとなっている。

上記のうち研究成果報告書は国立国会図書館に配架され、研究成果報告書概要は貴振興会に提出された後、その内容が大学共同利用機関法人である情報・システム研究機構国立情報学研究所の科研費データベースに登録され、それぞれ広く一般に公開されている。そして、20年度以降に終了する研究課題からは、研究成果報告書等を一体化して電子媒体により貴振興会に提出することとされており、上記の科研費データベースにおいて公開されることとなっている。

以上のように、科学研究費補助事業において研究成果報告書等を提出させて公開することとしているのは、国民の貴重な税金等を原資とする科研費による研究成果を社会に還元するためであり、研究成果提出義務者が所属する研究機関には、研究成果報告書等の提出に関する事務を行うことが義務付けられている。

**(4) 研究成果報告書等の提出が義務付けられている研究種目に係る科学研究費補助事業の応募及び新規採択の状況**

研究成果報告書等の提出が義務付けられている研究種目に係る科学研究費補助事業の貴振興会における最近の応募及び新規採択の状況についてみると、表1のとおりとなっている。

表1 研究成果報告書等の提出が義務付けられている研究種目に係る科学研究費補助事業の貴振興会における最近の応募及び新規採択の状況

年 度	応募のあった 研究課題数	新規採択された研究課題数等	
		研究課題数	科研費交付額
平成 19	48,113 <sup>件</sup>	11,062 <sup>件</sup>	53,408,550 <sup>千円</sup>
20	52,200	11,332	49,514,569
21	51,915	12,239	51,703,886

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点及び着眼点)

本院は、検査の結果、科学研究費補助事業において研究成果報告書等が提出されず研究成果が公開されないままとなっている事態が多数見受けられたことから、研究成果報告書等の提出の徹底を図り、科研費による研究の評価の充実に資するよう、文部大臣に対して10年11月に会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。これを受けて文部科学省は、研究成果報告書等の提出状況を調査・把握して研究成果報告書未提出課題一覧(以下「督促リスト」という。)を作成するとともに、これを研究成果報告書等が未提出となっている研究成果提出義務者(以下「未提出者」という。)の所属する研究機関に送付して督促の強化を図るよう指導し、さらに、11年度以降の科研費の交付に当たっては、科学研究費補助事業の新規採択者が未提出者である場合には、研究機関の代表者に対して速やかに研究成果報告書等を提出させるよう交付の内定通知に明示することとするなどの処置を講じたところである。

そこで、本院は、文部科学省により執られた上記の処置のフォローアップとして、貴振興会が、研究成果報告書等の提出が義務付けられている研究種目に係る科研費の交付等の業務の大半を行っていることから、合规性、有効性等の観点から、貴振興会において、研究成果報告書等の提出に係る指導の徹底が図られているか、研究成果報告書等の提出状況の調査・把握や督促が適切に行われているかなどに着眼して検査した。

### (検査の対象及び方法)

検査に当たっては、貴振興会において、貴振興会が作成している督促リストのうち研究期間終了後1年を超えて研究成果報告書等が未提出となっている研究課題(以下「長期未提出課題」という。また、長期未提出課題に係る研究成果提出義務者を「長期未提出者」という。)について、22年1月現在の督促リストに記載されている164研究機関における593人の658件を対象として、研究機関に対する督促の指導状況等を聴取するとともに、このうち長期未提出者が多い研究機関を中心として21研究機関<sup>(注1)</sup>において、長期未提出者に対する督促の実施状況等について、督促リスト等の関係書類を確認したり、長期未提出者から事情を聴取したりするなどの方法により、それぞれ会計実地検査を行った。

また、貴振興会において、上記の長期未提出者593人を対象として、21年度の科学研究費補助事業の新規採択状況等について検査した。

(注1) 21研究機関 北海道大学、東北大学、筑波大学、東京医科歯科大学、東京工業大学、一橋大学、京都大学、大阪大学、広島大学、首都大学東京、横浜市立大学、兵庫県立看護大学(現兵庫県立大学)、埼玉工業大学、青山学院大学、慶應義塾大学、共立薬科大学(現慶應義塾大学)、昭和大学、法政大学、関西大学、財団法人労働科学研究所、国立感染症研究所

### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

#### (1) 研究成果報告書等が長期間提出されていない事態

##### ア 貴振興会における研究機関に対する督促の指導状況

貴振興会は、毎年1月現在の督促リストを作成して未提出者が所属する研究機関に送付して、研究機関が未提出者に対して督促を行うよう指導している。そこで、貴振興会

が作成した21年1月現在と22年1月現在の督促リストを比較したところ、研究成果報告書未提出課題の件数は1,567件から1,075件へと減少している。

一方、長期未提出課題の件数は593件から658件へと増加しており、22年1月現在の長期未提出課題658件(科研費交付額計57億8253万余円)について研究期間終了年度別の内訳をみると、表2のとおりとなっている。

表2 平成22年1月現在の督促リストにおける長期未提出課題の研究期間終了年度別内訳

研究期間 終了年度	長期未提出課題数		長期未提出者数 人	左に係る研究 機関数	科研費交付額 千円
	件	(%)			
平成11	15	(2)	14	11	68,500
12	31	(5)	31	22	102,600
13	36	(5)	36	27	220,510
14	32	(5)	32	21	231,980
15	55	(8)	55	36	407,970
16	64	(10)	64	34	369,320
17	61	(9)	60	38	499,430
18	112	(17)	111	54	1,149,654
19	252	(38)	250	93	2,732,570
合計	658	(100)	593	164	5,782,534

注(1) 長期未提出課題数欄の( )内の数値は年度別の構成割合で、四捨五入しているため、これらを合計しても100%にならない。

注(2) 長期未提出課題数と長期未提出者数とが一致しないのは、1人で複数の研究課題について科研費の交付を受けている者がいるためである。

注(3) 長期未提出者数及び研究機関数の合計欄はそれぞれ純計である。

注(4) 科研費交付額には交付年度が平成9年度及び10年度のものが含まれている。

これをみると、研究期間終了年度が18年度以前、すなわち、約2年10か月以上未提出となっている長期未提出課題数が406件(全体の62%)となっていて、中には10年近く研究成果報告書等を提出していないものも15件ある。

このような状況に対し、貴振興会は、長期未提出者が所属する研究機関に対して督促リストを送付して督促を行うよう指導しているものの、長期未提出課題を解消するための特別な指導や長期未提出者に対する未提出理由の調査等を全く行っていなかった。また、研究機関から報告された研究成果報告書等の提出情報が督促リストに誤って記載されている事態も見受けられた。

#### イ 研究機関による督促の実施状況

研究機関は、上記のとおり、貴振興会から毎年1月現在の督促リストの送付を受けて、未提出者に対して督促を行うよう指導を受けている。しかし、会計実地検査を行った21研究機関のうち3研究機関<sup>(注2)</sup>においては、未提出者に対する督促を全く行っておらず、残りの18研究機関においては、未提出者に対して電話、文書等により、貴振興会から督促を受けていることを通知しているだけで、21研究機関で、その代表者(学長等)が責任を持って研究成果報告書等を提出させるなどの効果的な督促を実施しているものはなかった。

また、会計実地検査を行った21研究機関のうち7研究機関<sup>(注3)</sup>においては、研究機関に研究成果報告書等が提出されているのに、研究機関でこれを貴振興会等に提出しないま



ま倉庫等に保管するなどして長期未提出者とされている者があった。

(注2) 3研究機関 埼玉工業大学、共立薬科大学(現慶應義塾大学)、国立感染症研究所

(注3) 7研究機関 東京医科歯科大学、横浜市立大学、埼玉工業大学、青山学院大学、慶應義塾大学、昭和大学、国立感染症研究所

#### ウ 長期未提出者の認識とその問題点

会計実地検査を行った21研究機関において、長期未提出者から未提出理由を聴取したところ、その理由は主として次のようなものとなっていた。

- ① 業務多忙等のため提出を失念したり、既に提出しているものと誤認したりなどしていたこと
- ② 科研費による研究成果について、他の研究成果を加えて取りまとめを行おうとしたり、学術雑誌への論文投稿を優先しようとしたりしたこと

しかし、長期未提出者は、平均採択率が約2割という厳しい競争の中から選ばれて国民の貴重な税金等を原資とする科研費を使用しているのであるから、上記①のような理由を未提出の理由として挙げることは、研究成果提出義務者としての認識が十分でないと認められる。また、上記②のような理由は、研究成果提出義務者が行わなければならないとされている研究成果報告書等の作成・提出とは別個の問題である。

#### (2) 長期未提出者に対して科研費を新規に交付している事態

貴振興会が作成した22年1月現在の督促リストに記載されている長期未提出者593人を対象として21年度の科学研究費補助事業の新規採択の状況についてみたところ、貴振興会は、長期未提出者に対する未提出理由の調査を行わないまま、長期未提出者69人が新たに応募した研究課題数72件(科研費交付額計2億8167万円)に対して、再度科研費を交付していた。

しかし、研究成果報告書等を提出させて公開することとしているのは国民の貴重な税金等を原資とする科研費による研究成果を社会に還元させるためであることにかんがみれば、貴振興会が、上記のように、研究成果報告書等の提出を怠り国民に対する説明責任を果たしていない長期未提出者に対して未提出の理由を確認しないまま科研費を新規に交付している事態は適切とは認められない。

##### (是正及び是正改善を必要とする事態)

上記のように、研究成果報告書等が長期間にわたり提出されていない事態や、長期未提出者に対して科研費を新規に交付している事態は適切とは認められず、是正及び是正改善を図る必要があると認められる。

##### (発生原因)

このような事態が生じているのは、長期未提出者において研究成果の公開の重要性等についての認識が欠如していることにもよるが、主として次のことなどによると認められる。

- ア 長期未提出者が所属する研究機関において、研究成果報告書等の提出に関する事務を行うことが研究機関の義務であるという認識が不足しているため、長期未提出者に対する督促が十分でないこと
- イ 貴振興会において、研究成果報告書等の提出状況の調査・把握や長期未提出者が所属する研究機関に対する指導が十分でないこと

ウ 貴振興会において、過去に科研費の交付を受けた研究課題に係る研究成果報告書等の提出の有無を確認することなく、科研費を新規に交付していること

### 3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置

科研費は我が国の研究基盤を形成するための基幹的な研究資金であり、国民の貴重な税金等により賄われるものであることから、研究成果提出義務者には、研究成果報告書等を提出することによって国民に対する説明責任を果たすとともに、科研費の研究成果を広く国民に公開して、社会に還元することが求められている。

ついては、貴振興会において、22年1月現在の督促リストに記載されている長期未提出者に対して研究成果報告書等を速やかに提出させるとともに、研究成果報告書等の提出がない場合には、その理由を確認して、正当な理由があるとは認められない長期未提出者に対しては既に交付した科研費の返還を求めるよう是正の処置を要求し及び長期未提出課題の発生を防止し、また、長期未提出者に対し科研費を新規に交付することのないよう、次のとおり是正改善の処置を求める。

ア 研究機関との連絡を密にして研究成果報告書等の提出状況を調査して的確に把握するとともに、研究成果報告書等の提出に関する事務を行うことが義務付けられている研究機関に対して、研究機関の代表者が研究成果提出義務者に責任を持って研究成果報告書等を提出させるなどの効果的な督促の実施等について指導したり、督促に応じない長期未提出者やこれが所属する研究機関に関する情報を公表したりなどすること

イ 科研費の新規交付に当たり、過去に科研費の交付を受けた研究課題に係る研究成果報告書等が提出されているか否か調査を行い、提出されていない場合にはその理由を確認して、正当な理由があるとは認められない長期未提出者に対しては科研費の新規交付の制限等を行うこと

#### 【当局が講じた処置】

本院は、独立行政法人日本学術振興会(以下「振興会」という。)において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、振興会は、本院指摘の趣旨に沿い、22年8月末までに、病気療養中のため提出できない者等を除くすべての長期未提出者から研究成果報告書等を提出させていた。

また、振興会は、22年8月末までの督促業務において、研究成果報告書の提出状況を的確に把握するため「研究成果報告書提出予定課題一覧」を作成して各研究機関に送付するとともに、振興会理事長名の督促通知を研究機関の代表者から未提出者に対して交付することとするなどして、効果的な督促を行うよう各研究機関を指導する処置を講じていた。

さらに、振興会は、22年9月に、「平成23年度科学研究費補助金公募要領」を定めて、これに研究機関の代表者の責任において研究成果報告書を必ず提出させること、研究成果報告書を理由なく提出しない長期未提出者が所属する研究機関の名称等を公表する可能性があることなどを明記し、各研究機関に通知するとともに、取扱要領の一部を改正して、研究成果報告書を理由なく提出しない長期未提出者には科研費を交付しないこととするなどの処置を講じていた。

## 第20 独立行政法人宇宙航空研究開発機構

平成20年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

### GX ロケット及びLNG エンジンの開発について

(平成20年度決算検査報告 659 ページ参照)

#### 1 本院が表示した意見

独立行政法人宇宙航空研究開発機構(以下「機構」という。)において、GX ロケットの第2段ロケットに活用するLNG エンジンの開発に当たり、GX ロケットの開発における官民の役割分担等が明確になっていなかったり、適時適切に宇宙開発戦略本部等にLNG エンジンの開発状況を報告・提供する手続が明確になっていなかったりなどしている事態が見受けられた。

したがって、機構において、GX ロケットの開発における官民の役割分担等を十分確認するなどして機構の果たすべき役割等を明確にしたり、LNG エンジンの開発の状況と完成時期等の見通しを明らかにし、今後、他のプロジェクトも含めて適時適切に宇宙開発戦略本部等に報告する手続を明確にしたりするよう、独立行政法人宇宙航空研究開発機構理事長に対して平成21年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

#### 2 当局が講じた処置

本院は、機構の筑波宇宙センターにおいて、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、機構は、本院指摘の趣旨に沿い、GX ロケットの開発について関係各機関と協議した結果、21年12月に、GX ロケット自体の開発を取りやめることとし、22年3月に、GX ロケットの第2段ロケットに活用するために行っていたLNG エンジンの開発については汎用性のあるLNG エンジンの基盤技術の確立に向けた研究開発を推進することとし、また、22年1月に発出した事務連絡に基づき、機構で実施している各プロジェクトの状況を宇宙開発戦略本部等に報告する手続を明確にするなどの処置を講じていた。

## 第21 独立行政法人福祉医療機構

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

承継債権に係る回収金等の入金の時期等を把握して、早期に運用を開始することにより運用収入の増加を図るとともに、取引先金融機関の選定に当たり競争性の拡大に努めるよう改善させたもの

科 目	(承継債権管理回収勘定) 財務収益
部 局 等	独立行政法人福祉医療機構
回収金等の運用の概要	承継債権に係る回収金等について、翌事業年度に国庫納付するまでの間、運用するもの
運用している回収金等の額	1兆3928億円(背景金額)(平成19年4月分～22年1月分)
回収金等に係る運用収入額	70億8091万余円(平成19年4月分～22年1月分)
増収を図ることができた運用収入額	1億0517万円(平成19年4月分～22年1月分)

### 1 承継債権に係る回収金等の運用の概要

#### (1) 回収金等の取扱いの概要

独立行政法人福祉医療機構(以下「機構」という。)は、平成15年10月に社会福祉・医療事業団から移行して独立行政法人として設立された後、18年4月1日、年金資金運用基金の解散に伴い、同基金(13年3月以前は年金福祉事業団)が行っていた福祉施設設置整備資金貸付(17年度期末残高676件、905億余円)、年金住宅資金貸付(同707,111件、3兆6413億余円)等に係る債権を承継している(以下、これらの承継した貸付に係る債権を「承継債権」という。)

上記の各貸付はいずれも機構の承継時までに新規の貸付けを終了していて、機構は管理回収に係る業務のみを実施している。そして、この業務に係る経理を他の経理と区分するため、承継債権管理回収勘定(以下「回収勘定」という。)を設けて整理している。

機構は、独立行政法人福祉医療機構法(平成14年法律第166号)附則第5条の2及び同法施行令(平成15年政令第393号)附則第5条の2の規定により、毎事業年度、当該事業年度中に回収した承継債権の元本(以下「回収金」という。)の金額を翌事業年度の7月10日までに国庫納付することとされている。その際、回収勘定の損益計算において生じた利益について、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第44条の規定による整理を行った結果、積立金がある場合には、当該積立金に相当する金額を加えて納付することとされている。

#### (2) 回収金等に係る運用の概要

承継債権に係る回収金は、19事業年度5647億余円、20事業年度3241億余円、21事業年度3481億余円と多額に上っており、機構に直接償還される回収金も一部あるが、大半

の回収金は、回収等に係る業務を委託している金融機関(以下「委託金融機関」という。)から機構に回金されている。

そして、回収勘定における収支についてみると、主な支払要素である委託金融機関への業務委託手数料の額に比べて、回収金及び貸付金利息(以下、これらを合わせて「回収金等」という。)の受入額が上回っていることから、前記の国庫納付を行うまでの間は、回収金等が累積していく。このため、機構は、「承継債権管理回収勘定における余裕金運用について」(平成18年3月16日担当理事決裁)、「余裕金に関する運用方針について」(平成19年8月31日担当理事決裁)及び「余裕金に関する運用方針」(平成21年6月22日担当理事決裁)等を定め、回収金等を余裕金として運用している。その運用している余裕金の額は、19事業年度分6725億円、20事業年度分4134億円、21事業年度(22年1月まで)分3069億円、計1兆3928億円となっている。

上記の余裕金の運用に関する定めにおいて、余裕金は、譲渡性預金、定期預金及び債券<sup>(注)</sup>現先により運用することとされており、また、運用の取引先となる金融機関(以下「取引先金融機関」という。)は、市場取引における実績、格付機関が公表する格付、自己資本比率、株価の動向等の機構が定める基準により信用リスク等を十分審査した上で選定した国内大手銀行5行及び国内大手証券会社6社(21年5月以降は合併により5社)とされている。さらに、毎事業年度、承継債権に係る回収金等について、各月末における残高を取りまとめ、業務委託手数料等の支払に必要な額を勘案した上で、運用可能な額を、翌月初から翌事業年度6月末日まで運用することなどとされている。

これらを踏まえて、機構は、毎月初に、取引先金融機関に運用金額及び運用期間を提示して競争に付し、最も高い運用利回りを提示した金融機関と約定している。そして、前記の19事業年度分から21事業年度(22年1月まで)分までの余裕金計1兆3928億円については、各月とも国内大手銀行5行いずれかの譲渡性預金で運用を行っており、これによる運用収入額は、19事業年度分39億1441万余円、20事業年度分20億6502万余円、21事業年度(22年1月まで)分11億0147万余円、計70億8091万余円となっている。

上記の運用収入は回収勘定の収益に計上されるが、同勘定は毎事業年度の損益計算上、多額の利益を生じていることから、前記のとおり、積立金として整理され、国庫に納付されている。

(注) 債券現先 買戻し条件付きの有価証券の売買

## 2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、機構が多額の承継債権を保有し、その回収金等も毎年多額に上ることから、効率性等の観点から、余裕金の運用が実際の回金状況を踏まえて適時適切に行われているか、取引先金融機関の選定は競争性が確保されたものとなっているかなどに着眼し、前記の余裕金運用額1兆3928億円を対象として、機構本部において、運用関係書類を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

### (1) 余裕金の運用について

機構が保有する承継債権の大半は、償還期日が毎年9月20日及び3月20日とされてお

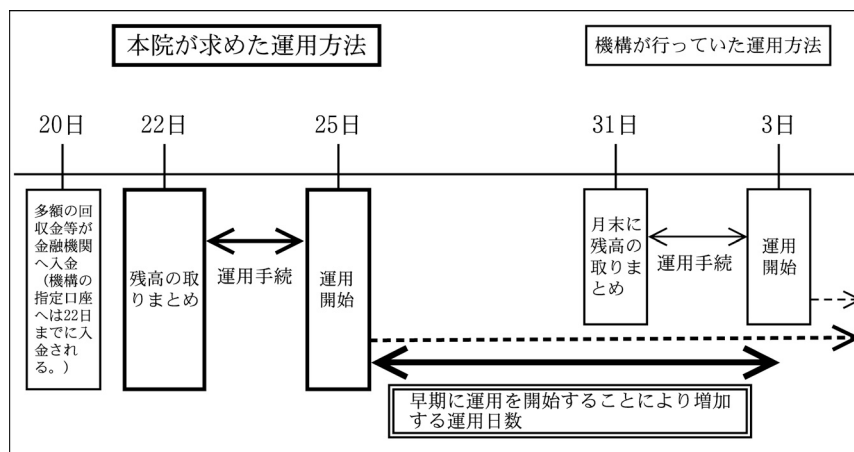
り、繰上償還を受ける場合の償還期日は毎月5日又は20日、年金住宅資金貸付に係る債権のうち住宅金融公庫(19年4月以降は独立行政法人住宅金融支援機構)等との併せ貸しによる債権の償還期日は毎月10日などとされている。また、それぞれの債権に係る利息の支払期日も元本の償還期日と同日とされている。そして、委託金融機関が回収した回収金等は、貸付先の返済日(償還期日)から起算して3営業日以内に機構が指定する銀行口座に回金されることとされている。

そこで、機構が指定する口座への入金状況を検査したところ、各月5日、10日、20日(それぞれ土日及び祝日の場合は順延された営業日。以下同じ。)から起算して3営業日目までの入金額は、いずれの月も20日から起算して3営業日目までの入金額が最も多くなっており、各月の回収金等のうち、約90%(年間平均では約95%)が20日から起算して3営業日目までに入金されていた。

一方、主な支払要素である委託金融機関への業務委託手数料についてみると、その支払時期は業務委託契約等によりあらかじめ決まっていて、その金額については承継債権の回収状況等から見込むことが可能であった。

これらのことから、20日から起算して3営業日時点において残高を取りまとめた上で、主な支払要素である業務委託手数料の支払額を見込むなどして運用可能な余裕金の額を確定させて早期に運用を開始することにより、運用収入の増加を図ることが可能であるのに、月末において残高を取りまとめて翌月初に運用を開始している事態は適切とは認められず、改善を図る必要があると認められた(次図参照)。

図 運用方法の対比



(注) 上記の日程において、土日及び祝日がある場合には翌営業日に順延されることになる。

## (2) 取引先金融機関の選定について

機構における余裕金の取引先金融機関は、機構が15年10月に社会福祉・医療事業団から独立行政法人に移行した時に同事業団が資金の運用先としていた金融機関であって、承継債権の回収金等に係る余裕金の運用を開始した18事業年度以降も、新たな金融機関が加えられることはなかった。

しかし、本院が調査したところ、前記の機構が定める基準を満たす金融機関は国内大手信託銀行を始めほかにも存在しており、取引先金融機関を現行の金融機関に限定する必要はなかった。

また、機構は、新たに余裕金の運用を希望する金融機関があれば、前記の取引先金融機関を選定する際の審査を行い、機構が定める基準を満たす場合には取引先金融機関に加えることにしていたが、その応募のために必要な情報を公開していなかったことなどから、これまで実際に希望してきた金融機関はなかった。

このように、機構において、公募等を行わず、取引先金融機関が固定化されている状況は、競争性の拡大が図られているとは認められず、改善を図る必要があると認められた。

現に、資金運用に関して、取引先金融機関をホームページで公募して決定したり、格付機関による格付等を踏まえて国内大手信託銀行等に対して運用を委託したりしている独立行政法人も見受けられた。

**(早期に運用を開始することにより増収を図ることができた運用収入額)**

回収金等に係る余裕金について、早期に運用を行ったとして運用収入を試算すると、19事業年度分 39 億 7395 万余円、20 事業年度分 20 億 9768 万余円、21 事業年度(22 年 1 月まで)分 11 億 1445 万余円、計 71 億 8609 万余円となり、前記の運用収入額に比べて、計 1 億 0517 万余円の増収を図ることができたと認められた。

**(発生原因)**

このような事態が生じていたのは、機構において、回収金等の入金時期等を把握した上で、より早期に余裕金の運用を開始し、運用収入の増加を図ることについての認識が十分でなく、また、取引先金融機関の選定において、競争性を拡大することについての認識が十分でなかったことによると認められた。

### 3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構は、22 年 2 月及び 8 月に「余裕金に関する運用方針」を改定し、回収金等に係る余裕金の運用収入の増加を図るなどのため、次のような処置を講じた。

ア 22 年 2 月分以降、各月の償還期日のうち回収金等が最も多額である 20 日から起算して 3 営業日時点の残高を取りまとめた上で、より早期に余裕金の運用を開始することとした。

イ 取引先金融機関の選定に当たっては、競争性の拡大に努めるものとし、同年 10 月に、応募に必要な情報を機構のホームページにおいて公開し、取引先金融機関への参加を希望する金融機関を公募することとした。

## 第22 独立行政法人日本貿易振興機構

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

### (1) 団体から海外事務所に受け入れる派遣職員に係る経費について、派遣元の団体に全額を負担させるなど経費負担の在り方を適切なものとするよう改善させたもの

科 目	経常費用
部 局 等	独立行政法人日本貿易振興機構本部
特定業種団体から受け入れる派遣職員の概要	特定業種に係る団体の職員等を海外事務所の職員として受け入れるもの
特定業種団体から受け入れた派遣職員11人の業務遂行に要した経費の額	3億0316万余円(平成21年度)
上記のうち経費負担の対象としていた額	2億6044万余円
機構が負担していた経費の額	1億3022万円(平成21年度)

#### 1 団体から海外事務所に受け入れる派遣職員の概要

独立行政法人日本貿易振興機構(以下「機構」という。)は、各業種における貿易の増進等を行っている複数の団体との間において、各団体の職員等を機構の各海外事務所の職員(以下「派遣職員」という。)として受け入れるため、それぞれ協定書及び付属確認書(以下「協定書等」という。)を取り交わしており、平成21年度における派遣職員の数、17団体で延べ37人となっている。

協定書等によると、派遣職員は、派遣元である各団体の業務及び機構の業務(以下、これらを合わせて「事務所関係業務」という。)を行うこととされており、その実績について、四半期ごとに事業実績報告書を各海外事務所の所長を経由して機構本部に提出することとされている。また、派遣職員の給与、海外事務所の運営費等の事務所関係業務の遂行に必要な経費(以下「業務遂行経費」という。)については、機構と各団体がそれぞれ負担しており、その負担額等は、機構と各団体との協議により決定することとされている。

そして、機構は、21年度において、上記の延べ37人に係る業務遂行経費9億0977万余円のうち、延べ11人に係る業務遂行経費3億0316万余円については、派遣元の各団体の業務に係る経費(以下「団体事業費」という。)計4271万余円を除いた額計2億6044万余円を機構と各団体による経費負担の対象経費とし、これに2分の1を乗じた額計1億3022万余円を機構が負担する経費として、残りの額については、団体事業費とともに各団体に負担させることとしていた。一方、上記の延べ11人を除く延べ26人に係る業務遂行経費6億0661万余円については、その全額を各団体の負担としていた。



## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、機構が負担する業務遂行経費は適切かなどに着眼して、前記の延べ37人に係る業務遂行経費9億0977万余円を対象として、機構本部において協定書、事業実績報告書等の書類を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

機構の前身である旧日本貿易振興会(以下「振興会」という。)は、振興会が独立行政法人化される15年10月まで、国から日本貿易振興会事業費補助金(以下「振興会補助金」という。)等の交付を受けて、我が国の貿易の振興に関する各種の補助事業を実施してきた。その中で、振興会は、国際経済活動の多様化、複雑化等に対応するため、国が政策的見地から特定業種<sup>(注)</sup>と位置付けた業種については、その対外活動のより積極的な展開が必要な地域に所在する海外事務所に、特定業種の発展を図ることなどを目的として設立された団体(以下「特定業種団体」という。)の職員等を派遣職員として受け入れて、当該地域における資料収集、調査、広報宣伝等を補助事業として実施していた。そして、振興会は、これらの派遣職員の給与、管理費、事業費等の業務の遂行に要する経費を補助対象経費として、その2分の1の額は振興会補助金により負担することとして、残額は特定業種団体に負担させることとしていた。

しかし、15年10月に振興会が独立行政法人化されたことにより、上記の特定業種団体からの派遣職員に係る経費に対する振興会補助金は廃止されており、また、経済産業省によれば、政策的見地から位置付けた特定業種<sup>(注)</sup>の概念も、少なくとも21年度以降、政策上用いられていないものとなっている。このような状況の中で、前記の延べ11人は、この特定業種団体から受け入れた派遣職員であり、機構は、振興会補助金が廃止された以降も、引き続きこれら派遣職員に係る業務遂行経費の一部を負担していた。

(注) 特定業種 年度により増減があるが、平成15年4月時点では以下の13業種であった。

国際規格、産業用電子機器、船用機械、海外建設、貿易開発、工作機械、航空機、化学、機械、軽機械、雑貨、船舶、農業機械

また、上記延べ11人の派遣職員から提出されている事業実績報告書についてみると、機構の業務に従事していたかどうかを確認するのに十分なものとなっていなかったが、機構本部は、派遣職員が機構の業務に従事した実績について、事業実績報告書の記述内容以外には把握していなかった。

このように、振興会補助金が廃止され、国の政策においても特定業種という概念が失われるなどしているのに、機構が派遣職員に係る経費負担の在り方について見直しを行わないまま引き続き経費を負担している事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

### (発生原因)

このような事態が生じていたのは、機構において、振興会補助金が廃止され、特定業種<sup>(注)</sup>のより積極的な展開を目的とした事業の政策的根拠が失われて、その必要性が希薄になっているなどしているのに、派遣職員に係る経費負担の在り方についての検討が十分でなかったことなどによると認められた。

### 3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構は、派遣元の団体との協議の結果、業務遂行経費を負担しないこととし、22年9月末までに、すべての派遣職員について、業務遂行経費の全額を団体に負担させたり、派遣職員の受入れを廃止したりする処置を講じた。

#### (2) 契約家賃から海外職員自らが負担すべきと認められる共益費等相当額を控除するなどして住居手当の支給を適切なものとするよう改善させたもの

科 目	経常費用
部 局 等	独立行政法人日本貿易振興機構本部
海外職員に支給する住居手当の概要	海外職員が在勤地において勤務するのに必要な住宅費に充当される手当
契約家賃に含まれていると認められる共益費等相当額を控除しないまま支給していた住居手当の額	16億2552万余円(平成16年度～21年度)
上記の支給額と契約家賃から共益費等相当額を控除するなどした場合の住居手当の支給額との差額	7492万円

#### 1 住居手当の概要

独立行政法人日本貿易振興機構(以下「機構」という。)は、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和27年法律第93号)に準じて定めた海外職員給与等に関する規程(平成21年独立行政法人日本貿易振興機構規程第63号。平成21年3月31日以前は「職員給与規程」等)に基づき、日本国外で勤務する職員(以下「海外職員」という。)に、その在勤地において勤務するのに必要な住宅費に充当するための住居手当等を支給している。

機構は、海外職員に対する住居手当(以下、単に「住居手当」という。)について、上記の規程及び海外職員の住居手当支給に関する内規(平成15年独立行政法人日本貿易振興機構内規第37号。以下「内規」という。)に基づき、住宅の賃貸借契約書等(以下「契約書等」という。)に記載された月額家賃(以下「契約家賃」という。)から海外職員自らが負担すべき額を控除するなどした額(以下「認定家賃額」という。)と在勤地等の別に定められた限度額とを比較して、いずれか低い方の額を支給することとしている。そして、機構は、認定家賃額の算定に当たり、内規において、上記の海外職員自らが負担すべき額として共益費、光熱水道料等(以下「共益費等」という。)を契約家賃から控除することなどとしている。

#### 2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性、経済性等の観点から、海外職員に対する住居手当は適切に支給されてい

るかなどに着眼して、22年3月1日現在で海外事務所等に在勤していた海外職員323人に対して、16年度から21年度までの間のうち当該海外事務所等に在勤していた期間に支給された住居手当を対象として、機構本部において、住居手当認定申請書、契約書等の写し、住居手当認定額通知書等の書類を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

#### (検査の結果)

検査したところ、契約家賃に共益費等が含まれている場合は、前記のとおり、契約家賃から共益費等の額を控除するなどして認定家賃額とすることとなっているが、上記の海外職員323人のうち252人については、契約家賃に共益費等が含まれていると認められるものの、契約書等で共益費等の額が明確にされておらず、かつ、その場合の取扱いが内規等に定められていないことなどから、機構は、契約家賃から共益費等を控除しないまま認定家賃額としていた。

しかし、機構が内規等を定める際に参考とした外務公務員の場合、外務省の内部規程に基づき、契約家賃に共益費等が含まれていると認められ、かつ、契約書等に共益費等の額が明確にされていないときには、月額共益費、電気料金、ガス料金、水道料金等に相当する額(以下「共益費等相当額」という。)としてそれぞれ定められている額を契約書等に表示された外貨に換算して、これを契約家賃から控除するなどして住居手当を支給することとなっている。

そこで、前記の252人に対して支給された住居手当(赴帰任時等の一時宿泊費及び月途中の契約に係る日割契約家賃分を除く。)の邦貨換算額16億2552万余円について、外務公務員の場合に共益費等相当額として定められているのと同額を契約家賃から控除するなどして認定家賃額を修正計算すると、上記住居手当の支給額は15億5060万余円となり、7492万余円の開差が生ずることになると認められた。

このように、契約家賃に海外職員自らが負担すべき共益費等が含まれていると認められるのに、その額が契約書等で明確にされておらず、その場合の取扱いが内規等に定められていないなどとして、契約家賃から共益費等相当額を控除しないまま認定家賃額を算定し、この算定額を基に住居手当を支給するなどしていた事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

#### (発生原因)

このような事態が生じていたのは、機構において、共益費等の額が契約書等に明確にされていない場合であっても、契約家賃に共益費等が含まれていると認められる場合には、契約家賃から共益費等相当額を控除するなどして認定家賃額を算定することにより、住居手当の支給を適切なものとするについての配慮が十分でなかったことなどによると認められた。

### 3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構は、22年9月に内規を改正して、契約家賃に海外職員自らが負担すべき共益費等が含まれていると認められ、その額が明確にされていない場合には、契約家賃から所定の方式で計算した共益費等相当額を控除するなどして認定家賃額を算定することとし、その旨を海外職員及び住居手当の支給を行う担当部課等に周知徹底を図り、同年10月から適用することとする処置を講じた。

## 第23 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

財産管理業務に係る委託契約の予定価格の積算に当たり、業務の内容等を踏まえ、技術経費を計上しないこととするよう改善させたもの

科 目	(建設勘定) (項)業務経費 (項)受託経費
部 局 等	2 支社、3 建設局
契 約 名	財産管理業務委託契約
契 約 の 概 要	財産の整理及び管理に係る業務の一部を行わせるもの
契 約 の 相 手 方	レールウェイサービス株式会社
契 約	平成 20 年 4 月、21 年 4 月 一般競争契約
予定価格の積算額	1 億 6699 万余円(平成 20、21 両年度)
低減できた予定価格の積算額	1510 万円(平成 20、21 両年度)

### 1 委託契約の概要

#### (1) 財産管理業務委託契約の概要

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下「機構」という。)は、機構が建設した鉄道施設、事務所、宿舍等の財産の整理及び管理を行っている。

機構鉄道建設本部の東京支社等 2 支社及び東北新幹線建設局等 3 建設局<sup>(注)</sup>(以下、これらを合わせて「支社等」という。)は、鉄道施設の建設等により整理及び管理の対象となる財産が増加したことなどから、財産の整理及び管理に係る業務の一部(以下「財産管理業務」という。)を一般競争契約によりレールウェイサービス株式会社に委託して実施している。そして、平成 20、21 両年度に支社等が締結した財産管理業務に係る委託契約(以下「財産管理契約」という。)は 6 契約、契約額は計 1 億 5698 万余円となっている。

(注) 東京支社等 2 支社及び東北新幹線建設局等 3 建設局 東京、大阪両支社及び東北新幹線、北陸新幹線、九州新幹線各建設局

財産管理業務の内容は、財産管理契約の示方書によれば、財産整理に係る資料の収集、財産原簿等の記帳、財産の減価償却等に関することとなっている。

#### (2) 財産管理契約の予定価格の積算

支社等は、財産管理契約の予定価格について、機構本社(以下「本社」という。)の指示に基づき、機構が取得する用地の調査・測量に立ち会ったり、用地の補償額を精査したりするなどの業務(以下「用地業務」という。)に適用される「用地取得等技術業務委託積算要領」(本社制定。以下「積算要領」という。)を準用するとともに、本社が関係部署に発した各種業務委託契約に関する通知に従って、次の式により積算している。

$$\boxed{\text{予定価格の積算額}} = \boxed{\text{直接人件費}} + \boxed{\text{直接経費}} + \boxed{\text{諸経費}} + \boxed{\text{技術経費}} + \boxed{\text{消費税相当額}}$$

そして、支社等がこれにより積算した前記の6契約に係る予定価格の積算額は、計1億6699万余円となっている。

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、財産管理契約の予定価格の積算は財産管理業務の内容等に基づいて適切に行われているか、特に、財産管理業務の内容等からみて技術経費を計上する必要があるかなどに着眼して、支社等において、20、21両年度に締結された前記の6契約を対象として、契約書、示方書、積算書等の書類により会計実地検査を行った。

### (検査の結果)

検査したところ、財産管理契約の予定価格の積算について次のような事態が見受けられた。

積算要領によれば、用地業務における技術経費は直接人件費と諸経費の合計額に所定の率(10%)を乗じて算出することとされており、支社等は、前記の6契約に係る予定価格の積算に当たって、これを準用して技術経費を計1436万余円と算出して、予定価格に計上していた。

技術経費とは、積算要領によれば、用地業務における平素の技術及び能力の高度化に要する費用であるとされており、また、本社が積算要領を制定する際に参考にしたとしている「土木関係積算標準・積算要領(標準・共通編)」(本社制定)等によれば、建設コンサルタント等における平素からの技術能力の高度化に要する経費等で、具体的には技術研究費及び専門技術料とするとされている。

そして、積算要領の対象である用地業務の内容は、用地取得に係る計画書の作成、調査・測量の立会い、補償方法の検討、補償額の算定等の技術的な業務となっている。これらの業務には、測量、用地補償等に関する広範な知識と技術力が必要であるとされているため、用地業務に係る委託契約の示方書において、用地業務に従事する者は、補償業務管理士、一級若しくは二級建築士、土地家屋調査士、測量士等の技術能力に係る公的な資格を有する者又はこれらの者に準ずる実務経験者とするとされている。また、用地補償等については、関係規程が改定されることなども多く、受託業者においては、平素から技術及び能力の高度化を図るための調査・研究を行うなどする必要があるとされている。

これに対して、財産管理業務の内容は、機構の会計システム内の財産原簿等へのデータの入力及び確認、同システム内で行われる減価償却額の計算結果等の確認、同システムを利用するなどした財産決算報告書の作成、パソコンを使用した土地・家屋整理台帳の作成、固定資産税等に係る課税台帳の縦覧、内容確認及び納税手続等となっている。これらの業務については、業務の対象となる財産の種目が多岐にわたり数量も多いことなどから、財産管理契約の示方書において、財産管理業務に従事する者は財産管理業務等について一定の実務経験を有する者とするとされているが、用地業務の場合のような技術能力に係る公的な資格を有していることは要件とされていない。また、実際に、財産管理業務は既に一定の実務経験を有している者により行われていて、受託業者においても、更に技術及び能力の高度化を図るための調査・研究等はほとんど行われていない状況となっていた。

したがって、財産管理契約の予定価格の積算に当たり、技術及び能力の高度化に要する費用である技術経費を計上している事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(低減できた予定価格の積算額)

上記のことから、財産管理契約の予定価格の積算に当たり、技術経費を計上しないこととするなどして前記の6契約に係る予定価格の積算額を修正計算すると計1億5184万余円となり、前記の予定価格の積算額計1億6699万余円を約1510万円低減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、機構において、財産管理業務の内容等からみて、技術経費を計上する必要があるかどうかについての検討が十分でなかったことによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構は、22年9月に、財産管理契約の予定価格の積算に当たっては技術経費を計上しないこととし、関係部署に対して通知を発してその周知徹底を図り、同年10月以降の契約から適用する処置を講じた。

## 第24 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

石油等調査業務委託契約における業務委託料の算定について、技術経費を計上しないこととするとともに業務に間接的に要する経費を個別に計上することとするなどして業務の実態を反映した適切なものとするよう改善させたもの

科 目	(石油天然ガス勘定) 経常費用
部 局 等	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構
契 約 名	ロシア有望鉱区における技術評価作業等 20 件
契 約 の 概 要	石油等の探鉱に必要な地質構造を調査するもの
契 約 の 相 手 方	財団法人石油開発情報センター
契 約	平成 17 年 7 月～20 年 10 月 随意契約
上記の契約に係る業務委託料の支払額	14 億 5862 万余円(平成 18 年度～20 年度)
低減できた業務委託料の支払額	2 億 2080 万円(平成 18 年度～20 年度)

### 1 石油等調査業務委託契約等の概要

#### (1) 石油等調査業務委託契約の概要

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(以下「機構」という。)は、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法(平成 14 年法律第 94 号)に基づき、石油等及び金属鉱物の探鉱に必要な地質構造の調査等を、自ら又は委託して行っている。

このうちの石油等の探鉱に必要な地質構造の調査(以下「石油等調査業務」という。)の中には、探鉱から開発、生産までのすべての段階において専門家による総合的な判断及び評価を必要とするものがある。機構は、国内においてこの業務を行うことができるのは機構の関連公益法人である財団法人石油開発情報センター(以下「センター」という。)のみであるとして、ロシア有望鉱区における技術評価作業等 20 件について、センターに随意契約により委託している(以下、センターに委託した契約を「石油等調査業務委託契約」という。)。そして、上記の 20 契約に対する支払額は、平成 18 年度 5 億 0698 万余円、19 年度 6 億 2840 万余円、20 年度 3 億 2323 万余円、計 14 億 5862 万余円となっている。

また、センターは、石油等調査業務委託契約に係る調査業務のほか、機構以外の他の機関から受託した調査研究事業、会員情報サービス事業を行うなどしている。

(注 1) 関連公益法人 独立行政法人が出えん、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、財務及び事業運営の方針決定に対して重要な影響を与えることができるか又は独立行政法人との取引を通じて公的な資金が供給されており、独立行政法人の財務情報として、重要な関係を有する公益法人をいう。

なお、独立行政法人は、自らの財務諸表等で、関連公益法人の資産、負債及び正味財産の額、当期正味財産増減額等のほか、独立行政法人と関連公益法人との取引の状況等を開示することとされている。

## (2) 業務委託料の算定

機構は、石油等及び金属鉱物の探鉱に必要な地質構造の調査を委託する場合における必要経費等の基準について、「調査・研究に係る業務委託契約に関する事務取扱要領」(2004年(財経)要領第22号。以下「取扱要領」という。)を定めている。このうち、石油等調査業務については、高度な技術的判定を伴うとして、別途運用指針を作成し、業務委託料を算定することとし、機構は、「石油等の探鉱・開発及び備蓄に関連する業務委託で高度な技術的判定を伴うものの積算基準に係る運用指針」(2005年(財経)業務通達第38号。以下「運用指針」という。)において、業務委託料の構成を次図のように定めている。

図 運用指針による業務委託料の構成



そして、平素からの技術能力の高度化に要する経費等である技術経費及び業務管理費と一般管理費との合計額である諸経費は、次のように算定することとされている。

$$\text{技術経費} = (\text{直接人件費} + \text{諸経費}) \times \text{技術経費率}^{(注2)}$$

$$\text{諸経費} = \text{直接人件費} \times 100\%$$

(注2) 技術経費率 技術的な高度や業務の難易度に応じ、20% から 40% までの範囲内で定める率

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、石油等調査業務委託契約の業務委託料について、その積算は実態を踏まえた適切なものとなっているかなどに着眼して、機構本部において、前記の20契約を対象として、契約書、センターの財務諸表等の提出を求めるなどして会計実地検査を行った。また、センターにおいて、石油等調査業務委託契約に係る関係資料の提出を求めるとともに、センターにおける技術経費等の具体的な内容について聴取するなどして会計実地検査を行った。

### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

機構は、石油等調査業務委託契約のすべてについて、運用指針に基づき、技術経費及び諸経費を計上した業務委託料を算定しており、前記20契約のうち18契約において技術経費率の最高40%を適用していた。

そして、センターの18年度から20年度までの財務諸表等を検査したところ、センターにおける調査研究事業の収益全体に対する石油等調査業務委託契約の業務委託料による収益の割合は、いずれの年度においても90%以上となっていて、センターの調査研究事業の収益の大半を占めていた。また、石油等調査業務委託契約の業務委託料中の直接業務費である直接人件費及び直接経費は実績額に基づき精算されていた。

そこで、直接業務費以外の経費で直接人件費に一定の比率を乗ずるなどして算定される技術経費及び諸経費が、委託先であるセンターにおいて実際にどれくらい発生しているかについて検査した。



センターにおける技術経費についてみると、機構は、前記のとおりほとんどの契約において40%という高い技術経費率を適用していたが、センターの技術者は、いずれも民間の石油開発会社又は機構から出向してきた高度な専門技術を有する者であった。そのため、平素からの技術能力の高度化に要する研究や研修のための費用等の技術経費として算定すべき費用は特段必要もなく、また、発生していないと認められた。一方、諸経費についてみると、センターの財務諸表では諸経費に相当するものとして管理費を計上しているが、財務諸表から算定される実際に発生している直接人件費に対する管理費の率は、110%程度と運用指針に定める率よりも高いものとなっていて、運用指針による積算方法で算定される諸経費は、実際の経費に比べ過小に計上されていると認められた。

このように、業務委託料の算定に当たって、センターの実際の業務において技術経費に相当する特段の経費は発生していないのに技術経費を計上し、また、諸経費を過小に計上して積算している事態は適切とは認められず、改善を図る必要があると認められた。

#### (低減できた支払額)

上記のことから、業務委託料として計上する必要がないと認められる技術経費を計上しないこととするとともに、石油等調査業務に間接的に要する経費については個別に計上して積算することとするなどして修正計算すると、前記の20契約の業務委託料は計12億3774万余円となり、前記の業務委託料との差額計2億2088万余円を低減できたと認められた。

#### (発生原因)

このような事態が生じていたのは、機構において、業務委託料の算定に当たり、関連公益法人であるセンターの業務実態や財務内容を十分に把握していなかったことなどによるものと認められた。

### 3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構は、22年9月に取扱要領を改正するなどして、石油等調査業務委託契約の業務委託料の算定においては、技術経費を計上しないこととするとともに、石油等調査業務に間接的に要する経費を個別に計上することとするなどして業務委託料の適正化を図ることとし、22年度以降の契約から適用する処置を講じた。

## 第25 独立行政法人雇用・能力開発機構

### 不 当 事 項

#### 予 算 経 理

- (855) 物品の購入等に当たり、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な会計経理を行って経費を支払っていたもの

会計名及び科目	一般勘定(平成16年2月29日以前は、雇用・能力開発機構一般会計(雇用保険勘定))
部 局 等	9 都道府県センター等
不適正な会計経理により支払われた経費の概要	物品の購入等に係る代金
不適正な会計経理により支払われた金額	8,461,177 円(平成14年度及び16年度～20年度)

#### 1 物品の購入等に係る会計経理の概要

独立行政法人雇用・能力開発機構(平成16年2月29日以前は雇用・能力開発機構。以下「機構」という。)は、労働者の有する能力の有効な発揮及び職業生活の充実を図るため、雇管理の改善に対する援助、公共職業能力開発施設の設置及び運営等の業務を行っている。そして、その目的を達成するため、都道府県センター、職業能力開発促進センター、職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校及び職業能力開発短期大学校(以下、これらを合わせて「都道府県センター等」という。)の設置及び運営を行っている。

そして、都道府県センター等の施設で使用する消耗品、備品等の購入、印刷物の作成等(以下「物品の購入等」という。)に係る経費については、一般勘定等(16年2月29日以前は、雇用・能力開発機構一般会計の雇用保険勘定等)から支払われている。

機構における物品の購入等に係る契約、支払等の会計事務手続については、会計規程(平成16年独立行政法人雇用・能力開発機構規程第12号)、検査員並びに監督員の任命及び職務に関する件(平成16年達第45号)等に基づき、おおむね次のとおり行われることとなっている。

- ① 経理事務責任者は、契約事務責任者に対し、物品の取得等を請求する。
- ② 契約事務責任者は、上記の請求に基づいて物品の取得等のため、業者と契約を締結する。
- ③ 契約事務責任者は、業者から物品が納入された後、上記の契約が適切に履行されたかを確認するため、検査を担当する職員に納入された物品の品目、数量、納品時期等について必要な検査を行わせた上で経理事務責任者に支払を依頼する。
- ④ 経理事務責任者は、支出決議を行い、出納事務責任者に対し業者への代金の支払を命ずる。

#### 2 検査の結果

##### (1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、物品の購入等に係る会計事務手続が会計規程等に基づき

適正に行われているかなどに着眼して、機構本部、27 都道府県センター等において、16 年度から 21 年度までの間に締結した物品の購入等に係る契約を対象として、契約書等の書類により検査を行った。そして、適正でないと思われる事態があった場合には、更に機構に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査を行った。なお、検査の過程において不適正な事態等が判明した場合には、可能な範囲において過去の年度までさかのぼって検査を実施した。

## (2) 検査の結果

検査の結果、機構の 9 都道府県センター等において、14 年度及び 16 年度から 20 年度までの契約について、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な会計経理を行って、物品の購入等の代金を支払っていたものが、計 40 件、8,461,177 円あった。

これを態様別に示すと、次のとおりである(表参照)。

### ア 預け金

業者に架空取引を指示するなどして、契約した物品が納入されていないのに納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成することなどにより代金を支払い、当該代金を業者に預け金等として保有させて、後日、これを利用して契約した物品とは異なる物品を納入させるなどしていたもの

5 都道府県センター等、16 件、支払額 7,877,931 円

### イ 差替え

業者に虚偽の請求書等を提出させて、契約した物品が納入されていないのに納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成することなどにより代金を支払い、実際には契約した物品とは異なる物品に差し替えて納入させるなどしていたもの

5 都道府県センター等、24 件、支払額 583,246 円

表 不適正な会計経理により支払われた物品の購入等代金の施設別・態様別内訳 (単位：件、円)

都道府県センター等名	年度	ア 預け金		イ 差替え		計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
北海道センター	平成 18	—	—	1	65,100	1	65,100
福島センター	17~20	9	2,617,349	—	—	9	2,617,349
千葉センター	19	—	—	1	138,600	1	138,600
岐阜センター	16	4	813,487	—	—	4	813,487
熊本センター	18	1	3,465	—	—	1	3,465
大分センター	14	1	4,262,232	—	—	1	4,262,232
熊本職業能力開発促進センター	14、17	1	181,398	1	210,000	2	391,398
近畿職業能力開発大学校附属滋賀職業能力開発短期大学校	17	—	—	19	86,386	19	86,386
港湾職業能力開発短期大学校神戸校	17、18	—	—	2	83,160	2	83,160
9 都道府県センター等	計	16	7,877,931	24	583,246	40	8,461,177

これらのア及びイの事態は、9 都道府県センター等において、契約した物品が納入されていないのに納入されたこととして虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な会計経理を行って物品の購入等代金計 8,461,177 円を支払っていたもので、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、機構の9都道府県センター等において、物品の購入等に係る会計経理を行うに当たり、会計規程等を遵守することの認識が欠如していたこと、このような適正でない会計経理を組織的に点検できなかったことなどによると認められる。

## 役 務

### (856) 国際能力開発支援センターの運営委託契約の実施に当たり、委託先の会計経理が適正を欠いていたもの

科 目	一般勘定
部 局 等	独立行政法人雇用・能力開発機構本部
契 約 名	運営委託契約等5契約
契 約 の 概 要	国際能力開発支援センターの運営業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	財団法人海外職業訓練協会
契 約	平成17年4月、18年4月、19年4月、20年4月、21年4月 随意契約
適正を欠いていた委託先の会計経理に係る金額	38,004,021円(平成17年度～21年度)

## 1 国際能力開発支援センターの運営委託契約の概要

### (1) 国際能力開発支援センターの概要

独立行政法人雇用・能力開発機構(平成11年9月30日以前は雇用促進事業団。以下「機構」という。)は、雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づく能力開発事業の一環として、事業活動の国際化に対応させるための労働者の職業能力の開発等を行う事業主等を援助することにより、我が国労働者の国際化対応能力の向上を図ることなどを目的として、昭和59年に国際能力開発支援センター(平成15年3月31日以前は海外職業訓練協力センター。以下「センター」という。)を設置している。そして、機構は、毎年度、財団法人海外職業訓練協会(以下「協会」という。)との委託契約により、センターの運営を委託している。センターには、研修室59室、宿泊室389室、シンポジウムホール(980席)等の施設が備えられ、事業主等は施設利用料等を支払うことによりこれらの施設を利用することができることとなっている。

### (2) 運営委託契約の内容

機構は、センターの運営を協会に委託するに当たり、運営委託契約書において、センターの運営に関して次のように定めている。

ア 委託費は無償とし、センターの運営により生ずる施設利用料等の運営収入(以下「運営収入」という。)は、センターの運営費(以下「運営費」という。)に充当しなければならない。

イ 協会は、センターの運営の収支の額を明らかにした帳簿等を備え、運営費について他の経費と区分しておかなければならない。

ウ 協会は毎事業年度の終了後、運営収支実績報告書を機構に提出しなければならない。

## 2 検査の結果

### (1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、運営委託契約等に基づき、運営費及び運営収入は適正に計上されているかに着眼して、機構本部及び協会において、17年度から21年度までの運営委託契約を対象として、運営収支実績報告書、領収書等の関係書類により会計実地検査を行った。

### (2) 検査の結果

検査したところ、協会において、次のような事態が見受けられた。

ア センターの運営とは関係のない事務所経費、飲食費、慶弔費等の経費計 5,325,933 円(17年度～21年度)及び海外のボランティアに参加してセンターの運営に従事していない協会職員の人件費計 11,494,067 円(17年度～20年度)、合計 16,820,000 円を運営費に含めて計上していた。

イ センター内の自動販売機の売上手数料計 21,184,021 円(19年度～21年度)全額を協会の自己収入としていて、運営収入に計上していなかった。

したがって、過大に計上されていた運営費計 16,820,000 円、過小となっていた運営収入計 21,184,021 円、合計 38,004,021 円に係る協会の会計経理は適正を欠いていたものであり、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、協会において、センターの運営に係る適正な会計経理に対する認識が不足していたこと、機構において、センターの運営に対する監査、指導が十分でなかったことなどによると認められる。

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

**国際能力開発支援センターの運営委託契約において、精算条項を設けることにより委託業務で生じた剰余金等の引渡しを受けられるよう改善させたもの**

科	目	一般勘定
部	局	独立行政法人雇用・能力開発機構本部
契	約	運営委託契約等 6 契約
契	約	国際能力開発支援センターの運営業務を委託するもの
契	約	財団法人海外職業訓練協会
契	約	平成 16 年 4 月、17 年 4 月、18 年 4 月、19 年 4 月、20 年 4 月、 21 年 4 月 随意契約
委	託	4 億 9637 万円(平成 21 年度末)
先	に	
留	保	
さ	れ	
れ	た	
剰	余	
金	等	

## 1 国際能力開発支援センターの運営委託契約の概要

### (1) 国際能力開発支援センターの概要

独立行政法人雇用・能力開発機構(平成 11 年 9 月 30 日以前は雇用促進事業団。以下「機構」という。)は、雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)に基づく能力開発事業の一環として、事業活動の国際化に対応させるための労働者の職業能力の開発等を行う事業主等を援助す

ることにより、我が国労働者の国際化対応能力の向上を図ることなどを目的として、昭和59年に国際能力開発支援センター(平成15年3月31日以前は海外職業訓練協力センター。以下「センター」という。)を設置している。そして、機構は、毎年度、財団法人海外職業訓練協会(以下「協会」という。)との委託契約により、センターの運営を委託している。センターには、研修室59室、宿泊室389室、シンポジウムホール(980席)等の施設が備えられ、事業主等は施設利用料等を支払うことによりこれらの施設を利用することができることとなっている。

## (2) 運営委託契約の内容

機構は、センターの運営を協会に委託するに当たり、運営委託契約書において、センターの運営に関して次のように定めている。

ア 委託費は無償とし、センターの運営により生ずる施設利用料等の運営収入は協会に帰属するものとし、センターの運営費(以下「運営費」という。)に充当しなければならない。

イ 協会は、センターの運営収支の額を明らかにした帳簿等を備え、運営費について他の経費と区分しておかなければならない。

ウ 協会は毎事業年度の終了後、運営収支実績報告書を機構に提出しなければならない。

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、センターの運営により生じた運営収支差額の発生状況及びその精算はどのようになっているかなどに着眼して、機構本部及び協会において、16年度から21年度までのセンターの運営委託契約を対象として、運営収支実績報告書等の関係書類により会計実地検査を行った。

### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

運営収支実績報告書によると、16年度から21年度までのセンターの運営収支は各年度においていずれも収入が支出を上回っており、15年度以前の運営収支差額も含めた21年度末の運営収支差額の累計額は3億3071万余円となっていた。また、センターの運営収支の支出項目の中には、固定資産の取得費用のほか固定資産の更新時の取得財源に充てるための積立額が含まれており、その21年度末の積立金残高は1億6566万余円となっていた。

そして、これらのセンターの運営により生じた運営収支差額の累計額及び積立金残高(以下、これらを「剰余金等」という。)は機構へ引き渡されることなく協会に留保されていた。

しかし、剰余金等は、労働保険特別会計における保険料等の収入を財源として設置されたセンターの運営を、協会が運営委託契約に基づき、機構の実施する事業として行ったことにより得られたものであり、剰余金等計4億9637万余円が精算されることなく協会に留保されている事態は適切とは認められず、改善を図る必要があると認められた。

### (発生原因)

このような事態が生じていたのは、機構において、剰余金等について精算の必要性の認識を欠いていたため、各年度の運営委託契約に精算条項を設けておらず、剰余金等の取扱いを明確にしていなかったことなどによると認められた。

### 3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構は、22年4月に締結した22年度運営委託契約に精算条項を設けて、委託期間終了時に協会から剰余金等の引渡しを受けられることとする処置を講じた。

## 第26 独立行政法人労働者健康福祉機構

### 不 当 事 項

#### 医 療 費

- (857) 労災病院における診療報酬の請求に当たり、手術料等の請求額に過不足があったもの  
(860)

科 目	医療事業収入
部 局 等	4 労災病院
請求過不足があった診療報酬	手術料、麻酔料、入院料など
請求過不足額	請求不足額 39,852,740 円(平成 20、21 両年度) 請求過大額 2,766,890 円(平成 20、21 両年度)

### 1 診療報酬の概要

#### (1) 診療報酬の算定及び請求

独立行政法人労働者健康福祉機構が設置している労災病院は、業務災害又は通勤災害を被った労働者に対する診療を行うほか、保険医療機関として健康保険等の患者の診療を行っている。

このうち、保険医療機関としての診療に要した費用については、診療報酬の算定方法(平成 20 年厚生労働省告示第 59 号。以下「厚生労働省告示」という。)等により、診療報酬として所定の診療点数(以下「点数」という。)に単価(10 円)を乗ずるなどして算定することとなっている。そして、保険医療機関は、健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)等により、診療報酬のうち患者負担分を患者に請求して、残りの診療報酬については、診療報酬請求書に診療報酬の明細を明らかにした診療報酬明細書(以下「レセプト」という。)を添付して社会保険診療報酬支払基金等に対して請求することとなっている。

#### (2) 診療報酬の構成

診療報酬は、厚生労働省告示により、基本診療料と特掲診療料から構成されている。

このうち、基本診療料は、初診、再診及び入院診療の際にそれぞれ行われる診療行為又は入院サービスの費用等を一括して算定するもので、初・再診料と入院料等に区分されている。

また、特掲診療料は、基本診療料として一括して算定することが妥当でない特別の診療行為に対して、厚生労働省告示において個々に定められた点数により算定するもので、注射料、処置料、手術料、麻酔料等に区分されている。

#### (3) 手術料、麻酔料及び入院料等

手術料は、厚生労働省告示により、手術の種類ごとに所定の点数が定められている。そして、緊急のために、休日又は診療時間以外の時間に手術を開始した場合は、当該手術の点数に、休日、深夜の場合はその 100 分の 80、それ以外の場合は 100 分の 40 に相当する点数を加算することとなっている。また、手術において特定保険医療材料(注1)を使用した場合



は、当該手術の点数と当該特定保険医療材料の点数とを合算して算定することとなっている。このほか、同一手術野又は同一病巣に、2以上の手術を同時に行った場合は、原則として主たる手術の点数のみにより算定するが、厚生労働大臣が定める2以上の手術を同時に行った場合は、主たる手術の点数と従たる手術の点数の100分の50に相当する点数とを合算して算定することとなっている。

麻酔料は、厚生労働省告示により、麻酔の種類ごとに所定の点数が定められている。そして、マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔<sup>(注2)</sup>(以下「全身麻酔」という。)を、厚生労働大臣が定める麻酔が困難な患者に対して行った場合は、それ以外の患者に対して行った場合に適用される点数より高い点数により麻酔料を算定することとなっている。

入院料等には、入院基本料、入院基本料等加算などがある。この入院基本料等加算のうち、救急医療管理加算は、救急医療態勢を確保している保険医療機関に、緊急に入院を必要とする重症患者として入院した患者について、入院基本料等の点数に所定の点数を加算して算定することとなっている。

#### (4) 労災病院における診療報酬の請求事務

労災病院は、これらの診療報酬請求事務をコンピュータシステムを使用して行っている。すなわち、手術等の診療行為を行った場合は、診療部門は手術名、使用した薬剤、特定保険医療材料、患者の状態等を伝票に記入し、又はコンピュータ上のオーダー画面に入力するなどして料金算定部門に送付して、料金算定部門は、この伝票の記載内容等をコンピュータに入力するなどして、これにより診療報酬の算定及び請求を行っている。

(注1) 特定保険医療材料 厚生労働大臣が手術等の点数と合算してその費用を算定することができるように定めている特定の保険医療材料で、人工血管、骨セメント等がこれに該当する。

(注2) 閉鎖循環式全身麻酔 閉鎖循環式全身麻酔器を用いて、患者の呼気中の炭酸ガスを除去しながら、麻酔ガスと酸素を補給する吸入麻酔法

## 2 検査の結果

### (1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、5労災病院において、合規性等の観点から、平成20年度又は21年度の診療報酬の算定及び請求が適正に行われているかなどに着眼して、入院に係るレセプト控えなどの書類により会計実地検査を行った。

### (2) 検査の結果

検査の結果、4労災病院において、診療報酬請求額が不足していたものが1,142件、39,852,740円、診療報酬請求額が過大になっていたものが70件、2,766,890円あり、不当と認められる。

これらについて、その主な態様を診療報酬の別に示すと次のとおりである。

#### ア 手術料に関するもの

4労災病院は、緊急のために、休日又は診療時間以外の時間に手術を開始しているのに、手術の点数に100分の80又は100分の40の加算を行っていなかったり、手術において特定保険医療材料を使用しているのに、その点数を手術の点数に合算していなかったりなどしていた。このため、手術料が過小に算定されていて、診療報酬請求額が555件、25,936,770円不足していた。

また、4 労災病院は、同一手術野又は同一病巣に、厚生労働大臣が定める2以上の手術を同時に行っているのに、主たる手術の点数に従たる手術の点数をそのまま合算するなどしていた。このため、手術料が過大に算定されていて、診療報酬請求額が37件、2,038,620円過大になっていた。

イ 麻酔料に関するもの

4 労災病院は、全身麻酔を厚生労働大臣が定める麻酔が困難な患者に対して行っているのに、それ以外の患者に対して行った場合に適用されるより低い点数により麻酔料を算定するなどしていた。このため、麻酔料が過小に算定されていて、診療報酬請求額が284件、8,301,280円不足していた。

ウ 入院料等に関するもの

4 労災病院は、救急医療管理加算の算定対象となる患者が入院しているのに、所定の点数を加算していないなどしていた。このため、入院料等が過小に算定されていて、診療報酬請求額が118件、4,391,500円不足していた。

このような事態が生じていたのは、4 労災病院において、次のことなどによると認められる。

ア 請求不足については、診療部門において手術等の診療内容を伝票に記入し、又はオーダー画面に入力する際に、使用した特定保険医療材料、患者の状態等に関する記入又は入力を漏らしていたこと、料金算定部門において手術日、手術開始時間等の確認が十分でなかったり、伝票の記載内容等をコンピュータに入力する際に記載内容を見落とすなどして入力していなかったりしていたこと、また、診療部門及び料金算定部門において入院料等の算定に関する認識が十分でなかったこと

イ 請求過大については、料金算定部門において手術料の算定に関する認識が十分でなかったこと

これを労災病院別に示すと次のとおりである。

労災病院名		診療報酬別請求過不足の件数と金額 (△は請求過大分)									
		手術料		麻酔料		入院料等		その他		計	
		件	千円	件	千円	件	千円	件	千円	件	千円
(857)	東北 労災病院	79 5	2,449 △ 76	49 1	1,320 △ 10	15 —	571 —	15 —	85 —	158 6	4,426 △ 86
(858)	横浜 労災病院	65 3	3,130 △ 130	80 3	2,017 △ 42	47 2	1,495 △ 75	8 —	55 —	200 8	6,699 △ 247
(859)	中部 労災病院	156 17	5,662 △ 1,205	71 7	3,018 △ 212	46 3	1,935 △ 87	76 10	481 △ 32	349 37	11,098 △ 1,536
(860)	大阪 労災病院	255 12	14,694 △ 627	84 1	1,944 △ 101	10 4	389 △ 104	86 2	599 △ 64	435 19	17,628 △ 896
(857)-(860)の計		555 37	25,936 △ 2,038	284 12	8,301 △ 365	118 9	4,391 △ 266	185 12	1,223 △ 96	1,142 70	39,852 △ 2,766

(注) 1件で、複数の診療報酬について請求過不足が生じている場合は、請求過不足額が最も多い診療報酬で分類している。

## 第27 独立行政法人国立病院機構

### 不 当 事 項

#### 医 療 費

- (861) 独立行政法人国立病院機構病院における診療報酬の請求に当たり、入院料等などの請求額に過不足があったもの
- (871)

科 目	医業収益
部 局 等	独立行政法人国立病院機構 11 病院
請求過不足があった診療報酬	入院料等、手術料、麻酔料など
請求過不足額	請求不足額 111,627,440 円(平成 20、21 両年度)
	請求過大額 22,740,700 円(平成 20、21 両年度)

### 1 診療報酬の概要

#### (1) 診療報酬の算定及び請求

独立行政法人国立病院機構(以下「機構」という。)が設置している病院は、保険医療機関として患者の診療を行っている。

保険医療機関は、診療報酬の算定方法(平成 20 年厚生労働省告示第 59 号。以下「厚生労働省告示」という。)等により、診療報酬として医療に要する費用を所定の診療点数(以下「点数」という。)に単価(10 円)を乗ずるなどして算定することとなっている。そして、保険医療機関は、健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)等により、診療報酬のうち患者負担分を患者に請求して、残りの診療報酬については、診療報酬請求書に診療報酬の明細を明らかにした診療報酬明細書(以下「レセプト」という。)を添付して社会保険診療報酬支払基金等に対して請求することとなっている。

#### (2) 診療報酬の構成

診療報酬は、厚生労働省告示により、基本診療料と特掲診療料から構成されている。

このうち、基本診療料は、初診、再診及び入院診療の際にそれぞれ行われる診療行為又は入院サービスの費用等を一括して算定するもので、初・再診料と入院料等に区分されている。

また、特掲診療料は、基本診療料として一括して算定することが妥当でない特別の診療行為に対して、厚生労働省告示において個々に定められた点数により算定するもので、注射料、処置料、手術料、麻酔料等に区分されている。

#### (3) 入院料等、手術料及び麻酔料

入院料等には、入院基本料、入院基本料等加算、特定入院料などがある。そして、入院基本料等加算のうち超重症児(者)入院診療加算は、厚生労働大臣が定める超重症の状態にある患者が入院治療中の場合に、入院基本料の点数に所定の点数を加算して算定することとなっている。また、特定入院料のうちの小児入院医療管理料を算定する患者が人工呼吸器を使用している場合は、小児入院医療管理料の点数に所定の点数を加算することとなっている。

手術料は、厚生労働省告示により、手術の種類ごとに所定の点数が定められている。そして、手術において特定保険医療材料を使用した場合は、当該手術の点数と当該特定保険医療材料の点数とを合算して算定することとなっている。また、<sup>(注1)</sup> 乳腺悪性腫瘍手術において、<sup>(注2)</sup> 腋窩部等の郭清を行った場合は、腋窩部等の郭清を行わなかった場合に適用される点数より高い点数を算定することとなっている。

麻酔料は、厚生労働省告示により、麻酔の種類ごとに所定の点数が定められている。そして、マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身<sup>(注3)</sup>麻酔(以下「全身麻酔」という。)を、厚生労働大臣が定める麻酔が困難な患者に対して行った場合は、それ以外の患者に対して行った場合に適用される点数より高い点数により麻酔料を算定することとなっている。

#### (4) 機構の病院における診療報酬の請求事務

機構の病院は、これらの診療報酬請求事務をコンピュータシステムを使用して行っている。すなわち、手術等の診療行為を行った場合は、診療部門は手術名、使用した薬剤、特定保険医療材料、患者の状態等をコンピュータ上のオーダー画面に入力し、又は伝票に記入するなどして料金算定部門に送付して、料金算定部門は、この伝票の記載内容等をコンピュータに入力するなどして、これにより診療報酬の算定及び請求を行っている。

(注1) 特定保険医療材料 厚生労働大臣が手術等の点数と合算してその費用を算定することができるように定めている特定の保険医療材料で、人工血管、骨セメント等がこれに該当する。

(注2) <sup>えきか</sup> 腋窩部等の郭清 <sup>しゅよう</sup> 悪性腫瘍の転移の可能性があるわきの下などのリンパ節を系統的に切除する手術

(注3) 閉鎖循環式全身麻酔 閉鎖循環式全身麻酔器を用いて、患者の呼気中の炭酸ガスを除去しながら、麻酔ガスと酸素を補給する吸入麻酔法

## 2 検査の結果

### (1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、機構の22病院において、合規性等の観点から、平成20年度又は21年度の診療報酬の算定及び請求が適正に行われているかなどに着眼して、入院に係るレセプト控えなどの書類により会計実地検査を行った。

### (2) 検査の結果

検査の結果、11病院において、診療報酬請求額が不足していたものが2,719件、111,627,440円、診療報酬請求額が過大になっていたものが309件、22,740,700円あり、不当と認められる。

これらについて、その主な態様を診療報酬の別に示すと次のとおりである。

#### ア 入院料等に関するもの

11病院は、超重症児(者)入院診療加算の算定対象となる患者が入院していたり、小児入院医療管理料を算定する患者が人工呼吸器を使用していたりしているのに、所定の点数を加算していないなどしていた。このため、入院料等が過小に算定されていて、診療報酬請求額が823件、47,229,360円不足していた。

#### イ 手術料に関するもの

9病院は、手術において特定保険医療材料を使用しているのに、その点数を手術の点数に合算していないなどしていた。このため、手術料が過小に算定されていて、診療報酬請求額が897件、39,188,890円不足していた。

また、9病院は、乳腺悪性腫瘍手術において、腋窩部等の郭清を行っていないのに、腋窩部等の郭清を行った場合に適用されるより高い点数で手術料を算定するなどしていた。このため、手術料が過大に算定されていて、診療報酬請求額が177件、17,686,190円過大になっていた。

ウ 麻酔料に関するもの

9病院は、全身麻酔を厚生労働大臣が定める麻酔が困難な患者に対して行っているのに、それ以外の患者に対して行った場合に適用されるより低い点数により麻酔料を算定するなどしていた。このため、麻酔料が過小に算定されていて、診療報酬請求額が590件、18,534,750円不足していた。

このような事態が生じていたのは、機構の11病院において、次のことなどによると認められる。

ア 請求不足については、料金算定部門において入院料等の算定に関する認識が十分でなかったり、伝票の記載内容等をコンピュータに入力する際に記載内容を見落とすなどして入力していなかったりしていたこと、診療部門において手術等の診療内容をオーダー画面に入力し、又は伝票に記入する際に、使用した特定保険医療材料、患者の状態等に関する入力又は記入を漏らしていたこと

イ 請求過大については、診療部門において手術料の算定に関する認識が十分でなかったこと

これを病院別に示すと次のとおりである。

病 院 名	診療報酬別請求過不足の件数と金額 (△は請求過大分)									
	入院料等		手術料		麻酔料		その他		計	
	件	千円	件	千円	件	千円	件	千円	件	千円
(861) 仙台医療センター	46 3	1,527 △ 99	65 9	1,178 △ 1,302	38 1	959 △ 44	46 —	456 —	195 13	4,121 △ 1,445
(862) 千葉東病院	91 1	2,754 △ 62	15 1	511 △ 10	26 1	513 △ 84	38 1	369 △ 1	170 4	4,148 △ 158
(863) 東京医療センター	28 —	1,878 —	74 3	4,767 △ 78	47 —	1,708 —	78 —	462 —	227 3	8,816 △ 78
(864) 災害医療センター	89 13	2,646 △ 330	139 7	5,637 △ 373	129 1	4,453 △ 7	53 2	754 △ 10	410 23	13,492 △ 720
(865) 金沢医療センター	112 —	3,877 —	59 10	2,414 △ 478	67 3	1,734 △ 206	45 13	260 △ 477	283 26	8,286 △ 1,162
(866) 医王病院	36 19	2,741 △ 852	— —	— —	— —	— —	15 —	3,267 —	51 19	6,008 △ 852
(867) 鈴鹿病院	43 24	2,708 △ 1,460	— —	— —	— —	— —	— —	— —	43 24	2,708 △ 1,460
(868) 大阪医療センター	55 3	2,586 △ 114	79 123	3,714 △ 13,970	74 4	1,769 △ 10	14 2	76 △ 28	222 132	8,146 △ 14,122
(869) 岡山医療センター	138 —	18,902 —	319 16	12,342 △ 1,202	157 1	5,694 △ 7	66 6	632 △ 155	680 23	37,572 △ 1,365
(870) 長崎医療センター	50 4	2,194 △ 193	118 1	6,692 △ 14	39 1	1,100 △ 7	52 3	381 △ 17	259 9	10,369 △ 232
(871) 長崎川棚医療センター	135 26	5,413 △ 887	29 7	1,930 △ 256	13 —	599 —	2 —	14 —	179 33	7,957 △ 1,143
(861)–(871)の計	823 93	47,229 △ 3,997	897 177	39,188 △ 17,686	590 12	18,534 △ 366	409 27	6,674 △ 690	2,719 309	111,627 △ 22,740

(注) 1件で、複数の診療報酬について請求過不足が生じている場合は、請求過不足額が最も多い診療報酬で分類している。

## 第28 独立行政法人環境再生保全機構

### 不 当 事 項

### 役 務

#### (872) 公害健康被害予防事業の調査研究業務に係る委託費の経理が不当と認められるもの

科 目	(項)公害健康被害予防業務費
部 局 等	独立行政法人環境再生保全機構
契 約 名	成人気管支ぜん息患者の重症度等に応じた健康管理支援、保健指導の実践及び評価手法に関する調査研究の業務委託
契 約 の 概 要	ぜん息患者の症状に合わせて、診療ガイドラインに沿った適切な長期管理が実行されるための保健指導に関する調査研究を行うもの
契 約 の 相 手 方	学校法人帝京大学医学部に所属する研究者 A
契 約	平成 18 年 11 月、19 年 7 月 随意契約
支 払 額	34,741,848 円(平成 18、19 両年度)
不当と認める委託費の支払額	3,953,800 円(平成 18、19 両年度)

#### 1 委託費の概要

##### (1) 公害健康被害予防事業の概要

独立行政法人環境再生保全機構(以下「機構」という。)は、大気汚染の影響による健康被害の予防に寄与するため、国や地方公共団体が行っているぜん息等に対する対策や大気汚染の改善に関する施策を補完し、地域住民の健康の確保を図ることを目的として、公害健康被害予防事業を実施している。

そして、この事業のうち、大気汚染の影響による健康被害の予防に関する調査研究については、大学等の試験研究機関等又は個人を相手方として業務委託契約を締結して行われている。

##### (2) 委託契約の概要

機構は、平成 18、19 両年度に、成人気管支ぜん息患者の重症度等に応じた健康管理支援、保健指導の実践及び評価手法に関する調査研究の委託契約を、学校法人帝京大学医学部に所属する研究者 A との間で締結しており、委託費として 18 年度 16,825,818 円、19 年度 17,916,030 円、計 34,741,848 円を支払っている。

研究者 A は、上記の委託契約に基づき委託業務実施計画書(以下「実施計画書」という。)を作成した上、実施計画書に従って研究者 A を含む 12 名の研究者からなる研究グループを組織して受託業務を実施している。そして、12 名の研究者は受託業務をそれぞれ分担<sup>(注)</sup>して実施しており、その一人である公立大学法人和歌山県立医科大学に所属する研究者 F は、研究者 A から分担した業務の実施に必要な経費として、18 年度に 2,000,000 円、19 年度に 2,100,000 円の配分を受けている。

##### (3) 委託費の経理等

機構が作成している「公害健康被害予防事業及び地球環境基金事業に係る委託契約事務

取扱要領」(平成16年4月細則第11号)等(以下「事務取扱要領等」という。)によると、委託費の対象経費は諸謝金、旅費、業務費等から構成され、このうち業務費は、研究に使用する消耗品等(以下「研究用物品」という。)の購入に係る経費等とされている。

## 2 検査の結果

### (1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、委託費が事務取扱要領等に従って適切に管理されているかなどに着眼して、機構等において会計実地検査を行い、また、研究者Fが分担して実施した業務について調査を行った。そして、納品書、請求書等の書類により検査するとともに、委託費の管理が適切でないと思われる事態があった場合には、機構及び受託者である研究者Aに報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

### (2) 検査の結果

検査したところ、研究者Fは、分担した業務の実施に要した経費の額を研究者Aに報告する際に、実施計画書に記載していた研究用物品の購入費は、18年度1,853,800円、19年度2,100,000円、計3,953,800円であったとして、それらに係る納品書、請求書等を提出していた。

しかし、上記の納品書等に記載された研究用物品を購入した事実は一切なく、実際は、研究者Fが、随時、業者に他の研究用物品を納入させた上で、後日、その購入代金の支払に当たり、業者に指示して、実施計画書に記載していた研究用物品が納入されたとする虚偽の納品書、請求書等を提出させていた。

したがって、前記の物品購入費計3,953,800円は、本件委託業務に要した経費とは認められず、同額の委託費が過大に支払われていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、本件委託業務を分担して実施した研究者Fにおいて、事実に基づく適正な会計経理を行うという基本的な認識が欠けていたこと、また、受託者である研究者Aにおいて、研究者Fから提出を受けた報告内容の確認が十分でなかったこと、機構において、受託者に対して委託費の不正使用の防止について必要な措置の導入や指導を行っていたものの、その周知徹底が十分でなかったことによると認められる。

(注) 研究者F 公立大学法人和歌山県立医科大学については、本件以外にも不当事項(186ページ、194ページ、315ページ、836ページ)を掲記しており、同一の研究(代表)者名を同一のアルファベット(A～G、a～t)で表示している。

## 第29 独立行政法人日本学生支援機構

平成20年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

### 学資金貸与事業における割賦金の回収及び返還期限猶予に関する指導に必要となる債務者の住所等の把握について

(平成20年度決算検査報告685ページ参照)

#### 1 本院が要求した改善の処置

独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)は、経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に学資を貸与している。しかし、学資の貸与を受けた者(以下「債務者」という。)の住所等を確実に把握していないために、延滞した割賦金の回収が適切に実施できていなかったり、返還期限猶予を機構に願い出れば承認される可能性のある債務者(以下「潜在的返還期限猶予対象者」という。)に対して返還期限猶予の願い出について十分指導できていなかったりなどしている事態が見受けられた。

したがって、機構において、住所不明者が判明した場合や連絡をとることができなくなった場合は債務者の連絡先を直ちに調査するなどの体制を整備するとともに、債務者の実情の調査及び潜在的返還期限猶予対象者の把握に努めるなどの体制を整備する処置を講ずるよう、独立行政法人日本学生支援機構理事長に対して平成21年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

#### 2 当局が講じた処置

本院は、機構において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、機構は、本院指摘の趣旨に沿い、住所不明者が判明した場合や連絡をとることができなくなった場合について、21年12月までに、郵便物の返送等により住所不明であることが判明してから市町村に住所を照会するまでの過程における関連業務を機械化することなどにより住所調査に関する業務の迅速化を図って債務者の連絡先を直ちに調査したり、出身大学等に卒業後の債務者の住所等の管理状況等を報告させるなどして出身大学等との連携強化を図ったりするなどの体制を整備した。また、21年10月から民間への委託によりコールセンターを設置・運営して返還困難者の相談に対応したり、債務者に督促する機会を通じて返還期限猶予制度の周知を徹底したりするなどして、債務者の実情の調査及び潜在的返還期限猶予対象者の把握に努めるなどの体制を整備する処置を講じていた。



### 第30 独立行政法人都市再生機構

意見を表示し又は処置を要求した事項

関係法人に行わせている賃貸住宅団地内の駐車場事業の経営及びその資産を承継することにより駐車場と賃貸住宅を一体的に管理して事業の一層の効率化を図るとともに、投資の利益を回収して事業運営に資するよう意見を表示したもの

部 局 等	独立行政法人都市再生機構
駐車場事業の概要	賃貸住宅団地内の駐車場敷地等を有料駐車場として整備し、経営するもの
駐車場事業の経営主体	日本総合住生活株式会社
日本総合住生活株式会社が賃貸住宅団地内に設置している駐車場台数	345,849 台(平成 21 年度末現在)
日本総合住生活株式会社の資本金に対する独立行政法人都市再生機構の持分相当額	240 億 2402 万余円(平成 21 年度末現在)
日本総合住生活株式会社における駐車場事業に係る資産の帳簿価額	171 億 3512 万円(平成 21 年度末現在)

【意見を表示したものの全文】

#### 賃貸住宅団地内の駐車場事業の経営について

(平成 22 年 10 月 19 日付け 独立行政法人都市再生機構理事長あて)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

#### 1 事業の概要

##### (1) 賃貸住宅事業の概要

貴機構は、前身である旧都市基盤整備公団(以下、その前身である旧住宅都市整備公団及び更にその前身である旧日本住宅公団を含めて「公団」という。)から承継した賃貸住宅等の管理等に関する業務を行っている。

貴機構は、公団からの事業承継時に、新規の賃貸住宅の供給から原則として撤退しており、既存の賃貸住宅について居住の安定を確保しつつ、団地再生やリニューアル等によるストックの再生・活用等を推進し、ストック量の適正化を図る方針としている。そして、貴機構が管理する賃貸住宅団地数及び賃貸住宅戸数は、平成 21 年度末現在、1,774 団地、763,507 戸となっている。

## (2) 駐車場事業の概要

公団は、自動車保有する居住者が次第に増加したこと及び自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)が制定されたことを受けて、賃貸住宅団地の適切な管理及び団地居住者の利便性向上の一環として、団地内に駐車場を設置することとした。

当時の公団は、中堅勤労者向けの共同住宅を大量に供給するという使命を果たす必要があり、駐車場施設の整備及び経営に人員等を振り向けることが困難であったため、株式会社団地サービス(5年4月に日本総合住生活株式会社に社名を変更。以下「JS」という。)に対し、昭和38年以降、敷地を賃貸して有料駐車場として整備させ、経営させることとした。

そして、現在では、貴機構は、JSとの間で、「自動車駐車場の賃貸借等に関する協定書」を締結して、賃貸住宅団地内の駐車場の施設又は駐車場敷地(以下「駐車場敷地等」という。)を随意契約により賃貸し、有料駐車場を整備させ、経営させており、平成21年度末現在、賃貸住宅団地内に駐車場を設置している団地数及び駐車場設置台数は1,241団地の345,849台となっており、21年度の駐車場敷地等の賃貸料収入は204億2676万余円となっている。

駐車場敷地等の賃貸料は、JSがすべての台数分の駐車スペースを貸したときに得られることとなる利用料金から、貴機構がJSの過年度の経費の実績等を基に駐車場事業を経営するために必要となるとして算定した費用(以下「基準経営経費」という。)を差し引いた額としている。

## (3) JSに対する出資の状況

JSは、貴機構の修繕事業等団地関連業務の一部を分担して実施する事業体として昭和36年6月に公団が2000万円を出資(持分割合66.67%)して設立された。その後、公団が37年から42年までに5回の追加出資(出資額計2億2000万円、持分割合66.67%)を行ったことから、貴機構のJSに対する出資額は2億4000万円となっている。また、貴機構のJSに対する持分割合は、JSが少数株主の所有する株式の買取りを行って当該株式を消却してきたことから、平成21年度末現在80.08%となっている。

## (4) 随意契約の見直しと駐車場事業

貴機構は、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月閣議決定)(以下「整理合理化計画」という。)を受けて、支出原因契約を対象とした「随意契約見直し計画」(平成19年12月)等を策定し、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、すべて競争性のある契約に移行することとしている。

しかし、駐車場敷地等の賃貸借契約は支出原因契約でないことから随意契約見直し計画等の対象となっておらず、貴機構における組織・人員のスリム化及び駐車場の効率的な経営に資するとして、貴機構は、現在も、駐車場敷地等を随意契約によりJSに賃貸し、駐車場の整備及び経営を行わせている。

## 2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

上記のように、貴機構は、JSに駐車場敷地等を随意契約により賃貸し、有料駐車場を整備させ、経営させている。

そこで、経済性、効率性等の観点から、JSに行わせている駐車場事業の経営が効率的なものとなっているか、貴機構はJSに対する投資の利益を適切に回収しているかなどに着眼して、貴機構及びJSにおいて、財務諸表、契約書等の関係書類及び現地を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) JSによる駐車場事業の経営の状況

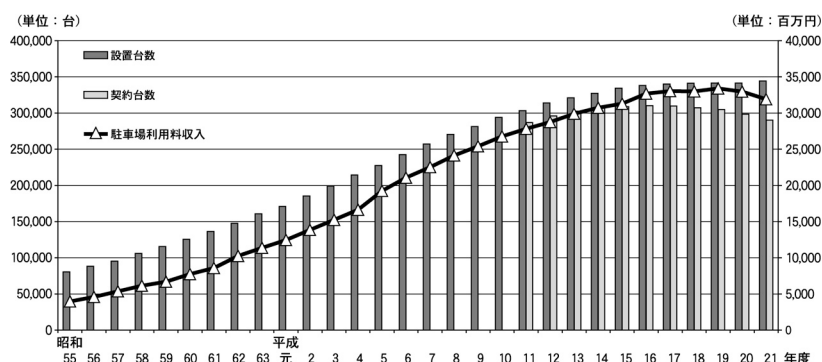
ア 駐車場敷地等の整備及び駐車場利用料収入等の推移

JSの駐車場の設置台数は、図1のとおり、昭和50年代後半から毎年度約1万台増加してきた。しかし、平成13年度以降、次第に伸びは鈍化してきて21年度末現在約34万台となっている。また、契約台数は16年度の約31万台をピークに減少に転じ、21年度は約29万台に減少している。

JSの駐車場利用料収入は、図1のとおり、駐車場の設置台数の伸びに伴い昭和50年代後半から毎年度約10億円増加してきた。しかし、駐車場の契約台数と同様に、平成13年度以降、次第に伸びは鈍化し、19年度の約333億円をピークに減少し、21年度は319億1572万余円となっている。

貴機構が定める駐車場敷地等の賃貸料(JSの地代家賃)は、当初、駐車場敷地等に係る貴機構の管理事務費、公租公課等の原価を基に算定していたが、8年度に駐車場利用料金から基準経営経費を差し引いた額とする現行の方式に見直しを行った結果約40億円増加し、さらに、20年度に基準経営経費についてJSの駐車場経営の決算実績を反映させるなどの見直しを行った結果約7億円増加している。

図1 駐車場設置台数等の推移



注(1) 平成10年度以前の契約台数については、記録が残っていないため記載していない。

注(2) 平成10年度以前は、記録が残っていないため営業台数を設置台数としている。

イ JSによる駐車場事業の経営に係る決算の状況

JSは、駐車場利用者から近傍の駐車場利用料金を基に設定した利用料金を収納しており、その利用料収入が売上げとなっている。

直接原価の内訳は表1のとおりとなっていて、このうち減価償却費、リース料及び公租公課は、駐車場施設を保有することにより必然的かつ固定的に発生する費用であり、外注委託費、修繕費等は、経営方法によって増減する費用である。

表1 JSによる駐車場事業の経営に係る決算の状況(平成21年度) (単位:千円)

区 分		内 容		金 額
売 上 高				31,915,725
売上原価	直接原価	賃 金	契約等事務処理に係るパートタイマーの賃金	236,023
		法定福利費	上記パートタイマーの法定福利費	17,865
		器材材料費	ブロック・プレート等設置費、契約等に係る郵送代、機械式駐車場に係る損害保険料等	379,444
		外注委託費	駐車場施設の巡回点検・清掃、植栽管理等の維持管理業務にかかる外注委託費	3,314,832
		リース料	機械式駐車装置・防犯カメラ等のリース料	375,052
		光熱水料	機械式駐車装置・照明設備の電気料金	453,806
		地代家賃	駐車場設備に係る賃貸料	20,000,784
		電算委託料	駐車場システムの稼働に伴う電算委託料等	378,926
		修繕費	駐車場施設の機能を維持するための費用、利便性向上のための費用等	1,179,004
		減価償却費	駐車場施設等に係る減価償却費	3,775,210
		公租公課	駐車場資産に係る公租公課	246,164
		労務外注費	駐車場工事現場管理等に係る外注費	10,680
		貸倒損失	駐車場利用料金回収不能分の損失額	6,984
派遣労務費	契約等事務処理に係る派遣社員の労務費	97,887		
直接原価計			30,472,667	
営業費	給与等			
販売費及び一般管理費	給与等			
経 費 合 計				
売上高から直接原価を差し引いた額				1,443,058

注(1) 千円単位で表記しているため、各項目の金額を集計しても合計額とは一致しない。

注(2) 「営業費」及び「販売費及び一般管理費」については、駐車場事業に配賦する基準が定められていないため、不明である。

ウ 駐車場施設の維持管理業務

JSは、駐車場施設の巡回点検・清掃、植栽管理等の維持管理業務の大半を自ら行わず、貴機構及びJSの関係会社、機械式駐車場の設置メーカー等を実施させており、その費用は外注委託費に計上されている。そして、これらの業務を他の法人に実施させる際の契約方式及び契約相手方の状況についてみると、表2のとおり、すべて随意契約で、契約相手方の多くは関係会社となっていた。

表2 外注委託の契約の状況(平成21年度) (単位:件、千円)

業務の分類	契約件数	契約金額	契約方式	左のうち関係会社			関係会社以外	
				契約件数	契約金額	契約先	契約件数	契約金額
駐車場施設巡回点検・清掃業務 注(2)	29	1,273,476	随意契約	28	1,262,958	㈱TCS、㈱大阪エスケー、 ㈱KNコーポレーション、 ㈱西日本住宅サービス	1	10,518
機械設備保守点検業務	38	640,720	随意契約	—	—	—	38	640,720
植栽管理 注(3)	59	453,877	随意契約	20	369,201	㈱大阪エスケー、㈱TCS、 ㈱KNコーポレーション、 ㈱西日本住宅サービス	39	84,676
消防設備点検業務	21	141,132	随意契約	3	53,961	㈱大阪エスケー、㈱KN コーポレーション、 ㈱東京エスケー	18	87,171
機械式ポンプ等保守点検	15	80,546	随意契約	15	80,546	㈱東京エスケー、 ㈱大阪エスケー、 ㈱KNコーポレーション	—	—
防犯カメラ等保守点検業務	11	22,569	随意契約	10	21,238	㈱東京エスケー、 ㈱大阪エスケー、 ㈱KNコーポレーション	1	1,331

(単位：件、千円)

業 務 の 分 類	契約 件数	契約金額	契約方式	左のうち関係会社			関係会社以外	
				契約 件数	契約金額	契 約 先	契約 件数	契約金額
上記以外	49	265,356	随意契約	15	85,905	㈱大阪エスケー、㈱TCS、 ㈱KNコーポレーション、 ㈱西日本住宅サービス、 ㈱東京エスケー	34	179,451

注(1) 年間契約金額が100万円未満のもの及び年間契約でないものは対象外とした。

注(2) 駐車場施設巡回点検・清掃と賃貸住宅清掃を一つの契約としているものがあるため、契約金額には賃貸住宅清掃分32,537千円が含まれている。

注(3) 植栽管理については単価契約であるため、支社、支店が発注した業者の数を契約件数として記載している。

そして、関係会社が契約相手方となっている業務をみると、植栽管理の大半は関係会社がさらに民間業者に下請させて実施していた。また、駐車場施設巡回点検・清掃等の業務は、多くの場合、積算額をそのまま契約金額としていることから、競争の利益を享受していないと認められた。

一方、貴機構においても、賃貸住宅団地の維持管理業務を委託等しているが、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、22年度中に一般競争入札等への移行を完了するなど競争化を図ってきており、これに比べるとJSの契約は、競争性、透明性が十分でないと認められる。

#### エ 利用料金の収納業務等

JSは、駐車場を利用している賃貸住宅の居住者から駐車場利用料金を収納したり、その滞納について督促をしたり、駐車場の敷金を返還したりするなどの業務を実施しているが、貴機構においても、賃貸住宅の居住者から家賃を収納するなど同種の業務を行っており、これらの業務の内容の一部は重複していることから、効率化の余地がある。

また、駐車場を利用している居住者にとっては、同じ団地内に利用する駐車場があるにもかかわらず、貴機構、JSそれぞれと別々に契約し、家賃や駐車場利用料金を支払うこととなっていて、賃貸住宅の居住者に対し、こうした支払等を行う際の利便性が十分でないものとなっている。

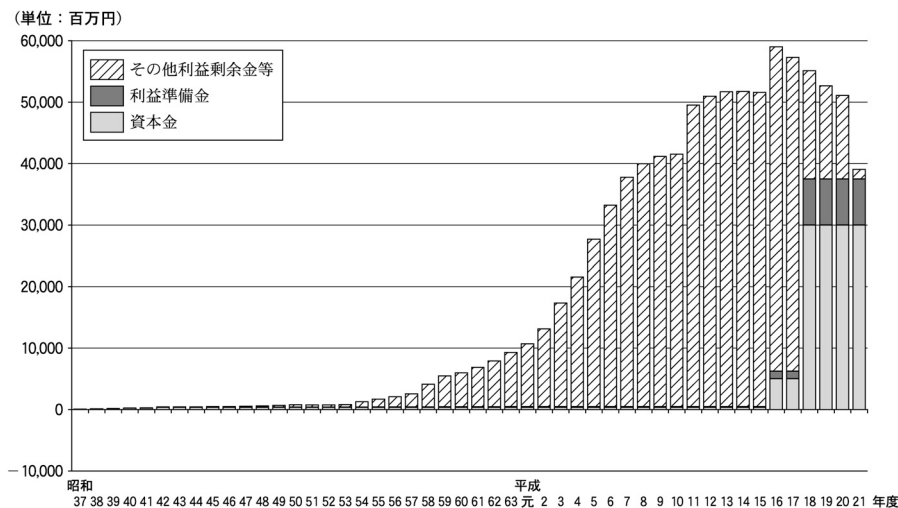
#### (2) JSの純資産の推移

JSは、貴機構の団地関連業務の一部を分担して実施する事業体として設立され、主に貴機構との取引において売上げを伸ばし、その結果、純資産のうちのその他利益剰余金を蓄積してきた。JSの純資産は、図2のとおり、設立以来、駐車場事業や修繕事業の拡大等に伴って増加しており、特に昭和50年代半ばから平成10年頃にかけて急激に増加したが、それ以降はほぼ横ばいで推移している。そして、JSの21年度末における純資産は、資本金300億円、利益準備金75億円、その他利益剰余金等15億余円となっている。

このうち、その他利益剰余金については、21年6月に貴機構に対する金銭の寄附124億余円を実施したことから前年より大幅に減少している。これは、整理合理化計画において「関連会社等の剰余金を含めた自己資本の水準を検証の上、機構の政策目的にふさわしい活用方を講ずるもの」とされたことや、行政支出総点検会議において「機構への金銭寄附を行うべき」とされたことなどを踏まえて、国土交通省及び貴機構が、JSの19年度決算における自己資本比率58.9%をJSと同種業者であるとしたマンション管理会社の管理

戸数上位10社の平均自己資本比率42.2%と比較し、それより高い部分に相当する金額を算出するなどして行ったものである。しかし、自己資本比率は、その後も53.4%(21年度決算)となっており、マンション管理会社と比較した場合には依然として高い水準にとどまっている。

図2 JSの純資産の推移



- 注(1) 平成11年度の利益剰余金のうち約66億円は税効果会計導入によるもの。
- 注(2) 平成16年度の利益剰余金のうち約73億円は退職給付会計導入によるもの。
- 注(3) 団地の居住環境づくりに貢献するなどのため、平成15年度に利益剰余金の一部を取り崩して基金積立金を設置しており、以降はこの積立金より支援費を支出しているために純資産の部の残高が減少している。

JSの資本金は、昭和36年の設立当初3000万円であったが、その後37年から42年までに5回の増資(計3億3000万円、うち貴機構出資額計2億2000万円)が行われ、これにより駐車場の整備等を促進してきた。平成16年には、貴機構が公団から独立行政法人に移行するという大きな変革もあり、JSは経営基盤の強化を図るため、その他利益剰余金から46億4000万円を資本金に組み入れた。さらに、18年には、「投下資本の回収に長時間を要する有形固定資産への投資は資本に求めるべきであり、資本金の額は、当該資産に相当する額が望ましい」との理由で、その他利益剰余金から250億円を資本金に組み入れ、資本金の額は300億円に至っている(17年度末の有形固定資産は271億3392万余円、うち駐車場用構築物169億7877万余円)。

このように、JSは、駐車場の経営等に伴って純資産を増加させてきており、保有する駐車場施設を含めた資産に相当する額の資本金を有している。

### (3) 駐車場事業の経営方式

#### ア 駐車場事業の経営主体

貴機構は、前記のとおり、新規の賃貸住宅の供給から原則として撤退しており、既存の賃貸住宅についてストック量の適正化を図る方針としているなど住宅供給に係る経営方針が変化している。また、貴機構は、従来から賃貸住宅団地内の駐車場については、住宅と併せて公正・公平かつ安定的に居住者に提供すべきサービスであり、貴機構が住宅と一体的に管理すべきものとしている。このような状況の下、駐車場の設置台数は充足してきていることから、貴機構がJSに駐車場を今後も整備させる意義は薄れてきて

いる。さらに、JSに随意契約により行わせている駐車場事業の経営は、前記のとおり、競争性、透明性が十分でなく、必ずしも経済的、効率的なものとはなっていない。

したがって、貴機構は、JSに行わせている駐車場事業の経営を承継して自ら行うこととし、駐車場と賃貸住宅を一体的に管理することにより、事業の一層の効率化を図ることができるものと認められる。

#### イ 駐車場事業に係る資産等

前記のとおり、貴機構のJSに対する出資の持分割合は21年度末現在80.08%であり、JSの資本金300億円に対する貴機構の持分相当額は240億2402万余円となる。一方、JSの駐車場事業に係る資産は、21年度末現在、駐車場用構築物152億1332万余円、その他19億2179万余円、計171億3512万余円となっていて、貴機構の持分相当額以下となっている。

駐車場事業を貴機構が自ら経営するためには、駐車場事業に係る資産をJSから承継する必要がある。そして、駐車場事業に係る資産171億3512万余円がJSから貴機構へ承継されれば、前記の18年におけるその他利益剰余金から資本金への組入れの際の経緯にかんがみて、JSは、21年度末現在300億円の資本金の額をそのまま維持していく必要はなくなると認められる。

そこで、貴機構は、貴機構以外のJSの株主の理解を得つつ、JSから駐車場事業の経営及びその資産を承継するとともに、JSにおいて余剰となる資本金の額を減少させてその他資本剰余金とし配当を行わせることなどにより投資の利益を回収することができると認められる。

#### (改善を必要とする事態)

上記のように、住宅供給に係る経営方針が変化するなどしている中で、貴機構が、本来賃貸住宅と一体的に管理すべき駐車場について引き続きJSに駐車場の整備及び経営を行わせている事態は、改善の要があると認められる。

#### (発生原因)

このような事態が生じているのは、貴機構において、住宅供給に係る経営方針が変化するなどしているのに、駐車場事業の経営方式の見直しを行わず、JSに随意契約により賃貸して整備及び経営を行わせてきたままとしていることによると認められる。

### 3 本院が表示する意見

貴機構は、16年7月1日に公団から独立行政法人に移行する際に資産の評価を行った結果、開始貸借対照表において7288億余円の繰越欠損金を計上し、これをこれまでに3792億余円削減してきたが、21年度末現在もなお3495億余円の繰越欠損金を計上していて、依然として早期の繰越欠損金の解消が課題となっている。

また、貴機構の業務、組織及び関係会社との関係の在り方については、見直しの検討が行われているところである。

ついで、貴機構において、JSの駐車場事業の経営及びその資産を承継することにより駐車場と賃貸住宅を一体的に管理して事業の一層の効率化を図るとともに、JSに対する投資の利益を回収して事業運営に資するよう意見を表示する。

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

- (1) 単身赴任者が入居する宿舍の使用料について、使用料の減額を行わないこととすることにより、使用料を適切なものとするよう改善させたもの

科	目	(都市再生勘定)	(款)業務外収入	(項)業務外収入
		(宅地造成等経過勘定)	(款)業務外収入	(項)業務外収入
部	局	等	独立行政法人都市再生機構	
宿舍の使用料の減額の概要	単身赴任者が入居する宿舍の使用料について、当該宿舍の使用料に100分の70を乗じて得た額に減額するもの			
単身赴任者が入居する宿舍に係る使用料の徴収額	7983万余円(平成18年4月分から21年12月分まで)			
上記について使用料の減額を行わなかったとした場合の宿舍の使用料の増加額	3270万円			

## 1 宿舍の使用料の概要

独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)は、独立行政法人都市再生機構宿舍規程(平成16年7月規程第22号。以下「宿舍規程」という。)に基づき、役職員に貸与する宿舍を管理運営しており、平成21年12月末現在における戸数は、世帯用宿舍1,004戸、単身用宿舍407戸、計1,411戸となっている。

機構が貸与する上記宿舍の使用料は、宿舍規程及び宿舍の使用料に関する達(平成16年7月達第71号。以下「通達」という。)に基づき、宿舍の延べ面積や所在地に応じて定められた1㎡当たりの基準使用料(以下「基準使用料」という。)に、当該宿舍の延べ面積を乗ずるなどして算定することとなっている。そして、基準使用料の額等については、国家公務員宿舍法施行令(昭和33年政令第341号)に準拠したものとなっている。

機構は、宿舍の使用料の算定に当たり、独立行政法人都市再生機構職員給与規程(平成16年7月規程第6号)に規定する単身赴任手当の支給を受ける職員(以下、単身赴任手当の支給を受ける職員を「単身赴任者」という。)が宿舍に入居する場合の宿舍の使用料については、上記の方法で算定した当該宿舍の使用料に100分の70を乗じて得た額に減額することとしている。

そして、機構の単身赴任手当は、異動等に伴い住居を移転することにより、同居していた配偶者と別居して単身で生活することを常況とすることとなった職員に対して支給されるもので、所定の月額に職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離の区分に応じた額を加算した額となっていて、その額等については、国における「一般職の職員の給与に関する法律」(昭和25年法律第95号)に準拠したものとなっている。

## 2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、機構が管理運営している宿舍のうち単身赴任者が入居して



いる宿舎について、宿舎の使用料の算定は適切に行われているかなどに着眼して検査を実施した。

検査に当たっては、18年4月分から21年12月分までの単身赴任者から徴収した宿舎(21年12月末現在では179戸)の使用料計7983万余円を対象として、機構本社及び西日本支社において、単身赴任者の入居状況、宿舎の使用料の徴収実績等について会計実地検査を行うとともに、その他の支社については同様の内容について報告を求めて、その内容を確認するなどの方法により検査した。

#### (検査の結果)

検査したところ、機構は、上記宿舎の使用料の算定に当たり、前記のとおり、単身赴任者が入居する宿舎について、世帯用宿舎、単身用宿舎の別なく、使用料の減額を行っていた。そして、このように使用料を減額する取扱いとしている理由を次のとおりとしていた。

すなわち、機構の前身である都市基盤整備公団では、世帯用宿舎を使用していた単身者のうち相当数が単身赴任者であったことなどから、必要以上に広い世帯用宿舎を使用させることは単身赴任者に経済的な負担を強いること、同公団の職員は全国各地に転勤する可能性があり職員の転勤が円滑に行われる必要があることなどを総合的に勘案して、13年5月に、宿舎の使用料を減額する取扱いを定めていた。そして、機構が16年7月に同公団の業務を承継する際にも、上記と同様の理由から使用料の減額に係る規定を引き続き定めていた。

しかし、機構が宿舎の基準使用料や単身赴任手当について準拠している国においては、宿舎の使用料について、経年劣化等により生ずる居住性の相違について金額の調整を行うのみで、入居者が単身赴任者であることによる使用料の減額を行っていない。また、全国各地に転勤する可能性がある他の独立行政法人においても、このような使用料の減額を行っていない。

さらに、機構が単身赴任者に対し使用料の減額を行っていることは、単身赴任者が単身用宿舎に入居した場合であっても使用料を減額していることや、単身赴任手当の支給を受けない独身の職員が世帯用宿舎に入居した場合であっても使用料の減額が無いことから、独身の職員に対する取扱いとの比較において、公平性に欠けるものとなっている。

したがって、機構が、単身赴任者の入居する宿舎の使用料について使用料の減額を続けている事態は適切とは認められず、改善を図る必要があると認められた。

#### (宿舎の使用料の増加額)

単身赴任者の宿舎の使用料について、18年4月分から21年12月分まで使用料の減額を行わなかったとして、これを算定すると、計1億1253万余円となり、前記の徴収額計7983万余円に比べて3270万余円が増加することになると認められた。

#### (発生原因)

このような事態が生じていたのは、機構において、単身赴任者が入居する宿舎の使用料の算定が適切なものとなっているかについて検討を十分に行っていなかったことなどによると認められた。

### 3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構は、21年11月に通達を改正して、単身赴任者が入居する宿舎について使用料の減額を行わないこととし、22年1月から適用することとする処置を講じた。

(2) 事務所清掃等業務費の積算を清掃員の勤務時間及び業務実態に基づいて適切に行うよう改善させたもの

科 目	(都市再生勘定) (項)一般管理費 (宅地造成等経過勘定) (項)一般管理費
部 局 等	独立行政法人都市再生機構募集販売本部及び2支社
契 約 名	独立行政法人都市再生機構募集販売本部庁舎清掃業務等6件
契 約 の 概 要	事務所の清掃及び給茶機の洗浄等の業務を請け負わせるもの
契 約 の 相 手 方	中央管財株式会社
契 約	平成20年4月、21年4月 随意契約
契 約 金 額	1億7230万余円(平成20、21両年度)
節減できた事務所清掃等業務費	2430万円(平成20、21両年度)

1 事務所清掃等業務の概要

独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)の本社、募集販売本部及び支社(以下、これらを合わせて「支社等」という。)は、自ら所有したり、賃借したりして使用している事務所の清掃業務及び給茶機の洗浄等業務(以下、これらを「事務所清掃等業務」という。)をそれぞれ民間業者に請け負わせて実施しており、その契約件数及び契約額は、平成20、21両年度で計23件、4億5029万余円となっている。

支社等は、これらの事務所清掃等業務に係る契約の締結に当たり、機構本社制定の「事務所清掃業務の積算基準について」(以下「通達」という。)に基づき事務所清掃等業務費の積算を行っている。通達によると、事務所清掃等業務のうち事務所の清掃業務に係る労務費は、国土交通省が定めている「建築保全業務積算要領」(以下「積算要領」という。)における「清掃」の歩掛かりを準用して、これに同省が別途定めている清掃員の労務単価(以下「清掃員単価」という。)を乗じて積算することとなっている。そして、清掃員単価は、清掃員A、同B及び同Cの区分ごとに異なっており、これらの各区分の清掃員に求められている技能・実務経験等は、次表のとおりとなっている。

また、給茶機の洗浄等業務に係る労務費は、通達に積算方法が示されていないことから、支社等においては、独自に歩掛かりを策定して、これに清掃員単価を乗じて積算している。

表 清掃員の区分及び技能・実務経験等

区 分	技 能・実 務 経 験 等
清掃員A	清掃業務について、作業の内容判断ができる技術力及び作業の指導等の総合的な技能を有し、実務経験6年以上程度の者
清掃員B	清掃業務について、作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し、実務経験3年以上6年未満程度の者
清掃員C	清掃業務について、清掃員A又は清掃員Bの指示に従って作業を行う能力を有し、実務経験3年未満程度の者

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

事務所清掃等業務は、毎年度、支社等において実施されていて、これに係る費用は多額に上っている。

そこで、本院は、経済性等の観点から、事務所清掃等業務費の積算が適切に行われているかなどに着眼して、20、21両年度に支社等が締結した前記の事務所清掃等業務に係る契約計23件、4億5029万余円を対象に、支社等において、契約書、積算書、仕様書等の書類及び業務実態を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

募集販売本部、東日本支社及び東京都心支社(以下、これらを合わせて「3支社」という。)は、それぞれ入居しているビルのビル管理会社が指定した中央管財株式会社と随意契約を締結しており、その契約件数及び契約額は、20年度3件、8717万余円、21年度3件、8512万余円、計6件、1億7230万余円となっていた。

そして、3支社は、事務所清掃等業務費の積算に当たり、積算要領の歩掛かりを用いるなどしていたが、このうち事務所の清掃業務に係る労務費については、清掃業務を機構の勤務日に行う日常清掃と機構の勤務日以外に行う定期清掃としていて、日常清掃のうち機構職員の出勤前に行う清掃と定期清掃は、清掃員にとっても勤務時間外の清掃であり賃金の割増しが必要であると考えて、すべての清掃時間について積算要領の歩掛かりに1.25を乗ずる補正を行っていた。また、給茶機の洗浄等業務に係る労務費については、飲料水及び食器の洗浄等に直接携わることから安全性及び信頼性の確保が必要であるとして、清掃員単価のうち清掃員Aの労務単価を適用していた。

しかし、事務所の清掃業務は、日常清掃、定期清掃とも清掃員にとっては正規の勤務時間内に行われているものであることから、歩掛かりの補正は必要ないと認められた。また、給茶機の洗浄等業務は、衛生管理に注意が必要な茶葉の交換や湯飲み茶碗の洗浄等を行うものの、当該業務において指導等の総合的な技能が求められているものではないことから、清掃員Aの労務単価とする必要はないと認められた。

このように、事務所清掃等業務費の積算に当たり、正規の勤務時間内の業務であるのに勤務時間外の業務であると誤って判断して歩掛かりの補正を行っていたり、業務の実態とかい離した過大な労務単価を適用したりしている事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

### (節減できた事務所清掃等業務費)

上記のことから、3支社の事務所清掃等業務に係る契約6件について、事務所の清掃業務については歩掛かりの補正を行わず、給茶機の洗浄等業務についてはその業務の実態から清掃員Bの労務単価を適用して修正計算すると、積算額は20年度7482万余円、21年度7317万余円となり、前記契約額との差額両年度計約2430万円が節減できたと認められた。

### (発生原因)

このような事態が生じていたのは、3支社において、積算要領の理解が十分でなかったこと及び給茶機の洗浄等業務の実態を十分把握していなかったことにもよるが、本社において、清掃員の正規の勤務時間は支社等の職員の正規の勤務時間とは異なるものであることに

ついて指導が十分でなかったこと及び給茶機の洗浄等業務費の積算方法を業務の実態を踏まえた上で通達等において明確に示していなかったことによると認められた。

### 3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構は、22年7月に支社等に対し通知等を発し、清掃員と機構職員の正規の勤務時間は異なるものであることについて周知徹底するとともに、給茶機の洗浄等業務費の積算方法について労務単価は清掃員B又は同Cの単価を参考とすることとして、事務所清掃等業務費の節減を図る処置を講じた。

## 第31 独立行政法人住宅金融支援機構

平成20年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

### (1) 賃貸住宅貸付けにおける賃貸条件の制限違反について

(平成20年度決算検査報告700ページ参照)

#### 1 本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置

独立行政法人住宅金融支援機構(以下「機構」という。)は、旧住宅金融公庫の賃貸住宅貸付けについて、借受者が住宅の賃貸に当たり、賃借人から礼金等の金品を受領したり、その他賃借人の不当な負担となることを賃貸の条件としたりしてはならないこととしている。しかし、借受者等において賃貸条件の制限があることについての認識が欠如していたり、機構において賃貸住宅の実態調査について本店から支店へ明確な指示をしていなかったりなどしたため、借受者が賃借人から礼金を受領しているなど賃貸条件の制限に違反している事態が見受けられた。

したがって、機構において、賃貸条件の制限に違反している71件の貸付けについて、借受者に対して賃借人に礼金等の返還等を行わせるとともに、他のすべての賃貸住宅貸付けについて賃貸条件の制限違反の有無を調査して、違反しているものがあれば速やかに同様の処置を講じ、また、借受者等に賃貸条件の制限が遵守されるよう周知を図り、実態調査を毎年確実に実施するなどの処置を講ずるよう、独立行政法人住宅金融支援機構理事長に対して平成21年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めた。

#### 2 当局の処置状況

本院は、機構本店において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、機構は、本院指摘の趣旨に沿い、賃貸条件の制限に違反している71件の貸付けについては、借受者に対して賃借人に礼金等の返還を行わせるなどの処置を講じていた。また、賃貸条件の制限に関する借受者等に対する周知については、機構のホームページに掲載したり、借受者や不動産仲介業者等に改めて周知を行ったりするなどの処置を講じていた。

そして、上記71件を含む既に調査を終了していたもの以外の賃貸住宅貸付けについては、賃貸条件の制限違反の有無を順次調査しており、調査の結果、違反のあった貸付けについては是正をさせることとしている。また、毎年の実態調査の実施については、上記の調査結果を踏まえて、実施細則等を整備することとしている。

### (2) バリアフリー賃貸住宅貸付けの実施について

(平成20年度決算検査報告704ページ参照)

#### 1 本院が求めた是正改善の処置及び表示した意見

独立行政法人住宅金融支援機構(以下「機構」という。)が行っているバリアフリー賃貸住宅建設資金の貸付事業において、同資金の借受者が入居者の募集開始時までに貸付対象物件を高齢者円滑入居賃貸住宅として登録することが貸付条件であるのに、機構がその履行確認を行っていないために、貸付条件違反が常態化しているなどの事態や貸付対象物件における高

高齢者の入居率が著しく低い状況となっていて、事業の効果が十分発現していない事態が見受けられた。

したがって、機構において、借受者が募集開始時までに登録を行っていない物件等に対しては貸付けを行わないこととするなど貸付条件を遵守させる措置を早急に講ずるとともに、広報活動を積極的に行ったり、貸付対象物件が高齢者の入居を拒まないものである旨を募集の際に明示したりすることなどにより、高齢者の入居に結びつくようなより実効性のある措置を講ずるよう、独立行政法人住宅金融支援機構理事長に対して平成21年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求め、及び同法第36条の規定により意見を表示した。

## 2 当局が講じた処置

本院は、機構本店において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、機構は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 22年1月に支店等に対して通知を発して、貸付条件である登録の時期について、「総額決定時まで」と変更していたものを「募集開始時まで」と元に戻すとともに、高齢者を入居対象に含めること、登録を継続することなどを新たに貸付条件とし、これに違反した場合は、機構から融資が受けられなくなり、融資を既に受けている場合は貸付金を全額繰上償還請求されても異存がない旨の約諾書を提出させることなどを定め、申込内容の審査段階における確認等を十分に行うこととした。

イ 22年5月に貸付対象物件の情報を機構ホームページに掲載するとともに、同年6月には、各都道府県住宅部局等に対して、高齢者福祉部局と連携し、その情報を周知するチラシを行政窓口、福祉事務所等に配布して備え付けることなどについて協力を要請した。また、前記の通知において、入居者募集の際に行う広告には、高齢者であることを理由に入居を拒否することはない旨の記載を行うこと、高齢者優先募集期間を一般の募集に先立って設けることなどを貸付条件とするとともに、高齢者の入居状況の追跡調査を毎年行うこととした。

第32 国立大学法人東北大学、第33 国立大学法人東京学芸大学、第34 国立大学法人東京芸術大学、第35 国立大学法人琉球大学

意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1)-(4) 国立大学法人が保有している未利用の土地や建物等について、当該資産を保有する合理的な理由の有無を検討して具体的な処分計画又は利用計画を策定するなどし、これにより資産の有効活用を図るよう改善の処置を要求したもの

科 目	固定資産
部 局 等	(1) 国立大学法人東北大学 (2) 国立大学法人東京学芸大学 (3) 国立大学法人東京芸術大学 (4) 国立大学法人琉球大学
保有している土地及び建物の平成21年3月31日現在の帳簿価額	土地 (1) 1353億3763万余円 (2) 1489億8853万円 (3) 373億5680万円 (4) 127億4820万円 計 3344億3116万余円 建物 (1) 991億1745万余円 (2) 147億3179万余円 (3) 216億2989万余円 (4) 119億7775万余円 計 1474億5689万余円
上記のうち未利用の土地や建物等に係る帳簿価額	土地 (1) 45億2029万円 (2) 23億7332万円 (3) 33億1297万円 (4) 2億4883万円 計 104億5543万円 建物 (1) 689万円 (3) 3939万円 (4) 1697万円 計 6326万円
	合計 (1) 45億2718万円 (2) 23億7332万円 (3) 33億5237万円 (4) 2億6580万円

本院は、国立大学法人が、教育研究等の業務を確実に実施するために必要なものとして国から承継して保有している土地及び建物のうち、利用していない土地や建物等の処分及び有効活用について、平成22年10月19日に、国立大学法人東北大学、同東京学芸大学、同東京芸術大学及び同琉球大学(以下、これらを合わせて「4国立大学法人」という。)の各学長に対して、

「保有している土地・建物の処分及び有効活用について」として、会計検査院法第 36 条の規定により改善の処置を要求した。

これらの処置要求の内容は、4 国立大学法人のそれぞれの検査結果に応じたものとなっているが、これを総括的に示すと以下のとおりである。

## 1 国立大学法人の保有資産の概要

### (1) 国立大学法人の保有資産

90 国立大学法人(4 大学共同利用機関法人を含む。以下同じ。)は、資産として、土地(キャンパス、演習林等。21 年 3 月 31 日現在の帳簿価額計 4 兆 8926 億余円)及び建物(教育・研究施設等。同帳簿価額計 2 兆 4152 億余円)を保有しており、その大宗は、16 年 4 月に国立大学法人が教育研究等の業務を確実に実施するために必要なものとして国から承継したものである。

そして、国立大学法人は、毎事業年度国から交付される運営費交付金等を原資として、保有している土地や建物等の資産の維持管理を行っており、保有資産の維持管理に当たっては、管理規則を制定するなどして、保有資産の使用状況等を把握して適正な運用に努めるとともに、常に良好な状態を確保するよう維持・保全に留意し、保有資産が教育研究等の業務に必要ななくなったと認められるときは、売却等の処分を行うことができるなどとしている。

### (2) 保有資産の処分

国立大学法人の保有資産のうち国から承継した土地については、国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号)において、当該土地を処分したときは、売却収入の範囲内で文部科学大臣が定める基準により算定した額に相当する金額を独立行政法人国立大学財務・経営センター(以下「**財経センター**」という。)に納付すべき旨の条件を付して出資されたものとするとしており、国立大学法人は、原則として、当該土地の売却収入から建物の取壊し費用等を除いた額に 100 分の 50 を乗じて得た金額を財経センターに納付することとされている。

そして、財経センターは、納付された資金を原資として、国立大学法人等を対象として、施設整備に必要な資金の交付を行っている。

### (3) 保有資産の見直し

経済財政改革の基本方針 2007(平成 19 年 6 月閣議決定)において、独立行政法人における資産債務改革を独立行政法人改革及びその改革工程と整合性を取りつつ推進することとされており、国立大学法人についても、大学改革との整合性を取りながら同様に改革を推進することとされている。

そして、国立大学法人の保有資産の見直しについては、「国立大学法人の組織及び業務全般の見直しについて」(平成 21 年 6 月文部科学大臣決定)において、国立大学法人は、効率的な法人運営を行うため、保有資産の不断の見直し及び不要とされた資産の処分に努めること、さらに、既存施設の有効活用、施設の計画的な維持管理の着実な実施等に努めることとされている。

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、効率性、有効性等の観点から、国立大学法人が保有している土地や建物が教育研究等の業務を確実に実施するという目的に沿って有効に活用されているか、利用していない



土地について、売却等の処分計画や施設を整備した上での利用計画が策定されているかなどに着眼して、90 国立大学法人のうち 31 国立大学法人において、31 国立大学法人が 21 年 3 月 31 日現在で保有している土地及び建物を対象として、施設の配置図等の関係書類を検査するとともに、現地に赴き土地や建物の現況等を確認するなどして会計実地検査を行った。

**(検査の結果)**

上記 31 国立大学法人のうち 22 年 10 月までに検査を完了した 4 国立大学法人(保有している土地(帳簿価額計 3344 億 3116 万余円)、建物(帳簿価額計 1474 億 5689 万余円))において、教育研究等の業務を確実に実施するために必要であるとして土地や建物を 16 年 4 月に国から承継してから 5 年を超えているのに、具体的な処分計画又は利用計画を策定しないまま有効に利用していない土地があるなどの適切でない事態が見受けられた。

**(1) 国から承継して保有している土地を利用していないもの**

国から承継して保有している土地を利用していないものが、表 1 のとおり、4 国立大学法人において、計 19 件(敷地面積計 346,859.0m<sup>2</sup>、帳簿価額計 100 億 5181 万余円)見受けられた。

これらの事態を態様別にみると、①国から校舎用地等を承継して保有しているものの、当該用地を売却するなどして処分したり、施設等を整備して有効に活用したりすることなく、雑木林地等そのまま保有しているものが計 15 件(敷地面積計 320,596.7m<sup>2</sup>、帳簿価額計 78 億 6331 万余円)、②国から承継した職員宿舎等を取り壊して更地としたものの、当該更地を売却するなどして処分したり、施設等を整備して有効に活用したりすることなく保有しているものが計 4 件(敷地面積計 26,262.3m<sup>2</sup>、帳簿価額計 21 億 8850 万余円)となっていた。

また、態様①の事態のうち 1 件については、利用していない職員宿舎用地(敷地面積 1,477.0m<sup>2</sup>、帳簿価額 6486 万余円)が第三者によって駐車スペースとして不法に使用されていた。

表 1 保有している土地を利用していないもの

国立大学法人名	態様	件数	敷地面積	帳簿価額
東北大学	①	4	59,190.0m <sup>2</sup>	28 億 1587 万余円
	②	2	21,467.4m <sup>2</sup>	13 億 6597 万余円
	計	6	80,657.4m <sup>2</sup>	41 億 8185 万余円
東京学芸大学	①	3	11,538.7m <sup>2</sup>	15 億 5079 万余円
	②	2	4,794.9m <sup>2</sup>	8 億 2253 万円
	計	5	16,333.6m <sup>2</sup>	23 億 7332 万余円
東京芸術大学	①	1	137,698.0m <sup>2</sup>	32 億 4967 万余円
琉球大学	①	7	112,170.0m <sup>2</sup>	2 億 4696 万余円
計 4 国立大学法人	①計	15	320,596.7m <sup>2</sup>	78 億 6331 万余円
	②計	4	26,262.3m <sup>2</sup>	21 億 8850 万余円
	合計	19	346,859.0m <sup>2</sup>	100 億 5181 万余円

上記の事態のうち、態様①について事例を示すと、次のとおりである。

**<事例>**

国立大学法人東京芸術大学は、国から取手団地(茨城県取手市)の土地(敷地面積 164,095.4m<sup>2</sup>、帳簿価額 3,872,700,000 円)を承継して保有している。そして、文部科学省に対して同団地内の 137,954.0m<sup>2</sup>を整備予定地として報告している。

同団地の土地は、上野団地(東京都台東区)が手狭になったことから、国立大学法人化前の国立東京芸術大学が、教育・研究環境の改善等を目的として、一部の学科等の全面移転等を計画し、昭和 61 年から 63 年にかけて取得等したものである。

しかし、平成 11 年に取手団地を利用する美術学部の 1 学科が新設されたものの、計画していた一部の学科等の全面移転等は結局実施されなかった。このため、上記整備予定地のうち、石彫場、工房等として利用している 256.0m<sup>2</sup>を除く、残りの 137,698.0m<sup>2</sup>(帳簿価額 3,249,672,800 円)については、同団地の取得後 20 年以上経過しているにもかかわらず、具体的な施設等の整備計画が策定されないまま大半が雑木林地となっていた。

(2) 国から承継して保有している職員宿舎等を全く利用していなかったり、その利用が低調であったりしているもの

ア 国から承継して保有している職員宿舎を全く利用していないもの

国から承継して保有している職員宿舎を、20 事業年度までの 3 か年度以上にわたり全く利用していないものが、国立大学法人東北大学において、計 2 件(建物：延べ面積計 103.0m<sup>2</sup>、帳簿価額計 265 万余円、土地：敷地面積計 1,451.0m<sup>2</sup>、帳簿価額計 5994 万余円)見受けられた。

これらの職員宿舎のうち、1 件については入居できる職員が限定されていたため 17 年 10 月から、残りの 1 件については老朽化のため 13 年 4 月から、それぞれ入居する者がおらず、全く利用されていなかった。

イ 国から承継して保有している宿泊施設の利用が低調なもの

国から承継して保有している宿泊施設で、その利用が低調なものが、表 2 のとおり、3 国立大学法人において、計 3 件(建物：延べ面積計 1,609.8m<sup>2</sup>、帳簿価額計 6060 万余円、土地：敷地面積計 18,551.8m<sup>2</sup>、帳簿価額計 3 億 4367 万余円)見受けられた。

これらの宿泊施設は、各国立大学法人のすべての学生、教職員等が課外活動等に利用することができる施設であるが、利用者のニーズが変化したことなどにより、16 事業年度から 20 事業年度までの間の各事業年度の施設稼働率(年間宿泊可能延べ人数に対する年間宿泊延べ人数の割合)が、毎事業年度それぞれ 20% 未満となっていた。

表 2 保有している宿泊施設の利用が低調なもの

国立大学法人名	件数	面積		帳簿価額		平成 16 事業年度から 20 事業年度までの間の各事業年度の施設稼働率
		上段：延べ面積	下段：敷地面積	上段：建物	下段：土地	
東北大学	1	301.0m <sup>2</sup> 2,731.1m <sup>2</sup>		423 万余円 2 億 7850 万円		9.2%～18.7%
東京芸術大学	1	728.8m <sup>2</sup> 3,907.7m <sup>2</sup>		3939 万余円 6330 万円		8.9%～11.6%
琉球大学	1	580.0m <sup>2</sup> 11,913.0m <sup>2</sup>		1697 万余円 187 万余円		2.2%～5.4%
計 3 国立大学法人	3	1,609.8m <sup>2</sup> 18,551.8m <sup>2</sup>		6060 万余円 3 億 4367 万余円		

(注) 施設稼働率は平成 16 事業年度から 20 事業年度までの間の最低値と最高値を示している。

**(改善を必要とする事態)**

4 国立大学法人において、教育研究等の業務を確実に実施するために必要であるとして国から土地や建物を承継したものの、それぞれの事情や経緯があるなどとして、利用していない土地等や利用が低調である施設を、具体的な処分計画又は利用計画を策定しないまま保有している事態は、資産の有効活用の面から適切ではなく、改善の要があると認められる。

**(発生原因)**

このような事態が生じているのは、4 国立大学法人において、利用していない土地等や利用が低調となっている施設を保有しているのに、これらの資産について、将来利用する可能性があるなどとして、不断の見直しや、具体的な処分計画又は利用計画の策定を行っていないことなどによると認められる。

**3 本院が要求した改善の処置**

国立大学法人については、前記のとおり、効率的な法人運営を行うため、保有資産の不断の見直し及び不要とされた資産の処分に努めること、さらに、既存施設の有効活用、施設の計画的な維持管理の着実な実施等に努めることが求められている。そして、国立大学法人が保有している土地や建物は、そのほとんどが国立大学法人化に伴って国から承継した資産であること、国立大学法人には、毎事業年度国から多額の運営費交付金が交付されており、これらの資産の維持管理に同交付金等を充てていることなどにかんがみると、国立大学法人においても、国の厳しい財政事情を考慮して、不要な資産については売却等の処分を着実に行うとともに、引き続き保有しようとする資産については一層の有効活用を図る取組が必要となっている。

これらのことから、4 国立大学法人に対して、前記の利用していない土地や建物等を今後もしも引き続き保有することについて合理的な理由が存在するか否かを検討して、当該土地等を保有することについて合理的な理由が存在しない場合には、当該土地等についての具体的な売却等の処分計画を策定し、合理的な理由が存在する場合には、具体的な当該土地等の利用計画を策定するなどして、当該資産の有効活用を図るよう改善の処置を要求する。

## 第36 国立大学法人山口大学

### 不 当 事 項

#### 予 算 経 理

- (873) 研究用物品の購入に当たり、研究者が業者に虚偽の関係書類を作成させ大学に架空の取引に係る購入代金を支払わせるなど不適正な会計経理を行っていたもの

科 目	経常費用	業務費
部 局 等	国立大学法人山口大学	
会計経理の内容	大学院等における研究用物品の購入	
不適正な会計経理の額	126,743,002 円(平成 16 年度～21 年度)	

#### 1 研究用物品の購入に係る経理の概要

国立大学法人は、学部、大学院等(以下、これらを合わせて「大学院等」という。)を設置している。大学院等は、研究で使用する消耗品等(以下「研究用物品」という。)を購入しており、各国立大学法人の会計規則等により処理することとなっている。そして、研究用物品の購入の契約については、会計規則等の定めるところにより、その給付の完了の確認を行うこととなっている。

#### 2 検査の結果

##### (1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、予算が会計規則等に従って適切に執行されているか、特に研究用物品の購入に係る会計経理が適正に行われているかなどに着眼して、18 国立大学法人において会計実地検査を行った。そして、これらの国立大学法人における納品書、請求書等の書類により検査するとともに、会計規則等に違反していて、予算の執行が適切でないと思われる事態があった場合には、当該国立大学法人に報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

##### (2) 検査の結果

検査したところ、国立大学法人山口大学(以下「山口大学」という。)において、次のとおり会計規則等に違反していて不適正な会計経理を行っている事態が見受けられた。

すなわち、山口大学は、平成 16 年度から 21 年度までの間に大学院等に所属する 15 名の研究者から納品書、請求書等の提出を受けるなどして研究用物品の購入代金を業者に支払っていた。

しかし、この購入代金のうち 126,743,002 円については、次表のとおり、実際には上記 15 名の研究者が、業者に架空の取引を指示して虚偽の納品書、請求書等を作成させ山口大学に架空の取引に係る購入代金を支払わせていたものであり、その全額を業者に預けて別途に経理するなどしていた。

表 山口大学における架空の取引に係る支払状況 (単位：円)

研究者	年 度	架空の取引に係る購入代金
A	平成 16～21	120,216,978
B	16、18、19	1,481,550
C	18～20	1,117,341
D	19	869,400
E	18、19	736,900
F	16	480,949
G	18	384,720
H	18	369,171
I	17	358,680
J	18～20	279,195
K	17	278,250
L	18、19	92,704
M	16	43,260
N	16	19,204
O	19	14,700
計	16～21	126,743,002

以上のように、事実と異なる会計経理を行い、代金を支払っている事態は、会計規則等に違反していて、126,743,002円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、研究者において、大学の予算の原資が税金等の公金であり、事実に基づく適正な会計経理を行うという基本的な認識が欠けていたこと、山口大学において、研究用物品の納品検査等が十分でなかったことによると認められる。

## 第37 日本放送協会

意見を表示し又は処置を要求した事項

受信契約の取次ぎ・収納等に係る業務委託について、業界団体との緊密な連携を図るとともに契約内容の見直しを検討するなどして、受信契約の促進及び受信料の公平負担の徹底という目的に対して一層有効に機能するものとなるよう意見を表示したもの

科 目	一般勘定 (款)事業支出 (項)契約収納費
部 局 等	日本放送協会本部及び46放送局
契 約 の 概 要	各都道府県に所在する旅館生活衛生同業組合等に受信契約の取次ぎ・収納等に係る業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	51 団体
支払対象となつた受信契約件数及び受信料収納額	265,773 件 28 億 5718 万余円(平成 21 年度)
上記に対する委託料支払額	8 億 4346 万円(背景金額)

【意見を表示したものの全文】

事業所との受信契約の取次ぎ・収納等に係る業務委託契約について

(平成 22 年 10 月 28 日付け 日本放送協会会長あて)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

### 1 受信契約等の概要

#### (1) 受信契約の概要

貴協会は、放送法(昭和 25 年法律第 132 号)により、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内放送を行うことなどを目的として設立された法人である。放送法では、貴協会の放送を受信することのできる受信設備(以下「受信機」という。)を設置した者は、貴協会とその放送の受信についての契約(以下「受信契約」という。)をしなければならないとされている。貴協会の事業は、貴協会と受信契約を締結した者(以下「受信契約者」という。)が負担する受信料を主な財源として運営されており、その受信料収入は平成 21 年度で 6442 億余円に上っている。

受信契約は、放送法の規定により貴協会が総務大臣の認可を得て定めた日本放送協会放送受信規約(以下「受信規約」という。)において、個人がその世帯に受信機を設置する場合には、原則として世帯ごとに受信契約を締結することとされているが、法人等がその事業所等住居以外の場所に受信機を設置する場合には、当該事業所等の部屋、自動車等、受信機の設置場所ごとにそれぞれ受信契約を締結すること(以下「事業所契約」という。)とされている。

そして、放送法の規定によれば、総務大臣の認可を受けた基準によるものでなければ受信契約者から徴収する受信料を免除してはならないとされており、割引等の受信料の特例

を定める受信契約の条項についても、あらかじめ総務大臣の認可を受けなければならないこととされている。

## (2) 事業所契約に関する特例と業界団体への業務委託

貴協会は、受信契約のうち事業所契約について、総務大臣の認可を受けて受信規約を変更し、21年2月から事業所契約に関する特例を導入し、事業所等の同一敷地内に設置している受信機の全数について受信契約を締結することを条件に、2台目以降の受信料について、それらの受信料の半額を割り引くこと(以下「事業所割引」という。)としている。これは、ホテル、旅館等の事業所等においては、複数の場所に受信機が設置されている場合、その設置場所ごとにそれぞれ受信契約が必要とされているため、事業所にとって受信料の経費負担が大きいとの業界団体等からの要望があることなどから、事業所の負担の在り方について見直すとともに、受信契約の促進による受信料の公平負担の徹底を図る取組を強化する方策とされている。ただし、この事業所割引が継続して適切に行われることを担保するために、受信規約において、事業所割引の適用を受けた契約者が受信料を支払期限までに支払わない場合は、貴協会は、当該請求期間及び当該請求期間後の受信料に関して事業所割引を適用しないことができることとなっている。

そして、貴協会は、従来、事業所契約の中でも特に契約率が低い業種であるホテル・旅館の業界団体と受信契約の締結の促進について協議を行ってきたが、多くのホテル・旅館が貴協会の受信料の説明・勧奨に応じない事態が生じていた。そこで、受信契約の促進と契約率の向上、受信料の安定的な収納等が可能となる仕組みを構築するために、業界団体の指導力、影響力に着目し、上記の事業所割引の導入と時期を合わせて、業界団体による契約・収納業務の取りまとめ(以下「業界団体取りまとめ」という。)等を行うこととした。そして、貴協会は、20年7月から業界団体と交渉を重ねた結果、合意が成立したことから、各都道府県に所在する旅館生活衛生同業組合(以下「旅館組合」という。)並びにホテル・旅館業の全国団体である社団法人国際観光旅館連盟、社団法人日本観光旅館連盟、社団法人日本ホテル協会及び社団法人全日本シティホテル連盟(以下、これらを合わせて「旅館組合等」という。)との間で受信契約の取次ぎ・収納等に係る業務委託契約を締結し、21年4月から業務委託を開始している。

## (3) 業務委託契約の内容と委託料の支払状況

上記の業務委託契約は、受信契約の勧奨・締結、受信料の収納・督促、契約の維持・管理等及び受信料支払についての理解促進をはじめ受信料を支払う意識を定着させることなどの活動をすべて含めた包括的な契約であるとされており、その上で貴協会と業界団体が合意したものである。その契約書によると、おおむね以下のような内容となっている。

### ア 旅館組合等の行う業務等の範囲について

- (ア) 受信契約の取次業務等として、旅館組合等の組合員及び会員(以下「組合員等」という。)の受信契約締結の勧奨・取次ぎ、組合員等に対する適正な受信契約締結の指導等を行うこと
- (イ) 受信料の収納業務として、設置している受信機の全数について契約して事業所割引の適用を受けている組合員等への請求額の通知、組合員等からの集金、集金した受信料の貴協会への払込み、組合員等の未収分の督促等を行うこと
- (ウ) 協会に対し、旅館の増改築や廃業等の組合員等の情報に関する連絡を行うこと

(エ) 委託業務及び受信契約に関する組合員等からの各種問い合わせに対する対応を行うこと

イ 契約率の増加指標について

旅館組合等は、本件業務の推進に関して、組合員等に対し、放送法及び受信規約に基づき適正な契約がなされるようにするとともに、設置している受信機の全数を契約して、本件業務委託に参加している組合員等数の全組合員等数に対する割合(以下「参加率」という。)が60%を下回らないように努めることとし、参加率が60%を下回った場合は、旅館組合等は、貴協会に対し直ちに報告するとともに、改善に努めることとされている。そして、参加率が60%に満たない場合は、貴協会は、旅館組合等に対して参加率の改善について協議を求め、旅館組合等は誠意をもって対応することとされている。これらは、参加率がホテル・旅館の受信契約数を増加させるために必要な指標であることから、契約条項として定められている。

ウ 委託料の算定方法について

本件業務委託契約における委託料の算定方式は、貴協会と旅館組合の中央連合体である全国旅館生活衛生同業組合連合会及び業界4団体と交渉を重ねた結果合意したものであり、契約書に記載されている取次ぎ、収納、組合員等への指導等の委託内容を包括的に実施するためのものとされている。そして、委託料は、旅館組合等が収納業務の対象としている組合員等から集金して貴協会に払い込む受信料の件数に、受信契約の種類(地上契約、衛星契約等)、支払コース(12か月前払い、6か月前払い等)に応じて定められた単価(事業所割引適用前の受信料の15%相当額)を乗ずるなどして算定することとされている。

本件業務委託契約に係る21年度の委託料の支払状況は、次表のとおりであり、受信契約件数は計265,773件、受信料の収納額は計28億5718万余円となっており、51旅館組合等に対して計8億4346万余円の委託料が支払われている。

表 委託料の支払状況(平成21年度)

契約相手方	受信契約件数(件)	受信料の収納額(千円)	委託料の支払額(千円)
47 旅館生活衛生同業組合	165,931	1,699,589	498,581
(社) 国際観光旅館連盟	9,588	98,248	29,121
(社) 日本観光旅館連盟	14,005	144,485	42,340
(社) 日本ホテル協会	67,326	811,115	242,456
(社) 全日本シティホテル連盟	8,923	103,744	30,966
計	265,773	2,857,183	843,466

(注) 金額は単位未満切捨てのため、計は一致しない。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、ホテル・旅館等の事業所契約に関し、ホテルグループや各放送局等の間で契約率が区々となっているなどの事態について、平成17年度決算検査報告に「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」として掲記した。



そして、貴協会は、受信料の公平負担の取組を更に強化する方策として、事業所割引及び業界団体取りまとめを導入することとし、また、「平成 21～23 年度 NHK 経営計画」においても、これらを活用していくことを明記しているところである。さらに、23 年 7 月にアナログ放送の終了が予定されているなど受信料を取り巻く環境にも大きな変化が生じている。

そこで、本院は、こうした状況を踏まえ、経済性、効率性、有効性等の観点から、本件業務委託契約が事業所契約における契約率の向上に有効に機能するものとなっているかなどに着眼して、前記の旅館組合等と締結した業務委託契約 51 件を対象として、貴協会本部及び<sup>(注1)</sup>13 放送局において旅館組合等との業務委託契約書、収納状況一覧等の関係書類等により会計<sup>(注2)</sup>実地検査を行った。また、その他の 33 放送局<sup>(注2)</sup>についても、貴協会本部から関係書類の提出を受けるなどして検査した。

(注1) 13 放送局 新潟、前橋、大阪、奈良、名古屋、広島、松江、福岡、宮崎、仙台、青森、札幌、松山各放送局

(注2) 33 放送局 長野、甲府、横浜、水戸、千葉、宇都宮、さいたま、京都、神戸、和歌山、大津、金沢、静岡、福井、富山、津、岐阜、岡山、鳥取、山口、熊本、長崎、鹿児島、大分、佐賀、沖縄、秋田、山形、盛岡、福島、高知、徳島、高松各放送局

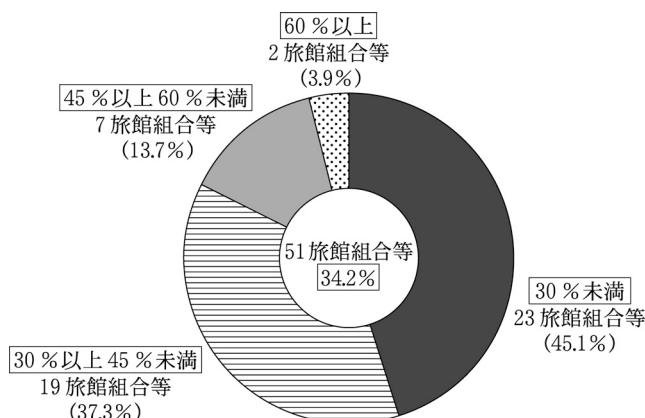
**(検査の結果)**

検査したところ、本件業務委託契約について次のような事態が見受けられた。

**(1) 旅館組合等における参加率について**

本件業務委託契約は、ホテル・旅館の受信契約の契約率の向上を図るために、受信料を大幅に割引く事業所割引の制度の導入に合わせて実施されているものであるが、貴協会が受信契約数の増加に必要な指標としている参加率について検査したところ、51 旅館組合等における参加率は、21 年度末で平均 34.2% となっていた。そして、図 1 のとおり、51 旅館組合等のうち、参加率が、指標としている 60% 以上となっていたのは 2 旅館組合等にとどまっています、23 旅館組合等においては 30% 未満と著しく低率になっていた。

図 1 参加率別の旅館組合等数



一方、貴協会の資料によると、21 年度末におけるホテル・旅館との受信契約数は業界団体に未加入の分を含め全体で約 61 万件で、20 年度末の約 51 万件と比べて約 10 万件増加しており、契約率は 20 年度末に 51% (推定) であったものが 60% (同) と向上したとされている。このように、受信契約数が増加したのは、21 年 2 月に事業所割引が導入された

ことにより、設置している受信機の全数の受信契約を締結すれば、2台目以降の受信料が50%割引かれ、結果的に受信料の負担額が少なくなるホテル・旅館から、受信機の台数変更の申込みが多数行われるなどしたことによると思料される。

そして、このようにホテル・旅館全体の受信契約数が増加したにもかかわらず、本件業務委託契約の参加率は多数の旅館組合等で低率にとどまっているのは、受信契約が未契約であったり、設置している受信機の全数について受信契約を締結すると受信料の負担額が増加したりするホテル・旅館もあるため、本件業務委託に参加する組合員等が増加していないことによると推測される。

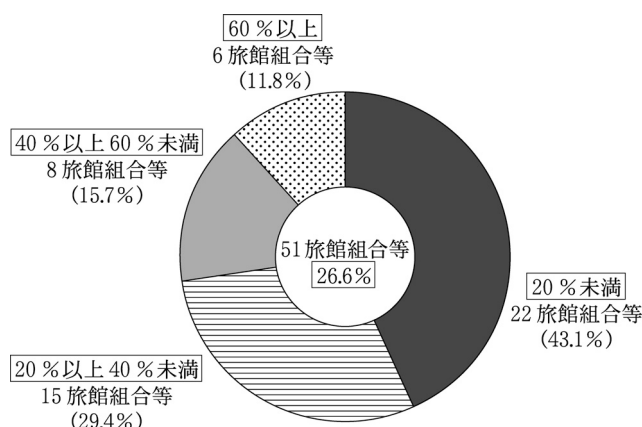
したがって、事業所割引及び本件業務委託契約が導入された初年度において、既に上記のような傾向が見受けられていることは、今後の参加率の向上、ひいては受信契約の促進及び受信料の公平負担という目的について、厳しい状況が続くことが懸念される。

## (2) 旅館組合等の受信契約の取次状況について

上記(1)のような状況から、受信契約数の一層の増加を図るためには、未契約であるなどのホテル・旅館に対する契約締結の一層の促進を図ることが依然として重要な課題となっており、本件業務委託契約を活用したこれらのホテル・旅館に対する受信契約締結の勧奨・取次ぎの役割は一層大きなものとなっている。

そこで、本件業務委託契約における旅館組合等による受信契約の取次状況等について検査したところ、委託料の支払対象となった受信契約 265,773 件のうち、各旅館組合等により受信契約の勧奨・取次ぎが行われていた受信契約は 51 旅館組合等で計 70,638 件となっており、それらの受信契約に対する割合(以下「契約取次率」という。)は平均 26.6% となっており、残りの 195,135 件は貴協会の職員等が契約取次ぎを行ったものとなっていた。これを契約取次率の別にみると、図2のとおり、51 旅館組合等のうち 22 旅館組合等においては 20% を下回る状況となっていた。

図2 契約取次率別の旅館組合等数



このように旅館組合等による契約取次率が低率となっている理由には、本件業務委託契約が開始された21年4月時点で既に貴協会と受信契約を締結して事業所割引の適用を受けていたホテル・旅館に係る分は、貴協会の取次分として整理されており、これらが相当の割合を占めていたことがありと推測される。

しかし、本件業務委託契約においては、前記のとおり、すべての受信契約を対象として、契約取次率が低率な旅館組合等に対しても一律に事業所割引適用前の受信料の15%

相当額を委託料として算定することとなっていて、契約取次ぎの有無を考慮することとはなっていない。このため、契約取次率が各旅館組合等により区々となっていたり、相当数の旅館組合等において著しく低率となっていたりしている事態に対して、旅館組合等による受信契約の勧奨・取次ぎに対する取組を促すような仕組みとなっていないと認められる。

貴協会は、本件業務委託契約について、従来、協会的手法だけでは契約を取り次ぐことができなかったホテル・旅館から受信契約を締結することができるような仕組みを構築するなどして、ホテル・旅館の契約率の更なる向上を図ることを目的として実施するものとしている。しかし、前記のような本件業務委託契約を取り巻く状況や参加率及び委託料が業界団体と協議を重ねて決定された経緯、また、本件業務委託契約が導入初年度であることを考慮したとしても、本件業務委託契約において、上記(1)、(2)のとおり、参加率が低率となっていて、今後の受信契約の増加が懸念される状況の中で、参加率や契約取次率にかかわらず一律に委託料を算定している事態は、旅館組合等における取組の強化や自ら参加率を向上させることを担保するようなものとなっていないと認められる。

したがって、契約率の更なる向上を図るため、本件業務委託契約において、受信契約数の向上に重要な指標となる参加率の一層の向上を図ることが肝要であり、その方策として、旅館組合等に参加率の向上についての取組を強化するよう要請するとともに、委託料の算定に当たっても、参加率や契約取次率について一定の評価をするなどして、参加率の向上を促すような仕組みを検討する必要があると認められる。

#### (改善を必要とする事態)

本件業務委託契約の実施に当たっては、参加率や契約取次率が低率となっている旅館組合等が多数生じていること、また、委託料について、参加率や契約取次率が低率な旅館組合等に対しても一律に事業所割引適用前の受信料の15%相当額と算定していることから、受信契約の締結の促進及び受信料の公平負担の徹底という目的に対して一層有効に機能するものとなるよう、改善の要があると認められる。

#### (発生原因)

このような事態が生じているのは、旅館組合等における受信契約の勧奨・取次ぎ、参加率向上に対する取組が必ずしも十分でないこと、また、貴協会において、参加率が低率な旅館組合等に対する改善の要請が十分でなかったり、本件業務委託契約における委託料の算定方式が参加率の向上を促すような仕組みとはなっていなかったりしていることによると認められる。

### 3 本院が表示する意見

貴協会の運営の基礎となる受信料制度が将来にわたって維持されるためには、受信機の設置者があまねく公平に受信料を負担することが前提となっていることから、貴協会においては、受信契約の促進及び受信料の公平負担の徹底に取り組むことが肝要となっている。このため、長年の課題となっている事業所契約における受信契約の促進及び受信料の公平負担の徹底の取組を強化する方策として、事業所割引が認可されて、21年2月から実施されているところである。

しかし、事業所割引の実施に合わせて、業界団体との合意の下、21年4月から導入された本件業務委託契約について、前記のとおり改善を必要とする事態が生じていると認められる。そして、本件業務委託契約が21年度から23年度までの契約となっており、それ以降も別段の申出がない限り同一内容で契約が継続する自動更新条項が付されていることから、適切な対策が講じられない場合、このような事態がそのまま継続することになるおそれがある。

については、貴協会において、本件業務委託契約について、参加率の一層の向上を促すよう、業界団体との緊密な連携を図るとともに、参加率や契約取次率について一定の評価をするなどの契約内容の見直しを検討するなどして、受信契約の促進及び受信料の公平負担の徹底という目的に対して一層有効に機能するものとなるよう意見を表示する。

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

トンネル内に設置している換気設備の運用に当たり、近年の自動車排出ガス規制等に伴って変更されたトンネル換気設計方法に基づいて換気設備の運転時間を短縮することにより、電力量料金の節減を図るよう改善させたもの

科 目	管理費用
部 局 等	本社、2 管理局
換気設備の概要	トンネル利用者の安全で快適な通行及びトンネル内における各種の管理業務のための環境を確保することなどを目的として設置するもの
換気設備の運転に要した電力量料金	5415 万余円(平成 20、21 両年度)
上記のうち節減できた電力量料金	3679 万円

## 1 換気設備の概要

### (1) 換気設備の設置目的の概要

首都高速道路株式会社(以下「会社」という。)は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」という。)から借り受けた高速道路の維持管理業務の一環として、機構と締結した協定等に基づいて、トンネル内に設置している照明設備、換気設備等の各種設備の管理・運用を行っている。

このうち、換気設備は、「機械設備設計要領(トンネル換気設備編)」(平成21年6月制定。それ以前はトンネル換気設備設計要領等。以下「設計要領」という。)等に基づいて、トンネル利用者の安全で快適な通行及びトンネル内における各種の管理業務のための環境を確保することなどを目的として設置されている(参考図参照)。

### (2) 換気設備の運用

会社は、上記の換気設備の設置目的を達成するのに必要なばい煙透過率(100m 当たりの光の透過率)の設計値(高速道路の設計速度 60km/h 以下の場合は 40% 以上、同 80km/h 以上の場合は 50% 以上)及び一酸化炭素濃度の設計値(100ppm 以下)が設計要領に定められていることから、ばい煙透過率及び一酸化炭素濃度を計測する機器をトンネル内に設置し、これによる計測を行っている。

そして、換気設備の運用を行っている西東京、東東京、神奈川各管理局は、これらの機器による計測値が上記の設計値の範囲内に自動的に収まるように換気設備の運転(以下、この運転を「計測制御運転」という。)が行われるよう設定しており、このうち西東京、神奈川両管理局では、ばい煙透過率が設計値に近づくことを未然に防ぐため、計測制御運転の設定に加えて、トンネル内の自然換気だけではばい煙透過率が設計値の範囲内に収まらなくなると見込まれる交通量が発生すると想定される時間帯(以下「ばい煙対策時間帯」とい

う。)に換気設備が自動的に運転(以下、この運転を「定時運転」という。)されるように設定している。

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

高速道路の換気設備の運転は、高速道路の重要な管理業務であり、多額の電力量料金等の経費を要している。

一方、近年の自動車排出ガス規制等によって、自動車から排出されるばい煙等の換気対象物質は大幅に減少している。

そこで、本院は、経済性等の観点から、換気設備の運転が適切に行われ、電力量料金の節減が図られているかなどに着眼して、本社及び計測制御運転に加えて定時運転を行っている西東京、神奈川両管理局において会計実地検査を行った。そして、検査に当たっては、計測制御運転に加えて定時運転を行っている両管理局管内の9トンネルの換気設備(これらの運転に要した電力量料金20年度3038万余円、21年度2377万余円、計5415万余円)について、トンネル内、トンネル坑口周辺に設置されている受電所等に赴いて、換気設備の設置状況や運転時間等の運用状況を確認するなどの方法により検査した。

### (検査の結果)

検査したところ、会社は、自動車から排出されるばい煙等の近年の大幅な減少に伴い、換気設備の能力の算定に用いる自動車1台当たりのばい煙排出量の数値を低減することなどを内容とするトンネル換気設計方法の変更についての通知(以下「変更通知」という。)を20年6月に発しており、この設計方法の変更によって供用中のトンネル内の換気設備の運用の見直しを図ることが可能となっていたのに、この変更通知を今後新規に設置する換気設備の設計にのみ適用することとして高速道路の新設等の業務を所掌する建設局に通知しただけで、高速道路の維持管理業務を所掌する管理局には通知していなかった。

そして、神奈川管理局においては16年度に、また、西東京管理局においては17年度にそれぞれ定時運転に係るばい煙対策時間帯の設定変更を行って以降、22年5月の会計実地検査時まで変更は行っていない状況であった。

そこで、会社が、上記の本院の検査結果を踏まえて、変更通知の内容に基づいて定時運転について再検討したところ、前記の9トンネルについては、自動車1台当たりのばい煙排出量の数値が低減することにより、ばい煙対策時間帯がなくなる結果となることから、定時運転を行う必要はないものであった。

したがって、計測制御運転に加えて定時運転を行っている換気設備について、変更通知の内容に基づいて運用の見直しが図られていない事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

### (節減できた電力量料金)

上記のとおり、前記9トンネルの換気設備の運用を変更通知により換気設計方法が変更された後の20年7月から適切に行っていれば、換気設備の運転に要する電力量料金は、定期点検に基づく試運転に要する時間を考慮しても20年度1227万余円、21年度508万余円となることから、前記の電力量料金20年度3038万余円、21年度2377万余円に比べて20年度1810万余円、21年度1868万余円、計3679万余円が節減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、会社において、前記の変更通知の内容が自動車1台当たりのばい煙排出量の数値を低減するものであることから、これに基づいて供用中のトンネル内の換気設備の運用を再検討する必要があるのに、このことについての認識が十分でなかったこと、このため変更通知を建設局のみに通知していて管理局には通知していなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

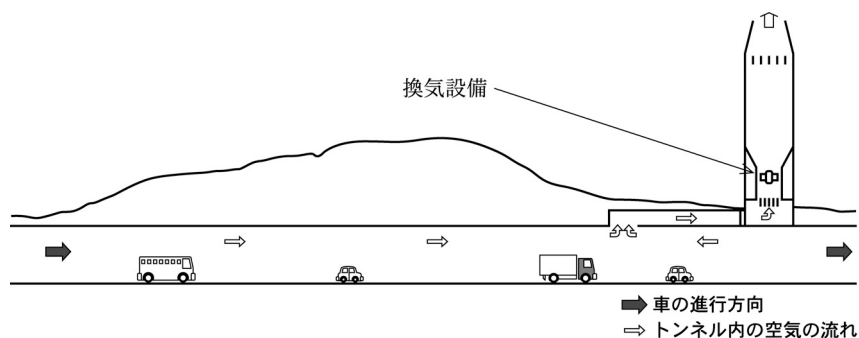
上記についての本院の指摘に基づき、会社は、22年6月に、次のような処置を講じた。

ア 換気設備の運用について見直しを図るよう定時運転を行っている2管理局を含む全管理局に通知するなどした結果、すべての定時運転を取りやめることとして電力量料金の節減を図った。

イ 今後トンネル換気設計方法を変更する場合は、供用中のトンネル内の換気設備の運用の見直しを図るよう管理局に周知することとする旨の通知を発した。

(参考 図)

換気設備の概念図



第39 東日本電信電話株式会社、第40 西日本電信電話株式会社

第3章 第2節 第39 東日本電信電話株式会社 第40 西日本電信電話株式会社

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

- (1)(2) 電話交換機の更改に当たり、撤去する旧交換機への通電期間を短縮して電気料金を節減するとともに、旧交換機に含まれる貴金属の価額を適切に算定して処分するよう改善させたもの

科 目	営業費用	
部 局 等	(1)	東日本電信電話株式会社本社及び17支店
	(2)	西日本電信電話株式会社本社及び33支店
電話交換機の更改等作業の概要	電話交換機を処理能力の高い新交換機に更改し、不用となった旧交換機を撤去し廃棄処分する作業	
旧交換機に係る電気料金相当額	(1)	7184万余円(平成20、21両年度)
	(2)	4393万余円(平成20、21両年度)
節減できた電気料金相当額(ア)	(1)	5110万円(平成20、21両年度)
	(2)	3240万円(平成20、21両年度)
旧交換機の処分に係る売却額等	(2) 売却額(収入)	791万円(平成20、21両年度)
	廃棄処分費(費用)	1537万余円(平成20、21両年度)
貴金属の価額を算定した場合の増収額等(イ)	(2) 売却増収額	590万円(平成20、21両年度)
	廃棄処分費節減額	720万円(平成20、21両年度)
	計	1310万円
(ア)、(イ)の合計	(1)	5110万円(平成20、21両年度)
	(2)	4550万円(平成20、21両年度)

1 交換機更改工事等の概要

東日本電信電話株式会社(以下「NTT 東日本」という。)及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT 西日本」という。)は、加入者への電話サービスや他事業者の通信サービスに提供するために、加入者回線や電話交換所を多数設置し、東日本及び西日本地域における電話網をそれぞれ構築しており、この電話網を正常な状態に維持するために、毎年度、通信ケーブルや電話交換機等の通信設備の維持、更改等を行っている。

上記の通信設備のうち、電話交換所に設置され昭和58年から運用されてきた電話交換機(以下「旧交換機」という。)は、主制御装置、加入者回線収容装置、通話制御装置等の各種装置を数十台規模で組み合わせて1組の電話交換機が構成されていることから、相当の設置スペースを必要とし、また、それらの多数の装置を稼働させるために消費する電力も相当の量に上っている。

そこで、両会社は、平成8年度から旧交換機と比べて処理能力が向上した省スペース・省電力型の新ノードと呼ばれる電話交換機(以下「新交換機」という。)を新たに導入し、旧交換機から新交換機への更改を実施してきている。そして、両会社は、保有する旧交換機をすべて新交換機に更改することとし、20年度から27年度までの8年間で計2,057組(NTT 東日本960組、NTT 西日本1,097組)の旧交換機を更改する計画としている。



## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

両会社は、上記のとおり、20年度以降に計2,057組の旧交換機を更改することにより、電話網の維持経費の削減にも取り組むこととしている。

そこで、本院は、経済性等の観点から、旧交換機の更改に伴う作業が適切に行われて電話網の維持経費の削減が図られているか、また、撤去した旧交換機の処分は適切に行われているかなどに着眼して、NTT東日本の10支店<sup>(注1)</sup>、NTT西日本の17支店<sup>(注2)</sup>において会計実地検査を行うとともに、両会社の本社から、NTT東日本全17支店<sup>(注3)</sup>、NTT西日本全33支店<sup>(注4)</sup>の作業データに係る関係書類の提出を受けるなどして、20、21両年度に更改された旧交換機350組(NTT東日本190組、NTT西日本160組)の更改状況及び処分状況等について検査を行った。

(注1) 10支店 東京、千葉、埼玉、栃木、宮城、福島、岩手、山形、秋田、北海道各支店

(注2) 17支店 大阪、大阪東、大阪南、和歌山、京都、名古屋、三重、金沢、広島、山口、愛媛、香川、徳島、福岡、佐賀、長崎、熊本各支店

(注3) 17支店 東京、神奈川、千葉、埼玉、茨城、栃木、群馬、山梨、長野、新潟、宮城、福島、岩手、青森、山形、秋田、北海道各支店

(注4) 33支店 大阪、大阪東、大阪南、和歌山、京都、奈良、滋賀、兵庫、名古屋、静岡、岐阜、三重、金沢、富山、福井、広島、島根、岡山、鳥取、山口、愛媛、香川、徳島、高知、福岡、北九州、佐賀、長崎、熊本、大分、鹿児島、宮崎、沖縄各支店

### (検査の結果)

検査したところ、新旧交換機の更改については、手順に係るマニュアル等は制定されておらず、おおむね次のような手順により実施されていた。

- ① 電話交換所に新交換機を設置して機能確認等を行った後、加入者回線を新交換機にも並列に接続し、あらかじめ調整された切替日に、旧交換機から新交換機へ電話交換の機能を切り替えて、旧交換機による電話交換を停止する。
- ② 新交換機への切替後も、新交換機の運用で電話交換に障害が生ずるなどの万一の事態に備えることとして、しばらくの間、旧交換機の電源は遮断せずに、そのまま通電しておく。
- ③ 新交換機での電話交換に障害が生じていないことを十分確認した後、旧交換機に接続されていた中継回線、監視制御回線等の切断作業を行って電話網から切り離す。その後、警報機能を解除するなどの作業を実施した後、旧交換機の各装置の電源をすべて遮断して、ケーブル等の撤去や旧交換機の搬出を行う。
- ④ 撤去した旧交換機については、両会社の本社が定めた廃棄処分等に関するマニュアルに基づき、資源として回収できる金属等の価額を算定した上で、運搬、処分等の費用を差し引き、売却又は廃棄処分することとしている。

そして、上記の手順を基に、実際の作業状況等を検査したところ、次のような事態が見受けられた。

#### (1) 旧交換機に係る電気料金について

20、21両年度に更改された旧交換機350組(NTT東日本190組、NTT西日本160組)について、新交換機への切替日から旧交換機の電源遮断日までの日数を調査したところ、前

記②の障害の確認のために1か月以上の期間を置いていたり、前記③の電話交換所内で逐次実施する各作業において次の作業を実施するまでに必要のない待機期間が生じていたりして、切替日から電源遮断までに長期間を要しているものが多数見受けられた。すなわち、NTT 東日本において、22年3月末時点で電源遮断が完了していた141組(NTT 西日本においては129組)については、切替日から電源遮断まで36日から384日、平均131日間(同21日から384日、平均81日間)を要しており、また、同時点で電源遮断が完了していなかった49組(同31組)については、切替日から平均110日(同77日)が既に経過しており、中には6か月以上の期間が経過しているものが7組(同4組)見受けられた。そして、これらの期間における旧交換機に係る電力消費量は、NTT 東日本で641万kWh、NTT 西日本で413万kWhとなっており、その電気料金を算定するとNTT 東日本で7184万余円、NTT 西日本で4393万余円となっていた。

(注5) 旧交換機に係る電力消費量 旧交換機に係る電力消費量は、交換機の定格電力等により交換所の電力消費量を案分して算出した。

しかし、これまでの交換機の更改では旧交換機に交換機能を戻した事態は生じていないことに加え、新交換機の性能が向上したことなどから、障害の有無の確認期間を短縮することは十分可能であった。また、旧交換機は、電話網から切り離された時点で交換機として機能しなくなるものであることなどから、優先度を下げずに、撤去するために必要な各作業を一連の作業として実施することで、より短期間で旧交換機の電源を遮断することが可能であった。

したがって、以上のように、旧交換機への通電期間を短縮し、電気料金を大幅に節減することが可能であったのに、新交換機が稼働するようになった後にも、速やかに電源を遮断することなく、長期間にわたって旧交換機にそのまま通電し電気料金を支払っていた事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

#### (節減できた電気料金)

上記のことから、両会社が20、21両年度に実施した計350組の交換機の更改について、両会社それぞれにおけるこれまでで最も短い通電期間(NTT 東日本において36日間、NTT 西日本において21日間)を旧交換機への通電期間としてこの間の電力消費量を計算すると、前記のNTT 東日本の電力消費量641万kWhは184万kWhとなり、差引き457万kWhを削減でき、また、NTT 西日本の電力消費量413万kWhは108万kWhとなり、差引き305万kWhを削減できることとなる。そして、これらに係る電気料金相当額をNTT 東日本で約5110万円、NTT 西日本で約3240万円節減できたと認められた。

#### (2) 旧交換機の売却処分等について

撤去された旧交換機には鉄、銅等の一般的な金属のほか、その電子基板等に金、銀等の貴金属が含まれており、近年、それらの市場価格が高騰していることから、旧交換機の処分における貴金属の価額の算定状況について調査したところ、NTT 東日本では、旧交換機の処分に当たって全支店で貴金属の価額を算定しており、また、NTT 西日本でも、20年12月に、本社から電子基板等に含まれる貴金属の含有率等に関する参考資料が配布されて以降は、貴金属の価額を算定している支店があった。しかし、NTT 西日本の17支店では、上記の参考資料が貴金属の評価についての算定事例を示しただけのものであったため明確な指示と受け止めずに、処分した旧交換機計55組(19年度に撤去された

3組を含む。)について、電子基板等に含まれる貴金属の価額を算定せずに鉄くず等として処分していた。そして、これらのうち25組については計791万円の売却収入を得ていたが、残りの30組については計1537万余円の処分費用を支払っていた。

(注6) 17支店 名古屋、静岡、岐阜、三重、広島、島根、岡山、鳥取、山口、福岡、北九州、佐賀、長崎、熊本、大分、鹿児島、宮崎各支店

このように、撤去した交換機から回収できる貴金属について適切な価額を算定せずに割安な額で売却していたり、割高な廃棄処分費用を支払っていたりしている事態は適切と認められず、改善の必要があると認められた。

(増収できた売却額及び節減できた廃棄処分費)

前記の55組について、貴金属の価額を適切に算定していたとすると、廃棄処分から売却に変更できることとなるものが3組あるため、売却収入は28組に係る計1381万余円に増加することとなる一方、廃棄処分費は27組に係る計810万余円に減少し、前記の売却収入等と比較して合計約1310万円の増収又は経費の節減を図ることができたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、主として次のようなことによると認められた。

- ア 両会社において、撤去予定の交換機のような旧設備に係る経費に対する経済性、効率性についての配慮が十分でなかったこと
- イ NTT西日本において、本社が定めた廃棄処分等に関するマニュアル等に撤去する旧交換機等の通信設備に含まれている貴金属の価額の算定方法を明確に示していなかったこと、また、その取扱いについて各支店に対する指示が徹底していなかったこと

### 3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、両会社は、22年9月に、交換機更改工事における速やかな電源の遮断に向けた標準的な作業手順書を策定して各支店に周知するなどして、交換機の更改を効率的に実施して電気料金の削減を図る処置を講じた。

また、NTT西日本は、22年7月に、旧交換機等の撤去する通信設備を処分する場合の当該通信設備に含まれている貴金属の価額の算定方法を定めた文書及び貴金属の取扱いを明確に定めた指示文書を各支店に発して、その周知徹底を図る処置を講じた。

(第40 西日本電信電話株式会社)

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

加入者宅等へ作業員を派遣して行う工事の実施に当たり、メタルケーブルの心線を再接続する作業のみを行う非効率な工事の発生を防止して回線維持費用の節減を図るよう改善させたもの

科 目	営業費用
部 局 等	西日本電信電話株式会社本社及び 33 支店
工 事 の 概 要	加入者の申込みに応じて、作業員を派遣して光ケーブルの新設作業や引込線等の撤去作業等を行う工事
工 事 の 件 数	8,685,088 件(平成 20 年 7 月～22 年 3 月分)
上記に係る請負工事費	1126 億 3410 万余円
非効率となっていた工事の件数	465,413 件(平成 20 年 7 月～22 年 3 月分)
非効率となっていた工事の発生を防止したとした場合に節減できた請負工事費	18 億 3630 万円(平成 20 年 7 月～22 年 3 月分)

1 派遣工事等の概要

西日本電信電話株式会社(以下「NTT 西日本」という。)は、加入電話や ADSL サービスなどの通信サービスを提供するため、メタルケーブルや加入者宅等に配線する引込線、回線を保護する保安器等の加入者回線設備を多数保有している。

近年、光ケーブルを使用する通信サービスが拡大して、メタルケーブルを使用する通信サービス(以下「メタルケーブル系サービス」という。)の加入者数が毎年減少してきていることから、NTT 西日本は、作業員を派遣して光ケーブルの新設作業や、引込線、保安器等(以下「引込線等」という。)の撤去作業等を行う工事(以下「派遣工事」という。)を多数実施している。このうち、引込線等の撤去作業においては、将来の新規加入等に備えて空き心線を確保することを目的として、電柱上のメタルケーブルと引込線との分岐点でメタルケーブルの心線をあらかじめ再接続する作業(以下「心線再接続作業」という。)を行っている(参考図参照)。

NTT 西日本は、これらの派遣工事を通信建設会社に請け負わせて実施しており、この請負工事費は、1 回の派遣工事で実施する上記の各作業に直接要する経費(以下「作業費」という。)と加入者宅等への現場移動に要する経費(以下「派遣費」という。)とを合計して支払うこととしている。

そして、通信建設会社への発注に当たっては、加入者からメタルケーブル系サービスの休止、解約等の注文を受け付けた各支店の受付部門等が、注文内容や社内データベースの顧客情報から派遣工事の要否及びその作業内容を判断して、派遣工事が必要な場合には、当該受付部門から通信建設会社に直接発注しており、また、それらの要否等について更に検討を要

する場合には、設備部門において必要な作業工程等を調査した上、設備部門から発注している。

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

加入者回線設備についてはユニバーサルサービス制度<sup>(注1)</sup>の支援対象となっていて、その維持に要する費用の節減はNTT西日本及びその加入者のみにとどまらず、通信サービスの利用者全体にとって緊要な課題となっている。また、近年、更に加入者数が減少し、メタルケーブルに相当数の空き心線が生じていると見込まれることから、本院は、経済性、効率性等の観点から、派遣工事で実施する作業内容や作業量等は経済的・効率的なものとなっているかに着眼して検査した。

そして、NTT西日本の全33支店<sup>(注2)</sup>が平成20年7月から22年3月までの間に実施した派遣工事について、通信建設会社からの請求データを入手して分析するとともに、21、22両年次に延べ33支店<sup>(注3)</sup>(21年次16支店<sup>(注4)</sup>、22年次17支店)において会計実地検査を行うなどして検査した。

(注1) ユニバーサルサービス制度 加入者が支払う基本料では加入者回線設備の費用を賄えず、基本料部門の収支が赤字となった場合は、費用の一部を、法令で定める電気通信事業者全体で応分に負担する制度。電気通信事業者等の多くは、負担金をそれぞれの利用者に転嫁している(平成20年1月から21年1月までは電話番号当たり毎月6円、21年2月からは8円)。

(注2) 全33支店 大阪、大阪東、大阪南、和歌山、京都、奈良、滋賀、兵庫、名古屋、静岡、岐阜、三重、金沢、富山、福井、広島、島根、岡山、鳥取、山口、愛媛、香川、徳島、高知、福岡、北九州、佐賀、長崎、熊本、大分、鹿児島、宮崎、沖縄各支店

(注3) 21年次16支店 大阪、大阪東、大阪南、奈良、兵庫、名古屋、金沢、富山、広島、島根、岡山、鳥取、福岡、大分、宮崎、沖縄各支店

(注4) 22年次17支店 大阪、大阪東、大阪南、和歌山、京都、名古屋、三重、金沢、広島、山口、愛媛、香川、徳島、福岡、佐賀、長崎、熊本各支店

### (検査の結果)

本院が、NTT西日本の各支店において実施されていた派遣工事計8,685,088件(請負工事費計1126億3410万余円)について、通信建設会社からの請求データに基づき検査したところ、1回の派遣で心線再接続作業のみを行っている派遣工事(以下「単独工事」という。)がすべての33支店において計465,413件発生しており、これらに係る請負工事費は計18億3637万余円に上っていた。そして、これらの単独工事は、1件当たりの請負工事費が平均3,940円であるのに対して、そのうち心線再接続の作業費は、平均620円に過ぎず、請負工事費の大部分が派遣費で占められている非効率なものとなっていた。

そこで、上記465,413件の単独工事のうち、支店ごとに50件をそれぞれ任意に抽出した計1,650件について、単独工事となった理由等を調査したところ、そのほとんどは、加入者が不在であったために、加入者宅等で引込線等の撤去作業を行えず、電柱上で心線再接続作

業のみを行っていたものとなっていた。そして、その原因は、各支店の受付部門から通信建設会社への発注指示の内容が、加入者が不在であった場合でも心線再接続作業は実施することとしていたり、通信建設会社が事前に加入者の在宅確認を十分行わないまま加入者宅等を訪問していたりしていることなどによると認められた。

しかし、派遣工事の発注については、その発注前に、社内データベースの設備情報を参照するなどして、心線再接続作業の対象となるメタルケーブルの空き心線の充足状況の確認を行うことにより、心線再接続作業の必要性を判断できること、また、通信建設会社に発注する際に、加入者宅等訪問時の事前連絡を徹底することなどにより、非効率な単独工事の発生を防止することが可能であると認められた。また、20年12月におけるNTT西日本の全メタルケーブルにおいて、使用中の心線の割合は43%程度となっていて、将来の新規加入等に備える空き心線には十分な余裕がある状況となっていた。

したがって、このように、加入者数が減少していてメタルケーブルに相当数の空き心線が生じている状況の中で、加入者が不在の場合でも取り急ぎ行う必要のない心線再接続作業を行うよう指示していたことから、非効率な単独工事が発生していて、派遣工事に係る請負工事費が不経済となっている事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

#### (節減できた単独工事の請負工事費)

NTT西日本において、加入者が不在の場合には心線再接続作業を行わないこととするよう発注指示の方法を見直したり、加入者に対する事前連絡を徹底したりするなどすれば、非効率な単独工事の発生を防止することが可能となり、前記の単独工事465,413件に係る請負工事費約18億3630万円を節減できたと認められた。

#### (発生原因)

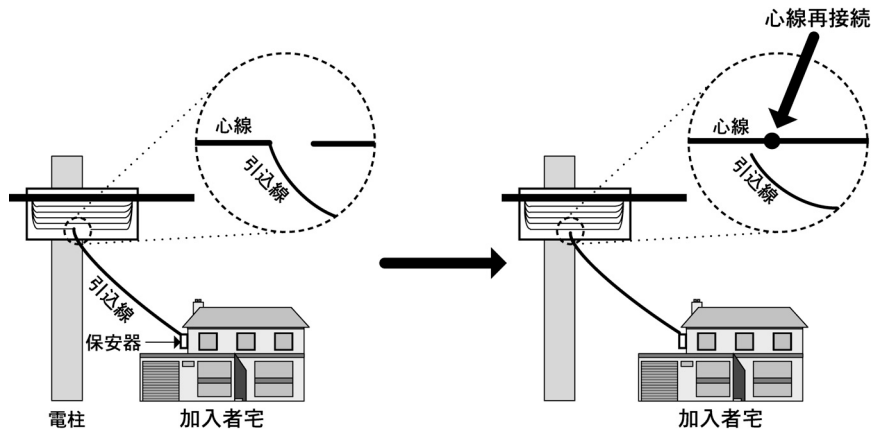
このような事態が生じていたのは、NTT西日本本社及び各支店において、派遣工事の中に非効率な単独工事が発生して不経済となっている事態に対する認識が十分でないこと、本社において、引込線等の撤去及び残置に関する指示文書で、加入者が不在の場合の適切な対応方法を明確に示していないこと、各支店において、受付部門が、加入者の増加していた時期に行っていた作業の方法を見直すことなく発注指示していたことなどによると認められた。

### 3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、NTT西日本本社は、21年10月及び22年7月に、各支店に対し通知文書を発して、派遣工事において、加入者が不在の場合には心線再接続作業のみを行うとする発注指示を行わないことを徹底するとともに、通信建設会社による加入者への事前連絡を徹底させることにより、非効率な単独工事の発生を防止して、加入者回線設備の維持に要する費用の節減を図る処置を講じた。

(参 考 図)

心線再接続作業の概念図



## 第41 郵便事業株式会社

### 不 当 事 項

#### 物 件

(874) 郵便物等実数査数機の調達に当たり、必要とされる機能を仕様書において適切に定めていなかったため、調達した査数機が目的に沿って使用できないもの

科 目	営業原価
部 局 等	郵便事業株式会社本社
契 約 名	郵便物等実数査数機の調達
契 約 の 概 要	郵便物等実数査数機 392 台を調達したもの
契 約 の 相 手 方	株式会社フロンテック
契 約	平成 19 年 11 月 一般競争による契約
支 払 額	195,999,804 円(平成 19 年度)
不当と認める支払額	195,999,804 円(平成 19 年度)

#### 1 郵便物等実数査数機の概要

郵便事業株式会社(以下「事業会社」という。)は、平成 19 年 11 月に、一般競争により、株式会社フロンテックと郵便物等実数査数機(以下「査数機」という。)392 台の一括調達契約を契約金額 195,999,804 円(1 台当たり価格 499,999 円)で締結して調達し、20 年 3 月の納入後に同額を支払っていた。そして、事業会社は、これらの査数機を、郵便窓口業務を委託した郵便局株式会社(以下「局会社」という。)に貸与する委託業務用物品として、日本郵政公社(以下「公社」という。)当時に 500 通以上の別後納郵便物の引受けが 1 日に 3 回以上あった郵便局 392 か所に 1 台ずつ配備した。

査数機は、郵便局の窓口において、従来手作業で行っていた別後納郵便物の引受通数の確認の一部を、機器を用いて自動で計測することにより円滑かつ確実にを行い、その記録を残すことで郵便料金の適正収納を図るとともに、社員の作業負担を軽減することを目的として、19 年 10 月の民営化前に公社が調達を決定していたものである。

公社は、調達する査数機の選定のための市場調査を行った結果、民間事業者において使用実績があった紙数を計測する機器のうち、封書等をベルトで搬送して 1 通ずつセンサーで読み取る方式の機種の一つ(以下「同型機」という。)に計測した通数を印字する機能を付加すれば郵便局の窓口で使用できるとしていた。そして、事業会社は、同型機の機能を基に、定形サイズの封書及びはがきを 1 通ずつ確実に搬送して枚数を数えること、厚みの異なる封書(0.8mm～5 mm)も確実に搬送することなどを査数機に必要な機能として仕様書に定めていた。



## 2 検査の結果

### (1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性、有効性等の観点から、査数機の仕様が実際の使用状況に即して定められているか、目的どおりに使用されているかなどに着眼して、事業会社が局会社に貸与した査数機 392 台を対象として会計実地検査を行った。

検査に当たっては、事業会社本社、局会社本社及び 52 郵便局において、契約書、仕様書等の関係書類及び査数機の使用状況等を確認するとともに、局会社本社から上記の 52 郵便局を含めた前記の 392 郵便局における査数機の使用状況について調査した結果の書類の提出を求めて検査した。

### (2) 検査の結果

検査したところ、査数機の仕様及び実際の動作の状況並びに局会社における査数機の使用状況は、それぞれ次のとおりとなっていた。

#### ア 査数機の仕様及び実際の動作の状況

郵便局は、郵便窓口において別後納郵便物の引受けを行う際には、原則として差出人の立会いの上で通数を確認することとなっている。一方、差し出される郵便物は定形サイズであっても寸法や重量に幅があり、材質も紙のほかプラスチックのものがあるなど多種多様である。このため、査数機には、上記の多種多様な郵便物の引受けに対応するとともに、窓口で差出人から異なる寸法等の郵便物が差し出されても、できるだけ差出人を待たせることがないように、速やかで確実な通数確認を行う機能が必要となる。

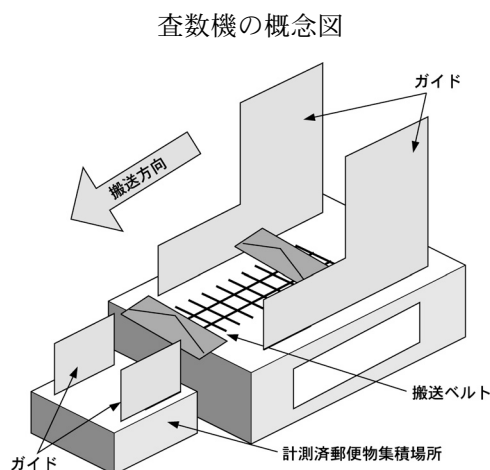
事業会社が査数機の仕様書を作成する前に公社が行った前記の市場調査についてみると、同型機が民間事業者で使用実績があることは確認していたが、その具体的な使用状況までは確認していなかった。

そこで、本院が、事業会社を介して、上記の民間事業者における同型機の具体的な使用状況を確認したところ、通常は、別の機械で封かん等を行って 50 枚ずつに区分けした寸法や材質が同一の封書やはがきについて、郵便物として差し出す前に再度数えるなどのために使用しており、郵便局の窓口で別後納郵便物を引き受ける際に行う通数確認とは使用内容が異なるものであった。

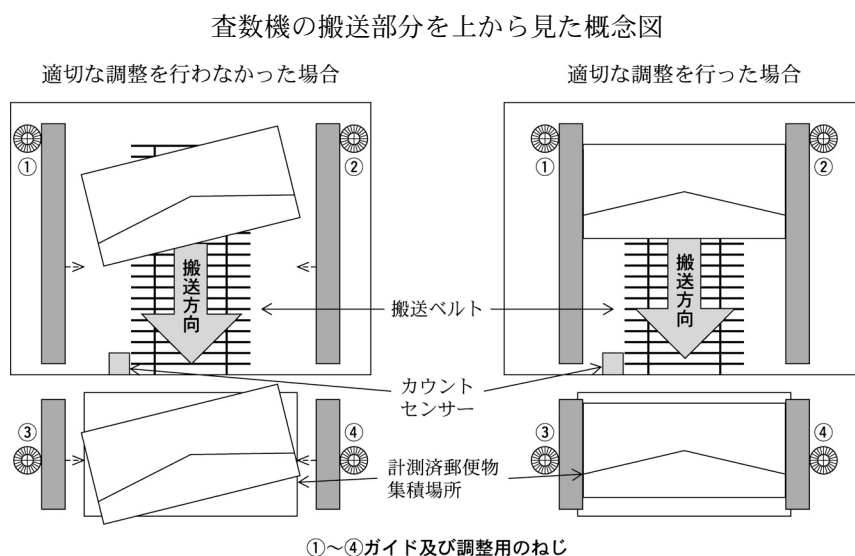
しかし、事業会社は、前記のとおり、民間事業者における使用状況の確認を行っていない公社の市場調査の結果を基に、同型機が郵便局の窓口における別後納郵便物の通数確認に使用できると判断して、多種多様な郵便物の引受けにおいて通数確認を確実かつ速やかに行えることが査数機に必要な機能であることを仕様書に定めていなかった。

その結果、実際の査数機は、独立した 4 か所のガイドの位置をねじで調整する方式のものとなっており、郵便物が斜めに搬送されたときに誤った計測が行われないよう、郵便物の寸法等が変わるたびに、ガイドの間隔をこれらのねじにより調整することが必要となっていた。また、郵便物の材質等によっては、安定した搬送を行うために、郵便物の上に適度な荷重をかけることが必要であるなどとなっており、これらの調整に相当程度の手間と時間とを必要とするものとなっていた(参考図 1、2 参照)。

(参考図 1)



(参考図 2)



イ 局会社における査数機の使用状況

(ア) 本院が実地に検査した 52 郵便局における査数機の使用状況

52 郵便局のうち 48 郵便局においては、ガイド等の調整を行う時間的な余裕がないためこれを行わないまま査数機を使用したところ、通数の正確な計測ができず、改めて社員が手作業により通数確認を行う必要が生じたことなどから、配備後の早い時点で使用することを断念していた。

また、上記の 48 郵便局を除いた 4 郵便局のうち 2 郵便局においては、同様に正確な計測ができなかったため、査数機の搬送ベルトを粘着力の強いものに交換させるなどしていたが、多種多様な郵便物の引受けに対応するためには頻繁な調整が必要となり、このため郵便窓口での通数確認には使用していない状況となっており、実地検査時点においては、同一の寸法であるためガイドの調整が不要な書損はがきを新規のはがき等と交換する際の枚数確認に使用するなどしていた。また、残りの 2 郵便局においては、査数機の設置場所が確保できないなどとして、使用していなかった。

## (イ) 局会社が実施した 392 郵便局における査数機の使用状況調査

査数機が配備された郵便局の一部から、査数機が目的どおり使用できないという報告を受けたことなどから、局会社が 20 年 11 月に行った 392 郵便局すべてについての査数機の使用状況調査の結果は、ほとんどの査数機が使用されていないというものであった。その後、局会社は指示文書を発出して使用を促したが、22 年 5 月に再度調査を行ったところ、書損はがきの枚数確認に使用している郵便局が数局見受けられるものの、本院が実地に検査した前記の 48 郵便局と同様に、査数機の調整に手間や時間を要すること、調整を適切に行わないと通数の正確な計測ができず、改めて手作業により通数を確認しなければならないことなどのため、査数機を調達した目的である別後納郵便物の引受通数の確認に使用している郵便局は全くないという状況になっていた。

以上のとおり、本件査数機は、調達の目的である郵便局の郵便窓口における別後納郵便物の引受時の通数確認に用いることはできないものとなっており、本件査数機の一括調達契約に係る支払金額 195,999,804 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業会社において、郵便局における窓口業務の実態を十分に考慮せず、査数機に必要とされる機能を仕様書において適切に定めずまま調達したことなどによると認められる。

## 平成 20 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

## 第三種郵便物制度の適正な運用について

(平成 20 年度決算検査報告 726 ページ参照)

## 1 本院が求めた是正改善の処置及び表示した意見

第三種郵便物制度の運用について、本院は、過去 2 回指摘を行い、旧郵政省において、引受時の検査を充実させるなどの改善の処置が執られた。しかし、平成 20 年 10 月に心身障害者用低料第三種郵便物の不適正利用が発覚したことから、上記の本院の指摘により執られた処置の実施状況等について検査したところ、定期刊行物の発行人があらかじめ指定した支店等(以下「刊行物提出店」という。)以外の支店等に第三種郵便物差出票が提出された場合の当該差出票の刊行物提出店への送付、定期刊行物の見本等を提出していない発行人に対する催告、低料第三種郵便物を引き受ける際の刊行物提出店以外の支店等による差出承認の確認等の事務手続が遵守されていなかったり、複数の心身障害者団体が一つのグループ(以下「協会」という。)を形成して共通の題号で発行している定期刊行物に対する定期調査等や日刊新聞に対する見本調査が十分に実施されていなかったりしている事態が見受けられた。

したがって、郵便事業株式会社(以下「事業会社」という。)は、郵便窓口業務の委託先である郵便局株式会社とも連携して、第三種郵便物制度の適正な運用を確保するため、これらの事務手続が遵守されているかを確認する相互牽制<sup>けんせい</sup>の事務手続を業務の過程に組み込む規定を定めたり、定期調査や見本調査の実施に必要な事務手続を明確に規定したりなどするよう、郵便事業株式会社代表取締役社長に対して 21 年 10 月に、会計検査院法第 34 条の規定により是正改善の処置を求め、及び同法第 36 条の規定により意見を表示した。

## 2 当局が講じた処置

本院は、事業会社本社において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、事業会社は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 第三種郵便物差出票の提出を受けた支店等の管理者又は役職者が当該差出票の刊行物提出店への送付を送付記録簿で確認すること、及び支社が見本等を提出していない発行人に対する催告書の発出状況等を本社の郵便審査事務センターに報告することとして、22年7月までにこれらの実施に必要な事務手続を定め、また、22年度に、支社が差出承認の確認状況をモニタリングすることとするなどして、事務手続の遵守の徹底を図った。
- イ 協会が発行するすべての定期刊行物について郵便審査事務センターが一定期間ごとに定期調査を実施すること、及び刊行物提出店から日刊新聞の見本を同センターに送付させて同センターが見本調査を実施することとして、22年7月にこれらの実施に必要な事務手続を明確に規定するなどした。

## 第42 財団法人塩事業センター

意見を表示し又は処置を要求した事項

塩の備蓄量を見直すことにより、保有する投資有価証券等のうち余剰となる資産を国庫に納付するなどの措置を講ずるよう意見を表示したもの

科	目	(生活用塩供給等業務特別勘定)
		流動資産
		有価証券
		固定資産
		その他固定資産
		投資等
		投資有価証券
部	局	等
		財団法人塩事業センター
塩供給等業務の概要		国民生活に使用される塩の安定的な供給の確保を図るため、生活用に使用される塩の供給、緊急時に備えた塩の備蓄等を行うもの
塩供給等業務に要する費用に充てるものとして日本たばこ産業株式会社から拠出された財産の金額		435 億 3092 万余円
生活用塩供給等業務特別勘定において平成21年度末に保有する資産の合計		619 億 9742 万余円
上記のうち投資有価証券等の合計	有価証券	33 億 3261 万円
	投資有価証券	449 億 6826 万円
	合計	483 億 0087 万円(背景金額)

【意見を表示したものの全文】

塩の備蓄量及び投資有価証券等の保有状況について

(平成22年10月28日付け 財団法人塩事業センター理事長あて)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

### 1 業務等の概要

#### (1) 貴センターの業務の概要

貴センターは、平成8年7月に、塩の製造、輸入及び流通に関する情報収集及び調査研究等を行うことにより塩産業の健全な発展に寄与することなどを目的とする財団法人として設立された。そして、同年同月に、塩事業法(平成8年法律第39号)第21条の規定に基づき、大蔵大臣(当時)から日本で唯一の塩事業センターとして指定され、良質な塩の安定的

な供給の確保を図るため、同法第22条に規定する塩の製造、輸入及び流通に関する情報又は資料を収集し、提供するなどの業務(以下、この業務を「調査研究等業務」という。)を行うとともに、9年4月からは、生活に使用される塩(以下「生活用塩」という。)及び食料品の加工製造等に使用される塩(以下「業務用塩」という。)の供給等の業務(以下、この業務を「塩供給等業務」という。)を行っている。

## (2) 塩供給等業務の概要

業務用塩の供給業務は14年3月31日をもって廃止され、貴センターが現在実施している塩供給等業務は次のとおりとなっている。

- ① 生活用塩の供給を行うこと(以下、この業務を「生活用塩供給業務」という。)
- ② 生活用塩及び業務用塩の備蓄を行うこと(以下、この業務を「塩備蓄業務」という。)
- ③ 災害時など、塩の供給を緊急に増加する必要があるとき、財務大臣の命令に基づき、塩の供給を行うこと
- ④ 塩産業の効率化を促進するため、塩の製造者等に対し、必要な助言等を行うこと
- ⑤ ①から④までに附帯する業務を行うこと

そして、塩供給等業務においては、生活用塩供給業務及び塩備蓄業務が主な業務となっている。

貴センターは、塩供給等業務に係る経理については、調査研究等業務に係る経理を整理している一般勘定と区分し、別に生活用塩供給等業務特別勘定(以下「塩業務特別勘定」という。)を設けて整理するとともに、塩業務特別勘定は、一般勘定との間において、原則として、資金を相互に流用することができないこととされている。

また、貴センターは、塩備蓄業務において要する塩について、日本各地に所在する製塩業者(4社6工場)から買入れを行ったり、海外から原塩を輸入するなどして調達している。また、輸入塩が備蓄期間の経過とともに品質劣化することから、塩卸売業者等に対して輸入塩を売却し、売却収入を得ている。

## (3) JTからの抛出等

資本金の全額を国が出資している法人である旧日本専売公社(以下「公社」という。)から昭和60年4月に業務を引き継ぎ、平成9年3月末まで塩専売事業を行っていた日本たばこ産業株式会社(以下「JT」という。)は、貴センターの業務に係る財産又は業務に要する費用に充てるものとして財産を寄附又は抛出しており、このうち、調査研究等業務には8年7月、331億円相当の財産を寄附し、塩供給等業務には9年4月、435億円相当の財産を抛出した。そして、貴センターは、寄附を一般勘定において、抛出を塩業務特別勘定においてそれぞれ受け入れた。

これらのうち、JTが塩供給等業務のために抛出した財産は、政府から抛出されたものとするとしている。

## (4) 塩業務特別勘定における資産の現状

貴センターの21事業年度(以下、事業年度を「年度」という。)末の塩業務特別勘定における資産合計は、表1のとおり、619億余円となっている。そして、資産合計のうち投資有価証券及び有価証券(以下、これらを合わせて「投資有価証券等」という。)が過半を占めている。

表1 貸借対照表(塩業務特別勘定)(平成21年度末) (単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	8,560	流動負債	631
有価証券	5,702	固定負債	131
固定資産	53,436	負 債 合 計	762
特定資産	1,500	(正味財産の部)	
その他固定資産	51,936	一般正味財産	61,234
有形固定資産	6,907		
無形固定資産	32		
投資等	44,997		
投資有価証券	44,968	正味財産 合計	61,234
資 産 合 計	61,997	負債及び正味財産合計	61,997

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

前記のとおり、貴センターにおいては、塩業務特別勘定の資産合計のうち、投資有価証券等が過半を占めている。

このため、本院は、塩供給等業務に係る経理を整理している塩業務特別勘定の財務構造及び塩備蓄業務の現状について、経済性等の観点から、塩備蓄業務は経済的に行われているか、投資有価証券等を含む資産の規模は、塩備蓄業務が経済的に行われる場合に見合ったものとなっているかなどに着眼して、計算証明規則(昭和27年会計検査院規則第3号)に基づき貴センターから提出された財務諸表、事業報告書等により検査するとともに、貴センターにおいて、塩の買入れ、備蓄等に関する書類により会計実地検査を行った。

### (検査の結果)

#### (1) 塩業務特別勘定における財務構造の特徴

##### ア 資産の推移

塩供給等業務から業務用塩の供給業務が廃止され、生活用塩のみを供給することとなった14年度から21年度までの各年度末における資産の推移についてみると、資産合計は14年度末の569億余円から21年度末の619億余円に年々増加していた。

このうち、最も増加している資産は投資有価証券等であり、その推移は、表2のとおり、14年度末から21年度末にかけて、流動資産における有価証券が19億円から33億余円に、固定資産における投資有価証券が347億余円から449億余円に、それぞれ14億余円、102億余円増加している。

表2 投資有価証券等の推移

(単位：百万円)

区 分	平成 14年度末	15年度末	16年度末	17年度末	18年度末	19年度末	20年度末	21年度末
(資産の部)								
1 流動資産								(注)
有価証券	1,900	2,000	1,999	3,999	4,010	4,892	4,295	3,332
2 固定資産								
投資有価証券	34,708	38,675	40,375	40,066	41,488	43,014	44,357	44,968
計	36,608	40,675	42,375	44,066	45,499	47,906	48,653	48,300

(注) 表1に掲げた貸借対照表の流動資産の有価証券の金額には、譲渡性預金23億70百万円が含まれているので、本表における21年度末の有価証券の金額は、貸借対照表の金額から譲渡性預金の金額に相当する額を控除している。

イ 業務別損益の推移

貴センターの業務別損益は、各業務ごとの事業損益に、事業外損益を加減するなどして、当期損益を算出している。

そして、14年度から21年度までの各年度における業務別損益の推移についてみると、生活用塩供給業務は、14年度から19年度までは毎年度、9億余円から5億余円の事業利益が生じていたが、20年度及び21年度は、塩の運送費等の上昇によりそれぞれ6983万余円、7136万余円の事業利益にとどまっていた。また、塩備蓄業務は、各年度において、3億余円から4億余円の事業損失が生じていた。これは、塩の購入費、備蓄のために要する保管費等の管理費及び塩の運送費等の事業費の合計額が、備蓄した輸入塩の売却により得られる収入を上回っているためである。

そして、事業外収益は、各年度において、5億余円から7億余円の利益が生じていた。その主なものは投資有価証券等の受取利息であり、その金額は、表3のとおり、毎年度4億余円から6億余円となっている。

表3 投資有価証券等の受取利息の推移

(単位：百万円)

平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
560	489	513	511	566	624	643	681

また、当期利益は、14年度の4億余円から19年度には8億余円と累増していたが、20年度及び21年度は生活用塩供給業務において塩の運送費等が上昇したことなどにより、2億余円及び1億余円にとどまっていた。

このように、貴センターの業務別損益においては、塩備蓄業務で生じた事業損失を、14年度から19年度までは生活用塩供給業務で生じた事業利益及び投資有価証券等の受取利息により補てんし、20、21両年度は主として投資有価証券等の受取利息により補てんする結果となっている。

(2) 塩の備蓄量及びその規模

ア 塩の備蓄量の推移

昭和52年、塩専売事業を行っていた公社に設置された塩業審議会において、緊急時に備えて塩の備蓄用在庫を保有する必要性が指摘された。このため、公社は、52年度末の生活用塩及び業務用塩の備蓄用在庫として計10万tを確保することとし、原塩の



輸入を行った。そして、これを契機として、以後、JT及び貴センターは、国内において大規模な災害などが生じ、すべての国内の製塩業者が操業を停止したときでも、迅速に塩の供給を行うことができるよう、常時、10万tを目安に生活用塩及び業務用塩の備蓄を行っている。

平成14年度末以降の貴センターの保有する備蓄量の推移をみると、表4のとおり、各年度末とも10万tを上回る備蓄量を保っている。

表4 塩の備蓄量の推移 (単位：t)

区分	平成14年度末	15年度末	16年度末	17年度末	18年度末	19年度末	20年度末	21年度末
国内塩	39,354	39,779	42,269	41,111	40,360	44,679	44,030	43,819
輸入塩	65,535	66,694	60,777	60,602	64,807	60,558	62,072	62,083
合計	104,890	106,473	103,047	101,713	105,167	105,237	106,102	105,902

#### イ 備蓄量の見直しの必要性

貴センターは、備蓄量を目安である10万tは、1人当たりの塩摂取量を基に算出される必要量であるとしていて、その計算根拠は表5のとおりとしている。

表5 備蓄量の計算根拠

我が国の人口 (A)	1日に摂る適切な食塩摂取の目標量 (B)	原塩を輸入するのに要する期間 (C)	塩備蓄量 (A)×(B)×(C)
1.2億人	10g	90日	10万t

しかし、次のようなことから、10万tの備蓄量につき見直しを行う必要があると考えられる。

- ① この計算根拠においては、90日間にわたりすべての日本人が摂取する塩の量を備蓄する必要があるとしているが、国内の製塩業者(4社6工場)のすべてが特定の地域に立地されているわけではないなどの現状を踏まえると、上記のすべての製塩業者が操業を停止する事態が起きることは可能性に乏しい点があること
- ② 生活用塩は貴センターのほか民間事業者によっても供給されており、また、業務用塩は民間事業者によって供給されていることを踏まえると、民間事業者が保有する在庫の活用の可能性を検討する必要があること
- ③ 大規模災害時に備蓄した塩を自主的に供給した実績として、7年1月に発生した阪神・淡路大震災の際にJTが行ったもの及び16年10月に発生した新潟県中越地震の際に貴センターが行ったものがあるが、その量はそれぞれ14t及び100kgに過ぎなかったこと

#### (3) 塩の備蓄量の削減による事業損失の縮減の見込み

前記の塩備蓄業務に要している管理費及び事業費のうち過半を占めるのは、倉庫業者等に対して支払う保管費となっている。このため、塩の備蓄量を削減することとすれば、保管に要する経費を節減できることから、塩備蓄業務において毎年度生じている事業損失も縮減できるものと認められる。

##### (改善を必要とする事態)

塩業務特別勘定は、前記のとおり、塩備蓄業務に生じた事業損失を投資有価証券等の受取利息等である事業外収益を加減するなどして当期損益を算出する財務構造になっている。こ

のような状況の下で、塩の備蓄量の見直しを行わないまま、これまでどおりの量の備蓄を行うことによって、毎年度多額の管理費等の経費を生じさせ、塩備蓄業務に事業損失を生じさせている事態は適切とは認められず、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴センターにおいて、国内の製塩業者の立地状況、民間事業者が保有する生活用塩及び業務用塩の在庫の活用の必要性並びに過去の大規模災害時における備蓄塩の供給実績等を踏まえた適正な備蓄量についての検討及び見直しを行っていないなどによると認められる。

3 本院が表示する意見

貴センターにおいて保有する塩の備蓄量を見直して塩備蓄業務に要する経費を削減させることにより塩備蓄業務において生ずる事業損失を縮減し、これにより余剰となる投資有価証券等の資産を国庫に納付するなどの措置を講ずるよう意見を表示する。

## 第3節 不当事項に係る是正措置等の検査の結果

### 第1 検査報告に掲記した不当事項に係る是正措置の状況について

検査対象	49 省庁等
是正措置の概要	本院が不当事項として検査報告に掲記したものについて、国損を回復するなどのために省庁等が債権等を管理して債務者等から返還させるなどの是正措置を講ずるもの
是正措置が未済となっている省庁等、件数及び金額	37 省庁等、500 件 13,115,392,193 円 (検査報告年度 昭和 21 年度～平成 20 年度)
上記のうち金銭を返還させる是正措置が未済となっている省庁等、件数及び金額	37 省庁等、498 件 12,880,832,274 円

#### 1 不当事項に係る是正措置の概要

本院は、会計検査院法第 29 条第 3 号の規定に基づき、検査の結果、法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めた事項を不当事項として検査報告に掲記している。

省庁及び団体(以下「省庁等」という。)は検査報告に掲記された不当事項に対して、省庁等が講じた又は講ずる予定の是正措置について説明する書類を作成しており、この書類は「検査報告に関し国会に対する説明書」として毎年国会に提出されている。

検査報告に掲記された不当事項に係る是正措置には次の方法がある。

- ① 補助金、保険給付金等の過大交付、租税、保険料等の徴収不足及び不正行為に係る不当事項に対して、省庁等が指摘金額相当額を債権として管理して、返還させたり徴収したりなどすることによる是正措置(以下「金銭を返還させる是正措置」という。)
- ② 租税及び保険料の徴収過大等に係る不当事項に対して、省庁等が指摘金額相当額を還付等することによる是正措置(以下「金銭を還付する是正措置」という。)
- ③ 設計及び施工が不適切な構造物等に係る不当事項に対して、省庁等が手直し工事、体制整備等を行うことによる是正措置(以下「手直し工事等による是正措置」という。)
- ④ 会計経理の手続が法令等に違反しているが省庁等に実質的な損害が生じているとは認められないなどの不当事項に対して、同様の事態が生じないよう指導の強化を図るなどの再発防止策を実施することによる是正措置(以下「再発防止策による是正措置」という。)

#### 2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

検査報告に掲記した不当事項については、省庁等において速やかに不当な事態の是正が図られるべきであるが、特に金銭を返還させる是正措置を必要とするものについては、金銭債権としての性格上、管理が長期間にわたるものがあることも想定される。

そこで、本院は、合規性等の観点から、適切な債権管理が行われることなどにより、是正措置が適正に講じられているかに着目して検査した。そして、昭和21年度から平成20年度までの決算検査報告に掲記した不当事項について、関係する49省庁等における22年7月末現在の是正措置の状況を対象として、34省庁等において会計実地検査を行うとともに、残りの15団体については、報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(検査の結果)

昭和21年度から平成20年度までの決算検査報告に掲記した不当事項についてみると、是正措置が未済となっているものは37省庁等における500件13,115,392,193円である。このうち金銭を返還させる是正措置を必要とするものは37省庁等における498件<sup>(注1)</sup>12,880,832,274円、金銭を還付する是正措置を必要とするものは5団体<sup>(注2)</sup>における12件14,919,929円、手直し工事等による是正措置を必要とするものは2省<sup>(注3)</sup>における2件219,639,990円となっている。これを、平成20年度決算検査報告に掲記した不当事項に係る状況と平成19年度以前の決算検査報告に掲記した不当事項に係る状況とに分けて記述すると、次のとおりである。

(注1) 5団体 独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター及び独立行政法人国立長寿医療研究センター

(注2) 12件14,919,929円 これらは、金銭を返還させる是正措置を必要とする事態と金銭を還付する是正措置を必要とする事態を含むものであり、検査報告では双方の事態を含めて1件として整理している。このため、双方の措置が完了するまでは是正措置が完了した件数としては計上せず、是正措置が未済となっているものの総数を500件(うち平成20年度決算検査報告掲記分47件)としている。以下、件数の記載方法は、本文2(1)及び(2)において同じ。

(注3) 2省 厚生労働省及び環境省

(1) 平成20年度決算検査報告に掲記した不当事項の是正措置の状況

検査の結果、平成20年度決算検査報告に掲記した不当事項593件<sup>(注4)</sup>(指摘金額の合計12,329,937,719円)のうち、546件10,993,702,560円については22年7月末までに是正措置が完了している。

一方、残りの47件1,336,235,159円については22年7月末現在で是正措置が未済となっていて、このうち、金銭を返還させる是正措置を必要とするものが45件1,104,090,217円あり、その状況は表1のとおりとなっている。そして、金銭を還付する是正措置を必要とするものが3団体<sup>(注5)</sup>における10件12,504,952円、手直し工事等による是正措置を必要とするものが2省<sup>(注3)</sup>における2件219,639,990円ある。

(注4) 546件10,993,702,560円 金銭を返還させる是正措置を必要としたものが486件9,129,667,144円あり、このうち、金銭を返還させるなどしたものが486件9,127,686,817円、金銭を返還させたり徴収したりできずに不納欠損として整理したものが1件1,980,327円ある。このほか、金銭を還付する是正措置が完了したものが84,698,523円、手直し工事等による是正措置が完了したものが24件

1,322,173,562 円、再発防止策による是正措置が講じられたものが 85 件 457,163,331 円となっている。なお、1 件について複数の方法を用いることにより是正措置が完了したものがあため、それぞれの是正措置の件数を合計しても 546 件と一致しない。また、指摘金額の一部でも是正措置が講じられた場合は、当該金額を是正措置が完了した金額として計上しているが、是正措置がすべて講じられるまでは是正措置が完了した件数として計上していない。以下、件数及び金額の記載方法は、本文及び表において同じ。

(注5) 3 団体 独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立国際医療研究センター及び独立行政法人国立成育医療研究センター

表1 平成20年度決算検査報告に掲記した不当事項のうち、金銭を返還させる是正措置の状況 (単位：件、円)

省庁等名	金銭を返還させる是正措置を必要とするもの		是正措置が完了しているもの		是正措置が未済となっているもの		返還させる必要があるもの				徴収不足のため徴収すべきもの(租税、保険料等)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	不正行為		左以外のもの(補助金、保険給付金等)		件数	金額
							件数	金額	件数	金額		
内閣府(警察庁)	3	5,104,409	3	5,104,409	0	0	—	—	—	—	—	—
総務省	11	132,807,141	11	132,807,141	0	0	—	—	—	—	—	—
財務省	1	967,891,650	—	953,988,950	1	13,902,700	—	—	—	—	1	13,902,700
文部科学省	14	100,042,401	14	100,042,401	0	0	—	—	—	—	—	—
厚生労働省	289	5,685,584,186	280	5,557,732,450	9	127,851,736	—	—	7	111,884,050	2	15,967,686
農林水産省	90	1,054,312,499	85	986,026,858	5	68,285,641	—	—	5	68,285,641	—	—
経済産業省	11	101,724,303	10	58,626,736	1	43,097,567	—	—	1	43,097,567	—	—
国土交通省	79	1,765,131,827	65	1,022,067,619	14	743,064,208	—	—	14	743,064,208	—	—
環境省	3	15,241,712	3	15,241,712	0	0	—	—	—	—	—	—
防衛省	1	29,523,857	—	—	1	29,523,857	1	29,523,857	—	—	—	—
省庁計	502	9,857,363,985	471	8,831,638,276	31	1,025,725,709	1	29,523,857	27	966,331,466	3	29,870,386
日本私立学校振興・共済事業団	5	42,239,000	5	42,239,000	0	0	—	—	—	—	—	—
独立行政法人防災科学技術研究所	1	1,524,600	1	1,524,600	0	0	—	—	—	—	—	—
独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構	1	2,288,200	1	2,288,200	0	0	—	—	—	—	—	—
独立行政法人日本学術振興会	1	1,021,637	1	1,021,637	0	0	—	—	—	—	—	—
独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構	1	10,504,000	—	1,715,600	1	8,788,400	—	—	1	8,788,400	—	—
独立行政法人雇用・能力開発機構	1	10,700,000	—	5,125,000	1	5,575,000	—	—	1	5,575,000	—	—
独立行政法人労働者健康福祉機構	1	19,438,694	1	19,438,694	0	0	—	—	—	—	—	—
独立行政法人国立病院機構	10	78,606,235	1	38,054,213	9	40,552,022	—	—	—	—	9	40,552,022
独立行政法人都市再生機構	2	17,190,845	2	17,190,845	0	0	—	—	—	—	—	—
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	1	151,350,746	1	151,350,746	0	0	—	—	—	—	—	—
独立行政法人国立精神・神経医療研究センター	1	11,861,750	—	1,405,057	1	10,456,693	—	—	—	—	1	10,456,693
独立行政法人国立国際医療研究センター	1	6,049,220	—	2,763,037	1	3,286,183	—	—	—	—	1	3,286,183
独立行政法人国立成育医療研究センター	1	9,916,630	—	210,420	1	9,706,210	—	—	—	—	1	9,706,210
国立大学法人東京大学	1	8,700,000	1	8,700,000	0	0	—	—	—	—	—	—
国立大学法人岡山大学	1	5,001,819	1	5,001,819	0	0	—	—	—	—	—	—
団体計	29	376,393,376	15	298,028,868	14	78,364,508	—	—	2	14,363,400	12	64,001,108
総合計	531	10,233,757,361	486	9,129,667,144	45	1,104,090,217	1	29,523,857	29	980,694,866	15	93,871,494

注(1) 平成22年7月31日までの是正措置の状況を記載している。  
 注(2) 省庁等名は、是正措置を講ずる省庁等の平成22年7月末現在の名称としている。  
 注(3) 独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター及び独立行政法人国立成育医療研究センターに係るものは、平成22年4月1日に厚生労働省所管の国立精神・神経センター、国立国際医療センター及び国立成育医療センターがそれぞれ独立行政法人に移行したことに伴い、厚生労働省から承継されたものである。

(2) 平成19年度以前の決算検査報告に掲記した不当事項の是正措置等の状況

ア 是正措置の状況

検査の結果、昭和21年度から平成19年度までの決算検査報告に掲記した不当事項において、21年7月末現在では是正措置が未済となっていた481件13,165,127,967円のうち、28件1,385,970,933円については22年7月末までには是正措置が完了している。

一方、残りの453件11,779,157,034円については22年7月末現在では是正措置が未済となっていて、このうち、金銭を返還させる是正措置を必要とするものが453件11,776,742,057円あり、その状況は表2のとおりとなっている。そして、金銭を還付する是正措置を必要とするものが2団体における2件2,414,977円ある。

(注6) 28件1,385,970,933円 金銭を返還させる是正措置を必要としたものが28件1,370,610,502円あり、このうち、金銭を返還させるなどしたものが16件699,547,529円、金銭を返還させたり徴収したりできずに不納欠損等として整理したものが12件671,062,973円ある。このほか、金銭を還付する是正措置が完了したものが15,281,230円、再発防止策による是正措置が講じられたものが1件79,201円ある。なお、1件について複数の方法を用いることにより是正措置が完了したものがあため、それぞれの是正措置の件数を合計しても28件と一致しない。

(注7) 2団体 独立行政法人国立がん研究センター及び独立行政法人国立長寿医療研究センター

表2 平成19年度以前の決算検査報告に掲記した不当事項のうち、金銭を返還させる是正措置の状況

(単位：件、円)

省庁等名	金銭を返還させる是正措置を必要とするもの		是正措置が完了しているもの		是正措置が未済となっているもの		返還させる必要があるもの				徴収不足のため徴収すべきもの(租税、保険料等)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	不正行為		左以外のもの(補助金、保険給付金等)		件数	金額
							件数	金額	件数	金額		
内閣府(警察庁)	1	2,242,956		7,093	1	2,235,863	1	2,235,863	—	—	—	—
法務省	9	260,487,937	1	127,200	8	260,360,737	7	260,033,737	—	—	1	327,000
外務省	2	20,684,643	—	—	2	20,684,643	1	11,914,499	1	8,770,144	—	—
財務省	25	455,033,982	2	31,000,201	23	424,033,781	7	321,447,724	—	—	16	102,586,057
厚生労働省	99	2,269,428,705	5	325,862,520	94	1,943,566,185	13	147,064,582	63	814,462,970	18	982,038,633
農林水産省	13	382,919,151	5	296,255,539	8	86,663,612	1	47,313,172	5	32,774,567	2	6,575,873
経済産業省	10	62,120,109	—	293,000	10	61,827,109	1	15,841,079	8	44,529,239	1	1,456,791
国土交通省	9	101,565,211	5	43,994,730	4	57,570,481	3	53,658,171	1	3,912,310	—	—
環境省	1	185,564,512	—	18,560,512	1	167,004,000	—	—	1	167,004,000	—	—
防衛省	7	47,630,407	—	910,654	7	46,719,753	6	43,004,078	1	3,715,675	—	—
省庁計	176	3,787,677,613	18	717,011,449	158	3,070,666,164	40	902,512,905	80	1,075,168,905	38	1,092,984,354
株式会社日本政策金融公庫	2	52,050,104	—	2,572,587	2	49,477,517	1	47,438,571	1	2,038,946	—	—
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	1	8,362,535	—	—	1	8,362,535	1	8,362,535	—	—	—	—
東日本高速道路株式会社	1	4,402,008	—	—	1	4,402,008	1	4,402,008	—	—	—	—
独立行政法人情報通信研究機構	1	3,585,000	—	880,000	1	2,705,000	—	—	1	2,705,000	—	—
独立行政法人国際交流基金	1	4,000,000	—	—	1	4,000,000	—	—	1	4,000,000	—	—
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	1	54,755,925	—	5,480,925	1	49,275,000	—	—	1	49,275,000	—	—
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	4	15,571,366	—	350,000	4	15,221,366	3	8,579,834	1	6,641,532	—	—
独立行政法人雇用・能力開発機構	6	230,330,961	—	44,955,159	6	185,375,802	—	—	6	185,375,802	—	—
独立行政法人国立病院機構	2	26,289,837	—	—	2	26,289,837	1	865,726	—	—	1	25,424,111
独立行政法人中小企業基盤整備機構	3	175,466,597	—	24,875	3	175,441,722	—	—	3	175,441,722	—	—
独立行政法人国立がん研究センター	3	41,047,589	—	8,326,695	3	32,720,894	—	—	—	—	3	32,720,894
独立行政法人国立循環器病研究センター	1	27,422,960	—	25,857,833	1	1,565,127	—	—	—	—	1	1,565,127

省庁等名	金銭を返還させる是正措置を必要とするもの		是正措置が完了しているもの		是正措置が未済となっているもの		返還させる必要があるもの				徴収不足のため徴収すべきもの(租税、保険料等)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	不正行為		左以外のもの(補助金、保険給付金等)		件数	金額
							件数	金額	件数	金額		
独立行政法人国立長寿医療研究センター	1	6,472,810		5,283,240	1	1,189,570	—	—	—	—	1	1,189,570
国立大学法人筑波大学	1	16,323,197		380,000	1	15,943,197	1	15,943,197	—	—	—	—
国立大学法人京都大学	1	23,018,650		540,000	1	22,478,650	1	22,478,650	—	—	—	—
国立大学法人大阪大学	5	25,977,376	4	24,057,376	1	1,920,000	1	1,920,000	—	—	—	—
国立大学法人奈良教育大学	1	9,678,000		520,000	1	9,158,000	1	9,158,000	—	—	—	—
日本放送協会	2	125,208,140	—	—	2	125,208,140	2	125,208,140	—	—	—	—
東日本電信電話株式会社	1	35,443,995		60,000	1	35,383,995	1	35,383,995	—	—	—	—
郵便事業株式会社	15	940,577,737		1,820,000	15	938,757,737	12	807,543,558	—	—	3	131,214,179
株式会社ゆうちょ銀行	174	5,102,344,171	7	527,196,763	167	4,575,147,408	167	4,575,147,408	—	—	—	—
株式会社かんぽ生命保険	132	2,426,931,641		4,530,500	132	2,422,401,141	132	2,422,401,141	—	—	—	—
独立行政法人農業者年金基金	3	4,414,347		763,100	3	3,651,247	—	—	3	3,651,247	—	—
団体計	305	9,359,674,946	10	653,599,053	295	8,706,075,893	269	8,084,832,763	17	429,129,249	9	192,113,881
総合計	481	13,147,352,559	28	1,370,610,502	453	11,776,742,057	309	8,987,345,668	97	1,504,298,154	47	1,285,098,235

- 注(1) 平成21年8月1日から22年7月31日までの是正措置の状況を記載している。
- 注(2) 省庁等名は、是正措置を講ずる省庁等の平成22年7月末現在の名称としている。
- 注(3) 独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター及び独立行政法人国立長寿医療研究センターに係るものは、平成22年4月1日に厚生労働省所管の国立がんセンター、国立循環器病センター及び国立長寿医療センターがそれぞれ独立行政法人に移行したことに伴い、厚生労働省から承継されたものである。
- 注(4) 郵便事業株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険に係る債権は、日本郵政公社が平成19年10月1日に解散したことに伴い日本郵政公社が管理していた不当事項に係る債権を承継したものである。同債権については、複数の会社に承継されているものがあるため、各欄の団体の件数を合計しても、団体計には一致しない。
- 注(5) 是正措置が未済となっているもののうち、独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門、独立行政法人中小企業基盤整備機構、東日本電信電話株式会社及び株式会社かんぽ生命保険の全件並びに株式会社日本政策金融公庫の1件47,438,571円、郵便事業株式会社の14件936,262,543円及び株式会社ゆうちょ銀行の166件4,572,597,408円に係る債権については、償却等により資産計上から除外されているが、これらの団体は、当該債権の請求権を放棄しておらず、債権自体を引き続き管理している。

#### イ 金銭を返還させる是正措置が未済となっているものの現状

昭和21年度から平成19年度までの決算検査報告に掲記した不当事項のうち、金銭を返還させる是正措置を必要とするもので22年7月末現在では是正措置が未済となっているものが、表2のとおり、453件11,776,742,057円ある。これらに対する直近1年間(21年8月1日から22年7月31日まで)の是正措置の進捗状況及び債務者等の状況を<sup>(注8)</sup>態様別に示すと、次のとおりである。

(注8) 債務者等が複数存在するために1件に複数の態様がある場合は、それぞれの態様に件数を計上しており、また、郵便事業株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険については各社ごとに件数を計上しているため態様別の件数の計は453件と一致しない。

(ア) 債務者等が分割納付等を実施中であるもの

省庁	102件	1,695,908,157円
団体	130件	2,928,788,687円

これらは分割納付等が行われているが、債務者等の資力により是正措置の進捗<sup>(注9)</sup>の度合いは区々となっている。また、これらに係る直近1年間の返還額は、省庁185,804,976円、団体72,720,452円となっている。

(注9) 直近1年間の返還額 元本に充当された額のみを含めており、延滞金等に充当された額は含めていない。

(イ) 債務者等に対する督促、資産調査等が行われているものの是正措置が進ちよくしていないもの

省庁 83件 1,113,256,261円

団体 225件 5,755,367,586円

これらは是正措置の完了に向け督促、資産調査等が行われているものの、是正措置が進ちよくしていないものである。

このうち、団体における213件5,423,608,175円に係る債権については、償却等により資産計上から除外されているが、団体は、当該債権の請求権を放棄しておらず、債権自体を引き続き管理している。

(ウ) 債務者等が行方不明であるなどのため納付等の是正措置が進ちよくしていないもの

省庁 20件 261,501,746円

団体 3件 21,919,620円

これらは、債務者等が行方不明又は収監中であるなどの理由により、是正措置が進ちよくしていないものである。

### 3 本院の所見

上記2(2)イのとおり、是正措置が未済となっているものの中には、債務者等の資力が十分でなかったり、債務者等が行方不明であったりなどしているために、その回収が困難となっているものも存在するが、省庁等において、引き続き適切な債権管理を行うことなどにより、是正措置が適正かつ円滑に講じられることが肝要である。

本院は、是正措置が未済となっているものの状況について今後とも引き続き検査していくこととする。



## 第2 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項に係る処置の履行状況について

検査対象	36省庁等
検査の概要	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項として検査報告に掲記したものについて、当該処置が履行されるまでその履行状況を継続して検査するもの
改善の処置の履行状況を検査した本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項の件数	126件(検査報告年度 平成14年度～20年度)
上記のうち改善の処置が一部履行されていないもの件数	5件

### 1 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項に関する検査の概要

#### (1) 検査の概要

本院は、検査の過程において会計検査院法第34条又は第36条の規定による意見表示又は処置要求を必要とする事態として指摘したところ、その指摘を契機として省庁及び団体(以下「省庁等」という。)において改善の処置を講じたものを、検査報告に本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項(以下「処置済事項」という。)として掲記している。

一方、本院は、毎年次策定している会計検査の基本方針にのっとり、検査の結果が予算の編成・執行や事業運営等に的確に反映されて実効あるものとなるよう、その後の是正改善等を継続して検査することとしている。このため、検査報告に掲記した処置済事項についても、省庁等が通知等を発するなどして講じた改善の処置(以下、当該処置を「改善の処置」という。)が履行されること(改善の処置に基づき、その後の会計経理等が適切に行われることをいう。以下同じ。)により初めて実効あるものとなることから、当該改善の処置が履行されるまでその履行状況を継続して検査している。

#### (2) 平成20年度決算検査報告に掲記した改善の処置の履行状況

本院は、平成20年度決算検査報告に、平成14年度から19年度までの決算検査報告に掲記した処置済事項のうち平成19年度決算検査報告において改善の処置の履行状況を継続して検査していくこととしていた146件から掲記後に制度自体が廃止されたもの1件を除いた145件についての検査の結果を掲記した。

その内訳は、改善の処置が履行されていたもの(以下「履行済」という。)が56件、検査した範囲では改善の処置が履行されていたもの(以下「検査分履行済」という。)が83件、改善の処置が一部履行されていなかったもの(以下「一部不履行」という。)が6件、改善の処置が全く履行されていなかったもの(以下「不履行」という。)が0件となっていた。

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性等の観点から、改善の処置が履行されているかなどに着眼して、上記の平成20年度決算検査報告に検査分履行済として掲記したものの83件と一部不履行として掲記したものの6件との計89件及び平成20年度決算検査報告に新たに掲記した処置済事項46件の合計135件について、改善の処置の履行状況を対象として、関係する36省庁等の会計実地検査を行った。

### (検査の結果)

#### (1) 検査報告に掲記した処置済事項及び改善の処置の履行状況

上記の135件のうち、制度を廃止することが改善の処置であるものなど9件を除いた126件について検査したところ、履行済が67件、検査分履行済が54件、一部不履行が5件、不履行が0件となっていた。これを、平成20年度決算検査報告に掲記した処置済事項に係る改善の処置の履行状況と平成14年度から19年度までの決算検査報告に掲記した処置済事項に係る改善の処置の履行状況とに分けて記述すると、次のとおりである。

##### ア 平成20年度決算検査報告に掲記した処置済事項に係る改善の処置の履行状況

平成20年度決算検査報告に掲記した処置済事項46件のうち、制度を廃止することが改善の処置であるものなど6件を除いた40件について検査したところ、履行済が29件、検査分履行済が11件となっていた。

##### イ 平成14年度から19年度までの決算検査報告に掲記した処置済事項に係る改善の処置の履行状況

平成14年度から19年度までの決算検査報告に掲記した処置済事項のうち、改善の処置の履行状況を継続して検査していくこととしていたものは89件である。このうち、掲記後に制度自体が廃止されているもの3件を除いた86件について検査したところ、履行済が38件、検査分履行済が43件、一部不履行が5件となっていた。

なお、平成20年度決算検査報告に一部不履行のものとして掲記した6件のうち2件については改善の処置が履行されていたことから、履行済38件に含まれている。

上記ア及びイに係る改善の処置の履行状況を検査報告年度別及び省庁等別に示すと、表1及び表2のとおりである。

表1 検査報告年度別の改善の処置の履行状況 (単位：件)

検査報告年度	改善の処置の履行状況を継続して検査していくこととした処置済事項数(A)	制度を廃止することが改善の処置であるものなどの事項数(B)	検査対象の処置済事項数(A)-(B)	改善の処置の履行状況			
				履行済	検査分履行済	一部不履行	不履行
平成14年度	10	0	10	7	3	0	0
15年度	8	0	8	3	5	0	0
16年度	17	1	16	8	5	3	0
17年度	15	1	14	4	10	0	0
18年度	19	1	18	8	9	1	0
19年度	20	0	20	8	11	1	0
20年度	46	6	40	29	11	0	0
計	135	9	126	67	54	5	0

表2 省庁等別の改善の処置の履行状況 (単位：件)

省庁等名 (平成22年7月31日現在)	検査対象の 処置済 事項数	改善の処置の履行状況			
		履行済	検査分 履行済	一部不履行	不履行
裁判所	4	2	2		
内閣府(警察庁)	1		1		
総務省	2		2		
法務省	4	1	3		
外務省	2	2			
財務省	4	2	2		
文部科学省	3	1	2		
厚生労働省	11	5	3	3	
農林水産省	25	6	19		
経済産業省	2	1	1		
国土交通省	18	11	5	2	
環境省	3	1	2		
防衛省	5	5			
株式会社日本政策金融公庫	2	2			
日本銀行	2		2		
東日本高速道路株式会社	1	1			
中日本高速道路株式会社	1	1			
西日本高速道路株式会社	1	1			
日本年金機構	1	1			
独立行政法人情報通信研究機構	1	1			
独立行政法人森林総合研究所	1		1		
独立行政法人日本貿易保険	1	1			
独立行政法人造幣局	1		1		
独立行政法人国立印刷局	1		1		
独立行政法人農畜産業振興機構	1		1		
独立行政法人中小企業基盤整備機構	1		1		
独立行政法人国際協力機構	2	2			
独立行政法人国際交流基金	1	1			
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	3	3			
独立行政法人水資源機構	1	1			
日本放送協会	2	1	1		
首都高速道路株式会社	2	2			
阪神高速道路株式会社	1	1			
東日本電信電話株式会社	11	10	1		
西日本電信電話株式会社	3		3		
日本下水道事業団	1	1			
計	126	67	54	5	0

(注) 日本年金機構に係る処置済事項は、平成22年1月1日に、同機構が設立され社会保険庁が廃止されたことに伴い、厚生労働省から引き継いで同機構が改善の処置を行うこととなったものである。

(2) 一部不履行のもののうち検査報告に掲記したものの概要

検査の結果、一部不履行のもの5件のうち2件については、本章中に不当事項として掲記しており、これらの概要を示すと表3のとおりである。

表3 一部不履行のもののうち検査報告に掲記したものの概要

処置済事項の件名	平成21年度決算検査報告における掲記状況
生活保護費に係る返還金等の調定額の算出を適切に行わせることなどにより、生活保護費国庫負担金の算定が適正なものとなるよう改善させたもの (厚生労働省・平成16年度決算検査報告260ページ参照)	前掲303ページの「生活保護費等負担金が過大に交付されていたもの」参照
生活保護事業の実施に当たり、事業主体に被保護者の収入把握を適切に行わせることなどにより、生活保護費負担金の交付が適正なものとなるよう改善させたもの (厚生労働省・平成19年度決算検査報告373ページ参照)	前掲303ページの「生活保護費等負担金が過大に交付されていたもの」参照

3 本院の所見

一部不履行のもの5件については、関係省庁等において改善の処置について更なる周知徹底を図るなどして、改善の処置が確実に履行されることが肝要である。

本院は、上記の一部不履行のもの5件、前記の検査分履行済のもの54件及び平成21年度決算検査報告に掲記した処置済事項39件の計98件について、改善の処置の履行状況を継続して検査していくこととする。

## 第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの 検査要請事項に関する報告等

### 第1節 国会及び内閣に対する報告

平成21年11月から22年10月までの間に、会計検査院法第30条の2の規定により国会及び内閣に報告したものは6件あり、それぞれの報告事項名、報告年月日及び報告事項の「第3章 個別の検査結果」における掲記の状況は、次表のとおりである。

表 会計検査院法第30条の2の規定により国会及び内閣に報告した事項

事項 番号	報 告 事 項 名	報告年月日	報告事項の「第3章 個別の検査結果」における掲記の状況
①	科学研究費補助事業において、独立行政法人日本学術振興会理事長に対して、研究者に対して効果的な督促を行うことなどにより、研究成果報告書等を長期間提出していない事態を解消するよう適宜の処置を要求し及び今後同種事態が発生しないよう是正改善の処置を求めたもの	平成 22年7月28日	「意見を表示し又は処置を要求した事項」として掲記  (838ページ参照)
②	国から補助金の交付を受けて各信用保証協会に造成された制度改革促進基金の規模が必要額を超えた過大なものとならないよう補助金の交付の在り方等について見直しを行うなどすることにより、同基金の効果的な活用が図られるよう経済産業大臣に対して意見を表示したもの	22年7月28日	「意見を表示し又は処置を要求した事項」として掲記  (532ページ参照)
③	国会議員の選挙等の執行経費の交付額の算定について、投票所経費、開票所経費等の算定を選挙事務の実態に即したものとすることなどにより執行経費の適正化を図るよう総務大臣に対して意見を表示したもの	22年9月8日	「意見を表示し又は処置を要求した事項」として掲記  (99ページ参照)
④	廃校又は休校となっている公立小中学校の校舎等について、活用効果等を周知するなどして、社会情勢の変化、地域の実情等に応じた一層の有効活用を図るよう文部科学大臣に対して改善の処置を要求したもの	22年9月8日	「意見を表示し又は処置を要求した事項」として掲記  (209ページ参照)
⑤	株式会社整理回収機構が保有する平成11、12両年度の整理回収業務から生じた利益に係る資金について、その有効活用を図るため、預金保険機構を通じて国に納付させるなど、国の財政に寄与する方策を検討するよう内閣府特命担当大臣に対して意見を表示したもの	22年9月24日	「意見を表示し又は処置を要求した事項」として掲記  (80ページ参照)

事項 番号	報 告 事 項 名	報告年月日	報告事項の「第3章 個別の検査結果」における掲記の状況
⑥	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の特例業務勘定における利益剰余金につき、国庫納付が可能な資金の額を把握し、将来においても、余裕資金が生じていないか適時に検討することとするとともに、これらの資金が国庫に納付されることとなるように適切な制度を整備するよう国土交通大臣に対して意見を表示したものの	22年9月24日	「意見を表示し又は処置を要求した事項」として掲記  (695 ページ参照)

## 第2節 国会からの検査要請事項に関する報告

平成21年11月から22年10月までの間に、会計検査院法第30条の3の規定により検査結果を報告した事項は3件あり、これら3件の報告事項名、検査結果の報告年月日及び報告先は、次表のとおりである。

表 会計検査院法第30条の3の規定により検査結果を報告した事項

事項 番号	報 告 事 項 名	検査結果の 報告年月日	報 告 先
①	簡易生命保険の加入者福祉施設等の譲渡等について	平成 22年3月17日	参 議 院
②	牛肉等関税を財源とする肉用子牛等対策の施策等について	22年8月25日	参 議 院
③	在外公館に係る会計経理について	22年10月6日	参 議 院

上記の表に掲げた3件についての検査結果の概要は、次のとおりである。

## 第1 簡易生命保険の加入者福祉施設等の譲渡等について

要請を受諾した年月日	平成 21 年 4 月 14 日
検査の対象	総務省、日本郵政株式会社
検査の内容	簡易生命保険の加入者福祉施設等の譲渡等についての検査要請事項
報告を行った年月日	平成 22 年 3 月 17 日

### 1 検査の背景及び実施状況

#### (1) 検査の要請の内容

会計検査院は、平成 21 年 4 月 13 日、参議院から、国会法第 105 条の規定に基づき下記事項について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けた。これに対し同月 14 日検査官会議において、会計検査院法第 30 条の 3 の規定により検査を実施してその検査の結果を報告することを決定した。

一、会計検査及びその結果の報告を求める事項
(一) 検査の対象
総務省、日本郵政株式会社
(二) 検査の内容
簡易生命保険の加入者福祉施設等の譲渡等に関する次の各事項
① 旧日本郵政公社及び日本郵政株式会社における簡易生命保険の加入者福祉施設等の運営管理等及びその承継に係る会計処理の状況
② 旧日本郵政公社等が締結した譲渡等に関する契約の内容、手続、予定価格の算定等及び譲渡等の後における施設の利用等の状況
③ 日本郵政株式会社が締結した譲渡等に関する契約の内容、手続等の状況

#### (2) 平成 19 年度決算審査措置要求決議の内容

参議院決算委員会は、21 年 6 月 29 日に「平成 19 年度決算審査措置要求決議」を行っている。

このうち、上記検査の要請に関する項目の内容は、以下のとおりである。

5 「かんぽの宿」等の施設の譲渡等における不透明な契約の是正について
日本郵政株式会社の所有・運営する「かんぽの宿」等の施設の譲渡に当たって、契約内容や契約手続、譲渡額等に不透明な点などがあるとして、本年 4 月、総務省は、16 の問題点を指摘するとともに、日本郵政株式会社法に基づく監督上の命令を発出する事態に至っている。また、旧日本郵政公社等が締結した譲渡等に関する契約において、譲渡後に当該施設が売却額を大きく上回る額で転売される事態が見られるなど、施設の譲渡等に関する契約内容の妥当性が疑問視される事態が相次いでいる。
政府は、日本郵政株式会社に対し、「かんぽの宿」等の施設の譲渡等に関する契約の締結に当たっては、公平性、透明性の確保等を図るよう対応させるべきである。



### (3) 平成19年度決算審査措置要求決議について政府の講じた措置の内容

政府は上記(2)の「平成19年度決算審査措置要求決議」に対して、22年1月27日に「平成19年度決算審査措置要求決議について講じた措置」を以下のとおり参議院決算委員会に報告している。

#### 5 「かんぼの宿」等の施設の譲渡等における不透明な契約の是正について

「かんぼの宿」等の施設の譲渡等については、総務省は、平成21年4月、日本郵政株式会社に対し、企業統治の強化等を内容とした「日本郵政株式会社法」に基づく監督上の命令を行い、日本郵政株式会社が講じる是正・改善措置の四半期毎の報告を求めたところである。

これを受けて、日本郵政株式会社から、同年6月、第1回報告として、不動産売却等のルールの整備・確立を内容とする是正・改善措置の報告が、また、同年10月には、第2回報告として、不動産売却等のルールの整備状況及び第1回不動産売却等審査会の開催状況など、同年9月末までに講じた措置についての報告が行われたところである。

今後とも、日本郵政株式会社が有する財産の処分に際しては、国民共有の財産という認識の下、手続等の公平性、透明性の確保を図るべく、監督上の命令に対する是正・改善措置の状況についての報告を精査し、しかるべく指導・監督を行ってまいりたい。

### (4) 加入者福祉施設等の概要

#### ア 加入者福祉施設等の概要

簡易生命保険の加入者福祉施設(以下、単に「加入者福祉施設」という。)は、簡易生命保険法(昭和24年法律第68号。平成19年10月廃止)の規定に基づき、簡易生命保険の加入者の福祉を増進するため設置されたもので、昭和37年以降、簡易保険福祉事業団(以下「簡保事業団」という。)により、保養センター、レクリエーションセンター等の諸施設が全国に計112施設設置された。また、郵便貯金事業においては、郵便貯金周知宣伝施設(以下「周知宣伝施設」という。)が、郵便貯金法(昭和22年法律第144号。平成19年10月廃止)の規定に基づき、全国に計23施設設置された。

公的宿泊施設については、整備が進んだ民間の同種施設との競合が50年代後半になって各地で問題とされ、種々の検討が行われた結果、加入者福祉施設や周知宣伝施設に対しても、新設を行わないこと、施設の統廃合等を含めその配置を見直すことなどの政府の方針が閣議決定として、58年から平成13年にかけて示されている。

そして、上記の閣議決定を受けるなどして、簡保事業団及び日本郵政公社(15年4月に簡保事業団の業務を承継。以下「公社」という。)は、各施設の収支率等を勘案して、加入者福祉施設等の廃止、売却を行った。

#### イ 日本郵政株式会社に承継された加入者福祉施設等の概要

19年10月、公社の解散に伴い、日本郵政株式会社(以下「日本郵政」という。)は、加入者福祉施設71施設、周知宣伝施設11施設を承継した。これらの施設は、日本郵政株式会社法(平成17年法律第98号)の規定により、24年9月30日までにすべて譲渡又は廃止することとされたが、21年12月に「日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律」(平成21年法律第100号。以下「郵政株式処分停

止法」という。)が施行され、日本郵政は、日本郵政株式会社法の規定にかかわらず、別に法律で定める日までの間、承継した加入者福祉施設及び周知宣伝施設の譲渡又は廃止をしてはならないものとされている。

#### ウ 日本郵政が締結した株式譲渡契約と見直しの経緯

日本郵政は、承継した加入者福祉施設であるかんぼの宿等について、20年度内の譲渡完了に向けて契約手続を進めた結果、20年12月26日に、オリックス不動産株式会社(以下「オリックス社」という。)と株式譲渡契約を締結した。しかし、21年1月、総務大臣から本件契約に関し契約相手方の選定等についての疑義が表明されたことから、日本郵政は、同年2月25日、本件契約を解約している。

#### (5) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、検査の要請を受けた各項目について、正確性、合規性、経済性、効率性等の観点から、施設の運営管理は経済的、効率的に行われているか、減損会計の適用等による資産の評価及びその手続は適切に行われているか、不動産売却における予定価格の算定及び契約事務は適切に行われ、公正性、競争性及び透明性が確保されているか、また、日本郵政が締結したオリックス社との株式譲渡契約の内容、契約手続及び契約価格は適切かなどに着眼して検査を実施した。

検査は、総務省、日本郵政等から調書及び報告を徴して、施設の運営状況、減損会計の実施状況、契約の実施状況等を専門家の意見も踏まえて分析するとともに、総務省、日本郵政の本社及び地方組織等計26か所の会計実地検査を行った。

## 2 検査の結果

### (1) 加入者福祉施設等の運営管理等及びその承継に係る会計処理の状況について

#### ア かんぼの宿等(旧加入者福祉施設)について

21年3月末現在、日本郵政が運営管理しているかんぼの宿等は、全国の主な保養地等に所在する71施設となっており、その簿価は269億2599万余円、建設に要した費用は総額2666億2676万余円となっている。

かんぼの宿等の運営管理の状況についてみると、宿泊利用者数は15年度以降毎年度減少し、20年度の宿泊利用者数は、71施設の合計で211万人(1施設当たり平均3万人)となっているが、客室稼働率は71.2%、定員稼働率は50.8%となっていて、民間の中規模旅館より相当良好な状況にある。個別のかんぼの宿等の施設損益は、15、16両年度では、かんぼの宿有馬のみが経常損益で黒字であったが、17年度から減損会計が導入され減価償却費が大幅に減少したことにより、20年度には黒字施設が12施設に増加している。71施設の損益を集計すると、経常収益354億1690万余円、経常費用379億5641万余円で差引き25億3951万余円の赤字となっている。また、本社等経費を含めた宿泊事業全体の損益は、施設損益の2倍以上の58億1573万余円の赤字となっている。

かんぼの宿等の宿泊料金は、施設によって土曜日や夏休み、連休等のシーズン料金の扱いが異なっており、中には高需要期にもかかわらず料金が比較的低廉に設定されているものがあった。また、日本郵政は、20年度以降の3年間で、飲食部門等3部門の委託業務の直営化を実施することとしたが、直営化後の人件費率についてみると、20年4月から3部門を直営化した1施設では50.7%、6月に直営化がずれ込んだ9施設でも

42.3%となっていて、いずれも中規模旅館の人件費率28.2%(19年度)を大きく上回っている。

かんぼの宿等における損益分岐点売上高を本院で試算したところ、固定費(人件費のうち固定給与部分、光熱水料費等)の割合が高くなっているため、481億3176万余円と試算され、現在の営業収益352億1309万余円と比べて著しく高い数値となる。

本院において、かんぼの宿等66施設を対象に、18年度から20年度までの償却前営業利益額(以下「GOP」という。)に基づき、A、B、Cの3類型に区分して、各区分ごとに各種の経営指標を比較したところ、下位のB、C区分においては、GOPを改善するため、グループ利用等の新たな顧客開拓等による宿泊利用者数の更なる増加及び飲食単価の上昇による収益の増加に努めるとともに、民間旅館と比べ高率となっている人件費の更なる削減を図る必要があると認められた。そして、C区分については、その上でなお損益が改善されない施設は、郵政株式会社処分停止法の施行により現時点での廃止はできないとしても、一時的な休業も念頭に抜本的な損益改善策を検討することも必要である。

#### イ メルパルク(旧周知宣伝施設)について

日本郵政が承継したメルパルク11施設の簿価は、21年3月末現在で346億4336万余円となっており、その利用者は19年度には447万人となっている。公社化以降、11施設すべてにおいて、収入から支出(減価償却費等を除く。)を差し引いた収支が黒字となっている。

メルパルク等の運営について、国、公社及び日本郵政は、20年9月まで郵便貯金振興会(昭和52年からは認可法人の郵便貯金振興会、平成15年からは財団法人郵便貯金振興会、19年10月からは財団法人ゆうちょ財団。以下、これらを合わせて「振興会」という。)に委託していた。国との運営委託契約において、振興会は、毎事業年度、損益計算の結果生じた利益は振興会の積立金として整理することとしていた。その結果、公社化直前の14年度末における積立金の額は48億1716万余円となっていた。また、公社との運営委託契約においては、振興会は、委託事業に係る経理を行っていた特別会計における「剰余の資産」のうち、契約期間中に公社が負担した減価償却費等に相当する額までは公社に納付することとされていたが、19年度下期においては固定額を納付させることとしていたため、19年度の利益10億3815万余円が振興会に帰属している。

さらに、20年度の日本郵政との運営委託契約の終了に伴い、国、公社及び日本郵政との委託契約に基づく施設の運営に必要な職員を対象として引当てが行われていた退職給付引当金の残高は、20年度末には47億4393万余円になっているが、振興会は厚生年金基金を解散し、23年9月末までに清算を終了する予定となっており、その際に退職給付引当金の取崩しの結果として会計上の利益が生ずることが見込まれている。

以上のように、国が国有財産であるメルパルク等の運営を委託したことなどにより生じた利益等が、委託契約の終了に伴う積立金の処分に係る規定が法令及び委託契約書上になかったなどのために振興会に帰属することとなっている。しかし、これらの利益が生じた背景として、郵便貯金法の規定によりメルパルク等の運営は振興会にのみ委託することとされていたことなど特殊な状況にあったことを考慮すると、これらの利益がすべて振興会に帰属することについて、今後、検討の必要があると認められる。

ウ 加入者福祉施設等の承継に係る会計処理と減損会計の実施状況

日本郵政が承継した加入者福祉施設等 80 施設の承継価額は、土地 198 億 8757 万余円、建物等 105 億 7044 万余円、計 304 億 5801 万余円となっており、周知宣伝施設 11 施設の承継価額は、土地 212 億 6557 万余円、建物等 149 億 8934 万余円、計 362 億 5491 万余円となっている。

公社及び日本郵政における 17 年度から 20 年度までの加入者福祉施設等及び周知宣伝施設に係る減損損失額は、それぞれ 1715 億 0239 万余円、1138 億 9939 万余円となっている。加入者福祉施設等における各施設の減損率(減損前の簿価に対する減損損失額の割合)は、17 年度で平均 52.0% となっているが、18、19 両年度(公社実施分)においても引き続き高い水準で推移し、20 年度までの通算の減損率は平均 77.9% と著しく高くなっている。減損損失額は、不動産鑑定評価額を基に算定されていたが、鑑定評価の手法や鑑定評価額の算定方法が鑑定業者によって相違していたり、具体的な根拠が示されていないものなどが見受けられた。

公社の会計に減損会計を適用したことについては、公社法等に基づき企業会計基準に準拠して行われたものである。また、加入者福祉施設等に減損会計を適用したことについては、収益性を重視した取組がなされていること、公社が間近に株式会社化を控えていたことなどの状況を前提とすれば、合理性があると思料される。

しかし、日本郵政が 20 年 3 月期以降に減損の兆候ありと判定していることについては、「譲渡又は廃止の決定」及び「雇用維持」は過去の年度の事象であることなどから、これらを再度の減損の兆候とすることには疑義があると思料される。また、19 年度の不動産鑑定評価は、本来求めるべき価格よりも相当程度低い価額となっている可能性があると思料される。

(2) 旧日本郵政公社等が締結した不動産の譲渡等に関する契約の内容等及び譲渡後の施設の利用状況について

ア 旧日本郵政公社が締結した譲渡契約に係る分(15 年度～19 年度上期)

(ア) 契約方式及び入札手続について

公社が不用資産として売却した土地、建物等の不動産は 628 物件、売却価格は総額 1093 億 7632 万余円に上っている。

これらに係る 146 契約のうち一般競争契約によるものが 74 契約、540 物件(売却価格 858 億 7866 万余円)、随意契約によるものが 72 契約、88 物件(同 234 億 9765 万余円)と、一般競争契約による物件が 85.9% と高い比率を占めていた。一般競争契約 74 件についてみると、62 件(83.7%)が 1 回目の入札で落札者が決定されており、この 62 件のうち 1 者応札が 13 件(20.9%)となっていた。随意契約 72 件について契約の相手方別にみると、地方公共団体が 30 件と最も多くなっていた。

複数の不動産を一括して売却するバルク売却は、16 年度から 19 年度までの各年度に 1 件、計 4 件が一般競争契約により実施されており、また、複数の物件を地域ごとにグループ化して売却するグループ売却は、17、18 両年度に計 12 件が一般競争契約又は不落随契により実施されているが、それらの物件数は、バルク売却で計 431 件(売却価格 502 億 2400 万円)、グループ売却で計 66 件(同 32 億 8759 万余円)となっている。

## (イ) 売却価格の分析

146 契約のうち 144 件(個別売却 128 件、バルク売却等 16 件)の平均落札率は、個別売却 128 件で 156.1%、このうち随意契約によるものは 120.1%、一般競争契約によるものは 201.3% となっていた。落札率が 120% 以上のものは、随意契約では 65 件のうち 8 件(12.3%)にとどまっているのに対して、一般競争契約では 63 件のうち 40 件(63.4%)に上っている。また、バルク売却及びグループ売却による落札率は 16 契約で 119.4% となっていた。このように、個別売却による一般競争契約において落札率が高い傾向が明確になっている。

## (ウ) 売却における不動産鑑定評価について

鑑定評価額が簿価を下回っていたものが 626 物件中 323 件あり、加入者福祉施設等 24 件は 5 割にも満たない状況となっていた。また、鑑定評価額が固定資産税評価額を下回っていたものが 620 物件中 241 件(38.8%)あり、加入者福祉施設等 51 件については 5 割未満となっており、そのうち 11 件については 1 割未満となっていた。

公社時に売却された物件の予定価格の算定についてみると、短期間に不動産鑑定評価を 2 回行い低額な鑑定評価額を採用しているものなど、鑑定評価の徴取方法に疑義がある事態があった。

## (エ) 簡保事業団から承継した大規模な未利用地の売却について

簡保事業団当時加入者福祉施設等の用地として取得され、公社が承継したものの、目的の用途に供されないまま売却された物件の中には、施設の建設を中止したため、地元地方公共団体に解決金を支払うこととなったものなどがあった。

## (オ) 譲渡後の転売等その後の状況について

日本郵政の調査結果によると、売却された 628 物件のうち転売されているものが 510 件あり、中には 4 回以上転売されているものが 29 件(4.6%)あった。また、本院において売却物件 40 物件を抽出し、現地調査を実施したところ、日本郵政が調査を委託した業者が現地の場所を取り違えるなどして、実際に売却した物件とは異なる物件の現況を記載するなど契約が的確に履行されていないのに、検証が十分行われていないものが 5 物件あった。

## イ 郵政事業庁及び簡保事業団が締結した譲渡契約に係る分(13、14 両年度)

13、14 両年度に、郵政事業庁及び簡保事業団において売却された不動産は、郵政事業庁 296 物件、簡保事業団 13 物件、計 309 物件となっており、その売却価格は総額 263 億 9921 万余円となっていた。売却物件は、郵政事業庁においては、そのほとんどが職員宿舎であった。また、簡保事業団においては、簡易保険診療所等を 5 件売却していた。

## (3) 日本郵政が締結した株式譲渡契約等の契約内容等の状況について

## ア 加入者福祉施設等の処分方針について

かんぼの宿等については、24 年 9 月 30 日までに譲渡又は廃止しなければならないという法律上の前提があった。日本郵政がかんぼの宿等について一括譲渡方式の採用を決定するまでの検討過程についてみると、様々な譲渡方式のメリット及びデメリットを検討した上で、事業の一括譲渡の方針を決定している。しかし、公社が実施した施設の単

純売却において、売残りなくすべての施設を売却でき相応の売却益が生じていたことを考慮すると、それぞれの方法におけるメリット及びデメリットの定量的な評価や、それらによった場合の結果を事前に確実に予測することは相当困難であるものの、事業の一括譲渡方式以外にも選択の余地はあったと思料される。

イ かんぼの宿等に係る株式譲渡契約について

(ア) 株式譲渡契約の概要

本件株式譲渡契約は、日本郵政がかんぼの宿等の資産・負債、権利義務の一切を承継する会社を会社分割(新設分割)により設立して、その会社の株式を譲渡するものである。一括譲渡の対象施設は、かんぼの宿等 70 施設と首都圏の 9 社宅の計 79 施設であり、その取得費用は総額 2420 億余円に上っているが、20 年 9 月末時点の簿価は 123 億余円と取得費用の約 20 分の 1 となっている。

(イ) 本件株式譲渡契約の実施手続

M&A に関する専門家の意見も聴取した上で検討したところ、本件株式譲渡契約のプロセスは、M&A では一般的なものと認められた。そして、プロセスの各段階についての検査結果を示すと、次のような状況となっていた。

a アドバイザーの選定手続

アドバイザーの選定手続についてみると、企画提案の審査に当たっての評価項目に、重要な判断材料であるアドバイザリー手数料は含まれていなかった。企画提案の第二次審査は第一次審査で審査した企画提案書をそのまま用いて審査することとして、評価委員も 5 名のうち 3 名までが第一次審査と同一の人物で構成されていたが、第一次審査と第二次審査との得点順位が逆転し、第一次審査で 2 位であったメリルリンチ日本証券株式会社(以下「メリル社」という。)が第二次審査で 1 位となってアドバイザーに選定されていた。

b 本件株式譲渡契約に係る手続規程

日本郵政の公的な側面にかんがみれば、その経営に当たって、国民に対して十分な説明責任を果たすことが求められており、本件株式譲渡契約の契約手続等については、その重要性を考慮すれば、公平性及び透明性を確保する必要があったのに、これらに対する配慮が十分でなかった。また、本件株式譲渡契約のプロセスは企画提案の内容を審査して契約の相手方を決定するものであって、入札価格が最も有利な者を直ちに契約の相手方とする競争契約方式によるものではないことから、入札公告において競争入札と表示したことは入札参加希望者等に対して誤解を生じさせる可能性があり、入札公告に対する日本郵政の認識には問題があった。

c 予備審査と損益見通しの配布

予備審査の結果、27 社のうち財務安定性や取得後の事業運営体制に問題があるなどとされた 4 社が落選とされた(その後、1 社が辞退した。)

第一次審査の買い手候補に配布された譲渡後のかんぼの宿の損益見通しは、譲渡後は様々な制約から解放されることを前提に、可能な限りの損益改善事項を盛り込んで作成され、譲渡直後の 21 年度で 17 億 8600 万円の経常利益を計上でき、その後も経常利益は漸増して 25 年度では 29 億 4000 万円となると予測されている。

#### d 第一次審査とプロセス継続に関する提案

第一次審査の結果、オリックス社等3社が第二次審査の買い手候補として選定されたが、ほぼ同額の取得価格を提示した2社の提案の評価に差がつけられ、一方が落選とされていた。M&Aのプロセスにおいて4社程度を第二次審査に進めさせることは通常あり得ることであり、譲渡価格の更なる増大を期待する観点からも上記2社のうち1社を落選とした判断にはなお疑問が残り、検討する余地があったものと思料される。

また、メリル社から、第一次提案書の提出期限の前日に、現行プロセスの中止・延期を含む提案がされているが、プロセスの中止・延期に関する判断という重要な問題であるにもかかわらず、この提案に対する日本郵政の判断と具体的対応については、関係書類では確認できない状況であり、特に対応を執ることなく審査のプロセスを進めたことには問題があると認められた。

#### e 第二次(最終)選定プロセスにおける辞退の申出とその対応

第二次(最終)審査に進んだ3社のうち本件手続の辞退の意向を申し出てきたA社及びE社に対して、日本郵政は、E社に対しては執行役が直接訪問し辞退の撤回を促しているが、A社に対しては特段の対応を行っておらず、A社はそのまま本件株式譲渡契約のプロセスから除外されていた。

#### f 最終提案書

最終提案書における取得価格は、オリックス社105億2200万円、E社105億5500万円となっており、E社がオリックス社を上回っていた。しかし、両社の提示価格には対象事業の負債の承継に関する前提条件の違いがあり、同じ尺度で評価をするためE社をオリックス社の前提条件に合わせると、85億7200万円となり、オリックス社の方が優勢と判断されることとなった。

オリックス社の最終提案書には、新設分割会社に日本郵政から登用するとされた取締役候補者1名の名前が記載されていたが、日本郵政からオリックス社に対して記載部分の訂正を求めるなどの方策はとられていなかった。なお、オリックス社は、対象正社員全員の雇用を引き受けるとしていたが、人件費率を40%から30%へ漸次引き下げることを要望しており、人件費率の目標達成が明らかに困難となった場合、その内容に応じて評価額を減額するなどとしていた。

#### g 最終審査と株式譲渡契約の締結及び解約

日本郵政は、メリル社からの提案を受け、世田谷レクセンターを譲渡対象から除外して、宿泊事業と首都圏社宅をセットにして価格の更なる引上げを要請したところ、オリックス社から108億8600万円の再提案があったが、E社からは再提案がされなかった。日本郵政は、20年12月26日に、オリックス社を相手方として本件株式譲渡契約を締結して、株式譲渡の実行日を21年4月1日と定めていたが、同年2月25日、日本郵政は、本件契約を解約している。

#### h 本件株式譲渡契約及びプロセスについての検討

各社の提案金額はM&Aのプロセスにおいて一般的かつ妥当と認められる方法によって算定されていたが、本件のような公的財産の処分にあたっては、公正性、透明性等を確保した上でその説明責任を果たすことが重要となる。しかし、本件株式

譲渡契約のプロセスは、実施基準等が定められないまま進められていたことから、譲渡価格の公正性等が確保されたとは必ずしもいえない状況となっていた。

また、かんぼの宿等の簿価は、減損会計の適用により公社承継時に比べ大幅に減額されているが、減損損失の算定等に疑義があり、その減損後の簿価が必ずしも資産価値を適切に反映したものとなっているとはいえないと史料されることから、簿価との比較により判断することはできない。

20年8月及び11月にメрил社からなされた本件株式譲渡契約のプロセスの中止・延期を含めた提案については、担当部門のみで判断すべき事項ではなく、また、これらの段階で経営会議等に諮っていれば、このままプロセスを継続することは必ずしも時宜を得ていないとの経営判断がなされた可能性も否定できないことから、担当者段階で本件プロセスの継続の適否の判断を行ったことは適切ではなかったと史料される。

譲渡対象施設についてみると、首都圏社宅、ラフレさいたま及び休館中のかんぼの宿については、その不動産価値や利用目的等を考慮すると、一括譲渡の対象施設から除外して、個別売却により譲渡価格の最大化を図ることなどを検討する必要があったと史料される。

契約書の内容について検討したところ、本件株式譲渡契約においては、日本郵政は、売却後1年間の正社員及び期間雇用社員に係る総人件費について、売主及び買主双方が合意する水準に達することを確実にすることを誓約していた。しかし、その決定方法や合意に至らなかった場合の措置は契約書には規定されていないため、オリックス社が、本件株式譲渡契約の解除や提示した評価額から上記の水準を超える人件費相当分の減額を主張する可能性を否定できないものとなっており、本件株式譲渡契約は売主である日本郵政にとって不利益な結果を招くおそれがあると史料される。

日本郵政内部の決裁手続について、本件プロセスの各段階で実施された事項のうち経営会議又は取締役会への付議あるいは報告が必要と史料される9事項の決裁状況を確認したところ、取締役会等への付議又は報告の事実が確認できたものは4事項にとどまっていた。社長等に対しプロセスの各段階で口頭説明を行っていたとしても、取締役会等への付議又は報告を十分に行っていないことは、意思決定機関である取締役会等の本件株式譲渡契約に対する関与が十分でなかったものと認められ、本件プロセスにおいて経営判断が適切になされていたとは必ずしもいえない結果となっていた。

#### ウ ゆうぼうと(旧東京簡易保険会館)及びメルパルクの賃貸借契約等について

ゆうぼうとは、今回のかんぼの宿等の一括譲渡の対象施設から除外されており、その運営については、20年12月から、ホテル、結婚式場等の部門とフィットネスジム部門とに区分して、それぞれ民間会社との間で定期建物賃貸借契約を締結し、各事業を運営させている。また、世田谷レクセンターの運営については一括して民間会社に委託している。

メルパルク11施設については、20年10月から、ワタベウェディング株式会社を相手方に定期建物賃貸借契約を締結して、各施設を運営させている。



### 3 検査の結果に対する所見

かんぼの宿等及びメルパルクについては、従前、日本郵政株式会社法の規定により、24年9月末までに譲渡又は廃止しなければならないとされていたが、21年12月に郵政株式会社処分停止法が施行され、同法第4条の規定により、日本郵政は、日本郵政株式会社法の規定にかかわらず、別に法律で定める日までの間、譲渡又は廃止をしてはならないものとされた。

したがって、これらの施設は、日本郵政が当分の間は引き続き保有することになったことから、日本郵政においては、今後、多額の損失を毎年計上しているかんぼの宿等の効率的な運営に努め、収支の改善を図ることが喫緊の課題となっている。また、日本郵政及びグループ各社においては、引き続き経営の効率化や郵便局舎等の資産の有効活用等の施策を推進するとしていることを考慮すれば、今後も保有する不動産の売却や再開発等を実施していくものと思料される。

日本郵政の設立過程及びかんぼの宿等のこれまでの設置、運営の経緯等を考慮すれば、かんぼの宿等は、簡易生命保険の契約者等がその保険料等で間接的に負担して長期にわたり設置運営されてきたもので、国民にとっても貴重な財産である。また、日本郵政は、日本郵政株式会社法の規定により設立された特殊会社であり、取締役の選任決議、事業計画の決定等に総務大臣の認可を要することとされるなど、総務大臣の監督を受けることとされている。したがって、これらの施設の運営管理及び処分に当たっては、日本郵政は、適切に定められた手続を適正に実施するとともに、公平性、競争性、透明性が確保されるよう努めなければならない。かつ、それらについて十分な説明責任を果たすことが求められている。

今回、本院が検査したところ、前記の2の検査の結果に示したように、かんぼの宿等の運営、不動産の譲渡等に関し、効率性、公平性、競争性等の面で更に検討すべきであったと認められる事態が見受けられた。また、日本郵政においては、今般問題となったかんぼの宿等の譲渡及び公社時代の不動産処分に関して、21年6月に、総務大臣の監督上の命令に基づき、今後の不動産売却等に関する改善・是正措置を講ずることとするとともに、かんぼの宿等の経営改善に関し、23年度の黒字化を目指して収益面及び費用面での各種の施策を講ずることとしている。

したがって、日本郵政においては、上記の改善・是正措置等を厳正かつ着実に実施することが肝要であるが、特に、次のような点に留意することが必要である。また、総務省においても、日本郵政及びグループ各社への監督に関する職責を引き続き的確に遂行する必要がある。そして、国が振興会に対してメルパルク等の運営を委託したことなどにより生じた利益等がすべてゆうちょ財団に帰属することについて、今後、検討の必要があると認められる。

#### (1) 加入者福祉施設等の運営管理等及びその承継に係る会計処理の検査結果を踏まえて

ア かんぼの宿等の運営管理に当たっては、今後、新規のグループ利用等新たな利用者層の開拓等を行って利用客数の増加を図るとともに、シーズン料金の適切な改定を行ったたり、魅力あるプラン商品の開拓、宴会需要や昼会食の利用客を更に取り込んだりして飲食単価を上昇させることなどにより、収益の増加を図ることが必要である。また、費用の削減のため、業務分担の見直し、作業の共有化等により民間と比べ高率な人件費の抑制を行うとともに、近年投資が抑えられてきたために老朽化が進んだ施設及び設備については、今後、大規模な修繕や更新が必要となるが、これらの実施により減価償却費が増加し、損益に影響等を与えることから、これらの修繕等に当たっては、投資効果を十

分に考慮して実施することが必要である。

しかし、上記のような措置を執っても、宿泊事業全体についての早急かつ継続的な黒字化は容易なことではないと思料される。このため、各施設について徹底した現況調査を実施した上で詳細かつ適切な経営分析を行い、その結果に基づき施設ごとに適切な経営見通しを策定する必要がある。これにより、確実に損益の改善向上が見込まれる施設と、一般的な措置では採算が取れない施設等との見極めを行い、前者については、重点的かつ効果的な追加投資や営業活動の推進を実施して収益力の向上を図るとともに、後者については、郵政株式処分停止法の施行により施設の現時点での廃止はできないとしても、一時的な休業も念頭に抜本的な損益改善策を検討するなどして、かんぽの宿等の全体的な経営改善を図り、ひいてはこれらの資産価値を高めるように努める必要がある。

イ かんぽの宿等における減損会計の適用に当たっては、減損会計の趣旨及び減損会計基準等に基づき適切に実施する必要があるが、その際、正味売却価額を不動産鑑定評価額により算定する場合は、試算価格(積算価格及び収益価格)の算定及びその調整方法並びに算定基礎数値について十分留意し、必要な場合には受託者から説明や再検討を求めるなどして、適切な鑑定評価額を徴することに努める必要がある。

(2) 不動産の譲渡等に関する契約の内容等及び譲渡後の利用状況の検査結果を踏まえて

ア 原則として一般競争契約により不動産を売却することとしているが、その上で適時適切な売却方式等を選定することにより競争性を高め、もって譲渡価格の最大化を図る必要がある。さらに、売却手続の透明性の確保に留意する必要がある。

イ 不動産売却等における予定価格(最低売却価格又は目標価格を含む。)の基となる鑑定評価額を徴するに当たっては、市場価格と大きくかい離することがないように、その整合性に十分留意する必要がある。

(3) 日本郵政が締結したオリックス社との株式譲渡契約等の契約内容等の検査結果を踏まえて

オリックス社との契約の対象であったかんぽの宿等については、前記のとおり、別に法律で定める日までの間は譲渡又は廃止をしてはならないとされたことから、当分の間、これらの施設に関して譲渡手続が必要となる事態は想定されない。しかし、本件のオリックス社との契約における契約候補者の選定プロセスの実施状況に照らして、日本郵政が21年7月に定めた不動産売却等規程に基づいて事業譲渡等を実施するとした場合において、特に留意すべき点を示すと次のとおりである。

ア 公平性、透明性を確保するため、契約に関する実施基準やマニュアルの策定及びそれらの競争参加者への周知に十分留意する必要がある。

イ 譲渡対象施設等の選定や事業損益等の情報の開示・提供に当たっては、競争参加者の増加や譲渡価格の増大等を図る観点から、その内容を十分検討するとともに適時適切に実行することが必要である。

ウ 候補者の選定プロセスの各段階においては、公平性及び透明性を高めるため、審査基準を明確に定めるとともに、譲渡価格の最大化を図るために競争性を高める配慮が必要である。

エ 各段階における意思決定に当たっては、担当部門において完結することなく、新設された不動産売却等審査会において適切な資料による十分な検討を行い、それらに基づいて適切に経営判断を行う必要がある。

オ 契約の締結に当たっては、契約条件に関して契約相手方と十分協議して、事前の合意を図るとともに、合意事項を文書化することにより、事後に不利益な結果を招くことのないよう努める必要がある。

カ 日本郵政等が保有する資産の重要性にかんがみ、透明性の一層の確保を図る観点から、各段階における意思決定や実施プロセスについては、適切かつ十分な記録の作成保管に努め、必要な場合には十分に説明責任を果たせるようにする必要がある。

本院としては、日本郵政及びグループ各社が承継したかんぽの宿等の資産の重要性にかんがみ、今後とも、その運営状況及び処分を含む資産の利活用等の状況について、引き続き検査していくこととする。

## 第2 牛肉等関税を財源とする肉用子牛等対策の施策等について

要請を受諾した年月日	平成21年6月30日
検査の対象	農林水産省、独立行政法人農畜産業振興機構
検査の内容	牛肉等関税を財源とする肉用子牛等対策の施策等についての検査要請事項
報告を行った年月日	平成22年8月25日

### 1 検査の背景及び実施状況

#### (1) 検査の要請の内容

会計検査院は、平成21年6月29日、参議院から、国会法第105条の規定に基づき下記事項について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けた。これに対し同月30日検査官会議において、会計検査院法第30条の3の規定により検査を実施してその検査の結果を報告することを決定した。

一、会計検査及びその結果の報告を求める事項
（一）検査の対象
農林水産省、独立行政法人農畜産業振興機構
（二）検査の内容
牛肉等関税を財源とする肉用子牛等対策の施策等に関する次の各事項
① 制度の概要及び施策の実施状況等
② 独立行政法人農畜産業振興機構、同機構の補助金交付先等に造成されている資金等の状況

#### (2) 牛肉等関税と肉用子牛等対策の概要

農林水産省は、3年度からの牛肉の輸入自由化とその後の牛肉等関税の関税率の大幅な引下げに対処して、自由化により大きく影響を受ける牛肉及びその他の食肉の国内供給体制についてその存立を確保するため、肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和63年法律第98号。以下「肉用子牛特措法」という。)に基づき、毎年度の牛肉等関税を財源とする肉用子牛等対策として、独立行政法人農畜産業振興機構(8年10月1日から15年9月30日までは農畜産業振興事業団、8年9月30日以前は畜産振興事業団。以下「機構」という。)による肉用子牛生産者補給金制度を始めとする生産安定対策、食肉の買入れ・調整保管、情報の収集・提供等の流通・消費対策、その他畜産の振興に資する事業等を実施している。

#### (3) これまでの会計検査の実施状況

本院は、牛肉等関税を財源とする肉用子牛等対策について、従来関心を持って検査に取り組んでおり、特定検査対象に関する検査状況として「牛肉等に係る関税収入を特定財源とする肉用子牛等対策の実施状況について」を平成16年度決算検査報告に掲記した。

#### (4) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

##### ア 検査の観点及び着眼点

本院は、牛肉等関税を財源とする肉用子牛等対策の施策等に関し、合規性、経済性、

効率性、有効性等の観点から、制度の概要や施策の実施状況等、特に、機構に造成されている資金並びに農林水産省及び機構の補助金等の交付先(以下「補助金等交付先」という。)に造成されている基金について、事業の実施及び経理は事業目的等に沿って適切かつ効率的・効果的に行われているか、資金及び基金の規模や必要性等の見直しは事業の進捗よく状況や社会経済情勢の変化に応じて適時適切に実施されているかなどの点に着眼して検査を実施した。

#### イ 検査の対象及び方法

農林水産省又は機構が交付した補助金等を財源として基金を造成している団体としては、次のものがある。

- (ア) 農林水産省が牛肉等関税を財源とする肉用子牛等対策として交付した補助金を財源の全部又は一部として基金を造成している団体
- (イ) 機構が牛肉等関税を財源とする資金を管理している調整資金から肉用子牛等対策として交付した補助金等を財源の全部又は一部として基金を造成している団体
- (ウ) 機構が調整資金から肉用子牛等対策として交付した補助金等の返還金等を管理している畜産業振興資金から交付した補助金等を財源の全部又は一部として基金を造成している団体
- (エ) 機構が牛肉の輸入自由化前の輸入割当制度の下で一元的に行っていた輸入牛肉の売買による差益等を財源として交付した補助金等を財源の全部又は一部として基金を造成している団体

検査に当たっては、農林水産省、機構及び上記(ア)から(エ)までの団体のうち、次の①及び②の25法人の60基金<sup>(注1)</sup>(20年度末資金保有額計1540億円(補助金等相当額1473億円、うち牛関財源相当額453億円)<sup>(注2)</sup>)を検査の対象とした。

- ① 農林水産省が牛肉等関税を財源とする肉用子牛等対策として交付した補助金を財源の全部又は一部として造成されている基金(以下「国所管基金」という。)のうち、20年度末において存続している基金を保有している3法人の4基金
- ② 機構が交付した補助金等を財源の全部又は一部として造成されている基金(以下「機構所管基金」という。)のうち、20年度末において存続している基金を保有している25法人の56基金

そして、農林水産省及び機構から、これら60基金に係る3年度から20年度までの状況に関する調書を徴して分析するとともに、農林水産省、機構及び上記25法人(60基金)のうち20年度末に事業を終了した基金を保有している3法人(3基金)を除く22法人(57基金)に対して会計実地検査を実施した。

(注1) 25法人の60基金 ①基金の名称が同一であっても基金を保有している法人が異なる場合、②基金の名称及び基金を保有している法人が同一であっても設置された年度が異なる場合は、それぞれ別の基金として扱っている。また、農林水産省が交付した補助金を財源として造成されている基金と機構が交付した補助金等を財源として造成されている基金の両方を保有している法人が3法人ある。なお、法人数には、平成21年4月1日に吸収合併された1法人を含んでいる。

(注2) 牛関財源相当額 補助金等相当額のうち牛肉等関税を財源とする額に相当する額

## 2 検査の結果

### (1) 制度の概要及び施策の実施状況等

#### ア 制度の概要

安価な輸入牛肉の増加が国産牛肉の需給及び価格に重大な影響を及ぼすことが懸念される中で、国内肉用牛生産の存立を確保するために肉用子牛特措法が昭和63年に制定された。肉用子牛特措法により、平成2年度に肉用子牛生産者補給金制度が創設され、牛肉等関税の収入は、特定財源として肉用子牛等対策費の財源に充てられて、農林水産省が実施する国所管基金の造成を含む国庫補助事業等に使用されるほか、その大半が牛肉等関税財源畜産業振興対策交付金(9年度から14年度までは牛肉等関税財源農畜産業振興事業団交付金、8年度以前は牛肉等関税財源畜産振興事業団交付金。以下「牛関交付金」という。)等として機構に交付されている。

なお、当該年度以前の各年度の牛肉等関税収納済額を合算した額から当該年度以前の各年度の肉用子牛等対策費の決算額を合算した額を控除した額に相当する金額(以下「牛関未使用額」という。)は、必要があると認められるときは、予算で定めるところにより、翌年度の肉用子牛等対策費の財源に充てるものとされている。

牛肉等関税収納済額及び肉用子牛等対策費の3年度から20年度までの合計額は、図表1のとおり、それぞれ2兆0714億円及び2兆0190億円と多額に上っている。また、20年度末における牛関未使用額は523億円となっている。

図表1 牛肉等関税収納済額、肉用子牛等対策費及び牛関未使用額の推移 (単位：％、億円)

年度	平成3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	合計
関税率	70.0	60.0	50.0	50.0	48.1	46.2	44.3	42.3	40.4	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	—
牛肉等関税 収納済額(A)	1,416	1,577	1,424	1,450	1,501	1,357	1,403	1,279	1,129	1,085	1,003	790	1,012	784	846	891	890	869	20,714
肉用子牛等 対策費(B) (B)/(A)	993 (70.1)	1,002 (63.5)	996 (69.9)	983 (67.8)	1,145 (76.3)	1,204 (88.7)	1,270 (90.5)	1,230 (96.1)	1,234 (109.2)	1,174 (108.2)	1,619 (161.3)	1,215 (153.8)	1,302 (128.6)	1,300 (165.7)	1,111 (131.2)	815 (91.4)	826 (92.8)	760 (87.5)	20,190 (97.4)
牛関交 付金等(C) (C)/(B)	801 (80.6)	791 (79.0)	799 (80.2)	801 (81.4)	951 (83.0)	1,011 (83.9)	1,061 (83.5)	1,041 (84.6)	1,041 (84.3)	1,000 (85.1)	1,425 (88.0)	925 (76.0)	1,051 (80.7)	973 (74.8)	952 (85.6)	717 (87.9)	720 (87.1)	590 (77.5)	16,660 (82.5)
農林水産省 の事業(D) (D)/(B)	192 (19.3)	210 (20.9)	196 (19.7)	182 (18.5)	194 (16.9)	192 (16.0)	208 (16.4)	188 (15.3)	192 (15.6)	173 (14.8)	194 (11.9)	290 (23.9)	251 (19.2)	327 (25.1)	159 (14.3)	98 (12.0)	106 (12.8)	170 (22.4)	3,530 (17.4)
牛関未使用額(E)	422	997	1,425	1,891	2,247	2,400	2,532	2,581	2,476	2,387	1,771	1,345	1,055	539	274	351	415	523	—

(注) 牛関未使用額(E)＝当該年度以前の牛肉等関税収納済額(A)の合計額－当該年度以前の肉用子牛等対策費(B)の合計額

そして、機構は、畜産勘定及び肉用子牛勘定を設けて畜産業振興事業に係る経費の補助(以下「畜産業振興事業補助」という。)や肉用子牛生産者補給金に係る業務等を行っている(図表2参照)。

このうち、畜産勘定には、調整資金及び畜産業振興資金(8年10月1日から15年9月30日までは畜産助成資金、8年9月30日以前は助成勘定の資金)が置かれている。

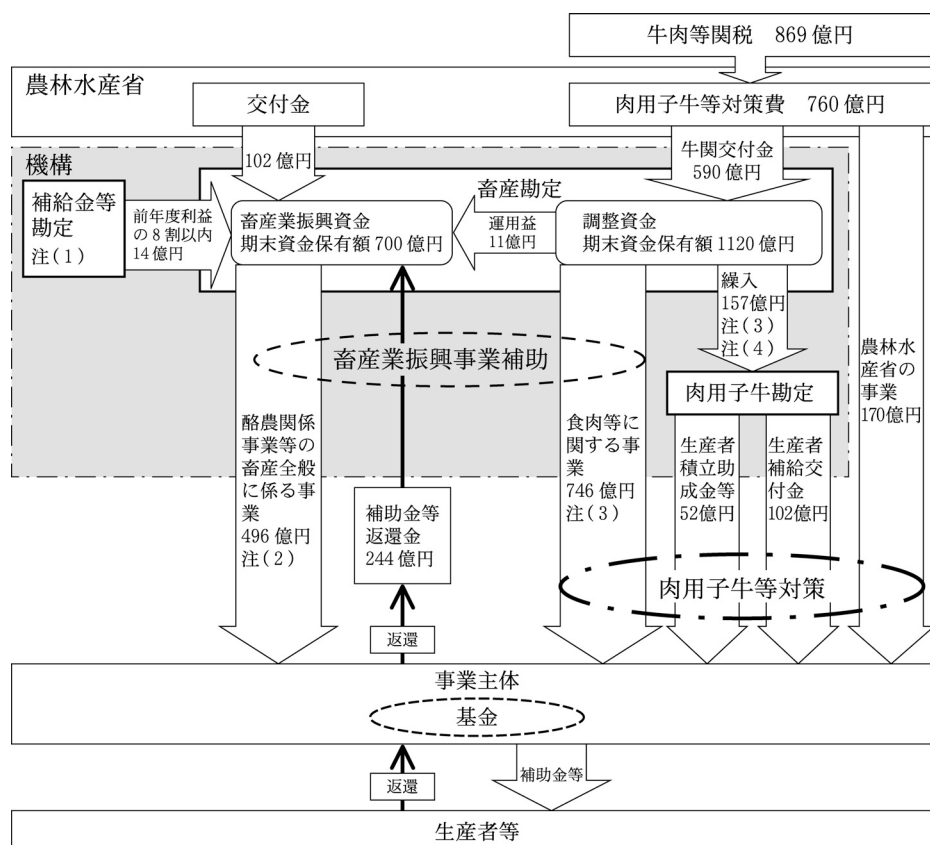
調整資金には、肉用子牛等対策の財源に充てるために農林水産省から交付される牛関交付金が充てられている。そして、牛関交付金は、食肉等についての畜産業振興事業補助等に必要な経費の財源に充てられたり、肉用子牛生産者補給金に係る業務に必要な経費の財源に充てるものとして調整資金から肉用子牛勘定に繰り入れられたりしている。

畜産業振興資金には、酪農関係事業等の畜産全般に係る畜産業振興事業補助等に必要

な経費の財源に充てるために、牛肉等関税を財源とする牛関交付金とは別に農林水産省から交付される交付金等が充てられている。

また、機構から事業主体に対して畜産業振興事業補助により交付された補助金等のうち、費消されずに返還されたものや、補助金等を財源として造成されている基金からの返還金(以下、これらを合わせて「補助金等返還金」という。)は、畜産業振興資金から支出されたものだけでなく調整資金から肉用子牛等対策として支出されたものについても畜産業振興資金に充てられ、畜産全般に係る畜産業振興事業補助等に必要な経費の財源に充てられている。

図表2 畜産、肉用子牛両勘定における主な資金の流れ(平成20年度)



注(1) 補給金等勘定では、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和40年法律第112号)に基づき行っている加工原料乳についての生産者補給交付金の交付等の業務に係る経理が行われている。

注(2) その他の支出が6億円あるため、畜産業振興資金の支出額の合計は502億円になる。

注(3) その他の支出が3億円あるため、調整資金の支出額の合計は906億円になる。

注(4) 肉用子牛生産者補給金に係る業務のための繰入額は156億円である。

## イ 施策の実施状況等

### (ア) 肉用子牛等対策費の推移

3年度から20年度までの肉用子牛等対策費の合計は、農林水産省が自ら実施するもの3530億円、同省から機構に交付されるもの1兆6660億円、計2兆0190億円と多額に上っている。

また、機構における肉用子牛等対策費の状況をみるため、牛閔交付金が管理されている機構の調整資金からの支出額の内訳をみると、図表3のとおり、3年度から20年度までの合計額は畜産業振興事業補助が1兆2674億円、肉用子牛生産者補給金に係る業務が3141億円となっていて、両者で機構における肉用子牛等対策費の大宗を占めている。

そして、農林水産省から機構に交付される牛閔交付金の推移と、牛閔交付金が管理されている機構の調整資金からの支出額の推移を比較すると、牛閔交付金の推移に対して、機構の調整資金からの支出額の推移は外的要因に応じて大きく増減している。これは、機構が国と比較してより弾力的な財務運営が可能であることや、牛閔交付金を調整資金として管理していることなどから、牛海綿状脳症(以下「BSE」という。)の発生等の異常な事態が生ずるなどした場合に機動的かつ弾力的に対応することが可能となっていることによると考えられる。

図表3 機構における調整資金からの支出額の推移 (単位：億円)

項目	年度																			合計
	平成3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20		
調整資金からの支出額	377	582	816	937	931	557	616	1,104	1,171	860	1,613	1,961	1,126	883	501	410	624	906	15,984	
畜産業振興事業補助	301	418	535	542	577	366	507	891	833	831	1,490	1,628	922	672	497	365	545	746	12,674	
肉用子牛生産者補給金に係る業務	61	148	273	387	346	183	101	205	330	21	116	292	191	206	—	41	75	156	3,141	
その他	14	15	7	7	7	8	7	7	7	6	7	39	12	4	4	3	3	3	168	
[参考] 牛閔交付金	801	791	799	801	951	1,011	1,061	1,041	1,041	1,000	1,425	925	1,048	973	952	717	720	590	16,657	

(イ) 国内肉用牛生産等の状況

牛肉の国内生産量や国内肉用牛の飼養頭数は安定的に推移している。しかし、国産牛肉の小売価格には低下傾向が見受けられず、国産牛肉と輸入牛肉との小売価格には依然として相当の価格差が存在している。また、国内肉用牛の生産費には明らかな減少傾向は見受けられず、年度間の変動の大きい素畜費(子牛購入等の費用)を除く生産費をみると、ほぼ横ばいで推移しており、18年度から20年度までは、輸入に依存する濃厚飼料(とうもろこしなどの栄養価の高い飼料)の価格が高騰したことから、飼料費ひいては生産費が増加している。

肉用子牛等対策は、多額の貴重な財政資金を投じて実施されてきているものの、肉用子牛を始めとする肉用牛の生産コストの低減や国産牛肉の価格水準の低下という成果を、必ずしも十分発現させているとはいえない状況にある。肉用牛の生産コストの低減が実現することによって国産牛肉の価格水準が低下すれば、消費者にも便益をもたらす、機構の目的の一つである国民消費生活の安定に寄与することも期待されるが、まだ消費者はその便益を享受するまでには至っていない。

(2) 機構、機構の補助金交付先等に造成されている資金等の状況

ア 機構に造成されている資金及び補助金等交付先に造成されている基金の状況

(ア) 機構に造成されている資金の状況

畜産勘定の調整資金及び畜産業振興資金(以下、両資金を合算したものを「畜産勘定資金」という。20年度末資金保有額1821億円)をみると、図表4のとおり、3年度からBSEが発生する以前の12年度までの各年度末における資金保有額の平均額は2761億円となっていて、この額は同期間の各年度における支出額の平均額である1031億円と比較して2.6倍となっている。



BSEが発生した13年度以降15年度までは、BSE対策を講じたことにより支出額が増加したため資金保有額は急激に減少したが、BSE対策がほぼ終了した16年度以降19年度までは、肉用子牛価格が比較的高値で推移したことなどにより支出額が減少したため資金保有額は増加している。20年度は配合飼料価格の高騰への対策を講じたことにより支出額が増加したため資金保有額は再び減少したものの、17年度から20年度までの各年度末における資金保有額はいずれも1500億円を超えている。また、BSE対策がほぼ終了した16年度以降20年度までの各年度末における資金保有額の平均額は1728億円となっていて、この額は同期間の各年度における支出額の平均額である956億円と比較して1.8倍となっている。

このように、BSEの発生等の異常な事態が生じていない間においては、支出額と比較して多額の資金を長期間保有している状況となっている。

なお、21年度に実施された基金の見直しの結果、同年度に畜産業振興資金へ多額の補助金等が返還されており、また、農林水産省及び機構が、内閣府に設置された行政刷新会議の事業仕分けの評価結果を踏まえるなどして、所要額を除き機構へ返還させることとしている基金があるため、22年度以降、畜産業振興資金へ多額の補助金等が返還されることが予想される。

図表4 調整資金及び畜産業振興資金における収入支出及び資金保有額の推移 (単位：億円)

項目	年度		平成3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	合計
	収入額	支出額																			
調整資金	収入額	牛関交付金	801	791	799	801	951	1,011	1,061	1,041	1,041	1,000	1,425	925	1,048	973	952	717	720	590	16,657
	支出額		377	582	816	937	931	557	616	1,104	1,171	860	1,613	1,961	1,126	883	501	410	624	906	15,984
	期末資金保有額		872	1,081	1,064	928	948	1,403	1,848	1,785	1,656	1,796	1,608	572	493	583	1,034	1,341	1,437	1,120	—
畜産業振興資金	収入額	交付金	55	54	53	52	130	100	96	94	99	90	89	77	49	35	50	81	130	102	1,442
		機構への補助金等返還金	24	104	5	19	30	34	8	44	28	123	24	40	74	265	124	102	405	244	1,707
		運用益等	786	226	68	33	57	99	32	54	39	71	51	29	30	6	6	12	17	32	1,657
		計	866	385	127	105	218	233	137	193	167	285	166	147	153	307	182	196	553	379	4,806
	支出額		156	206	302	328	243	301	236	200	259	120	301	498	434	305	200	186	263	502	5,047
	期末資金保有額		1,651	1,829	1,654	1,431	1,406	1,338	1,239	1,233	1,141	1,306	1,170	820	539	541	523	533	823	700	—
両資金の合計 (畜産勘定資金)	収入額		1,668	1,177	926	906	1,170	1,245	1,199	1,235	1,209	1,286	1,591	1,072	1,201	1,280	1,134	913	1,273	970	21,463
	支出額		533	789	1,119	1,265	1,174	859	853	1,304	1,430	981	1,915	2,459	1,560	1,188	702	596	888	1,409	21,031
	期末資金保有額		2,523	2,911	2,718	2,360	2,355	2,741	3,087	3,018	2,798	3,102	2,778	1,392	1,033	1,125	1,557	1,874	2,260	1,821	—

(注) 畜産業振興資金については、平成15年度以降においては、機構の財務諸表の金額と図表中の期末資金保有額とは一致する。一方、14年度以前においては、機構の財務諸表の金額は、15年度以降とは会計処理方針が異なるため公益法人への出資金を含むものとなっているが、図表中の期末資金保有額は15年度以降の機構の財務諸表と同様これを除いた金額としているため、財務諸表の金額と図表中の期末資金保有額とは一致しない。

(イ) 補助金等交付先に造成されている基金の状況

農林水産省から肉用子牛等対策として交付された補助金の支出額と、機構の畜産勘定資金の支出額とについて、補助金等交付先において基金を造成するために用いられたことが把握できた金額の割合をみると、16年度から20年度までの平均は、農林水産省の事業で15.4%、機構の事業で57.4%となっており、合計では51.0%と過半を占めている。

そこで、把握できた範囲で、補助金等交付先に造成されている基金(3年度から20年度までの間に存在していて20年度末に存続している25法人の60基金及びこの間

に廃止された基金。以下「全基金」という。20年度末資金保有額 1540 億円)について、資金保有額等の推移をみると、BSE 発生後においても、機構の資金でみられたような急激な減少は見受けられない。これは、各基金は、農林水産省や機構が定める基金事業の実施要綱に従って特定の目的のために造成及び使用されるものであるのに対して、機構の資金は、より多様な目的に使用することが可能であるという、両者の役割あるいは性格の違いから、BSE の発生等の異常な事態への対応に差が生じたためであると考えられる。そして、3年度から20年度までの各年度末における資金保有額の平均額 2525 億円は同期間の各年度における事業費の平均額 666 億円と比較して 3.7 倍となっている。また、事業費が最高となったのは20年度であり、事業を実施した後の20年度末において、資金保有額が最低となっているが、それでもなお事業費の最高額(1218 億円)を上回る 1540 億円もの資金を保有していて、事業費と比較して多額の資金を長期間保有している状況となっている。

(ウ) 機構への補助金等返還金の状況

16年度から20年度までの補助金等返還金の状況をみると、合計で1142億円となっており、同期間の畜産業振興資金の収入全体(1618 億円)の70%を占めている。また、同期間の補助金等返還金のうち牛関交付金を財源とするものは合計で901億円と多額に上っている。

(エ) 資金等の全体の状況

畜産勘定資金及び全基金を全体としてみた場合(20年度末資金保有額 3362 億円)、3年度から20年度までの各年度末における資金保有額の平均額 4829 億円は同期間の各年度における支出額の平均額 1453 億円と比較して 3.3 倍となっていて、支出額と比較して多額の資金を長期間保有している状況となっている。

このように、資金等を造成して事業を実施することは、BSE の発生等の異常な事態が生じた場合等においては、より機動的かつ弾力的な事業実施を可能にするなどのメリットがある一方、生ずる頻度が低い異常な事態に備えて長期間にわたり多額の資金を個別の基金として保有することになり、財政資金の有効活用という面でデメリットが生じ得ると考えられる。

また、17年度から20年度までの各年度末における調整資金の資金保有額はいずれも1000億円を超えており、牛関未使用額及び補助金等返還金の状況を併せみると、BSE の発生等の特殊な状況を除けば、牛肉等関税の収入の規模は、必要とされる肉用子牛等対策の規模を上回っているとも考えられる。

イ 基金の運営状況

(ア) 基金の収入支出及び資金保有額の状況

検査の対象とした25法人の60基金を全体として、3年度から20年度までの各年度末における資金保有額及び各年度における事業実績額<sup>(注3)</sup>をみると、資金保有額の平均額 2176 億円は、事業実績額の平均額 483 億円と比較して 4.5 倍となっていて、多額の資金を長期間保有している状況となっている。また、事業実績額が最高となったのは20年度であり、事業を実施した後の20年度末において、資金保有額が最低となっているが、それでもなお事業実績額の最高額(1189 億円)を上回る 1540 億円もの資金を保有している。

(注3) 事業実績額 各年度の事業実績額としているのは、基金の使用と直接に結び付くものとして、貸付事業基金については新規貸付額、債務保証事業基金については地位弁済額、利子助成事業基金については利子助成支払額、補助・補てん事業基金については補助金等の支払額、調査等その他事業基金については調査、研究等に係る費用の支払額としている。

(イ) 基金保有倍率

60基金のうち、基金保有倍率(直近の資金保有額を直近3年間の平均事業実績額で除して得た数値)が算定できない23基金を除いた37基金について、20年度末の基金保有倍率をみると、10倍以上のものは14基金、このうち100倍以上のものは4基金ある。基金保有倍率の高い基金や直近3年間の平均事業実績額が0円であるために基金保有倍率が算定できない基金は、事業実績額と比較すると多額の資金を保有しており、これら基金の資金保有額が60基金の資金保有額の過半を占めていることは、財政資金の有効活用という面において問題があると考えられる。

(ウ) 事業実績額に対する事務費の割合

60基金について、事業実績額に対する事務費の割合をみると、20年度において50%以上のものは12基金、また、事業実績額が0円で事務費だけを支出しているものは10基金となっている。さらに、20年度の事業実績額が1億円未満の36基金には、事業実績額に対する事務費の割合が高い基金や事業実績額が0円で事務費だけを支出している基金が多く、事業の効率的実施や財政資金の有効活用という面において問題があると考えられる。

(エ) 基金の運用状況

20年度末における基金の運用状況をみると、実施要綱で定める事業の実施期間を越えて長期の運用が行われているものが4基金あり、このうち3基金が運用している計50億円については、事業終了の際に補助金等の返還が必要となる場合には、満期償還前の売却等による損失が発生して、返還に必要な額を確保できない可能性がある。

ウ 基金に関する個別の事態

(ア) 基金事業としての在り方について検討を要するもの(37基金、20年度末資金保有額1294億円、補助金等相当額1227億円)

a 配合飼料価格の高騰等の異常時に備えるためとして、必要以上に多額の資金を保有しているもの(5基金、20年度末資金保有額708億円、補助金等相当額698億円)

上記の5基金は、配合飼料価格の高騰や病害の発生等の異常な事態が生じたときに各法人が実施する価格差補てん交付金の交付や生産者の経済的損失の補償等に充てられるものであるが、3年度から20年度までの期間についてみると、異常な事態が実際に生じた頻度は低く、期間の大宗を占める通常時においては、事業実績額が0円であったり、資金保有額と比較して著しく少額であったりなどして、必要以上に多額の資金を保有している。

b 当面使用する見込みのないなどの多額の資金を保有しているもの(24基金、20年度末資金保有額345億円、補助金等相当額343億円)

上記の24基金は、次年度以降各年度に必要となる資金量を一定程度予測することが可能であるのに当面使用する見込みのない複数年度分の事業実績額に相当する多額の資金を保有していたり、各年度末の資金保有額が当該年度の実績額を大きく上回っていたりなどして、必要以上に多額の資金を保有している。

- c 事業実績額等の支出が借受者からの貸付金の回収額等の収入を下回るなどして必要以上に多額の資金を保有しているもの(6基金、20年度末資金保有額119億円、補助金等相当額101億円)

上記の6基金は、資金保有額が事業実績額と比較して多額になっていたり、事業実績額等の支出が借受者からの貸付金の回収額等の収入を下回っていたりなどして、必要以上に多額の資金を保有している。

- d 基金の運用益により事業を実施しているため、近年の低金利により縮小している事業規模と比較して著しく多額の資金を保有しているもの(1基金、20年度末資金保有額107億円、補助金等相当額71億円)

上記の基金は、近年の低金利状況下で運用益が資金保有額と比較して著しく少額なものとなり、その結果、事業規模は縮小して、事業実績額と比較して著しく多額の資金を保有している。

- e 事業実施に充てることが可能な法人の自主財源等の規模を考慮すると事業実施に必要な水準を超えた多額の資金を保有しているもの(1基金、20年度末資金保有額13億円、補助金等相当額11億円)

上記の基金は、事業実施要領の規定や事業実績額等をみると、法人の基本財産等だけで事業実施に必要な資金量を満たしており、事業実施に必要な水準を超えた多額の資金を保有している。

なお、上記aからeの各事態で取り上げた基金のうち16基金が保有する資金について有効活用を図るよう22年8月25日に農林水産大臣及び独立行政法人農畜産業振興機構理事長に対して、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した(前掲意見を表示し又は処置を要求した事項466ページ及び830ページ参照)。

- (イ) 経理等が適切を欠いていたもの

基金事業から生じた収入の一部について、機構の承認を受けて支出することとした経費に充てていなかったり、基金として管理する収入から除外して取り扱っていたりしていた事態(3法人の5基金。このうち、1法人の3基金に係る事態については前掲不当事項825ページ参照)や、農林水産省において、補助事業者に対して当該年度内に補助事業が完了していないのに完了したこととする事実と異なる実績報告書を提出させ、これにより補助金の額の確定を行っていた事態(1法人の1基金)が見受けられた。

## エ 基金の見直し、基本的事項の公表等

- (ア) 基金に関する基準

18年8月に、補助金等の交付により造成した基金等を保有する団体が基金により実施している事業に関して、所管府省が補助金交付要綱等に基づく指導監督を行う場合の基準として、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」が閣議決定さ

れた。一方、機構は、19年3月に、機構が交付した補助金等により造成した基金の管理に関する指導の基準として、「畜産業振興事業の実施のために独立行政法人農畜産業振興機構からの補助金の交付により造成した基金の管理に関する基準」(平成19年18農畜機第4545号)を定めている。これらの基準においては、基金の見直しや基本的事項の公表等について規定されている。

(イ) 基準に基づく基金の見直しの状況

国所管基金に係る見直しの結果は、19年3月及び21年5月に公表されている。これらの見直しによる国庫への返還は行われていない。

機構所管基金に係る見直しの結果は、19年5月及び21年10月に公表されている。そして、18年度の見直しにおいて保有割合が2を超えるなどした3基金から計10億円が、また、21年度の見直しにおいて保有割合が1を超えるなどした9基金から計456億円が、それぞれ機構に返還されている。

(ウ) 基準に基づく基金の見直しにおける問題点

a 基金の保有割合の算出

「基金の保有割合(基金事業に要する費用に対する保有基金額等の割合)」は、合理的な事業見通し又は実績を用いて算出することとされている。しかし、「基金事業に要する費用」について、事業の終期を越えた時期までの額としていたり、近年の事業実績額と比較して著しく額の大きい過去最高の事業実績額を用いて算定していたりなど、保有割合の算出が必ずしも合理的なものとなっていないと認められた基金が8基金ある。

21年度の見直しにおいて保有割合の算出が合理的なものとなっていないと認められた基金について、直近5年間の平均事業実績額に基づくなどして20年度末の資金保有額等のうち基金事業に要する費用を超える額を試算すると、その合計額は7基金で582億円(補助金等相当額576億円)となる。

b 保有割合が1を超えるものの取扱い

基金の保有割合が1を大幅に上回っている基金等については、機構への補助金等の返還等基金の取扱いを検討するなどとされている。しかし、機構は、18年度の見直しにおいて、基金の保有割合が1を超えて2以下となっている10基金については補助金等を返還させていない。

c 見直しを実施していなかったもの及び見直しの対象とならなかったもの

機構の18年度の見直しにおいて、1団体の1基金が見直しを実施していない。また、18年度が事業実施期間の最終年度であるとして見直しの対象とならなかった基金のうち、19年度以降も引き続き事業を実施しているものが7団体に10基金ある。

(エ) 基準に基づく基本的事項の公表の状況

団体は基金の基本的事項を基金造成後速やかに公表することなどとされているが、機構所管基金のうち、18年度の見直しを実施していなかったり、18年度の見直しの対象とならなかったりした8団体の11基金、18年度の見直し以降に基金を造成した10団体の16基金について、当該団体は、基本的事項を公表していない。

(オ) 基準に基づく基金の見直し後の状況

60基金のうち、22年度において事業を継続している基金は、国所管基金4基金、機構所管基金19基金、計23基金となっている。

### 3 検査の結果に対する所見

牛肉等関税を財源とする肉用子牛等対策は、肉用子牛特措法に基づき、多額の貴重な財政資金を投じて実施されている。一方、我が国の財政は引き続き厳しい状況にあることから、農林水産省及び機構は、次の点に留意して、牛肉等関税を財源とする肉用子牛等対策を適切かつより効率的・効果的に実施するよう努める必要がある。

#### (1) 施策の実施について

肉用子牛等対策の成果が、生産者等だけでなく、消費者にも国産牛肉の価格水準の低下を通じた便益をもたらすものとなるように、引き続き肉用牛の生産コストの低減を図り、輸入牛肉に安定的に対抗できるような価格で国産牛肉の販売が可能となるよう努める。

#### (2) 資金等の状況について

ア 事業の実施に当たっては、十分な検討を行い、真に必要な場合にのみ基金を造成して事業を実施する。

イ 現在基金を造成して事業を実施しているものについては、例えば、①貸付事業基金について回収額等を考慮したり、各事業の将来にわたる資金需要をよりの確に把握したりなどすることにより資金保有額の縮減を図る、②各基金の統合等によりリスクや資金需要を平準化して資金保有額の縮減を図る、③補助金等相当額を国又は機構に返還させた上で、必要に応じて年度ごとに補助金等を交付することにより事業を実施し、異常な事態に対応するための財源が必要な場合には機構の資金等を充てることとするなどの可能性も含めて、事業の在り方について幅広く検討する。

ウ 基金を造成して事業を実施する場合は、基金保有倍率、事業実績額に対する事務費の割合、基金の運用状況等に留意して、財政資金が適切かつ効率的・効果的に使用されるよう努める。

また、基金事業から生じた収入の用途や取扱いなどに留意して、補助事業の適切な実施に努める。

エ 調整資金及び畜産業振興資金の資金保有額が適正な水準を超えることのないよう留意する。

オ 基金の見直し及び基本的事項の公表について、①基準等で基金の保有割合の算出方法をより具体的に示したり、②各団体に基金の保有割合のより具体的かつ詳細な算出根拠を見直しの結果とともに公表させたり、③見直しの結果について十分な確認を行ったり、④見直しの結果が基金の返還等にどのように反映されたかといった状況を定期的に公表したり、⑤新たな基金が設置されたときには速やかに基本的事項を公表させたりなどして、国民に適時適切な情報提供を行うとともに、基金の見直し及び基本的事項の公表が基金事業の適切かつ効率的・効果的な実施に資するものとなるよう努める。

本院としては、本報告の取りまとめに際して時間的制約により検査を実施していない団体が保有している基金の状況や個別の事業の実施状況等を中心に、牛肉等関税を財源とする肉用子牛等対策の施策等について引き続き検査を実施して、検査の結果については、取りまとめが出来次第報告することとする。

## 第3 在外公館に係る会計経理について

要請を受諾した年月日	平成21年6月30日
検査の対象	外務省
検査の内容	在外公館に係る会計経理についての検査要請事項
報告を行った年月日	平成22年10月6日

## 1 検査の背景及び実施状況

## (1) 検査の要請の内容

会計検査院は、平成21年6月29日、参議院から、国会法第105条の規定に基づき下記事項について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けた。これに対し同月30日検査官会議において、会計検査院法第30条の3の規定により検査を実施してその結果を報告することを決定した。

- 一、 会計検査及びその結果の報告を求める事項
- (一) 検査の対象  
外務省
- (二) 検査の内容  
在外公館に係る会計経理に関する次の各事項
- ① 会計事務の体制の状況
  - ② 資金の受入、保管等の状況
  - ③ 収入及び支出に係る会計処理の状況
  - ④ 施設及び物品の管理等の状況
  - ⑤ 監査の実施状況

## (2) 在外公館の概要

## ア 在外公館の所掌事務及び設置数

外務省は、外務省設置法(平成11年法律第94号)に基づき、外国において同省の所掌事務を行うため、在外公館を設置している。在外公館には、①大使館(140公館)、②総領事館(64公館)及び③政府代表部(7公館)計211公館がある(21年度末現在)。

## イ 在外公館の組織及び職員等

## (ア) 在外公館の組織

在外公館の組織は、通常、政務班、経済班、領事・査証班、広報文化班、官房班等に分かれている。これらの班のうち、官房班は、会計(庶務を含む。)及び通信を担当することとしており、会計担当者及び通信担当者が互いに正副の担当者になってそれぞれの事務を兼務することになっている。この官房班による事務の体制は、比較的規模の小さな在外公館で採用されている。一方、比較的規模の大きな在外公館の多くでは、会計班及び通信班としてそれぞれの班が独立して事務を行っている。

(イ) 在外公館の職員等

在外公館には、外務省に所属する国家公務員である「外務公務員」のほか、赴任する国の政治、経済、文化等に関する調査等に従事する「専門調査員」、公務出張者、要人訪問等に関する便宜供与等を行うために派遣された「派遣員」(以下、「外務公務員」、「専門調査員」及び「派遣員」を合わせて「職員」という。)、在外公館が採用した「現地職員」、在外公館の長(以下「館長」という。)が雇用するなどした「公邸料理人」がいる。

(3) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

ア 検査の観点及び着眼点

本院は、在外公館に係る会計経理に関する各事項について、正確性、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、次の着眼点により検査を実施した。

(ア) 会計事務の体制の状況

会計事務の体制は適正かつ適切なものとなっていて有効に機能しているか、特に、平成15年度決算検査報告に掲記した「在外公館における出納事務について、内部統制等を十分機能させることなどにより、その適切及び適正な執行を図るよう是正改善の処置を要求したもの」に対して執られた是正改善の処置は徹底されているか。

(イ) 資金の受入、保管等の状況

前渡資金等の資金の受入れや保管等は適正かつ経済的に行われているか、特に、資金の外国送金は適時適切に行われているか、会計法令に定められた帳簿や金庫の検査は適正に行われているか。

(ウ) 収入及び支出に係る会計処理の状況

収入に係る会計処理は適正に行われているか、特に、旅券、査証及び証明書(以下、これらを合わせて「旅券等」という。)の発給等に係る手数料(以下「領事手数料」という。)の収納事務は適正に行われているか、支出に係る会計処理は適正かつ経済的に行われているか。

(エ) 施設及び物品の管理等の状況

施設は適正かつ経済的に管理されているか、物品の利用、保管等は適切か、特に、利用していない施設の処分及び物品の管理は適切に行われているか。

(オ) 監査の実施状況

在外公館の監査は計画的かつ効率的に行われて実質的な効果を上げているか、特に、外務公務員法(昭和27年法律第41号)で定められた査察として実施されている監査は適切に機能しているか。

イ 検査の対象及び方法

本院は、外務本省並びに在インド日本国大使館等29大使館、在チェンナイ日本国総領事館等15総領事館及び国際連合日本政府代表部等7代表部の計51公館を対象として検査を実施した。検査の実施に当たっては、在庁して外務省から提出された書類による書面検査を行うとともに、外務本省において、各在外公館の会計事務の状況について資料を基に説明を受け、また、上記の各在外公館において、調書を徴するとともに個別の会計事務について説明を受けるなどして、合計530人日を要して、会計実地検査を行った。

なお、「在〇〇日本国大使館」については、以下「〇〇大使館」という。



## 2 検査の結果

### (1) 会計事務の体制の状況

#### ア 会計機関の事務分掌

国の会計事務は、財政法(昭和22年法律第34号)、会計法(昭和22年法律第35号)等の会計法令により、適正な執行が担保される仕組みとなっている。会計法令は、歳入徴収官、契約担当官等の会計機関を設けることを定め、これにより国の会計に係る事務・事業を遂行する際の責任の明確化を図ったり、職務の分担による相互牽制<sup>けんせい</sup>の機能を持たせたり、各種帳簿の作成を義務付けたりしており、一連の会計事務の最終段階では、計算証明規則(昭和27年会計検査院規則第3号)に基づき、計算書、証拠書類等(以下、これらを合わせて「計算証明書類」という。)を本院に提出することとしている。

在外公館の会計事務は、我が国とは言語、通貨、法制度、慣習等が異なる環境の中で、会計法令に基づき適正かつ適切に行うことが求められている。そして、館長が歳入徴収の職務と現金出納の職務を特例的に兼ねることができるとされていることのほか、前渡資金による支払が行われていることなどの特色がある。

館長は、在外公館の事務を統括する責任者として、会計経理に対する指導・監督を行うこととされている一方で、現状では、官職で指定された歳入徴収官、契約担当官等の会計機関等の事務が集中している状況である。

#### イ 会計担当者の事務分掌等

館長等の会計機関等の事務を補助する会計担当者は、広範囲の会計事務を行っているほか、職員等の福利厚生・人事に関する事務、現地職員の労務管理に関する事務等の事務も行っている。

そして、今回検査した51公館では、33公館で官房班による事務の体制が、18公館で会計班による事務の体制がとられ、1公館を除きいずれも2人から4人でこれらの事務を行っていた。

#### ウ 会計機関に指定された職員等の研修受講実績

館長等に対する会計に係る正規の研修は1時間から3時間程度しか行われておらず、その受講率も高いものではなかった。他方、会計担当者が在外公館に赴任する際に必要な研修については、赴任した会計担当者の全員が受講していた。

そして、研修の受講実績が十分かどうかを判断するためには、個人ごとの受講履歴が一元的に管理されている必要があるが、そのような管理は行われていなかった。

#### エ 計算証明書類の提出の遅滞について

在外公館の計算証明書類の提出については、在外公館と外務本省との連絡調整、書類のやり取りなどに一定の日数を要することなどから、提出期限を延長する特例が認められているが、21年度分については、提出期限経過後3か月以上遅滞したものが在外公館が、歳入徴収額計算書で1公館、前渡資金出納計算書で10公館あった。

#### オ 会計事務の実施に係る支援体制の状況

外務省は、在外公館の会計事務を支援するため、特定の拠点となる在外公館に会計担当者として豊富な知識と経験を有する者を配置して、一定数の他の在外公館(6公館から14公館)の会計担当者に指導、助言等を行う会計広域担当官制度を設けている。会計広域担当官等が出張して指導、助言等を行うことは、当該在外公館における会計経理の

過誤や不正行為の防止等に効果があると考えられるが、検査した在外公館で、出張による指導、助言等の対象となる33公館中20、21両年度で18公館(54.5%)がこれを受けていなかった。

また、21年8月に運用を開始した新しい物品管理システムは、重要物品及び美術品を除き、物品のデータ入力作業が30公館で完了していなかった。

## (2) 資金の受入、保管等の状況

### ア 在外公館の収入及び支出の概要等

#### (ア) 在外公館の収入

在外公館の収入には、領事手数料、返納金、不用物品売払収入等がある。このうち最も多いものは、領事手数料である。

#### (イ) 在外公館の支出

在外公館の支出には、在外公館の事務運営等に必要な経費等がある。これらの経費には前渡資金や報償費として在外公館に交付されるものがある。前渡資金は、在外公館が所在国において各種経費の支払を行うための資金であり、報償費は、情報収集及び諸外国との外交交渉ないし外交関係を有利に展開するために使用する資金である。

#### (ウ) 資金の交付、受入れ及び保管

外務省は、収入金のうちの領事手数料については、収入官吏が、収納した領事手数料をいったん手許の金庫に保管しておき、一定額に達したときなどに、在外公館が開設した収入金を取り扱う銀行口座へ入金することとしている。

前渡資金については、在外公館が開設した前渡資金を取り扱う銀行口座(以下「前渡資金口座」という。)に日本銀行が外国送金することにより交付され、在外公館は、交付された前渡資金を前渡資金口座で保管するとともに、必要に応じて手許に現金で保管することとしている。

報償費については、外務本省の官署支出官から取扱責任者(館長)に対して交付することとしている。報償費は、報償費を取り扱う銀行口座へ外国送金され、取扱責任者がこの口座で保管している。

### イ 資金の受入れ等の状況

外国送金に係る送金手数料は、送金を行う日本銀行が負担しており、その額はおおむね送金額の多寡にかかわらず1件当たり約2,400円である。

前渡資金等の外国送金には、四半期に一度行う定期配賦のほか、在外公館からの申請(以下「りん請」という。)を受けて行う臨時配賦がある。臨時配賦の中には1件当たりの送金額が1万円以下の少額のもので、20年度539件、21年度647件あった。

### ウ 資金の保管等の状況

#### (ア) 公金と私金について

出納官吏及び出納員は、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)により、その取扱いに係る現金を私金と混同してはならないとされている。これは、公金と私金が混同すると、公金として管理すべき現金の範囲が明確にならず帳簿金庫検査の際に現金の残高確認が行えなくなるなど、公金の適正な管理に支障を来すおそれがあるためである。

しかし、領事手数料に係る釣銭を私金で用意して、一時的ではあるものの私金と公

金を混同している在外公館が4公館あった。また、携帯電話料金の私費負担分について、公金負担分と合わせて支払う必要があるとして、料金が決済されるまでの間、前渡資金口座に私金が混同している在外公館が22公館あった。

(イ) 帳簿金庫検査について

予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)により、検査員は、毎年3月31日及び出納官吏の交替時に帳簿金庫検査を実施することとされている。この帳簿金庫検査は、出納官吏の保管現金の状況を実地に確認するとともに、出納保管が適正に行われているか調査することなどを目的とするものである。しかし、帳簿金庫検査において検査員自らが手許保管現金を確認していなかった在外公館が2公館あった。

(3) 収入及び支出に係る会計処理の状況

ア 収入に係る会計処理の状況

在外公館の収入は、領事手数料が多くを占めている。外務省は、在外公館が領事手数料の出納保管事務を行うに当たり、会計担当者を出納員に任命し、領事業務に関する事務処理を行う領事担当者を出納員補助者に指名している。領事担当者は、領事手数料を収納すると、毎日これを取りまとめて出納員である会計担当者に引き渡すこととしている。会計担当者は、当該領事手数料を保管するとともに収入官吏及び歳入徴収官に報告することとしている。また、会計担当者は、領事手数料を収納する際に使用する領収証(以下「収入金領収証」という。)の冊子を管理して、必要の都度、使用済みの冊子と引換えに領事担当者に引き渡すこととしている。そして、冊子を引き渡す際に、収入金領収証の頁ごとに各会計年度の開始日を起点とする一連番号を付することとしている。しかし、会計担当者が、受払簿を作成していなかったり(12公館)、収入金領収証を領事担当者に引き渡す際に一連番号を正しく付するなどしていなかったり(4公館)している在外公館があった。また、パラグアイ大使館において、これらが適正に行われていなかったことなどから、現地職員が旅券等の交付を受けた申請者から受領した領事手数料(164万余円)を領得するという事態が発生した(前掲不当事項126ページ参照)。

イ 支出に係る会計処理の状況

各在外公館は、その業務を遂行するために多くの契約を締結して、外務本省から交付された前渡資金等により支払を行っている。検査した51公館が20年度及び21年4月から12月までに締結した契約は計913件(予定価格が200万円以上のもの)で、支払額は計190億2978万余円(同)となっている。また、契約方式については、検査した51公館は、すべての契約を随意契約により締結していた。

(ア) 随意契約の実施、契約の履行確認、支払等の状況

随意契約の実施に当たり、予定価格を定めていなかったり、契約の履行確認、支払等に当たり検査調書の作成を行っていなかったり、翌年度に納入されているのに現年度予算から支払を行ったりしているなど、会計法令等に則した処理が行われていない事態があった。

(イ) 契約の実施等について

- a 複写機のリース契約の期間満了に伴うリース替えのりん請に当たり、購入する場合の見積書の外務本省への提出を失念していたり、外務本省も購入する場合の見積

書を提出させて購入による調達について検討することを積極的に行わなかったりなどしたため、2公館で割高なリース契約を締結していた(割高になっていると認められる額計81万余円)。

b 駐車場の借上げに当たり、4公館において、職員の中に自動車を所有していない者や自動車を所有していても通勤に利用していない者がいるのに、そのことを考慮せずに不要な駐車場の借上契約を継続していたり、義務付けられている外務本省へのりん請を行わないまま、現地職員に長期間にわたり駐車場を使用させたりしていた(借上げの必要がなかったと認められる駐車場の料金計610万余円)。

c 3公館において、年度末に、不要不急と認められる事務用品、酒類等を多量に購入していた(購入費計300万余円)。

d ロシア大使館は、大使公邸の電話契約について、固定電話の使用状況に応じた適切なものとするよう見直していなかったことなどのため、通話実績に比べて著しく高額な料金を支払っていた(19年度から21年度までに節減できた電話料金計1086万余円。前掲本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項146ページ参照)。

ウ 会食の実施状況等

外務省は、在外公館の職員等が、公務を遂行する上で必要不可欠な会食を行う場合は、国費により会食費を負担している。検査した51公館が20年度に行った会食は、計3,603件、3億4701万余円であった。これらの会食について、一部に、会食決裁書に所要見込額の記載がなかったもの及び会食決裁書の所要見込額を超過していたものがあつた。

エ 前渡資金の使用残額の処理について

検査した51公館の20年度の前渡資金の使用残額は、6億5448万余円であった。在外公館は、在外公館会計規程(昭和48年外務省訓令第7号)により、前渡資金の残額を不用額として翌年度の第1四半期の歳入とする手続をとることとされている。しかし、51公館はすべて第2四半期以降に歳入とする手続をとっており、翌年度の第3四半期以降に国庫納付するための日本銀行への残額の払込みを行っていた。

(4) 施設及び物品の管理等の状況

ア 施設

(ア) 施設の利用状況等

在外公館の施設のうち、事務所の会議室及び多目的ホール並びに公邸の食堂、ゲストルーム及びプールの利用率が低くなっている在外公館が多く、中にはプールとしての利用が全く見込めないとして防火水槽として利用しているものがあつた。

(イ) ドイツ大使館等におけるホテルの借上げについて

ドイツ大使館は、ボンに所在している省庁等との業務を遂行するため、20年10月未まで同市内のホテルの2室を執務室として借り上げていた。また、イスラエル大使館も、職員がエルサレムに用務で出かける際の執務室として、同市内のホテルの1室を同年10月まで借り上げていた。しかし、これらは以前から利用が低調であつた。

(ウ) ロシア大使館の旧事務所の借上げについて

ロシア大使館は、ロシア共和国連邦外務省附属外交団世話総局(以下「ロシア当局」

という。)から、利用していない旧事務所の建物を2年間にわたって賃借していたが、これはロシア当局との交渉が難航したため賃借を続けざるを得なかったものと認められる。

現在、同大使館は、旧事務所の一部とこれに隣接する大使公邸だけを賃借しているが、契約上賃借している土地の範囲が明確にされておらず、塀等による物理的な区分けもされていない。また、同大使館は、現在ロシア当局が管理している旧事務所の光熱水費を公邸と一体のものとして支払っている。

(エ) 国有財産等の処分について

在外公館の施設に関しては、51公館以外の在外公館も含めてその管理する国有財産等の利用、処分等の状況について検査を行い、22年10月6日に会計検査院法第36条の規定により、「在外公館が管理する国有財産等の処分について」として意見を表示した(前掲意見を表示し又は処置を要求した事項133ページ参照)。

イ 物品

(ア) 一般物品の管理状況

外務本省が購入して在外公館に送った物品や在外公館が購入した物品(計18個、3,060,562円)を物品管理簿に記録していない在外公館が9公館あった。

(イ) 美術品の管理状況

検査した51公館は、21年度末現在、計2,060点(台帳価格計1,132,106,742円)の美術品を保有しており、外務省が定めた定量基準を241点上回っていた。そして、これらの美術品のうち、公邸等に掲示されず倉庫等に保管されていた美術品が159点(台帳価格計20,206,000円)あった。

(ウ) 酒類の管理について

検査した51公館は、公邸等で開催する会食等に使用するワイン等の酒類を21年度末現在において年間の払出本数の約2.0倍(計53,167本)保有しており、中には年間の払出本数の5倍以上の残高を保有している在外公館が3公館(計16,770本)あった。また、会食用の酒類等をワインカーブで保管していたものの、使用できない状態になっていたとして廃棄処分するなどしていた在外公館が4公館(計1,044本)あった。

(エ) 贈呈品の管理について

会計実地検査時点で取得から1年以上が経過した贈呈品(計2,212個、1715万余円)を払い出すことなく保有していた在外公館が39公館あった。これらの贈呈品の中にはフィルム式カメラのように旧式化していて贈呈に適さないものもあった。

(オ) 消耗品等の管理について

消耗品について必要以上の数量を保有していた在外公館が1公館、ガソリン引換券等の金券類について受払の管理等を適切に行っていなかった在外公館が7公館あった。

(カ) 物品の使用等について

外務省は、本省庁舎及び20公館に危機管理用テレビ会議システムを設置しているが、検査した51公館のうち同システムを設置している15公館の20、21両年度の使用は、危機管理目的での使用実績はなく、危機管理目的以外でも低調であった。

また、やむを得ない場合を除き私用が禁止されている公用携帯電話の貸出しを受け

た職員等が、私用電話料金を自己負担していたものの、やむを得ない場合ではないのに私用で使用していた割合が携帯電話料金の20%以上を占めている在外公館が4公館あった。

#### (5) 監査の実施状況

在外公館に係る会計経理に関する内部監査は、査察使による査察の一環として行われている。外務省組織令(平成12年政令第249号)によると、外務省大臣官房会計課が外務省の所掌に係る会計の監査に関する事務を行うこととされているが、実際には、会計課は、外務本省の各部局に対する会計監査を行っているのみで、在外公館に対する会計監査は、査察使が行っている。

##### ア 査察の目的

査察使による査察は、会計経理を含め在外公館の事務全般について行われている。

##### イ 実施体制

査察使には、主として、待命(在外公館での大使としての勤務を免ぜられた後、新たに在外公館に勤務することとなるまでの間)の大使(以下、査察使に任命された待命の大使を「査察担当大使」という。)や外務省大臣官房監察査察官が任命されている。

##### ウ 監査計画

一般に、限られた人員で効率的・効果的に会計監査を実施するためには、監査の日程、勢力配分等を明確にして、監査上の重点事項等を定めた監査計画を策定する必要があるが、外務省は、監査計画に相当するものとして短期的な出張計画を作成しているだけで、年度ごとの監査の重点項目や監査テーマを定めていない。

##### エ 施行率等

査察の18年度から21年度までの各年度の施行率は平均16.0%であった。全査察対象箇所232か所(21年度末現在)のうち、16年度から21年度までの6年間で一度も査察が実施されていない箇所が38か所あった。

##### オ 監査マニュアル等

査察の際の会計監査で監査マニュアルに相当するものとしては、前渡資金や領事手数料等の取扱い、物品管理等の様々な会計経理をおおむね網羅する形で作成した共通の監査項目があり、これにより内容の標準化を図っている。

##### カ 監査結果

###### (ア) 監査による指摘事項の件数等

検査した51公館のうちの41公館に対して16年4月から21年12月までの間に行われた計52回の査察による会計経理に関する指摘事項の件数は、平均10件であった。これらの指摘事項の中には、収入金領収証の管理に関するものなど各在外公館に共通的に見られるものがあった。

###### (イ) 監査結果の活用について

会計監査の結果を有用な情報として活用定着させるためには、組織全体に周知することが有効である。

査察の結果は、外務大臣に報告されているほか、査察を受けた在外公館、外務省大臣官房会計課、在外公館課等の外務本省の関係課に通知され、必要と認められた場合には当該関係課において規則等の改正や特に注意すべき点について他の在外公館への

周知等の措置が執られている。しかし、査察の結果のうち他の在外公館にも関係する事項を取りまとめてすべての在外公館に周知することは行われていなかった。

(ウ) 監査結果のフォローアップについて

監査の実効性を確保するためには、監査で指摘した事態に対して必要な改善の措置等が確実に執られるように、監査を行う組織がその経過及び結果をフォローアップすることが有効である。

査察で指摘を受けた事項の改善状況を検査したところ、改善するまでフォローアップが継続的に行われていなかったり、指摘内容の事後の調整・検証が十分でなかったりなどしたため、査察実施後長期間が経過しているのに事態が十分に改善されていない在外公館が6公館あった。

また、査察の結果に基づきどのような措置が外務本省の関係課で執られたかについて、監察査察室が関係課から報告を受ける仕組みになっていなかった。

### 3 検査の結果に対する所見

外務省は、在外公館の会計経理に関して、これまでの本院の検査の結果を踏まえるなどして、国有財産、物品の管理、出納事務等について改善を図ってきている。しかし、今回の検査において、在外公館に係る会計経理に関して更に改善すべき事態が見受けられた。これらの事態の多くは、国内とは環境の異なる海外における事務処理の困難さにもよるが、外交事務で多忙な館長等に複数の会計機関の事務が集中していること、会計事務等の広範な事務を会計担当者が行っていることなども、その一因になっていると考えられる。

したがって、外務省は、今回の検査結果を踏まえ、以下の点に留意することなどにより、在外公館に係る会計経理について、内部統制が十分機能するように努めるとともに、その事務処理を一層適切かつ効率的に執行するように努める必要がある。

#### (1) 会計事務の体制の状況

ア 在外公館の事務を統括する責任者として、会計経理に対する指導・監督を行う館長に会計機関等の事務が集中していて、自ら実務を処理することとされていることから、在外公館の定員、職務内容の現状を踏まえて、次席職員等に会計機関等の実務を処理させることなどを含めた事務処理体制の改善により、内部統制が十分機能するよう図る。

イ 会計担当者は会計事務等の広範な事務を処理しており、会計担当者が正副2人の在外公館では、会計副担当者が会計事務に従事しておらず、相互チェックが十分に機能していない事態も見受けられたことから、定期・不定期の検査等を通じて内部牽制等が十分機能するようにする。

ウ 会計に係る研修の受講率の向上を図るとともに、個人ごとの受講履歴を一元的に管理して、未受講者に受講を勧めることにする。

エ 計算証明書類の提出の遅滞については、在外公館の事務処理の機械化、電子化等を通じて、外務本省との間の連絡調整、書類のやり取りなどに要する時間を短縮して、提出期限を遵守する。

オ 会計広域担当官等の出張による指導、助言等の機会を増やすとともに、指導がより効果的なものとなるようにする。

カ 会計事務の負担軽減等を図るため、在外経理に関するシステムを整備することは有効である。特に、新しい物品管理システムについては、早期にすべての物品のデータ入力

を完了して、十分な活用を図る。

以上のようにして、在外公館における会計事務の体制を整備し、その機能が十分に発揮できるようにする。

## (2) 資金の受入、保管等の状況

ア 在外公館の前渡資金に係る外国送金について、業務に支障が生じない範囲でまとめて行うなど、会計実地検査時の指摘により執ることとした措置を確実に実施する。

イ 領事手数料に係る釣銭の用意の仕方や携帯電話料金の私費負担分の支払方法について、公金と私金が混同することにならないような方策を検討する。

ウ 帳簿金庫検査を予決令等に基づき適切に実施する。

以上のようにして、前渡資金等の受入れ、保管等を適正かつ適切に行うとともに、外国送金をまとめて行うなど経済性に十分配慮する。

## (3) 収入及び支出に係る会計処理の状況

ア 未使用の収入金領収証が無断で持ち出されて不正に使用されないように、会計担当者は、厳重に保管することに留意するとともに、受払簿を作成するなどしてその管理を徹底する。また、収入金領収証を領事担当者に引き渡す際は、必ず一連番号を付するなど適切な事務処理の実施を徹底する。さらに、使用済みの冊子についても、再度使用されないよう管理を徹底する。

イ 随意契約の実施、契約の履行確認、支払等に当たっては、会計法令等を遵守する。また、随意契約の実施に当たっては、在外公館が所在する国又は地域の事情もあるが、なるべく2人以上の者から見積書を徴取するよう在外公館を指導する。

ウ 契約の実施等に当たっては、以下の点に十分留意する。

(ア) 在外公館が複写機のリース期間の満了に伴いリース替えのりん請を行う際は、予算配賦や経費節約の見地から、購入する場合の見積書を徴するよう在外公館への指導を徹底する。

(イ) 駐車場の借上契約については、在外公館は、自動車を通勤に利用していない職員の人数を把握して必要台数を十分に検討するなど、会計実地検査時の指摘により執ることとした措置を確実に実施する。

(ウ) 在外公館は、物品の調達を計画的に行い、不要不急の事務用品、酒類等を年度末に多量に購入することがないようにする。

(エ) ロシア大使館における会計実地検査時の指摘を踏まえ、在外公館の電話契約について、固定電話の使用状況に応じた適切なものとする。

エ 会食については、会計担当者等は、予算管理上、適切な会食単価を設定した上で、会食決裁書に所要見込額を記載させる。また、所要見込額を超過した場合は、その理由等を聴取して、所要額の妥当性等について確認する。

以上のようにして、会計法令等を遵守するなどして、収入については、多額の現金を取り扱う領事手数料の収納事務を適正かつ適切に行い、支出については、支払の要否の判断を適切に行うとともに、経済性にも十分配慮した会計処理を行う。

## (4) 施設及び物品の管理等の状況

ア 在外公館の施設で長期にわたって利用していなかったり、利用率が低くなったりしている会議室等の事務所の施設や食堂等の公邸の施設等については、より一層の有効活用



を図るとともに、今後も利用の見込みがないものは、維持管理費用等を徹底して抑制し、借り上げているものは早期に借上げを取りやめることを検討する。

イ 長期間利用しておらず今後も利用する見込みのない行政財産について早期に用途廃止することを検討するとともに、用途廃止した土地、建物等の普通財産等についてはより積極的に不動産仲介業者等に処分を委託するなど、これらの国有財産等について早期処分に向けた措置を講ずる。

ウ 在外公館が管理している物品については、物品管理簿等の帳簿に適切に記録し、美術品や贈呈品が過剰となっている場合は他の在外公館へ管理換する。危機管理用テレビ会議システムについては、会計実地検査時の指摘を踏まえて執ることとした利活用のための措置を確実に実施する。また、職員等に貸し出している公用携帯電話については、私用での使用が禁止されていることを在外公館へ周知徹底する。

エ 在庫が過剰となっている酒類については、他の在外公館へ管理換したり、民間業者に売却したり、新規の購入を抑制したりするなど、会計実地検査時の指摘により執ることとした措置を確実に実施する。

以上のようにして、在外公館の施設の借上げに係る費用を経済的なものとするとともに、必要のない国有財産等の処分の促進を図り、また、物品の効率的な使用、適切な管理等を行う。

#### (5) 監査の実施状況

ア 査察に関する監査計画を充実させる。

イ 査察を実施する箇所を選定に当たっては、長期間にわたって査察が実施されない箇所が生じないように努める。

ウ 査察における会計監査については、会計実地検査時の指摘により執ることとした監査結果を取りまとめて周知するなどの監査結果を有効に活用するための措置を確実に実施する。

エ 監査結果のフォローアップを適切に行い、査察で指摘した事態を確実に改善させる。

以上のようにして、より効率的、効果的な会計監査の実施に努める。

本院としては、今回の検査結果に基づく改善策が確実に実施されているかを確認するなど在外公館に係る会計経理に関し引き続き検査を実施し、取りまとめが出来次第報告することとする。

### 第3節 特定検査対象に関する検査状況

#### 第1 株式会社整理回収機構における住専勘定の財務の状況及び債権回収等業務の実施状況等について

検査対象	内閣府(金融庁)、預金保険機構、株式会社整理回収機構
回収業務の実施主体	株式会社整理回収機構(平成11年3月以前は株式会社住宅金融債権管理機構)
事業の根拠	特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法(平成8年法律第93号)等、一般会計予算(平成8年度)
事業の概要	特定住宅金融専門会社から譲り受けた貸出金債権等の回収等を行う業務
回収の対象となる資産	株式会社整理回収機構が特定住宅金融専門会社から譲り受けた貸出金債権等の資産 6兆1129億円(うち貸出金債権4兆6558億円)
二次損失の2分の1の合計額が回収益の合計額を上回った額の累計	3850億円(平成21年度末)

#### 1 検査の背景

##### (1) 整理回収機構の概要

国は、平成8年6月に、住宅金融専門会社7社(以下「特定住専」という。)の債権債務の処理を促進することにより、我が国の信用秩序の維持及び国民経済の健全な発展に資することなどを目的として特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法(平成8年法律第93号。以下「住専法」という。)を制定した。そして、特定住専からその貸出金債権等の資産を譲り受けその回収、処分等を行う住専法上の債権処理会社として、8年7月に、株式会社住宅金融債権管理機構(以下「住管機構」という。)が設立された。

また、同年9月に、株式会社東京共同銀行(破綻した2信用組合の救済金融機関として7年1月に設立)が株式会社整理回収銀行に改組され、預金保険法(昭和46年法律第34号)の規定に基づき預金保険機構との間で「整理回収業務に関する協定」を締結し、預金保険機構からの委託を受けて同機構に代わり破綻金融機関等から資産を買い取るとともに、同協定に基づいて、買い取った資産の管理及び処分を行うなどの業務を実施することとなった。

その後、11年4月に、住管機構が株式会社整理回収銀行を吸収合併して株式会社整理回収機構(以下「整理回収機構」という。)が発足した(資本金2120億円、預金保険機構の全額出資)。そして、整理回収機構は、住専法上の債権処理会社として、特定住専から譲り受けた貸出金債権等(以下「住専債権等」という。)について、その回収、処分等に係る業務(以下「債権回収等業務」という。)を引き続き実施している。

なお、整理回収機構は、住専法及び預金保険法の規定に基づき、合併前の両会社の業務に係る経理をそれぞれ区分し、特別の勘定を設けて整理することとされている(以下、このうち、住管機構の業務に係る経理を整理する勘定を「住専勘定」という。)

## (2) 特定住専の債権債務の処理

預金保険機構は、住専法の規定に基づき、8年6月に特定住宅金融専門会社債権債務処理勘定(以下「預金保険機構住専勘定」という。)を設け、同年7月に国から預金保険機構出資金50億円の交付を受けた。また、預金保険機構住専勘定では、国から預金保険機構基金補助金<sup>(注1)</sup>6800億円を、また、日本銀行から拠出金1000億円を受けるとともに、特定住専に対する出資者又は貸付債権者等であった関係金融機関等の拠出により1兆0070億円の金融安定化拠出基金が設けられた。そして、上記の日本銀行からの拠出金1000億円及び金融安定化拠出基金のうちの1000億円が、住管機構の設立の際に預金保険機構が出資した出資金2000億円の財源に充てられた。

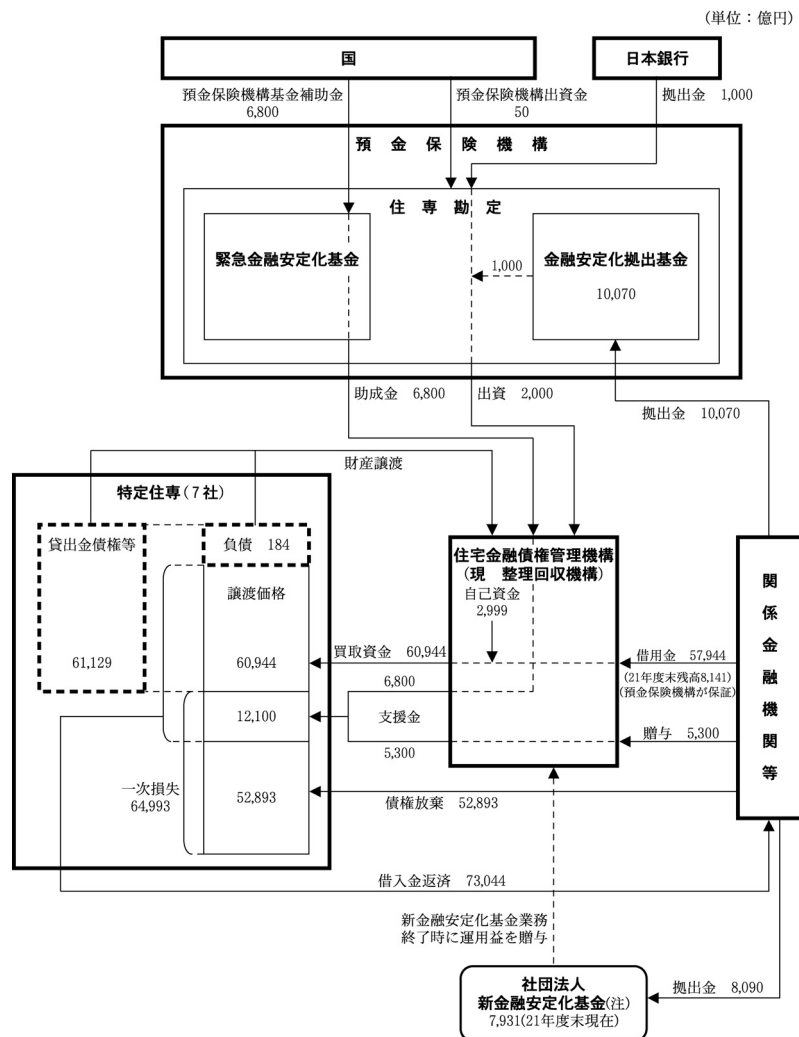
8年10月に、整理回収機構(当時は住管機構)は、特定住専が保有していた資産を6兆1129億円(うち貸出金債権は4兆6558億円)で取得し、同時に取得した一部の負債の額184億円を差し引いた6兆0944億円をその対価として特定住専に支払った。対価の財源には23年12月を返済期限とし預金保険機構が債務保証を付した関係金融機関等からの借入金5兆7944億円等が充てられた。

そして、上記の6兆0944億円の対価では賄えなかった特定住専の損失6兆4993億円(一次損失)の処理については、整理回収機構は、国からの預金保険機構基金補助金を財源に預金保険機構から交付された助成金<sup>(注1)</sup>6800億円と関係金融機関等から贈与された5300億円との合計額1兆2100億円を特定住専に対して支援金として交付するとともに、関係金融機関等が特定住専に対する5兆2893億円の債権を放棄した。

これら特定住専の債権債務の処理に係る資金等の流れは図1のとおりである。

(注1) 預金保険機構は、国から預金保険機構基金補助金6800億円の交付を受けて預金保険機構住専勘定に緊急金融安定化基金を置き、同基金から住管機構に対して6800億円の助成金を交付した。

図1 特定住専の債権債務の処理に係る資金等の流れ



(注) 社団法人新金融安定化基金は、特定住専に係る国会における議論等を踏まえ、平成8年9月に公益法人として設立された。同法人には第一勘定と第二勘定があり、このうち第二勘定は、民間金融機関等の拠出による基金の運用益を国庫に納付することにより、特定住専の処理に伴う6800億円の財政負担を可能な限り軽減するという観点から設置された。同法人の定款等によると、新金融安定化基金業務は基金設置後15年(23年9月)をもって終了するとされている。そして、運用益を繰り入れた第二勘定の準備金は、終了時において整理回収機構に贈与することとされている。

(3) 特定住専から譲り受けた貸出金債権等の回収等に係る枠組み

整理回収機構は、住専法の規定に基づいて、住専債権等の回収、処分等を15年以内を目途として完了するとした処理計画を作成して、これについて8年12月に預金保険機構の承認を受けている。整理回収機構は、この処理計画に基づいて住専債権等に係る債権回収等業務を実施しており、この業務を住専勘定で経理している。住専債権等の譲受けの対価の財源には預金保険機構が債務保証している関係金融機関等からの借入金5兆7944億円(21事業年度末現在8141億円)等が充てられたが、当該借入金の返済期限は23年12月となっている。

整理回収機構は、各年度において、個別の住専債権等ごとの<sup>(注2)</sup>回収益の合計額が個別の住専債権等ごとの<sup>(注3)</sup>二次損失の2分の1の額の合計額を上回る場合、その上回る額を預金保険機構に納付金として納付し、預金保険機構は同額を国庫に納付することとされている。反対に、二次損失の2分の1の額の合計額が回収益の合計額を上回る場合、これに伴って生ずる整理回収機構及び預金保険機構の資金の不足の一部を補うため、国は住専法第24条の規定に基づき、予算で定める金額の範囲内において、預金保険機構に対しその上回る額の補助金を交付することができ、預金保険機構はこの補助金の額の範囲内で整理回収機構に対し住専法第8条の規定に基づく助成金(以下「損失補てん助成金」という。)を交付することができることとされている。この際、整理回収機構は、預金保険機構に対して損失補てん助成金の交付の申請を行うこととされている。

一方、各年度で生じた二次損失のうち損失補てん助成金の対象とならない残りの2分の1の額については、整理回収機構の円滑な業務の遂行のために、預金保険機構は整理回収機構に対し住専法第10条の規定に基づき金融安定化拠出基金から助成金(以下「基金助成金」という。)を交付することができることとされている。そして、「住専処理方策の具体化について」(平成8年1月30日閣議了解)によると、その財源には金融安定化拠出基金の運用益を活用するなどとされている。

(注2) 回収益 個別の債権等ごとに、回収額と取得価額とを比較して、回収額が取得価額を上回ったことなどにより生じた利益

(注3) 二次損失 個別の債権等ごとに、回収額と取得価額とを比較して、回収額が取得価額を下回ったことなどにより生じた損失

## 2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

### (1) 検査の観点及び着眼点

本院は、これまでに、平成8年度決算検査報告において特定住専に係る債権債務の処理について、13、14、18各年度の決算検査報告において住専債権等の回収状況等について、それぞれ掲記してきたところである。このうち平成18年度決算検査報告においては、住専債権等について、14年度以降二次損失の2分の1の額の合計額が回収益の合計額を上回っている状態が続いていること、そのため、預金保険機構の損失補てん助成金の対象、ひいては国の補助金の対象となりうる額(以下「損失補てん助成金となりうる額」という。)の累計額は18年度末で2752億円まで累増していること、整理回収機構が住専債権等の譲受けのための資金として関係金融機関等から借り入れた借入金の返済期限は23年12月に迫っていることなどを記述している。

そこで、今年次の検査においては、住専債権等について上記借入金の返済期限23年12月が迫っていることを踏まえ、合规性、経済性、有効性等の観点から、以下の点に着眼して検査した。

- ① 整理回収機構における住専勘定の財務の状況はどのように推移し、どのような要因が損益に影響を与えているか。
- ② 23年12月を目途として回収、処分等を完了することとされている住専債権等の回収状況はどのように推移し、貸出金債権の状況はどのようになっているか。また、債権回収等業務は、公正性、透明性等を確保して効率的に実施されているか。

③ 23年12月までの住専債権等の処理に向けてどのような課題があるか。また、その取組状況はどのようにになっているか。

(2) 検査の対象及び方法

本院は、計算証明規則(昭和27年会計検査院規則第3号)に基づき整理回収機構等から本院に提出された財務諸表等について書面検査を行うとともに、整理回収機構本部等において、債権回収等業務に係る関係資料等により会計実地検査を行った。また、金融庁、預金保険機構、整理回収機構等において、23年12月までの住専債権等の処理に向けた取組状況等について、関係資料等の提出を受け、説明を聴取するなどして会計実地検査を行った。

3 検査の状況

(1) 住専勘定の財務の状況

ア 住専勘定の決算

(ア) 資産、負債及び純資産

資産及び負債の状況を、11事業年度(以下、事業年度を「年度」という。)(発足年度)と21年度とで比較してみると、表1のとおり、資産が81.4%、負債が78.1%それぞれ減少している。

主な項目別の変化をみると、貸出金が84.0%減少しているが、他方で貸倒引当金は、3.3%増加している。また、基金助成金の未収入金(以下「未収助成金」という。)は、11年度では673億円であったが、21年度では4605億円に増加している(後記オ参照)。

表1 住専勘定の資産及び負債の状況(平成11年度及び21年度) (単位:億円、%)

	資 産				負 債	
	資 産	うち貸出金	うち未収助成金	うち貸倒引当金	負 債	うち借入金
平成11年度(A)	39,133	26,314	673	△ 1,780	37,397	36,729
21年度(B)	7,259	4,192	4,605	△ 1,841	8,160	8,141
増△減率 (B)-(A))/(A)	△ 81.4	△ 84.0	583.7	3.3	△ 78.1	△ 77.8

また、純資産の状況をみると、21年度では、資本金2000億円に対して欠損金が2900億円計上されていて、900億円の債務超過となっている。欠損金については、16年度に最大の4812億円となっていたが、その後減少してきている。

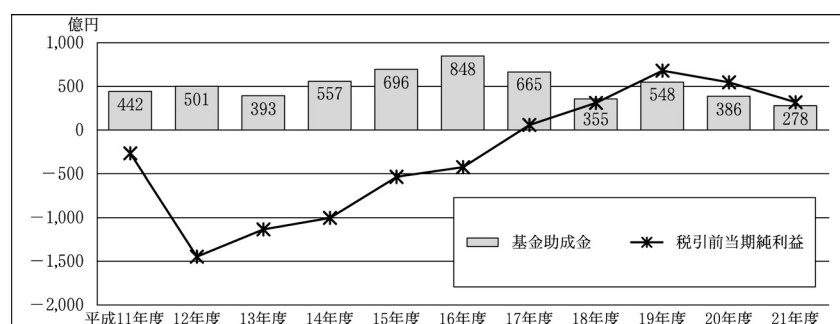
(イ) 損益

11年度以降の損益(税引前当期純利益)の推移をみると、図2のとおり、13年度以降損失の額が減少していて、17年度以降は利益が計上されている。

そして、9年度以降の毎年度において、基金助成金により損失の一部が補てんされており、収益として計上されている。その額を11年度以降について示すと図2のとおりとなっており、16年度には最大の848億円、21年度には最小の278億円となっている。一方、納付金は、8年度から13年度までの各年度及び16年度に累計で35億円発生している。

(注4) 平成16年度に、10年度から15年度における二次損失額の修正に伴い19億円の納付金が生じたため納付額は計35億円(21年度末現在)となった。

図2 住専勘定の損益(税引前当期純利益)の推移(平成11年度～21年度)



イ 住専勘定における基金助成金を除く損益の状況

21年度の損益では、経常収益395億円のうち278億円(経常収益の70.3%)が基金助成金による収益となっていることから、実質的な損益を明らかにするために、基金助成金を除いた損益の内訳をみると、表2のとおりとなっている。収益のうち最も額の大きな項目は貸出金利息(経常収益)、これに次いで額の大きな項目は貸倒引当金戻入益(特別利益)となっており、費用のうち最も額の大きな項目は借入金利息(経常費用)となっている。そして、経常収益から基金助成金を除いた実質的な経常収益の額(117億円)は経常費用の額(159億円)を下回る状況となっている。

表2 住専勘定における基金助成金を除く損益の状況(平成21年度)

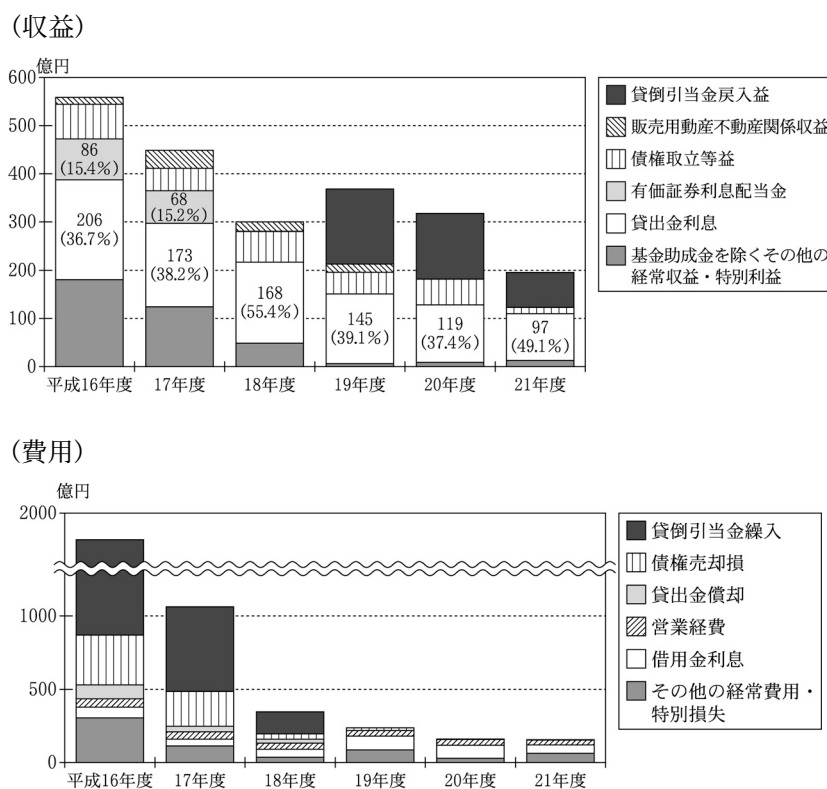
収益	経常収益(C~Eの計:117億円) (A)					特別利益(F+G) (B)				計 (A+B) (H)	
	貸出金利息(C)		債権取立等益(D)		その他の経常収益(E)	貸倒引当金戻入益(F)		その他の特別利益(G)			
	金額	(C/H)	金額	(D/H)	金額	(E/H)	金額	(F/H)	金額	(G/H)	金額
	97億円	49.1%	14億円	7.1%	5億円	2.8%	72億円	36.7%	7億円	4.0%	198億円
費用	経常費用(K~Nの計:159億円) (I)						特別損失(J)		計 (I+J) (O)		
	借入金利息(K)		営業経費等(L)		貸出金償却(M)	その他の経常費用(N)					
	金額	(K/O)	金額	(L/O)	金額	(M/O)	金額	(N/O)	金額	(J/O)	金額
	60億円	38.0%	47億円	29.6%	4億円	2.5%	47億円	29.6%	0億円	0.1%	159億円
基金助成金を除く経常利益 ((A)-(I): Δ 42億円)											
差引 ((H)-(O): 38億円)											

(注) その他の経常収益には基金助成金を含まない。また、営業経費等には役員取引等費用を含む。

(注5) 基金助成金を除く損益について16年度以降の推移をみると、図3のとおり、収益では、貸出金利息が各年度を通じて36.7%から55.4%と他の項目と比較して高い割合を占めており、また、16年度では15.4%と高い割合を占めていた有価証券利息配当金が18年度以降大幅に減少している。費用では、16年度に計上されていた多額の貸倒引当金繰入と債権売却損が急激に減少しており、特に貸倒引当金繰入については、19年度以降、貸倒引当金戻入益(特別利益)に転じている。

(注5) 平成16年度には、10年度から15年度における二次損失の修正に伴い19億円の納付金が生じたが、この納付金19億円についても除いている。

図3 住専勘定における基金助成金を除く損益の内訳の推移(平成16年度～21年度)



ウ 住専勘定における貸倒引当金及びその損益への影響

21年度の貸倒引当金は1841億円となっており、貸出金残高(簿価)4192億円の約4割強にまで達している。

(ア) 個別貸倒引当金と一般貸倒引当金

整理回収機構が計上している貸倒引当金には、個別貸倒引当金と一般貸倒引当金の2種類がある。

個別貸倒引当金は、住専債権等のうち、銀行取引停止処分や法的手続の申立てがなされたり、債務超過の状態が相当期間継続し事業の好転が見込めない状況となったりなどしている債務者に係る債権や未収金等について、不動産担保の評価額等から回収可能額を見積もり、その結果決算時点で回収不能と判断される金額相当(以下「回収不能見込額」という。)を計上している。

また、一般貸倒引当金は、上記の個別貸倒引当金の対象となっていない債権や未収金等(以下「一般貸倒引当金対象債権」という。)の全額について、過去3年間の貸倒実績から算出した1年間の予想損失率(以下「引当率」という。)を乗ずるなどして算定した金額を計上している。

そして、整理回収機構は、個別貸倒引当金を引き当てた債権(以下「個別貸倒引当金対象債権」という。)については、特段の事情がない限り一般貸倒引当金対象債権への区分の変更は行わない取扱いとしている。

これらの貸倒引当金については、毎決算(中間)期ごとに、前期末の計上額を全額取り崩して、一般貸倒引当金については引当率を、個別貸倒引当金については前期末に計上した債権に係る回収不能見込額をそれぞれ見直した上で、当期末に改めて必要額

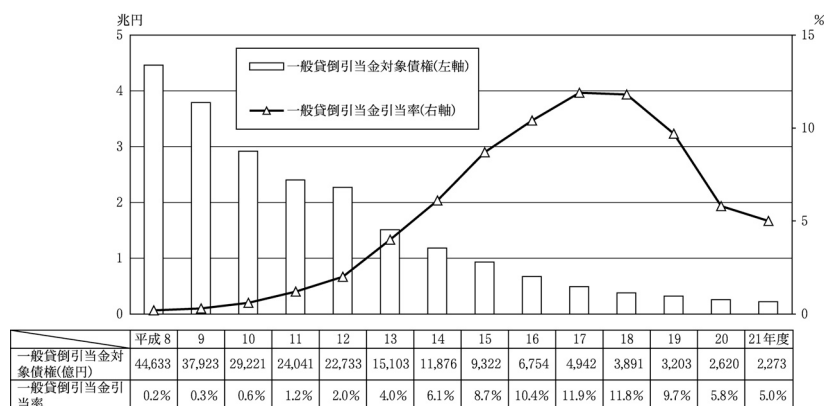


を繰り入れている。

(イ) 貸倒引当金の損益への影響

貸倒引当金の引当状況の推移をみると、図4のとおり、一般貸倒引当金については、一般貸倒引当金対象債権が減少を続けている中、引当率は、過去3年間の貸倒実績が減少したことに伴い、17年度をピークに上昇から下降に転じている。このため、当期末の繰入額は前期末の繰入額を下回り、貸倒引当金戻入益が生じている。

図4 住専勘定における一般貸倒引当金の引当状況の推移(平成8年度～21年度)



個別貸倒引当金については、17年度以降個別貸倒引当金対象債権が減少している中、個別貸倒引当金対象債権に対する個別貸倒引当金の引当割合は17年度をピークに上昇から下降に転じている。個別貸倒引当金の取崩しでは、その性質上、貸出金の貸倒損失等に充当するために行う取崩し(以下「目的取崩し」という。)が占める割合が大きい。21年度における個別貸倒引当金の取崩し等の状況をみると、表3のとおり、個別貸倒引当金の減少の大半は目的取崩しが占めており、これは貸出金償却等と損益計算上相殺されるが、一方、回収等や不動産担保の評価額の見直し等に伴う回収不能見込額の減少による取崩し(以下「洗替取崩し」という。)等の額が新規の個別貸倒引当金繰入の額を上回ったことから、貸倒引当金戻入益が生じている。

表3 個別貸倒引当金の取崩し等の状況(平成21年度)

平成21年3月末残高 (A)	目的取崩し (B)	貸倒引当金繰入(△)又は貸倒引当金戻入益			22年3月末残高 (A) + (B) + (E)
		洗替取崩し等 (C)	新規の繰入 (D)	(C) + (D) (E)	
△ 2269 億円	507 億円	93 億円	△ 59 億円	34 億円	△ 1726 億円

(注) 目的取崩しは、貸出金償却等と損益計算上相殺される。

このようなことから、前記イで記述したとおり、19年度以降、大幅な貸倒引当金戻入益が生じている。

そして、住専勘定では、住専債権等の一部又は全部が貸倒れ等により回収不能となって損失が生じた場合、当該損失は二次損失として、その2分の1の額が損益計算上基金助成金により補てんされている。

このため、貸倒引当金については、住専債権等の回収、処分が進むことにより、債権の回収等が行われた場合は洗替取崩し等による戻入益として、貸倒損失等が発生した場

合はこれに伴いその損失の2分の1が基金助成金として、いずれの場合にも収益に振り替わることとなる。

#### エ 住専勘定の財務の特徴

住専勘定においては、その業務を開始した経緯等から、上記イ及びウのとおり、貸出金に対する貸倒引当金の割合が高く、貸倒引当金繰入と貸倒引当金戻入益が損益を大きく左右している。このため、貸倒リスク(債務者の財務状況や事業環境の悪化等により元本又は利息の全部又は一部が回収できなくなる不確実性)が損益に大きく影響する構造となっている。

また、納付金、基金助成金及び損失補てん助成金の算定対象となる回収益及び二次損失(以下「納付・助成対象」という。)を除いた損益においては、借入金利息及び営業経費等の経常費用を貸出金利息等の収益で賄っている。このうち、借入金の金利は「住専処理に係る基本協定」(平成8年8月)に基づき「TIBOR(東京銀行間取引金利)(3か月)+0.125%」と定められており、短期の変動金利となっている。そして、21年度の借入金残高は、貸出金残高4192億円に対して8141億円となっている。このため、市中金利等の動向が損益に影響する構造となっている。

#### オ 住専勘定と預金保険機構住専勘定との財務上の関係

住専勘定においては、17年度以降損益の改善がみられるものの、損失補てん助成金の交付を受けるなどしなければ、2900億円(21年度末)の欠損金を短期に解消するのは困難な状況にある。損失補てん助成金について、整理回収機構は、関係金融機関等からの借入金の返済期日(23年12月)が未到来であり、住専勘定において資金繰りに問題が生ずるような状況になっていないことから、預金保険機構に対して交付の申請を行っていない。

住専債権等の回収、処分等を完了した後、住専勘定は廃止され、残余財産については、住専勘定に対して全額出資している預金保険機構住専勘定に帰属することになっている。そして、住専法の規定により、残余財産のうちの50%(金融安定化拠出基金を財源として住管機構への出資金に充てた金額の当該出資金の総額に占める割合)を金融安定化拠出基金に充てることとされている。

また、出資金のうち日本銀行が拠出した1000億円については、住専勘定を廃止し残余財産が確定した後、預金保険機構が日本銀行に返還することとされている。

預金保険機構住専勘定は21年度末で4327億円の欠損金を抱え債務超過となっている。これは、整理回収機構が預金保険機構に交付の申請をした基金助成金の額が金融安定化拠出基金の運用益の額を上回っているため、当該上回っている額を未払金(整理回収機構では未収助成金)として計上していることによるものである。この預金保険機構住専勘定は、住専法の規定により、住専勘定に係る残余財産の整理等の手続を終えたときは廃止されることとされている。

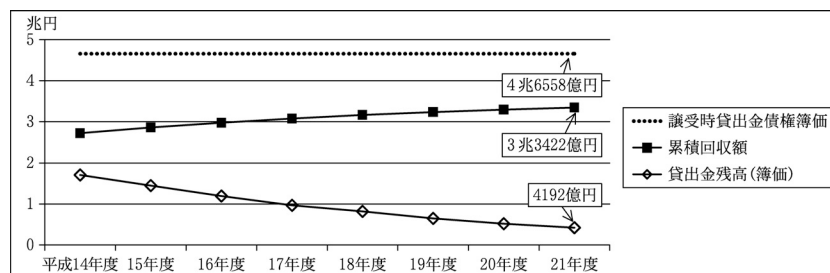
### (2) 住専債権等の回収等の状況及び管理・回収等の業務の実施状況

#### ア 住専債権等の回収等の状況

住専債権等は前記のとおり、8年10月に特定住専から譲り受けたものであるが、そのうち貸出金債権についてはなお回収が完了していない貸出金が4192億円ある。14年度以降の貸出金債権の累積回収額の推移等の状況を示すと、図5のとおり、21年度末

の貸出金残高(簿価)4192億円は、譲受時貸出金債権簿価4兆6558億円と比較して9.0%にまで減少している。

図5 住専債権等のうち貸出金債権の累積回収額及び貸出金残高(簿価)の推移  
(平成14年度～21年度)



イ 21年度末における住専勘定の貸出金債権の状況

整理回収機構(譲受時は住管機構)は、特定住専が保有していたすべての資産を譲り受けたことから、住専債権等の中には、約定のとおり返済を行っている債権が多く含まれている。そして、整理回収機構は、住専債権等について、約定どおり返済を行っている債権及び3か月未満の延滞債権(以下、これらを合わせて「正常債権」という。)と3か月以上の延滞債権(以下「延滞債権」という。)とに区分して管理している。

21年度末の貸出金について、当該債務者に対する貸出金の全部又は一部が延滞債権となっている債務者(以下「延滞先」という。)に係るものとそれ以外の債務者(以下「非延滞先」という。)に係るものとに区分して内訳を示すと、表4のとおり、貸出金債権4192億円のうち、非延滞先の債権は金額で2485億円、金額割合で59.2%となっている。

表4 貸出金債権に係る非延滞先及び延滞先別の内訳(平成21年度末) (単位: 先、億円)

区分	合計(A)		非延滞先(B)		延滞先(C)		債務者数割合 (B)/(A)	金額割合 (B)/(A)
	債務者数	債権の金額 (簿価)	債務者数	債権の金額 (簿価)	債務者数	債権の金額 (簿価)		
貸出金債権	29,950	4,192	25,948	2,485	4,002	1,706	86.6%	59.2%

上記のとおり、貸出金債権のうち非延滞先の債権が金額割合で59.2%となっており、正常債権が貸出金債権の過半を占めている。一方、延滞債権については、その大宗は個別貸倒引当金対象債権であり、個別貸倒引当金の引当割合は高いことから、延滞債権においては回収可能な金額は少ないと思料される。また、延滞債権の中には、反社会的勢力等や社会的弱者に係る債権、担保はないものの小口の任意弁済が続いている債権、相続が生じたものの相続人が判明しない債権等、今後も早期の回収等が困難と見込まれる債権が含まれている。

なお、整理回収機構は、経済合理性の観点から整理回収機構が自ら回収に努めるよりも有利と判断される場合には、貸出金債権の一括売却等による流動化や証券化による回収を行ってきた(住専勘定における実施額(簿価)は21年度末までの合計で4263億円)。しかし、債務者保護の観点から、21年11月以降これを極力抑制することとしており、今後の回収の進捗よくに影響を与える可能性がある。

ウ 正常債権の状況

前記のとおり、住専勘定においては正常債権が貸出金債権の過半を占めていることか

ら、今後の正常債権の回収状況が、住専債権等の回収等に係る損益や二次損失等に大きく影響するものと考えられる。

正常債権はおおむね約定どおりに返済が行われている債権であり、約定に返済期限が定められているため、その回収可能性は、返済完了までの期間における債務者等を取り巻く環境の変化による影響を受ける。すなわち、担保等による保全状況にもよるが、貸倒れのおそれが高まれば貸倒引当金の繰入れや貸倒損失等が発生するおそれが高まる。また、貸出条件が変動金利である場合は、市中金利の変動により貸出金利息が増減し、回収等に係る損益に影響が生じる。

そして、一般的に、返済期間が長期に及ぶほど債務者の財務状況や事業環境の悪化等による貸倒リスクが高まり、また、貸出金と借入金に係る貸出条件によっては、市中金利の変動により貸出金利息で借入金利息等の経費が賄えなくなるおそれ(以下「金利変動リスク」という。)も生ずると考えられる。

22年3月末の正常債権の状況は、以下のようになっていた。

(ア) 正常債権の簿価、元本及び貸倒引当金の状況

正常債権の簿価、元本及び貸倒引当金について22年3月末の状況を見ると、表5のとおり、件数は27,508件、簿価残高は2485億円となっていて、簿価は、元本に対して98.7%と高い割合となっており、債権回収益や債権売却益は生じにくい。そして、一般貸倒引当金対象債権が金額(簿価)割合で正常債権全体の86.7%と大宗を占めている。

表5 正常債権の簿価、元本及び貸倒引当金の状況 (単位：件、億円)

区 分		合 計		一般貸倒引当金対象債権		個別貸倒引当金対象債権	
		(A)	(B)	割合 (B)/(A)	(C)	割合 (C)/(A)	
平成22年3月末元本残高	件数	27,508	26,838	97.5%	670	2.4%	
	金額	(D)2,516	2,175	86.4%	341	13.5%	
22年3月末簿価残高	件数	27,508	26,838	97.5%	670	2.4%	
	金額	(E)2,485	2,155	86.7%	329	13.2%	
元本残高に対する簿価残高の割合(E)/(D)		98.7%					

(注) 一般貸倒引当金対象債権及び個別貸倒引当金対象債権については、(1)ウアの記載を参照のこと

(イ) 正常債権の貸出条件

a 元本の最終返済期限

正常債権27,508件(22年3月末)について、元本の最終返済期限までの期間を見ると、表6のとおりとなっていた。元本の最終返済期限が24年1月以降の債権は、件数で24,805件、金額で2441億円となっており、約定どおりの返済が行われると金額割合で98.2%の正常債権が借入金の返済期限である23年12月までに回収が完了しない状況となっている。

また、元本の最終返済期限までの期間が5年を超える債権は、件数で19,899件(件数割合72.3%)、金額で2228億円(金額割合89.6%)あり、このうち20年を超えるものも、件数で1,624件、金額で217億円ある。

これら元本の最終返済期限までの期間が長期に及ぶものについては、債務者の財務状況や事業環境の変化等により、貸倒リスクが顕在化するおそれがある。

表6 正常債権に係る元本の最終返済期限 (単位：件、億円)

区 分	件 数		金額(簿価)		
		総数に対する割合		総数に対する割合	
総数(平成22年3月末)	27,508	100%	2,485	100%	
元本の最終返済期限	24年1月以降の債権	24,805	90.1%	2,441	98.2%
	27年4月以降(5年超)	19,899	72.3%	2,228	89.6%
	32年4月以降(10年超)	13,333	48.4%	1,656	66.6%
	37年4月以降(15年超)	6,225	22.6%	816	32.8%
	42年4月以降(20年超)	1,624	5.9%	217	8.7%

b 金利方式

正常債権27,508件(22年3月末)について、金利方式をみると、表7のとおりとなっていた。市中金利の変動の影響を受けない固定金利方式が、件数で8,201件(29.8%)、金額で615億円(24.7%)ある。一方、借入金の金利方式は短期の変動金利となっていることなどから、市中金利が上昇すると、これらに係る金利変動リスクが顕在化するおそれがある。

表7 正常債権に係る金利方式 (単位：件、億円)

区 分	件 数			金額(簿価)			
	全体(A)	うち固定金利(B)	割合(B)/(A)	全体(C)	うち固定金利(D)	割合(D)/(C)	
総数(平成22年3月末)	27,508	8,201	29.8%	2,485	615	24.7%	
元本の最終返済期限	24年1月以降の債権	24,805	6,778	27.3%	2,441	588	24.1%
	27年4月以降(5年超)	19,899	4,627	23.2%	2,228	474	21.2%
	32年4月以降(10年超)	13,333	2,680	20.1%	1,656	341	20.6%
	37年4月以降(15年超)	6,225	1,133	18.2%	816	187	23.0%
	42年4月以降(20年超)	1,624	362	22.2%	217	70	32.3%

c 返済方式

貸出金の返済に当たっては、通常、元本と利息を合わせて約定返済日に返済することとなるが、月々の返済に支障が生じた債務者等に対しては、元本の回収を優先するため約定により利息の支払を棚上げして、返済額を元本に優先的に充当する方式(以下「元本優先充当方式」という。)を適用しているものがある。

正常債権27,508件(22年3月末)について、返済方式をみると、表8のとおりとなっていた。元本優先充当方式となっているものが、件数で531件、金額で137億円あり、このうち元本の最終返済期限までの期間が5年を超えるものも、金額で62億円ある。

元本優先充当方式を適用すると、当該債権からは当面の利息収入が得られない。また、元本優先充当方式の債権は、当該債権のうちの個別貸倒引当金対象債権の割

合が、件数で32.2%、金額で60.7%と、正常債権全体の割合(件数で2.4%、金額で13.2%)と比較して高くなっている。

表8 正常債権に係る元本優先充当方式の適用状況 (単位：件、億円)

区 分	件 数			金額(簿価)			
	全体 (A)	うち元本 優先充当 方式(B)	割合 (B)/(A)	全体 (C)	うち元本 優先充当 方式(D)	割合 (D)/(C)	
総数(平成22年3月末)	27,508	531	1.9%	2,485	137	5.5%	
元本の最終返済期限	24年1月以降の債権	24,805	421	1.6%	2,441	121	4.9%
	27年4月以降(5年超)	19,899	237	1.1%	2,228	62	2.8%
	32年4月以降(10年超)	13,333	123	0.9%	1,656	50	3.0%
	37年4月以降(15年超)	6,225	54	0.8%	816	22	2.7%
	42年4月以降(20年超)	1,624	23	1.4%	217	14	6.7%

#### エ 正常債権に係る貸出条件の変更の状況

整理回収機構は、事業環境や経済状況の悪化等により月々の返済に支障が生じた債務者等に対して、債務者の保護と貸出金債権の確実かつ安定的な回収の確保を図るため、その申出により、元本の最終返済期限、金利等の貸出条件の変更を行う場合がある。貸出条件の変更の多くは、貸出条件を緩和することなどにより、回収の効率化と極大化を図るためのものとしているが、その反面、元本の回収が長期化したり、利息収入が減少したりすることもある。

住専勘定の正常債権27,508件(22年3月末)のうち、17年6月末以降貸出条件の変更が行われたものは、件数で3,932件(件数割合14.2%)、金額で513億円(金額割合20.6%)となっている。このうち直近1年間では、件数で1,844件(件数割合6.7%)、金額で252億円(金額割合10.1%)となっている。貸出条件の変更の内容は、元本の最終返済期限の延長、金利の引下げ、変動金利から固定金利への変更等が多くなっている。この傾向は、特に、直近1年間で顕著となっている。このように、貸出条件の緩和による元本の最終返済期限までの期間の長期化、金利の低下や固定化等が進んできている。

#### オ 貸出条件の変更に係る審査の状況

貸出条件の変更は、上記エのとおり、貸出条件の緩和を伴う場合が多く、債権回収等業務の公的な性格を考慮すると、審査に当たっては、その妥当性を債務者の決算や収支状況等により十分に検証した上で、債務者の返済能力の範囲で最大限効率的な回収となるよう努めるとともに、審査の公正性及び透明性を十分に確保する必要がある。

上記を踏まえて、22年3月末における住専勘定の正常債権で、21年度までに貸出条件を変更した簿価残高が5000万円以上の債務者のうち59先を抽出して、条件変更の妥当性の検証状況と根拠資料の徴取状況を検査した。

検査したところ、根拠資料の添付が十分でなく、貸出条件の緩和の妥当性が十分確認できないなどの状況となっていて、審査に係る手続の透明性が十分確保されていないと認められる事態が9先において見受けられた。

上記について事例を示すと次のとおりである。

### <事例>

整理回収機構A支店(平成22年4月以後はBローンセンター)は、18年度に、賃貸用不動産の取得のための事業性ローン債権(22年3月末対顧客残高約1億1000万円)について、貸出条件の変更を行っている。

上記は、約定どおりの返済を行っていた債務者Cが、賃貸用不動産の賃貸収入では返済資金を賄うことが困難であるとしたため、金利の引下げ等を認めたものである。

しかし、上記の審査内容に係る決議書等を検査したところ、債務者Cには上記の賃貸収入以外にも事業等による収入があるとされているのに、これらの収入や将来の返済計画を検証する資料が徴取されておらず、貸出条件の緩和の妥当性が十分確認できない状況となっていた。

貸出条件の変更に係る審査に当たっては、債務者側の協力が十分得られなかったり、審査の期間を十分確保できなかったりする事情も生じうるが、資料の徴取等の徹底を図り、これが困難な場合はその理由を記録するとともに、それらの手続を内部規程等で明確化するなど貸出条件の緩和の妥当性を検証できるような態勢を整備して、審査に係る手続の公正性及び透明性の向上を図る必要がある。なお、整理回収機構では、本院の検査を受けて、22年9月に内部規程等を改正して手続の明確化を図ったが、今後、当該規程等に沿った適切な手続の実施を確保していくことが必要である。

### (3) 23年12月までの住専債権等の処理に向けた取組状況

#### ア 住専債権等の回収、処分等に係る整理回収機構の取組状況

住専債権等の処理については、整理回収機構が、住専法の規定に基づき預金保険機構から承認された処理計画(8年12月承認)に従って15年以内を目途に住専債権等の回収、処分等を完了することとなっており、完了後、住専勘定を閉鎖することになる。整理回収機構は、住専法の規定に基づき、毎年度開始前に当該年度以降2年間について事業計画及び資金計画を預金保険機構に提出し、承認を受けることとなっている。整理回収機構が22年3月に預金保険機構に提出して承認を受けた事業計画及び資金計画においては、23年度中に正常債権を含めた貸出金債権の全額を回収、処分することとしている。しかし、関係者間で住専処理の枠組みが検討されることから、上記の事業計画及び資金計画においては関係金融機関等からの借用金の返済に係る具体的な財源や、23年12月までに回収が完了しない正常債権等の処分に係る具体的な方針については記載していないとしている。

#### イ 借用金の返済財源と二次損失等の状況

整理回収機構の住専勘定においては、21年度末に2900億円の欠損金が計上されていて、純資産の額は900億円の債務超過となっており、負債のうち借用金の残高は8141億円と資産の総額7259億円を上回っている状況である。したがって、21年度末の決算時点では、仮に貸出金の額から貸倒引当金の額を控除した額で貸出金のすべてを回収、処分したとしても、なお資金が不足する状況である。

そして、二次損失の状況を見ると、21年度末の累計で1兆2000億円となっており、図6のとおり、このうち損失補てん助成金となりうる額は3850億円となっている。一方、納付・助成対象を除いた累積損益において、図6のとおり、利益が949億円生じている。住専債権等の回収等の進ちよくに伴い、二次損失は増加するとしても、貸倒引当

金の戻入に伴う貸倒引当金計上額の減少により、納付・助成対象を除いた累積損益において利益が増加することも見込まれる。

図6 二次損失及び累積損益の状況(平成8年度～21年度)

納付・助成対象	二次損失	2分の1 6000億円	収納済助成金 1546億円	} 基金助成金
			未収助成金(注1) 4605億円	
	1兆2000億円	2分の1 6000億円	回収益(注2) 2150億円	} 損失補てん助成金となりうる額
納付・助成対象を除いた累積損益	借入金利息 1896億円	貸出金利息		
	営業経費等 1587億円			
	貸倒引当金計上額(平成21年度) 1841億円	5083億円		
	開差(利益) 949億円	資金運用利息・その他損益 1191億円		

注(1) 不稼働資産に係る借入金利息相当額に対する助成金151億円を含んだ金額

注(2) 簿価を超えて回収した金額。納付金35億円を除いた金額

注(3) 計数については、表示単位未満を切り捨てているため、預金保険機構及び整理回収機構の公表した計数と異なる場合がある。

このほか、前掲図1の(注)のとおり、23年9月の社団法人新金融安定化基金における新金融安定化基金業務の終了に伴い、新金融安定化基金の運用益を繰り入れた第二勘定の準備金(21年度末現在で1562億円)が整理回収機構に贈与されることとされている。

なお、前記(1)オのとおり、整理回収機構の出資金のうち日本銀行の拠出分1000億円については、住専勘定を廃止し残余財産が確定した後、預金保険機構が日本銀行に返還することとされている。また、未収助成金4605億円については、関係金融機関等の拠出金により造成した金融安定化拠出基金の運用益で、その不足分を賄うことは近年の金利動向をみると困難な状況にある。

損失補てん助成金の交付のための国庫補助金については、国は、二次損失によって生ずる整理回収機構及び預金保険機構の資金の不足の一部を補うため、予算で定める金額の範囲内において、預金保険機構に対し補助金を交付することができることとされている。したがって、損失補てん助成金の交付の要否の判断及び交付額については、二次損失の状況と共に、資金の収支の状況等にも左右されることになる。

ウ 23年12月までに回収が完了しない正常債権等の処分及び二次損失の確定

前記のとおり、貸出金の中には、23年12月までに回収が完了しない正常債権が24,805件2441億円含まれており、また、延滞債権の中にも早期の回収等が困難なものも含まれている。

上記債権の処分方法としては、一括売却等を行うことなども考えられるが、債権譲渡に伴う譲渡損や譲渡費用等による損失が貸倒引当金の額を上回れば二次損失が増加するおそれもあることなどから、処分方法の決定に当たっては、事前の資産評価を適切に行うとともに、債務者保護の観点からの慎重な検討も必要である。

また、上記の正常債権等に係る回収、処分が困難となった場合は、関係金融機関等か



らの借入金に代わる資金の調達や、当該正常債権等から生ずるその後の損失の処理について対策を講ずる必要があると思われる。

#### エ 預金保険機構及び金融庁の取組状況

上記イ及びウのとおり、23年12月までの住専債権等の処理に向けては、整理回収機構における借入金の返済財源の確保、損失補てん助成金の取扱い、23年12月までに回収が完了しない正常債権等の処分等に係る方策が必要であると思われるが、22年9月末現在では上記に対する明確な処理方針は示されておらず、預金保険機構及び金融庁は、関係省庁、預金保険機構、整理回収機構等の関係者間で検討が行われているところであるとしている。

### 4 本院の所見

#### (1) 住専勘定の財務の状況について

整理回収機構の住専勘定では17年度以降利益が計上されているものの、いまだ多額の欠損金を抱えている。

そして、その業務を開始した経緯等から、貸出金に対する貸倒引当金の割合が高く、貸倒引当金繰入と貸倒引当金戻入益が損益を大きく左右している。このため、貸倒リスクが損益に大きく影響する構造となっている。

また、納付・助成対象を除いた損益において、借入金利息及び営業経費等の経常費用を貸入金利息等の収益で賄っている。借入金の金利は短期の変動金利となっているため、市中金利等の動向が損益に影響する構造となっている。

#### (2) 住専債権等の回収等の状況及び管理・回収等の業務の実施状況について

住専勘定の21年度末の貸出金残高(簿価)4192億円は、住専債権等の回収、処分等の進捗により8年10月の譲受時貸出金債権簿価4兆6558億円と比較して9.0%にまで減少している。上記の貸出金4192億円のうち非延滞先の債権が金額割合で59.2%となっており、正常債権が貸出金債権の過半を占めている。また、延滞債権の中には早期の回収等が困難と見込まれるものが含まれている。

正常債権2485億円は、元本の最終返済期限までの期間が5年を超えているものが金額割合で89.6%、固定金利方式のものが金額割合で24.7%あるなどの状況となっている。これらについては、債務者の財務状況や事業環境の変化、市中金利の上昇等により、貸倒リスクや金利変動リスクが顕在化するおそれがある。

また、整理回収機構による貸出条件の変更の審査において、貸出条件の緩和の妥当性が十分確認できないなどの状況となっている事態が見受けられたことから、貸出条件の緩和の妥当性を検証できるような態勢を整備して、審査に係る手続の公正性及び透明性の向上を図る必要がある。

#### (3) 23年12月までの住専債権等の処理に向けた取組状況について

整理回収機構の住専勘定においては、21年度末に欠損金が2900億円計上されていて、純資産の額は900億円の債務超過となっており、23年12月が返済期限となっている借入金の返済に要する財源が不足している。一方、二次損失の累計は、21年度末で1兆2000億円に上り、これに対する損失補てん助成金となりうる額は21年度末の累計で3850億円となっている。

また、貸出金4192億円(21年度末)の中には、23年12月までに回収が完了しないと考

えられる正常債権 2441 億円(21 年度末)等が含まれており、これらの処分方法の決定に当たっては、事前の資産評価を適切に行うとともに、債務者保護の観点からの慎重な検討も必要である。

したがって、関係省庁、預金保険機構、整理回収機構等の関係者においては、23 年 12 月までの住専債権等の処理に向けて、整理回収機構における借入金の返済財源の確保、損失補てん助成金の取扱い、23 年 12 月までに回収が完了しない正常債権等の処分等に係る方策について、国民負担の最小化の観点から適切な処理方針を検討するとともに、それらの処理方針を適切に開示して国民の理解が得られるように努める必要がある。

本院としては、整理回収機構の財務の状況、債権回収等業務の実施状況等について引き続き検査を行うとともに、今後の住専債権等の二次損失の発生状況に着目しつつ、住専債権等の処理状況等について、引き続き注視することとする。

第2 一般会計からの繰入金を歳入としている特別会計における当該繰入金の繰入れ及び繰入れの対象となるべき経費に係る歳出予算の執行の管理等について

検査対象	総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省
会計名	交付税及び譲与税配付金、登記、国債整理基金、特定国有財産整備(平成21年度末まで設置)、エネルギー対策、国立高度専門医療センター(平成21年度末まで設置)、労働保険、船員保険(平成21年12月末まで設置)、年金、食料安定供給、農業共済再保険、国有林野事業、漁船再保険及び漁業共済保険、貿易再保険、特許、社会資本整備事業、自動車安全各特別会計
一般会計からの繰入れの概要	特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)第6条等の規定に基づき、各特別会計において経理されている事務及び事業に係る経費のうち、一般会計からの繰入れの対象となるべき経費の財源に充てるために必要があるときに限り、予算で定めるところにより、一般会計から当該特別会計に繰り入れるもの
一般会計からの繰入金	48兆0417億円(平成20年度)

1 検査の背景

(1) 特別会計の歳入の概要

国は、特別会計に関する法律(平成19年法律第23号。以下「特会法」という。)に基づき、その経理を一般会計と区分して行うため特別会計を設置しており、平成20年度における特別会計は21会計<sup>(注1)</sup>となっている。そして、各特別会計は、各省各庁の長が法令で定めるところに従い管理することとされており、一つの特別会計の中で複数の事業が実施されていて、それぞれの事業収支を区分する必要がある場合には、その単位として勘定が設けられている(以下、勘定区分のない特別会計についても1勘定と数えることとする。これによれば、21特別会計の勘定数は53となる。)

20年度決算における21特別会計53勘定の収納済歳入額は計387兆7395億余円で、その内訳をみると、公債金・借入金<sup>(注1)</sup>が9特別会計10勘定で計128兆0424億余円(21特別会計53勘定の収納済歳入額の33.0%)、他会計・他勘定からの受入れが6特別会計17勘定で計90兆9213億余円(同23.4%)、一般会計からの繰入れが17特別会計36勘定で計48兆0417億余円(同12.3%)となっており、このほかに、公的サービスの対価として徴収される自己財源、特定財源、負担金収入、事業収入もあるなど多種多様なものとなっている。

また、収納済歳入額から支出済歳出額を差し引いた額である決算剰余金は、予算額に対する歳入の増加、歳出予算の繰越、不用等が要因となって生じるものであり、21特別会計53勘定で計28兆5413億余円となっている。この決算剰余金の処理については、特会法第8条第1項において、「各特別会計における毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合において、当該剰余金から次章の定めるところにより当該特別会計の積立金と

して積み立てる金額及び資金に組み入れる金額を控除してなお残余があるときは、これを当該特別会計の翌年度の歳入に繰り入れるものとする。」と規定されている。

(注1) 21会計 交付税及び譲与税配付金、登記、地震再保険、国債整理基金、財政投融资、外国為替資金、特定国有財産整備(平成21年度末まで設置)、エネルギー対策、国立高度専門医療センター(平成21年度末まで設置)、労働保険、船員保険(平成21年12月末まで設置)、年金、食料安定供給、農業共済再保険、森林保険、国有林野事業、漁船再保険及び漁業共済保険、貿易再保険、特許、社会資本整備事業、自動車安全各特別会計

## (2) 一般会計からの繰入金

特別会計又はその勘定の歳入のうち、一般会計からの繰入金は、事務事業の支出に充てるための財源の一部又は全部を、一般会計から特別会計又はその勘定に繰り入れるものである。

特会法第6条では、「各特別会計において経理されている事務及び事業に係る経費のうち、一般会計からの繰入れの対象となるべき経費(以下「一般会計からの繰入対象経費」という。)が次章に定められている場合において、一般会計からの繰入対象経費の財源に充てるために必要があるときに限り、予算で定めるところにより、一般会計から当該特別会計に繰入れをすることができる。」と規定されている。また、特会法附則第390条において、「第6条の規定は、この法律の施行前に他の法令において定められた一般会計から特別会計への繰入れに関する規定の適用を妨げるものではない。」と規定されている。

このほか、交付税及び譲与税配付金特別会計、国債整理基金特別会計、エネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定及び電源開発促進勘定については、それぞれ特会法第24条、第42条、第90条及び第91条において、特会法第6条の規定にかかわらず、当該各規定で定められた方法により算定した金額を、一般会計から当該特別会計又は勘定に繰り入れるものとするなどが規定されている(以下、「一般会計からの繰入対象経費」その他の一般会計から繰り入れた財源が充てられる経費を「繰入対象経費」という。)

## (3) 一般会計における公債の発行

財政法(昭和22年法律第34号)第4条第1項においては、「国の歳出は、公債又は借入金以外の歳入を以て、その財源としなければならない。但し、公共事業費、出資金及び貸付金の財源については、国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行し又は借入金をなすことができる。」と規定されている(以下、この規定により発行される公債を「建設国債」という。)

また、建設国債を発行してもなお歳入が不足すると見込まれた場合には、建設国債のほか、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができるとする法律が制定されており(以下、このような法律の規定により発行される公債を「特例国債」という。)、20年度においては、「平成20年度における公債の発行の特例に関する法律」(平成20年法律第24号)により、特例国債を発行することができることとされている。そして、特例国債の発行は特例的に行われるものであること、また、税収など他の歳入の状況を考慮に入れ、できる限りその発行額を最小限に抑える必要があることから、同法においては、特例国債は予算をもって国会の議決を経た範囲内で、21年6月30日までの間発行できること(この場合において、同年4月1日以後に発行される特例国債に係る収入は、20年度所属の歳入となる。)などが定められている。

## 2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

### (1) 検査の観点及び着眼点

20年度における一般会計の収納済歳入額は89兆2082億余円で、その内訳は、租税及印紙収入44兆2673億余円(一般会計の収納済歳入額の49.6%)、公債金収入33兆1679億余円(同37.1%)、その他収入11兆7729億余円(同13.1%)となっている。そして、公債金収入の割合は、20年度決算では37.1%であったが、経済情勢の悪化等により、21年度一般会計決算では48.5%、22年度一般会計予算(当初)では47.9%に及んでおり、また、20年度末の公債残高は549兆4590億余円(財政投融资特別会計国債を除く。)となっているなど、我が国においては、財政の健全化が喫緊の課題となっている。

20年度における21特別会計53勘定の収納済歳入額をみると、前記のとおり計387兆7395億余円で、このうち一般会計からの繰入金は、17特別会計36勘定において計48兆0417億余円(17特別会計36勘定の収納済歳入額の15.0%)となっており、一般会計の支出済歳出額84兆6973億余円の56.7%を占めている。

他方、20年度において一般会計からの繰入金を歳入としている17特別会計36勘定の決算剰余金は、21年度にほぼ全額が国債の償還や利払等の財源に充てられている国債整理基金特別会計の16兆4674億余円等の計20兆9830億余円となっており、この額は、18年度の計42兆6694億余円(一般会計からの繰入金を歳入としているのは24特別会計39勘定)、19年度の計34兆3154億余円(同23特別会計39勘定)より減少しているものの、依然として多額となっている。

そこで、本院は、合规性、効率性等の観点から、特別会計又はその勘定の歳入である一般会計からの繰入金は適切かつ効率的に行われているかなどに着眼し、これを税収のほか国債の発行等により調達されて特別会計に繰り入れられた資金のその後の状況とも関連付けて検査した。

(注2) 17特別会計 交付税及び譲与税配付金、登記、国債整理基金、特定国有財産整備、エネルギー対策、国立高度専門医療センター、労働保険、船員保険、年金、食料安定供給、農業共済再保険、国有林野事業、漁船再保険及び漁業共済保険、貿易再保険、特許、社会資本整備事業、自動車安全各特別会計

### (2) 検査の対象及び方法

本院は、20年度に一般会計からの繰入金を歳入としている17特別会計36勘定の20年度決算を対象に、それぞれを所管する<sup>(注3)</sup>7省の本省等において会計実地検査を行い、予算書、決算書等の関係書類によって、特別会計における歳出予算の執行はどのように管理されているかを横断的に分析するなどの方法により検査した。

(注3) 7省 総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

## 3 検査の状況

### (1) 一般会計からの繰入金の収納状況

17特別会計36勘定の20年度の歳入のうち、一般会計からの繰入金は、表1のとおり、計48兆0417億余円で、収納済歳入額(318兆5186億余円)に占める割合(繰入率)は15.0%となっているが、漁船再保険及び漁業共済保険特別会計(5勘定のうち3勘定)では93.8%、農業共済再保険特別会計(6勘定のうち5勘定)では70.2%と一般会計への依存度が高くなっている。

そして、一般会計からの繰入金は、他の財源とともに17特別会計36勘定の支出済歳出額297兆5356億余円の財源に充てられている。

表1 平成20年度における一般会計からの繰入れの状況等(17特別会計) (単位：百万円)

特別会計名	収納済歳入額 A	うち、一般会計 からの繰入額 B	繰入率 B/A×100(%)	支出済歳出額
交付税及び譲与税配付金 (1)	51,127,046	15,679,227	30.6	50,502,918
登記 (1)	189,413	67,751	35.7	161,915
国債整理基金 (1)	194,751,644	19,166,464	9.8	178,284,150
特定国有財産整備 (1)	192,150	3,942	2.0	73,042
エネルギー対策 (2)	2,672,827	775,700	29.0	2,381,995
国立高度専門医療センター (1)	169,874	48,710	28.6	152,437
労働保険 (3)	7,934,842	161,741	2.0	6,753,446
船員保険 (1)	67,391	3,907	5.7	63,360
年金 (6)	51,675,326	8,157,637	15.7	51,052,701
食料安定供給 (2)	1,394,183	291,979	20.9	1,346,568
農業共済再保険 (5)	71,732	50,419	70.2	43,166
国有林野事業 (1)	459,061	190,168	41.4	451,002
漁船再保険及び漁業共済保険 (3)	16,352	15,341	93.8	15,541
貿易再保険 (1)	219,309	2,386	1.0	64,983
特許 (1)	307,267	18	0.0	109,486
社会資本整備事業 (5)	7,220,259	3,425,467	47.4	6,039,353
自動車安全 (1)	50,002	885	1.7	39,608
17特別会計(36勘定) 計	318,518,686	48,041,751	15.0	297,535,679

(注) ( )内は一般会計からの繰入金を歳入としている勘定数である。

各省は、所管する各特別会計について、各四半期ごとに収入予定総表及び支払計画予定総表を作成しており、支出見込みなどを勘案して必要な額を一般会計から繰り入れている。

一般会計からの繰入金の収納時期をみると、表2のとおり、第1四半期が最も多くなっている。そして、この一般会計からの繰入金は各特別会計における繰入対象経費計164「項」の財源に充てられている。

表2 一般会計からの繰入金の収納状況(17 特別会計)

(単位：百万円)

特別会計名	繰入対象 経費「項」数	平成20年度					計
		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	出納整理期間	
交付税及び譲与税 配付金	3	6,883,848	3,993,702	3,749,980	1,051,696	—	15,679,227
登記	1	18,174	11,699	18,934	18,943	—	67,751
国債整理基金	3	4,094,707	4,970,529	4,405,002	5,349,141	347,084	19,166,464
特定国有財産整備	4	—	—	—	3,942	—	3,942
エネルギー対策	19	23,700	72,800	144,850	435,100	99,250	775,700
国立高度専門医療 センター	3	18,433	8,991	8,292	12,993	—	48,710
労働保険	4	163	99	185	103	161,188	161,741
船員保険	6	1,023	855	986	1,042	—	3,907
年金	16	2,687,368	1,521,438	2,683,703	1,265,124	1	8,157,637
食料安定供給	5	167,603	35,684	44,192	44,110	388	291,979
農業共済再保険	3	7,194	14,165	2,242	6,530	20,286	50,419
国有林野事業	11	40,289	22,903	55,415	71,560	—	190,168
漁船再保険及び漁 業共済保険	2	5,287	2,516	3,347	2,740	1,450	15,341
貿易再保険	5	—	—	2,386	—	—	2,386
特許	1	5	3	5	3	—	18
社会資本整備事業	77	1,063,547	638,938	612,906	1,086,116	23,960	3,425,467
自動車安全	1	267	177	—	267	173	885
17 特別会計 計	164	15,011,614	11,294,504	11,732,431	9,349,417	653,783	48,041,751

第4章 第3節 特定検査対象に関する検査状況 第2

## (2) 歳入歳出決算見込額の把握とその結果の活用

各府省は、財政法第28条に規定する予算の添付書類の作成、公債発行額の決定等のために、「決算純計額報告書、決算見込額報告書及び決算見込純計額報告書等の様式並びに送付期限等について」(昭和33年歳計第2138号)等に基づき、毎年度の12月末(第1次)、2月末(第2次)及び4月末(第3次)現在における一般会計及び特別会計の歳入歳出決算見込額を把握して、表3のとおり、財務省に報告することとなっている。この報告においては、歳出予算現額のうち、年度内に執行しないことが確実と見込まれる「項」「目」の不用見込額について、その不用理由と併せて報告することとなっている。

表3 決算見込額の報告

区分	報告書の種類	報告書の送付期限
歳入	平成〇〇年度 歳入決算見込額報告書	第1次 当該年度12月15日 (毎年事務連絡で1月初旬を期限としている)
歳出	平成〇〇年度 歳出決算見込額報告書 (内訳) 翌年度繰越見込額内訳表 不用見込額内訳表	第2次 当該年度3月15日 (毎年事務連絡で3月初旬を期限としている) 第3次 翌年度5月15日 (毎年事務連絡で一般会計は5月10日頃を期限としている)

このうち、各年度2月末現在の状況として報告される第2次の歳入決算見込額報告書等の様式を示すと、図1から図4までのとおりである。

図1 歳入決算見込額報告書(第2次)

〇〇主管一般会計(〇〇所管〇〇特別会計 〇〇勘定) (単位:円)

部款項目	歳入予算額				決算見込額				備考
	(2月末現在)				1月分までの 収納済額	2月分以降 収納見込額	計(B)	予算額との差 (B-A)	
	当初予算額	補正額	移替額	計(A)					
合計									

図2 歳出決算見込額報告書(第2次)

〇〇所管一般会計(〇〇所管〇〇特別会計 〇〇勘定) (単位:円)

項目	歳出予算額				前年度 繰越額	予備費 使用額	予算総則の 規定による 経費増額	流用等 増減額	歳出予算現額 2月末現在
	当初予算額	補正額	移替 増減額	計					
合計									

項目	決算見込額			翌年度 繰越見 込額	不用 見込額	うち 節約分	備考
	1月分まで の支出済額	2月分以降 支出見込額	計				
合計							

図3 翌年度繰越見込額内訳表(第2次)

〇〇所管一般会計(〇〇所管〇〇特別会計 〇〇勘定) (単位:百万円)

区分	項目	翌年度繰越見込額	繰越理由
合計			

図4 不用見込額内訳表(第2次)

〇〇所管一般会計(〇〇所管〇〇特別会計 〇〇勘定) (単位:百万円)

項目	不用見込額	不用理由
合計		

そして、2月末及び4月末現在の状況として把握された一般会計の不用見込額は、財務省において、それぞれ当該年度の建設国債及び特例国債の発行額を決定するための参考資料として活用されている。

一方、特別会計の不用見込額は、建設国債等の発行額を決定するために直接活用されているものではない。しかし、2月末の繰入対象経費に係る不用見込額は、当該年度の経費としては支出する見込みがないものとして把握されているのであるから、これに相当する額を一般会計からの繰入金として繰り入れないこととすれば、特別会計において決算剰余金の額が抑制されるだけでなく、その額が一般会計において不用見込額として計上されることになることから、建設国債等の発行額を決定するための参考資料として活用することができることになる。



### (3) 歳出予算の執行管理等の状況

ア 特別会計において把握された繰入対象経費に係る不用見込額等の一般会計からの繰入額への反映状況

17 特別会計で把握している 20 年度の不用見込額のうち、繰入対象経費に係るものは、表 4 のとおりとなっており、21 年 2 月末現在で 16 特別会計 27 勘定において計 2 兆 4689 億余円となっていた。

表 4 平成 20 年度の繰入対象経費に係る不用見込額の把握状況(17 特別会計) (単位：百万円)

特別会計名	不用見込額			不用額 (決算時)
	第1次 (20年12月末)	第2次 (21年2月末)	第3次 (21年4月末)	
交付税及び譲与税配付金 (1)	148,966	309,057	309,671	309,671
登記 (1)	—	1,823	1,959	1,961
国債整理基金 (1)	—	635,087	789,032	773,618
特定国有財産整備 (1)	108	4,784	12,443	12,443
エネルギー対策 (2)	92,220	94,720	201,423	201,423
国立高度専門医療センター (1)	—	1,862	1,540	1,540
労働保険 (3)	24,359	33,694	170,716	170,716
船員保険 (1)	—	925	2,598	2,597
年金 (6)	0	1,355,919	1,500,206	1,499,480
食料安定供給 (2)	—	8,756	10,774	10,774
農業共済再保険	—	—	90	90
国有林野事業 (1)	—	18,905	18,901	18,901
漁船再保険及び漁業共済保険 (1)	—	6	49	49
貿易再保険 (1)	22	22	147,112	147,116
特許 (1)	—	545	11,067	11,067
社会資本整備事業 (3)	—	1,773	15,370	14,749
自動車安全 (1)	923	1,099	2,532	2,532
計	266,602	2,468,984	3,195,490	3,178,735

(注) ( )内は平成 21 年 2 月末に不用見込額を計上している勘定数であり、16 特別会計 27 勘定となっている。

そこで、2 月末の不用見込額を把握している 16 特別会計 27 勘定における 2 月末の不用見込額の一般会計からの繰入額への反映状況を検査したところ、国債整理基金特別会計、労働保険特別会計の徴収勘定、年金特別会計の業務勘定及び漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の業務勘定、計 4 特別会計 4 勘定においては、2 月末の不用見込額の全額を一般会計からの繰入額に反映し、一般会計からの繰入れを減額していた。しかし、それ以外の 14 特別会計 23 勘定においては、2 月末の不用見込額の全部又は一部に対応する額を一般会計からの繰入額に反映していないなどの状況となっていた。これは、上記 14 特別会計 23 勘定のうち 9 特別会計 14 勘定については、次のような事情によるものとなっていた。

(ア) 法令の規定により算定されるなどした金額が一般会計からの繰入れとして繰り入れられることとされているため、不用見込額を反映することができないもの

4 特別会計 5 勘定

(イ) 一般会計からの繰入金予算額が繰入金の充てられる経費の歳出見積額に不足するなどのため、不用見込額を反映することが困難なもの

4 特別会計 4 勘定

(ウ) 一般会計から繰り入れた金額が繰入対象経費の決算額を超過した場合には精算する旨の規定が特会法にあり、不用見込額を反映する必要がないもの

2 特別会計 5 勘定

これに対して、表5のとおり、残りの6特別会計9勘定においては、2月末の不用見込額を一般会計からの繰入額に反映できるのに反映していなかったものなどである。これらについては、2月末の不用見込額を反映させることなどにより一般会計からの繰入を計502億7096万余円減額することができることと認められたことから、22年度限りで廃止される登記特別会計を除く5特別会計8勘定について、各特別会計を所管する厚生労働大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に対して、それぞれ会計検査院法第36条の規定により意見を表示し、又は改善の処置を要求した(前掲347、444、719ページ参照)。

また、22年度限りで廃止される登記特別会計において見受けられた事態は次のとおりである。

すなわち、登記特別会計における繰入対象経費は、特会法附則第204条の規定により、登記所に係る事務のうち登記の審査に関する事務及び登記所の管理に関する事務に要する経費とされている。そして、20年度決算における繰入対象経費に係る不用額は、(項)事務取扱費に係るもので計19億6102万余円となっているが、法務省は、21年2月末の時点では、これらに係る不用見込額を18億2334万余円であると把握していたにもかかわらず、これを一般会計からの繰入額に反映させていなかった。このため、上記の不用見込額を一般会計からの繰入額に反映させていれば、この不用見込額のうち登記の審査に関する事務に要する経費に対応する13億3143万余円は一般会計からの繰入を減額することができたと認められるのに、この不用見込額のうち繰入対象経費に対応する財源を含めて一般会計から繰り入れていた。

表5 一般会計からの繰入りを減額することができるものと認められたもの

所管	特別会計名	勘定名	「第3章 個別の検査結果」における掲記の状況	事態の概要	減額できた額
法務省	登記 (平成22年度限りで廃止)		—	歳出予算の執行過程で把握していた不用見込額を反映することにより、一般会計からの繰入りを減額することができたもの	(13億3143万円)
厚生労働省	年金	健康	会計検査院法第36条改善の処置を要求したものの (347ページ)	累積債務に係る借入金利子の支払実績額が歳出予算額を下回っているのに、一般会計からの繰入りを減額していないもの	96億3378万円
農林水産省	食料安定供給	調整 (農業経営安定)	会計検査院法第36条意見を表示したものの (444ページ)	農業経営安定勘定の翌年度の財源として繰り越すために交付金として実際に当年度に交付を要しないため不用になる額を一般会計から繰り入れているもの	311億7128万円
		国営土地改良事業	会計検査院法第36条改善の処置を要求したものの (444ページ)	歳出予算の執行過程で把握した執行見込額を反映することにより、一般会計からの繰入りを減額することができたもの	2億5000万円
	国有林野事業	—	会計検査院法第36条改善の処置を要求したものの (444ページ)	歳出予算の執行過程で把握していた不用見込額を反映することにより、一般会計からの繰入りを減額することができたもの	63億6908万円
国土交通省	社会資本整備事業	治水	会計検査院法第36条改善の処置を要求したものの (719ページ)	歳出予算の執行過程で把握していた不用見込額を反映することにより、一般会計からの繰入りを減額することができたもの	3249万円
		道路整備			11億5830万円
		港湾			3億0448万円
	自動車安全	自動車検査登録			
6特別会計9勘定 計					502億7096万円

また、以上の2月末の不用見込額の一般会計からの繰入額への反映状況を態様別に一覧にして示すと、表6のとおりである。

表6 2月末の不用見込額の一般会計からの繰入額への反映状況(平成20年度)

特別会計名	態 様				2月末の不用見込額を一般会計からの繰入額に反映できるのに反映していなかったものなど
	不用見込額を一般会計からの繰入額に反映していたもの	不用見込額を一般会計からの繰入額に反映するのが困難なものなど			
		(ア)	(イ)	(ウ)	
交付税及び譲与税配付金 (1)		①			
登記 (1)					①
国債整理基金 (1)	①				
特定国有財産整備 (1)		①			
エネルギー対策 (2)		②			
国立高度専門医療センター (1)			①		
労働保険 (3)	①〔徴収勘定〕		①〔労災勘定〕	①〔雇用勘定〕	
船員保険 (1)			①		
年金 (6)	①〔業務勘定〕			④〔国民年金、厚生年金、福祉年金、児童手当各勘定〕	①〔健康勘定〕
食料安定供給 (2)					②〔調整(農業経営安定)、国営土地改良事業両勘定〕
国有林野事業 (1)					①
漁船再保険及び漁業共済保険 (1)	①〔業務勘定〕				
貿易再保険 (1)		①			
特許 (1)			①		
社会資本整備事業 (3)					③〔治水、道路整備、港湾各勘定〕
自動車安全 (1)					①〔自動車検査登録勘定〕
16 特別会計 (27 勘定)	4 特別会計 4 勘定	4 特別会計 5 勘定	4 特別会計 4 勘定	2 特別会計 5 勘定	6 特別会計 9 勘定
		9 特別会計 14 勘定			
		14 特別会計 23 勘定			

注(1) 特別会計名欄の( )内の数字及び態様欄の○内の数字は該当する勘定数である。

注(2) 「態様」欄の「ア」、「イ」及び「ウ」は、次のとおりである。

- (ア) 法令の規定により算定されるなどした金額が一般会計からの繰入れとして繰り入れられることとされているため、不用見込額を反映することができないもの
- (イ) 一般会計からの繰入金金の予算額が繰入金金の充てられる経費の歳出見積額に不足するなどのため、不用見込額を反映することが困難なもの
- (ウ) 一般会計から繰り入れた金額が繰入対象経費の決算額を超過した場合には精算する旨の規定が特会法にあり、不用見込額を反映する必要がないもの

#### イ 一般会計からの繰入額が過大になっている事態

一般会計からの繰入れについては、繰入対象経費が「国庫が負担するもの」とされ、その国庫が負担する額が法令の規定により算定されることとなっている特別会計がある。また、そのようにして算定される国庫が負担する額と、予算で定められて実際に繰り入れられた額とに差がある場合に、その差額を翌年度以降に調整することが特会法に規定されている特別会計がある。

このような特別会計を検査したところ、2特別会計4勘定において次のように20年

第4章 第3節 特定検査対象に関する検査状況 第2

度の一般会計からの繰入額が過大になっている事態が見受けられた(過大になっている額 (ア)、(イ)の計で1133億6347万余円)。

(ア) 労働保険特別会計の雇用勘定において、19年度に国庫が負担する額を超えて繰り入れられた額が特会法に上記のような差額を調整する規定があるにもかかわらず20年度に減額されておらず、繰入額が1101億9899万余円過大になっていた。

(イ) 20年度の農業共済再保険特別会計の家畜、果樹、園芸施設各勘定において、一般会計からの繰入額が国庫が実際に負担する額を超えていて、繰入額が31億6448万余円過大になっていた。

これらについては、各特別会計を所管する厚生労働大臣及び農林水産大臣に対して、会計検査院法第34条の規定によりそれぞれ是正及び是正改善の処置を求め又は是正改善の処置を求めた(前掲347、444ページ参照)。

#### ウ 決算剰余金の財源充当状況

一般会計の決算剰余金については、財政法第6条第1項は、「各会計年度において歳入歳出の決算上剰余を生じた場合においては、当該剰余金のうち、二分の一を下らない金額は、他の法律によるものの外、これを剰余金を生じた年度の翌年度までに、公債又は借入金の償還財源に充てなければならない。」と規定している。そして、公債又は借入金の償還財源に充てられなかった剰余金は、財政法第41条の規定に基づき、翌年度の一般会計の歳入に繰り入れられ、通常、補正予算において翌年度の歳出予算の財源に充てられている。

これに対して、特別会計の決算剰余金は、特会法等に基づき、積立金に積み立てられたり、翌年度の歳入に繰り入れられたりする方法により処理されている。

一般会計からの繰入金を歳入としている17特別会計36勘定の20年度決算における決算剰余金は、前記のとおり計20兆9830億余円となっているが、このうち国債整理基金特別会計の決算剰余金16兆4674億余円は、そのほぼ全額が翌年度(21年度)の歳出予算の財源とされて公債の償還や利払等の財源に充てられている。そして、他の16特別会計の決算剰余金計4兆5155億余円は、11特別会計で計1兆3706億余円が積立金に積み立てられるなどし、計1兆5758億余円が翌年度繰越額等の財源に充てられたほか、計1兆1131億余円(20年度の決算剰余金で翌年度以降の歳出予算の財源に充てられた額の71.3%)が翌年度(21年度)の歳出予算の財源(13特別会計)に、計4477億余円(同28.6%)が翌々年度(22年度)の歳出予算の財源(10特別会計)に、それぞれ充てられている状況である。

また、前記表5の「減額できた額」及びイの「過大になっている額」に相当する額は各特別会計又は勘定において決算剰余金となっているが、該当する8特別会計13勘定における20年度の決算剰余金の処理状況は、表7のとおりとなっており、積立金に積み立てられるなどしたり、翌年度繰越額等の財源に充てられたりした額を除くと、翌年度又は翌々年度の歳出予算の財源に充てられていて、その割合は翌年度の歳出予算の財源として充てられたもの50.6%、翌々年度の歳出予算の財源として充てられたもの49.3%となっている。

表7 8 特別会計13勘定における決算剰余金の処理状況(平成20年度)

(単位:百万円)

特別会計名	決算剰余金 (A)	積立金、持 越現金等 (B)	翌年度の歳 入に繰入れ (C)=(A)-(B)	翌年度繰 越額等に 充てられた 額 (D)	左のほか、翌年度以降の歳出予算の財源に充てられた額					
					(E)=(C)-(D)		翌年度(平成21年度)		翌々年度(平成22年度)	
					充当額(F)	割合(%) (F/E×100)	充当額(F')	割合(%) (F'/E×100)		
登記 (1)	27,498	—	27,498	2,648	24,849	20,291	81.6	4,558	18.3	
労働保険 (1)	783,858	657,027	126,831	注(1) 126,831	—	—	—	—	—	
年金 (1)	634,692	578,709	55,983	—	55,983	7,486	13.3	48,497	86.6	
注(4) 食料安定供給(2)	45,879	—	45,879	1,319	44,559	34,156	76.6	10,402	23.3	
農業共済再保険 (3)	20,337	注(2) 6,036	14,300	14,300	—	—	—	—	—	
国有林野事業(1)	8,059	注(3) 8,059	—	—	—	—	—	—	—	
社会資本整備事 業(3)	1,097,199	—	1,097,199	1,027,516	69,682	33,591	48.2	36,090	51.7	
自動車安全 (1)	10,394	—	10,394	462	9,931	8,210	82.6	1,720	17.3	
8特別会計 (13勘定) 計	2,627,919	1,249,832	1,378,086	1,173,080	205,006	103,736	50.6	101,269	49.3	

注(1) 労働保険特別会計において一般会計からの繰入額が平成20年度の国庫負担の額に対して超過している額は1260億5358万余円となっており、「翌年度繰越額等の財源に充てられた額」に含まれている。

注(2) 農業共済再保険特別会計において過大になっている一般会計からの繰入金31億6448万余円は、「積立金、資金、持越現金等」に含まれている。

注(3) 国有林野事業特別会計において減額することができた一般会計からの繰入金63億6908万余円は、「積立金、資金、持越現金等」に含まれている。

注(4) 本表では、食料安定供給特別会計において農業経営安定勘定と国営土地改良事業勘定の2勘定の決算剰余金の処理状況を記載している。

注(5) ( )は関係する勘定数である。

(注4) 11特別会計 エネルギー対策、国立高度専門医療センター、労働保険、船員保険、年金、食料安定供給、農業共済再保険、漁船再保険及び漁業共済保険、貿易再保険、特許、社会資本整備事業各特別会計

#### 4 本院の所見

特別会計の歳入について、一般会計からの繰入額は適切かつ効率的に行われているかなどに着眼して検査したところ、前記のとおり、6特別会計9勘定において不用見込額を把握しているのに、一般会計からの繰入額に反映させていないなどの事態、2特別会計4勘定において一般会計からの繰入額が過大になっている事態が見受けられた。本院は、これらの事態について、会計検査院法第34条又は第36条の規定により意見を表示し又は処置を要求したところである。

このような事態が生じていたのは、これらの特別会計を所管している4省において、一般会計からの繰入額は、特会法において繰入対象経費の財源に充てるために必要があるときに限り行うことができるとされていることについての認識が十分でなかったこと、このため、一般会計の繰入額は原則として予算で定められたとおりの金額を繰り入れることを慣行にしていたことなどが挙げられるほか、一般会計の歳出が多額の公債発行により賄われていることを踏まえて予算の執行管理に当たり、一般会計からの繰入額の抑制に努めることへの配慮が十分でなかったことにもよると考えられる。

前記のとおり、一般会計からの繰入金は一般会計の支出済歳出額の56.7%を占めており、その財源として多額の建設国債又は特例国債が発行されている。このため、一般会計からの繰入額が過大になっている場合には、一般会計において、これに相当する額に税収等を充ててなお不足する部分の財源に充てるために建設国債又は特例国債が発行されていることになる。また、特別会計において不用となっても、これに対応する財源を減額することなく一般会計から繰り入れている場合には、一般会計において支出済となっていて不用とはなっていないことから、特別会計で不用となったものも含めて税収等を充ててなお不足する部分の財源に充てるために建設国債又は特例国債が発行されていることになる。

そして、一般会計における決算剰余金は、公債等の償還財源となったり、通常は翌年度の歳出予算の財源に充てられたりするのに対して、特別会計における決算剰余金は、翌年度繰越額等の財源に充てられるもののほか、積立金に積み立てられたり、歳出予算の財源に充てられる時期が翌々年度になったりするものがある状況である。

したがって、繰入額が過大になっている事態を解消することはもとより、税収のほか国債の発行等により調達された資金が有効に活用されるものとするため、特別会計における不用の見込みを一般会計からの繰入額に確実に反映させることなどにより、繰入額を極力抑制して一般会計からの繰入りを適切かつ効率的なものとしてゆくことが望まれる。

本院としては、特別会計改革の進捗状況等に留意しつつ、今後も特別会計における歳出予算の執行の管理等について引き続き注視していくこととする。

### 第3 都道府県等における国庫補助事業に係る事務費等の経理の状況について

検査対象	農林水産省、国土交通省、26 都県市
検査の対象とした経理処理	26 都県市における農林水産省及び国土交通省所管の国庫補助事業に係る事務費等の支出に係る経理処理
事態の概要	不適正な経理処理等により国庫補助事業に係る事務費等が支出されていた事態 26 都県市 計 12 億 2440 万円(平成 13 年度～20 年度)
上記のうち国庫補助金相当額	5 億 6617 万円

#### 1 検査の背景

一部の府県において、長年にわたり不適正な経理処理による資金のねん出が行われていた事態が、平成 18 年から 19 年にかけて明らかになったことなどをを受けて、本院は、19 年次に、自ら内部調査を行い不適正な経理処理があったことを明らかにしている府県を対象に、不適正経理と国庫補助金(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)第 2 条第 1 項に規定する「補助金等」。以下「補助金等」という。)との関連等について検査して、その検査状況を平成 18 年度決算検査報告に掲記した。

本院は、19 年次に行った検査の結果等を踏まえ、都道府県及び財政規模等が県等に匹敵する政令指定都市(21 年度末現在 18 政令指定都市。以下「政令市」という。)における国庫補助事業に係る事務費等の経理の状況を検査することとし、20 年次は 12 道府県、21 年次は 26 府県及び 2 政令市(以下、これらを合わせて「40 道府県市」という。)において会計実地検査を行った。検査の結果、これら 40 道府県市のすべてにおいて、虚偽の内容の関係書類を作成するなどの不適正な経理処理により需用費が支払われていた事態や補助の対象とならない用途に賃金、旅費等が支払われていた事態が見受けられたことから、平成 19 年度決算検査報告及び平成 20 年度決算検査報告に不当事項及び特定検査対象に関する検査状況として掲記した。

上記のように、20、21 両年次に会計実地検査を実施した 40 道府県市のすべてにおいて不適正な経理処理等が行われていたことから、本院は、引き続き、22 年次は、まだ検査を実施していない都県及び政令市(以下「都県市」という。)のほか、内部調査により 20 年度の実務費等について多額の不適正経理の事態が判明した千葉県に対し検査をすることとした。

(注 1) 12 道府県 北海道、京都府、青森、岩手、福島、栃木、群馬、長野、岐阜、愛知、和歌山、大分各県

(注 2) 26 府県 大阪府、秋田、山形、茨城、埼玉、千葉、富山、石川、福井、山梨、三重、滋賀、奈良、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、熊本、鹿児島、沖縄各県

(注 3) 2 政令市 千葉、大阪両市

#### 2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

##### (1) 検査の観点及び着眼点

都道府県及び政令市における国庫補助事業に係る事務費等の経理の状況について、合規



性等の観点から、国庫補助事業の事務費等の経理が適正に行われているか、補助金等が補助の目的に従って適正に使用されているかに着眼して検査した。

## (2) 検査の対象及び方法

47 都道府県及び 18 政令市のうち、20、21 両年次には会計実地検査を実施していなかった<sup>(注4)</sup> 9 都県及び 16 政令市<sup>(注5)</sup>を検査の対象とするとともに、21 年次に会計実地検査を実施した千葉県については本年次も再度検査の対象とした。

そして、9 都県及び 16 政令市については、公共事業関係の補助金等の交付が多額に上っている農林水産省及び国土交通省所管の 15 年度から 20 年度までの間(一部 13 年度及び 14 年度を含む。)の国庫補助事業に係る事務費等のうち、20、21 両年次の検査と同様に、過去に不適正な経理処理等が多く行われた需用費、賃金及び旅費を対象として、支出命令書等の書類により会計実地検査を行った。

また、千葉県については、本院は、21 年次に、15 年度から 19 年度までの国庫補助事業に係る事務費等について会計実地検査を行い、その検査結果を平成 20 年度決算検査報告に不当事項として掲記したが、その後、同県が行った内部調査において、20 年度の事務費等についても多額の不適正な経理処理の事態が判明したことから、22 年次に、同県に対して改めて会計実地検査を行い、20 年度の国庫補助事業に係る事務費等について検査を行った。さらに、21 年次の検査時において、預け金を利用して納品させた金券や備品の一部についてその用途や所在が不明となるなどしていたため、その後の状況等について千葉県が行った追加調査を基に検査した。

(注4) 9 都県 東京都、宮城、神奈川、新潟、静岡、兵庫、佐賀、長崎、宮崎各県

(注5) 16 政令市 札幌、仙台、さいたま、横浜、川崎、新潟、静岡、浜松、名古屋、京都、堺、神戸、岡山、広島、北九州、福岡各市

## 3 検査の状況

9 都県、16 政令市及び千葉県(以下、これらを合わせて「26 都県市」という。)を対象として、農林水産省及び国土交通省所管の国庫補助事業に係る事務費等の経理について検査したところ、26 都県市のすべてにおいて、20、21 両年次に検査した 40 道府県市と同様に、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な経理処理により需用費が支払われていた事態や補助の対象とならない用途に賃金、旅費等が支払われていた事態が判明した。これらの事態については、別途第 3 章においても不当事項として掲記した。

このほか、①道府県警察の警察事務等に係る経費、②政令市以外の<sup>(注6)</sup> 40 市に対する農林水産省及び国土交通省所管の国庫補助事業に係る事務費等の<sup>(注7)</sup> 経理についての検査結果を第 3 章に不当事項として掲記した。

(注6) 40 市 水戸、日立、石岡、筑西、熊谷、深谷、金沢、七尾、小松、輪島、福井、敦賀、鯖江、越前、岐阜、多治見、郡上、福知山、舞鶴、松江、出雲、倉敷、津山、新見、美作、松山、今治、久留米、飯塚、柳川、朝倉、熊本、八代、人吉、玉名、宇城、那覇、石垣、豊見城、宮古島各市

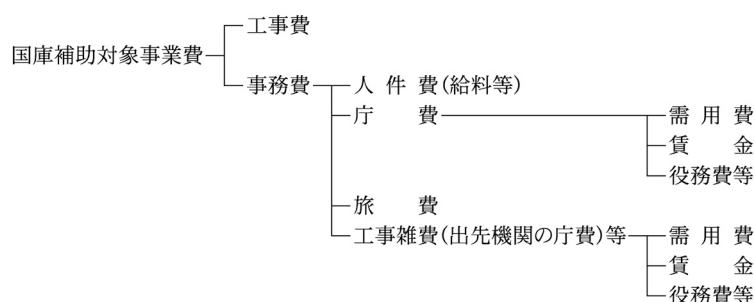
(注7) 政令市以外の 40 市に対する農林水産省又は国土交通省所管の国庫補助事業に係る事務費等の経理についての検査結果は、26 都県市に対する農林水産省及び国土交通省所管の国庫補助事業に係る事務費等の経理についての検査結果と合わせて、所管別に不当事項として掲記した。

(1) 国庫補助事業に係る事務費等

農林水産省及び国土交通省は、土地改良法(昭和24年法律第195号)、道路法(昭和27年法律第180号)等に基づき、それぞれ土地改良事業や道路整備事業等の公共事業に要する経費の一部について、これらを実施する都道府県等に対して、補助金等を交付している。これらの公共事業に係る国庫補助対象事業費には、工事費のほか事業を実施するために必要な事務費が含まれており、その内訳はおおむね次のとおりとなっている。

すなわち、事務費は、国庫補助事業に直接従事する都道府県等職員の人件費(給料、職員手当等)のほか、国庫補助事業の実施のために直接必要な物品の購入等に係る需用費、国庫補助事業の事務補助等に従事した臨時職員に支払う賃金、職員が国庫補助事業に係る用務で出張した場合に支払う旅費等から構成されている(図参照)。

図 事務費の構成(国土交通省の例)



また、農林水産省所管の国庫補助事業には非公共事業も多く、これらの事業費にも需用費、賃金、旅費等が補助対象経費として含まれている(以下、非公共事業における需用費等の経費と上記の国庫補助事業に係る事務費を合わせて「国庫補助事務費等」という)。

(2) 26 都県市に対する検査結果

検査した26都県市において、不適正な経理処理を行って需用費を支払ったり、補助の対象とならない用途に需用費、賃金又は旅費を支払ったりしていたものが、表1のとおり、計12億2440万余円(国庫補助金相当額5億6617万余円)見受けられた(前掲不当事項421ページ及び598ページ参照)。

表1 26都県市における国庫補助事務費等に係る不適正経理等の状況

(単位：千円)

都県市名	所管名	需用費	賃金	旅費	計
		不適正な経理処理及び補助の対象外	補助の対象外	補助の対象外	
宮城県	農林水産省	58( 35)	227( 100)	5,641( 2,687)	5,927( 2,822)
	国土交通省	1,215( 610)	24( 13)	3,544( 1,812)	4,784( 2,436)
	計	1,274( 646)	252( 113)	9,185( 4,499)	10,712( 5,259)
千葉県	農林水産省	15,188( 6,270)	708( 366)	635( 313)	16,533( 6,949)
	国土交通省	6,610( 3,229)	252( 132)	4,320( 2,095)	11,184( 5,458)
	計	21,799( 9,499)	961( 498)	4,956( 2,409)	27,717( 12,407)
東京都	農林水産省	2,794( 701)	250( 94)	—( —)	3,044( 795)
	国土交通省	2,094( 694)	57,323( 30,794)	51,533( 33,841)	110,952( 65,330)
	計	4,889( 1,396)	57,573( 30,888)	51,533( 33,841)	113,996( 66,126)
神奈川県	農林水産省	19,993( 5,695)	21,893( 9,489)	14,462( 6,263)	56,349( 21,449)
	国土交通省	40,074( 16,967)	39,587( 17,811)	26,951( 11,024)	106,613( 45,803)
	計	60,068( 22,662)	61,480( 27,301)	41,414( 17,288)	162,963( 67,252)
新潟県	農林水産省	21,745( 8,829)	9,707( 4,822)	32,497( 16,635)	63,950( 30,288)
	国土交通省	12,212( 6,613)	103,224( 56,529)	42,460( 23,461)	157,898( 86,604)
	計	33,958( 15,443)	112,932( 61,352)	74,957( 40,097)	221,849( 116,893)
静岡県	農林水産省	3,011( 1,523)	2,264( 1,130)	3,004( 1,619)	8,280( 4,273)
	国土交通省	1,018( 592)	9,659( 6,314)	6,038( 3,850)	16,716( 10,757)
	計	4,030( 2,115)	11,923( 7,445)	9,043( 5,469)	24,996( 15,030)
兵庫県	農林水産省	29,850( 11,308)	22,536( 10,744)	27,432( 13,223)	79,819( 35,277)
	国土交通省	24,007( 10,937)	4,895( 2,434)	3,414( 1,747)	32,317( 15,119)
	計	53,857( 22,246)	27,431( 13,179)	30,847( 14,970)	112,136( 50,396)
佐賀県	農林水産省	14,418( 6,723)	10,275( 5,136)	9,688( 4,653)	34,382( 16,513)
	国土交通省	7,170( 2,405)	9,528( 4,872)	4,644( 2,779)	21,342( 10,057)
	計	21,589( 9,129)	19,803( 10,009)	14,332( 7,432)	55,725( 26,571)
長崎県	農林水産省	28,067( 13,704)	817( 537)	2,095( 1,036)	30,980( 15,278)
	国土交通省	41,969( 8,601)	17,001( 11,549)	2,132( 1,131)	61,103( 21,282)
	計	70,037( 22,305)	17,818( 12,086)	4,227( 2,168)	92,083( 36,561)
宮崎県	農林水産省	596( 316)	4,040( 1,852)	5,824( 2,695)	10,462( 4,865)
	国土交通省	567( 307)	446( 256)	184( 108)	1,198( 673)
	計	1,164( 624)	4,487( 2,109)	6,009( 2,804)	11,660( 5,538)
札幌市	農林水産省	—( —)	—( —)	—( —)	—( —)
	国土交通省	6,876( 3,707)	11,971( 4,194)	4,495( 1,884)	23,342( 9,786)
	計	6,876( 3,707)	11,971( 4,194)	4,495( 1,884)	23,342( 9,786)
仙台市	農林水産省	261( 29)	—( —)	—( —)	261( 29)
	国土交通省	7,073( 1,895)	—( —)	145( 81)	7,219( 1,976)
	計	7,335( 1,925)	—( —)	145( 81)	7,481( 2,006)
さいたま市	農林水産省	—( —)	—( —)	—( —)	—( —)
	国土交通省	2( 0)	—( —)	156( 52)	158( 52)
	計	2( 0)	—( —)	156( 52)	158( 52)
横浜市	農林水産省	104( 5)	—( —)	—( —)	104( 5)
	国土交通省	7,003( 2,599)	—( —)	43( 22)	7,047( 2,622)
	計	7,107( 2,604)	—( —)	43( 22)	7,151( 2,627)
川崎市	農林水産省	—( —)	—( —)	—( —)	—( —)
	国土交通省	1,201( 448)	900( 450)	531( 247)	2,633( 1,145)
	計	1,201( 448)	900( 450)	531( 247)	2,633( 1,145)
新潟市	農林水産省	3,859( 1,378)	118( 58)	43( 21)	4,021( 1,459)
	国土交通省	28,090( 9,450)	744( 419)	—( —)	28,835( 9,870)
	計	31,949( 10,829)	863( 478)	43( 21)	32,857( 11,329)
静岡市	農林水産省	34,111( 17,344)	—( —)	101( 50)	34,212( 17,394)
	国土交通省	53,383( 25,454)	26,227( 13,579)	2,733( 1,364)	82,343( 40,398)
	計	87,494( 42,798)	26,227( 13,579)	2,834( 1,415)	116,556( 57,793)

(単位：千円)

都県市名	所管名	需用費	賃金	旅費	計
		不適正な経理処理及び補助の対象外	補助の対象外	補助の対象外	
浜松市	農林水産省	2,247( 1,141)	—( —)	7( 4)	2,254( 1,146)
	国土交通省	20,649( 9,773)	—( —)	290( 146)	20,939( 9,919)
	計	22,896( 10,915)	—( —)	297( 151)	23,193( 11,066)
名古屋市	農林水産省	—( —)	—( —)	204( 105)	204( 105)
	国土交通省	4,055( 2,164)	—( —)	277( 128)	4,332( 2,292)
	計	4,055( 2,164)	—( —)	481( 233)	4,536( 2,398)
京都市	農林水産省	270( 168)	—( —)	—( —)	270( 168)
	国土交通省	14,249( 7,019)	—( —)	1,033( 574)	15,283( 7,594)
	計	14,520( 7,188)	—( —)	1,033( 574)	15,554( 7,763)
堺市	農林水産省	—( —)	—( —)	—( —)	—( —)
	国土交通省	5( 4)	—( —)	81( 81)	87( 85)
	計	5( 4)	—( —)	81( 81)	87( 85)
神戸市	農林水産省	967( 558)	838( 419)	—( —)	1,806( 978)
	国土交通省	4,202( 655)	—( —)	—( —)	4,202( 655)
	計	5,170( 1,214)	838( 419)	—( —)	6,008( 1,633)
岡山市	農林水産省	10,071( 3,513)	1,264( 635)	2( 1)	11,338( 4,150)
	国土交通省	83,072( 23,174)	907( 537)	228( 102)	84,208( 23,814)
	計	93,143( 26,687)	2,172( 1,173)	231( 103)	95,547( 27,965)
広島市	農林水産省	10,792( 6,596)	—( —)	—( —)	10,792( 6,596)
	国土交通省	19,356( 10,098)	—( —)	1,641( 823)	20,998( 10,921)
	計	30,149( 16,695)	—( —)	1,641( 823)	31,791( 17,518)
北九州市	農林水産省	213( 109)	—( —)	208( 122)	422( 231)
	国土交通省	2,429( 1,103)	—( —)	703( 331)	3,132( 1,434)
	計	2,642( 1,213)	—( —)	912( 453)	3,555( 1,666)
福岡市	農林水産省	301( 73)	—( —)	784( 487)	1,085( 561)
	国土交通省	465( 130)	17,448( 8,111)	1,110( 494)	19,024( 8,736)
	計	767( 204)	17,448( 8,111)	1,894( 982)	20,110( 9,297)
合計	農林水産省	198,927( 86,029)	74,943( 35,390)	102,635( 49,922)	376,506( 171,343)
	国土交通省	389,061( 148,641)	300,141( 158,000)	158,699( 88,188)	847,901( 394,831)
	計	587,988( 234,671)	375,084( 193,391)	261,334( 138,111)	1,224,407( 566,174)

(注) 金額は国庫補助事務費等であり、( )書きは国庫補助金相当額である。

## ア 需用費の支払

26 都県市は、国庫補助事業の施行のために必要となる物品の購入等に当たっては、業者から見積書を徴するなどして契約業者、購入価額等を決定し、支出負担行為等を行って、契約した物品が納入されたことを確認(以下「検収」という。)した上で、業者からの請求に基づき購入代金を支払うこととしている。

しかし、物品の購入等に係る需用費の支払について検査したところ、26 都県市において、次のとおり、13 年度から 20 年度までの間に、不適正な経理処理を行って需用費を支払ったり、補助の対象とならない用途に需用費を支払ったりしていたものが計 587,988,373 円(国庫補助金相当額 234,671,890 円)見受けられた。

需用費の支払に係る事態の態様として、次のとおり、不適正な経理処理によるものを

①から⑤までに分類し、補助の対象外を⑥とした。

## ① 預け金

業者に架空取引を指示するなどして、契約した物品が納入されていないのに納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成することなどにより需用費を支払い、当該支払金を業者に預け金として保有させて、後日、これを利用して契約した物品とは

異なる物品を納入させるなどしていたもの

12 県市、支払額 69,241,073 円(国庫補助金相当額 22,306,054 円)

<事例 1>

長崎県において農林水産省及び国土交通省所管の補助事業を実施している 2 出先機関では、平成 16 年度に、トナー等の消耗品を購入することとして需用費 215 万余円を支払っていたが、実際はこれらの消耗品は納入されておらず、同金額を業者に預け金として保有させ、その預け金を利用して病院局管下(当時)の医療センターの業務に必要なパーソナルコンピュータ等を納入させていた。

② 一括払

支出負担行為等の正規の経理処理を行わないまま、随時、業者に物品を納入させた上で、後日、納入された物品とは異なる物品の請求書等を提出させて、これらの物品が納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成することなどにより需用費を一括して支払うなどしていたもの

14 都県市、支払額 118,059,628 円(国庫補助金相当額 41,020,039 円)

③ 差替え

業者に虚偽の請求書等を提出させて、契約した物品が納入されていないのに納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成することなどにより需用費を支払い、実際には契約した物品とは異なる物品に差し替えて納入させていたもの

23 都県市、支払額 110,727,222 円(国庫補助金相当額 47,671,498 円)

<事例 2>

札幌市建設局では、平成 18、19 両年度に、トナー等の消耗品を購入することとして、需用費計 400 万余円(うち国庫補助対象額 309 万余円)を業者に支払っていたが、実際はこれらの消耗品は納入されておらず、同局の物品購入・出納管理担当職員が、パーソナルコンピュータ 14 台に差し替えて庁舎外で納品させていた。そして、当該職員は、これらのパーソナルコンピュータを転売し、その売却代金を領得していた。

④ 翌年度納入

物品が翌年度以降に納入されているのに、支出命令書等の書類に実際の納品日より前の日付を検収日として記載することなどにより、物品が現年度に納入されたこととして需用費を支払っていたもの

25 都県市、支払額 214,239,785 円(国庫補助金相当額 88,340,375 円)

⑤ 前年度納入

物品が前年度以前に納入されていたのに、支出命令書等の書類に実際の納品日より後の日付を検収日として記載することなどにより、物品が現年度に納入されたこととして需用費を支払っていたもの

22 都県市、支払額 16,484,462 円(国庫補助金相当額 6,540,917 円)

⑥ 補助の対象外

名刺、職員録等国庫補助事業の施行とは直接関係のない物品や国庫補助事業を実施していない部署が使用する物品の購入代金等について、国庫補助事務費等の支出科目から需用費を支払っていたもの

14 県市、支払額 59,236,203 円(国庫補助金相当額 28,793,007 円)

これら①から⑥までの事態を都県市別、態様別に示すと表 2 のとおりである。

表2 不適正な経理処理等による需用費の支払の状況

(単位：千円)

都 県 市 名	不 適 正 な 経 理 処 理						⑥補助の 対象外	合 計
	①預け金	②一括払	③差替え	④翌年度納入	⑤前年度納入	①～⑤計		
宮 城 県	— (—)	— (—)	598 (299)	461 (239)	— (—)	1,060 (538)	214 (107)	1,274 (646)
千 葉 県	8,130 (3,698)	6,033 (2,377)	4,315 (2,028)	3,172 (1,334)	118 (47)	21,770 (9,485)	28 (13)	21,799 (9,499)
東 京 都	— (—)	1,932 (485)	534 (78)	1,759 (674)	663 (158)	4,889 (1,396)	— (—)	4,889 (1,396)
神 奈 川 県	12,814 (3,652)	4,073 (1,221)	12,450 (5,508)	29,346 (11,758)	1,377 (519)	60,062 (22,660)	5 (2)	60,068 (22,662)
新 潟 県	— (—)	— (—)	711 (413)	31,542 (14,156)	1,704 (873)	33,958 (15,443)	— (—)	33,958 (15,443)
静 岡 県	232 (149)	279 (185)	302 (164)	2,171 (1,083)	412 (218)	3,398 (1,801)	631 (314)	4,030 (2,115)
兵 庫 県	14,537 (3,878)	2,370 (1,317)	12,100 (5,837)	22,713 (10,012)	293 (147)	52,015 (21,192)	1,842 (1,053)	53,857 (22,246)
佐 賀 県	5,111 (1,836)	1,567 (701)	1,529 (719)	12,217 (5,407)	1,162 (464)	21,589 (9,129)	— (—)	21,589 (9,129)
長 崎 県	22,992 (6,588)	14,451 (6,780)	12,910 (4,061)	19,012 (4,611)	670 (262)	70,037 (22,305)	— (—)	70,037 (22,305)
宮 崎 県	— (—)	— (—)	382 (224)	607 (315)	174 (83)	1,164 (624)	— (—)	1,164 (624)
札 幌 市	1,290 (657)	— (—)	4,171 (2,341)	1,213 (597)	1 (1)	6,677 (3,597)	198 (110)	6,876 (3,707)
仙 台 市	211 (65)	162 (79)	3,259 (996)	3,534 (763)	167 (20)	7,335 (1,925)	— (—)	7,335 (1,925)
さいたま市	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	2 (0)	2 (0)
横 浜 市	— (—)	— (—)	3,532 (1,358)	223 (43)	3,193 (1,122)	6,949 (2,523)	157 (80)	7,107 (2,604)
川 崎 市	— (—)	215 (72)	384 (133)	536 (210)	65 (32)	1,201 (448)	— (—)	1,201 (448)
新 潟 市	— (—)	— (—)	9,874 (3,367)	10,587 (2,518)	295 (106)	20,757 (5,992)	11,192 (4,837)	31,949 (10,829)
静 岡 市	— (—)	— (—)	18,227 (8,903)	32,107 (16,153)	66 (48)	50,401 (25,105)	37,093 (17,693)	87,494 (42,798)
浜 松 市	2,040 (1,034)	— (—)	846 (535)	18,668 (8,765)	46 (25)	21,601 (10,360)	1,294 (554)	22,896 (10,915)
名 古 屋 市	— (—)	2,769 (1,448)	370 (240)	914 (475)	— (—)	4,055 (2,164)	— (—)	4,055 (2,164)
京 都 市	282 (103)	67 (35)	3,727 (1,788)	6,680 (3,153)	2,324 (1,183)	13,082 (6,265)	1,438 (922)	14,520 (7,188)
堺 市	— (—)	— (—)	— (—)	5 (4)	— (—)	5 (4)	— (—)	5 (4)
神 戸 市	— (—)	147 (14)	4,481 (1,080)	235 (51)	305 (68)	5,170 (1,214)	— (—)	5,170 (1,214)
岡 山 市	934 (248)	73,255 (21,103)	6,196 (1,867)	10,713 (2,896)	2,043 (571)	93,143 (26,687)	— (—)	93,143 (26,687)
広 島 市	660 (392)	10,733 (5,195)	9,580 (5,697)	3,595 (2,095)	550 (263)	25,119 (13,643)	5,030 (3,051)	30,149 (16,695)
北 九 州 市	— (—)	— (—)	— (—)	2,148 (985)	387 (176)	2,535 (1,162)	106 (51)	2,642 (1,213)

(単位：千円)

都 県 市 名	不 適 正 な 経 理 処 理						⑥補助の 対象外	合 計
	①預け金	②一括払	③差替え	④翌年度納入	⑤前年度納入	①～⑤計		
福 岡 市	— (—)	— (—)	238 (26)	68 (33)	460 (143)	767 (204)	— (—)	767 (204)
合 計	69,241 (22,306)	118,059 (41,020)	110,727 (47,671)	214,239 (88,340)	16,484 (6,540)	528,752 (205,878)	59,236 (28,793)	587,988 (234,671)
平成13年度	4,403	38	2,235	5,819	210	12,707	—	12,707
14年度	3,090	1,523	3,565	2,874	—	11,052	—	11,052
15年度	27,176	24,013	12,627	30,565	2,036	96,420	5,076	101,497
16年度	12,010	32,143	20,831	43,386	2,534	110,905	15,629	126,535
17年度	13,397	19,296	27,732	45,581	2,488	108,496	23,894	132,391
18年度	909	10,189	19,144	38,632	2,893	71,769	9,383	81,153
19年度	—	11,318	11,897	38,395	2,507	64,118	3,469	67,588
20年度	8,253	19,535	12,693	8,984	3,813	53,281	1,781	55,062

(注) 金額は国庫補助事務費等であり、( )書きは国庫補助金相当額である。

上記のうち、15県市においては、表3のとおり、本院が、20年次に実施した12道府県に対する検査の結果を公表した20年11月以降においても、不適正な経理処理の事態がなお見受けられた。

表3 平成19年度決算検査報告公表(20年11月)後の不適正な経理処理の状況 (単位：千円)

県 市 名	預 け 金	一 括 払	差 替 え	翌年度納入	前年度納入	計
千 葉 県	1,665	2,926	990	3,172	—	8,754
神 奈 川 県	—	—	77	1,683	3	1,764
兵 庫 県	0	—	238	36	—	276
札 幌 市	—	—	2	86	—	89
仙 台 市	122	—	136	327	—	586
横 浜 市	—	—	1,041	12	—	1,054
川 崎 市	—	—	26	35	—	62
静 岡 市	—	—	16	243	—	259
浜 松 市	—	—	—	745	—	745
名 古 屋 市	—	374	40	—	—	414
京 都 市	—	—	87	323	93	504
神 戸 市	—	—	89	—	—	89
岡 山 市	—	8,007	977	1,383	—	10,368
広 島 市	—	—	—	305	—	305
北 九 州 市	—	—	—	626	—	626
合 計	1,788	11,307	3,725	8,984	96	25,902

(注) 金額は国庫補助事務費等である。

また、佐賀、長崎、宮崎各県については、17年から19年にかけて、自ら内部調査を行い、その結果、預け金等の不適正な経理処理の事態が多額にあったことを公表しており、本院は、それらの内部調査により明らかとなった不適正な経理処理と補助金等との

関連等について検査し、その結果を平成18年度決算検査報告及び平成19年度決算検査報告の特定検査対象に関する検査状況において記述したところであるが、今回、改めて会計実地検査を行った。その結果、13年度以降の需用費の支払について、3県が行った内部調査で明らかとなった不適正な経理処理の事態とは別に、新たに預け金等の不適正な経理処理の事態が確認された。また、これらの県が行った内部調査は預け金の有無を中心としたものであったこともあり、この調査結果を公表した以降(佐賀県は17年10月、長崎県は19年2月、宮崎県は19年9月)においては、預け金の事態はなかったものの翌年度納入等の不適正な経理処理の事態が見受けられた。

需用費の支払に係る不適正な経理処理等の事態の発生原因について、26都県市では、関係職員の公金取扱いの重要性に対する認識や関係法令遵守の意識が欠如していたこと、契約事務と検収事務が同一部署で行われており、会計事務<sup>けん</sup>手続における相互牽制が機能していなかったことなどによるとしている。

#### イ 賃金の支払

臨時職員に対する賃金の支払について検査したところ、17都県市において、次の(ア)及び(イ)のとおり、15年度から20年度までの間に計375,084,731円(国庫補助金相当額193,391,124円)を補助の対象とならない用途に使用していた。

##### (ア) 国庫補助事業を実施していない部署に配属された臨時職員に対する賃金の支払

15都県市は、15年度から20年度までの間に、国庫補助事業を実施していない部署に配属された臨時職員に対して、国庫補助事務費等の支出科目から賃金計289,723,211円(国庫補助金相当額150,987,759円)を支払っていた。

##### (イ) 他の国庫補助事業に係る支出科目からの賃金の支払

10都県市は、15年度から20年度までの間に、臨時職員が配属された部署が所掌する国庫補助事業とは異なる事業に係る国庫補助事務費等の支出科目から賃金計85,361,520円(国庫補助金相当額42,403,365円)を支払っていた。

上記(ア)及び(イ)の事態を都県市別、態様別に示すと表4のとおりである。

表4 補助の対象とならない用途に支払われた賃金の状況 (単位：千円)

都 県 市 名	(ア)国庫補助事業を実施していない部署に配属された臨時職員に対する賃金の支払	(イ)他の国庫補助事業に係る支出科目からの賃金の支払	(ア)及び(イ)の計
宮 城 県	252( 113)	—( —)	252( 113)
千 葉 県	601( 324)	359( 174)	961( 498)
東 京 都	57,323( 30,794)	250( 94)	57,573( 30,888)
神 奈 川 県	45,274( 20,635)	16,206( 6,666)	61,480( 27,301)
新 潟 県	90,190( 49,121)	22,742( 12,230)	112,932( 61,352)
静 岡 県	2,671( 1,727)	9,251( 5,717)	11,923( 7,445)
兵 庫 県	12,040( 6,035)	15,390( 7,143)	27,431( 13,179)
佐 賀 県	6,780( 3,618)	13,023( 6,390)	19,803( 10,009)
長 崎 県	17,818( 12,086)	—( —)	17,818( 12,086)
宮 崎 県	—( —)	4,487( 2,109)	4,487( 2,109)



(単位：千円)

都 県 市 名	(ア)国庫補助事業を実施していない部署に配属された臨時職員に対する賃金の支払	(イ)他の国庫補助事業に係る支出科目からの賃金の支払	(ア)及び(イ)の計
札幌市	11,971( 4,194)	—( —)	11,971( 4,194)
川崎市	—( —)	900( 450)	900( 450)
新潟市	863( 478)	—( —)	863( 478)
静岡市	23,476( 12,152)	2,750( 1,426)	26,227( 13,579)
神戸市	838( 419)	—( —)	838( 419)
岡山市	2,172( 1,173)	—( —)	2,172( 1,173)
福岡市	17,448( 8,111)	—( —)	17,448( 8,111)
合計	289,723( 150,987)	85,361( 42,403)	375,084( 193,391)

(注) 金額は国庫補助事務費等であり、( )書きは国庫補助金相当額である。

前記(ア)及び(イ)の事態の発生原因について、17 都県市では、国庫補助事務費等で支払える賃金の範囲を拡大解釈していたこと、補助事業の目的どおりに使用することについての認識が十分でなかったこと、臨時職員の配置の目的や業務内容を正確に把握しないまま賃金を支払ったことなどとしている。

#### ウ 旅費の支払

職員の旅費の支払について検査したところ、25 都県市において、13 年度から 20 年度までの間に計 261,334,789 円(国庫補助金相当額 138,111,320 円)を補助の対象とならない用途に使用していた。

補助の対象とならない用途に支払われた旅費について、その用務内容を大別すると次の①から⑨のとおりとなる。

- ①辞令交付、あいさつ回り、人事異動に伴う事務引継等
- ②都県市の単独事業に係るしゅん工検査、用地交渉等
- ③都県市のイベント事業等への参加
- ④起工式、開通式等記念式典への出席
- ⑤部長等の管内視察及びその随行
- ⑥各種協議会・期成同盟会等任意団体の総会等への出席
- ⑦新採用職員研修等国庫補助事業に関係しない研修等への出席
- ⑧外部団体が主催するセミナー等のうち国庫補助事業の実施に直接関係しない研修等への出席
- ⑨その他国庫補助事業と直接の関連性が認められない出張

上記の事態を都県市別、用務内容の態様別に示すと表 5 のとおりである。

表5 補助の対象とならない用途に支払われた旅費の状況

(単位：千円)

都県市名	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	計
宮城県	1,236 (602)	735 (347)	1,798 (895)	304 (128)	38 (15)	866 (428)	710 (343)	1,504 (769)	1,991 (968)	9,185 (4,499)
千葉県	233 (110)	2,391 (1,169)	226 (114)	— (—)	10 (5)	18 (7)	1,273 (633)	434 (199)	368 (168)	4,956 (2,409)
東京都	10 (7)	47,818 (31,516)	67 (40)	25 (16)	19 (12)	384 (238)	171 (107)	678 (479)	2,356 (1,422)	51,533 (33,841)
神奈川県	1,111 (395)	24,525 (9,962)	1,103 (509)	7 (2)	18 (7)	59 (41)	916 (354)	1,430 (589)	12,241 (5,425)	41,414 (17,288)
新潟県	5,562 (2,932)	6,534 (3,479)	2,301 (1,196)	674 (378)	689 (379)	8,224 (4,605)	8,375 (4,470)	11,549 (6,164)	31,046 (16,491)	74,957 (40,097)
静岡県	378 (207)	2,789 (1,633)	713 (368)	376 (227)	180 (101)	513 (260)	303 (178)	1,577 (1,042)	2,209 (1,450)	9,043 (5,469)
兵庫県	5,240 (2,449)	3,220 (1,533)	4,433 (2,217)	1,215 (607)	427 (190)	1,373 (674)	1,110 (511)	4,138 (2,064)	9,688 (4,721)	30,847 (14,970)
佐賀県	844 (432)	873 (502)	1,482 (760)	263 (113)	58 (36)	1,515 (877)	1,030 (494)	3,079 (1,626)	5,184 (2,589)	14,332 (7,432)
長崎県	334 (183)	506 (264)	— (—)	45 (29)	82 (40)	595 (309)	585 (300)	380 (193)	1,698 (847)	4,227 (2,168)
宮崎県	278 (102)	67 (34)	465 (244)	151 (66)	223 (112)	677 (312)	411 (200)	1,092 (528)	2,641 (1,201)	6,009 (2,804)
札幌市	64 (21)	839 (354)	60 (25)	0 (0)	— (—)	1,043 (473)	582 (194)	1,283 (500)	621 (314)	4,495 (1,884)
仙台市	48 (27)	— (—)	73 (40)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	23 (13)	145 (81)
さいたま市	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	156 (52)	156 (52)
横浜市	0 (0)	— (—)	— (—)	1 (0)	0 (0)	— (—)	33 (17)	— (—)	7 (3)	43 (22)
川崎市	9 (3)	16 (8)	10 (3)	3 (1)	2 (1)	33 (16)	33 (15)	48 (23)	374 (173)	531 (247)
新潟市	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	43 (21)	43 (21)
静岡市	179 (82)	13 (4)	49 (22)	0 (0)	2 (1)	30 (17)	41 (20)	1,734 (900)	783 (365)	2,834 (1,415)
浜松市	6 (2)	— (—)	— (—)	14 (8)	— (—)	95 (41)	— (—)	13 (6)	167 (91)	297 (151)
名古屋市	— (—)	— (—)	— (—)	0 (0)	0 (0)	101 (47)	2 (1)	0 (0)	375 (184)	481 (233)
京都市	— (—)	10 (5)	— (—)	— (—)	— (—)	362 (206)	— (—)	31 (15)	629 (347)	1,033 (574)
堺市	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	81 (81)	81 (81)
岡山市	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	112 (48)	— (—)	1 (0)	117 (54)	231 (103)
広島市	— (—)	85 (43)	— (—)	— (—)	— (—)	611 (255)	21 (7)	— (—)	923 (516)	1,641 (823)
北九州市	23 (16)	— (—)	2 (1)	— (—)	— (—)	68 (33)	66 (39)	745 (359)	6 (4)	912 (453)
福岡市	92 (42)	183 (122)	89 (32)	4 (2)	153 (76)	374 (251)	— (—)	170 (85)	826 (370)	1,894 (982)
合計	15,655 (7,620)	90,610 (50,982)	12,879 (6,471)	3,090 (1,585)	1,908 (981)	17,062 (9,148)	15,669 (7,888)	29,895 (15,549)	74,562 (37,883)	261,334 (138,111)

注(1) 金額は国庫補助事務費等であり、( )書きは国庫補助金相当額である。

注(2) 表中の①から⑨は1011ページで分類した①から⑨の用務内容である。

このような事態の発生原因について、25 都県市では、国庫補助事務費等で支払える旅費の範囲を拡大して解釈していたこと、補助事業の目的どおりに使用することについての認識が十分でなかったこと、出張の用務内容を正確に把握しないまま旅費を支払ったことなどとしている。

#### エ 千葉県に対する追加検査

本院は、21 年次に、千葉県に対して会計実地検査を行ったところ、15 年度から 19 年度までの間に執行した農林水産省及び国土交通省所管の国庫補助事務費等において、預け金等の多額の不適正な経理処理の事態が判明した。そして、これらの中には、預け金から現金を返金させるなどして、これを別途に経理して業務の目的外に使用したり、預け金を利用して納品させた金券や備品の一部について、その使途や所在が不明となったりしているなどの事態が多数見受けられた。これらの事態については、平成 20 年度決算検査報告の不当事項及び特定検査対象に関する検査状況において記述したところである。

その後、千葉県では 20 年度に執行した事務費についても内部調査を行い、預け金等の不適正な経理処理の事態があったことを 21 年 12 月に公表した。

そこで、本院は、22 年次の検査において、千葉県が行った内部調査結果を踏まえて、農林水産省及び国土交通省所管の国庫補助事業を実施している農林水産部及び県土整備部関係の全部署を対象として、20 年度の需用費、賃金及び旅費について会計実地検査を行った。

その結果、不適正な経理処理に係る需用費の支払等が 27,717,141 円(国庫補助金相当額 12,407,977 円)あり、これらの検査結果は第 3 章に不当事項として掲記した。

また、預け金を利用して納品させた金券や備品のうち使途や所在が不明となっていたものについて、その後の状況等を千葉県が行った追加調査を基に確認したところ、次のとおりとなっていた。

##### (ア) 預け金から現金を返金させるなどして別途に経理していたものの状況

21 年次の検査時では、本庁県土整備部及び 8 出先機関において、預け金から 488 万円を現金で返金させたり、預け金を利用して納品させた収入印紙等の金券を換金して 1294 万余円をねん出したりして計 1782 万余円を別途に経理していたことが判明したが、このことについて、上記の部署では、当該別途経理金を職員の夜食代等業務の目的外に使用したとしていた。

しかし、その後の千葉県の調査により、このうち 1 出先機関において別途経理金として使用したとする 932 万余円については、組織で使用したとする事実が確認できないものとなっている。

##### (イ) 使途や所在が不明となっていた金券のその後の状況

本庁農林水産部、同県土整備部及び 3 出先機関では、預け金を利用して図書カード等の金券 601 万余円分を納品させていたが、21 年次の検査時では、このうち 551 万余円分についてその使途や所在が不明となっていた。

その後の千葉県の調査により、50 万余円分は謝礼や退職者の記念品代として使用されたことなどが確認されたが、22 年次の検査時においても依然として 500 万余円分はその使途や所在が不明のままとなっている。

(ウ) 所在が不明となっていた備品のその後の状況

本庁農林水産部、同県土整備部及び55出先機関では、預け金を利用して計2億8432万円相当のノートパソコン等の備品を納品させていたが、21年次の検査時では、このうち4013万円相当の備品についてその所在が不明となっていた。

その後の千葉県調査により、所在を確認できたものや廃棄の事実が判明したものもあるが、22年次の検査時においても依然として1956万円相当の備品についてその所在が不明のままとなっている。

(エ) 農林水産部及び県土整備部関係の部署に保管されていた預金通帳の内容

21年次の検査後、千葉県の調査により、農林水産部及び県土整備部関係の部署において12冊の預金通帳を保管していたことが確認された。これらは記載内容が古いものが多く、入金原資、用途等について詳細な事実の確認が困難なものがほとんどとなっていて、一部はアルバイトの賃金や職員の夜食代等に使用されていたことが判明したが、大半は用途が不明となっている。

上記の(ア)から(エ)については、千葉県において、関係者から事実関係を聴取するなどして取りまとめた調査結果により確認したものである。

また、預け金についてみると、22年次の検査時において、業者に残存する預け金は、農林水産部関係分で1億0225万余円、県土整備部関係分で2億3143万余円、合計3億3369万余円となっていた。このうち、1億3530万余円については業者からの返還金額の確定が終了しているが、1億4209万余円については返還金額が未確定又は返還について協議中となっている。そして、残りの5629万余円については業者の倒産等により回収が不可能となっている。

(3) 20年次から22年次までの間における本院の検査の状況

本院が、20年次から22年次までの間に行った47都道府県及び18政令市における国庫補助事務費等の経理についての検査結果を、都道府県市別、検査年次別に整理すると、表6のとおりとなっている。

これらの検査結果には、農林水産省及び国土交通省所管の国庫補助事務費等に係る不適正な経理処理等の事態(20年次に検査を行い平成19年度決算検査報告に掲記した12道府県、21年次に検査を行い平成20年度決算検査報告に掲記した28府県市及び22年次に検査を行い前掲(2)に記述した26都県市の事態)のほか、警察事務等(内閣府(警察庁)所管)に係る不適正な会計経理の事態(22年次の検査結果については前掲不当事項74ページ参照)及び指定統計調査等の事務の委託費に係る不適正な会計経理の事態を含めている。

表6 47都道府県及び18政令市における不適正な経理処理等に係る国庫補助事務費等の額

(単位：千円)

都道府県市名	平成20年次検査	21年次検査	22年次検査	計
北海道	97,123( 60,294)	—	19( 8)	97,143( 60,303)
青森県	50,950( 25,121)	—	—	50,950( 25,121)
岩手県	203,744( 107,747)	11,737( 5,825)	—	215,481( 113,572)
宮城県	—	—	10,712( 5,259)	10,712( 5,259)
秋田県	—	34,452( 17,995)	—	34,452( 17,995)
山形県	—	69,963( 44,371)	—	69,963( 44,371)
福島県	72,816( 33,005)	—	—	72,816( 33,005)
茨城県	—	243,523( 114,073)	—	243,523( 114,073)
栃木県	24,006( 9,839)	—	—	24,006( 9,839)
群馬県	19,738( 9,919)	—	—	19,738( 9,919)
埼玉県	—	30,603( 16,732)	—	30,603( 16,732)
千葉県	—	827,664( 391,364)	70,840( 40,121)	898,505( 431,486)
東京都	—	3,683( 848)	113,996( 66,126)	117,679( 66,974)
神奈川県	—	—	194,773( 79,979)	194,773( 79,979)
新潟県	—	—	221,849( 116,893)	221,849( 116,893)
富山県	—	47,603( 22,097)	—	47,603( 22,097)
石川県	—	261,883( 126,332)	—	261,883( 126,332)
福井県	—	152,067( 81,158)	—	152,067( 81,158)
山梨県	—	26,874( 13,592)	372( 150)	27,246( 13,743)
長野県	105,728( 51,242)	—	—	105,728( 51,242)
岐阜県	55,319( 31,834)	—	—	55,319( 31,834)
静岡県	—	—	24,996( 15,030)	24,996( 15,030)
愛知県	310,466( 130,070)	—	—	310,466( 130,070)
三重県	—	150,544( 79,298)	—	150,544( 79,298)
滋賀県	—	43,364( 21,049)	—	43,364( 21,049)
京都府	97,409( 49,256)	10( 10)	1,891( 715)	99,311( 49,982)
大阪府	—	30,363( 17,299)	—	30,363( 17,299)
兵庫県	—	—	112,136( 50,396)	112,136( 50,396)
奈良県	—	79,448( 37,103)	—	79,448( 37,103)
和歌山県	79,385( 36,242)	—	—	79,385( 36,242)
鳥取県	—	25,574( 11,124)	—	25,574( 11,124)
島根県	—	95,294( 51,703)	994( 483)	96,288( 52,187)
岡山県	—	144,737( 67,673)	—	144,737( 67,673)
広島県	—	67,425( 30,860)	—	67,425( 30,860)
山口県	—	45,294( 22,718)	—	45,294( 22,718)
徳島県	—	33,162( 15,312)	—	33,162( 15,312)

(単位：千円)

都道府県市名	平成20年次検査	21年次検査	22年次検査	計
香川県	—	7,591( 4,242)	—	7,591( 4,242)
愛媛県	—	109,937( 56,444)	—	109,937( 56,444)
高知県	—	34,879( 19,325)	—	34,879( 19,325)
福岡県	—	46,727( 24,057)	942( 374)	47,669( 24,431)
佐賀県	—	—	55,725( 26,571)	55,725( 26,571)
長崎県	—	—	92,083( 36,561)	92,083( 36,561)
熊本県	—	120,206( 62,381)	—	120,206( 62,381)
大分県	20,445( 11,432)	156( 156)	—	20,602( 11,588)
宮崎県	—	42( 42)	11,660( 5,538)	11,703( 5,580)
鹿児島県	—	38,030( 18,876)	—	38,030( 18,876)
沖縄県	—	144,221( 102,975)	—	144,221( 102,975)
都道府県計	1,137,134( 556,006)	2,927,071(1,477,048)	912,995( 444,211)	4,977,201(2,477,265)
札幌市	—	—	23,342( 9,786)	23,342( 9,786)
仙台市	—	—	7,481( 2,006)	7,481( 2,006)
さいたま市	—	—	158( 52)	158( 52)
千葉市	—	15,884( 5,471)	—	15,884( 5,471)
横浜市	—	—	7,151( 2,627)	7,151( 2,627)
川崎市	—	—	2,633( 1,145)	2,633( 1,145)
新潟市	—	—	32,857( 11,329)	32,857( 11,329)
静岡市	—	—	116,556( 57,793)	116,556( 57,793)
浜松市	—	—	23,193( 11,066)	23,193( 11,066)
名古屋市	—	—	4,536( 2,398)	4,536( 2,398)
京都市	—	—	15,554( 7,763)	15,554( 7,763)
大阪市	—	5,655( 2,762)	—	5,655( 2,762)
堺市	—	—	87( 85)	87( 85)
神戸市	—	—	6,008( 1,633)	6,008( 1,633)
岡山市	—	—	95,547( 27,965)	95,547( 27,965)
広島市	—	—	31,791( 17,518)	31,791( 17,518)
北九州市	—	—	3,555( 1,666)	3,555( 1,666)
福岡市	—	—	20,110( 9,297)	20,110( 9,297)
政令市計	—	21,540( 8,234)	390,565( 164,137)	412,105( 172,371)
合計	1,137,134( 556,006)	2,948,611(1,485,282)	1,303,561( 608,348)	5,389,307(2,649,637)

(注) ( )書きは国庫補助金等相当額である。

なお、政令市以外の53市に対する農林水産省及び国土交通省所管の国庫補助事業に係る事務費等の経理についての検査結果(22年次の検査結果については前掲不当事項421ページ及び598ページ参照)を、市別、検査年次別に整理すると、表7のとおりとなっている。

表7 53市における不適正な経理処理等に係る国庫補助事務費等の額

(単位：千円)

市名	平成21年次検査	22年次検査	計
旭川市	8,651( 4,693)	—	8,651( 4,693)
北見市	1,226( 617)	—	1,226( 617)
青森市	30,829( 15,190)	—	30,829( 15,190)
八戸市	6,669( 3,473)	—	6,669( 3,473)
盛岡市	60,230( 30,186)	—	60,230( 30,186)
北上市	25,082( 13,496)	—	25,082( 13,496)
八幡平市	22,990( 16,691)	—	22,990( 16,691)
水戸市	—	1,157( 645)	1,157( 645)
日立市	—	169( 81)	169( 81)
石岡市	—	248( 120)	248( 120)
筑西市	—	228( 128)	228( 128)
熊谷市	—	18( 6)	18( 6)
深谷市	—	105( 49)	105( 49)
金沢市	—	36,115( 17,773)	36,115( 17,773)
七尾市	—	6,699( 3,738)	6,699( 3,738)
小松市	—	2,826( 1,673)	2,826( 1,673)
輪島市	—	73,548( 51,058)	73,548( 51,058)
福井市	—	35,377( 17,642)	35,377( 17,642)
敦賀市	—	35,843( 18,250)	35,843( 18,250)
鯖江市	—	237( 195)	237( 195)
越前市	—	2,399( 1,546)	2,399( 1,546)
長野市	4,154( 2,204)	—	4,154( 2,204)
松本市	9,139( 4,599)	—	9,139( 4,599)
岐阜市	—	25,412( 13,016)	25,412( 13,016)
多治見市	—	1,400( 709)	1,400( 709)
郡上市	—	16,476( 10,041)	16,476( 10,041)
豊橋市	62,902( 31,406)	—	62,902( 31,406)
豊田市	745( 363)	—	745( 363)
福知山市	—	13,267( 10,308)	13,267( 10,308)
舞鶴市	—	234( 114)	234( 114)
和歌山市	24,532( 11,495)	—	24,532( 11,495)
田辺市	12,015( 7,500)	—	12,015( 7,500)
松江市	—	98,809( 50,954)	98,809( 50,954)
出雲市	—	137,924( 70,026)	137,924( 70,026)
倉敷市	—	16,370( 9,064)	16,370( 9,064)
津山市	—	27,854( 14,169)	27,854( 14,169)

(単位：千円)

市名	平成21年次検査	22年次検査	計
新見市	—	11,610( 2,684)	11,610( 2,684)
美作市	—	4,501( 2,453)	4,501( 2,453)
松山市	—	9,185( 4,799)	9,185( 4,799)
今治市	—	43,210( 21,700)	43,210( 21,700)
久留米市	—	18( 17)	18( 17)
飯塚市	—	11,679( 5,649)	11,679( 5,649)
柳川市	—	29,142( 16,327)	29,142( 16,327)
朝倉市	—	8,636( 3,826)	8,636( 3,826)
熊本市	—	101,505( 49,257)	101,505( 49,257)
八代市	—	48,934( 22,998)	48,934( 22,998)
人吉市	—	12,529( 6,704)	12,529( 6,704)
玉名市	—	8,753( 4,792)	8,753( 4,792)
宇城市	—	1,917( 1,323)	1,917( 1,323)
那覇市	—	21,789( 15,681)	21,789( 15,681)
石垣市	—	39,639( 28,148)	39,639( 28,148)
豊見城市	—	214,464( 153,625)	214,464( 153,625)
宮古島市	—	49,476( 33,735)	49,476( 33,735)
合計	269,168( 141,921)	1,149,724( 665,042)	1,418,892( 806,964)

(注) ( )書きは国庫補助金相当額である。

#### 4 本院の所見

22年次は、20、21両年次に行った40道府県市に対する検査に続き、26都県市を対象として国庫補助事業に係る事務費等の経理の状況について検査した。検査の結果、26都県市すべてにおいて、不適正な経理処理により需用費が支払われていた事態や補助の対象とならない用途に賃金、旅費等が支払われていた事態が見受けられた。

このうち、不適正な経理処理による需用費の支払の事態について、今回検査の対象とした15年度から20年度まで(一部の県市のみ13年度及び14年度についても検査を実施)の発生状況の推移をみると、17年度以降は減少しているものの、本院が20年次の検査結果を公表した20年11月以降も、多くの県市において不適正な経理処理により需用費が支払われていた事態が見受けられた。

また、一部の政令市では、職員が業者に虚偽の請求書の提出を指示するなどして納品させたパーソナルコンピュータを、当該職員が転売してその代金を領得するなど公金を不正に使用した事態も見受けられた。

上記の事態は、会計法令等に抵触した不適正な経理処理等が行われていたということだけでなく、関係職員の刑事事件に発展するなど公金の使用に対する国民の信頼を著しく損なう極めて遺憾な事態となっている。

これらの事態の発生原因は、関係職員において公金取扱いの重要性に対する認識や関係法令遵守の意識が欠如していたこと、契約事務と検収事務が同一部署で行われており、会計事



務手続における相互牽制が機能していなかったことなどによるものである。また、本院が20年次の検査結果を公表した20年11月以降も不適正な経理処理が行われていたことは、当該自治体において、他の道府県で判明した預け金等の事態にかんがみ、自らの経理処理について点検を行うなど業務の見直しの励行を怠ったことによるものと認められる。

補助の対象とならない用途に賃金や旅費が支払われていた事態は、政令市より都県において多くみられた。発生原因としては、国庫補助事務費等は国庫補助事業の施行に直接必要な経費に限られているにもかかわらず、国庫補助事務費等で支払える賃金や旅費の範囲を拡大解釈したり、補助事業の目的どおりに使用することについての認識が十分でなかったりしていたことなどによるものである。

また、千葉県については、21年次の検査時において預け金を利用して納品させた金券や備品のうち用途や所在が不明となっていたもののその後の状況について確認したが、依然として多額の金券や備品が不明のままとなっていた。

今回、本院が検査の対象とした農林水産省及び国土交通省所管の国庫補助事業に係る事務費等のうち公共事業に係る補助金等の事務費は、両省の直轄事業負担金の業務取扱費が廃止されることとなったことに伴い、21年度をもって廃止されることとなった。このため、地方公共団体では、今後、公共事業の実施に必要な物品の調達等に当たっては、一般公共事業債等により資金調達することとなる。一方、公共事業以外の国庫補助事業に係る需用費、賃金、旅費等の経費については引き続き補助金等が交付される。

については、関係都県市においては、国庫補助事業に係る事務費等が、国民の税金その他の貴重な財源で賄われることに留意して、不適正な事態に係る国庫補助金相当額について速やかに返還等の所要の措置を執るとともに、今回の本院の検査により明らかとなった事態を重く受け止めて、予算執行の適正化、会計事務手続における職務の分担による相互牽制機能の強化、職員に対する基本的な会計法令等の遵守に関する研修指導の徹底を図るなどして、内部統制を機能させることによる再発防止を推進することが重要である。

また、補助金等を交付している関係省庁においては、不適正な事態の対象となった国庫補助金相当額について速やかに返還等の所要の措置を執るとともに、都道府県等に対して、国庫補助事業に係る事務費等の経理の適正化について引き続き指導の徹底を図ることが必要である。

本院は、今後も、地方公共団体における補助金等の会計経理について、その適正化の状況を注視するとともに、不適正な事態が生じた背景の分析をするなど再発防止に資するため引き続き検査していくこととする。

## 第4 独立行政法人及び国立大学法人における会計監査人の監査の状況について

検査対象	(1) 独立行政法人 75 法人 (2) 国立大学法人 90 法人
独立行政法人等における会計監査人監査の概要	独立行政法人又は国立大学法人の財務諸表、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書に対して、法律の規定に基づき公認会計士又は監査法人が行う監査
上記の会計監査人監査に係る監査報酬額及び監査の対象年度	(1) 69 億 2307 万円(平成 16 年度～20 年度) (2) 44 億 4941 万円(平成 16 年度～20 年度)

### 1 検査の背景

#### (1) 独立行政法人等の制度及び会計監査人監査の概要

独立行政法人制度の趣旨は、事前関与・統制を極力排し、事後チェックへの重点の移行を図るため、主務大臣の監督、関与その他の国の関与を必要最小限のものとすることであるとされている。そして、独立行政法人制度の共通的な枠組みは、独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。)に定められており、独立行政法人を所管する主務大臣の監督、関与その他国の関与を必要最小限にして、主務大臣が法人に対して指示する中期目標の下で自主的かつ透明な法人運営を確保するとともに、法人の業務実績を事後的に評価し、中期目標期間の終了時点で業務等の全般的な見直しを行うなどとされており、また、その財源措置について国は独立行政法人に対して、業務の財源に充てるために必要な金額を交付することができるとされている。

そして、独立行政法人の会計については、中央省庁等改革の推進に関する方針(平成 11 年 4 月 27 日中央省庁等改革推進本部決定)において、企業会計原則によることを原則とするが、公共的な性格を有し、利益の獲得を目的とせず、独立採算性を前提としないなどの独立行政法人の特殊性を考慮して必要な修正を加えるものとされている。

そこで、営利企業とは異なる特殊性を考慮した独立行政法人会計基準(平成 12 年 2 月 16 日独立行政法人会計基準研究会(総務庁(13 年 1 月 6 日以降は総務省)が開催)設定)が定められ、その後も必要に応じて改訂が行われている。

上記の会計基準における一般原則によれば、独立行政法人の会計は、独立行政法人の財政状態及び運営状況に関して、真実な報告を提供するものでなければならず、また、財務諸表によって、国民その他の利害関係者に対し必要な会計情報を明瞭に表示し、独立行政法人の状況に関する判断を誤らせないようにしなければならないなどとされている。独立行政法人の会計は、原則として企業会計原則によるものとされるが、上記の会計基準が優先するものとして、これに基づいて処理することとされている。

また、国立大学法人(大学共同利用機関法人を含む。以下同じ。)の会計については、国立大学法人法施行規則(平成 15 年文部科学省令第 57 号)の規定に基づき、国立大学法人会計基準(平成 16 年文部科学省告示第 37 号)が定められ、同基準に基づいて処理することとされている。

そして、独立行政法人は、通則法第 38 条の規定に基づき、毎事業年度(以下「年度」とい

う。)、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該年度の終了後3月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならないこととされている。

さらに、独立行政法人は、通則法第39条の規定に基づき、その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない独立行政法人を除き、財務諸表、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書(以下「財務諸表等」という。)について、監事の監査のほか、会計監査人の監査(以下「会計監査人監査」という。)を受けなければならないとされている。また、国立大学法人についても、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第35条において通則法第39条の規定が準用されていて、すべての国立大学法人が会計監査人監査を受けなければならないとされている。

この会計監査人は、公認会計士又は監査法人に限定されており、主務大臣が選任することとされている。このために独立行政法人及び国立大学法人(以下、これらを「独立行政法人等」という。)の長は、会計監査人の候補者の名簿を主務大臣に提出することとされている。独立行政法人等は主務大臣によって選任された会計監査人と会計監査契約を締結して、その会計監査契約に基づき監査が実施される。

独立行政法人等における会計監査人監査は、会計監査人の権限、義務及び責任について法令上の具体的な定めがないなど、株式会社における会計監査人監査とは異なっている。

## (2) 会計監査人監査の基準

独立行政法人に対する会計監査人監査の基準は、「独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」(平成13年3月独立行政法人会計基準研究会設定。15年7月改訂)において取りまとめられ、公表されている。この報告書において、この監査の基準は、会計監査人が通則法に定める監査を行うに当たって、法令によって強制されなくても、常に遵守すべき性格のものであり、また、会計監査人が独立行政法人との間で会計監査契約を締結するに際して、当該契約に盛り込まれることが望ましいとされている。国立大学法人については、この独立行政法人に係る報告書等を参考としつつ、国立大学法人の特性を踏まえて、「国立大学法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」(平成16年3月国立大学法人会計基準等検討会議設定)が取りまとめられている(以下、これらの報告書を合わせて「監査基準報告書」という。)

監査基準報告書には、独立行政法人等に対する会計監査人の監査の基本的な考え方が示されており、これによれば、独立行政法人等の財務運営に関する真実の情報が報告され、この情報に対して適切な事後チェックを行う仕組みが用意されることが必要であるとされ、独立行政法人等に対する会計監査人監査の導入目的は、通則法、独立行政法人会計基準、同注解等に基づき作成された財務諸表等が、独立行政法人等の財政状態、運営状況等財務運営に関する真実の情報を正しく表示していることを担保することであるとされている。

また、このほかにも、上記の基本的な考え方には、監査における法規準拠性の考え方、会計監査人監査における経済性及び効率性等の視点などが示されており、独立行政法人等に対する監査は財務諸表等の監査が制度の中核であるなどとしながらも、民間企業とは異なる独立行政法人等の公共的な性格にかんがみ、財務諸表等に重要な影響を与える違法行為等の発見、非効率的な取引等(経済性及び効率性等の観点から問題があると認められる

取引及び会計事象をいう。以下同じ。)の発見に努めることなどが求められている。

そして、監査基準報告書では、独立行政法人等に対する会計監査人監査について、その理論及び実務は、今後、より一層の進展が期待されるところであり、それらの進展に伴い、監査基準報告書の内容も、より一層の充実が図られるべきであるとして、具体的な指針等も含めて、日本公認会計士協会が関係者と協議の上、適切に、かつ、継続して検討を行うことが必要であると考えている。

### (3) 独立行政法人等の監事

独立行政法人等には、通則法等に基づき独立行政法人等の業務を監査する監事を置くこととされている。この業務の監査には、財務諸表等の監査を行うことも含まれていると解されており、独立行政法人等は、財務諸表等を主務大臣に提出するときは、前記のとおり監事の監査を受けなければならないとされ、財務諸表等に対する監事の意見を付けなければならないとされている。また、独立行政法人等は、会計監査人を選定するときは、監事の同意を得なければならないとされている。

### (4) 会計監査人監査に係る監査報酬額

国の業務等の独立行政法人化は、13年4月以降、進められてきたところであり、16年4月には、国立大学(大学共同利用機関を含む。)が法人化された。この結果、22年3月末における独立行政法人等は188法人(独立行政法人98、国立大学法人90)となり、このうち、会計監査人監査を受けることが義務付けられている独立行政法人等は165法人(独立行政法人75、国立大学法人90)あり、これらの法人における会計監査人監査に係る監査報酬額は20年度に係る監査で計26億1028万余円となっている。

## 2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

### (1) 検査の観点及び着眼点

独立行政法人等に対する会計監査人監査については、制度導入から既に相当期間が経過し定着していること、また、監査基準報告書についても会計監査人監査の理論及び実務の進展に伴い継続して検討を行うことが必要であるとされていることを踏まえ、本院は、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、主として次の項目に着眼して検査した。

- ① 会計監査契約の契約状況はどのようになっているか。また、会計監査人の候補者の選定方法は適切なものとなっているか。
- ② 会計監査人監査の実施状況はどのようになっているか。
- ③ 独立行政法人等の公共的性格から求められている法規準拠性の観点からの監査や経済性及び効率性等の視点からの監査はどのようになっているか。
- ④ 会計監査人と監事との連携はどのようになっているか。

また、上記①から④までを踏まえて、独立行政法人等における会計監査人監査は制度導入の目的等に照らし成果を上げているか、問題点又は改善すべき点はないかなどもに着眼して検査した。

### (2) 検査の対象及び方法

検査は、22年3月末現在において、通則法等の規定により会計監査人監査を受けることが義務付けられている独立行政法人等165法人を対象とした(表1参照)。

検査の実施に当たっては、上記の165法人から提出を受けた会計監査契約、監査の実施等の状況についての調書等を分析するとともに、これらのうち72法人について会計実地

検査を行った。さらに、独立行政法人等を監査する会計監査人の意見を参考にするため、独立行政法人等 165 法人が 21 年度に会計監査契約を結んだ監査法人において実際に監査を担当した監査責任者等に対する書面による意見調査(以下「意見徴取」という。)を実施し、これらのうち 163 法人の監査責任者等から意見を得た。

表1 検査の対象とした独立行政法人等

番号	独立行政法人名	番号	独立行政法人名	番号	国立大学法人名	番号	国立大学法人名
1	情報通信研究機構	47	福祉医療機構	1	北海道大学	47	三重大学
2	大学入試センター	48	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	2	北海道教育大学	48	滋賀大学
3	国立青少年教育振興機構	49	日本貿易振興機構	3	室蘭工業大学	49	滋賀医科大学
4	国立科学博物館	50	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	4	小樽商科大学	50	京都大学
5	物質・材料研究機構	51	水資源機構	5	帯広畜産大学	51	京都教育大学
6	防災科学技術研究所	52	自動車事故対策機構	6	旭川医科大学	52	京都工芸繊維大学
7	放射線医学総合研究所	53	空港周辺整備機構	7	北見工業大学	53	大阪大学
8	国立美術館	54	海上災害防止センター	8	弘前大学	54	大阪教育大学
9	国立文化財機構	55	情報処理推進機構	9	岩手大学	55	兵庫教育大学
10	労働安全衛生総合研究所	56	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	10	東北大学	56	神戸大学
11	農林水産消費安全技術センター	57	雇用・能力開発機構	11	宮城教育大学	57	奈良教育大学
12	家畜改良センター	58	労働者健康福祉機構	12	秋田大学	58	奈良女子大学
13	農業・食品産業技術総合研究機構	59	国立病院機構	13	山形大学	59	和歌山大学
14	農業生物資源研究所	60	医薬品医療機器総合機構	14	福島大学	60	鳥取大学
15	農業環境技術研究所	61	環境再生保全機構	15	茨城大学	61	島根大学
16	森林総合研究所	62	日本学生支援機構	16	筑波大学	62	岡山大学
17	水産総合研究センター	63	海洋研究開発機構	17	宇都宮大学	63	広島大学
18	日本貿易保険	64	国立高等専門学校機構	18	群馬大学	64	山口大学
19	産業技術総合研究所	65	国立大学財務・経営センター	19	埼玉大学	65	徳島大学
20	製品評価技術基盤機構	66	中小企業基盤整備機構	20	千葉大学	66	鳴門教育大学
21	土木研究所	67	都市再生機構	21	東京大学	67	香川大学
22	建築研究所	68	奄美群島振興開発基金	22	東京医科歯科大学	68	愛媛大学
23	交通安全環境研究所	69	医薬基盤研究所	23	東京外国語大学	69	高知大学
24	海上技術安全研究所	70	日本高速道路保有・債務返済機構	24	東京学芸大学	70	福岡教育大学
25	港湾空港技術研究所	71	日本原子力研究開発機構	25	東京農工大学	71	九州大学
26	海技教育機構	72	年金・健康保険福祉施設整理機構	26	東京芸術大学	72	九州工業大学
27	国立環境研究所	73	年金積立金管理運用	27	東京工業大学	73	佐賀大学
28	自動車検査	74	住宅金融支援機構	28	東京海洋大学	74	長崎大学
29	造幣局	75	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	29	お茶の水女子大学	75	熊本大学
30	国立印刷局			30	電気通信大学	76	大分大学
31	日本万国博覧会記念機構			31	一橋大学	77	宮崎大学
32	農畜産業振興機構			32	横浜国立大学	78	鹿児島大学
33	農業者年金基金			33	新潟大学	79	鹿屋体育大学
34	農林漁業信用基金			34	長岡技術科学大学	80	琉球大学
35	北方領土問題対策協会			35	上越教育大学	81	政策研究大学院大学
36	平和祈念事業特別基金			36	金沢大学	82	総合研究大学院大学
37	国際協力機構			37	福井大学	83	北陸先端科学技術大学院大学
38	国際交流基金			38	山梨大学	84	奈良先端科学技術大学院大学
39	新エネルギー・産業技術総合開発機構			39	信州大学	85	筑波技術大学
40	科学技術振興機構			40	岐阜大学	86	富山大学
41	理化学研究所			41	静岡大学	番号	大学共同利用機関法人名
42	宇宙航空研究開発機構			42	浜松医科大学	87	人間文化研究機構
43	日本スポーツ振興センター			43	名古屋大学	88	自然科学研究機構
44	日本芸術文化振興会			44	愛知教育大学	89	高エネルギー加速器研究機構
45	勤労者退職金共済機構			45	名古屋工業大学	90	情報・システム研究機構
46	高齢・障害者雇用支援機構			46	豊橋技術科学大学		

(注) 各法人の名称中「独立行政法人」、「国立大学法人」及び「大学共同利用機関法人」は記載を省略した。

### 3 検査の状況

#### (1) 会計監査契約の状況

前記 165 法人に係る会計監査契約の契約額の 16 年度から 20 年度(いずれも監査の対象年度)までの状況は、表 2 のとおりとなっている。

表 2 会計監査契約額の状況 (単位：法人、千円)

区 分		平成 16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	合 計
独立行政法人	法人数	63	67	71	75	75	—
	契約額	1,186,253	1,214,014	1,303,906	1,608,600	1,610,304	6,923,079
	1 法人平均	18,829	18,119	18,364	21,448	21,470	
国立大学法人	法人数	88	90	90	90	90	—
	契約額	845,068	812,469	842,699	949,193	999,983	4,449,414
	1 法人平均	9,603	9,027	9,363	10,546	11,110	
計	法人数	151	157	161	165	165	—
	契約額	2,031,321	2,026,484	2,146,606	2,557,794	2,610,288	11,372,494
	1 法人平均	13,452	12,907	13,332	15,501	15,819	

このように、会計監査契約額は、20 年度において独立行政法人で計 16 億余円、国立大学法人で計 9 億余円となっており、これを 1 法人当たりの平均契約額でみると、それぞれ 2147 万余円、1111 万余円となっている。

また、上記 165 法人のうち、20 年度の監査時間数の実績が確認できた 162 法人(独立行政法人 73、国立大学法人 89)を対象に、契約額を実際の監査時間数で除して監査時間 1 時間当たりの平均報酬単価(以下「時間単価」という。)を算出すると、表 3 のとおりとなっている。参考として、日本公認会計士協会が行っている監査実施状況調査による調査結果を基に監査報酬及び監査時間数から本院が試算した時間単価(いずれも実際の監査時間数を基にしている。)を併せて示すと、独立行政法人等の時間単価は、会社法(平成 17 年法律第 86 号)に基づく監査の時間単価とほぼ同水準となっている。

表 3 平成 20 年度の時間単価

	①独立行政法人 監査	②国立大学法人 監査	③金融商品 取引法監査 〔個別財務諸表 のみ提出会社〕	④金融商品 取引法監査 〔連結財務諸表 提出会社〕	⑤会社法監査
時間単価 (円)	14,716	13,664	10,903	11,752	13,508

(注) ③、④及び⑤については日本公認会計士協会が実施している「監査実施状況調査」の監査報酬及び監査時間数に基づいて本院が試算したものである。

#### (2) 会計監査人の候補者の選定状況

##### ア 受嘱者の状況

前記のとおり、独立行政法人等は主務大臣によって選任された者を受嘱者として会計監査契約を結ぶこととなる。そして、その任期は選任の日以後最初に終了する年度の財務諸表等についての主務大臣の承認の時までとされている。

そこで、前記の 165 法人の会計監査契約の受嘱者についてみると、すべての独立行政法人等が監査法人を受嘱者としており、これを監査法人別にみると、表 4 のとおりとなっている。

表4 監査法人別の受嘱状況

(単位：法人、%)

年 度	あずさ監査法人		新日本監査法人		監査法人トーマツ		三大監査法人計		(注)中央青山監査法人		その他監査法人		計	
	法人	割合	法人	割合	法人	割合	法人	割合	法人	割合	法人	割合	法人	割合
平成16年度	39	25.8	57	37.7	11	7.2	107	70.8	44	29.1	0	0.0	151	100
17年度	44	28.0	58	36.9	15	9.5	117	74.5	40	25.4	0	0.0	157	100
18年度	52	34.4	63	41.7	19	12.5	134	88.7	17	11.2	0	0.0	151	100
19年度	61	36.9	68	41.2	35	21.2	164	99.3	—	—	1	0.6	165	100
20年度	60	36.3	65	39.3	38	23.0	163	98.7	—	—	2	1.2	165	100

(注) 中央青山監査法人は、平成18年9月に、みすず監査法人となり、19年7月末日をもって業務を終了し解散している。

このように、受嘱者は、あずさ監査法人(22年7月1日以降は有限責任あずさ監査法人)、新日本有限責任監査法人(20年6月30日以前は新日本監査法人)及び監査法人トーマツ(21年7月1日以降は有限責任監査法人トーマツ)のいわゆる三大監査法人が過半を占め、特に19年度以降は98%以上を占めている。これら以外の監査法人が受嘱者となっている独立行政法人等は、19年度で1法人、20年度で2法人のみであり、いずれも同一の監査法人が受嘱者となっていて、中央青山監査法人で独立行政法人等の監査を経験した者が監査責任者として監査を行っている。

次に、各法人の各年度の会計監査契約について、前年度の受嘱者との関係についてみると、表5のとおりとなっている。

表5 前年度と同一の受嘱者との契約の状況

(単位：件)

区 分	平成17年度	18年度	19年度	20年度	5年連続
前年度と同一の監査法人との契約 (うち中央青山(みすず)と契約)	145 (39)	135 (25)	125 —	158 —	90
前年度と異なる監査法人との契約 (うち中央青山(みすず)から変更)	6 (5)	22 (15)	36 (27)	7 —	

このように、前年度と同一の受嘱者と契約している例が多く、16年度から20年度まで、5年連続して同一の受嘱者と契約している法人も90法人見受けられた。この背景として、次のイ又はウのような理由があると思料される。なお、このうち5法人は21年度において20年度と異なる監査法人と契約していて、残りの85法人は6年連続して同一の受嘱者と契約している。

#### イ 会計監査人の候補者の選定方法

検査したすべての独立行政法人等において、会計監査人は、独立行政法人等の長が作成した会計監査人の候補者の名簿の第一順位の者が選任されている。そして、上記のとおり、同一の監査法人と連続して契約している独立行政法人等が多数であり、特に20年度の場合は、契約額2000万円以上の会計監査契約を締結している32独立行政法人等(独立行政法人27、国立大学法人5)のうち、31法人までが前年度と同一の監査法人と契約していることから、これら32法人に対する会計実地検査において、20年度における会計監査人の候補者の選定方法等を検査した。

上記32法人のうち、27法人は、当該年度の監査について、公募又は三大監査法人等に直接依頼するなどの方法により複数の監査法人に対して提案書の提出を求めていた。

そして、この27法人について提案書の提出状況をみると、前年度と同一の監査法人1者しか提出がなかったものが12法人、複数の者から提出を受けて審査を行ったもの



が15法人あり、15法人のうち14法人は前年度と同一の監査法人を会計監査人の候補者として選定していた。

そこで、上記の15法人について、その審査の基準をみたところ、監査法人の状況、当該独立行政法人等に対する監査の実施体制・計画、監査の費用等を審査の項目としていた。このうち、監査法人の状況において公会計を担当する部門の規模、独立行政法人等に係る監査実績、当該独立行政法人等の業務の熟知度等を審査の項目としており、特に<sup>(注1)</sup>9法人においては、独立行政法人会計基準等の策定に關与した実績を審査の項目としていた。

しかし、独立行政法人会計基準は12年に、国立大学法人会計基準は15年に策定、公表されており、これらに関する実務上の留意点を取りまとめた「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関するQ&A等も改訂が重ねられ、充実・改善が図られてきていることから、会計基準の策定に關与した実績を審査の項目とする必要はないと認められる。

そして、上記の審査の項目については、契約額が2000万円未満の133法人のうち、会計実地検査を実施した40法人についてみても、ほぼ同様の状況となっていた。

なお、会計監査人の候補者の選定に際して三大監査法人以外の監査法人等から独立行政法人等に対して提出された提案書の件数は、20年度では4監査法人等から7法人に対して7件であったものが、21年度では8監査法人等から30法人に対して35件に増加しており、独立行政法人等の監査業務への応募は三大監査法人以外にも拡大する傾向がうかがえる。

#### ウ 次年度以降を考慮した選定

前記32法人から複数の監査法人に対して提案書の提出を求めていた27法人を除く5法人のうち、3法人は、前年度以前において2か年度から5か年度の複数年度にわたる期間を通して監査を行うことを前提とした提案書の提出を監査法人等に対して求め、これを審査して会計監査人の候補者を選定した上で、この結果によって選任された会計監査人を、選任された年度の次年度以降においても会計監査人の候補者とするにしていた。そして、実際に、当該3法人は、会計監査人として選任された者は原則として次年度以降の会計監査人の候補者とするを明示して複数年度にわたる期間を通じた監査について提案書の提出を監査法人に対して求めた上で、これを審査して会計監査人の候補者を選定しており、当該会計監査人に選任された監査法人1者に対して次年度以降も提案書の提出を求めていた。

このような次年度以降を考慮した選定を実施する理由について、これを実施している独立行政法人等は、会計監査人交替時に発生する、当該独立行政法人等の状況を把握するために必要となる予備調査等に要する人的・物的コストの削減が見込めることに加えて、会計監査人が当該法人業務に習熟することによる監査の効率的実施等、監査の質的向上が期待できるとしている。また、監査法人の提案書でも、予備調査に係る費用が次年度以降削減できるとしているものがある。さらに、意見徴取においても、毎年度会計監査人の候補者の選定が行われると、監査の効率化が計画しづらいという意見のほか、監査契約までの手続に期間を要することにより監査業務の日程に影響するといった意見も見受けられた。

上記のことから、人的・物的コストの削減や監査の質的向上を期待して次年度以降を考慮した選定を実施する場合であっても、これらを実現するためには、監査法人等に対して原則として次年度以降の会計監査人の候補者とすることを明示して複数年度にわたる期間を通した監査を考慮した提案書の提出を求めることが必要である。

しかし、残る2法人のうち、1法人では、中期目標期間の初年度において公募を行うことにより選任された会計監査人を引き続き会計監査人としてすることが効率的、かつ、経済的であるとして、中期目標期間は提案書の提出を求めなく会計監査人の候補者としていたが、初年度の公募において、提案書の提出を求めるに当たり、原則として次年度以降の会計監査人の候補者とすることを明示していなかった。

なお、残る1法人は、当該法人の事業内容、会計業務を熟知していることなどを理由として、前年度の受嘱者である監査法人のみに限定して提案書の提出を求めるなどした上で会計監査人の候補者としていたが、21年度は複数の監査法人に対して提案書の提出を求めている。

上記イ及びウのとおり、独立行政法人等においては、会計監査人の候補者の選定に当たって、①審査の項目として会計基準の策定に關与した実績を考慮することなどを改め、また、公会計部門の規模、独立行政法人等に係る監査実績、当該独立行政法人等の業務の熟知度等を項目とする際は、これらを過度に重視することのないよう、独立行政法人等の規模等に応じて適切に考慮したりすることなどにより、一部の監査法人が過度に有利とならないようにしたり、②次年度以降を考慮した選定方法を活用する場合については、監査法人等に対して原則として次年度以降の会計監査人の候補者とすることを明示して複数年度にわたる期間を通した監査を考慮した提案書を求めたりすることが必要である。

### (3) 会計監査人監査の実施状況

#### ア 会計監査契約の履行と監査報酬の支払時期

会計監査契約では監査報酬に関してその支払時期を契約書で定めている。

通則法等によれば、独立行政法人等は会計に関する事項について規程を定め、これを主務大臣に届け出なければならないとされている。そして、これらの規程においては、代価の支払に当たっては履行の確認を行うことを原則としている。

監査業務は、年度が終了した後に独立行政法人等が財務諸表等を作成して会計監査人へ提出し、会計監査人が財務諸表等の監査の実施に一定の期間を要した後に監査報告書を提出することで、履行が完了する。したがって、履行が完了する時期は、監査対象年度が終了した後の5月下旬から6月下旬までとなることが通例である。

上記の状況を踏まえて、監査報酬の支払の時期が履行の完了前になっていないか、20年度の会計監査契約における支払時期の規定について検査したところ、履行が完了する前の21年4月までに監査報酬の全額を支払うこととしていた法人が24法人見受けられた。

上記の事態について事例を示すと、次のとおりである。

#### <事例1>

A法人は、平成20年度の監査について20年7月に、監査法人との間で監査報酬額9,000千円とする会計監査契約を締結した。そして、監査法人は、20年9月から21年6月にかけて

て監査を実施し、21年6月に監査報告書を提出していた。しかし、当該契約における監査報酬の支払時期についてみたところ、20年9月に監査報酬の全額を支払うこととしており、実際の支払もこのとおりに行っていた。

独立行政法人等には国と異なり財政法(昭和22年法律第34号)で定める会計年度独立の原則は適用されず、また、会計監査契約の場合、全額を前金払とするなどの商慣習等は見受けられないことを踏まえると、受嘱者からの求めに応じて履行完了前に監査報酬額の一部を支払う契約とする場合であっても、適切な履行を確認する必要性の観点から、最終の支払は履行が完了しその確認を行った後とするよう契約内容を見直す必要がある。

#### イ 会計監査人の独立性の確保及び監査の品質管理

監査業務に従事する者は、監査責任者と補助者から構成される。監査責任者は、監査業務の遂行を統括する責任を負う者であり、補助者には公認会計士と公認会計士以外の者が含まれている。

大会社等に対する会計監査には、会計監査人の独立性の確保及び監査の品質管理の一層の厳格化が求められており、公認会計士法(昭和23年法律第103号)第34条の11の3において、連続する7会計期間のすべての会計期間の財務書類について監査を行った場合の監査責任者の交替ルールが定められている。独立行政法人等に対する会計監査においても、監査基準報告書は、監査責任者について、上記の交替ルールを踏まえて、同一の者が長期間にわたって同一の会計監査を担当することは適切ではなく、監査責任者の交替ルールを中期目標期間との関連を踏まえて定める必要があるなどとしている。そして、独立行政法人については連続する5か年度又は中期目標期間において、また、国立大学法人については連続する6か年度において監査責任者となった者は、会計監査人の独立性の確保及び監査の品質管理の観点から適当と認められる期間は、原則として当該独立行政法人等の監査責任者となることができないという監査責任者の交替ルールを確立することが適切であるなどとしている。

そこで、19年度までに第1期中期目標期間を終了している55法人について、監査責任者の状況をみると、連続する5か年度又は中期目標期間を超えて同じ監査責任者が監査に<sup>(注4)</sup>関与している法人が4法人見受けられた。

上記の事態について事例を示すと、次のとおりである。

#### <事例2>

B法人は、平成20年度の監査に係る会計監査人候補者を募集したところ、従来会計監査契約を締結していた監査法人1者から応募があった。当該監査法人から提出された提案書には、監査責任者として公認会計士2名の氏名が示されていたが当該2名はいずれも、B法人が設立された15年度から19年度までの第1期中期目標期間を通して監査責任者としてB法人の監査に関与しており、第2期中期目標期間初年度に当たる20年度は6か年度目の監査となっていた。

しかし、B法人において監査責任者の交替についての認識が十分でなかったことなどから、監査責任者の過去の関与状況を確認することなく、当該2名を監査責任者とする会計監査契約を締結していた。そして、実際に監査を行った後提出された監査報告書においても当該2名が監査責任者となっていた。

ウ 財務諸表等の適期の提出による監査日程の確保及び提出に当たっての機関決定

会計監査人が財務諸表等の監査対象書類を受領し、監査を終えて監査報告書を提出するまでの日程(以下「監査日程」という。)について、株式会社の監査においては、会社計算規則(平成18年法務省令第13号)により、会計監査人は計算書類の全部を受領した日から4週間を経過した日などの日までに会計監査報告の内容を通知しなければならないとされている(会社計算規則第130条第1項第1号)。この通知期限の定めには、会計監査人に対して適切な監査を行うために必要な期間を保障する目的があると考えられる。

独立行政法人等の監査においては、監査基準報告書によれば、独立行政法人等は、会計監査人監査が十分かつ円滑に行われるよう、監査日程の確保に努めなければならないとされ、特に財務諸表等の監査対象書類を会計監査人に提出する時期について、通則法第38条に定める期限に対して、少なくとも商法(明治32年法律第48号)や「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」(昭和49年法律第22号。平成18年5月からはそれぞれ会社法、会社計算規則で規定されている。)等の類似の規定に定める日程を十分に確保しなければならないとされている。さらに、この趣旨を担保するため、会計監査人と独立行政法人等との間で締結される会計監査契約において、必要に応じて、監査日程について明確に定めることが望ましいとされている。

また、株式会社においては、財務諸表の作成に対する経営者の責任と、当該財務諸表の適正表示に対する監査人の責任との区別がされており、前記の計算書類は取締役又は執行役が作成している。独立行政法人等の監査においても、監査基準報告書によると、通則法第38条等に基づき財務諸表等を作成し、独立行政法人等の財政状態等を適正に表示する責任は独立行政法人等の長が負い、その財務諸表等の適否に関する監査意見の表明については、会計監査人が責任を負うという二重責任の原則が適用される。この二重責任の原則の観点から、独立行政法人等は、財務諸表等の監査対象書類を会計監査人に提出するに当たっては、独立行政法人等の内部においてしかるべき機関決定を経た上で行わなければならないとされている。

そこで、20年度の会計監査契約において、会計監査人への財務諸表の提出期限及び会計監査人からの監査報告書の提出期限を契約書上でどのように設定しているか、実際の財務諸表の提出に当たってしかるべき機関決定を行っているかなどについて検査した。

会計監査契約において定められた会計監査人への財務諸表の提出期限から会計監査人からの監査報告書の提出期限までの期間について、監査日程が十分に確保されているかをみると、表6のとおりとなっていた。

表6 財務諸表の提出期限から監査報告書の提出期限までの契約上の日数

提出期限 記載無	提出期限記載有						合計
	4週間未満					4週間以上	
	1週間未満	1週間以上 2週間未満	2週間以上 3週間未満	3週間以上 4週間未満	計		
11法人 (6.6%)	1法人 (0.6%)	4法人 (2.4%)	14法人 (8.4%)	32法人 (19.3%)	51法人 (30.9%)	103法人 (62.4%)	165法人 (100%)

(注5)

このように、会計監査契約で提出期限を明記していなかったものが11法人あり、また、定めていても、財務諸表の提出期限から監査報告書の提出期限までの期間が、株式

会社の監査では計算書類の全部を受領した日から4週間を経過した日などとされているのに比べて、4週間未満と短期間になっているものが51法人あり、最も期間が短かった独立行政法人等においては、4日となっていた。

これらのことから、当該11法人及び51法人における会計監査契約は監査日程の確保の観点からは十分なものとはなっていない状況となっていた。

次に、財務諸表を会計監査人へ提出するに当たっての、独立行政法人等におけるしかるべき機関決定の状況をみたと、独立行政法人等の長又はこれ以外の役員による決定を経ているものは67法人に過ぎず、全体の60%に当たる98法人は会計監査人に財務諸表を提出する際にしかるべき機関決定を行っていない状況であった。

このような状況となっているのは、独立行政法人等において、主務大臣に提出する財務諸表等に対してはしかるべき機関決定を行うことにしているが、会計監査人に提出する財務諸表に対しては必ずしもしかるべき機関決定を行う必要はないと認識していたことによるものと認められた。

これらを踏まえて、機関決定を経た財務諸表の実際の提出日を見ると、会計監査契約で定められた監査報告書の提出期限(提出期限が定められていない場合は、通則法上の主務大臣への財務諸表等の提出期限である6月末日)の4週間以上前に機関決定を経た財務諸表を提出していた独立行政法人等は上記67法人のうち20法人であった。

監査日程の確保及び機関決定に関連して、過去に監査手続に影響した事例を示すと次のとおりである。

#### <事例3>

C法人は、平成19年度の監査について、19年9月に監査法人との間で、監査報酬額を57,750千円とする会計監査契約を締結した。当該契約において、C法人から監査法人への財務諸表の提出期限は20年6月4日、監査法人からC法人への監査報告書の提出期限は同年6月25日と定め、監査日程を21日確保することとしていた。

しかし、C法人が財務諸表を監査法人へ提出したのは、同年6月5日であり、このときC法人の提出した財務諸表は、法人の長等の決定を経た財務諸表ではなく、決算担当部署の長の了解を得ただけのものであった。そして、当該財務諸表は相当数の誤りがあったため、C法人は修正が判明する都度差し替えを繰り返し、最終的な差し替えを終えたのは同年6月20日頃であったが、これもしかるべき機関決定を経たものではなかった。これに対して監査法人は監査報告書を同年6月26日にC法人へ提出したが、差し替えの都度、改めて自己の意見を形成するに足る合理的な基礎を得るために必要な監査手続を実施しなければならなかった。この結果、監査法人は、期末監査に当初1,309時間を充てることを計画していたが、実際には計画より536時間超過した1,845時間を要することとなった。

なお、意見徴取の結果によれば、監査日程については、

- ① 4週間程度確保されることが望ましいが、提出期限の制約のなかで十分な監査を行うため対策を執っている。
- ② 4週間以上となっていて十分な日程が確保されている。

といった意見が多数を占めていた。このほかに、独立行政法人等の監査についての意見、印象を求めたところ、独立行政法人等の特殊性として、決算を担当する職員が4月に異動することにより、決算処理に支障が出る、といった意見も見受けられた。

独立行政法人等において、会計監査契約の締結に当たっては、会計監査人の独立性の確保及び監査の品質管理の観点から監査責任者が連続して指定されていないか確認すること、また、監査日程が十分に確保された提出期限を設定することが必要であり、実際の財務諸表等の提出に当たっては、二重責任の原則を十分に認識して、しかるべき機関決定を行った上で監査日程が確保されるように提出を行う必要がある。

#### (4) 法規準拠性の観点からの監査や経済性及び効率性等の視点からの監査に係る状況

##### ア 法規準拠性の観点からの監査や経済性及び効率性等の視点からの監査

前記のように、監査基準報告書によれば、会計監査人監査は独立行政法人等が作成した財務諸表等が真実の情報を正しく表示していることを担保することを目的として行われるものである。加えて、法規準拠性の観点からの監査について、公共的性格を有する独立行政法人等に対する監査においては、民間企業の監査にも増して、不正及び誤びゅう並びに違法行為(以下「違法行為等」という。)の発見に対する重大な関心があると思料されることから、会計監査人はこのような重大な関心について適切に考慮することが必要であり、法規準拠性の観点を踏まえた会計監査を実施しなければならないとしている。民間企業に対する監査についても、監査基準において、会計監査人は不正又は誤びゅうを発見した場合には、経営者等に報告して適切な対応を求めるとされているが、監査基準報告書においては、会計監査人は、財務諸表等が独立行政法人等の財務情報等を適切に表示しているかどうかを判断する手続の一環として、法規準拠性の観点を踏まえた会計監査を実施しなければならないなどとしており、財務諸表等に重要な影響を与える違法行為等については、会計監査人が積極的に発見するよう努めていくとともに、財務諸表等に重要な影響を与えるには至らない違法行為等が発見した場合には、独立行政法人等の長に必要な報告を行うなど、適切に対応しなければならないとされている。

さらに、監査基準報告書は、経済性及び効率性等の視点からの監査について、会計監査が、独立行政法人等の業務が効率的かつ効果的に実施されたことの証明及びすべての非効率的な取引等の発見を目的として行われるわけではないとしながら、独立行政法人等の事務・事業が効率的かつ効果的に実施されたかについては、主務大臣を始めとする関係者及び国民の重要な関心事項であり、非効率的な取引等については、会計監査人により指摘されることを期待しているものと考えてとしている。そして、会計監査人は、財務諸表監査の実施過程において非効率的な取引等が発見した場合は独立行政法人等の長等に報告し、監査の実施に当たっては、会計の専門家としての専門能力と実務経験から得られた知識を十分に活用し、独立行政法人等の非効率的な取引等の発見に努めなければならないとしている。そして、会計監査人は、監査の実施過程において、違法行為等又は非効率的な取引等が発見した場合には、監査報告書とは別に独立行政法人等の長等に報告して適切な対応を求めるとしなければならないとされている。

また、この非効率的な取引等について、16年2月に日本公認会計士協会が公表した公会計委員会報告第3号(独立行政法人監査における経済性・効率性等)では、監査基準報告書と同様に、独立行政法人の事務・事業が効率的かつ効果的に実施されたかどうかについては、主務大臣を始めとする関係者及び国民の重要な関心事項であるとしながらも、会計監査人は、非効率的な取引等が発見するための特別な監査手続を実施する必要はないとしている。

## イ 報告の状況

そこで、これらについて、20年度のすべての独立行政法人等の会計監査契約上の取扱いをみると、会計監査人は、財務諸表等に重要な影響を与える違法行為等の発見に積極的に努めるとともに、監査の実施過程において非効率的な取引等の発見に努めるものとするとしているが、一方で、会計監査人の監査は、業務が効率的かつ効果的に実施されたことの証明並びにすべての違法行為等及び非効率的な取引等の発見を目的として行うものではないとしている。

そして、軽微な誤びゅうを除く違法行為等及び非効率的な取引等について、16年度から20年度までの間に会計監査人から独立行政法人等の長に対する文書での報告の有無についてみたところ、報告が行われた実績はなかった。

このうち、非効率的な取引等に係る監査に関して、意見徴取の結果によれば、

- ① 現監査基準報告書や公会計委員会報告第3号に記載のとおり、財務諸表監査手続の範囲内で把握できるものについて対応すべきものとする。
- ② 一般企業において非効率的な取引等を発見した場合には監査人がその旨を被監査会社に報告することはあるが、一般企業においても、独立行政法人においても、非効率的な取引の発見が主たる目的ではないことは明確になっており、その意味では両者に本質的な差異はないと考える。ただし会計監査人が非効率的な取引等の発見をも考慮した監査を実施することが期待されていることは承知している。

といった意見が多く見受けられる一方で、

- ③ 非効率的な取引等に対する事項は、会計監査に含めるのではなく、別の制度設計にして検討した方が良いと考える。

といった意見も少なからず見受けられた。

非効率的な取引等の発見に関連した過去の経緯をみると、独立行政法人については、独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)において、独立行政法人における随意契約の見直しに関する措置として、随意契約見直し計画の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施について、監事及び会計監査人による監査において厳正なチェックを求めている。また、総務省は、19年11月15日付けで、各独立行政法人の主務府省に対して、監事及び会計監査人に対し、入札及び契約の適正な実施について徹底的なチェックをするべき旨を要請するよう、事務連絡を発している。これらに対して、日本公認会計士協会は、20年2月13日付けで、「独立行政法人の随意契約について」を公表し、入札・契約のそのものの適切性や法人運営における資金の無駄使いについて、直接的に会計監査人がチェックや判断をすることは、財務諸表監査の範囲を超えるものであるとの見解を公表しており、同年4月15日付けで、総務省は、各府省及び独立行政法人において当該見解に十分留意するよう要請している。

上記ア及びイのとおり、法規準拠性の観点からの監査や経済性及び効率性等の観点からの監査については、16年度から20年度までの間に1件も報告されておらず、独立行政法人等に対する監査に法規準拠性の観点からの監査や経済性及び効率性等の観点からの監査が導入された趣旨にかんがみると、これに対する成果が十分に上がっているとは必ずしも言えない。したがって、独立行政法人等の公共的性格から求められている法規準拠性の観点からの監査や経済性及び効率性等の観点からの監査については、関係省庁、日本公認会

計士協会等の関係各方面において会計監査人監査の実態を踏まえた検討を行うことが求められる。

#### (5) 会計監査人と監事との連携状況

株式会社の場合は会社法等において、監査役は、会計監査人の選任に関する議案を株主総会に提出する場合の同意、会計監査人の解任、会計監査人の報酬等を定める場合の同意等を行うことができるほか、その監査報告の内容として会計監査人監査の方法又は結果を相当でないと認めるときは、その旨及びその理由を報告しなければならないとされている。

また、16年2月に日本公認会計士協会が公表した監査基準委員会報告第25号(監査役若しくは監査役会又は監査委員会とのコミュニケーション)によれば、会計監査人は監査役等が経営者に対するモニタリングの機能を果たし内部統制の有効性を高めるために、会計監査人が監査で発見した事項及び監査役等の職務遂行に関連して重要と判断される事項について、監査役等とのコミュニケーションを行わなければならないとされている。

一方、独立行政法人等の場合は、通則法等により独立行政法人等の業務を監査する者として監事が置かれている。通則法等によれば、独立行政法人等は、財務諸表等について監事の監査を受けなければならないとされているほか、監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、法人の長又は主務大臣に意見を提出することができるとしている。

そして、監査基準報告書において、監事は財務諸表等の監査においては、会計監査人の監査とは別にその職務と権限に基づき監査を行い、会計監査人の意見と併せて自らの意見を付すものとされているが、会計監査人が行った監査の方法とその結果の相当性を自らの責任で判断した上で当該会計監査人の監査の結果を利用し自らの意見を述べることもされており、会計監査契約において、会計監査人は独立行政法人等の監事との密接な連絡の下に監査を行う旨記載されている。

そこで、20年度監査における会計監査人と監事との連携の状況について、特に、会計監査人が作成した監査計画には、監査手続、監査日程等が示されており、会計監査人監査の方法について一定程度把握できるものであることから、監事が会計監査人から監査計画の説明を聴取し意見交換しているかについて、検査した165法人のうち、監事が異動したため回答が得られなかった1法人を除く164法人についてみると、30法人において、監事が監査計画の説明を徴していなかったほか、説明を徴していたとしている134法人においても、監査計画概要書等を書面で受領していなかったものが8法人あった。

また、上記の164法人について、監査報告書の提出の際に、会計監査人監査の方法又は結果の説明を監事が聴取した状況をみると、5法人において、監事が監査報告書についての説明を徴していなかったほか、説明を徴していたとしている159法人においても監査結果概要書等を書面で受領していなかったものが9法人あった。

上記のとおり、独立行政法人等の監事においては、会計監査人の監査とは別にその職務と権限に基づき監査を行い、意見を付するものではあるが、自らの意見を述べるに当たって会計監査人監査の方法とその結果について十分に把握する必要があるのに、それが必ずしも十分に行われていない独立行政法人等も見受けられた。



#### 4 本院の所見

独立行政法人等の制度設計の主眼は、独立行政法人等に自主的、自律的な業務運営を行わせるとともに、業務の実績について適切な事後評価を行うことにより、国民のニーズに応じた業務を実施することにある。このような制度設計の主眼を実効あるものとするためには、独立行政法人等の財務運営に関する真実の情報が報告され、この情報に対して適切な事後チェックを行う仕組みが用意されている必要があるという観点から、企業会計に準じた財務会計制度が設けられ、独立行政法人等のうちの多くの法人は会計監査人監査を受けることが義務付けられている。

したがって、独立行政法人等の長は、当該独立行政法人等の財務運営に関する真実の情報として財政状態等を適正に表示する責任を負うものである。そして、独立行政法人等、関係省庁等又は監事においては、今回本院が行った検査の状況を踏まえ、次の点に留意することが必要である。

ア 独立行政法人等において、会計監査人の候補者の選定に当たり、会計基準の策定に関与した実績を審査の項目としていたり、次年度以降も原則として会計監査人の候補者とするのに、このことを明示することなく提案書の提出を求めていたりしていた独立行政法人等が見受けられたことを踏まえ、①より多くの監査法人等に参加機会を与えるよう、会計基準の策定に関与した実績を考慮することなどを改めることにより、一部の監査法人が過度に有利とならないようにしたり、②次年度以降を考慮した選定を行う場合には、監査法人等に対して次年度以降も原則として会計監査人の候補者とすることを明示して複数年度にわたる期間を通した監査を考慮した提案書を求めたりすることにより、選定の際の公正性及び透明性の確保を図る。

イ 独立行政法人等において、会計監査契約の締結に当たって、監査報酬の支払時期について、最終の支払を履行が完了する前としたり、同じ監査責任者を連続する5か年度又は中期目標期間を超えて関与するものとしていたり、財務諸表の会計監査人への提出期限を監査日程が十分に確保されたものとしていなかったりなどしていた独立行政法人等が見受けられたことを踏まえ、①監査報酬の支払時期を適切な時期に設定したり、②会計監査人の独立性の確保及び監査の品質管理の観点から、監査責任者が一定の期間を超えて連続して指定されていないか確認したり、③会計監査人において監査が十分かつ円滑に行われるよう財務諸表等や監査報告書の提出期限が設定され、監査日程が十分に確保されているかなどについて十分検討を行ったりして、会計監査契約の各項目を適切に設定する。また、二重責任の原則の観点から、財務諸表等の監査対象書類の会計監査人への提出に当たっては、法人内部のしかるべき機関決定を経た上で、監査日程が十分確保されるように行う。

ウ 法規準拠性の観点からの監査や経済性及び効率性等の視点からの監査については、報告された実績がなく、独立行政法人等に対する監査に法規準拠性の観点からの監査や経済性及び効率性等の視点からの監査が導入された趣旨にかんがみると、これに対する成果が十分に上がっているとは必ずしも言えない。したがって、独立行政法人等の公共的性格から求められている法規準拠性の観点からの監査や経済性及び効率性等の視点からの監査については、関係省庁、日本公認会計士協会等の関係各方面において会計監査人監査の実態を踏まえた検討を行うことが求められる。

エ 監事においては、財務諸表等の監査について、会計監査人監査とは別に監査を行い、意見を付するものではあるが、会計監査人監査の方法とその結果についての把握が必ずしも十分に行われていない独立行政法人等が見受けられたことを踏まえ、会計監査人との連携を一層充実させるとともに、株式会社の監査における会計監査人との関係にかんがみ、会計監査人監査の方法とその結果について十分に把握する。

本院としては、今後とも独立行政法人等の会計監査人監査の状況について引き続き注視していくこととする。

(注1)から(注7)までの該当法人

独立行政法人等名	(注1)	(注2)	(注3)	(注4)	(注5)	(注6)	(注7)	独立行政法人等名	(注1)	(注2)	(注3)	(注4)	(注5)	(注6)	(注7)
情報通信研究機構							○	帯広畜産大学							○
大学入試センター						○	○	旭川医科大学							○
国立青少年教育振興機構							○	北見工業大学							○
国立科学博物館							○	弘前大学							○
物質・材料研究機構							○	岩手大学							○
国立美術館							○	宮城教育大学						○	○
国立文化財機構							○	秋田大学							○
労働安全衛生総合研究所							○	福島大学			○			○	○
農林水産消費安全技術センター							○	茨城大学			○				○
農業・食品産業技術総合研究機構	○						○	宇都宮大学							○
農業生物資源研究所			○				○	群馬大学							○
農業環境技術研究所							○	埼玉大学							○
森林総合研究所	○						○	東京大学	○						○
水産総合研究センター			○		○		○	東京医科歯科大学							○
日本貿易保険							○	東京外国語大学							○
産業技術総合研究所							○	東京農工大学				○			○
製品評価技術基盤機構			○					東京芸術大学				○			○
土木研究所							○	東京工業大学							○
建築研究所							○	東京海洋大学							○
交通安全環境研究所							○	お茶の水女子大学				○			○
海上技術安全研究所							○	電気通信大学							○
港湾空港技術研究所							○	一橋大学							○
海技教育機構								横浜国立大学			○				○
国立環境研究所							○	新潟大学							○
自動車検査			○					長岡技術科学大学							○
国立印刷局							○	上越教育大学						○	○
農業者年金基金				○				金沢大学							○
農林漁業信用基金							○	福井大学							○
平和祈念事業特別基金				○			○	山梨大学				○			○
国際協力機構							○	信州大学							○
国際交流基金							○	静岡大学							○
新エネルギー・産業技術総合開発機構	○						○	浜松医科大学							○
科学技術振興機構							○	名古屋大学						○	
理化学研究所							○	名古屋工業大学							○
宇宙航空研究開発機構	○						○	滋賀大学			○				○
日本芸術文化振興会							○	滋賀医科大学							○
勤労者退職金共済機構			○				○	京都大学							○
高齢・障害者雇用支援機構							○	京都工芸繊維大学						○	○
福祉医療機構				○				大阪大学							○
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園				○				大阪教育大学						○	○
日本貿易振興機構		○						神戸大学							○
水資源機構								奈良女子大学							○
自動車事故対策機構			○		○			島根大学							○
空港周辺整備機構							○	岡山大学						○	
情報処理推進機構								山口大学							○
石油天然ガス・金属鉱物資源機構							○	鳴門教育大学							○
雇用・能力開発機構							○	香川大学							○
労働者健康福祉機構							○	愛媛大学							○
国立病院機構	○						○	高知大学							○
医薬品医療機器総合機構							○	福岡教育大学			○				○
環境再生保全機構							○	九州大学			○				○
日本学生支援機構	○						○	九州工業大学			○				○
海洋研究開発機構							○	佐賀大学							○
国立高等専門学校機構	○						○	熊本大学				○			○
国立大学財務・経営センター							○	大分大学							○
中小企業基盤整備機構	○						○	宮崎大学				○			○
都市再生機構							○	鹿屋体育大学							○
奄美群島振興開発基金							○	琉球大学							○
医薬基盤研究所							○	政策研究大学院大学							○
日本高速道路保有・債務返済機構							○	総合研究大学院大学			○				○
日本原子力研究開発機構							○	北陸先端科学技術大学院大学							○
年金・健康保険福祉施設整理機構							○	奈良先端科学技術大学院大学						○	○
年金積立金管理運用							○	筑波技術大学							○
住宅金融支援機構							○	富山大学							○
郵便貯金・簡易生命保険管理機構							○	人間文化研究機構							○
北海道大学							○	自然科学研究機構			○				○
北海道教育大学							○	高エネルギー加速器研究機構			○				○
室蘭工業大学			○				○	情報・システム研究機構			○				○
小樽商科大学			○				○	該当法人数計	9	1	24	4	11	51	98

(注) 各法人の名称中「独立行政法人」、「国立大学法人」及び「大学共同利用機関法人」は記載を省略した。

## 第4節 国民の関心の高い事項等に関する検査状況

### 1 国民の関心の高い事項等に関する検査の取組方針

近年、行政においては、財政健全化に向けて、安定的な財源確保、財政赤字の縮減、歳出の見直しなどを行うこととして、歳出の無駄の排除に資するため、事務・事業の執行状況の確かな把握及び開示による透明性の確保等の取組がなされている。また、国会においては、国会による財政統制を充実・強化する視点から、予算の執行結果を把握して次の予算に反映させることの重要性等が議論されている。

このような中、本院は、その使命を的確に果たすために、毎年次、会計検査の基本方針を策定して、我が国の社会経済の動向、財政の現状、行政における様々な取組等を踏まえて国民の期待にこたえる検査に努めており、特に、国会等で議論された事項、新聞等で報道された事項その他の国民の関心の高い事項については、必要に応じて機動的、弾力的な検査を行うなど、適時適切に対応することとしている。

### 2 検査の状況

国民の関心の高い事項等に関する検査の結果、「第3章 個別の検査結果」及び「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に掲記した主なものを示すと、次のとおりである。

#### (1) 不適正な会計経理に関するもの

平成18年から19年にかけて、一部の府県において、長年にわたり不適正な経理処理による資金のねん出が行われていた事態が明らかになり、公金の経理処理について社会的関心が高まってきた。そこで、本院は、20年次及び21年次に、物品等の購入や事務費等の執行等の基本的な会計経理に重点を置いて検査を実施した。その結果、7府省並びに38道府県、2政令指定都市及び13市において、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な会計経理を行って物品の購入等に係る庁費等を支払うなどの事態が判明し、これらの事態を平成19年度及び20年度の決算検査報告にそれぞれ掲記した。

本院は、上記の状況を踏まえて、22年次においても、合規性等の観点から、国の機関や地方公共団体等における会計経理が法令等に基づき適正に行われているかなどに着眼して検査を実施した。

上記に関する22年次の検査結果としては、次のような事項を検査報告に掲記した。

- ① 情報処理システム関係業務に係る請負契約において、契約相手方を決定する前に契約の対象となるべき業務の履行を開始させたり、契約の履行が完了する前に契約代金を支払ったりしていたもの (国会(参議院)・51ページ記載)
- ② 物品の購入等に当たり、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な会計経理を行って庁費等を支払っていたものなど

内閣府(警察庁)・74ページ、総務省・88ページ、法務省・118ページ、  
農林水産省・400ページ、国土交通省・560ページ、環境省・739ページ、  
防衛省・759ページ、独立行政法人雇用・能力開発機構・860ページ記載

- ③ 科学技術総合研究業務に係る委託費の経理が不当と認められるものなど  
 〔 文部科学省・186、192、194 ページ、厚生労働省・315 ページ、  
 独立行政法人日本学術振興会・836 ページ、独立行政法人環境再生  
 保全機構・872 ページ、国立大学法人山口大学・894 ページ記載 〕
- ④ 契約を締結せずに災害復旧に伴う工事を実施し、翌年度に架空の契約を締結してその代金を当該工事の請負代金の支払に充てるなど不適正な会計経理を行っていたもの  
 (厚生労働省・228 ページ記載)
- ⑤ 不適正な経理処理となっていたもの及び補助の対象とならないもの  
 〔 農林水産省・421 ページ、国土交通省・598 ページ記載 〕  
 〔 関連事項 〕  
 〔 特定検査対象に関する検査状況・1002 ページ記載 〕

以上のとおり、これまでの本院による会計検査の結果、国の機関や地方公共団体等において、多数の不適正な会計経理の事態が明らかになった。

したがって、国の機関等においては、上記の事態を踏まえ、会計事務手続における職務の分担による相互牽制機能<sup>けん</sup>の強化、職員に対する基本的な会計法令等の遵守に関する研修指導の徹底を図るなどして内部統制を機能させ、不適正な会計経理の再発防止を推進することが重要である。

本院は、国の機関等において再発防止策が適切に執られているかフォローアップするとともに、不適正な会計経理の発生を抑止するための内部統制が有効に機能しているかなどについて引き続き注視していく。

## (2) 資産、剰余金等のストックに関するもの

国や独立行政法人等が保有している土地・建物等の資産、利益剰余金、補助金等によって造成された基金等については、国会、報道等で、土地・建物等の保有資産の処分や有効活用の促進が求められたり、剰余金、基金等の保有規模の見直しにより一般会計の財源等として活用する必要性が議論されたりするなど様々な問題が指摘されている。

本院は、効率性、有効性等の観点から、未利用となっていて今後も利用される見込みのない資産はないか、社会情勢の変化等を踏まえた資産の活用が図られているか、国庫納付することが可能な利益剰余金等はないか、補助金等により造成された基金等の規模が適切なものとなっているかなどに着眼して、検査を実施している。

上記に関する 22 年次の検査結果としては、次のような事項を検査報告に掲記した。

### ア 土地・建物等の資産に関するもの

- ① 在外公館において長期間利用されていない行政財産や用途廃止したが処分されていない普通財産等について早期処分に向けた措置を講ずるよう意見を表示したもの  
 (外務省・133 ページ記載)
- ② 廃校又は休校となっている公立小中学校の校舎等について、活用効果等を周知するなどして、社会情勢の変化、地域の実情等に応じた一層の有効活用を図るよう改善の処置を要求したもの  
 (文部科学省・209 ページ記載)
- ③ 補助事業で取得した下水道用地について、必要性の見直しが適時適切に行われ、その活用が図られるよう意見を表示し、並びに今後の取得が適時適切に行われるよう、また、財産処分にあたって適正な手続がとられるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの  
 (国土交通省・640 ページ記載)

- ④ 国立大学法人が保有している未利用の土地や建物等について、当該資産を保有する合理的な理由の有無を検討して具体的な処分計画又は利用計画を策定するなどし、これにより資産の有効活用を図るよう改善の処置を要求したもの

〔国立大学法人東北大学、国立大学法人東京学芸大学、国立大学法人  
東京芸術大学、国立大学法人琉球大学・ 889 ページ記載〕

#### イ 利益剰余金等に関するもの

- ① 株式会社整理回収機構が保有する平成 11、12 両年度の整理回収業務から生じた利益に係る資金について、その有効活用を図るため、預金保険機構を通じて国に納付させるなど、国の財政に寄与する方策を検討するよう意見を表示したもの（内閣府(金融庁)・80 ページ記載）
- ② 国立大学法人における目的積立金の計上や用途について具体的な基準等を定めるなどすることにより、目的積立金の取扱いが合理的なものとなるよう意見を表示したもの  
(文部科学省・202 ページ記載)
- ③ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の特例業務勘定における利益剰余金につき、国庫納付が可能な資金の額を把握し、将来においても、余裕資金が生じていないか適時に検討することとするとともに、これらの資金が国庫に納付されることとなるように適切な制度を整備するよう意見を表示したもの  
(国土交通省・695 ページ記載)

#### ウ 補助金等によって造成された基金、事業の委託等先の内部留保等に関するもの

- ① 農林水産省及び独立行政法人農畜産業振興機構が公益法人等に補助金等を交付して設置造成させている基金が保有する資金について有効活用を図るよう改善の処置を要求したもの  
(農林水産省、独立行政法人農畜産業振興機構・466 ページ記載)
- ② 独立行政法人中小企業基盤整備機構が第 2 種信用基金により実施している債務保証業務について、その利用実態に応じた事業規模となるように、基金の額を適切に見直すよう意見を表示したもの  
(経済産業省・527 ページ記載)
- ③ 経済産業省が都道府県等に補助金を交付して都道府県所管の公益法人に造成させている基金について、事業継続の必要性等を検討するための基準等を都道府県等に提示し、これにより不要となる基金のうち国庫補助金相当額を国庫に返納させるなどして、適切かつ有効な活用を図るよう改善の処置を要求したもの  
(経済産業省・543 ページ記載)
- ④ 塩の備蓄量を見直すことにより、保有する投資有価証券等のうち余剰となる資産を国庫に納付するなどの措置を講ずるよう意見を表示したもの  
(財団法人塩事業センター・919 ページ記載)

#### (3) 特別会計に関するもの

特別会計については、多額の剰余金等が存在し財政資金の効率的な活用が図られていないのではないか、国民による監視が不十分となって無駄な支出が行われやすいのではないかなど、固有の財源により不要不急の事業が行われているのではないかなどの問題が指摘されるなど、社会的関心が高いものとなっている。

本院は、合规性、経済性、効率性、有効性等の観点から、特別会計の歳入である一般会計からの繰入れは適切かつ効率的に行われているか、特別会計において行われている事務・事業が効率的、効果的に実施されているかなどに着眼して、特別会計を所管する府省等に対して検査を実施している。

上記に関する 22 年次の検査結果としては、次のような事項を検査報告に掲記した。

- ① 特別会計への一般会計からの繰入れについて、繰入超過額を減額して繰り入れることとするよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに繰入れの対象となる利子の支払に実際に必要となる額のみを繰り入れることにより繰入れを適切かつ効率的なものとするよう改善の処置を要求したものなど

}
{
 厚生労働省・347 ページ、農林水産省・444 ページ、国土交通省・719 ページ記載  
{
 関連事項  
}
 特定検査対象に関する検査状況・989 ページ記載

- ② 特別交付税の交付の対象となる経費の算定に当たり、国庫補助金、県費補助金等の特定財源を控除しないで計算していたなどのため、特別交付税が過大に交付されていたもの  
(総務省・97 ページ記載)
- ③ 厚生年金保険等の適用事業所から提出された全喪届の処理に当たり、実地調査対象事業所を的確に把握した上で事業実態の確認を確実にすることなどにより、全喪届の事務処理等を適切に実施するよう改善の処置を要求したもの  
(厚生労働省、日本年金機構・372 ページ記載)

**(4) 独立行政法人及び公益法人に関するもの**

独立行政法人や行政と密接な関係のある公益法人については、国等から補助金や交付金の交付を受けたり、国等と契約を締結したりして実施している事務・事業に関して、業務運営が非効率となっているのではないかなど、不要な事業が実施されているのではないかなど様々な問題が指摘されている。

本院は、経済性、効率性、有効性等の観点から、独立行政法人及び公益法人が実施する事務・事業が効率的、効果的なものとなっているかなどに着眼して検査を実施している。

上記に関する 22 年次の検査結果としては、次のような事項を検査報告に掲記した。

- ① 承継債権に係る回収金等の入金の時点を把握して、早期に運用を開始することにより運用収入の増加を図るとともに、取引先金融機関の選定に当たり競争性の拡大に努めるよう改善させたもの  
(独立行政法人福祉医療機構・846 ページ記載)
- ② 関係法人に行わせている賃貸住宅団地内の駐車場事業の経営及びその資産を承継することにより駐車場と賃貸住宅を一体的に管理して事業の一層の効率化を図るとともに、投資の利益を回収して事業運営に資するよう意見を表示したもの  
(独立行政法人都市再生機構・875 ページ記載)
- ③ 独立行政法人及び国立大学法人における会計監査人の監査の状況について

(特定検査対象に関する検査状況・1020 ページ記載)

また、国等が独立行政法人や公益法人と締結している契約等に係る経費の算定及び支払が業務の実態を反映した適切なものとなっているかなどに着眼して検査した結果として次のようなものがある。

{
 外務省・139、141 ページ、農林水産省・491 ページ、経済産業省・516、550 ページ、  
 国土交通省・610 ページ、株式会社日本政策金融公庫・792 ページ、独立行政法人科学技  
 術振興機構・833 ページ、独立行政法人日本貿易振興機構・850 ページ、独立行政法人石  
 油天然ガス・金属鉱物資源機構・857 ページ、独立行政法人雇用・能力開発機構・863  
}
 ページ、独立行政法人都市再生機構・884 ページ記載

(5) 行政経費の効率化、事業の有効性等に関するもの

本格的な人口減少社会の到来、少子高齢化に伴う社会保障費の増大や、内外経済の構造的な変化、地球環境問題等の難しい課題に直面している社会経済状況の中、行政においては、事務の簡素・効率化による行政経費の低減や国等が行う事業の効率的、効果的な執行が求められている。

本院は、このような認識の下、経済性、効率性、有効性等の観点から、事務が効率的に執行されているか、事業が目的を達成しているか、予算執行の効果が上がっているかなどに着眼して検査を実施している。

上記に関する22年次の検査結果としては、前記(2)から(4)までに掲げた各事項のほか、次のような事項を検査報告に掲記した。

- ① 地域情報通信基盤整備推進交付金等により整備した情報通信設備について、利用者の需要を喚起するための加入促進活動を積極的に行わせることなどにより、利用率の一層の向上を図り、もって地域の住民がブロードバンドサービス等の利便性を享受することができるよう意見を表示したもの (総務省・109ページ記載)
- ② 政府開発援助の実施に当たり、援助の効果が十分に発現するよう意見を表示したもの (外務省、独立行政法人国際協力機構・126ページ記載)
- ③ 夜間対応型訪問介護の利用の促進を図るなど、地域介護・福祉空間整備推進交付金等による事業の効果が十分発現する措置を執るよう意見を表示したもの (厚生労働省・352ページ記載)
- ④ 航空気象観測所における運航従事者等からの照会に対応する業務に係る費用の積算が業務の実態に即した経済的なものとなるよう是正改善の処置を求めたもの (国土交通省・635ページ記載)
- ⑤ 高額所得者等に対する明渡しの促進等の措置を適切に実施し、公営住宅を真に住宅に困窮する低額所得者の居住の安定を確保するために有効に活用するよう意見を表示したもの (国土交通省・658ページ記載)
- ⑥ ごみ固形燃料(RDF)化施設の運営に資する情報を提供するなどして、施設の健全な運営及び市町村のごみ処理事業の安定化に資するよう意見を表示したもの (環境省・747ページ記載)
- ⑦ 高速道路3会社におけるトンネル内のジェットファンの設置工事の施行に当たり、各会社が発生材として管理しているジェットファンを会社間で利活用できる仕組みを構築することなどにより、工事費の節減を図るよう改善させたもの  

東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、	806ページ記載
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構・	

また、公共事業等の費用対効果に関するものについて次のような事項を検査報告に掲記した。

- ⑧ 府省共通業務・システムについて、最適化の実施及びその評価等を適切に行い、費用対効果を踏まえた同業務・システムの構築等を図ることができるようにするとともに、担当府省との間で所要の調整を行うよう意見を表示したものなど (内閣・56ページ、国土交通省・672ページ記載)
- ⑨ 森林整備事業における林道整備の実施に当たり、事前評価及び新規採択の判断を行うための費用対効果分析が適切に実施されるよう意見を表示したもの (農林水産省・455ページ記載)



- ⑩ ダム建設事業における費用対効果分析の算定方法を明確にするなどして、費用対効果分析が適切に実施されるよう意見を表示したもの (国土交通省・664 ページ記載)
- ⑪ 国が実施する道路整備事業における便益及び費用の算出根拠を明確にするなどして、費用便益分析が適切に実施されるよう意見を表示したもの (国土交通省・686 ページ記載)

**(6) その他**

以上の(1)から(5)までのほか、会計検査に関連する問題としては、租税特別措置についての問題、国民健康保険組合に対する国庫補助金の問題、年金記録問題、簡易生命保険の加入者福祉施設等の問題、牛肉等関税を財源とする肉用子牛等対策の施策等の問題等が、国会、報道等で取り上げられている。

本院は、従来、会計検査に関連する問題が国会、報道等で取り上げられた際などには、必要に応じて関係府省等に対する会計実地検査を行い、関係者から説明を受けたり、資料を徴したりするなどの方法により検査を実施しており、上記に関する22年次の主な検査結果としては、次のような事項を検査報告に掲記した。

- ① 租税特別措置の趣旨に照らして有効かつ公平に機能しているかの検証を踏まえ、中小企業者に適用される租税特別措置の適用範囲について検討するなどの措置を講ずるよう意見を表示したもの (財務省、経済産業省・158 ページ記載)
- ② 国民健康保険の療養給付費補助金等が過大に交付されていたもの (厚生労働省・274 ページ記載)
- ③ 「ねんきん特別便」の作成及び発送準備業務に係る委託契約において、委託業者に対する指示等が適切でなかったため、共済組合に発送した「ねんきん特別便」が組合員へ配布できずに返送されており、再度、発送するための費用を支出するなどしていたもの (厚生労働省・238 ページ記載)
- ④ 年金記録相談等において判明した年金記録について、基礎年金番号への統合を適切に行うことにより、老齢厚生年金等を適正に支給するなどするよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの
 

}	厚生労働省、日本年金機構・341 ページ記載						
{	<table border="0"> <tr> <td style="font-size: 2em;">{</td> <td style="padding-left: 10px;">関連事項</td> <td style="font-size: 2em;">}</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 2em;">}</td> <td style="padding-left: 10px;">厚生労働省・</td> <td style="padding-left: 10px;">254 ページ記載</td> </tr> </table>	{	関連事項	}	}	厚生労働省・	254 ページ記載
{	関連事項	}					
}	厚生労働省・	254 ページ記載					
- ⑤ 簡易生命保険の加入者福祉施設等の譲渡等について (国会からの検査要請事項に関する報告・938 ページ記載)
- ⑥ 牛肉等関税を財源とする肉用子牛等対策の施策等について (国会からの検査要請事項に関する報告・950 ページ記載)
- ⑦ 在外公館に係る会計経理について (国会からの検査要請事項に関する報告・961 ページ記載)

**3 本院の所見**

本院は、今後も我が国の社会経済の動向、財政の現状等を踏まえて国民の期待にこたえる検査に努めるために、国会等で議論された事項、新聞等で報道された事項その他の国民の関心の高い事項については、必要に応じて機動的、弾力的な検査を行うなど、適時適切に対応するとともに、我が国の財政の健全化に向けた様々な取組について留意しながら検査を行っていくこととする。

## 第5節 特別会計財務書類の検査

平成20年度特別会計財務書類の内閣から本院への送付年月日	平成21年11月13日
検査対象	10府省が所管する21特別会計の平成20年度特別会計財務書類
平成20年度特別会計財務書類の本院から内閣への回付年月日	平成21年12月24日

会計検査院は、特別会計に関する法律(平成19年法律第23号。以下「法」という。)第19条第2項の規定に基づき、平成21年11月13日に内閣から送付を受けた10府省が所管する21特別会計の平成20年度特別会計財務書類について検査した。そして、同年12月24日に、内閣に対して、同書類の検査を行った旨を通知し、同書類を回付した。

(注1) 10府省 内閣府、総務、法務、財務、文部科学、厚生労働、農林水産、経済産業、国土交通、環境各省

(注2) 21特別会計 交付税及び譲与税配付金、登記、地震再保険、国債整理基金、財政投融资、外国為替資金、特定国有財産整備、エネルギー対策、国立高度専門医療センター、労働保険、船員保険、年金、食料安定供給、農業共済再保険、森林保険、国有林野事業、漁船再保険及び漁業共済保険、貿易再保険、特許、社会資本整備事業、自動車安全各特別会計

内閣に通知した検査結果の概要は、次のとおりである。

平成20年度特別会計財務書類について、正確性及び合規性の観点から、法、特別会計に関する法律施行令(平成19年政令第124号)、特別会計の情報開示に関する省令(平成19年財務省令第30号)、同省令第1条の規定に基づき定められた特別会計財務書類の作成基準(平成20年財務省告示第59号。以下「作成基準」という。)等に従った適切なものとなっているかなどに着眼して検査した結果、作成基準等と異なる処理をするなどして、特別会計財務書類の計上金額の表示が適切とは認められないものが、次表のとおり、財務省及び国土交通省が所管する3特別会計において7事項見受けられた。

なお、上記の7事項については、すべて両省において所要の訂正が行われた。

表 特別会計財務書類の計上金額の表示が適切とは認められないものの概要

番号	特別会計名 (勘定名等)	所管	財務書類の科目等		計上金額	計上金額の 適切な表示	事項		
					(単位：百万円)	(単位：百万円)			
1	財政投融資(財政融資資金)	財務省	区分別収支計算書						
			I 業務収支						
			1 財源						
				運用収入	本会計年度	4,985,609	4,970,415	①②	
				貸付金の回収による収入	本会計年度	88,062,332	88,077,357	①	
				有価証券の償還による収入	本会計年度	49,733,757	49,708,657	(注)	
				財源合計	本会計年度	144,784,058	144,758,789	②	
			2 業務支出						
			(1) 業務支出(施設整備支出を除く)						
				売却及償還差額補填金	本会計年度	△ 44,155	△ 43,986	②	
	有価証券の取得による支出	本会計年度	△ 36,006,987	△ 35,981,887	(注)				
	業務支出(施設整備支出を除く)合計	本会計年度	△ 109,433,876	△ 109,408,606	②				
	業務支出合計	本会計年度	△ 109,433,876	△ 109,408,606					
<p>〈表示が適切とは認められない事項の説明〉</p> <p>事項① 売り戻す条件付きで国債を買い入れる取引(以下「買現先取引」という。)において、買入時に負担した経過利子相当額を国債の利払いにより回収した場合は、回収額を「貸付金の回収による収入」に計上すべきであるのに、誤って、その一部を「運用収入」に計上していたもの</p> <p>事項② 「運用収入」及び「売却及償還差額補填金」の算定に当たり、買現先取引に係る売却損の全額を控除すべきであるのに、誤って、買現先取引に係る売却損から売却益を除いた額を控除していたもの</p> <p>なお、上記に連動して、合算区分別収支計算書の関連箇所にも誤りが生じていた。</p> <p>(注) 内閣から平成20年度特別会計財務書類の送付を受けた後、財務省から誤びゅうの報告を受けたものである。</p>									
2	外国為替資金	財務省	附属明細書						
			3 区分別収支計算書の内容に関する明細						
			(3) 資金の明細						
				外国為替資金	本年度増加額	404,051,801	428,609,499		
		本年度減少額	411,171,058	435,628,757	③				
		本年度末残高	102,244,859	102,344,859					
<p>〈表示が適切とは認められない事項の説明〉</p> <p>事項③ 「外国為替資金」には、国庫余裕金繰替金が含まれるのに、これを含めていなかったなどのもの</p>									

番号	特別計 会名 (勘定 名等)	所管	財務書類の科目等		計上金額	計上金額の 適切な表示	事項			
					(単位：百万円)	(単位：百万円)				
3	社会資本整備事業(空港整備)	国土交通省	貸借対照表	賞与引当金	本会計年度	3,946	3,641	④		
				退職給付引当金	本会計年度	93,195	93,327	⑤		
				負債合計	本会計年度	1,089,810	1,089,637	④⑤		
				資産・負債差額	本会計年度	1,994,355	1,994,528			
			業務費用計算書	賞与引当金繰入額	本会計年度	3,946	3,641	④		
				退職給付引当金繰入額	本会計年度	6,480	6,613	⑤		
				本年度業務費用合計	本会計年度	319,178	319,005	④⑤		
			資産・負債差額増減 計算書	Ⅱ 本年度業務費用合計	本会計年度	△ 319,178	△ 319,005	④⑤		
				Ⅵ 本年度末資産・負債差額	本会計年度	1,994,355	1,994,528			
			附属明細書							
			1 貸借対照表の内容に関する明細							
			(2) 負債項目の明細							
			③ 退職給付引当金の明細							
						国家公務員災害補償年金に係 る引当金	本年度増加額	139	272	⑤
							本年度末残高	807	939	
			〈表示が適切とは認められない事項の説明〉							
			事項④ 貸借対照表の「賞与引当金」の算定に当たり、作成基準等により平成21年5月人事院勧告等前の期末手当等の年間支給割合を用いて計算することとされているのに、誤って、同勧告等後の計数を用いていたもの							
事項⑤ 貸借対照表の「退職給付引当金」の算定に当たり、同引当金に計上することとされている「国家公務員災害補償年金に係る引当金」の対象とすべき受給権者の一部を含めていなかったもの										
なお、上記に連動して、連結貸借対照表、連結業務費用計算書及び連結資産・負債差額増減計算書並びに合算貸借対照表、合算業務費用計算書及び合算資産・負債差額増減計算書の関連箇所にて誤りが生じていた。										
	社会資本整備事業(業務)		貸借対照表	賞与引当金	本会計年度	9,181	8,470			
				負債合計	本会計年度	529,458	528,747	⑥		
				資産・負債差額	本会計年度	217,433	218,144			
			業務費用計算書	賞与引当金繰入額	本会計年度	9,181	8,470	⑥		
				本年度業務費用合計	本会計年度	210,243	209,532			
				Ⅱ 本年度業務費用合計	本会計年度	△ 210,243	△ 209,532	⑥		
資産・負債差額増減 計算書	Ⅴ 本年度末資産・負債差額	本会計年度	217,433	218,144						
	〈表示が適切とは認められない事項の説明〉									
事項⑥ 貸借対照表の「賞与引当金」の算定に当たり、作成基準等により平成21年5月人事院勧告等前の期末手当等の年間支給割合を用いて計算することとされているのに、誤って、同勧告等後の計数を用いていたもの										
なお、上記に連動して、合算貸借対照表、合算業務費用計算書及び合算資産・負債差額増減計算書の関連箇所にて誤りが生じていた。										

番号	特別 会計 名 (勘定 名等)	所管	財務書類の科目等		計上金額 (単位：百万円)	計上金額の 適切な表示 (単位：百万円)	事項		
3	社会資本整備事業(勘定合算)	国土交通省	合算資産・負債差額増減計算書						
			Ⅲ 財 源						
			1 自 己 収 入						
			受託工事納付金収入	前会計年度	37,532	40,958	⑦		
			附帯工事費負担金収入	前会計年度	26,936	23,510			
			合算区分別収支計算書						
			Ⅰ 業 務 収 支						
1 財 源									
受託工事納付金収入	前会計年度	38,521	41,315	⑦					
附帯工事費負担金収入	前会計年度	27,005	24,211						
<p>〈表示が適切とは認められない事項の説明〉</p> <p>事項⑦ 治水勘定において、平成20年度から、「附帯工事費負担金収入」は「受託工事納付金収入」として表示することとなったのに、前会計年度の治水、道路整備、港湾、空港整備、業務各勘定の「受託工事納付金収入」及び「附帯工事費負担金収入」を合計する際に、誤って、治水勘定の「附帯工事費負担金収入」を「受託工事納付金収入」として計上することなく、合算していたもの</p>									

## 第5章 会計事務職員に対する懲戒処分の要求及び検定

### 第1節 会計事務職員に対する懲戒処分の要求

本院は、平成19年度決算検査報告に掲記した「米軍普天間飛行場の代替施設の建設に伴う地質調査及び海象調査の技術業務委託契約において、支出負担行為をすることなく追加で業務を実施させるなどして、会計法令等に違背しているもの(同決算検査報告700ページ参照)」に関し、予算執行職員等の責任に関する法律(昭和25年法律第172号)第6条第1項の規定により、予算執行職員の任命権者である防衛大臣に対して、懲戒処分を要求した。これに対して、防衛大臣から、22年6月3日、検討した結果、懲戒処分を行わないこととした旨通知があった。

上記の懲戒処分の要求の内容は以下のとおりである。

なお、以下の懲戒処分を要求したものの全文において、個人の官職名及び氏名は表記していない。

【懲戒処分を要求したものの全文】

#### 懲 戒 処 分 要 求 書

(平成21年12月24日付け 防衛大臣あて)

会計検査院は、次の理由により、那覇防衛施設局支出負担行為担当官A及び同Bに対し懲戒処分を行うべきものと認めるので、予算執行職員等の責任に関する法律(昭和25年法律第172号)第6条第1項の規定によりその処分を要求する。

なお、上記の懲戒処分は、いずれも戒告を適当と認める。

#### 理 由

##### 1 事態の概要

那覇防衛施設局(平成19年9月1日以降は沖縄防衛局。以下「那覇施設局」という。)は、米軍普天間飛行場の代替施設の建設予定地を「キャンプ・シュワブ水域内名護市辺野古沿岸域」とするなどの「普天間飛行場の移設に係る政府方針」(平成11年12月28日閣議決定。18年5月30日廃止)等に基づき、基本設計に先立ち海底の地質調査及び海象調査を行うために15年3月に、シュワブ(H14)地質調査(その1)等の5件の技術業務委託契約(以下「地質調査等5契約」という。)をサンコーコンサルタント株式会社、パシフィックコンサルタンツ株式会社、応用地質株式会社及び株式会社東京久栄(以下「受託会社4社」という。)と契約金額計841,785,000円で締結していた。そして、那覇施設局は、地質調査等5契約に基づく調査業務の実施に当たり、調査予定地点周辺の海底の状況を把握するための潜水調査、代替施設建設に反対する地元住民等の阻止行動に対応するための警戒船を大量に導入する業務など仕様書で定めていない業務(以下「追加業務」という。)を受託会社4社に実施させていた。

しかし、那覇施設局は、追加業務を受託会社4社に実施させるに当たり、追加業務の経費に係る支出負担行為、すなわち、追加業務に係る契約変更を行うべきであったのにこれを怠っていた。また、16年度及び17年度に予算の繰越しを行った際にも、受託会社4社と履

行期限の延長を内容とする契約変更を行ったのみで、追加業務に係る契約変更は行っていなかった。

そして、17年11月に、代替施設の建設予定地が変更されたことから、那覇施設局は、前記調査業務を一時中止して、その後地質調査等5契約を解除し、契約金額計841,785,000円を上限として支払うこととした。しかし、受託会社4社と支払額及び仕様書の変更に伴う契約変更の合意に至らず受領を拒否されたため、17年度に繰り越していた計589,630,000円を、18年4月に那覇地方務局に供託していた。

その後、受託会社4社は、同年8月までに国を相手取り、損害賠償請求事件等を提訴したが、20年3月に、和解が成立して、那覇施設局は、和解金計2,180,000,000円を受託会社4社に支払った。

なお、本件で受託会社4社が実施した追加業務は業務遂行上必要なものと認められ、和解により支払われた金額は当該業務に対応するものであることなどを考慮すると、当該金額を支払ったことにより国に損害を与えたとは認められない。

## 2 懲戒処分を要求する理由

### ア A支出負担行為担当官について

Aは、14年8月から16年7月までの間、那覇施設局において支出負担行為担当官を命ぜられていた。

そして、A支出負担行為担当官は、15年3月に地質調査等5契約について当初契約を締結し、16年3月に契約期間の延長を内容とする契約変更を行った。しかし、この間に契約の主目的である地質調査及び海象調査を実施するに当たり、沖縄県との公共用財産使用についての協議の中で、同県から環境に影響のないことを明らかにするための調査を求められたことから、追加業務として潜水調査が必要となった。そして、これに伴い、A支出負担行為担当官の補助者は沖縄県との連絡調整等といった想定外の業務に追われることとなった。

このような状況の下、上記補助者は、当初契約に含まれていない潜水調査を追加業務として受託会社4社に口頭で依頼するなどして行わせていた。そして、追加業務を受託会社4社に行わせていたことについて、A支出負担行為担当官は上記補助者から報告を受け十分承知していた。

したがって、A支出負担行為担当官は、自ら又は必要に応じて他の職員を新たに補助者に命じるなどして、追加業務を仕様書に追加して変更契約を締結すべきであったにもかかわらず、これを怠ったまま追加業務を受託会社4社に行わせることを容認していた。

この追加業務を受託会社4社に行わせることを容認した行為は、予算執行職員等の責任に関する法律(以下「予責法」という。)第2条第3項の「国の債務負担の原因となる行為」であり、同項に規定する「支出等の行為」に該当すると認められる。そして、予責法第3条第1項では「予算執行職員は、法令に準拠し、…支出等の行為をしなければならない。」と定められ、会計法(昭和22年法律第35号)第11条では「支出負担行為は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」と定められている。

したがって、A支出負担行為担当官は、追加業務を受託会社4社に実施させるに当たって、会計法第13条の2等の規定に従った支出負担行為を行う必要があり、また、その過程において支出負担行為等取扱規則(昭和27年大蔵省令第18号)第19条に規定する官署支

出官への通知等を行う必要があったと認められる。

しかし、A 支出負担行為担当官は、追加業務を受託会社 4 社に行わせるに当たり、前記補助者が行った依頼を容認するにとどまり、これらの法令に準拠した手続を行っていないことから、ひいては会計法第 11 条の規定に違反して支出等の行為を行ったと認められる。そして、A 支出負担行為担当官は、支出負担行為担当官の職にある者として、上記の行為が予責法第 3 条第 1 項の規定に違反していることを当然認識すべきであったのに、その認識を欠いた点について重大な過失があったと認められる。

以上のように、A 支出負担行為担当官は、重大な過失により予責法第 3 条第 1 項の規定に違反して支出等の行為をしたと認められることから、同支出負担行為担当官に対して懲戒処分を行うべきと認められる。

#### イ B 支出負担行為担当官について

B は、16 年 7 月から 18 年 1 月までの間、那覇施設局において支出負担行為担当官を命ぜられていた。

そして、B 支出負担行為担当官は、17 年 3 月に地質調査等 5 契約について契約期間の延長を内容とする契約変更を行った。しかし、基地移転反対派の抗議行動が活発化したことから、追加業務として警戒船を大量に導入することなどが必要な状況になった。そして、これに伴い、B 支出負担行為担当官の補助者は、反対派への対応等といった想定外の業務への対応に追われることとなった。

このような状況の下、上記補助者は、当初契約に含まれていない警戒船を大量に導入することなどを追加業務として受託会社 4 社に口頭で依頼するなどして行わせていた。そして、追加業務を受託会社 4 社に行わせていたことについて、B 支出負担行為担当官は上記補助者から報告を受け十分承知していた。

したがって、B 支出負担行為担当官は、自ら又は必要に応じて他の職員を新たに補助者に命じるなどして、追加業務を仕様書に追加して変更契約を締結すべきであったにもかかわらず、これを怠ったまま追加業務を受託会社 4 社に行わせることを容認していた。

この追加業務を受託会社 4 社に行わせることを容認した行為は、予責法第 2 条第 3 項の「国の債務負担の原因となる行為」であり、同項に規定する「支出等の行為」に該当すると認められる。そして、予責法第 3 条第 1 項では「予算執行職員は、法令に準拠し、…支出等の行為をしなければならない。」と定められ、会計法第 11 条では、「支出負担行為は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」と定められている。

したがって、B 支出負担行為担当官は、追加業務を受託会社 4 社に実施させるに当たって、会計法第 13 条の 2 等の規定に従った支出負担行為を行う必要があり、また、その過程において支出負担行為等取扱規則第 19 条に規定する官署支出官への通知等を行う必要があったと認められる。

しかし、B 支出負担行為担当官は、追加業務を受託会社 4 社に行わせるに当たり、前記補助者が行った依頼を容認するにとどまり、これらの法令に準拠した手続を行っていないことから、ひいては会計法第 11 条の規定に違反して支出等の行為を行ったと認められる。そして、B 支出負担行為担当官は、支出負担行為担当官の職にある者として、上記の行為が予責法第 3 条第 1 項の規定に違反していることを当然認識すべきであったのに、その認識を欠いた点について重大な過失があったと認められる。



なお、会計法第12条では「支出負担行為をなすには、…支出負担行為の実施計画に定める金額を超えてはならない。」と定められている。しかし、B支出負担行為担当官は、前記のとおり、受託会社4社に追加業務を行わせることを容認し、その結果、地質調査等5契約に係る経費が予算額及び実施計画に定める金額を超える事態となっていたのにそれを見過ごしており、受託会社4社に対し当初契約額を大幅に超える金額を支払う結果となっていた。

以上のように、B支出負担行為担当官は、重大な過失により予責法第3条第1項の規定に違反して支出等の行為をしたと認められることから、同支出負担行為担当官に対して懲戒処分を行うべきと認められる。

## 第2節 国の現金出納職員に対する検定

### (概況)

平成21年10月から22年9月までの間に、所管庁から現金出納職員の保管する現金の亡失についての通知を受理したものは6件33,883,190円である。これに繰越し分13件530,638,000円を加えて、処理を要するものは19件564,521,190円であり、そのうち上記の期間内に処理したものは4件226,140円である。

処理を要するもの及び処理したものの所管別内訳は、次のとおりである。

所	管	処理を要するもの		処理したもの	
		件	千円	件	千円
裁	判	1	50	1	50
総	務	10	501,002	—	—
法	務	1	100	—	—
外	務	1	11	—	—
財	務	2	70	2	70
厚	生	2	30,515	1	106
農	林	1	3,248	—	—
防	衛	1	29,523	—	—
	計	19	564,521	4	226

処理したものは、いずれも、現金出納職員が現金を亡失したことによって生じた損害の全額が既に補てんされているものである。

## 第3節 国の物品管理職員に対する検定

### (概況)

平成21年10月から22年9月までの間に、所管庁から物品管理職員の管理する物品の亡失又は損傷についての通知を受理したものは12,780件928,011,956円である。これに繰越し分19件45,354,908円を加えて、処理を要するものは12,799件973,366,864円であり、そのうち上記の期間内に処理したものは12,775件893,354,326円である。

処理を要するもの及び処理したものの所管別内訳は、次のとおりである。

所	管	処理を要するもの		処理したもの	
		件	千円	件	千円
国	会	9	1,018	9	1,018
裁	判	21	1,027	20	1,002
会	計	6	1,354	6	1,354
内	閣	6	861	6	861
内	閣	426	186,946	426	186,946
法	務	535	58,190	534	34,213
外	務	10	1,833	9	1,082
財	務	10,714	90,737	10,714	90,737
厚生	労働	100	13,083	100	13,083
農林	水産	181	50,888	175	46,898
経済	産業	172	765	172	765
国土	交通	231	114,741	221	91,239
環境	省	15	2,683	15	2,683
防衛	省	373	449,233	368	421,464
	計	12,799	973,366	12,775	893,354

処理したもののうち防衛省の金額が多いのは、主として、訓練中に磁気掃海具等の高額な物品の亡失又は損傷があったことによる。

(処理したものの内訳)

処理したものの内訳は次のとおりである。

- ① 物品管理職員が物品の管理行為について善良な管理者の注意を怠ったことによるものではないと認められたもの 12,180 件 512,180,567 円
- ② 物品管理職員の管理する物品が亡失し又は損傷したことによって生じた損害の全額が既に補てんされているものなど 595 件 381,173,759 円

#### 第4節 政府関係機関の現金出納職員に対する検定

平成21年10月から22年9月までの間に、政府関係機関から現金出納職員<sup>(注)</sup>の保管する現金の亡失についての通知を受領したものはなく、繰越し分が国際協力銀行の1件8,423,015円あるが、これについては上記の期間内に処理を了していない。

(注) 国際協力銀行は、平成20年10月1日に、株式会社日本政策金融公庫の設立に伴い解散して、同行が行っていた国際金融等業務は同公庫に、また、海外経済協力業務は独立行政法人国際協力機構にそれぞれ承継された。

## 第6章 歳入歳出決算その他検査対象の概要

### 第1節 国の財政等の概況

会計検査院の検査対象のうち、国の会計についての歳入歳出、債務等の状況、政府関係機関その他国が資本金の2分の1以上を出資している法人についての財務等の状況、また、財政投融资の状況を示すと、次のとおりである。

#### 第1 国の会計

##### 1 概況

平成21年度における国の一般会計及び21特別会計の歳入及び歳出は、次のとおりである。

区分	一般会計(百万円)	特別会計(百万円)	合計(百万円)
歳入	107,114,243	377,893,116	485,007,359
歳出	100,973,424	348,060,034	449,033,459

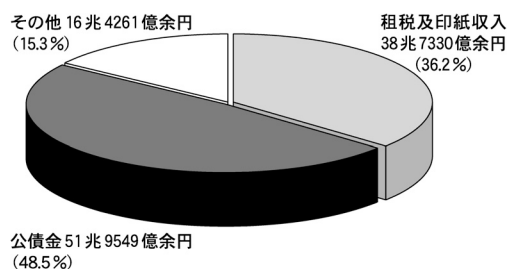
(注1) 会計間の繰入れによる歳入歳出の重複額等を控除したものではない。

##### 2 一般会計

###### (1) 歳入

21年度における一般会計の収納済歳入額及びその主な内訳(構成比率)は、次のとおりである。

区分	金額(百万円)
収納済歳入額	107,114,243
租税及印紙収入	38,733,075 (36.2%)
公債金	51,954,999 (48.5%)
財政法(昭和22年法律第34号)第4条第1項ただし書の規定により発行された公債(建設公債)の収入金	15,010,999
財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律(平成21年法律第17号)第2条第1項の規定により発行された公債(特例公債)の収入金	36,943,999
その他	16,426,167 (15.3%)

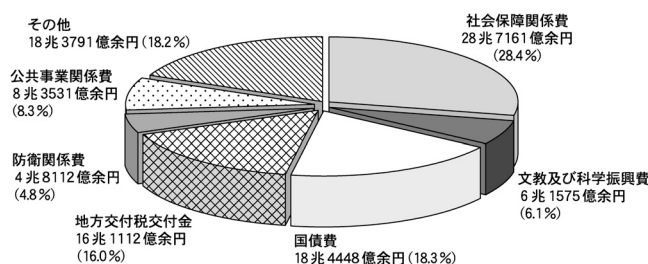


(2) 歳 出

21年度における一般会計の支出済歳出額及びその主な内訳(構成比率)は、次のとおりである。

区 分	金 額(百万円)
支出済歳出額	100,973,424
社会保障関係費	28,716,151 (28.4%)
文教及び科学振興費	6,157,508 ( 6.1%)
国債費	18,444,821 (18.3%)
地方交付税交付金	16,111,283 (16.0%)
防衛関係費	4,811,291 ( 4.8%)
公共事業関係費	8,353,194 ( 8.3%)
その他	18,379,173 (18.2%)

なお、支出済歳出額に対する前記の公債金 51 兆 9549 億余円の割合は 51.5% (20 年度 39.2%) である。



(3) 会計間の繰入れに係る特例措置

21年度においては「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律」により、一般会計と特別会計との間の繰入れについて次のとおり特例的な措置が執られた。

区 分	金 額(百万円)
財政投融资特別会計(財政融資資金勘定)から一般会計への繰入れ	7,335,000

3 特 別 会 計

(1) 一般会計からの繰入額

21年度において一般会計から繰入れを受けているものが21特別会計(以下、勘定区分のない特別会計についても1勘定と数えることとする。これによれば、21特別会計の勘定数は53となる。)のうち18特別会計(37勘定)あり、その合計額は51兆6249億余円である。このうち、一般会計からの繰入額が1兆円以上のものは、次のとおりである。なお、括弧書きの数値は、当該特別会計(勘定)の収納済歳入額に占める一般会計からの繰入額の割合である。

特別会計名(勘定名)	一般会計からの繰入額(百万円)
交付税及び譲与税配付金特別会計 (交付税及び譲与税配付金勘定)	16,573,294 (31.8%)
国債整理基金特別会計	18,444,821 ( 9.9%)
年金特別会計(国民年金勘定)	2,055,363 (40.0%)
(厚生年金勘定)	7,798,303 (20.5%)
社会資本整備事業特別会計(治水勘定)	1,103,302 (65.9%)
(道路整備勘定)	2,179,906 (55.5%)

## (2) 決算剰余金

21年度末における20特別会計(52勘定)<sup>(注2)</sup>の収納済歳入額から支出済歳出額を差し引いた額(以下「決算剰余金」という。)の合計額は29兆8254億余円である。このうち、決算剰余金が1兆円以上のものは、次のとおりである。なお、括弧書きの数値は、当該特別会計(勘定)の収納済歳入額に対する決算剰余金の割合である。

特別会計名(勘定名)	決算剰余金(百万円)
国債整理基金特別会計	20,730,554 (11.1%)
財政投融资特別会計(財政融資資金勘定)	1,481,707 (3.8%)
外国為替資金特別会計	2,922,522 (94.1%)
年金特別会計(基礎年金勘定)	1,901,068 (8.6%)

(注2) 20特別会計(52勘定) 21年度における特別会計は、21特別会計(53勘定)であるが、このうち船員保険特別会計は、22年1月1日に廃止されたため、21年度末における特別会計は、20特別会計(52勘定)となっている。

## (3) 積立金等の資金

21年度末において積立金等の資金を設置しているものが20特別会計(52勘定)のうち14特別会計(24勘定)あり、これらに設置している28資金から、他の積立金等からの預託金及び財投債発行収入等を財源とする「財政融資資金」(178兆1395億余円)及び外国為替資金証券の発行収入を財源とする「外国為替資金」(112兆4615億余円)を除く26資金の21年度末現在額の合計は181兆8124億余円である。このうち、資金の残高が1兆円以上のものは、次のとおりである。

資金の名称	21年度末現在額(百万円)
地震再保険特別会計積立金	1,193,343
国債整理基金	12,465,209
財政投融资特別会計(財政融資資金勘定)積立金	3,373,265
外国為替資金特別会計積立金	20,558,557
労働保険特別会計(労災勘定)積立金	8,196,718
労働保険特別会計(雇用勘定)積立金	5,045,381
年金特別会計(国民年金勘定)積立金	7,691,959
年金特別会計(厚生年金勘定)積立金	120,263,876

## (4) 特別会計の損益

21特別会計(53勘定)の中で法令上損益計算書を作成しているものが15特別会計(34勘定)ある。このうち、21年度末において翌年度繰越利益金が1兆円以上となっているものは、次のとおりである。

特別会計名(勘定名)	21年度の利益金(△損失金)(百万円)	21年度末における翌年度繰越利益金(百万円)
財政投融资特別会計(財政融資資金勘定)	1,435,766	5,107,634
労働保険特別会計(労災勘定)	△ 56,431	8,465,437
(雇用勘定)	△ 537,450	5,832,527
年金特別会計(基礎年金勘定)	308,739	2,627,015
(国民年金勘定)	△ 240,284	8,300,561
(厚生年金勘定)	△ 4,694,855	125,486,387

また、21年度末において翌年度繰越損失金が生じている特別会計は、次のとおりである。

特別会計名(勘定名)	21年度の利益金(△損失金)(百万円)	21年度末における翌年度繰越△損失金(百万円)
年金特別会計(健康勘定)	△ 1,802	△ 1,275,290
農業共済再保険特別会計(果樹勘定)	2,030	△ 27,289
国有林野事業特別会計	△ 23,452	△ 421,023
漁船再保険及び漁業共済保険特別会計(漁業共済保険勘定)	△ 1,047	△ 28,952
社会資本整備事業特別会計(業務勘定)	160	△ 1,922

#### 4 一般会計及び特別会計の債務

平成21年度一般会計国の債務に関する計算書及び各特別会計債務に関する計算書における債務の年度末現在額の合計額は953兆3867億余円である。このうち主なものは次のとおりである。

##### (1) 公 債

公債の21年度末現在額は720兆5477億余円で、前年度末に比べて40兆0385億余円増加している。このうち主なものは次のとおりである。

区 分	21年度末現在額(百万円)
財政法第4条第1項ただし書の規定により発行したもの及びこの公債を借り換えるために発行したもの(建設公債)	238,356,050
公債の発行の特例に関する特別の法律により発行したもの及びこの公債を借り換えるために発行したもの(特例公債)	333,566,969
日本国有鉄道清算事業団承継債務を借り換えるために発行したもの	18,680,199
国有林野事業承継債務を借り換えるために発行したもの	2,367,217
交付税及び譲与税配付金承継債務を借り換えるために発行したもの	1,020,092
財政融資資金の運用の財源に充てるために財政投融資特別会計(財政融資資金勘定)の負担において発行したもの(財投債)	122,225,304

##### (2) 借 入 金

一般会計及び各特別会計における借入金の21年度末現在額の合計は56兆4063億余円で、前年度末に比べて1兆1597億余円減少している。

##### ① 一般会計の借入金

一般会計の借入金の21年度末現在額は18兆4045億余円で、その主なものは次のとおりである。

借 入 金 の 名 称	21年度末現在額(百万円)
交付税及び譲与税配付金借入金	15,764,800
旧日本国有鉄道借入金	841,654
旧日本国有鉄道清算事業団借入金	1,920
旧国営土地改良事業借入金	405,134
日本高速道路保有・債務返済機構借入金	1,349,585

(注3) 上記はすべて財政融資資金からの借入金である。

② 特別会計の借入金

21年度末において借入金を計上しているものが20特別会計(52勘定)のうち8特別会計(9勘定)あり、この8特別会計(9勘定)の借入金の21年度末現在額の合計は38兆0018億余円で、その主なものは次のとおりである。

特別会計名(勘定名)	21年度末現在額(百万円)
交付税及び譲与税配付金特別会計 (交付税及び譲与税配付金勘定)	33,617,295
年金特別会計(健康勘定)	1,479,228
国有林野事業特別会計	1,279,312

(注4) 上記のうち、交付税及び譲与税配付金特別会計(交付税及び譲与税配付金勘定)における借入金には20,832,511百万円、国有林野事業特別会計における借入金には719,448百万円の民間金融機関からの借入金がそれぞれ含まれているが、その他は財政融資資金からの借入金である。

なお、20年度までの決算検査報告に、「今後一般会計からの繰入れを要する措置」として、一般会計から特別会計に繰り入れるべき国庫負担金の一部を繰り延べるなどの措置が執られたことにより、法律の規定に基づき今後一般会計から特別会計に繰り入れることとされているものの年度末現在額を掲記していたが、これらは、21年度から一般会計国の債務に関する計算書に計上されることとなった。その21年度末における現在額は、次のとおりである。

今後一般会計から繰り入れられることとなる特別会計(勘定)	21年度末現在額(百万円)
交付税及び譲与税配付金特別会計 (交付税及び譲与税配付金勘定)	2,946,485
エネルギー対策特別会計(電源開発促進勘定)	59,500
年金特別会計(国民年金勘定)	445,400
(厚生年金勘定)	2,635,000
自動車安全特別会計(保障勘定)	49,000
(自動車事故対策勘定)	435,768

(注5) 繰延べ等を行った期間に係る運用収入相当額は含まない。

## 第2 国が資本金の2分の1以上を出資している法人

平成21年度末において国が資本金の2分の1以上を出資している法人(清算中の法人等を除く。以下同じ。)は、政府関係機関3法人、独立行政法人90法人、国立大学法人及び大学共同利用機関法人(以下「国立大学法人等」という。)90法人、政府関係機関、独立行政法人及び国立大学法人等以外の法人(以下「<sup>(注1)</sup>その他の法人」という。)20法人、合計202法人である。これらの法人の財務の状況を示すと以下のとおりである。

(注1) 政府関係機関には独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門が含まれるため、独立行政法人国際協力機構については、政府関係機関と独立行政法人の双方に計上しているが、法人数の合計においては1法人としている。

## 1 資産、負債及び純資産の状況

### (1) 資産、負債及び純資産

21年度末において国が資本金の2分の1以上を出資している法人の貸借対照表の資産の部の合計は585兆9351億余円、負債の部の合計は519兆7329億余円及び純資産の部の合計は66兆2021億余円(うち政府出資金の額47兆8369億余円)である。このうち、政府出資金の額が1兆円以上の法人について、その状況を示すと次のとおりである。

法人名	資産の部 (百万円)	負債の部 (百万円)	純資産の部 (百万円)	(政府出資金) (百万円)
株式会社日本政策金融公庫	35,634,209	31,059,599	4,574,609	5,656,900
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	11,133,024	2,835,693	8,297,331	7,518,155
日本郵政株式会社	9,625,504	1,360,180	8,265,323	8,003,856
株式会社日本政策投資銀行	15,567,245	13,267,674	2,299,571	1,453,480
独立行政法人福祉医療機構	6,139,573	3,375,969	2,763,603	2,685,297
独立行政法人中小企業基盤整備機構	11,031,773	10,679,819	351,953	1,117,418
独立行政法人都市再生機構	15,219,375	14,481,783	737,592	1,056,168
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	41,574,760	33,971,447	7,603,313	3,722,026
国立大学法人東京大学	1,314,681	247,209	1,067,471	1,003,549

なお、独立行政法人(独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門を除く。)の資産の部の合計は355兆4705億余円、負債の部の合計は331兆6424億余円、純資産の部の合計は23兆8281億余円(うち政府出資金の額は17兆6893億余円)であり、また、国立大学法人等の資産の部の合計は10兆0308億余円、負債の部の合計は3兆0375億余円、純資産の部の合計は6兆9933億余円(うち政府出資金の額は6兆0550億余円)である。

### (2) 延滞債権等

21年度末において国が資本金の2分の1以上を出資している法人のうち貸付け等を行っているもので、民間金融機関のリスク管理債権<sup>(注2)</sup>の開示基準を参考に<sup>(注2)</sup>するなどして、延滞債権等の状況を各法人において開示しているものが11法人ある。このうち、21年度末の延滞債権等の額の合計が1000億円以上のものについて、その状況を示すと次のとおりである。

法人名	①破綻先債権 (百万円)	②延滞債権 (百万円)	③3カ月以上延滞債権 (百万円)	④貸出条件緩和債権 (百万円)	合計 (百万円)	貸付金等残高 (百万円)
株式会社日本政策金融公庫	92,261	849,213	2,610	633,473	1,577,558	24,518,845
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	—	24,557	—	604,185	628,742	11,078,869
株式会社日本政策投資銀行	497,652	140,720	23	43,726	682,123	13,538,070
独立行政法人福祉医療機構	18,640	41,246	14,415	98,693	172,996	5,388,011
独立行政法人日本学生支援機構	14,199	195,272	57,517	92,840	359,830	6,233,658
独立行政法人住宅金融支援機構	225,551	930,406	160,505	1,600,902	2,917,366	34,352,729

(注2) 民間金融機関が、銀行法(昭和56年法律第59号)及び銀行法施行規則(昭和57年大蔵省令第10号)により開示を義務付けられているもので、以下に掲げる4区分に該当する貸出金について、その額及び合計額を開示することとなっている。

- ① 破綻先債権 元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金のうち、更生手続開始の申立等の事由が発生した債務者に対する貸出金



- ② 延滞債権 元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金であって、①及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものを除く貸出金
- ③ 3カ月以上延滞債権 元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3箇月以上遅延している貸出金(①及び②を除く。)
- ④ 貸出条件緩和債権 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(①、②及び③を除く。)

## 2 損益の状況

21年度末において国が資本金の2分の1以上を出資している法人で、当期利益金を計上しているものは176法人、当期損失金を計上しているものは25法人、損益を計上していないものは2法人である。当期利益金又は当期損失金を計上している法人のうち、翌年度繰越損失金を計上しているものが23法人であり、翌年度繰越損失金の額の合計は3兆7525億余円である。このうち、翌年度繰越損失金が1兆円以上の法人について、その状況を示すと次のとおりである。

法人名	21年度の△損失金(百万円)	21年度末における翌年度繰越△損失金(百万円)
株式会社日本政策金融公庫	△1,112,890	△1,222,398

なお、独立行政法人のうち、21年度において当期利益金を計上しているものは70法人、当期損失金を計上しているものは18法人、損益を計上していないものは2法人、また、すべての国立大学法人等が、21年度において当期利益金を計上している。

## 3 国からの補助金等及び政府出資額の状況

21年度末において国が資本金の2分の1以上を出資している法人に対して、事務及び事業を実施するために交付された国からの補助金等及び政府出資額は17兆0298億余円である。

このうち、政府関係機関及びその他の法人に対する国からの補助金等及び政府出資額の状況は、次のとおりである。

区分	政府関係機関(百万円)	その他の法人(百万円)
補給金	41,562	9,000
補助金	554	1,474,296
交付金	7,000	6,453,681
政府出資額	2,978,530	387,770
合計	3,027,647	8,324,749

また、独立行政法人(独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門を除く。)及び国立大学法人等に対する国からの補助金等及び政府出資額の状況は、次のとおりである。

区分	独立行政法人(百万円)	国立大学法人等(百万円)
施設整備費補助金	113,793	132,073
運営費交付金	1,620,305	1,169,519
その他の補助金等	1,645,174	167,086
政府出資額	818,186	11,277
合計	4,197,459	1,479,956

## 第3 財政投融資

### 1 財政投融資の概要

国の財政投融資の主なものは、財政投融資計画に基づき、社会資本の整備、中小企業に対する融資等の国の施策を行うため、国の特別会計、政府関係機関その他国が資本金の2分の1以上を出資している法人、地方公共団体等(以下、これらのうち財政投融資の対象機関を総称して「財投機関」という。)に対して、資金の貸付け、債券の引受け、出資あるいは保証を行うものである。これら貸付け等を行う主な原資は、財政融資資金、財政投融資特別会計(投資勘定)並びに政府保証債及び政府保証借入金である。

### 2 財政投融資の原資

財政投融資の主な原資は、次のとおりである。

- ① 財政融資資金は、財政投融資特別会計(財政融資資金勘定)が発行する公債(財投債)並びに国の特別会計の積立金及び余裕金の財政融資資金に預託された資金等を財源としている。
- ② 財政投融資特別会計(投資勘定)は、投資先からの配当金や国庫納付金等を財源としている。
- ③ 政府保証債及び政府保証借入金は、財投機関が発行する債券等に政府が保証を付したもので、これにより財投機関は事業資金の円滑で有利な調達を行うことができる。

### 3 財政投融資計画の実績

財政投融資計画に係る財政融資資金等の貸付け等の平成21年度における実績は16兆7991億余円であり、同年度末における残高は201兆9271億余円で、前年度末に比べて14兆0410億余円減少している。そして、その原資別及び貸付け等先別の内訳は次のとおりである。

財政投融資計画の原資	21年度の貸付け等(百万円)	21年度末の残高(百万円)
(注1)(注2) 財政融資資金	13,116,488	145,623,729
財政投融資特別会計(投資勘定)	330,769	3,701,257
(注2) 政府保証債及び政府保証借入金	3,351,910	34,319,738
郵便貯金資産	—	2,895,471
(注2) 簡易生命保険資産	—	15,386,976
計	16,799,168	201,927,172

(注1) 財政融資資金の平成21年度末の財源のうち、財投債は122兆2253億余円、預託金は50兆8408億余円である。

(注2) 財政融資資金及び簡易生命保険資産により引き受けた債券は収入金ベースで計上し、政府保証債は額面ベースで計上している。政府保証外国債は、外国貨幣換算率により換算された金額を計上している(以下、同様)。

貸付け等先	21年度の貸付け等(百万円)	21年度末の残高(百万円)
(注3) 一般会計	—	3,321,104
特別会計	173,392	1,845,513
政府関係機関	8,586,400	27,434,695
事業団等	887,444	10,899,083
独立行政法人	3,109,422	70,282,089
地方公共団体	3,188,298	73,602,561
その他	854,210	14,542,124
計	16,799,168	201,927,172

(注3) 旧日本国有鉄道、旧日本国有鉄道清算事業団、旧国営土地改良事業特別会計及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の財政融資資金からの借入金等を一般会計が承継したものである(以下、同様)。

上記貸付け等先のうち、21年度末において財政投融资計画に係る貸付け等の残高が1兆円以上のものは、次のとおりである。

貸付け等先	21年度の貸付け等(百万円)	21年度末の残高(百万円)
一般会計	—	3,321,104
政府関係機関		
株式会社日本政策金融公庫	8,369,300	23,925,797
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	129,800	2,730,170
事業団等		
株式会社日本政策投資銀行	667,244	8,950,295
独立行政法人		
独立行政法人住宅金融支援機構	100	25,291,727
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	1,821,000	23,797,115
独立行政法人都市再生機構	428,200	10,807,049
独立行政法人福祉医療機構	218,600	2,869,506
独立行政法人日本学生支援機構	504,500	3,073,802
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	31,800	1,498,590
地方公共団体	3,188,298	73,602,561
その他		
株式会社ゆうちょ銀行	—	2,000,000
地方公共団体金融機構	823,910	11,673,920

## 第2節 歳入歳出決算等検査対象別の概要

### 第1 歳入歳出決算

#### 1 一般会計

##### (1) 歳入

一般会計の歳入決算は次のとおりである。

区 分	21 年 度(千円)	20 年 度(千円)
徴収決定済額	107,119,422,889	89,212,869,834
収納済歳入額	107,114,243,108	89,208,229,535
不納欠損額	785,418	1,749,263
収納未済歳入額	4,394,363	2,891,035

収納済歳入額の主なものは、公債金の51兆9549億9965万余円、租税及印紙収入の38兆7330億7569万余円である。このうち、公債金の収納済歳入額は、財政法(昭和22年法律第34号)第4条第1項ただし書の規定により発行された公債の収入金15兆0109億9982万余円及び「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律」(平成21年法律第17号)第2条第1項の規定により発行された公債の収入金36兆9439億9982万余円の合計額である。

収納未済歳入額の主なものは雑納付金(徴収決定済額1153億4579万余円)の19億8982万円、弁償及返納金(同3608億6764万余円)の19億0904万余円である。

この収納未済歳入額のほか、既往年度に生じた収納未済歳入額で本年度にもなお収納されなかったものが193億7738万余円ある。

##### (2) 歳出

一般会計の歳出決算は次のとおりである。

区 分	21 年 度(千円)	20 年 度(千円)
支出済歳出額	100,973,424,388	84,697,395,043
翌年度繰越額	3,940,356,413	4,510,834,492
不 用 額	2,155,209,234	1,817,868,544

#### ア 支出済歳出額

##### (ア) 所管別

所 管	21 年 度(千円)	20 年 度(千円)
皇 室 費	6,139,619	6,614,774
国 会	127,150,112	123,539,745
裁 判 所	311,519,047	331,743,354
会 計 検 査 院	16,344,323	16,408,571
内 閣	96,184,043	91,116,512
内 閣 府	620,169,425	571,121,335

所 管	21 年 度(千円)	20 年 度(千円)
総 務 省	21,716,861,537	17,266,623,938
法 務 省	672,707,427	681,884,155
外 務 省	935,999,863	904,123,374
財 務 省	22,273,201,448	21,214,356,830
文 部 科 学 省	6,059,554,480	5,436,680,628
厚 生 労 働 省	29,057,723,300	22,924,651,603
農 林 水 産 省	3,032,457,118	2,804,582,287
経 済 産 業 省	2,614,084,349	1,136,763,424
国 土 交 通 省	8,104,174,120	6,170,118,047
環 境 省	501,098,300	200,469,616
防 衛 省	4,828,055,868	4,816,596,841

(イ) 主要経費別

主 要 経 費	21 年 度(千円)	20 年 度(千円)	主 要 経 費	21 年 度(千円)	20 年 度(千円)
社会 保障 関 係 費	28,716,151,041	22,561,742,478	地方 交付 税 交 付 金	16,111,283,000	15,140,119,889
年金医療介護保険給付費	19,720,881,183	—	地方 特 例 交 付 金	462,011,000	539,108,000
生活 保 護 費	2,289,059,977	2,047,260,619	防 衛 関 係 費	4,811,291,836	4,803,258,410
社会 福 祉 費	4,170,598,186	1,868,493,386	公 共 事 業 関 係 費	8,353,194,938	6,920,908,727
(社会 保 険 費)	—	17,900,055,306	治山治水対策事業費	1,318,603,639	1,010,638,707
保健衛生対策費	1,121,826,813	404,672,202	道路整備事業費	1,642,460,115	1,665,663,542
雇用労災対策費	1,413,784,880	—	港湾空港鉄道等整備事業費	644,871,508	534,570,747
(失業対策費)	—	341,260,964	住宅都市地域環境整備事業費	2,650,004,546	—
文教及び科学振興費	6,157,508,416	5,487,018,303	(住宅都市環境整備事業費)	—	1,554,089,926
義務教育費国庫負担金	1,591,738,542	1,648,614,606	下水道水道廃棄物処理等施設整備費	899,151,943	893,989,743
科学技術振興費	1,685,327,479	1,373,734,388	農業農村整備事業費	590,599,465	577,607,413
文教施設費	323,157,480	217,850,826	森林水産基盤整備事業費	348,048,510	303,087,511
教育振興助成費	2,404,667,289	2,101,688,474	調整費等	140,842,242	173,236,459
育英事業費	152,617,624	145,130,008	災害復旧等事業費	118,612,967	208,024,676
国 債 費	18,444,821,997	19,166,464,213	経 済 協 力 費	800,600,788	799,707,110
恩 給 関 係 費	780,568,665	855,764,184	中 小 企 業 対 策 費	2,915,074,363	1,073,640,734
文官等恩給費	26,339,184	28,188,159	エ ネ ル ギ ー 対 策 費	994,156,719	867,696,744
旧軍人遺族等恩給費	713,941,880	776,771,214	食料安定供給関係費	1,036,124,251	1,051,192,080
恩給支給事務費	2,609,960	2,785,258	その他の事項経費	11,390,637,369	5,430,774,165
遺族及び留守家族等援護費	37,677,640	48,019,552			

(注) ( )内は20年度における分類である。

イ 翌年度繰越額

翌年度繰越額は3兆9403億5641万余円(20年度4兆5108億3449万余円)で、その内訳は次のとおりであって、財政法第43条の2第1項の規定による継続費の通次繰越のものはない。

- ① 財政法第14条の3第1項の規定による明許繰越のもの 3,885,689,883千円
- ② 財政法第42条ただし書の規定による事故繰越のもの 54,666,529千円

これらの翌年度繰越額のうち主なものは次のとおりである。

所管	組織	項	翌年度繰越額(千円)	(歳出予算現額)(千円)
内閣府	警察庁	警察活動基盤整備費	34,887,128	219,552,534
総務省	総務本省	地域活性化・経済危機対策推進費	272,333,091	999,930,449
		地域活性化・公共投資推進費	352,539,054	1,269,773,210
		地域活性化推進費	488,394,402	499,935,370
		ユビキタスネットワーク整備費	81,147,326	250,251,212
	消防庁	消防防災体制等整備費	37,023,223	59,525,292
法務省	法務本省	法務省施設費	78,499,299	122,996,723
外務省	外務本省	経済協力費	60,440,965	293,678,233
文部科学省	文部科学本省	国立大学法人施設整備費	63,095,818	264,097,980
		公立文教施設整備費	251,419,634	569,614,603
農林水産省	農林水産本省	農業生産基盤整備・保全事業費	137,851,630	440,818,492
		農村整備事業費	42,744,074	109,190,059
	林野庁	森林整備事業費	39,951,819	143,061,934
経済産業省	経済産業本省	地域経済活性化対策費	34,376,000	43,017,998
		温暖化対策費	96,491,060	820,053,110
	中小企業庁	経営革新・創業促進費	36,257,894	128,871,982
国土交通省	国土交通本省	住宅対策事業費	50,991,901	218,384,851
		下水道事業費	104,200,045	549,142,885
		住宅防災事業費	31,255,822	167,301,756
		下水道防災事業費	50,722,981	201,081,881
		港湾整備事業費等社会資本整備事業特別会計へ繰入	83,926,448	319,184,398
		整備新幹線整備事業費	46,574,896	152,166,336
		都市再生・地域再生整備事業費	51,464,462	405,708,418
		地域活力基盤整備事業費	322,659,372	940,000,000
		河川等災害復旧事業費	34,011,760	104,573,717
防衛省	防衛本省	防衛施設安定運用関連諸費	38,285,723	332,961,760

なお、上記のうち事故繰越の主なもの外務省所管の経済協力費のうちの37億0693万余円である。

ウ 不用額

不用額は2兆1552億0923万余円(20年度1兆8178億6854万余円)で、その主なものは次のとおりである。

所管	組織	項	不用額(千円)	(歳出予算現額)(千円)
内閣府	内閣本府	地域再生推進費	30,593,328	30,593,328
	警察庁	警察活動基盤整備費	23,574,423	219,552,534
総務省	総務本省	電波利用料財源電波監視等実施費	10,582,867	91,142,754
		定額給付金給付事業助成費	48,887,499	1,801,470,062
財務省	財務本省	財務本省共通費	40,424,050	100,545,369
		産業投資支出財政投融资特別会計へ繰入	45,106,000	265,625,127
		国債費	806,670,614	19,251,492,612
		予備費	187,375,735	187,375,735

所管	組織	項	不 用 額(千円)	(歳出予算現額)(千円)
文部科学省	文部科学本省	生涯学習振興費	23,016,967	142,461,338
厚生労働省	厚生労働本省	感染症対策費	11,289,001	90,130,113
		重要医薬品供給確保対策費	25,742,097	259,833,869
		医療提供体制基盤整備費	17,614,262	283,322,863
		水道施設整備費	13,609,420	107,068,278
		地域子育て支援対策費	17,105,303	123,652,666
		保育所運営費	12,351,227	339,893,881
		障害保健福祉費	12,370,430	1,129,236,301
		介護保険制度運営推進費	24,406,884	2,749,051,278
農林水産省	農林水産本省	国産農畜産物競争力強化対策費	31,580,726	396,632,438
		農業生産基盤整備・保全事業費	18,795,485	440,818,492
		農村整備事業費	10,819,457	109,190,059
		株式会社日本政策金融公庫助成費	14,152,868	35,965,810
国土交通省	国土交通本省	住宅対策事業費	12,546,865	218,384,851
		住宅対策諸費	14,918,145	738,371,000
		下水道事業費	12,334,651	549,142,885
		住宅防災事業費	11,639,596	167,301,756
		下水道防災事業費	11,180,884	201,081,881
		災害対策等緊急事業推進費	11,538,294	16,962,783
		都市再生・地域再生整備事業費	79,270,355	405,708,418
		都市開発資金貸付金社会資本整備事業特別会計へ繰入	10,018,000	67,500,000
		国土・景観形成事業推進調整費	33,593,925	39,971,420
		河川等災害復旧事業費	15,406,855	104,573,717
環境省	環境本省	廃棄物処理施設整備費	33,979,662	108,121,363
防衛省	防衛本省	防衛本省共通費	19,913,591	929,227,110
		武器車両等整備費	17,284,705	988,781,665
		防衛施設安定運用関連諸費	10,117,277	332,961,760

エ 予備費使用額

予備費使用額は626億2426万余円(20年度297億0781万余円)で、その主なものは次のとおりである。

所管	組織	項	予備費使用額(千円)	(歳出予算額)(千円)
総務省	総務本省	選挙制度等整備費	3,510,011	73,571,415
厚生労働省	厚生労働本省	感染症対策費	21,352,370	45,633,083
		重要医薬品供給確保対策費	28,023,551	230,317,318
		生活保護費	5,763,020	2,290,361,250

(3) 剰余金

収納済歳入額から支出済歳出額を差し引いた6兆1408億1872万余円から既前年度に発生した剰余金の使用残額を差し引いた21年度新規発生剰余金は6兆1408億1872万余円である。これから翌年度への繰越歳出予算財源3兆9403億5641万余円、地方交付税交付金財源5757億7943万余円を差し引いた1兆6246億8287万余円が、21年度における財政法第6条の純剰余金となっている。

## 2 特別会計

第6章 第2節 第1 2 特別会計 (1) 交付税及び譲与税配付金特別会計

特別会計は、国が特定の事業を行う場合、特定の資金を保有してその運用を行う場合その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般会計の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に法律をもって設置されるものである。平成21年度における特別会計は21会計であって、その歳入歳出決算についてみると、次のとおりである。

### (1) 内閣府、総務省及び財務省所管 交付税及び譲与税配付金特別会計

この特別会計は、地方交付税及び地方譲与税の配付並びに交通安全対策特別交付金の交付に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、交付税及び譲与税配付金と交通安全対策特別交付金との2勘定に区分して経理されており、その勘定別の21年度の歳入歳出決算、借入金及び交付・譲与実績は次のとおりである。

#### ア 交付税及び譲与税配付金勘定

##### (ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
21年度	52,134,524,330	52,134,524,330	—	—
20年度	51,127,046,587	51,127,046,587	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
21年度	51,776,825,172	51,360,804,004	—	416,021,167
20年度	50,829,113,585	50,502,918,048	—	326,195,536

不用額の主なものは、国債整理基金特別会計へ繰入(歳出予算現額34兆1883億9540万余円)の4066億3904万余円である。

##### (イ) 借入金

区分	21年度末(千円)	20年度末(千円)
借入金現在額(財政融資資金等)	33,617,295,408	33,617,295,408

##### (ウ) 交付・譲与実績

区分	21年度(千円)	20年度(千円)
地方交付税	15,820,237,049	15,406,082,097
道府県分	8,184,136,032	8,119,540,145
市町村分	7,636,101,017	7,286,541,952
地方特例交付金	462,011,000	539,108,000
都道府県分	216,046,836	292,887,851
市町村分	245,964,164	246,220,149
地方譲与税 (注1) 地方揮発油譲与税 地方道路譲与税 石油ガス譲与税 自動車重量譲与税 航空機燃料譲与税 特別とん譲与税 (注2) 地方法人特別譲与税	1,296,550,552	678,703,650
都道府県分	824,689,791	176,535,926
市町村分	471,860,761	502,167,724

(注1) 地方税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第9号)第3条の規定により、地方道路譲与税が地方揮発油譲与税に改められた。

(注2) 地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成20年法律第25号)第32条の規定により、地方法人特別譲与税が創設された。



イ 交通安全対策特別交付金勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
21年度	79,876,227	79,876,227	—	—
20年度	80,265,787	80,265,787	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用品額(千円)
21年度	79,085,824	74,360,455	—	4,725,368
20年度	75,497,281	74,277,931	—	1,219,349

(イ) 交付実績

区分	21年度(千円)	20年度(千円)
交通安全対策特別交付金	73,806,636	73,714,229
都道府県分	43,162,920	43,346,842
市町村分	30,643,716	30,367,387

なお、この特別会計について検査した結果、不当事項26件((41)-(66):97ページ参照)を掲記した。

(2) 財務省所管 登記特別会計

この特別会計は、登記に関する事務その他の登記所に係る事務に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の21年度の歳入歳出決算及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
21年度	175,750,850	175,748,212	2,581	57
20年度	189,413,962	189,413,890	—	72
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用品額(千円)
21年度	171,492,108	158,949,056	5,377,895	7,165,156
20年度	171,785,605	161,915,485	2,648,784	7,221,335

なお、特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)第8条第2項の規定に基づき、21年度における収納済歳入額と支出済歳出額との差引額167億9915万余円のうち、22年度の予算総則第13条に定める金額11億円を、22年度の一般会計の歳入に繰り入れることとされた。

(イ) 主な業務実績

区分	21年度	(20年度)
登記申請等取扱件数	14,148千件	15,435千件
登記簿謄本交付等件数	239,286千件	273,027千件

なお、この特別会計について検査した結果、不当事項6件((76)-(81):118ページ参照)を掲記した。

(3) 財務省所管 地震再保険特別会計

この特別会計は、地震再保険事業に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の21年度の歳入歳出決算、損益、責任準備金、再保険の対象となる保険及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
21年度	66,660,207	66,660,207	—	—
20年度	65,358,040	65,358,040	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
21年度	68,010,780	58,155	—	67,952,624
20年度	69,105,003	76,013	—	69,028,989

不用額の主なものは再保険費(歳出予算現額 679 億 2444 万余円)の 679 億 2444 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	21年度(千円)	20年度(千円)
利 益	66,872,409 (うち再保険料 53,674,428)	65,510,533 (うち再保険料 53,060,195)
損 失	58,155 (事務取扱費)	76,013 (事務取扱費)
責任準備金繰入	66,814,253	65,434,520

(ウ) 責 任 準 備 金

区 分	21年度末(千円)	20年度末(千円)
責任準備金現在額	1,270,858,276	1,204,044,022

(エ) 再保険の対象となる保険

区 分	21年度末	20年度末
地震保険		
加入件数	12,273 千件	11,841 千件
保険金額	102,717,488,356 千円	98,180,634,299 千円

(オ) 主な業務実績

区 分	21年度	(20年度)
再 保 險 料	8,589 千件	8,385 千件
金 額	53,674,428 千円	53,060,195 千円

(4) 財務省所管 国債整理基金特別会計

この特別会計は、一般会計及び特別会計からの繰入資金等による公債、借入金等(以下「国債」という。)の償還及び利子等の支払に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の21年度の歳入歳出決算、国債の償還及び国債の利子等の支払は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
21年度	186,332,953,147	186,332,953,147	—	—
20年度	194,751,644,107	194,751,644,107	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
21年度	181,287,423,213	165,602,398,754	12,526,132,539	3,158,891,918
20年度	191,729,974,954	178,284,150,260	11,180,633,235	2,265,191,458

翌年度繰越額の主なものは国債整理支出(歳出予算現額 181 兆 1860 億 1784 万余円)の 12 兆 5259 億 8326 万余円である。また、不用額の主なものは国債整理支出の 3 兆 1239 億 4569 万余円である。

(イ) 国債の償還

区 分	21 年度(千円)	20 年度(千円)
公 債 等	117,061,065,214	128,461,611,936
借 入 金	36,919,362,801	37,342,034,214
政 府 短 期 証 券	1,612,900,000	1,719,200,000

(ウ) 国債の利子等の支払

区 分	21 年度(千円)	20 年度(千円)
公 債 利 子 等	9,279,895,552	9,221,416,620
借 入 金 利 子	611,493,592	746,949,497
政 府 短 期 証 券 利 子	173,280,260	539,910,887

(5) 財務省所管 財政投融资特別会計

この特別会計は、財政融資資金の運用並びに産業の開発及び貿易の振興のために国の財政資金をもって行う出資及び貸付けに関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

なお、特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)により、21年度の末日において特定国有財産整備特別会計に所属していた未完了事業に係る権利及び義務は、財政投融资特別会計の特定国有財産整備勘定(経過措置として22年度に設置)に帰属するものとされた。

同特別会計は、財政融資資金及び投資の2勘定に区分して経理されており、その勘定別の21年度の歳入歳出決算、損益、積立金、財政融資資金預託金、財政投融资特別会計公債金、財政融資資金の運用資産、利益積立金及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 財政融資資金勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
21 年度	38,899,568,008	38,899,568,008	—	—
20 年度	42,586,889,024	42,586,889,024	—	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
21 年度	44,117,981,852	37,417,860,748	—	6,700,121,103
20 年度	43,739,063,763	40,284,621,052	—	3,454,442,710

不用額の主なものは、財政融資資金へ繰入(歳出予算現額15兆6000億円)の6兆1900億0072万余円、諸支出金(同1兆0776億8805万余円)の3590億5529万余円及び国債整理基金特別会計へ繰入(同20兆0998億9053万余円)の1506億1389万余円である。

(イ) 損 益

区 分	21 年度(千円)	20 年度(千円)
利 益	3,833,388,118	4,882,020,293
損 失	3,632,101,891	4,278,665,285
利 益 金	2,397,621,622	2,727,750,264
	1,678,088,461	1,724,734,814
	1,435,766,496	2,154,270,029
〔前年度繰越利益〕	11,006,868,350	20,170,598,321
〔翌年度繰越利益〕	5,107,634,846	11,006,868,350

(ウ) 積立金

区 分	21 年度末(千円)	20 年度末(千円)
積立金現在額	3,373,265,600	8,405,997,629

(エ) 財政融資資金預託金

区 分	21 年度末(千円)	20 年度末(千円)
財政融資資金預託金現在額	50,840,845,958	61,182,530,667

(オ) 財政投融資特別会計公債金

区 分	21 年度末(千円)	20 年度末(千円)
財政投融資特別会計公債金現在額	122,225,304,821	131,050,138,089

(カ) 財政融資資金の運用資産

区 分	21 年度末(千円)	20 年度末(千円)
貸付金現在額	172,246,659,042	183,855,203,184
有価証券現在額	5,147,699,869	18,260,346,303

イ 投資勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
21 年度	399,556,664	399,556,664	—	—
20 年度	246,719,184	246,719,184	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
21 年度	406,834,597	330,859,722	12,600,000	63,374,874
20 年度	206,962,349	171,926,759	24,400,000	10,635,589

翌年度繰越額はすべて産業投資支出(歳出予算現額 4065 億円)の分である。また、不用額の主なものは産業投資支出の 631 億 3050 万円である。

(イ) 損 益

区 分	21 年度(千円)	20 年度(千円)
利 益	103,125,423 (うち株式配当金 89,504,000)	94,932,807 (うち株式配当金 79,040,000)
損 失	312,670 (うち雑損 222,447) (うち事務取扱費 90,222)	83,563 (うち雑損 3,803) (うち事務取扱費 79,759)
利 益 金 (利益金の処理)	102,812,753 (翌年度に利益積立金に組入れ)	94,849,244 (翌年度に利益積立金に組入れ)

(ウ) 利益積立金

区 分	21 年度末(千円)	20 年度末(千円)
利益積立金現在額	1,515,160,725	1,420,311,480

(エ) 主な業務実績

区 分	21 年 度	(20 年 度)
(出 資)		
出 資 法 人 数	19 法人	15 法人
金 額	938,750,750 千円	4,369,112,929 千円
出 資 金 減 少 法 人 数	11 法人	13 法人
金 額	20,539,446 千円	6,515,145,707 千円
年 度 末 出 資 金 残 高 法 人 数	22 法人	20 法人
金 額	9,132,916,119 千円	8,214,704,815 千円

区 分	21 年 度	(20 年 度)
(貸 付 け)		
貸 付 金 法 人 数	1 法 人	2 法 人
金 額	204,000 千 円	586,500 千 円
貸 付 金 回 収 法 人 数	4 法 人	6 法 人
金 額	1,059,600 千 円	1,973,300 千 円
年 度 末 貸 付 金 残 高 法 人 数	5 法 人	5 法 人
金 額	1,950,300 千 円	2,805,900 千 円

(6) 財務省所管 外国為替資金特別会計

この特別会計は、国の行う外国為替等の売買及びこれに伴う取引を円滑にするために外国為替資金を置き、その運営に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の21年度の歳入歳出決算、損益、積立金、基準外国為替相場等の変更などによる外国為替等評価損益等並びに主な資産運用及び政府短期証券(外国為替資金証券)の発行は次のとおりである。

(注) 基準外国為替相場 21年1月1日から6月30日までは米貨1ドルにつき105円、同年7月1日から12月31日までは95円、22年1月中は89円、2月中は90円、3月中は91円である。

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
21 年度	3,105,799,869	3,105,799,869	—	—
20 年度	3,924,804,961	3,924,804,961	—	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
21 年度	1,643,163,146	183,277,168	—	1,459,885,977
20 年度	1,621,864,796	548,704,415	—	1,073,160,380

不用額の主なものは、国債整理基金特別会計へ繰入(歳出予算現額1兆3109億7216万余円)の1兆1435億1654万余円及び諸支出金(同313億2102万余円)の162億7915万余円である。

なお、特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)第8条第2項の規定に基づき、21年度における収納済歳入額と支出済歳出額との差引額2兆9225億2270万余円のうち、22年度の予算総則第13条に定める金額2兆5006億8146万余円を、22年度の一般会計の歳入に繰り入れることとされた。

(イ) 損 益

区 分	21 年度(千円)	20 年度(千円)
利 益	3,105,799,869	3,924,804,961
(うち運用収入)	2,948,058,775	3,840,199,099
損 失	183,277,168	548,704,415
(うち借入金利子)	166,810,884	527,895,594
利 益 金	2,922,522,701	3,376,100,546
(利益金の処理)	2,500,681,464	976,100,546
	(翌年度に一般会計に繰入れ)	(翌年度に積立金として積立て)
	421,841,237	2,400,000,000
	(翌年度に歳入に繰入れ)	(翌年度に一般会計に繰入れ)

(ウ) 積 立 金

区 分	21 年度末(千円)	20 年度末(千円)
積立金現在額	20,558,557,346	19,582,456,800

(エ) 基準外国為替相場等の変更などによる外国為替等評価損益等

区 分	21 年度末(千円)	20 年度末(千円)
外国為替等繰越評価損	13,428,210,303	3,257,895,141
外国為替等評価損	12,871,276,632	10,170,315,161

(オ) 主な資産運用及び政府短期証券(外国為替資金証券)の発行

区 分	21 年度末(千円)	20 年度末(千円)
主な資産運用		
円貨預け金現在額	21,620,247,788	21,844,940,659
外貨証券現在額	78,889,478,672	85,440,494,732
政府短期証券(外国為替資金証券)の発行		
政府短期証券(外国為替資金証券)現在額	104,535,400,000	106,869,730,000

(7) 財務省及び国土交通省所管 特定国有財産整備特別会計

この特別会計は、国有財産の適正かつ効率的な活用を図るため庁舎等その他の施設の用に供する特定の国有財産の整備を計画的に実施し、その経理を一般会計と区分して行うため設置されていたものである。

なお、同特別会計は、特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)により19年4月1日に廃止されたが、同法により、21年度の末日までの期間に限り暫定的に設置することとされた。そして、21年度の末日において同特別会計に所属していた権利及び義務は、一般会計に帰属するものとされた。ただし、未完了事業に係る権利及び義務は、財政投融资特別会計の特定国有財産整備勘定(経過措置として22年度に設置)に帰属するものとされた。

同特別会計の21年度の歳入歳出決算、借入金及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
21 年度	168,404,990	168,404,990	—	—
20 年度	192,150,366	192,150,366	—	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
21 年度	75,847,381	33,437,006	11,557,539	30,852,835
20 年度	96,755,795	73,042,614	11,269,284	12,443,896

翌年度繰越額はすべて特定国有財産整備費(歳出予算現額735億1762万余円)の分である。また、不用額の主なものは特定国有財産整備費の302億0543万余円である。

(イ) 借 入 金

区 分	21 年度末(千円)	20 年度末(千円)
借入金現在額(財政融資資金)	2,401,710	3,293,988

(ウ) 主な業務実績

区 分	21 年 度	(20 年 度)
施設跡地等の処分		
土地	416 千m <sup>2</sup>	184 千m <sup>2</sup>
建物	70 千m <sup>2</sup>	31 千m <sup>2</sup>
施設取得		
土地	11 千m <sup>2</sup>	31 千m <sup>2</sup>
建物	129 千m <sup>2</sup>	88 千m <sup>2</sup>

(8) 文部科学省、経済産業省及び環境省所管 エネルギー対策特別会計

この特別会計は、燃料安定供給対策、エネルギー需給構造高度化対策、電源立地対策及び電源利用対策に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、エネルギー需給及び電源開発促進の2勘定に区分して経理されており、その勘定別の21年度の歳入歳出決算、借入金、資金及び主な業務実績は次のとおりである。

ア エネルギー需給勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
21年度	2,259,143,626	2,259,143,590	36	—
20年度	2,288,853,626	2,288,852,738	888	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
21年度	2,213,884,820	2,017,979,922	62,481,400	133,423,497
20年度	2,304,014,685	2,035,847,866	92,686,349	175,480,469

翌年度繰越額は、エネルギー需給構造高度化対策費(歳出予算現額3723億2483万余円)の529億6092万余円及び燃料安定供給対策費(同2806億4999万余円)の95億2047万余円である。また、不用額の主なものは、燃料安定供給対策費の797億8713万余円、エネルギー需給構造高度化対策費の330億1850万余円及び国債整理基金特別会計へ繰入(同1兆4138億6770万余円)の187億9940万余円である。

(イ) 借入金

区分	21年度末(千円)	20年度末(千円)
借入金現在額(財政融資資金等)	400,521,783	385,561,404

(ウ) 主な業務実績

区分	21年度	(20年度)
国家備蓄石油の年度末現在高	5046万kl	5085万kl
国家備蓄石油の管理等の委託	47,372,197千円	54,517,285千円
石油備蓄事業補給金の交付	25,453,120千円	26,061,061千円
非化石エネルギー等導入促進対策費補助金の交付	112,129,570千円	33,669,207千円
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構に対するエネルギー需給勘定運営費交付金の交付	91,137,042千円	99,610,582千円

イ 電源開発促進勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
21年度	391,253,382	391,253,382	—	—
20年度	384,011,708	383,974,872	—	36,835
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
21年度	384,240,038	343,512,372	12,152,296	28,575,368
20年度	373,549,184	346,147,152	1,459,304	25,942,728

翌年度繰越額の主なものは、電源利用対策費(歳出予算現額567億6899万余円)の101億1199万余円及び電源立地対策費(同1710億1168万余円)の19億5726万余円である。また、不用額の主なものは、電源立地対策費の242億5599万余円及び電源利用対策費の27億8922万余円である。

(イ) 資 金

区 分	21 年度末(千円)	20 年度末(千円)
周辺地域整備資金現在額	125,251,971	124,426,289

(ウ) 主な業務実績

区 分	21 年 度	(20 年 度)
電源立地地域対策交付金の交付	104 地方公共団体 100,775,810 千円	100 地方公共団体 103,052,663 千円
独立行政法人日本原子力研究開発機構に対する電源利用勘定運営費交付金の交付	107,852,619 千円	105,435,456 千円
独立行政法人原子力安全基盤機構に対する電源立地勘定運営費交付金の交付	16,717,032 千円	17,137,100 千円

なお、この特別会計について検査した結果、不当事項 8 件((91) : 190 ページ、(694) (695) : 509 ページ、(696) : 510 ページ、(698) : 511 ページ、(812)、(819) : 739 ページ、(823) : 744 ページ参照)、意見を表示し又は処置を要求した事項 2 件(516、543 ページ参照)及び本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 1 件(551 ページ参照)を掲記した。

(9) 厚生労働省所管 国立高度専門医療センター特別会計

この特別会計は、国立高度専門医療センター(国立がんセンター、国立循環器病センター、国立精神・神経センター、国立国際医療センター、国立成育医療センター及び国立長寿医療センター)の円滑な運営と経理の適正を図ることを目的として、その経理を一般会計と区分して行うため設置されていたものである。

なお、同特別会計は、特別会計に関する法律(平成 19 年法律第 23 号)により 19 年 4 月 1 日に廃止されたが、同法により、21 年度の末日までの期間に限り暫定的に設置することとされていた。そして、21 年度の末日において同特別会計に所属していた権利及び義務は、高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律(平成 20 年法律第 93 号)により、一般会計に帰属するものを除き、6 独立行政法人(国立がん研究センター、国立循環器病研究センター、国立精神・神経医療研究センター、国立国際医療研究センター、国立成育医療研究センター及び国立長寿医療研究センター)が承継するものとされた。

同特別会計の 21 年度の歳入歳出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
21 年度	209,303,837	208,124,303	491,801	687,732
20 年度	171,112,790	169,874,955	43,230	1,194,604
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
21 年度	207,325,083	167,295,302	—	40,029,781
20 年度	171,564,028	152,437,826	17,181,896	1,944,305

不用額の主なものは、施設整備費(歳出予算現額 335 億 8469 万余円)の 226 億 4827 万余円及び政策医療推進費(同 1489 億 6299 万余円)の 173 億 6056 万余円である。



(イ) 損 益

区 分	21 年度(千円)	20 年度(千円)
利 益	181,529,387	148,098,376
(うち診療収入)	90,058,921)	(うち診療収入 86,874,060)
損 失	166,519,500	123,944,473
(うち政策医療推進費)	113,077,701)	(うち政策医療推進費 108,445,438)
利 益 金 (利益金の処理)	15,009,887 (6 独立行政法人が承継)	24,153,903 (翌年度に基金に組入れ)

(ウ) 借 入 金 等

区 分	21 年度末(千円)	20 年度末(千円)
借入金現在額(財政融資資金)	172,820,722	176,540,260
基金現在額	290,668,048	266,514,144
積立金現在額	255,232	655,590

(エ) 主な業務実績

区 分	21 年 度	(20 年 度)
入院患者延べ数	1,228千人	1,274千人
外来患者延べ数	1,588千人	1,598千人

なお、この特別会計について検査した結果、不当事項1件((127)：257ページ参照)を掲記した。

(10) 厚生労働省所管 労働保険特別会計

この特別会計は、労働者災害補償保険事業及び雇用保険事業に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

なお、特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)により、21年12月31日において船員保険特別会計に所属していた権利及び義務の一部は、労働保険特別会計に帰属するものとされた。

同特別会計は、労災、雇用及び徴収の3勘定に区分して経理されており、その勘定別の21年度の歳入歳出決算、損益、積立金等及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 労災勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
21 年度	1,223,449,857	1,201,435,786	832,606	21,181,464
20 年度	1,468,596,324	1,447,405,042	717,373	20,473,908
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
21 年度	1,125,373,871	1,045,160,600	3,360,889	76,852,382
20 年度	1,134,104,250	1,083,402,587	1,953,876	48,747,786

収納未済歳入額はすべて雑収入(徴収決定済額463億2343万余円)の分である。また、不用額の主なものは、保険給付費(歳出予算現額7987億0338万余円)の490億5569万余円、社会復帰促進等事業費(同1727億6389万余円)の113億2711万余円及び業務取扱費(同481億6658万余円)の39億3628万余円である。

(イ) 損 益

区 分	21年度(千円)	20年度(千円)
利 益	1,206,546,930	1,434,027,599
損 失	1,262,978,239	1,303,210,639
利 益 金 (△ 損 失 金)	△ 56,431,309	130,816,960
〔前年度繰越利益金	8,521,869,103	8,292,793,224〕
〔翌年度繰越利益金	8,465,437,794	8,423,610,184〕

(ウ) 積 立 金

区 分	21年度末(千円)	20年度末(千円)
積立金現在額	8,196,718,041	7,941,318,974

(エ) 主な業務実績

区 分	21年度	(20年度)
適用事業場数(年度末)	2,621,343事業場	2,632,696事業場
療養補償給付	192,643,245千円	205,651,733千円
休業補償給付	106,877,790千円	112,434,674千円
遺族補償年金	199,004,177千円	198,787,908千円
障害補償年金	150,024,216千円	150,546,074千円

イ 雇用勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
21年度	3,324,110,114	3,317,875,180	457,528	5,777,405
20年度	2,818,253,464	2,812,603,398	445,042	5,205,022
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
21年度	3,660,749,016	3,127,291,774	494,534	532,962,707
20年度	2,276,610,314	2,028,744,457	777,738	247,088,117

不用額の主なものは、失業等給付費(歳出予算現額2兆2604億6122万余円)の2799億5486万余円、高齢者等雇用安定・促進費(同1808億4244万余円)の1001億8705万余円及び地域雇用機会創出等対策費(同7356億4176万余円)の347億2561万余円である。

(イ) 損 益

区 分	21年度(千円)	20年度(千円)
利 益	2,836,887,224	2,810,030,475
損 失	1,765,434,583	2,451,805,345
利 益 金 (△ 損 失 金)	△ 537,450,912	570,372,534
〔前年度繰越利益金	6,369,978,268	5,755,506,627〕
〔翌年度繰越利益金	5,832,527,356	6,325,879,161〕

(ウ) 積 立 金 等

区 分	21年度末(千円)	20年度末(千円)
積立金現在額	5,045,381,392	4,883,165,667
雇用安定資金現在額	800,063,525	1,067,853,346

(エ) 主な業務実績

区 分	21 年 度	(20 年 度)
被 保 険 者 数 (年度末)	37,506,941人	37,303,500人
一 般 求 職 者 給 付	1,480,141,080千円	924,730,942千円
雇 用 継 続 給 付	315,226,797千円	277,601,964千円
就 職 促 進 給 付	104,404,834千円	63,332,077千円
特 定 求 職 者 雇 用 開 発 助 成 金	27,648,315千円	23,439,160千円
雇 用 調 整 助 成 金	653,773,720千円	6,782,745千円

ウ 徴収勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
21 年度	2,802,168,949	2,717,759,449	7,784,412	76,625,087
20 年度	3,763,123,241	3,674,833,619	10,365,729	77,923,892
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
21 年度	2,873,669,385	2,696,128,565	—	177,540,819
20 年度	3,657,081,277	3,641,299,722	—	15,781,554

収納未済歳入額の主なものは、保険料収入(徴収決定済額2兆6817億0222万余円)の727億7453万余円及び雑収入(同52億9192万余円)の37億3455万余円である。また、不用額の主なものは、失業等給付費等財源雇用勘定へ繰入(歳出予算現額1兆8756億5380万余円)の1151億5976万余円、保険給付費等財源労災勘定へ繰入(同8974億8179万余円)の549億9121万余円及び業務取扱費(同476億3254万余円)の47億5965万余円である。

(イ) 損 益

区 分	21 年度(千円)	20 年度(千円)
利 益	2,704,844,576	3,620,425,756
(うち保険料)	2,607,398,692	3,527,314,998
損 失	2,705,664,522	3,620,616,492
(うち保険給付費等財源労災勘定へ繰入)	846,672,652	1,076,962,154
(うち失業等給付費等財源雇用勘定へ繰入)	1,765,434,583	2,451,805,345
損 失 金	819,946	190,735
〔前年度繰越利益金〕	4,216,706	4,407,442
〔翌年度繰越利益金〕	3,396,760	4,216,706

なお、この特別会計について検査した結果、不当事項17件((111):220ページ、(117):233ページ、(118):235ページ、(119):236ページ、(122):244ページ、(123):247ページ、(124):249ページ、(129):270ページ、(597):323ページ、(598)-(601):324ページ、(602):326ページ、(604)-(606):328ページ参照)及び意見を表示し又は処置を要求した事項3件(347、364、369ページ参照)を掲記した。

(11) 厚生労働省所管 船員保険特別会計

この特別会計は、船員保険事業に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されていたものである。

なお、同特別会計は、特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)により19年4月1日に廃止されたが、同法により、日本年金機構法の施行の日の前日(21年12月31日)までの期間に限り暫定的に設置することとされた。そして、同日において船員保険特別会計に所属していた権利及び義務は、労働保

険特別会計の労災勘定若しくは雇用勘定又は年金特別会計の健康勘定若しくは業務勘定に帰属するものとされた。

同特別会計の21年度の歳入歳出決算、損益、積立金及び主な業務実績は次のとおりである。<sup>(注)</sup>

(注) 同特別会計の21年度は、21年4月1日から12月31日までである。

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
21年度	64,378,209	55,441,746	642,158	8,294,304
20年度	69,039,267	67,391,644	490,810	1,156,812
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
21年度	54,193,632	47,832,069	—	6,361,562
20年度	66,649,665	63,360,747	—	3,288,917

(イ) 損 益

区 分	21年度(千円)	20年度(千円)
利 益	83,312,348	68,444,315
損 失	(うち保険料 41,307,790) (うち雑益 34,506,138) 88,580,452	(うち保険料 61,505,405) (うち雑益 544,920) 65,423,330
利 益 金 (△ 損 失 金)	(うち疾病保険給付費及保険者納付金 26,340,093) (うち雑損 38,867,381) △ 5,268,103	(うち疾病保険給付費及保険者納付金 37,574,143) (うち雑損 1,055,433) 3,020,985
〔前年度繰越利益金	166,642,275	163,621,290〕
〔翌年度繰越利益金	—	166,642,275〕

(ウ) 積 立 金

区 分	21年度末(千円)	20年度末(千円)
積立金現在額	124,284,673	129,286,792

(エ) 主な業務実績

区 分	21 年 度	(20 年 度)
被 保 険 者 数(年 度 末)	56,484人	58,195人
職 務 上 の 事 由 に よ る 年 金 等 の 支 給		
受 給 権 者 数	2,323人	2,370人
支 給 額	3,665,442千円	4,436,001千円
医 療 給 付	14,539,969千円	20,420,635千円
現 金 給 付(傷病手当金等)	3,572,760千円	4,940,575千円
前 期 高 齢 者 納 付 金	3,121,443千円	3,750,759千円
後 期 高 齢 者 支 援 金	4,284,402千円	5,837,630千円
退 職 者 給 付 抛 出 金	821,924千円	1,830,787千円
老 人 保 健 抛 出 金	386千円	795,161千円
介 護 納 付 金	2,133,307千円	3,043,441千円
失 業 保 険 給 付(失 業 保 険 金 等)	1,760,445千円	1,681,522千円

なお、この特別会計について検査した結果、不当事項1件((128):260ページ参照)を掲記した。

(12) 厚生労働省所管 年金特別会計

この特別会計は、国民年金事業、厚生年金保険事業、健康保険に関し政府が行う業務及び児童手当に関する政府の経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

なお、特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)により、21年12月31日において船員保険特別会計に所属していた権利及び義務の一部は、年金特別会計に帰属するものとされた。

同特別会計は、基礎年金、国民年金、厚生年金、福祉年金、健康、児童手当及び業務の7勘定に区分して経理されており、その勘定別の21年度の歳入歳出決算、損益、積立金等及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 基礎年金勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
21年度	22,089,417,613	22,088,760,526	352,459	304,627
20年度	20,845,461,231	20,844,806,031	251,822	403,376
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
21年度	20,915,090,302	20,187,692,325	—	727,397,976
20年度	19,692,822,805	19,252,584,958	—	440,237,846

不用額の主なものは、基礎年金給付費(歳出予算現額16兆9823億5588万円)の5554億7628万余円及び基礎年金相当給付費他勘定へ繰入及交付金(同3兆7625億6253万余円)の19億0071万余円である。

(イ) 損益

区分	21年度(千円)		20年度(千円)	
利益	20,496,698,763	20,478,709,511	19,277,511,770	19,255,848,052
損失	20,187,958,889	16,426,879,594	19,252,847,307	15,445,794,202
利益金	308,739,873		24,664,462	
〔前年度繰越利益金	2,318,275,755		2,293,611,293	
〔翌年度繰越利益金	2,627,015,629		2,318,275,755	

(ウ) 積立金

区分	21年度末(千円)	20年度末(千円)
積立金現在額	724,607,812	724,607,812

(エ) 主な業務実績

区分	21年度	(20年度)
老齢基礎年金等の支給	24,878千人	23,726千人
支給額	16,426,879,594千円	15,445,794,202千円

イ 国民年金勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
21年度	5,155,848,593	5,134,684,236	18,338,266	2,826,089
20年度	5,433,649,087	5,414,434,546	16,182,328	3,032,213
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
21年度	5,432,996,983	5,359,750,254	—	73,246,728
20年度	5,947,003,983	5,834,378,289	—	112,625,693

不納欠損額の主なものは、保険料収入(徴収決定済額1兆7156億5617万余円)の181億5711万余円である。また、不用額の主なものは、国民年金給付費(歳出予算現額1兆5275億0964万余円)の502億3136万余円及び諸支出金(同435億5354万余円)の76億6964万余円である。

(イ) 損 益

区 分	21 年度(千円)	20 年度(千円)
利 益	6,108,139,997 (うち保険料 2,611,375,291) (うち一般会計より受入 2,055,259,122)	6,121,856,929 (うち保険料 2,615,988,374) (うち一般会計より受入 1,856,007,263)
損 失	6,348,424,177 (うち基礎年金給付費等基礎年金勘定へ繰入 3,738,901,180) (うち国民年金給付費 1,477,278,041)	6,737,170,544 (うち基礎年金給付費等基礎年金勘定へ繰入 4,121,836,493) (うち国民年金給付費 1,577,936,883)
損 失 金	240,284,180	615,313,615
〔前年度繰越利益金	8,540,845,633	8,710,759,248〕
〔翌年度繰越利益金	8,300,561,452	8,095,445,633〕

(ウ) 積 立 金

区 分	21 年度末(千円)	20 年度末(千円)
積立金現在額	7,691,959,199 (うち運用寄託金現在額 7,175,159,199)	8,095,494,273 (うち運用寄託金現在額 7,325,477,417)

(エ) 主な業務実績

区 分	21 年 度	(20 年 度)
被保険者数(年度末)	30,060千人	30,442千人
老齢年金等の支給 受給権者数	3,407千人	3,705千人
支 給 額	1,477,278,281千円	1,577,937,571千円

ウ 厚生年金勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
21 年度	38,198,961,599	38,007,937,271	24,308,469	166,715,858
20 年度	36,585,994,544	36,421,701,918	16,613,151	147,679,474
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
21 年度	39,273,075,577	38,781,305,418	—	491,770,158
20 年度	37,636,841,984	36,107,751,976	—	1,529,090,007

不納欠損額は、保険料収入(徴収決定済額 22 兆 4291 億 2458 万余円)の 227 億 7451 万余円及び雑収入(同 102 億 7078 万余円)の 15 億 3395 万余円である。収納未済歳入額は、保険料収入の 1654 億 3724 万余円及び雑収入の 12 億 7861 万余円である。また、不用額の主なものは、保険給付費(歳出予算現額 24 兆 0939 億 8379 万余円)の 2472 億 3931 万余円、諸支出金(同 84 億 9384 万余円)の 31 億 6792 万余円及び基礎年金給付費等基礎年金勘定へ繰入(同 14 兆 8189 億 9986 万余円)の 13 億 6291 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	21 年度(千円)	20 年度(千円)
利 益	34,641,648,154 (うち保険料 22,338,636,630)	33,475,650,186 (うち保険料 22,785,855,832)
損 失	39,336,504,087 (うち保険給付費 23,846,744,465)	37,020,407,259 (うち保険給付費 22,687,018,075)
損 失 金	4,694,855,932	3,544,757,072
〔前年度繰越利益金	130,181,243,501	131,091,000,574〕
〔翌年度繰越利益金	125,486,387,568	127,546,243,501〕

(ウ) 積 立 金

区 分	21 年度末(千円)	20 年度末(千円)
積立金現在額	120,263,876,636 (うち運用寄託金現在額 114,225,976,636)	123,696,347,100 (うち運用寄託金現在額 117,658,447,100)

(エ) 主な業務実績

区 分	21 年 度	(20 年 度)
厚生年金保険の被保険者数(年度末)	34,247千人	34,444千人
老 齢 厚 生 年 金 等 の 支 給 受給権者数	30,580千人	29,072千人
支 給 額	23,750,018,552千円	22,596,111,904千円

工 福祉年金勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
21 年度	7,773,561	7,731,891	24,625	17,044
20 年度	9,475,068	9,439,410	26,297	9,361
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
21 年度	10,172,515	7,647,075	—	2,525,439
20 年度	12,651,140	9,367,275	—	3,283,864

(イ) 主な業務実績

区 分	21 年 度	(20 年 度)
老 齢 福 祉 年 金 の 支 給 受給権者数	12千人	17千人
支 給 額	3,959,574千円	5,847,288千円

オ 健康勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
21 年度	8,006,182,652	7,908,996,860	11,804,937	85,380,854
20 年度	8,893,927,757	8,810,507,623	8,609,104	74,811,028
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
21 年度	8,293,318,145	7,863,138,912	—	430,179,232
20 年度	8,979,087,905	8,175,814,970	—	803,272,934

不納欠損額及び収納未済歳入額は、すべて保険料収入(徴収決定済額 6 兆 4353 億 2714 万余円)の分である。また、不用額は、保険料等交付金(歳出予算現額 6 兆 7663 億 2308 万余円)の 4141 億 9764 万余円、国債整理基金特別会計へ繰入(同 1 兆 5045 億 7163 万余円)の 144 億 4347 万余円及び諸支出金(同 26 億 8979 万余円)の 15 億 3811 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	21 年度(千円)	20 年度(千円)
利 益	6,469,633,868	8,046,867,685
損 失	6,392,879,897	6,669,782,557
	6,471,436,645	8,250,348,670
	6,352,125,444	3,291,610,000
	—	3,465,769,435
損 失 金	1,802,776	203,480,985
〔前年度繰越損失金	1,273,487,338	1,070,006,353〕
〔翌年度繰越損失金	1,275,290,115	1,273,487,338〕

(ウ) 借 入 金

区 分	21 年度末(千円)	20 年度末(千円)
借入金現在額(財政融資資金)	1,479,228,212	1,479,228,212

(エ) 主な業務実績

区 分	21 年 度	(20 年 度)
保 険 料 等 交 付 金	6,352,125,444千円	3,291,610,000千円

カ 児童手当勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
21 年度	482,689,551	481,097,133	158,407	1,434,011
20 年度	486,063,817	484,656,523	106,743	1,300,550
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
21 年度	491,533,764	468,759,006	65,801	22,708,956
20 年度	487,551,658	462,011,670	32,244	25,507,743

不用額の主なものは、児童育成事業費(歳出予算現額 560 億 4323 万余円)の 105 億 8575 万余円及び児童手当交付金(同 4296 億 0416 万余円)の 80 億 5480 万余円である。

(イ) 積 立 金

区 分	21 年度末(千円)	20 年度末(千円)
積立金現在額	88,803,749	103,070,195

(ウ) 主な業務実績

区 分	21 年 度	(20 年 度)
児 童 手 当 の 交 付	11,642千人	11,746千人
交 付 対 象 児 童 数	11,642千人	11,746千人
交 付 額	905,781,376千円	908,114,375千円

キ 業務勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
21 年度	2,049,865,434	2,019,692,031	12,350,166	17,823,236
20 年度	559,016,814	534,586,146	8,328,842	16,101,825
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
21 年度	2,014,649,070	1,943,745,611	7,411,234	63,492,224
20 年度	537,997,061	463,376,949	27,581,783	47,038,328

不納欠損額及び収納未済歳入額はすべて雑収入(徴収決定済額 451 億 5796 万余円)の分である。また、不用額の主なものは、業務取扱費(歳出予算現額 2555 億 2748 万余円)の 363 億 9908 万余円、社会保険オンラインシステム費(同 1378 億 4934 万余円)の 167 億 1718 万余円及び年金相談等事業費(同 377 億 6410 万余円)の 78 億 6618 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	21 年度(千円)	20 年度(千円)
利 益	2,158,754,960 (うち特別保健福祉事業資金より受入 1,505,038,510)	516,490,999
損 失	227,013,640 (うち一般会計より受入 1,137,611,927)	196,779,135
損 失	2,137,611,927 (うち特別保健福祉事業資金受入金相 1,348,011,740)	508,473,369
損 失	220,159,346 (うち業務費)	258,611,191
利 益 金	21,143,032	8,017,630
〔前年度繰越利益金〕	196,353,841	188,614,163
〔翌年度繰越利益金〕	217,241,244	196,353,841



(ウ) 資 金

区 分	21年度末(千円)	20年度末(千円)
特別保健福祉事業資金現在額	296,699	1,511,937,708

なお、この特別会計について検査した結果、不当事項9件((111):220ページ、(112):224ページ、(116):232ページ、(120):238ページ、(121):241ページ、(125):251ページ、(126):254ページ、(128):260ページ、(603):326ページ参照)及び意見を表示し又は処置を要求した事項4件(341、347、357、372ページ参照)を掲記した。

(13) 農林水産省所管 食料安定供給特別会計

この特別会計は、農業経営基盤強化事業、農業経営安定事業、食糧の需給及び価格の安定のために行う事業及び土地改良工事等に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、農業経営基盤強化、農業経営安定、米管理、麦管理、業務、調整及び国営土地改良事業の7勘定に区分して経理されており、その勘定別の21年度の歳入歳出決算、損益、積立金、借入金、主な業務実績、調整資金の増減額及び政府短期証券(食糧証券)の発行は次のとおりである。

ア 農業経営基盤強化勘定

この勘定は、農業経営基盤の強化に資するための農地等の買収、売渡し等及び農地保有合理化事業等に係る補助金の交付等、農業経営の改善等に資するための農業改良資金の貸付け並びに青年等の就農促進を図るための就農支援資金の貸付けに関する経理を行うものである。

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
21年度	25,423,045	24,885,082	8,347	529,615
20年度	19,985,057	19,504,536	3,543	476,976
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
21年度	21,941,467	12,497,242	—	9,444,224
20年度	21,801,696	13,630,906	—	8,170,789

(イ) 損 益

区 分	21年度(千円)	20年度(千円)
利 益	13,754,677	5,573,704
(うち農業改良資金貸付金納付金)	2,753,845	3,433,717
損 失	3,056,773	4,936,389
(うち農地保有合理化促進費)	1,493,587	3,158,020
利 益 金	10,697,903	637,315
〔前年度繰越損失金〕	4,023,926	4,661,242
〔翌年度繰越利益金〕	6,673,977	—
〔翌年度繰越損失金〕	—	4,023,926

(ウ) 主な業務実績

区 分	21年度	(20年度)
(農地等の売渡し等のうちの主なもの)		
農地等の売渡し等	340千m <sup>2</sup>	555千m <sup>2</sup>
農地等の買収	18千m <sup>2</sup>	0千m <sup>2</sup>
農地等の貸付け	1,973千m <sup>2</sup>	2,051千m <sup>2</sup>
(注)		
年度末所有農地等	43,600千m <sup>2</sup>	43,802千m <sup>2</sup>
(農地保有合理化促進対策費補助金の交付のうちの主なもの)		
農地保有合理化法人に対する補助金の交付	1,061,868千円	1,437,825千円

区 分	21 年 度	(20 年 度)
全国農地保有合理化協会に対する補助金の交付 (就農支援資金)	97,264 千円	900,548 千円
都道府県に対する就農支援資金政府貸付金の貸付け	1,102,350 千円	788,302 千円

(注) 「年度末所有農地等」の面積は国有財産台帳に登録されている面積

イ 農業経営安定勘定

この勘定は、農業経営安定事業生産条件不利補正対策交付金及び農業経営安定事業収入減少影響緩和対策交付金の交付事業に関する経理を行うものである。

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
21 年度	228,017,067	228,017,067	—	—
20 年度	210,165,606	210,165,606	—	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
21 年度	232,425,890	146,536,443	—	85,889,446
20 年度	210,466,102	175,316,620	—	35,149,481

不用額の主なものは、農業経営安定事業費(歳出予算現額 2309 億 9522 万余円)の 848 億 0001 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	21 年度(千円)	20 年度(千円)
利 益	193,565,304 (うち調整勘定より受入 93,267,066)	210,165,606 (うち調整勘定より受入 108,288,033)
損 失	146,536,443 (うち農業経営安定事業費 146,178,091)	175,316,620 (うち農業経営安定事業費 174,906,406)
利 益 金	47,028,860	34,848,985
〔前年度繰越利益金	32,057,225	—
前年度繰越損失金	—	2,791,760
〕翌年度繰越利益金	79,086,086	32,057,225

(ウ) 主な業務実績

区 分	21 年 度	(20 年 度)
認定農業者等に対する農業経営安定事業生産条件不利補正対策交付金の交付	140,475,937 千円	150,261,445 千円
認定農業者等に対する農業経営安定事業収入減少影響緩和対策交付金の交付	5,409,990 千円	24,345,443 千円

ウ 米管理勘定

この勘定は、国内米の備蓄に伴う売買等及び輸入米の売買に伴う事業に係る経理を行うものである。

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
21 年度	581,246,378	578,515,254	22	2,731,102
20 年度	638,360,847	635,290,464	61,145	3,009,236
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
21 年度	857,355,607	578,436,851	78,402	278,840,353
20 年度	759,248,229	632,305,636	215,766	126,726,826

不用額は、米買入費(歳出予算現額 2380 億 1206 万余円)の 1322 億 5952 万余円、返還金等他勘定へ繰入(同 5259 億 2932 万余円)の 966 億 9138 万余円及び米管理費(同 534 億 1422 万余円)の 98 億 8944 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	21 年度(千円)	20 年度(千円)
利 益	90,947,364	113,866,132
(うち売上高)	77,952,059	98,418,233
損 失	167,403,876	179,750,404
(うち売上原価)	113,771,466	113,443,638
(うち事業管理費)	43,207,806	53,620,837
損 失 金 (損失金の処理)	76,456,512 (調整勘定へ移し整理)	65,884,272 (調整勘定へ移し整理)

(ウ) 主な業務実績

区 分	21 年 度	(20 年 度)
米 穀 買 入 れ	82 万 t	74 万 t
売 渡 し	84 万 t	99 万 t
年 度 末 在 庫	184 万 t	187 万 t

エ 麦管理勘定

[この勘定は、輸入麦等の売買等に伴う事業に係る経理を行うものである。]

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
21 年度	314,012,065	314,012,065	—	—
20 年度	466,403,772	466,403,772	—	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
21 年度	689,055,941	307,826,952	—	381,228,989
20 年度	688,071,396	460,691,486	636,979	226,742,930

不用額は、麦買入費(歳出予算現額 4131 億 3746 万余円)の 2232 億 0294 万余円、返還金等他勘定へ繰入(同 1931 億 4838 万余円)の 813 億 7434 万余円及び麦管理費(同 77 億 7009 万余円)の 16 億 5170 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	21 年度(千円)	20 年度(千円)
利 益	314,012,065	396,313,988
(うち売上高)	313,688,545	395,885,009
損 失	282,303,861	446,716,878
(うち食糧麦売上原価)	162,528,435	320,237,981
(うち輸入飼料売上原価)	31,022,416	40,913,982
利 益 金 (△ 損 失 金) (利益金又は損失金の処理)	31,708,204 (調整勘定へ移し整理)	△ 50,402,890 (調整勘定へ移し整理)

(ウ) 主な業務実績

区 分	21 年 度	(20 年 度)
麦 類 買 入 れ	644 万 t	600 万 t
売 渡 し	643 万 t	590 万 t
年 度 末 在 庫	83 万 t	83 万 t

オ 業務勘定

この勘定は、農業経営基盤強化勘定、農業経営安定勘定、米管理勘定及び麦管理勘定の各事業勘定に共通する事務人件費に係る経理を行うものである。

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
21年度	13,735,268	13,735,244	—	24
20年度	13,859,963	13,746,669	113,279	14
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
21年度	17,976,015	12,844,264	—	5,131,750
20年度	21,186,505	13,746,669	—	7,439,835

(イ) 損益

区分	21年度(千円)	20年度(千円)
利益	15,809,327 (うち米管理勘定より業務経費受入 8,806,045)	13,794,556 (うち米管理勘定より業務経費受入 8,890,812)
損失	15,943,973 (うち事務取扱費 13,958,537)	15,801,598 (うち事務取扱に必要な経費 12,778,913)
損失金 (損失金の処理)	134,645 (調整勘定へ移し整理)	2,007,042 (調整勘定へ移し整理)

カ 調整勘定

この勘定は、各事業勘定が必要とする資金の手当(一般会計の受入、食糧証券の発行、各事業勘定で生じた決算剰余金の集約等による資金の調達と返済)を一括して行うとともに、米管理勘定、麦管理勘定及び業務勘定の損益を移し受けて整理する機能を有しているものである。

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
21年度	1,097,026,856	1,097,026,856	—	—
20年度	1,275,055,488	1,275,055,488	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
21年度	1,701,816,313	1,054,171,614	—	647,644,698
20年度	1,582,332,908	1,238,471,099	—	343,861,808

不用額は、主要食糧及輸入飼料買入費等財源他勘定へ繰入(歳出予算現額 1兆 0775億 6674万余円)の 4788億 3426万余円及び国債整理基金特別会計へ繰入(同 6242億 4956万余円)の 1688億 1043万余円である。

なお、特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)第8条第2項の規定に基づき、21年度における収納済歳入額と支出済歳出額との差引額 428億 5524万余円のうち、22年度の予算総則第13条に定める金額 381億 7471万余円を、22年度の一般会計の歳入に繰り入れることとされた。

(イ) 損益

区分	21年度(千円)	20年度(千円)
利益	93,997,703 (うち一般会計より受入 93,267,066)	111,275,051 (うち一般会計より受入 108,288,033)
損失	93,997,703 (うち農業経営安定勘定へ繰入 93,267,066)	111,275,051 (うち農業経営安定勘定へ繰入 108,288,033)

(ウ) 積立金

区 分	21 年度末(千円)	20 年度末(千円)
積立金現在額	15,342,965	15,342,965

(エ) 調整資金の増減額

区 分	21 年度(千円)	20 年度(千円)
年度首資金	73,753,225	60,047,429
本年度受入額	114,000,000	132,000,000
本年度損失整理	△ 45,773,933	△ 118,294,204
損失整理後の現在額	141,979,291	73,753,225

(オ) 政府短期証券(食糧証券)の発行

区 分	21 年度(千円)	20 年度(千円)
繰越債務額	455,000,000	537,000,000
本年度発行額	1,142,000,000	1,886,000,000
本年度償還額	1,245,000,000	1,968,000,000
年度末現在額	352,000,000	455,000,000

キ 国営土地改良事業勘定

〔この勘定は、未完了借入事業の工事に関する経理を行うものである。〕

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
21 年度	130,825,973	130,601,578	—	224,395
20 年度	119,127,835	119,127,694	141	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
21 年度	139,200,543	118,973,643	15,331,671	4,895,228
20 年度	145,788,882	108,097,652	26,994,771	10,696,459

翌年度繰越額の主なものは、土地改良事業費(歳出予算現額712億5663万余円)の124億3734万余円、離島土地改良事業費(同103億1876万余円)の18億4348万円及び北海道土地改良事業費(同205億3399万余円)の10億4546万余円である。

(イ) 借入金

区 分	21 年度末(千円)	20 年度末(千円)
借入金現在額(財政融資資金)	34,523,598	17,596,646

(ウ) 主な業務実績

区 分	21 年 度	(20 年 度)
かんがい排水事業	49 地区	58 地区
総合農地防災事業	4 地区	6 地区
畑地帯総合土地改良パイロット事業	3 地区	3 地区

なお、この特別会計について検査した結果、不当事項46件((608)、(610)、(611)：400ページ、(612)、(613)：405ページ、(623)：412ページ、(627)：415ページ、(628)：416ページ、(635)、(636)、(638)-(644)、(647)-(655)、(660)、(661)、(663)、(665)、(667)-(673)、(675)、(677)-(684)：421ページ参照)、意見を表示し又は処置を要求した事項5件(435、439、444、476、482ページ参照)及び本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項1件(491ページ参照)を掲記した。

(14) 農林水産省所管 農業共済再保険特別会計

この特別会計は、国が経営する農業共済再保険事業に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、再保険金支払基金、農業、家畜、果樹、園芸施設及び業務の6勘定に区分して経理されており、その勘定別の21年度の歳入歳出決算、損益、積立金及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 再保険金支払基金勘定

この勘定は、異常災害の発生に伴う農業勘定等における再保険金支払財源の不足に充てるための一般会計からの受入金に関する経理を行うものである。

歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
21年度	24,225,915	24,225,915	—	—
20年度	21,766,956	21,766,956	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
21年度	21,818,108	4,637,657	—	17,180,451
20年度	20,179,713	—	—	20,179,713

不用額はすべて再保険金支払財源他勘定へ繰入(歳出予算現額 218 億 1810 万余円)の分である。

イ 農業勘定

この勘定は、農業者が、風水害等による水稲、陸稲、麦、畑作物及び蚕繭の減収等によって受ける損害につき、農業共済組合等が支払う共済金について農業共済組合連合会が負う保険責任のうち、次のものを再保険する事業に関する経理を行うものである。

- ① 水稲、陸稲及び麦については通常の災害を超える損害のうち農業共済組合連合会の負担分を超える部分の全額
- ② 畑作物及び蚕繭については通常の災害を超える損害の一定の割合

ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
21年度	23,950,714	23,950,714	—	—
20年度	14,921,928	14,921,928	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
21年度	33,047,202	22,457,091	—	10,590,110
20年度	27,932,354	6,693,212	—	21,239,141

不用額の主なものは農業再保険費及交付金(歳出予算現額 238 億 2646 万余円)の 13 億 6937 万余円である。(なお、不用額のうちには予備費に係るものが 92 億 2073 万余円ある。)

(イ) 損益

区分	21年度(千円)	20年度(千円)
利益	19,313,057	14,921,928
損失	11,855,311	8,120,600
利益金(△損失金)	△ 3,248,803	303,611
前年度繰越利益金	70,468,415	62,338,678
翌年度繰越利益金	67,219,611	70,468,415

(ウ) 積立金

区 分	21年度末(千円)	20年度末(千円)
積立金現在額	70,468,415	62,338,678

(エ) 主な業務実績

区 分	21年 度	(20年 度)
(共済引受)		
水稻	147万 ha	147万 ha
畑作物	25万 ha	25万 ha
麦	25万 ha	25万 ha
(再保険金支払)		
麦	8,457,791千円	3,283千円
水稻	5,109,992千円	5,330千円
畑作物	1,650,026千円	294,950千円

ウ 家畜勘定

この勘定は、農業者が、家畜の死亡、疾病等によって受ける損害につき、農業共済組合等が支払う共済金について農業共済組合連合会が負う保険責任のうち、伝染病等による異常事故については損害の全額を、また、それ以外の事故については損害の一定の割合を再保険する事業に関する経理を行うものである。

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
21年度	44,756,147	44,756,147	—	—
20年度	45,622,340	45,622,340	—	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
21年度	37,784,013	30,385,413	—	7,398,599
20年度	38,230,844	31,982,291	—	6,248,552

(イ) 損 益

区 分	21年度(千円)	20年度(千円)
利 益	44,760,334	45,624,189
(うち再保険料)	24,023,624	23,738,236
損 失	41,978,124	43,403,790
(うち再保険金)	21,150,077	22,445,842
利 益 金	2,782,210	2,220,398
〔前年度繰越利益金〕	36,960,594	34,740,195
〔翌年度繰越利益金〕	39,742,804	36,960,594

(ウ) 積立金

区 分	21年度末(千円)	20年度末(千円)
積立金現在額	36,955,199	34,736,649

(エ) 主な業務実績

区 分	21年 度	(20年 度)
(共済引受)		
牛	481万頭	486万頭
肉豚	161万頭	163万頭
種豚	20万頭	20万頭
馬	2万頭	2万頭
(再保険金支払)		
牛	19,695,024千円	20,835,639千円
肉豚	918,147千円	1,019,684千円
馬	316,271千円	332,099千円
種豚	220,634千円	258,420千円

エ 果樹勘定

この勘定は、農業者が、風水害等による果実の減収、樹体の損傷等によって受ける損害につき、農業共済組合等が支払う共済金について農業共済組合連合会が負う保険責任のうち、通常の災害を超える損害の一定の割合を再保険する事業に関する経理を行うものである。

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
21年度	5,462,641	5,462,641	—	—
20年度	5,913,567	5,913,567	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用品額(千円)
21年度	9,903,739	1,421,573	—	8,482,165
20年度	9,973,205	1,380,025	—	8,593,179

(イ) 損益

区分	21年度(千円)	20年度(千円)
利益	5,462,641	5,913,567
損失	2,809,850	3,109,742
利益金	2,652,791	2,803,825
〔前年度繰越損失金	29,320,176	31,740,903〕
〔翌年度繰越損失金	27,289,346	29,320,176〕

(ウ) 主な業務実績

区分	21年度	(20年度)
(共済引受)		
うんしゅうみかん	1099万本	1126万本
りんご	345万本	330万本
いよかん	235万本	259万本
指定かんきつ	167万本	171万本
なし	164万本	172万本
(再保険金支払)		
りんご	380,535千円	318,518千円
なし	183,914千円	35,717千円
おうとう	76,764千円	107,595千円
うんしゅうみかん	55,999千円	72,251千円
もも	54,556千円	19,230千円

オ 園芸施設勘定

この勘定は、農業者が、風水害等による園芸施設の損傷等によって受ける損害につき、農業共済組合等が支払う共済金について農業共済組合連合会が負う保険責任のうち、損害の一定割合を、また、同連合会の事業年度ごとに通常の災害を超える損害の一定の割合を再保険する事業に関する経理を行うものである。

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
21年度	3,875,443	3,875,443	—	—
20年度	4,311,667	4,311,667	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用品額(千円)
21年度	5,110,868	2,115,359	—	2,995,508
20年度	5,383,495	2,147,815	—	3,235,679



(イ) 損 益

区 分	21 年度(千円)		20 年度(千円)	
利 益		3,875,443		4,311,667
	(うち再保険料	1,310,941)	(うち再保険料	1,539,625)
損 失		3,423,417		2,914,032
	(うち再保険金	346,765)	(うち再保険金	162,945)
利 益 金		452,025		1,397,634
〔前年度繰越利益金		17,058,751		15,661,116〕
〔翌年度繰越利益金		17,510,777		17,058,751〕

(ウ) 積 立 金

区 分	21 年度末(千円)	20 年度末(千円)
積立金現在額	17,058,751	15,661,116

(エ) 主な業務実績

区 分	21 年 度	(20 年 度)
(共済引受)		
園芸施設	67 万棟	68 万棟
(再保険金支払)		
園芸施設	346,765 千円	162,945 千円

カ 業務勘定

歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
21 年度	985,945	985,945	—	—
20 年度	963,067	963,067	—	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
21 年度	1,065,124	985,855	—	79,268
20 年度	1,053,776	963,067	—	90,708

なお、この特別会計について検査した結果、意見を表示し又は処置を要求した事項1件(444 ページ参照)を掲記した。

(15) 農林水産省所管 森林保険特別会計

この特別会計は、国が行う森林保険事業に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の21年度の歳入歳出決算、損益、積立金及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
21 年度	10,628,357	10,628,357	—	—
20 年度	11,067,376	11,067,376	—	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
21 年度	5,013,656	1,712,466	—	3,301,189
20 年度	5,307,626	2,751,726	—	2,555,899

(イ) 損 益

区 分	21 年度(千円)	20 年度(千円)
利 益	10,628,357	11,067,376
(うち保険料)	2,628,682	2,615,247
損 失	9,147,233	10,470,179
(うち保険金)	424,272	1,447,296
利 益 金	1,481,123	597,196
〔前年度繰越利益金〕	15,880,553	15,283,357
〔翌年度繰越利益金〕	17,361,676	15,880,553

(ウ) 積 立 金

区 分	21 年度末(千円)	20 年度末(千円)
積立金現在額	15,880,553	15,283,357

(エ) 主な業務実績

区 分	21 年 度	(20 年 度)
(保険引受)		
件 数	146 千件	154 千件
面 積	1,058 千 ha	1,108 千 ha
金 額	1,879,263,139 千円	1,588,122,028 千円
(保険金支払)		
件 数	1 千件	4 千件
面 積	0 千 ha	1 千 ha
金 額	424,272 千円	1,447,296 千円

なお、この特別会計について検査した結果、不当事項 8 件((635)-(641)、(643) : 421 ページ参照)を掲記した。

(16) 農林水産省所管 国有林野事業特別会計

この特別会計は、国有林野事業を国有林野の有する公益的機能の維持増進を基本としつつ企業的に運営し、その健全な発達に資することを目的として、その経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の 21 年度の歳入歳出決算、損益、借入金及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
21 年度	499,076,264	497,960,012	68	1,116,183
20 年度	460,054,653	459,061,651	9	992,992
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
21 年度	541,833,440	488,211,582	35,408,234	18,213,623
20 年度	525,834,374	451,002,304	54,300,684	20,531,384

翌年度繰越額の主なものは国有林野森林整備事業費(歳出予算現額 986 億 6692 万余円)の 159 億 7715 万余円、国有林野事業費(同 975 億 7557 万余円)の 95 億 5150 万余円及び治山事業費(同 558 億 8396 万余円)の 81 億 0106 万余円である。また、不用額の主なものは国有林野森林整備事業費の 68 億 6516 万余円、国有林野事業費の 67 億 3852 万余円及び国有林野災害復旧事業費(同 52 億 9414 万余円)の 23 億 4628 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	21 年度(千円)		20 年度(千円)	
利 益		151,835,370		146,934,174
	(うち売上高	20,469,705)	(うち売上高	23,123,364)
損 失		175,288,299		174,716,716
	(うち経営費	44,169,936)	(うち経営費	44,869,230)
損 失 金		23,452,929		27,782,541
〔前年度繰越損失金		397,570,789		369,788,248〕
〔翌年度繰越損失金		421,023,719		397,570,789〕

(ウ) 借 入 金

区 分	21 年度末(千円)	20 年度末(千円)
借入金現在額(財政融資資金等)	1,279,312,743	1,279,394,178

(エ) 主な業務実績

区 分	21 年 度	(20 年 度)
立 木 売 払 い	818 千㎡	795 千㎡
製 品 売 払 い	2,036 千㎡	1,800 千㎡
立 木 の 保 育	126 千 ha	96 千 ha
林 道 改 良	953km	602km
直 轄 治 山 事 業	1,752 か所	1,644 か所

なお、この特別会計について検査した結果、意見を表示し又は処置を要求した事項1件(444 ページ参照)を掲記した。

(17) 農林水産省所管 漁船再保険及び漁業共済保険特別会計

この特別会計は、国が経営する普通保険等再保険事業、特殊保険再保険事業、漁船乗組員給与保険再保険事業及び漁業共済保険事業に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、漁船普通保険、漁船特殊保険、漁船乗組員給与保険、漁業共済保険及び業務の5勘定に区分して経理されており、その勘定別の21年度の歳入歳出決算、損益、積立金及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 漁船普通保険勘定

この勘定は、戦乱等以外の事故により、1,000トン未満の漁船やこれに積載した漁獲物等が受けた損害及び1,000トン未満の漁船の運航に伴って生じた損害の賠償等について、漁船保険中央会が漁船保険組合に負う再保険責任のうち同中央会の負担分を超える額を再保険する事業に関する経理を行うものである。

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
21 年度	5,892,197	5,892,197	—	—
20 年度	7,253,627	7,253,627	—	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
21 年度	6,858,572	5,754,140	—	1,104,431
20 年度	8,039,287	6,806,737	—	1,232,549

(イ) 損 益

区 分	21 年度(千円)	20 年度(千円)
利 益	5,892,197	7,506,748
(うち再保険料)	72,617	165,848
損 失	5,788,591	6,884,053
(うち再保険金)	52,490	291,594
利 益 金	103,605	622,694
〔前年度繰越利益金〕	10,894,010	10,271,315
〔翌年度繰越利益金〕	10,997,616	10,894,010

(ウ) 積 立 金

区 分	21 年度末(千円)	20 年度末(千円)
積立金現在額	10,894,010	10,524,436

(エ) 主な業務実績

区 分	21 年 度	(20 年 度)
(保 険 引 受)		
件 数	381,427 件	388,531 件
再 保 険 金 額	43,052,409,482 千円	38,596,333,846 千円
(保 険 金 支 払)		
損 害 再 保 険 金 金 額	52,490 千円	16,824 千円
満 期 再 保 険 金 件 数	—	104 件
金 額	—	274,770 千円

イ 漁船特殊保険勘定

〔 この勘定は、1,000 トン未満の漁船が戦乱等による事故により損害を受けた場合に、漁船保険組  
 合が負う保険責任を再保険する事業に関する経理を行うものである。 〕

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
21 年度	30,752	30,752	—	—
20 年度	47,097	47,097	—	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
21 年度	269,223	—	—	269,223
20 年度	269,223	—	—	269,223

(イ) 損 益

区 分	21 年度(千円)	20 年度(千円)
利 益	29,984	47,374
(うち再保険料)	11,181	17,558
損 失	333	795
利 益 金	29,651	46,579
〔前年度繰越利益金〕	4,296,560	4,249,980
〔翌年度繰越利益金〕	4,326,211	4,296,560

(ウ) 積 立 金

区 分	21 年度末(千円)	20 年度末(千円)
積立金現在額	4,295,378	4,249,075

(エ) 主な業務実績

区 分 (保 険 引 受)	21 年 度	(20 年 度)
件 数	291 件	317 件
再 保 険 金 額	30,460,536 千円	34,457,382 千円

ウ 漁船乗組員給与保険勘定

〔 この勘定は、漁船の乗組員が抑留された場合における給与の支払について、漁船保険組合が負う  
保険責任を再保険する事業に関する経理を行うものである。 〕

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
21 年度	6,964	6,964	—	—
20 年度	12,230	12,230	—	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
21 年度	42,520	—	—	42,520
20 年度	42,520	—	—	42,520

(イ) 損 益

区 分	21 年度(千円)	20 年度(千円)
利 益	6,673	12,048
(うち再保険料)	536	3,259
損 失	22	237
利 益 金	6,651	11,811
〔前年度繰越利益金〕	1,287,428	1,275,617
〔翌年度繰越利益金〕	1,294,079	1,287,428

(ウ) 積 立 金

区 分	21 年度末(千円)	20 年度末(千円)
積立金現在額	1,287,107	1,275,114

(エ) 主な業務実績

区 分 (保 険 引 受)	21 年 度	(20 年 度)
件 数	197 件	209 件
再 保 険 金 額	587,266 千円	579,380 千円

エ 漁業共済保険勘定

〔 この勘定は、中小漁業者がその営む漁業につき異常の事象又は不慮の事故によって受けることのある損失について漁業共済組合連合会が漁業共済組合に対して負う再共済責任等のうち、同連合会の負担分を超える額を保険する事業に関する経理を行うものである。 〕

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
21 年度	7,979,168	7,979,168	—	—
20 年度	8,135,429	8,135,429	—	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
21 年度	8,372,008	7,762,584	—	609,423
20 年度	8,085,026	7,771,568	—	313,457

(イ) 損 益

区 分	21 年度(千円)	20 年度(千円)
利 益	13,817,092	15,603,710
(うち保険料)	2,575,203	2,630,492
損 失	14,864,328	13,973,354
(うち保険金)	2,739,592	2,703,879
(うち漁業共済組合連合会交付金)	5,022,992	5,067,689
利 益 金 (△ 損 失 金)	△ 1,047,236	1,630,356
〔前年度繰越損失金〕	27,905,394	29,535,751
〔翌年度繰越損失金〕	28,952,631	27,905,394

(ウ) 主な業務実績

区 分	21 年 度	(20 年 度)
(保 険 引 受)		
件 数	55,839 件	58,791 件
再 共 済 金 額	394,684,908 千円	389,782,344 千円
(保 険 金 支 払)		
漁 獲 共 済 保 険 金	1,344,813 千円	—
養 殖 共 済 保 険 金	772,514 千円	2,265,858 千円
特 定 養 殖 共 済 保 険 金	145,056 千円	—
漁 業 施 設 共 済 保 険 金	477,207 千円	438,020 千円
計	2,739,592 千円	2,703,879 千円

オ 業務勘定

歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
21 年度	851,117	851,117	—	—
20 年度	963,560	963,560	—	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
21 年度	905,250	851,116	—	54,133
20 年度	1,013,325	963,559	—	49,765

(18) 経済産業省所管 貿易再保険特別会計

この特別会計は、貿易保険の再保険に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の21年度の歳入歳出決算、損益、異常危険準備金及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
21 年度	148,082,723	148,082,723	—	—
20 年度	219,309,629	219,309,629	—	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
21 年度	212,019,866	61,120,406	—	150,899,459
20 年度	212,100,085	64,983,719	—	147,116,365

不用額の主なものは再保険費(歳出予算現額 1531 億 2006 万円)の 1417 億 9205 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	21 年度(千円)		20 年度(千円)	
利 益		97,479,383		91,496,164
	(うち再保険料	30,503,288)	(うち再保険料	27,737,525)
損 失		97,479,383		91,496,164
	(うち異常危険準備金繰入	26,651,259)	(うち異常危険準備金繰入	18,423,014)

(ウ) 異常危険準備金

区 分	21 年度末(千円)	20 年度末(千円)
異常危険準備金現在額	508,407,619	481,756,360

(エ) 主な業務実績

区 分	21 年 度	(20 年 度)
再 保 険 引 受 件 数	251,542 件	264,943 件
引 受 再 保 険 金 額	12,089,817,943 千円	13,524,334,613 千円
再 保 険 支 払 件 数	271 件	249 件
支 払 再 保 険 金 額	10,454,312 千円	14,248,917 千円

(19) 経済産業省所管 特許特別会計

この特別会計は、工業所有権(特許権、実用新案権、意匠権及び商標権をいう。)に関する事務に係る経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の21年度の歳入歳出決算及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
21 年度	306,778,505	306,775,224	3,234	47
20 年度	307,274,559	307,267,894	3,314	3,351
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
21 年度	125,142,279	109,389,975	629,263	15,123,040
20 年度	125,674,495	109,486,180	4,776,732	11,411,582

不用額の主なものは事務取扱費(歳出予算現額1105億5306万余円)の147億7890万余円である。

なお、特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)第8条第2項の規定に基づき、21年度における収納済歳入額と支出済歳出額との差引額1973億8524万余円のうち、22年度の予算総則第13条に定める金額10億4000万円を、22年度の一般会計の歳入に繰り入れることとされた。

(イ) 主な業務実績

区 分	21 年 度	(20 年 度)
(特 許 権)		
出 願 の 受 理	344,735件	383,570件
審 査 請 求 の 受 理	254,379件	316,448件
審 査	366,622件	348,333件
(実用新案権)		
出 願 の 受 理	9,569件	9,427件
(意 匠 権)		
出 願 の 受 理	31,607件	32,791件
審 査	31,489件	35,219件
(商 標 権)		
出 願 の 受 理	112,095件	105,848件
審 査	211,180件	217,769件

(20) 国土交通省所管 社会資本整備事業特別会計

この特別会計は、治水事業、道路整備事業、港湾整備事業、空港整備事業及び都市開発資金の貸付け並びに社会資本整備関係事業等に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、治水、道路整備、港湾、空港整備及び業務の5勘定に区分して経理されており、その勘定別の21年度の歳入歳出決算、損益、借入金及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 治水勘定

この勘定は、国が施行する直轄治水事業、都道府県知事が施行する治水事業に係る負担金又は補助金の交付等に関する経理を行うものである。

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
21年度	1,674,961,633	1,673,115,837	24,368	1,821,427
20年度	1,396,032,541	1,390,023,431	893	6,008,216
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
21年度	1,691,626,357	1,343,861,322	323,008,182	24,756,851
20年度	1,485,772,123	1,184,409,600	293,198,023	8,164,499

翌年度繰越額の主なものは、河川整備事業費(歳出予算現額7972億9983万余円)の1707億7319万余円、砂防事業費(同2026億2625万余円)の470億0277万余円及び多目的ダム建設事業費(同1694億4930万余円)の298億5130万余円である。また、不用額の主なものは、業務取扱費業務勘定へ繰入(同1272億9785万余円)の110億3134万余円、河川整備事業費の81億9728万余円及び受託工事費(同249億5342万余円)の35億8211万余円である。

(イ) 主な業務実績

区 分	21年度		(20年度)	
	直轄事業	補助事業	直轄事業	補助事業
河川改修	119河川	633河川	119河川	654河川
河川総合開発	14ダム	78ダム	14ダム	87ダム
砂防施設の整備	34水系	816流域	34水系	840流域
特定多目的ダム建設	28ダム	—	30ダム	—

イ 道路整備勘定

この勘定は、国が施行する道路の新設、改築、維持及び修繕に関する事業並びに道路の整備に関する事業についての国の負担金その他の経費の交付及び資金の貸付けに関する経理を行うものである。

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
21年度	3,925,625,994	3,925,202,876	187,439	235,678
20年度	4,577,830,595	4,557,516,618	131,993	20,181,982
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
21年度	3,935,755,752	3,186,636,514	680,302,918	68,816,319
20年度	4,682,748,422	3,699,582,242	963,381,072	19,785,107

翌年度繰越額の主なものは、地域連携道路事業費(歳出予算現額1兆1896億3374万余円)の3010億9179万余円、道路交通安全対策事業費(同7038億5956万余円)の1282億1990万余円及び道路交通円



滑化事業費(同 6075 億 7449 万余円)の 1152 億 3058 万余円である。また、不用額の主なものは、地方道路整備臨時貸付金(同 1036 億 5019 万余円)の 347 億 3005 万余円、地域連携道路事業費の 111 億 4780 万余円及び道路交通安全対策事業費の 42 億 3191 万余円である。

(イ) 主な業務実績

区 分	21 年 度	(20 年 度)
(直轄事業)		
高速自動車国道の整備	11 路線	11 路線
一般国道の改築 (うち大規模バイパスの 新設)	164 路線 (52 か所)	166 路線 (57 か所)
共同溝の整備	15 路線	19 路線
(補助事業)		
一般国道の改築	220 路線	275 路線
地方道の改築	331 か所	321 か所
街路事業	529 か所	567 か所
土地区画整理事業	412 か所	474 か所

ウ 港湾勘定

この勘定は、国が施行する港湾整備事業に関する経理及び港湾管理者が施行する港湾整備事業に対する負担金又は補助金の交付等に関する経理を行うものである。

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
21 年度	445,773,725	445,763,797	—	9,928
20 年度	379,720,512	379,685,707	91	34,713
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
21 年度	572,749,169	379,176,069	186,466,426	7,106,673
20 年度	413,210,457	346,034,636	66,220,259	955,561

翌年度繰越額の主なものは、港湾事業費(歳出予算現額 4334 億 7636 万余円)の 1668 億 2162 万余円、北海道港湾事業費(同 335 億 2519 万余円)の 60 億 1749 万余円及び沖縄港湾事業費(同 277 億 0828 万余円)の 38 億 2402 万余円である。

(イ) 主な業務実績

区 分	21 年 度	(20 年 度)
(直轄事業)		
港 湾 の 整 備	121 港	119 港
航 路 の 整 備	16 航路	16 航路
(補助事業)		
港 湾 の 整 備	219 港	244 港

エ 空港整備勘定

この勘定は、空港の設置、改良及び災害復旧並びに維持その他の管理に係る事業等に関する経理を行うものである。

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
21 年度	623,839,408	623,775,658	38	63,710
20 年度	630,795,025	630,647,213	486	147,324
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
21 年度	674,403,726	599,509,986	53,840,902	21,052,837
20 年度	723,246,068	584,186,055	128,515,729	10,544,282

翌年度繰越額の主なものは、空港整備事業費(歳出予算現額 3340 億 9676 万余円)の 477 億 3274 万余円、沖縄空港整備事業費(同 195 億 7612 万余円)の 38 億 6376 万余円及び北海道空港整備事業費(同 132 億 5641 万余円)の 14 億 4725 万余円である。また、不用額の主なものは、空港等維持運営費(同 1497 億 3953 万余円)の 143 億 4319 万余円、空港整備事業費の 35 億 4432 万余円及び航空路整備事業費(同 356 億 2205 万円)の 11 億 3798 万余円である。

(イ) 借入金

区 分	21 年度末(千円)	20 年度末(千円)
借入金現在額(財政融資資金等)	997,368,982	936,712,272

(ウ) 主な業務実績

区 分	21 年 度	(20 年 度)
(直轄事業)		
滑走路の新設及び延長	4 空港	4 空港
(補助事業)		
滑走路の新設及び延長	2 空港	3 空港

オ 業務勘定

この勘定は、治水勘定、道路整備勘定、港湾勘定、空港整備勘定及び都市開発資金の貸付けの業務取扱いに関する人件費等の諸費、都市開発資金の貸付けに係る貸付金等に関する経理を行うものである。

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
21 年度	463,061,220	463,056,068	—	5,151
20 年度	262,389,973	262,386,257	—	3,715
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
21 年度	374,714,738	300,154,139	14,287,561	60,273,037
20 年度	246,700,200	225,141,330	10,883,938	10,674,931

翌年度繰越額はすべて業務取扱費(歳出予算現額 2729 億 1820 万余円)の分である。また、不用額の主なものは、業務取扱費の 395 億 6148 万余円及び都市開発資金貸付金(同 904 億 2250 万円)の 206 億 1145 万円である。

なお、特別会計に関する法律第 8 条第 2 項の規定に基づき、21 年度における収納済歳入額と支出済歳出額との差引額 1629 億 0192 万余円のうち、22 年度の予算総則第 13 条に定める金額 1148 億 4132 万余円を、22 年度の一般会計の歳入に繰り入れることとされた。

(イ) 損益(都市開発資金の貸付けに係るもの)

区 分	21 年度(千円)	20 年度(千円)
利 益	464,772	669,168
損 失	303,980	489,206
利 益 金	160,791	179,961
〔前年度繰越損失金	2,083,422	2,263,384
〔翌年度繰越損失金	1,922,631	2,083,422

(ウ) 借入金(都市開発資金の貸付けに係るもの)

区 分	21 年度末(千円)	20 年度末(千円)
借入金現在額(財政融資資金)	18,352,667	27,529,629

(エ) 主な業務実績(都市開発資金の貸付に係るもの)

a 貸付実績

区 分		21 年 度	(20 年 度)
(地方公共団体貸付)			
都市公共施設用地買取資金貸付	件 数	14 件	10 件
	面 積	23,236m <sup>2</sup>	82,018m <sup>2</sup>
	金 額	2,176,000 千円	2,757,000 千円
組合等土地区画整理資金貸付	件 数	25 件	13 件
	金 額	3,008,050 千円	1,399,500 千円
(民間都市開発推進機構貸付)			
都市開発資金貸付	件 数	13 件	8 件
	金 額	63,482,000 千円	12,799,600 千円

b 貸付金回収

	21 年 度	(20 年 度)
金 額	千円 129,153,460	千円 23,548,527

c 貸付金現在額

	21 年 度 末	(20 年 度 末)
金 額	千円 184,347,529	千円 243,689,939

なお、この特別会計について検査した結果、不当事項 84 件((707)-(715)、(717)、(718)、(721)-(726) : 560 ページ、(732) : 564 ページ、(733) : 566 ページ、(734) : 568 ページ、(739) : 576 ページ、(740)、(741)-(745) : 577 ページ、(748) : 582 ページ、(749) : 583 ページ、(751)(752) : 586 ページ、(753) : 587 ページ、(754) : 589 ページ、(759) : 595 ページ、(762)-(810) : 598 ページ、(811) : 609 ページ参照)、意見を表示し又は処置を要求した事項 12 件(617、622、626、631、635、650、655、664、672、678、686、719 ページ参照)及び本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 1 件(728 ページ参照)を掲記した。

(21) 国土交通省所管 自動車安全特別会計

この特別会計は、自動車損害賠償保障事業、自動車検査登録等事務、自動車事故対策事業等に関する国の経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、保障、自動車検査登録及び自動車事故対策の 3 勘定に区分して経理されており、その勘定別の 21 年度の歳入歳出決算、損益、繰越金、基金及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 保障勘定

この勘定は、自動車損害賠償保障事業(保有者が明らかでない自動車によって生命、身体を害されて損害賠償の請求をすることのできない被害者の受けた損害を国がてん補するなどの事業)等に関する経理、経過措置としての再保険事業等(自動車損害賠償責任再保険事業及び自動車損害賠償責任共済保険事業)に関する経理を行うものである。

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
21 年度	73,848,343	70,638,854	558,737	2,650,750
20 年度	82,260,567	79,060,234	513,832	2,686,500
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
21 年度	12,664,141	10,622,540	—	2,041,600
20 年度	24,722,082	17,432,223	—	7,289,858

(イ) 損 益

区 分	21 年度(千円)		20 年度(千円)	
利 益	11,987,005		15,301,266	
	(うち前年度繰越支払備金 5,953,050)		(うち前年度繰越支払備金 8,778,949)	
	(うち賦課金 1,957,581)		(うち賦課金 2,123,624)	
損 失	17,894,395		25,170,636	
	(うち再保険金及保険金 5,899,774)		(うち再保険金及保険金 9,812,042)	
	(うち次年度繰越支払備金 5,072,856)		(うち次年度繰越支払備金 5,953,050)	
利 益 金 (△ 損 失 金) (利益金又は損失金の処理)	△5,907,389		△9,869,370	
	(翌年度に繰越利益を減額して整理 △953,684)		(翌年度に繰越利益として整理 1,182,372)	
	(翌年度に基金を減額して整理 △4,953,704)		(翌年度に基金を減額して整理 △11,051,742)	

(ウ) 繰 越 金

区 分	21 年度末(千円)	20 年度末(千円)
繰越利益の額	116,558,965	115,376,593

(エ) 基 金

区 分	21 年度末(千円)	20 年度末(千円)
基金残額	29,847,919	40,899,661

(オ) 主な業務実績

区 分		21 年 度	(20 年 度)
保 障 金 等 の 支 払	件 数	2,248 件	2,500 件
	金 額	3,333,684 千円	2,994,711 千円
〔経過措置としての保険契約及び保険金支払〕			
再保険及び保険関係の成 立	件 数	29 件	163 件
	金 額	200 千円	737 千円
再保険金及び保険金の支 払	件 数	2,828 件	4,876 件
	金 額	5,899,774 千円	9,812,042 千円

イ 自動車検査登録勘定

〔この勘定は、自動車検査登録等事務(自動車の検査、登録等)に関する経理を行うものである。〕

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
21 年度	46,197,715	46,197,715	—	—
20 年度	50,002,582	50,002,582	—	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
21 年度	43,851,788	39,014,930	632,044	4,204,813
20 年度	43,177,947	39,608,482	462,955	3,106,509

(イ) 主な業務実績

区 分	21 年 度	(20 年 度)
自 動 車 の 検 査	26,027 千件	26,215 千件
(う ち 有 料 分)	(25,965 千件)	(26,159 千件)
自 動 車 の 登 録	16,024 千件	16,485 千件
(う ち 有 料 分)	(15,170 千件)	(15,746 千件)

ウ 自動車事故対策勘定

〔この勘定は、自動車事故対策事業(被害者保護の増進又は自動車事故防止対策に関する事業)に関する経理を行うものである。〕

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
21年度	14,083,744	14,083,744	—	—
20年度	14,935,114	14,935,114	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用品額(千円)
21年度	14,790,887	13,722,684	—	1,068,202
20年度	15,727,950	14,477,939	—	1,250,010

(イ) 損 益

区 分	21年度(千円)	20年度(千円)
利 益	3,886,569	3,901,410
(うち利子収入)	3,767,690	3,750,516
損 失	13,722,684	14,477,939
(うち独立行政法人自動車事故対策 機構運営費交付金	7,819,274	8,105,149
利 益 金 (△損失金) (利益金又は損失金の処理)	△9,836,115 (翌年度に基金を減額して整理)	△10,576,528 (翌年度に基金を減額して整理)

(ウ) 基 金

区 分	21年度末(千円)	20年度末(千円)
基金残額	712,318,028	722,894,556

(エ) 主な業務実績

区 分	21年度	(20年度)
自動車事故対策計画に基 づく助成	件数 471件 金額 13,543,171千円	件数 628件 金額 14,271,754千円

なお、この特別会計について検査した結果、不当事項2件((719)(720):560ページ参照)及び意見を  
表示し又は処置を要求した事項1件(719ページ参照)を掲記した。

## 第2 国税収納金整理資金の受払

国税収納金整理資金は、国税収入に関する経理の合理化と過誤納金の還付金等の支払事務の円滑化を図ることを目的として、国税収納金整理資金に関する法律(昭和29年法律第36号)に基づいて、昭和29年度に設置されたものである。この資金に国税収納金等を受け入れ、過誤納金の還付金等はこの資金から支払い、その差引額を国税収入その他の収入として国の歳入に組み入れることとしており、その受払の計算書を一般会計歳入歳出決算とともに内閣が国会に提出しなければならないこととなっている。

平成21年度国税収納金整理資金受払計算書についてみると、受入れ、支払は次のとおりである。

受 入 れ	徴収決定済額(千円)	収納済額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済額(千円)
21年度	51,504,681,936	50,484,581,725	132,005,406	888,094,803
20年度	57,306,197,451	56,185,781,796	188,545,236	931,870,418
支 払	支払決定済額(千円)		歳入組入額(千円)	
21年度	10,951,023,023		38,822,705,112	
20年度	10,474,898,545		45,053,497,194	

上記の歳入組入額の主なものは次のとおりである。

区 分	歳入組入額(千円)
一般会計各税組入金	37,985,808,453
交付税及び譲与税配付金特別会計(交付税及び譲与税配付金勘定)各税組入金	645,869,139
国債整理基金特別会計組入金	190,387,097

なお、不納欠損額及び収納未済額の主なものは次のとおりである。

区 分	不納欠損額(千円)	(徴収決定済額)(千円)
消費税及地方消費税受入金	43,234,215	15,910,291,567
源泉所得税受入金	32,993,568	12,489,978,527
申告所得税受入金	23,323,026	2,652,714,747
法人税受入金	21,620,993	9,503,525,279
相続税受入金	5,350,291	1,458,402,408
消費税受入金	3,369,361	5,275,148
酒税受入金	1,493,148	1,418,869,879
区 分	収納未済額(千円)	(徴収決定済額)(千円)
消費税及地方消費税受入金	373,835,554	15,910,291,567
揮発油税及地方揮発油税受入金	261,274,558	3,012,362,643

前記の収納未済額のほか、既往年度分の収納未済額が1兆5531億5250万余円ある。

## 第3 法律により設置されているその他の資金の受払

国税収納金整理資金のほか、法律により特に設置されている資金で、その増減及び現在額についての計算書を内閣が歳入歳出決算を国会に提出する場合に添付しなければならないこととなっているものは、決算調整資金及び貨幣回収準備資金の2資金である。

### 1 決算調整資金

この資金は、予見し難い租税収入の減少等により一般会計の歳入歳出の決算上不足が生ずることとなる場合において、この資金からその不足を補てんすることにより、一般会計における収支の均衡を図る

ことを目的として、決算調整資金に関する法律(昭和53年法律第4号)に基づいて昭和52年度に設置されたものである。

平成21年度決算調整資金の増減及び現在額計算書についてみると、資金の増減及び現在額は次のとおりである。

区 分	金 額(千円)
21年7月末資金現在額	—
21年8月1日から22年7月31日までの資金増 一般会計より受入れ	718,175,673
21年8月1日から22年7月31日までの資金減 国債整理基金へ繰入れ	718,175,673
22年7月末資金現在額	—

なお、上記の一般会計より受入れは、決算調整資金に関する法律附則第2条第1項の規定に基づいて21年7月に国債整理基金から決算調整資金に繰り入れられた7181億7567万余円に相当する金額が同条第3項の規定に基づき一般会計から繰り入れられたものである。また、上記の国債整理基金へ繰入れは、同条第4項の規定に基づきこの繰入金に相当する金額が国債整理基金に繰り入れられたものである。

## 2 貨幣回収準備資金

この資金は、政府による貨幣の発行、引換え及び回収の円滑な実施を図り、もって貨幣に対する信頼の維持に資することを目的として、貨幣回収準備資金に関する法律(平成14年法律第42号)に基づいて平成15年度に設置されたものである。

平成21年度貨幣回収準備資金の増減及び現在額計算書についてみると、資金は国庫金と回収貨幣及地金に区分されており、その増減及び現在額は次のとおりである。

区 分	事 項	21年度(千円)	20年度(千円)
国 庫 金	年度首在高 (受入れ)	538,143,944	509,286,943
	貨幣発行高	226,343,275	227,350,000
	運用益	1,989,497	2,637,663
	地金売払代	2,313,547	2,602,372
	計	230,646,320	232,590,036
	(払出し)		
	貨幣回収高	173,327,050	171,023,621
	一般会計へ繰入れ (貨幣製造費分)	—	—
	一般会計へ繰入れ (年度末繰入分)	—	32,709,414
	計	173,327,050	203,733,036
	差引現在額	595,463,213	538,143,944
回 収 貨 幣 及 地 金	年度首在高 (受入れ)	190,297,236	185,617,882
	回収貨幣	11,703,399	10,548,416
	計	11,703,399	10,548,416
	(払出し)		
	貨幣材料	5,516,534	3,863,418
	地金売払	2,448,117	1,898,959
	その他	104,133	106,684
	計	8,068,786	5,869,062
	差引現在額	193,931,850	190,297,236
資 金 合 計		789,395,063	728,441,180

## 第4 債権及び債務

第6章 第2節 第4 債権及び債務

### 1 債 権

平成21年度債権現在額総計算書における債権の年度末現在額は、次のとおりである。

区 分	21年度末現在額(千円)	20年度末現在額(千円)	差引き増△減(千円)
歳 入	9,198,267,262	9,298,601,219	△ 100,333,957
歳 入 外	115,222	116,450	△ 1,227
積 立 金	121,401,135,836	124,983,924,518	△ 3,582,788,682
資 金	147,226,305,354	158,422,502,536	△ 11,196,197,181
計	277,825,823,675	292,705,144,724	△ 14,879,321,049

21年度末現在額を前年度末現在額に比べると、14兆8793億2104万余円減少している。

増加したものと減少したもののうち主なものは、次のとおりである。

区 分	会 計	項	増加額△減少額(千円)
歳 入	一般会計 年金特別会計 厚生年金勘定	公共事業費負担金	△ 104,240,810
		保険料収入	73,763,517
積 立 金	年金特別会計 国民年金勘定 厚生年金勘定	運用寄託金債権	△ 150,318,218
		運用寄託金債権	△ 3,432,470,463
資 金	一般会計 財政投融资特別会計 財政融資資金勘定	各税受入金債権	△ 600,767,112
		政府関係機関貸付金債権	3,977,044,176
		地方公共団体貸付金債権	△ 2,484,820,177
	外国為替資金特別会計	特別法人貸付金債権	△ 12,164,170,144
		仮払金債権	△ 321,778,525
		円貨貸付金債権	398,443,608

### 2 債 務

平成21年度一般会計国の債務に関する計算書及び各特別会計債務に関する計算書における債務の年度末現在額の合計は、次のとおりである。

種 別	21年度末現在額(千円)	20年度末現在額(千円)	差引き増△減(千円)
予算総則で債務負担の限度額が定められているものに係る債務負担額	259,500,790	41,086,737	218,414,053
歳出予算の繰越債務負担額	3,996,190,148	4,305,552,494	△ 309,362,345
財政法第14条の2第1項の規定に基づく継続費による債務負担額	379,113,418	345,397,877	33,715,541
財政法第15条第1項の規定に基づく国庫債務負担行為	6,439,879,563	6,788,770,819	△ 348,891,255
法律、条約等で債務の権能額が定められているものに係る債務負担額(公債及び借入金に係るものを除く。)	149,223,333	290,121,666	△ 140,898,333
公債	720,547,743,823	680,509,177,999	40,038,565,823
内国債	720,547,700,226	680,509,121,325	40,038,578,901
外国債	43,596	56,674	△ 13,077
借入金	56,406,342,716	57,566,124,088	△ 1,159,781,371



種 別	21 年度末現在額(千円)	20 年度末現在額(千円)	差引き増△減(千円)
政府短期証券	106,028,100,000	108,482,630,000	△ 2,454,530,000
他会計への繰入未済金(他会計への繰戻未済金を含む。)	9,258,846,084	10,939,084,123	△ 1,680,238,039
予算総則で保証及び損失補償の限度額が定められているものに係る保証及び損失補償の債務負担額	49,921,801,663	47,497,305,063	2,424,496,600
計	953,386,741,543	916,765,250,869	36,621,490,673

(備考1) 外国債は明治32年から昭和38年までの間に発行された英貨債及び仏貨債で、既償還未払額があり、起債地の法令等に時効の規定がないなどのため、国の債務として残っている。

(備考2) 他会計への繰入未済金(他会計への繰戻未済金を含む。)の両年度末の現在額には、一般会計から特別会計に繰り入れるべき国庫負担金の一部を繰り延べるなどの措置が執られたことにより法律の規定に基づき今後一般会計から特別会計に繰り入れることとされている額等として、21年度から一般会計国の債務に関する計算書に計上された額が含まれている。

債務の21年度末現在額を前年度末現在額に比べると、増加したものは、公債、予算総則で保証及び損失補償の限度額が定められているものに係る保証及び損失補償の債務負担額、予算総則で債務負担の限度額が定められているものに係る債務負担額等である。また、減少したものは、政府短期証券、他会計への繰入未済金(他会計への繰戻未済金を含む。)、借入金等である。

公債について21年度末現在額を前年度末現在額に比べると、年度中に増加した額は157兆5923億2431万余円、減少した額は117兆5537億5849万余円で、差引き40兆0385億6582万余円増加している。なお、公債の発行の特例に関する特別の法律により発行したものと及びこの借換えに係るものは、差引き34兆5164億4950万余円増加している。

年度中に増加したものと及び減少したもののうち主なものは、次のとおりである。

増加したものの		減少したものの	
区 分	金 額(千円)	区 分	金 額(千円)
借換発行したもの	93,230,574,810	借換発行したものを償還したもの	59,670,583,085
公債の発行の特例に関する特別の法律により発行したもの	38,399,287,100	公債の発行の特例に関する特別の法律により発行したものを償還したもの	28,638,729,871
財政法第4条第1項ただし書の規定により発行したもの	14,990,498,700	旧財政融資資金特別会計法第11条第1項の規定により発行したものを償還したものと及び特別会計に関する法律附則第76条第1項の規定により発行したものを償還したもの	18,213,001,137
特別会計に関する法律第62条第1項の規定により発行したもの	9,402,832,700	財政法第4条第1項ただし書の規定により発行したものを償還したもの	10,206,040,316
株式会社日本政策投資銀行危機対応業務国庫債券を発行したもの	1,350,000,000		

また、借入金について21年度末現在額を前年度末現在額に比べると、年度中に増加した額は35兆7595億8142万余円、減少した額は36兆9193億6280万余円で、差引き1兆1597億8137万余円減少している。年度中に増加した主なものは、民間金融機関からの借入れ21兆2972億1100万円であり、減少した主なものは、民間金融機関への償還21兆5453億5937万余円である。

なお、21年4月の外国貨幣換算率<sup>(注)</sup>の変更に伴い債務が減少したのは2921億4639万余円である。

(注) 主な外国貨幣の換算率の変更

米 貨	1ドル	113円→103円
英 貨	1ポンド	234円→180円
欧州連合貨	1ユーロ	164円→143円
スイス貨	1スイス・フラン	99円→92円

## 第5 国庫金、国有財産及び物品

### 1 国庫金

平成22年3月末における日本銀行政府預金勘定残高は、次のとおりである。

種別	22年3月末現在(千円)	21年3月末現在(千円)	差引き増△減(千円)
当座預金	149,999,678	149,999,399	278
別口預金	395,252,581	317,910,821	77,341,759
指定預金	2,476,029,511	1,909,357,952	566,671,559
小額紙幣引換準備預金	493	493	—
計	3,021,282,264	2,377,268,667	644,013,597

一時的な資金不足を補うため、政府短期証券を発行した額は累計で443兆2786億3000万円であり、また、一時借入金をした額は累計で674兆4145億7800万円(財政融資資金等からの借入金)、国庫余裕金を繰り替え使用した額は累計で8兆0059億円である。

### 2 国有財産

平成21年度国有財産増減及び現在額総計算書における国有財産の年度末現在額は、次のとおりである。

区分	21年度末現在額(千円)	20年度末現在額(千円)	差引き増△減(千円)	
土地	19,031,838,063	19,162,159,849	△130,321,785	
立木竹	6,859,017,014	6,794,975,190	64,041,824	
建物	4,577,050,801	4,519,404,466	57,646,335	
工作物	6,681,492,223	6,470,774,298	210,717,925	
機械器具	53,022	54,433	△1,410	
船舶	2,199,879,017	2,048,124,301	151,754,716	
航空機	2,463,778,980	2,265,910,081	197,868,898	
地上権等	1,067,557	1,018,139	49,417	
特許権等	2,993,004	2,920,707	72,296	
政府出資等	65,533,301,419	61,083,960,017	4,449,341,402	
不動産の信託の受益権	24,370,262	19,735,462	4,634,800	
計	107,374,841,368	102,369,036,947	5,005,804,420	
分類及び種類	行政財産	35,263,444,698	34,679,681,118	583,763,579
	公用財産	25,144,730,166	24,668,209,440	476,520,725
	公共用財産	733,337,995	715,680,144	17,657,850
	皇室用財産	485,067,256	483,379,108	1,688,147
	企業用財産	8,900,309,280	8,812,412,424	87,896,855
	普通財産	72,111,396,669	67,689,355,828	4,422,040,840

21年度末現在額を前年度末現在額に比べると、年度中に増加した額は12兆6745億2575万余円、減少した額は7兆6687億2133万余円で、差引き5兆0058億0442万余円増加している。なお、年度中に増加した額及び減少した額の中には所属替及び価格改定が行われたことにより増加した額6兆7732億7418万余円、減少した額5兆1282億4821万余円が含まれている。

そのほか年度中に増加したものと減少したもののうち主なものは、次のとおりである。

増加したもの			減少したもの		
区分	事由	金額(千円)	区分	事由	金額(千円)
政府出資等	出資	4,482,494,765	政府出資等	資本金減少	1,132,470,661
工作物	新設	178,466,545	政府出資等	出資金回収	410,458,915
航空機	新造	171,376,400	政府出資等	売払	153,023,114
船舶	新造	151,483,906	土地	売払	143,469,019
建物	新築	96,776,969	土地	出資	56,969,119

政府出資等の出資については、緊急経済対策により株式会社日本政策金融公庫に出資したことによる増加額2兆8512億3000万円が含まれている。

また、平成21年度国有財産無償貸付状況総計算書における無償貸付財産の年度末現在額は、次のとおりである。

区分	21年度末現在額(千円)	20年度末現在額(千円)	差引き増△減(千円)
土地	1,077,595,251	1,082,696,328	△ 5,101,077
立木竹	741,980	755,545	△ 13,565
建物	1,244,180	1,186,599	57,580
工作物	3,844,922	4,048,692	△ 203,770
機械器具	1,622	1,622	—
計	1,083,427,957	1,088,688,790	△ 5,260,832

### 3 物 品

平成21年度物品増減及び現在額総計算書における物品の年度末現在額は、次のとおりである。

品目	21年度末現在額(千円)	20年度末現在額(千円)	差引き増△減(千円)
電気機器	69,691,620	70,930,485	△ 1,238,864
通信機器	697,329,111	626,799,114	70,529,997
工作機器	1,815,657	1,783,528	32,129
木工機器	3,662,352	3,655,543	6,808
土木機器	120,157,909	120,193,729	△ 35,820
試験及び測定機器	445,387,941	415,178,166	30,209,775
荷役運搬機器	2,594,885	3,426,196	△ 831,310
産業機器	28,761,624	30,046,020	△ 1,284,395
船舶用機器	12,145,883	16,063,670	△ 3,917,787
車両及び軌条	705,668,266	652,165,656	53,502,609
医療機器	100,778,913	101,157,225	△ 378,312
特殊用途機器	96,009,187	89,029,507	6,979,680
雑機器	286,175,752	291,966,932	△ 5,791,179
防衛用武器	3,465,073,473	3,302,505,430	162,568,042
防衛用施設機器	177,055,466	170,446,607	6,608,858
防衛用電気通信機器	2,863,221,121	2,772,249,923	90,971,197
防衛用航空機用機器	1,052,065,127	1,011,230,469	40,834,658
防衛用船舶用機器	132,095,032	120,514,105	11,580,926
防衛用衛生器材	38,695,118	39,670,612	△ 975,494
防衛用一般機器	1,271,014,352	1,249,041,098	21,973,253
計	11,569,398,798	11,088,054,025	481,344,772

21年度末現在額を前年度末現在額に比べると、年度中に増加した額は4兆9108億4247万余円、減少した額は4兆4294億9770万余円で、差引き4813億4477万余円増加している。

## 第6 財政融資資金の長期運用

平成21年度の財政融資資金の長期運用予定額に係る運用実績報告書における長期運用予定現額、本年度運用済額、翌年度繰越額及び運用残額は、次のとおりである。

区 分	長期運用予定現額 (千円)	本年度運用済額 (千円)	翌年度繰越額 (千円)	運用残額 (千円)
国(特別会計)	199,613,891	173,392,809	20,979,019	5,242,063
政府関係機関	11,472,700,000	8,161,446,000	—	3,311,254,000
独立行政法人等	2,617,977,386	1,593,351,216	71,483,520	953,142,650
地方公共団体	6,286,293,734	3,188,298,583	2,451,269,174	646,725,977
計	20,576,585,011	13,116,488,608	2,543,731,713	4,916,364,690

## 第7 政府関係機関及びその他の団体

### 1 概 況

会計検査院は、国の会計のほか、会計検査院法その他の法律の規定によって政府関係機関等の会計を検査している。

平成22年次の検査(21年10月から22年9月まで)において検査の対象としたのは次の会計である。

- ① 国が資本金の2分の1以上を出資している法人の会計 214
- ② 法律により特に会計検査院の検査に付するものと定められた会計 1
- ③ 国が資本金の一部を出資しているものの会計のうち 7
- ④ 国が資本金を出資したものが更に出資しているものの会計のうち 35
- ⑤ 国が借入金の元金又は利子の支払を保証しているものの会計のうち 3
- ⑥ 国が補助金その他の財政援助を与えた都道府県、市町村、各種組合、学校法人等の会計のうち 4,366
- ⑦ 国若しくは①に該当する法人(以下「国等」という。)の工事その他の役務の請負人若しくは事務若しくは業務の受託者又は国等に対する物品の納入者のその契約に関する会計のうち 535

このうち、①から⑤までの明細は次のとおりである。

区 分	団 体 名																				
①国が資本金の2分の1以上を出資しているもの 214	(1) 政府関係機関 3																				
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">沖縄振興開発金融公庫</td> <td style="width: 25%;">株式会社日本政策金融公庫</td> <td style="width: 25%;">独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門</td> <td style="width: 25%; text-align: right;">(注1)</td> </tr> </table>	沖縄振興開発金融公庫	株式会社日本政策金融公庫	独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	(注1)																
	沖縄振興開発金融公庫	株式会社日本政策金融公庫	独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	(注1)																	
	(2) 事業団等 30																				
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">日本私立学校振興・共済事業団</td> <td style="width: 25%;">日 本 銀 行</td> <td style="width: 25%;">日本中央競馬会</td> <td style="width: 25%;">関西国際空港株式会社</td> </tr> <tr> <td>日本たばこ産業株式会社</td> <td>預金保険機構</td> <td>東京地下鉄株式会社</td> <td>日本環境安全事業株式会社</td> </tr> <tr> <td>成田国際空港株式会社</td> <td>東日本高速道路株式会社</td> <td>中日本高速道路株式会社</td> <td>西日本高速道路株式会社</td> </tr> <tr> <td>本州四国連絡高速道路株式会社</td> <td>日本郵政株式会社</td> <td>日本司法支援センター</td> <td>全国健康保険協会</td> </tr> <tr> <td>株式会社日本政策投資銀行</td> <td>輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社</td> <td>株式会社産業革新機構</td> <td>日本年金機構</td> </tr> </table>	日本私立学校振興・共済事業団	日 本 銀 行	日本中央競馬会	関西国際空港株式会社	日本たばこ産業株式会社	預金保険機構	東京地下鉄株式会社	日本環境安全事業株式会社	成田国際空港株式会社	東日本高速道路株式会社	中日本高速道路株式会社	西日本高速道路株式会社	本州四国連絡高速道路株式会社	日本郵政株式会社	日本司法支援センター	全国健康保険協会	株式会社日本政策投資銀行	輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社	株式会社産業革新機構	日本年金機構
	日本私立学校振興・共済事業団	日 本 銀 行	日本中央競馬会	関西国際空港株式会社																	
	日本たばこ産業株式会社	預金保険機構	東京地下鉄株式会社	日本環境安全事業株式会社																	
	成田国際空港株式会社	東日本高速道路株式会社	中日本高速道路株式会社	西日本高速道路株式会社																	
	本州四国連絡高速道路株式会社	日本郵政株式会社	日本司法支援センター	全国健康保険協会																	
	株式会社日本政策投資銀行	輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社	株式会社産業革新機構	日本年金機構																	
以上のほか、清算中のものなどが10団体ある。																					
(3) 独立行政法人 (注4) 91																					
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">国立公文書館</td> <td style="width: 25%;">情報通信研究機構</td> <td style="width: 25%;">酒類総合研究所</td> <td style="width: 25%;">国立特別支援教育総合研究所</td> </tr> <tr> <td>大学入試センター</td> <td>国立青少年教育振興機構</td> <td>国立女性教育会館</td> <td>国立科学博物館</td> </tr> <tr> <td>物質・材料研究機構</td> <td>防災科学技術研究所</td> <td>放射線医学総合研究所</td> <td>国立美術館</td> </tr> </table>	国立公文書館	情報通信研究機構	酒類総合研究所	国立特別支援教育総合研究所	大学入試センター	国立青少年教育振興機構	国立女性教育会館	国立科学博物館	物質・材料研究機構	防災科学技術研究所	放射線医学総合研究所	国立美術館									
国立公文書館	情報通信研究機構	酒類総合研究所	国立特別支援教育総合研究所																		
大学入試センター	国立青少年教育振興機構	国立女性教育会館	国立科学博物館																		
物質・材料研究機構	防災科学技術研究所	放射線医学総合研究所	国立美術館																		

区 分	団 体			名
	国立文化財機構	労働安全衛生総合研究所	農林水産消費安全技術センター	種苗管理センター
	家畜改良センター	水産大学校	農業・食品産業技術総合研究機構	農業生物資源研究所
	農業環境技術研究所	国際農林水産業研究センター	森林総合研究所	水産総合研究センター
	日本貿易保険	産業技術総合研究所	製品評価技術基盤機構	土木研究所
	建築研究所	交通安全環境研究所	海上技術安全研究所	港湾空港技術研究所
	電子航法研究所	航海訓練所	海技教育機構	航空大学校
	国立環境研究所	教員研修センター	駐留軍等労働者労務管理機構	自動車検査
	造幣局	国立印刷局	国民生活センター	日本万国博覧会記念機構
	農畜産業振興機構	農林漁業信用基金	北方領土問題対策協会	平和祈念事業特別基金
	(注1) 国際協力機構	国際交流基金	新エネルギー・産業技術総合開発機構	科学技術振興機構
	日本学術振興会	理化学研究所	宇宙航空研究開発機構	日本スポーツ振興センター
	日本芸術文化振興会	高齢・障害者雇用支援機構	福祉医療機構	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
	労働政策研究・研修機構	日本貿易振興機構	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	国際観光振興機構
	水資源機構	自動車事故対策機構	空港周辺整備機構	海上災害防止センター
	情報処理推進機構	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	雇用・能力開発機構	労働者健康福祉機構
	国立病院機構	医薬品医療機器総合機構	環境再生保全機構	日本学生支援機構
	海洋研究開発機構	国立高等専門学校機構	大学評価・学位授与機構	国立大学財務・経営センター
	中小企業基盤整備機構	都市再生機構	奄美群島振興開発基金	(注5) 国立国語研究所
	医薬基盤研究所	日本高速道路保有・債務返済機構	日本原子力研究開発機構	年金・健康保険福祉施設整理機構
	年金積立金管理運用	住宅金融支援機構	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	
	(注4) (4) 国立大学法人等 90			
	北海道大学	北海道教育大学	室蘭工業大学	小樽商科大学

区 分	団 体 名			
	帯広畜産大学	旭川医科大学	北見工業大学	弘前大学
	岩手大学	東北大学	宮城教育大学	秋田大学
	山形大学	福島大学	茨城大学	筑波大学
	宇都宮大学	群馬大学	埼玉大学	千葉大学
	東京大学	東京医科歯科大学	東京外国語大学	東京学芸大学
	東京農工大学	東京芸術大学	東京工業大学	東京海洋大学
	お茶の水女子大学	電気通信大学	一橋大学	横浜国立大学
	新潟大学	長岡技術科学大学	上越教育大学	金沢大学
	福井大学	山梨大学	信州大学	岐阜大学
	静岡大学	浜松医科大学	名古屋大学	愛知教育大学
	名古屋工業大学	豊橋技術科学大学	三重大学	滋賀大学
	滋賀医科大学	京都大学	京都教育大学	京都工芸繊維大学
	大阪大学	大阪教育大学	兵庫教育大学	神戸大学
	奈良教育大学	奈良女子大学	和歌山大学	鳥取大学
	島根大学	岡山大学	広島大学	山口大学
	徳島大学	鳴門教育大学	香川大学	愛媛大学
	高知大学	福岡教育大学	九州大学	九州工業大学
	佐賀大学	長崎大学	熊本大学	大分大学
	宮崎大学	鹿児島大学	鹿屋体育大学	琉球大学
	総合研究大学院大学	政策研究大学院大学	北陸先端科学技術大学院大学	奈良先端科学技術大学院大学
	筑波技術大学	富山大学	(注5) 大学共同利用機関 法人人間文化研究 機構	大学共同利用機関 法人自然科学研究 機構
	大学共同利用機関 法人高エネルギー 加速器研究機構	大学共同利用機関 法人情報・システ ム研究機構		
②法律により 特に会計検査 院の検査に付 するものと定 められたもの 1	日本放送協会			
③国が資本金 の一部を出資 しているもの のうち 7	中部国際空港株式 会社	日本電信電話株式 会社	首都高速道路株式 会社	阪神高速道路株式 会社
	独立行政法人沖縄 科学技術研究基盤 整備機構	日本アルコール産 業株式会社	株式会社商工組合 中央金庫	

区 分	団 体 名			
④国が資本金を出資したものが更に出資しているものうち 35	北海道旅客鉄道株式会社 東京湾横断道路株式会社 西日本電信電話株式会社 株式会社かんぽ生命保険	四国旅客鉄道株式会社 関西国際空港用地造成株式会社 郵便事業株式会社 株式会社整理回収機構	九州旅客鉄道株式会社 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 郵便局株式会社	日本貨物鉄道株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社ゆうちょ銀行
	以上のほか、検査対象年度を限定して検査することに決定したものが21団体ある。			
⑤国が借入金の元金又は利子の支払を保証しているものうち 3	財団法人民間都市開発推進機構	独立行政法人農業者年金基金	地方公共団体金融機構	(注6)

(注1) 「国が資本金の2分の1以上を出資している法人の会計」の総数においては、「独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門」を「独立行政法人国際協力機構」に含めている。

(注2) 「株式会社産業革新機構」は、平成21年7月17日に設立された。

(注3) 「日本年金機構」は、平成22年1月1日に設立された。

(注4) 各法人の名称中「独立行政法人」及び「国立大学法人」は、記載を省略した。

(注5) 「大学共同利用機関法人人間文化研究機構」は、平成21年10月1日に解散した「独立行政法人国立国語研究所」の権利及び義務を承継した。

(注6) 「地方公共団体金融機構」は、平成21年6月1日に「地方公営企業等金融機構」から移行した。



## 2 国が資本金の2分の1以上を出資している法人の決算

### [1] 政府関係機関の収入支出決算

政府関係機関は、国が資本金の全額を出資している公法上の法人のうち、その予算の国会の議決に関して国の予算の議決の例によることとされており、また、決算を国の歳入歳出の決算とともに内閣が国会に提出しなければならないこととされている法人である。平成21年度末における政府関係機関は3機関であって、その収入支出決算等についてみると、次のとおりである。

#### (1) 沖繩振興開発金融公庫

この公庫は、次の業務等を行うことにより、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資を補完するなどして、沖繩における経済の振興及び社会の開発に資することを目的として設置されているものである。

- ① 沖繩における産業の開発を促進するために必要な長期資金の貸付けを行うなどの業務
- ② 沖繩の国民大衆、住宅を必要とする者、農林漁業者、中小企業者、病院その他の医療施設を開設する者、生活衛生関係の営業者等に対する資金の貸付けを行うなどの業務

その資本金は21年度末現在で716億9199万余円となっている。

同公庫の21年度の収入支出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

#### (ア) 収入支出決算

収 入	収入済額(千円)		
21年度	25,532,039		
20年度	27,374,557		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
21年度	23,618,451	21,263,763	2,354,687
20年度	25,279,021	23,244,446	2,034,574

#### (イ) 損 益

科 目	21年度(千円)	20年度(千円)
経常収益	32,976,072	33,740,162
うち貸付金利息	25,160,246	26,960,963
経常費用	32,955,544	33,761,734
うち借入金利息	13,707,253	15,958,940
当期利益金(△当期損失金)	20,527	△ 21,572
(利益金又は損失金の処理)		
翌年度に積立金として整理	20,527	—
翌年度に積立金を減額して整理	—	21,572
(積立金)	(1,716,343)	(1,737,915)

(注) この利益金は、米穀資金・新事業創出促進特別勘定(琉球政府が食糧管理特別会計から長期年賦支払で買入れた本土産米穀の売渡代金を原資とする貸付け及び沖繩における新たな事業の創出を促進するために必要な資金の出資に関する経理を整理する勘定)において生じたものである。

(ウ) 借入金等

区 分	21年度末(千円)	20年度末(千円)
借入金残高(財政融資資金等)	804,930,846	858,559,715
沖縄振興開発金融公庫債券等発行残高	163,484,500	143,376,000

(エ) 主な業務実績

a 貸付業務

区 分	21年度	(20年度)
貸付件数	5,877件	5,352件
貸付金額	110,196,704千円	105,572,594千円
貸付回収等(うち貸付金償却)金額	158,055,664千円 (1,912,433千円)	157,040,487千円 (3,260,697千円)
年度末貸付金等残高件数	72,458件	75,546件
金額	1,067,728,908千円	1,115,587,868千円

上記のうち民間金融機関のリスク管理債権の開示基準を参考に公庫において開示している債権

破綻先債権	10,302,293千円	4,514,327千円
延滞債権	30,143,599千円	35,303,631千円
3カ月以上延滞債権	62,361千円	128,205千円
貸出条件緩和債権	41,596,445千円	37,563,189千円
計	82,104,701千円	77,509,354千円

貸倒引当金 9,786,761千円 7,538,783千円  
 (注) 貸倒引当金に計上できる金額は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従い、発生の可能性が高い将来の損失額を合理的に見積もった額105億7539万余円の範囲内とされている。

b 出資業務

区 分	21年度	(20年度)
出資会社数	6社	4社
出資件数	6件	4件
出資金額	464,985千円	209,500千円
年度末出資金残高会社数	49社	44社
出資件数	58件	52件
出資金額	3,461,785千円	2,996,800千円

(2) 株式会社日本政策金融公庫

この会社は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融の機能並びに我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図り、並びに地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進するための金融の機能を担うとともに、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融を行うほか、当該必要な金融が銀行その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われることを可能とし、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的として設置されているものである。その資本金は21年度末現在で3兆2517億9700万円となっている。

同会社の会計は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、国際協力銀行業務及び危機対応円滑化業務の7勘定に区分して経理されており、その勘定別の21年度の収入支出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

(注) 同会社の20年度は、20年10月1日から21年3月31日までである。

ア 国民一般向け業務(国民一般向け業務勘定)

(ア) 収入支出決算

収 入	収入済額(千円)		
21年度	169,524,598		
20年度	87,092,572		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
21年度	169,794,271	126,153,794	43,640,476
20年度	69,756,592	65,556,229	4,200,362

不用額の主なものは、支払利息(支出予算現額914億1814万余円)の312億3701万余円、業務諸費(同182億6724万余円)の36億3545万余円及び社債発行諸費(同32億4218万余円)の30億0942万余円である。

(イ) 損 益

科 目	21年度(千円)	20年度(千円)
経常収益	169,007,101	87,283,177
うち貸出金利息	161,268,203	82,365,443
経常費用	218,244,760	106,290,229
うち借入金利息	47,666,469	24,925,839
特別利益	78,302	285,757
特別損失	939,342	29,587
当期純損失	50,098,698	18,750,882
(損失金の処理)		
繰越利益剰余金として整理	△ 50,098,698	△ 18,750,882
(繰越利益剰余金)	(△ 541,908,434)	(△ 491,809,736)

(ウ) 借 入 金 等

区 分	21年度末(千円)	20年度末(千円)
借入金残高(財政融資資金等)	5,751,324,500	5,756,339,500
社債発行残高	1,039,402,255	1,239,189,465

(エ) 主な業務実績

区 分	21年度	(20年度)
貸 付 件 数	509,320件	264,370件
金 額	3,000,378,593千円	1,263,645,184千円
貸 出 金 回 収 等 金 額	3,049,627,804千円	1,381,795,163千円
(うち貸出金償却)	(65,251,462千円)	(36,123,510千円)
年度末貸出金残高 件 数	2,434,271件	2,579,842件
金 額	7,141,568,558千円	7,190,817,770千円
上記のうちリスク管理債権の状況		
破 綻 先 債 権	40,632,694千円	43,377,606千円
延 滞 債 権	146,639,291千円	163,890,284千円
3 月 以 上 延 滞 債 権	124,461千円	233,749千円
貸 出 条 件 緩 和 債 権	465,414,456千円	309,915,387千円
計	652,810,903千円	517,417,027千円
貸 倒 引 当 金	120,993,318千円	104,290,275千円

(注) 貸倒引当金は、破綻先、実質破綻先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除した額を計上している。また、破綻懸念先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上している。上記以外の債務者に係る債権については、過去の一定期間における貸倒実績率等に基づき算出した額を計上している。

イ 農林水産業者向け業務(農林水産業者向け業務勘定)

(ア) 収入支出決算

収 入	収入済額(千円)		
21年度	81,247,655		
20年度	58,675,617		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
21年度	78,452,032	72,678,369	5,773,662
20年度	43,687,099	41,988,417	1,698,681

(イ) 損 益

科 目	21年度(千円)	20年度(千円)
経常収益	72,277,173	39,331,569
うち貸出金利息	57,031,860	29,358,999
経常費用	74,108,890	40,693,616
うち借入金利息	46,335,445	25,581,799
特別利益	2,088,267	1,373,055
特別損失	256,550	11,009
当期純利益	—	—

(ウ) 借 入 金 等

区 分	21年度末(千円)	20年度末(千円)
借入金残高(財政融資資金等)	2,181,597,236	2,262,741,058
社債発行残高	149,906,538	139,904,508

(エ) 主な業務実績

区 分	21年度	(20年度)
貸 付 件 数	11,119 件	6,995 件
金 額	255,653,455 千円	142,581,933 千円
貸 出 金 回 収 等 (うち貸出金償却)	329,497,193 千円 (1,509,467 千円)	200,636,838 千円 (47,431 千円)
年度末貸出金残高	199,052 件 2,647,339,928 千円	209,060 件 2,721,183,667 千円
上記のうちリスク管理債権の状況		
破 綻 先 債 権	1,931,247 千円	1,287,814 千円
延 滞 債 権	72,648,946 千円	76,064,139 千円
3 カ 月 以 上 延 滞 債 権	2,406,504 千円	3,864,888 千円
貸 出 条 件 緩 和 債 権	18,824,706 千円	24,843,901 千円
計	95,811,406 千円	106,060,743 千円
貸 倒 引 当 金	19,180,831 千円	21,237,551 千円

(注) 貸倒引当金は、破綻先、実質破綻先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除した額を計上している。また、破綻懸念先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上している。上記以外の債務者に係る債権については、過去の一定期間における貸倒実績率等に基づき算出した額を計上している。

ウ 中小企業者向け業務(中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定、中小企業者向け証券化支援買取業務勘定)

(ア) 収入支出決算

収 入	収入済額(千円)		
21年度	125,502,943		
20年度	64,950,440		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
21年度	106,925,793	80,206,389	26,719,403
20年度	43,442,759	38,337,463	5,105,295

不用額の主なものは、支払利息(支出予算現額735億8060万余円)の184億7971万余円、社債発行諸費(同52億1977万余円)の41億3337万余円及び業務諸費(同71億1298万余円)の11億1582万余円である。

(イ) 損 益

a 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

科 目	21年度(千円)	20年度(千円)
経常収益	125,359,070	64,522,743
うち貸出金利息	110,751,560	51,579,369
経常費用	135,369,443	91,593,285
うち借入金利息	28,921,544	12,719,162
うち社債利息	28,259,130	15,364,715
特別利益	106,212	144,864
特別損失	346,098	8,850
当期純損失	10,250,258	26,934,528
(損失金の処理)		
繰越利益剰余金として整理	△ 10,250,258	△ 26,934,528
(繰越利益剰余金)	(△ 352,492,187)	(△ 342,241,928)

b 中小企業者向け証券化支援買取業務勘定

科 目	21年度(千円)	20年度(千円)
経常収益	444,847	318,209
うち有価証券利息配当金	398,800	290,577
経常費用	1,631,205	577,967
うち社債利息	24,022	15,008
特別利益	—	398
当期純損失	1,186,358	259,359
(損失金の処理)		
繰越利益剰余金として整理	△ 1,186,358	△ 259,359
(繰越利益剰余金)	(△ 1,924,304)	(△ 737,946)

(ウ) 借 入 金 等

a 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

区 分	21年度末(千円)	20年度末(千円)
借入金残高(財政融資資金等)	3,360,746,000	2,821,337,000
社債発行残高	2,159,952,589	2,297,221,643

b 中小企業者向け証券化支援買取業務勘定

区 分	21 年度末(千円)	20 年度末(千円)
社債発行残高	1,299,963	3,099,884

(エ) 主な業務実績

a 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

区 分	21 年 度	(20 年 度)
貸 付 け 等 件 数	42,940 件	13,668 件
金 額	3,210,835,691 千円	887,604,842 千円
貸 出 金 回 収 等 金 額	2,675,947,328 千円	845,171,642 千円
(うち貸出金償却)	(62,826,715 千円)	(31,028,448 千円)
年度末貸出金等残高 件 数	140,580 件	169,997 件
金 額	5,962,575,002 千円	5,427,686,639 千円

上記のうちリスク管理債権の状況

破 綻 先 債 権	31,758,311 千円	54,219,099 千円
延 滞 債 権	372,665,132 千円	458,308,686 千円
3 カ 月 以 上 延 滞 債 権	19,640 千円	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	57,654,883 千円	153,114,568 千円

計

貸 倒 引 当 金	150,538,558 千円	165,002,086 千円
-----------	----------------	----------------

(注) 貸倒引当金は、破綻先、実質破綻先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除した額を計上している。また、破綻懸念先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上している。上記以外の債務者に係る債権については、過去の一定期間における貸倒実績率等に基づき算出した額を計上している。

b 中小企業者向け証券化支援買取業務勘定

区 分	21 年 度	(20 年 度)
貸 付 債 権 元 本 件 数	—	—
金 額	—	—

エ 信用保険等業務(信用保険等業務勘定)

(ア) 収入支出決算

収 入	収入済額(千円)		
21 年度	305,056,468		
20 年度	156,795,571		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
21 年度	1,013,057,920	879,668,153	133,389,766
20 年度	464,294,272	434,066,303	30,227,969

不用額の主なものは、保険金(支出予算現額 9892 億 5187 万余円)の 1196 億 6042 万余円及び賠償償還及払戻金(同 176 億 9955 万余円)の 120 億 4181 万余円である。

(イ) 損 益

科 目	21 年度(千円)	20 年度(千円)
経常収益	159,918,419	91,873,195
うち保険料	156,576,050	90,020,461
経常費用	1,158,719,166	724,768,417
うち保険金	869,591,450	427,076,688
特別利益	92	18,750
特別損失	251,386	98
当期純損失	999,052,041	632,876,571
(損失金の処理)		
翌年度に資本準備金を取り崩して整理	999,052,041	632,876,571

(ウ) 主な業務実績

中小企業信用保険

区 分	21 年 度	(20 年 度)
保 険 関 係 成 立 件 数	1,144,878 件	792,387 件
保 険 価 額	16,116,401,185 千円	13,058,458,158 千円
保 険 金 支 払 件 数	109,303 件	56,076 件
金 額	868,789,167 千円	426,598,529 千円
支 払 保 険 金 等 回 収 金 額	142,093,986 千円	67,355,007 千円

オ 国際協力銀行業務(国際協力銀行業務勘定)

(ア) 収入支出決算

収 入	収入済額(千円)		
21 年度	286,801,594		
20 年度	176,225,631		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
21 年度	672,375,596	238,177,656	434,197,939
20 年度	300,880,247	153,975,153	146,905,093

不用額の主なものは、支払利息(支出予算現額 6474 億 1610 万余円)の 4258 億 8648 万余円、社債発行諸費(同 43 億 5660 万余円)の 32 億 9336 万余円及び業務諸費(同 88 億 2543 万余円)の 21 億 9940 万余円である。

(イ) 損 益

科 目	21 年度(千円)	20 年度(千円)
経常収益	191,178,930	97,740,078
うち貸出金利息	143,212,144	93,512,059
経常費用	163,355,808	77,810,480
うち借入金利息	58,349,309	24,392,602
特別利益	5,388,070	6,947,953
特別損失	3,864	39,181
当期純利益	33,207,327	26,838,369
(利益金の処理)		
翌年度に利益準備金として積立て	16,603,663	13,419,184
翌年度に国庫へ納付	16,603,663	13,419,184
(利益準備金)	(726,011,503)	(712,592,319)

(ウ) 借 入 金 等

区 分	21 年度末(千円)	20 年度末(千円)
借入金残高(財政融資資金等)	5,267,246,000	4,019,847,000
社債発行残高	2,598,954,479	2,093,214,217

(エ) 主な業務実績

区 分	21 年 度	(20 年 度)
貸 付 け 件 数	284 件	246 件
金 額	2,613,426,608 千円	1,785,083,588 千円
貸 出 金 回 収 等 金 額	1,085,152,828 千円	1,095,333,608 千円
(うち貸出金償却)	(—)	(2,118,983 千円)
年 度 末 貸 出 金 残 高 件 数	1,438 件	1,501 件
金 額	8,771,342,023 千円	7,243,068,243 千円
上記のうちリスク管理債権の状況		
破 綻 先 債 権	17,938,841 千円	26,908,261 千円
延 滞 債 権	257,260,256 千円	110,674,791 千円

区 分	21 年 度	(20 年 度)
3 カ月以上延滞債権	59,725 千円	—
貸出条件緩和債権	91,578,972 千円	92,894,821 千円
計	366,837,795 千円	230,477,874 千円
貸倒引当金	145,354,304 千円	126,500,331 千円

(注) 貸倒引当金は、破綻先、実質破綻先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除した額を計上している。また、破綻懸念先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上している。上記以外の債務者に係る債権については、過去の一定期間における貸倒実績率等に基づき算出した額を計上している。さらに、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を計上している。

カ 危機対応円滑化業務(危機対応円滑化業務勘定)

(ア) 収入支出決算

収 入	収入済額(千円)		
21 年度	36,556,636		
20 年度	598,754		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
21 年度	430,025,626	32,290,867	397,734,758
20 年度	24,422,205	428,242	23,993,962

不用額の主なものは、補償金(支出予算現額 2137 億 8806 万余円)の 2116 億 4646 万余円、支払利息(同 2024 億 9473 万余円)の 1725 億 1219 万余円及び社債発行諸費(同 130 億 4602 万余円)の 130 億 3778 万余円である。

(イ) 損 益

科 目	21 年度(千円)	20 年度(千円)
経常収益	33,355,001	909,172
うち貸出金利息	30,925,832	674,749
経常費用	118,865,298	4,341,006
うち借入金利息	30,699,926	600,749
特別利益	—	537
当期純損失	85,510,296	3,431,296
(損失金の処理)		
繰越利益剰余金として整理	△ 85,510,296	△ 3,431,296
(繰越利益剰余金)	(△ 89,037,569)	(△ 3,527,273)

(ウ) 借 入 金 等

区 分	21 年度末(千円)	20 年度末(千円)
借入金残高(財政融資資金)	4,659,746,000	1,130,300,000
社債発行残高	—	299,884,745

(エ) 主な業務実績

区 分		21 年 度	(20 年 度)
ツーステップ・ローン	貸付け等	3,529,446,000 千円	1,130,300,000 千円
	CP 取得	339,888,911 千円	299,813,496 千円
貸出金回収等	金 額	639,702,408 千円	—
	年度末貸出金残高	4,659,746,000 千円	1,430,113,496 千円
損害担保引受応諾額	貸付け等	1,757,798,183 千円	195,291,800 千円
	CP 取得	—	—
	改正産活 法 出 資	30,000,000 千円	—



区 分	21 年 度	(20 年 度)
補償金支払額金額	2,141,599千円	—
支払補償金回収金額	20,639千円	—
年度末貸出金残高のうちリスク管理債権の状況		
破綻先債権	—	—
延滞債権	—	—
3カ月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	—	—
計	—	—
貸倒引当金	1,864,407千円	572,177千円

(注) 貸倒引当金は、破綻先、実質破綻先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除した額を計上している。また、破綻懸念先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上している。上記以外の債務者に係る債権については、過去の一定期間における貸倒実績率等に基づき算出した額を計上している。

なお、この会社について検査した結果、不当事項1件((834):791ページ参照)及び本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項1件(792ページ参照)を掲記した。

### (3) 独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門

独立行政法人国際協力機構は、開発途上にある海外の地域(以下「開発途上地域」という。)に対する技術協力の実施、有償及び無償の資金供与による協力の実施並びに開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務を行うことなどにより、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的として設置されているものである。

独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門は、上記の業務のうち、有償の資金供与による協力の実施業務に関する会計を区分して経理するものである。

同部門の資本金は21年度末現在で7兆5181億5578万余円となっており、21年度の収入支出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

(注) 同部門の20年度は、20年10月1日から21年3月31日までである。

#### (ア) 収入支出決算

収 入	収入済額(千円)		
21年度	246,975,366		
20年度	126,586,396		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
21年度	113,171,552	79,660,755	33,510,796
20年度	57,063,734	37,966,108	19,097,625

不用額の主なものは支払利息(支出予算現額762億4686万余円)の270億8893万余円である。

#### (イ) 損 益

科 目	21 年 度(千円)	20 年 度(千円)
経常収益	266,660,091	130,102,347
うち貸付金利息	214,546,857	110,089,225
経常費用	77,887,600	37,153,991
うち借入金利息	46,870,855	25,928,755
臨時利益	24,122	33,469
臨時損失	130,321	—
当期総利益	188,666,291	92,981,824
(利益金の処理)		
翌年度に準備金として整理	188,666,291	92,981,824
(準備金)	(590,585,291)	(497,603,467)

(ウ) 借入金等

区 分	21 年度末(千円)	20 年度末(千円)
借入金残高(財政融資資金)	2,730,170,482	3,003,399,642
国際協力機構債券発行残高	80,000,000	30,000,000

(エ) 主な業務実績

a 貸付業務

区 分	21 年 度	(20 年 度)
貸 付 け 件 数	2,464 件	1,221 件
金 額	773,743,232 千円	395,500,575 千円
貸 付 金 回 収 等 (うち貸付金償却)	670,914,720 千円 (—)	342,395,082 千円 (22,941,494 千円)
年 度 末 貸 付 金 残 高 件 数	1,949 件	1,915 件
金 額	11,078,869,262 千円	10,976,040,750 千円

上記のうち民間金融機関のリスク管理  
債権の開示基準を参考に機構において  
開示している債権

破 綻 先 債 権	—	—
延 滞 債 権	24,557,275 千円	53,325,873 千円
3 ヲ月以上延滞債権	—	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	604,185,275 千円	582,764,073 千円
計	628,742,550 千円	636,089,947 千円

貸 倒 引 当 金 131,415,082 千円 138,452,696 千円

(注) 貸倒引当金に計上できる金額は、予想損失率を対象債権額に乗じたものを一般貸倒引当金の額として算定するものとされている。

これに加えて、貸付金残高のうち、破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権に対する貸倒引当金については、下記のように別途貸倒引当金を計上している。

貸 倒 引 当 金 24,557,275 千円 33,872,251 千円

(注) 貸倒引当金に計上できる金額は、債権ごとに個別引当を行うこととされている。なお、公的債務削減措置が講じられているか又は講じられることが確実に認められる債権については、公的債務削減額を合理的に見積もることが可能な場合は当該債権の全額を直接償却することとされている。

b 出資業務

区 分	21 年 度	(20 年 度)
出 資 会 社 等 数	1	—
金 額	116,746 千円	—
年 度 末 出 資 金 残 高 会 社 等 数	14	15
金 額	118,747,701 千円	134,585,715 千円

なお、この法人について検査した結果、意見を表示し又は処置を要求した事項1件(832 ページ参照)を掲記した。

[2] 事業団等の決算

国が資本金の2分の1以上を出資している事業団等(政府関係機関、独立行政法人、国立大学法人等を除く。)のうち、9法人の平成21年度決算についてみると、次のとおりである。

(1) 日 本 銀 行

この銀行は、我が国の中央銀行として、銀行券を発行するとともに、通貨及び金融の調節を行うこと並びに銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図り、もって信用秩序の維持に資することを目的として設置されているものである。その資本金は21事業年度末現在で1億円(うち国の出資5500万円)となっている。

また、同銀行は、法令で定めるところにより、国庫金並びに通貨及び金融に関する国の事務を取り扱っている。

同銀行の21事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 貸借対照表

区 分	21 事業年度末 (千円)	20 事業年度末 (千円)	区 分	21 事業年度末 (千円)	20 事業年度末 (千円)
資産	121,824,173,468	123,888,601,316	負債	118,796,951,764	120,973,246,772
うち国債	73,066,192,637	64,265,595,338	うち発行銀行券	77,352,766,465	76,897,777,593
うち貸出金	35,783,900,000	32,731,500,000	うち預金	23,498,581,056	27,922,827,226
うち外国為替	5,022,773,968	10,864,739,287	うち売現先勘定	11,651,519,708	10,371,380,875
			純資産	3,027,221,703	2,915,354,543
			うち資本金	100,000	100,000
			うち法定準備金	2,659,993,657	2,614,949,947

(イ) 損益計算書

区 分	21 事業年度(千円)	20 事業年度(千円)
経常収益	832,411,510	1,274,548,600
うち国債利息	599,529,558	648,399,324
うち外国為替収益	123,329,611	376,781,744
経常費用	465,895,058	835,519,278
うち外国為替費用	218,588,510	417,748,665
うち経費	192,236,365	227,396,254
経常利益	366,516,452	439,029,322
特別利益	1,146,832	289,087
特別損失	538,592	437,182
税引前当期剰余金	367,124,691	438,881,227
法人税、住民税及び事業税	9,842	138,589,828
当期剰余金	367,114,849	300,291,399
(剰余金の処分)		
法定準備金積立額	18,355,742	45,043,709
配当金	5,000	5,000
国庫納付金	348,754,107	255,242,689

(ウ) 主な業務実績

区 分	21 事業年度	(20 事業年度)
銀行券発行高	129 億枚	128 億枚
主な金融調節 <sup>(注1)</sup>		
長期国債買入れ	22 兆 0339 億円	15 兆 4697 億円
国庫短期証券買入れ	20 兆 8224 億円	20 兆 5102 億円
国債買現先 <sup>(注2)</sup>	△5 兆 9679 億円	5048 億円

(注1) 正の金額は当座預金の増加(市中への資金供給)、負の金額は当座預金の減少(市中からの資金吸収)を表している。

(注2) 国債買現先とは、あらかじめ定めた期日に売り戻す条件を付して、国債を買い入れ、これを上記の期日に買入先に売り戻す公開市場操作(オペレーション)のことである。

なお、この銀行について検査した結果、本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項1件(796 ページ参照)を掲記した。

(2) 預金保険機構

I 決算等の状況

この機構は、預金者等の保護及び破綻金融機関に係る資金決済の確保を図るため、次のような業務を行うことなどにより、もって信用秩序の維持に資することを目的として設置されているものである。

- ① 金融機関が預金等の払戻しを停止した場合に必要な保険金等の支払等を行うとともに、破綻金融機関に係る合併等に対する適切な資金援助等を行う業務、金融整理管財人の業務、及び金融整理管財人の管理に係る金融機関の業務を承継する銀行の設立、当該設立された銀行の経営管理等を行う業務
- ② 金融危機に対応するため必要と認められた場合において、金融機関の株式等の引受け等を行う業務
- ③ 住宅金融専門会社から財産を譲り受けてその処理等を行う会社を設立し、当該設立された会社に対して資金援助等を行う業務
- ④ 金融機関等の資産の買取り等を行う業務
- ⑤ 金融機関等が発行する株式等の引受け等を協定銀行に委託し、これに伴い必要となる財務上の支援を行う業務
- ⑥ 金融機関等又は組織再編成金融機関等が発行する株式等の引受け等又は協同組織中央金融機関からの信託受益権等の買取り等を協定銀行に委託し、これに伴い必要となる財務上の支援を行う業務
- ⑦ 預金等に係る債権の消滅手続の開始等に係る公告等を行う業務
- ⑧ 株式会社企業再生支援機構の設立の発起人となり、及び同会社に出資を行う業務

その資本金は21事業年度末現在で154億5500万円(うち国の出資151億5000万円)となっている。

同機構の会計は、一般、危機対応、特定住宅金融専門会社債権債務処理、金融再生、金融機能早期健全化、金融機能強化、被害回復分配金支払及び企業再生支援の8勘定に区分して経理されている。このうち、企業再生支援勘定は、株式会社企業再生支援機構法(平成21年法律第63号)第51条の規定により、同機構が21事業年度から新たに上記⑧の業務を行うこととなり、これに関する経理を行うために設置されたものである。

同機構の勘定別の21事業年度の収入支出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 一般勘定

この勘定は、ペイオフコスト(金融機関が破綻した場合、預金者1人当たりの保険金の支払限度額は、無利息等の要件を満たす決済用預金を除き元本1000万円までとその利息等とされ、これを基に計算した保険金の支払を行うときに要すると見込まれる費用)以内の資金援助等の実施に関する経理を行うものである。

(ア) 収入支出決算

収 入	収入決定済額(千円)		
21事業年度	1,814,185,573		
20事業年度	1,386,773,450		
支 出	支出予算現額(千円)	支出決定済額(千円)	不用額(千円)
21事業年度	2,347,668,602	1,850,693,384	496,975,217
20事業年度	2,138,148,672	1,365,841,734	772,306,937

不用額の主なものは、借入返済金(支出予算現額8179億円)の3525億円及び協定銀行貸付金(同3885億円)の1385億円である。

(イ) 損 益

区 分	21 事業年度(千円)	20 事業年度(千円)
経常収益	700,516,305	828,608,924
うち保険料収入	641,157,820	611,676,685
経常費用	63,274,398	361,326,847
うち国庫納付金	46,045,201	81,292,081
うち資金援助事業費	434,911	257,715,021
特別損失	611	83
当期利益金	637,241,295	467,281,993
(利益金の処理)		
翌事業年度に繰越欠損金の補てんに 充当	637,241,295	467,281,993
(繰越欠損金)	(910,502,270)	(1,377,784,263)

(ウ) 借 入 金 等

区 分	21 事業年度末(千円)	20 事業年度末(千円)
借入金残高(市中金融機関)	438,900,000	63,200,000
預金保険機構債発行残高	—	1,080,000,000

(エ) 主な業務実績

区 分	21 事業年度 千円	(20 事業年度) 千円
破綻した金融機関からの 買取資産(貸付金)の回収(注2)	1,392,485	1,365,189
事業年度末買取資産(貸付金)残高	8,170,802	9,563,288
上記のうち民間金融機関のリスク管理 債権の開示基準を参考に機構において 開示している債権		
破 綻 先 債 権	1,674,568	1,987,950
延 滞 債 権	6,202,332	7,574,439
3 ヲ月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	293,901	—
計	8,170,802	9,562,390
〔貸倒引当金〕	7,694,794	9,304,425

(注1) 貸倒引当金に計上する金額は、破綻先、実質破綻先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除した額とされている。また、破綻懸念先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認める額とされている。上記以外の債務者に係る債権については、過去の一定期間における貸倒実績に基づき算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額とされている。

(注2) 10年2月の預金保険法(昭和46年法律第34号)の改正が行われる前までは、預金保険機構が株式会社整理回収銀行に対して破綻した金融機関の資産の買取りを委託できるのは、信用組合に限られていたため、同機構は10年1月に破綻した株式会社阪和銀行の貸付金等資産2082億余円を直接買い取っている。

イ 危機対応勘定

〔この勘定は、金融危機対応会議の議を経て、内閣総理大臣の認定を受けて行う金融危機への対応業務の実施に関する経理を行うものである。〕

(ア) 収入支出決算

収 入	収入決定済額(千円)		
21 事業年度	1,027,945,688		
20 事業年度	1,235,133,997		
支 出	支出予算現額(千円)	支出決定済額(千円)	不用額(千円)
21 事業年度	1,251,048,972	1,054,023,881	197,025,090
20 事業年度	1,389,107,578	1,209,247,210	179,860,367

不用額の主なものは、借入返済金(支出予算現額1兆2230億円)の1817億円及び事業外費用(同279億余円)の152億余円である。

(イ) 損 益

区 分	21 事業年度(千円)	20 事業年度(千円)
経常収益	31,575,575	95,122,181
うち取得株式等事業収入	31,566,432	94,962,906
経常費用	9,193,793	16,023,342
うち事業外費用	9,179,416	15,996,361
当期利益金	22,381,782	79,098,839
(利益金の処理)		
翌事業年度に積立金として整理 (積立金)	22,381,782 (105,832,778)	79,098,839 (26,733,939)

(ウ) 借 入 金 等

区 分	21 事業年度末(千円)	20 事業年度末(千円)
借入金残高(市中金融機関)	496,300,000	1,041,300,000
預金保険機構債発行残高	1,300,000,000	800,000,000

ウ 特定住宅金融専門会社債権債務処理勘定

この勘定は、旧住宅金融専門会社から譲り受けた貸付債権等の財産の管理、回収及び処分等を行う債権処理会社への助成金の交付、借入れに係る債務の保証、納付金の収納等に関する経理を行うものである。

(ア) 収入支出決算

収 入	収入決定済額(千円)		
21 事業年度	11,898,496		
20 事業年度	12,834,443		
支 出	支出予算現額(千円)	支出決定済額(千円)	不用額(千円)
21 事業年度	11,993,905	11,890,468	103,436
20 事業年度	13,409,776	12,854,953	554,822

(イ) 損 益

区 分	21 事業年度(千円)	20 事業年度(千円)
経常収益	23,182,743	25,138,224
うち金融安定化拠出基金戻入	11,624,274	12,604,124
経常費用	50,206,314	67,385,070
うち債権処理会社助成事業費	38,648,052	54,850,977
特別損失	207	7
当期損失金	27,023,777	42,246,853
(損失金の処理)		
翌事業年度に繰越欠損金として整理 (繰越欠損金)	27,023,777 (405,684,907)	42,246,853 (363,438,054)

(ウ) 金融安定化拠出基金

区 分	21 事業年度末(千円)	20 事業年度末(千円)
金融安定化拠出基金残高	908,458,139	908,796,037

(エ) 主な業務実績

区 分	21 事業年度 千円	(20 事業年度) 千円
債権処理会社への業務推進助成金の交付	11,624,274	12,604,124

エ 金融再生勘定

〔 この勘定は、特別公的管理銀行に係る処理や一般金融機関からの資産の買取り等を行う特定協定銀行に対する貸付け等に関する経理を行うものである。 〕

(ア) 収入支出決算

収 入	収入決定済額(千円)		
21 事業年度	837,745,421		
20 事業年度	823,533,249		
支 出	支出予算現額(千円)	支出決定済額(千円)	不用額(千円)
21 事業年度	1,049,817,804	835,325,368	214,492,435
20 事業年度	1,248,430,629	831,051,686	417,378,942

不用額の主なものは、借入返済金(支出予算現額 4563 億円)の 2058 億円である。

(イ) 損 益

区 分	21 事業年度(千円)	20 事業年度(千円)
経常収益	67,758,020	147,632,941
うち資産買取事業収入	14,536,964	24,065,963
うち特定協定銀行納付金収入	12,099,514	29,682,082
経常費用	58,348,908	133,112,377
うち事業外費用	13,942,928	15,122,428
うち資産買取事業費	5,039,524	76,549,425
特別損失	156	—
当期利益金	9,408,956	14,520,563
(利益金の処理)		
翌事業年度に繰越欠損金の補てんに充当	9,408,956	14,520,563
(繰越欠損金)	(309,144,214)	(323,664,778)

(ウ) 借 入 金 等

区 分	21 事業年度末(千円)	20 事業年度末(千円)
借入金残高(市中金融機関)	250,800,000	250,500,000
預金保険機構債発行残高	1,650,000,000	1,670,000,000

オ 金融機能早期健全化勘定

〔 この勘定は、金融機関等の株式等の引受け等(資本増強)を行う協定銀行に対する資金の貸付け等に関する経理を行うものである。 〕

(ア) 収入支出決算

収 入	収入決定済額(千円)		
21 事業年度	170,520,219		
20 事業年度	648,136,989		
支 出	支出予算現額(千円)	支出決定済額(千円)	不用額(千円)
21 事業年度	108,890,750	9,058,540	99,832,209
20 事業年度	740,492,731	555,151,734	185,340,996

不用額の主なものは、協定銀行貸付金(支出予算現額 998 億余円)の 998 億余円である。

(イ) 損 益

区 分	21 事業年度(千円)	20 事業年度(千円)
経常収益	58,320,748	29,087,068
うち協定銀行納付金収入	36,859,051	5,980,146
うち事業外収益	14,062,609	13,810,110
経常費用	9,099,528	10,035,495
うち事業外費用	9,038,923	9,974,322
特別損失	2	—
当期利益金	49,221,217	19,051,573
(利益金の処理)		
翌事業年度に積立金として整理 (積立金)	49,221,217 (1,480,222,377)	19,051,573 (1,461,170,804)

(ウ) 預金保険機構債発行残高

区 分	21 事業年度末(千円)	20 事業年度末(千円)
預金保険機構債発行残高	1,000,000,000	1,000,000,000

カ 金融機能強化勘定

この勘定は、金融機関等又は組織再編成金融機関等の株式等の引受け等(資本増強)を行う協定銀行に対する資金の貸付け等に関する経理を行うものである。

(ア) 収入支出決算

収 入	収入決定済額(千円)		
21 事業年度	511,462,861		
20 事業年度	196,403,804		
支 出	支出予算現額(千円)	支出決定済額(千円)	不用額(千円)
21 事業年度	24,156,581,367	517,611,930	23,638,969,436
20 事業年度	12,070,185,159	190,341,543	11,879,843,615

不用額の主なものは、借入返済金(支出予算現額 11 兆 9999 億円)の 11 兆 8327 億円、協定銀行貸付金(同 12 兆 0006 億円)の 11 兆 6509 億円及び事業外費用(同 1556 億余円)の 1550 億余円である。

(イ) 損 益

区 分	21 事業年度(千円)	20 事業年度(千円)
経常収益	1,116,771	561,438
うち協定銀行貸付金利息収入	633,000	311,849
経常費用	722,359	423,031
うち事業外費用	634,573	331,765
当期利益金	394,412	138,406
(利益金の処理)		
翌事業年度に積立金として整理 (積立金)	394,412 (696,193)	138,406 (557,786)

(ウ) 借 入 金

区 分	21 事業年度末(千円)	20 事業年度末(千円)
借入金残高(市中金融機関)	348,700,000	167,200,000



(エ) 主な業務実績

区 分	21 事業年度	(20 事業年度)
協定銀行への資本増強の委託	8 金融機関 188,000,000 千円	3 金融機関 121,000,000 千円

キ 被害回復分配金支払勘定

〔 この勘定は、振り込み詐欺等の犯罪行為による被害者に対する被害回復分配金の支払等のため、預金等に係る債権の消滅手続の開始等に係る公告等の業務に関する経理を行うものである。 〕

(ア) 収入支出決算

収 入	収入決定済額(千円)		
21 事業年度	3,530,069		
20 事業年度	474,203		
支 出	支出予算現額(千円)	支出決定済額(千円)	不用額(千円)
21 事業年度	1,114,519	696,242	418,276
20 事業年度	522,536	451,319	71,216

(イ) 損 益

区 分	21 事業年度(千円)	20 事業年度(千円)
経常収益	3,030,069	14,203
うち被害回復分配金残余納付金	2,828,250	14,176
経常費用	196,223	200,897
うち一般管理費	195,196	200,319
当期利益金(△当期損失金)	2,833,846	△186,694
(利益金又は損失金の処理)		
翌事業年度に繰越欠損金として整理	—	186,694
翌事業年度に繰越欠損金の補てんに充当	186,694	—
翌事業年度に積立金として整理	2,647,151	—
(繰越欠損金)	(186,694)	(—)

(ウ) 借 入 金

区 分	21 事業年度末(千円)	20 事業年度末(千円)
借入金残高(市中金融機関)	210,000	210,000

(エ) 主な業務実績

区 分	21 事業年度	(20 事業年度)
主な公告の実施		
対象預金等債権の消滅手続が開始された旨等の公告	23 回	16 回
消滅預金等債権について被害回復分配金の支払手続が開始された旨等の公告	23 回	11 回
被害回復分配金の支払手続が終了した旨等の公告	25 回	9 回

ク 企業再生支援勘定

〔この勘定は、株式会社企業再生支援機構に対する出資等に関する経理を行うものである。〕

(ア) 収入支出決算

収 入	収入決定済額(千円)		
21 事業年度	19,694,862		
支 出	支出予算現額(千円)	支出決定済額(千円)	不用額(千円)
21 事業年度	20,008,705	19,667,318	341,386

(イ) 損 益

区 分	21 事業年度(千円)
経常収益	35,062
うち企業再生支援機構設立負担金	35,062
経常費用	37,518
うち企業再生支援機構設立費	35,062
当期損失金	2,456
(損失金の処理)	
翌事業年度に繰越欠損金として整理	2,456

(ウ) 主な業務実績

区 分	21 事業年度
株式会社企業再生支援機構に対する出資	19,629,800 千円

II 金融機関の資本の増強のために使用された公的資金の状況

機構では、預金保険法、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律(平成10年法律第143号)等に基づき、直接又は協定銀行に委託して金融機関等の資本増強に関する業務を行っており、10年3月から22年3月までに、48金融機関(資本増強時の金融機関数)に対して計12兆7364億余円に及ぶ公的資金(政府保証を付して資金の借入れ又は債券の発行により調達した資金)を使用して資本増強を実施した。

このうち、21事業年度末現在までに計9兆5029億余円が返済され、同事業年度末における未返済残高は22金融機関(現在の金融機関数)で計3兆2334億余円となっている。

これらの状況を金融機関別に整理して示すと、次表のとおりとなっている。

表 公的資金による資本増強の対象とされた金融機関(平成21事業年度末現在) (単位:億円)

No.	金融機関名	資本増強時金融機関名	実施年月	資本増強額	返済額	残高
1	㈱りそなホールディングス	注(1)	平成10年3月	1,000	1,000	—
		①旧㈱大和銀行	平成11年3月	4,080	4,080	—
		①㈱りそな銀行	平成15年6月	19,600	347	19,252
		②旧㈱あさひ銀行	平成10年3月	1,000	1,000	—
			平成11年3月	5,000	4,000	1,000
		③㈱近畿大阪銀行	平成13年4月	600	—	600
計			31,280	10,427	20,852	
2	㈱新生銀行	④旧㈱日本長期信用銀行	平成10年3月	1,766	466	1,300
			平成12年3月	2,400	1,200	1,200
			計	4,166	1,666	2,500
3	㈱あおぞら銀行	⑤旧㈱日本債券信用銀行	平成10年3月	600	—	600
			平成12年10月	2,600	1,047	1,552
			計	3,200	1,047	2,152
4	中央三井トラスト・ホールディングス㈱	⑥旧三井信託銀行㈱	平成10年3月	1,000	1,000	—
			平成11年3月	4,002	3,499	503
		⑦旧中央信託銀行㈱	平成10年3月	600	600	—
			平成11年3月	1,500	—	1,500
		計		7,102	5,099	2,003

(単位：億円)

No.	金融機関名	資本増強時金融機関名	実施年月	資本増強額	返済額	残高
5	⑧株北洋銀行		平成21年3月	1,000	—	1,000
6	⑨株千葉興業銀行		平成12年9月	600	—	600
7	⑩全国信用協同組合連合会		平成21年9月	450	—	450
8	株西日本シティ銀行	⑪旧株福岡シティ銀行	平成14年1月	700	350	350
9	⑫株東和銀行		平成21年12月	350	—	350
10	⑬株紀陽ホールディングス		平成18年11月	315	—	315
11	⑭株第三銀行		平成21年9月	300	—	300
12	⑮株東日本銀行		平成13年3月	200	—	200
13	⑯株みちのく銀行		平成21年9月	200	—	200
14	⑰株きらやか銀行		平成21年9月	200	—	200
15	⑱株南日本銀行		平成21年3月	150	—	150
16	⑲株高知銀行		平成21年12月	150	—	150
17	⑳株宮崎太陽銀行		平成22年3月	130	—	130
18	㉑株岐阜銀行		平成13年4月	120	—	120
19	㉒フィデアホールディングス株		平成22年3月	100	—	100
20	㉓株豊和銀行		平成18年12月	90	—	90
21	㉔株琉球銀行		平成11年9月	400	340	60
22	㉕株福邦銀行		平成21年3月	60	—	60
23	株みずほフィナンシャルグループ	㉖旧株第一勧業銀行	平成10年3月	990	990	—
			平成11年3月	9,000	9,000	—
		㉗旧株富士銀行	平成10年3月	1,000	1,000	—
			平成11年3月	10,000	10,000	—
		㉘旧株日本興業銀行	平成10年3月	1,000	1,000	—
			平成11年3月	6,000	6,000	—
		㉙旧安田信託銀行株	平成10年3月	1,500	1,500	—
計			29,490	29,490	—	
24	株三菱UFJフィナンシャル・グループ	㉚旧株三和銀行	平成10年3月	1,000	1,000	—
			平成11年3月	7,000	7,000	—
		㉛旧株東海銀行	平成10年3月	1,000	1,000	—
			平成11年3月	6,000	6,000	—
		㉜旧東洋信託銀行株	平成10年3月	500	500	—
			平成11年3月	2,000	2,000	—
		㉝旧三菱信託銀行株	平成10年3月	500	500	—
			平成11年3月	3,000	3,000	—
㉞旧株東京三菱銀行	平成10年3月	1,000	1,000	—		
計			22,000	22,000	—	

第6章 第2節 第7 2 事業団等 (2) 預金保険機構

(単位：億円)

第6章 第2節 第7 2 事業団等 (2) 預金保険機構

No.	金融機関名	資本増強時金融機関名	実施年月	資本増強額	返済額	残高
25	㈱三井住友フィナンシャルグループ	㊸旧㈱さくら銀行	平成10年3月	1,000	1,000	—
			平成11年3月	8,000	8,000	—
		㊹旧㈱住友銀行	平成10年3月	1,000	1,000	—
			平成11年3月	5,010	5,010	—
	計		15,010	15,010	—	
26	㊺住友信託銀行㈱		平成10年3月	1,000	1,000	—
			平成11年3月	2,000	2,000	—
	計			3,000	3,000	—
27	㊻㈱横浜銀行		平成10年3月	200	200	—
			平成11年3月	2,000	2,000	—
	計			2,200	2,200	—
28	㈱ほくほくフィナンシャルグループ	㊼㈱北陸銀行	平成10年3月	200	200	—
			平成11年9月	750	750	—
		㊽㈱北海道銀行	平成12年3月	450	450	—
		計		1,400	1,400	—
29	㈱あしぎんフィナンシャルグループ 注(2)	㊾㈱足利銀行	平成10年3月	300	300	—
			平成11年9月	750	750	—
			平成11年11月	300	300	—
		計		1,350	1,350	—
30	㈱もみじホールディングス	㊿旧㈱広島総合銀行	平成11年9月	400	400	—
31	㊽㈱八千代銀行		平成12年9月	350	350	—
32	㊾㈱熊本ファミリー銀行		平成12年2月	300	300	—
33	㈱九州親和ホールディングス 注(3)	㊿旧㈱九州銀行	平成14年3月	300	300	—
34	㊿㈱関西さわやか銀行		平成13年3月	120	120	—
35	㊿㈱和歌山銀行		平成14年1月	120	120	—
36	㊿㈱関東つくば銀行		平成15年9月	60	60	—
	合計			127,364	95,029	32,334

注(1) 旧㈱大和銀行は合併等により㈱りそな銀行となったが、旧㈱大和銀行が存続会社であることから㈱りそな銀行と同一法人として整理している。

注(2) ㈱あしぎんフィナンシャルグループは、子会社の㈱足利銀行が15年11月29日に特別危機管理銀行になったことにより、会社更生手続を経て17年12月26日に解散した。

注(3) ㈱九州親和ホールディングスは、子会社の㈱親和銀行(旧㈱九州銀行)が別の銀行持株会社の完全子会社として経営統合されることに伴い19年8月29日に解散した。

(3) 東京地下鉄株式会社

この会社は、東京都の特別区の存する区域及びその付近の主として地下において、鉄道事業及びこれに附帯する事業を經營することを目的として設立されているものである。その資本金は21事業年度末現在で581億円(うち国の出資310億3431万余円)となっている。

同会社の21事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 貸借対照表

区 分	21 事業年度末 (千円)	20 事業年度末 (千円)	区 分	21 事業年度末 (千円)	20 事業年度末 (千円)
資産	1,251,320,740	1,257,380,850	負債	923,773,307	959,042,528
うち鉄道事業固定 資産	1,060,756,814	1,060,340,244	うち社債	390,000,000	415,000,000
			うち長期借入金	293,840,790	290,022,896
			純資産	327,547,433	298,338,322
			うち資本金	58,100,000	58,100,000
			うち資本剰余金	62,167,000	62,167,000

(イ) 損益計算書

区 分	21 事業年度(千円)	20 事業年度(千円)
経常収益	345,339,343	351,287,385
うち鉄道事業営業収益	333,489,630	337,172,935
経常費用	281,791,664	282,837,498
うち鉄道事業営業費	255,161,060	256,923,054
経常利益	63,547,678	68,449,886
特別利益	6,140,777	14,935,634
特別損失	6,479,581	15,336,825
法人税、住民税及び事業税	22,770,000	22,930,000
法人税等調整額	3,115,402	3,930,735
当期純利益	37,323,472	41,187,959
(繰越利益剰余金の変動)		
繰越利益剰余金(前期末残高)	76,720,618	78,802,096
特別償却準備金の積立て	△ 208,085	△ 174,418
特別償却準備金の取崩し	91,412	38,980
別途積立金の積立て	△ 29,000,000	△ 35,000,000
剰余金の配当	△ 8,134,000	△ 8,134,000
当期純利益	37,323,472	41,187,959
変動額合計	72,799	△ 2,081,478
繰越利益剰余金(当期末残高)	76,793,417	76,720,618

(ウ) 主な業務実績

区 分	21 事業年度	(20 事業年度)
(年度末営業キロ程)		
鉄 道	195.1km	195.1km
(年間旅客鉄道事業輸送 実績)		
輸 送 人 員	2,309 百万人	2,321 百万人
輸 送 人 キ ロ	18,518 百万人キロ	18,423 百万人キロ
(年度末車両保有数)		
電 車	2,717 両	2,665 両

なお、この会社について検査した結果、本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項1件(800ページ参照)を掲記した。

(4) 東日本高速道路株式会社、(5) 中日本高速道路株式会社、(6) 西日本高速道路株式会社

これらの会社は、各会社ごとに定められた区域内の高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うことなどにより、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的として設立されているものである。その資本金は21事業年度末現在で東日本高速道路株式会社525億円、中日本高速道路株式会社650億円、西日本高速道路株式会社475億円(各会社とも全額国の出資)となっている。

各会社の21事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

**東日本高速道路株式会社**

(ア) 貸借対照表

区 分	21 事業年度末 (千円)	20 事業年度末 (千円)	区 分	21 事業年度末 (千円)	20 事業年度末 (千円)
資産	768,489,691	781,236,338	負債	634,214,202	649,260,623
うち仕掛道路資産	361,349,512	346,903,981	うち道路建設関係 社債	289,218,459	289,209,610
			うち道路建設関係 長期借入金	125,000,000	105,000,000
			純資産	134,275,489	131,975,714
			うち資本金	52,500,000	52,500,000
			うち資本剰余金	58,793,635	58,793,635

(イ) 損益計算書

区 分	21 事業年度(千円)	20 事業年度(千円)
経常収益	782,940,751	857,348,437
うち料金収入	571,150,867	663,963,641
経常費用	777,946,196	851,341,091
うち道路資産賃借料	400,401,491	497,589,165
経常利益	4,994,555	6,007,346
特別利益	1,022,659	—
特別損失	414,471	96,002
法人税、住民税及び事業税	3,952,968	3,250,000
法人税等調整額	△ 650,000	—
当期純利益	2,299,774	2,661,343
(繰越利益剰余金の変動)		
繰越利益剰余金(前期末残高)	6,712,664	6,166,548
別途積立金の積立	△ 811,413	△ 2,115,227
当期純利益	2,299,774	2,661,343
変動額合計	1,488,360	546,116
繰越利益剰余金(当期末残高)	8,201,025	6,712,664

(ウ) 主な業務実績

区 分	21 事業年度末	(20 事業年度末)
供 用	41 路線 3,567km	41 路線 3,483km
建 設	10 路線 303km	10 路線 379km

なお、この会社について検査した結果、本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項1件(806ページ参照)を掲記した。

中日本高速道路株式会社

(ア) 貸借対照表

区 分	21 事業年度末 (千円)	20 事業年度末 (千円)	区 分	21 事業年度末 (千円)	20 事業年度末 (千円)
資産	1,481,628,253	1,298,426,542	負債	1,306,937,738	1,125,472,767
うち仕掛道路資産	1,034,688,262	854,287,728	うち道路建設関係 社債	693,530,653	573,528,720
			うち道路建設関係 長期借入金	406,940,000	352,940,000
			純資産	174,690,514	172,953,775
			うち資本金	65,000,000	65,000,000
			うち資本剰余金	71,650,292	71,650,292

(イ) 損益計算書

区 分	21 事業年度(千円)	20 事業年度(千円)
経常収益	563,678,611	777,886,211
うち料金収入	446,865,225	557,720,978
経常費用	558,739,121	769,476,289
うち道路資産賃借料	316,952,952	439,043,889
経常利益	4,939,490	8,409,921
特別利益	298,806	239,139
特別損失	136,827	235,635
法人税、住民税及び事業税	3,970,000	2,420,000
法人税等調整額	△ 605,269	630,085
当期純利益	1,736,738	5,363,340
(繰越利益剰余金の変動)		
繰越利益剰余金(前期末残高)	5,363,340	10,360,704
高速道路事業積立金の積立て	△ 2,649,305	△ 6,467,073
別途積立金の積立て	△ 2,714,034	△ 3,893,631
当期純利益	1,736,738	5,363,340
変動額合計	△ 3,626,601	△ 4,997,363
繰越利益剰余金(当期末残高)	1,736,738	5,363,340

(ウ) 主な業務実績

区 分	21 事業年度末	(20 事業年度末)
供 用	23 路線 1,751km	23 路線 1,751km
建 設	8 路線 419km	8 路線 419km

なお、この会社について検査した結果、本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項1件(806 ページ参照)を掲記した。

西日本高速道路株式会社

(ア) 貸借対照表

区 分	21 事業年度末 (千円)	20 事業年度末 (千円)	区 分	21 事業年度末 (千円)	20 事業年度末 (千円)
資産	676,544,946	681,693,991	負債	542,209,769	549,990,525
うち仕掛道路資産	300,510,501	292,666,992	うち道路建設関係 社債	289,481,686	293,095,943
			うち道路建設関係 長期借入金	20,704,000	50,000,000
			純資産	134,335,176	131,703,465
			うち資本金	47,500,000	47,500,000
			うち資本剰余金	55,497,524	55,497,524

(イ) 損益計算書

区 分	21 事業年度(千円)	20 事業年度(千円)
経常収益	849,951,264	791,126,862
うち料金収入	525,215,380	614,493,692
経常費用	841,063,734	785,678,858
うち道路資産賃借料	367,648,661	468,516,686
経常利益	8,887,530	5,448,003
特別利益	312,884	527,937
特別損失	1,509,935	198,535
法人税、住民税及び事業税	5,218,768	1,570,000
過年度法人税等	—	428,783
法人税等調整額	△ 160,000	569,636
当期純利益	2,631,711	3,208,985
(繰越利益剰余金の変動)		
繰越利益剰余金(前期末残高)	8,196,193	8,045,485
別途積立金の積立て	△ 1,502,228	△ 3,058,277
当期純利益	2,631,711	3,208,985
変動額合計	1,129,482	150,708
繰越利益剰余金(当期末残高)	9,325,676	8,196,193

(ウ) 主な業務実績

区 分		21 事業年度末		(20 事業年度末)	
供	用	50 路線	3,338km	49 路線	3,301km
建	設	6 路線	195km	9 路線	228km

なお、この会社について検査した結果、本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項2件(806、811 ページ参照)を掲記した。

(7) 本州四国連絡高速道路株式会社

この会社は、本州と四国を連絡する自動車専用道路等の新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うことなどにより、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的として設立されているものである。その資本金は21事業年度末現在で40億円(うち国の出資26億6522万円)となっている。

同会社の21事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 貸借対照表

区 分	21 事業年度末 (千円)	20 事業年度末 (千円)	区 分	21 事業年度末 (千円)	20 事業年度末 (千円)
資産	38,371,687	41,117,871	負債	25,909,878	29,053,148
うち高速道路事業 固定資産	8,976,488	9,297,221	うち道路建設関係 長期借入金	3,700,000	3,877,000
			純資産	12,461,809	12,064,722
			うち資本金	4,000,000	4,000,000
			うち資本剰余金	4,000,000	4,000,000



## (イ) 損益計算書

区 分	21 事業年度(千円)	20 事業年度(千円)
経常収益	61,411,176	80,227,179
うち料金収入	53,576,069	72,896,055
経常費用	60,852,117	78,525,195
うち道路資産賃借料	35,838,773	53,728,627
経常利益	559,059	1,701,984
特別利益	330,536	140,314
法人税、住民税及び事業税	492,509	645,487
過年度法人税、住民税及び事業税	—	193,825
当期純利益	397,086	1,002,985
(繰越利益剰余金の変動)		
繰越利益剰余金(前期末残高)	1,164,236	971,731
別途積立金の積立	△ 914,698	△ 810,481
当期純利益	397,086	1,002,985
変動額合計	△ 517,612	192,504
繰越利益剰余金(当期末残高)	646,623	1,164,236

## (ウ) 主な業務実績

区 分	21 事業年度末	(20 事業年度末)
供 用	3 路線 173km	3 路線 173km

なお、この会社について検査した結果、本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項1件(814 ページ参照)を掲記した。

## (8) 全国健康保険協会

この協会は、健康保険の被保険者(健康保険組合の組合員である被保険者を除く。)に係る健康保険事業及び船員保険の被保険者に係る船員保険事業を行い、もって被保険者及びその被扶養者における健康の保持増進及び良質かつ効率的な医療の享受の実現を図ることを目的として設置されているものである。その資本金は21 事業年度末現在で70 億5940 万余円(全額国の出資)となっている。

同協会の会計は、健康保険及び船員保険の2 勘定に区分して経理されている。このうち船員保険勘定は、船員保険法(昭和14 年法律第73 号)の改正(22 年1 月1 日施行)により、同協会が22 年1 月から船員保険を管掌することとなり、これに関する経理を行うために設けられたものである。

同協会の勘定別の21 事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 健康保険勘定

(注) 20事業年度は20年10月1日から21年3月31日までである。

(ア) 貸借対照表

区 分	21 事業年度末 (千円)	20 事業年度末 (千円)	区 分	21 事業年度末 (千円)	20 事業年度末 (千円)
資産	514,103,158	770,108,361	負債	769,355,077	553,032,271
流動資産	505,336,279	760,694,023	流動負債	753,030,772	536,919,762
うち現金及び預金	18,015,704	262,009,199	うち未払金	488,179,697	495,269,126
うち未収入金	491,931,616	501,359,094	うち短期借入金	241,000,000	—
固定資産	8,766,878	9,414,337	固定負債	16,324,304	16,112,509
うちソフトウェア	6,113,238	6,321,236	うち退職給付引当金	14,431,642	13,365,894
			純資産	△ 255,251,918	217,076,090
			資本金	6,594,277	6,594,277
			準備金	210,481,812	128,883,372
			承継調整積立金	—	128,099,804
			繰越欠損金	472,328,009	46,501,364

(イ) 損益計算書

区 分	21 事業年度(千円)	20 事業年度(千円)
経常費用	8,039,198,613	3,988,029,834
うち保険給付費	4,438,788,312	2,205,170,859
経常収益	7,567,218,909	3,941,377,611
うち保険料等交付金収益	6,339,182,444	3,291,610,000
経常損失	471,979,704	46,652,222
特別利益(△特別損失)	△ 345,598	153,462
法人税、住民税及び事業税	2,706	2,603
当期純損失	472,328,009	46,501,364
(利益の処分又は損失の処理)		
当期末処理損失		
当期純損失	472,328,009	46,501,364
承継調整積立金取崩額		
承継調整積立金取崩額	—	128,099,804
利益処分額又は損失処理額		
健康保険法第160条の2の準備金繰入額	—	81,598,440
健康保険法第160条の2の準備金取崩額	210,481,812	—
次期繰越欠損金	261,846,196	—

(ウ) 主な業務実績

区 分	21 事業年度	(20 事業年度)
被保険者数(事業年度末)	19,528 千人	19,506 千人
医 療 給 付	3,943,826,288 千円	1,932,121,434 千円
現金給付(傷病手当金等)	494,962,023 千円	273,049,425 千円
拠出金等(後期高齢者支援金等)	2,877,173,849 千円	1,441,379,973 千円
介 護 納 付 金	621,833,818 千円	296,155,548 千円

イ 船員保険勘定

(注) 21事業年度は22年1月1日から3月31日までである。

(ア) 貸借対照表

区 分	21 事業年度末 (千円)	区 分	21 事業年度末 (千円)
資産	35,362,416	負債	3,740,966
流動資産	34,829,725	流動負債	3,381,994
うち現金及び預 金	30,701,648	うち未払金	3,141,773
固定資産	532,690	固定負債	358,972
うちソフトウェ ア	463,940	うち退職給付引 当金	355,421
		純資産	31,621,449
		資本金	465,124
		準備金	23,810,029
		船員保険承継調整 積立金	5,346,026
		利益剰余金	2,000,268

(イ) 損益計算書

区 分	21 事業年度(千円)
経常費用	13,605,707
うち保険給付費	8,230,066
経常収益	15,605,976
うち保険料等交付金収益	12,943,000
経常利益	2,000,269
法人税、住民税及び事業税	0
当期純利益	2,000,268
(利益の処分)	
当期末処分利益	
当期純利益	2,000,268
船員保険承継調整積立金取崩額	
船員保険承継調整積立金取崩額	5,346,026
利益処分額	
船員保険法第124条の準備金繰入 額	7,346,295
次期繰越利益	—

(ウ) 主な業務実績

区 分	21 事業年度
被保険者数(事業年度末)	60,848 人
職務上の事由による年金 等の支給	
受給権者数	2,318 人
支給額	1,613,681 千円
医療給付	5,110,154 千円
現金給付(傷病手当金等)	1,506,229 千円
拠出金等(後期高齢者支 援金等)	3,086,337 千円
介護納付金	799,986 千円

なお、この協会について検査した結果、不当事項1件((835):816ページ参照)を掲記した。

(9) 日本年金機構

この機構は、厚生労働大臣の監督の下に、政府が管掌する厚生年金保険事業及び国民年金事業に関し、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)及び国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定に基づく業務等を行うことにより、政府が管掌する年金事業の適正な運営並びに厚生年金保険制度及び国民年金制度に対する国民の信頼の確保を図り、もって国民生活の安定に寄与することを目的として設置されているものである。その資本金は21事業年度末現在で1031億1159万余円(全額国の出資)となっている。

なお、同機構は、22年1月1日に、日本年金機構法(平成19年法律第109号)の施行により、社会保険庁から厚生年金保険事業及び国民年金事業等について国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものを承継して設立されたものである。

同機構の21事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(注1) 同機構の21事業年度は、22年1月1日から3月31日までである。

(ア) 貸借対照表

区 分	21 事業年度末 (千円)	区 分	21 事業年度末 (千円)
資産	150,694,025	負債	26,591,046
うち建物	34,280,254	うち未払金	18,720,897
うち土地	65,820,250	純資産	124,102,979
		資本金	103,111,590
		資本剰余金 <sup>(注2)</sup>	△ 478,574
		利益剰余金	21,469,964

(注2) 資本剰余金には、損益外減価償却累計額△482,391千円が計上されている。

(イ) 損益計算書

区 分	21 事業年度(千円)
経常費用	53,422,903
うち業務経費	48,902,054
経常収益	74,892,867
うち運営費交付金収益	74,784,826
当期純利益	21,469,964
当期総利益	21,469,964
(利益の処分)	
当期末処分利益	
当期総利益	21,469,964
利益処分数額	
国庫納付準備金	21,469,964

(ウ) 主な業務実績

区 分	21 事業年度
厚生年金保険適用事業所数(事業年度末)	1,753 千事業所
国民年金第1号被保険者数(事業年度末)	19,851 千人
ねんきん定期便発送件数	17,459 千件
年金相談者数	3,283 千人

なお、この機構について検査した結果、意見を表示し又は処置を要求した事項2件(819ページ参照)を掲記した。

## [3] 独立行政法人、国立大学法人等の決算

国が資本金の2分の1以上を出資している独立行政法人、国立大学法人等のうち、15独立行政法人及び5国立大学法人の平成21年度決算についてみると、次のとおりである。

## (独立行政法人)

独立行政法人は、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)等の定めるところにより設立される法人である。

独立行政法人のうち、国が資本金の2分の1以上を出資している独立行政法人で、第3章に「不当事項」、「意見を表示し又は処置を要求した事項」又は「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」を掲記した独立行政法人は15法人あり、これらの独立行政法人に係る平成21事業年度の貸借対照表、損益計算書及び利益の処分又は損失の処理の概要は次表のとおりである。

なお、21事業年度において国庫納付を行った独立行政法人については、国庫納付金の納付額を参考として掲載している。

[以下の表中で「不当」は「不当事項」を、「意・処」は「意見を表示し又は処置を要求した事項」を、「処置済」は「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」を示す。]

(単位：百万円)

## 第6章 第2節 第7 2 独立行政法人

項目	(注1) 法人名	国立印刷局	農畜産業振興機構			
			(注2)	畜産勘定	野菜勘定	砂糖勘定
貸借対照表 (21事業年度末)	資 産	444,239	375,154	242,728	100,694	2,216
	負 債	102,657	392,838	211,888	100,401	72,894
	うち運営費交付金債務	—	1,019	122	—	530
	純 資 産	341,581	△ 17,683	30,839	293	△ 70,677
	うち 資 本 金	300,800	30,959	29,966	293	—
	うち政府出資金	300,800	30,959	29,966	293	—
	うち資本剰余金	△ 1,584	—	—	—	—
うち利益剰余金 (△繰越欠損金)	42,366	△ 48,643	873	—	△ 70,677	
損 益 計 算	経 常 費 用	67,606	315,893	194,928	14,545	70,156
	経 常 収 益	77,761	235,411	133,235	14,545	55,683
	うち運営費交付金収益	—	1,734	384	—	933
	経 常 利 益(△経常損失)	10,155	△ 80,481	△ 61,693	△ 0	△ 14,472
	臨 時 損 失	—	0	—	0	—
	臨 時 利 益	—	61,702	61,695	0	3
	特 別 損 失	3,261	—	—	—	—
	特 別 利 益	965	—	—	—	—
	当 期 純 利 益 (△ 当 期 純 損 失)	7,859	△ 18,779	2	—	△ 14,468
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	—	5,427	—	—	—
目 的 積 立 金 取 崩 額	—	—	—	—	—	
当 期 総 利 益 (△ 当 期 総 損 失)	7,859	△ 13,351	2	—	△ 14,468	
利益の処分又は損失の処理 (21事業年度)	当 期 未 処 分 利 益 (△ 当 期 未 処 理 損 失)	7,859	X	2	—	△ 70,677
	当 期 総 利 益 (△ 当 期 総 損 失)	7,859		2	—	△ 14,468
	前 期 繰 越 欠 損 金	—		—	—	56,209
	積 立 金	7,859		2	—	—
	目 的 積 立 金 <sup>(注3)</sup>	—		—	—	—
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	—		—	—	—
	目 的 積 立 金 取 崩 額	—		—	—	—
	積 立 金 取 崩 額	—		—	—	—
次 期 繰 越 欠 損 金	—	—	—	—	70,677	
(参考)						
国庫納付金の納付額 <sup>(注4)</sup>	—	22,723	—	—	16,110	
うち積立金の処分による国 庫納付額 <sup>(注5)</sup>						
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)	処置済1 (P821)		不当 意・処1 (P825、826、827、829、830)			

(単位：百万円)

項目		法人名	農 畜 産 業 振 興 機 構				(注6) 国際協力機構
			でん粉勘定	補給金等勘定	肉用子牛勘定	債務保証勘定	一 般 勘 定
貸借対照表 (21事業年度末)	資 産		1,828	26,930	633	382	178,860
	負 債		2,109	5,497	304	1	107,074
		うち運営費交付金債務	360	—	5	—	23,975
	純 資 産		△ 280	21,433	328	380	71,785
		うち資本金	—	—	328	371	83,332
		うち政府出資金	—	—	328	371	83,332
		うち資本剰余金 (△繰越欠損金)	—	—	—	—	△ 15,346
	うち利益剰余金 (△繰越欠損金)	△ 280	21,433	—	9	3,799	
損 益 計 算	経 常 費 用		14,111	26,829	12,776	1	218,824
	経 常 収 益		15,220	21,401	12,775	5	220,448
		うち運営費交付金収益	269	—	147	—	152,459
	経 常 利 益 (△経常損失)		1,109	△ 5,427	△ 0	3	1,623
	臨 時 損 失		—	—	—	—	509
	臨 時 利 益		—	—	0	0	0
	特 別 損 失		—	—	—	—	—
特 別 利 益		—	—	—	—	—	
書 (21事業年度)	当 期 純 利 益 (△ 当 期 純 損 失)		1,109	△ 5,427	—	4	1,114
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額		—	5,427	—	—	190
	目的積立金取崩額		—	—	—	—	—
	当 期 総 利 益 (△ 当 期 総 損 失)		1,109	—	—	4	1,304
利益の処分又は損失の処理 (21事業年度)	当 期 未 処 分 利 益 (△ 当 期 未 処 理 損 失)		△ 280	—	—	4	1,304
		当 期 総 利 益 (△ 当 期 総 損 失)	1,109	—	—	4	1,304
		前期繰越欠損金	1,390	—	—	—	—
	積 立 金		—	—	—	4	1,304
	目 的 積 立 金 (注3)		—	—	—	—	—
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額		—	—	—	—	—
	目的積立金取崩額		—	—	—	—	—
積 立 金 取 崩 額		—	—	—	—	—	
次 期 繰 越 欠 損 金		280	—	—	—	—	
(参考)	国 庫 納 付 金 の 納 付 額 (注4)		6,613	—	—	—	—
	うち積立金の処分による国 庫納付額 (注5)						
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)			不当 意・処1 (P825、826、827、829、830)				意・処1 (P832)

(単位：百万円)

## 第6章 第2節 第7 2 独立行政法人

法人名 項目		科学技術振興機構 <sup>(注7)</sup>			日本学術振興会 <sup>(注7)</sup>	
		一般勘定	文献情報提供勘定	一般勘定	一般勘定	
貸借対照表 (21事業年度末)	資産	127,672	109,493	18,676	145,852	6,768
	負債	45,605	45,222	882	144,233	5,150
	うち運営費交付金債務	3,836	3,836	—	101	101
	純資産	82,066	64,271	17,794	1,618	1,618
	うち資本金	193,881	99,747	94,134	1,063	1,063
	うち政府出資金	193,824	99,747	94,076	1,063	1,063
	うち資本剰余金 (△繰越欠損金)	△ 36,930	△ 36,949	18	△ 247	△ 247
損益計算書 (21事業年度)	経常費用	119,081	115,436	4,504	174,186	155,512
	経常収益	119,867	116,190	4,536	174,318	155,643
	うち運営費交付金収益	104,899	104,899	—	29,157	29,157
	経常利益(△経常損失)	786	754	31	131	131
	臨時損失	2,991	2,981	9	0	0
	臨時利益	3,116	3,010	105	—	—
	特別損失	—	—	—	—	—
	特別利益	—	—	—	—	—
	当期純利益 (△当期純損失)	870	747	123	130	130
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	0	0	—	—	—
目的積立金取崩額	—	—	—	—	—	
当期総利益 (△当期総損失)	870	747	123	130	130	
利益の処分又は損失の処理 (21事業年度)	当期末処分利益 (△当期末処理損失)		747	△ 76,358		130
	当期総利益 (△当期総損失)		747	123		130
	前期繰越欠損金		—	76,481		—
	積立金		631	—		130
	目的積立金 <sup>(注3)</sup>		115	—		—
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額		—	—		—
	目的積立金取崩額		—	—		—
	積立金取崩額		—	—		—
次期繰越欠損金		—	76,358		—	
(参考)	国庫納付金の納付額 <sup>(注4)</sup>	—	—	—	—	—
	うち積立金の処分による国 庫納付額 <sup>(注5)</sup>					
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)		意・処1 (P833)			不当15 意・処1 (P836、838)	



(単位：百万円)

法人名		(注7) 日本学術振興会		福 祉 医 療 機 構				
		先端研究助 成業務勘定	研究者海外 派遣業務勘定		一 般 勘 定	長寿・子育て・障害者 基金勘定	共 済 勘 定	
項目								
貸借対照表 (21事業年度末)	資 産	134,317	4,836	6,139,573	3,107,950	289,305	12,793	
	負 債	134,317	4,836	3,375,969	3,103,504	93	12,793	
		うち運営費交付金債務	—	—	126	1	—	77
	純 資 産	—	—	2,763,603	4,445	289,212	—	
		うち資本金	—	—	2,685,297	5,534	278,710	—
		うち政府出資金	—	—	2,685,297	5,534	278,710	—
		うち資本剰余金 (△繰越欠損金)	—	—	△ 1,100	△ 1,088	—	—
損 益 計 算 書 (21事業年度)	経 常 費 用	15,838	2,836	181,986	67,104	4,054	81,191	
	経 常 収 益	15,838	2,836	271,937	67,104	4,239	89,045	
		うち運営費交付金収益	—	—	3,831	3,162	—	570
	経 常 利 益(△経常損失)	—	—	89,951	—	184	7,854	
	臨 時 損 失	—	—	10,227	—	—	8,267	
	臨 時 利 益	—	—	1,030	—	613	413	
	特 別 損 失	—	—	—	—	—	—	
	特 別 利 益	—	—	—	—	—	—	
	当 期 純 利 益 (△ 当 期 純 損 失)	—	—	80,754	—	798	—	
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	—	—	52	—	10	—	
目的積立金取崩額	—	—	—	—	—	—		
当 期 総 利 益 (△ 当 期 総 損 失)	—	—	80,807	—	808	—		
利益の処分又は損失の処理 (21事業年度)	当 期 未 処 分 利 益 (△ 当 期 未 処 理 損 失)	—	—		—	808	—	
		当 期 総 利 益 (△ 当 期 総 損 失)	—	—		808	—	
		前 期 繰 越 欠 損 金	—	—		—	—	
	積 立 金	—	—		—	808	—	
	目 的 積 立 金 <sup>(注3)</sup>	—	—		—	—	—	
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	—	—		—	—	—	
	目的積立金取崩額	—	—		—	—	—	
	積立金取崩額	—	—		—	—	—	
次 期 繰 越 欠 損 金	—	—		—	—	—		
(参考)								
国庫納付金の納付額 <sup>(注4)</sup>	—	—	415,483	—	—	—		
うち積立金の処分による国 庫納付額 <sup>(注5)</sup>								
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)	不当15 意・処1 (P836、838)		処置済1 (P846)					

(単位：百万円)

第6章 第2節 第7 2 独立行政法人

法人名 項目		福 祉 医 療 機 構					日本貿易振興機構
		保 険 勘 定	年 金 担 保 貸 付 勘 定	労 災 年 金 担 保 貸 付 勘 定	承 継 債 権 管 理 回 収 勘 定	承 継 教 育 資 金 貸 付 け あ っ せ ん 勘 定 <sup>(注8)</sup>	
貸借対照表 (21事業年度末)	資 産	60,359	187,790	5,946	2,475,426	—	95,326
	負 債	69,994	187,317	69	2,196	—	14,250
	うち運営費交付金債務	47	—	—	—	—	3,380
	純 資 産	△ 9,634	473	5,876	2,473,229	—	81,076
	うち 資 本 金	—	—	5,831	2,395,221	—	82,590
	うち政府出資金	—	—	5,831	2,395,221	—	82,590
	うち資本剰余金	—	△ 11	—	—	—	△ 3,361
うち利益剰余金 (△繰越欠損金)	△ 9,634	485	45	78,008	—	987	
損 益 計 算 書 (21事業年度)	経 常 費 用	21,431	3,866	39	4,298	—	34,601
	経 常 収 益	24,991	4,206	42	82,307	—	34,658
	うち運営費交付金収益	98	—	—	—	—	21,385
	経 常 利 益(△経常損失)	3,560	339	3	78,008	—	56
	臨 時 損 失	1,959	—	—	—	—	20
	臨 時 利 益	—	—	3	—	—	16
	特 別 損 失	—	—	—	—	—	—
	特 別 利 益	—	—	—	—	—	—
	当 期 純 利 益 (△ 当 期 純 損 失)	1,600	339	7	78,008	—	53
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	—	41	0	—	—	11
目的積立金取崩額	—	—	—	—	—	—	
当 期 総 利 益 (△ 当 期 総 損 失)	1,600	381	7	78,008	—	64	
利益の処分又は損失の処理 (21事業年度)	当 期 未 処 分 利 益 (△ 当 期 未 処 理 損 失)	△ 9,634	381	7	78,008	—	64
	当 期 総 利 益 (△ 当 期 総 損 失)	1,600	381	7	78,008	—	64
	前 期 繰 越 欠 損 金	11,235	—	—	—	—	—
	積 立 金	—	381	7	78,008	—	64
	目 的 積 立 金 <sup>(注3)</sup>	—	—	—	—	—	—
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	—	—	—	—	—	—
	目的積立金取崩額	—	—	—	—	—	—
	積立金取崩額	—	—	—	—	—	—
次 期 繰 越 欠 損 金	9,634	—	—	—	—	—	
(参考) 国庫納付金の納付額	<sup>(注4)</sup>	—	—	—	415,483	—	300
	<sup>(注5)</sup> うち積立金の処分による国庫納付額						
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)		処置済1 (P846)					処置済2 (P850、852)

(単位：百万円)

項目		法人名	鉄道建設・運輸施設整備支援機構				
			建設勘定	海事勘定	基礎的研究等勘定	助成勘定	特例業務勘定
貸借対照表 (21事業年度末)	資 産	12,685,218	7,143,287	239,169	62,838	3,749,274	3,381,006
	負 債	10,314,930	6,845,386	225,711	62,676	3,143,947	1,927,561
	うち運営費交付金債務	50	—	—	16	33	—
	純 資 産	2,370,288	297,900	13,457	162	605,327	1,453,445
	うち 資 本 金	119,603	56,169	63,267	66	100	—
	うち政府出資金	118,603	56,169	62,267	66	100	—
	うち資本剰余金 (△繰越欠損金)	240,449	235,709	4,786	△ 46	—	—
うち利益剰余金 (△繰越欠損金)	2,010,235	6,020	△ 54,596	142	605,227	1,453,445	
損 益 計 算 書 (21事業年度)	経 常 費 用	821,632	247,689	32,629	869	796,568	36,153
	経 常 収 益	873,536	248,610	27,146	986	748,170	140,902
	うち運営費交付金収益	584	—	10	331	242	—
	経 常 利 益(△経常損失)	51,903	920	△ 5,483	116	△ 48,398	104,749
	臨 時 損 失	19,136	29	7	0	2	19,096
	臨 時 利 益	12,794	45	100	—	—	12,648
	特 別 損 失	—	—	—	—	—	—
	特 別 利 益	—	—	—	—	—	—
	当 期 純 利 益 (△ 当 期 純 損 失)	45,562	937	△ 5,390	116	△ 48,400	98,301
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	48,409	—	—	—	48,409	—
目的積立金取崩額	—	—	—	—	—	—	
当 期 総 利 益 (△ 当 期 総 損 失)	93,972	937	△ 5,390	116	8	98,301	
利益の処分又は損失の処理 (21事業年度)	当 期 未 処 分 利 益 (△ 当 期 未 処 理 損 失)		937	△ 54,596	116	8	98,301
	当 期 総 利 益 (△ 当 期 総 損 失)		937	△ 5,390	116	8	98,301
	前 期 繰 越 欠 損 金		—	49,205	—	—	—
	積 立 金		937	—	116	8	98,301
	目 的 積 立 金 <sup>(注3)</sup>		—	—	—	—	—
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額		—	—	—	—	—
	目的積立金取崩額		—	—	—	—	—
	積立金取崩額		—	—	—	—	—
次 期 繰 越 欠 損 金		—	54,596	—	—	—	
(参考)							
国庫納付金の納付額 <sup>(注4)</sup>	—	—	—	—	—	—	
うち積立金の処分による国 庫納付額 <sup>(注5)</sup>							
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)				意・処1 処置済1 (P695、854)			

(単位：百万円)

第6章 第2節 第7 2 独立行政法人

項目		法人名	石油天然ガス・金属鉱物資源機構				
			石油天然ガス勘定	金属鉱業備蓄・探鉱融資等勘定	金属鉱業一般勘定	金属鉱業鉱害防止積立金勘定	金属鉱業鉱害防止事業基金勘定
貸借対照表(21事業年度末)	資 産	1,507,745	1,404,965	79,713	16,133	1,859	5,244
	負 債	1,183,829	1,138,712	28,235	15,191	1,819	39
	うち運営費交付金債務	16,444	15,329	39	1,075	—	—
	純 資 産	323,916	266,252	51,477	941	39	5,204
	うち 資 本 金	303,257	254,757	47,601	898	—	—
	うち政府出資金	303,257	254,757	47,601	898	—	—
	うち資本剰余金(△繰越欠損金)	4,904	△ 3,680	3,573	△ 55	—	5,066
損 益 計 算 書(21事業年度)	経 常 費 用	127,772	117,044	873	9,764	18	71
	経 常 収 益	118,868	107,976	995	9,786	24	84
	うち運営費交付金収益	16,967	13,552	71	3,343	—	—
	経 常 利 益(△経常損失)	△ 8,904	△ 9,067	121	22	6	12
	臨 時 損 失	35	35	0	0	—	—
	臨 時 利 益	16	16	—	—	—	—
	特 別 損 失	—	—	—	—	—	—
	特 別 利 益	—	—	—	—	—	—
	当 期 純 利 益(△当期純損失)	△ 8,923	△ 9,086	121	22	6	12
	前中期目標期間繰越積立金取崩額	6,314	6,314	—	—	—	—
目的積立金取崩額	—	—	—	—	—	—	
当 期 総 利 益(△当期総損失)	△ 2,608	△ 2,772	121	22	6	12	
利益の処分又は損失の処理(21事業年度)	当 期 未 処 分 利 益(△当期未処理損失)		△ 6,886	121	22	6	12
	当 期 総 利 益(△当期総損失)		△ 2,772	121	22	6	12
	前 期 繰 越 欠 損 金		4,114	—	—	—	—
	積 立 金		—	121	22	6	10
	目 的 積 立 金 <sup>(注3)</sup>		—	—	—	—	—
	前中期目標期間繰越積立金取崩額		—	—	—	—	—
	目的積立金取崩額		—	—	—	—	—
	積立金取崩額		—	—	—	—	—
次 期 繰 越 欠 損 金		6,886	—	—	—	—	
(参考)	国庫納付金の納付額 <sup>(注4)</sup>	—	—	—	—	—	—
	うち積立金の処分による国庫納付額 <sup>(注5)</sup>						
第3章に掲記した事項及び件数(参照ページ)		処置済1 (P857)					

(単位：百万円)

項目	法人名	雇用・能力開発機構				労働者健康福祉機構
		一般勘定	財形勘定	宿舍等勘定		
貸借対照表 (21事業年度末)	資 産	1,584,956	284,182	843,705	457,686	447,442
	負 債	948,249	86,878	854,748	7,240	295,487
	うち運営費交付金債務	10,563	10,227	335	—	547
	純 資 産	636,706	197,303	△ 11,043	450,446	151,955
	うち 資 本 金	747,837	290,543	1,000	456,293	148,280
	うち政府出資金	747,495	290,201	1,000	456,293	148,280
	うち資本剰余金 (△繰越欠損金)	△ 160,323	△ 96,880	—	△ 63,442	40,116
損 益 計 算 書 (21事業年度)	経 常 費 用	139,022	101,547	10,739	26,735	304,082
	経 常 収 益	156,791	102,303	16,246	38,241	299,643
	うち運営費交付金収益	65,572	65,048	524	—	9,951
	経 常 利 益(△経常損失)	17,769	755	5,507	11,506	△ 4,438
	臨 時 損 失	201	40	—	160	562
	臨 時 利 益	24	—	24	—	—
	特 別 損 失	—	—	—	—	—
	特 別 利 益	—	—	—	—	—
	当 期 純 利 益 (△ 当 期 純 損 失)	17,592	715	5,531	11,345	△ 5,000
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	374	374	—	—	—
目 的 積 立 金 取 崩 額	—	—	—	—	—	
当 期 総 利 益 (△ 当 期 総 損 失)	17,967	1,090	5,531	11,345	△ 5,000	
利益の処分又は損失の処理 (21事業年度)	当 期 未 処 分 利 益 (△ 当 期 未 処 理 損 失)		1,090	△ 12,043	11,345	△ 36,442
	当 期 総 利 益 (△ 当 期 総 損 失)		1,090	5,531	11,345	△ 5,000
	前 期 繰 越 欠 損 金		—	17,574	—	31,441
	積 立 金		1,090	—	11,345	—
	目 的 積 立 金 (注3)		—	—	—	—
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額		—	—	—	—
	目 的 積 立 金 取 崩 額		—	—	—	—
	積 立 金 取 崩 額		—	—	—	—
次 期 繰 越 欠 損 金		—	12,043	—	36,442	
(参考)	国 庫 納 付 金 の 納 付 額 (注4)	—	—	—	—	194
	うち積立金の処分による国 庫納付額 (注5)					—
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)			不当 2 処置済 1 (P860、862、863)			不当 4 (P866)

(単位：百万円)

## 第6章 第2節 第7 2 独立行政法人

項目	法人名	(注7) 国立病院機 構	環 境 再 生 保 全 機 構				
			公害健康被 害補償予防 業務勘定	石綿健康被 害救済業務 勘定	基金勘定	承継勘定	
貸借対照表 (21事業年度末)	資 産	1,219,566	306,226	60,094	49,341	98,956	97,834
	負 債	806,743	237,200	14,228	49,301	85,010	88,660
	うち運営費交付金債務	—	552	91	—	175	286
	純 資 産	412,822	69,026	45,866	39	13,945	9,173
	うち 資 本 金	195,608	16,044	6,071	—	9,401	571
	うち政府出資金	195,608	16,044	6,071	—	9,401	571
	うち資本剰余金 (△繰越欠損金)	182,458	43,470	38,908	39	4,544	△ 22
損 益 計 算 書 (21事業年度)	経 常 費 用	788,242	73,255	51,771	5,517	2,155	13,811
	経 常 収 益	827,002	74,292	51,173	5,517	2,155	15,446
	うち運営費交付金収益	43,900	1,552	360	—	636	555
	経 常 利 益(△経常損失)	38,760	1,037	△ 597	—	—	1,634
	臨 時 損 失	4,500	0	0	—	—	0
	臨 時 利 益	495	615	614	—	—	0
	特 別 損 失	—	—	—	—	—	—
	特 別 利 益	—	—	—	—	—	—
	当 期 純 利 益 (△ 当 期 純 損 失)	34,755	1,651	16	—	—	1,634
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	—	34	34	—	—	—
目 的 積 立 金 取 崩 額	—	—	—	—	—	—	
当 期 総 利 益 (△ 当 期 総 損 失)	34,755	1,686	51	—	—	1,634	
利益の処分又は損失の処理 (21事業年度)	当 期 未 処 分 利 益 (△ 当 期 未 処 理 損 失)	34,755		51	—	—	1,634
	当 期 総 利 益 (△ 当 期 総 損 失)	34,755		51	—	—	1,634
	前 期 繰 越 欠 損 金	—		—	—	—	—
	積 立 金	—		51	—	—	1,634
	目 的 積 立 金 <sup>(注3)</sup>	34,755		—	—	—	—
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	—		—	—	—	—
	目 的 積 立 金 取 崩 額	—		—	—	—	—
	積 立 金 取 崩 額	—		—	—	—	—
次 期 繰 越 欠 損 金	—		—	—	—	—	
(参考) 国庫納付金の納付額	(注4)	3,164	2,987	165	—	674	2,147
	(注5) うち積立金の処分による国 庫納付額	(注9) 3,164	(注10) 2,987	(注10) 165	—	(注10) 674	(注10) 2,147
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)	不当11 (P869)					不当1 (P872)	

(単位：百万円)

項目		法人名		都市再生機構		日本高速道路保有・債務返済機構	
		都市再生勘定	宅地造成等経過勘定	高速道路勘定	鉄道勘定		
貸借対照表 (21事業年度末)	資 産	15,219,375	13,237,248	1,982,127	41,574,760	41,297,826	276,952
	負 債	14,481,783	12,479,814	2,001,969	33,971,447	33,715,448	256,016
	うち運営費交付金債務	—	—	—	—	—	—
	純 資 産	737,592	757,434	△ 19,842	7,603,313	7,582,377	20,936
	うち 資 本 金	1,058,168	970,478	87,690	4,983,550	4,962,660	20,890
	うち政府出資金	1,056,168	968,478	87,690	3,722,026	3,701,135	20,890
	うち資本剰余金 (△繰越欠損金)	29,251	29,251	—	846,161	847,608	△ 1,446
損 益 計 算 書 (21事業年度)	経 常 費 用	943,085	718,348	224,747	1,461,515	1,452,451	9,083
	経 常 収 益	1,002,396	798,256	204,151	1,431,551	1,422,157	9,412
	うち運営費交付金収益	—	—	—	—	—	—
	経 常 利 益(△経常損失)	59,311	79,908	△ 20,596	△ 29,964	△ 30,293	329
	臨 時 損 失	18,080	17,975	104	539	539	0
	臨 時 利 益	2,162	1,772	389	398,810	398,450	360
	特 別 損 失	—	—	—	—	—	—
	特 別 利 益	—	—	—	—	—	—
	当 期 純 利 益 (△ 当 期 純 損 失)	43,393	63,704	△ 20,311	368,307	367,617	689
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	—	—	—	—	—	—
目的積立金取崩額	—	—	—	—	—	—	
当 期 総 利 益 (△ 当 期 総 損 失)	43,393	24,072	19,320	368,307	367,617	689	
利益の処分又は損失の処理 (21事業年度)	当 期 未 処 分 利 益 (△ 当 期 未 処 理 損 失)		△ 242,296	△ 107,287		367,617	689
	当 期 総 利 益 (△ 当 期 総 損 失)		24,072	19,320		367,617	689
	前 期 繰 越 欠 損 金		266,369	126,608		—	—
	積 立 金		—	—		367,617	689
	目 的 積 立 金 (注3)		—	—		—	—
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額		—	—		—	—
	目的積立金取崩額		—	—		—	—
	積立金取崩額		—	—		—	—
次 期 繰 越 欠 損 金		242,296	107,287		—	—	
(参考)	国庫納付金の納付額 (注4)	—	—	—	—	—	—
	うち積立金の処分による国 庫納付額 (注5)	—	—	—			
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)		意・処1 処置済2 (P875、882、884)			処置済1 (P806)		

- (注1) 各法人の名称中「独立行政法人」は、記載を省略した。
- (注2) 複数の勘定を有する法人については各勘定の欄とは別に法人全体の欄を設けたが、勘定相互間の債権債務、費用収益は相殺消去することとされているため、法人全体の欄の額は各勘定の額の合計とは一致しない場合がある。なお、利益の処分又は損失の処理は各勘定ごとに行い、法人全体では行わないとされていることから、法人全体の「利益の処分又は損失の処理」の計数はない。
- (注3) 22年10月20日現在において、独立行政法人通則法第44条第3項の規定により主務大臣の承認を受けようとする額又は受けた額をいう。
- (注4) キャッシュ・フロー計算書において、国庫納付金の支払額又は政府出資の払戻による支出として表示された額をいう。
- (注5) 前事業年度が中期目標期間の最後の事業年度となっている法人において、21事業年度に積立金の全部又は一部を国庫納付した額をいう。また、前事業年度が中期目標期間の最後の事業年度ではない法人については、この欄に斜線を付している。
- (注6) 独立行政法人国際協力機構有償資金協力勘定については1125ページ参照
- (注7) 財務諸表は、22年10月20日現在のものである。
- (注8) 承継教育資金貸付けあっせん勘定に係る業務は、独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)に基づき20事業年度から業務を休止している。
- (注9) 独立行政法人国立病院機構法(平成14年法律第191号)第15条第3項の規定によるものである。
- (注10) 独立行政法人環境再生保全機構法(平成15年法律第43号)第13条第3項の規定によるものである。

#### (国立大学法人)

国立大学法人は、大学の教育研究に対する国民の要請にこたえとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図るため、国立大学を設置して教育研究を行うことを目的として、国立大学法人法(平成15年法律第112号)の定めるところにより設立される法人である。

国立大学法人のうち、第3章に「不当事項」又は「意見を表示し又は処置を要求した事項」を掲記した国立大学法人は5法人あり、これらの国立大学法人に係る平成21事業年度の貸借対照表、損益計算書及び利益の処分の概要は次表のとおりである。

[以下の表中で「不当」は「不当事項」を、「意・処」は「意見を表示し又は処置を要求した事項」を示す。]



(単位：百万円)

項目		(注) 法人名	東 北 大 学	東京学芸大学	東京芸術大学	山 口 大 学	琉 球 大 学
		貸借対照表 (21事業年度末)	資 産		366,373	174,215	70,824
負 債			161,254	9,101	6,831	39,200	24,690
	うち運営費交付金債務		—	—	—	—	—
純 資 産			205,118	165,114	63,993	33,468	24,281
	う ち 資 本 金		180,220	165,199	56,399	16,235	14,872
	うち政府出資金		180,220	165,199	56,399	16,235	14,872
	う ち 資 本 剰 余 金		10,636	△1,031	7,381	7,737	1,457
	う ち 利 益 剰 余 金		14,261	946	212	9,494	7,951
損 益 計 算 書 (21事業年度)	経 常 費 用		119,437	12,955	7,884	39,553	32,338
	経 常 収 益		120,236	13,078	7,858	40,408	32,560
		うち運営費交付金収益	44,247	8,411	4,832	12,966	13,023
	経 常 利 益(△経常損失)		799	122	△ 25	854	222
	臨 時 損 失		367	0	79	227	14
	臨 時 利 益		2,917	435	162	1,422	779
	当 期 純 利 益		3,350	556	57	2,049	986
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額		—	—	—	—	—
	目 的 積 立 金 取 崩 額		179	104	133	551	41
当 期 総 利 益		3,529	661	190	2,601	1,028	
利 益 の 処 分 (21事業年度)	当 期 未 処 分 利 益		3,529	661	190	2,601	1,028
		当 期 総 利 益	3,529	661	190	2,601	1,028
		前 期 繰 越 欠 損 金	—	—	—	—	—
	積 立 金		9,428	801	190	2,616	1,569
	目 的 積 立 金		—	—	—	—	—
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額		—	—	—	—	—
	積 立 金 取 崩 額		—	—	—	—	—
	次 期 繰 越 欠 損 金		—	—	—	—	—
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)		意・処1 (P 889)	意・処1 (P 889)	意・処1 (P 889)	不当1 (P 894)	意・処1 (P 889)	

(注) 各法人の名称中「国立大学法人」は、記載を省略した。

### 3 日本放送協会の決算

日本放送協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内放送を行い又は当該放送番組を委託して放送させるとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、併せて国際放送及び委託協会国際放送業務を行うことを目的として設置されているものである。その純資産総額は平成 21 事業年度末現在で 5594 億 4836 万余円となっている。

同協会の会計は、一般、番組アーカイブ業務及び受託業務等の 3 勘定に区分して経理されている。

同協会の勘定別の 21 事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

#### ア 一般勘定

##### (ア) 貸借対照表

区 分	21 事業年度末 (千円)	20 事業年度末 (千円)	区 分	21 事業年度末 (千円)	20 事業年度末 (千円)
資産	853,354,775	823,513,543	負債	290,403,090	272,962,508
流動資産	198,796,703	186,497,052	流動負債	208,536,371	195,257,576
うち有価証券	96,395,271	81,598,362	うち受信料前受 金	121,454,541	119,828,120
固定資産	645,158,071	623,616,491	固定負債	81,866,719	77,704,932
うち長期保有有 価証券	195,396,872	174,741,939	うち退職給付引 当金	51,366,318	33,399,214
特定資産	9,400,000	13,400,000	純資産	562,951,684	550,551,035
放送債券償還積 立資産	9,400,000	13,400,000	承継資本	163,375	163,375
			固定資産充当資本	436,694,667	430,350,937
			剰余金	126,093,642	120,036,722

##### (イ) 損益計算書

区 分	21 事業年度(千円)	20 事業年度(千円)
経常事業収入	665,571,216	661,610,688
うち受信料	653,372,443	649,446,026
経常事業支出	646,260,874	628,888,819
うち国内放送費	274,664,702	272,652,656
経常事業収支差金	19,310,341	32,721,869
経常事業外収入	8,589,814	11,976,287
うち財務収入	5,727,236	9,563,702
経常事業外支出	16,078,145	15,583,555
財務費	16,078,145	15,583,555
経常事業外収支差金	△ 7,488,331	△ 3,607,268
経常収支差金	11,822,010	29,114,601
特別収入	4,866,001	1,670,323
うち固定資産売却益	3,813,903	1,293,239
特別支出	4,287,362	3,195,855
うち固定資産除却損	2,241,902	2,989,759
当期事業収支差金	12,400,649	27,589,070
(事業収支差金の処分)		
当期事業収支差金	12,400,649	27,589,070
資本支出充当	—	3,378,000
事業収支剰余金	12,400,649	24,211,070

(ウ) 主な業務実績

区 分	21 事業年度	(20 事業年度)
(1 日平均放送時間)		
国内放送		
テレビジョン		
地上放送(総合放送及び教育放送)	45 時間 00 分	45 時間 13 分
地上デジタル放送(総合放送及び教育放送)	44 時間 57 分	45 時間 12 分
衛星放送(衛星第1放送及び衛星第2放送)	48 時間 00 分	48 時間 00 分
衛星デジタル放送(デジタル第1放送、デジタル第2放送及びデジタルハイビジョン放送)	69 時間 21 分	69 時間 04 分
ラジオ(第1放送、第2放送及びFM放送)	66 時間 35 分	66 時間 44 分
国際放送		
テレビジョン		
世界のほぼ全地域向け(注1)放送		4 月～9 月 23 時間 57 分
外国人向け	23 時間 23 分	10 月～2 月 23 時間 58 分
		2 月～3 月 23 時間 10 分
邦人向け	5 時間 03 分	10 月～3 月 4 時間 43 分
北米向け放送及び欧州向け放送	10 時間 17 分	4 月～9 月 11 時間 47 分
		10 月～3 月 10 時間 33 分
ラジオ(日本語放送、その他の言語による放送及び衛星ラジオ国際放送)	55 時間 09 分	49 時間 25 分

(注1) 世界のほぼ全地域向け放送は、20年10月から外国人向け放送と邦人向け放送に区分した。

区 分	21 事業年度	(20 事業年度)
(放送受信契約)		
事業年度末放送受信契約件数	38,932 千件	38,202 千件
受信料調定額(A)	653,391,041 千円	649,638,985 千円
調定年度内の収納額(B)	638,422,487 千円	633,591,157 千円
未 収 金	14,968,553 千円	16,047,828 千円
収納率(B/A)	97.71%	97.53%

イ 番組アーカイブ業務勘定

この勘定は、同協会が既に放送した放送番組等をインターネット等を通じて一般の利用に供する業務に関する経理を行うものである。

(ア) 貸借対照表

区 分	21 事業年度末 (千円)	20 事業年度末 (千円)	区 分	21 事業年度末 (千円)	20 事業年度末 (千円)
資産	260,565	231,400	負債	3,763,884	1,540,914
流動資産	146,136	84,095	うち流動負債	3,704,102	1,460,658
うち未収金	139,896	79,960	うち一般勘定短期借入金	3,343,248	1,311,722
固定資産	114,429	147,305	純資産	△3,503,318	△1,309,514
うち器具	86,721	102,972	欠損金	△3,503,318	△1,309,514

(イ) 損益計算書

区 分	21 事業年度(千円)	20 事業年度(千円)
経常事業収入	295,121	50,720
視聴料収入	295,121	50,720
経常事業支出	2,584,598	1,416,979
うち既放送番組配信費	2,094,427	1,112,912
経常事業収支差金	△2,289,477	△1,366,258
経常事業外収入	95,673	56,744
うち財務収入	95,507	56,644
経常事業外収支差金	95,673	56,744
経常収支差金	△2,193,804	△1,309,514
当期事業収支差金	△2,193,804	△1,309,514

(ウ) 主な業務実績

区 分	21 事業年度	(20 事業年度)
番組アーカイブ視聴料 件 数	556,761 件	98,763 件
収入 金 額	295,121 千円	50,720 千円

(注2) 20 事業年度の業務実績は、20 年 12 月からのサービス開始後のものである。

ウ 受託業務等勘定

〔 この勘定は、同協会の保有する施設又は設備を一般の利用に供し又は賃貸する業務及び委託を受  
けて放送番組等を制作する業務等に関する経理を行うものである。 〕

(ア) 貸借対照表

区 分	21 事業年度末 (千円)	20 事業年度末 (千円)	区 分	21 事業年度末 (千円)	20 事業年度末 (千円)
資産	29,117	53,722	負債	29,117	53,722
流動資産	29,117	53,722	流動負債	29,117	53,722
うち未収金	25,524	53,722	うち一般勘定短期借入金	—	45,306
			うちその他の流動負債	20,600	298

(イ) 損益計算書

区 分	21 事業年度(千円)	20 事業年度(千円)
経常事業収入	1,542,588	1,868,377
受託業務等収入	1,542,588	1,868,377
経常事業支出	1,243,965	1,576,781
受託業務等費	1,243,965	1,576,781
経常事業収支差金	298,623	291,595
経常事業外支出	54,655	50,678
財務費	54,655	50,678
経常事業外収支差金	△54,655	△50,678
当期事業収支差金	243,968	240,917
(事業収支差金の処分)		
当期事業収支差金	243,968	240,917
一般勘定への繰入れ	243,968	240,917

(ウ) 主な業務実績

区 分	21 事業年度	(20 事業年度)
保有する施設等の賃貸等による業務収入 件 数	1,343 件	879 件
金 額	1,531,410 千円	1,003,118 千円

なお、この協会について検査した結果、意見を表示し又は処置を要求した事項 1 件(896 ページ参照)を掲記した。